



令和 6 年度 大学機関別認証評価

評価結果報告書

令和 7 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

巻 頭 言

日本高等教育評価機構（以下「評価機構」という。）は、日本私立大学協会を母体として、平成 16(2004)年 11 月 25 日に「財団法人」として創設され、平成 24(2012)年 4 月に公益法人制度改革により「公益財団法人」に移行し、本年度創立 20 周年を迎えました。

評価機構が行う大学の認証評価の目的は、大学の自律的な質の向上及び改善を支援し、もって我が国の大学の発展に寄与することにあります。また、これまで、評価機構と各大学とのコミュニケーションを重視しながら、創設以来ピア・レビューの精神を礎に、各大学の特性に配慮するとともに、個性等を重視し、建学の精神を生かした改革・改善に資する認証評価に取り組んで来ました。

平成 17(2005)年度から令和 5(2023)年度において、延べ 885 の大学、37 の短期大学の機関別認証評価を、また、ファッション・ビジネス系専門職大学院の認証評価を 3 度実施し、特色ある取組みや他校等の参考となる優れた取組み等を公表しております。

第 3 期認証評価制度の最終年度となる令和 6(2024)年度の評価では、73 大学の認証評価の申請を受理し、自己点検評価書及び関連資料の提出を受け、約 360 人の評価員の協力を得て、書面調査及び実地調査を実施しました。その後、評価結果案について大学からの意見申立てを受付け、大学評価判定委員会において最終的な判定を行った上で「評価結果報告書」を取りまとめ、令和 7(2025)年 3 月 13 日の理事会で承認を得て、公表することとなりました。

令和 7(2025)年度から認証評価制度は第 4 期に入ります。中央教育審議会大学分科会質保証システム部会から令和 4(2022)年 3 月に発表された「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」では「学修者本位の教育の実現」の考え方を質保証システムへと反映させ、必要な情報を社会に公表し社会との対話を進める「社会に開かれた質保証」を図るという方針が示されているところです。評価機構はこれに対応するため、評価システムの大幅な見直しを行い、内部質保証の実質化を促進することを主な内容とする新しい評価システムにより認証評価を実施することとしています。

今後、認証評価の実施を通して、真に高等教育の発展に寄与できる評価を目指し、更に研さんを積んで行く所存ですので、ご支援とご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

最後に、各大学の関係者、評価員、また、日本私立大学協会及び同附置私学高等教育研究所など、ご協力いただいた多くの方々に衷心より御礼申し上げます。

令和 7(2025)年 3 月
公益財団法人 日本高等教育評価機構
理事長 安井 利一

目 次

I 令和6年度 大学機関別認証評価等について

1 評価機構の概要	9
2 目的	9
3 評価実施大学	9
4 評価体制	10
5 経過	10
6 評価結果の概要	13
資料	14
公益財団法人日本高等教育評価機構大学評価に係る評価報告書案の構成及び 判定等に関する細則	14
組織図	16
大学評価判定委員会委員名簿	16
評価員名簿	17

II 令和6年度 大学機関別認証評価 評価結果

1 愛知学泉大学	31
2 青森大学	47
3 育英大学	64
4 育英館大学	81
5 浦和大学	97
6 エリザベト音楽大学	113
7 大阪青山大学	129
8 大阪河崎リハビリテーション大学	145
9 大阪国際大学	162
10 大阪成蹊大学	178
11 大阪人間科学大学	198
12 大阪物療大学	215
13 沖縄科学技術大学院大学	233
14 沖縄キリスト教学院大学	250
15 開智国際大学	267
16 関東学園大学	283
17 共栄大学	300
18 京都芸術大学	316
19 京都情報大学院大学	334
20 京都美術工芸大学	351
21 倉敷芸術科学大学	367
22 群馬パース大学	383

23 神戸医療未来大学	401
24 国際大学	417
25 札幌大学	436
26 札幌大谷大学	453
27 札幌国際大学	470
28 山陽学園大学	487
29 四條畷学園大学.....	505
30 尚絅大学	522
31 尚絅学院大学	540
32 白梅学園大学	558
33 星槎大学	576
34 聖泉大学	594
35 清和大学	610
36 仙台大学	629
37 千里金蘭大学	649
38 第一薬科大学	666
39 太成学院大学	682
40 高崎商科大学	699
41 高千穂大学.....	717
42 宝塚医療大学	733
43 千葉科学大学	749
44 帝京平成大学	766
45 帝塚山学院大学.....	784
46 東京医療学院大学	801
47 東京通信大学	817
48 東京福祉大学	834
49 東北文化学園大学	852
50 徳島文理大学	869
51 富山国際大学	888
52 名古屋芸術大学.....	906
53 奈良学園大学	921
54 新潟食料農業大学	939
55 西九州大学.....	958
56 日本ウェルネススポーツ大学.....	976
57 日本経済大学	993
58 日本女子体育大学	1011
59 羽衣国際大学	1028
60 浜松学院大学	1044
61 東日本国際大学.....	1060
62 兵庫医科大学	1078

63 福岡国際医療福祉大学	1096
64 福山大学	1112
65 文化学園大学	1131
66 平安女学院大学	1148
67 北翔大学	1164
68 北洋大学	1182
69 八洲学園大学	1199
70 横浜商科大学	1215
71 横浜創英大学	1233
72 四日市大学	1251
73 LEC 東京リーガルマインド大学院大学	1266

I 令和6年度 大学機関別認証評価等について

1 評価機構の概要

評価機構は、日本の私立大学の約 7 割が加盟する日本私立大学協会を母体として設立された機関です。日本私立大学協会は、平成 12(2000)年 4 月に附置機関である私学高等教育研究所を設立し、主として私立大学の立場から大学評価システムの具体的なあり方に関する研究を行ってきました。その結果、私立大学の規模と多様性に対応できる柔軟かつ弾力的な評価システムが必要との基本的認識を得て、個々の大学の特性に配慮した評価を実施する認証評価機関の設立を決議し、平成 16(2004)年に、文部科学大臣から財団法人として設立の許可を得ました。その後、認証評価機関として必要な条件を整え、翌平成 17(2005)年には文部科学大臣から大学の評価を行う認証評価機関として認証を受けました。また、平成 21(2009)年に短期大学の認証評価機関として、平成 22(2010)年にはファッション・ビジネス分野の専門職大学院の認証評価機関として認証を受けました。加えて、平成 24(2012)年 4 月 1 日には公益法人改革関連法に基づき、内閣総理大臣から公益財団法人の認定を受けました。

評価機構は令和 7(2025)年 3 月 1 日現在、全国 345 大学と 27 短期大学が会員となっています。

2 目的

評価機構が大学からの要請に基づいて行う認証評価は、我が国の大学の発展に寄与するために、以下のことを目的とします。

- 各大学が行う自己点検・評価の結果分析を踏まえ、評価機構が定める評価基準に基づき、教育研究活動等の総合的な状況の評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、各大学の自主的な内部質保証の充実に支援すること。
- 各大学の個性・特色に配慮した評価を行うことにより、各大学の個性・特色ある教育研究活動等の自律的な展開を支援・促進すること。
- 各大学が教育研究活動等の総合的な状況を適切に社会に示すことにより、広く社会の支持を得ることができるよう支援すること。

3 評価実施大学

令和 6(2024)年度は、73 大学の認証評価を実施しました。大学名は以下のとおりです。

(1) 認証評価（73 大学）（五十音順）

1. 愛知学泉大学	2. 青森大学	3. 育英大学
4. 育英館大学	5. 浦和大学	6. エリザベト音楽大学
7. 大阪青山大学	8. 大阪河崎リハビリテーション大学	9. 大阪国際大学
10. 大阪成蹊大学	11. 大阪人間科学大学	12. 大阪物療大学
13. 沖縄科学技術大学院大学	14. 沖縄キリスト教学院大学	15. 開智国際大学

16. 関東学園大学	17. 共栄大学	18. 京都芸術大学
19. 京都情報大学院大学	20. 京都美術工芸大学	21. 倉敷芸術科学大学
22. 群馬パース大学	23. 神戸医療未来大学	24. 国際大学
25. 札幌大学	26. 札幌大谷大学	27. 札幌国際大学
28. 山陽学園大学	29. 四條畷学園大学	30. 尚絅大学
31. 尚絅学院大学	32. 白梅学園大学	33. 星槎大学
34. 聖泉大学	35. 清和大学	36. 仙台大学
37. 千里金蘭大学	38. 第一薬科大学	39. 太成学院大学
40. 高崎商科大学	41. 高千穂大学	42. 宝塚医療大学
43. 千葉科学大学	44. 帝京平成大学	45. 帝塚山学院大学
46. 東京医療学院大学	47. 東京通信大学	48. 東京福祉大学
49. 東北文化学園大学	50. 徳島文理大学	51. 富山国際大学
52. 名古屋芸術大学	53. 奈良学園大学	54. 新潟食料農業大学
55. 西九州大学	56. 日本ウェルネススポーツ大学	57. 日本経済大学
58. 日本女子体育大学	59. 羽衣国際大学	60. 浜松学院大学
61. 東日本国際大学	62. 兵庫医科大学	63. 福岡国際医療福祉大学
64. 福山大学	65. 文化学園大学	66. 平安女学院大学
67. 北翔大学	68. 北洋大学	69. 八洲学園大学
70. 横浜商科大学	71. 横浜創英大学	72. 四日市大学
73. LEC 東京リーガルマインド大学院大学		

4 評価体制

認証評価を実施するに当たって、国公私立大学の関係者、高等学校関係者、学協会及び経済団体の関係者等で構成する「大学評価判定委員会」（以下「判定委員会」という。）のもとに、評価員で構成する評価チームを編成しました。評価員は、会員大学等から推薦された評価員候補者の中から、申請大学の教育研究分野や地域性、規模などを勘案して選定しました。令和 6(2024)年度認証評価は、17 人の判定委員会委員と 363 人の評価員の体制で実施しました（判定に関する細則、組織図、判定委員会委員名簿、評価員名簿は 14 ページ以降を参照）。

5 経過

(1) 書面調査の開始

評価員は、評価機構の定める六つの「基準」等に基づき、大学から提出された自己点検評価書の検討・分析などを行い、所見や質問、確認事項、コメントを作成し、評価機構へ提出しました。

(2) 第 1 回評価員会議の開催

取りまとめたコメントをもとに、評価チームごとに第 1 回評価員会議を開催しました。

その後、評価員は書面調査の結果をまとめました。

(3) 実地調査と第 2、3、4 回評価員会議の開催

書面調査の結果をもとに実地調査を実施しました。書面調査の過程で生じた疑問点などを確認することを主な目的として大学関係者と面談を行い、自己点検評価書では確認ができなかった事項（施設設備や実地でしか閲覧できない資料など）について、適宜調査を行いました。併せて、学生などとの面談も実施しました。

実地調査期間中に、第 2、3、4 回評価員会議を開催し、評価員間で情報の共有や意見交換を行いました。

(4) 「評価チーム評価報告書案」の作成と第 5 回評価員会議の開催

書面調査と実地調査の結果を踏まえ、評価チームは「評価チーム評価報告書案」を作成し、第 5 回評価員会議において取りまとめました。

(5) 「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立ての受け付け

評価チームが作成した「評価チーム評価報告書案」を大学に送付し、意見申立てを受け付けました。

その結果、73 大学中 27 大学から意見申立てがありました。

(6) 判定委員会における認証評価の判定と「評価報告書案」の作成

評価チームより提出された「評価チーム評価報告書案」と、大学から提出された意見申立ての内容を踏まえて判定を行い、「評価報告書案」を作成しました。

(7) 「評価報告書案」等に対する意見申立ての実施

判定委員会が作成した「評価報告書案」を大学へ送付し、同報告書案に対する意見申立てを受け付けました。

その結果、73 大学中 8 大学から意見申立てがありました。

(8) 意見申立て審査会における意見申立て内容の審議

判定委員会の求めにより、意見申立て審査会において、「評価報告書案」に対する意見申立ての内容について審議を行いました。

(9) 判定委員会における評価結果の確定

大学からの意見申立てと意見申立て審査会での審議結果を踏まえ、評価結果を確定しました。

(10) 理事会における承認

令和 7(2025)年 3 月 13 日に、判定委員会から提出された評価結果が理事会で承認されました。

(11) 通知・公表

評価結果を大学へ通知するとともに、文部科学大臣へ報告し、ホームページ等を通じて社会に公表しました。

認証評価の経過一覧

年月日	実施項目
令和 5(2023)年 7 月末	令和 6 年度 大学機関別認証評価 申請書を受理
9 月 1 日～	令和 6 年度 大学機関別認証評価 自己評価担当者説明会の開催 (動画配信・資料公開)
19、20、21、22 日	オンライン個別相談会の開催
11 月 22 日	大学へ実地調査日程の通知
令和 6(2024)年 5 月 21 日	第 1 回大学評価判定委員会開催（認証評価を担当する評価員の承認等）
5 月 27 日	大学へ評価員の通知
6 月 3 日～	令和 6 年度 機関別認証評価 評価員セミナーの開催（動画配信）
～6 月末	自己点検評価書を受理 即日、評価チームに送付し、書面調査を開始
7 月下旬～9 月下旬	第 1 回評価員会議開催※
8 月下旬～10 月上旬	「書面質問と依頼事項」を大学へ送付※
9 月上旬～10 月下旬	「書面質問と依頼事項」に対する回答を受理※
9 月下旬～11 月下旬	実地調査の実施※ 第 2・3・4 回評価員会議開催
10 月中旬～12 月上旬	第 5 回評価員会議開催※
12 月 9 日	第 2 回大学評価判定委員会開催（改善報告書等の審査結果の承認等）
12 月 19 日	「評価チーム評価報告書案」の取りまとめ
12 月 20 日	大学へ「評価チーム評価報告書案」を送付
～令和 7(2025)年 1 月 10 日	「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理※
1 月 27 日	第 3 回大学評価判定委員会開催（評価の判定、「評価報告書案」の取りまとめ）
1 月 31 日	大学へ「評価報告書案」を送付
～2 月 12 日	「評価報告書案」に対する意見申立てを受理※
2 月 20 日	意見申立て審査会開催
3 月 3 日	第 4 回大学評価判定委員会開催（評価結果の確定）
3 月 13 日	理事会で評価結果承認
3 月 13 日	大学へ評価結果などを送付
3 月 14 日	文部科学大臣へ報告
3 月 27 日	社会へ公表

※の月日は大学別の「評価の経過一覧」を参照

6 評価結果の概要

認証評価を実施した 73 大学のうち、70 大学は、評価機構が定める大学評価基準を満たしており、「適合」と判定しました。この 70 大学のうち、37 大学に対しては令和 7(2025) 年 4 月 1 日から起算して 3 年以内に改善報告書等を当該大学のホームページに公表するとともに、評価機構への提出を求めました。

また、大学評価基準を満たしていないとした 3 大学については、「不適合」と判定しました。

「適合」とした大学 （☆は「改善報告書」の提出を求めた大学）

☆愛知学泉大学／☆青森大学／☆育英大学／☆育英館大学／☆浦和大学／エリザベト音楽大学／☆大阪青山大学／☆大阪河崎リハビリテーション大学／大阪国際大学／大阪成蹊大学／☆大阪人間科学大学／大阪物療大学／☆沖縄科学技術大学院大学／沖縄キリスト教学院大学／☆開智国際大学／☆関東学園大学／共栄大学／京都芸術大学／☆京都情報大学院大学／京都美術工芸大学／☆倉敷芸術科学大学／群馬パース大学／☆神戸医療未来大学／国際大学／札幌大学／札幌大谷大学／☆札幌国際大学／☆山陽学園大学／四條畷学園大学／☆尚絅大学／尚絅学院大学／☆白梅学園大学／☆星槎大学／聖泉大学／清和大学／仙台大学／千里金蘭大学／☆第一薬科大学／☆太成学院大学／高崎商科大学／高千穂大学／☆宝塚医療大学／☆千葉科学大学／帝京平成大学／☆帝塚山学院大学／東京医療学院大学／☆東京通信大学／☆東北文化学園大学／☆徳島文理大学／富山国際大学／☆名古屋芸術大学／☆奈良学園大学／新潟食料農業大学／☆西九州大学／☆日本経済大学／日本女子体育大学／☆羽衣国際大学／☆浜松学院大学／東日本国際大学／兵庫医科大学／福岡国際医療福祉大学／☆福山大学／文化学園大学／☆平安女学院大学／北翔大学／八洲学園大学／☆横浜商科大学／☆横浜創英大学／四日市大学／LEC 東京リーガルマインド大学院大学

「不適合」とした大学

東京福祉大学／日本ウェルネススポーツ大学／北洋大学

資料

公益財団法人日本高等教育評価機構大学評価に係る評価報告書案の構成及び判定等に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）の大学機関別認証評価に関する規程（以下「評価規程」という。）第10条第4項の定めにより、評価報告書案の構成及び判定等に関し必要な事項を定める。

(適合)

第2条 本機構が定める大学評価基準（以下「評価基準」という。）を満たしていると大学評価判定委員会（以下「判定委員会」という。）が判断した大学に対し、「適合」と判定する。

(不適合)

第3条 本機構が定める評価基準のうち、満たしていない基準があると判定委員会が判断した大学に対し、「不適合」と判定する。

2 評価の過程において、虚偽報告や事実の隠蔽等重大な社会的倫理に反する行為が意図的に行われていると判定委員会が判断した大学に対し、「不適合」と判定することができる。

(基準ごとの評価)

第4条 判定委員会は、基準項目ごとの評価を踏まえ、基準ごとに「基準を満たしている」又は「基準を満たしていない」のいずれかで評価を行う。

2 全ての基準項目を満たしている場合は、「基準を満たしている」と評価する。

3 基準1から基準5までにおいて、満たしていない基準項目がある場合、その基準の総合的な状況を勘案して、教育研究等の質が担保されていると判定委員会が確認できる場合は「基準を満たしている」と評価する。

4 基準1から基準5までにおいて、満たしていない基準項目がある場合、その基準の総合的な状況を勘案して、教育研究等の質が担保されていると判定委員会が確認できない場合は「基準を満たしていない」と評価する。

5 基準6において、満たしていない基準項目がある場合は「基準6を満たしていない。」と評価する。

(独自基準の評価)

第5条 独自基準ごとの「基準を満たしている」又は「基準を満たしていない」の評価は行わないこととし、基準項目の内容を踏まえ、基準ごとにコメントとして「概評」を記述する。

(基準項目ごとの評価)

第6条 判定委員会は、「評価の視点」の内容を踏まえ、基準項目ごとの状況を勘案し、「基準項目を満たしている」又は「基準項目を満たしていない」のいずれかで評価を行い、その「理由」を記述する。

- 2 大学の分野の特性、規模や地域性を考慮し、「優れた点」、「改善を要する点」、「参考意見」を記述する。
- 3 「優れた点」は、使命・目的及び質保証などに照らして、「優れている」と判断した事項であり、質の保証及び向上に寄与する取組み、個性・特色があり一定の成果を挙げている取組み、先進的で一定の成果を挙げている取組み、十分に成果を挙げている取組み、十分に整備され機能している取組み、又は他大学の模範となるような取組みなどがある場合に記述する。
- 4 「改善を要する点」がある場合は、「基準項目を満たしていない」と評価することができる。
- 5 「改善を要する点」は、使命・目的及び質保証などに照らして、「早急に改善の取組みが必要」と判断した事項であり、整備が不十分でほとんど機能していない場合、本機構の評価基準を明らかに満たしていない場合、又は大学設置基準などに抵触する恐れがあるなど、現状のままでは大学運営に支障をきたす可能性がある重大な不備事項（財務状況、定員充足率、専任教員数など）などがある場合に記述する。
- 6 「参考意見」は、使命・目的及び質保証などに照らして、「更なる取組みが望ましい」と判断した事項であり、整備はされているがあまり機能していない場合、又は整備・充実が望ましいがその対応については大学に判断を委ねる場合に記述する。

(評価報告書案の構成)

第7条 評価報告書案は、「評価結果」、「総評」、「基準ごとの評価」、「大学の挙げた特記事項」で構成する。

- 2 前項の「評価結果」は、「判定」、「基準ごとの評価」は、基準ごとの「評価」及び基準項目ごとの「評価」、「理由」、「優れた点」、「改善を要する点」、「参考意見」で構成する。

(改廃)

第8条 この細則の改廃は、判定委員会の議を経て理事長が決定する。

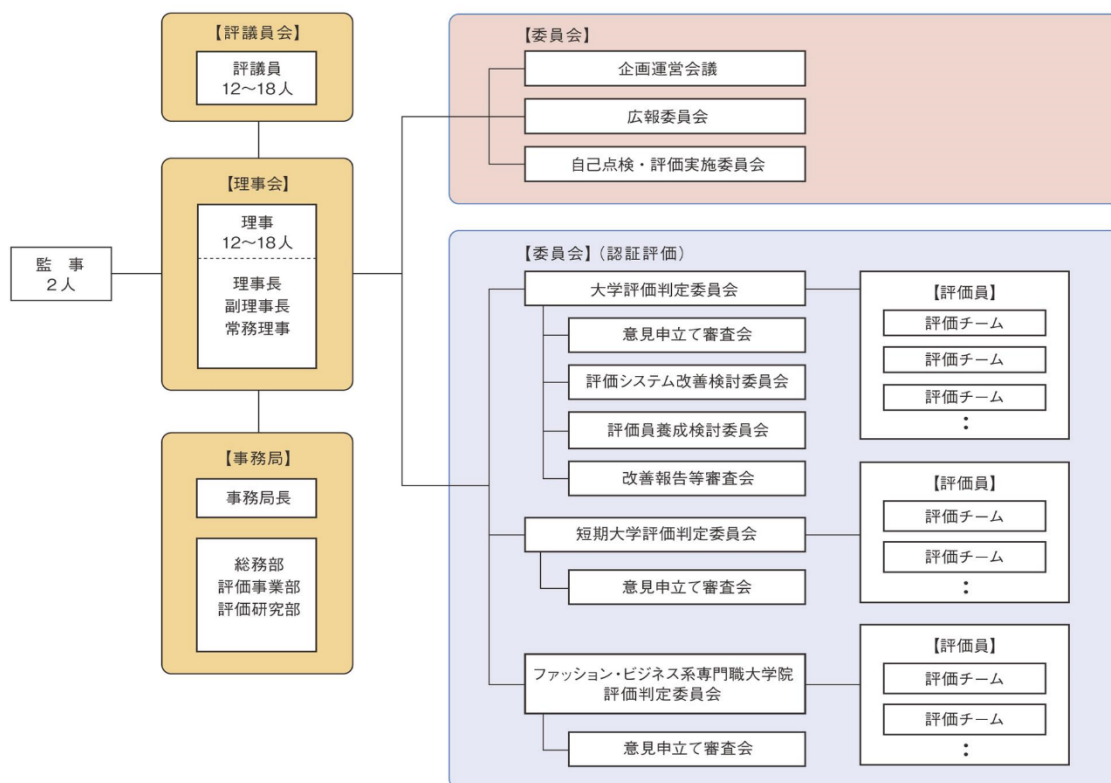
附 則

- 1 この細則は、平成30年5月23日から施行する。
- 2 公益財団法人日本高等教育評価機構大学評価の判定に関する細則は、廃止する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和元年度以前に実施した大学機関別認証評価は、なお従前の例による。

組織図



大学評価判定委員会委員名簿

(令和 7(2025)年 1 月現在 委員長・副委員長以外は五十音順)

区分	氏名	所属及び役職名
委員長	安井 利一	公益財団法人日本高等教育評価機構理事長
副委員長	冲永 佳史	学校法人帝京大学理事長 帝京大学学長 帝京大学短期大学学長
委員	浅田 尚紀	前奈良県立大学学長 兵庫県立大学名誉教授 広島市立大学名誉教授
〃	内田 伸子	お茶の水女子大学名誉教授 環太平洋大学教授
〃	大森 昭生	学校法人共愛学園理事 共愛学園前橋国際大学学長 共愛学園前橋国際大学短期大学部学長
〃	久保 公人	尚美学園大学名誉教授
〃	小林 浩	リクルート進学総研所長 リクルート「カレッジマネジメント」編集長

区分	氏名	所属及び役職名
〃	後藤 泰之	学校法人名古屋電気学園理事長 愛知工業大学学長
〃	清水 一彦	学校法人松商学園理事 松本大学学長 松本大学松商短期大学部学長
〃	高橋 あゆち	学校法人井之頭学園理事長 藤村女子中学・高等学校校長
〃	内藤 浩之	斎藤総合税理士法人代表社員
〃	畑山 浩昭	学校法人桜美林学園理事 桜美林大学学長
〃	福井 直敬	学校法人武蔵野音楽学園理事長
〃	藤井 耐	学校法人高千穂学園理事長
〃	丸木 清之	学校法人埼玉医科大学理事長
〃	両角 亜希子	東京大学大学院教育学研究科教授
〃	山谷 敬三郎	学校法人北翔大学理事長 北翔大学学長 北翔大学短期大学部学長

評価員名簿

(令和7(2025)年1月現在 五十音順)

名 前	所属機関・役職
青木 俊雄	松本歯科大学監事
赤木 裕美	南九州大学学務部長
浅川 茂	学校法人都築第一学園（横浜薬科大学）法人本部経理部経理課長
浅野 和生	平成国際大学副学長、大学院研究科長、法学部教授
浅山 敏浩	学校法人河原学園（人間環境大学）常勤監事
阿部 温子	桜美林大学リベラルアーツ学群社会領域長、教授
安部 孝	名古屋芸術大学教育学部子ども学科教授、子どもコミュニティセンター長
安部 雅隆	学校法人九州文化学園（長崎国際大学）理事、評議員、法人本部長
荒井 俊嘉	学校法人日本体育大学（日本体育大学）管理部副部長
新垣 誠	沖縄キリスト教学院大学人文学部長、教授
荒木 俊博	淑徳大学学長室課長
有田 栄次	元明海大学経理担当部長
五十嵐 勝	学校法人西南女学院（西南女学院大学）法人本部事務局長
井沢 清人	愛知工業大学研究支援本部事務長
石井 成美	愛知工業大学経営学部教授、自由ヶ丘キャンパス長、大学戦略企画室長、IR推進室長代理、大学院経営情報科学研究科長、教授

名 前	所属機関・役職
石井 智之	帝京大学学長室大学評価推進課長
石井 雅章	神田外語大学教授
石上 智規	学校法人市邨学園（名古屋経済大学）法人本部業務担当部長
石川 昭義	仁愛女子短期大学特任教授、副学長
石川 計也	帝京平成大学千葉キャンパス会計課会計係長
石川 敬史	十文字学園女子大学教育人文学部文芸文化学科長、教授、図書館長
石倉 隆	大阪保健医療大学学長
石黒 祐介	北海道科学大学学務部次長
石坂 信一郎	岐阜協立大学副学長、経営学部教授
石嶋 芳臣	北海学園大学経営学部教授
石田 淳	人間環境大学総務人事部部長代理
石塚 一彌	東京富士大学教授
石橋 通江	純真学園大学保健医療学部部長、教授
泉 淳	東京国際大学教授
和泉 勝三	徳島文理大学経理部副部長
泉 達也	京都芸術大学通学課程事務局長
泉 美貴	昭和大学医学部教授
泉崎 雅彦	昭和大学医学部教授、大学院医学研究科長
一戸 智之	柴田学園大学生生活創生学部こども発達学科長、教授
一ノ山 隆司	金城大学看護学部部長、公衆衛生看護学専攻科長、教授
伊藤 邦明	田園調布学園大学総務課長・経理課長
伊藤 尚子	関西国際大学教授
伊藤 千晴	人間環境大学看護学部教授、大学院看護学研究科教授
伊東 秀幸	田園調布学園大学教授、人間科学部長
伊藤 昌典	愛知工業大学財務部長
伊藤 雅	愛知工業大学情報科学部情報科学科教授
稲垣 正義	愛知文教大学 IR 推進室長・愛知文教女子短期大学 IR 推進室長
稲吉 隆	学校法人河原学園（人間環境大学）内部監査室長
井上 哲理	神奈川工科大学情報学部教授
井上 深幸	京都看護大学教授
井之川 仁	中国学園大学現代生活学部人間栄養学科長、教授
伊原 正	鈴鹿医療科学大学医用工学部臨床工学科教授
岩田 治泰	学校法人朝日大学理事
岩間 薫	秋田看護福祉大学看護福祉学部部長補佐、看護福祉学部看護学科長、教授
上野 隆幸	松本大学人間健康学部スポーツ健康学科教授
上野 浩一	志學館大学事務局長
上村 崇	福山平成大学教授

名 前	所属機関・役職
内 慶瑞	金城大学教授
内田 龍児	東北医科薬科大学薬学部教授
宇野 保範	大阪青山大学副学長兼事務局長
梅田 秀一	武蔵野音楽大学経理部経理課長
梅田 拓弥	北星学園大学財務課長
梅津 俊彦	福島学院大学事務局長兼総務部長
浦城 均	学校法人玉手山学園（関西福祉科学大学）法人本部副本部長
江口 直光	愛知文教大学副学長、人文学部長、教授
榎田 めぐみ	昭和大学保健医療学部教授
江端 源治	学校法人玉手山学園（関西福祉科学大学）理事長、学園長
榎森 洋	国際医療福祉大学事務局長
遠藤 孝治	サイバー大学事業統制企画室担当部長
大石 美佳	鎌倉女子大学家政学部長、家政保健学科長、教授
大江 重治	学校法人樟蔭学園（大阪樟蔭女子大学）法人本部事務局長、大阪樟蔭女子大学事務部長、キャリアセンター長
大江 俊司	学校法人大手前学園(大手前大学)総合企画部長
大河原 遼平	TMI 総合法律事務所パートナー弁護士
太田 誠	日本医療大学学長、保健医療学部リハビリテーション学科教授
大塚 正樹	四国学院大学参与
大友 克之	朝日大学学長
大沼 博靖	麗澤大学経営学部教授
大原 昌明	北星学園大学経済学部長、教授
大村 陽子	鎌倉女子大学学事調査研究センター長
大森 悟	女子美術大学芸術学部美術学科教授
岡 良和	人間環境大学図書館長
岡部 幸徳	帝京平成大学人文社会学部人間文化学科グローバルコミュニケーションコース主任
岡村 聖	名古屋産業大学教授
岡本 佐智子	東都大学幕張ヒューマンケア学部看護学科長、教授
岡本 容典	大阪国際大学国際教養学部国際コミュニケーション学科教授
冲永 佳史	学校法人帝京大学理事長、帝京大学学長
荻原 明信	作新学院大学経営学部経営学科教授
奥田 治人	学校法人名古屋自由学院（名古屋芸術大学）経営本部学務部副部長
小山内 幸広	東北工業大学大学企画室長
小澤 俊平	千葉工業大学工学部先端材料工学科教授
小野 英生	学校法人大垣総合学園（岐阜協立大学）評議員
小野口 直喜	玉川大学研究推進事業部長

名 前	所属機関・役職
小原 欣士	学校法人宝塚大学理事、宝塚大学事務局長
笠井 俊秀	学校法人目白学園（目白大学）理事、目白大学事務局長
風間 文明	十文字学園女子大学教育人文学部心理学科教授
梶田 美香	名古屋芸術大学学長補佐、芸術学部芸術学科舞台芸術領域主任、教授
片山 拓治	学校法人女子美術大学理事
勝田 真也	日本体育大学事務局長
加藤 寛治	学校法人女子美術大学理事
加藤 孝治	北陸大学経営管理部長
加藤 伸吾	広島工業大学事務局次長
加藤 達雄	常磐会学園大学教授
加藤 徹也	武蔵野音楽大学音楽学部音楽総合学科長、教授
金井 章	豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科長、教授
金子 雅文	大阪青山大学健康科学部健康栄養学科長、教授
神谷 眞弓子	東海学院大学学長
唐川 千秋	倉敷芸術科学大学生命科学部教授
河上 泰英	常葉大学学長特命補佐、学校法人常葉大学常務理事
河瀬 晴夫	熊本保健科学大学事務局長
川瀬 基寛	十文字学園女子大学社会情報デザイン学部社会情報デザイン学科長、教授
河田 学	京都芸術大学芸術学部長、教授
川手 雅人	多摩大学事務局長
川野 祐二	学校法人エリザベト音楽大学理事長、エリザベト音楽大学学長
川辺 英明	東京造形大学事務局長
川村 大介	学校法人名古屋自由学院（名古屋芸術大学）学院長、理事長
河本 洋一	札幌国際大学観光学部観光ビジネス学科教授、自己点検・評価委員長
河盛 昭彦	学校法人大阪国際学園（大阪国際大学）法人本部事務局次長兼財務会計課長
神吉 義彦	関西福祉大学事務局長
神田 宏	近畿大学教授
北川 裕之	神戸薬科大学学長、教授
北見 公一	学校法人日本歯科大学経理部長
木藤 新吾	学校法人愛知産業大学理事、法人事務局長
木村 勝彦	長崎国際大学副学長、教授
木村 隆	学校法人群馬パース大学事務局財務部長
木村 友昭	東京有明医療大学准教授
木村 秀幸	愛知産業大学教授
熊田 和典	埼玉学園大学教授

名 前	所属機関・役職
桑 幹夫	学校法人樟蔭学園（大阪樟蔭女子大学）法人本部事務局長付
倉島 清隆	学校法人日本工業大学学園戦略・リスク管理担当理事、日本工業大学財務部参与
倉田 節子	鈴鹿医療科学大学看護学部長、教授
蔵野 雅行	学校法人北海道科学大学理事、法人事務局長、財務部長
黒瀬 英夫	学校法人尚絅学園（尚絅大学）常務理事
越立 政彦	名城大学事務局長補佐、ナゴヤドーム前キャンパス事務部長
高坂 朋聖	武蔵野音楽大学学務部長、教授
光野 公司郎	共栄大学教育学部教授
古賀 一博	福山平成大学学長補佐兼福祉健康学部長、教授
越田 実	北星学園大学事務局次長
後藤 彰寛	学校法人桜美林学園（桜美林大学）理事長付部長
小林 正明	学校法人藍野大学法人事務局長
小林 葉子	桐生大学医療保健学部栄養学科教授
小谷野 理	学校法人大妻学院（大妻女子大学）財務センター部長
小山 亜紀	倉敷芸術科学大学事務局長
今野 裕之	目白大学副学長
齊藤 隆之	福島学院大学准教授
齊藤 武比斗	共栄大学教授
齋藤 剛	静岡福祉大学教授
斎藤 正寿	兵庫大学現代ビジネス学部教授
佐々木 賢太郎	金城大学教授
佐々木 周一	学校法人兵庫医科大学理事、事務局長
佐々木 大志	東京女子体育大学准教授
笹崎 綾野	神戸芸術工科大学芸術工学部生産・工芸デザイン学科主任、教授
佐藤 悟	柴田学園大学事務局長
佐藤 慎一郎	人間総合科学大学教授
佐藤 寛稔	ノースアジア大学総合政策学部教授
佐藤 誠	帝京大学学長室副室長
佐藤 美幸	宇部フロンティア大学副学長、看護学部長
佐野 仁	学校法人朴沢学園（仙台大学）常務理事（財務担当）
澤口 敏明	日本医療大学事務局参与
澤田 章之	東海学院大学財務部長
椎名 忍	十文字学園女子大学財務部会計課長
柴崎 建	東海学院大学健康福祉学部総合福祉学科長、教授
柴田 征浩	学校法人大乗淑徳学園（淑徳大学）法人本部事務局総務部長

名 前	所属機関・役職
島本 英一郎	帝塚山大学キャリアセンター課長
清水 明男	羽衣国際大学共通教育開発センター長
清水 大輔	学校法人香川学園（宇部フロンティア大学）事務局参事
下山 直人	千葉工業大学教学センター部長兼大学改革推進室長
庄條 愛子	相愛大学人間発達学部長、教授
白崎 太士	福井工業大学大学事務局次長
真藤 英喜	大和大学総務企画室長、教授
神力 潔司	学校法人九州国際大学常務理事
須賀 京子	朝日大学保健医療学部看護学科長
杉浦 史和	帝京大学経済学部国際経済学科長、教授
杉田 学	大妻女子大学事務局長
杉原 一臣	福井工業大学経営情報学部経営情報学科教授
助川 稔	学校法人帝京大学内部監査室長
須河内 貢	大阪人間科学大学教学部長、人間科学部長、大学改革推進室長、教養教育推進室長、教授
鈴木 一夫	桜花学園大学事務局長
鈴木 光太	名古屋造形大学学務部長、教授
鈴木 拓	帝京大学経済学部経済学科教授
鈴木 俊明	関西医療大学教授、教務部長、大学院保健医療学研究科長
鈴木 寿	学校法人尚絅学院（尚絅学院大学）総務担当常務理事、事務局長兼経営戦略室長
鈴木 洋州	日本薬科大学大学事務局事務長補佐兼学生課長兼お茶の水キャンパス事務長
須田 利佳子	東都大学ヒューマンケア学部看護学科教授
墨 勝典	学校法人中部大学元監査室次長
住本 克彦	奈良学園大学人間教育学部教授
関矢 貴秋	仙台大学 IR 部長、教授
藺頭 里美	学校法人福山大学理事、法人事務局長
孫 飛舟	大阪商業大学総合経営学部商学科教授、副学長、総合交流センター長
高井 那美	北海道情報大学経営情報学部長、教授
高木 基博	学校法人朝日大学監事
高木 豊	学校法人玉川学園（玉川大学）経理部課長
高久 達也	学校法人滝川学園（名古屋文理大学）理事、法人事務局長
高崎 昭彦	四日市看護医療大学看護医療学部臨床検査学科長、教授
高崎 義輝	仙台大学体育学部健康福祉学科教授、キャリアセンター長
高橋 一公	東京未来大学モチベーション行動科学部長、教授
高橋 修一	日本女子体育大学教授、就職部長兼キャリアセンター長

名 前	所属機関・役職
高橋 幸雄	盛岡大学名誉教授
高原 幸治	桜美林大学学長補佐（学生募集）、入学部長
高久 正史	学校法人瓜生山学園（京都芸術大学）財務担当理事、法人事務局長補佐
高山 信吾	学校法人宝塚大学理事、法人本部事務局長
瀧田 浩	二松学舎大学文学部国文学科主任、教授
竹内 治彦	岐阜協立大学教授
竹下 典行	学校法人ものづくり大学専務理事
竹嶋 伸之輔	十文字学園女子大学人間生活学部食物栄養学科長、教授
武田 信三	鎌倉女子大学経理部長
竹部 正樹	明海大学総務部長、財務部長
武見 ゆかり	女子栄養大学副学長、教授
田中 敬一	近畿大学経済学部長、教授
田中 聡	朝日大学事務局長
田中 孝征	学校法人札幌大谷学園理事、札幌大谷大学事務局長
田中 始男	福山大学人間文化学部メディア・映像学科教授、附属図書館長
田中 義郎	桜美林大学特命副学長（グローバル）、大学院教授
谷 嘉久	学校法人大阪電気通信大学理事、経営戦略室長、財務部長
谷岡 辰郎	学校法人谷岡学園（大阪商業大学）理事、評議員、法人本部長、秘書室長
谷川 和昭	関西福祉大学教授
谷口 和彦	学校法人明治東洋医学院（明治国際医療大学）理事長
種市 康太郎	桜美林大学リベラルアーツ学群長、教授
玉置 好徳	梅花女子大学食文化学部管理栄養学科教授
玉木 雅子	人間総合科学大学人間科学部ヘルスフードサイエンス学科教授
田村 進	広島文教大学学長補佐、キャリアセンター長、自己点検・評価委員長、人間科学部心理学科教授
塚本 博之	静岡産業大学教授
辻 幸代	関西医療大学保健看護学部長、教授
恒川 孝司	学校法人中西学園常務理事、法人事務局長、名古屋外国語大学副学長、名古屋学芸大学副学長
出口 雅生	浦和大学こども学部学校教育学科教授、教務部長
寺田 全輝	神戸芸術工科大学事務局長
徳田 孝	筑紫女学園大学連携推進部長
徳田 守	学校法人金沢工業大学理事、法人本部財務部長
徳永 千尋	日本医療科学大学名誉教授
戸田 茂	学校法人国立音楽大学理事
刀禰 晋輔	国際医療福祉大学成田病院事務部長

名 前	所属機関・役職
友田 貴子	淑徳大学教授
鳥越 淳一	開智国際大学国際教養学部長、教授
長坂 和則	静岡福祉大学社会福祉学部長、教授
長澤 宏昭	学校法人千葉工業大学法人事務局次長兼財務部長
中澤 寛元	常葉大学教授、健康プロデュース学部長
中島 剛	帝塚山大学事務局教学支援課長（東生駒キャンパス担当兼学園前キャンパス担当）
中瀬 昌之	南九州大学学長、南九州大学短期大学部学長、教授
中田 周作	中国学園大学子ども学部子ども学科長、教授
中根 如子	京都先端科学大学教務センター学務課長
中野 智彦	学校法人都築第一学園（横浜薬科大学）法人本部経理部会計課長
中村 忠司	学校法人玉田学園（神戸常盤大学）理事長
中村 良則	学校法人富士大学理事長補佐、富士大学教授
中山 孝男	学校法人東邦学園理事、愛知東邦大学経営学部教授
中山 裕嗣	学校法人冬木学園法人総務部長、畿央大学総務部長
中山 浩之	明海大学事務局長
永吉 敦子	鎌倉女子大学総務部長
難波 一安	学校法人八代学院（神戸国際大学）法人事務局長
新見 直子	広島文教大学教育学部教育学科教授高等教育研究センター長
西 弘美	愛知みずほ大学・短大事務局長、インスティテューショナル・リサーチセンター長
西川 直亮	学校法人谷岡学園（大阪商業大学）法人本部次長
西川 光俊	学校法人大阪産業大学理事、評議員、法人本部事務局総務部長
西嶋 淳	大阪商業大学経済学部経済学科教授、副学長、経済学部長
西畑 一哉	学校法人二松学舎常任理事（企画・財務部長）
西原 明史	安田女子大学教授
仁藤 達	学校法人常葉大学財務部会計課長
丹羽 敦	福岡国際医療福祉大学医療学部作業療法学科長、教授
沼野 雄司	桐朋学園大学音楽学部教授
根川 秀司	学校法人九里学園理事、学園本部長
野村 文宏	別府大学教授
計屋 昭生	学校法人愛知産業大学理事、愛知産業大学事務局長
萩原 周	名古屋芸術大学副学長、芸術学部長、教授
秦 美香子	花園大学学務部長、文学部教授
畑山 浩昭	桜美林大学学長
花村 哲	筑紫女学園大学総務部参事
濱田 誠	学校法人名古屋自由学院（名古屋芸術大学）経営本部長

名 前	所属機関・役職
早坂 三郎	甲子園大学客員教授、甲子園短期大学学長、教授
林 明日香	愛知学泉大学教授
林 啓子	学校法人常葉大学常務理事、法人本部事務局長、人事部長
原田 明人	学校法人椋山女学園企画広報部長
春田 佳代	修文大学教授
坂 覚則	学校法人大垣総合学園法人事務部長、理事長室長
久木 章江	文化学園大学教授
久野 恭義	学校法人尚絅学園（尚絅大学）理事、学園事務局長兼総務部長
福井 直昭	学校法人武蔵野音楽学園理事、武蔵野音楽大学学長、教授
福岡 裕美子	弘前医療福祉大学保健学部看護学科長
福迫 昌之	東日本国際大学副学長、教授
福澤 清一郎	武蔵野学院大学国際センター長、非常勤事務職員
福田 真一	東北文教大学人間科学部子ども教育学科長
福富 昌城	花園大学教授
藤井 義巳	明治国際医療大学事務局長
藤井 玲子	愛知東邦大学事務長
藤田 武夫	学校法人大手前学園（大手前大学）常務理事、法人本部長
藤田 義明	東京音楽大学高大連携センター事務長
藤波 潔	沖縄国際大学総合文化学部教授、大学院地域文化研究科長
細井 謙一	広島経済大学経営学部長、教授
細越 淳二	国士舘大学文学部教育学科教授、学生部長
細田 満和子	星槎大学教授
堀 潔	桜美林大学副学長、教授
堀江 正人	埼玉医科大学大学事務部医学部事務室次長
堀本 義之	学校法人安城学園（愛知学泉大学）法人事務局長
本勝 公二郎	目白大学大学事務局大学企画室課長
前田 薫	森ノ宮医療大学総合リハビリテーション学部准教授、大学院保健医療学研究科副研究科長
前田 克彦	学校法人帝京科学大学常勤監事
前田 孝治	東京未来大学エンロールメント・マネジメント局長
前信 由美	広島文化学園大学教授、教務次長
松浦 清彦	名古屋学芸大学事務局長
松久保 暁子	桜美林大学グローバル・コミュニケーション学群長補佐、准教授
松崎 元	千葉工業大学創造工学部デザイン科学科教授
松崎 健	高千穂大学事務局長
松田 晃	畿央大学入学部長
松田 藤夫	学校法人作陽学園（くらしき作陽大学）副理事長

名 前	所属機関・役職
松田 光恵	くらしき作陽大学准教授
松田 佳和	日本薬科大学大学院薬学研究科長
松永 雅弘	長崎国際大学大学評価・IR 室シニアアドバイザー
松本 幸広	星槎大学客員教授、学校法人国際学園法人本部経営企画部研究調査担当
的野 陽	学校法人純真学園（純真学園大学）理事、事務局長、純真高等学校副校長、事務長
丸木 清之	学校法人埼玉医科大学理事長
水野 誠	日本医療大学事務局参与
水野 雅仁	学校法人西大和学園（大和大学）法人本部事務部長
翠川 伸明	常磐会学園大学会計課長
南 慎郎	鎮西学院大学事務局長
宮川 博光	学校法人千葉工業大学審議役
宮本 伸子	ものづくり大学学務部参事（図書館・メディア情報センター・評価担当）
宮本 由佳子	学校法人金井学園（福井工業大学）法人本部総務部長
向 雅彦	学校法人西南女学院理事長
武藤 正美	学校法人名城大学常務理事、法人事務局長、名城大学事務局長
村上 健	別府大学大学事務局学生部事務部長
村上 賢	麻布大学副学長、大学教育推進機構長、いのちの博物館長、教授
村松 伸治	日本文化大学副学長、法学部長、教授
目黒 力	群馬パース大学教授
望月 肇	日本工業大学入試部長兼総合企画室長
元井 一郎	四国学院大学教学担当副学長、教授
桃井 雅子	聖マリア学院大学教務部長、大学院看護学研究科長
森下 一成	東京未来大学教授
森田 正治	福岡国際医療福祉大学医療学部理学療法学科長、教授
森田 康晴	甲子園大学内部監査室長
森本 康平	学校法人樟蔭学園（大阪樟蔭女子大学）企画調査部 IR・教育調査課担当部長兼課長
森本 芳弘	摂南大学校方事務室長
焼廣 益秀	広島国際大学教授、相談役
八島 美菜子	広島文化学園大学学芸学部学生部長、教授
安井 利一	学校法人明海大学理事
安田 実	学校法人森ノ宮医療学園理事、森ノ宮医療大学特任教授
柳川 周郎	学校法人鶴学園（広島工業大学）参与
柳原 新太郎	麻布大学総務部財務管財課長
山内 京子	広島文化学園大学看護学部長、教授

名 前	所属機関・役職
山内 俊哉	麻布大学事務局総務部企画課長
山口 智晴	群馬医療福祉大学リハビリテーション学部副学部長、教授
山口 登	札幌大学専門員
山崎 その	京都外国語大学共通教育機構准教授、学術研究支援部長
山崎 徳子	常磐会学園大学国際こども教育学部学部長、教授
山崎 正人	花園大学事務局次長
山崎 真里亜	尚美学園大学大学戦略・IR 室長兼総務部総務課課長補佐
山崎 倫明	西日本工業大学事務局長
山田 ゆかり	名古屋文理大学副学長、健康生活学部長、教授
山中 浩泰	広島国際大学教授
山根 卓二	人間環境大学教授
山本 清文	花園大学文学部教養教育課程主任、教授
山本 智也	大阪成蹊大学教育学部長、教授
山本 昌直	学校法人大阪成蹊学園常務理事、法人事務本部長兼リスク管理統括本部長
山本 芳華	平安女学院大学教授
山谷 敬三郎	学校法人北翔大学理事長、北翔大学学長、北翔大学短期大学部学長
吉井 克彦	学校法人常翔学園（大阪工業大学）常務理事
吉田 一恵	人間環境大学副学長（松山エリア担当）兼松山道後キャンパス長
吉田 健	常磐会学園大学教授
吉田 洋	名古屋文理大学教授、教学部長
吉田 稔	東京純心大学学長補佐、看護学部教授
吉野 秀明	日本工業大学教授、学長補佐（教務・総合企画担当）、教務部長
李 炳旭	学校法人松本歯科大学法人（総務・財務）課長補佐
若原 直樹	名古屋芸術大学財務・経理チームリーダー
渡辺 浩一	学校法人比治山学園（比治山大学）法人事務局長
渡辺 博之	東京女子体育大学広報部長、体育学部体育学科教授
渡邊 祐一	明星大学情報システム・研究支援ユニットリーダー

Ⅱ 令和 6 年度 大学機関別認証評価 評価結果

1 愛知学泉大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学の目的は、創立者の想いを反映し社会情勢等に鑑みた内容になっており、学則において具体的に明示している。法人の使命・目的を達成するために開発された、独自の学修モデルである自学・共学システム「学びの泉」は、社会の変化に対応させて具体的に求められる能力を明確に示し、学修成果におけるアセスメントとなるほか、在学生が建学の精神の理解を深めることのできるシステムであることは評価できる。また、目的等は学則、ホームページ等に明示し、学生及び学内外への周知を図っている。「第三期経営改善計画」においても教育に関する目標を定め、教育目標達成を目的とした中期的な計画を策定している。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は教育目的を反映して定めており、目的を達成するために必要な教育研究組織を整備している。

〈優れた点〉

○法人の使命・目的を達成するために開発された、独自の学修モデルである自学・共学システム「学びの泉」は、創立者の想いを社会の変化に対応させて具体的に求められる能力を明確に示し、学修成果におけるアセスメントとなるほか、学生は「学泉ノート」における自己チェックや「学びの泉グランプリ」における発表の場などを通して建学の精神の理解を深めることのできるシステムであることは評価できる。

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーは教育目標を踏まえて策定し、入学者選抜はポリシーに沿って多様な選抜方法を用いて公正かつ適正に実施している。家政学部こどもの生活学科においては収容定員充足状況に課題があるが、カリキュラム変更や入試方法の見直しを進めている。学修支援は、大学全体で組織的に取り組んでおり、合理的配慮を必要とする学生支援、オフィスアワー制度、SA(Student Assistant)制度について周知し、助手による授業補助等により学修支援の充実を図っている。キャリア支援も教育課程内外において多様な支援を行っており「社会人基礎力外部評価面談」を取入れるなど充実している。学生生活における相談窓口についても保健室・学生相談室には専門職員を配置し支援している。教育目的達成のための校地、校舎、体育館等の付属施設などの施設・設備を適切に整備し、学生からの意見・要望は多種多様なアンケート結果をもとに改善に取り組んでいる。

「基準 3. 教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは学則に定める基本方針に基づいて大学、学部及び学科ごとに策定している。学生便覧やホームページにおいてディプロマ・ポリシー、各科目のディプロマ・ポリシーとの関係や評価方法及び評価基準を掲載し、オリエンテーション等で学生に周知している。単位認定基準や卒業認定基準は学則に定め厳正に運用している。カリキュラム・ポリシーは学科ごとに策定し、各科目の教育内容と「発揮する社会人基礎力」を具体的に示したシラバスを整え、体系的な教育課程を編成し実行している。「社会的に自立して生きていく」ための力を養成する教養教育、多くの科目で実施される双方向授業、教育目標の達成を目指したテキスト「学泉ノート」を運用した授業等、工夫した教育を行っている。それぞれのポリシーにおけるアセスメントは学修成果、資格取得状況、就職状況、「学生による授業評価アンケート」をはじめとする複数の調査を実施しており、教員は結果に基づいて授業改善計画書を作成し、教授法や学修指導法の改善に取り組んでいる。

「基準 4. 教員・職員」について

学長の権限と責任は「学校法人安城学園管理規程」に定め、学長がリーダーシップを発揮するための補佐として副学長を置いている。また、教授会をはじめとする教学に関する会議体及び「管理運営者会議」「運営委員会」等を教学マネジメントのための会議体として整備し各会議体の権限と責任を明確にしている。教育マネジメントの機能性について、教授会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項については、規定に定めた内容が適正に運用されていない点は改善が必要である。大学設置基準で定める教員数及び資格養成課程に係る法令等の教員基準数を満たす専任教員を確保し適切に配置している。全学的に FD(Faculty Development)活動を実施しており、職員の資質・能力向上のための SD 研修会を、教員・職員が合同で研修を受ける体制で開催している。研究環境の整備、研究活動における資源配分、外部資金獲得のための支援活動も概ね適切に行っている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為をはじめとする規則に基づいて法人運営が行われており、理事会及び評議員会は年間において適切な開催日数となっている。常任理事によって構成される常任理事会を置き、理事会から委任された事項の決議を月 1 回行うことにより、法人の使命・目的の達成に向けて遅滞なく意思決定ができる体制を整えている。中期的な計画である「第三期経営改善計画」において教育目標及び財務の目標値を設定し、目標に基づいて毎年度の事業計画を点検・評価することで課題や改善点を次年度に反映させている。

監事は計画に基づき監査を行っており、必要に応じて学内の主要な会議体に参加し、法人と大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を促進している。また、業務遂行に関して相互にチェックを行いガバナンスの維持に努めている。

「基準 6. 内部質保証」について

また、評議員は、寄附行為にのっとり適正に選出しており、評議員会への出席状況は良好であり適切に機能している。サイクルの運用プロセスを構築している。学長を委員長とする「内部質保証委員会」において大学の自己点検・評価の実施、検証、改善に関する事

業等に取り組んでいる。また令和 4(2022)年度より「外部評価委員会」による外部評価を実施している。事業計画に基づき、各分掌において活動結果について点検・評価を行い、評価結果をもとに全学的な観点から大学の自己点検・評価報告書を作成している。「大学運営委員会」は事業計画及び自己点検計画を組織的に執行する上でマネジメントすることを目的として毎月開催しており、各分掌からの報告内容により進捗管理を行い、期中には中間報告、年度末には年間の活動を自己点検評価報告書としてまとめ「内部質保証委員会」及び「大学運営委員会」において課題や問題点を共有し「総括会議」において全教職員に報告している。

総じて、建学の精神を基軸とした使命・目的を踏まえた三つのポリシーに基づいて運営されている。教学組織は学長のリーダーシップのもとに、社会環境の変化に対応した特色のある教育課程において、学生は高い満足度をもって学んでいる。法人は安定した法人運営を目的とした中期的な計画に基づいて継続した努力を行っている。また、質保証のための自己点検・評価は、学修成果や各種アンケートにより改善に努めている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A. 自学・共学システム「学びの泉」の開発」「基準 B. 地域貢献活動アウトリーチ」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の目的は、創立者の想いを反映し社会情勢等に鑑みた内容になっており、学則において具体的に明示している。

使命・目的を達成するため、独自の学修モデルに基づいて、自ら学ぶ能力・共に学ぶ能力を育成対象とした自学・共学システム「学びの泉」の開発に取り組んでおり、社会の変化への対応として学部の教育目標に「基礎学力」と「社会人基礎力」を取入れている。

1 愛知学泉大学

教育目標は大学の個性・特色を反映した内容となっており、自己チェックリストや用語集を作成して分かりやすく簡潔に文章化し、創立者の想いや学修モデルの理解が深まるよう工夫している。

〈優れた点〉

○法人の使命・目的を達成するために開発された、独自の学修モデルである自学・共学システム「学びの泉」は、創立者の想いを社会の変化に対応させて具体的に求められる能力を明確に示し、学修成果におけるアセスメントとなるほか、学生は「学泉ノート」における自己チェックや「学びの泉グランプリ」における発表の場などを通して建学の精神の理解を深めることのできるシステムであることは評価できる。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的等の策定においては「大学・短期大学管理運営者会議」において原案を作成し、「運営委員会」に諮問、教授会の議を経て、理事会で審議・決定しており、役員、教職員が参画して策定することにより理解と支持を得ている。

また、目的等は学則、ホームページ、大学パンフレット、履修要項等に明示し、学生及び学内外への周知を図っている。「第三期経営改善計画」においても教育に関する目標を定め、教育目標達成を目的とした中期的な計画を策定している。三つのポリシーは教育目的を反映して定めており、目的を達成するために必要な教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の教育目標を踏まえたアドミッション・ポリシーは、入試ガイド・ホームページ等に掲載し、周知している。入学試験は、各学科のアドミッション・ポリシーに沿って多様な選抜方法を用いて、公正かつ適正に運用している。入試終了後には、各選抜方法の妥当性を検証し、改善に努めている。一部学科の収容定員充足状況に課題があるが、カリキュラム変更を進め、大学全体として募集方法・入試方法の見直しや改善策を講じ、収容定員を充足するよう努めている。

〈改善を要する点〉

○こどもの生活学科は収容定員充足率が 0.7 倍未満になっているため、改善が必要である。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、「愛知学泉大学家政学部 三つのポリシーに基づくアセスメント」を策定し、教職協働による大学全体で組織的に学生への学修支援を行っている。合理的配慮ガイドラインや障がい学生支援の支援ガイドラインを作成し、学内に周知している。オフィスアワー制度の全学的な実施や SA 制度の利用、助手による授業補助をすることで学修支援の充実を図っている。リメディアル教育や不安を抱える学生への組織的な対応によって途中退学・休学及び留年への対策を行っている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、各学科・就職委員会・就職課間で連携し、教育課程内外で 1 年次から 4 年次まで組織的に各学年に沿った内容でキャリア支援を行っている。教育課程外での就職支援では、キャリアカウンセラー・就職課員による相談、外部評価委員による「社会人基礎力外部評価面談」や各種ガイダンス・説明会をしている。教育課程内では、各学科の専門性に

応じたインターンシップや資格・免許の取得のキャリア支援を実施している。また在学生及び卒業生に対し「卒業時アンケート」「卒業生アンケート」等を行い、就職支援に対する見直しと改善を行っている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学生委員や助手と連携しながら指導教員を中心に学生生活の相談・助言・指導を行っている。必要に応じ面談や聞き取りを行い、支援に必要な学生の情報を学部全体で共有している。学生便覧には、学生生活の支援内容を記載し、周知している。課外活動・学生会には顧問、保健室・学生相談室には専門職員を配置し、学生指導を行っている。ハラスメント防止のために手引の配付や相談窓口の周知に努めている。大学は、入学時に大学独自の経済的支援制度を設け、日本学生支援機構の奨学金や高等教育の修学支援、民間の財団や自治体などが募集する奨学生情報も学生に発信している。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

大学は、教育目的の達成のための校地、校舎、体育館等の附属施設などの施設・設備を適切に整備し、有効に活用している。総務課、法人事務局は、施設・設備の運用を計画的に行っている。実験・実習室は、適切に配置・整備されている。図書館は、各学科に必要な蔵書を整え、授業での利用や個人の自習に利用できる環境を整えている。学生が使用可能なコンピュータの設置や個人の情報端末と接続できる無線 LAN 環境を整備し、学修や研究への利用を可能にしている。バリアフリー対策として、すべての建物に車いすで入館ができ、障がい者用のトイレも設置している。教育効果を十分上げられるような学生数のクラス体制を編成し、授業を開講することで適正な人数で授業を実施している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生からの学修支援に関する意見・要望を把握するために学期ごとに「授業評価アンケート」を行い、集計結果から教科担当教員は授業改善計画書、学科長は講評を作成し、公開している。学生生活に関する意見・要望は、「学生生活調査」「卒業時の学生生活に関する調査」や意見箱を用いてくみ取り、改善につなげている。大学の対応は、掲示板で開示している。学生の経済的支援、健康相談や合理的配慮は、指導教員との面談や相談をもとに、委員会で検討、学部全体で共有し、関係部署が連携して対応している。学修環境に関する意見や要望は、「学生生活調査」や意見箱を用いて把握し、対応や改善を促している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学則に定められた三つのポリシーの策定の基本方針に基づき、大学、学部及び学科ごとに教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページでも公表している。学生便覧やシラバスには、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準等の詳細を掲載するとともに、オリエンテーション等で学生に周知している。学則においても単位認定基準や卒業認定基準を定めて周知し、厳正に適用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学科ごとにディプロマ・ポリシーと一貫性を持ったカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページ、学生便覧を通して周知している。各科目の教育内容と「発揮する社会人基礎力」を具体的に示したシラバスを整え、体系的な教育課程を編成し実行している。「社会的に自立して生きていく」ための力を養成する教養教育、多くの科目で実施される双方向授業、教育目標の達成を目指したテキスト「学泉ノート」を運用した授業など、工夫をした教育を行っている。教員の教育力の維持・向上と教育の質保証のため、研修会などを実施している。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、三つのポリシーに基づく「アセスメント・ポリシー」を策定し、FD 委員会で検証している。状況を把握するため、学修成果、資格取得状況、就職状況、「学生による授業評価アンケート」をはじめとする複数の調査を実施している。FD 委員会は、「学生による授業評価アンケート」の分析結果から改善点等を検討し、教員と情報を共有している。教員は授業改善計画書を作成し、教授法や学修指導法の改善を行っている。卒業生の就職先企業に対しても調査を行い、調査結果から「社会人基礎力」を確認している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の権限と責任は、「学校法人安城学園管理規程」に定められており、学長がリーダーシップを発揮するための補佐として、2 人の副学長を置いている。また、「管理運営者会議」「運営委員会」「教授会」「学部会議」「学科会議」「各種委員会」「大学・短期大学連絡会議」を教学マネジメントのための会議体として整備し、各会議体の権限と責任を明確にした上で、大学の使命・責任に沿って、PDCA サイクルを活用した体制を構築している。

教授会は審議事項について一部問題があるが、「愛知学泉大学教授会規程」により組織上の位置付け及び役割を明確にされている。

大学運営に必要な事務組織を構築し、事務職員を適切に配置するとともに各種委員会の構成員に加えることで、教職協働体制で教学マネジメントの機能性の確保に努めている。

〈改善を要する点〉

- 「愛知学泉大学の学長が定める教授会の意見を聴くことが必要な学校教育法上の教育研究に関する事項に関する規程」に定められている「教員の教育研究業績の審査に関する事項」について、教授会に意見を聴いていない点は改善が必要である。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学設置基準で定める教員数及び資格養成課程に係る法令等の教員基準数を満たす専任教員を確保し、適切に配置している。教員の採用・昇任の方針については、「大学教育職員資格審査委員会規程」「愛知学泉大学の教育職員の資格基準に関する細則」「愛知学泉大学教育研究業績評価委員会規程」を定め、適切に運用している。

全学的・組織的に FD 活動を計画し、教員間で教授法を共有するための公開授業、学生による授業評価結果を受けた授業改善計画書の作成を効果的に実施している。これらの FD 活動を通して、教育内容を振り返り、ティーチング・ポートフォリオを作成・更新することで教育の質の向上につなげている。また、授業評価アンケートの結果及び学科長講話をホームページ上で公開している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のため、「安城学園報告討論会」「ハラスメント研修会」等の SD 研修会を、教員・職員が合同で研修を受ける体制で開催している。

「安城学園報告討論会」では、法人全体の現状と将来展望について確認し、各設置校の教育実践の報告と意見交換を行っている。また、「ハラスメント研修会」については、自己点検・評価報告会として位置付けられている「総括会議」において問題点を整理し、次年度に向けての改善・改革方法を検討している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

各設置校の要望や将来構想等を検討し、法人全体の「施設・設備の整備計画」(中期)を作成し、研究環境を整備している。また、教員からの要望を踏まえて、教員に対して学生が使用するノートパソコンと同機種のを付与し、学内各所で研究面での機動力も高めている。

研究倫理については、学内規則を概ね整備し、不正防止対策のための責任体系を明確化して運用している。

研究活動への資源配分については、教員に対して「研究費執行等について」「学内版 GP 公募要領」で研究費の配分金額を明示している。

外部資金獲得のため、科学研究費助成事業への申請を促すよう周知を図り、研究支援活動を実施している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人安城学園寄附行為」「学校法人安城学園勤務規程」「学校法人安城学園管理規程」等の組織倫理に関する規則に基づき、適切な法人運営が行われている。情報の公表について、法令等の指定事項のほかにも令和 4(2022)年度から「学校法人安城学園ガバナンス・コード」の点検結果をホームページ上で公表している。

使命・目的を実現するために「第三期経営改善計画」に基づき毎年度「事業計画」を作成し、年度末に事業報告書としてまとめ、課題や改善点を次年度に反映させている。

「学校法人安城学園危機管理規程」「学校法人安城学園ハラスメント防止規程」「学校法人安城学園安全衛生管理規程」「学校法人安城学園ストレスチェック制度実施規程」を定め、危機管理体制を整備するとともに人権・安全について配慮しており、環境保全の取組みとして、エネルギー管理の適切化に努めている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

事業計画の執行など理事会の運営は適切に行われている。常任理事によって構成される常任理事会を置き、理事会から委任された事項の決議を毎月行うことにより、法人の使命・目的の達成に向けて遅滞なく意思決定ができる体制を整えている。私学を取巻く現状や大学の現状及び課題を共有し、理解を深めるために、常任理事による理事懇談会を毎月 1 回開催して意見交換を行っており、懇談会の話題は理事会においても共有されている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会の方針に基づき、法人と大学の運営についての意思決定をスムーズに行うため、「大学・短期大学管理運営者会議」を毎月開催している。会議は理事長、大学学長、大学副学長、短期大学学長、短期大学副学長、大学学部長、事務局長で構成され、法人と大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行うとともに、業務遂行に関して相互にチェックし、ガバナンスの維持に努めている。教職員の提案や意見、要望などについても「大学・短期大学管理運営者会議」において協議されている。

監事は、寄附行為に基づき適正に選任され、理事会及び評議員会に出席し、法人業務、財務状況、理事の業務執行状況について意見を述べている。評議員の選任は寄附行為に基づき適切に行われ、評議員会への出席状況は概ね良好であり、諮問機関としての機能を果たしている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中長期的な計画である第三期経営改善計画を策定し、当該財務計画に基づく財務運営を行っている。

令和 4(2022)年度以降、法人全体の経常収支差額が収入超過に転じ、収入と支出のバランスを保っている。法人全体として安定した財務基盤の確立に向けて取組んでおり、事業活動収支計算書関係比率、貸借対照表関係比率も改善傾向である。

使命・目的及び教育目的の達成のため、科学研究費助成事業等の競争的研究費をはじめ、「受託事業」などによる、外部資金の導入により安定した財務基盤の確立に向けて努力している。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準を遵守し、「学校法人安城学園経理規程」「学校法人安城学園予算編成規程」「学校法人安城学園予算執行規程」「学校法人安城学園固定資産管理規程」等、会計処理に関連する定めに基づき適正に実施している。

監査法人による会計監査は監査計画に基づき厳正に行われている。また、監査法人と監事は、毎年度決算確定時期に理事者を含めて、内部統制の状況について情報共有及び意見交換を実施している。

「学校法人安城学園予算編成規程」第 16 条に基づき、毎年度、補正予算を実施している。特に、年度末の補正予算では、各勘定科目において予算額と決算額にかい離が生じないよう補正予算を編成している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則において自己点検・自己評価活動を恒常的・組織的に行うことを定め「愛知学泉大学内部質保証の方針」を策定して内部質保証のための基本的な考え方、組織及び体制を構築し、自己点検・評価における運用プロセスを整備している。

学長を委員長とする「内部質保証委員会」において大学・学部の自己点検・評価の実施に関する事業、検証に関する事業、大学・学部等の改善に関する事業、三つのポリシーを起点とした自己点検・評価に関する事業等に取り組んでいる。また令和 4(2022)年度より「外部評価委員会」による外部評価を実施している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

事業計画に基づき、各分掌において活動結果について点検・評価を行い、自己点検・評価結果を「内部質保証委員会」へ提出、評価結果をもとに全学的な観点から大学の自己点検・評価報告書を作成している。また、中間報告や年度末に行う「総括会議」をとおして教職員が経過及び結果を共有することができる体制となっている。

「外部評価委員会」は大学の自己点検・評価報告書について検証・助言し「内部質保証

委員会」から理事会に報告し、理事会は大学の自己点検・評価報告書の確認をとおして助言や改善指示を行っている。IR 室は教育・研究の自己点検・評価に必要なデータの収集・分析を行い、自己点検・評価活動に活用し、情報公開も行っている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価活動は、前年度結果に基づいた事業計画を作成し、各分掌において当年度の自己点検計画を立て「内部質保証委員会」が承認した内容について実行している。

「大学運営委員会」は事業計画及び自己点検計画を組織的に執行する上で必要な事項をマネジメントすることを目的として毎月開催しており、各分掌からの報告内容により進捗を管理し中間報告を行う等により PDCA サイクルを構築している。

年度末には年間の活動を自己点検・評価報告書としてまとめ、「大学運営委員会」において課題や問題点を共有し「総括会議」において全教職員に報告している。「内部質保証委員会」は自己点検・評価報告書により、理事会の助言及び改善指示に基づいて次年度における改善点等を指示している。

〈参考意見〉

○教学マネジメントの機能性において、教授会への意見聴取について改善事項があるため、内部質保証の機能が更に発揮できる体制を整えることが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 自学・共学システム「学びの泉」の開発

A-1. 建学の精神・社会人基礎力・pisa 型学力を統合して地域で活躍できる人材を育成

A-1-① 建学の精神・社会人基礎力・pisa 型学力を統合して地域で活躍できる人材を育成

【概評】

教育目標を実現するため、pisa 型学力、四大精神、社会人基礎力の育成と教育の質の向上を目的とした「自学・共学システム学びの泉『智性・徳性・身体・感性・行動』の 5 つをバランスよく鍛える 学泉ノート」(以下「学泉ノート」)を作成し、学生に配付し活用している。学泉ノートには、「pisa 型学力 (智性)」「四大精神 (徳性)」「社会人基礎力 (行動)」の説明、行動目標及び各項目のセルフチェックと「学校法人安城学園用語集」を掲載

1 愛知学泉大学

し、掲載内容を毎年改訂している。

学修活動においては「社会人基礎力」を成績評価に組入れ、就職活動においては外部評価員による面談や「社会人基礎力の発揮の仕方」等の指導を行っている。学生生活においても、『学びの泉』グランプリ―無限の可能性への挑戦―を開催し学生たちによる発表の機会を作っている等、pisa 型学力、四大精神、社会人基礎力の育成を全学的に推進している。

基準B. 地域貢献活動アウトリーチ

B-1. ボランティア活動を通じた地域貢献と四大精神（真心・努力・奉仕・感謝）の涵養

B-1-① ボランティア活動を通じた地域貢献と四大精神（真心・努力・奉仕・感謝）の涵養

【概評】

教育目標としている「四大精神・社会人基礎力・pisa 型学力」を育成するための教育方法として、「未来へつなぐアウトリーチスタートアップ」及び「未来へつなぐアウトリーチ I」を 1 年次の必修授業とし、これらの履修を通して、ボランティア活動、地域貢献の重要性を理解する場が学生に与えられるとともに、四大精神である「真心・努力・奉仕・感謝」の実践的な理解につながっている。

大学の個性・特色を反映した取り組みであることを踏まえると、現在、検討を要するものとして掲げられている課題について抜本的な見直しを行い、今後も継続していくことが望まれる。

IV 大学の概況（令和 6(2024) 年 5 月 1 日現在）

開設年度 昭和 41(1966)年度
所在地 愛知県岡崎市舳越町上川成 28

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
家政学部	管理栄養学科 ライフスタイル学科 こどもの生活学科

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末 8 月 23 日	自己点検評価書を受理 第 1 回評価員会議開催

1 愛知学泉大学

9 月 10 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 24 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 23 日	実地調査の実施
10 月 24 日	第 2・3 回評価員会議開催
10 月 25 日	第 4 回評価員会議開催
11 月 15 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 9 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見あり)
2 月 3 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

2 青森大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的、基本理念を学則第 1 条に明文化している。教育目的は、学部・学科ごとに学則において明文化され、それらは「地域とともに生きる大学」と「学生中心の大学」という個性・特色を示している。また、大学が目指す姿は学長の方針「学生が輝く大学の構築」として示されている。大学の使命・目的及び教育目的は役員や教職員が関与して策定や見直しを行い、学内外に広く開示している。大学の中期的な計画は、使命・目的を反映しており、大学の特色と大学が目指す姿に沿って、改革の方向性や課題への計画的な対応を示す内容である。

「基準 2. 学生」について

入学者選抜の終了後、アドミッション・ポリシーを踏まえたチェックリストで入学者と大学が求める人材像の適合を確認している。学修支援に関して、「青森大学における学生支援の方針」を定め、教務委員会及び学生委員会が教職協働で支援を実施している。キャリア支援についても、キャリア支援センターと各学部のゼミ担当教員等が教職協働で担っている。各キャンパスに研究、教育に必要な施設・設備を整備し、かつ有効に活用している。学生一人ひとりに対して、きめ細かい指導を行うため、少人数でのクラス編成を行い、履修者数が多い場合は、クラスを分ける等の対応を行っている。施設整備将来計画委員会は、学生から寄せられた学修環境を良くするための意見やアイデアをもとに、施設・設備の改善計画を策定し、改修や整備を実施している。

〈優れた点〉

- 学修支援の柱となる教務委員会及び学生委員会で教員が委員長、職員が副委員長を担うことで教職協働が担保され、綿密なコミュニケーションのもと、学修支援の実行力が高められていることは評価できる。
- むつ市の強い要望のもと開設されたむつキャンパスは、改修された下北文化会館を校舎として提供を受けて運営しており、大学の教育・研究だけでなく地元のコミュニティとしても活用されている点は地域に密着した大学の好例として評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

全学及び学部ごとのディプロマ・ポリシーは毎年のように見直しを行っており、ホームページなどで周知するとともに、新入生オリエンテーションで説明している。また、兼任

2 青森大学

教員に示すシラバス作成要領にも明記している。シラバスは、教務委員会によってチェックされ、必要に応じて修正を行った上で、ホームページで公開している。ディプロマ・ポリシーに基づく「青森大学学修達成度評価ルーブリック」(以下「ルーブリック」という。)により全科目の達成目標を明示し、学生の単位修得状況及び GPA(Grade Point Average)に基づき、ディプロマ・ポリシーの達成度を測定している。また、学位プログラムの評価に関して、全学共通の情報は学長室が、各学部が定めるベンチマーク等の基準に関する情報は各学部が収集して、質保証委員会において統合的に分析・評価を行っている。

〈優れた点〉

- 「地域創成科目」として「あおもり学」「ねぶた学」「地域貢献演習」等を置き、学生が卒業後も地域における活動に参画することを目標に、さまざまな地域連携をテーマに課題解決型学修により実践的に学んでいる点は評価できる。

「基準 4. 教員・職員」について

学長のもと、副学長 5 人と学監 1 人を置き、学長の意思決定を支援する学長室を設置して、学長のリーダーシップが発揮できる体制を整備している。三つのキャンパスそれぞれに教学マネジメント遂行に必要な部署及び職員を配置し、教職協働により教学マネジメントの機能性を高めている。新任教員は原則として公募制で採用し、教員の昇任は「青森大学教育職員資格基準規程」に基づいて行っている。全てのキャンパスの教職員を対象に FD・SD 研修会を実施し、教職員合同の研修会も毎年開催している。「青森山田学園人事考課程」にのっとり、職員各自や組織の目標を明確にして、資質・能力向上への取組みが具体化される仕組みとなっている。専任教員に個別の研究室を用意し、個人研究費や各種助成制度による学内資金の配分を行うなど、教員の研究活動のための環境が提供されている。

〈優れた点〉

- 教職協働の理念のもと、FD・SD 委員会を設置し、全学をあげて FD・SD 活動を推進しており、3 キャンパス体制を踏まえた教員及び職員が参画する作業部会、各部局単位での研修も積極的に行い、PDCA サイクルを確立している点は評価できる。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為をはじめとする諸規則に加えて、「青森大学の環境に関する方針」及び「青森大学における人権の尊重に関する方針」を定め、関係法令遵守のもとで大学運営を行い、適切に情報公開を行うなど、高等教育機関としての社会的責任を果たすよう努めている。理事は、寄附行為に基づいて選任され、理事会への出席状況は良好で、それぞれ担当を割当て、理事会の体制を強化している。法人と大学の運営に関する重要事項は青森大学協議会で協議され、法人と大学の意思疎通と連携を図っている。監事は理事会及び評議員会に出席して、監事監査チェック表に基づいて監査している。また、財務計画に基づいて予算編成を行い、業務を遂行し、収支バランスを考慮した財政運営を心掛けているが、安定した財務基盤の確立に向けて一層の努力が必要である。

〈優れた点〉

○SDGs 研究センターを開設するなど、環境保全に関して SDGs の考え方等を取入れた人づくりを実践している点は評価できる。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証については、「青森大学における内部質保証の方針」に全学的な方針を明示して、学長を委員長とする質保証委員会及び自己点検評価・認証評価審査対策委員会が実施した評価を全学情報交換会及び大学運営会議で審議している。自己点検・評価報告書を毎年作成して、自己点検評価・認証評価審査対策委員会が確認し、学長の承認を経て学内外に公表している。令和 6(2024)年度から学長室を設置し、IR(Institutional Research)機能を移管することで、情報の収集と分析を学長の意思決定につなげやすくしている。また、年度末に各部局は、自己点検・評価報告書の改善・向上方策を確認して次年度計画を立案し、質保証委員会の質保証部会がその計画と改善・向上方策の一貫性を確認することで、内部質保証の仕組みは機能している。

総じて、学長のリーダーシップのもと、大学の使命、教育目的を遂行し、「地域とともに生きる大学」と「学生中心の大学」という個性・特色をもって、学長が示した「学生が輝く大学の構築」に努めている。内部質保証については、学長を委員長とする質保証委員会及び自己点検評価・認証評価審査対策委員会を中心に自己点検・評価報告書を毎年作成し、その改善・向上方策を各部局の次年度計画に反映させている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域とともに生きる大学」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

2 青森大学

〈理由〉

大学の使命・目的に加えて、大学の基本理念が学則に具体的に明文化されている。また、教育目的は、学部・学科ごとに学則において明文化され、簡潔に記述されている。それらは「地域とともに生きる大学」と「学生中心の大学」という個性・特色を示しており、その反映である「学生に身に付けてほしい 3 つの力」は、ディプロマ・ポリシーに示されている。建学の精神、使命・目的、基本理念及び教育目的について、組織改編の際に見直して学則改正を行い、学長の方針として大学が目指す姿を記載した「学生が輝く大学の構築」を示すなど、社会情勢の変化に対応している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の策定や見直しについて、教授会、大学運営会議、理事会を通じて役員や教職員が関与しており、それらは大学が作成した大学案内、学生生活ガイドブック等の冊子やホームページにより、学内外に広く開示している。

大学の中期的な計画は、使命・目的を反映しており、大学の特色と大学が目指す姿に沿って、改革の方向性や課題への計画的な対応を示す内容となっている。また、使命・目的に基づいた基本理念の 3 項目がディプロマ・ポリシーに反映され、それに基づいてカリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーが策定されている。

使命・目的及び教育目的を達成するために、三つのキャンパスに四つの学部を設置し、教育課程を編成するなど、必要な組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学則に定められた教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを策定し、入学者選抜ガイド、ホームページへ掲載している。また、オープンキャンパス、進学説明会、高校訪問などで周知している。入学者選抜の終了後、入試課より各学部へチェックリストを送付し、入学者と大学が求める人材像が適合していることを確認しており、アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れの実施・検証を行っている。

入学定員に関しては毎年度 5 月 1 日現在の学生数を確認し、5 月定例理事会・評議員会で報告した後、大学運営会議で次年度以降の入学定員の見直しについて議論しており、入学定員に沿った適切な学生の受入れ数を維持している。令和 6(2024)年度に薬学部の安定した学生確保に向けて薬学部強化タスクフォースを立上げ、対策を実施している。

〈参考意見〉

○薬学部薬学科は収容定員未充足の状態であり、入学定員の見直しや薬学部強化タスクフォースを中心とした対応が図られているが、一層の努力が望まれる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関しては、「青森大学における学生支援の方針」に基づいて学修支援センターが中心となって、教務委員会、学生委員会等へ業務を分担して行っている。これらの委員会の委員長は教員、副委員長は職員としており、教職協働で実施している。

学修効果を高めるために平成 26(2014)年度からスチューデント・アシスタント制度を導入している。オフィスアワー制度を全専任教員が週 1 回以上設定している。

障がいのある学生への配慮は、学生委員会及び学生相談・特別支援センターが主体となって行っている。また、「青森大学における学生支援の方針」の中に、障がいのある学生支援の方針も明記している。中途退学者・休学者及び留年生への支援は IR 推進センターと離学者防止対策部会が協働で全学生を対象として毎週の出欠状況を可視化し、担任等が必要に応じて面談を行った結果、令和 5(2023)年度からその効果が現れている。

〈優れた点〉

○学修支援の柱となる教務委員会及び学生委員会で教員が委員長、職員が副委員長を担うことで教職協働が担保され、綿密なコミュニケーションのもと、学修支援の実行力が高

2 青森大学

められていることは評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

「青森大学における学生支援の方針」の中に進路支援についての考え方を明示し、この内容に基づき、1年次「キャリアデザイン A」、3年次「キャリアデザイン B」などの必修のキャリア支援科目やインターンシップ科目を開設している。

教育課程外の学生支援は、教職協働でキャリア支援センターや各学部のゼミ担当教員等が担っている。また、キャリア支援課に相談窓口を設置し、常時相談に対応できる体制を整えている。

インターンシップに関しては、ガイダンスを実施して参加を促し、学生は夏休み・冬休み期間等を利用して積極的に参加している。そのために必要なキャリア教育も実施している。こうした活動は単位化されており、学生が職業的自立に関する知識・技能を身に付ける仕組みが整えられている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導、奨学金などの経済的な支援は、学生委員会、学生課等が協働して担当している。心身に障がいのある学生への対応には学生相談・特別支援センターが、留学生の支援は留学生支援センターが当たっている。全学的には学生課が学生の相談窓口を開設し、薬学部学生向けには薬学教育センターに教職員を配置している。

青森キャンパスでは、保健室に看護師が常駐し、学生の健康相談等に対応している。東京キャンパスとむつキャンパスでは教職員が相談に対応しており、必要に応じて近隣の医療機関を紹介する等の支援を行っている。

部・サークル活動、大学祭等の課外活動支援は、学友会を中心に行っている。また、学業特待制度、特別奨学給付金制度、スポーツ・文芸特待制度、私費外国人留学生授業料等減免などの仕組みを設けている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

各キャンパスに研究、教育に必要な施設・設備を整備し、かつ有効に活用している。また、コンピュータ演習室を設置し、ICT（情報通信技術）環境を整備している。青森キャンパスの耐震対応が必要な建物については施設整備計画に基づき対応している。また、それぞれのキャンパスでは、必要なバリアフリー化が整備されており、施設・設備の利便性に配慮している。

各キャンパスは適切な規模の図書館・図書室を有しており、十分に利用できる環境を整備している。東京キャンパスとむつキャンパスの図書室は蔵書冊数の向上を計画している。学生一人ひとりに対して、きめ細かい指導を行うため、特に演習や実技科目については、原則として、1 クラス当たりの人数を授業にとって適切な少人数で編成することとしている。また、履修者数が多い場合は、クラス分けを行う等の対応を行っている。

〈優れた点〉

○むつ市の強い要望のもと開設されたむつキャンパスは、改修された下北文化会館を校舎として提供を受けて運営しており、大学の教育・研究だけでなく地元のコミュニティとしても活用されている点は地域に密着した大学の好例として評価できる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援センターで全学生対象の「学修状況・満足度調査」を実施し、その結果を IR 推進センターが「学修状況調査（2023 年度）分析結果」と「満足度調査（2023 年度）分析結果」としてまとめ、教職員で共有するとともにホームページで学内外へ公表している。

自由記述形式で寄せられた意見・要望のうち学修支援に関する事項については、教務委員会で回答を作成し、学生向けに掲示している。また、学生生活の支援に関する事項については、学生委員会が主導して検討し、関連情報を提供するなど学生向けに掲示し、改善

に結びつけている。これに加えて、学生相談・特別支援センターの月次会議で保健室の利用状況、相談状況等が担当看護師から報告されている。

学生から寄せられた学修環境に関する意見やアイデアをもとに、施設整備将来計画委員会において施設・設備の改善計画を策定し、改修や整備を実施している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第 1 条に定められている教育目的と基本理念に基づき、全学のディプロマ・ポリシーに加え、学部ごとのディプロマ・ポリシーも策定されている。全学及び学部ごとのディプロマ・ポリシーは毎年のように見直しが行われている。これらは、入学者選抜ガイド、学生生活ガイドブック、ホームページ等で周知され、新入生オリエンテーションでの説明や兼任教員に示すシラバス作成要領への明記において周知を徹底している。

ディプロマ・ポリシーに基づくルーブリックを整備し、進級・卒業における判断基準を 4 学部全てで設けている。単位認定基準については学則第 10 条と履修規程に明記されている。これらについては初回の授業時や新入生オリエンテーション、在学生ガイダンスで周知している。進級・卒業判定は、各学部教授会で厳正に実施している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーに沿ったカリキュラム・ポリシーを策定し、入学者選抜ガイドや学生生活ガイドブック、ホームページ、兼任教員へのシラバス作成要領を通じて周知している。ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性は毎年のように見直しを行っている。

教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されている。シラバスは教務委員会がチェックし、必要に応じて修正を行った上でホームページに公開しており、適切に整備されている。単年度に履修可能な単位数の上限を設定している。

教養教育は適切に設置されており、さまざまなアクティブ・ラーニングの方法を取入れている。専門教育においても同様である。教授方法の改善については FD・SD 委員会が担い、授業改善の研修や、教員間の授業公開などを行っている。

〈優れた点〉

○「地域創成科目」として「あおもり学」「ねぶた学」「地域貢献演習」等を置き、学生が卒業後も地域における活動に参画することを目標に、さまざまな地域連携をテーマに課題解決型学修により実践的に学んでいる点は評価できる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の点検・評価のために「学修成果の評価に関する方針」を定めている。そのうち「学生個人の評価の方法」では、ルーブリックを全科目のシラバスでの達成目標に明示し、学生の単位修得状況及び GPA に基づき、ディプロマ・ポリシーの達成度を測定している。また、「学位プログラムの評価の方法」は、各学部においてベンチマーク等の基準の具体化及び見直しを行ったものである。このことによって、学部の特徴に応じた多角的な学修成果を評価している。

学修成果の点検・評価に関する改善とフィードバックは、「学位プログラムの評価の方法」をもとに教授会、質保証委員会で行っている。また、各教員が作成する授業改善方策においては、教員自身が「改善が必要」と評価した項目について改善策も記載することとし、教員の自主的な授業改善を促している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長のもと、副学長 5 人と学監 1 人を配置しているほか、学長による意思決定を支援するための学長室を設置し、学長によるリーダーシップが適切に発揮される体制を整備している。

教学に関する重要事項については、学長会議で素案を作成し、その内容について各学部の教授会にて議論している。その結果を踏まえて、全学情報交換会にて状況の報告を行い、その後の大学運営会議で審議するなど、教学マネジメントを構築している。また、教授会においては、情報の共有を図るとともに、学則等により、教学に関する重要事項について学長への意見を述べる場であることを明確にしている。

青森・東京・むつの 3 キャンパスに、教学マネジメント遂行に必要な職員を配置し、教職協働の体制を確立し、教学マネジメントの機能性を高めている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

適切に教員を採用して、教養教育と専門教育のバランスをとった上で、設置基準に定める必要専任教員数を満たす教員を配置し、「青森大学教育職員資格基準規程」に基づく教員の昇任を行っている。

キャンパスの異なる全教職員を対象として FD・SD 委員会が FD・SD 研修会を実施するとともに、各学部においても FD 活動を計画的に実施し、授業の内容及び方法の改善に向けて積極的に取り組んでいる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

法人内の SD 活動として「青森大学ファカルティ・ディベロップメント (FD) 及びスタッフ・ディベロップメント (SD) 委員会規程」に基づき、FD・SD 委員会にて全学ベースでの全教職員を対象とした教職員研修会を定期的に行っているほか、各部署単位において、各部署の課題に応じた研修会を実施している。

職員の資質・能力向上への取り組みとしては、「青森山田学園人事考課規程」にのっとり、職員各個人や組織上の目標を明確にし、取り組みが具体化される仕組みとなっている。

〈優れた点〉

○教職協働の理念のもと、FD・SD 委員会を設置し、全学をあげて FD・SD 活動を推進しており、3 キャンパス体制を踏まえた教員及び職員が参画する作業部会、各部署単位での研修も積極的に行い、PDCA サイクルを確立している点は評価できる。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

教員の研究活動を支援する体制については、教員が共同研究を実施するための組織として青森大学附属総合研究所を設置するほか、専任教員に個別の研究室を割当てなど、適切な環境を提供している。

研究倫理については各種規則を整備し、倫理委員会が中心となって研究の倫理審査を実施している。

研究活動への資源配分としては、個人研究費や各種助成制度による学内資金の配分を行うとともに、科学研究費助成事業等の獲得と適正な使用のため規則を設け、研究推進・社会連携課においてその人的支援を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為をはじめとする諸規則を整備し、関係法令遵守のもと、大学運営を行い、適切な情報公開をすることによって、高等教育機関としての社会的責任を果たすことのできる運営をしている。

理事会と評議員会を定期的に開催するとともに、円滑な法人運営のために青森大学協議会を設置し、大学の使命を実現するための努力をしている。

環境保全に関して、「青森大学の環境に関する方針」を定め、普及啓発活動、人材育成等に取り組んでいる。人権の尊重に関して、「青森大学における人権の尊重に関する方針」を定め、人権侵害を防止するための調査や啓発等に取り組んでいる。安全への配慮に関して、「青森大学における危機管理に関する規則」を定め、教職員や学生等の安全確保を図っている。

〈優れた点〉

○SDGs 研究センターを開設するなど、環境保全に関して SDGs の考え方等を取入れた人づくりを実践している点は評価できる。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為において理事会を法人の最高意思決定機関と位置付け、年 4 回の定例理事会及び必要に応じて臨時理事会を開催している。また、理事会において法人運営に関する重要事項を審議し、法人の業務を決するとともに、質疑応答等を通じて、理事の職務の執行状況を確認し、監督している。

理事は、寄附行為第 12 条に基づき選任されており、理事会への出席状況も良好である。理事には、それぞれ担当を割当て、理事会の体制強化を図っている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人と大学の運営に関する重要事項は青森大学協議会で協議され、法人と大学の情報交換を行って、意思疎通と連携を図っている。

教職員の提案等は、教授会、キャンパス運営会議等から全学情報交換会に重要案件があり、更に大学運営会議に審議案件として提案され、必要なものは理事会・評議員会で報告・審議されるよう整備されている。

寄附行為に基づいて評議員を選任し、適切に運営を行っている。評議員会の同意を得て理事長によって選任された非常勤の監事 2 人は、その 1 人以上が理事会及び評議員会に出席して業務推進状況を把握するとともに、理事の業務執行状況を監事監査チェック表に基づいて監査している。監事は、毎年度、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に監査結果を報告している。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中期的な計画として、令和 5(2023)年度から令和 9(2027)年度までの経営改善計画を策定し、理事会で審議している。この経営改善計画の中には、収容定員を充足するための方策や各年度の適切な学生受入れ数、離学者防止策等を考慮した財務計画が含まれており、収支バランスを考慮した予算編成を行っている。経常収支は連続して支出超過となっているが、令和 6(2024)年度からは体制を刷新し、業務の総合的見直しに基づいた業務遂行に取り組んでいる。また、安定的な財務基盤を確立すべく 寄付金など外部資金導入に向けた取組みについても努力している。

〈改善を要する点〉

○事業活動収支差額比率や運用資産余裕比率が低位で推移し、経常収支が連続して支出超過となるなど、安定した財務基盤を確立しているとはいえ、収支均衡に向け、実効性のある計画立案と進捗管理を着実に行うなど一層の改善を要する。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に基づき規定した「青森山田学園経理規程」「青森山田学園予算管理規程」等の学内経理規則に基づき、会計処理・予算管理を行っている。

監査体制においては、監事、監査法人、内部監査室の三様監査体制を構築しており、三者で意見交換をするなど緊密な連携のもと、適正な組織運営に資する監査体制を整備している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「青森大学における内部質保証の方針」において、全学的な方針を明示し、質保証委員会及び自己点検評価・認証評価審査対策委員会を質保証の中核組織としている。各部局の評価の実務は委員会に部会を設けて実施し、質保証委員会が分析・評価を担当している。また、教職員の諸活動に関しては自己点検評価・認証評価審査対策委員会が担当している。学長を委員長とする上記両委員会による評価は、全学情報交換会及び大学運営会議の審議を経ることとしており、責任体制は明確である。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

2 青森大学

毎年、第1回の質保証委員会で内部質保証の年間計画を確認し、学部、委員会等がその計画を執行しており、年度末には各部局が策定した総括を質保証委員会が確認している。業務等の進捗状況は教授会、委員会等、事務局会議、キャンパス運営会議、全学情報交換会及び大学運営会議でエビデンスに基づいて報告され、必要な場合には審議を行っている。自己点検・評価報告書を毎年度作成しており、自己点検評価・認証評価審査対策委員会に提出・確認された後、学長の承認を経て学内外に公表している。

令和5(2023)年度まで、IR推進センターが情報の収集・分析・提供や各部局が行う調査の分析支援等を行ってきたが、令和6(2024)年度から学長室を置き、学長室にIR部局を移して、現状把握や中期的計画の策定等に必要な情報の収集と分析を学長の意思決定につなげやすくしている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目6-3を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに関して、年度末の質保証委員会において、「学位プログラムの評価の方法」で定めたデータに基づく各学部教授会における総括結果が報告され、次年度に向けた改善点が示され、フィードバックを行っている。アドミッション・ポリシーに関しては、入学者選抜の方法に基づいて初年次対応を行っている。

中期的計画は、自己点検・評価及び認証評価の結果等を踏まえて学長が策定し、大学運営会議で審議し、理事会で承認している。年度末には、各部局は自己点検・評価報告書の改善・向上方策を確認して、次年度計画を立案し、質保証委員会の質保証部会がその計画と改善・向上方策の一貫性を確認しており、大学運営の改善、向上のための内部質保証の仕組みは機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準A. 地域とともに生きる大学

A-1. 学内体制・環境の整備

A-1-① 学内組織体制の整備について

A-1-② 学生・教職員に向けた普及啓発について

A-2. 地域社会と連携して行う教育・研究・社会貢献活動

A-2-① 地域社会との連携・協力関係の強化について

A-2-② 地域社会と連携して行う教育・研究・社会貢献活動の充実について

A-3. 生涯学習活動

A-3-① 生涯学習事業の開催について

A-3-② 地域で開催される生涯学習活動への協力について

A-4. 大学施設の開放

A-4-① 大学施設の積極的な開放について

【概評】

大学では「青森大学における社会連携・社会貢献の方針」を定め、社会連携委員会のもとに、地域と大学をつなぐ窓口として社会連携センターを設置し、「地域とともに生きる大学」の実践に努めている。センターの諸活動の情報は、学外向けにはホームページ、SNS等で、教職員及び学生向けにはEメールや学内掲示を用いて情報を発信している。

大学は、八つの地方自治体、四つの地域経済団体、青森県内14校の高等学校等、合計45団体と連携協定を締結し、積極的に交流を行っている。高等学校においても、各連携校に教職員の担当者を割当て、コミュニケーションを密にとれる体制を整え、総合的な探究の時間の支援等の活動を行っている。また、社会連携センターでは、社会に貢献した個人又は団体を表彰する制度として地域貢献賞を整備している。

青森を代表する祭りであるねぶた祭には、「青森山田学園」として毎年参加しており、大学の教育目的を具現化する取組みである。また、学生には、基礎スタンダード科目の必修科目「ねぶた学」において、原則として「跳人（はねと）」としての参加を課しているのが特筆すべき点である。

生涯学習事業については45年にわたり「青森大学オープンカレッジ」を実施している。内容は、教員による公開講座を行う「市民大学」、地元再発見ツアー「みちのく散歩道」、そして冬のアクティビティを体験的に学ぶ「スキー教室」である。リピーターが多いのが特徴である。高校に対しても「出張講義」を実施している。

大学施設の開放については、積極的に地域活動等に生かすべく貸出しをしている。

IV 大学の概況（令和6(2024)年5月1日現在）

開設年度 昭和43(1968)年度
所在地 青森県青森市幸畑 2-3-1
東京都江戸川区清新町 2-10-1
青森県むつ市金谷 1-10-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
総合経営学部	経営学科

2 青森大学

社会学部	社会学科
ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学科
薬学部	薬学科

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
7 月 24 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 20 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 3 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
9 月 25 日	むつキャンパス実地調査の実施
	青森キャンパス実地調査の実施 9 月 26 日 第 2・3 回評価員会議開催
～9 月 27 日	9 月 27 日 第 4 回評価員会議開催
10 月 24 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 8 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2 月 4 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

3 育英大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的を、学則に明文化し、大学ホームページや「学生必携」等により、学内外に周知している。その上で、教職員に対しては教授会や職員朝礼などの場を活用して周知しており、学生に対しては年度始めのオリエンテーションなどの場において適切に周知している。また、大学ホームページや大学案内において学外に向けた周知をしている。使命・目的は、「学校法人群馬育英学園第 2 次中期計画」（以下「中期計画」という。）に反映され、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）にも適切に反映している。その上で、これら使命・目的を達成するために必要な教育研究組織を整備している。

「基準 2. 学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを大学ホームページや学生募集要項で明示している。入試委員会では、前年度の得点分布や学習指導要領の内容を検証した上で入学試験を実施し、定員を満たしている。教職協働体制のもと、学園生活や学修等に関する相談に応じる体制を設けている。また、キャリア支援については、関係部署が連携を図りながら学生の進路支援を行う体制を構築している。学生サービスに関しては、学生支援委員会と連携した学生支援課が学生の意見・要望等に対応するなど適切に行っている。課外活動等の支援では、関係部署が連携して課外活動支援に当たっており、特に強化指定クラブ出身者からオリンピックメダリストが輩出するなど、大学と学生会が一体となった支援の成果が現れている。学修環境については、教育目的達成のための環境を適切に整備した上で、学生の意見をくみ上げるシステムを整備している。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを大学ホームページ等で学内外に周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえ、単位認定基準、卒業認定基準などを定め、「学生必携」などで周知している。ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保したカリキュラム・ポリシーを定め、体系的な教育課程を編成し、実施している。シラバスで全ての科目に成績評価基準を明示し、厳正に運用するとともに、履修登録単位数の上限を適切に設定することで、単位制度の実質が保たれている。教養教育については、多様な分野にわたって開設し、適切に実施している。また、教員が相互に授業を参観する「授業見学」を学期ごとに行うなどして、授業の改善に取り組んでいる。学修成果を各授業の成績評価とともに、免許・資格

の取得状況、就職実績など多様な尺度に基づき点検・評価している。その結果をもとに、学修指導の改善に取り組んでいる。

「基準4. 教員・職員」について

学則において、学長が校務に関する最終的な決定権及び所属教員に対する指揮監督権を有することを明確に定めている。学長を補佐する体制として副学長を配置し、運営会議を組織するなど、学長が適切にリーダーシップを発揮できる環境が整っている。教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置している。教員の採用・昇任に関しては規則を定め、設置基準にのっとり、大学に必要な専任教員が確保されている。「FD・SD 委員会規則」を定め、教員・職員を包括した学内研修活動を実施している。教員に個人研究室を割当て、研究環境を整備している。研究活動上の不正行為防止に関する諸規則を定め、研究倫理の厳正な運用を図っている。研究活動への資源配分に関する規則を定め、専任教員には教育研究費と学長裁量経費による教育改革推進奨励費を交付する制度が設けられており、研究活動への資源配分に努めている。

「基準5. 経営・管理と財務」について

関係法令を遵守し、寄附行為をはじめとする諸規則が整備され、適切に法人運営が行われている。使命・目的を実現するための中期計画を策定し、その計画実行の継続的な取組みが行われている。ハラスメント防止等の諸規則を整備し、人権等の配慮を行っている。

理事会を最高意思決定機関とし、重要案件を審議している。理事・監事の選任等は適正に行われ、学長及び法人本部長が理事会の構成員となり、法人及び大学の各管理運営機関との意思疎通と連携が適切に行われている。評議員会及び監事を置き、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックが適切に機能している。中期計画のもと、人件費比率の数値目標を定めた計画管理を実施し、自己資金構成比率は十分な水準であり、公的補助金獲得の奨励等、外部資金の導入にも努めている。「群馬育英学園経理規程」などの規則を定め適正に会計処理を行っている。会計監査は、監事・内部監査室・公認会計士の相互連携と情報共有の体制を整えている。

「基準6. 内部質保証」について

内部質保証の方針を策定した上で、学長を長として、教学及び事務局の長から構成される運営会議のもと、「自己点検・評価委員会」を中心に全学的に更なる教育の質保証活動と改善策を追求する組織を整備している。内部質保証のために自主的・自律的な自己点検・評価を毎年行っており、その結果を学内で全教職員に共有した上で、大学ホームページを通じて社会へ公表している。令和5(2023)年10月からはIR委員会が、その下部組織の「情報収集・分析専門委員会」とともに、教育研究に関する学内外の諸情報の収集・分析、学生の学修動向及び教育の成果等に係る調査・分析、そしてその結果をもとにした改善策の立案、実施、検証を本格的に開始しており、エビデンスに基づく自己点検・評価を行っている。三つのポリシーを起点として、内部質保証のためのPDCAサイクルを確立し、今後の大学運営の改善及び改革を目指している。

3 育英大学

総じて、建学の精神に基づき、使命・目的を学則に定めた上で、その使命・目的を達成するために必要な教育研究組織を整備している。学長のリーダーシップのもと、使命・目的を実現するための中期計画を策定し、その計画実行の継続的な取り組みが行われている。その上で、三つのポリシーを起点として、内部質保証のための PDCA サイクルを確立し、今後の大学運営の改善及び改革を目指している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携の取組」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. スポーツ活動
2. 教員養成プロジェクト
3. スポーツを強みとした教員養成

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び建学の精神である「公正、純真、奉仕、友愛」に基づき、学則第 1 条に大学の目的、同条 2 項に教育学部教育学科の目的をそれぞれ具体的かつ簡潔に明文化している。この目的は、教育現場で求められる幅広い教養的知識と専門的知識・技能を身に付けた実践的教育者を養成しようとする大学の個性・特色を反映している。教育目的は、大学ホームページや「学生必携」等により、学内外に周知している。また、今日の教育、教職を取巻く社会情勢の変化に対応し、学生自身の問題意識に沿った教育内容や教育方法の研究を進めている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的について、役員、教職員が関与・参画した上で策定している。これら大学の使命・目的等について、教職員に対しては教授会や職員朝礼などの機会を通じて、学生に対しては年度始めのオリエンテーションなどの機会に適切に周知している。また、大学ホームページや大学案内を通じて、学外に向けても使命・目的を周知している。これら使命・目的は、学校法人群馬育英学園の中期計画における大学の計画に反映されており、三つのポリシーにも適切に反映している。その上で、必要な教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、大学の使命・目的及び教育目的を踏まえて、教育学部及び児童教育専攻・スポーツ教育専攻それぞれに定められ、学生募集要項に明示するとともに、大学ホームページで公表している。

入学者の選抜においては、入学試験の面接や口頭試問でアドミッション・ポリシーの内容に触れることで、学生に周知しており、アドミッション・ポリシーに沿った、公正かつ妥当な方法で入試が適切に運用されている。また、入試委員会では、前年度の得点分布や学習指導要領の内容を踏まえて検証を行っている。

学生数の維持については、18 歳人口が減少し続け、大学を取巻く環境が厳しさを増す中で、広報活動・高校訪問等の積極的な募集活動が実を結び、収容定員を満たしている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学修支援体制の整備については、教務委員会、FD・SD 委員会、障害学生学修支援委員会を設置し、それらの委員会全てに職員を参画させることで教職員が協働できる体制を整えている。

また、教員の教育活動を支援するために、TA 制度はないが大学独自の学内ワークスタディ制度を適宜活用している。オフィスアワーは掲示及びEメールにより学生に周知され、大学生活や学修等に関する相談に応じる体制を設けている。合理的配慮については、障害学生学修支援委員会を設置し、障がいのある学生に対する合理的配慮が適切に提供されるように教職員の支援体制を確保している。

中途退学、休学、留年などへの対応については、学生の申出から担任が学生や保証人との面談を経て、最終的には教授会で決定することとしているが、当該学生に関する情報は専攻会議において各教員に共有し、実態把握や原因分析、改善の検討を行っている。留年者にはゼミ担任が履修や学修相談をする体制を整えている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援については、1 年次から 4 年次にかけて教育現場での体験を中心に教育課程が編成され、現場とのつながりを大切にしながら、実践力のある社会人の養成を目指す点に大学の特徴が反映されている。

また、長期休業を活用して「教員・公務員採用試験対策講座」を開設し、大学が受講料の一部費用を補助しながら、就職につながる具体的な対策を積極的に講じている。

学内にはキャリア支援体制として「教職・実習サポート室」「キャリアサポート室」が設置され、ゼミ担任と教務課、学生支援課及びキャリアサポート課が連携を図りながら学生の進路支援を行う体制が構築されている。また、コロナ禍以降の対応として「Web 面接試験」や「Web 会社説明会」に参加できる専用の部屋を整備するなど、学生に寄添った支援が行われている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学内には保健室・学生相談室等の心身に関わる諸問題について対応可能な施設が整備され、個人の障がい特性に応じた配慮や支援の体制として、障害学生修学支援委員会も設置されている。これらを踏まえて、学生支援課は、学生支援委員会と連携して、学生の意見・要望等への対応及びさまざまな体制整備を行っている。

学生に対する経済的支援については、特別奨学金支給制度をはじめ、成績優秀者に対する奨学金支給制度・学内ワークスタディ制度等、複数の支援制度を整えている。

学内には全学生による学生会が組織され、学生会が体育系及び文化系のクラブ・サークルの活動状況を把握し、学生支援課・学生支援委員会と連携して各種活動を支援している。特に注力している強化指定クラブのレスリング部出身者からは、オリンピックメダリストが輩出するなど、大学と学生会が一体となった支援の成果が現れている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

学修環境の整備については、併設する短期大学と施設を共有しつつ、各講義室、演習室、実験室、体育館、図書館、研究室、運動場など、全ての施設が設置基準を満たしている。近年では、第2体育館や第2食堂の新設など、学生数の増加と要望を考慮した施設の整備も進められている。また、通信環境の充実、セキュリティ対策、省エネルギー策などの具体的な改善・整備も行われ、適切に運営・管理されている。ICT（情報通信技術）を活用した授業に対応すべく、通信環境を整備した演習室、実習室、実験室が有効に活用されている。図書館では管理運営システムが整備され、学生が学びやすい環境が提供されている。

バリアフリーをはじめとする施設・設備については、多くの施設が2階建てで移動が比較的容易であることに加え、多目的トイレの設置や一部スロープの整備など、各所で利便性の向上が進められている。

授業における学生数の管理については、教室等の収容人数とともに、授業科目ごとの受講者数が授業形態に基づいて定められ、適切に管理されている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「授業改善のための学生アンケート」とその結果を受けた「授業担当教員による自己点検・評価報告書」の作成、学務システムによる「学生満足度アンケート」や学内に設置された意見箱などを通じて、学生生活全般の意見・要望の把握に努めている。これにより、食堂の価格改定やトイレの改修、駐車場のパトロールなどが実現されている。

心身に関する健康相談や経済的支援をはじめとする学生生活に関する意見・要望については、「学生満足度アンケート」で保健室や学生相談室に関する学生の意見を調査し、学生支援委員会が検討して改善に努めている。ゼミでの個別面談においても状況把握を行い、学生支援課や教務課、管理課と情報を共有して対応できる体制を整えている。

学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用についても同様に、各アンケートを用いて、学内施設に対する意見・要望を調査している。アンケートは学務システムを通じて実施し、その回答を全教職員が閲覧できるようにすることで、教職員間で情報を共有し、学生サービスの向上に努めている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーが策定されており、「学生必携」に明示されている。これらは、全学年の学生に対して、年度始めのオリエンテーションやガイダンスで

説明されている。また、大学ホームページで広く学内外に公表されている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、他の大学等における修得単位の認定、入学前の既修得単位等の認定基準は、学則及び履修規則に明記されており、「学生必携」を通して学生に指導している。シラバスでは、全ての科目において成績評価基準が明示されている。併せて、全教員に配付されている「教務必携」の中で、成績評価基準が定められており、厳正な適用がなされている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を達成するために、学部におけるカリキュラム・ポリシーと併せて児童教育専攻、スポーツ教育専攻それぞれのカリキュラム・ポリシーを定め、周知している。これらのカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しており、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程が編成され、実施されている。その上で、シラバスを適切に整備するとともに、履修登録単位数の上限を適切に設定することで、単位制度の実質が保たれている。教養教育について、一般的な教養科目のみならず、大学で学ぶための基本的な技術や職業観を身に付ける科目など、多様な分野にわたって開設されている。アクティブ・ラーニングや体験型の科目を取入れ、特に、保育者養成と教員養成において求められる実践的な資質・能力の育成に努めている。また、教員が相互に授業を参観する「授業見学」を学期ごとに行うなどして、授業の改善に取り組んでいる。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果については、特にディプロマ・ポリシーを学修成果としており、それらを各授業の成績評価をはじめ、免許・資格の取得状況、就職実績など

多様な尺度をもって点検・評価している。学修成果の点検・評価結果のフィードバックについては、教務委員会において各授業科目の成績評価の分布確認を行い、FD・SD委員会で「授業改善のための学生アンケート」を実施するなどして、学修指導の改善に取り組んでいる。

〈参考意見〉

○学修成果を学生により明確に示し、大学全体レベルでの点検・評価及びその結果のフィードバックを実施する体制の強化に取り組むことが望まれる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が校務に関する最終的な決定権及び所属教員に対する指揮監督権を有することを学則に明確に定めている。

教授会の役割について一部問題はあるものの、学長を補佐する体制として副学長を配置し、運営会議を組織するなど、学長が適切にリーダーシップを発揮できる環境が整っている。

教学マネジメントの遂行に必要な職員の役割については「事務組織及び所掌事務分掌に関する規程」によって明確に定められ、適切に運用されている。

〈改善を要する点〉

○学生の入学の決定を行うに当たり、入試委員会で審議を行い、学長が決定を行っているが、学長決定前に教授会での意見聴取を行っていない点については改善が必要である。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員数は、設置基準にのっとり、大学に必要な専任教員が確保されており、適切に配置されている。

教員採用については公募制にしており、教員の採用・昇任に関しては「職員採用・退職規程」「人事委員会規則」「教員審査規則」等を定め、適切に運用されている。

FD、その他教員研修については、FD・SD 委員会が中心となり、組織的な実施とその見直しが行われている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 活動については、「FD・SD 委員会規則」を整備し、FD・SD 委員会において年度のFD・SD 研修計画を作成している。教員・職員を包括した学内研修活動を実施しており、事後アンケートの実施や欠席者への資料配信等にも努めている。近年ではネット研修を実施しており、「学校法人のガバナンス改革について」「ハラスメント防止」「短期大学を取り巻く高等教育政策の状況」などの演題で実施している。ネット研修は参加の柔軟性が向上し、多くの教職員が必要な知識を効率的に習得できる環境が整備されている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境については、教員に個人研究室を整備している。「育英大学及び育英短期大学における研究活動上の不正行為防止に関する規則」「育英大学及び育英短期大学における公的研究費の不正防止に関する規則」を定め、これらを不正通報窓口と併せて大学ホームページ上に明示して、研究倫理の厳正な運用を図っている。研究倫理の確立のため、研究倫理教育研修及びコンプライアンス教育を実施している。研究活動への資源配分に関する規

則については、「教育研究費規則」「教育改革推進奨励規則」を整備し、専任教員には教育研究費と学長裁量経費による教育改革推進奨励費を交付する制度を設け、研究活動への資源配分に努めている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

私立学校法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、寄附行為をはじめとする諸規則が整備され、適切に法人運営が行われている。私立学校法及び学校教育法施行規則で指定している事項については、閲覧に供し、大学ホームページで公表するなど、情報の公表を適切に行っている。

大学の使命・目的の実現のため中期計画が策定されており、「将来構想委員会」や総合企画部の管理のもとで、その進捗状況を把握し、計画を実行するための継続的な取り組みが行われている。

クールビズ、照明器具の LED 化に積極的に取り組むなど、環境保全への配慮に努めている。危機管理に関わるマニュアルが未完成であり学生及び教職員に周知されていないが、ハラスメント防止に関する規則は整備されており、人権への配慮に努めている。

〈参考意見〉

○危機管理に関わるマニュアルについては、早急に整備されることが望まれる。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

私立学校法に基づき、寄附行為第 6 条第 2 項において「理事会は、本法人の業務を決し、

理事の職務の執行を監督する」と規定し、理事会を最終的な意思決定機関として明確に位置付けている。また、理事の選任については、私立学校法に基づき、使命・目的の達成に向けて意思決定ができるよう寄附行為第 12 条において、理事の人数と選任区分を定め適切に行われている。

各理事の理事会出席状況は良好であり、欠席時に意思表示を行う書面も議案ごとに賛否が示されている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人の最高意思決定機関である理事会の構成員に学長及び法人本部長が就任していることにより、法人及び大学の各管理運営機関との意思疎通と連携が適切に行われている。

理事長は、大学事務局管理職及び法人本部管理職が出席する事務連絡会議を毎月開催するなど、強いリーダーシップにより法人と大学の意思疎通と連携を円滑に行っている。

法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする機関・組織として、評議員会及び監事を置いており、評議員及び監事は、寄附行為の規定により適切に選任されている。

監事は「監事監査規程」に基づき適切に監査を実施しており、理事会・評議員会への出席状況も良好である。

〈参考意見〉

○監事の監査報告書の提出先が理事長及び評議員会議長になっているため、提出先は理事会及び評議員会とすることが望まれる。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人群馬育英学園第 1 次中期計画」、中期計画を続けて策定し、人件費比率、経常収支差額比率、オープンキャンパス参加者数、受験者数の数値目標を定めて計画を管理している。

自己資金構成比率は十分な水準であり、令和 5(2023)年度決算においては法人全体の経

3 育英大学

常収支差額が支出超過であるものの、大学では開学 3 年度目から 4 年連続で入学定員を上回る学生募集を達成し、部門経常収支差額を収入超過で維持している。

教育研究活動のための外部資金の導入に関しては、公的補助金獲得の奨励と研修指導、寄付金の募集強化等に努めている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

「群馬育英学園経理規程」「群馬育英学園経理規程取扱要領」に基づき、適正な会計処理を実施している。補正予算については、理事会及び評議員会に付議し適正に編成している。

法令、寄附行為、「群馬育英学園監事監査規程」「群馬育英学園内部監査規程」に基づき、監事・内部監査・公認会計士の相互連携と情報共有の体制を整え、適切な会計監査を実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第 2 条において、「教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と明示している。

内部質保証の方針を策定した上で、内部質保証のための組織及び責任体制を整備している。この体制は学長を長とし、教学及び事務局の長から構成される運営会議のもと、「自己点検・評価委員会」を中心に各種委員会が連携して教育の質保証と改善に取り組んでいる。この委員会は、各専攻長、各専攻から選出された教員一人、事務局長、事務局各課長、その他学長が指名する者で構成され、それぞれの役割を果たしながら全学的な質保証活動を行う体制が整備されている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「自己点検・評価委員会規則」に基づき自己点検・評価委員会を組織し、内部質保証のために自主的・自律的な自己点検・評価を毎年実施している。その結果は、学内で全教職員に共有した上で、大学ホームページでも公開し、社会へ公表している。令和 5(2023)年 10 月からは IR 委員会が、その下部組織の「情報収集・分析専門委員会」とともに、教育研究に関する学内外の諸情報の収集・分析、学生の学修動向、教育の成果等に関わる調査・分析を行い、調査分析結果を活用した改善策などの立案、実施、検証の業務を本格的に開始しており、エビデンスに基づく自己点検・評価を行っている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点として、大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルが相互に関連しあう中で、内部質保証のための PDCA サイクルを確立し、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能している。その上で、自己点検・評価の結果を踏まえる形で中期計画にも反映している。今後は PDCA サイクルの C(Check)についてチェックシートの導入を検討しており、精緻なチェックの活動により、大学運営の改善及び改革を目指している。

〈参考意見〉

○学生の入学に関する決定に当たっての教授会での意見聴取について、改善を要する事項があり、内部質保証に関して機能性が十分とはいえないため、更なる取組みが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携の取組

A-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 包括連携協定

A-1-② 地域連携活動の取組

【概評】

開学当初より群馬県の自治体と地域連携を強化してきており、現在は、群馬県教育委員会、伊勢崎市教育委員会、高崎市教育委員会など、多くの自治体と連携協定を締結し、連携事業を展開しており、民間企業との交流も進めている。近隣の小中学校では、教育者、保育者の養成に関わる科目である「教職体験実習」や「授業観察演習」の実践の場として、子どもの学習支援活動や各種行事への参加という形で学生の地域貢献が展開されている。正課以外にも、学生はボランティアで学習支援に参加したり、教職サークルという学生サークルで活動しており、これらの活動の意義と成果は学生自身が実感している様子が見え、優れた取組みといえる。

大学には、併設の短期大学との合同による「地域連携推進室」が設置され、ここが企画の中心となって、大学からの教育・研究成果の発信をはじめ、公開講座、高大連携、リカレント教育など地域との連携推進に取り組んでいる。特に、教員養成という学部の特徴とともに、体育・スポーツの強みとオリンピックが輩出した実績を生かした地域貢献が盛んであることは特筆すべきである。

今後は、介護等体験の科目の新設に合わせた特別支援学校との連携、小学生が参加できる体育、美術、音楽の公開講座、大人や高齢者が参加できる企画などが計画されており、今後の更なる地域貢献の成果に期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. スポーツ活動

本学は平成 30（2018）年度の開学時より、レスリング部、陸上部、女子バレーボール部を強化指定クラブとし、令和 6（2024）年度よりサッカー部を新たに指定し、その活動を全学的に支援している。

レスリング部では、令和 3（2021）年 9 月の世界選手権で女子 1 名が優勝し、翌年 9 月の世界選手権では女子 3 名がそれぞれ優勝、準優勝、3 位となった。令和 5（2023）年 9 月の世界選手権では、女子 2 名が優勝、準優勝となり、今年 8 月のパリオリンピックに出場予定である。その他 U20 やアジア大会でも男女の選手が優勝や上位入賞を果たしており、創部から数年でめざましい快挙を成し遂げている。

陸上部の駅伝では、チームとして箱根駅伝の出場を目指して日々練習に励んでおり、成果として、令和 2（2022）年 1 月の箱根駅伝に学連選抜として出場、令和 4（2022）年 1 月の箱根駅伝にも学連選抜として出場、翌年の令和 5（2023）年 1 月の箱根駅伝では学連選抜として出場し、1 区をゴール近くまで独走を続け、沿道応援者や視聴者を驚かせた。

女子バレーボール部は、群馬県内大学選手権では優勝、関東大学リーグ戦で上位入賞を果たしている。

2. 教員養成プロジェクト

3 育英大学

本学はスポーツの推進を図るとともに、同時に教育学部の使命として、教員養成にも力を注いでおり、教員採用試験の対策に特化した教職サークルという学生サークルある。このサークルは教員採用試験を熟知した教員が中心となり、授業開講期間の空き時間や長期休暇を利用して、サークル構成員の学生に一般・教職教養や小論文、面接、模擬授業等の対策を行っている。教職サークルには上述の強化指定クラブに所属する学生も多数在籍しており、文武両道に励んだ結果、令和 5（2023）年度は群馬県や京都府、長崎県など、学生の出身地の教員採用試験に合格し、この春より教員として教壇に立っている。

3. スポーツを強みとした教員養成

現在、小学校では教科担任制の導入が進められており、文部科学省では優先的に専科指導の対象とすべき教科（対象教科）として、外国語、理科、算数、体育を挙げている。本学はスポーツ教育専攻をもち、かつ、強化指定クラブをはじめとする様々な運動部が活動を行っており、国が進める専門性をもった教員の養成という点で、スポーツを強みとした教員養成に大きく寄与することが可能であるため、令和 6（2024）年度よりスポーツ教育専攻の定員をそれまでの 50 名から 100 名に増やし、また、地域の公立学校等でのボランティア活動等の機会をこれまで以上に設け、専門性の高い体育科教員の輩出に努めている。

Ⅳ 大学の概況（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）

開設年度 平成 30(2018)年度
所在地 群馬県高崎市京目町 1656-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
教育学部	教育学科

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
7 月 26 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 22 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 5 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 2 日	実地調査の実施
10 月 3 日	第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 4 日	10 月 4 日 第 4 回評価員会議開催
10 月 28 日	第 5 回評価員会議開催

3 育英大学

令和 7(2025)年 1 月 9 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2 月 6 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

4 育英館大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

使命・目的及び教育目的は、簡潔に文章化されており、広くステークホルダーの理解に役立っている。個性・特色は、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）として集約され、明示されている。「育英館大学」への名称変更後も、「地域へのまなざしのもとで教育および研究活動を推進」するという基本理念は受継がれている。使命・目的及び教育目的は、学則などに明記されており、全教職員を構成員とする全体会議を適宜行い、全学的な重要課題への相互理解を図り、役員、教職員の理解と支持を得ている。令和元(2019)年度から 5 か年計画として教学及び財務計画表と一体となった経営改善計画を策定して大学運営を行い、令和 6(2024)年度からは新たな 5 か年計画を策定している。

「基準 2. 学生」について

学則第 1 条に掲げる教育理念に基づく教育目的を踏まえて、アドミッション・ポリシーを定め、ホームページ、入試選抜実施要項等で周知している。入試部委員会等の体制のもと、アドミッション・ポリシーに沿った多様な入試を公正かつ妥当な方法で実施している。学生募集については、SNS の活用、高校訪問、出前講座、体験講義などを通じた情報発信、留学生別科修了生の受入れ等の施策により、志願者数が増加傾向にある。学修支援を実施する体制として、学部長を議長とする教職協働の「カリキュラム編成会議」を整備し、適切に運営するとともに、稚内本校、京都キャンパスそれぞれにおいて事務局スタッフが学修支援に当たっている。また、キャリア支援室、キャリア支援委員会を中心とするキャリア教育のための支援体制を整備している。学校医の配置が求められるが、身体・健康面については保健室を設置し、職員が管理している。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的を反映したディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーがホームページで公表され、学生が常時閲覧可能となっている。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーの三つの能力「情報メディア基礎力」「専門能力」「地域貢献力」を高めるという観点で一貫している。教授方法の工夫として、習熟度別クラスの開講、アクティブ・ラーニングの推進、FD・SD 推進委員会による組織的な授業改善、教員による年次の教育研究業績報告書作成などが行われている。

教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けて、アセスメント・プランに基づく定性的・

定量的評価を実施し、自己点検評価委員会で取りまとめ、報告書等で公表している。学修成果の点検・評価の結果は、GPA(Grade Point Average)一覧や必修科目の平均点一覧等として学内ネットワークで公開され、教育内容・方法及び学修指導の改善に活用されている。

「基準 4. 教員・職員」について

学長が適切にリーダーシップを発揮するため、諸規則が整備されていることに加え、稚内本校と京都キャンパスそれぞれに副学長を置くなど教学マネジメントの遂行のための体制が敷かれ、機能しているが、学生の懲戒に関する事項については、法令に則した運営とはいえず、改善が求められる。設置基準で求められる必要教員数を満たしている。現在、稚内本校と京都キャンパスの二拠点で展開しておりそれぞれに教職員を配置している。教員の採用及び昇任に関しては「育英館大学 教育職員採用・昇格規程」に基づき運用されている。学長を長とする FD・SD 推進委員会を設置し、SD 研修会の実施方法の検討、実施結果の検証をはじめとした活動を推進することにより、職員の資質・能力向上に組織的に取り組んでいる。SD 研修会は高等教育機関の職員が直面するさまざまな課題をテーマに取り上げ、学生指導の現場等での実践に結びつくように工夫している。教員の研究成果の公表、外部資金の情報収集、申請時の事務局サポートを推進することで外部資金獲得にも積極的に取り組んでいる。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為を軸にして、各種規則を整備している。経営の規律及び誠実性の維持並びに中長期的な財政運営の確立を主眼とした経営改善計画を策定し、使命・目的の実現への継続的努力を行っている。寄附行為に基づき、理事会を法人の意思決定機関、理事長が法人を代表し全ての業務を総理するものと位置付け、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能させている。理事の選任は規則どおり行われており、事業計画の確実な執行のために理事会も適切に開催されている。文部科学省の集中経営指導法人の指定を受けたが、適切な財務運営の確立に取り組んでおり、経常収支差額が令和 4(2022)年度決算からプラスに転じ、経営改善の努力を続けている。

「基準 6. 内部質保証」について

「内部質保証に関する全学的な方針」を掲げ、学長を委員長とする自己点検評価委員会が中心となり、大学改革の PDCA サイクルの円滑な遂行に努めている。自己点検評価委員会は関係部署と情報共有を行い、連携し組織的かつ恒常的に内部質保証に取り組んでいる。最新の自己点検・評価の結果は、報告書及び経営改善計画を含めた事業報告書としてホームページで公表している。調査及びデータ収集に関して、現状把握のため、アセスメント・プランに基づき、「IR 担当」が中心となり、分析を行い、自己点検・評価に資するように、自己点検評価委員会に提出し、経営改善計画に活用している。学校医の配置や規則の整備において、内部質保証の機能性が不十分な点もあるが、内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みとして毎年実施している自己点検・評価の結果は、「自己点検評価報告書」にまとめられ、教育及び大学運営の改善・向上に反映されている。

総じて、大学は、建学の精神を軸に、使命・目的及び教育目的を踏まえた三つのポリシーに基づいて運営を行っている。志願者数の低迷という困難な課題に向き合い、経営改善計画を設定し、学生募集に努力している現状にあるが、「公設民営」として設立された経緯を踏まえ、積極的な地域連携及び地域貢献活動を行い、より一層の発展に期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携及び地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、明確かつ簡潔に文章化されており、広くステークホルダーの理解に役立っている。

個性・特色は、三つのポリシーとして集約され、明示されており、「ICT に強い社会人基礎力の養成」「関心と進路に応じた専門力の養成」「地域連携の中での実践学習」として、発信されている。平成 12(2000)年に情報メディア学部を中軸として「稚内北星学園大学」を開学した後、社会・経済環境の変化の中で、「コンピュータの大学」と「地域での活躍」という開学目的の実現を目指してさまざまな改変、時代に即応したカリキュラム改革を行っている。「育英館大学」への名称変更後も、「地域へのまなざしのもとで教育および研究活動を推進」するという基本理念は受継がれている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、学則などに明記されており、全教職員を構成員とする全体会議において適宜議題とすることで、全学的な重要問題への相互理解を図るとともに、役員、教職員の理解と支持を得ている。使命・目的等について、学長は入学式や学位授与式などで言及し、地域社会への発信、大学案内、ホームページ、学内掲示や「学園生活ハンドブック」への掲載など周知を図っている。教学及び財務計画表と一体となって令和元(2019)年度に 5 か年計画として策定した経営改善計画は、使命・目的を踏まえており、令和 6(2024)年度からは新たな 5 か年計画に基づいて大学運営を行っている。また、令和 2(2020)年度の学則第 1 条の変更や令和 4(2022)年の大学名称の変更に伴う、三つのポリシーの改訂の際にも使命・目的を反映しており、それに基づいたカリキュラム改訂を行っている。学長のリーダーシップのもとで、使命・目的及び教育目的の達成のために教育研究組織を整備し、副学長、学部長、学科長、センター長を配置している。教育目的に沿ったカリキュラム編成のための会議を置き、個性・特色が発揮できるようにしている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第 1 条に掲げる教育理念に基づく教育目的を踏まえて、アドミッション・ポリシーを定め、ホームページ、入試選抜実施要項等で周知している。入試部委員会等の体制のもと、アドミッション・ポリシーに沿った多様な入試を公正かつ妥当な方法で実施している。

学生募集については、SNS の活用、高校訪問、出前講座、体験講義などを通じた情報発信、留学生別科修了生の受入れ等の施策により、志願者数が増加傾向にある。経営改善計画で設定した学生募集の目標を満たせるよう、学生確保に向けた継続的な取組みが期待される。

4 育英館大学

入試問題は、入試部委員会が選任した教員が作成しており、入学後は、学科会議において選抜区分別の学修状況の確認及び検証を行っている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援を実施する体制として、学部長を議長とする教職協働の「カリキュラム編成会議」を整備し、適切に運営するとともに、稚内本校、京都キャンパスそれぞれにおいて事務局スタッフが学修支援に当たっている。大学院を設置していないため TA の採用は行っていないが、学生数と教員数の比率からきめ細かい学修支援が実現できている。学期ごとに全教員がオフィスアワーを設定して LMS(Leaning Management System)を通じて学生に周知している。

学生生活及び学修状況について、担任に加え、稚内本校では学生相談室が、京都キャンパスでは学生総合相談室が個別に面談し、学科会議において情報共有しながら丁寧な対応を実施している。休学及び退学の申出があった場合には、基本的には担任が面談を行い、必要に応じて学生相談室又は学生総合相談室が加わり、早期対応を図っている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学生のキャリア教育として、キャリア支援講座及びキャリア支援科目「キャリアデザイン A」「キャリアデザイン B」「キャリアデザイン C」「インターンシップ実習」を開講するとともに、キャリア支援室、キャリア支援委員会を中心とするキャリア教育のための支援体制を整備している。毎学期開始時にキャリア支援ガイダンスを実施し、就職・進学に向けた指導を実施している。

キャリア支援室員だけでなく、学内全スタッフに支援を要請し模擬面接を実施するなど、就職・進学に対する相談・助言体制を整備し運用している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための会議体として学生部委員会を設置し、福利厚生、課外活動、奨学事業など学生生活全般にわたる学生指導に関する事項に適宜対応している。

学生の心身に関する健康相談、心的支援等については、基本的に担任制により実施し、必要に応じて、学生相談室又は学生総合相談室がそれぞれ対応している。学校医の配置が求められるが、身体健康面については保健室を設置し、職員が管理している。

大学独自の特待生制度、学費の減免制度、給付型奨学金制度により、経済的支援を適切に行っている。

〈改善を要する点〉

○学校保健安全法の定めに従い、学校医を配置するよう早急な改善が必要である。

〈参考意見〉

○保健室に専属の医師や看護師などの有資格者を置くことが望まれる。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

大学の校地・校舎は、設置基準を満たしており、体育施設、情報処理施設などの施設・設備を整備・更新し、講義・課外活動などに有効に活用している。校舎は全て耐震基準に適合しており、専門業者への委託により設備等の維持管理を行っている。

コンピュータ実習室、各教室の情報コンセント、無線 LAN 設備等、教育目的の達成のための学修環境、ICT（情報通信技術）環境を適切に整備し活用している。6 万冊以上の書籍を有する図書館を設置し、開館時間も含め十分に利用できる環境を整備している。

玄関スロープの設置やトイレのバリアフリー化により施設・設備の利便性に配慮し、また、外注警備による安全性を確保した上で施設を一般市民に開放している。授業を行う学生数は、教育効果を十分上げられる人数となっている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

授業評価アンケート、学生満足度調査、「学習時間・学習行動調査」、担任面談、「意見箱」の設置、学生自治会執行部と副学長との面談などを通じて、学生の意見・要望を把握・分析し、学修支援の体制及び学生生活に反映している。

学修環境に関しても前述の施策により、学生の意見・要望を把握・分析し、検討結果を改善に結びつけている。例えば、「令和 5 年度学生生活満足度調査」で挙げられた実習室に備付けのパソコンの処理速度に対する要望を受け、パソコンの入替えを実施するなど、学修環境の改善に反映している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を反映した 3 項目のディプロマ・ポリシーがホームページで公表され、学生が常時閲覧可能となっている。

単位認定基準は各授業のシラバスにてディプロマ・ポリシーとの関連性が明示され、成績評価基準も記載されている。卒業認定基準は、対応する科目群の卒業要件単位数や必修科目の単位修得として設定されている。単位認定、進級、卒業認定の各基準は学則や「学園生活ハンドブック」に明記され、ガイダンスや面談を通じて学生や保護者に周知されている。

単位認定、進級、卒業認定の基準は、教務部委員会での予備判定後、教授会での判定会議を経て厳正に適用されている。また、「育英館大学 試験・論文等における不正行為に関

する規程」や「生成 AI の教学面における取り扱いに関する指針」も設けられ、厳格な運用が図られている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を反映したカリキュラム・ポリシーがホームページで公表され、学生が常時閲覧可能となっている。このポリシーは、ディプロマ・ポリシーの 3 要素である「情報メディア基礎力」「専門能力」「地域貢献力」の三つの能力を高めるという観点で一貫している。

教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成され、シラバスには必要項目が適切に記載されている。履修登録単位数の上限は適切に設定されている。教養教育は「人文科学系」などの 7 系統に分けられ、各系統から 1 科目以上、全体で 40 単位以上の修得が卒業要件となっている。

教授方法の工夫として、習熟度別クラスの開講、アクティブ・ラーニングの推進、FD・SD 推進委員会による組織的な授業改善、教員による年次ごとの教育研究業績の報告書作成などが行われている。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法として、授業評価アンケート、GPA、成績評価表一覧、学生満足度調査、就職状況一覧、卒業時アンケートを活用している。特に、授業評価アンケートと卒業時アンケートでは、ディプロマ・ポリシーの達成度を学生の自己評価で把握している。卒業時にはディプロマ・サプリメントを交付し、取得資格などの授業外の学修成果を可視化している。

教育内容・方法及び学修指導の改善へ向けて、アセスメント・プランに基づく定性的・

4 育英館大学

定量的評価を実施し、自己点検評価委員会で取りまとめ、報告書等で公表している。学修成果の点検・評価の結果は、GPA 一覧や必修科目の平均点一覧等として学内ネットワークで公開され、教育内容・方法及び学修指導の改善に活用されている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が適切にリーダーシップを発揮するため、諸規則が整備されていることに加え、稚内本校と京都キャンパスそれぞれに副学長を置くなど教学マネジメントの遂行のための体制が敷かれ、機能しているが、学生の懲戒に関する事項については、法令に則した運営とはいえ、改善が求められる。

現在、学長は設置法人の理事長を兼ねており、理事会との連携も図られている。

学則及び教授会規程で、教授会において審議すべき事項があらかじめ定められており、教学マネジメントが遂行されている。また、職員が教学関連の各委員会に参加し、教員と協働して業務に当たっている。

〈改善を要する点〉

○学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きに関しての規則を整備するよう改善を要する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

4 育英館大学

設置基準で求められる必要教員数を満たしている。現在、稚内本校と京都キャンパスの二拠点で展開しており、それぞれに教職員を配置している。

教員の採用及び昇任に関しては「育英館大学 教育職員採用・昇格規程」に基づき運用されている。各教員から提出される教育研究業績報告書を昇格選考小委員会で精査し、昇任の候補者を検討することとなっており、教員の業績を適正に評価するための体制が整えられている。

また、学長を委員長とするFD・SD推進委員会を設置し、各教員が提出した教育研究業績報告書や学生による授業評価の結果等を活用した組織的なFD活動を実施している。

全ての授業科目で授業評価を行い、結果を学生に開示するとともにホームページで公開している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

学長を長とするFD・SD推進委員会を設置し、SD研修会の実施方法の検討、実施結果の検証をはじめとした活動を推進することにより、職員の資質・能力向上に組織的に取り組んでいる。SD研修会は、高等教育機関の職員が直面するさまざまな課題をテーマに取上げ、学生指導の現場等での実践に結びつくように工夫している。

オンラインによる情報共有や日本学生支援機構等の外部機関が実施する研修会も積極的に活用することで、効果的に職員の育成を図っている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員が快適に研究に取り組める環境が整えられている。産官学連携及び地域連携の窓口として「地域創造支援センター」を設置し、研究成果を公表する機会として育英館大学紀要を発行するなどソフト面でも支援体制が構築されている。

研究倫理の確立のために諸規則を整備し運用していることに加え、日本学術振興会が提供するeラーニングを利用して研究倫理の向上を図っている。

4 育英館大学

個人研究費取扱規程をはじめとした諸規則に基づき、専任教員に対して研究に必要な費用を配分するとともに、適切な運用・管理を行っている。また、受託事業については、担当教員と十分に協議した上で適切な費用を教員へ配分している。

教員の研究成果の公表、外部資金の情報収集、申請時の事務局サポートを推進することで外部資金獲得にも積極的に取り組んでいる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為を軸にして、各種規則を整備している。経営の規律と誠実性の維持及び中長期的な財政運営の確立を主眼とした経営改善計画を策定し、使命・目的の実現への継続的努力を行っている。

また、公益通報や危機管理に関する規則、ハラスメント防止規程についても整備されている。

北海道宗谷総合振興局が中心となり、行政と民間が共同で行っている緑化プロジェクトに参加し環境保全活動に関わって植樹活動などを進めている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備している。理事会を法人の意思決定機関とし、理事長が法人を代表し全ての業務を総理するものと位置付け、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能させている。

理事会における理事の出席状況も概ね良好であり、意思表示書の扱いも適切に行われて

いる。

理事の選任は規則どおり行われており、事業計画の確実な執行のために理事会を適切に開催している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

監事及び評議員の役割が規則に定められ、法人としての意思決定が機動的に対応できるようにしている。

法人内では「学校法人北辰学堂 内部監査実施規程」に基づき内部監査を実施し、予算、事業計画、事業に関する経営改善計画、寄附行為の変更について、評議員会に諮問するなど、意思決定に際し各管理運営機関の意思疎通と連携は適切に行われている。

監事は理事会・評議員会に出席し学校法人の業務及び財産の状況のほか理事の業務執行の状況も監査している。

毎月1回以上開催される教授会が事務局と連携をとりつつ重要事項を審議し、理事長である学長に意見を述べることなどにより、教職員の意見をくみ上げる仕組みを整備している。また、教職員全体会議においても経営の重要事項を共有している。

〈参考意見〉

○中期計画や募集計画等、監事による教学に関する業務監査を充実することが望まれる。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

文部科学省の集中経営指導法人の指定を受け、適切な財務運営の確立に取り組んでおり、経常収支差額が令和4(2022)年度決算からプラスに転じ、経営改善の努力を続けている。

予算編成に当たっては編成方針を教職員へ周知した上で事務局長が部門・委員会ごとのヒアリングを実施することで予算案を精査し、評議員会の諮問・答申を経て理事会で承認されている。

留学生別科の設置効果により学生生徒等納付金収入が回復傾向にあることに加え、徹底

4 育英館大学

した経費節減の推進により収支は改善傾向にある。外部資金獲得等の収益力向上にも取り組んでおり、借入金等の外部負債もなく、安定した財務基盤の確立が進行している。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人北辰学堂経理規程」「学校法人北辰学堂事務決裁規程」等の諸規則に基づき適切に行われている。また、学校法人会計専用の会計システムの利用や公認会計士への会計処理相談等により適正な会計処理が行われるように努めている。

監査法人による会計監査は中間監査、期末監査を実施し、計算書類に対する根拠資料と会計処理の妥当性が検証されている。「学校法人北辰学堂内部監査実施規程」に基づき内部監査部門による監査も行われており、会計監査の体制が整備され厳正に実施されている。

必要に応じて補正予算を編成することにより、適正な予算管理を行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の全学的な方針は、「内部質保証に関する全学的な方針」に明記されている。学長を委員長として、副学長、学部長、教務部長、学生部長の教学の責任者のほか、委員長が指名する事務職員を加えて構成される自己点検評価委員会が中心となり、大学改革のPDCA サイクルの円滑な遂行に努めている。

自己点検評価委員会は、関係部署等と情報共有を行い連携し組織的かつ恒常的に内部質保証に取り組んでいる。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価活動については、各教員の業績報告書と各委員会の自己評価を自己点検評価委員会が集約し、自己点検評価書としてまとめたものを学内で共有している。最新の自己点検・評価の結果は、報告書及び経営改善計画を含めた事業報告書としてホームページで公表している。

調査及びデータ収集に関して、現状把握のため、アセスメント・プランに基づき、「IR 担当」が中心となり、分析を行い、自己点検・評価に資するように、その結果を自己点検評価委員会に提出している。また、調査・分析の結果は、支援対策、授業方法の向上に活用するほか、経営改善計画にも活用している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証を行うため、教授会は自己点検評価委員会から自己点検・評価の結果の報告を受けて承認を行うとともに、教授会が改善を必要と認める場合には、各部署長が改善活動に当たっており、教育研究活動及び管理運営について確実に PDCA サイクルが履行され、改善に生かされている。

学校医の配置や規則の整備において、内部質保証の機能性が不十分な点もあるが、内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みとして、毎年実施している自己点検・評価の結果は、「自己点検評価報告書」にまとめられ、教育及び大学運営の改善・向上に反映されている。また、カリキュラム改革に必要な報告となった場合には、「カリキュラム編成会議」において検討している。

〈参考意見〉

○学校保健安全法が定める学校医を任命していなかった点、学生の懲戒に関する規則の整備が不十分なため、内部質保証に関して機能の更なる向上努力が望まれる。

大学独自の基準に対する概評

4 育英館大学

基準 A. 地域連携及び地域貢献

A-1. 地域との連携関係の構築

A-1-① 地域の高等学校との連携

A-1-② 地域との連携

A-2. 大学が有している物的・人的資源の地域社会への提供

A-2-① 地域の教育力向上

A-2-② 知の提供とボランティア

A-2-③ 地域のイベントへの参加

A-2-④ 教員免許更新講習

A-2-⑤ 受託事業

A-2-⑥ 審議委員など地域への人的資源の提供

A-2-⑦ 施設開放

【概評】

北海道宗谷管内唯一の高等教育機関として、地域連携・貢献を設立時からの目的とし、積極的に取り組んでいる。高等学校との連携では、稚内市内 2 校と協定を結び、出前授業や高大連携授業、進路研修等を実施している。京都キャンパスでは 3 校と協定を結び、各種の連携を進めている。また、地域との連携は、125 の地元企業や団体が加盟する後援会を窓口として進められ、稚内市、豊富町、猿払村、北海道宗谷総合振興局と包括連携協定を締結している。

「若手職員の早期育成プログラム」への講師派遣や連携会議の参加等、地域課題解決に向けた協働を行い、ディプロマ・ポリシーにある「地域貢献力」に関連した教育にも活用している。

大学が有する物的・人的資源を七つの観点で積極的に提供し、そのうち、施設開放については、図書館の一般開放や、講堂、体育館、教室の貸出しなどに対応している。

地域連携及び地域貢献に関する活動は、地域創造支援センターにて、年度ごとに方針・計画が策定され、また実施結果の評価を実施している。

今後も公設民営の大学として、積極的な地域連携及び地域貢献活動に期待したい。

IV 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

開設年度 平成 12(2000)年度

所在地 北海道稚内市若葉台 1-2290-28

京都府京都市伏見区深草鞍ヶ谷 45-5

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻

4 育英館大学

情報メディア学部	情報メディア学科

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
7 月 29 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 22 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 4 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
9 月 30 日	実地調査の実施 9 月 30 日 第 2 回評価員会議開催
	10 月 1 日 第 3 回評価員会議開催 10 月 2 日 第 4 回評価員会議開催
～10 月 2 日	
11 月 27 日	第 5 回評価員会議開催
12 月 26 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
令和 7(2025)年 2 月 7 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

5 浦和大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

学校法人九里学園は校訓である「実学に勤め徳を養う」を建学の精神として、学部・学科の教育目的と併せて、学則で定めている。また、「浦和大学のミッション」及び「浦和大学のビジョン」を制定し、「社会に役立つ“真の優しさ”を育む」をミッションに据え「実学教育」と「徳育」を個性・特色として使命・目的及び教育目的を設定している。

使命・目的や教育目的、教育研究活動全般について、役員、教職員が関与・参画するとともに社会情勢に対応して、学部・学科の改組につなげている。使命・目的や教育目的は、「STUDENT HANDBOOK」、大学案内、ホームページなどで学内外へ周知している。

大学は第 2 期中期計画の中で重点的課題を掲げ、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織を整備している。

「基準 2. 学生」について

教育目的を踏まえた学部・学科ごとのアドミッション・ポリシーを定めて周知している。アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れを、公正かつ適切な体制のもとに運用している。一部学科で収容定員が未充足であるものの、全学的な学生受入れ数の維持に努めている。

教職協働による細やかな学修支援が適切に行われ、障がいのある学生に対する合理的配慮などの必要な対応を行い、キャリアガイダンスやインターンシップなど、キャリア教育にも適切に取り組んでいる。学生委員会を中心に、学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援、独自の経済的支援策にも取り組んでいる。

緑多きキャンパスで学修環境は適切に整備され、有効に活用している。学生の意見・要望を収集し対応するなど適切に取り組んでいる。

〈優れた点〉

- キャリア支援事業やインターンシップなどの多様な手法により、手厚いキャリア形成支援を行い、高い就職率を維持している点は評価できる。
- 学生の経済状況に鑑みて、学費の減免制度や家賃補助、バス通学定期代の一部補助、「100 円食堂」などの独自の学生サービスを実施している点は評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーに基づき、単位認定基準、卒業認定基準等を

学則、履修細則で定め、学内外に適切に周知するとともに、厳正に運用している。

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの整合性、一貫性を確保している。教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成され、教養教育も適切に実施されている。履修登録単位数の上限設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っている。アクティブ・ラーニングを含む教授方法・内容の改善を推進するための組織体制を整備し運用している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を点検・評価するために、入学時から卒業まで学生の学修状況、資格取得状況や就職状況の調査を実施し、その把握・分析に努め、学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

「基準4. 教員・職員」について

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を「浦和大学組織・管理・事務分掌規程」などの規則に基づき整備している。大学の意思決定の権限と責任は明確であり、また、副学長を適切に配置している。教授会は適切に機能し、事務組織は、少数精鋭、適材適所を基本とし、教学マネジメントを適切に構築している。

専任教員数及び教授数を適切に確保・配置し、教員の採用・昇任は「浦和大学教育職員選考規程」などの規則に基づき運用している。FD(Faculty Development)活動は、FD委員会により組織的に実施と見直しを行っている。職員は、人事評価制度により資質向上を図り、「スタッフ・ディベロップメント(SD)推進委員会規程」に基づき、研修の組織的な実施と外部研修会への参加など、職員全体の改善・改革へつなげている。研究環境を整備し、「浦和大学研究倫理審査規程」などを厳正に運用し、研究活動に関する規則を整備し、物的支援と人的支援を適切に行っている。

〈優れた点〉

○各副学長は、大学改革担当・高大連携担当・IR(Institutional Research)担当と組織上の位置付け、役割も明確であり、機能していることから権限の適切な分散と責任の明確化に配慮された教学マネジメントが構築されていることは評価できる。

「基準5. 経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性を維持するために寄附行為など各種規則を整備し、適切な運営を行っている。情報の公表は、法令等に基づき適切である。使命・目的を実現するために中期計画を策定し、環境や人権、安全への配慮も適切である。

理事会は、法人の最高意思決定機関として適切に運営し、理事の構成、出席状況も良好である。法人及び大学の連携の場として「大学経営会議」などを設け、理事長がリーダーシップを発揮する内部統制環境を整備し、教職員の提案をくみ上げる仕組みや相互チェックも機能している。監事の選任や職務も適切で、評議員の選任、評議員会への出席状況なども適切である。

中期計画及び財務計画に基づく財務運営を行い、安定した財務基盤を維持している。会計処理は諸規則の定めにより、学校法人会計基準を遵守して厳正に実施している。監査体

制は、監事及び外部監査人並びに内部監査による三様監査体制が構築され、厳正に実施している。

〈優れた点〉

○監事は、理事長と内部監査室とともに、年度始めにその年の監査計画を策定するための「学校法人九里学園監事会」を行うとともに、「監事監査実施方針」及び「定期内部監査及び監事監査」などに関わり、監事としての職務を適切に行っていることは評価できる。

「基準 6. 内部質保証」について

「浦和大学内部質保証の基本方針」「浦和大学内部質保証推進規程」で内部質保証の方針を明示し、恒常的組織体制として「内部質保証推進委員会」「自己点検・評価委員会」などを設置することを定めている。

学則第 2 条において自己点検・評価の実施及び公表を定め、これにより、毎年度、エビデンスに基づく自主的・自律的な自己点検・評価を実施して、学内外へ公表している。IR 委員会、IR 推進室を設置して、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制を整備している。

内部質保証推進委員会は、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）、中期計画、事業計画及び進捗状況などを点検・保証するアセスメント・プランを策定し、PDCA サイクルを循環させ、三つのポリシーを起点とした内部質保証を推進している。

〈優れた点〉

○浦和大学アセスメント・プランを定め、入学前、入学時、在学中、卒業時、卒業後の各時期に、機関レベル、学科レベル、授業科目レベルにおいて検証方法を定め、三つのポリシーに基づく評価を適切に実施していることは評価できる。

総じて、大学は創立者九里總一郎氏が掲げた建学の精神「実学に勤め徳を養う」及び大学のミッション「社会に役立つ“真の優しさ”を育む」の実現に向けて、教職協働での学修支援、教育研究環境の整備、内部質保証のための自主的・自律的な点検・評価を実施し、その結果を踏まえた PDCA サイクルを循環させ、教育の改善・向上に取組み、「実学教育」と「徳育」を個性・特色とした地域に根差した教育・研究を着実に展開している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.実学教育の支援と社会・地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

学校法人九里学園は「実学に勤め徳を養う」を建学の精神として掲げ、学部・学科の教育目的と併せて、学則で定めている。建学の精神を分かりやすく表現した「浦和大学のミッション」及び「浦和大学のビジョン」を制定するとともに、「社会に役立つ“真の優しさ”を育む」をブランド・コンセプトに据え、「実学教育」と「徳育」を個性・特色として示している。使命・目的及び教育目的並びに学部ごとの個性・特色を、各学部・学科の教育目的で明示し、簡潔に文章化している。社会情勢に対応して、使命・目的及び教育目的の見直しを行い、学部・学科の改組につなげている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的や教育目的及びそれらを踏まえた教育研究活動全般について、理事会、大学経営会議、内部質保証推進委員会、部局長協議会、教授会などで審議することにより、策定及び見直しに役員、教職員が関与・参画している。これらの会議体で審議した事項は、管理職によって各部署に共有されている。使命・目的や教育目的は、オリエンテーションなどで学生に説明され、石碑、校訓額、「STUDENT HANDBOOK」、大学案内、ホームページなどにより、学内外へ周知されている。大学は、使命・目的及び教育目的を反映した三つのポリシー、平成 28(2016)年度から令和 2(2020)年度までの第 1 期中期計画及び令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度までの第 2 期中期計画を策定し重点的課題を掲げ、これらを達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえつつ、学部・学科ごとのアドミッション・ポリシーを定め、ホームページや大学案内により周知している。入学者選抜試験は、アドミッション・ポリシーに沿って実施し、判定に至るまで適切に実施、検証している。一部学科で収容定員が未充足であるが、全学的な在籍学生数の確保に努めている。今後、更なる努力により学科の定員を満たすよう期待したい。

一般選抜試験の問題は、全て大学自らで作成を行うなど、入学者選抜試験を公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに実施している。

〈改善を要する点〉

○こども学部学校教育学科では、収容定員充足率が 0.7 倍未満であり、定員充足に向けた改善が必要である。

〈参考意見〉

○こども学部こども学科の収容定員が未充足であるため、定員充足に向けた取組みが望まれる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学期ごとのオリエンテーションでの説明やシラバスの利活用、欠席調査と個別指導、個別面談など、教職員協働による細やかな学修支援が適切に行われている。全学的にオフィ

スアワーを実施しており、「図書・情報センター」と「福祉教育センター」「こどもコミュニケーションセンター」などの部署が学修支援を行っている。

障がいのある学生に対する配慮も行われており、また、中途退学、休学及び留年の対策としては、理由を把握し、修学担当教員が相談に当たるなど必要な対応をしている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

多様な業界・業種による企業などの学内セミナーやイベントのほか、保育士会や幼稚園協会などの地元ステークホルダーの協力を得た行事も開催している。また、キャリア支援事業やインターンシップなどを積極的に行うなど、多種多様なキャリア形成支援に取り組むことにより、全学科において高い就職率を維持している。

ジェネリックスキル測定テストの1年次と3年次の比較・分析にも取り組み、教育課程内外を通じて、全学的に学生の就職・進学に関する相談支援体制を整備している。

〈優れた点〉

○キャリア支援事業やインターンシップなどの多様な手法により、手厚いキャリア形成支援を行い、高い就職率を維持している点は評価できる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

毎月学生委員会を開催し、学生サービスや厚生補導に関する議題を審議し、対応に当たっている。学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談は、「オレンジとんとん」「保健室」「ほっとコミュ」を設置し対応に当たるなど、適切に運営されている。また、学生の課外活動への支援も、ハード・ソフト面とも適切に行われている。

独自の経済的支援策として、複数の奨学金や学費減免制度を整備しており、大学全体として学生生活安定のための支援に取り組んでいる。

〈優れた点〉

○学生の経済状況に鑑みて、学費の減免制度や家賃補助、バス通学定期代の一部補助、「100円食堂」などの独自の学生サービスを実施している点は評価できる。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

緑多き自然の中のキャンパスでは、教育と学修、福利厚生のための施設が十分に整備され、有効に活用されている。大学は ICT（情報通信技術）環境を整備し、実習教室や適切な規模の図書館等の施設も活用している。

バリアフリーは十分に整備されており、全ての棟への車椅子での移動を可能にしている。

学修効果の向上のために、新型コロナウイルス感染症拡大前から少人数教育に取り組んでおり、授業を行う上での学生数は適切に管理されている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望の分析・把握について、教務課や「福祉教育センター」「障がい学生支援室」「修学担当教員」などがその都度対応している。学修支援体制の改善のために在学生アンケートを実施し、状況の把握・分析に努めている。

学生生活や学修環境に関する学生の意見・要望は、「修学担当教員」や学友会リーダー、学内の担当委員会、担当部署等の複数のチャンネルを通してくみ上げられ、対応している。

ソフト・ハード環境ともに整備しながら、全学的に教職員協働により、学修支援と学生生活への対応、学修環境の整備に取り組んでいる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、ホームページを通して学内外に周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準を学則、履修細則で適切に定め、「STUDENT HANDBOOK」やシラバスで学生に周知されており、かつ、厳正に適用されている。シラバスにおいて、当該科目とディプロマ・ポリシーとの関連性が明示されており、学修の目的が明確になっている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの整合性、一貫性を確保しつつホームページなどで明示、周知されている。教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成され、履修モデルを提示して学生が見通しをもって学べるようになっている。全学的な教養教育委員会を設置し、幅広い教養教育が適切に実施されている。履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っている。アクティブ・ラーニングを含む教授方法・内容の改善を進めるために組織体制を整備し運用している。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシー、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示している。学生の学修状況、資格取得状況や就職状況の調査を実施しており、例えば「学修時間及び学修行動に関するアンケート調査」を実施して学修状況の把握に努めている。また、卒業時アンケートや企業アンケートも実施して、入学時から卒業までの学修成果の点検・評価を行い、その結果は教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックされている。学修成果の点検・評価は、各種委員会への報告の他、自己点検・評価書にまとめられ、「内部質保証推進委員会」に報告され、学長の指示を経て、実際の改善につなげられている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を「浦和大学組織・管理・事務分掌規程」及び各会議体の規則などにに基づき整備している。学長は、使命・目的の達成のため、教学マネジメントを構築し、大学の意思決定の権限と責任を明確にしている。副学長は適切に配置され、それぞれが組織上の位置付け及び役割を明確にしており、機能している。教授会は、組織上の位置付け及び役割を明確にしており、機能している。学長は、教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項をあらかじめ定め、周知している。事務組織の編成及び配置は、少数精鋭、適材適所を基本とし、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確にしている。

〈優れた点〉

- 各副学長は、大学改革担当・高大連携担当・IR(Institutional Research)担当と組織上の位置付け、役割も明確であり、機能していることから権限の適切な分散と責任の明確化に配慮された教学マネジメントが構築されていることは評価できる。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的及び教育課程に即した運営を行うため、設置基準に定める専任教員数及び教授数を確保し、適切に配置している。教員の採用・昇任は「浦和大学教育職員選考規程」「浦和大学教育職員審査規程」「浦和大学教育職員審査内規」などの各種規則に基づき、適切に運用している。FD 活動は、学生による授業評価アンケート、FD 委員会主催の FD 研修会、学長及び副学長等による「新任教員研修」の三つの活動を主たる柱として組織的に実施している。なお、授業評価アンケートの評価点が著しく高い教員は、学長が表彰している。FD 活動の見直しは、FD 委員会を中心に組織的に行っている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

人事評価制度により、職員各自が設定した評価項目を自己評価し、所属長による能力評価、行動評価の査定について面談を通じてフィードバックして資質向上を図っている。

「スタッフ・ディベロップメント(SD)推進委員会規程」に基づき、スタッフ・ディベロップメント(SD)推進委員会を定期的に開催しており、職員の資質・能力向上のための研修などの組織的な実施とその見直しを行っている。外部で開催される各種研修会への参加を積極的に促し、出席した職員は研修成果をスタッフ・ディベロップメント(SD)推進委員会で報告するなど、職員全体のスキルアップを図り、改善・改革へつなげるよう努力している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

5 浦和大学

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

教員には個別の研究室を配置するなど、快適な研究環境を整備している。研究紀要は年 2 回刊行されており、兼任教員も含めた投稿環境を整えている。研究倫理については「浦和大学研究倫理審査規程」など関係規則を整備し、「研究倫理審査委員会」にて厳正に運用している。研究活動における不正行為の対応として、「研究活動の不正行為への対応等に関する規程」「公的研究費の不正防止に関する規程」などの関係規則を整備し、研究活動の不正行為を定義し、学長の権限のもと、不正防止体制を整えている。研究活動への資金配分については「特定研究助成に関する規程」など、関係規則を整備し、物的支援と人的支援を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

経営の規律と誠実性を維持するために寄附行為をはじめとした法人の組織倫理に関する各種規則を整備し、適切な運営を行っている。情報の公表は、私立学校法第 63 条の 2 及び学校教育法施行規則第 172 条の 2 などの法令に基づき、ホームページ上で適切に行っている。法人の使命・目的を実現するための継続的な努力として、第 2 期中期計画を策定し、教育研究等の質の向上に関することなどを含め、五つの重点的課題に取り組んでいる。環境や人権への配慮として「環境方針及び年次計画」及び「学校法人九里学園ハラスメント防止規程」等を策定・整備している。安全への配慮として「浦和大学防災等危機管理規程」等にのっとり、学内外に対する危機管理の体制を整備し、適切に機能している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法人は、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制として理事会を整備している。理事会は、法人の最高意思決定機関として寄附行為のほか各種規則にのっとり、重要な規則の制定・改正・施行、理事の選任、事業計画の確実な執行など適切に運営している。理事の構成は、学内理事に偏らず、豊富な社会経験や高度な見識を持つ学外理事も入り、バランスよく構成されている。各理事の出席状況は良好で、欠席時の委任状の内容についても適切である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携の場として大学経営会議、学生確保・大学改革推進委員会、人事委員会といった協議組織を設け、適切に意思決定を行っている。これらの協議組織は、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境及び教職員の提案などをくみ上げる仕組みとして整備している。大学経営会議は、法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制として適切に機能している。監事は、寄附行為にのっとり選任され、理事会及び評議員会などに出席している。監事は、「学校法人九里学園監事会」「監事監査実施方針」「定期内部監査及び監事監査」などに関わり、監事としての職務を適切に行っている。評議員は、寄附行為にのっとり選任され、評議員会への出席状況は適切である。

〈優れた点〉

○監事は、理事長と内部監査室とともに、年度始めにその年の監査計画を策定するための「学校法人九里学園監事会」を行うとともに、「監事監査実施方針」及び「定期内部監査及び監事監査」などに関わり、監事としての職務を適切に行っていることは評価できる。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

第2期中期計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っている。第2期

5 浦和大学

中期計画は、大学経営会議など学内の主要会議で検討されており、その中で財務運営の確立を最重点事項と位置付け、併設高等学校等との連携強化を推進している。収容定員未充足の状態が影響し、大学の経常収支差額の支出超過が大きくなっているが、法人全体では、令和 5(2023)年度決算における貸借対照表の主要な比率である積立率、運用資産余裕比率など高い水準を保っており、借入金もなく、安定した財務基盤が維持されている。使命・目的及び教育目的の達成のため、寄付金収入など外部資金の導入の努力を行っている。

〈参考意見〉

○大学の収容定員未充足により経常収支差額の支出超過が継続していることもあり、第 2 期中期計画の内容に沿って計画通り進めることが望まれる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は経理規程などの諸規則により、学校法人会計基準を遵守して厳正に実施している。予算編成については必要な時期に補正予算が組まれ、経理規程にのっとり、評議員会の意見聴取を経て理事会で決議されている。監査体制については独立監査人が適切に監査を行っており、監事に対して定期的に監査結果の説明が行われている。日常より独立監査法人と監事が定期的に意見交換し、連携が図られている。内部監査は管理規程、内部監査規程に基づき厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「浦和大学内部質保証の基本方針」「浦和大学内部質保証推進規程」を定め全学的な方針を明示している。「浦和大学内部質保証の基本方針」において、内部質保証推進委員会、自

自己点検・評価委員会などを設置することを定め、恒常的組織体制及び責任体制を明確にしている。内部質保証推進委員会は、自己点検・評価委員会等と協力して内部質保証を推進する中心的役割を担い、「内部質保証に関する方針及び手続の策定」「中期計画の策定」「自己点検・評価の方針及び評価項目等の策定」「3 ポリシーの策定」などを行っている。また、自己点検・評価等の結果に基づく改善・向上策の策定を行い、それらを含む内部質保証に関する情報を適切に公表している。

〈参考意見〉

○内部質保証の組織の一つとして、「浦和大学内部質保証の基本方針」「浦和大学内部質保証推進規程」に外部評価委員会の設置を定めているが、規則との整合性、責任体制の確立及び自己点検・評価の観点から、早急に組織するなど対応することが望まれる。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

学則第2条において自己点検・評価の実施及び公表を定め、内部質保証推進委員会及び自己点検・評価委員会を設置して自主的・自律的な自己点検・評価を実施する体制を構築している。自己点検・評価委員会は、「内部質保証推進規程」「自己点検・評価委員会規程」ののっとり、毎年度各委員会及び部署の実態を反映したエビデンスに基づく自己点検・評価を実施して、その結果を自己点検・評価報告書として学内で共有するとともにホームページで公開し社会へ公表している。

「浦和大学 Institutional Research(IR)委員会規程」に基づき学長直轄の IR 委員会、IR 推進室を設置して、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証推進委員会は、大学及び各学科の三つのポリシーを策定して、三つのポリシーに沿った中期計画、事業計画を策定している。加えて、内部質保証のために中期計画及

び事業計画の進捗状況などを点検・保証するアセスメント・プランを策定して、三つのポリシーを起点とした内部質保証を推進している。

自己点検・評価委員会及び外部評価委員がアセスメント・プランに沿って、年度ごとの点検・評価を実施するなど、内部質保証のための大学全体と各学科の PDCA サイクルを循環させる仕組みを確立しており、中期計画及び事業計画に基づいた大学運営の改善・向上のための内部質保証が機能している。

〈優れた点〉

○浦和大学アセスメント・プランを定め、入学前、入学時、在学中、卒業時、卒業後の各時期に、機関レベル、学科レベル、授業科目レベルにおいて検証方法を定め、三つのポリシーに基づく評価を適切に実施していることは評価できる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 実学教育の支援と社会・地域連携

A-1. 福祉教育センターによる実学教育の支援

A-1-① 実習教育に対する支援の適切性

A-1-② 資格取得に関する学修支援の適切性

A-2. こどもコミュニティセンターによる実学教育の支援と社会・地域連携

A-2-① 実習・演習教育支援の適切性

A-2-② 教職課程を支える体制整備

A-2-③ 社会・地域連携による実践的教育の適切性

【概評】

福祉関連資格の取得を目指す学生に対する学修支援のために、「福祉教育センター」を設置し、実習担当教員や障がい学生支援委員会と連携して、実習教育関連の資料整備、実習に関する相談、障がい学生への実習支援、ボランティア活動を通じた学修支援を行うなど実習教育について適切に支援している。また、資格取得に関する学修支援のうち社会福祉士国家試験に関する学修支援では、受験学習の環境整備をはじめ、1 年次から 4 年次あるいは卒業後も含めて切れ目のない支援に取り組んでいる。介護職員初任者研修に関する学修支援では、令和 5(2023)年度より介護職員初任者研修を学内で講座として開講しており、「福祉教育センター」が講座開講や受講のための支援を行っている。このように、資格取得に関しても適切な学修支援が行われている。実習・演習及び教職課程の支援のために、「こどもコミュニティセンター」を開設している。センターでは学内外の多種多様な実習・演習教育の支援、教職課程の支援、地域連携による実践でもある「親子のひろば ぽっけ」の運営に教職協働で取り組んでおり、実習・演習教育を適切に支援している。教職課程を支える体制の整備では「教職課程自己点検・評価報告書」作成を通して、教職課程の質の確保に努めている。教職課程が学科横断的に配置されていることから支援体制も学科横断的

5 浦和大学

に組織され、PDCA サイクルの確立を通じて質の高い教員養成に取り組んでいる。社会・地域連携による実践的教育でもある「親子のひろば ぽっけ」は、「これまでの実践も積重ね」というように、常に取り組みの工夫を考える姿勢が、建学の精神にある「実学」と「徳」とを結びつける教育の要となるとともに、これからの充実と発展が期待できる。

Ⅳ 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

開設年度 平成 15(2003)年度
所在地 埼玉県さいたま市緑区大崎 3551

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
こども学部	こども学科 学校教育学科
社会学部	総合福祉学科 現代社会学科

Ⅴ 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 5 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 23 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 6 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 9 日	実地調査の実施
10 月 10 日	第 2・3 回評価員会議開催
10 月 11 日	第 4 回評価員会議開催
11 月 8 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 9 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2 月 12 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

6 エリザベト音楽大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

使命・目的及び教育目的は、学則に明確に定められている。使命・目的及び教育目的のより簡潔な表現を目指し、教育理念と、教育理念に直結した行動標語を定めている。個性・特色は、「カトリシズムの精神」「カトリック・イエズス会教育方針」「家族的雰囲気」「宗教音楽教育」「教養教育」「国際性」が挙げられ、教育理念、行動標語、ディプロマ・ポリシー等にも反映している。学生便覧、「学生生活の手引き」、大学案内、募集要項、ホームページ等に教育理念、行動標語を掲載し、学内外に周知している。「エリザベト音楽大学長期計画（2016 年度～2025 年度）」（以下「長期計画」という。）では、基本理念で「建学の精神、教育理念の実現」等を記載し、分野別目標には、「建学の精神、基本理念、ヴィジョンの具現化」を掲げて、計画に反映している。

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーは、建学の精神及び教育理念に基づいて大学は学部全体に、大学院は専攻ごとに適切に定められた上で、ホームページと学生募集要項で周知されている。大学は、近年の入学者数の減少を踏まえ入学定員を適宜見直し、入学定員の充足に努めている。学修支援体制は、教職協働で構成される学務・入学試験委員会、研究科教育運営委員会、学生生活委員会、教職課程委員会によって運営されている。大学及び大学院は、キャリア支援室他にキャリアコンサルタントの有資格者 3 人を配置し、積極的にキャリア支援を実施している。大学は、学生生活センター室長主導のもと、学生生活委員会、学事部、学生相談室、保健室等の連携によって、学生生活を支援する体制を整備している。音楽大学として充実した施設を整備し、学修環境を整えている。「授業評価アンケート」に学修支援に関する項目を設けて、意見・要望を集約し、自己評価・FD 運営委員会及び学務・入学試験委員会において共有し、教員から学生に対してコメントが作成されるなど、学修支援の体制を整備している。

〈優れた点〉

- 全ての入学試験受験者に学長面接を実施し、総合的な判断に基づいてアドミッション・ポリシーに沿った入学者を選抜していることは評価できる。
- 給付型の多種多様な奨学金制度を充実させ、学生の経済的負担の軽減に努めている点は評価できる。

「基準3. 教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは使命・教育目的と連関しており、三つの主要な資質・能力を修得目標として定め、周知されている。各授業科目はシラバスにおいて、ディプロマ・ポリシーとの関連性が明示されており、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等は適切に定められている。

教育課程は、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を保ちつつ体系的に構築されており、履修単位の上限についても、前年度の GPA(Grade Point Average) の成績を考慮しながら適切な基準を定めている。学修成果の点検・評価においては、令和5(2023)年度に「学修ポートフォリオ」が本格的に導入され、ディプロマ・ポリシーに含まれる各項目の累積学修度が示されるようになった。「授業評価アンケート」では、授業内容を改善すること及び幅広く学修成果の到達状況の点検・評価に役立てることを目的として学生自身の学修に対する意識や自己評価も回答させている。

〈優れた点〉

○「履修プログラム」は、学生一人ひとりが卒業後の進路を勘案しつつ、専門性を深め科目を主体的に履修することができる柔軟さがあり、高く評価できる。

「基準4. 教員・職員」について

使命・目的の達成のため、学則及び諸規則に基づき教学マネジメントに関する意思決定プロセスを整備しており、教学に関する最高責任者として学長を位置付けるとともに、学長補佐体制として、協議会、教授会等の審議機関を整備している。大学及び大学院は、大学設置基準及び大学院設置基準上必要な教員数を確保し、教員は専門性に合わせた授業科目・実技指導を担当するなど、適切に配置している。大学は自己評価・FD 運営委員会を中心に、教職員の資質向上を目的とした研修を組織的に実施している。研究倫理については、「エリザベト音楽大学公的研究費の使用に関する行動規範」「エリザベト音楽大学研究活動における不正行為への対応等に関する規程」等、必要な規則類を定めている。

「基準5. 経営・管理と財務」について

法人は寄附行為、「エリザベト音楽大学 ガバナンス・コード」（以下「ガバナンス・コード」という。）に基づき運営されている。また、法令に定める情報の公表を行っており、管理運営規則をはじめ、規律のある誠実な経営・運営のための諸規則の整備、組織の構築に努めている。理事会は、必要な重要事項に関する議決・決定を行い、事業計画の確実な執行など、使命・目的の達成に向けた意思決定ができる体制を整備している。監事の選任は適切に行われ、日常的な業務監査、会計監査のほか、理事会・評議員会に出席し、理事の業務執行状況に対して意見を述べており、適切に職務を遂行している。純資産構成比率、固定比率、流動比率、負債比率などの財務安全性指標は良好で、安定した財務基盤を確立している。事業活動収支の経常収支差額は、プラスであり、収支バランスは保たれている。経理規程、「学校法人エリザベト音楽大学資産運用管理規程」を整備し、学校法人会計基準及び経理規程に基づき、会計処理を適正に実施している。

「基準 6. 内部質保証」について

教育水準の向上を図り、建学の精神、教育理念の実現に向けて、教育活動の状況について自ら点検し、評価を行うことが学則において定められている。また、協議会及び理事会において「エリザベト音楽大学内部質保証の方針」が決定されており大学運営等の内部質保証の最終責任は協議会が負っている。自己点検・評価を実施する組織として自己評価・FD 運営委員会を立上げ、規則にのっとり、定期的に自己点検・評価活動を行い、自己点検・評価報告書を作成し、公表している。ガバナンス・コードの遵守により、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を起点とする教育研究活動及び長期計画を踏まえた大学運営等の内部質保証の確立を目指した大学運営が行われており、内部質保証のための PDCA サイクルは適切に機能している。

総じて、大学は教育理念であるカトリシズム（普遍性）の精神に基づき運営され、理事長が学長を兼ねることで強いリーダーシップが確立されている。伝統的な音楽大学の特色を生かし、また、自己点検・評価を通して三つのポリシーを起点とする教育研究活動及び長期計画を踏まえた内部質保証を推進する体制が構築されており、今後のますますの発展に期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A. 社会・地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、学則に明確に定められている。学科の人材養成に関する目的を規則に定めるとともに、各専修及び各専攻の人材の養成に関する目的も規則に定め、ホームページに公開している。使命・目的及び教育目的のより簡潔な表現を目指し、教育

理念と、教育理念に直結した行動標語を定めている。

個性・特色は、「カトリシズムの精神」「カトリック・イエズス会教育方針」「家族的雰囲気」「宗教音楽教育」「教養教育」「国際性」が挙げられ、教育理念、行動標語、ディプロマ・ポリシー等にも反映している。また、教育理念、行動標語を堅持しつつ、令和 4(2022)年に教育課程の改定を実施している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

教育理念は、中期計画を検討する際に、理事会で原案が承認され、協議会及び教授会で
の検討を経て確定し、行動標語は、戦略会議において検討され決定しており、役員及び教
職員の理解と支持が得られている。学生便覧、「学生生活の手引き」、大学案内、募集要項、
ホームページ等に教育理念と行動標語を掲載し、学内外に周知している。

建学の精神、教育理念、行動標語に基づき、三つのポリシーを定めている。長期計画で
は、基本理念で「建学の精神、教育理念の実現」等を記載し、分野別目標には、「建学の精
神、基本理念、ヴィジョンの具現化」を掲げて、計画に反映している。使命・目的及び教
育目的を踏まえ、1 学部 2 学科 2 専修 3 専攻を設置しており、大学院については、修士課
程は 4 専攻、博士後期課程は 3 領域からなる音楽専攻を設置している。運営の仕組みとし
て各種委員会を設け、それぞれの専門分野に関わることを協議している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、建学の精神及び教育理念に基づいて、大学は学部全体に、大学院は専攻ごとに、適切に定められた上で、ホームページと学生募集要項で周知されている。

入学者選抜はアドミッション・ポリシーに沿って春季・秋季に行われ、全ての受験者に対して行われる学長面接を通して、教育理念の理解と大学での修学意欲を見定めた上で入学者を選抜している。

大学は、近年の入学者数の減少を踏まえ入学定員を適宜見直し、入学定員の充足に努めている。大学院は、大学の入学者減少の影響を受ける中、海外在住者に対する入学試験においてオンラインを活用するなどの努力により、入学者確保に努めている。

〈優れた点〉

○全ての入学試験受験者に学長面接を実施し、総合的な判断に基づいてアドミッション・ポリシーに沿った入学者を選抜していることは評価できる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援体制は、教職協働で構成される学務・入学試験委員会、研究科教育運営委員会、学生生活委員会、教職課程委員会によって運営されている。

クラス担任制によって専任教員が全学生の個人面談を行い、4 年次生を対象に専任教員と職員が協力して単位修得不足による卒業延期を防ぐ取組みをしている。また、TA 制度と「学習支援アシスタント制度」を整備し、学修支援に取り組んでいる。このほか、週 1 時間のオフィスアワーが設けられ、学生用の掲示板で周知している。障がい等があり支援を必要とする学生には、学生生活センターへの診断書等の必要書類の提出に基づいて学生と教職員との合意により配慮内容が決定されている。

入学予定者への入学前教育は、大学での対面と、オンラインによる「クラスプロフィール」との併用で行われ、入学後の学修との連携が図られている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、キャリア支援室他にキャリアコンサルタントの有資格者3人を配置し、音楽大学の特性を踏まえたキャリア支援を積極的に実施している。大学は1年次から社会人に必要な基礎力修得のための科目を設置し、2年次以降は「キャリア教育Ⅱ」「キャリア教育Ⅲ」でインターンシップを実施している。キャリア支援室を設置し、隣接する「教職学習室」と併せて就職対策及び教職に関する資料を整えている。大学で取得できない保育士資格については、さまざまな指導を学生に行うとともに、保育士試験支援奨学金も設けている。その他、音楽大学を卒業して各界で活躍する講師を招く進路オリエンテーションや、音楽の専門性を生かす仕事に就くための就職説明会を行っている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学生生活センター室長主導のもと、学生生活委員会、学事部、学生相談室、保健室等の連携によって、学生生活を支援する体制を整備している。学生相談室には専門カウンセラーが2人配置され、開室日の平日2日間に対応し、障がいのある学生には、必要に応じて学生生活センター室長と学生生活委員会で対応している。

学生生活を支える学費については、多種多様な給付型の奨学金制度を設けることにより、経済的支援を求める学生や保護者の要望に応える内容を整備し、大学案内、ホームページ等で周知している。留学生に対しては、国際交流室と学事部が連携して、銀行口座開設や役所への届出等の生活支援を行っている。

〈優れた点〉

○給付型の多種多様な奨学金制度を充実させ、学生の経済的負担の軽減に努めている点は評価できる。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

キャンパスには、二つのホール、16 のレッスン室、68 の練習室、そのほかにもアンサンブル室など、音楽大学としての充実した施設を整備し、学修環境を整えている。また、耐震改修を行い、防犯カメラを設置するなど学生の安全面に対応し、バリアフリートイレを設置して障がいのある学生のための環境も整備している。その他、防音練習室を備えた学生寮を完備し、遠方の学生を受入れている。

図書館は月曜日から土曜日まで開館し、大学の特色である宗教音楽関係の資料をはじめとした資料を整えている。大学院生研究室には自主管理のもとで利用できる楽譜や参考図書資料を配架し、研究環境を整備している。また、コロナ禍の令和 2(2020)年度入学生からは1人1台ずつノートパソコンを貸与し、ICT（情報通信技術）環境の整備に努めている。

授業は1クラス当たり20人から50人程度の学生数で実施し、合唱やオーケストラなど一定の人数が必要な授業には他専攻の学生や卒業生など学内外の関係者を補充し、教育効果を考慮している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「授業評価アンケート」に学修支援に関する項目を設けて、意見・要望を集約し、自己評価・FD 運営委員会及び学務・入学試験委員会において共有し、教員から学生に対してコメントが作成されている。また、クラス担任制のもとで行われる面談の内容を面談報告書に記録し、学生の意見を集約している。令和 6(2024)年 4 月には「学修支援に関するアンケート」を実施し、内容を教授会で共有するなど、学修支援に対する学生の要望をくみ上げるシステムが適切に機能し体制の改善に生かされている。

学生生活に関する学生の意見・要望については、クラス担任との個人面談を行い心身に関する健康相談を受け、合理的配慮が必要な相談と合わせて、保健室と学生相談室で内容を把握・共有している。経済的支援が必要な相談に対しては、奨学金などについて学事部で対応している。施設・設備に関する意見・要望に対しては、各種提出書類によって対応している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーは使命・教育目的と連関しており、三つの主要な資質・能力を修得目標として定め、周知している。新教育課程では、音楽文化学科音楽文化専修と演奏学科において「履修プログラム」が導入され、学生自身が卒業後の進路を考慮しながら、専門性を深める科目を主体的に履修できる。

各授業科目はシラバスにおいて、ディプロマ・ポリシーとの関連性が明示されており、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等は適切に定められている。

成績評価は授業回数の3分の2以上の出席を試験の受験資格とし、教授会において試験の成績等に基づく全学生の成績判定を実施しており、各基準は厳正に運用されている。

〈優れた点〉

○「履修プログラム」は、学生一人ひとりが卒業後の進路を勘案しつつ、専門性を深める科目を主体的に履修することができる柔軟さがあり、高く評価できる。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーと連関した上で、適切に策定されており、ホームページ等で周知されている。また、シラバスや学生便覧の授業科目一覧には、各科目がディプロマ・ポリシーとどのように結びついているかを明示している。教育課程は、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を保ちつつ体系的に構築されており、履修登録単位数の上限についても、前年度の GPA の成績を考慮しながら適切な基準を定めている。

教養教育としては、「初年次演習Ⅰ」「初年次演習Ⅱ」をはじめ、キリスト教カトリズムに基づいた「人間学Ⅰ」など、建学の精神を生かした特色ある科目を開講している。

ディプロマ・ポリシーに掲げた「協働による社会貢献」を実践するために、アクティブ・ラーニングを取入れた科目を開講し、「専攻実技」においては「実技カルテ」を導入するなど、教授方法を工夫しながら学修成果を可視化させている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の点検・評価においては、令和 5(2023)年度に「学修ポートフォリオ」が本格的に導入され、ディプロマ・ポリシーに含まれる各項目の累積学修度が示されるようになった。これに加えて、令和 6(2024)年度に「エリザベト音楽大学アセスメント・ポリシー」を策定し、三つのポリシーと連関して学修成果を正確に点検・評価する体制を整備している。

「授業評価アンケート」では、授業内容を改善すること及び幅広く学修成果の到達状況の点検・評価に役立てることを目的として学生自身の学修に対する意識や自己評価も回答させている。また、学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックすることについては、令和 6(2024)年度より各委員会等で討議・分析する体制が整えられた。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、管理運営規則に基づき、教学面と事務面の両方で学長のリーダーシップを支える体制を整備している。使命・目的の達成のため、学則及び諸規則に基づき教学マネジメントに関する意思決定プロセスを整備しており、教学に関する最高責任者として学長を位置付けるとともに、学長補佐体制として、協議会、教授会等の審議機関を整備している。

学長はリーダーシップを適切に発揮しており、学校教育法に基づき、教授会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要事項を教授会規程、研究科委員会規程及び諸規則で明確に定め、周知している。教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、教職協働で大学運営に参画するよう役割を明確化している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院は、大学設置基準及び大学院設置基準上必要な教員数を確保し、教員は専門性に合わせた授業科目・実技指導を担当するなど、適切に配置している。教員選考規程等の諸規則を定めており、教員の採用・昇任の方針に基づき適切に運用している。

大学は、自己評価・FD 運営委員会を中心に、教員の資質向上を目的とした研修を組織的に実施している。教職員合同で「教職員研修会(FD・SD)」を年2回開催し、専任教職員には参加が義務付けられている。

また、FD 研修として前後期各1回、授業参観を行い、専任教員のみならず専任職員も参加が義務付けられている。FD 研修は非常勤教職員にも受講の機会が設けられている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、教職員合同の「教職員研修会(FD・SD)」として、「エリザベト音楽大学長期計画(2016年度～2025年度)」に基づいて各年度で実施計画を作成し、教職員の資質・能力向上に組織的に取り組んでいる。グループワークやディスカッションを取り入れるなど、各年次計画で見直しを実施している。

SD として複数の学外研修への参加や公的資格取得報奨金制度を設け、教職員の自己研

さんを支援している。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

就業規則において専任教員は週 2 日を研修日と規定し、学内外で研究等を行えるよう配慮している。専任教員にはネットワーク環境が整備された個室の研究室があり、演奏学科の教員の研究室はレッスン室を兼ね、全室にピアノを配置して研究環境を整備し、施設・設備を有効に活用している。

研究倫理については、「エリザベト音楽大学公的研究費の使用に関する行動規範」「エリザベト音楽大学研究活動における不正行為への対応等に関する規程」等、必要な規則類を定めている。教職員研修会において教職員全員に研究倫理の確立に関する諸規則について周知徹底を図り、厳正に運用している。

教員研究費については規則を整備するとともに、学長決裁特別研究費を設けて研究活動を支援している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人は寄附行為、ガバナンス・コードに基づき運営されている。また、法令に定める情報の公表を行っており、管理運営規則をはじめ、規律のある誠実な経営・運営のための諸規則の整備、組織の構築に努めている。

長期計画、各年度の事業計画を定め、その進捗管理のため、理事会・評議員会をはじめ、

協議会、教授会等により年度途中及び年度末に達成状況を確認し、使命・目的を実現するために継続的に努力している。

施設管理により、学修環境を整備するとともに、環境への配慮、人権尊重の取組み、学内外に対する危機管理体制の整備に取り組んでいる。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、毎年度 8 回程度開催され、使命・目的の達成に向けた意思決定ができる体制を整備している。

事業計画の確実な執行をはじめ、必要な重要事項に関する議決・決定を行っており、理事会は適切に機能している。

役員の出席状況は良好であり、理事会欠席時の意思表示の書面による確認も適切に行っており、理事会の運営は適正に行われている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学校法人は、理事長のリーダーシップを発揮できる仕組みとして、理事長、学長、事務局長、事務局次長、学事部長で構成する法人役職者懇談会を毎週開き、大学の重要事項及び理事会に上程する議案の調整等を行っており、法人と大学の意思疎通と連携及び内部統制を適切に行っている。

監事の選任は適切に行われ、日常的な業務監査、会計監査のほか、理事会・評議員会に出席し、理事の業務執行状況に対して意見を述べており、適切に職務を遂行している。評議員会の運営は適切に行われている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

長期計画をもとに「中長期財務計画」を作成し、随時更新している。毎年度の事業計画には財務項目においても年次重点項目を記載して適切に財務運営を行っている。

純資産構成比率、固定比率、流動比率、負債比率などの財務安全性指標は良好で、安定した財務基盤を確立している。事業活動収支の経常収支差額は、過去 5 年、毎年黒字であり、収支バランスは保たれている。後援会、同窓会からの寄附を募り、また、外部機関による寄贈事業への応募により受贈するなど、外部資金の導入にも努めている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

経理規程、「学校法人エリザベト音楽大学資産運用管理規程」を整備し、学校法人会計基準及び経理規程に基づき、会計処理を適正に実施している。

予算とかい離がある勘定科目については補正予算を編成し、寄附行為に基づいた手続きを経て承認している。

会計監査については、公認会計士事務所による監査が厳正に実施されている。監事は会計年度終了後 2 か月以内に監査報告書を作成し理事会及び評議員会に提出している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

教育水準の向上を図り、建学の精神、教育理念の実現に向けて、教育活動の状況について自ら点検し、評価を行うことが学則において定められており、自己評価・FD 運営委員会が自己点検・評価を行い、結果を公表している。また、協議会及び理事会において「エ

リザベト音楽大学内部質保証の方針」が決定されており、大学運営等の内部質保証の最終責任は、協議会が負っている。また、ガバナンス・コードを策定しホームページで公表しており、内部質保証体制の確立にも資する内容となっている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価を実施する組織として自己評価・FD 運営委員会を設置し、規則にのっとり、定期的に自己点検・評価活動を行い、自己点検・評価報告書を作成し、公表している。また、事務局により実施される定期的な IR 調査を活用し、収集された IR データを学長及び協議会等に報告するとともに検討を行い、抽出された課題の解決を行っている。教学組織及び事務局が持つ各種データを利用することにより、エビデンスに基づく自己点検・評価を実施しており、各種アンケートの結果を適切に活用できる体制を整えている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

ガバナンス・コードの遵守により、三つのポリシーを起点とする教育研究活動及び長期計画を踏まえた大学運営等の内部質保証の確立を目指した大学運営が行われており、内部質保証のための PDCA サイクルは適切に機能している。内部質保証の責任は協議会が担い、教学組織及び事務局が連携して学内 IR 情報の収集、課題の改善を行い、協議会へ報告する体制を整備している。理事長が学長を兼務し、理事長・学長は教学組織、事務局の諸会議及び理事会を通じて協議と改善策を決定する体制であり、協議結果などが教育の改善・向上に反映されている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会・地域貢献

A-1. 付属音楽園とエクステンションセンター

6 エリザベト音楽大学

A-1-① 付属音楽園：音楽教育をとoshた人間性あふれる青少年の育成

A-1-② エクステンションセンター：生涯学習のための多彩なプログラムの提供

A-2. 音楽活動等を通じた社会・地域貢献

A-2-① 音楽活動等を通じた社会・地域に貢献可能な取組み

【概評】

大学の付属機関である「付属音楽園」と「エクステンションセンター」では、多彩な教育プログラムに基づいて、音楽大学の持つ専門的な人的資源を提供し、ホールなどの充実した施設を地域の青少年や社会人に開放している。これらの活動を通して青少年を育み、地域の生涯学習の拠点となる重要な役割を担っている。こうした活動は、建学の精神と通じるものであり、地域との連携という点においても将来的に更に発展していくことを期待する。

また、社会・地域貢献活動においては、多彩な演奏会、公開講座の実施、そして行政・教育機関・地域との密接な連携により、これまでに多くの実績と成果を収め、地域社会に大きな信頼感を与えている。これらの活動内容は音楽大学の特性を十分に生かすとともに、学生にとっても社会とのつながりを得られる機会となっている。演奏会では来場者アンケートなどから得られるさまざまな意見をくみ取って演奏会のプログラミングにも生かしており、地域に根差した社会貢献活動と青少年の育成という両方において、大学は地域社会の音楽文化の発展に寄与している。

IV 大学の概況（令和6(2024)年5月1日現在）

開設年度 昭和38(1963)年度
所在地 広島県広島市中区幟町4-15
広島県東広島市西条町田口239

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
音楽学部	音楽文化学科 演奏学科
音楽研究科	音楽学専攻 宗教音楽学専攻 声楽専攻 器楽専攻 音楽専攻

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和6(2024)年 6月末	自己点検評価書を受理

6 エリザベト音楽大学

9月9日	第1回評価員会議開催
9月27日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10月11日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11月18日	実地調査の実施
11月19日	第2・3回評価員会議開催
11月20日	第4回評価員会議開催
12月3日	第5回評価員会議開催
令和7(2025)年 1月10日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見あり)
2月10日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

7 大阪青山大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

使命・目的及び教育目的は、「専門的職業人の育成」という大学の個性・特色を反映して学則に具体的かつ簡潔に文章化し、さまざまな媒体や周知の機会に理解と支持を得ている。使命・目的及び教育目的は「学校法人大阪青山学園第 3 次中期計画」（以下「中期計画」という。）の中でピラミッド型の理念体系により一貫性を明示し、学部への独立・改組に伴い見直した三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に適切に反映している。また、使命・目的及び教育目的を達成するため、大学に 3 学部 3 学科を設置し、それぞれの養成課程をサポートする関連組織、委員会及び事務組織を整備している。

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーは、教育目的を踏まえ適切に策定及び周知し、それに基づいた入学者選抜を実施している。令和 6(2024)年度は一部の学部で収容定員が未充足となっているが、収容定員確保に向けた継続的な改善努力を行っている。また、教職協働の「リテラシーサポートセンター」による学修支援体制のほか、学生支援センターや学生生活委員会が幅広い学生サービスを展開している。キャリア支援は進路支援センターや保育・教職支援室の設置、キャリア教育科目の開設及び学内外のセミナーや企業説明会の実施を積極的に推進し、全学科就職率 100%を達成している。キャンパスは、設置基準や耐震基準を満たした校地、校舎・施設設備等の学修環境を整備し、教育効果に配慮したクラスサイズを設定している。SA(Student Assistant)制度をはじめ「大阪青山大学へのご意見承りフォーム」などで学生の意見をくみ上げ、その対応も適切に行っている。

〈優れた点〉

○各学部・学科ともきめ細かな就職支援活動が展開されており、全学科就職率 100%を達成している点は評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

各学部・学科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは、教育目的を踏まえて策定し、さまざまな媒体を通して適切に周知している。単位認定基準、進級基準及び卒業認定基準は学生便覧で周知し、これらの基準の判定は、作成、確認、審議という段階を経て厳正に運用している。教育課程は、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシ

一の一貫性を確保し体系的に編成しているが、2 学部で履修登録単位数の上限が高い設定であることから一層の引下げに期待したい。令和 4(2022)年度から、「ティーチング・ポートフォリオ」の導入や FD(Faculty Development)研修会の積極的な開催により教授方法の改善を図っている。また、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価については、令和 5(2023)年度に制定したアセスメント・ポリシーの具体的な運用について検討している。

「基準 4. 教員・職員」について

学長の補佐体制として 2 人の副学長や大学運営推進会議などを設置し、権限の適切な分散と責任の明確化のもと、教学マネジメントの機能性や学長のリーダーシップが発揮できる体制及び規則を整備している。教授会の位置付けや役割は明確になっているが、一部の入試選抜において規則とは異なる取扱いを行っており、適切な対応が求められる。設置基準を満たした教員数を確保し、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置している。FD や教員研修のほか、SD(Staff Development)の組織的な活動により、教育内容・方法等の改善の工夫・開発及び職員の資質・能力向上に取り組んでいる。研究環境は、個人研究室、実験室等を設置し有効活用するほか、研究倫理に関する規則や適切な資源配分により研究支援体制を整備している。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

組織倫理に関する規則等に基づく適切な情報の公表を含め、経営の規律と誠実性の維持に努めている。使命・目的実現のため中期計画を策定し、年度ごとの実績と進捗を把握し継続的な努力を行っている。省エネルギー活動及びハラスメントや危機管理に関する規則を整備し、環境や人権、安全に配慮している。法人の意思決定機関である理事会は、年間 10 回開催し、適切に運営している。理事会及び評議員会へ教学部門の責任者が出席するほか、常任理事会等を通し、法人と大学の意思決定の円滑化及び相互チェック機能を担保している。評議員会の運営及び評議員会や監事によるチェックは概ね機能している。収容定員未充足を主因として財務面で不安定な状況が続いており、収支バランスの安定化が課題となっている。会計処理は適正な体制と厳正な実施を行っている。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針として「大阪青山大学内部質保証の基本方針」を定め、責任組織及び実施組織を明確化した組織体制を整備している。自己点検・評価は、経営企画室を中心に調査・データの収集・分析を行い、認証評価と同様の内容で自主的・自律的に少なくとも 2～3 年に一度全学的な観点で実施している。自己点検・評価の結果は、自己点検評価書として取りまとめ学内で共有するほか、ホームページで適切に公表し、三つのポリシーを起点とする内部質保証による教育の改善・向上に反映している。中期計画に基づき各学部・学科の組織横断的な取組み強化を進め、大学全体の PDCA サイクルの仕組みを構築している。

総じて、使命・目的及び教育目的は、大学の個性・特色を反映して定め、それらを踏ま

えた三つのポリシーに沿った教育課程、学修支援及び学修環境の維持に努めている。また、学長補佐体制や教職協働による教学運営により教学マネジメントは有効に機能している。一方、学生確保と収支バランスの安定化が今後の課題となっている。内部質保証に関する大学全体の PDCA サイクルの仕組みは概ね確立されている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 箕面市における地域高齢者の栄養ケアと健康サポートプロジェクト
2. 学生による図書館蔵書の充実（「選書ツアー」の開催）
3. 女子ソフトボールの地域活動

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

平成 23(2011)年度に見直した建学の精神、使命・目的及び教育目的は、学則などに具体的に明文化し、分かりやすい表現で簡潔に文章化している。使命・目的及び教育目的は、「専門的職業人を育成する」こととして明示し、管理栄養士・教育職員・保育士・看護師・保健師養成施設としての個性・特色を反映している。

子ども教育学科を健康科学部から子ども教育学部へ独立・改組、看護学科を健康科学部から看護学部へ独立・改組するなど、健康科学や教育・福祉・看護を基軸とした現代社会における健康科学関連領域の広がりに対応できるよう努めている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知

- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、役員及び教職員の関与・参画のもと、適切な学内プロセスを経て理事会で審議・決定し、理事長及び学長の訓示や入職時の研修などを通して役員、教職員の理解と支持を得ている。使命・目的及び教育目的は、大学案内や学生便覧及びホームページで公表するほか、学内各棟のロビー、大会議室等に掲示し学内外に周知している。中期計画はピラミッド型の理念体系により、階層ごとに建学の精神、使命・目的及び教育目的を象徴的表現に集約したタグライン、「中期計画ビジョン」と「目指す学園像」の一貫性を明示し、使命・目的及び教育目的を反映している。大学全体及び各学部・学科の三つのポリシーは、子ども教育学科及び看護学科の学部への独立・改組に伴い、適切な学内検討を経て策定している。使命・目的及び教育目的を達成するための教育組織として 3 学部 3 学科を設置し、それぞれの養成課程をサポートする関連組織や委員会、教養・基礎教育を支える組織体及び所管事務を明確にした事務組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを策定するとともに、周知活動を行っている。また、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施は公正かつ妥当な方法により実施されている。

入学定員に沿った適切な学生の受入れ数の維持に関しては、一部の学部で収容定員の充足率を下回っているが、収容定員の確保に向けた継続的な改善努力が行われている。

〈改善を要する点〉

- 子ども教育学部子ども教育学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満になっていることは改善を要する。

〈参考意見〉

- 健康科学部健康栄養学科について収容定員が未充足であるため、今後の取組みに期待したい。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学生への学修支援に関する方針や計画、実施体制は、「リテラシーサポートセンター」を中心として整備し、運営している。

教員の教育活動支援のために SA が適切に活用され、オフィスアワー制度も全学的に実施されている。障がいのある学生への配慮も学生生活委員会において組織的に取り組んでおり、中途退学者や休学者、留年者などへの対策も適切に実施している。

2-3. キャリア支援

- 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

各学部・学科の教育課程内において将来の進路選択に資する科目を開設するとともに、教育課程外においてはインターンシップをはじめ、「学内外就職支援セミナー」「学内外合同企業説明会」「合同医療法人説明会」等を積極的に展開しており、キャリア教育のための支援体制を整備している。進路支援センターや保育・教職支援室を設置することで、就職・進学に対する相談・支援体制を整備し、適切に運営している。

〈優れた点〉

- 各学部・学科ともきめ細かな就職支援活動が展開されており、全学科就職率 100%を達成している点は評価できる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のために学生支援センターを置き、学生課、保健室及び学生相談室を整備している。学生支援センターでは、サークル活動や大学祭など学生活動について支援している他、学生食堂で「朝食キャンペーン」として朝食を無料で提供するなど学生の生活支援にも取り組んでいる。また、学生生活委員会を置き、学生生活に関する諸問題に関して教職員が協働して審議を行っている。「大阪青山大学家計急変時給付制度」をはじめとする多様な奨学金制度を設け、学生に対する経済的な支援を適切に行っている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

運動場、校舎、体育施設、情報処理施設、付属施設、実習施設、図書館等の施設・設備を適切に整備し、かつ有効に活用している。また、コンピュータなどの ICT（情報通信技術）環境も適切に整備している。バリアフリー化などの施設・設備の利便性の向上に十分に配慮するとともに、建物の耐震性や情報セキュリティなど施設・設備・情報の安全性に関しても、計画的かつ適切に管理している。授業を行うクラスサイズ等は適切に設定し、少人数教育を実現している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

授業アンケートやオフィスアワーの実施、SA 制度や FD 研修会の活用等を通して、学修支援に関する学生の意見を積極的にくみ上げるシステムを適切に整備し、改善に取り組んでいる。また、「学生生活意識・実態調査」「大阪青山大学へのご意見承りフォーム」「学生と学長との懇談会」等を通して、心身に関する健康相談や経済的支援をはじめとする学生生活及び施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げ、改善に取り組んでいる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神及び教育目的を踏まえて、令和 6(2024)年度に 3 学部 3 学科へ移行するに当たり、ディプロマ・ポリシーを見直し、各学部・学科のディプロマ・ポリシーを策定している。ディプロマ・ポリシーは、学生便覧、ホームページ及び大学案内に掲載し、学内外に周知している。学則や履修規程において、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準及び卒業認定基準を定め、学生便覧で周知している。これらの基準に基づく判定案は教務部で作成し、各学科で確認した後、教授会で審議されており、厳正に運用されている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

各学部・学科において「専門的職業人を育成する」という教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを定め、体系的な教育課程を編成し、適切に周知されている。入学前教育・初年次教育を入学生の実態に合わせて実施し、専門教育科目の理解につなげている。各学科のディプロマ・ポリシーに中項目を設けシラバスにおいて開講科目との関連を示すなど、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を確保している。シラバスは、作成要領をもとに、成績評価基準やオフィスアワーなどの項目が記載され、教務委員会が内容の点検や作成要領の改定を適切に行っている。教養教育では、大学の使命「わが国の文化と伝統に基づいた感性」を達成するため、全学部の必修科目を設定し、開講している。教授方法改善のため令和 4(2022)年度から「ティーチング・ポートフォリオ」の導入に加え、アクティブ・ラーニングに関する研修など FD 研修会を企画し積極的に開催している。

〈参考意見〉

○健康科学部健康栄養学科及び子ども教育学部子ども教育学科について、履修登録単位数の上限設定が高いため見直しが望まれる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果は、授業アンケート、学期ごとの成績、4 年次生の個別成績・資格取得状況などにより点検・評価を実施する体制を整えている。アセスメント・ポリシーは令和 5(2023)年度に制定され、具体的な運用について検討している。また、授業アンケートの結果は学長も確認を行い、必要と判断した場合は受講生に直接ヒアリングを行い担当教員と面談をすることで授業内容の改善につなげている。授業改善の結果については、次回の授業アンケート結果や授業参観評価、学生からの意見、学部長・学科長への聞き取りを行い、教育内容・方法及び学修指導の改善に寄与しているかどうかまでを追跡し評価している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確

立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮し使命・目的を達成するため、学長の補佐体制として教学担当及び管理運営担当として副学長を各 1 人配置しているほか、大学運営推進会議や企画運営ミーティングを設置し、教学マネジメント構築のための体制を整えている。また、それらを規則として整備することにより、意思決定の権限と責任、組織上の位置付け及び役割を明確化している。教授会の組織上の位置付け及び役割について明確になっているものの、一般選抜入試 C 日程における合否判定について、教授会が学長に意見を述べているとはいえ改善が必要である。教学マネジメントの遂行については必要な職員を各委員会等に適切に配置し、役割を明確化している。

〈改善を要する点〉

○一般選抜入試 C 日程の合否判定については学長一任となっており、学生の入学について教授会が学長に意見を述べていないため改善を要する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準で定められた必要な教員数及び教授数を確保し、適切に配置している。教員の採用・昇任は、教育職員人事規程、教育職員資格審査規程及び「大学教員の採用及び資格審査に関する申し合わせ事項」を定め、適切に運用している。

FD 及びその他教員研修については、大学の基本方針を学則に定め、FD 推進委員会を設置して組織的に活動している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 推進委員会が中心となり職員の資質・能力向上のための研修を組織的に実施しており、外部機関が実施する研修にも積極的に職員を派遣している。教員の一部もそれらの研修に参加し、研修の一部は FD 研修会と合同開催している。SD 推進委員会を毎月開催するとともに、研修受講者の希望を聴取・分析してテーマ選定を実施するなど、職員の質的向上と自己啓発に組織的に取り組み、社会環境の変化に対応するためにより充実した SD 活動への見直しを実施している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

大学は一部の教員を除き、個人研究室を割当てているほか、研究専用の共同実験室等を設置し、実験研究を主体とする教員の研究活動を支援している。また、研究室利用要領を設け、研究室の利活用を適切に管理している。学生の卒業研究に係るものも含め、研究倫理に関する規則等を整備し、運用している。「卒業研究に係る研究倫理指針」については、卒業研究も研究倫理審査委員会や動物実験委員会の倫理審査の対象となるよう修正するなど社会情勢に合わせた見直しを実施している。研究費は規則に基づき個人研究費を配分するほか、競争的資金獲得や若手研究者の育成を目的に配分額を増減する工夫を実施している。また、共同研究やスタートアップ研究の支援制度を設け、公募によりそれらの研究費を配分している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

組織倫理に関する諸規則に基づいた運営をしており、法令等に基づいた情報の公表を適切に行っている。使命・目的を実現するために中期計画等を策定し、継続的な努力をしている。環境保全に関する取組みとして、電気使用状況を掲示して教職員の節電意識を高めるなど使用量の抑制に努めている。人権への配慮として、基本方針や関係規則、相談室等を整備して体制を整えている。安全への配慮は、危機管理規程や「危機管理基本マニュアル」等を整備した上で、学生も交えた避難訓練を実施し適切に行っている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向け、機動的な意思決定と理事会機能を補佐する仕組みとして理事会のもとに常任理事会を置き、常任理事会規程及び「理事会業務の委任基準」に基づいて運用し、機能している。

理事の選任、事業計画の執行管理など理事会の運営を適切に行っており、令和 5(2023)年度においては理事会を 10 回開催し、理事の出席状況は良好である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人と大学間の意思疎通と連携、相互チェックは常任理事会を中心に適切に機能している。理事長のリーダーシップについては、理事長、事務局長、経営企画室長及び総務部長による協議を毎週行うことにより、適時連絡を取合うことのできる体制を整えている。また、教職員の意見や提案はプロジェクトチームや日常的な会議等を通してくみ上げられている。

監事の選任、監事の理事会及び評議員会への出席状況、評議員の選任及び評議員会への出席状況や運営は、適切に行われている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中期計画の裏付けとなる財務計画を策定するとともに、特に、高額なシステム及び設備については「中期システム計画」及び「中期設備計画」を策定して計画的な財務運営を行っている。財務基盤については、過度に借入金に頼ることなく、保有する資産の計画的な売却等によりその安定化に努めている。直近 5 年間の事業活動収支差額比率、経常収支差額比率及び教育活動収支差額比率はいずれも 5 年連続マイナスであるが、中期計画最終年度までの黒字化に向け、大学全体の学生募集に対する取組みによる定員充足率の改善や、人事制度の見直しによる人件費の抑制等に計画的に取り組んでいる。科学研究費助成事業や受託研究費を獲得するための研修会を企画・実施している。

〈参考意見〉

○資産の売却等により財務基盤を安定させている一方、経常収支差額比率等のマイナスが 5 年間継続しているため、収支バランスの改善に向けた更なる取組みが望まれる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準及び経理規程に基づき会計処理を行い、その結果は財務担当理事を経て理事長に報告している。また、予算と著しくかい離が見込まれる決算額の科目については、諸規則に基づき適切に補正予算を編成している。毎月の会計士による会計監査及び監事による定期的な監査を実施するとともに、内部監査部門による予算執行状況監査を計画的に実行している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な基本方針として「大阪青山大学内部質保証の基本方針」を定めている。また、学長が委員長を務める大学運営推進会議を内部質保証の推進に責任を負う組織として位置付け、具体的な活動を担う自己点検評価委員会は学長指名の副学長が委員長となり原則毎月開催するなど、恒常的な組織体制を整備している。「大阪青山大学内部質保証の基本方針」と併せ「大阪青山大学内部質保証体制図」及び学内向けに「大阪青山大学内部質保証 PDCA 体制」を定め、それぞれの組織の責任体制は明確になっている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は、自己点検評価委員会を実施機関として、各学部・学科の部門別の点検状況及びエビデンスをもとに認証評価と同様の内容で、少なくとも 2～3 年に一度、全学的な観点で実施している。自己点検・評価の結果は、自己点検評価委員会が「自己点検評価報告書」として取りまとめ、大学運営推進会議、学長、教授会及び常任理事会を経て理事会等へ報告するなど学内で共有するほか、ホームページ等で適切に社会へ公表している。自己点検評価委員会の審議結果は、大学運営推進会議及び教授会に報告し、学長が各学科及び各部署に必要な指示を発する体制となっている。各部署の活動に対しては、「内部監査マニュアル」に沿って内部監査を実施し、大学組織の価値を高める自主的な取組みを進めている。状況把握のための十分な調査、データの収集と分析は、経営企画室を中心とした体制として整備している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証については、教育の質保証を大学全体で取り組み、その結果を大学運営推進会議や教授会に報告し連携を図るなど、教育の改善・向上に反映している。特に、令和 3(2021)年度から 5 か年計画で策定した中期計画は、全学部共通となる共通教育部の役割強化や各学部・学科の組織横断的な取り組み強化を積極的に推進し、内部質保証への貢献を目指している。一方、一部の入試選抜において規則と異なる取扱いが行われている点については、今後の内部質保証の機能性強化に期待したい。自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえ、中期計画に基づく大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが構築されている。

〈参考意見〉

○一部の入試選抜において規則の遵守状況が不十分な点に課題があるため、内部質保証システムの機能性を更に高めるように対応が望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携・地域貢献

A-1. 様々な活動を通じた教育・研究資源の提供

- A-1-① 市町村や団体との連携活動
- A-1-② 公開講座の提供等による地域住民への貢献
- A-1-③ 高大連携取組みによる相互の教育の充実と発展
- A-1-④ SDGs 推進活動の取組み

【概評】

市町村や団体との連携活動として、近隣 4 市（大阪府箕面市・池田市・豊中市及び兵庫県川西市）と包括連携協定を締結し活動している。箕面市の幼児教育講習会、女子ソフトボール部による「学生消防隊 MATOY (マトイ)」としての箕面市消防団ピアール活動、池田市の離乳食講習会の動画配信、豊中市の「親子でつくる料理講座」動画配信、川西市の食育計画に沿った開発レシピの紹介、更には、「栄養教諭一種課程」を含め「保育・教育をめぐる社会的諸課題」をテーマにした「保育・教育研修会」を行うなど、地域住民や行政等に教育資産を還元しており、これらの活動が卒業生を含めた学生の能動的な学びの場として現在まで継続的に実施されている。

また、北摂キャンパスでの「大阪青山大学 お城桜まつり」では地域のコミュニティーや自治会と協力し、約 4,300 人の地域住民が参加するイベントを開催しており、地域住民の楽しみの一つになっている。プロスポーツチームとも連携しており、サッカーチームの「ガンバ大阪」や男子バレーボールチームの「サントリーサンバーズ」とのパートナー契約を締結し、連携活動を展開している。

令和 4(2022)年には、経営企画室地域連携課から発展的に改組した「地域連携・SDGs 推進センター」を発足させ、健康栄養学科によるプラントベースフードの開発、子ども教育

学科による定期演奏会、看護学科による ACP（アドバンス・ケア・プランニング）研修会への参加、女子ソフトボール部による箕面駅近辺の清掃活動、事務局によるグリーンボンドへの投資など建学の精神のもと SDGs に対する様々な活動を継続的に行っている。これら近隣 4 市との包括連携による地域活動や SDGs 推進活動の取組みについては特筆すべき点であり、今後も継続的な活動を期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

○箕面市における地域高齢者の栄養ケアと健康サポートプロジェクト

本プロジェクトは、本学と近接し、教員の交流も深い大阪大学から、文部科学省の Society 5.0 実現化研究拠点支援事業として展開している「iLDi プロジェクト・高齢者の健康見守りサービス」における本学の健康栄養学と看護学の分野での参画要請を受け、取組みを進めているものである。本学では、フレイルサイクルにおける低栄養の重要性に着目し、地域住民向けの栄養セルフチェックシステムを新たに構築し提供する予定としている。また箕面船場ヘルスケア総合センター（仮称）において、ロボット、AI、IT 技術を駆使して、高齢者が健康増進・介護予防に取り組むことを支援していく計画である。更に、このプロジェクトにおいては、健康・栄養相談会を実施し、学外実習の場としても当該相談会を活用することで高齢者の状況をより実践的に学ぶ機会が提供されることから、Society 5.0 の社会で活躍する管理栄養士や保健師、看護師の育成に資すると考えている。本プロジェクトは、本学がメインキャンパスを置く箕面市との地域連携としての意義も大きいが、大学間の教育研究連携の基盤となることも期待されている。

○学生による図書館蔵書の充実（「選書ツアー」の開催）

大阪青山大学図書館が主催する「選書ツアー」は、学生による図書館蔵書の充実を図るための本学独自の取組みである。コロナ禍以降、令和 4(2022)年までは Web 上での実施としていたが、令和 5(2023)年には 4 年ぶりに従来の対面現地開催（於 紀伊國屋書店グランフロント大阪店）とすることができた。実施日は 8 月 4 日で、8 人の学生が参加し、71 冊を選書、そのうち既所蔵、重複を除いた 46 冊の購入・受入れが行われた。当日は書店側からポップの書き方の指導も受け、図鑑や一般書など、通常は図書館の司書スタッフが選ばないような書籍も選ばれた。なお、Web 実施のメリットについて意見もあることから、より効果的な「選書ツアー」実施に向けた計画を立案していく予定である。

○女子ソフトボールの地域活動

大阪青山大学の女子ソフトボール部は、学修と地域活動の両立を目指し、地域連携を重視している。消防署や警察署、地域ボランティアとの協力関係を築き、週 1 回の清掃活動や各種ボランティア活動を通じて地域社会に貢献している。特に、大学消防団としての 10 年間の取組みが評価され、何度も市長表彰等を受けるなど、日々の活動が地域社会に認知されている。さらに、指定強化クラブとしての活動だけでなく、小学校や中学校、高等学校との連携を図り、ソフトボール教室の開催や大会終了後のボランティア活動などを積極的に行っている。これらの活動を通じて、学生は地域社会に貢献し、社会的責任を果たす

7 大阪青山大学

ことを学んでいる。

Ⅳ 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

開設年度 昭和 42(1967)年度
所在地 大阪府箕面市新稲 2-11-1
兵庫県川西市長尾町 9-8

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
健康科学部	健康栄養学科 子ども教育学科※ 看護学科※
子ども教育学部	子ども教育学科
看護学部	看護学科

※は募集停止

Ⅴ 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 29 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 18 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 2 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 28 日	実地調査の実施
10 月 29 日	第 2・3 回評価員会議開催
10 月 30 日	第 4 回評価員会議開催
11 月 26 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 10 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見あり)
2 月 12 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

8 大阪河崎リハビリテーション大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学は、建学の精神「夢と大慈大悲」及び教育の理念「知育と人間性を育む」に基づき、豊かな人間性を育み医療人の養成を行っていることを最大の個性・特色としている。大学の使命・目的及び教育目的の策定と見直しの際には、学内の委員会・教授会を経て理事会で審議するなど、役員、教職員が関与・参画している。これらの目的や建学の精神を FD・SD 研修会、ホームページなどを通じて学内外へ周知するとともに、「中期計画（2020～2025 年度）」に反映して、大学を運営している。

また、教育目的等の達成に向けて、大学全体、学科に設置した専攻、研究科ごとに三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を策定し、リハビリテーション学部リハビリテーション学科や大学院リハビリテーション研究科を設置し、人材育成に取り組んでいる。

「基準 2. 学生」について

使命・目的等を踏まえ、アドミッション・ポリシーを策定し、入試区分ごとに方針を定めて、多様な入学者選抜を実施しているが、学科の定員充足率が 0.7 倍未満であり、早急な対応が求められる。

担任制度や各種委員会の活動を通じて、学生の学修及び生活の支援を行っている。また、学生のボランティア活動への参加意欲を高めるために「キャンパスマイレージ制度」を導入している。

学生生活実態調査や授業評価アンケートを実施して、学修環境や教育の質向上に取り組んでいる。学生からの個別の意見はランチョン・ミーティング、「ご意見箱」の設置などでくみ上げるシステムを構築し、対応状況も学生に開示している。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的に基づきディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを定め、ホームページ等で周知している。教育課程の編成においては、各医療専門職に準じた指定規則に対応するとともに、全国的にも珍しい園芸療法士の資格取得を可能とするなど、大学の個性が反映されている。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業・修了認定基準を定め、教務委員会を中心として、厳格に適用されている。学修成果については、学修管理システムを通じて教職員が共有する体制を整えている。授業評価アンケートに基づいた改善点も記載されている。

「基準 4. 教員・職員」について

「組織及び業務分掌規程」「事務稟議決裁規程」で、大学の意思決定や教学マネジメントにおいて学長がリーダーシップを発揮し、業務を遂行できることを担保している。大学の最高協議機関として教授会が位置付けられており、学長を補佐する体制がとられている。大学設置基準及び大学院設置基準で求められている教員数よりも多くの専任教員を確保し、配置している。FD・SD 委員会を設置し、毎年度 FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)における取組みを授業評価アンケートの分析結果も含めて「FD・SD 活動報告書」として取りまとめている。教員業績評価や事務職員の人事評価を実施し、教職員の資質向上を図っている。研究倫理等に関する規則も適切に整備し、研究活動の活性化と推進及び研究の質向上に取り組んでおり、成果を上げている。

〈優れた点〉

- 教員業績評価に関連して、学長が全専任教員の面談を行い、教員個々の意見をくみ上げている点は高く評価できる。
- 学長を中心とした外部資金獲得に向けた助言・指導や英文誌「COGNITION & REHABILITATION」の発行などの取組みにより、外部資金獲得件数及び獲得金額が年々増加していることは評価できる。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性の維持については、寄附行為や就業規則で定めるとともに、ガバナンス・コードを策定し、その点検・評価結果をホームページで公表している。環境保全や人権への配慮、危機管理に関する体制や諸規則を整備している。危機管理に関しては、基本マニュアルだけでなく「学生のための危機管理マニュアル」等も整備している。理事会は、法人の最高意思決定機関として適正に機能している。理事長と大学執行部が一堂に会する「大学運営調整会議」を置き、理事会と大学側との意思疎通が円滑に行われている。

具体的な収支に関わる財務計画を策定するには至っていないが、事業に関する中期的な計画「中期計画（2020～2025 年度）」を策定し、入学定員充足に向けて新専攻の設置を検討するなど、収支改善を図っている。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証の方針を定め、教授会の統括のもと、自己点検・評価委員会が中心となって活動する体制を整え、高校関係者などの学外委員も参画した運営協議会やリハビリテーション教育評価機構による評価など、第三者の視点も取入れた自己点検・評価を進めている。毎年度、各部署から提出された報告書をまとめ、自己点検・評価委員会にて全学的な視点による報告書を作成し、ホームページで公開している。教学については、アセスメント・ポリシーにおいて科目レベル、教育課程レベル、機関レベルごとに指標を定め、PDCA サイクルの仕組みに基づき、三つのポリシーに沿った内部質保証の取組みを進めている。入学定員未充足へ対応するための中長期財務計画の策定に課題があるものの、毎年度詳細な事業計画・事業報告書を作成することで、大学全体としての PDCA サイクルを確立し、改善を図っている。

総じて、大学は、建学の精神「夢と大慈大悲」に基づき、保健・医療・福祉の向上に向け自己点検・評価を行いつつ、人材育成・大学運営を行っている。医療専門職や園芸療法士の資格取得など特色ある教育に加えて、地域貢献や研究にも力を入れて成果を上げている。18歳人口が減少していく中、更なる教職協働を推進し、中長期的な展望をもとにした大学運営に期待する。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献」「基準 B.研究」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 就職状況と卒業生によるバックアップ
2. 園芸療法
3. 海外の大学との提携

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、建学の精神のもと、豊かな人間性を育み医療人の養成を行っていることを最大の個性・特色としている。この個性・特色は、大学の使命・目的及び教育目的に反映され、学則に「目的」として明確かつ簡潔に定められている。具体的には、建学の精神「夢と大慈大悲」及び教育の理念「知育と人間性を育む」にのっとり、広く国民の保健・医療・福祉の向上に寄与することのできる人材育成をすることを明示している。学科に設置した専攻や大学院の研究科の教育研究上の目的も学則に簡潔に文章化している。社会情勢に対応して、令和 4(2022)年度に大学院を設置しており、更なる健康と福祉の向上を目指すことを明確にしている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的について、事業計画及び事業報告の審議を通して役員の理解と支持を得ており、それらの策定及び見直しを行う際にも、役員、教職員が関与・参画できる体制となっている。これらの目的や建学の精神等は、FD・SD 研修会などを通じて学内へ、またホームページや大学案内「Campus Guide」などを通じて学外へ周知し、「中期計画（2020～2025 年度）」に反映して、大学運営を行っている。教育目的等達成のために、大学全体、学科に設置した専攻、研究科ごとに使命・目的及び教育目的を反映した三つのポリシーを策定し、大学に理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の養成課程に対応したリハビリテーション学部リハビリテーション学科、大学院にリハビリテーション研究科を設置して人材育成を行っている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは教育目的を踏まえ、大学、学部、各専攻、大学院で定められており、ホームページを通して公表されている。

アドミッション・ポリシーに沿って多種類の区分で入学者選抜を実施するとともに、奨学金制度の拡充等を行い、入学生の確保に努めている。また、入試委員会、広報委員会の一体化により志願者増加を図るなどの効率化や工夫を行っている。

学科の収容定員充足状況について、課題はあるものの、募集定員の見直しや広報活動の

強化、国際交流協定の拡充などのさまざまな取り組みを行い、学生の確保に努めている。

〈改善を要する点〉

○リハビリテーション学部リハビリテーション学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満となっている点は改善が必要である。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働により、入学前教育、初年次教育が適切に運用されている。オフィスアワーも適切に実施されており、学修支援システムを活用した質問・相談にも適宜対応している。障がいのある学生への支援はガイドラインを策定し、合理的配慮の申請などに対しても的確に支援を行っている。語句の意味、漢字の区別、論理的推論、同義文判定、係り受け、照応などの試験を行う、日本人学生向けの日本語読解力テストを実施し、少人数ゼミの授業のクラス分けに活用している。日本語読解力テスト、SA(Student Assistant)制度、TA制度など適切な学修支援体制が組まれている。RA(Research Assistant)、TAに関する規則もあり、教員の教育研究活動を支援するための体制が整備されている。休学・中途退学に対しては、学修支援委員会と IR 室が連携した分析・対策を行っている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア教育のための支援体制は「大阪河崎リハビリテーション大学キャリアセンター規程」にのっとりキャリアセンターを中心に担任と連携した支援体制を構築しており、早期臨床体験実習の企画・実施、就職対策講座などの支援体制も整備している。理学療法学専攻においては臨床実習を通して、介護機器企業でのキャリア教育を行っている。

担任及びキャリアセンターの連携体制により就職・進学に対する相談・助言体制を整備しており、適切に運営を行っている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生部を中心に学生相談支援室、担任、ゼミ指導教員、保健委員会、キャリアセンター、臨床心理士等が多面的に支援する体制を整えている。学生同士の関係づくりや学生と教員の距離を縮める取組みとして、「合同セミナー」「カワリハ研修」を行っている。経済的な支援として、多種類の奨学金の整備や、課外活動に対する課外活動補助費の支給などを適切に行っている。また、保健室、学生相談室を配置し、健康相談、心的支援などについても適切に運用している。

通学に関して、最寄り駅から無償のスクールバスを運行し、状況によって増便するなどの支援を行っている。

ボランティア活動を奨励・支援する取組みとして、オープンキャンパスの広報スタッフ、学生親睦会スタッフなど学内外の活動に参加することでポイントを付与する「キャンパスマイレージ制度」を導入している。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のための校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報処理施設、園芸施設「イネーブルガーデン」は管轄部署、責任者を定め効果的かつ有効に活用されている。ICT（情報通信技術）環境については学生が主体的に学修できるよう、学修支援システムや出席管理システムの活用、無線 LAN の整備を行っている。施設については、学修環境を整備しつつ、一般の方への無償開放、各専門医療団体の研修会などにも提供し、有効に活用している。図書館は図書館運営委員会により適切に運用され、開館時間を含め十分利用できる環境が整備されている。施設・設備の利便性に配慮し、年次計画を立て、更なる利便性の向上に努めている。段差の少ない構造やエレベータによる車椅子移動を可能とするなど、バリアフリーもほとんどの施設・設備で整えている。授業を行う学生数は教育効果を踏まえ適切に設定しており、各医療専門職に準じた指定規則にのっとり、演習や実習は、少人数に設定するなど適切に対応している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見は、学生が学長等と昼食をとりながら意見交換を行うランチョン・ミーティングなどで適切にくみ上げるシステムになっており、的確に対応状況などを開示している。また、授業評価アンケートを実施し、授業改善に役立てており、改善した点などはシラバス等で開示し、FD・SD 研修会でも報告している。自己点検・評価報告書については学生代表者からの意見聴取も行っており、改善につなげている。

学生生活に関する学生の意見は、学生生活実態調査を実施し、学生生活の向上のための確に対応している。学修支援、学修環境に関する学生の意見を適切にくみ上げるために「ご意見箱」を設置し、内容によって関係する委員会及び担当部署に回付し、対応している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の教育目的に基づきディプロマ・ポリシーが定められ、ホームページなどで公表している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業・修了認定基準を明確に定め、周知しており、教務委員会を中心に、成績評価の公平性をもち厳格に適用されている。厚生労働省指定規則改正に伴うディプロマ・ポリシーの見直しも適宜行っており、教育目的に沿うよう策定されている。臨床実習要件では必修科目で未修得がないように設定されており、臨地実習に臨むに当たり、学力的な担保も考慮されている。その他の未修得単位を他学年次で修得させる特別履修制度を設けるなどきめ細かい学修に関する補完がされている。履修登録から成績管理まで学修管理システムで行っており、学生及び教職員が出席

状況をチェックし、教員が学生に対して個別指導をするなど適切に運用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえカリキュラム・ポリシーが定められホームページなどで周知している。また、各医療専門職に準じた指定規則にも適合している。全国的にも珍しい園芸療法士の資格取得を可能とするなど、大学の個性も反映されている。ディプロマ・ポリシーに沿ってカリキュラム・ポリシーが策定されており、一貫性を確保している。また、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程が編成されている。科目間の連携もカリキュラム・ツリー、カリキュラムマップで明記されている。各専攻の特性を専門科目のつながりでの確に効率的に履修させている。シラバスには「授業時間外に必要な学修」が明示されており、きめ細かい指導がされている。教養教育を配置し、専攻横断的に履修できる工夫がされ適切に実施している。アクティブ・ラーニングなど適切に導入されており、OSCE(Objective Structured Clinical Examination)も含め授業内容、方法は工夫されている。三つのポリシーの一貫性と実質化を目的に教授方法の改善を進める組織体制も整っている。

〈参考意見〉

○履修登録単位数の上限を 50 単位以上で設定している点について、単位の実質化の観点から適切に定めることが望まれる。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の点検は全学生の GPA(Grade Point Average)を抽出し、成績分布の確認を行い、面談等で活用している。「学籍データ管理システム」「学修状況可視化システム」を活用

用し、教育目的の達成状況の点検・評価を分析している。学修成果の点検・評価結果は自己点検・評価委員会及び自己点検・評価室で集約・検証し、FD・SD委員会を中心にフィードバックが行われている。卒業生・修了生へのアンケート結果に基づいた自己点検・評価結果等は自己点検・評価委員会で集約・検証し、関係する各委員会、専攻会議等でフィードバックを行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

「学長は、本学を代表しその業務を総理する」と「組織及び業務分掌規程」に定め、また「教育研究にかかわる事案の決裁権は、学長に属する」ことを「事務稟議決裁規程」に定めており、学長に最終的な決定権があることを担保している。

大学の最高協議機関として教授会を位置付けており、学長からの諮問により教学に関する重要な事項を協議し、最終的に学長が決定している。

事務組織の職員が各委員会、各センターの構成員として参画しており、教職員の適切な役割分担のもとで、教職協働による連携体制を確保している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の教員数及び教授数は大学設置基準で定める必要な数を上回っており、大学院の研究指導教員数及び研究指導補助教員数も大学院設置基準で定める数を確保し、配置してい

る。

教員の採用・昇任に関しては、就業規則に基づいて教員選考規程、教員選考実施内規を定めており、その基準も明記し適切に運用している。

全学的に教育指導方法の検討・改善を進めるため、FD・SD 委員会を設置している。FD・SD 委員会では、毎年度、「FD・SD 実施計画」を立案し、その取組みを授業評価アンケートの分析結果も含めて「FD・SD 活動報告書」として取りまとめている。また、年度始めに研修会の開催日時を示し、その時間帯に専任教員の授業等を入れないよう工夫している。

〈優れた点〉

○教員業績評価に関連して、学長が全専任教員の面談を行い、教員個々の意見をくみ上げている点は高く評価できる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のための FD・SD 研修会を「原則出席」とすることで全員参加を促し、定期的・組織的に行っている。また、直近 3 年間では毎年行っている研修「初任者研修会」がある一方、年によって外部研修を変えることで充実化を図っている。

職員の資質能力向上のために人事評価を行うとともに、面談等により職員へのフィードバックを行っている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

「フロンティアリハビリセンター」をはじめ「機能性食品の解析研究が行える実験室」等、快適な研究環境を整備し有効に活用している。

また、研究倫理に関する規則は「大阪河崎リハビリテーション大学研究者倫理に関する指針」をはじめとして、細則等を適切に定めるとともに、教員及び研究支援に関わる職員については毎年度の FD・SD 研修会、学部生については卒業研究前のオリエンテーション

等を用いて研究倫理教育を行うなど厳正に運用を行っている。

規則に基づき研究活動への資源配分を行うとともに、大阪府貝塚市と連携をしながら物的支援、人的支援を行っている。

〈優れた点〉

○学長を中心とした外部資金獲得に向けた助言・指導や英文誌「COGNITION & REHABILITATION」の発行などの取組みにより、外部資金獲得件数及び獲得金額が年々増加していることは評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為第3条に法人の目的を示すとともに、就業規則で服務規律を定めている。また、ガバナンス・コードを策定し、その点検・評価結果をホームページで公表するなど、組織倫理に関する規則に基づき適切な運営を行っており、私立学校法及び学校教育法施行規則で指定されている情報を全てホームページで公開している。

大学の将来に向けた「中期計画（2020～2025年度）」及びその計画に基づいた事業計画を策定し、使命・目的の実現への継続的な努力をしている。

環境保全や人権への配慮、危機管理に関する体制や諸規則を適切に整備している。特に、危機管理に関しては、基本マニュアルだけでなく「学生対応危機管理マニュアル」や「学生のための危機管理マニュアル」も整備しており、適切に運営している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、寄附行為にのっとり適切な運営を行っており、法人の最高意思決定機関として適正に機能している。

理事長は法人を代表し、その業務を総理している。また、理事 1 人を常任理事として、理事長を補佐している。各理事の役割についても理事会で決定し、ホームページで公開している。理事の理事会への出席状況は良好であり、欠席時に提出する議決権行使書の様式も適切である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会のもとに法人事務局を置いて目的達成のための運営体制を整えている。理事会機能を補佐する体制として、理事長と大学執行部が一堂に会する「大学運営調整会議」を置き、理事会と大学側との緊密な関係を維持しつつ、目的達成に向けて努力している。

教職員からの提案等は、専攻会議や各委員会を通じて、教授会が体系的に集約して協議している。

法人及び大学の各管理運営機関の相互チェック機能については、監事及び評議員会が担っている。監事は法人の業務や財産の状況等について監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。評議員は寄附行為に定められたとおり適切に選任されており、評議員の評議員会への出席状況は良好である。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

具体的な収支に関わる財務計画を策定することには至っていないが業務に関する中期的な計画「中期計画（2020～2025 年度）」を策定し、入学定員充足の方向性として新専攻の設置などを進めている。

また、安定した財務基盤確立のために金融資産を保有しているが、現預金の保有額は 4 年連続で減少していること、また、経常収支差額比率・教育活動収支差額比率が 4 年連続マイナスであり、収入と支出が不均衡であること、令和 3(2021)年度を除き経常収支差額比率・事業活動収支差額比率に課題があるが、経費削減や科学研究費助成事業などの外部

資金の導入の努力を行い、収支改善に努めている。

〈改善を要する点〉

○事業活動収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率において、過去 5 年間の財務状況及び入学者数の推移を勘案すると、経常収支差額比率の悪化、内部留保資産保有比率や現預金保有比率が低下していることから、早急に財務に関する計画を作成し、財務状況を改善することが必要である。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理に関しては、学校法人会計基準、「会計・経理規程」等に基づき運用し、適正に行っている。予算に関しては、「大阪河崎リハビリテーション大学予算委員会規程」に基づき予算委員会で審議の上、寄附行為にのっとり評議員会・理事会を経て編成している。予備費は計上していないが、予算額と決算額には大きな離れはなく、適正な運営を行っている。

会計監査は、独立監査人及び監事による監査に加えて、内部監査規程に基づき「内部監査室」を設置し、三者が連携した三様監査を適切に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価及び改善活動を進めるに当たり、学長が内部質保証の方針を定め、教授会の統括のもと、自己点検・評価委員会が中心となって活動する体制を整えている。自己点検・評価委員会では、学長が議長となり、内部質保証に取り組んでいる。また、高校関係者などの学外委員も参画した運営協議会やリハビリテーション教育評価機構による評価な

ど、第三者の視点も取入れた内部質保証体制を整えている。自己点検・評価に学生を参加させる試みも始めており、今後の発展に期待する。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

毎年度、自己点検・評価委員会のもとに設置された自己点検・評価室が各部署から提出された報告書をまとめ、自己点検・評価委員会にて全学的な視点による報告書を作成し、ホームページで公開している。リハビリテーション教育評価機構による評価や、学外有識者の助言を受け、第三者の視点からの評価も行っている。IR 室では報告書をまとめる際のエビデンス収集や、アセスメント・プランに沿ったデータ収集と分析を行い、その分析結果を学内で共有する体制を整えている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

教学については、アセスメント・ポリシーにおいて科目レベル、教育課程レベル、機関レベルごとに指標を定め、PDCA サイクルの仕組みに基づき、三つのポリシーに沿った内部質保証の取組みを進めている。入学定員未充足による財務状況の改善とそのための中長期財務計画の策定に課題があるものの、学科に設置した専攻での会議や各委員会での自己点検・評価をもとに目標設定を行い、次年度の事業計画に盛り込むことで大学全体としてのPDCA サイクルを確立し、改善を図っている。

〈改善を要する点〉

○入学者の減少に伴い、赤字経営が続いているため、内部質保証を機能させる上で改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会貢献

A-1. 大学が持っている知的資源の社会への提供

- A-1-① 社会貢献のための地域連携に関する方針の明確化
- A-1-② 大学資源の社会に対しての還元
- A-1-③ 社会連携を通じた社会貢献活動実績

【概評】

貝塚市との連携協定を締結し、ホームページに公表している。連携に関する方針は地域リハビリテーションの学術的貢献に寄与する基礎的・臨床的研究を推進するという方針として明確化している。大学資源の社会に対しての還元として、公開講座、出前講座、大学施設開放事業などを積極的に行っている。建学の精神に基づき積極的に社会貢献活動を進めている。地域社会との協力関係は良好に構築されている。各事業計画についての立案、検証も学長を中心に的確に行われている。検証に関しては、学外機関との利益相反、研究倫理などにも考慮した検証が行われている。参加者数増加に向けた広報活動も行われ、より良い社会貢献活動が遂行されている。これらの社会貢献活動に学生ボランティアの積極的な参加を促すために、「キャンパスマイレージ制度」を導入するなど工夫している。担当教職員の負担増加については懸念されるが、それぞれの事業に従事する時間配分を考慮し、講義など担当業務を軽減するなど工夫されている。大学施設の地域社会への開放についても、関連学会の研修会・勉強会に会場を開放するほか図書館、運動場の開放も積極的に行っており、利用件数も多い。広く地域社会に大学資源を還元できるよう今後の更なる活動に期待したい。

基準B. 研究

B-1. 各研究部門等における研究の推進

- B-1-① 各研究部門等における関係分野の研究の推進と当該分野の教育のバックアップ

B-2. 教員個人及び教員グループによる各専門分野の研究の推進

- B-2-① 学内の研究費による研究の推進
- B-2-② 科学研究費補助金等の獲得による研究の推進
- B-2-③ 他大学等との連携による研究の推進

【概評】

「認知予備力研究センター」では定期的なセミナーの開催、刊行誌発行、英文誌「COGNITION & REHABILITATION」の発行、加えて各医療機関との連携も精力的に進め、研究を推進している。認知予備力を解明し、認知症予防に寄与することを目的とし、認知予備力解明をはじめとする、学内外の学術研究に関して総合的な研究推進のバックアップとして力を入れている。規則に基づき組織され、研究倫理委員会、外部評価委員会も設置し適正に運営されている。グループ施設の「河崎病院」「水間病院」、新設の「フロンティアリハビリセンター」も利用し、地域住民を対象とした認知症予防のための介入プログラムも継続的に行い、強化している。知の中核拠点としてリハビリテーション医療、地

域リハビリテーションの学術的貢献に尽力しており、科学研究費助成事業への応募数、採択件数も年々増加してきている。他大学、企業との共同研究を推進し、積極的に寄付講座を運用して基礎的・臨床的研究の推進に寄与している。「機能性医薬食品探索講座」も設置され、リハビリテーション医療に間接的に関与する分野の開拓にも力を入れており、多方面の協賛企業による共同研究費獲得、新たな寄付講座設置という将来計画も立てられている。各研究部門等における関係分野の研究推進と当該分野の教育のバックアップも行っており、今後の更なる成果に期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 就職状況と卒業生によるバックアップ

本学の卒業生は、大学病院や総合病院といった医療機関をはじめ、社会福祉施設や教育機関、行政関連施設など、幅広い分野で活躍している。求人数は1名につき128件。大学およびグループの実績と信頼が、高い求人倍率と就職率につながっている。さらに、卒業後も研修や勉強会などを通して、一人ひとりのスキルアップを支え続けている。

卒業生は実習先の病院・施設にも多く所属しているため、在学学生は安心して臨床実習に取り組むことができる。卒業生の活躍が評価され、実習先と厚い信頼関係が構築されている。また、OB・OG会「河泉会」も組織されており、様々な場面で在学学生をサポートしている。以上のことから卒業生によるバックアップ体制が本学の強みとなっている。

2. 園芸療法

将来の予測が困難で、ストレスの多い今の時代、成長や実りを得ることができる、植物・緑の効果を活かした園芸療法を実践的に学修することができるのが、本学の特色の一つである。園芸をする時の動きは、一つの動作ではなく複合的な動作であり、意識はしなくても、自ずと日常生活動作の練習になる。また、他者と一緒に時間や場所を共有しながら行うことができる。従来のリハビリ室とは違った形で、「楽しいリハビリテーションの時間」を提供している。本学の園芸療法を学ぶことにより、リハビリテーションの幅を広げることが可能となる。

3. 海外の大学との提携

本学の近くには関西国際空港があり、海外の大学にとっても近い大学である。令和5(2023)年度には海外の大学との国際交流の動きが始まり、令和6(2024)年度にはインドネシアのハサヌディン大学やタイのチェンマイ大学、マヒドン大学との協定をすすめ、さらに英国、カナダ、米国、及びオーストラリアの各国の大学とも連携協定を締結する予定である。

今後は、学生の短期留学や教員間の国際共同研究などを進め、グローバルに活躍できる人材育成を行っていききたい。

Ⅳ 大学の概況（令和6(2024)年5月1日現在）

8 大阪河崎リハビリテーション大学

開設年度 平成 18(2006)年度
所在地 大阪府貝塚市水間 158

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
リハビリテーション学部	リハビリテーション学科
リハビリテーション研究科	リハビリテーション学専攻

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 30 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 19 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 3 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 11 日	実地調査の実施
11 月 12 日	第 2・3 回評価員会議開催
11 月 13 日	第 4 回評価員会議開催
11 月 22 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 6 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2 月 10 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

9 大阪国際大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

建学の精神「全人教育」を基礎として、礼節を重んじ、世界に通じる心豊かな人間を育成するという理念に基づき、大学学則と大学院学則それぞれに使命・目的及び教育目的を具体的に定めている。使命・目的及び教育目的は、印刷媒体及び電子媒体を通じて学内外に周知し、その内容は一貫している。

「拡大教授会」「拡大機構会議」「運営協議会」等で役員・教職員の理解と支持を得た上で使命・目的の見直しを行う体制を構築している。また、学校法人の中期経営計画で、建学の精神を反映させた施策を掲げて着実に成果を挙げていることは、特筆すべき点である。

〈優れた点〉

○建学の精神「全人教育」を推進するため、「第 2 期中期経営計画」で教学改革「全学共通した『体験型・実践型』の学び（PBL/AL）の推進」を掲げ、地域連携や国際交流を通じた学びを着実に推進している点は評価できる。

「基準 2. 学生」について

建学の精神及び教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、印刷物・ウェブサイト・オープンキャンパス等で内外に周知するとともに、入学者選抜をアドミッション・ポリシーに基づいて実施している。

学務部、基幹教育機構、教学・教職センターを中心に教職協働で学修支援を行う体制を整えている。職業的自立を支援するため、教育課程内にキャリア教育の科目を開設するとともに、支援組織としてキャリアサポートセンターを設置している。学生生活の安定のため、奨学金制度を整え、学生相談室、健康管理室による心身の健康を支援している。

授業についての学生アンケートや学生生活アンケート等を活用して学生の意見を収集・分析し、学修環境の改善に活用している。

「基準 3. 教育課程」について

建学の精神「全人教育」を推進するための三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を策定し、ウェブサイト、大学案内等で周知している。単位認定基準・進級基準・卒業認定基準は明確であり、これらの基準は在学生ポータルサイト等を通じて学生に周知している。シラバスは事前事後の学修時間を明記するなど単位の実質化を図るものとなっている。

教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されている。教養教育を充実させるため、基幹教育機構を設置し教養教育を統括させている。

授業についての学生アンケートや授業見学を活用した PDCA サイクルによる授業改善活動を実施している。三つのポリシーを全て踏まえた学修成果の点検・評価のための全学的かつ統合的な方法の整備を進めている。

「基準 4. 教員・職員」について

学長が「校務を統括するとともに所属教職員を統督する」ことを組織規則で規定しており、副学長、学長補佐を配置するなど学長の補佐体制を整備している。また、機能的な教学マネジメントの実現のため「教学マネジメント会議」を設置し、学長の適切なリーダーシップを発揮できる体制を確立している。

大学院及び学部・学科に、設置基準及び教育目的に即した教員数を配置している。FD(Faculty Development)、SD(Staff Development)を実施するために規則を制定した上で適切に研修を実施している。

研究環境の充実のため、個人研究室や研究費の制度を整えている。研究倫理を確立するため、研究倫理教育を行い、研究倫理委員会を設置している。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為及び諸規則にのっとり関連法規を遵守するとともに、「大阪国際学園（大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部）ガバナンス・コード」（以下「大阪国際学園ガバナンス・コード」という。）を制定し、経営の規律及び誠実性の維持に努めている。理事会、評議員会を定期的に開催し、使命・目的に基づき計画的に施策を実施している。省エネルギー、人権に配慮するとともに、公益通報制度を整備している。

学長、副学長、大学事務局長が理事会・常勤理事会に出席しており、理事会と大学の間で相互にチェック機能を働かせることで、意思疎通と連携を図っている。

中長期的計画として「大阪国際学園第 2 期中期経営計画 2022-2027」（以下「第 2 期中期経営計画」という。）を策定し、適切な財務運営を行っている。収支は支出超過の状況にあるが、教育活動資金収支は改善傾向にある。また、会計処理は学校法人会計基準に準拠するとともに、諸規則を整備しそれらを遵守することで適正に処理を行っている。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証に関し「大阪国際大学・大阪国際大学大学院 内部質保証の方針等について」を定めウェブサイトで公表している。内部質保証を推進する組織として学長を委員長とする自己点検運営委員会を設置し、責任体制を明確にしている。

自己点検運営委員会は、毎年策定する学長方針を踏まえて各部署に自己点検の実施を指示する。結果はエビデンスに基づく自己点検評価書としてまとめ、学内で共有するとともにウェブサイトで広く公表している。IR(Institutional Research)を実施する組織として IR 室を設置し、大学の現状把握のためのデータ収集と分析に努めている。

授業改善のための PDCA サイクルを確立するとともに、自己点検・評価の結果を「第 2 期中期経営計画」に反映させるなど、機能性の高い内部質保証体制の確立に努めている。

総じて、大学は建学の精神及び使命・目的に基づき、学生支援体制、学修環境、教育課程、教育研究組織、研究環境等を適切に整備している。経営の規律と誠実性は維持されており、使命・目的の実現に向け、法人と大学が一体となり、適切な教職協働体制で運営を行っている。

内部質保証に関する方針に基づき、責任体制を明確にした上で自己点検・評価を中心とした教学の改善を継続的に実施し、大学の一層の向上のために取組みを進めている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.国際交流」「基準 B.社会連携と地域貢献」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学学則第 1 条及び大学院学則第 3 条に、使命・目的を明記している。大学学則第 2 条第 2 項に学科ごとの目的を、大学院学則第 3 条に研究科の目的を具体的かつ簡潔に記述している。これらの目的は、建学の精神「全人教育」を基礎として、礼節を重んじ、世界に通じる心豊かな人間を育成するという理念に基づいて設定しており、大学の個性・特色を反映したものとなっている。

使命・目的及び教育目的は、学生便覧、ウェブサイト、入学案内、広報誌「GLOBAL MIND」等で周知されており、その内容は一貫している。

社会情勢などに対応し、「拡大教授会」「拡大機構会議」「運営協議会」等で使命・目的の見直しを行い、必要に応じて学則を改定している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知

- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の策定と見直しを行う際には、「拡大教授会」「拡大機構会議」「運営協議会」等で意見を聴いた上で理事会へ上申するという手順を踏むことにより、役員及び教職員の理解と支持を得ている。使命・目的及び教育目的は、毎年度の「学長方針発表会」や教職員に配付される「授業力向上マニュアル」等を通じて教職員へ周知し、理解を図っている。学生へは、入学宣誓式、教室内掲示等により建学の精神を周知している。関係者向けに配付している広報誌「GLOBAL MIND」やウェブサイトを通じ学外への使命・目的の周知も行っている。三つのポリシーは建学の精神と教育理念に基づいており、使命・目的及び教育目的等を大学の方針や中長期的な計画の施策に反映させている。

大学及び大学院の教育研究組織は、使命・目的等に沿って設置し、社会情勢等に基づき改組転換を行うなど適時見直しを行っている。

〈優れた点〉

○建学の精神「全人教育」を推進するため、「第2期中期経営計画」で教学改革「全学共通した『体験型・実践型』の学び（PBL/AL）の推進」を掲げ、地域連携や国際交流を通じた学びを着実に推進している点は評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは各学科で策定され、各種入試関連資料やウェブサイトを通じて周知されている。アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れについては、入試

の段階においてアドミッション・ポリシーに関する能力が審査されるよう面接や筆記試験等で調整されており、面接を課さない場合でも筆記試験の各科目により概ね審査が行われている。入学定員の管理に関しては、適正な運用が心掛けられている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援体制については学務部、基幹教育機構、教学・教職センターなどの組織が整備され、具体的な方針も語学や就職関連を中心に策定されている。SA(Student Assistant)制度も整備され、バリアフリー化についても配慮が適切に行われている。また、これらの方針の実行や制度の活用についても適切に運用されており、教学データをもとにした教員による個別指導や、入学前・初年次に実施される「OIU/OIC ドリル」を通じた基礎学力向上の取り組みが積極的に行われている。今後は学修効果のデータを更に活用した取り組みなどが期待される。留年や退学の問題についても、個人指導等の各種対策を行って防止に努めている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア教育として、教育課程内に「コーオプⅠ」「コーオプⅡ」を開講し、学生のキャリア形成に有効な支援を行っている。キャリア教育に加え、キャリアサポートセンターを中心にさまざまな情報提供を行うだけでなく、インターンシップ等での職業体験の機会も用意されており、支援体制が整備されている。また、キャリアサポートセンターは保護者との連携にも積極的に取り組んでおり、保護者向けの説明会や三者面談の実施、学生と連携した「キャリアサポーターズ」の活動など、先進的な試みを展開し、全体として充実した支援が行われている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生相談室及び健康管理室により心身の健康管理、学生課による奨学金を中心とした経済面での支援体制が確立されている。学生相談室及び健康管理室においては学生が抱える心身の問題に対応しており、担当教員を通じて個々の学生の状況把握・指導を行うなど、きめ細かな支援を行っている。他方、経済支援については奨学金の利用状況から、適切な支援が行われていることが確認できた。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地は適切な面積を有しており、校舎の建替え、施設の増設・改修を計画的に進め、無線 LAN の拡充を含む教育活動に必要な環境整備に積極的に取り組んでいる。各種法令のしつつ点検・評価も行われており、全体的に整備・管理が適切に行われている。また、そうした環境を利用して、パソコンの必携化を行うとともに授業内での利用も行われており、ICT（情報通信技術）環境の活用が進んでいる。図書館では蔵書の充実化を図りつつ、図書館ガイダンスや学生による書評などの試みによって学生の読書を促す工夫がされている。バリアフリー化についても順次改修を進め周知を行うなど対応している。授業を行う学生数は上限が定められ、実際の運用では必要に応じて、より小さなクラスサイズで指導が行われており、基準の見直しや対応策も方針が定められていることから、適切な管理が行われている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

授業内容については「授業についての学生アンケート」によって学生の意見・要望をくみ上げる仕組みが整っており、出席率に基づいてアンケート結果をフィルタリングするなど、より正確な情報収集に努めている。また、授業改善報告書、意見交換会報告書及び授業見学報告書の作成過程を通じて情報の分析やフィードバックが行われている。学生生活面についても「ヘルス&メンタルチェック」の実施及びその結果に基づく呼出し面談、担任による面談などが行われ、実際に相当数の面談が行われている。学修環境については学生生活アンケートを通じて意見の収集に努めており、学生の要望に対しても公正さとのバランスをとりながら対応している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神である「全人教育」を推進するための三つのポリシーを、ウェブサイトへの掲載を含めて周知している。そしてディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を定め、各基準及び要件の概要は在学生ポータルサイトの「履修の手引」で周知されている。進級要件にて、所定の科目の単位修得、総修得単位数、GPA (Grade Point Average) の基準を用い、成績評価の厳格化を行っている。シラバスにおいては、全ての科目について「事前事後の学修」を含む学修時間が明記されており、単位の実質化が図られている。進級や卒業認定は、教務委員会での審議の後、拡大教授会での審議を経て最終的に学長が認定している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、建学の精神や学則に定める教育目的を達成するために策定され、ウェブサイトで周知されている。また、カリキュラム・ポリシーの方針に即した教育課程の展開について、年度後半に必要な応じて見直しを行っている。教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されており、履修制限に関しても年間で原則 40 単位であることが示されている。教養教育の充実を図るため、基幹教育機構を設置し教養教育を統括させている。教養教育科目はオンラインでの遠隔授業が多くなっているが、対面化の議論も同時に進めている。アクティブ・ラーニングや PBL(Project Based Learning)の要素を取入れて、専門教育を実施したり、地方や海外での実践プログラムを充実させたりすることで、教授方法の工夫・開発、効果的な実施に努めている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の点検・評価については、学部・学科で、各種調査やアンケートなどによって、個別に行われている。「学修ポートフォリオ」を活用することによって、学生は自らの学修成果を把握することができ、教職員も学生の学修状況を把握できるようになっている。また、毎年度 1 年次と 3 年次に対してジェネリックスキル測定テストを実施しており、結果の変化によって学修成果を評価・点検し、学生の自己理解を促したり、教員の学生指導に役立てたりしている。

〈参考意見〉

○学修成果の点検・評価について学部・学科ごとの実施にとどまっているため、今後は予定されている計画どおりに、全学的かつ統合的なアセスメントプランを策定し、実施することが望まれる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長のリーダーシップについて、校務を統括するとともに所属教職員を統督することを組織規則で規定している。学長は教授会の意見を踏まえ、大学の運営に関する基本的な審議事項等を扱う「運営協議会」を通じて意思決定を行っており、理事長とも密に連携をとりながら適切なリーダーシップを発揮することができる体制となっている。それぞれの役割を明確にした上で副学長や学長補佐を配置するなど学長の補佐体制も整備され、権限も適切に分散されている。

また、教学マネジメント会議を設置するとともに、適切な職員配置が行われている。職員も各委員会の構成員となっており、教職協働が行われている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学院及び学部・学科において、教育目的及び教育課程に即した教員を配置しており、大学院設置基準及び大学設置基準の教員数を満たしている。採用、昇任について厳格かつ公平、公正な審査基準が規則により明示されており、公募で採用が行われている。

「FD センター規程」を定め、この規則に基づいて FD が組織的に行われており、年 1 回開催される FD・SD 研修会には、概ね全ての専任教員が参加している。また、授業改善報告書や授業見学に基づく「意見交換会」を実施して教育内容・方法等の改善・工夫に取り組んでおり、全教員が参加している。

4-3. 職員の研修

- 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員、教員及び役員に必要な知識・技能の修得並びに資質・能力向上のため、「教職員研修規程」を制定して研修体系と研修の目的を定めている。また、SD 委員会を設置し、人材育成の方針を定め、各種研修活動を計画的・組織的に実施しており、資格支援制度を導入し、職員の資格取得を推奨・支援している。

研修体系と研修の目的ごとに、教職員全員が参加する研修や個別に参加を募る研修を実施し、全ての研修について研修受講報告書の提出を求め、研修内容やその理解度、意見を集約し、今後の研修企画の見直しに活用している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

全ての専任教員に個室研究室を整備し、大学院生には専用の個人スペースを設け、それらを有効活用している。また、教員による研究活動の発信の場として、紀要を毎年度発行し、リポジトリで公開している。

研究倫理確立のため、各種規則や方針を整備し、必要な研修・教育を行い、研究において倫理的配慮を図るため、研究倫理委員会を設置して審査を実施している。

研究費及び研究旅費に関する規則を整備して研究資金を支給しており、その他の研究活動支援についても、教員からの要望等があればその都度対応している。

独自の制度として「特別研究費」を交付し、科学研究費助成事業の他、学外からの研究資金獲得のため、情報収集・提供及び説明会を実施している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「大阪国際学園ガバナンス・コード」が制定され、寄附行為などの主要規則に基づき、理事会、評議員会を定期的で開催し、決議がされており、適切に運営が行われている。公益通報に関する規則も整備されており、経営の規律が保たれている。

教授会、理事会、評議員会及び常勤理事会が定期的で開催され、諸々の議題について審議されており、中期経営計画に基づいて使命・目的が継続的に実現するよう図られている。

省エネルギー対策に取り組んでおり、人権教育センターを設置して学生・教職員への人権教育に取り組んでいる。また、「危機管理規程」「地震対応マニュアル」なども整備されている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会を定期的で開催しているほか、常勤理事会を月 1 回開催して、学校法人の使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能させている。また、常勤理事についてはそれぞれの担当する事項が決められている。

ウェブ会議システムを活用して、理事会・評議員会への出席率向上に努めており、理事・監事・評議員を対象とした、資産運用や私立学校法改正などについての研修の機会を適切に設定しているほか、各設置校の授業見学の機会も提供している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学長、副学長、事務局長が理事会・常勤理事会に出席し、大学の情報が報告されるとともに、理事会・常勤理事会の決定事項が大学の「運営協議会」に報告されており、理事会・常勤理事会と大学の相互でチェック機能が働き、意思疎通と連携が図られている。また、理事長がリーダーシップを発揮するための支援体制が構築されているほか、教職員の提案などの意見をくみ上げる仕組みも整備されている。

監事の理事会・評議員会における出席状況が良好であるとともに、意見を述べており、監事の業務は適切に行われている。評議員は適切に選任されており、評議員会も適切に運営されている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「第1期中期経営計画」を策定し、PDCAサイクルを実施して進捗状況を確認した上で修正を行い、これに続いて「第2期中期経営計画」を策定して予算編成の基礎とし、予算案を実行に移して適切な財務管理を行っている。

法人及び大学の収支は支出超過の状況にあるが、その大きな要因は中期経営計画に基づき実行した施設・設備投資及びそれらの減価償却費にあり、各学部とも学生数は充足しており、中期経営計画の根幹事業である教育活動資金収支について、計画どおり大きく改善されている。

収支構造改善のため、文部科学省の補助金等の外部資金の獲得に努め、寄附金の募集を計画し、遊休資産の売却や「大阪国際学園資産運用規程」にのっとりた運用による収入増、リバースオークション(Reverse Auction)等の手法を使った経費の削減に努めている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は学校法人会計基準に準拠するとともに、「経理規程」等の規則を整備し、これらを遵守して公認会計士の指導を受けながら適正に処理している。会計書類については、公認会計士及び監事の監査を受けており、補正予算も編成され理事会の承認を得ている。

会計監査については、公認会計士監査、監事監査ともに適正に実施されており、年2回の監査協議会を開催し、公認会計士から報告された事項について、適正な運用管理となるよう速やかに改善対応を行っている。

また、「学校法人大阪国際学園監事監査規程」を制定し、監事による監査の目的及び対象の明確化を図っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の目的・組織体制及び情報公開について、「大阪国際大学・大阪国際大学大学院 内部質保証の方針等について」で規定し、ウェブサイトで公表している。内部質保証を推進する組織として自己点検運営委員会を設置し、自己点検運営委員会のもとに自己点検実施委員会を置いている。自己点検運営委員会は、学長を委員長とすることで責任体制を明確にしており、同委員会は自己点検の実施を自己点検実施委員会に指示し、同委員会による報告書をもとに点検・結果の検証を行い、評価結果を「運営協議会」及び教授会に報告する役割を果たしている。これらにより、内部質保証のための組織体制を適切に整備している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

学長は、各部署の統括者と「運営方針等の共有のための研修会」の結果や、「第2期中期経営計画」等を踏まえて、毎年度「学長方針」を策定している。自己点検運営委員会は、「学長方針」等を踏まえて各学部・学科、各部署に対して自己点検・評価の実施を毎年度指示している。自己点検・評価の結果はエビデンスに基づく自己点検評価書としてまとめた上で、学内共有及びウェブサイトを通じた公表を行っている。

IRを活用した調査・データの収集と分析を行うためにIR室を設置し、複数の専任教職員を配置している。IR室は、毎年度運営方針を定めた上で計画的に活動し、学生アンケートやアセスメントテストを実施するなどして大学の現状把握のためのデータ収集・分析を行っている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

授業評価アンケート・授業見学等に基づく意見交換会を開催し、その結果を各学科・基幹教育機構にフィードバックすることで、PDCA サイクルによる教育改善活動を実施している。

自己点検・評価の結果を踏まえて「第 2 期中期経営計画」に『教学改革』による OIU らしい教育の場の提供」等の施策として組入れ、教学改善のための施策を実施している。前回の認証評価及び経営経済学部を設置に係る設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学運営の改善・向上の取組みを適切に行っている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 国際交流

A-1. グローバル人材の育成とグローバルマインドの涵養

- A-1-① 海外協定校の拡大
- A-1-② 学生の海外渡航の促進
- A-1-③ 経済的支援

A-2. 留学生の受入れ

- A-2-① 留学生の受入れ
- A-2-② 海外協定校からの学生受入れ
- A-2-③ 支援体制

【概評】

大学の理念を表すキーワードである「GLOBAL MIND」に基づいて、学生の海外渡航を積極的に推進している。プログラムをいくつか用意しており、4 日から 10 日の短期間のものから、海外大学での単位修得を目的とする Semester 単位のものがあり、在学中に多くの学生が海外体験をできる機会を創出している。27 か国・地域の 110 校と協定があり、留学先で修得した単位は読替えが行われている。留学に先立っては、学生が専攻分野に沿った科目を履修できるように、学部教員がアドバイザーとなって渡航前指導を行っている。語学留学を希望する学生へも研修制度を提供したり、保護者等も聴講可能な海外危機管理セミナーを開催したりして、多様で安心できる海外体験への配慮をしている。海外渡航の経済的負担を軽減するための奨学金制度も設置し、選考試験によって受給者を選抜している。また、海外留学・研修の体験を、進路選択において有効に活用できるように継続的な

支援も検討している。

近年ではさまざまな国からの学生募集を強化し、留学生の出身国も多様化し増加している。海外からの交換留学生には、留学生別科において日本語教育の提供や英語による短期研修も実施している。在留資格を持つ留学生に対しては、授業料の減免措置の実施や、独自の奨学金制度を提供するなどして、経済的負担を軽減させる工夫をしている。留学生が一般学生と交流する機会として、お花見交流会、新入生歓迎会、ハロウィン交流会、クリスマス交流会など、さまざまなイベントを実施している。また、地域の小学校、中学校、高等学校から留学生との交流希望がある際には、留学生を派遣し、国際理解教育や地域交流に貢献している。

基準B. 社会連携と地域貢献

B-1. 地域社会との連携基盤構築

- B-1-① 地域協働センターの設立と運営
- B-1-② 地域社会との連携基盤の強化
- B-1-③ ボランティアバンクの設立と運営
- B-1-④ COVID-19 の影響と活動基盤の維持

B-2. 大学が所有する人的・物的資源の提供による地域貢献

- B-2-① 学部学科の専門性を活かした地域との連携
- B-2-② 学生ボランティア活動
- B-2-③ 地域住民に対する生涯学習、文化活動

【概評】

専任職員 5 人から成る地域協働センターが設置され、教員と職員が委員として参加する地域協働センター会議を毎月開催し、全学的な取組みを行っている。平成 27(2015)年からボランティアバンクの制度を立上げ、希望する学生の登録と、募集中のボランティア活動を紹介している。大学はこうした地域社会との連携を通じて、学生が専門的な学びの実践を体験し、住民と交流するなど、ボランティア活動の機会を提供している。COVID-19 の影響で、一時、活動停止状態になったが、学生主体で再開することができた。

地域連携においては、大学のシラバス作成時期やゼミ活動の期間と合わない場合もあるが、大学と自治体が早期に意見交換を行い、適切な時期に相談することで、相互理解を深めている。学生は、講義やセミナーで学んだ専門性を生かし、高齢者支援、地域創生、教育支援などのさまざまな地域活動に取り組んでいる。また、学生のボランティア活動は、地域協働センターのボランティアバンクを通じて行われ、関西国際空港での活動、子どもの居場所づくり、サイバー防犯教室など多岐にわたるボランティア活動が行われている。教員も、自治体の地域政策課題の検討・推進や公的機関の運営、文化振興、男女共同参画などで専門的知見を提供し協力している。また、地域住民に生涯学習の機会を提供するために、公開講座を開催している。

こうした地域協働活動を通じて、学生は地域課題や実態に気付き、それを自身の課題と

9 大阪国際大学

して捉えることが可能となっている。地域協働活動は学生の成長に大きな意義を持ち、建学の精神である「全人教育」を実現する重要な取組みとして、今後の更なる成果が期待される。

Ⅳ 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

開設年度 昭和 63(1988)年度
所在地 大阪府守口市藤田町 6-21-57

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
経営経済学部	経営学科、経済学科
人間科学部	心理コミュニケーション学科 人間健康科学科 スポーツ行動学科
国際教養学部	国際コミュニケーション学科 国際観光学科
経営情報学研究科	経営情報学専攻

Ⅴ 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 5 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 26 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 10 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 30 日	実地調査の実施
10 月 31 日	第 2・3 回評価員会議開催
11 月 1 日	第 4 回評価員会議開催
11 月 18 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 10 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2 月 12 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

10 大阪成蹊大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的は、建学の精神「桃李不言下自成蹊（桃李もの言わざれども下おのずから蹊をなす）」を具体化するものとして学則に規定され、学部、学科ごとの教育目的も実践的な教育に重きを置くものとして、明示されている。「大阪成蹊学園のパラダイム改革」に基づき、社会情勢の変化にも対応した大学経営を行っている。

使命・目的の策定に責任をもつ「教学改革 FSD 会議」に理事長・総長、学長、副学長が参加し、教職員の意見は十分に反映されており、教職協働の姿勢が浸透している。

教育の使命・目的等については、理事会及び「教学改革 FSD 会議」で議論された上、「長期経営計画」及び「大学中期計画」に反映されている。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）については、理事会等で議論を経て、教育の使命・目的に沿って制定され、相互に有機的に連関している。学修に必要な組織のほか、産官学・社会連携センターなど組織面で工夫がみられる。

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーに基づく入学者の選抜が適切な体制のもとで行われており、自己点検・評価も毎年行っている。学修支援についても「教学改革 FSD 会議」の的確な指示により、教職協働で、中途退学防止や留年などの対応策が効果的に実施されている。

キャリア支援も実践的で体系的に作られた大学独自の「就職ガイドブック」をもとに、十分に対処しており、インターンシップも活用されている。学生サービス面でも健康相談、生活相談等、対応部署が役割を分担して適切に対処している。

学修環境の整備面では、バリアフリーにも対応し、「学生生活アンケート」の結果から学生ニーズ・優先順位の把握に努め、設備改修等を行っている。

〈優れた点〉

- 「就職ガイドブック」は就職活動の所作から書類の書き方、企業研究から就職試験に至るまでの一貫した流れの詳細をこの冊子から把握できるように作られており、広く活用できる点は高く評価できる。
- 学生評価員の制度が整えられており、学生の意見・要望を的確に捉える仕組みとして機能していることは評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

建学の精神をもとに、教育の目的を明示し、全学及び学部・大学院のディプロマ・ポリシーを適切に定め、大学ホームページ、履修ガイドにより周知している。教員に対し、成績評価ガイドラインを踏まえ、単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を厳格に適用し、公正で客観的な成績評価を行っている。

全学的に「大阪成蹊大学 LCD 教育」という体系立った教育プログラムを構築することにより、カリキュラムの構造が明確で教育目的に沿った教育を実践している。

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法については、教育目的に示された「人間力」を基盤として、ディプロマ・ポリシーに掲げる目的に達成状況を評価・検証するための効果的な制度を構築している。

〈優れた点〉

○「大阪成蹊大学 LCD 教育」という体系立てられた教育プログラムにより、学部横断的な教育改善が継続的に行われている点は評価できる。

「基準 4. 教員・職員」について

学長は、教学マネジメントの中核として、副学長や学部長と連携しつつ、リーダーシップを発揮し、大学全体の運営を適切に統括している。

教員の採用と昇任は、設置基準に基づき、教育目的に沿って行われている。また、授業においては、アクティブ・ラーニングの推進やティーチングポートフォリオの提出が義務付けられているなど、教育の質向上が図られている。

SD(Staff Development)研修は、毎年実施されているほか、新任教員に対する経営トップによる研修、経営幹部を対象とした生成 AI(Artificial Intelligence)研修、全教職員を対象としたリスクマネジメント研修と多彩な研修を行い、理解度を測るアンケートにより研修効果の検証も実施している。

人を対象とする研究は、「大阪成蹊大学人を対象とする研究に関する倫理規程」により、審査と学長の承認が義務付けられるなど、厳格に実施されている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

内部質保証の方針に関する情報の公表を適切かつ積極的に行っている。

理事の理事会への出席状況は良好であり、経営会議や常任理事会で審議事項を事前に協議し、理事会運営を適切に実施できる体制を整えている。

経営会議では、法人と大学等の設置校の幹部が構成員となり、重要事項について協議・情報共有しており、法人と各設置校との意思疎通は良好である。

「長期経営計画」に基づき、事業計画の策定及び予算編成を行い、安定した財務基盤を確立している。

法令と諸規則に基づき適切に会計処理は実施されている。監事は、理事会・評議員会に出席し、理事の業務についての監査を実施している。三様監査を取入れ、関係者による監査連絡会を年 2 回行うなど適切な監査体制を整備している。

「基準 6. 内部質保証」について

「教学改革 FSD 会議」において、教職協働で、全学的な内部質保証の方針「大学中期計画(2024－2029)内部質保証の方針」を定め、具体的な内部質保証の実現に取り組んでおり、責任体制は十分に担保されている。

内部質保証のための、ジェネリックスキル測定テスト、授業評価アンケート等の客観的資料は IR 推進室が中心となり詳細に分析され、「教学改革 FSD 会議」に報告されている。

内部質保証の取組みは、自己点検評価委員会の議論を経て、「教学改革 FSD 会議」や「経営会議」により具体的に実施され、「長期経営計画」「大学中期計画(2024－2029)内部質保証の方針」に反映されるなど PDCA サイクルは十分機能している。内部質保証の PDCA サイクルに学生評価員を組んでいるほか、外部ステークホルダーの意見も反映するなど、内部質保証の実質化に取り組んでいる。

〈優れた点〉

- 「教学改革 FSD 会議」が作成公表している内部質保証に関する「大学中期計画・内部質保証」が、詳細かつ具体的で、PDCA サイクルに沿って記述されている点は高く評価できる。
- 内部質保証の PDCA サイクルに学生評価員の意見を反映させる仕組みを取入れ内部質保証をより実質化していることは高く評価できる。
- 各種アンケートの内容が具体的かつ緻密で、アンケート結果は IR 推進室が中心となって統計学手法も用いて詳細に分析し、「教学改革 FSD 会議」に報告を行い、PDCA サイクルを回すことに貢献している点は高く評価できる。
- 内部質保証の PDCA サイクルについては、学生代表を参加させているほか、課題を中期計画に具体的に示すなど、実質的・効果的・有機的であり、教職協働のもと、全学的に取り組んでいることは高く評価できる。
- 内部質保証に関する取組み状況について、外部のステークホルダーである「大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学運営諮問会議」に付議していることは評価できる。

総じて、全学的な教職協働に基づき、理事長・学長のリーダーシップにより、内部質保証の PDCA サイクルが、実質的・効果的・有機的に回っているほか、「大阪成蹊学園のパラダイム改革」により、時代を見据えた経営を実践しており、他大学の模範となるレベルに達している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.大学が有する物的・人的資源と社会への提供」「基準 B.大学が有する物的・人的資源の高等学校教育への提供」「基準 C.海外の大学との連携」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 大阪成蹊学園 LCD 教育プログラム

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神「桃李不言下自成蹊（桃李もの言わざれども下おのずから蹊をなす）」をもとに、行動指針である「忠恕（ちゅうじょ）」とともに具現化するものとして、学則で具体的に掲げ、明確かつ簡潔に大学案内等に記載しているほか、入学式など大学の行事等で説明し、学生に浸透させている。加えて、「建学の精神」を独立した印刷媒体として発行しているほか、各教室にも掲げるなど学生への浸透にも意を用いている。

実践的な専門教育に重きを置く大学として、個性・特色を学則等に具体的に反映させている。

「大阪成蹊学園のパラダイム改革」に基づき、社会情勢の変化にも十分に対応した大学経営を行っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の策定や見直しに責任をもつ理事会や「教学改革 FSD 会議」に学長・副学長をはじめとした教職員が参画し、理解と支持が得られている。教職協働が浸透しており、職員の参画も十分である。

使命・目的及び教育目的は、大学案内等で周知しているほか、入学式において建学の精神等について解説したリーフレットを配付し、理事長・総長及び学長から説明している。外部に関しては大学ホームページにおいて建学の精神及び行動指針について周知している。

使命・目的及び教育目的については、理事会・評議員会・「教学改革 FSD 会議」で議論した後「長期経営計画」及び「大学中期計画」に反映されている。

三つのポリシーは、理事会等で議論の上、使命・目的に沿って、制定されており、相互に有機的に連関している。

使命・目的及び教育目的を達成するため必要不可欠な組織のほか、産業界などと連携するための産官学・社会連携センターなど、組織面で工夫がみられる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神を「人間力」という分かりやすい言葉に置替え、アドミッション・ポリシーを策定している。このアドミッション・ポリシーを学内の掲示物、大学ホームページ、入学者募集の紙媒体などのあらゆる媒体で周知している。

教職員に対しては、「教学改革 FSD 会議」を中心に周知を徹底し、アドミッション・ポリシーに基づいて全学部、学科の入学者受入れを行っている。また、入学者受入れの後の検証においても、単に入学者数の多寡だけでなく、アドミッション・ポリシーに沿った入学者の選抜が適切な体制のもとで行われているかどうかの検討も毎年度実施している。

入学定員及び収容定員については、的確な募集戦略により適切な範囲内で定員を充足している。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援については、教員と職員が一体となり実施する方針と体制が整えられている。

特に、ラーニング・コモンズなどの自学自習を積極的に行える環境が充実している。また、授業の中にアクティブ・ラーニングを積極的に入入れることにより、学生が能動的に学ぶ授業が行われている。TA を積極的に活用するとともに中途退学や休学、留年などへの対応策も教職協働で行っている。このような教職協働の取組みは前述の「教学改革 FSD 会議」が強いリーダーシップを発揮し、各部署へ徹底していくことによって実現している。

TA については、データサイエンス学部で積極的に活用しているほか、教育学部でも大学院ストレートマスターの学生を TA として活用することを検討している。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

大学では独自に制作した「就職ガイドブック」がある。このガイドブックは変化の激しい時代に乗遅れることがないように毎年内容が更新され、キャリア系の授業内だけでなく就職部を通した就職支援でも活用されている。これを全学的に使用し、教職協働による学生の社会的・職業的自立に関する相談・助言を体系的に行っている。

多岐多様な学部、学科に対応したインターンシップの制度も充実しており、延べ 300 人を超える学生に対する事前指導から事後指導に至るまで一貫したインターンシップの制度が整っている。

〈優れた点〉

- 「就職ガイドブック」は就職活動の所作から書類の書き方、企業研究から就職試験に至るまでの一貫した流れの詳細をこの冊子から把握できるように作られており、広く活用できる点は高く評価できる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスに関して、傷病の応急処置や健康相談及び健康診断は保健室が、学生生活に関するさまざまな相談対応は学生支援センターが役割を区分して、適切な方法で対応している。これらの多様な学生サービスについては、主にオリエンテーションを通じて学生に丁寧に説明されている。必要とする支援の窓口はどの部署に該当するか学生自身がよく分かるように支援している。また、学生が自分の意思でアドバイザー及び教職員から相談

先を選ぶことができる。オフィスアワーも適切に設定されている。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

学部の特성에 応じた快適な学修環境が整っている。特にデータサイエンス学部が使用する駅前校舎は、最新の快適な学修環境を整備している。

図書館は授業や課外活動等で適切に活用されており、十分な学術情報を保有している。完成年度を迎えていない看護学部の実習施設も標準的な実習機材や設備を整えており、今後学年進行とともに更に整備する計画である。

なお、バリアフリー化については、前回の認証評価以降も適切に対応している。

授業を行う学生数の管理については、「履修ガイド」にガイドラインを提示しており、適切にクラスサイズが管理されている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望は、「授業評価アンケート」によって把握され、その結果、優れた教員を表彰するとともに、教員全員が FD(Faculty Development)を通してティーチングスキルに優れた教員の教育技術の共有を進めている。また、各教員が学生からの小さな質問や意見にもコメントを返すというフィードバックを徹底して行っている。

学生の心身に関する相談は、学生相談室のもとにカウンセリング室を設け、経済的支援やその他の生活支援に関しては、学生支援センターが支援をする体制が整っている。なお、保健センターは学生・教職員の傷病の応急処置、健康相談を担っており、分業化した支援体制が整っている。

また、「学生評価員」を学科・コースごとに 1 人以上選出し、自己点検・評価活動におけ

る聞き取り調査要員として活用している。

〈優れた点〉

○学生評価員の制度が整えられており、学生の意見・要望を的確に捉える仕組みとして機能していることは評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神「桃李不言下自成蹊（桃李もの言わざれども下のおのずから蹊をなす）」をもとに、教育の目的を示し「確かな専門性」「社会で実践する力」「協働できる素養」「忠恕の心」の四つの観点から、大学及び学部、大学院のディプロマ・ポリシーを定め、大学ホームページ、履修ガイドにより周知している。単位認定基準及び卒業認定基準は、学則、履修規程に定め、「履修ガイド」によって、周知している。加えて、教員に対し、「Academic Handbook」に成績評価ガイドラインを示すことによって単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を厳正に適用し、公正で客観的な成績評価を行っている。また、大学院では、修士論文の質の担保について、独自のルーブリックを作成して評価を実施するなど、緻密で独創的な検証の仕組みが整えられている。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学全体として、「大阪成蹊大学 LCD 教育」という体系立てられた教育プログラムを構築することにより、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を保った教育が展開されている。加えて、各学部の教育目的に沿ったカリキュラム・ポリシーを定め、専門的な学びの構造を明確にすること、各学部、学科・コース毎のカリキュラムマップを明示することで、学生の主体的で履修計画に基づいた学修を支援することを可能にしている。教養教育については、大学の教育目的をもとに科目を設定し、大学共通教育委員会が統括し、教育内容や方法の検証を行い、次年度への改善を図っている。また、教育方法の工夫・開発については、「教学改革 FSD 会議」が、課題解決に向けた各種プロジェクトを運用し、「アクティブラーニングハンドブック」「卒業研究ガイドライン」等を作成している。

〈優れた点〉

○「大阪成蹊大学 LCD 教育」という体系立てられた教育プログラムにより、学部横断的な教育改善が継続的に行われている点は評価できる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法については、教育目的に示されている「人間力」、ディプロマ・ポリシーに掲げる「確かな専門性」「協働できる素養」「社会で実践できる力」「忠恕の心」の達成状況を可視化し、評価・検証するためのシステムを構築し運用している。また、教育内容・方法や学修指導等の改善に向けては、「教学改革 FSD 会議」が統括する「授業評価アンケートの活用」プロジェクトが中心となり、授業評価アンケート結果に基づく授業改善へのフィードバックを行っている。また、学生生活調査アンケート、ジェネリックスキル測定テスト、学修ポートフォリオや履修カルテなど目的に応じた多様な評価尺度を用いて、学修成果の点検・評価が全学的に実施されている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長は、大学の意思決定と教学マネジメントの中心的役割を担い、副学長や学部長と連携しながら大学全体の運営を統括している。大学評議会や大学運営協議会、学部教授会を通じて、学内各部門と円滑な連携を図り、大学の運営を進めている。学長は学部教授会や大学評議会の意見を参考に教育・研究に関する最終判断を下している。副学長は各委員会を担当し、学長を補佐して運営の効率化に寄与している。また、事務部門は学長の意思決定を支援し、大学全体の情報共有や連携を強化している。「教学改革 FSD 会議」では、教育改革に関する協議結果をもとに学長が方針を決定し、学長のリーダーシップのもと、組織全体が一体となって効率的に大学運営が行われている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の採用と昇任は、教育目的及び教育課程に基づき、設置基準に従って行われている。教員の採用は公募により実施され、優れた教育研究業績のある候補者が選ばれる。昇任においては、研究業績と教育能力が規則に基づき評価され、適切な基準を満たす者が昇格する制度が整備されている。

教育内容や方法の改善には、全学的な FD 活動が活発に行われており、年間多数の研修が実施されている。また、授業評価アンケートを定期的に行い、その結果をもとに授業改善が促進されている。アクティブ・ラーニングの推進やティーチングポートフォリオの提出が義務付けられており、教員は自らの教育活動を振り返り、改善策を考える機会が提供されている。教育の質向上が図られ、教員の専門性の向上と学生への質の高い教育提供が一体となって進行している。

4-3. 職員の研修

- 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向

上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 研修は、大学運営に関わる職員の資質・能力向上を目的として毎年実施されている。令和 5(2023)年度には、新任教員向けの経営トップ SD 研修や、経営幹部を対象とした生成 AI に関する研修が行われ、全教職員を対象としたリスクマネジメント研修も実施されている。研修内容については理解度や業務への応用度を測るアンケート調査を行い、その効果検証も行っており、職員の資質・能力向上への取組みが行われている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

教員に個人研究室や共同研究室が提供され、研究活動のための環境が整備されている。毎週の研究日が設定され、長期休業期間中には自宅研修日も取得可能であり、十分な研究時間が確保されている。大学院生には研究課題や論文作成に集中できるパソコンブースが設けられており、芸術学部やデータサイエンス学部では専門スタッフが機器操作支援を行うなど、学部ごとに必要な支援が行われている。また、研究倫理にも厳格な管理が行われており、人を対象とする研究には「大阪成蹊大学人を対象とする研究に関する倫理規程」が適用され、審査と学長の承認が義務付けられている。看護学部の開設に伴い、「生命科学・医学系研究に関する倫理規程」も整備され、学生にも研究倫理教育が実施されている。研究活動を支援するため、個人研究費が配分される他、採択制で配分される共同研究費や海外研修費が設けられ、研究機会が最大限に確保されている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為をはじめとして組織や権限に関する規則を定め、法令等に基づく情報や内部質保証の方針に関する情報の公表を積極的に行っており、適切な運営を行っている。長期経営計画に基づいて毎年度の事業計画を作成するとともに、経営会議や「教学改革 FSD 会議」等を通して、法人の使命・目的を実現すべく、教職員一体となって継続して努力している。

ハラスメントや公益通報に関する規則を定め、通報窓口を明確にし、人権に配慮している。危機管理マニュアルや規則を定め、自衛消防訓練などを定期的実施し、安否確認システムを導入するなど、それらの活動が教職員及び学生に周知されており、危機管理体制を整えている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会を原則として毎月開催し、事前に常任理事会や経営会議において審議事項を協議することにより、理事会を補完し、機動的な意思決定ができる体制を整えている。理事の理事会への出席状況は良好である。欠席者は、文書で意思表示をしている。理事選任の手続きは寄附行為にのっとり、適切に行われている。

経営計画の策定や業務運営上の重要企画に関しては、原則として毎月開催される経営幹部会議において、理事長・総長が業務指示、検討要請及び意見聴取を行い、諸課題については理事長・総長へ報告や相談を行うこととなっており、理事会における意思決定を踏まえ、法人及び各設置校で円滑な運営を行う体制を整えている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

経営会議には、理事長・総長、学長、副学長、学部長、短大学科長、専務理事、常務理事、常勤理事、本部長をはじめとする教職員が出席し、教育・研究及び業務運営等の重要事項について協議し、かつ情報共有をしており、法人と大学との意思疎通を適切に行っている。経営会議では、理事長が業務指示や意見を出すなどのリーダーシップにより運営されており、幹部教職員が相互チェックする場ともなっている。「教学改革 FSD 会議」のもとに改革テーマごとのプロジェクトチームが設けられ、中堅・若手を含む教職員による提案をくみ上げている。

評議員の出席状況は良好であり、事業計画、予算、決算、評議員の選任、監事選任など主要な事項については、適切に付議されている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

長期経営計画は毎年度更新されて理事会の承認を得ている。その際に事業活動収支計算書、資金収支計算書、貸借対照表を当該年度ごとに作成し、現預金及び借入金も含めた財務計画資料に取りまとめた上で、10 か年の長期経営計画としている。その長期経営計画に基づき、各年度の事業計画及び予算編成により、安定した財務基盤を確立している。キャンパス整備への投資や新学部の設置に伴う支出増に対しても計画的に収支バランスをとっている。外部資金獲得件数は伸びており、更なる採択向上のために、動画講座を e ラーニングで提供するなどの取組みを行っている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

経理に関する諸規則に基づいて予算執行、会計処理を行っている。期中の執行状況により当初予算と異なる執行状況の場合には、理事長の決裁を必要とし、必要に応じて補正予算を編成している。監査法人による会計監査は令和 5(2023)年度においては 20 回行われている。監事による監査は理事会及び評議員会に出席して理事の業務について監査し、決算については経理責任者から決算内容を聴取し、会計帳簿類をチェックするなどしている。内部監査として監査室は理事長直轄となっており、年間計画に基づいて業務監査を行って

いる。また、三様監査を取入れており、その監査連絡会を年2回実施し、適切な監査体制を整備している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学全体の内部質保証の取組み方針を明らかにするため「大学中期計画（2024－2029）－内部質保証の方針－」で全学的な方針と項目ごとに PDCA に沿って内部質保証の実行計画を立て、大学ホームページで公表している。

内部質保証実現のために、「自己点検評価委員会」が自己点検・評価の基本方針等を検討・議論し、理事長・総長が議長である「教学改革 FSD 会議」で議論し、改革を推進している。また、予算関連など経営上の課題に直結している場合には「経営会議」にかけられ、議論・実行される扱いとなっている。この間、各事案の必要性に応じて理事会に報告・承認を受けている。

内部質保証に関する具体的な改革推進を行う「教学改革 FSD 会議」に学長も参画し、教職協働で一体となって内部質保証の実現に向けて取組んでおり、内部質保証に関する責任体制は十分に担保されている。

〈優れた点〉

- 「教学改革 FSD 会議」が作成公表している内部質保証に関する「大学中期計画・内部質保証」が、詳細かつ具体的で、PDCA サイクルに沿って記述されている点は高く評価できる。
- 内部質保証の PDCA サイクルに学生評価員の意見を反映させる仕組みを取入れ内部質保証をより実質化していることは高く評価できる。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は、「自己点検評価委員会」での議論が出発点となり、「教学改革 FSD 会議」や「経営会議」での改革推進への具体的な動きにつなげている。

内部質保証の議論のもとになっているのは、学修成果を可視化したジェネリックスキル測定テスト、授業評価アンケート、学生生活アンケート、卒業時アンケート等の詳細で客観的な資料であり、結果内容は、IR 推進室が中心となり、詳細に分析され、「教学改革 FSD 会議」等へ報告されている。

自己点検・評価結果については、「自己点検評価委員会」の議論の結果を、「教学改革 FSD 会議」に伝え、「教学改革 FSD 会議」で作成する「大学中期計画」で項目ごとに、PDCA サイクルに沿って理解できるよう作成され、公表されている。

〈優れた点〉

○各種アンケートの内容が具体的かつ緻密で、アンケート結果は IR 推進室が中心となって統計学手法も用いて詳細に分析し、「教学改革 FSD 会議」に報告を行い、PDCA サイクルを回すことに貢献している点は高く評価できる。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証の取組みは「自己点検評価委員会」の議論を経て、「教学改革 FSD 会議」及び「経営会議」により具体的に実施され、教育の改善・向上に結びつけている。

自己点検・評価、機関別認証評価などの結果を踏まえ、理事会等での審議により、長期経営計画をローリング方式で毎年見直しを行い、具体的には「大阪成蹊大学 LCD プログラム」の推進に結びつくなど、大学運営の改善向上のための内部質保証の仕組みが機能している。内部質保証の PDCA サイクルを有機的・実質的に回すため、教職協働のもとに全学的に取り組んでいる。

〈優れた点〉

○内部質保証の PDCA サイクルについては、学生代表を参加させているほか、課題を中期計画に具体的に示すなど、実質的・効果的・有機的であり、教職協働のもと、全学的に取り組んでいることは高く評価できる。

○内部質保証に関する取組み状況について、外部のステークホルダーである「大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学運営諮問会議」に付議していることは評価できる。

大学独自の基準に対する概評

基準A. 大学が有する物的・人的資源と社会への提供

A-1. 大学と地域社会との協力関係の構築・実施

A-1-① 大学と地域社会との協力関係の構築・実施

A-2. 公開講座、イベント等の社会への提供・実施

A-2-① 公開講座、イベント等の社会への提供・実施

A-3. 大学と企業・団体との協力関係の構築・実施

A-3-① 大学と企業・団体との協力関係の構築・実施

【概評】

産官学・社会連携センターが窓口となり、大学の教育・研究資源を生かして、地域との連携を図り、文化や教育、観光、データサイエンス、看護等の分野での連携事業を展開している。本事業は、「教学改革 FSD 会議」が主導する「産・学・地の連携による教育研究のプロジェクト」が中心となり、企業・団体・自治体などが実際に抱えている課題に対して、チームで協働しながら検証・調査し、解決のための企画の提案を行う課題解決型の PBL(Project Based Learning)授業形式で実施され、各学部・学科・コースの特色を踏まえた事業展開となっている。

授業内で学生が提案した解決策や成果は、学外連携学修報告書にまとめられ、学生及び企業・団体へフィードバックされることによって、形となって地域社会に還元され、確かな協力関係が構築されている。企業との連携事業としては、経営学部の株式会社ローソン、株式会社和田萬との連携で、学生が開発したお菓子が近畿地区のローソンで販売されるなど、全学的な取組みが展開されている。公開講座「未来展望セミナー」は、社会人の学び直しの機会を提供することを目的に、著名な講師を招へいし、世界の潮流を正しく見極めるための知識や知恵を獲得することを目指した事業で、全国から多くの社会人が参加している。他にも滋賀大学と兵庫県立大学との共催にて実施したデータサイエンス系学部の現状と展望をテーマとしたシンポジウムでは、新設されたデータサイエンス学部における社会貢献の可能性を示唆した。また、芸術学部は大阪成蹊女子高等学校美術科と共に「大阪成蹊全国アート&デザインコンペティション」を全国の中学・高校生を対象に、毎年開催している。文化芸術に関する歴史、知識、価値に触れる機会を提供し、広くは地域の芸術文化の振興に寄与しており、今後の活動にも期待できる。

基準B. 大学が有する物的・人的資源の高等学校教育への提供

B-1. 大学と併設高等学校との協力関係の構築・実施

B-1-① 大学と併設高等学校との協力関係の構築・実施

B-2. 外部の高等学校への高大連携授業の提供・実施

B-2-① 外部の高等学校への高大連携授業の提供・実施

【概評】

大阪成蹊学園における高大接続による一貫教育を推進し、大学、短期大学、高等学校のブランド力の向上を図ることを目的に、産官学・社会連携センターが窓口になり、併設の大阪成蹊女子高等学校と連携し、法人内の高大接続授業を展開している。

大阪成蹊女子高等学校総合キャリアコースでは、1・2年生を対象に年間 72 コマの授業を展開している。総合キャリアコース以外についても、教育や芸術、スポーツなど、学部、学科の専門領域を生かした連携授業を多数実施している。

高大接続による授業の展開によって、高校生が大学の魅力を知る機会となり、併設高校や連携高校からの入学者の確保につなげることができている。また、大阪成蹊学園外の高校生に向けての取組みとして、大阪成蹊大学にある 6 学部 7 学科 21 コースの多彩で専門的な学びを展開しているという強みを生かし、大学における学びの目的や将来の進路について考える機会を提供することを目指し、高大接続授業を展開している。いずれの授業も、課題解決型学習である PBL を大切にし、参加型の授業を多く取入れ、高校生に提供している。本事業は、法人内の高大接続授業と同じく、産官学・社会連携センターが窓口となり、学部、学科の幅広い学問領域における授業を開講することで、高校生の将来の進路選択への機会となっている。

授業後のアンケート結果は、生徒の理解度、満足度に基づいた授業内容の改善を図るために用いられ、高大接続授業における授業評価システムも構築されている。また、アクティブ・ラーニング手法を応用し、高校生に適した「総合的な探求の時間」の授業開発支援を行う準備がされており、今後の展開に期待できる。

基準 C. 海外の大学との連携

C-1. 国際交流の推進

C-1-① グローバルアクティブラーニング実施

C-1-② 海外連携・提携大学との交流・実施

【概評】

国際交流の推進において、能動的・協働的な学びとして「グローバルアクティブラーニング」を実施している。渡航前の事前学習から現地での実践的な体験、帰国後の振り返りまでを学びのサイクルとして構築しており、学生が課題に取り組むことで国際的な視野を養う機会がある。学生への経済的支援として奨学金制度を整備し、多くの学生が海外での学びを享受できる環境も構築されている。

新型コロナウイルスの影響下においては、オンライン交流や国内研修を通じて学びの機会を維持し、令和 4(2022)年度から海外プログラムが再開された。14 の海外協定大学との連携を活用した海外研修プログラムや交換留学は、異文化交流やグローバルな視点の育成に寄与している。英語圏や韓国の大学との語学研修や各学部独自の短期海外研修プログラ

ムを含む多様な海外研修は、学生の国際的な課題解決能力向上に大きく貢献している。

将来計画として、安全面に配慮しつつ、協定校との連携を深めるとともに、新たな提携先の開拓や経済的支援方法等の再検討を行い、学生の国際体験機会を更に拡充する方策がある。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 大阪成蹊学園 LCD 教育プログラム

本学園では、建学の精神「桃李不言下自成蹊」の理念に基づき、徳があり、人に慕われ、信頼される人、すなわち広く社会で活躍できる「人間力」を備えた人材を育成することを教育の目標としている。また、建学の精神を実践するにあたり、「忠恕」（孔子『論語』より）、すなわち誠をつくし、人の立場になって考え行動することを行動の指針としている。

本学の教育目標である広く社会で活躍できる「人間力」を備えた人材育成の前提となる本学園の教育の質を保証し、様々な取組みを統合するものとして、平成 30(2018)年度より新たに「大阪成蹊学園 LCD 教育プログラム」を構築・始動した。

この「LCD」とは、「Literacy（課題解決のプロセスに必要な、「読む力」

「書く力」「話す力」や数的処理等の基礎能力）」「Competency（社会において多様な人々と協働しながら、課題を解決し、高い成果を出すために必要な能力）」「Dignity（知性と教養を兼ね備え、人や物事に対して常に謙虚・誠実で、心豊かな人生を送る上で必要とされる品格）」の頭文字である。そして「LCD 教育プログラム」とは、在学中の学びを支え、卒業後もさらに学び続け、自らの確かなキャリアを形成するために「初年次教育」に



図表 V-1 大阪成蹊学園 LCD 教育プログラム

において生涯に亘る学びの基礎となるアカデミックスキルを修得し、「キャリア教育」を通じ自分の生き方を描き、卒業後も真に役立つ思考力、判断力等を身につける。また、「教養教育」では人文・社会・自然科学に関する教養から人や社会を見つめ、感性と知的好奇心を育み、「専門教育」では、理論と実践を往還し、実社会の多様な人々との関わりのなかで、確かな専門性を身につけていく。さらには、「グローバル教育」において語学力を磨くとともに、グローバル人材に必要な素養を身につけ、「データサイエンス教育」によって AI 社会を生き抜く教養とデータサイエンスの基礎スキルを獲得する。これらの教育を通じ、社会に通用する高い専門性に加え、全ての学修において「Literacy」「Competency」「Dignity」を養うための「人間力教育」を実践している。

こうした「大阪成蹊学園 LCD 教育プログラム」の成果は、PROG テストや卒業時アンケートを通じ可視化をして確認している。その結果、大阪成蹊大学 2023 年度 3 年生の PROG テ

10 大阪成蹊大学

スト「リテラシー総合(7段階評価)」において 4.10、「コンピテンシー総合(7段階評価)」において 3.16 といずれも私立4年制大学文系3年生平均を上回る結果となっている。また、卒業時アンケートにおいて行動指針である「忠恕の心」の修得には、全学部で 90%以上がポジティブ回答をしており、「大阪成蹊学園 LCD 教育プログラム」は本学の特色となっている。

Ⅳ 大学の概況（令和6(2024)年5月1日現在）

開設年度 平成 15(2003)年度
所在地 大阪府大阪市東淀川区相川 3-10-62

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
経営学部	経営学科 スポーツマネジメント学科 国際観光ビジネス学科※
芸術学部	造形芸術学科
教育学部	教育学科
国際観光学部	国際観光学科
データサイエンス学部	データサイエンス学科
看護学部	看護学科

※は募集停止

Ⅴ 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 3 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 19 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 3 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 30 日	実地調査の実施
10 月 31 日	第 2・3 回評価員会議開催
11 月 1 日	第 4 回評価員会議開催
11 月 29 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 9 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見あり)
2 月 10 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理

10 大阪成蹊大学

	(意見なし)

11 大阪人間科学大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的は、学則第 1 条に「建学の精神『敬・信・愛』を継承し、『自立と共生の心を培う人間教育』に基づき、生活の質的向上の方途を探る人間科学の展開を図り、課題解決能力と対人援助の専門知識・技術を持つ人間味豊かな人材を育成し、社会の発展に貢献することを目的とする。」と具体的に示している。

教育目標に掲げる「人と社会を支えるプロフェSSIONナルの育成」を反映させるべく、令和 5(2023)年には長期的な目標として「大阪人間科学大学 ビジョン 2040」を策定し、このビジョンを実現するための中間時点での目標計画として、令和 6(2024)年度からの「第 5 期中期計画」を策定している。

三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、「人材育成に関する目的及び教育研究の目的」をもとに一貫性のあるものとして策定し、大学ホームページ、学生便覧に掲載し、大学の個性・特色を明示している。

使命・目的及び教育目標に基づき、教育研究組織を設置している。

〈優れた点〉

○学生が主体となり、日本の社会課題の解決に取り組む「未来科プロジェクト」は、建学の精神や大学の使命・目的に沿った特色ある教育プログラムとして評価できる。

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れを行っており、一部の学科において収容定員が未充足であるものの、大学全体で定員充足に向けた取組みに努めている。

教職協働による学修支援体制を整備し、担任教員と副担当職員のペアからなる制度を導入している。学生への就職・進学を支援する組織としてキャリア開発委員会を設置し、就職・進路支援活動の基本的方針を決定している。

学生生活の安定を図るため、学生課と学生支援センターが中心となって各部署と連携しながら幅広い業務を行っている。奨学金に関しては、大学の平均貸与額を大きく超過した学生への助言など、奨学金適正化事業として取り組んでいる。

学生の履修登録や出席管理などはシステムで管理し、履修登録指導、学生面談記録などのポートフォリオが作成されている。図書館は、図書、学術雑誌、電子ジャーナル、視聴覚資料の充実が図られている。各調査によって把握した意見・要望については、法人本部と共有・連携を図り、学生サービスの充実や改善に役立てている。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを作成し、成績評価基準、進級基準、卒業認定基準、大学院における修了要件を学則等に定め、大学ホームページや学生便覧で周知の上、厳正に適用している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは一貫性を持ち、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、ナンバリングにより、各科目とディプロマ・ポリシーとの対応や科目の難易度、相互関係を明示している。

学修ポートフォリオの活用を推進するとともに、授業評価アンケート及び「相互授業参観」を実施し、授業改善につなげている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示し、教育目標及び学修成果の到達度を可視化することを目的としたアセスメント・ポリシーに基づき、教育活動を定期的に適切な方法で点検・評価し、教育の質保証に適切に取り組んでいる。

「基準 4. 教員・職員」について

学長の補佐として「学監」、副学長を置き、学長のリーダーシップを補佐する組織として学長直轄の「学長室会議」を設置している。教学マネジメントの機能を高めるために、教授会のもとに委員会と小委員会を置き、それぞれの委員会規則に基づき、審議を行う体制を構築している。各委員会には教職協働で大学運営を進めるため職員が委員として参画している。

教員の教育内容・方法の改善等に繋がる FD(Faculty Development)の実施については、「FD・SD 委員会」を設置し、中期計画において活動計画を立て、組織的、計画的に実施している。アンケートで活動の効果検証を行うとともに、改善点や今後の活動についての意見・要望を求めるなど、活動の充実を図っている。学内の SD(Staff Development)活動として、職員も FD 研修に教員と合同で参加している。

倫理審査委員会や大学院研究倫理委員会において、研究活動の公正性を確保している。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

管理運営は、寄附行為等に従って適切に運営している。情報の公表は、私立学校法において義務付けられているものは適切に公表をしている。使命・目的の実現のために 5 年ごとに中期計画を立案し、継続的な努力をしている。

理事会は、最高意思決定機関として適切に運営されている。

法人と大学の円滑な意思疎通を図ることを目的として「大学協議会」「運営協議会」があり、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制の環境を整えている。

財務計画は、学生・生徒・園児数の見通しや施設整備計画などを踏まえ、適切に見直ししており、計画に基づいた財務運営を行い、健全な収支バランスを保っている。毎年度、理事長や法人本部役職者及び監事を対象とした公認会計士による監査報告会を実施し、監査結果の報告のほか意見交換が行われている。

「基準 6. 内部質保証」について

自己点検・評価委員会は学長が委員長となり、自己点検・評価及び改善の PDCA サイクルを推進している。自己点検評価書は外部委員によって点検・評価されており、内部質保

証の客観性を確保している。自己点検・評価は、三つのポリシーに基づくものと、中期計画に基づく自己点検・評価活動があり、自主的・自律的に実施し、自己点検評価書と「外部評価報告書」は大学ホームページで公開している。

アセスメント・ポリシーに基づき、現状把握のための情報収集・分析を大学改革推進室、教務委員会、FD・SD 委員会、大学院研究科で行っている。

設置計画履行状況調査で付された遵守事項や指摘事項はいずれも改善を図っており、組織的に適切な対応を行い、内部質保証システムは機能している。

総じて、大学は、平成 13(2001)年の開学以来、建学の精神である「敬・信・愛」をもとに「自立と共生の心を培う人間教育」を教育理念に、医療・福祉、教育・保育、心理などの専門大学として、各分野を横断した「チーム支援」をリードする「対人援助の専門職業人」の育成に力を入れている。地元摂津市にある唯一の大学として、摂津市はもとより大阪府内を中心に広く近畿圏の行政や市民との連携のもと、地域社会に貢献している。学生が主体となり、日本の社会課題の解決に取り組む「未来科プロジェクト」は、令和 6(2024)年に開設した人間科学部社会創造学科が中心となり、「対人援助の未来」を創り出すことが期待される。

内部質保証のための組織・責任体制を整備し、自己点検・評価及び改善の仕組みが確立し、機能している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会への貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 未来科プロジェクトの推進

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的は、学則第1条に「建学の精神『敬・信・愛』を継承し、『自立と共生の心を培う人間教育』に基づき、生活の質的向上の方途を探る人間科学の展開を図り、課題解決能力と対人援助の専門知識・技術を持つ人間味豊かな人材を育成し、社会の発展に貢献することを目的とする。」と具体的に示し、研究科・学部・学科・専攻の「人材養成に関する目的及び教育研究の目的」は学則の別表に、簡潔に文章化している。

大学設立理念、教育理念、教育目標、教育方針は大学ホームページ・学生便覧に掲載し、大学の個性・特色を明示している。

変化の激しい社会に対応するため、中期計画を策定し、教育プログラムの改善に取り組んでいる。

〈優れた点〉

○学生が主体となり、日本の社会課題の解決に取り組む「未来科プロジェクト」は、建学の精神や大学の使命・目的に沿った特色ある教育プログラムとして評価できる。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

学長は教職員へあらゆる機会を通じて大学の使命・目的及び教育目標を説明し、理解と支持を得よう努めている。学外に対しては、大学案内及び大学ホームページなどに明記しているほか、公開講座や地域学術サロンの挨拶における言及を通して周知を図っている。

教育目標に掲げる「人と社会を支えるプロフェッショナルの育成」を反映させるべく、令和5(2023)年には長期的な目標として「大阪人間科学大学 ビジョン 2040」を策定し、このビジョンを実現するための中間時点での目標計画として、令和6(2024)年度からの「第5期中期計画」を策定している。

三つのポリシーは、「人材育成に関する目的及び教育研究の目的」をもとに一貫性のあるものとして策定している。

使命・目的及び教育目標に基づき、3学部8学科・1研究科を構成し、二つのセンターを教育研究組織として設置している。

基準2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神と教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、大学案内、大学ホームページ、学生便覧、学生募集要項などに記載し、周知を図り、入学者選考を適切に実施している。

アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れの検証は、入試委員会及び大学改革推進室において、新入生の入学後の GPA(Grade Point Average)分析、単位修得数の検証を行い、中途退学防止のための対策を検討している。

入学定員に沿った適切な学生の受入れについて、一部の学科において収容定員が未充足であるが、全学的な学生募集活動の実施など、学長のリーダーシップのもと大学全体で定員充足に向けた取組みに努めている。

〈改善を要する点〉

○人間科学部医療福祉学科、保健医療学部作業療法学科、言語聴覚学科の収容定員充足率とともに 0.7 倍未満であることについて改善を要する。

〈参考意見〉

○人間科学部子ども教育学科の収容定員が未充足であるため、引続き定員充足に向けた全学的な努力が望まれる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学修支援体制を整備し、適切に運営しており、障がいのある学生への配慮などは各委員会を主体として適切に実施しており、担任教員と副担当職員のペアからな

る制度を導入し、教職協働の仕組みに基づき実施している。

オフィスアワーは、学長をはじめとして、全ての専任教員のオフィスアワーを学修支援システムに掲示し、兼任教員は授業前後の時間に対応することをシラバスに明記するなどして、全学的に学生からの質問や相談に対応する制度を設けている。

「ティーチング・アシスタント取扱要領」に基づき、大学院生を TA として採用し、将来の教育研究者としての資質向上の訓練機会を提供している。また、学部生による修学支援活動の一端として、SA(Student Assistant)を活用するなど、学生の学修支援体制を整備している。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学生の就職・進学を支援する組織としてキャリア開発委員会を設置し、毎月の定例会議を開催し、就職・進路支援活動の基本的方針を決定している。

2・3 年次を対象に実施している「インターンシップ対策講座」では、インターンシップの応募方法や参加目的、考え方についての説明を行っている。

キャリア支援においては、個人指導を重要として捉え、就職や進路に関する個人面談を 3 年次と 4 年次に実施している。面談はキャリアセンター課とゼミ担当教員がそれぞれで実施し、両者の面談の結果を相互に共有しながら、個々の学生支援を行う体制を整備している。

また、教育課程内外を通じて、国家資格の取得や免許取得などに向けたキャリア支援が適切に実施されている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定を図るため、学生課と学生支援センターが中心となって各部署と連携しながら幅広い業務を行っている。学内でのハラスメントは、相談員が対応に当たっている。正雀学舎、庄屋学舎とも保健室には有資格者を配置している。

奨学金に関して、貸与額と返納額と平均貸金を比較して真に必要な貸与額を検討するワークシートを用いた演習、大学の平均貸与額を大きく超過した学生への助言など、学生課が中心となり、奨学金適正化事業として取組んでいる。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地校舎面積は設置基準を満たしており、教育目的達成のための学修環境を整備し、有効に活用している。また、学内全域で無線 LAN 環境を構築している。

学生の履修登録や出席管理、成績管理、事務連絡等はシステムで管理し、履修登録指導、学生面談記録等のポートフォリオが作成されている。

図書館は、図書、学術雑誌、電子ジャーナル、視聴覚資料の充実が図られている。また、図書館には、ラーニング・コモンズが設置されている。

障がいのある学生に対し、施設内の移動が行えるようスロープがあり、多目的トイレなども整備されている。

大学全体として少人数教育に取り組んでおり、全学部共通の基礎科目は、100 人を越える授業を少なくする工夫により、履修学生数の適切な管理を行っている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

新入生期待度調査、教学実態調査、授業評価アンケートを実施し、学修支援体制の改善に反映している。

各調査によって把握した意見・要望については、法人本部と共有・連携を図り、学生サービスの充実や改善に役立てている。

学友会と学長による「学長懇談会」を実施しており、学生は、総意としての意見や要望をまとめ、学長に提案している。大学は「学長懇談会」を通じて学生の現状を把握し、学修環境の改善等、大学運営に生かしている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

各学部・学科・専攻及び大学院研究科において教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを作成している。その周知については、大学案内、大学ホームページ、学生便覧に記載し、周知するとともに、新入生オリエンテーション、年次別履修ガイダンスにおいて学生に口頭で説明している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた成績評価基準、進級基準、卒業認定基準、大学院における修了要件を、学則、「履修方法等に関する細則」「試験及び成績評価に関する規程」、学位規程に定め、大学ホームページや学生便覧で周知の上、厳正に適用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

各学部・学科・専攻及び大学院研究科においてカリキュラム・ポリシーを作成し、学生便覧、大学院学生便覧などで周知している。また、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは一貫性を持ち、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、ナンバリングにより、各科目とディプロマ・ポリシーとの対応や科目の難易度、相互関係を明示している。

各学科・大学院研究科ではカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成し、適切なシラバスやキャップ制のもと厳正に実施・運用している。また、教養教育の運営及び点検・評価は、教務委員会と教養教育推進室が連携し、適切に実施している。

全学的な取組みとして学修ポートフォリオの活用を推進するとともに、授業評価アンケ

ート及び相互授業参観を実施し、授業改善につなげている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示し、教育目標及び学修成果の到達度を可視化することを目的としたアセスメント・ポリシーに基づき、教育活動を定期的に適切な方法で点検・評価している。また、各種調査の結果を全学的に共有し、学科や教員、個々の学生にフィードバックすることで、教育内容・方法及び学修指導の改善につなげ、教育の質保証に適切に取り組んでいる。

現在、学修成果の更なる具体化や数量化を目的としたアセスメント・ポリシーの見直し及びルーブリックの作成に着手しており、その成果が期待できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の補佐として管理運営を担当する「学監」、校務を担当する「副学長」を置き、学長のリーダーシップを補佐する組織として学長直轄の「学長室会議」を設置している。

学長が意思決定を行うに当たり、教授会は役割として、教授会規程で学長に意見を述べる事項を具体的に定めている。また、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長裁定を定めている。

教学マネジメントの機能を高めるために、教授会のもとに委員会と小委員会を置き、そ

それぞれの規則に基づく事項について審議を行う体制を構築しており、各委員会には教職協働で大学運営を進めるため職員が委員として参画している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、設置基準上必要な教員数、教授数などを適切に確保・配置している。

教員の採用・昇任については、「教員の採用及び昇任・昇格規程」「教員資格審査基準」を定め、採用は公募制を採っており、昇任・昇格は基準に定められている職位ごとの必要資格だけでなく、教員評価等の結果も加味して審査している。

教員の教育内容・方法等の改善につながる FD の実施については、FD・SD 委員会を設置し、中期計画において活動計画を立て、組織的・計画的に実施している。

授業評価アンケート結果と「成績実態に関するデータ」結果も FD に活用し、各教員が次年度の授業改善を行っている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

学内の SD 活動は、FD・SD 委員会が中期計画を踏まえて立案した活動計画に基づいて実施しており、学生支援センターや「人権教育推進委員会」が主催するもののほか、私学団体や民間企業が実施する研修会など、さまざまな機会を提供している。また、職員も教育に関する見識をもって学生や教員を支援できるよう、SD 活動の一環として、FD 研修に教員と合同で参加している。

FD・SD 委員会は、アンケートで活動の効果検証を行うとともに、改善点や今後の活動についての意見・要望を求めるなど、活動の充実を図っている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

全専任教員の個人研究室のほか、大学院生用の研究室を設置しており、無線 LAN の整備など通信環境を含めた十分な環境を確保している。また、教育研究活動に専念できるよう研修日を設けている。

「研究活動不正行為防止規程」「学術研究倫理指針」を定め、研究倫理を確立している。倫理審査委員会や大学院研究倫理委員会において、研究活動の公正性を確保している。

「教員研究費規程」により個人研究費を適正に配分し、執行管理、チェック体制を確保している。個人研究費とは別に、科学研究費助成事業などによる外部資金の確保を促すために「薫英研究費」を設けている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

管理運営は、寄附行為、学則、就業規則、「組織及び管理運営規程」などの諸規則に従い、適切に運営している。

情報の公表について、私立学校法において義務付けられているものは適切に公表し、閲覧に供している。また、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づいた情報、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づく教員の養成の状況も適切に公表している。

使命・目的の実現のために 5 年ごとに中期計画を立案し、継続的な努力をしている。また、計画の進捗を自己点検・評価することで、次の中期計画につなげている。

「ハラスメントの防止等に関する規程」「ハラスメントの防止に関するガイドライン」「個人情報保護規程」「公益通報等に関する規程」を定め、運用することで学生、教職員の人権の配慮に努めている。また、「危機管理規程」を定め、全学的な危機管理体制を整え、安全配慮に努めている。有事の際に学生が主体的に行動できるよう避難訓練を実施してい

る。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、寄附行為に定めた人数で運営され、定例会と臨時会を開催し、予算・決算をはじめとした、最高意思決定機関として必要な議案について審議・決定している。評議員会に諮問が必要な事項も、寄附行為にのっとり適切に諮問された上で審議・決定している。

理事の会議出席状況も良好であり、欠席する場合も意思表示書の提出を求め、議案ごとに賛否の意思表示がされ、理事としての役目を果たしている。

理事及び評議員に対し、私学を取巻く法令改正を含めた動向等の理解を得るため、常勤の者には外部の説明会参加、外部理事・評議員には、理事会・評議員会の際に説明をすることにより役割発揮の向上を図っている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会には学長も理事として出席し、大学の付議事項について説明することで理事会の意思決定を円滑に進めている。また、大学の教学部門の状況報告も行うことで理事会との意思疎通を図っている。

法人と大学の円滑な意思疎通を図ることを目的として「大学協議会」を開催しており、理事長が議長となり出席している。また、大学の教育・研究に関する基本事項や運営に関する重要事項を審議するための「運営協議会」があり、理事長も構成員となっている。これらの法人と大学の連携により理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制の環境を整えている。

法人及び大学の管理運営機関の相互チェックの機能として、「監事監査規程」を定め、監事による監査を行っている。監事は理事会・評議員会に出席し、監査の報告をするとともに意見を述べている。

評議員会は寄附行為で定めている理事長からの諮問事項である予算、事業計画、寄附行為の変更等の重要事項について審議を行うなど、適切にその役割を果たしている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

財務計画は、学生・生徒・園児数の見通しや施設整備計画などを踏まえて適切に見直ししており、計画に基づいた財務運営を行っている。令和元(2019)年からの5年間は、経常収支、事業活動収支、基本金組入後収支の黒字を確保している。

使命や目的の達成のために、主に人件費及び管理経費の見直しを進めており、健全な収支バランスを保っている。

科学研究費助成事業への採択や若手・女性研究者奨励金の獲得などのために、「薫英研究費」を配分するなど、外部資金の確保に努めている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

公認会計士による会計監査、監事監査を実施しており、学校法人会計基準及び経理規程に基づいた適正な会計処理が行われている。

当初想定されなかった支出が発生した場合には、補正予算を編成しており、予算と決算のかい離が抑えられている。なお、予算編成に当たっては、理事会及び評議員会で手続きをしている。

毎年度、理事長や法人本部役職者及び監事を対象とした公認会計士による監査報告会を実施し、監査結果の報告のほか、さまざまな意見交換が行われている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の全学的な方針と組織体制は学則に明示している。自己点検・評価委員会は学長が委員長となり、自己点検・評価及び改善の PDCA サイクルを推進している。策定した計画に基づき、大学全体レベル、学位プログラムレベル、個々の授業レベルにおいて、日常的な点検・評価及び改善活動に取り組んでいる。

自己点検評価書は外部委員によって点検・評価されており、内部質保証の客観性を確保している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価は、三つのポリシーに基づくものと、中期計画に基づく自己点検・評価活動があり、自主的・自律的に実施している。

自己点検評価書と「外部評価報告書」は、学内で報告されるとともに、大学ホームページで公開されている。

教育の質の向上を目指して、教育活動を定期的に適切な方法で点検・評価し、教育目標及び学修成果の到達度を可視化することを目的とした、アセスメント・ポリシーを定めている。アセスメント・ポリシーに基づき、現状把握のための情報収集・分析を大学改革推進室、教務委員会、FD・SD 委員会、大学院研究科で行っている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価活動によって見出された課題は、自己点検評価書の「自己点検評価結果における課題と対応」欄にまとめ、これらを主に中期計画に反映し、重点取り組み事項として関連部署が取り組んでいる。また、緊急性の高い課題は、学長室会議において対応を検討している。

設置計画履行状況調査で付された遵守事項や指摘事項はいずれも改善を図っており、組織的に適切な対応を行っている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域社会への貢献

A-1. 地域連携と社会貢献に関する方針と具体的な取組み

- A-1-① 地域連携と社会貢献の意義及び方針の明確化
- A-1-② 地域自治体等との連携
- A-1-③ 大学教育・研究を通じての社会連携
- A-1-④ 学生参加を通じての社会連携

【概評】

第5期中期計画において「地域及び社会の持続的発展に貢献する」ことを大学の目標に掲げ、福祉・医療・心理・教育分野での地域連携に関する多様な事業活動を通じて、大学の有する物的・人的資源の地域への提供、還元に取り組んでいる。

設置している学部・学科・研究科の特性を生かし、地元摂津市をはじめとする大阪府内の自治体や、近隣府県との連携により、各自治体の多岐にわたる行政分野において、その円滑な推進に寄与する活動を行っている。また、「ことばときこえの発達支援センター」と「心理・教育相談センター」は、言語聴覚学科・大学院研究科の教育・研究活動を通じて、子育てをはじめとする地域住民のさまざまな不安を解消できる窓口として医療福祉につながる活動を行っている。

大学は、学生の社会貢献活動への積極的な参加を促進するため、「社会貢献活動推進会議」を設置し、ボランティア活動の提供や、「社会貢献活動認証制度」による表彰を実施している。大学の支援のもと実施される社会貢献活動において、学生はその意義を学ぶだけではなく、自身の対人援助能力を向上させることにもつながっている。

今後、大学の教育・研究成果を生かした社会貢献活動を「未来科プロジェクト」として集約することで、地域における「知の拠点」としての役割を担うことが期待できる。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 未来科プロジェクトの推進

本学では、建学の精神「敬・信・愛」及び「対人援助職のリーダー育成」のビジョンのもと、日本の社会課題を立ち向かい、課題解決に向けて挑戦する本学独自の特長ある事業として、平成30（2018）年度より「未来科プロジェクト」に取り組んでいる。

「未来科プロジェクト」は、本学の在学生・卒業生、教職員はもちろん、子どもたちや企業などとともに、対人援助の明るい未来を創り出すためにどう社会課題に向き合っていくかを考えていく取組みであり、そのためのツールとして「ニッポンのしゅくだいドリル」を制作している。

「ニッポンのしゅくだいドリル」は、いま社会が向き合わなければならない様々な課題に対して、大人から子どもまでみんなで考えるきっかけをつくるために制作したもので、ドリルの問題は大学生が教員や現場で働く方々からそれぞれが抱える課題をヒアリングし、現場の生の声や実際にあった事例を基に作成している。また、全ての問題に正解がなく、「どこが課題のポイントなのか?」「解決のためにどんなアイデアがあるのか?」を当事者目線で考えを表現してもらい、周りの人と答えを照らし合わせ、議論することで自分なりの解決法を見つけ出すことを目的としている。

平成 30 (2018) 年度～令和元 (2019) 年度にかけて実施したワークショップでは、本学の学生がファシリテーターとなり、「ニッポンのしゅくだいドリル」を用いて社会課題を解決するための方法を考えた。一般向けとしては「丸善ジュンク堂書店」におけるワークショップ、企業との連携としては「㈱ジンズ」「㈱LIXIL」とのワークショップを実施した他、摂津市教育委員会との連携により、摂津市内の3校の小学校(4年生対象)において日本の社会課題の解決にチャレンジするワークショップを実施した。令和2(2020)年度以降も継続して摂津市内の小学校でのワークショップや企業とのコラボレーション等を計画していたが、新型コロナウイルス感染症拡大による未曾有の情勢に突入し、全プログラムが中止となった。その後も感染症の収束は見通せず、本プロジェクトは再開時期未定のまま令和2(2020)年度～令和4(2022)年度までは活動の休止を余儀なくされたが、令和5(2023)年5月に新型コロナウイルス感染症が感染法上の5類に移行したことに伴い、「未来科プロジェクト」についても、オープンキャンパスや大学祭でのブース設置による広報活動及び摂津市内の4校の小学校(3～5年生対象)でのワークショップを再開した。

令和6(2024)年度には人間科学部に、異なる分野の専門職業人をチームとして機能させ、様々な社会課題を発見・解決するためのスキルや知識を学ぶ「社会創造学科」を開設した。PDCA サイクルを描きながら、答えのない社会課題の解決に果敢にチャレンジし、プロジェクトを通じて、社会で求められる問題解決力、コミュニケーション力、リーダーシップといった多様なヒューマンスキルを養成するという学科理念は、まさに「未来科プロジェクト」の趣旨とも合致している。

今後、「未来科プロジェクト」は本学での学科横断的な取り組みの体制を維持しつつも、この社会創造学科が中心となり学科をあげてプロジェクトの運営に携わっていくことで、地域における活動の幅をますます広げていく。

Ⅳ 大学の概況 (令和6(2024)年5月1日現在)

開設年度 平成 13(2001)年度
所在地 大阪府摂津市正雀 1-4-1
大阪府摂津市庄屋 1-12-13
大阪府摂津市正雀 1-3-30

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻

11 大阪人間科学大学

人間科学部	社会福祉学科 医療福祉学科 子ども教育学科 社会創造学科 健康心理学科※ 医療心理学科※ 理学療法学科※
心理学部	心理学科
保健医療学部	理学療法学科 作業療法学科 言語聴覚学科
人間科学研究科	人間科学専攻

※は募集停止

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 2 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 19 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 3 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 28 日	実地調査の実施
10 月 29 日	第 2・3 回評価員会議開催
10 月 30 日	第 4 回評価員会議開催
11 月 22 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 10 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2 月 12 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

12 大阪物療大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学は、使命・目的及び教育目的を、学長を筆頭に組織的にさまざまな方法を用い、周知を図っている。その内容は「之科学為報國修（これ科学を国に報いる為に修む）」の建学の精神を中心として、具体的かつ簡潔に文章化している。

大学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神に基づいていることを大学の個性・特色としている。これらは時代の潮流を教育活動に反映するなど社会情勢に対応しており、一貫性を認める。使命・教育目的の反映に関し、教職員が協働を意識し、さまざまな社会的変化に対応している。

「基準 2. 学生」について

入学者選抜は、教育研究上の目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、学生募集要項に明記し、さまざまな方法で周知している。入学試験問題は大学内で作成し、全ての選抜区分において面接試験を課し、アドミッション・ポリシーに沿った入学者の選抜体制を整えている。実施した試験の妥当性、有効性の検証を行い、次年度の入学者募集に活用している。学修支援の組織体制は、教職協働により取組んでいる。特に、学生とのコミュニケーションを密にする努力が見られる。また、就労支援やキャリアの面では、臨床現場勤務の外部講師を招へいし、キャリア教育の充実を図っている。

経済的支援では、公的奨学金に加え、大学独自に 3 種の奨学金制度を設け、学生生活及び教育・研究環境の改善のため、「学生生活等に関するアンケート調査」「学生意見箱」を活用し、多様な意見、要望等を随時くみ上げる体制を整えて対応している。令和 5(2023)年度、学生自治会からの要望に対し「新しい身だしなみ規定」を考案、実施している。

〈優れた点〉

○学生自治会からの要望に対して学生委員会が窓口となり、「新しい身だしなみ規定」を考案、実行しており、学生からの意見に対して教職協働で対応している点は評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し公表している。学生には新入生オリエンテーションの際、新任教職員には入職時の研修などを中心に、周知を図っている。

カリキュラム・ポリシーを策定し、大学案内や大学ホームページで公表し、新入生オリエンテーション、学生便覧、履修要項、シラバスの説明など複数回の機会にて周知してい

る。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは一貫性を保っている。教育課程の編成、シラバスの整備、キャップ制導入などの対策を講じている。特に、アクティブ・ラーニングの実施や実践を取入れた教育の実施を進めている。学修成果の点検・評価は、授業評価の実施、卒業生アンケートを実施、調査し、教育内容や学修指導に「ポートフォリオ面談」を行い、フィードバックに活用している。教育の成果として、国家試験合格及び就職内定を明示している。

〈優れた点〉

○ディプロマ・ポリシーの評価として、担任が学期ごとに学生と「ポートフォリオ」を使用し、達成度を確認する個別面談を行い、学修指導に活用していることは評価できる。

「基準 4. 教員・職員」について

学長は、大学運営会議及び教授会に出席し意見を聞き、教学マネジメントにおける責任を認識し、責務を果たし大学の業務遂行と意思決定にリーダーシップを発揮している。大学組織の中の権限を適切に分散し、責任の明確化に配慮し体制構築している。

設置基準に従い適切な数の専任教員を配置し、科目内容に応じた知識、能力、実績を備えた医師や診療放射線技師による授業を展開している。FD 委員会を設置し、有効な教授方法等の研修会の計画・開催により教育活動の活性化に取り組んでいる。学期ごとのアンケート実施など堅実にいき、その結果を教員にフィードバックし、講義の改善に役立てている。SD(Staff Development)活動に関しては、学内研修の他に外部研修を契約し、受講を重ね、教職協働による大学組織力強化に取り組んでいる。専任教員には個別に研究室を割当て、研究環境を整備し、適切に運営・管理している。

〈優れた点〉

○教育の質的向上を図る点において、新任教員説明会をはじめ FD 研修等積極的に取り組んでおり、教員間の授業参観や情報共有等も活発に行っている点は評価できる。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

大学の経営・管理は、寄附行為第 3 条に法人の目的を定め、必要な組織運営のための諸規則を整備し、規律ある経営を行っている。「中・長期計画」に基づき、事業計画を策定し、事業報告から計画の見直し、改善を図っている。法人改革の PDCA サイクルの構築により、使命・目的を実現するよう努力している。

環境保全、人権及び安全に関する対策も整備し、運営している。緊急時に備え教職員全員が普通救命救急講習を受講している。

理事会の運営は、理事機能、監事機能の強化と理事会の意思決定が専断的にならぬよう整備し有効に機能し、迅速な意思決定事項の浸透を図っている。監事の職務も確実に遂行できるよう整備し、財務運営、会計処理も規則にのっとり、適切に実施しており、無借金経営であり、安定した経営基盤を確立し、評議員会開催も適切な運営状況である。

「基準 6. 内部質保証」について

大学は、内部質保証の重要性に鑑み、運営会議規則を改定して審議事項を定め、大学運営会議の位置付けを確認し、下位に大学評価委員会を設置している。教育の質保証・質的向上については教務委員会が、教育活動等は FD 委員会が審議し、自己点検・評価は大学評価委員会が担当し、活動結果を大学運営会議に報告し検討する体制を整備している。

内部質保証のための IR ワーキンググループの活動は、国家試験対策の成果向上に寄与し、効率的で効果的な学修環境整備に役立てている。

内部質保証体制を活用し、大学評価委員会及び大学運営会議を機能的に運用し、各委員会、各課へフィードバックしており、各委員会、各課は活動の評価や対策・改善策の議題に取り組み、大学全体の PDCA サイクルを機能的に回している状況を、教職員が十分理解し、次年度以降の対策・改善を進めている。

総じて、大学は「之科學為報國修（これ科学を国に報いる為に修む）」を礎とし、質の高い保健・医療分野の専門職として診療放射線技師を育成し、地域社会に貢献している。90 年余の歴史と実績を積んだ専門学校からの伝統を継承し、診療放射線技師の養成、地方自治体及び地域の団体等と協力し、保健・医療の向上に寄与している。また、内部質保証の観点からは、教職員の質的保証への高い意識を持ち、外部研修への積極的参加、教育の質保証への取組みと、大学全体の質向上に向けた改善を継続的に行っている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.医療人育成」「基準 B.社会連携・社会貢献」「基準 C.研究活動・学界活動」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 学生：教員比 4：1 の担任制度
2. 基礎科目の実施
3. 数学・物理科目の少人数講義

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、建学の精神「之科學為報國修（これ科学を国に報いる為に修む）」にのっとり、大学の目的を学校法人物療学園寄附行為第3条と大学学則第1条に、学部・学科の教育研究上の目的は学則第4条に明確に定め、具体的かつ簡潔に明文化している。また、大学ホームページ、大学ポートレート等に公表するとともに、学生便覧・履修要項、大学案内、学生募集要項等に、意味、内容を具体的かつ明確に簡潔な文で周知を図っている。

診療放射線技師を養成する大学としての専門的な教育の実施を大学の個性・特色として大学ホームページなどで明示している。

診療放射線技師という医療職養成に求められる指定規則ガイドラインの改訂に適切に対応している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の目的及び教育研究上の目的の策定、見直しは、役員、教職員が構成員となっている各種会議体において審議、決定している。また、定期開催のFD研修会及びSD研修会で確認している。日常的に教員会議、事務連絡会、朝礼等を効果的に活用し周知することで使命・目的及び教育目的の持つ意味の持続を図っている。学内外への周知は、大学ホームページ、オープンキャンパス、市民公開講座や刊行物などを通じて行っている。

「中・長期計画」は、理事長のリーダーシップのもと、使命・目的に基づく将来構想を踏まえて策定し、年度ごとに検討を重ね、理事会で決議している。

三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は教育研究上の目的を踏まえて設定している。医療系大学としての特徴を生かした教育研究組織を構築している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育研究上の目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、学生募集要項に明記し受験生へ周知している。また、大学ホームページや大学案内にも建学の精神・教育の理念とともに掲載し、広く公開している。

入学者選抜は全ての選抜区分において筆記試験に加え全受験者に対して面接試験を課し、アドミッション・ポリシーに沿った入学者を選抜できる体制をとっている。実施した試験の妥当性、有効性に関する総括的な検証は入試委員会が中心となって検討し、大学運営会議で報告しており、次年度に生かしている。

過去 5 年間の学生受入れについては、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保している。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援の組織体制は、教職協働により取組んでいる。少人数担任制・複数担任制を導入するとともに、「ポートフォリオ面談」の実施、オフィスアワーの時間を設けることによって学生との密なコミュニケーションをとり中途退学や休学の防止に努めている。

1 年次生の必修科目である「ゼミナール I a」では上級生を SA(Student Assistant)として活用し、1 年次生に対して学修や学生生活に関するアドバイス等を行っている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援は就職委員会と学生課が中心に担い、学科との緊密な連携による支援体制を構築している。

キャリアガイダンスは 1 年次生から 4 年次生へと段階的に実施している。「ゼミナール I a」では外部講師を招請し、学生の医療人としての自覚を高めている。また、診療放射線技師の資格を取得するために必要な医療現場での学外実習はキャリア教育において重要な役割を果たしている。

卒業研究担当教員と就職委員会の教職員を中心に、就職に対する相談体制を適切に整備、運営しており、学生への迅速な情報提供とともに、学生の相談に対応している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活全般に関わる学生への支援は主に学生課が中心となり、学生委員会、学科などと連携して学生サービスに当たっている。

学生の課外活動に対する支援は適切に行っている。また、学生課は学生自治会とも連携し、学園祭やスポーツイベントの支援を行っている。

学生の心身に関する健康相談、心的支援は、保健室と学生相談室を設置し、対応している。

経済的支援としては、日本学生支援機構の奨学金に加え、大学独自に「大阪物療大学一般選抜特待奨学金制度」「大阪物療大学特待奨学金制度」「大阪物療大学貸与奨学金制度」を設けている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地面積は設置基準を満たしており、校舎は全て耐震基準を満たしている。施設・設備を定期的に点検しており、安全管理とメンテナンスを行っている。

診療放射線技術に関する学内実習を行う上で必要な機器を整備している。1 号館、4 号館には学生の主体的な学びを促すための自習室を設けている。図書館には教育上、必要な学術資料を確保しており、学生の学びをサポートするために令和 5(2023)年 7 月から開館時間の延長を行っている。

施設、設備の利便性に配慮し、バリアフリーを整備している。

学生の教育効果を考慮したクラス編成を行っており、少人数教育により教育効果を高める工夫をしている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生生活及び教育・研究環境の改善の参考にするために「学生生活等に関するアンケート調査」を実施している。また、常時、投函することができる学生意見箱を設置し、学生の多様な意見、要望を随時、くみ上げるシステムを整備している。心身に関する健康相談や経済的支援などについては、相談室や学生課が積極的な相談の呼びかけを行い、学生が相談しやすい環境を整えている。

調査結果や投書内容は学生に公開するとともに関係部署で分析し、設備の改善に活用することで学生生活の充実を図っている。

〈優れた点〉

○学生自治会からの要望に対して学生委員会が窓口となり、「新しい身だしなみ規定」を考案、実行しており、学生からの意見に対して教職協働で対応している点は評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーは、学部・学科の目的にのっとり定めており、大学案内や大学ホームページなどで公表している。また、学生に対しては、新入生オリエンテーションなどを通し、教職員に対しては入職時の研修などを通して、ディプロマ・ポリシーを周知している。

単位認定基準、進級認定基準、卒業認定基準など成績評価基準を設定し周知している。シラバスには評価方法、評価基準を明示している。成績評価では GPA(Grade Point Average)を活用し、学期ごとに成績通知書にも記載している。単位認定基準に基づき、厳正に単位認定を行っている。他大学における既修単位は、学則第 15 条第 3 項にて、60 単位を超えないように設定し、適正に運用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーを定め、大学案内や大学ホームページなどで公表し、学生に対しては、新入生オリエンテーションや学生便覧・履修要項及びシラバスで周知している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは一貫性を保っている。カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を編成し、シラバスを整備している。キャップ制を定め、履修登録できる単位の上限を明示している。科目区分「基礎教育科目」では 12 単位を卒業要件として定め、教養教育を実施している。

シラバスには、アクティブ・ラーニングの実施や診療放射線技術に関する技術と実践を取入れた教育の実施に関する詳細な内容を記載しており、効果的な教授方法を工夫している。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

診療放射線技師を養成する大学であり、国家試験合格及び就職内定を学修成果として明示している。学修成果の点検・評価として、授業評価の実施や卒業生アンケートを行っている。就職先施設へのアンケートを行い、採用側が重視する点や学生時代に修得してほしいことを調査し、教育内容や学修指導にフィードバックをしている。ディプロマ・ポリシーの評価は、学期ごとに担任が学生と「ポートフォリオ面談」を行い、学生が達成度を理解できるように関わり、学修指導に活用している。

診療放射線技師の国家試験合格率、国公立病院、大学病院等への就職率を保っており、診療放射線技師を輩出している。

〈優れた点〉

○ディプロマ・ポリシーの評価として、担任が学期ごとに学生と「ポートフォリオ」を使用し、達成度を確認する個別面談を行い、学修指導に活用していることは評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学則はじめ、各規則において大学の最終意思決定権者を学長と定めていることから、学長の判断に基づいて大学の運営が確実になされており、学長は教学マネジメントにおける責任を十分に認識し、その責務を果たしている。また、大学の業務遂行と意思決定において学長が適切にリーダーシップを発揮している。

大学運営会議のもとに教授会、教務委員会等の組織を置くことで、権限を適切に分散するとともに、責任の明確化に配慮し、大学の使命・目的に沿って、大学の意思決定及び職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性を図る体制を構築している。

学長は、諮問機関である各委員会での検討を踏まえて教授会、大学運営会議などにおいて必要な審議を行い、リーダーシップを十分に発揮できる体制を整えている。また、事務分掌規程等に基づき教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に基づく専任教員数は、必要数を満たしており、欠員補充についても適正に行っている。各授業科目の内容や特性に応じて知識、能力及び実績を有する診療放射線技師や医師等の資格を有する専任教員を適切に配置している。

FD 委員会が計画を策定し、FD 研修会を開催して、有効な教授方法の研修を行うなど、教員の教育活動を活性化させるための取組みを行っている。

学期ごとに定期的に学生による授業アンケートを行い、その結果を教員にフィードバックすることで授業の改善を十分に図っている。

〈優れた点〉

○教育の質的向上を図る点において、新任教員説明会をはじめ FD 研修等に積極的に取り組んでおり、教員間の授業参観や情報共有等も活発に行っている点は評価できる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 研修については、学内で行う基礎的な SD 研修以外に、専門分野に特化した知識などのスキルアップを図るため、外部研修も積極的に取入れている。その対象者は職員だけでなく、教員も含まれており、受講者が個別に希望の講座も選択できるなど、教職協働による大学組織力の強化を目指して、大学運営に関わる職員の資質・能力向上に取り組んでいる。

〈参考意見〉

○職員のより一層の資質・能力の向上を図るため、文部科学省はじめ私学団体などが主催している職員を対象とした外部研修を積極的に受講することが望まれる。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究に専念できるように、専任教員に対して個別に研究室を割当てている。また、診療放射線機器を更新するなど研究環境の整備と適切な運営・管理を行っている。

研究倫理について、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、「大阪物療大学の学術研究に係る行動規範」を定め、研究者だけではなく学術研究に携わる全ての者がその行動規範を遵守することで、研究倫理の確立と厳正な運用に努めている。

研究活動への資源の配分については、「大阪物療大学保健医療学部個人研究費規程」に基づき、専任教員に学内研究費及び研究旅費を年度ごとに交付し、研究の活性化を図っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の経営・管理は、寄附行為第 3 条にある法人の目的にのっとり、必要な組織を適切に運営するための諸規則を整備し、規則に基づく規律ある堅実な法人運営を行っている。

「中・長期計画」に基づいて事業計画を策定し、事業報告の内容を踏まえて「中・長期計画」を見直し、改善を加えることとしており、法人改革の PDCA サイクルを構築することで、使命・目的を実現するよう継続的に努力している。

環境保全については、節電、省エネルギー化、ペーパーレス化等を行っている。また、人権及び安全については、「学校法人物療学園個人情報保護に関する規程」「学校法人物療学園公益通報に関する規程」「大阪物療大学ハラスメントの防止等に関する規程」を整備し、

運営を行っている。避難訓練や消防署員指導による普通救命救急講習を実施し、教職員全員が受講することで、緊急時に備えている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は法人の最高意思決定機関であり、法人運営に関する重要事項に係る審議・決定を適正に行っている。

外部の学識経験者及び有識者等が理事の職に就くことにより、理事機能を強化するとともに、監事監査が機能しているため、理事会の意思決定が専断的にならず、かつ戦略的に行える体制となっており、有効に機能している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

大学運営会議のもとに教授会及び各種委員会を置き、教育・研究に関する事項を審議・遂行するといった機能分化の基本的な枠組みを構築している。権限と責任が明確であり、各管理運営機関の意思決定の円滑化を図っている。

監事は、寄附行為第 16 条及び「学校法人物療学園監事監査規則」に基づいて、職務権限を行使し、業務監査、理事の職務監査及び会計監査の職務を確実に遂行できるよう必要な説明を受け、業務執行状況の適否を判断している。また、その内容に基づき監査報告書を作成し、理事会、評議員会において監査結果を報告しており、適正かつ有効に監査を行っている。

評議員会は、年 6 回開催しており、寄附行為及び私立学校法に基づいた適切な運営を行っている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「中・長期計画」に基づき事業計画書及び予算書を作成し、評議員会の意見を聴き、理事会で審議し承認しており、適切な財務運営を確立している。

事業活動収支差額について平成 27(2015)年度以降は収入超過を維持し、平成 31(2019)年度から無借金経営であり、安定した財務基盤を確立し収支バランスを確保している。

外部資金については、科学研究費助成事業の申請を奨励し採択されるなど導入の努力をしている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準に基づき、「学校法人物療学園経理規程」及び関連する規則に準拠し、必要に応じて公認会計士に相談・確認するなど、専門知識の裏付けをもって適切に行っている。

監事は「学校法人物療学園監事監査計画」を作成し、計画に沿って監事監査を行っている。会計監査との連携強化のため、毎年度会計監査人から監査結果を徴収して意見交換を行うほか、会計監査人、内部監査室、監事が各々の監査状況の報告を共有することで改善につなげており、会計監査の体制整備と厳正な実施を行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、内部質保証の重要性に鑑み、令和 4(2022)年 7 月に大学運営会議の規則を改定し、同規則第 3 条第 6 項に「大学の教育・研究活動等の状況について大学が行う評価に関

する事項」を審議事項の一つとして定め、同会議を内部質保証の組織として整備している。

大学運営会議が、大学の自己点検・評価活動を総括することを規則に明示し、自己点検・評価活動のため大学運営会議のもと大学評価委員会を設置している。

大学運営会議のもとに、教育の質的向上などに関することは教務委員会と FD 委員会が審議し、自己点検・評価は大学評価委員会が行っている。これらの活動結果は、内部質保証の責任を負う大学運営会議に報告し、改善に向け検討する体制を整備している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価を実施するために大学評価委員会を設置し、定期的な自己点検・評価活動として、2 年ないしは 1 年に 1 回、大学運営会議の統括のもと、各委員会や各課で自己点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書として取りまとめ、学内外へ公表している。

IR 活動において収集したデータをもとに、ワーキンググループ会議で精査・分析を行い、学内学修、国家試験対策等のより効率的かつ効果的な学修環境を整えるための改善案や新規の取組みを策定し、大学運営会議や各委員会に提示することにより全学的な PDCA サイクルを構築、運用し、教育の質の向上に貢献している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

令和 4(2022)年度新たに内部質保証体制を構築し、大学評価委員会で自己点検・評価を行った上で、大学運営会議で検証し、その結果を各委員へフィードバックしている。

各委員会では、年度末に当該年度の主な活動の評価とそれに基づく対策・改善策を議題として取上げ、次年度以降の対策・改善に取り組むことで、大学全体の PDCA サイクルを機能的に回している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 医療人育成

A-1. 診療放射線技師の育成**A-1-① 学内実習****A-1-② 臨床実習****A-1-③ 診療放射線技師養成対策****【概評】**

医療人として働くことの意識づけや医療従事者の役割を認識する目的のために、1 年次生より病院のオンライン見学を実施し、調査・発表を実施することで、主体的に学ぶ機会を作っている。3 年次前期の「放射線技術学実習Ⅲ・Ⅳ」では、医師にしか行えなかった業務の一部を分担する仕組みであるタスク・シフトシェアに関わる診療放射線技師の業務拡大に伴い、カテーテル操作と抜去、静脈注射について実施している。

静脈穿刺による血管確保の機会が多い、CT や MRI 検査の実習日数を増やし、新たな技能獲得に対応している。画像読影の補助に対応するために、学内実習や臨床技能教育プログラムにおいて、人体構造模型や医療画像の観察を含めた基礎医学演習の内容を取入れている。バーチャルコンソールを用いた X 線撮影の模擬演習では、バーチャル画面上で患者をポジショニングし、撮影と画像確認が行え、技術向上と知識定着が図れるよう設備を整えている。

外部講師を招いて行う学内実習や学外での実習の経験は、医療チームの中での診療放射線技師の役割を学ぶ機会となっている。

基準 B. 社会連携・社会貢献**B-1. 大学が持っている資源による社会連携・社会貢献****B-1-① 施設開放等、物的資源の社会への提供****B-1-② 教員派遣等、人的資源の社会への提供****B-1-③ 主催する行事による地域社会への貢献****【概評】**

社会連携と社会貢献の一環として、大学の物的資源や人的資源を有効活用して、施設開放、教員派遣、地域社会の行事への参加などを実施している。

地域交流・貢献を目的とする事業においては、物的資源である堺市東町にある大学グラウンドを市民に開放している。

人的資源では、教員の専門性を生かした出張講義を実施し、社会への情報提供を行っている。なかでも保健・医療分野の専門性を生かして、堺市における唯一の医療系大学として、市民の健康の保持と増進に寄与することをテーマにするなど、大学教員や医療関係者等の講師による「市民公開講座」を年 2 回実施している。

また、地域社会との連携・交流として、市民活動団体の 5 団体からの依頼を受けて多様な交流活動が行われており、地域社会に十分貢献しているといえる。

基準 C. 研究活動・学界活動

C-1. 研究活動・学界活動

C-1-① 論文発表

C-1-② 研究活動の公開

C-1-③ 学界活動

【概評】

毎年、「大阪物療大学紀要」を発行し、研究成果を公表している。邦文の大学紀要にも英文抄録をつけ電子ジャーナルのプラットフォームである J-stage で広く閲覧できるようにし、研究活動については、データベース型研究者総覧である researchmap や科学技術情報・研究開発での情報をつなぐ J-グローバルで公開している。

大阪物療大学保健医療学部個人研究費規程に基づき、職位に関わらず学内研究費及び研究旅費を支給し、研究の活性化を図っている。科学研究費助成事業などの学外の研究費に応募しており、研究費獲得が増えることを期待したい。

教員の密な指導により、学生が卒業論文を日本放射線技術学会や大阪府診療放射線技師会学術大会などの学会に発表する機会につながっている。

教員は所属研究分野において、日本診療放射線技師会監事や日本放射線技術学会標準・企画委員会ワーキンググループなど、役員や委員会活動を担っており、専門分野の発展に寄与している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

手厚い学修支援

本学の最も明らかな特徴は、診療放射線技師を養成する単一学部・単一学科構成の大学である。学生定員は1学年あたり80人であり、教職員数は約40人、うち教員は約20人である。その小ささを積極的に活かし、特に手厚い初年度教育を行っている。

1. 学生：教員比4：1の担任制度

本学では、各学年定員80人の学生を9クラスに分け、約20人の教員がそれぞれのクラスを2人ずつで協力しながら担任している。特に1年次生に対しては、コロナ禍のため中止されていた一泊研修が令和5(2023)年度から再開した。一泊研修は入学直後の新入生がクラス毎に研修を行うことで、早期の相互理解を促す目的で行われている。各研修には、クラスの学生と一緒に教員も参加することで、教員と学生間の交流を深めている。また、1人の教員が担当する学生数は4人程度と非常に少ない人数に抑えられていることから、きめ細やかな面談を行うことができ、新入生がスムーズに大学生活に順応できるよう配慮している。教員1人につき学生4人というのは他学年においても適用されているため、小規模な大学の特徴が最大限に活かされており、学生と教員との距離を非常に近くすることが可能となっている。この結果、教員の目が学生全体に行き届かせることができ、学生の修学状況のみならず、日常生活状況までも把握できるようにしている。

2. 基礎科目の実施

本学では、高等学校で数学や理科科目を十分に学修してこなかった新入生も多い。そこで、高校レベルの数学、物理学、化学、生物学の修得サポートを入学後行い、リメディアル教育科目として、基礎数学・物理学、基礎化学、基礎生物学の3科目を選択科目として開講している。高等学校で数学や理科科目を履修した新入生も復習のために履修することが勧められており、1年次生のほぼ全員がこの3科目を履修している。

3. 数学・物理科目の少人数講義

数学と物理学およびその関連科目は放射線科学の基礎であり、診療放射線技師国家試験合格のためには修得が必要となるが、本学の学生にはこれらの科目を不得意とするものが多いのが現状である。そこで、基礎を固める初年度教育と2年次前期の数学、物理学の関連科目は各学年全体を2教室、あるいは3教室に分け、各教室に30～50人程度の少人数で講義を行っている。数学・物理学担当教員は密に連携しながら各担当クラスの学生をきめ細やかに指導し、専門科目が修得できるレベルに学生を引き上げるように配慮している。

Ⅳ 大学の概況（令和6(2024)年5月1日現在）

開設年度	平成23(2011)年度
所在地	大阪府堺市西区鳳北町3-33 大阪府堺市西区鳳北町3-13-1 大阪府堺市西区鳳東町4-410-5 大阪府堺市西区下田町23-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
保健医療学部	診療放射線技術学科

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和6(2024)年 6月末	自己点検評価書を受理
9月17日	第1回評価員会議開催
10月1日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10月15日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11月11日	実地調査の実施
11月12日	第2・3回評価員会議開催
～11月13日	11月13日 第4回評価員会議開催
12月3日	第5回評価員会議開催
令和7(2025)年 1月9日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理

12 大阪物療大学

2月7日	(意見なし) 大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

13 沖縄科学技術大学院大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

使命・目的は、沖縄科学技術大学院大学学園法第 1 条及び沖縄科学技術大学院大学学則第 1 条に明記されている。大学設立のために設置された独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の理事により構成された運営委員において、大学の使命・目的及び教育目的が策定された。「世界最高水準」「学際性」「国際性」「柔軟性」「世界的連携」という基本理念を掲げ、個性的な教育・研究に世界規模で取り組んでいる。令和元(2019)年に策定した「OIST 戦略計画 2020－2030」の進捗状況を踏まえ、新たな中長期的な計画の策定に取り組んでいる。使命・目的は、教職員や外部への周知が適切に図られ、中長期的な計画「OIST 戦略計画 2020－2030」及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）へも反映されている。教育研究組織の構成との整合性については自由度が高いものの合目的に設置されている。

「基準 2. 学生」について

国際的な科学研究の世界で指導的役割を担える可能性と意欲を持つ学生を獲得することをアドミッション・ポリシーとして明確に定め公表している。1 人の教員が指導する学生の数を限定し、入学定員と収容定員を適切に定めている。教員と職員の協働による学修支援体制が整備されている。TA(Teaching Assistant)制度も機能している。科学者としてのキャリアパスを歩む上で必要となる講義が開かれている。学生の経済的支援のために、リサーチ・アシスタント制度及びティーチング・フェロー制度がある。医師やメンタルヘルスの専門家が常駐する施設が設置されているほか、チャイルド・ディベロップメント・センターや学生宿舎なども整備されており、学生生活の安定のための環境が整っている。

校地、校舎等の学修環境が、法令に基づいて適切に管理・運営されている。学生全体の代表である学生評議会が、直接、学生の意見・要望を提案できる環境が整っている。

〈優れた点〉

○リサーチ・アシスタント制度やティーチング・フェロー制度などの経済支援と、保健センター、「がんじゅうサービス」、クリニックでの健康支援のほか、チャイルド・ディベロップメント・センターや学生宿舎など多様な支援体制を整備している点は評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

大学全体のディプロマ・ポリシーを定め、大学ウェブサイトで学内外に公表・周知して

いる。単位認定基準と進級基準が適切に定められ、周知され、運用されている。学位論文の最終審査は、議長1人と審査委員2人で構成される「学位論文審査パネル」が行う論文審査と口頭試問によって実施される。この最終審査の評価基準は公表され、厳正に適用されている。学則第1条にある教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定め、大学ウェブサイトで学内外に公表・周知している。このポリシーに従い、計画的な単位修得を可能にしている。研究科オフィス、「カリキュラム・審査委員会」、教授会等が連携して、教授方法の改善に取り組んでいる。シラバスや学修計画の中でディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果が明示されている。

〈優れた点〉

○「学位論文審査パネル」に二つの異なる国から国際的な専門家を学外審査員として任命している点は評価できる。

「基準4. 教員・職員」について

学長においては、大学全体のマネジメントをはじめ大学の業務全般を統括することが定められている。学長がリーダーシップを適切に発揮するため「エグゼクティブ」と呼ばれる役職者を配置し体制が構築されているが、教授会の機能に問題がある点は改善が求められる。大学院設置基準等を踏まえた上で、国際的な経験と見識を持合わせた教員を世界各国より迎え適切に配置している。また、教員の採用、昇任、評価等に関する方針や規則については「教員ハンドブック」等にて定め運用している。教員の資質の維持・向上については、教職員全員を対象とした組織的かつ先駆的なFD(Faculty Development)活動を実施している。職員研修は、職位や経験年数に応じたSD(Staff Development)など、幅広い分野での研修会を実施している。研究倫理の確立に向けては、定期的に研究倫理教育を受講することが義務付けられているなど、責任ある研究活動を大学として推進している。

「基準5. 経営・管理と財務」について

理事会のもと一体的なマネジメント体制を構築し、各種情報は大学ウェブサイトに公表している。大学運営は、内閣府令を踏まえ、年度事業計画等を策定して取り組んでいる。利益相反、内部通報、研究不正、人権侵害等に対応するための規則等の整備、安全教育や消防訓練を含む危機管理、リサイクル活動や省エネルギーへの取り組みも行っている。理事会は法人の運営管理に関する最終決定権及び責任を有しているが、理事会での議決事項に関して改善が求められる部分がある。大学の意思決定等は、「エグゼクティブ委員会」や教授会などの階層別会合を通じて、相互チェックする。監事は監査計画に基づき機能している。

「OIST 戦略計画 2020－2030」に基づき、予算を含む年度事業計画書を毎年度策定している。会計処理は、内閣府によって定められた独自の学園会計基準に基づき、年度決算と月次決算は会計検査院に提出されるなど、適正に実施されている。

「基準6. 内部質保証」について

大学の内部質保証に向けた評価事業について、実施体制は、評価の種類ごとに所管部署が決められており、責任範囲を明確にした上で、事務局長オフィス及び学長オフィスが学

内の関係部署と密に調整を図りながら実施する体制を確立している。内容としては、事業計画に基づいて実施される業務実績報告での年次評価、テーマを設けて実施される外部評価、認証評価機関による評価に加え、内閣府外部パネルによる評価と、合わせて四つの評価を実施している。IR(Institutional Research)活動については、事業計画策定に係る内閣府との協議・調整、内閣府への各種提出資料の作成、また、内閣府外部パネルによる評価調査などの機会を通じて、必要な情報・データの収集・解析は実施されている。教学マネジメントなどにおける内部質保証については改善が求められるが、毎年度、事業計画の策定・実施、そして業務実績報告及び改善という PDCA サイクルを有しており、内閣府との綿密な協議・調整のもとで進められている。

総じて、優れた科学技術教育と研究において世界に貢献し、グローバルな変革への日本の学術的な関わりを強化し、沖縄の持続可能で豊かな発展を促進するリーディング・インスティテュートとして一層の発展が期待できるため、教職員一丸となつての健闘を期待するものである。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. OIST STEM Experience, Exploration, and Discovery (SEED) Program
2. 国際大学院運営フォーラム
3. Nature Index で本学が世界トップ大学を牽引

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的は、沖縄科学技術大学院大学学園法第 1 条と沖縄科学技術大学院大学

学則第1条に明記されており、どちらも沖縄、日本ひいては世界の科学技術発展に寄与することとしている。使命・目的の内容は沖縄科学技術大学院大学学園法において「沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与すること」と明記されている。「世界最高水準」「学際性」「国際性」「柔軟性」「世界的連携」という基本理念を掲げ、個性的な教育・研究に世界規模で取組んでいる。令和元(2019)年に策定した「OIST 戦略計画 2020－2030」の進捗状況を踏まえ、大学の使命・目的及び教育目的に基づき、新たな中長期的な計画の策定に取り組んでいる。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学設立のために設置された独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の理事により構成された運営委員会において、大学の使命・目的及び教育目的が策定された。使命・目的については、役員・教職員の理解と支持を得ており、沖縄科学技術大学院大学学園法第1条、大学ウェブサイト、「基本方針・ルール・手続き（PRP）」等で教職員や外部への周知が適切に図られている。使命・目的は、中長期的な計画「OIST 戦略計画 2020－2030」及び三つのポリシーにも反映されている。教育研究組織の構成との整合性については自由度が高いものの合目的的に設置されている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

「世界トップレベルの研究機関で形成される国際的な科学コミュニティで活躍できる研究者を育成する」という教育目的に基づき、アドミッション・ポリシーを「国際的な科学研究の世界で指導的役割を担える可能性と意欲を持つ学生を獲得すること」とし、大学ウェブサイトを通じて広く一般に公表している。また、アドミッション・ポリシーに基づき、1人の教員が指導する学生数を制限し、入学定員及び収容定員を適切に設定している。ペーパー試験に代えて、教員との複数の面接、在学生や研究者との交流、沖縄での実生活を体験する「アドミッション・ワークショップ」を実施し、志願者の希望と研究分野との適合性を評価している。これにより、特定の研究分野への過剰な集中を抑制するとともに、退学につながる可能性を事前に回避し、在籍学生数の適切な管理を実現している。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学生の個性、希望、適性、独自性を考慮し、個々にカスタマイズされた履修プログラムが組まれている。また、1講義当たりの受講生数や1研究室の配属学生数が少ないため、教員と学生との十分なコミュニケーションが確保されている。知識やスキルの修得が困難な学生には、ニーズに応じた特別授業やミニコース、オンライン教材などによる自主学修の機会を提供し、教員と職員との協働による留年や退学の防止に向けた学修支援体制が整備されている。TA制度も機能している。加えて、全学生を入学から修了までサポートするメンター、プロフェッショナル・キャリア開発コーディネーター、メンタルヘルスケアを行う「がんじゅうサービス」などの学修支援環境も充実している。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

科学者としてのキャリアパスを歩む上で必要な、コミュニケーション、チームワーク、プログラミング、キャリアプランニング能力などを養う講義が開講されている。また、外部のビジネスパーソンや最先端の科学研究の専門家による講演やワークショップが開催され、個別相談の機会も提供されている。プロフェッショナル・キャリア開発コーディネーターが個別面談を通じて専門的能力の開発を支援するとともに、履歴書や職務経歴書等の

テンプレートの提供やキャリアに関する具体的なアドバイスを行っている。これらにより、教育課程内外を通じて、社会的・職業的自立を支援する体制が整備されている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生の経済的支援のため、リサーチ・アシスタント制度及びティーチング・フェロー制度が十分に整備されている。また、外部資金を獲得するなど優れた能力を有する学生には、授業料を全額免除する制度も設けられている。他の研究機関を訪問したり学会に出席したりするための旅費支援も充実している。加えて、健康や福祉を充実させるため、医師やメンタルヘルスの専門家が常駐する保健センターや「がんじゅうサービス」、クリニックなどが設置されているほか、チャイルド・ディベロップメント・センターや学生宿舎なども整備されており、学生生活の安定を支える環境が整っている。

〈優れた点〉

○リサーチ・アシスタント制度やティーチング・フェロー制度などの経済支援と、保健センター、「がんじゅうサービス」、クリニックでの健康支援のほか、チャイルド・ディベロップメント・センターや学生宿舎など多様な支援体制を整備している点は評価できる。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地や校舎などの学修環境は、法令に基づき適切に管理・運営されている。また、学生が多く時間を過ごす研究棟には、間仕切りのないオープン・ラボが配置されており、研究者や学生間の交流を促進するとともに、共用研究機器を集約化することで効率的な利用が図られている。講義室や図書館などの共通利用施設に加え、研究ユニット内又はその近くには独立した机が配置され、学生の快適な学修環境が整備されている。また、図書館は24時間利用可能なことに加え、オンラインジャーナルやデジタルブックを閲覧できる環境が整備されている。学内の施設や設備が整備されており、バリアフリーや多様性への配慮

が行届いたものとなっている。加えて、クラスサイズや研究室に所属する学生数は少なく設定されており、教育効果を高めるために適切に管理されている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生全体の代表である学生評議会が、理事、評議員、学長、プロボスト、副学長等の役員、教授会、研究科長、研究担当ディーン、建築・施設管理者と定期的に会合し、学生の意見・要望を直接提案できる環境が整っている。学生からの意見や要望の分析と評価には、一部で一層の検討を要する部分があるが、基本的にはそれらに基づいた学生の学修、生活、環境などの改善に向けた検討が行われている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、単一の教育プログラムを置く大学として、大学全体のディプロマ・ポリシーを定め、大学ウェブサイトで学内外に公表・周知している。基礎科目と専門科目で構成される授業科目、ラボ科目である「ラボ・ローテーション」と「研究計画書作成指導」において、いずれも単位認定基準と進級基準が適切に定められ、周知・運用されている。博士論文研究による学位論文の最終審査は、議長 1 人と審査委員 2 人で構成される「学位論文審査パネル」が行う論文審査と口頭試問によって実施される。この最終審査の評価

基準は公表され、厳正に適用されている。教授会において最終試験の合格による学位授与が審議される。

〈優れた点〉

○「学位論文審査パネル」に二つの異なる国から国際的な専門家を学外審査員として任命している点は評価できる。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定め、大学ウェブサイトで学内外に公表・周知している。ディプロマ・ポリシーに沿って策定されたこのカリキュラム・ポリシーに従い、授業科目とラボ科目から成る体系的な教育課程を編成・実施し、整備されたシラバスにより計画的な単位修得を可能にしている。大学院大学のため、教養教育は行われていないが、専門教育の充実に加え、必修科目「プロフェッショナル・キャリア・ディベロップメント」を通じて、研究者・社会人に不可欠な幅広いスキルと知識を育成する教育を行っている。これらの教育をもとに世界最高水準の研究者育成を目指し、博士論文研究に至る教育プログラムを綿密に構築している。授業内容を工夫し、知識とスキルが段階的に積上がる構成としている。学生は複数の研究室での研修を経て適切な研究室に配属され、指導教員とメンターのもとで博士論文研究に取り組む。また、研究科オフィス、「カリキュラム・審査委員会」、教授会等が連携して、教授方法の改善に取り組んでいる。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

シラバスや学修計画の中でディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果が明示されている。

毎月行われる「カリキュラム・審査委員会」では、プログラムの全ての段階の学修の進捗状況を点検・評価し、学生の組織的支援につなげている。授業評価アンケート、「ラボ・ローテーション」の指導に対する評価アンケート、就職状況や博士課程の満足度に関するアンケート等を実施し、学修成果を点検・評価している。アンケートの結果は教員にフィードバックされ、教育内容の改善につなげている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の意思決定や教学マネジメントについては、「基本方針・ルール・手続き（PRP）」等により、学長が大学全体のマネジメントや大学の業務全般を統括することについて定められている。

その上で、全ての「エグゼクティブ」と呼ばれる役職者の役割と責務を定めるとともに、新たに「アップーマネジメントチーム」を立上げて、大学運営に関して戦略的な議論や決定を効率的に行うなど、学長がリーダーシップを適切に発揮するための体制を確立している。教授会による学長への意見について改善が求められる部分があるが、教授会を学長の審議機関と定め、大学における教学や運営面に関して学長に助言する体制を整備している。

加えて、教学マネジメントを機能的に遂行するため、セクションや業務別に適切な事務体制が構築され、効果的に業務を運営している。

〈改善を要する点〉

○学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与、退学等の決定を行うに当たり、教授会の代議員会ではない委員会等において審議しているが、教授会が学長に意見を述べていないため、改善が必要である。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発

と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学院設置基準等を踏まえた上で、大学が目指している世界最高水準の教育研究を推進するため、国際的な経験と見識を持合わせた教員を世界各国より迎え適切に配置している。

また、教員の採用、昇任、評価等に関する方針や規則については「教員ハンドブック」等にて定め運用しており、「テニユア・トラック・システム」による採用や各種委員会による審査結果に基づき、昇任、評価等が行われている。

教員の資質の維持・向上については、ガイドラインの策定をはじめ、優秀な指導者（メンター）である教員の表彰や若手教員一人ひとりに先輩教員を配置する取組みのほか、「プロフェッショナル・ディベロップメント&インクルーシブ・エクセレンスセンター」(C-Hub) による、多様性・公正性・包括性を取入れた FD 活動を実施している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員研修については、「リクルーティング・トレーニングセッション」が主導し、幅広い分野の研修機会を提供することで、各職員が自身の職位や経験年数に対応した SD 研修を受講できる体制を構築している。加えて、令和 4(2022)年度からは学修管理システムを導入し、e ラーニングでも受講できるコンテンツを増やしており、充実した受講環境を整えている。

また、各職員の研修終了状況を担当セッションが把握し、SD 研修への取組み状況が人事業績評価に反映されており、職員の資質・能力向上が、全学的な取組みとして実践されている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

大学は最先端の研究施設・設備を有しており、教員、研究者及び学生がそれらを広く活用できるよう、専門家による技術トレーニングを実施している。また、各研究セッションにおいて、ユーザー調査を毎年実施し、研究環境の品質保持・改善に活用している。

研究倫理の確立に向けては、所属する教員、研究者、学生及び職員に対し、定期的に研究倫理教育を受講することを義務付けており、責任ある研究活動を大学として推進している。

教員の研究活動に対する予算は、プロボスト及び教員担当学監らの審査のもと、教員が作成するリソース計画に基づき、人員や研究スペース等を含め適切に配分されている。加えて、研究資金の配分については国際的なピア・レビュー等の研究進捗評価に基づき、断続的な見直しも図っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

沖縄科学技術大学院大学学園法及び寄附行為に基づき、理事会のもと一体的なマネジメント体制を構築している。また、各関係法令によって規定されている各種情報についても、大学ウェブサイトを通じて公表している。

大学運営に当たっては、内閣府令を踏まえた上で年度事業計画等を策定し、大学の使命・目的の実現に向けて継続的な取り組みを行っている。

また、利益相反、内部通報、研究不正、人権侵害等に対応するための規則やルールを整備をはじめ、安全教育や訓練、リサイクル活動、省エネルギーへの取り組みを推進している。加えて、全学的な消防訓練の実施やリスク管理、情報セキュリティへの対応など、危機管理における体制整備にも取り組んでいる。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的の達成に向けて、理事会は法人の最高意思決定機関として、法人の管理運営に関する最終決定権を有し、その責任を担っている。また、理事には、ノーベル賞受賞者や沖縄振興に関する有識者、国際的な研究機関長等が選任され、戦略的な意思決定ができる体制を整えている。

理事会においては、理事会での議決事項に関して改善が求められる部分もあるが、理事の選任及び事業計画の策定・執行など寄附行為等に沿って運営を行っている。

加えて、理事会には、「運営委員会」「事業・財務委員会」等の常任委員会が設けられており、理事長による意思決定を補佐する体制を整備し、その役割を果たしている。

〈改善を要する点〉

○法人の管理運営に関し重要な役員報酬等規程や就業規則について、理事会の議決を経ずに改定しているため改善が必要である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学の意思疎通や連携については、法人の理事長が大学の学長を兼務していることから、理事長のリーダーシップのもと、各管理運営機関における意思決定は円滑に行われている。

大学の意思決定や業務執行等については、「エグゼクティブ委員会」や教授会などの階層別会合を通じて、相互に運営管理をチェックする体制を整えている。また、目的別の委員会等を通じて意見やニーズをくみ上げる仕組みも整備している。

監事は、寄附行為の規定に基づき選任され、監査計画に基づき監事監査を実施するなど適切に機能している。また、評議員の選出及び評議員会の運営についても寄附行為に基づき行われている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「OIST 戦略計画 2020－2030」に基づき、予算収支計画を含む年度事業計画書を毎年度策定している。また、その計画実現のため、必要な補助金額を政府へ概算要求し、交付された補助金を期首の予算編成に基づき配分し、期中においても各部署の予算執行状況に応じて予算配分を適宜見直すなど、組織全体で適正な財務運営が確立されている。

収支構造については、運営費補助金が全体収入の 8 割以上を占め、政府からの補助金収入を基盤として収支バランスは確保されており、安定した財務基盤の確立が図られている。一方で、科学研究費助成事業や寄附金といった外部資金の獲得に向けた取組みを全学的に強化しており、財源の多様化にも努めている。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、内閣府によって定められた独自の会計基準に基づき行われており、年度決算に加え、月次決算についても会計検査院法に基づき会計検査院に提出されるなど、適正に実施されている。また、当初予算配分と実績にかい離が見込まれる場合は、「ストラテジック・リソース・アロケーション委員会」の助言のもと、学長が主体となって余剰分を必要なディビジョンに配分しており、適切な資源配分にも努めている。

また、監査法人による監査、内部監査及び監事監査については、沖縄科学技術大学院大学学園法、寄附行為、「基本方針・ルール・手続き（PRP）」等の諸規則に基づき、各々が機能する監査体制が整備されており、監査結果も決算終了後に理事会に報告されるなど、会計監査の適切かつ厳正な実施に努めている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の内部質保証に向けた評価事業について、実施体制は、評価の種類ごとに所管部署が決められており、責任範囲を明確にした上で、事務局長オフィス及び学長オフィスが学内の関係部署と密に調整を図りながら実施する体制を確立している。内容としては、「事業計画に基づいて実施される業務実績報告（年次評価）」「テーマを設けて実施される外部評価」「認証評価機関による評価」に加え、内閣府外部パネル「沖縄科学技術大学院大学学園の今後の諸課題に関する検討会」による評価と、合わせて四つの評価を実施している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学が自己点検・評価と位置付ける「業務実績報告」において、毎年度、基準指標を設定し、その達成のための取組みに関して、事務局長主導のもとで報告案を作成している。作成された報告案は理事会及び評議員会に報告されたのち、大学ウェブサイトに掲載され、法人内外に共有されている。IR 活動については、事業計画策定に係る内閣府との協議・調整、内閣府への各種提出資料の作成、また、内閣府外部パネルによる評価調査などの場面において、必要な情報・データの収集・解析が実施されている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

毎年度、事業計画の策定・実施、そして業務実績報告及び改善という PDCA サイクルを有している。年度ごとの業務実績報告及び評価については事務局長オフィスが、外部評価に関しては学長室が、教員及び研究ユニットに関する評価は学監オフィスが所管し、体制を構築している。内部組織には一般の大学にあるような評価室等の名称を使用していないが、内部質保証体制は確立されている。この PDCA サイクルは、内閣府との綿密な協議・調整のもとで進められている。

〈改善を要する点〉

○教学マネジメントの機能性及び理事会の機能において、内部質保証の機能性が十分でないため、改善を要する。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携

A-1. 沖縄の自立的発展への貢献

A-1-① 沖縄の自立発展に向けた産学連携に関する方針、組織体制、取組み及び成果

A-1-② 沖縄の自立発展に向けた地域貢献に関する方針、組織体制、取組み及び成果

【概評】

沖縄の自立的発展に貢献するため、多岐にわたる取組みを展開している。産学連携やイノベーション創出の中核として、研究者と企業、起業家、投資家、自治体等とのネットワーク構築を進め、国際的なイノベーション・エコシステムの形成を目指している。専門部署の「OIST イノベーション」を中心に、知的財産の創出から事業化までを包括的に支援する体制を整備し、学術研究と社会実装のギャップを埋める取組みを推進している。インパクト重視の研究を可能にする概念実証プログラム、企業との地域特性を生かした多様な共同研究、企業会員制の情報発信・マッチングプログラムである「OIST イノベーションネットワーク」の運営、起業家・スタートアップを育成する「アクセラレータープログラム」の実施、ベンチャーファンドの設立、インキュベーション施設の提供などを通じて、沖縄を拠点としたイノベーションと新産業を創出する活動を展開している。地域連携においては、児童・生徒向けの科学教育プログラムや、市民向けの科学イベント、文化イベントの開催を通じて、科学教育及び科学に対する理解促進に努めるとともに、地域社会との交流を深めている。

また、新型コロナウイルス対策での検査体制整備への協力、沖縄県産業振興公社との連携協定締結、アジア有数のスタートアップ・エコシステム構築を目指す「おきなわスタートアップ・エコシステム・コンソーシアム」への参画などを通じ、沖縄の課題解決や産業振興にも積極的に貢献している。これらの活動により、大学を核とした沖縄のイノベーション・エコシステムの醸成が進み、地域の自立的な発展を支えている。大学発スタートアップへの支援や外部資金の獲得など成果も出始め、地域の科学技術発展、新産業創出、人材育成に寄与している。世界最高水準の研究拠点としての役割を果たしつつ、地域に根差した貢献活動を展開し、沖縄の自立的発展に貢献する重要な存在となっている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. OIST STEM Experience, Exploration, and Discovery (SEED) Program

STE/エクスペリエンス/エクスプロレーション/ディスカバリー (SEED) プログラムは、全国のスーパーサイエンスハイスクール (SSH) 及び理科系カリキュラムを有する高校を対象としています。参加校のニーズを把握した上で、生徒の科学技術への興味を喚起し、将来の研究に資する新たな研究能力を育成するような体験を提供することを目的としています。

同時に、英語による科学活動を実施することで、将来国際的な活躍を目指す生徒のモチ

ベーション向上にも貢献しています。本学の留学生、研究者、職員との様々な交流を通じて、参加者は科学について学ぶだけでなく、将来のキャリアについても考える機会を得ることができます。

2. 国際大学院運営フォーラム

先進的な教育研究施設や良好な生活環境の提供に加え、国際競争力のある学生支援は、学生の成功に不可欠です。本学の専門スタッフは、豊富な海外経験で培われた様々なスキル、知識、多様な教育的・文化的背景を持っており、博士号取得への道を歩む学生を支援する上で非常に貴重な存在です。大学院では、留学生が学業に専念できるよう、必要な支援やリソースを提供することが最も重要ですが、さらにこの取り組みは、卒業後も学生にとって有益であるべきです。

本学の国際大学院運営フォーラムでは、本学の取り組みや、国際的な評価と知名度を高め、維持するために国際的な大学院が直面する重要な共通課題を克服する方法を探ります。また、本フォーラムは、学生の成功のために国際的に認知された教育機関となることを目指す日本の大学間の今後の協力のための絶好の機会を提供しています。

3. Nature Index で本学が世界トップ大学を牽引

Nature Index は、毎年世界の研究機関をランキングして発表していますが、最新のランキングが発表された令和元（2019）年には、本学が、この正規化指標を用いて算出した質の高い研究機関ランキングで世界9位にランクインしました。

Nature Index は、質の高い82の自然科学分野のジャーナルに出版された研究論文への貢献を追跡するデータベースです。正規化指標の計算に当たり、デジタル・サイエンス社が提供する Dimensions データベースの自然科学の論文数を用いています。この正規化（規模平準化）指標は、研究機関全体の研究成果に対する高品質な論文掲載数の割合を見ることが出来るものとなります。

また、令和3（2021）年、本学が国際的な科学誌 Nature を出版するシュプリンガー・ネイチャー社に依頼して分析したところ、最新のデータベースを利用した正規化指標において、本学が世界の10の著名大学と比して、質の高い研究論文を生み出す割合が最も高いという結果となりました。

本分析では、平成27（2015）年から令和2（2020）年までのデータについて、本学と、無作為に抽出した10の世界の著名研究大学を比較しました。（比較対象：カリフォルニア工科大学、ハーバード大学、ジョンズ・ホプキンス大学、マサチューセッツ工科大学（MIT）、スタンフォード大学、スイス連邦工科大学チューリッヒ校、清華大学、ケンブリッジ大学、オックスフォード大学、東京大学）。その結果、最新データの令和2（2020）年においては、本学がこれら10の研究大学全てを上回りました。

IV 大学の概況（令和6(2024)年5月1日現在）

開設年度	平成 24(2012)年度
所在地	沖縄県国頭郡恩納村字谷茶 1919-1

13 沖縄科学技術大学院大学

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
科学技術研究科	科学技術専攻

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 9 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 1 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 15 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 18 日	実地調査の実施
11 月 19 日	第 2・3 回評価員会議開催
11 月 20 日	第 4 回評価員会議開催
12 月 5 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 9 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2 月 7 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

14 沖縄キリスト教学院大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学の教育研究上の目的は、沖縄が体験した凄惨な戦争への反省から、人類の「平和」に寄与することを大学の特色として「建学の精神」の三つのキーワード「キリスト教」「平和」「沖縄」で明示され、各学科・研究科の三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映されている。地域や時代の要請に応じ、「隣人愛」の実践として国際交流プログラムを推進し、令和 6(2024)年 4 月には沖縄社会への貢献を期し人文学部に観光文化学科を新設している。

〈優れた点〉

○「創立の理由」「建学の精神」を教学の基本として誇りをもち大切にし、キリスト教関係科目や「フレッシュマン・セミナーⅠ」などで、全学生に具体的かつ継続的に伝え、その確かな浸透と具現化に尽力している点は高く評価できる。

「基準 2. 学生」について

大学の教育研究上の目的に応じたアドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜は公正かつ妥当な方法により適切に実施している。新設した観光文化学科は入学定員の充足に向けて努力している。TA(Teaching Assistant)の制度はないが、学科ごとに教員が学生の要望に応じて個別に学修支援を行う体制を整えている。学生の就職・進学支援のためキャリア支援課を設置し、個別相談、助言などの支援を適切に行っている。学生生活の安定のために学生課、保健室、学生相談室を設置し適切な支援を提供している。教育研究上の施設・設備は設置基準を満たし学修環境を適切に整備している。各建物のバリアフリー化も進められ、校舎の耐震化率は 100%である。全学年を対象に「学生生活実態調査」を実施し、その結果を情報共有し、関連部署で改善方策を検討するよう促している。

「基準 3. 教育課程」について

大学は教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め学生便覧に掲載し周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を適切に定め、周知の上、厳正に適用している。教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定し、それに基づく教育課程を体系的に編成の上ナンバリング・システムやカリキュラム・ツリーを活用しながら実施している。アクティブ・ラーニングに取組み、教授方法の検討や改善を組織的に実施している。三つのポリシーを踏まえた学修成果を点検・

評価するため「修学ポートフォリオ」を活用し、学科で「到達目標」を定め、「アセスメント実施スケジュール」を策定することで、学修成果の点検・評価を行うことにより、教育内容・方法及び学修指導等の改善・充実に取り組んでいる。

「基準 4. 教員・職員」について

学長を委員長とする教学マネジメント委員会を設置し、アセスメント・チェックリストに基づく点検・改善を実施している。学長を議長とする大学運営協議会を設置して、毎月 1 回定例で開催し、全学的な意思決定の協議を行っている。

教員の採用は教員採用に関する手順に基づき、原則公募で行われ、教員人事委員会を設置し、適切に審査している。教育研究活動の向上を目的に FD 委員会を設置し組織的な活動・研修を実施している。SD(Staff Development)活動は、学内研修を定期的に行い、在職年数を踏まえ外部研修や講習会等への参加を促し、充実を図っている。研究環境の整備として、専任教員全員に個別研究室を割当てるとともに、3 年ごとの研究倫理教育を義務付けることで、意識の醸成を図っている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

「建学の精神」を基盤として、法令に基づき諸規則を定め、誠実・適切に教学活動を実践している。理事会は最終的な意思決定機関として明示され、理事、監事、評議員の選任プロセス、出席状況も良好で適切に機能している。法人と大学の間意思疎通、協働体制向上のため「法人事務連絡会議」が年 20 回以上開催され、経営と教学の両面から多岐にわたる協議を行っている。第 5 次中長期計画に基づく財務計画を基軸に、事業計画を策定し予算を編成している。過去 5 年間の事業活動収支は堅調であるとはいえないが、借入金はない。法人も大学も強い危機感と共通認識をもって学生募集に取り組んでいる。会計処理は学校法人会計基準、その他の法令に基づき適正に実施され公認会計士による監査体制も整備され、厳正に実施されている。

「基準 6. 内部質保証」について

大学は内部質保証のため、「内部質保証の方針」及び「内部質保証体制図」を定め、「自己点検・評価・改善委員会」を設置し、その PDCA サイクルをマネジメントし、大学運営協議会や教学マネジメント委員会と連携している。「評価基準チェックシート」を用いた自己点検・評価を全学的に実施し自己点検評価報告書を学内で共有するとともに学外にも公表している。沖縄キリスト教学院 IR センターを設置し、教育内容の検証及び評価に関する事項を「アセスメント・チェックリスト」に基づき、情報収集・分析を実施し、教学活動の改善に生かしている。教学マネジメント委員会が中心となり、アセスメントプランで三つのポリシーに基づく教学実践の適切性、機能性について多面的・総合的に点検・評価が行われている。

総じて、創立の理由、建学の精神を教学の基本として誇りをもち大切にし、教職員はもちろん全学生に、教学活動を通して具体的に伝え続けていることが大学の大きな特長である。小規模大学であることを生かし、学生と教職員の距離が近く丁寧できめ細かい教学活

動が行われている。沖縄を愛し沖縄から発信していくという教学姿勢を重視し大学を挙げて具現化に努めている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.平和教育」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 「総合的な探究の時間」を軸とした高大連携
2. 「笑い」を通したコミュニケーション力強化

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の目的は、「沖縄キリスト教学院大学学則」及び「沖縄キリスト教学院大学大学院学則」第 1 条に具体的に明文化し、キリスト教精神に基づいた学校教育を実施している。県内唯一のキリスト教主義大学であり、沖縄が体験した凄惨な戦争への反省から、人類の「平和」に寄与することを大学の特色として「建学の精神」の三つのキーワード「キリスト教」「平和」「沖縄」で明示している。令和 5(2023)年度には時代の変化に応じて、大学の教育研究上の目的と三つのポリシーの一体性・整合性を図り、学生が具体的に理解できる簡潔な文章で「養成する人材像」を策定し、外国人観光客や外国人労働者が年々増加する沖縄社会の変化へ対応する努力をしている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の重要事項は教授会及び大学運営協議会の議を経て、理事会において承認され、学内全体で共有されている。建学の精神、使命・目的及び教育研究上の目的は、ホームページに明示するほか、学生便覧にも掲載しオープンキャンパス、新入生向けの授業「フレッシュマン・セミナーⅠ」などで積極的に周知を図っている。地域や時代の要請に応じ、大学の使命・目的に沿った計画を策定し、「隣人愛」の実践として国際交流プログラムの推進、令和 6(2024)年 4 月に沖縄社会への貢献を期し人文学部に観光文化学科を新設している。大学の使命・目的及び教育研究上の目的は各学科・研究科の三つのポリシーに反映され、大学は 1 学部 2 学科 1 研究科の教育研究組織を設置している。

〈優れた点〉

○「創立の理由」「建学の精神」を教学の基本として誇りをもち大切にし、キリスト教関係科目や「フレッシュマン・セミナーⅠ」などで、全学生に具体的かつ継続的に伝え、その確かな浸透と具現化に尽力している点は高く評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、教育目的を踏まえ、大学全体、各学科及び研究科で策定している。各アドミッション・ポリシーについては、ホームページ、大学案内、学生募集要項などで公表するとともに、高校訪問、オープンキャンパス、入試説明会などでも周知している。

アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜は公正かつ妥当な方法により適切に実施している。選抜の妥当性については、学科会議、入試委員会、教学マネジメント委員会に

において検証している。入試の総括は「学生募集・合同入試委員会」にて行った後、学科会議及び教授会で共有され、課題がある場合は学科会議又はFD(Faculty Development)ワークショップで解決策を議論している。入試問題の作成は大学が自ら行っている。

人文学部英語コミュニケーション学科は入学定員を超過し、新設した観光文化学科の入学定員は未充足であるものの、入学定員に沿った適切な学生受入れに向けて努めている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学生への学修支援については、学科、教務課、学生課が連携して、履修指導、学修支援、成績・単位修得に関する指導を行う教職協働による学修支援体制を構築している。教務委員会は教学全般に関する方針を審議し、適正化を図っている。履修登録や学生生活に関するオリエンテーション、スポーツのイベント、「ビブリオバトル」などの行事を開催し、履修や生活面での支援を行っている。

教員が学生の要望に応じて個別に学修支援を行う体制を学科ごとに整備している他、「スタディー・グループ」では学生が主体となってピア・サポートの精神に基づき学習支援を行っている。「アドバイザー」教員は学生の履修状況を把握し、必要に応じて、履修状況の確認や生活面の指導助言を行っている。オフィスアワー制度を全学的に実施している。障がいのある学生に対しては、学生課が窓口となり学生生活委員会を通じて各関係者と調整し支援している。中途退学、休学及び留年の可能性のある学生については把握に努め教職協働で対策を講じている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学生の就職・進学支援のためキャリア支援課を設置し、学生支援部長のもと、専任職員、キャリアコンサルタントの資格を有する契約職員、沖縄県委託事業などの派遣職員等を配置して、個別相談、学内就職イベントの開催など就職・進学全般の支援を適切に行っている。キャリアプランの策定や就活スケジュールの確認のため、英語コミュニケーション学科で、2年次後期の必修科目「基礎ゼミナールⅠ」と3年次の「卒業基礎研究」においてキャリア教育を実施する一方、観光文化学科では、将来のキャリアに沿った履修モデルとし

て①公的機関履修モデル②宿泊業・旅行業履修モデル③運輸業履修モデル④製造・小売業・レジャー業履修モデルの4モデルを1年次の履修登録前オリエンテーションで説明している。進学相談は、アカデミック・アドバイザーが中心となって適切に行っている。正課外では、沖縄県内複数大学と参画企業・団体の連携事業として「うりずんインターンシップ」のプログラムに参加している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

大学は学生生活の安定のために適切な支援を提供し、維持している。学生サービス、厚生補導のための組織として学生課、保健室、学生相談室を設置し、厚生補導に関する事項を審議する機関として学生生活委員会を設置している。学生支援部学生課の保健室担当が学生の健康相談、心的支援の窓口となって対応し、相談内容によって「アドバイザー」教員や学生相談室へ引継ぎ、関係部署と連携している。保健室には保健師1人、学生相談室にはカウンセラー2人を配置し、学生相談室ではカウンセラーが週4回決められた時間に相談に応じている。課外活動の支援については学生課が担当し、サークル活動への助成、学生会が大学と協力して企画・実施する諸行事の活動資金の助成を行っている。

経済的理由から修学が困難な学生又は優秀な学生には、大学独自の給付型奨学金を支給し、留学を希望する学生には留学相談、留学奨学金制度を提供する他、外国人留学生には国際平和文化交流センターで各種支援を行っている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育研究上の目的達成のため施設・設備や学修環境を適切に整備し、有効に活用している。校地、校舎などの諸施設の整備状況は設置基準を満たしている。

併設短期大学と共有の図書館は適切な数の蔵書を管理し、学生は自宅からでもホームページを経由した資料の検索やデータベースの利用が可能である。ICT（情報通信技術）環境の整備として、学内無線 LAN の整備や CALL 教室・Mac 教室・図書館へのパソコンの

設置、CALL 教室のパソコンには CALL システムを導入し語学教育同時通訳の演習が可能となっている。

エレベータ・スロープ・多目的トイレなどを設置し、バリアフリー化を進めるとともに、耐震基準に基づき施工された校舎の耐震性を高めるべく令和 3(2021)年度から進めている大規模修繕計画の一環として外壁塗装工事を行うなど、学生の満足度向上を目指し施設・設備の利便性・安全性を管理している。授業を行う学生数も適切に管理している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援や学修環境について、カリキュラム、学生サポートの環境・体制、施設・設備に関する学生の満足度を把握するため、大学のアセスメントプランの一環として、全学年を対象に「学生生活実態調査」、卒業年次を対象に「満足度調査」を行い、その結果を IR(Institutional Research)で集計・分析した後、学内で情報共有し、各学科や委員会など、関連組織で改善策を検討するよう促している。学生 FD を目的とした学生教育改善委員会は、学生からの意見や要望をくみ上げている。

学生生活については、入学時の「新入生学生生活オリエンテーション」において困ったことや要望がある場合は学生課を利用するよう学生に周知するとともに、学生会のリーダーから意見・要望の把握を行っている。健康相談については、4 月に全学生を対象に「学生生活健康調査」を実施し、具体的な対応が必要な学生をカウンセリングにつなげている。

要望等について、把握・分析・反映に努めている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神に基づき、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、ホームページや学生便覧に掲載し、周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた成績評価と単位認定基準については、学則及び履修規程に定め、学生便覧やホームページにおいて周知している。卒業認定基準についても学則に定め、ホームページ、学生便覧にて周知している。

修了認定に関する基準等について、大学院学則などの関連規則において定めホームページなどで周知を図っている。

単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を適切に定め、周知の上、厳正に適用している。なお、進級基準については、令和 6(2024)年度入学生から「進級の目安（学年ごとの最低修得単位数）」を適用することを決めている。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページ、学生便覧、大学案内、学生募集要項に掲載し、学内外に周知している。

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを一体のものとして策定し、一貫性を確保している。カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程を体系的に編成し、実施している。ナンバリング・システムやカリキュラム・ツリーを活用している。全ての科目について「シラバス作成ガイドライン」を踏まえたシラバスを作成・整備している。履修登録単位数の上限を設定し、単位制度の実質を保っている。

教養教育は、両学科の「共通科目」として、キリスト教関連科目、体育関連科目、文化・芸術関連科目、コンピュータ関連科目、第二外国語科目等を開講している。アクティブ・ラーニングに取組み、英語専門科目の授業では PBL(Project Based Learning)や TBL(Team Based Learning)の手法を導入している。教授方法の検討や改善を組織的に実施している。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果を点検・評価するため「修学ポートフォリオ」を活用している。英語コミュニケーション学科ではディプロマ・ポリシーを達成するために策定した「到達目標（10 項目）」を定め、学生が修得すべき能力である 10 の到達目標を学修成果の指標として明示している。観光文化学科では 12 の到達目標を定めている。「アセスメント実施スケジュール」を策定し、学修成果の点検・評価を実施している。

アセスメントプランに掲げる各項目に関しては、IR センターが集計・分析した結果をもとに各学科・組織、委員会が改善方策案を検討し、教育内容・方法や学修指導等の改善・充実に取り組んでいる。「授業改善アンケート」は、学科長・学部長が毎学期にその結果を確認し、問題が認められた教員に関しては面談を行い、改善を求めている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

組織規程により学長の職務が定められ、校務の最終的な決定権を担保し、同規程により副学長等を任命し、学長を補佐する体制を整備している。使命・目的達成のため学長を委員長とする教学マネジメント委員会を設置し、アセスメント・チェックリストに基づく点検・改善を実施している。学長を議長とする大学運営協議会を設置して、毎月 1 回定例で開催し、全学的な意思決定の協議を行っている。学長は、教授会の構成員でもあり、必要に応じて議題に関する説明を行っている。教授会は教学に関する事項を審議し、学長が意思決定するための意見を述べている。

研究科委員会規程及び教授会規程において別に定める学長決定には、教育研究に関する重要な事項で学長が教授会等の意見を聴くことが必要な事項を定め、周知している。組織規程により事務組織が整備され、事務分掌規程に基づき専門的な事務を分掌し、各委員会では事務職員も構成員になり教職協働で運営されている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

学部には設置基準に基づき必要な教員数を配置し、研究科においても設置基準に基づき必要な研究指導教員数及び研究指導補助教員数を配置している。教員の採用は教員採用に関する手順に基づき、原則公募で行われ、昇任は教員資格審査基準及び教員資格審査基準に関する内規に基づき、厳正に審査されている。教員の採用・昇任は学長、人文学部長、教学支援部長、事務局長等が構成員となる教員人事委員会を設置し、適切に審査している。

教育研究活動の向上を目的に、人文学部長を委員長とし FD 委員会を設置し組織的な活動・研修を実施している。英語コミュニケーション学科では、FD 委員会で年度計画を立案し、学科 FD ワークショップを 9 月及び 3 月に実施している。観光文化学科では、英語コミュニケーション学科の FD 活動を参考にし、学修支援に関する学科 FD を毎学科会議終了後に開催している。各学科が実施した FD ワークショップは、課題・改善策等の活動内容を教学マネジメント委員会において報告・共有されている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 活動は、学内研修を定期的に行い、年 1 回全専任教職員が参加する教職協働ワークショップを実施しているほか、在職年数を踏まえ外部研修や講習会等への参加を促し、充実を図っている。SD 実施計画は「学校法人沖縄キリスト教学院職員研修規程」に基づき、総務課で計画を立案し大学運営協議会に提出され、大学運営協議会において「スタッフ・ディベロップメント(SD)に関する実施方針」を策定している。沖縄県内の四つの法人の私立大学で構成する沖縄県私立大学協会により、不定期であるが加盟校持回り主催による共

同 SD を開催している。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員全員に個別研究室を割当て、研究室内には研究に必要な備品を備えている。英語コミュニケーション学科には英語教育センターを設置し、英語の教育方法の改善や研究調査を共同で行える体制を整備している。

適切な研究活動を実現するため、「沖縄キリスト教学院研究倫理規程」「学校法人沖縄キリスト教学院公的研究費の適切な運営・管理及び不正行為への対応等に関する規程」を定め、研究者には3年ごとの研究倫理教育を義務付け、「沖縄キリスト教学院大学・沖縄キリスト教学院短期大学公的研究費不正防止計画」を策定し厳正な研究活動を行っている。

「学校法人沖縄キリスト教学院教育職員の個人研究費に関する規程」を定め、個人研究費を支給し、個人研究費とは別に国内及び国外で研究発表する場合は、旅費・交通費を支給している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為第3条「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、キリスト教精神に基づく学校教育を行い、個人の人格形成に努め、社会に有為な人材を育成することを目的とする。」という基本的方針に沿って、経営の規律と誠実性をもって法人及び大学並びに併設短期大学を管理運営し、それぞれの基盤となる法令に基づき諸規則を定め、

その運用を誠実、かつ、適切に実行している。また、法人及び大学に関する情報の公表は法令等に基づき、確実に実施されている。

加えて、法人及び高等教育機関として、自己点検・評価に努め、寄附行為及び学則に定める使命・目的を実現するために、法人及び大学が一体となって PDCA サイクルに取り組み、その維持、向上に努めている。

他方、沖縄の地にあつて、その歴史的存在に鑑み、「万国津梁の民」の育成、「キリスト教」の浸透を中長期計画の基本方針・ビジョンに掲げ、自然環境、社会環境等にも配慮した管理運営を行っている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」との寄附行為第 16 条第 2 項の定めに基づき、法人の最終的な意思決定機関としての権限が明示され、適切な運用が行われている。

理事は寄附行為第 6 条に基づき選任され、その構成は私立学校法によるところの一号理事、二号理事、三号理事が選任され、法人の「建学の精神」を象徴する「キリスト教」「平和」「沖縄」の趣旨を理解、推進し、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。

理事会への理事の出席状況に問題はなく、オンラインシステムを併用した開催も実施されている。理事会においては、機動的な意思決定のために寄附行為第 18 条に基づき、理事会の業務決定の一部を理事長に委任できる体制を整備しており、その委任する業務は「学校法人寄附行為第 18 条の規定に基づく業務決定の一部委任について」として定められており、適切な運営が行われている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人と大学の意思疎通、協働体制を構築し、円滑な管理運営と教学の高度化を図るため、理事長を議長とし、学長、副学長、人文学部長、短期大学部長、事務局長で構成される「法人事務連絡会議」が設置され、毎年度 20 回以上に及ぶ開催が実施されている。同会議は、

経営と教学の両面から多岐にわたる協議を行い、理事会での最終的な方針決定へとつながるガバナンス強化の機能、意思決定の円滑化の役割を果たしている。

加えて、三つのポリシーを起点とする PDCA サイクルを実践するため、「内部質保証体制図」にある大学における管理運営・財務の内部質保証を担う「自己点検・評価・改善委員会」と教育に係る内部質保証をつかさどる「教学マネジメント委員会」とが相互に関連し合いながら、大学運営協議会、法人事務連絡会議、理事会、評議員会へと連携した体制が構築され、理事長、学長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備し、管理運営の迅速化と相互チェック機能を果たしている。また、監事、評議員の選任プロセス、理事会、評議員会等への出席状況等は適切で、法人、大学の管理運営機関として機能している。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

第5次中長期計画に基づく財務計画を基軸に、毎年度の事業計画を策定し予算を編成しているが、大学の過去5年間の事業活動収支差額は、隔年で支出超過と収入超過を繰り返しており、堅調であるとはいえない。借入金はなく、一部、特定資産を充当する等の対策を講ずることで、大学単独の財務状況における支出超過額はそれほど大きな数値には至っていない。法人全体の財務運営は、併設する短期大学の学生募集の状況もあり、基本金組入前当年度収支差額は過去5年間マイナスの状況にある。法人や各設置校の執行部はそういった状況を十分に把握し、諸経費の削減に努めつつ、外部資金の獲得も工夫している。大学での学科増設、短期大学の改編・改組の実施、教職員の大学改革への一体感と財務体質改善への意識が生まれている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準、その他の法令に基づき定められた経理規程や同細則等により、適切な会計処理、予算編成等を行っている。関係する財務諸表はホームページで公表するとともに、私立学校法に基づく監事監査報告書も同様に公開されている。また、決算書について

ては毎会計年度終了後 2 か月以内に作成し、監事監査、理事会承認、評議員会報告、資産登記、文部科学省への提出という一連の過程が確実に実施されている。

会計監査の体制と厳正な実施については、公認会計士による定期監査に加え、公認会計士、監事、理事長、学長、副学長、事務局長による意見交換の場を設定しており、全体を通じて監査体制が整備され、厳正に実施されている。

日常の出納業務、会計処理、予算執行は大学、短期大学共通の担当課が経理責任者の承認を経て、毎月末の試算表、資金収支月報を作成し、事務局長、理事長に報告がされ適切に処理されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は内部質保証のため、「内部質保証の方針」及び「内部質保証体制図」を定め、これらに基づく運営組織として、「自己点検・評価・改善委員会」を設置している。自己点検・評価に関する事項及び認証評価に関する事項並びに外部評価に関する事項を担当しており、その PDCA サイクルをマネジメントし、大学運営協議会や教学マネジメント委員会と連携している。教学マネジメント委員会は学科会議や教授会に方針を提示し、改善支援を促している。また、「外部評価委員会」を設置し、学外の有識者より評価と提言を受けている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は「評価基準チェックシート」を用いた自己点検・評価を実施し、認証評価と有効に連動させるため、日本高等教育評価機構の主要点検・評価項目に準拠させている。自己点検評価報告書を各委員会及び各部署にフィードバックし学内で共有するとともに、ホームページに掲載し公表している。年 1 回開催の「外部評価委員会」にも諮り、学外有識者

から評価と提言を受けている。沖縄キリスト教学院 IR センターを設置し、教育内容の検証及び評価に関する事項を「アセスメント・チェックリスト」に基づき、情報収集・分析を実施、教学マネジメント委員会や FD 委員会などへ報告し教学活動の改善に生かしている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は「内部質保証の方針」及び「内部質保証体制図」に基づき、内部質保証のための PDCA サイクルを循環させている。三つのポリシーを起点とした教育に関する内部質保証の取組みとして、教学マネジメント委員会が中心となり、アセスメントプランで、三つのポリシーの適切性や三つのポリシーに基づく教学実践の適切性及び機能性について多面的・総合的に点検・評価を行っている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 平和教育

A-1. 建学の精神、大学の使命・目的に基づいた平和教育

A-1-① 建学の精神を生かした平和教育プログラム

【概評】

建学の精神のキーワードである「キリスト教」「平和」「沖縄」を軸にして「近代沖縄とアイデンティティ」や「沖縄の歴史と現在」などのオキナワン・スタディーズ科目「国際平和学」や「アジア・ボランティア」などの Global Studies 科目、ラオス人民民主共和国でのボランティア実習を設置している。

法人に「宗教部」を設け、新入生オリエンテーションで、歴代学長の戦争体験などをワークショップ形式で実施している他、①月曜礼拝②建学の精神懇談会③キリスト教週間④新入生オリエンテーション⑤慰霊の日特別祈祷会及び特別講演会⑥クリスマス礼拝⑦アジア・グローバル・フレンドシップアワー⑧学生宗教委員会(HOPE)-沖縄・平和研修一を開催し、建学の精神を浸透させるためのキリスト教関連行事を行っている。

開学以来、建学の精神、大学の使命・目的に基づいた平和教育を一貫して実施し、学生のみならず全ての教職員の間に大学の教育理念が浸透するための活動を継続している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 「総合的な探究の時間」を軸とした高大連携

本学が位置する同じ西原町内の沖縄県立西原高等学校との「総合的な探究の時間」を活用した高大連携事業は、令和4（2022）年に開始した。総合的な探究の時間運営に関するアドバイスを本学の教員が高校教員対象に行ったり、生徒による全体報告会で所見を述べたりするなど、高校現場において本学の教員が卒業研究運営のノウハウを共有した。また「世界のウチナーンチュ」をテーマにした西原高校生による探究成果発表を本学で実施し、本学の教員と学生がアドバイスや更なる学びのためのワークショップを行った。今後の展望としては、大学生と高校生の地域におけるジョイント・プロジェクトの実施や、教員同士の研究会の開催などが検討されている。

2. 「笑い」を通したコミュニケーション力強化

コロナ禍で学生のコミュニケーション力、特に自己表現力に翳りが見えたことへの対策として、「笑い」を活用したコミュニケーション力強化を図った。令和元（2019）年より「身体表現ワークショップ」の授業を開設し、お笑いタレントやモデル事務所の代表、手話の専門家を講師として招き、様々な自己表現の手法をとおして、ポストコロナのコミュニケーション力向上に努めた。令和5（2023）年には、沖縄の芸能事務所である有限会社FEC オフィスとの包括連携を締結し、民学連携によるお笑いの技術を応用したコミュニケーション力強化のための学校現場・民間向けのプログラムの開発が計画された。今後は、学生も参加してのプログラムの開発と小中学校への学生によるコミュニケーション出前講座の開催が予定されている。

Ⅳ 大学の概況（令和6（2024）年5月1日現在）

開設年度 平成16(2004)年度
所在地 沖縄県中頭郡西原町字翁長 777

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
人文学部	英語コミュニケーション学科 観光文化学科
異文化コミュニケーション学 研究科	異文化コミュニケーション学専攻

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和6(2024)年 6月末 9月19日	自己点検評価書を受理 第1回評価員会議開催

14 沖縄キリスト教学院大学

10月10日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10月24日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11月18日	実地調査の実施
11月19日	第2・3回評価員会議開催
～11月20日	11月20日 第4回評価員会議開催
12月3日	第5回評価員会議開催
令和7(2025)年 1月10日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2月10日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

15 開智国際大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

建学の精神を「質実穩健」として掲げ、これを踏まえて大学の使命・目的及び学部・学科の教育目的について具体的かつ明確に規定し、簡潔に文章化している。使命・目的及び教育目的の策定は、役員・教職員が関与・参画する仕組みを構築し、理解と支持を得ている。使命・目的及び教育目的については体系的に整理し、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映するとともに、ホームページや配付物等を通して、学内外に周知している。また、「開智学園 中期計画書 2020 年度～2024 年度」（以下「中期計画」という。）へ反映する取組みも行っている。大学を取巻くさまざまな情勢変化に伴い、個性・特色を生かした事業計画を推進するとともに、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織を設置し、体制を整備している。

「基準 2. 学生」について

教育目的を十分に踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、学内外に明示、周知している。収容定員に沿った学生数を概ね確保し、入学後の教育の質についても適切に対応している。

各種委員会を中心に、教職協働による学修支援の実施体制を適切に整備し運営している。キャリアセンター及び教職センターを設置し、キャリア教育のための諸施策を実施するとともに、キャリア支援のための相談や助言体制を適切に整備し運営している。

学生生活の安定のため、大学独自の経済的支援制度、健康相談、心的支援等の体制を整備し適切に運営している。また、施設・設備計画に基づき、快適かつ安全な学修環境を整備し、適切に管理している。学生の意見や要望を把握し、多面的な分析を行い、改善施策を行う体制を構築し、学生満足度の向上につなげている。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページで開示するとともに、ガイダンス時の配付物に明記し、学生に周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定及び成績評価を行っている。

ディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページやガイダンス時の配付物で周知している。教育課程については、カリキュラム・ポリシーに沿った編成により、適切な運用を行っている。大学全体で「共通科目」を設置し、教養教育

を実施している。教授方法の工夫、開発と効果的な授業を進めるために、FD・SD 推進センターを中心とした授業内容改善の取組みを組織的に行っている。ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検、評価方法の確立とその運用を行っている。また、さまざまな情報分析と総合的測定を行い、学修成果の点検、評価に努めている。

〈優れた点〉

○国際教養学部 of 1 年次に海外研修を必須科目として設定することで、早期の異文化交流体験を通して学生の英語学習に対するモチベーションを高めている点は高く評価できる。

「基準 4. 教員・職員」について

大学の意思決定と教学マネジメントにおいて、適切な体制を整備している。「学生の入学に関すること」の決定に関し、法令及び諸規則に基づく根拠規則の整備が一部で必要であるものの、大学経営会議、大学運営会議及び教授会を中心に学長がリーダーシップを発揮できる環境を整備している。また、教学マネジメントの業務遂行に必要な事務組織を適切に整備し、運営を行っている。大学においては設置基準上の必要専任教員数及び必要教授数を充足し、教員を適切に配置している。教員の採用等の手続きについては、諸規則に基づき適切に運用している。FD(Faculty Development)活動を効果的に実施して、教育方法等の改善と教員の資質、能力向上につなげている。職員の資質、能力向上を図るため、学内における SD(Staff Development)プログラムの展開、各種研修会への参加等、組織的に適切に実施している。研究については、教員が十分に活動を行うことができる環境構築に努めるとともに、研究倫理の確立と厳正な運用を図っている。また、外部資金導入の努力も積極的に行っている。

〈優れた点〉

○授業を学生の目線から検討することを目的とした学生 FD 委員制度を設け、実際に授業を見学した上での意見を学生から直接収集し、FD 活動の推進につなげている点は、評価できる。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

法人は、法令及び寄附行為にのっとり、理事長、役員及び評議員を選任し、理事会等を適切に運営し、経営の規律と誠実性を維持している。法人及び大学は、組織運営体制の整備、中期計画の策定、ホームページを通じての情報公開等により、使命・目的の実現に向けた継続的な努力を行っている。また、使命・目的の達成に向けて、理事会が適切に管理運営を行い効率的な意思決定ができる体制の整備、評議員会の開催や監事の職務遂行等により、法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックできる体制を整備している。財務状況について、法人全体では収入超過が継続し安定しているが、大学部門においては支出超過が継続していることから、入学生の確保、外部資金の導入、経費節減等の収支改善策を推進し、安定した財務運営の確立に期待したい。会計処理は学校法人会計基準、「学校法人開智学園 経理規程」等に基づき適正に行い、監事監査及び公認会計士による会計監査による監査体制を整備し、厳正に実施している。

〈優れた点〉

○法人全教職員を対象とした「全体会」を年間2回実施し、理事長自ら法人の使命・目的の実現に向けた方向性や基本的な考え方を直接伝えている点は、評価できる。

「基準6. 内部質保証」について

大学の社会的責任を果たすために、内部質保証委員会を中心としつつ、教学組織及び事務組織との連携、協働を図り、内部質保証を実施する組織体制を整備し、機能させている。内部質保証を更に機能させるために、大学運営会議及び大学経営会議における定例的点検・評価を行い、教育研究活動の改善や充実につなげている。IR室、教学組織及び事務組織の機能的な連携体制を構築し、十分な調査やデータの収集と分析を行うIR(Institutional Research)活動、教学マネジメントの体制を構築している。大学全体において、三つのポリシーを起点にしたアセスメント・ポリシーに沿うとともに、年度ごとの事業計画を踏まえた内部質保証を行い、横断的に自己点検・評価を実施、全教職員に周知するとともに、ホームページ等を通じて社会へ公表している。PDCAサイクルの仕組みの確立と機能性を図ることにより、その結果を教育の改善・向上に反映する体制となっている。

総じて、大学の建学の精神と使命・目的及び教育目的に基づいて教育研究に創意工夫を凝らし意欲的に取組んでいる。教学組織と大学組織を適切に編成し、使命・目的の成果を挙げるための教学マネジメント体制が構築されている。中期計画、自己点検・評価の結果を踏まえ、大学運営の改善・向上を図るための継続的な取組みを行っている。その上で、社会からの要請に応じた有為な人材の養成・輩出に努めている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準A.地域交流・連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価】

基準1を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目1-1を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的については学則第 1 条において、学部・学科の教育目的については学則第 3 条第 2 項において、具体的かつ明確に規定するとともに、簡潔に文章化している。

大学の建学の精神を「質実穩健」として掲げ、これを踏まえて使命・目的及び学部・学科の教育目的を簡潔にまとめ、学内外に明示し公表している。

大学を取巻くさまざまな情勢変化や関係法令の改正に伴い、使命・目的及び学部・学科の教育目的の検証を行うとともに、中期計画を整備し、変化へ機動的に対応した大学づくりを進めている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的、教育目的の策定等に、役員及び教職員が関与・参画する仕組みを構築することにより理解と支持を得ている。

使命・目的及び教育目的については、三つのポリシーに反映するとともに、ホームページや配付物等のさまざまな媒体を通して学内外に周知を図っている。また、中期計画へ反映する取組みも行っている。

使命・目的及び教育目的と教育研究組織の整合性を保持するため、教育研究組織を有機的に整備し、教学マネジメントを実施、展開している。

基準 2. 学生**【評価】**

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育理念を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、ホームページ及び学生募集要項に掲載している。多様な入試形式を設け、それぞれの入試形式に対応するアドミッション・ポリシーを設定し、入試形式ごとに入学後の GPA(Grade Point Average)との関連を検討している。入試問題の作成は、学長が入学試験問題作成委員を任命し、委員がアドミッション・ポリシーに沿った入試問題を作成している。入学者については、収容定員に沿った学生数を概ね確保し、入学後の教育の質を適切に保っている。

〈参考意見〉

○教育学部教育学科は収容定員未充足であるが、入学定員充足率が回復傾向にあるため今後も継続的な学生募集の取組みに期待したい。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教務委員会、教養教育担当委員会及び英語教育担当委員会を中心に教職協働による学修支援の実施体制を整え運営している。独自にピア・サポート制度を設け、履修登録の支援を行っている。また、ピア・サポート制度は留学生の学修支援にも機能している。週に 1 コマ以上の「サポートアワー」を設けて、令和 5(2023)年度には、延べ約 1,500 人の学生が利用した。

合理的配慮を必要とする学生の入学に際しては、オープンキャンパス時に実際にスロープなどを使用してもらい問題がないかなどの意見の聞き取りを行っている。また、心理的な不安を抱える学生に対しては各教員に合理的配慮を求める書面により通知し対応する体制を整えている。中途退学者、休学者、留年者等にはゼミナール担当教員が支援をしている。特に、留学生に対しては定期的な面談を行うなど退学防止に尽力している。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア教育のためキャリアセンターを設置し、学生は相談や就職に関する資料を自由に閲覧できる。また、他大学の大学院や専門学校に進学するためのサポートも行うなど、

キャリア支援体制が整えられている。他にも、キャリアセンターでは学生の進路を半期ごとに把握したのち、その情報を活用して必要な就職情報を提供している。

国際教養学部教育課程内ではインターンシップが行われる一方、教育学部は教職センターと連携し教員養成に関する体制を整備するなど、学部の特徴に合わせた支援体制を充実させている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスや厚生補導のための組織として、学生委員会、教務学生課、学生相談室、保健室、留学生センター、キャリアセンター及び教職センターを設置している。学生の心身に関する健康相談、心的支援及び生活相談の支援として、保健室と学生相談室を設置し、保健室には養護教諭の資格を持つ専任職員を、学生相談室には臨床心理士及び公認心理師を配置している。学生の自治組織「学生会」を設置し、学生委員会と教務学生課が学生の課外活動を適切に支援している。大学独自の経済的支援制度「開智国際大学特待生」「開智国際大学私費外国人留学生奨学金」を通して学生に対する経済的な支援を適切に行っている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のための施設・設備として、図書館は十分な蔵書と閲覧や学修のためのスペースを設け、図工室、理科室、運動場、体育館及びトレーニングルームを適切に整備し、快適な学修環境を保持している。また、1号館教室棟に大教室のマルチメディアルーム、コンピュータ教室を2部屋設けている。全館に無線LANを整備し、全ての教室にプロジェクターを備えている。また、全ての建物にスロープ及び階段手すりを設置し、利便性の向上に努めている。施設・設備の安全性は、耐震も含め適切に管理している。履修に際して、GPAによる選抜や抽選によって適切なクラスサイズを保持し、履修することができなかった学生に対しては個別にサポートを行っている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

授業期間終了時のアンケートと、授業への随時提言ができるウェブ型アンケートの2種類を実施し、学修支援に関する学生の意見をくみ上げるシステムを適切に整備している。学生の意見に対して授業担当教員が回答することにより、学修支援の体制改善を行っている。毎年12月に学生委員会が「学生アンケート」を実施し、調査結果を教職員間で共有するとともに、令和6(2024)年には飲料水自販機を設置するなど学生の学生生活改善のために活用している。教務学生課が「学長への提案箱」を各館1階に設置し、学生相談室では年間2回「心身健康アンケート」を行い、学生生活の改善に反映している。また、「学長と語ランチ」では、ゼミナールごとに新入生と学長がランチを共にしながら学生生活への質問や意見交換を行うことで、学生の意見をくみ上げに努めている。

基準3. 教育課程

【評価】

基準3を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の教育理念に基づき各学部の教育理念を定めている。各学部の教育理念に基づきディプロマ・ポリシーを定め、ホームページで周知している。また、年度始めには学生へ配付、配信するガイドブックにも記載し、周知を図っている。各学部での教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーに基づき、単位認定、卒業認定に関する基準が定められている。それぞれの認定に当たっては、各授業科目の成績評価と併せ、厳正な運用が行われている。

また、進級基準やキャップストーン科目の設定に向けて検討を進める等、新たなカリキュラムの改善にも取り組んでいる。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

各学部のディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラム・ポリシーを編成し、ホームページ及びガイドブックで周知している。各学部の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って「学びの体系」を図式化することで可視化し、学生への理解度を上げる工夫をしている。

大学全体で「共通科目」を設置し、教養教育を実施している。特に、英語教育に力点を置き、大学の特色を生かした教養教育を行っている。また、海外研修を通じた英語力向上及び英語学習に対するモチベーション向上にも取り組んでいる。

FD・SD 推進センターを中心とした授業内容改善の活動にも取り組んでいる。

〈優れた点〉

○国際教養学部の1年次に海外研修を必須科目として設定することで、早期の異文化交流体験を通して学生の英語学習に対するモチベーションを高めている点は高く評価できる。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

授業アンケートや卒業生アンケートを実施し、学修成果の点検・評価を実施している。教員自身が授業アンケート結果をもとに改善策を FD・SD 推進センターに報告することで、授業運営の改善に取り組んでいる。

また、教育学部では「履修カルテ」を、国際教養学部では「ルーブリック評価表」を学

生自身が作成、記入し、自らの学修成果を確認する仕組みを作っている。外部評価としてジェネリックスキル測定テストを採用することで、客観的な学修成果の点検にも取り組んでいる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的を達成するために必要な規則等を整備し、適切な教学マネジメント体制を構築している。

また、副学長と学長補佐を置き、その組織上の位置付けや役割、権限と責任についても明確かつ適切に分散している。

学生の入学について教授会が学長に意見を述べるに当たり、実態と規則との整合性を図る必要があるものの、大学経営会議や大学運営会議を中心に学長がリーダーシップを適切に発揮できる環境を整備し、教育研究に関する教授会の組織上の位置付けや役割も定めている。

全学的な教学マネジメントの遂行に必要な事務組織を適切に整備し、運用している。

〈改善を要する点〉

○学生の入学について、教授会との関係が確認できない入試判定会議において審議が行われているが、教授会の審議とは言えないため改善が必要である。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の採用・昇任に関する規則等を適切に整備し、設置基準等の法令に基づいた人事配置を行っている。また、授業評価を実施の上、その結果を各授業担当教員はじめ、教職員及び学生へ適切にフィードバックし、広く情報の共有に努めている。

教員相互の授業公開も定期的に行い、学生目線の授業を検討する学生 FD 委員からの意見収集を行うほか、ジェネリックスキル測定テストの結果報告会や認証評価制度に関する説明会を適宜開催する等、組織的な FD 活動を積極的に推進している。

加えて、明確な指針に基づく人事評価制度の構築に向け、毎年度、学長、学長補佐及び副学長による個別具体的な数値化をもって教員の人事評価を行い、個々の教員の振返りと次年度以降の活動指針につなげている。

〈優れた点〉

○授業を学生の目線から検討することを目的とした学生 FD 委員制度を設け、実際に授業を見学した上での意見を学生から直接収集し、FD 活動の推進につなげている点は、評価できる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

組織として、職員の資質・能力向上のために研修を行っている。広報の研修では、「オンラインビジネス戦略の策定」をテーマに研修を行い、受講者にはその理解度をチェック、レポートにより振返りを行っている。

その他、法人主催の事務研修「職場におけるハラスメントについて」などの研修会に職員全員が参加し、研さんに努めている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

全ての専任教員に個人研究室を配置し、着任時にはデスク、椅子、書架、ロッカー、パ

ソコン、プリンタなどを用意し、研究環境を整備することで有効に活用されている。

研究倫理について、「開智国際大学研究倫理規準」を策定し、運用している。研究活動への資源配分について、個人研究費、個人課題研究費、共同研究費及び学部教育経費を配分している。また、外部資金の導入には、科学研究費助成事業を含めた外部資金の申請に関する学内勉強会を開く等、外部資金獲得への意欲を醸成している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

理事会に基づく議決機関として法人運営会議を設置し、法人の経営や運営に関する検討、意思決定を適切に行っている。また、公認会計士が行う財務監査と連携した内部監査体制の構築や、私立学校法をはじめとする法令等に基づく情報公表も適切に行っている。

中期計画に基づく事業計画を適切に立案、執行し、その内容や方向性を毎年 2 回行う法人全教職員を集めた「全体会」で理事長自ら積極的に発信する等、法人全体としての適切な法人運営と法人内外に向けた情報共有に努め、使命・目的の実現に向けて継続的に努力している。

クールビズの促進や補助金を活用した全学的な照明の LED 化など、学生の学修環境にも配慮の他、学生、生徒、教職員等の個人情報保護、各種のハラスメント防止及び有事災害時に備えた危機管理体制の整備にも取り組んでいる。

〈優れた点〉

○法人全教職員を対象とした「全体会」を年間 2 回実施し、理事長自ら法人の使命・目的の実現に向けた方向性や基本的な考え方を直接伝えている点は、評価できる。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法人業務の遂行に当たり、理事会が法人の意思決定機関であることを明確に位置付けている。理事の選任は寄附行為にのっとり行われ、理事会運営を適切に行っている。

また、理事の理事会への出席状況は良好であり、欠席者については委任状を通じた意思表示を行っている。

必要な規則等を整備し、法人運営会議をはじめとする各種会議体を設置し運用することで、法人の日常業務における理事長の迅速な意思決定につなげている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック**5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化****5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性****【評価】**

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会のもとに常勤の理事で構成する法人運営会議を置き、学長が大学運営上の意思決定を適切に行うための決議機関として大学経営会議、大学運営会議を設置している。理事会及び評議員会には、理事長を兼務する学長と大学事務局長を構成員として選出し、また、理事長が大学経営会議と大学運営会議の構成員として各会議に出席するなど、大学と法人の意思疎通と連携を適切に図っている。

寄附行為にのっとり評議員及び監事を選任し、諮問機関として評議員会を適切に運営している。また、評議員の評議員会への出席状況も適切である。監事は、ほぼ全ての理事会に出席し、年間 4 回の監事会における業務監査等を通じて理事の業務執行状況を適切に監査している。

5-4. 財務基盤と収支**5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立****5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保****【評価】**

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

10 年計画の長中期予算を策定し、これに基づき予算編成を行い、適切に財務運営を行っている。

財務状況について、大学部門の事業活動収支はマイナスであるが、法人全体では過去 5 年間の事業活動収支はプラスであり、収支バランスの確保に努めている。

外部資金導入については、科学研究費助成事業の獲得など組織的な努力をしている。

〈参考意見〉

○大学部門において事業活動収支で支出超過が継続しているため、早期に収支均衡に向けた取組みが望まれる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理について、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人開智学園 経理規程」等の諸規則に基づき適正に行われている。予算については、理事長が決定した予算編成の基本方針及び予算のガイドラインに沿って策定し、評議員会に諮問した上で理事会において決定している。当初予算と大きく変更のあった場合は補正予算を策定している。

監査の体制は、公認会計士による会計監査、監事による業務執行状況及び財政状況の監査を実施している。監事は、理事会及び評議員会に出席し、公認会計士と定期的なコミュニケーションをとり、厳正な監査体制がとられている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学全体の社会的責任を果たすために、内部質保証に関する全学的な方針を「開智国際大学内部質保証規程」に定めている。内部質保証委員会及び自己点検・評価委員会を中心とし、また、事務組織との連携と協働を図って内部質保証を実施する組織体制を整備し、機能している。

内部質保証を更に機能させるために、大学運営会議、大学経営会議における定例的点検・評価を行い、教育研究活動の充実につなげる等、制度の強化に継続して取り組んでいる。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自己点検・評価の内容については、「開智国際大学学修成果に対する評価の方針（アセスメント・ポリシー）」に掲げている。エビデンスの有効活用により、自主的、自律的な自己点検・評価を年度ごとに行っている。また、これを自己点検・評価委員会が「年次報告書」としてまとめ全教職員に周知するとともに、ホームページ等を通じて社会への公表も行っている。

IR 室、各種委員会及び各事務組織・関係部署の機能的な連携体制を構築し、十分な調査及びデータの収集と分析を行う IR 活動及び教学マネジメント体制を確立している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学全体において、三つのポリシーを起点にしたアセスメント・ポリシーに沿って、年度ごとの事業計画を踏まえ内部質保証を行い、横断的に自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価委員会で策定する「年次報告書」により自己点検・評価を総括し、組織全体の内部質保証に活用している。大学の事業計画及びこれを踏まえた事業報告の策定とともに、大学全体及び教学関係部門の PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性を図っている。

〈参考意見〉

○「学生の入学に関すること」の決定に関し、法令及び諸規則に基づく根拠規則の確立を含め、PDCA サイクルなど内部質保証の機能性を十分に発揮することが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域交流・連携

A-1. 地域と大学の人材交流

A-1-① 地域と大学の人材交流

A-2. 大学による地域文化振興への貢献

A-2-① 大学による地域文化振興への貢献

【概評】

大学が所在する千葉県柏市との連携により地域と大学の交流を図り、地域貢献に力を入れている。教員を目指す学生たちのために教育実習の他にも在学中に教育支援活動に取り組めるようにすることで、早期から教員としての資質向上を図っている。学生が教育ボランティアに参加し地域の子どもたちと交流体験を深めることで、教員になる目標と動機を再確認する機会となり、その後の勉学に対する意欲を強めている。また、ボランティア活動に学生を参加させる大学側の熱意も高く、教員の引率で被災地のボランティア体験に参加した学生たちは地域貢献にやりがいを感じ、公務員として地方自治体を自らの就職先とした学生もいる。

柏市とアメリカカリフォルニア州トーランス市との留学生交換派遣プログラムへの参加は、国際教養学部の実践にも見られ、国際交流を通じた英語学習への意欲向上へとつながることが期待できる。まだ参加者は少ないが、官学連携による人材育成として発展の可能性を秘めている。

「開智アカデミックウインドオーケストラ」を通じた小学校及び中学校への音楽教育への貢献は、大学の特色を生かした人材交流及び地域文化振興の取り組みとして地域の支持を得ている。活動に参加した教育学部の学生は、小中高校生との交流を通して課外活動への意欲を高めている。

その他にも、公開講座を開催することで、大学の知的資源を地域住民へと還元している。また、地域の祭りへの学生の参加、学園祭への地域住民の参加は、大学の地域における存在価値を高めている。

これらの地域社会との交流は、学生へ社会学習の機会を提供するのみならず、地域社会との連携による人材育成、そして地域社会そのものの発展にも寄与している。

IV 大学の概況（令和6(2024)年5月1日現在）

開設年度 平成 12(2000)年度
所在地 千葉県柏市柏 1225-6

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
教育学部	教育学科
国際教養学部	国際教養学科

V 評価の経過

15 開智国際大学

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 5 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 23 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 6 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 7 日	実地調査の実施
10 月 8 日	第 2・3 回評価員会議開催
10 月 9 日	第 4 回評価員会議開催
11 月 13 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 10 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2 月 7 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

16 関東学園大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

建学の精神及び教育方針として明文化した使命・目的をもとに、大学の教育目的及び各学科の人材養成の目的を学則に定めている。各学科の人材養成の目的には、「国際的協調の態度」とともに社会情勢などを踏まえて「コンピテンシー（社会対応力）」「地域社会の要望に応えうる人材を養成する」を加え、個性・特色を反映している。大学の使命・目的や教育目的を学長自らが教職員に説明した上で、教育方針、各学科の人材養成の目的を学内外に周知している。各学科の人材養成の目的は複数の段階で教職員が参画し理解と支持を得る体制のもとで改正を行っており、学校法人が策定した「学校法人関東学園中期計画（2020 年度～2024 年度事業計画）」（以下「中期計画」という。）は大学の教育目的及び各学科の人材養成の目的を反映した内容となっている。使命・目的等を達成するために適切な教育研究組織を整備している。

「基準 2. 学生」について

教育目的等を踏まえたアドミッション・ポリシーに沿って適切に入学試験を実施しているが、各学科は入学定員及び収容定員を下回る状態にあり、定員確保に向けて募集活動を積極的に行っている。出席情報管理システムを出席不良学生の指導等で活用し、情報系のインストラクターを配置するなど教職協働による学修支援体制を整備している。キャリア支援に関しては、インターンシップ参加を促す体系的な教育や、専門の部門を設けるなど教員と職員が協力して行っている。学生サービス等を行う部門を設けて大学独自の経済的な支援制度を整備している。また、学生の心身の健康相談などを組織的に行っている。校地、校舎等は十分な面積であり、学生が利用しやすい学修環境を整えている。各種調査や面談などで学生の意見・要望を把握し、学修支援、学修環境の改善に反映する体制を整備している。

〈優れた点〉

○在学生の満足度と学修意欲の向上を図るために、食堂の女子トイレのパウダールーム改修など、可能な範囲で学生の要望に迅速に対応している点は評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、一貫性のあるカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページなどで周知している。ディプロマ・ポリシーに基づく単位認定

や卒業認定の基準を定めて周知し、厳正に適用している。教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿ってカリキュラム・マップ等も定めて組織的に編成し、教養教育も適切に実施している。少人数の実践的な学修機会を取入れるなど授業方法を工夫し、学生による授業評価を実施して教授方法の改善を進める組織体制を整備している。シラバスに「コンピテンシー」との関係を示した上で単位修得や就職内定の状況及び卒業生に対する意識調査の結果を利用し、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行っている。調査の分析結果を教職員で共有し、教育内容・方法などの改善にフィードバックしている。

「基準 4. 教員・職員」について

学長がリーダーシップを適切に発揮するために、規則に基づき副学長を置くなど補佐体制を整備するとともに、教学マネジメント組織を整備して権限と責任を明確にしている。学長が教授会に意見を聴くことを必要とする重要事項を学則に定めて周知している。規則に基づき教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し役割を明確化している。専任教員数は設置基準を満たし、採用・昇任は規則に基づき適切に運用している。FD(Faculty Development)に関しては、FD 研修等を組織的に実施している。SD(Staff Development)に関しては、各種の研修を実施するなど職員の資質・能力の向上を図っている。研究倫理に関する規則を整備して厳正に運用している。規則を整備して個別研究室の確保など快適な研究環境を整備するとともに、外部研究資金の獲得に関する人的支援などを行っている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

「関東学園寄附行為」をはじめとする諸規則に基づき適切な運営を行っている。「私立大学ガバナンス・コード」に準拠し、実施状況の点検結果を公表している。環境や人権に配慮し、危機管理の体制を整備して適切に機能している。理事会は、寄附行為、諸規則に基づき決議事項を明確にして意思決定ができる体制を整備しており適切に機能している。理事は寄附行為に基づき適切に選任している。法人と大学間の連携や意思疎通を図るための体制を構築し、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。教育研究目的を達成するための財源を確保し、中期目標及び中期計画に基づき財務運営を行っている。一部の財務比率は厳しい数値を示しているが、要因を分析し改善に取り組んでいる。監事、監査法人、内部監査室による監査体制を確立し、会計処理は諸規則に基づき適切に実施している。

「基準 6. 内部質保証」について

全学的な自己点検・評価等の方針を学則に定め、「自己点検・評価基本構想検討会」「全学自己点検・評価実施委員会」「関東学園大学 FD 推進委員会」を設け、内部質保証のための恒常的な組織体制と責任体制を整備している。法人と大学の関連各部署がデータを収集・蓄積してエビデンスに基づく全学的な自己点検・評価を行い、結果をホームページで公表し学内で共有している。各委員会等が自己点検活動を行って成果と次年度の課題や目標を示す報告書を作成し、全教職員が共有している。IR(Institutional Research)活動を推進するための委員会と部門を設け、データの収集と分析を行うための体制を整備している。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリ

シー) を起点とした内部質保証に関しては、自己点検・評価等の結果を中期計画や事業計画に反映する仕組みを確立し、教育の質の改善・向上に努めている。

総じて、大学は、「国際的協調の態度」「コンピテンシー(社会対応力)」を身に付けた「地域社会の要望に応えうる人材を養成する」という個性・特色を反映した使命・目的を達成するため、実践的な学修やキャリア支援などに積極的に取り組んでいる。自己点検・評価には全学を挙げて取り組んでおり、内部質保証は機能している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.コンピテンシー教育」「基準 B.地域社会との連携」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的は、建学の精神である「敬和・温順・質実」を継承する教育方針として明文化している。建学の精神及び教育方針をもとに簡潔に文章化した大学の教育目的及び各学科の人材養成の目的を制定し、学則において規定している。各学科の人材養成の目的には、教育方針に掲げる「国際的協調の態度」とともに、社会情勢などを踏まえて「コンピテンシー(社会対応力)」及び「地域社会の要望に応えうる人材を養成する」を加え、大学の個性・特色を反映している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知

- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

「全学自己点検会議」で学長による大学の使命・目的や教育目的についての説明があり、教職員が聴講している。各学科の人材養成の目的は、複数の段階で教職員が参画し理解と支持を得る体制のもとで改正を行っている。大学の使命・目的を明文化した教育方針、各学科の人材養成の目的は、大学ホームページや学生便覧及び学生募集要項等を通じて学内外に周知している。中期計画は大学の教育目的及び各学科の人材養成の目的に沿った内容となっている。三つのポリシーは、使命・目的等を踏まえて策定しておりホームページで公表している。使命・目的等を達成するために経済学科と経営学科を設置するなど適切な教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の基盤である教育方針を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、学生募集要項やホームページ等で周知している。アドミッション・ポリシーに沿って学生を受入れるべく、入試本部において入学試験問題作成委員を置き、入学試験問題作成要領を審議し、入学試験を実施している。面接を実施する試験等においては思考力・判断力・表現力・主体性などを入念に評価し、検証も適切に行っている。学生受入数は経済学科・経営学科ともに入学定員及び収容定員を下回る状態が続いているが、積極的な高校訪問、連携校での進学説明会、特に経済学科在籍の女子学生の活動を紹介し、大学の魅力をアピールするなど定員確保に努めている。

〈改善を要する点〉

○経済学部経済学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満である点は、改善を要する。

〈参考意見〉

○経済学部経営学科が収容定員未充足のため、定員充足に向けた一層の取組みが望まれる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学生の教育及び学修支援等を円滑かつ適切に運営するために教務委員会を設置し、教員と職員が協働する学修支援体制を整備している。全専任教員、客員教授及び兼任教員が週 1 回 90 分以上のオフィスアワーを実施している。全授業を対象とする出席情報管理システムを整備し、中途退学等への対応策としてセミナー・演習科目の担当教員が出席不良学生の早期発見と指導・助言の際に役立てている。図書館やコンピュータセンターにはインストラクターを配置し、授業の補佐に加え、各種講習会を実施し、個々の学生の学修意欲の向上に寄与している。障がいのある学生の受験や入学希望を把握した段階で、教務委員会と学生支援センターが連携して検討を行い、入学試験の実施や入学後の学修環境において可能な配慮を行っている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

1 年次から 3 年次まで体系的にキャリア教育科目を配置している。インターンシップへの参加促進の観点から、2 年次以上を対象に「インターンシップ実践演習」を開講している。セミナー・演習科目の担当教員がコンピテンシー教育の一環として学生と面談を行い、キャリア形成や進路選択について助言する体制を整備している。教育課程外のキャリア支援についてはキャリアサポート窓口を設置し、学生支援センター職員と就職委員会委員である教員が協力して随時面談希望者に対応する体制を整備している。卒業年次生向けの会社説明会、キックオフガイダンスなどの各ガイダンス、仕事研究、面接対策を実施している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスと厚生補導を行う組織を整備し、セミナー・演習科目担当教員とも連携して学生生活を安定させる組織が機能している。保健室には有資格者を配置して学生の心身の健康相談を行っている。学生相談室を設置し、問題を抱える学生への相談対応を行っている。また、授業の出席状況などをモニタリングしながら、中途退学などの問題を抱えていそうな学生がいた場合は積極的に相談を受け、必要に応じて看護師やカウンセラーが対応している。大学独自の「特待制度」「学納金月払い制度」「留学生授業料減免制度」を設け、学生の経済的支援を適切に行っている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、運動場、校舎、図書館、体育施設などは、教育目的を達成するために適切に整備し有効に活用している。コンピュータ教室、マルチメディア教室等を配置するとともにセキュリティに配慮した学内通信ネットワークを構築するなど ICT（情報通信技術）環境を適切に整備している。図書館は十分な数の和洋専門雑誌と経済経営系の専門図書を配備し、学生が自由に利用できるセミナー室も設置し、学修の便を図っている。建物の非構造部材部分の耐震改修を進め、利用度の高い施設についてバリアフリー化するなど、安全性・利便性に配慮して適切に管理している。授業を行うクラスサイズは教育効果を十分に上げられるよう考慮している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学期ごとに全科目を対象に「授業評価アンケート」を実施して学生の意見・要望を把握し、学修支援の改善に反映する体制を整備している。「ユーザ満足度調査（IT 活用状況調査）」を実施して学生の意見・要望の把握し、学修支援、ICT 環境の改善に反映する体制を整備している。セミナー・演習科目担当教員による面談などを利用して学生の意見・要望を把握し、学生生活の改善に反映する体制を整備しているほか、令和 5(2023)年度末には「学生生活満足度調査」を実施し、より学生の意見・要望を聴く体制を整備し、全学的検討を経て可能なことから改善に取り組んでいる。「卒業生意識調査」「学生満足度調査」等によって学生の意見・要望を把握し、学修環境の改善に反映する体制を整備している。

〈優れた点〉

○在学生の満足度と学修意欲の向上を図るために、食堂の女子トイレのパウダールーム改修など、可能な範囲で学生の要望に迅速に対応している点は評価できる。

基準 3. 教育課程**【評価】**

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを策定し、大学ホームページで公開している。ディプロマ・ポリシーに基づき単位認定基準や卒業認定基準を学則及び「経済学部履修細則」に定め、履修の手引きに掲載しているほか、単位認定基準についてはシラバスに明記し、周知した上で厳正に適用している。学修成果の評価においては GPA(Grade Point Average)を用い、学修指導、学内表彰等の決定及び特待制度における継続可否の判定を行っている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的を踏まえ、学科ごとのディプロマ・ポリシーに基づき、カリキュラム・ポリシーを策定するとともに、大学ホームページ等で周知している。また、これらの関連性を体系的に示すべく、カリキュラム・マップやカリキュラム・ツリーを策定し、学生向けポータルシステムで公表している。

教育課程については、「基礎科目」「一般教育科目」「専門教育科目」の科目群を体系的に関連付けている。教養教育においては教育に偏りが生じないように、専門教育では五つのコースを設置し、各コースが掲げる人材育成の目標に沿って編成を行っている。また、少人数による実践的な学修機会を提供しているほか、授業内容や運営方法の改善を目的として「授業評価アンケート」を実施するなど組織体制を整備している。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

各科目のシラバスにおいて、各学科のディプロマ・ポリシーに基づく「コンピテンシー（社会対応力）」との関係を明示し、学ぶ意欲の向上を図っている。学生の履修状況、単位修得状況、学修状況については、教務委員会が中心となって把握し、学長主催会議や教授会等で定期的に学修成果の点検・評価を行っている。資格取得状況、キャリア科目の学修状況、就職活動及び内定獲得状況を教職協働で把握し、点検・評価に利用している。「授業評価アンケート」の結果を担当教員に共有するとともに、全体の調査結果を学内で共有し、教育内容や方法の改善にフィードバックしている。卒業生に対し「卒業生意識調査」を実施し、教育目的の達成状況等を点検している。

三つのポリシーの達成状況や学生の学修成果を確認・評価し改善につなげるために、「関東学園大学アセスメント・ポリシー」を策定し、運用を行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学業務執行上の重要事項に関しては、学長が議長となる「学長主催会議」で協議した上で教授会に付議し、教授会の審議を経て学長が意思決定を行う体制を確立しており、学長は適切に教学マネジメントにおけるリーダーシップを発揮している。副学長は、募集関係の会議及び委員会等に出席し学長を助けている。教授会及び各委員会の権限・役割は、関係規則等において明確に規定し、学長が教授会に意見を聴くことを必要とする「教育研究に関する重要な事項」を学則に定めるなど、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントを構築している。事務組織及び事務分掌に関する規則等に基づき、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し役割を明確化している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

専任教員については設置基準に定める必要な専任教員数を適切に確保している。教員の採用・昇任に関しては「関東学園大学教員資格審査委員会規程」「関東学園大学教員資格審査基準」及び「関東学園大学教員資格審査基準細則」を定め、適切に運用している。

公開授業後に授業担当者・見学者を対象とする FD 研究会を実施するとともに「授業評価アンケート」実施後に各科目の担当教員に対して結果に対する学生へのコメント作成を課すなど教育内容・方法等の改善の効果を高めるために工夫している。研究倫理に関する研修、教職員への能力や資質向上のための FD 研修などを実施している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 研修は、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学連盟等の外部団体が主催するオンデマンド配信による講演会や説明会を職員全員が視聴し、文部科学省の施策、補助金制度等について理解を深めている。学内においては倫理教育やコンプライアンス教育を教職員全員が受講し認識を深めている。また、OJT を中心に一つの業務を複数人で実施するなど情報共有に努め、職員の資質・能力の向上を図っている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

一人一室の教員研究室を確保するなど、研究環境を適切に整備して有効に活用している。外部の研究資金の獲得に関する支援は、学生支援センターが年間を通じ、申請に関する情報提供や申請の補助業務を実施している。研究倫理規則を定め、毎年、専任教員を対象に研究倫理教育、公的研究費の使用及び管理に関わる教員・職員に対してコンプライアンス教育及び啓発活動の推進を図っており、研究活動における法令遵守や不正行為防止等に取り組んでいる。研究活動への資金配分については関係規則を周知し、適切に研究費を配分するとともに、パソコンや必要な備品類、専任教員にスマートフォンを大学が貸与し、教育研究活動に活用している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為において、法令の遵守を明記し、理事会を最高意思決定機関、評議員会を諮問機関として、関係規則に基づき経営の規律と誠実性の維持に努め適切な運営を行っている。

「私立大学ガバナンス・コード」に基づく実施状況の点検を行い、結果を公表している。大学においても「学長主催会議」での協議や教授会での審議を経て学長が最終決定し、使命・目的の実現に向けて継続的に努力をしている。環境保全については環境に関わる施設・設備などを定期的に点検し、人権への配慮に関しては「キャンパス・ハラスメント等の防止に関するガイドライン」「関東学園個人情報保護に関する規程」等を整備している。安全への配慮に関しては「危機管理基本マニュアル」「関東学園大学消防計画」を定め消火・避難訓練も実施しており適切に機能している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、寄附行為及び同施行細則にのっとり決議事項を明確にし、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し適切に機能している。理事の選任は、寄附行為に基づき、多様な意見を法人の運営に取入れられるように配慮して適切に行っている。

理事会の機能が停止することなく円滑に意思決定を行えるようにオンライン会議システムを導入している。

寄附行為により、あらかじめ定めた順位に従い理事長の職務を代理し又はその職務を行う理事を定めており、法人運営に支障が生じないようにしている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会の構成員として学長が、評議員会の構成員として学長、副学長等が就任し、法人

及び大学間の連携と意思疎通を図り、理事長がリーダーシップを発揮できる内部環境を整備している。理事会では、教授会や学長主催会議等で議論した結果を踏まえ改善事項を審議し、今後の方針について検討するという管理体制を運用している。予算、事業計画、寄附行為の変更等、法人の業務に関する重要事項については理事長が評議員会に諮問し、評議員会は必要な意見を述べ、諮問に答えるなど円滑に機能している。

評議員の選任は、規則に基づき適切に実施している。監事の選任は、規則に基づき適切に行っており、監事は、理事会及び評議員会に出席し意見を述べ「監事監査基準」等に基づき法人業務などの監査職務を行っている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中期目標及び中期計画に基づき、財務運営を行っている。大学の定員未充足が収支状況に影響を与えているため、基本金組入前当年度収支差額は支出超過が継続しているが、要因を分析し、改善に取り組んでいる。短期・長期借入金はなく、純資産構成比率が高い健全な財務状況が維持できており、教育研究目的を達成するための財源は確保できている。

今後は、使命・目的を達成するために、学生生徒等納付金収入及び補助金収入の増加を目指して、安定的な入学者の確保に期待するとともに、外部資金の導入についても、研究に関する外部資金等獲得に向け更に積極的に取り組み、財務基盤の収支バランスの安定に期待したい。

〈改善を要する点〉

○収容定員の未充足が続き、支出超過の状況が継続しているため、適切な在籍学生数の確保に努めるなど、収支均衡に向けた改善が必要である。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準、「学校法人関東学園経理規程」「固定資産管理規程」「学校法人関東学園資金運用規程」に基づき、適切に実施している。年度予算は、寄附行為の

手続きに沿って評議員会に諮問、理事会で審議決定し適正に行っている。また、予算の補正が必要となった場合は、予算編成の手続きを経て、適切に補正予算を編成している。「関東学園内部監査規程」に基づき内部監査室を設置し、公認会計士及び監事と連携し、適正に会計監査を行っている。監査室が実施する内部監査、監事による業務と財産の状況等の監査及び監査法人による会計監査の定期的な監査体制を整備しているほか、必要に応じて意見交換を行うなど、三様監査の連携がとられており、厳正に実施している。また、監事は毎年度監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出し報告している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則において全学的な自己点検・評価及び認証評価の方針を明示している。「関東学園大学自己点検・評価及び認証評価規程」において自己点検・評価及び認証評価を受けるために「自己点検・評価基本構想検討会」「全学自己点検・評価実施委員会」「関東学園大学 FD 推進委員会」を規定し恒常的な組織体制を整備している。自己点検・評価実施のための基本構想を策定する「自己点検・評価基本構想検討会」は、学長が議長となり理事長及び副学長、学部長、学科長等を構成員としている。基本構想に基づき自己点検・評価の実施要領を作成し全学に実施の指示を行う「全学自己点検・評価実施委員会」は学部長、学科長、事務長及び主要関係委員会の長を構成員としており、内部質保証のための責任体制を整備している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

法人事務局及び大学の関連各部署が主体となってさまざまなデータの収集・蓄積を行い、日本高等教育評価機構の評価基準及び評価項目に即してエビデンスに基づく全学的な自己

点検・評価を行っている。全学的な自己点検・評価は、「関東学園大学自己点検・評価及び認証評価規程」により3年又は4年ごとに実施している。これまでに作成した自己点検評価書は、大学ホームページで公表するとともに学内で共有を図っている。各委員会を中心とした自己点検活動を継続して行い、所管する分野での取組みと成果、次年度の課題と目標を示す報告書を毎年度作成し、全学自己点検会議を通して全教職員が共有している。IR活動を推進するために「IR推進委員会」と「IR推進室」を設け、「関東学園大学アセスメント・ポリシー」に則してデータの収集と分析を行うための体制を整備している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした教育の質保証活動として、自己点検・評価や認証評価の結果により明らかになった課題や改善すべき点については関連各部署で対応を済ませている。各委員会を中心とした自己点検活動についても、当該年度の取組みと成果を評価した上で、次年度の目標を設定する仕組みを確立している。中期計画や毎年度策定する事業計画には自己点検・評価や認証評価の結果を反映している。中期計画については、令和2(2020)年度から令和4(2022)年度を対象として分野・目標ごとに4段階で進捗状況の評価している。その結果を踏まえて教育の質の改善を目指す努力を行い、適切な履修指導により選択科目である演習科目の履修率向上などにつなげており、内部質保証の仕組みは機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準A. コンピテンシー教育

A-1. 関東学園大学のコンピテンシー教育

A-1-① コンピテンシー育成プログラムとその実践

【概評】

「地域社会の要望に応えうる人材を養成する」という教育目的を実現するために、独自のコンピテンシー教育を実践している。「コンピテンシー（社会対応力）」は、近隣の公共団体や企業への調査から導き出したものであり、「表現力」「人との交流・協業」「主体性・積極性」「職業観・社会への関心」「論理的思考力」「リーダーシップ」の六つの要素から構成される。全ての科目において、これらの要素との関連性を明示するとともに、ディベート大会やプロジェクト型授業等、地域との関わりを重視した実践的なプログラムも多く取り入れている。プログラムの実施に際し、セミナー・演習系科目の担当教員がアドバイザー

を務め、学生の進捗状況を把握し、個々の学生に応じた助言を行うことで、学生は「PLAN-DO-SEE」サイクルを展開し、自らの成長を自己評価している。

平成 16(2004)年度から始動した「コンピテンシー教育プログラム」は、教育の中心的役割を果たしている。このプログラムの発展には、個々の学生への支援が不可欠であり、アドバイザーとしてセミナー・演習系科目で関わる教員の能力向上が重要である。組織的な FD を通じた教員の能力が向上し、必要な授業科目数に対し担当教員が十分配置されることを期待したい。

基準 B. 地域社会との連携

B-1. 大学が持っている資源の社会への提供

B-1-① 大学施設の開放、公開講座など、大学が持っている資源の社会への提供

B-2. 教育研究上において、企業・自治体や他大学との適切な関係が構築されていること

B-2-① 教育研究上において、企業・自治体や他大学との適切な関係が構築されているか

【概評】

地方自治体の要請を受けて、各種委員会や審議会等に派遣しているほか、太田市や太田商工会議所との共催で、地域住民を対象とする公開講座を実施し、群馬県教育委員会の広域学習サービス「ぐんま県民カレッジ」に関与している。高大連携の実績としては、近隣の高等学校から生徒を受入れ、大学教育を理解するための機会を提供し、大学・高校間の信頼関係の構築を目指している。これらの取組みを通して、大学が有する人材資源の社会への提供を行っている。

地方創生に関する研究を担う「関東学園大学地方創生研究所」を設置し、所属する専任教員が地方創生に関する研究活動や各種講座や講演会を開催している。また、地方創生に関連する事業にも関与している。近年では、群馬県や太田市等と連携した群馬県活性化イベントや、デジタル推進に係るセミナー等の開催に取り組んでいる。自治体及び企業との連携については、同県大泉町における行政外部評価事業に学生が参加したほか、協力企業から提示された具体的な経営課題について、課題解決に関わっている。加えて、群馬県内の大学間連携にも関わり、単位互換の協定締結、私立大学キャリアサポート会議や合同会社説明会を開催している。教育目標に掲げられている「地域社会の要望に応えうる人材を養成する」ことを目的として、地域との多層的な連携を進めている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム

情報通信テクノロジーの進展に伴う社会のデジタル・トランスフォーメーション化や統計データを駆使したエビデンス・ベースド・プラクティスの普及に適応できる知識と実践力を培うために、本学は、令和 4(2022)年度より、「データサイエンス教育プログラム」

を新設し、全学的な学生の履修促進を行っている。そして、本学のプログラムは、令和 5(2023)年 8 月に、文部科学省の数理・データサイエンス・A I 教育プログラム認定制度における「リテラシー・レベル」と「応用基礎レベル」で認定を受けた。

本学のデータサイエンス教育プログラムは、必修 7 科目と選択必修 2 科目の合計 9 科目から構成されており、修了要件として必修 7 科目と選択必修 1 科目の合計 8 科目 22 単位以上の修得が設定されている。この 22 単位は本学経済学部卒業要件の 128 単位に対して約 17%に達していることから、本学がデータサイエンス教育に力を入れていることの根拠となりうる。具体的な科目は、必修 7 科目として「テクノロジーと社会 (4 単位)」「データリテラシー (2 単位)」「データサイエンス (2 単位)」「データ分析基礎演習 (2 単位)」「アルゴリズム論 (2 単位)」「プログラミング実践 (2 単位)」「スタティスティクス (4 単位)」、2 科目中 1 科目の選択必修科目としては「エコノメトリクス (4 単位)」「経営情報論 (4 単位)」が開講されている。また、最初の「テクノロジーと社会」から 6 番目の「プログラミング実践」までは 1 年次開講となっており、同じく 1 年次から全学的に資格取得指導を行っている Microsoft Office Specialist の学修はその補完的な役割を担っている。そして、2 年次開講の「スタティスティクス」あるいは「経営情報論」でデータサイエンスの基礎固めを終えて、より実践的な 3 年次開講の「エコノメトリクス」で学修を完成させるカリキュラム・ツリー構造になっている。

履修学生の学修成果を確保し、卒業後に実際に活用できるような教育サービスにするため、上記のデータサイエンス教育プログラム対象科目はすべて対面で授業を実施しており、オンライン授業やオンデマンド授業は行っていないことも特色といえる。

履修者数については、令和 4(2022)年度 251 名（在学生の 50%）、令和 5(2023)年度 347 名（在学生の 71%）と推移しており、プログラム開始時から年度当初の履修オリエンテーションを中心とした学生の履修指導の効果が出ていることがわかる。

また、令和 5(2023)年度末にはプログラム開始以来、初めての修了者が合計 6 名（2 年生 2 名、3 年生 3 名、4 年生 1 名）出しており、うち 1 名（同年度 4 年生）は IT 企業への就職を果たしている。今後、より多くのデータサイエンス教育プログラム修了者を輩出するべく努めていきたい。

Ⅳ 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

開設年度 昭和 51(1976)年度
所在地 群馬県太田市藤阿久町 200

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
経済学部	経済学科 経営学科

Ⅴ 評価の経過

16 関東学園大学

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 22 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 5 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 19 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 21 日	実地調査の実施
10 月 22 日	第 2・3 回評価員会議開催
10 月 23 日	第 4 回評価員会議開催
11 月 8 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 9 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2 月 7 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

17 共栄大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学は、建学の精神である「至誠一貫」に基づき、法人の目的である「知・徳・体が調和した全人的な人間を育成すること」を踏まえて、「社会学力」「至誠の精神」「気品の模範」を大学の教育理念として掲げて大学の使命・目的及び教育目的を定め、学則に具体的に明文化している。人材養成の目的等を適切に定めて大学の個性・特色とともに明示し、役員、教職員が参画する中で具現化している。これらは、「学校法人共栄学園中期経営計画（2022年度～2026年度）」及び「共栄大学中期事業計画（2019年度～2023年度）」の基本方針に反映、実行し、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に基づく教育目的等を達成するための教育研究組織を適切に整備している。国際経営学部にて令和 6(2024)年度から社会情勢を踏まえた「情報メディアコース」を開設し、教育学部では ICT（情報通信技術）を活用した学びを実践するなど社会の変化に対応した教育を実践している。

「基準 2. 学生」について

大学の教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーは、学部ごとに適切に定められ、ホームページや大学案内・入試要項で公表している。アドミッション・ポリシーに基づいて、各種入試制度の設計と実施がなされ、「入学試験委員会規程」に基づき適切に実施する体制を構築し、近年は入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。教職協働による学修支援の仕組みを構築し、アドバイザー制度、オフィスアワー、三者面談等の実施を通じて学修支援が図られている。教育課程内外を通じて、インターンシップなど学生のキャリア支援の体制を構築している。学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、学生の心身に関する健康相談、生活相談などの体制を整備し、障がいのある学生に対して支援要員を配置するなど適切に運営している。クラスサイズや学修環境は適切に運営管理されており、学修環境等に関する学生の意見・要望は、「学生会アンケート」などを通じてくみ上げその結果を共有・検討する体制を構築している。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを適切に定め、修学ガイドブックに記載するとともにホームページやオリエンテーションを通じて適切に学内外に周知している。また、各科目シラバスに関連するディプロマ・ポリシーを明示した上で、成績評価の基準を記載し学生に周知を図っている。カリキュラム・ポリシーについても教育目的に基づき適切に

策定し、ディプロマ・ポリシーとの一貫性についても明示し、周知している。課題解決型授業やフィールドワーク、アクティブ・ラーニング等を取入れ、教養教育を含め体系的な教育課程を編成している。三つのポリシーを踏まえて「学修行動と学生生活に関するアンケート調査」「卒業予定者アンケート」などを通じて学修成果の点検・評価を実施し、その結果を学内サーバや図書館での公開、全学運営協議会や教授会を通じてフィードバックし、教育内容及び学修指導方法の改善に役立てている。

「基準 4. 教員・職員」について

大学の意思決定と教学マネジメントについては、学長補佐体制として、副学長及び補佐組織である全学運営協議会、教授会、各種委員会を規則等に基づき整備し、学長による適切なリーダーシップを発揮する体制を確立するとともに、教育研究に関する重要事項を学長裁定で定め、権限の分散と責任を明確にしている。教育目的の実現のために必要な教員を配置し、教員の採用・昇任について各種規則に基づき適切に運用している。FD(Faculty Development)を推進するため、FD 委員会を置き適切に実施している。SD(Staff Development)に関しても、FD 研修会と合同で実施するとともに若手職員のプロジェクト参加を通じて職員の能力向上に努めている。研究環境の充実や研究倫理教育などを通じて、全学的な研究活動の促進を図っている。

〈優れた点〉

○若手職員が中心となり、大学の現状について多面的総合的分析を行い、取組むべき五つの施策を明示し、次期大学中期計画に反映することが見込まれる「将来構想プロジェクト本報告書」をまとめ上げた取組みは評価できる。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為など諸規則に基づき、理事会、評議員会、監事が業務を執行し学校運営を行い、法令に基づく情報公開がなされ、経営の規律と誠実性を維持している。寄附行為に基づき理事・評議員・監事を適切に選任し、理事会における意思決定を迅速かつ確実に審議できる総合的な協議機関として常勤理事会を置き、理事長がリーダーシップを発揮できる環境を整備している。監事の理事会・評議員会への出席状況は良好であり、監査法人と適宜連携し業務監査及び会計監査を実施し、適切に職務を遂行している。理事会、評議員会は適切に開催され、構成員に大学の教職員が入ることにより相互チェックが適切に機能している。中期経営計画に基づき安定した財務基盤を構築している。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証の推進に責任を負う組織として全学運営協議会を置き、「自己点検・評価に関する規則」に基づき自己点検・評価委員会を設置し、三つのポリシーを起点とした自主的・自律的な自己点検・評価に基づく「自己評価報告書」を刊行し、ホームページで公表している。内部質保証の推進に当たっては、各年度において「自己点検作業委員会」によるデータ収集を行うとともに、各年度の取組みは「事業実績報告書」としてまとめ、全学運営協議会で共有している。IR 推進室が中心となり、「授業評価アンケート」等による点検・

評価をそれぞれ機関レベル、教育課程レベル、授業科目レベルの三つのレベルで相互に連携を図ることで実施し、学内へ結果の共有を図るなど、PDCA サイクルの確立と内部質保証への不断の努力を行っている。

総じて、大学は、建学の精神を踏まえて大学の使命・目的及び教育目的を定め、「知・徳・体が調和した全人的な人間」を育成すること等を通じて地域社会に貢献することを目指して誠実・実直に教育を実践している。大学が所在する埼玉県春日部市をはじめとした連携・提携先との間で地域社会活動を実践し、教職協働の中で大学の使命・教育目的の達成に尽力している。今後更に地域との連携を深め、地域社会に貢献する大学として発展することを期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携と社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 国際交流活動
2. 高大連携

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は、学則において簡潔に文章化して、修学ガイドブック、ホームページ等に明確に示している。建学の精神「至誠一貫」に基づき寄附行為第 3 条に定める法人の目的「知・徳・体が調和した全人的な人間を育成すること」を踏まえて、「社会学力」「至誠の精神」「気品の模範」を大学の教育理念として掲げ、各学部・学科の目的、人材養成に関する目的について具体的に明示している。社会情勢を踏まえて国際経営学部には「AI・データサイエンス分野」を学ぶ「情報メディアコース」を開設し、教育学部では

ICT を活用した学びの実践などに取組んでおり、更なる社会の変化に対応した教育を目指している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は、全学運営協議会での審議、理事会での決定に基づき役員、教職員の理解と支持を得るとともに、ホームページ、修学ガイドブック等において公開し周知している。使命・目的及び教育目的は、三つのポリシーに適切に反映し、これらを実現するための教育研究組織を適切に整備している。使命・目的及び教育目的は、「学校法人共栄学園中期経営計画（2022 年度～2026 年度）」「共栄大学中期事業計画（2019 年度～2023 年度）」に反映しており、社会の変化を踏まえて適切に対応している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

各学部の教育目的は、建学の精神、教育理念に基づいて学則に明記され、その教育目的を達成するため、学部ごとのアドミッション・ポリシーが定められ、ホームページや大学案内・入試要項で公表されている。「入学試験委員会規程」が整備され、学生募集方法、入試選抜方法等を検討実施する体制が構築されている。アドミッション・ポリシーに基づいて、各種入試制度の設計と実施が行われている。入学定員充足率は近年向上しており、入

学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持ができています。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学修支援の仕組みができており、適切に運営されている。入学前教育プログラム、基礎学力テスト、クラス分けのための調査、「先輩学生による新入生支援プログラム」など、新入生に対する学修支援体制が整備・運営されている。アドバイザー制度、出席管理システムの運用、成績不振や出席不良の学生に対する個人面談、三者面談等の実施を通じて在学生の学修支援が図られている。また、国際経営学部におけるゼミ単位の「プレゼンテーション大会」、任意参加の「英語スピーチコンテスト」「ビジネスコンテスト」等の学外の各種学生コンテストへの参加呼びかけや支援、各種学内アカデミーの実施など、教育課程内外を通じて学生への学修支援が図られている。教育学部では、「ラーニング・ラボ」や「教職アカデミー」の運営等を通じて学生による教員免許状の取得に必要な介護等体験、教育実習等の学修支援が行われている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内外を通じて、学生のキャリア支援の体制が構築されている。就職・進学に対する相談助言体制が整備され、適切に運営されている。両学部の就職率は共に高く、キャリア支援の成果として評価できる。企業見学や協力先企業と協定を結んで学生にインターンシップの機会を提供するなど、学生の職業観の養成に力を入れている。教育学部において、在学中に教職から進路変更を希望する学生に対するキャリア相談、キャリア教育の体制が構築されている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための組織が設置されている。学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などの体制が整備され、適切に運営されている。学費減免制度、各種奨学金、留学生に対する経済的支援などが適切に運営されている。ハラスメント防止委員会を設置し、啓発及び防止に努めている。令和 6(2024)年 4 月の「障害者差別解消法」の改正に伴う「合理的配慮の義務化」に関わる体制整備が行われており、ガイドライン及びサポートガイドを制定し、支援要員の配置も行われている。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎等の学修環境が充実しており、適切に運営管理されている。模擬保育室、実験室、工作室、音楽室、ピアノ練習室、被服実習室、調理実習室など、教育上必要な実習施設が整備されている。全てのエレベータに車椅子用の押しボタンが整備され、スクールバスにはノンステップバスが採用されるなど、バリアフリー対策が講じられている。図書館において、図書以外に視聴資料を利用するための環境整備、ノートパソコンの貸出し、グループ利用スペースの確保など、学生のさまざまなニーズに対応した措置が講じられている。授業を行う学生数の管理について、初年次教育、英語教育、情報教育、ゼミナール、実験・実習科目、各学部の専門能力を養成する必修科目において、適正な学生数に基づくクラス分けが行われている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生会が組織されており、定期的に「学生会アンケート」「学修行動と学生生活に関するアンケート」「授業評価アンケート」「卒業予定者アンケート」を実施し、学生の要望、意

見を吸上げる仕組みが作られている。心身に関する健康相談、経済的支援を要する学生の意見聴取、状況把握において、教職協働で情報共有が図られている。アドバイザーであるゼミ担当教員、学生支援部学生担当、学生厚生委員会、保健管理センターなどの部門で学生の要望に対する相談体制、対策検討の仕組みができています。学修環境に関する学生の意見・要望を把握・分析し、その情報を共有・検討し、改善する体制が構築されている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーについては、教育目的を踏まえて策定されており、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準及び卒業要件については、学則及び「教務規程」に規定されている。それらはホームページ、修学ガイドブックに記載され、年度始めに学年ごとで実施されるオリエンテーションでも周知されている。

また、各科目のシラバスに関連するディプロマ・ポリシーを明示した上で、成績評価の基準を記載して学生に周知を図っており、学生からの成績評価に関する問い合わせ制度を設けるなど適切に運用している。卒業認定は、教務委員会で各学生の学修状況を確認の上、教授会の議を経て学長が行っている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーについては、教育目的を踏まえて策定され、ホームページ、修学ガイドブックに記載され周知されている。また、ディプロマ・ポリシーとの一貫性について分かるように修学ガイドブックに記載されている。カリキュラム・ポリシーにのっとり、課題解決型授業やフィールドワーク、アクティブ・ラーニング等を取り入れるなど、体系的な教育課程を編成し、履修登録単位数の上限設定や学修時間の確保なども行っている。教養教育については、「教養教育専門委員会」が学長の諮問に基づき審議し、両学部において選択科目として設定されている。

両学部において各セメスター終了後に「授業評価アンケート」を実施し、担当教員はこのアンケートをもとに教授方法の改善を図っている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の点検・評価方法の確立とその運用については、「学修行動と学生生活に関するアンケート調査」において、ディプロマ・ポリシーに結びつけた資質・能力に関する学生の学修成果の自己評価を尋ねている。また、資格取得状況、進路に係る実績の調査、卒業時の満足度を確認する方法として、「卒業予定者アンケート」を実施している。業界研究セミナー参加企業を対象に「企業向けアンケート」を実施し、卒業生の職場での適応状況や在学中に身に付けてほしい能力等を調査している。

こうしたアンケート調査の結果などの学修成果の点検・評価結果は学内サーバや図書館で公開するとともに全学運営協議会や教授会での共有などを通じてフィードバックされている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の意思決定と教学マネジメントについて、学長の補佐体制として、副学長及び補佐組織である全学運営協議会、教授会、各種委員会を規則等に基づき整備している。学長は、補佐組織を体制化し主体的にこれらの会議に携わることで適切なリーダーシップを確立・発揮している。

教育研究に関する重要事項を学長裁定で定め、「副学長に関する規則」、全学運営協議会、教授会及び各種委員会などの整備により権限の分散と責任を明確にし、教学マネジメントを構築している。

事務組織については、「事務組織規程」に基づき職員を配置し、教務委員会、両学部の教養教育専門委員会の構成員に職員を加えることなどにより、教職協働体制が整備され教学マネジメントの機能性を確保している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に基づく必要な教員数を上回る教員を確保し、教育目的及び教育課程に則し適切に教員が配置されている。

教員の採用・昇任の方針について、「教員の採用及び昇任に関する選考規程」「教員資格基準」「専任教員昇任基準」などの規則に基づき適切に運用している。

教員の募集方法について、公募制を原則とし国立研究開発法人科学技術振興機構の「JREC-IN Portal」などを活用している。

FD 研修については、「ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」に基づき適切に実施されており、欠席者には後日オンデマンドで視聴できる体制を整備している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 研修会は、FD 研修会と合同で実施し、出席率は高く、欠席者にも録画を配付しレポートの提出を求め全員への周知徹底に取り組んでいる。若手職員有志が、人材育成及び協働機会の創出並びに当事者意識の醸成の効果が期待できる「将来構想プロジェクト」に取り組んでいる。今後の取組みとして学外の文部科学省、日本高等教育評価機構、日本私立大学協会等の研修会への参加を促し、一層の資質・能力の向上に努めている。

〈優れた点〉

○若手職員が中心となり、大学の現状について多面的総合的分析を行い、取り組むべき五つの施策を明示し、次期大学中期計画に反映することが見込まれる「将来構想プロジェクト本報告書」をまとめ上げた取組みは評価できる。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

教員研究室は、無線 LAN 環境を備えた個室を専任教員全員に貸与し研究環境の充実を図っている。研究倫理の確立と厳正な運用として、研究倫理に関する諸規則を整備し「公的研究費にかかる通報窓口」を公開している。全専任教員に対して日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニングコース」の受講を義務付け、研究倫理教育を年 1 度行っている。「教員個人研究費規程」を定め、適切に個人研究費を配分し、また「学内共同研究費」を支給し全学的な研究活動の促進を図っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為など諸規則に基づき、理事会、評議員会、監事は業務を執行し、法令に基づく情報公開を行い、経営の規律と誠実性を維持している。

使命・目的の実現に向け、常勤理事会を置き理事会における意思決定が迅速に行えるよう継続的な努力を行っている。

省エネルギーに対応することで環境保全へ取り組んでいる。「学生等個人情報の保護に関する規程」「学生等個人情報の保護に関する施行細則」「ハラスメントの防止等に関する規程」を整備し人権に配慮している。安全について、「危機管理規則」「防災・防火規則」「共栄大学リスクマネジメント基本マニュアル」を整備し、地震・火災を想定した避難訓練を全学生・教職員合同で実施しており危機管理体制が適切に機能している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けた意思決定について、寄附行為に基づき最高意思決定機関を理事会と定めている。理事の選任は寄附行為に基づき適切に行われ、理事の出席状況も良好であり、欠席時には意思表示書が書面で提出され適切に機能している。

常勤理事会は、原則月 1 回開催されており、理事会における意思決定が迅速かつ確実に審議できるようにしているほか、理事会から委任された事項等を決定している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学の各管理運営機関の意思決定について、常勤理事会は、経営方針などの情報共有がなされる総合的な協議機関となっており、意思疎通と連携が図られ、理事長のリーダーシップを発揮できる環境が整備されている。

法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックについて、理事会及び評議員会の構成員に大学の教職員が入ることにより適切に機能している。

監事及び評議員は寄附行為の定めに基づき適切に選任され、理事会・評議員会への出席は良好である。また、監事は監査法人と適宜連携し業務監査及び会計監査を実施しており職務を行っている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人が令和 4(2022)年度から 5 か年の中期経営計画を策定し、それに基づき安定した財務基盤を確立し、地域に根差した大学として安定的な運営を目指している。法人全体の経常収支差額及び基本金組入前当年度収支差額は、令和元(2019)年度から令和 5(2023)年度の間継続して黒字であり堅調な財務状況である。科学研究費助成事業等の競争的外部資金の獲得を推奨し継続的に実績を重ねている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、「学校法人共栄学園経理規程」「学校法人共栄学園経理規程施行細則」「学校法人共栄学園固定資産及び物品管理規程」「学校法人共栄学園図書管理規程」に準拠し適正に行っている。会計監査は、監査法人の公認会計士による会計監査と監事による監査を実施し、年に数回、監事と監査法人の公認会計士と面談の機会を設け意見交換を行うなど、厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「自己点検・評価に関する規則」において、自己点検・評価の目的を定め、自己点検に必要な組織や責任体制、評価対象項目などを定め実施するとともに、内部質保証に関する責任体制として、学長が決定するに際して意見を述べる教職協働による全学運営協議会を置き、恒常的な内部質保証体制を構築している。

内部質保証の推進に当たって、機関レベル、教育課程レベル、授業科目レベルの三つのレベルで PDCA サイクルを構築している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「自己点検・評価に関する規則」に基づき自己点検・評価委員会を置き、自己点検・評価を実施し、結果はホームページで公表していることに加え、各年度において「自己点検作業委員会」によるデータ収集を行うとともに、各年度の取組みは「事業実績報告書」としてまとめ、全学運営協議会で共有している。内部質保証に必要な現状把握のための調査・データの収集・分析に関しては、IR 推進室が「授業評価アンケート」「学修行動と学生生活に関するアンケート」等を取りまとめ、学内への共有を図るとともに、アンケート集計結果等をホームページで公表している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価、認証評価等の結果を踏まえて、中期経営計画及び中期事業計画が策定され、これに基づき毎年度の事業計画書が作成され、これらの事業活動は「事業実績報告書」等で進捗状況の点検・評価を行うことで、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みを構築し、実施している。IR 推進室が中心となって、三つのポリシーを起点とした「授業評価アンケート」「学修行動と学生生活に関するアンケート」、成績・学修成果等に基づく点検・評価を行い、「授業評価アンケート」については、授業改善に関する所見や次年度の対応をまとめ、学部長による評価を行った上で全学運営協議会において改善事項について検討することで、継続的な PDCA サイクルを確立し、教育の改善・向上に努めている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携と社会貢献

A-1. 地域との協働と地域社会への貢献

A-1-① 大学の地域社会との協力関係の構築

A-1-② 大学が持っている多様な資源の社会への提供

【概評】

地域社会への貢献活動、またそのための大学資源の提供を積極的に展開している。大学が所在する春日部市との包括協定の締結に基づき、春日部市の審議会等への委員派遣や、春日部市内の小学4年生から6年生を対象とした「子ども大学かすかべ」の実施、加えて春日部市との連携による授業科目を開講している。近隣の宮代町などにおいても連携活動を行い、体育会サッカー部は、地域のクリーンアップを目指して「スポ GOMI 共栄 CUP」を開催している。

また、春日部市と法人本部が所在する東京都葛飾区において、毎年複数回「共栄大学公開講座」を実施している。実施に際しては、各自治体住民の要望に応えるテーマを立案し、専門の教員が講師として講座を担当している。教育学部生が「子どもは学校だけでなく地域と一緒に育てるもの」という考えのもと、「放課後子ども教室事業」に参画し、地域の子どもの健やかな成長を育む活動に貢献している。また、在学生に幅広く地元地域の魅力を知ってもらいながら地域の活性化に貢献し、新しい経験や知識を広げてもらうことを目的として、「学生ボランティア活動」を推進している。

現在、地域連携と社会貢献を推進する専門部署は整備していないが、今後更に多様な学生ボランティアの推進と情報共有のために、専門部署の設置や財政的支援などの取組みを期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 国際交流活動

国際経営学部と教育学部で構成する本学において、国際交流活動は重要な活動として位置づけられている。学内には「国際交流センター」が設置されており、その活動は「国際交流センター運営委員会」の教職員によって運営されている。【資料特-1-1】

これまでの実績としては、開学時より実施してきた英語スピーチコンテストの運営や、アメリカ・カリフォルニア州パサディナ市青年商工会議所との交流を行っている。さらに平成29（2017）年度には、アメリカ・テキサス州オースティン市のオースティンコミュニティーカレッジ（ACC）の学生との交流を行った。【資料特-1-2～4】

また、学内の留学生に対して地域の様々なイベントへの積極的な参加を促し、留学生の地域内における国際交流活動を奨励している。具体的な実績としては、①春日部市内の「平和フェスティバル」へのボランティア参加、②春日部市と共同実施している日本語スピーチコンテスト出場学生の指導、③春日部市内のイベント（神輿担ぎや大風揚げ）への参加、

④埼玉県内プロ卓球チーム（T.T 彩たま）のホームゲームにおける大会運営のボランティア参加、⑤春日部市内古利根川の清掃活動への参加があげられる。これらの活動に関しては、国際交流センター所属の教員が引率指導をしている。【資料特-1-5～10】

さらに国際交流センターは、学生の海外留学や語学研修への積極的な参加を奨励している。アメリカのセイクリットハート大学、カナダのヨーク大学、オーストラリアのサザン・クイーンズランド大学、マレーシアのサンウェイ大学の4大学と学術交流協定を締結しており、本学から毎年数名の学生が、8週間から1年間の中長期留学を行っている。【資料特-1-11～15】

2. 高大連携

本学は、埼玉県立幸手桜高等学校と高大連携協定を締結している。この協定は、高校及び大学が相互の信頼関係に基づき、教育及び研究機能について交流・連携を行い、高校教育・大学教育の活性化を図ることを目的としている。具体的内容は、幸手桜高等学校の学校評議員会や懇親会などの第三者評価に関する委員会に本学の教授が参加し、学校運営や教育活動について建設的な意見を提言している。また、令和5（2023）年度には、同校の生徒のみを対象とした「1日オープンキャンパス」を実施し、本学教員が大学の模擬講義を行い、本学の学生が大学生活の説明を行った。【資料特-2-1、2】

埼玉県立岩槻商業高等学校とも連携し、「高校生の学習サポーター」として学生を派遣する事業を行っている。さらに同校とは令和6（2024）年度に協定を締結し、より高大連携活動を拡大していく予定である。【資料特-2-3、4】

Ⅳ 大学の概況（令和6（2024）年5月1日現在）

開設年度 平成12(2000)年度
所在地 埼玉県春日部市内牧 4158

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
国際経営学部	国際経営学科
教育学部	教育学科

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和6(2024)年 6月末 8月2日	自己点検評価書を受理 第1回評価委員会議開催

17 共栄大学

8月26日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9月9日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10月7日	実地調査の実施
10月8日	第2・3回評価員会議開催
10月9日	第4回評価員会議開催
10月31日	第5回評価員会議開催
令和7(2025)年 1月10日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2月12日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

18 京都芸術大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学は、使命・目的及び教育目的を定め、簡潔に明文化し、ウェブサイトや冊子を通して周知しており、これらには国際的歴史文化都市である京都において、芸術教育を通じた社会変革と平和創造への寄与を目指す大学の個性・特色を反映させている。また、社会情勢等に対応すべく、令和元(2019)年度に、建学の理念、使命・目的及び教育の目的を見直し、より平易で分かりやすい内容や表現となるように改訂している。令和 6(2024)年度には芸術学部の三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）及び各学科の人材の養成に関する目的を改訂し、新カリキュラムを導入している。中期計画の見直しと策定には、役員と教職員が関与・参画し、長期的ビジョン「芸術立国」の実質化に向け、平成 29(2017)年度、令和 4(2022)年度に、建学の理念、使命・目的を反映した 5 か年中期計画を定めた。使命・目的及び教育目的を達成するために、学部・研究科等、必要な教育研究組織を整備している。

「基準 2. 学生」について

大学は、学部・研究科のアドミッション・ポリシーを策定し、学生募集要項やウェブサイトで公表、周知し、入学者選抜方針にのっとり、適正に入学者選抜を行っている。学修支援では、「学生サポートメモ」の活用や「修学指導面談」の実施、各学科やセンターの研究室に配置した職員による学生対応等を行っている。また、全学生が利用可能な制作工房に専門技術員を常駐させ、学生の創作活動を支援している。キャリア支援では、芸術・デザインに関する専門人材を求める企業から学生個人に対して行われる独自のスカウト制度を設け、学生の就職活動の選択肢を広げている。また、教員と学生が授業づくりのための意見交換を行う研修や「学生生活・学習アンケート」等の実施、学生の相談等への AI 自動回答機能を用いた即時回答や教職員による E メール対応、通信教育課程での学修システム「airU」の活用等による、学生の意見・要望の把握と対応に取り組んでいる。

〈優れた点〉

- 学生の創作活動を広く支援するための「ウルトラファクトリー」を設置し、専門の技術員が常駐してサポートしていること及びライセンス制度によって安全面も考慮した運用をしていることは、高く評価できる。
- 芸術研究科では、大学独自の奨学金制度として「大学院特待生制度」「長谷川記念奨学金」「大学院研究・制作・発表助成制度」を設けており、手厚い助成が行われていることは、

高く評価できる。

○図書館の開館時間は、通学課程及び通信教育課程の全開講日に対応しており、日曜日・祝日も開館されていることは、高く評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

大学は、教育目的及び人材養成の目的を踏まえ、学部・研究科ごとにディプロマ・ポリシーを策定し、周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえ、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を定め周知し、厳正に適用している。令和 6(2024)年度入学学生からは GPA(Grade Point Average)を卒業要件に加えており、通信教育課程でも成績評価による GPA を導入している。各課程では、ディプロマ・ポリシーに基づくカリキュラム・ポリシーを定め、それに沿って学部・学科ごとに学修成果を点検し、教育内容及び教授方法の改善と工夫、学修指導に取り組んでいる。「内部質保証方針」に基づくアセスメント・ポリシー及びアセスメント・プランを定め、教員による授業科目の点検と学科長による教育成果の点検を通して、教育内容・教授方法を改善している。通学課程では、グループワーク型授業や PBL(Project Based Learning)型授業などを、通信教育課程では、スクーリング、メディアの利用など、さまざまな教授方法を取入れた授業を展開している。

〈優れた点〉

○学科ごとの学修成果の点検・評価を行うことを目的に、学科別に作成された自己点検評価書をもとに、カリキュラムの外部評価を実施している点は、高く評価できる。

「基準 4. 教員・職員」について

学長は、教学に関する重要事項を教授会、研究科委員会等で意見を聴き、使命・目的、学則などの諸規則等を踏まえて決定している。学長の教学マネジメントにおける適切なリーダーシップの発揮と業務執行に際して、副学長、「学長会」、必要な事務組織を置き、体制を整備している。教員については、「教育職員の採用及び昇任に関する規程」による適切な採用・昇任を実施し、FD(Faculty Development)研修や「授業改善アンケート」をもとにした教員個人及び学科レベルでの点検・評価を行い、大学全体で教育内容の改善に努めている。基幹教員の研究環境については、要望を踏まえた適切な判断のもとで整備している。また、大学を取巻くさまざまな変化や大学経営をめぐる課題に対応できる職員育成のため、職員人事及び人事評価制度では、業務を通じて職員の資質・能力の向上を図る仕組みを構築し、「学校法人瓜生山学園事務職員研修規程」のもと、SD(Staff Development)研修を実施している。

〈優れた点〉

○FD 研修において、教員推薦又は公募により参加した学生を「学生 FD 委員」として任命し、学生参加型の「授業カイゼン研修」を行い、学生からの具体的な提案を改善に活用していることは評価できる。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

大学は、寄附行為に基づき、法令及び学内諸規則を遵守し、経営の規律と誠実性の維持に努めている。理事会は、中期計画、事業計画、報告に関する事項、法人に係る重要事項等の審議を適切に行い、安定した法人経営の維持に努めている。また、常任理事会を置き、法人運営の円滑化と業務執行の迅速化を図り、理事会では管理部門と教学部門の意思疎通を図る体制を構築している。理事、監事及び評議員を適切に選任し、監事は、理事会、評議員会、常任理事会で必要な意見を述べ、評議員会は理事会からの諮問に応えるなど適切に機能している。中期計画に示した財務に関する目標に沿って、安定した財務運営が行われ、経営は良好な状態となっている。また、学校法人会計基準及び学内諸規則にのっとり適正な会計処理を行うとともに、監査法人、監事、内部監査室による三様監査を行い、監査機能の継続的な充実と強化に努めている。

「基準 6. 内部質保証」について

大学は、「内部質保証方針」を定め、学長を自己点検・評価委員会の委員長とし、内部質保証推進の責任を明確にするとともに組織体制を整備している。内部質保証については、教学、大学運営・財務の各観点から検証を行い、教学においては、三つのポリシーを起点とした内部質保証を行うことによって、教育の改善・向上に反映している。令和 5(2023)年度には、企業による外部評価や姉妹校等の教員、企業の代表者等を構成員としたカリキュラムに関する外部評価を実施している。学部・研究科及び事務局各部署の方針を踏まえた各教職員の目標の PDCA サイクルと、教学・大学運営の PDCA とを連動させることで改善を図り、教職協働によって内部質保証に係る委員会等を運営することで、大学全体の内部質保証を機能させている。また、IR 室を設置し、学長の施策立案・意思決定や各部署の運営をサポートしている。

総じて、大学の使命・目的等は大学の活動全体に反映されている。三つのポリシーのもと、学生の受入れと支援、学修環境の整備と教育課程が運用され、また、学長のリーダーシップのもと、教職協働による大学運営がされている。中長期計画に基づく法人の運営により、経営・管理、財務状況は良好であり、組織的体制での自主性・自律性に基づいた自己点検・評価が行われ、内部質保証は適切に機能している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A. 伝統文化の普及活動による地域貢献と学習機会の提供」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 京都国際平和構築センター
2. 通学課程及び通信教育課程、併設校等との教育連携

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、使命・目的及び教育目的を、大学学則、大学院学則、「通信教育課程規程〔学部〕」「通信教育課程規程〔大学院〕」に定め、具体的かつ簡潔に明文化するとともに、人材の養成に関する目的を分かりやすく簡潔に文章化している。また、使命・目的及び教育目的に、国際的歴史文化都市である京都において、芸術教育を通じた社会の変革と平和創造への寄与を目指す大学の個性・特色を反映し、示している。大学は、社会情勢などに対応すべく、令和元(2019)年度に「学長会」において、建学の理念、使命・目的及び教育目的の見直しの必要性を検討し、より平易で分かりやすい内容や表現となるように改訂している。また、令和 6(2024)年度には芸術学部の三つのポリシー及び各学科の人材の養成に関する目的を改訂し、新カリキュラムを導入している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学では、中期計画策定に係る建学の理念、使命・目的及び教育目的などの見直しについて、「学長会」で役員が審議し、「代表教授会」で教員、事務局各課長に意見を聞き、「学科会議」で諮るなど、役員と教職員が関与・参画している。大学は、建学の理念、使命・目的及び教育目的を学則やウェブサイトで公開し、「教職員総会」で共有を図るとともに、理想と志をまとめた冊子を配付して、全教職員、学生及び学外に周知している。平成 19(2007)年度にまとめた長期的ビジョン「芸術立国」の実質化に向け、平成 29(2017)年度、令和 4(2022)年度に、建学の理念、使命・目的を反映した 5 か年中期計画を策定している。

また、建学の理念、使命・目的及び教育目的に基づいた三つのポリシーを定め、それらの達成に必要な教育研究組織として学部や研究科、附置機関を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

芸術学部・芸術研究科の専攻ごとに教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、学生募集要項やウェブサイトで公表し、学内外へ周知している。

アドミッション・ポリシーに定められた入学者選抜方針に基づいて入学者選抜を実施している。また、アドミッション・ポリシーに即した入学者選抜が実施されたかについて検証するため、アドミッション・オフィスが入試ごとの GPA や単位修得状況に関する分析を行い、「学長会」等に報告して、改善の必要性について検討している。

コロナ禍でのオンライン教育に対する社会人の期待など、社会的需要の急増に対応するため、入学定員数・収容定員数を増加するなど、入学定員に沿った適切な学生の受入れに努めている。

〈参考意見〉

○通信教育部芸術学部の全ての学科の在籍学生数について、収容定員を著しく超過しており、一部の学科で入学定員数の増加を行っているが、適切な入学者選抜の実施を通じた入学定員の管理が望まれる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援体制として「学生サポートメモ」を活用し、定期面談や成績不振学生に対する「修学指導面談」を行うとともに、状況に応じて適宜面談を行っている。各学科・センターの研究室には、職員と副手が常時在席し、学生からの相談や各種手続きに応じることで、教員と職員等が学生状況の共有を図っている。

留学生には、日本語能力の更なる向上を目的に、留学生対象科目として「学術基礎（日本語科目）」を開講するほか、外部機関によるオンライン講座の案内を行っている。

通信教育課程におけるオフィスアワーの活用は、Eメールやチャットも含めて非常に多く行われ、研究室主催の「学習相談会」を全学科で多数開催するなど、学修支援の充実に努めている。学修支援及び教育研究の補助を目的に、TA制度及びSA(Student Assistant)制度を整備している。

〈優れた点〉

○学生の創作活動を広く支援するための「ウルトラファクトリー」を設置し、専門の技術員が常駐してサポートしていること及びライセンス制度によって安全面も考慮した運用をしていることは、高く評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

大人数のインターンシップ受入れが可能な企業と連携し、必要な事前・事後学修を行った上で実働 40 時間以上の参加実績がある場合に、所定の審査を経てインターンシップの単位認定を行っている。

学生及び企業の登録料を不要とした大学独自のスカウト制度「ART STUDENT スカウト」を運用し、芸術・デザインに関する専門人材を求める多様な企業の求人情報をウェブサイトに掲載している。企業から学生個人に対して面接オファーが行われ、就職活動を行う学生の選択肢が広がっている。

過去 5 年間の芸術学部卒業生に対する就職者及び進学者の割合は高くなっている。卒業後も同年 4 月末までは、在学時と同様に求人の紹介や面接対策等の就職支援を積極的に継続している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

大学では、奨学金申込みや学費納入についての相談、学生会やクラブ活動等の課外活動の支援、留学生への支援等を行っている。保護者会である「蒼山会」では、授業以外での学生の自主的な個展、グループ展、公演等の活動を支援する「対外文化活動補助制度」を設け、学生生活の支援をしている。

「京都芸術大学における障がい学生支援に関する基本方針」を定め、支援に携わる全ての教職員が、支援活動を通じて障がいについての理解を深めている。

合理的な配慮を必要とする多様な学生が適切に支援を受けられるよう、健康支援室、学生相談室、UDL(Universal Design for Learning)推進室から構成される「学生支援センター」を設置している。

〈優れた点〉

○芸術研究科では、大学独自の奨学金制度として「大学院特待生制度」「長谷川記念奨学金」「大学院研究・制作・発表助成制度」を設けており、手厚い助成が行われていることは、高く評価できる。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎等の面積は、設置基準を満たしており、施設・設備を各種法令に基づいて管理し、学修環境の安全と向上に努めている。

絵画の授業に適した天井の高い教室、舞台芸術の授業に適した床や鏡を備えた教室、映画制作に適した天井照明を備えた教室、防音仕様のスタジオなど、各学科の専門教育に対応した演習室を十分に備えている。

全ての校舎に車椅子で行くことができるよう整備するとともに、履修する学生の状況に応じて教室変更を行うなどの配慮をしている。今後は、各教室のバリアフリー化を段階的に進める予定である。

講義科目、演習科目のいずれにおいても、少人数授業を中心として、授業を行う学生数を適切に管理している。

〈優れた点〉

○図書館の開館時間は、通学課程及び通信教育課程の全開講日に対応しており、日曜日・祝日も開館されていることは、高く評価できる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修に関する学生の意見・要望を把握するために「授業改善アンケート」を実施し、各学科の改善した取組み内容を示した資料について、在学生専用ウェブサイトを通じて学生にフィードバックしている。加えて、学生参画型 FD 研修として「授業カイゼン研修」を実施し、教員と学生が授業づくりのために意見交換を行う場を設けている。

令和 6(2024)年度から心理スクリーニング検査を実施し、メンタルヘルスに不調を抱える学生の早期発見に取り組んでいる。在学生専用ウェブサイトで、学生の相談等に対して、AI 自動回答機能によるチャット形式での即時回答や教職員から E メールで回答する仕組みを設けている。通信教育課程では、学修システム「airU」を用いて相談等に対応している。

「学生生活・学習アンケート」において、施設・設備等の学修環境に関する意見・要望を把握し、事務局各部署に共有の上、改善結果を学生にフィードバックしている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的及び人材養成の目的に基づき、芸術学部及び芸術研究科専攻ごとのディプロマ・ポリシーを策定し、周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定し、在学生専用ウェブサイトの「学修

ガイド」や「大学院ハンドブック」に掲載するとともに、新年度ガイダンス等でも学生に周知している。また、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準について厳正に適用し、卒業要件に GPA の基準を設けるなど、修得レベルの向上を目指しており、通信教育課程でも成績評価に関するガイドラインを策定し、GPA の活用を開始している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

芸術学部のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに定められた「人間力」と「創造力」を構成する「6 つの能力」を体系的に修得できるよう策定し、ウェブサイトや在学生専用ウェブサイトへ掲載するなど、学内外に周知している。学科ごとにカリキュラム・マップを作成し、各授業科目とディプロマ・ポリシーに定める能力との関係性を明示し、シラバスでも説明している。通学課程は、学部共通の芸術教養科目と学科ごとに開設する専門科目から構成され、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されている。通信教育課程では、教養教育科目に該当する総合教育科目と学部共通専門教育科目、学科専門教育科目、コース専門教育科目に区分して構成されている。

通学課程では、グループワーク型授業、PBL 型授業、産学公連携授業、オンラインを用いた授業など、教授方法の工夫を図り、通信教育課程では、印刷教材等による授業、スクーリング、メディアを利用した授業などさまざまな教授方法を取入れている。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

「内部質保証方針」に基づいて、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価の指標となるアセスメント・ポリシー及びアセスメント・プランを定めて、授業改善アンケートの結果を教員にフィードバックし、教員は、半期ごとに担当した授業科目の結果を点検

している。学科長は、各教員から提出されたリフレクション・ノートをもとに半年ごとに教育成果の点検を行い、「授業点検・評価報告書」を作成し、教育内容・教授方法の改善に取り組んでいる。また、通学課程、通信教育課程それぞれに FD 委員会を設置し、学外の第三者による評価を実施して、学科ごとに作成する自己点検評価書をもとに、カリキュラムの外部評価を実施している。

〈優れた点〉

○学科ごとの学修成果の点検・評価を行うことを目的に、学科別に作成された自己点検評価書をもとに、カリキュラムの外部評価を実施している点は、高く評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長は、教学に関する重要事項について、教授会及び研究科委員会だけでなく教育推進会議、学科会議を通じて学内の意見を聴いた上で、大学の使命・目的を勘案し「学校法人瓜生山学園理事会業務委任規程」「学校法人瓜生山学園管理運営規程」及び学則に基づき諸事項についての決定を下しており、教学マネジメントにおける学長のリーダーシップを適切に発揮し、大学の意思決定と責任体制が明確になっている。学長を補佐する体制として副学長を 3 人置き、その職務は学長の指示に基づいて業務を分担している。学長がリーダーシップを適切に発揮し、業務執行を進めていく上で必要な企画や学内の意見調整を行うため、学長を議長とし、理事長及び教学部門並びに事務局の責任者で組織する「学長会」を設置している。また、大学運営に必要な事務組織が構築され、必要な人員を配置している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院は、設置基準に規定される必要基幹教員数、教授数、研究指導教員数及び研究指導補助教員数を確保している。

教員の採用・昇任については、「教育職員の採用及び昇任に関する規程」によって適切に審議され、採用候補者は学長が推薦の上、理事長が採用を決定し、昇任候補者は常任理事会にて審議の上、学長が昇任を決定している。

FD 活動の推進を図るために FD 委員会の立案に基づき、「FD のてびき」を作成し、組織的かつ体系的に FD 研修を計画・実施し、年度末に FD 活動報告書をまとめ教職員に共有している。学生による授業改善アンケートを通じ、授業満足度の向上を図り、各授業のクオリティを組織的に把握・点検し、一定の基準に満たない授業は教員個人レベル、学科レベルで点検・評価を行い、大学全体で教育内容の改善に努めている。

〈優れた点〉

○FD 研修において、教員推薦又は公募により参加した学生を「学生 FD 委員」として任命し、学生参加型の「授業カイゼン研修」を行い、学生からの具体的な提案を改善に活用していることは評価できる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学を取巻く社会環境の変化、学生ニーズの多様化や質的变化など、大学経営をめぐる課題の高度化や複雑化に対応できる職員の育成を目指し、職員人事制度を策定し、「事業計画」と「目標管理」を連動させて、業務を通じて資質・能力の向上を図る仕組みにしている。

職員の育成評価制度では、育成評価ツールを用い、部署目標と連動した個人の目標管理を行っており、育成のための評価という基本的な考え方に基づき、成果・業績だけでなく、プロセスも重視した評価を実施している。

SD 研修は「学校法人瓜生山学園職員研修規程」を定め、「学園が計画する研修」「部署が計画する研修」「個人が計画する研修」として体系的に組立て職員の人材育成に取り組んでいる。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

基幹教員の研究環境については、各学科及び専攻、センターごとに研究室を設置し、教育研究環境の整備や機器備品についても、環境整備や機器備品整備の要望に基づき、その適切性を判断し、充実を図っている。リサーチ・アドミニストレーターや競争的資金獲得のための専門職員を配置し、研究支援を行っている。

研究活動全般の責任・管理体制明確化を目的に、各種ガイドラインや諸規則を制定し、研究不正防止を図りつつ、教職員向けの研究不正防止に向けた各種研修会を開催し、大学全体のコンプライアンス向上に努めている。

「学校法人瓜生山学園個人研究手当規程」に基づく基幹教員の研究助成手当のほかに、「特別研究費運用規程」に基づき特別研究費の制度を設け、教職員の研究及び創作活動の充実を図っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

経営の規律と誠実性の維持については、寄附行為において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、芸術立国の志によって世界の恒久平和に寄与し、これに資する人材の育成を目的とする」と規定し、これに基づき法令及び学内諸規則を遵守し、適切に運用している。使命・目的の実現に向けて、理事会が中期計画、事業計画、予算、事業報告及び決算のほか、法人に係る重要事項の審議を適切に行い、法人の使命・目的を実現させるための継続的努力を行っている。

人権への配慮については、「ハラスメントの防止に関する規程」で適切に整備している。

安全への配慮については、「学校法人瓜生山学園事業継続計画（BCP）」「学校法人瓜生山学園危機管理規程」を定め、災害に対応できる体制をとっている。教育情報及び財務情報については、ウェブサイトで適切に公表している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は法人の最高意思決定機関として、令和 5(2023)年度は 7 回開催され、寄附行為の定めに基づき諸事項を審議及び決定し、適切に運営している。

使命・目的の実現のため、理事会をサポートする機関として理事長、学長、常勤の理事のほか、理事長が必要と認めるものとして監事、教学組織の責任者及び事務局長で構成する常任理事会を設置し、原則毎月開催して法人運営の円滑化と業務執行の迅速化を図っている。理事は、寄附行為に従って適切に選任されている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長は、寄附行為により「法人内部の事務を総括し、この法人の業務について、この法人を代表する」として、理事会及び常任理事会の議長としてリーダーシップを発揮しつつ円滑な意思決定を行っている。理事会には、学長を含む大学教員 2 人が出席し、教職員の提案を受入れる仕組みを踏まえ、教学側の意見を十分に聴く体制を構築し、管理部門と教学部門の意思疎通を円滑に行っている。2 人の監事は、理事会、評議員会及び常任理事会に出席して、法人の業務、財産の状況及び理事の業務の執行状況などに関し、必要に応じ意見を述べている。評議員会は、令和 5(2023)年度は 5 回開催され、理事会からの予算計画、事業計画等の重要事項についての諮問に応え、決算及び事業の実績に意見を述べており、諮問機関として適切に機能している。監事・評議員は寄附行為に従って適切に選任されている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人瓜生山学園中期計画 Vision2026」において、財務の重要目標達成指数の数値目標を定め、毎年決算理事会において達成状況の確認を行い、良好かつ安定した財務運営を行っている。財務の中期計画では、財務基盤の強化と将来の資金確保を目的として、特定資産の積増しを行っており、順調に目標を達成している。直近 5 年間の決算では、学生生徒等納付金収入が順調に確保され、資産運用に当たっては安全性を確保し授業料収入に偏らない財源の多様化に取り組んでいる。結果、大型設備投資が続く中で、基本金組入れ後の収支差額において黒字を維持し続けている。財務関係比率は、全国大学法人の平均と比べ、経常収支差額比率は平均を上回っており、良好な経営状態となっている。受託事業収入、科学研究費助成事業等の外部資金獲得に向けて、積極的に取り組んでおり、成果を上げている。

5-5. 会計**5-5-① 会計処理の適正な実施****5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施****【評価】**

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準や「学校法人瓜生山学園経理規程」などの学内諸規則にのっとり、適正に行われている。予算策定は、大学全体の事業計画に沿った業務計画を立案し、予算編成方針にのっとり各部署で予算を策定し、規則に基づき支出をして収支バランスが確保されている。学校法人会計基準の知識と専門性の向上に努めるため、経理課職員を会計関連の外部研修会に参加させ、専門知識の習得と向上に努めている。

監査法人による会計監査に加え、監事が適切に監査を実施している。また、理事長直轄の内部監査室を設置し、「学校法人瓜生山学園内部監査規程」に基づき業務監査及び会計監査を行い、三様監査体制のもと、当該監査結果を速やかに監事及び監査法人に報告するとともに常任理事会にも報告し、監査機能の充実及び強化に向けて継続的に注力している。

基準 6. 内部質保証**【評価】**

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制**6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立**

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、建学の理念、使命・目的に基づく教育目的及び各種方針を実現するために「内部質保証方針」を定め、基本方針にのっとり内部質保証に取り組んでいる。教学運営に係る内部質保証について、「学長会」のもとに教育推進会議、代表教授会、学科会議を設け、学長のリーダーシップのもと、大学の諸施策を実施するなど、責任体制を整えている。また、大学運営・財務に係る内部質保証について、経営企画会議は、中期計画に基づき事務局重点課題を定め、事務局各課の進捗状況の確認と改善に向けた指示を行うなど、推進する責任体制を確立させている。学長を委員長とする自己点検・評価委員会は大学全体の内部質保証を推進する組織体制のもとに、自己点検・評価の結果を理事会等に報告するとともに「自己点検・評価報告書」を作成し、公開している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学則等で「教育研究活動等の状況についての点検及び評価を行う」と定め、自己点検・評価委員会のもと、自己点検・評価を行い、令和 5(2023)年度まで各年度、「自己点検・評価報告書」をまとめて、共有し、公表している。また、平成 29(2017)年度に認証評価を受けて、結果をウェブサイトで公表している。令和 5(2023)年度には企業による外部評価や姉妹校等の教員、企業の代表者等を構成員とする「カリキュラム評価委員会」による「学科別カリキュラム外部評価」を実施している。平成 27(2015)年度に IR 室を設置し、教育研究、学修等に関する情報を収集、蓄積、分析、提供し、各部署の運営や学長の施策立案・意思決定をサポートしている。令和元(2019)年度にアセスメント・ポリシーを定め、分析結果等を「学長会」で報告し、各学科と共有している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学部・研究科において三つのポリシー及びアセスメント・ポリシーを策定し、「内部質保証方針」に基づく点検・評価を行い、改善に取り組んでいる。教学運営に係る内部質保証では、大学・プログラム・授業科目・学生の各レベルで、三つのポリシーを起点とした点検・評価を行い、その結果を踏まえた改善・向上に取り組み、また、大学運営・財務に係る内部質保証では、中期計画に基づく各年度の事務局重点課題を定め、経営企画会議が事務局各課の目標達成状況を点検・評価することで改善・向上に取り組むなど、それぞれにおいて PDCA を機能させている。中期計画を学部や部署の方針から個人目標に落とし込む仕組みを作り、実施することで、各教職員の取り組みによる PDCA と、教学・大学運営の PDCA を連動させて改善・向上を図るとともに、各種会議・委員会を教職協働で運営することにより、大学全体の内部質保証を機能させている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 伝統文化の普及活動による地域貢献と学習機会の提供

A-1. 伝統文化の普及活動による地域貢献

A-1-① 学内に設置された京都芸術劇場「春秋座」を中心とした伝統文化公演実施

A-2. 伝統芸術を活用した学習機会の提供

A-2-① 在学生への教育プログラム及び一般公開講座によるプログラム提供

【概評】

「藝術立国」「京都文藝復興」の理念に基づき、伝統文化の普及活動による地域貢献として、学内に設置された京都芸術劇場「春秋座」を中心に伝統文化公演を実施している。教育、研究、社会貢献の三つを運営理念として掲げ、舞台芸術学科の授業やプロジェクトで活用するとともに、学生による現場での運営サポートは、教育効果向上に寄与している。最新舞台芸術の上演による「劇場実験」型研究として成果を上げ、年間で最大 2 万人程度が来場するなど、地域社会に対して伝統文化芸術を中心とした貴重な劇場公演を提供することに貢献している。また、多言語対応やバリアフリー対応、鑑賞サポートなど社会包摂の取り組みも行っている。

通学課程及び通信教育課程において、伝統文化、伝統芸術に関する演習科目や教養科目をカリキュラムの正課科目として体系化した上で、一般公開講座として「日本芸能史」や「京都学」といった独自のプログラムを開講し、長年市民に親しまれている。通信教育課程への展開は、多地域多世代の学生に対してプログラムを提供することに大きく貢献している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 京都国際平和構築センター

本学では、「藝術立国」「京都文藝復興」等の理念を掲げ、芸術文化の活用による国際平

和構築に向けた活動をおこなっている。国際連合創設 75 周年記念事業「芸術文化学術フォーラム 2020 in 京都」の本学での開催を機に、平和構築ならびに持続可能な開発目標（SDGs）の達成を推進するための国際協力を行うことを目的として、元国連事務次長、国連事務総長特別代表、大使などを評議員として迎え、本学の附置機関として「京都国際平和構築センター」を令和 2（2020）年度に設置した。

令和 3（2021）年度の元東ティモール共和国大統領兼首相への名誉博士号の授与や国連事務総長特使など国連関係者との会談をはじめ、令和 5（2023）年度には、国際社会におけるプレゼンス向上に向けて、国連大学学長、国連活動支援担当事務次長、国連ボランティア計画関係者など国連機関要職者との会議をセンター主催で実施し、芸術文化の活用による国際平和構築について議論を行った。令和 4（2022）年度にはスイス・ジュネーブで実施された国連システム学術評議会の年次総会へ出席し、アジア太平洋地域における活動について協力連携協定を締結した。その他、本センター主催による公開講座も実施し、教育による国際平和構築の推進を図っている。

2. 通学課程及び通信教育課程、併設校等との教育連携

通学課程では、学部共通科目の芸術教養科目において、通信教育課程のウェブスクリーニング科目を「芸術史講義」として開講している。この科目は単位認定・卒業要件への算入ができる仕組みとなっており、1,174 人が受講した。

芸術学部のこども芸術学科は保育士資格と幼稚園教諭一種免許状を取得することができることから、学生の保育実習において併設校の「認可保育園こども芸術大学」で実習生を受入れている。保育実習前の事前授業で学生が保育園を訪ね、園児や保育士と交流するなどの教育連携を行い、延べ 90 人の学生と、3 歳から 5 歳までの園児 47 人とが交流した。

芸術研究科では、外国人留学生向けの日本語科目「学術基礎」の科目設計に併設校の京都文化日本語学校の教員が参画し、留学生 98 人が受講している。

通信教育課程では、外国人学習者を対象に、専門的な学びを深めるとともに日本語能力の向上を目的とした「外国人学習生プログラム」を併設校の京都文化日本語学校と連携し開発した。7 科目の日本語科目を開講し 43 人が受講した。

京都芸術大学附属高等学校では、高校 2 年生及び 3 年生を対象に、大学の教員が授業を担当する大学連携科目を夏期集中授業として開講している。令和 5（2023）年度は「プロフェッショナル科目Ⅰ～Ⅺ」の 11 科目を開講し 211 人が受講した。知識やスキルを学ぶだけでなく、専門分野の仕事の話を聞くことで自分の将来の進路を考えるきっかけにもなることから、出席率も平均よりも高く、生徒からの評価も高い授業となっている。

このように、学園が設置する大学（通学課程及び通信教育課程）、専門学校、日本語学校、認可保育園、附属高校のそれぞれが積み上げて来た教育ノウハウを活用し、学校の枠を超えて教育活動の質的向上に取り組んでいる。

Ⅳ 大学の概況（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）

開設年度	平成 3(1991)年度
所在地	京都府京都市左京区北白川瓜生山 2-116

18 京都芸術大学

京都府京都市左京区北白川上終町 4

京都府京都市左京区田中高原町 25

京都府京都市左京区岩倉花園町 608-1

東京都港区北青山 1-7-15

大阪府大阪市北区小松原町 2-4 大阪富国生命ビル 5 階

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
芸術学部	美術工芸学科 マンガ学科※ キャラクターデザイン学科 情報デザイン学科 プロダクトデザイン学科 空間演出デザイン学科 環境デザイン学科 映画学科 舞台芸術学科 文芸表現学科 アートプロデュース学科※ こども芸術学科 歴史遺産学科※
通信教育部芸術学部	芸術学科（通信教育課程） 美術科（通信教育課程） デザイン科（通信教育課程） 芸術教養学科（通信教育課程）
芸術研究科	芸術専攻 芸術環境専攻
芸術研究科（通信教育）	芸術専攻（通信教育課程）

※は募集停止

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 8 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 3 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 17 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 28 日	実地調査の実施
10 月 29 日	第 2・3 回評価員会議開催
10 月 30 日	第 4 回評価員会議開催
12 月 2 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 9 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2 月 3 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

19 京都情報大学院大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目的は、建学の理念「社会のニーズに応え、時代を担い、次代をリードする高度な実践能力と創造性を持った応用情報技術専門家を育成する」に基づいて定め、いずれも大学の個性・特色を反映したものとなっている。使命・目的等は大学ウェブサイトに掲載して学内外に周知しており、その見直し等を行うに当たっては、各種会議の議を経て理事会で審議・決定している。また、使命・目的等を達成するため、中期事業計画を策定し、諸施策を講じている。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は建学の理念及び使命・目的を反映して策定しており、その実現に向けて必要な教育研究組織を整備している。

「基準 2. 学生」について

教育目標を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、大学ウェブサイト等により周知している。入学者選抜は、公正かつ妥当な方法及び体制により実施している。海外提携校との連携強化により、入学者数は入学定員を十分満たしている。学修支援及びキャリア支援については、「アカデミックコーディネーター」やキャリアセンターが教職協働により取り組んでおり、特に留学生に対しては中国語や英語が堪能な職員を配置して、多言語で対応できる環境を整えている。学修環境について、京都本校及びサテライトキャンパスとも教育目的を達成するために適した施設・設備を整えている。学修環境に関する学生の意見・要望については、「学生生活満足度調査」やオンラインサポート窓口等により把握し、改善に努めている。

「基準 3. 教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは教育目的を踏まえて策定しており、大学ウェブサイト等により学内外に周知している。また、同ポリシーを踏まえて各授業科目の教育目標や成績評価方法、修了認定基準を適切に定め、厳正に適用している。カリキュラム・ポリシーは、「使命・目的に基づき、IT（ICT）スキルとマネジメントスキルとを兼ね備えた、ウェブビジネス分野で活躍できる高度専門職業人を育成するためのカリキュラム」としており、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って、専門分野科目群他 2 科目群で構成している。これらの学修成果とともに学生による授業評価と学生生活満足度調査から教育内容・方法に対する意見を聴取し、総合的に点検・評価を行い、教育及び学修指導の改善に活用している。

「基準 4. 教員・職員」について

学長の補佐体制として 4 人の副学長を置くとともに、校務に関する最終的な決定権が学長にあることを学則及び組織規程等に明記しており、学長が適切にリーダーシップを発揮できる体制を確立している。また、教授会に相当する大学院委員会は大学院委員会運営規程等に基づき適切に運営しているが、同委員会に意見を聴くことが必要とする事項を定めていない点については早急な対応が必要である。教員は設置基準を満たした専任教員数、教授数、実務家教員数を確保し、研究者教員と実務家教員のバランスを考慮した構成としている。また、教員の採用・昇任については、関係規則に基づき適切な運営を行っている。FD(Faculty Development)については、副学長をセンター長とする高等教育・学習革新センターが担当し、教育内容・方法等の改善・開発が継続的かつ効率的に図れるよう努めている。一方、SD(Staff Development)については、職員の資質・能力向上を目的として、組織的な研修を行っている。

〈優れた点〉

○業務の効率化及び教職協働を推進することを目的として、「アドミニストレーション教員」を配置していることは評価できる。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為及び組織倫理に関する諸規則を整備し、経営の規律と誠実性の維持を図っている。中期事業計画を策定し、理事長教育諮問会議及び大学院委員会等のもとで PDCA を展開し、使命・目的の実現に向けた継続的な努力を行っている。環境や人権に関する諸規則を定めるとともに、危機管理マニュアル等を整備し、環境保全、人権及び安全に配慮した体制を整備している。理事会は法人の最高意思決定機関として適切に機能し、寄附行為により、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。理事、監事及び評議員を寄附行為に基づき適正に選任して、理事会及び評議員会ともに適切な運営を行っている。財務運営について、入学者数が安定的に推移し、基本金組入前当年度収支差額は収入超過の状態が続いており、安定した財務基盤の確立と収支バランスを確保している。会計処理についても学校法人会計基準及び関係規則に基づき、適切に行っている。

「基準 6. 内部質保証」について

学則及び「自己点検・評価に関する規程」に基づき、内部質保証に関する方針を定め、構成員に周知するとともに、教育研究活動等の状況について定期的に自己点検・評価を実施している。内部質保証のための恒常的組織として、学長を責任者とする自己点検・評価委員会を核として、理事長教育諮問会議や大学院委員会及び内部監査室等と連携した内部質保証体制を整備している。自己点検・評価のエビデンスについては、高等教育・学習革新センター他各部署が収集・分析を行っている。三つのポリシーを起点とした内部質保証の自己点検・評価は全学的な連携体制により行い、中期事業計画及び年度計画の実施結果を精査し、その評価結果をもとに必要に応じて改善に取組み、その結果の検証も行っている。大学運営において、PDCA サイクルの仕組みは十分機能している。

総じて、建学の理念に基づく大学の使命、目的及び教育目的を定め、その実現に向けて学修環境、教育研究環境の整備・充実に取り組んでいる。大学院委員会の運営に一部問題があるが、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を3年ごとに実施し、その結果を踏まえたPDCAを展開し、教育の改善・向上に取り組んでいる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 外国人特別研究員による高校への最新技術紹介
2. 教養教育の実践

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的については、学則及び大学ウェブサイト等に具体的かつ簡潔に明文化している。いずれも、建学の理念「社会のニーズに応え、時代を担い、次代をリードする高度な実践能力と創造性を持った応用情報技術専門家を育成する」を基軸とし、大学の個性・特色を反映したものとなっている。また、社会情勢の変化を鑑みて、必要に応じて使命・目的等の見直しを行っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の策定や見直しを行うに当たっては、教職員で構成する各種会議の議を経て理事会で決定しており、役員及び教職員の理解と支持を得ている。また、使命・目的等は、大学ウェブサイトや学生便覧に掲載し、学内外に周知するとともに、それを反映した重点項目を中期事業計画に掲げている。三つのポリシーは建学の理念や使命・目的等を反映して策定しており、1 研究科 1 専攻、付属の研究所やセンター等、教育研究上の目的を達成するために必要な教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえてアドミSSION・ポリシーを策定し、大学ウェブサイト、大学案内、学生募集要項及び大学院説明会で周知している。

入学者選抜は、アドミSSION・ポリシーに沿って公正かつ妥当な方法及び体制により適切に実施している。入学者数についても入学定員を十分に満たしている。

海外提携校との連携を強化して、入学志願者数の増加に努めており、収容定員に沿って学生数を確実に維持している。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

全新入生を対象に教員による「アカデミックコーディネーター」（以下「AC」という。）を割当て、学生の学修・科目履修及び学生生活上のさまざまな相談に対応している。中途退学、休学及び留年等の対応、授業の欠席、成績不振、学費未納など多岐にわたって事務部とACが情報共有し、学生の面談と相談を行っている。学生に関する特記事項や面談記録は、ACと事務部共に「学生情報管理システム」に記録し、全教職員が参照できるようにし、指導記録を共有している。障がいのある学生に対して個別の状況に応じて必要な支援を行えるよう対応している。これらにより、職員と教員が協働して学生の学修や生活の指導・支援をしている。

チュータリングサービス体制による上級生や認定TAを授業支援の一つとして制度化している。オフィスアワーは原則、授業時間の前後30分とし、これ以外にも設定している。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

多くの講義でグループワークを取入れ、協働する力やコミュニケーション能力を身に付ける授業が行われている。日本で就職を希望する留学生に必要なビジネス日本語やEメールの書き方などを修得する講義科目も開講している。就職支援活動では、対面やEメールによる個別面談において英語のみならず、中国語やネパール語などでも対応している。

授業外での取組みとして自分自身の適性を把握し、実践的な能力を育成できるようインターンシップへの参加を支援している。インターンシップの種類は、①独自に企業等と提携したプログラム②海外インターンシップ③公的機関が実施するプログラム④就職サイトで募集されるプログラム—の四つあり、他に留学生を対象とした有給インターンシップもある。就職進路ガイダンスやセミナー、学内企業説明会の開催、就職対策講座の開催及び就職・進学に関する情報提供は、全てキャリアセンターが企画・運営している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生課が中心となり、ACと連携して学生生活の安定のための支援を行っている。事務窓口では、事務手続きのほか、学生生活上の相談も受付けている。学生の自治活動である学生会のイベントや活動が行われる際には、場所の提供や物品の貸出、経費支援などを行っている。留学生への対応として、中国国籍の職員や英語が堪能な職員を配置し、多言語

で対応できる環境を整えている。オンラインサポート窓口も開設している。

ハラスメント相談窓口や専門のカウンセラーを配置した学生相談室、更に、医務室も配置している。大学独自の奨学制度である「特待生制度」「未来 IT 人材育成奨学制度」「貸費制度」「学費分割サポート制度」によって学生への積極的な経済支援を実施している。

〈参考意見〉

○学内の安心・安全の確保に配慮し、看護師等の配置など、医務室機能の充実について検討が望まれる。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

大学は京都本校百万遍キャンパス、京都駅前サテライト、東京サテライト、札幌サテライト及びサイバー京都研究所で構成されている。京都本校の本部棟・南校舎・2 号館と京都駅前サテライト間にシャトルバスを運行させ、移動の便宜を図っている。

「学習管理システム」を多言語対応させ、留学生に配慮している。コンピュータを配置した複数の実習室があり、授業時間以外でも使用できる環境を学生に提供している。図書室は京都本校の本部棟と 2 号館に配置され、専門書をはじめ各種ジャンルの書籍等を整備し、かつ、専門分野に関わる国内外の学会等の出版物等を利用できる。

京都本校の本部棟、京都駅前サテライトについてはバリアフリー化を実現している。

受講者数がコンピュータの台数以上となる科目に関しては同一科目を複数配置し適正な受講者数となるよう努め、これにより教育効果を上げられるよう学生数を適切に管理している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

各学期中に学生による授業評価を実施しており、学修支援に関する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備している。また、その授業評価が学修支援の体制改善に反映されている。具体的には、学生からの授業評価に関する意見・要望等に基づき授業担当者は改善策等を報告書に記入している。

対面での事務窓口やオンラインサポート窓口を通じて学生生活全般に対し学生からの不安や質問を受付ける体制を整えている。経済的に困窮した学生向けに学費延納制度もある。

学修環境に関する学生の意見・要望については、「学生生活満足度調査」を実施している。調査結果を各担当部署で検討し、事務部がその検討結果を取りまとめ、自己点検・評価委員会が、その報告に基づいて対応策を関係部署に指示している。具体的な事例として、配架図書の増加や電子図書の導入、新校舎設立時に自習室を新たに設置するなどの対応を行っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、「カリキュラムに沿った履修方法によって科目を履修し、高度専門職業人としての基盤となる知識、応用力、ならびに高い倫理観を身につけていること」等をディプロマ・ポリシーとして定めている。大学案内と大学ウェブサイトディプロマ・ポリシーを公開し、学生便覧で学生及び教員へ周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえ、各授業科目の教育目標や成績評価方法を授業シラバスで示し、単位認定について 10 段階又は可否で評価することを規則で定め、学生便覧で周知している。FD の一環として「授業報告会」を実施し、同報告会での成績評価方法や評価基準の報告を踏まえた討議を通じて、単位認定の公平で厳正な運用を図っている。

修了認定基準をディプロマ・ポリシーに基づいて適切に定め、学生便覧で周知し、修了認定は、大学院委員会の審議を経て学長が決定し、厳正に基準を適用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、「使命・目的に基づき、IT（ICT）スキルとマネジメントスキルとを兼ね備えた、ウェブビジネス分野で活躍できる高度専門職業人を育成するためのカリキュラムを実施」と掲げ、教育目的を踏まえて策定され、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。大学ウェブサイトと学生便覧に掲載して周知している。

カリキュラム・ポリシーに基づき、科目を専門分野科目群、産業科目群、共通選択科目群に大別し、八つの専門分野を設定し、教育課程を体系的に編成している。STEAM(Science、Technology、Engineering、Arts、Mathematics)教育の観点に基づき、教養教育に当たる科目を配置している。

履修登録単位数の上限設定、反転授業による学修時間確保など、単位制度の実質化の工夫を行っている。また、高等教育・学習革新センターを設置し、教授方法を工夫・開発し、学修者中心の教育の強化を図っている。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラムはディプロマ・ポリシーを踏まえた教育目標を達成するように設定されており、このカリキュラムによる学修の達成状況を学修成果として位置付け、評価している。特に「マスタープロジェクト」等を通じて「高度職業人としての基盤となる知識、応用力、ならびに高い倫理観を身につけている」ことを学修成果として重視している。

これらの学修成果を点検・評価するとともに、学生による授業評価及び学生生活満足度調査の「本学での学習」「授業」「教員」に関する項目等から教育内容や方法等に対する学生の意見を収集し、総合的に点検・評価して教育内容・方法及び学習指導等の改善へとつなげている。また、「授業報告会」を実施して、成績評価の方針、成績分布、学生の意見などについて意見交換を行い、学修成果に関するフィードバックの場とし、教育及び学修支

援活動の改善に努めている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の補佐体制として 4 人の副学長を置くとともに、校務に関する最終的な決定権が学長にあることを、大学院学則及び組織規程等に明記している。また、学長の指示により必要に応じてワーキンググループを組織し、必要事項の検討を行うなど、学長が適切にリーダーシップを発揮できる体制を確立している。

大学の審議機関であり教授会に相当する大学院委員会の役割については、大学院委員会運営規程等に明記しており、大学の意思決定の権限と責任の明確化に配慮した教学マネジメントを構築している。一方で、大学院委員会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、学長が定め周知していない点は、改善を要する。

教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化するとともに、一部の教員を「アドミニストレーション教員」として事務部門に配置することで、教員と職員のコミュニケーションを促進し、教学マネジメントの機能性の向上に努めている。

〈優れた点〉

- 業務の効率化及び教職協働を推進することを目的として、「アドミニストレーション教員」を配置していることは評価できる。

〈改善を要する点〉

- 大学院委員会運営規程第 4 条第 1 項第 4 号の規定「前号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について、学長が適切に定め、大学院委員会に周知していない点は、改善を要する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえて教員の任用に係る基本方針を定めており、教育課程に即して設置基準を満たした専任教員数、教授数、実務家教員数を確保し、研究者教員と実務家教員のバランスを考慮した上で適切に配置している。また、教員の採用・昇任については、「教育職員選考規程」「教育職員任用・昇任に関する内規」等に基づき、人事委員会で適切な審査を行っている。

FD 等については、副学長をセンター長とする高等教育・学習革新センターを中心として、学生による授業評価、教員相互による授業評価、授業報告会などの効果的な取組みを実施しており、教育内容・方法等の改善・開発が継続的かつ効率的に図れるように努めている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のための取組みについては、全教職員が出席する全体会議の場を利用して、大学の教員・職員として必要な知識に関する研修会を組織的に実施しており、学外の研修会にも教職員を積極的に参加させることを通じて、人材育成を行っている。

また、学外の研修で入手した情報は、学内教職員で共有するとともに、その内容をもとに制度の変更やマニュアルの更新など実際の業務に生かすような取組みを行っている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

教員の研究空間を十分確保するなど、研究環境を適切に整備しており、これを活用した研究活動を通して、外部資金の獲得に向けた努力を行っている。研究倫理に関しては、学内の諸規則及び「研究費使用ガイドライン」を整備しており、責任体制やルールを明確にした運用を行っている。また、研究活動への資源の配分については、「研究費等の取扱いに関する内規」等に基づき、都度、研究内容に応じた研究費の分配を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為をはじめとした学校法人の組織倫理の基本となる各種規則を整備し、経営の規律と誠実性の維持を図っている。法令等に基づき情報公表を適切に行っている。中期事業計画を策定した上、理事長教育諮問会議、大学院委員会等の会議・委員会等により PDCA を回す体制を整え、使命・目的の実現に向けた継続的な努力をしている。学校法人は、公益通報、大学はハラスメント防止ガイドライン、個人情報保護に関する規程等を定め、人権について配慮を図っている。また、危機管理マニュアルを整備し、危機管理体制を構築、安全に対する配慮をしている。省エネルギー化に向け、電球の LED への移行、新校舎での太陽光パネルの導入等、環境保全を図っている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、寄附行為に基づき、適正に理事を選任し、法令等で定める事項及び法人の業務に関する重要事項について適切に審議をしている。また、理事会・評議員会は、必要に応じ適宜開催している。理事の出席状況及び欠席時の意思表示書も適切であり、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制は整備され、法人の最高意思決定機関として適切

に機能している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき、学長は理事に選任されている。理事長は、隔週開催を原則とする大学院委員会のメンバーであり、法人と大学の管理運営機関の意思決定・連携は円滑かつ迅速に行われ、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。大学院委員会へは、「アドミニストレーション教員」でもある事務部長、アドミッションセンター長、キャリアセンター長、学長が必要と認めた法人事務局長も出席し、各法人・大学間の連携及び相互チェックが機能する体制となっている。監事は、寄附行為に基づき、理事会において候補者を選出し、評議員会の同意を得て理事長が選任している。監事の理事会及び評議員会への出席状況、職務状況は適切である。評議員も、規則に従って、学内外から適切に選任している。評議員会の運営状況、出席状況は適切である。

〈参考意見〉

○監事の監査報告書の宛名が理事長となっている点については、私立学校法第 37 条第 3 項第 4 号に従い、理事会・評議員会とすることが望まれる。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中期事業計画を策定し、その上で毎年度の予算編成、執行管理を行い、適切な財務運営を確立している。入学者数が安定的に推移し、基本金組入前当年度収支差額は収入超過の状態が継続されており、使命・目的及び教育目的の達成に資する安定した財務基盤の確立と収支バランスを確保している。また、外部資金の導入についても力を入れ、JAXA（宇宙航空研究開発機構）の受託研究経費をはじめ、科学研究費助成事業、寄付金増強にも努めている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準、寄附行為、会計・経理規程及び会計・経理規程施行細則にのっとり、法人事務局において、適切に実施をしている。予算については、3 月に当初予算を策定し、評議員会への諮問を経て理事会で決議しており、適正な手続きを実施している。

会計監査の体制整備と厳正な実施については、監査法人は公認会計士による計算書類、ガバナンスの遵守状況の監査、監事は監事監査規程に基づき、理事の執務執行と適正な会計処理を監査、内部監査室は、内部統制の観点から行う業務監査と財務監査を主に期待される役割として、連携した監査体制を整備し、各監査機能の充実を図ることで、適正かつ厳正に運営をしている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則に「目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する」と定めるとともに、自己点検・評価に関する規程に「学長は、自己点検・評価結果において改善が必要と認めた事項に対し、適切な措置を講ずる」「各組織は、自己点検・評価結果に基づいて、教育研究活動、管理運営等の状況の改善に努めるものとする」旨を規定している。これらを、内部質保証に関する全学的な方針としてまとめ、理事長訓話において教職員全員に周知している。また、内部質保証のための恒常的な組織として、学長を責任者とする自己点検・評価委員会を核として、理事長教育諮問会議や大学院委員会及び内部監査室等と連携した内部質保証体制を整備している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証を目的として、自己点検・評価に関する規程に基づき、学長や研究科長等で組織する自己点検・評価委員会とその運営部会を定期的に立上げ、機関別認証評価及び分野別認証評価のための自己点検・評価を自主的・自律的に行っている。また、その結果については、理事会及び大学院委員会に報告するとともに学外に公表している。なお、自己点検・評価のエビデンスについて、教員相互による授業評価や学生による授業評価等にあつては高等教育・学習革新センターが収集・分析し、学生の属性、成績、履修状況等のデータにあつては学修管理システムにより管理して、関係各部署が分析を行っている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーに基づき策定した中期事業計画及び年度事業計画の各事業結果について自己点検・評価委員会が自己点検・評価を行い、評価結果への対応等については同委員会の下部組織である運営部会が検討し、自己点検・評価委員会及び大学院委員会にその内容について報告を行っている。改善すべき点に対しては、学長が担当部署又は担当者に改善指示を出し、自己点検・評価委員会が改善結果の検証を行っている。また、機関別認証評価や分野別認証評価等の結果についても同様に対応しており、PDCA サイクルの仕組みは確立、機能している。

〈参考意見〉

○大学院委員会の審議事項の取扱いについては、関係規則に基づき早急な対応が望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携

A-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 大学施設の開放、公開講座など、大学が持っている物的・人的資源の社会への

提供

A-2. 行政・企業との連携

A-2-① 大学の知の拠点をふまえた行政・企業との関係

【概評】

大学は、物的・人的資源を活用し、地域社会へ貢献している。京都で開催された IGF(インターネット・ガバナンス・フォーラム)において、教員がパネリストとして参加するとともに、学生にも積極的な参加を促し、IGF 京都の活性化に貢献した。IGF の京都開催に合わせて、学内に SIG(School on Internet Governance)事務局を設置し、インターネットガバナンスについて考える「SIG Japan」を開催し、公開による勉強会を行っている。また、IGF プレイベントとして、高校生・学生、一般社会人に対して公開講座を大学の大ホールで開催するなど、物的・人的資源を生かして社会に貢献している。他の取組みとして、観光情報学会への会場の提供、産学連携による IT 人材育成のための「未来環境ラボ」という学びの場の提供、「ChatGPT/生成 AI ワークショップ」の開催など、物的・人的資源を社会へ提供する多様な活動を実施している。

大学は知の拠点として行政や企業との関係を構築している。大学は平成 27(2015)年から地理的名称 TLD(Top Level Domain)である「.kyoto」の管理事業者として活動している。

「.kyoto」では、京都府に関係のある者に登録を限定し、有害サイト等への利用禁止など、クリーンで安全安心な TLD の実現を目指して運営している。京都府・京都市と連携を図りながら「.kyoto」を通じた京都のためのサイバー空間の構築と京都ブランド力の強化を行っている。また、京都府警と締結した協定により警察官を対象とした集中講義を継続して実施し、多くの情報処理技術者試験合格者を出す等、京都府警の人材育成に貢献している。一般社団法人日本 IT 団体連盟(IT 連盟)とも連携し、理事長が IT 連盟を代表して政府主催の国際女性会議「WAW!2022」で「女性とデジタル・STEM 教育」に関する改革提言を行うなど、さまざまな団体と連携し、知の拠点としての活動を続けている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 外国人特別研究員による高校への最新技術紹介

2022 年 8 月より 1 年間の計画で、日本学術振興会(JSPS)の外国人研究者招聘事業による特別研究員として張光子先生(中国・北方工業大学在籍)が本学教員とともに研究活動を行っていた。日本学術振興会のサイエンス・ダイアログ(世界各国より日本の大学・研究機関等へ研究のために滞在している優秀な若手外国人研究者を講師として高等学校等に派遣し、自身の研究や出身国に関する内容をテーマに英語によって講義するプログラム)の事業として、2023 年 2 月 8 日、奈良市にある私立 帝塚山高等学校に招かれ、VR(仮想現実)など張先生が研究中の最新技術を題材にした英語による授業を担当した。張先生は本学で VR の最先端技術について研究しており、歴史のある京都を VR ビデオで収録し、様々な文化や歴史的遺産をインタラクティブに紹介するコンテンツを制作した。その過程のなかで VR の新しい表現手段を発見しながら、国際的な相互理解の一助にもつなげる活

動を行っている。

2. 教養教育の実践

最近では IT 技術者にもアートや音楽などを通して、感性を磨くことが重要であると言われている。本学では 2023 年度秋学期より、ピアニストである多川響子教授による「音楽概論」、真野宏子教授による「西洋美術史概論」、2024 年春学期より同教授の「近現代美術史概論」、さらにバイオリニストである劉薇教授による「アジアの近現代音楽」など、教養教育としての音楽・美術の科目を充実させている。設計時より音響効果を重要視した本学、京都駅前サテライト大ホールや百万遍校本部棟新校舎多目的ホールでの授業は各年代の代表的な音楽家紹介とその楽曲の演奏、そして歴史的な背景などを鑑み、曲にかけた思いや感情を考察する内容である。また、国際的に活躍している音楽家とのミニコンサートなども実施し、これら授業を通し、学生には技術面だけではなく、自分自身の内面を磨き、豊かな人間性が醸成されることを期待している。



「帝塚山高等学校での授業風景」



「鷺見恵理子&多川響子デュオコンサート」

Ⅳ 大学の概況（令和 6(2024) 年 5 月 1 日現在）

開設年度 平成 16(2004)年度
所在地 京都府京都市左京区田中門前町 7
 京都府京都市南区西九条寺ノ前町 10-5
 北海道札幌市中央区大通西 5-11 大五ビル 7 階
 東京都港区元麻布 3-1-35VORT 元麻布 4 階

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
応用情報技術研究科 (専門職学位課程)	ウェブビジネス技術専攻

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 28 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 17 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 1 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 23 日	実地調査の実施
10 月 24 日	第 2・3 回評価員会議開催
10 月 25 日	第 4 回評価員会議開催
11 月 8 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 10 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見あり)
2 月 10 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

20 京都美術工芸大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目的は学則に具体的かつ簡潔に明文化している。『社会人基礎力』『学士力』『職業実践力』を身につけた専門職業人の育成に努めることを教育上の目標とし、『美術工芸に関する知識・技能』『社会に受け入れられる人間力』『美術工芸の将来を思考する能力』を身につけた人材養成を目指す」と、大学の個性・特色を反映したものとして定めている。学部の改組、名称変更、大学院設置など、社会情勢等の変化に対応し、目的に沿った人材養成を進めている。

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーは、ホームページ、学生募集要項、学生便覧等で周知している。芸術学部、建築学部、大学院は、いずれも入学定員を充足させ、収容定員を適切に確保している。教職協働の教学委員会のもと、「クラスアドバイザー制」、学内情報システムの活用によって学生の状況を把握し、休退学者対策など細やかに対応している。各種の資格取得支援をはじめ、キャリア支援を充実している。修学上、支援が必要な学生への「合理的配慮フローチャート」を作成し、教職協働で学生サービス、厚生補導に取り組んでいる。学生に対する経済的支援として、授業料減免による奨学金制度のほか、ダブルスクールによる在学中の建築士資格取得の支援のため、併設する専修学校の授業料を免除している。大学は、市街地の利便性の高い環境に立地し、無線 LAN をはじめ多様な施設設備など学修環境を適切に整備している。学生の意見・要望は担任による相談、各種アンケート、学生自治会からの意見聴取などにより把握し、学修環境の改善などに活用している。

「基準 3. 教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは、教育目的に沿って定められ、ホームページ、大学案内、「学生便覧／履修の手引き」で周知している。単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を学則等に定め、周知し、適切に適用している。ディプロマ・ポリシーに掲げられた素養を育成するようカリキュラム・ポリシーを策定し、内容の一貫性を確保している。カリキュラム・ポリシーに基づき科目を体系的に編成し、教養教育については、体系的な科目区分で構成し、地域性を活用した科目も含め、実施している。アクティブ・ラーニングの要素を備えた演習科目を設け、「問題解決型授業」として教育効果の向上を期待し、実践している。学生のノートパソコンを必携とし、授業でのオンラインの活用と専門的なデジタル処理を行える環境を確保している。授業評価アンケートを実施し、その結果に基づき各教員にフ

ードバックシートを提出させることで学生の意見を教育・研究活動に反映させている。

「基準 4. 教員・職員」について

学長のリーダーシップを支える体制については、副学長を 2 人置いているほか、教学の執行部及び事務局長で構成する大学運営会議をはじめ、教授会のもとに各委員会を設置し、権限の適切な分散と責任の明確化を図っている。大学及び大学院に必要な教員数は、設置基準を満たし、適切に配置している。教員の採用、昇任については、諸規則を定め、審査基準に基づき公正性を担保した人事を行っている。FD(Faculty Development)及びSD(Staff Development)については、FD・SD 推進委員会を設置し、毎年度 FD・SD 合同研修会を実施するなど組織的に職員の資質・能力の向上を図っている。公的研究費の運営・管理、研究活動の不正行為の防止等のための諸規則を整備し、研究倫理に関する研修の実施など不正行為の防止を図っている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為及び諸規則を定め、組織倫理の確立と法令遵守を図り、経営の規律と誠実性を維持し、環境保全、人権、安全にも配慮している。理事会のもとに常任理事会を置いて月 1 回開催し、理事会の議事をあらかじめ審議する仕組みを構築するなど機動的かつ機能的な意思決定を実現している。学長、副学長が理事を兼務し、理事会での決定事項を全教職員が参加する調整会議において共有している。監事及び評議員の選任は、寄附行為に基づき適切に行われている。監事は、法人の業務、財産の状況、理事の業務執行状況について確認し、監査結果を理事会及び評議員会に報告している。評議員会の運営は、私立学校法及び寄附行為に基づき適切に行われている。10 年の中長期財務計画を策定し、適切な財務運営を行っており、法人及び大学の財政状況は、財務比率からも健全で、安定した財務基盤を確立している。諸規則にのっとり適切に会計処理を行っている。監事監査、内部監査室による監査、監査法人による監査の三様監査を適切に実施している。

「基準 6. 内部質保証」について

「内部質保証の推進に関する基本方針」を定め、自己点検・評価委員会を内部質保証のための中心的組織としている。毎年、自己点検・評価の結果を「自己点検・評価報告書」にまとめ、ホームページで広く社会に公表している。外部有識者で組織される外部評価委員会を設置し、外部の意見を教育研究活動の向上に役立てている。大学運営会議のもとに大学 IR 専門部会を設置し、教学に関する情報の収集と分析のための課題の発見・改善を目指す体制を整備している。内部質保証の PDCA サイクルは、中期計画と三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を軸とする自己点検・評価活動と連動させて実施している。自己点検・評価委員会が主体の三つのポリシーに関する評価や、中期目標・中期計画に基づく毎年度の事業計画の達成状況の確認・検証を行い、入試広報、休退学者対策をはじめ教育や大学運営の改善に結びつけている。

総じて、建学の理念に基づいて使命・目的、教育目的や三つのポリシーを定め、専門的

技術や知識のみに偏重することなく、社会に歓迎される人間性を兼備え、建築や芸術業界をけん引できる社会人の育成を目指している。安定した財務基盤のもと、今後、教学マネジメントの機能性を高めるための組織の強化や、学修成果の可視化と IR(Institutional Research)の実質化を促進し、自己点検・評価の実施方法及び体制の一層の強化を期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献と地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. キャリアサポートとしての資格取得支援
2. 地域貢献活動

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は学則に具体的かつ簡潔に明文化している。『社会人基礎力』『学士力』『職業実践力』を身につけた専門職業人の育成に努めることを教育上の目標とし、『美術工芸に関する知識・技能』『社会に受け入れられる人間力』『美術工芸の将来を思考する能力』を身に付けた人材育成を目指す」と、大学の個性・特色を反映したものとして定めている。学部の改組、名称変更、大学院設置など、社会情勢の変化に対応し、目的に沿った人材養成を進めている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は、学則等に定めており、教授会で審議、理事会で決定し、教職員及び役員の理解と支持を得ている。また、ホームページにおいて建学の理念とともに学外に周知され、学内では学生には学生便覧で、教職員には学内情報システムで周知している。

大学の使命・目的及び教育目的は中期目標・中期計画、三つのポリシーにも反映されており、これらを達成するため、芸術学部、建築学部、大学院建築学研究科、附属図書館、キャリアサポートセンターを設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の建学理念を踏まえた教育目標に従い、大学、学部、大学院に対してそれぞれの教育・研究内容に応じたアドミSSION・ポリシーを適切に策定し、ホームページ、学生募集要項、学生便覧、更に兼任教員には「講師会議」を通じて周知している。大学は、アドミSSION・ポリシーに基づき、各学部、大学院において入学者選抜の区分を整備している。選抜方法の検証に関しては、大学 IR 専門部会での情報集約・分析を通じた更なる深化を期待したい。

芸術学部、建築学部は、いずれも入学定員を充足させ、大学院についても令和 5(2023)年度までの未充足を解消し、令和 6(2024)年度では充足率 100%を達成し、入学定員を適切に確保している。収容定員に沿った在籍学生についても適切に確保している。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教学委員会が、FD・SD 推進委員会と連携し教職協働による学修支援に当たっており、「クラスアドバイザー制」、学内情報システムの活用により学生を少人数単位で支援している。修学上、支援が必要な学生への対応は「合理的配慮フローチャート」を整備し、適切に運用している。TA 及び SA(Student Assistant)の活用は、事務局の計画に従って適切に運用している。オフィスアワーは、開設時間、教員連絡先等を全学生に開示し、対面及び E メールにて適切に対応している。休退学者防止への対応は、教職員が学生との面談を行い、相談内容に応じた支援体制を整えている。また、大学 IR 専門部会でも情報を分析し、教学委員会の審議、対策立案により適切に対応している。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア教育への取組みは、キャリアサポートセンターを中心にキャリア委員会、「資格部会」を組織し、規則に従い適切に運用している。教育課程外では、「キャリア開発プログラム」「キャリアサポートプログラム」を設け、学年に応じた講座・面談、資格取得支援講座を効果的に実施している。教育課程内では、「メディアリテラシー」「しごと論」等の「キャリア形成科目」を開設し、大学のキャリア支援方針に基づいた科目群を整備し、学生の資格取得、専門職への就職に成果を挙げている。インターンシップに関わる支援については、学生便覧による周知のほか、3 年次後期の夏期実習成果発表会の開催など、支援内容を充実させている。就職・進学に対する日常的な相談・助言への対応は、指導教員とキャリアサポートセンターが学生情報を共有し、組織的な支援体制を整備している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

オフィスアワー、「クラスアドバイザー制」並びに事務局、医務室及び学生相談室を連携させ、教職協働で学生サービス、厚生補導のための組織を整備している。特に、心身に問題を抱える学生対応として「合理的配慮フローチャート」を作成し、組織的な対応手順を整備している。学生に対する経済的支援として、学外の公的制度による奨学金給付・貸与のほかに、入学時や在学生の成績優秀者に対し、授業料減免による独自の奨学金制度を設定している。また、学部在学中のダブルスクールによる二級建築士資格取得支援のため、併設の専修学校の授業料免除、大学院在学中の一級建築士資格取得対策講座受講料全額を奨励金とする制度を整備している。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育研究に必要な多様な施設のほか、図書館、講堂兼体育施設等を適切に配置・整備している。学内は、芸術、建築教育のための演習室、実習室、ギャラリー等を設備し、開放的、機能的な学修環境を整備の上、有効に活用している。図書館は、建築、美術工芸、デザイン分野を中心に教育研究を行う上で十分な学術情報資料を有している。ICT（情報通信技術）環境に対する取組みは、無線 LAN を整備した上で全学生にノートパソコンを必携とさせ、学修支援のためのアプリケーションを広く活用し、適切に整備している。キャンパスは、行政が設けるユニバーサルデザインの基準に適合させ、一部の校舎を除き、バリアフリー環境を整備している。専門実技・演習は、少人数制が導入され、適切に運用している。各科目では、資格取得に関わる開講科目を中心に受講者数を事前に把握し、教室規模に応じた適切な履修者数を管理している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する意見のくみ上げは、FD・SD推進委員会、クラス担当教員による「クラスアドバイザー制」による相談、授業評価アンケート、ハラスメントアンケート、卒業生アンケート、「学生自治会による大学への意見、要望申し入れ」を制度化し、運用している。くみ上げられた意見は教員にフィードバックし、回答を求めた上、改善に反映させている。学生の心身に関する対応として、医務室の設置のほか、「健康に関する連絡事項」を活用し、教職員が連携して対応するフローが整備されている。施設・設備に関する意見は、卒業生アンケート、入学時のアンケートによりくみ上げられ、更に、学生自治会を通じた随時の意見のくみ上げにより、機動的な整備・改善に努めている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーは、大学運営会議及び研究科委員会にて審議の上、教育目的に沿って定められ、ホームページ、大学案内、「学生便覧／履修の手引き」にて周知している。

また、ディプロマ・ポリシーに基づいた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準は、学則、大学院学則及び「試験及び成績評価に関する規程」に基づき適切に設定し、シラバスや「学生便覧／履修の手引き」を通じて学生に周知している。

「試験及び成績評価に関する規程」に基づき、学生からの質問や異議申立てについても適切に対応できる体制を整備し、教育と運営が一体となったサポートを実践している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学、学部、大学院のディプロマ・ポリシーを踏まえ、カリキュラム・ポリシーが策定され、ホームページ、大学案内、「学生便覧／履修の手引き」で公開し、周知している。

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに掲げられた素養を育成する内容となっており、内容の一貫性を確保している。教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って、体系的に編成されている。

教養教育は、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、それぞれの科目区分が体系的に編成され、地域性を活用した科目を配置している。

アクティブ・ラーニングの要素を備えた演習科目を設け、「問題解決型授業」として教育効果の向上を期待し、実践している。また、授業でのオンライン活用と専門的なデジタル処理を行える環境を確保している。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーに基づく学修成果の点検・評価方法として、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに沿った授業ごとの成績評価に加え、修業年限卒業率や就職率を指針とし、教育内容・方法及び学修指導の改善に取り組んでいる。

専任教員が各学生の学修成果の点検・評価を的確に行えるよう成績開示方法について検討している。

また、授業評価アンケートを実施し、その結果に基づき各教員にフィードバックシートを提出させることで、学生の意見を教育・研究活動に反映させている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長のリーダーシップを支える体制については、「副学長選考規程」「学部長及び学科長選考規程」等の諸規則に基づき概ね整備されている。

副学長を 2 人置いているほか、教学の執行部及び事務局長で構成する大学運営会議をはじめ、教授会のもとに各委員会を設置し、権限の適切な分散と責任の明確化を図っている。

大学運営会議及び各委員会において事務局長が委員として参画しているほか、法人本部長も出席して意見を述べるなど、教職協働による機能的な教学マネジメントの体制を整備している。

〈参考意見〉

○教学マネジメントの機能性を高めるために、大学職員の人員配置等を含む事務局体制の強化が望まれる。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院に必要な教員数は設置基準を満たしており、適切に配置している。

教員の採用、昇任については、「教員人事委員会規程」「教員資格審査規程」を定め、審査基準に基づき教育業績、学術・研究業績、組織運営、社会貢献の 4 領域について評価した上で適当と認めた者を決定しており、公正性を担保した人事を行っている。

FD については、「FD・SD 推進委員会規程」に基づき FD・SD 推進委員会を設置し、教育内容・方法などの改善に向けた研修会の取組みを組織的に実施している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「FD・SD 推進委員会規程」に基づき、毎年度 FD・SD 合同研修会が計画的に実施され、組織的に職員の資質・能力の向上を図っている。

教職員の能力開発については、各自が設定した目標を掲げ、評価者が個人面談を実施し、目標に対する達成状況のフィードバックを行い、勤務評価を賞与に反映しており、教職員のモチベーション向上にも寄与している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

学部ごとに共同教員室を設け、実験や創作活動を行うスペースとしてゼミ室を確保し、研究環境を有効に整備している。

「公的研究費の運営・管理規程」「研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程」を整備し、研究倫理に関する研修を実施し、不正行為の防止を図っている。

研究活動への資源分配については、個人研究費の上限金額を定め配分し、これに加え国際研究活動への支援も実施している。

外部資金確保に向けて、科学研究費助成事業の応募・採択数向上を目的とした取組みを行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為をはじめとする諸規則を定め、常任理事会等の組織体制を整備して、組織倫理

の確立と法令遵守を図り、経営の規律と誠実性を維持している。法令に定める各種情報を作成し、ホームページ上で公表している。

使命・目的を実現するために、毎年度の事業計画及び予算を策定し、その達成に向けて継続的に努力している。

クールビズの奨励や全学的な LED 化の推進、資料の電子化によるペーパーレスなどを推進しているほか、公益通報、ハラスメント防止、安全衛生管理、個人情報保護、消防計画などに関する規則を定めて、環境保全、人権、安全に配慮している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき理事会が法人業務の管理運営を行っている。理事会のもとに常任理事会を置いて月 1 回開催し、法人及び各設置校の日常業務を処理するほか、理事会の議事をあらかじめ審議するなど、機動的かつ機能的な意思決定を実現している。

理事の選任は寄附行為に基づき行われている。理事会への理事の出席率は高く、適切な運営を行っている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学長、副学長が理事を兼務し、理事会での意思決定において大学の実情を踏まえた審議を行っている。理事会での決定事項については、全教職員が参加する調整会議において共有するなど、円滑な連携及び運営を図っている。

監事の選任は、寄附行為に基づき適切に行われている。監事の理事会及び評議員会への出席状況も良好であり、法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行状況について確認し、監査結果報告書をもって理事会及び評議員会に報告している。

評議員の選任も寄附行為に基づき適切に行っており、評議員会への諮問事項及び報告すべき事項は、私立学校法及び寄附行為に基づき適切に行っている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

10 年間の中長期財務計画を策定し、これに基づき適切な財務運営を行っている。平成 29(2017)年度からの計画と比べ、令和 5(2023)年度までの決算では、学生生徒等納付金収入と受取利息・配当金収入等は増加傾向にあり、計画を上回る収支差額の黒字を確保し、法人及び大学の財政状況は、財務比率からも健全で、内部留保を含め、安定した財務基盤を確立している。外部資金導入については、科学研究費助成事業獲得のための取組みを行っている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に基づき、経理規程及び同施行細則を整備し、規則にのっとり適切に会計処理を行っている。

予算編成については、会計年度が始まる前に予算編成方針に基づき当初予算が作成され、予算執行状況に応じ、毎年度補正予算の編成を行い、適切な予算管理を行っている。

監事による監査を実施するほか、内部監査室による監査、監査法人による監査の三様監査を適切に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「内部質保証の推進に関する基本方針」を定め、学長、副学長、学部長、学科長、図書館長、事務局長及び専任教員で構成される自己点検・評価委員会が、内部質保証のための中心的組織となっている。基本方針や委員会構成をはじめ自己点検・評価のプロセスや課題について学内の周知、共通理解を一步進めるため、学内情報システムの活用を計画している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

毎年度、自己点検・評価の結果を「自己点検・評価報告書」にまとめ、ホームページで広く社会に公表している。

外部有識者で組織される外部評価委員会を設置し、外部の意見を取入れ、教育研究活動の向上に役立てている。

法人事務局長が IR 室長を兼務し、情報の収集・分析をしているほか、大学運営会議のもとに大学 IR 専門部会を設置し、アセスメント・ポリシーに従い、教学に関する情報の収集と分析のための課題の発見・改善を目指す体制を整備している。

〈参考意見〉

○自己点検・評価の正確性を高めるため、全学へのエビデンス等の情報の共有化の促進など、自己点検・評価の実施方法及び体制の強化について見直しが望まれる。

○三つのポリシーを起点とした内部質保証のため、大学 IR 専門部会における情報収集・分析の推進の実質化が望まれる。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の PDCA サイクルは、中期計画と三つのポリシーを軸とする自己点検・評価活動と連動させて実施している。

自己点検・評価委員会が主体の三つのポリシーに関する評価や、中期目標・中期計画に基づく毎年度の事業計画の達成状況の確認・検証を行い、入試広報、休退学者対策をはじめ

め教育や大学運営の改善に結びつけている。

また、毎年度、外部有識者で組織される外部評価を受け、報告書をホームページで公開し、提言を大学運営の改善に結びつけている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会貢献と地域貢献

A-1. 社会貢献の推進

A-1-① 公開講座、授業公開、聴講生等

A-1-② 社会交流を目的とした寄付講座

【概評】

大学は、平成 29(2017)年に京都市と「包括連携協定」を締結し、地域の文化行政や文化イベントへの積極的な参加と協力を進めている。この取組みは、大学の建学の理念・基本理念である「世界を代表する美術工芸が息づく京都」という地域の特性を活用し、文化と教育の融合を実現している。特に、デザイン・工芸学科の必修科目「プロジェクト演習」では、「KYOTO 駅ナカアートプロジェクト」において複数の大学と連携し、実践的なプロジェクトの企画・運営を行っている。これにより、学生は実社会での経験を積むと同時に、地域文化への理解を深めることができる。

加えて、大学は地域社会の課題解決に向けて、大学施設を会場として提供し、地域住民や関係機関と協力しながら実際の問題解決に取り組む場を設けている。これにより、学生は、大学で培った専門的な技術、理論、そして創造性を活用し、地域社会の発展に貢献する貴重な経験を積むことができる。

特に、文化財の修復に関わる「専門演習」や「キャリア形成科目」では、建築学部と芸術学部が継続的に研究活動を行う予定があり、この取組みは、大学の基幹授業として発展性と特徴がある。これらの授業と活動は、学生に高度な専門知識と実践的なスキルを提供するとともに、地域の文化財保護に貢献するものである。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. キャリアサポートとしての資格取得支援

本学は、就職支援（キャリアサポート）の一環として、学部在学中に国家資格である二級建築士並びに木造建築士の資格取得をサポートしている。一般的には、これら建築士の受験は、建築系の大学あるいは専門学校において卒業（国土交通省の定める科目を履修）することにより可能となる。本学では、平成 25 年にグループ校の「京都建築大学校(KASD)」の二部または特別の課程を併修するWスクールシステムを確立し、大学に在学しながらグループ校との連携による資格講座を1年次から2年間受講することで、建築士の受験資格取得を可能にした。具体的な、資格取得状況については基準2のキャリア支援で提示しているが、毎年多数の合格者を輩出している。

平成 28(2016)年度から令和 5(2023)年度までの合格者数累計は、二級建築士合格者数は、学科 476 名・製図 276 名、木造建築士合格者数は、学科 442 名・製図 294 名、さらに建築士の資格と関係の深いインテリアプランナーは、学科 479 名・製図 36 名が合格者した。

これらの資格取得は就職の際に企業からの高い評価を得ている。

2. 地域貢献活動

本学の地域貢献活動のひとつの柱としてあるのは、地域の伝統行事への参加協力である。令和 6 年度の実績としては、5 月 12 日新日吉神宮神幸祭、5 月 19 日下御霊神社還幸祭への参加があり、今後の予定としては祇園祭への参加がある。

これらは本学が京都の東山に立地しており地域の高齢化が進む中、本学学生が参加協力することで、伝統行事の継続の一助となっている。

また、芸術学部 3 年「プロジェクト演習Ⅲ」では「豊国神社干支オブジェ制作プロジェクト」で制作した干支オブジェを毎年奉納しており今回は「運山青昇龍」を 12 月 22 日に奉納した。

もうひとつの柱としては、地元自治体や企業との連携事業がある。

事例としては、京都市都市計画局による既存マンションを活用した若者・子育て世代の京都住まいを後押しする取組みにおける広報ポスターの作成や、京都市行財政局と連携し市庁舎案内パンフレットを作成し、見学ツアーのガイドを行った。

また四条地下道アート展では、京都市内の芸術系大学を中心とした学生によるアートやデザインで京都の地下鉄駅を明るく活性化する継続事業で、本学は平成 29(2017)年度から毎年参加している。

Ⅳ 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

開設年度	平成 24(2012)年度
所在地	京都府京都市東山区鞆町通正面下る上堀詰町 272-1 京都府南丹市園部町二本松 1-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
芸術学部	デザイン・工芸学科 建築学科※
建築学部	建築学科
建築学研究科	建築学専攻

※は募集停止

Ⅴ 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 5 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 20 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 4 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 30 日	実地調査の実施
10 月 31 日	第 2・3 回評価員会議開催
11 月 1 日	第 4 回評価員会議開催
11 月 22 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 9 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2 月 7 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

21 倉敷芸術科学大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

「ひとりひとりの若人が持つ能力を最大限に引き出し技術者として社会人として社会に貢献できる人材を養成する」を建学の理念とし、大学の目的、教育研究上の目的は分かりやすく簡潔に文章化している。大学のミッションとして「知性と感性を兼ね備えた創造力豊かな人材の育成」を掲げ、個性・特色を明示している。令和 3(2021)年度に 10 年後のあるべき大学像「倉敷芸術科学大学ビジョン 2031」を策定するに当たり、全教職員による意見交換を行い理事会で承認している。また、「倉敷芸術科学大学アクションプラン 2022-2026」を策定し、見直しを行うなど社会の変化への対応を行っている。教育研究組織は芸術と科学を両軸とする人材を育成するための学部編成が行われており、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な構成となっている。

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーは、学部、学科、研究科ごとに策定し、これに沿って各入試区分において適切に入試を実施している。しかしながら、一部の学科では収容定員が未充足であり、今後の改善が求められる。学修支援は、教育開発センターと教務課が中心となっており、適切な助言を与えている。学生の支援を行うことを目的に、チューター制度を実施している。「地域デザイン」「地域インターシップ」などの科目を開講しているほか、1 年次生と 3 年次生全員にキャリアサポート、学生の自己分析と指導を行っている。学生生活の安定のための支援は、経済的支援として大学独自の奨学金制度を整備、心身の健康の支援として公認心理師、社会福祉士を配置している。

教育研究に必要な施設を整備し、バリアフリー対策が行われている。授業を行う学生数の適切な管理を行っている。授業評価アンケートを行い、学生からの意見・要望を把握し、改善につなげている。

〈優れた点〉

- 「AAD（アカデミックアドバイジングデスク）」を開設し、専任教員を配置してオープンスペースで相談しやすい環境を整備し、学生支援に積極的に取り組んでいることは評価できる。
- 多様な悩みや修学への困りごとを抱えた学生に対する個別相談支援を目的として公認心理師等のカウンセラーを、生活支援や外部機関との連携を強化する目的として社会福祉士のソーシャルワーカーを配置し、相談体制を整備していることは評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

大学の目的、教育目標を踏まえて、全学及び学部・学科・研究科・専攻ごとのディプロマ・ポリシーを定め、ホームページ、学生便覧等に掲載し、周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準及び卒業認定基準は適正に定め、審議・承認のプロセスで厳正に実施している。ディプロマ・ポリシーに沿ってカリキュラム・ポリシーを策定し、関連性を示すカリキュラム・マップやカリキュラム・ツリーを作成し、一貫性を明示している。従来の教養教育を見直し「アート&サイエンス教育（A&S 教育）」を導入し、共通教育プログラム「A&S Basic Program」を実施している。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を踏まえた学修成果の点検・評価の検証として、アセスメントプランを定めている。授業評価アンケートの結果を担当教員にフィードバックし、学修指導の改善を行っている。

「基準 4. 教員・職員」について

学長がリーダーシップを発揮できる体制として、教学運営及び管理運営の審議等は学長会議を中心に構築し、大学協議会で機関決定している。教学マネジメント体制を構築し、遂行に必要な職員を適切に配置し、運営している。学部及び大学院には、設置基準を満たす教員を適切に配置し、教員の採用・昇任は各規則に基づき、適切に運用している。教育内容・方法等の改善の工夫・開発は規則に沿って FD(Faculty Development)研修の年間計画を策定し、実施している。職員の資質・能力向上のための FD・SD 研修会は、最新の教育環境の変化やハラスメント対応など時代のニーズに応じて見直しを実施している。研究・地域連携センターを中心に、教員の意見や要望を聴取する体制を整備し、規則に基づき、研究費などを配分している。規則に基づき、研究倫理の確立と不正防止に努めている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

「加計学園 行動憲章」及び「加計学園 行動規範」を制定し、役員及び教職員が強い責任感と高潔な倫理観を持って職務・役割を遂行することを定めている。設備・施設等財産を火災や自然災害などから守ることを目的に法人に危機管理室、大学には危機管理委員会を設置している。理事会は、意思決定を行う体制を整備し、運営している。理事は寄附行為に基づき適切に選任され、理事会に出席している。学長が理事として、副学長及び事務局長が評議員として法人の管理運営に参画している。監事、評議員は寄附行為に基づき適切に選任され、理事会・評議員会に出席している。財政は中期的な財政計画に基づいた運営を行い、安定した財務基盤の確立と収支の確保に向けて進展している。「会計規程」等の規則に基づき、ルールに沿った適正な会計処理が行われている。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証の体制について、自己点検・評価委員会を推進に責任を負う全学的な委員会と位置付け、学長を委員長、副学長や学部長等の執行部を構成員とし、恒常的な組織体制を整備している。学外の有識者を入れた大学評価委員会を設置し、改善につなげている。アクションプランに基づく達成度の検証を、毎年度、自己点検・評価委員会にて実施し、学内に周知するとともに、ホームページで広く社会に公表している。教学 IR(Institutional

Research)に関しては教育開発センターが、学生生活や学生満足度等については学生支援センターや健康支援センターが中心となり、データの収集や分析を行っている。学部・学科の教育の質保証等の課題については、学長会議、自己点検・評価委員会、大学評価委員会の組織が連携し、大学全体の PDCA サイクルの仕組みが確立している。

〈優れた点〉

○大学評価委員会に学外の有識者 4 人を委員として加え、内部質保証の有効性・妥当性を客観的に点検・評価するために客観的な意見を聴取し、改善につなげている点は高く評価できる。

総じて、大学の教育研究が使命・目的に基づき適切に実施され、教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制などが整備されている。内部質保証のための組織の整備、責任体制が機能しており、自己点検・評価結果が教育の改善・向上に反映されている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・地域貢献の推進」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

「ひとりひとりの若人が持つ能力を最大限に引き出し技術者として社会人として社会に貢献できる人材を養成する」を建学の理念とし、大学の目的、教育研究上の目的及び人材養成の目的は学則及び大学院学則に具体的に明文化し、分かりやすく簡潔に文章化している。大学のミッションとして「知性と感性を兼ね備えた創造力豊かな人材の育成」を掲げ、大学の目的、学部・学科ごとの教育研究上の目的及び人材養成の目的に個性・特色を明示している。

令和 3(2021)年度に 10 年後のあるべき大学像「倉敷芸術科学大学ビジョン 2031」を策定している。ビジョン策定後六つの柱に沿った中期計画である「倉敷芸術科学大学アクションプラン 2022-2026」を策定し、各学部・学科の教育内容、三つのポリシーの見直しを行うなど社会の変化への対応を行っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

「倉敷芸術科学大学ビジョン 2031」の策定に当たって、全教職員を対象に学長による意見交換が行われ、ビジョンは学長会議、大学協議会で承認、決定し、理事会で承認されており、役員、教職員の理解と支持が得られている。ビジョンを具現化するため 5 年間の中期計画である「倉敷芸術科学大学アクションプラン 2022-2026」を策定している。ビジョン、アクションプランはホームページに掲載し、学内外に周知している。

芸術と科学を両軸とし、知性と感性を兼ね備えた創造力豊かな人材を育成するための学部編成が行われており、各学部・学科の三つのポリシーは、ビジョン、アクションプラン策定に伴って見直しを行っている。

教育研究組織の構成は収容定員充足状況や社会からのニーズに沿って検証、改組を行い、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な構成となっている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育研究上の目的及び人材養成の目的、教育目標に基づき、アドミッション・ポリシーを、学部・学科、研究科の課程・専攻ごとに策定し、ホームページ、学生募集要項に明示し周知している。アドミッション・ポリシーと各入試区分を関連付けて、「入学者選抜の基本方針」として記載し、志願者に具体的にイメージできるように配慮している。アドミッション・ポリシーと入試の整合性については入試広報センターで検証し、その結果を次年度の入試制度に反映させている。独自の入試特待生制度や奨学生制度を設け、学生の経済的支援を適切に行っている。生命科学部生命科学科の収容定員充足率が低い、全学及び学部・学科で学生確保のための広報活動や募集活動を行い、改善に取り組んでいる。

〈改善を要する点〉

○生命科学部生命科学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満となっている点は、改善が必要である。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援は、教育開発センターと教務課が中心となっており、適切な助言を与えている。学生の支援を行うことを目的に、チューター制度を実施している。学生が自由に活動できるスペースとしてアカデミックコモンズを整備し、学修支援につなげながら、「学びの共同体」の形成の場となることを目指している。

TA 制度等を設け、学修支援を行っているほか、障がいのある学生に対して規則、ガイドラインを設けて対応している。留学生に対しても、日本語の語学科目を設定し、留学生対象のオリエンテーションの実施、日本語能力向上のための対策、制度を設けている。

〈優れた点〉

○「AAD (アカデミックアドバイジングデスク)」を開設し、専任教員を配置してオープンスペースで相談しやすい環境を整備し、学生支援に積極的に取り組んでいることは評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

岡山県倉敷地域に根差した大学で学ぶ自覚を持ちながら、地域社会の構成員として生活・活動するための科目として「地域デザイン」、まちづくりや地域振興に関わる実践活動を行う科目として「地域インターンシップ」を開講している。

1 年次生及び 3 年次生に全員に対してジェネリックスキル測定テストを受検させ、キャリアサポート、学生の自己分析と指導に活用している。

隣接する総社市と連携した行政職のインターンシップや専門学校と提携した公務員試験対策講座を実施し、試験合格後に受講料を奨学金として給付する制度を設けている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

経済的支援として、大学独自の奨学金制度が充実している。学生生活支援、心身の健康と安全のための支援として公認心理師等のカウンセラー、生活支援や外部機関との連携を強化するために社会福祉士のソーシャルワーカーを配置している。

課外活動の支援として、校友会、全学学生会、「学生代表者会議」を設置し活性化を図っている。学生生活全般、奨学金、課外活動、厚生施設の充実、特待生制度等について審議する全学的委員会として学生生活委員会を設置している。

〈優れた点〉

○多様な悩みや修学への困りごとを抱えた学生に対する個別相談支援を目的として公認心理師等のカウンセラーを、生活支援や外部機関との連携を強化する目的として社会福祉士のソーシャルワーカーを配置し、相談体制を整備していることは評価できる。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

附属施設として、「ヘルスピア倉敷」「加計学園細胞病理学研究所」「倉敷芸術科学大学臨床検査研究所」「倉敷芸術科学大学教育動物病院」を設置し、授業・実習に活用している。

倉敷美観地区に「加計美術館」を設置し、教養教育や大学院芸術研究科の修了制作展や卒業生の作品展示の場として広く活用している。

校地面積、校舎面積とも設置基準を満たし、必要な施設や教育研究環境を整備している。図書館やICT（情報通信技術）環境も整備されている。バリアフリー対策として、各棟に車椅子利用者のためのスロープ、エレベータ、多目的トイレを設置している。

受講者数が多い全学共通教育の必修科目においてクラス分けを実施し、授業を受ける学生数の適切な管理をしている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

授業評価アンケートを実施し、教員の授業改善に役立てるとともに内容を「授業評価アンケートに答えて」として学内ウェブサイトで学生が閲覧できるようにしている。大学教育の改善、充実に関する基礎調査により学生生活の満足度や悩みなどを把握し、悩みを抱えている学生については、必要に応じてチューターや健康支援センターによる相談へつなげている。

全学学生会に「学生代表者会議」を設置し、学生が学修環境の改善や学生生活の向上等について意見・要望を直接学長などの執行部に伝える機会を設けている。食堂の利用者を対象にアンケート調査を行い、メニュー改善、支払い方法等の意見を聴取し、サービスの改善につなげている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の目的、教育目標を踏まえて、全学及び学部・学科、研究科・専攻ごとのディプロマ・ポリシーを定め、ホームページ、学生便覧、大学院要覧に掲載し周知している。ディプロマ・ポリシーは、学部教授会における検討を踏まえ、学部長等による発議により学長会議で審議・承認している。

単位認定基準、進級基準及び卒業認定基準は、学則及び履修規程に定め、適正に運用し学生便覧で周知している。また、修了認定基準は、大学院学則及び学位規程、学位論文等審査基準に定め、適正に運用し大学院要覧で周知している。

単位認定、進級、卒業認定、修了認定に関わる各基準については、学務委員会、学長会議、大学協議会における審議・承認のプロセスで厳正に実施している。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーに沿って学部・学科、研究科・専攻ごとにカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページや学生便覧で公表し周知している。各学科のカリキュラム・マップやカリキュラム・ツリーを作成し、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性を明示している。これらを「倉敷芸術科学大学で学ぶこと」に掲載し、学生に周知している。カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成している。シラバスを適切に整備している。履修登録単位数の上限を適切に設定し、運用している。

従来の教養教育を見直し、令和 6(2024)年度から「アート&サイエンス教育(A&S 教育)」を導入し、共通教育プログラム「A&S Basic Program」「A&S Advanced Program」を実施している。このプログラムでは、学科を超えて 7 割以上の専任教員が担当しており、全学的に取り組んでいる。学部開講科目の半数以上でアクティブ・ラーニングを取入れており、双方向型の学びの科目も設定している。教育開発センターと各学科等が連携して授業内容・方法の工夫・開発を推進している。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果の

フィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価の検証として、アセスメントプランを定めている。学務委員長と教育開発センター長の指示のもと、カリキュラム・ポリシーの検証を毎年実施している。教育課程の点検・評価として「カリキュラムチェック」を実施している。機関レベル、教育課程レベル、授業科目レベルで学修成果を検証する枠組みを整備している。機関レベルにおける検証について、自己点検・評価委員会及び全学組織が主体となって実施することに期待したい。

授業評価アンケートの結果を担当教員にフィードバックし、教員はそれに基づいて授業改善に向けた今後の対応や学生への提言をまとめた「授業評価アンケート結果に応じて」を作成、公表し、学修指導の改善を行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを発揮できる体制を教育、研究・創作、学生支援及び管理運営に関する重要事項の審議及び連絡調整を行う学長会議を中心に構築している。学長会議における議事案件は、審議後に学長が取扱いを決定し、案件に応じて教授会又は大学協議会に附議、あるいは報告し、大学協議会において機関決定している。学長の補佐として 2 人の副学長を置き、その役割を明確にして職務に当たっている。使命・目的の達成のため、学長会議を中心とした方針・意思決定に関する組織、各種委員会、センター等を規則等に基づき整備し、教学マネジメントの体制を構築している。教授会に相当する組織は、規則により位置付け及び役割が明確になっており、学長があらかじめ意見を聴くことが必要な件についても、定められ、周知している。教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配

置し、役割を明確に定め、運営している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

学部及び大学院に大学設置基準及び大学院設置基準を満たす教員を適切に配置している。全学の教員組織である「教学機構」には、全学教育や学生支援等において中心となる役割を果たすよう、学部・学科に属さない教員を専任教員として配置している。教員の採用及び昇任は、「倉敷芸術科学大学教員採用・昇任の選考に関する規程」「倉敷芸術科学大学教員採用・昇任選考基準」に基づき、適切に運用している。教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施を目的として、「倉敷芸術科学大学教員及び教員組織に係る各種方針」に沿って FD 研修の年間計画を策定し、各学部、大学院、センターにおいて計画・実施している。教員評価は、「倉敷芸術科学大学教員総合評価実施規程」「倉敷芸術科学大学教員総合評価実施要領」に基づき実施しており、評価結果は昇任等の人事考課や個人研究費の傾斜配分の根拠として活用している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のための FD・SD 研修会は、大学が目指す職員像や SD の実施方針に基づき、組織的かつ計画的に運営・改善を行い、その内容は最新の教育環境の変化やハラスメント対応など、時代のニーズに応じて見直している。また、組織的な人材育成研修は体系化し、計画的に実施しており、「学校法人加計学園事務職員自己点検・勤務考課規程」に基づいて自己点検と勤務考課を毎年行い、職員の資質向上を目指している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究・地域連携センターを中心に、教員の意見や要望を聴取する体制を整備している。研究者の行動規範、不正行為防止規程に基づき、研究倫理の確立と不正防止に努めている。研究倫理研修会の毎年の実施や誓約書の提出義務、データ管理体制の整備を通じて、研究の質を確保している。

専任教員には、「倉敷芸術科学大学個人研究費及び研究旅費規程」に基づき、個人研究費と研究室を提供し、研究環境の充実を実現している。公募型で学内事業を支援するとともに、競争的資金の獲得や受託・共同研究の体制整備を通じて産学連携を推進し、研究員の受入れによる共同研究の促進にも取り組んでいる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「加計学園 行動憲章」及び「加計学園 行動規範」を制定し、役員及び教職員が強い責任感と高潔な倫理観をもって職務・役割を遂行することを定め、ホームページで公開している。「学校法人加計学園コンプライアンス推進規程」及び「学校法人加計学園公益通報者保護規程」を定め運営するとともに、法令で定められた項目についてホームページで情報公開を行っている。「学校法人加計学園特定個人情報取扱規程」を定めて個人情報の取扱いに留意し、「学校法人加計学園苦情措置要綱」に基づき意見・苦情に対応している。法人及び各設置校全体の施設・設備等財産を火災や自然災害等から守ることを目的に、法人に危機管理室、大学にも危機管理委員会を設置し、「事業継続計画(BCP)」を策定し、地震発生等の不測の事態に備えている。その他、ハラスメント研修や教職員に対する節電の呼びかけなど、環境保全、人権、安全への配慮を行っている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、年度当初に主な審議事項の年間スケジュールの周知、役員の競業や利益相反取引に関する確認及び大学等設置に関する寄附行為の認可後の財政状況や施設整備状況の調査結果の共有を行い、意思決定が適切に行われる体制を整備し、運営している。役員研修の実施や役員賠償責任保険への加入によって、役員の資質向上とリスクを考慮した意思決定を行える環境を整えている。「学校法人加計学園ビジョン・中期計画 2022-2026」に基づいて事業計画の進捗を評価し、結果を理事会で共有する体制も確立しており、事業計画の確実な執行が図られている。理事は寄附行為に基づき適切に選任され、理事会に出席している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック**5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化****5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性****【評価】**

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

大学ガバナンスコードを令和 2(2020)年に制定し、対応状況を毎年確認し、理事会に報告した上でホームページにおいて情報を公開している。職員に対して毎年度「意向調査」を実施し、改善提案をくみ上げる仕組みを整えている。学長が法人の理事として、副学長及び事務局長が評議員として法人の管理運営に参画している。監事は寄附行為に基づき適切に選任され、理事会に出席するとともに、監事監査を通じて大学の運営状況への理解を深めている。監事は、管理運営状況のみならず、会計監査・業務監査を含めて適切に職務を行っている。監査室の設置や監査計画の策定、内部監査、外部機関の監査支援により、相互チェック体制が適切に機能している。評議員は適切に選任され、評議員会では寄附行為第 22 条に定められた諮問事項について適切に審議が行われている。評議員会の出席率は良好で、欠席者についても意思表示が行われている。

5-4. 財務基盤と収支**5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立****5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保****【評価】**

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

前回の大学機関別認証評価の結果を踏まえて、学部の募集停止や入学定員の見直しを含む教育組織改革を通じ、長期的な収支改善を目指し、重点項目に優先的な予算配分を行うなど、中長期的な財務計画に基づいた運営を実施している。定期的な予算見直しにより柔軟な対応を可能にし、収容定員充足率の向上に伴う私立大学等経常費補助金の増加と人件費依存率の改善を実現している。この結果、令和 4(2022)年度以降の経常収支差額がプラスに転じ、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保に向けて進展している。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

「会計規程」「倉敷芸術科学大学物品購入及び契約等事務要領」を定め、ルールに沿った適正な会計処理が行われている。教職員には、経費の支出に関する具体的手続きや注意点を記載した「事務マニュアル」を配付し、教職員向けウェブサイトで周知することで、透明性や一貫性を保つ取組みを実施している。

会計監査の体制は、「学校法人加計学園監事監査規則」「学校法人加計学園内部監査規則」を定め、三様監査を実施し、学校法人の健全性、透明性、信頼性の向上に努めている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第 1 条及び大学院学則第 3 条に、目的及び教育目標を達成するため、自ら点検及び評価を行い、教育研究水準の向上を図ることを全学的な方針として明示している。

内部質保証の体制について、自己点検・評価委員会を内部質保証の推進に責任を負う全学的な委員会と位置付け、計画の策定・推進、自己点検・評価及び改善計画の策定、事業計画・事業報告の策定及び検証を実施している。委員は学長を委員長、副学長や学部長等執行部を構成員とし、恒常的な組織体制を整備している。内部質保証の有効性、妥当性を

客観的に点検し評価するため、学外の有識者を構成員に含む大学評価委員会を設置し、改善につなげている。

〈優れた点〉

○大学評価委員会に学外の有識者 4 人を委員として加え、内部質保証の有効性・妥当性を客観的に点検・評価するために客観的な意見を聴取し、改善につなげている点は高く評価できる。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

アクションプランに基づく事業計画の策定と達成度の検証について、毎年自己点検・評価委員会にて実施し、結果を大学協議会等に報告している。また、学内に周知するとともに、理事会に報告し、ホームページで広く社会へ公表している。

IR を専門に担当する部署は置いていないが、教学 IR に関しては、教育開発センター、学生生活や学生満足度等については、学生支援センターや健康支援センターが中心となり、データの収集や分析を行っている。各センターが担当する分野のデータ収集・分析を行い、更新した教学系基幹システム等をデータベースとして活用し、情報共有を行っている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科・研究科ごとに教育研究上の目的及び人材養成の目的、三つのポリシーを明確に定め、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等は、厳正かつ適切に運用し、教育課程の編成と実施に反映している。

教育の質向上のためのアセスメントプランを定め、教授方法の開発や学修成果の点検・評価結果のフィードバックを通じて、大学の教育を可視化することにより、教育課程、教育内容・方法及び学修指導等の改善に努めている。

学部・学科の教育の質保証等の課題については、学長会議を中心とした方針・意思決定と、自己点検・評価委員会及び大学評価委員会の組織が連携し、大学全体の PDCA サイク

ルを駆動している。この PDCA サイクルは、計画、評価、改善が明確に分担され、全学的な運営・改善に寄与している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携・地域貢献の推進

A-1. 本学の独自性を活かした地域連携・地域貢献

A-1-① 本学が所有する人的・物的資源を活用した地域連携・地域貢献

A-1-② 公開講座と専門家の派遣

【概評】

地域との連携を重視し、地域の課題を解決する人材の育成や、教員の専門知識を活用した研究を進めている。また、倉敷や瀬戸内圏の地域の人々と協力しながら学生を育てる方針を採っている。倉敷市、総社市、井原市等と包括連携協定を締結し、芸術学部の学生たちの作品展示や発表、生命科学部の学生の研究活動の場として活用している。アート系イベントとして、大学主催による高校生を対象にしたコミックイラストコンクールを開催したり、愛媛県今治市や倉敷市とは協同美術企画展や合同美術展を開催したりしている。また、毎年一般市民を対象に、大学主催の防災士養成講座を開講している。令和 6(2024)年度から開始した「アート&サイエンス教育 (A&S 教育)」では、地域と協働した学科横断的な異分野 PBL(Project Based Learning)授業が計画されており、今後の成果が期待される。

地方自治体やアート関連施設、近隣の初等中等教育機関、地域プラットフォーム等と連携して、市民講座やワークショップの開催協力、公開講座や体験授業、高大連携授業や出張講義等を積極的に行っている。「倉敷未来プロジェクト」や「おかやまデジタルイノベーション創出プラットフォーム」での主体的な取組みが検討されており、今後の成果が期待される。

IV 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

開設年度 平成 7(1995)年度
所在地 岡山県倉敷市連島町西之浦 2640

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
芸術学部	芸術学科 デザイン芸術学科※ メディア映像学科※
生命科学部	生命科学科 生命医科学科 動物生命科学科 健康科学科

21 倉敷芸術科学大学

危機管理学部	危機管理学科※
芸術研究科	美術専攻 芸術制作表現専攻
産業科学技術研究科	機能物質化学専攻
人間文化研究科	人間文化専攻※

※は募集停止

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 18 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 4 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 18 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 11 日	実地調査の実施
11 月 12 日	第 2・3 回評価員会議開催
11 月 13 日	第 4 回評価員会議開催
12 月 3 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 10 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2 月 12 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

22 群馬パース大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学は、建学の精神である「平和で公正な社会の発展」を踏まえ、学則において「豊かな教養と人間愛を備えた質の高い保健医療専門職を育成し、…（中略）…国際社会、地域社会に貢献する」という使命・目的を具体的かつ明確に規定し、簡潔な文章で表現している。学部・学科ごとの教育目的を定め、それらの個性・特色を明示し、社会情勢と実情を踏まえながら教育目的の見直しを行うなど変化に対応している。使命・目的及び教育目的の策定及び見直しをする際には、学長が教授会、研究科委員会の意見を聴き、教職員の幹部を構成員とする大学協議会をはじめ、法人運営会議、理事会の議を経て承認するというプロセスを踏むことで、役員、教職員の理解と支持を得るような組織づくりがなされている。使命・目的及び教育目的を「中長期目標・中長期計画」や三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映させ、教育研究組織の構成との整合性を備えた体制を整えることで、社会のニーズに応じた人材の養成を行っている。

「基準 2. 学生」について

学部・学科・研究科ごとに教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、公表している。アドミッション・ポリシーに基づき多様な学生を受入れ、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。教職協働による学修支援体制を整備し、TA(Teaching Assistant)制度により採用された大学院生が、学部教育活動や実習科目の補助を行い、学修支援の充実を図っている。就職支援については、キャリア支援室が中心となり、学科の特性に合わせたキャリア支援体制を整備している。学生生活の安定のための生活指導や課外活動支援、大学独自の奨学金制度による経済的支援を実施している。教育・研究を支援するための情報ネットワークの利用環境を適切に整備し、バリアフリーをはじめとした施設の利便性に配慮した学修環境を整備している。学生の意見・要望をくみ上げる仕組みとして、各学科の担任やチューター及び学生支援センター等、複数の窓口が設定されている。

〈優れた点〉

○グループ会社内に就職支援や再就職支援を行う部署を立上げ、多くの実績を上げている点は評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを学部・学科・研究科ごとに策定し、ホームページ及び学生便覧等を通じて周知している。学部、研究科の単位認定は履修規程に基づいて実施している。カリキュラム・ポリシーは、各学部、学科及び研究科の特色を明確にした上でディプロマ・ポリシーとの一貫性を有し、それに沿った教育課程が体系的に構成されている。教養教育は、各学部等と同等に位置付けられた教養部により適切に実施されている。教授方法の改善のため、教員間の相互授業見学や教育研修が実施されている。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価のために、卒業時アンケート、卒業生の就職先意見聴取等を行い、ディプロマ・ポリシーの項目に関する達成度の検証を行っている。学生による授業アンケートの結果は各教員にフィードバックされ、各授業科目における教育内容・方法及び学修指導の改善のために活用している。

「基準 4. 教員・職員」について

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として、大学協議会規程に基づき大学協議会を設置している。教授会は、教学マネジメントを適切に行う上で必要な事項を調査・審議するために各委員会を設置している。各委員会の全ての審議結果は学長に報告され、承認を受けることが定められており、権限の適切な分散と責任が明確化されている。大学・大学院の教員は、設置基準を満たしている。教員の昇任等は、教員評価規程に基づき、評価対象教員全員に自己評価報告書・教員個人調書・教育研究業績書等を提出させ、教員評価委員会の審査を経て、人事委員会で決定している。教育研究活動の質を向上させるために FD(Faculty Development)研修会を継続的に実施するとともに、教職員の資質・能力向上のための SD(Staff Development)研修、ワークショップ、事務職員研修等の活動が組織的、計画的に展開されている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

組織倫理に関する規則等に基づき適切に運営されており、法人運営及び大学運営に関する情報を適切に公表している。使命・目的の実現のために「中長期目標・中長期計画」を策定し、確実な執行に努めている。人権保護、ハラスメント防止、危機管理は規則を整備して周知し、その啓発に努めている。寄附行為等に基づき理事会等の意思決定体制を整備するとともに法人運営会議を設置して経営と教学の意思疎通・連携・協議を円滑にし、使命・目的及び教育目的の達成に向けた意思決定体制を適切に機能させ、理事長の意思を教学にも反映させている。監事は、理事会・評議員会に毎回出席するとともに、適切に監査報告書を作成して報告している。「中長期目標・中長期計画」をもとに年度方針が策定されるとともに、各学科・委員会等から提出された予算申請を集計し、予算案を編成している。会計処理は学校法人会計基準及び経理規程等により適切に行われている。

〈優れた点〉

- 寄付募集における取組みとして、寄付金額 10,000 円以上の寄付者を対象に、葉をモチーフとしたメモリアルプレートを作成・校舎内に常設展示する等、寄付意欲につながるような工夫を図っていることは評価できる。
- 寄付金控除型のクラウドファンディングを活用していることは評価できる。

「基準 6. 内部質保証」について

大学は、内部質保証の恒常的な組織として、自己点検評価委員会を設置している。自己点検評価委員会は、毎年度実施する自己点検・評価を主導し、評価項目を所轄する各委員会の委員長、各学科長、事務責任者等と連携して自己点検・評価を実施し、自己点検評価書を発行して学内外に周知している。三つのポリシーの達成状況及び学修成果の測定・評価指針としてアセスメント・ポリシーを定め、教員と職員が協働してエビデンスを収集するなど自主的・自律的な自己点検・評価を実施し、その結果を大学全体で共有している。IR 推進室が大学の運営に役立つ情報を集約・分析し、全学的に提供する役割を担うことによって、内部質保証について自己点検評価委員会の活動を支援している。

総じて、大学は 3 学部 7 学科からなる医療系の総合大学として、建学の精神のもとで、豊かな教養と人間愛を兼備えた国家資格を有する多くの保健医療専門職の人材を輩出し、地域の医療の発展に貢献している。先端医療科学研究センターを設立し、学内外の組織と密接に連携して先駆的医療科学研究を推進している。学校法人与大学の意思疎通、連携、協働が円滑に行われ、機動的な意思決定が成され、スムーズな管理運営が行われており、地域住民の健康と福祉に貢献する多様な活動や事業の推進により、地域に貢献する大学として発展することが期待される。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域への貢献」「基準 B.国際交流の推進」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 先端医療科学研究センターの研究成果と一般公開による地域貢献
2. ワンランク上の医療専門職・研究者・教育者等を目指すことを可能としている

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的は、建学の精神である「平和で公正な社会の発展」を踏まえ、学則において「豊かな教養と人間愛を備えた質の高い保健医療専門職を育成し、…（中略）…国際社会、地域社会に貢献する」として具体的かつ明確に設定され、簡潔な文章で表現されている。大学は、学則に定める使命・目的を達成するため学部・学科ごとの教育目的を定め、個性・特色を明示している。

大学は、令和 6(2024)年度に大学院の目的及び教育目的の見直しを行うとともに、リハビリテーション学部の教育目的の見直しを行うなど、社会情勢と実情を踏まえながら変化に対応している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、使命・目的及び教育目的の策定及び見直しをする際には学長が教授会、研究科委員会の意見を聴き、教職員の幹部を含む大学協議会をはじめ、法人運営会議、理事会の議を経て承認することで、役員、教職員の理解と支持を得ている。建学の精神、使命・目的及び教育目的は、学生便覧や学内での掲示によって学生、教職員に周知されているほか、学外へはホームページ等で公開している。使命・目的及び教育目的は、現在の「中長期目標・中長期計画」や三つのポリシーに反映されている。3 学部 7 学科、大学院 1 研究科や附属施設としての各センターによって構成される教育研究組織との整合性を備え、社会のニーズに応じた人材の養成を目指している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科・研究科ごとに教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、学生募集要項やホームページ等により公表するとともに、進学ガイダンスやオープンキャンパス等で直接説明し、浸透を図っている。

入学者選抜試験は、アドミッション・ポリシーに基づいて学部・学科の特色、専門分野の特性に応じた能力を持つ学生の確保を目的として、「学力の3要素（①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度）」を多面的・総合的に評価・判定するため、各入試区分の特徴に合わせた評価方法を設定している。入学者選抜の検証は入試委員会が行い、適切に改善を図っている。

学長のリーダーシップのもと、入試委員会及び入試広報課が中心となり適切な実施体制を確立し、安定した入学定員充足率を維持する努力を行っている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学生の学修支援体制の計画、実施については、学事予定及び時間割の作成、教育課程の編成、履修登録管理やキャップ制の遵守といった単位認定等に関する事、出欠席の管理、成績の管理、修学ポートフォリオの管理、教育機器の保守点検、単位認定、進級・卒業判定基準の遵守等、教学に関する業務全般を教務委員会が担い、運営している。

学生の学修支援の充実として、「群馬パース大学大学院ティーチング・アシスタント(TA)に関する規程」に基づき採用された大学院生が、学部教育活動や実習科目の補助を行い、学生の学修支援の充実を図っている他、全学的にオフィスアワー制度を導入し、学生の講義に対する質疑に対応している。障がいのある学生への配慮、中途退学・休学及び留年者への対応については、学科長のリーダーシップのもと、各学科で検討し、それぞれの教育課程の特徴を踏まえた支援を行っている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援室が中心となり、学科ごとに調整を図りながら、学生のキャリア支援を行っている。キャリアコンサルタントの資格を有する専門のスタッフや相談業務に当たるスタッフを配置し、キャリア相談等に対応している。各学科におけるキャリア教育やインターンシップへの参加支援を積極的に推進し、キャリア支援体制の強化を図っている。

就職支援については、キャリア支援室が中心となり、求人票の管理、学内合同進路相談会の開催、学外で実施される就職説明会の周知、就職希望者への支援を行い、就職に対する相談・助言体制を整備している。

〈優れた点〉

○グループ会社内に就職支援や再就職支援を行う部署を立上げ、多くの実績を上げている点は評価できる。

2-4. 学生サービス**2-4-① 学生生活の安定のための支援****【評価】**

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生支援センターが中心となり、各種学生サービスや、奨学金等の経済的な支援、障がいのある学生への支援等を行っている。

健康管理センターの窓口として、学生の健康管理業務を担う保健室を設置している。保健室には、看護師又は養護教諭の資格を持つ非常勤職員が常駐し、日々の保健室業務とともに学生の健康に関する不測の事態にも対応できるような体制を整えている。また、学生の心理的援助・発達・回復を支援するために学生相談室を設置し、臨床心理士・公認心理師の資格を有する専任教員及び非常勤のカウンセラーが学生の心的な相談、心的支援を行う体制が整っている。

学生への経済的支援として大学独自の学業奨励奨学金制度を設け、学生の経済的な支援を適切に行っている。

2-5. 学修環境の整備**2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理****2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用****2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性****2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理****【評価】**

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地は、大学設置基準第37条による基準校地面積を上回る校地を有しているとともに、建物は改正建築基準法による耐震基準を満たし、設計され、十分な構造安定性を備えている。各教育課程に基づき、適切に実習室が設置され、教育目的に応じて有効に活用している。1号館に図書館、4号館に図書室を整備し、長時間の学修や研究のための利用を可能としている。図書館には、2人の司書と2人の非常勤職員を配置し、適切な運営と利用者サービスに努めている。電子リソースとして電子ジャーナルや文献検索データベースを体系的に整備し、インターネット環境があれば、学内外問わず利用が可能となっている。教育・研究を支援するため、情報ネットワークの利用環境を適切に整備している他、バリアフリーをはじめとした施設の利便性に配慮した学修環境が整備されている。各教育課程の特色に適したクラスサイズの設定を行い、授業を行うに当たって適切な学生数を管理している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生委員会が学修環境に関する学生の意見・要望を把握するために、全学年の学生を対象に、年に1度、「学生生活実態・満足度調査」を行っている。同委員会が結果を分析し、各学科にその内容を共有している。学科単位で改善策等を検討し学生の意見・要望に対応している。

学修支援や学生生活に関する学生の意見・要望をくみ上げる仕組みとして、各学科の担任やチューター、学生支援センター等、複数の窓口が設定されているが、受付けた窓口で適宜対応している。専門的な対応が必要な場合には、学生支援センターや健康管理センターを経て、学生相談室や保健室等が連携し、学生を支援する仕組みになっている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを学部・学科・研究科ごとに策定し、ホームページや学生便覧等を通じて周知している。

学部・研究科の単位認定は履修規程に基づいて実施している。成績評価はシラバスに示した学修到達目標及び成績評価方法に従って点数化し、ディプロマ・ポリシーを踏まえて定められた成績評価基準に基づいて実施している。進級は学科ごとに定めた基準に基づき、学部別の進級判定会議と教務委員会の議を経て学長が承認している。卒業は、学部別の卒業判定会議、教務委員会、教授会の議を経て学長が承認する形で厳正に判定している。研究科の修了認定は定められた基準に基づき、修了判定会議、研究科委員会の議を経て学長が承認することにより厳正に適用している。

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準はホームページ、学生便覧にて適切に周知している。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

各学部・学科及び研究科においてカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページや学生便覧等で周知している。

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性とカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の編成状況はカリキュラムマップに明示している。シラバスは科目担当者が作成し、各学科教務委員である点検者が「シラバスチェック表」に基づき確認している。学部においては、履修登録可能な単位数の総数を年間 48 単位と定めることにより、単位制度の実質が保たれている。

教養教育は、学部と同等に位置付けられた教養部により適切に実施されている。教授方法の改善のため、教員間の相互授業見学や教育研修が実施されている。また、「学生による授業アンケート」の結果を踏まえて各教員が授業改善計画を立案し、FD 委員会が取りまとめている。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果は、アセスメント・ポリシーに定める各評価指標に基づき各学科・研究科内で点検・評価し、その結果は、教学マネジメント会議を通じて全学的に共有している。また、学生の学修状況は学務系基幹システムによって管理し、学生指導を行う教員が随時閲覧し、学修支援に活用している。

資格取得状況は、国家試験対策委員会、就職状況は、キャリア支援室運営委員会が各学科と協力して集約・分析し、全教員にフィードバックしている。卒業時アンケート、卒業生の就職先意見聴取結果は、ディプロマ・ポリシーの達成度の評価指標として活用している。学生による授業アンケートの結果は、各教員にフィードバックされ、各授業科目における教育内容・方法及び学修指導の改善のために活用している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の役割等を明確に規定した上で、学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として、大学協議会規程に基づき大学協議会が設置されている。また、学則に基づき教授会が設置され、教育研究に関する重要事項を審議している。

使命・目的を達成するための教学マネジメントにおいて、大学協議会規程に基づき、教学マネジメント会議が設置され、全学的な教育課程編成方針等を策定している。

教授会は教学マネジメントを適切に行う上で必要な事項を調査・審議するために各委員

会を置いている。各委員会の全ての審議結果は学長に報告され、承認を受けることが定められており、権限の適切な分散と責任が明確化されている。

事務組織規程で職員の配置を定め、大学・大学院の全ての会議に必ず職員を配置するとともに、各種委員会等の規則においても担当する部署を明確にしている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準や養成施設指定規則に定められた教員数を上回るよう確認しながら、教育の質を担保するための学科別・職位別教員定数を定めている。教員の採用に当たっては、公募を基礎とし、教員審査委員会で人事規則に基づき審査され、教授会、大学協議会の議を経て人事委員会で採用が決定されている。教員の昇任等は、教員評価規程に基づき評価対象教員全員に自己評価報告書・教員個人調書・教育研究業績書等を提出させ、教員評価委員会の審査を経て、人事委員会で決定している。

学部 FD 委員会及び大学院 FD 委員会がそれぞれ学生アンケート、研修など FD に関する取組みを実施するとともに、学部 FD 委員会においては教員間の相互授業見学や定期的な内容の見直しなどを行っている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

全学教職員を対象とする SD の推進については、SD 委員会が設置され、年間活動計画に基づき教職員 SD 研修、ワークショップ、事務職員研修等の活動が組織的、計画的に展開されており、また、教職員研修の体系化を図るための資料が作成されている。

SD 委員会は、事後アンケート等により SD 活動に対するニーズを把握し、今後の研修計画の見直しを行っている。

事務職員研修については、階層別・部門別研修を含む研修体系を構築し、運用している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境の整備については、原則として講師以上に個室の研究室を用意しており、各学科でも共同研究の取組みなどを通し、若手研究者の研究支援を行っている。

研究倫理に関する各種規則・行動規範の制定に加え、研究倫理審査委員会が厳正に審査を行うとともに、利益相反に関する審査が必要な場合には、利益相反マネジメント委員会がその審査を行っている。教員及び関係する職員全員の参加を必須とする研究倫理教育講習会並びに利益相反マネジメント研修会をそれぞれ年 1 回以上開催している。

学内研究費については、個人研究費、学内課題応募型研究費、附属研究所助成費などが配分されるとともに、科学研究費助成事業など学外研究費の申請を奨励し、共同研究の受入れも積極的に行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は組織倫理に関する規則等に基づき適切に運営されており、法人運営及び大学運営に関する情報を法令に基づき適切に公表している。

「中長期目標・中長期計画」を策定し、計画の進捗状況や社会情勢等を確認しつつ理事会に諮り、適時見直しを図るなど、使命・目的の実現に向けて継続的な努力を行っている。

環境については、室温管理や通年輕装勤務、LED 照明化、ペーパーレス化など、人権については、ハラスメント防止規程、危機管理規程の制定、研修などにより配慮を図っている。危機管理については、危機管理基本マニュアルを策定し、教職員にも周知しており、また、避難訓練も実施している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為等に基づき理事会等の意思決定体制を整備するとともに、法人運営会議を設置して経営と教学の意思疎通・連携・協議を円滑にすることを図るなど、使命・目的及び教育目的の達成に向けた意思決定体制を整備し、適切に機能させている。

理事会の運営も、適切な委任状の様式を設けつつ、十分な人数が出席した上で、理事の選任等の決定が適切に行われている。理事の職務分担に財務担当・広報担当・教学担当・地域連携推進担当といった担当制を設け、円滑な業務が遂行されている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人運営会議を設置し、経営と教学の意思疎通を図りつつ、理事長の意思を教学に反映させる機能も担わせ、理事長のリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。教授会、研究科委員会、全学教学運営委員会では、各下部組織からボトムアップされた教職員の提案について審議し、大学協議会、法人運営会議に提案している。

監事は、金融機関の監査業務の経験者 2 人が適切に選任されて理事会・評議員会に出席するとともに、監査計画書及びスケジュールを作成し、適切に監査報告書を作成して報告している。評議員は、適切に選任されて評議員会に出席しており、評議員会も適切に運営されている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「中長期目標・中長期計画」において、大学の拡充計画や財務内容の改善などに関わる

各目標と計画を掲げている。目標と計画をもとに年度方針が策定されるとともに、各学科・委員会等から提出された予算申請を集計し、進行年度の予算・実績対比の確認や収支バランスの調整を行った上で、予算案を編成している。

大学の収容定員は、毎年満たしており、学生生徒等納付金を主たる収入源とする大学の財務体制は健全に保たれている。収支バランスについても教育活動収支差額比率及び経常収支差額比率が全国平均値よりも大きく上回っている上、外部資金の導入についても高崎市等からの補助金交付や寄付募集、クラウドファンディングなどを積極的に行っている。

〈優れた点〉

- 寄付募集における取組みとして、寄付金額 10,000 円以上の寄付者を対象に、葉をモチーフとしたメモリアルプレートを作成・校舎内に常設展示する等、寄付意欲につながるような工夫を図っていることは評価できる。
- 寄付金控除型のクラウドファンディングを活用していることは評価できる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に準拠し、経理規程及び経理規程施行規則に則し、適正な会計処理の実施に努めている。

会計監査については、公認会計士による外部監査と監事による学内監査が実施されている。監事監査については、監事監査規程に基づき作成された監査計画及び監査スケジュールに沿った監査が行われている。また、内部監査室による会計監査を適切に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学則や自己点検評価委員会規程で内部質保証に関する自己点検・評価の実施や方針を明示している。内部質保証の恒常的な組織として、自己点検評価委員会を設置している。

自己点検評価委員会は、毎年度実施する自己点検・評価を主導し、評価項目を所轄する各委員会の委員長、各学科長、事務責任者等と連携して、自己点検評価書を発行して学内外に周知している。自己点検評価書は全学教学運営委員会及び大学協議会の議を経て学長が承認している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、教育課程、施設や設備などの学修環境、学生生活・支援、就職活動、教育研究活動全般について自己点検・評価を定期的に行っている。三つのポリシーの達成状況及び学修成果の測定・評価指針としてアセスメント・ポリシーを定め、教員と職員が協働してエビデンスを収集するなど自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。その結果を独自の自己点検評価書として取りまとめ、大学全体で共有するとともに、ホームページで公開している。

IR 推進室が大学の運営に役立つ情報を集約・分析し、全学的に提供する役割を担うことによって、内部質保証について自己点検・評価委員会の活動を支援している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果に関する PDCA サイクルは、三つのポリシーに関わるアセスメント・ポリシーの観点に基づき、自己点検・評価を自己点検評価委員会の主導のもと各委員会等と連携して実施している。

大学は、平成 30(2018)年度に日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受けた結果、指摘事項の改善を行い、引続き適切な運営を行っている。また、令和 3(2021)年度に設置されたリハビリテーション学部は、令和 5(2023)年度に実施された設置計画履行状況等調査の結果を踏まえ、指摘事項の継続的な改善に努めている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域への貢献

A-1. 地域への貢献

A-1-① 地域貢献へ向けた取り組み

【概評】

学則の第 1 条に掲げられている「地域社会に貢献する」目的を達成するために地域連携センターを設置し、地域社会に貢献する体制の強化と地域連携活動を進めている。その活動は、学会研究会や地方自治体主催の研修会、保健医療関係団体講演会への講師派遣、公開講座の開催、商工会議所と連携した人材育成プログラムの実施、高崎市教育委員会と連携した小学生向けイベントの開催など、多岐にわたっている。また、令和 5(2023)年度には新たに 21 団体との包括連携協定を締結し、地元産業界等との連携体制の強化を図っている。包括連携協定締結先からの意見調査を実施し、その結果を学部教育課程の編成に活用しており、教育の質の向上のために地域から大学が積極的に学ぶことを指向した取り組みとして特筆すべき点である。これらの活動は、年度ごとに地域連携センターが作成する地域連携推進に関する目標・計画に基づいて実施しており、活動実績は、具体的な数値で設定した活動指標と取り組み全体にかかるアウトカム指標によって年度ごとに評価し、その結果は、次年度の活動目標・計画に反映している。

基準 B. 国際交流の推進

B-1. 国際交流の推進

B-1-① 国際交流にむけた取り組み

【概評】

大学は、国際的視野を持ったリーダーシップのとれる保健医療専門職の育成を目的として国際交流センターを設置し、学生の国際交流活動を積極的に推進している。新型コロナウイルスの感染症拡大の影響で、令和元(2019)年度から令和 3(2021)年度までは、全ての国際研修プログラムが中止されたが、令和 4(2022)年度から活動が再開された。海外研修は、大学間協定を締結しているハワイ大学（アメリカ）及びリンカーン大学（マレーシア）への訪問に加え、ロサンゼルス（アメリカ）研修、ストックホルム（スウェーデン）研修、ハノイ（ベトナム）研修が開催されており、多くの海外研修は全学科希望者を対象としている。各プログラムは国際交流センターにおいて、旅行代理店や現地コーディネーターを交えて企画し、引率者は、国際交流センター会議において、決定した教職員が担当している。海外研修の取り組みの成果、問題点や改善点については、各研修に参加した学生及び引率者から提出される「海外研修参加報告書」に基づき国際交流センター会議にて協議し、改善を図っている。「学生生活実態・満足度調査」によって調査された研修に参加した学生の満足度は 100%であり、質の高いプログラムが提供されている結果であることが分かる。

また、「海外研修補助規程」に基づいて費用の一部を大学が補助する体制を整えていることは、学生の国際交流参加を支援するものとして特筆すべき点である。

これらの海外研修に加え、国内においても保健医療分野の国際的なつながりを学生に意識させ、海外に対する関心・意欲を高めること等を目的に、令和 5(2023)年度には 2 回の特別講演が開催されている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 先端医療科学研究センターの研究成果と一般公開による地域貢献

先端医療科学研究センター（本研究センター）は、学内組織（本学・大学院保健科学研究科）及び学外組織（医療系他大学、国立研究機関ならびに企業）と密接に連携して先駆的医療科学研究を推進することを目的に平成30年（2018）12月に設置し積極的な研究活動を行っている。学内の附属研究所運営委員会にて審議・承認された専任教員以外の研究者は、2024年4月現在、研究教授8名（常勤1名、非常勤7名）、研究准教授1名（非常勤、研究講師3名（非常勤）、研究員2名（常勤）である。これまで、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）などの新興ウイルス感染症に対し、PCR法をはじめとする迅速病原体検査診断法開発、変異株に対する新規検査法の開発、抗ウイルス薬の候補探索、変異株出現・流行予測ならびにワクチン効果予測に関する研究など、国内外において高い研究評価が得られている。主な共同研究は以下の通りである。

- ① 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ及びノロウイルス感染症に対する新規PCR検査・診断試薬の開発（本学・タカラバイオとの共同研究）
- ② 新型コロナウイルスに対する抗ウイルス薬の探索及び分子薬理学機構解明に関する研究（本学・国立感染症研究所・杏林大学との共同研究）
- ③ 新型コロナウイルスの進化とワクチン効果に関する研究（本学・国立感染症研究所・杏林大学との共同研究）
- ④ 非コロナウイルス感染症の病原体網羅解析に関する研究（本学・群馬大学・杏林大学・タカラバイオとの共同研究）
- ⑤ ノロウイルス不活化剤の新規開発に関する研究（本学・ニイタカとの共同研究）
- ⑥ 空間微生物制御装置の開発・改良に関する研究（本学・パナソニックとの共同研究）
- ⑦ 緑膿菌の薬剤耐性機構解明に関する研究（本学・国立感染症研究所・杏林大学との共同研究）

これらの研究成果は、年1回、本研究センター主催による講演会やシンポジウムなどで学生や市民に公開し、地域に貢献できるよう積極的な活動を行っている。

2. ワンランク上の医療専門職・研究者・教育者等を目指すことを可能としている

本学は看護学部（看護学科）、リハビリテーション学部（理学療法学科、作業療学科、言語聴覚学科）、医療技術学部（検査技術学科、放射線学科、臨床工学科）の3学部7学科からなる医療系の総合大学で、これまで豊かな教養と人間愛を兼ね備えた国家資格を有する質の高い多くの保健医療専門職の人材を輩出してきている。養成職種数と養成人数（380名）の多さは群馬県内でトップクラスであり、群馬県及び近隣地域の医療の発展

に大きく貢献し得るものである。さらに、大学院を併設しており、博士前期課程（看護学領域、病因・病態検査学領域、放射線学領域、臨床工学領域、リハビリテーション学領域、公衆衛生学領域）では、特徴ある教育カリキュラムにより2年間の教育、研究を通して自身の適性に合致した進路を選択することができ、それぞれの領域の修士号を取得できる。また、博士後期課程では、「医療科学」に焦点をあて、病気の予防や健康増進のための科学的エビデンスを構築しながら、国際的に通用する研究者、教育者等の道を歩むこともでき、学生がワンランク上の医療人を目指すことを可能としている。

Ⅳ 大学の概況（令和6(2024)年5月1日現在）

開設年度	平成 17(2005)年度
所在地	群馬県高崎市問屋町 1-7-1 群馬県高崎市問屋町 1-8-1 群馬県高崎市問屋町 1-3-8 群馬県高崎市問屋町 3-3-4 群馬県高崎市問屋町 1-5-2 群馬県吾妻郡高山村中山 6859-252 群馬県高崎市問屋町 1-6-3

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
看護学部	看護学科
リハビリテーション学部	理学療法学科 作業療法学科 言語聴覚学科
医療技術学部	検査技術学科 放射線学科 臨床工学科
保健科学部※	看護学科
保健科学研究科	保健科学専攻

※は募集停止

Ⅴ 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 20 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 5 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付

22 群馬パース大学

9月19日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10月21日	実地調査の実施
10月22日	第2・3回評価員会議開催
～10月23日	10月23日 第4回評価員会議開催
11月21日	第5回評価員会議開催
令和7(2025)年 1月9日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2月12日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

23 神戸医療未来大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

開学以来、「個性の伸展による人生練磨」という建学の精神は、大学教育の根幹として堅持されており、大学の使命・目的、学科ごとの人材養成の目的は、学則に簡潔かつ明確に定められ、個性・特色が反映されている。社会の変化等に応じ、令和 4(2022)年度に大学の名称を「神戸医療未来大学」に変更するとともに、姫路キャンパス及び大阪天王寺キャンパスにおいて 2 学部 3 学科の教育研究組織に再編し、大学の教育目的等の実現に取り組んでいる。

「基準 2. 学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーについては、ホームページ・学生募集要項等で公開され、学内外に周知されている。収容定員を充足しておらず、学生確保に向けた対応が必要である。学修支援や学生サービスに関しては、各部署が連携して支援体制を構築するとともに、中途退学、休学、留年などへの対応策を講じている。特に、留学生の増加に伴い、留学生センターを設置するなど留学生への対応の充実に努めている。学生の意見・要望への対応に関しては、授業改善アンケートや学生生活満足度アンケートなどを実施し、学生の意見をくみ上げている。

〈優れた点〉

○対面での学生指導にとどまらず、SNS も積極的に活用することで、学生にとって教職員が身近な存在となり、コミュニケーションや相談がしやすい関係を構築していることは評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

各学部・学科では、それぞれの特色に基づいたディプロマ・ポリシーと、それを達成するためのカリキュラム・ポリシーを策定している。学則に単位認定基準、卒業認定基準を定め、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程及び学部・学科独自の教養教育を編成している。学生の計画的な学修をサポートするためにシラバスを整備し、単位制度の実質化を保つために履修登録単位数の上限を設定している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示し、資格取得状況や就職状況の調査、卒業時の満足度調査など大学が定めた多様な尺度で学修成果を点検・評価している。

「基準 4. 教員・職員」について

学長意思決定を支える組織として教授会及び各委員会を置くとともに、副学長を配置し、学長がリーダーシップを発揮できる体制を整備している。FD(Faculty Development)活動については、FD 研修会、教員相互による授業参観など効果的な研修を組織的に実施している。学生による授業改善アンケートを各学期の後半に行い、その結果を直ちに担当教員にフィードバックすることで教育活動の改善を図っている。職員の研修は、SD 委員会を設置し研修会を実施している。研究倫理に関しては規則に基づき倫理審査を行うとともに、研究活動への資源の配分については、規則に基づき研究費、旅費等を支援している。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為をはじめとする諸規則を整備し、関係法令遵守のもと体制を整え法人運営を行っている。また、情報の公表は法令等に基づき適切に行われている。使命・目的を達成するために理事会を定期的に開催するとともに、管理運営の円滑化と相互チェックは、法人及び大学の各機関相互の連携が図られ、監事及び評議員会がそれぞれ機能している。財務基盤に関しては、科学研究費助成事業等の外部資金の獲得に努めているが、安定した財務基盤確立のために最も重要な学生確保に一層取り組むなど経営改善計画の着実な実行が望まれる。監査体制を整備し、経理に関する規則に基づき適正な会計処理に努めている。

「基準 6. 内部質保証」について

自己点検・評価委員会の名称を自己点検・質保証委員会に変更し、学長、副学長、学部長、学科長、事務長等教職協働に基づいた責任ある委員構成とし、自己点検・評価と内部質保証の機能を一体化し、機動的に対応できる体制を構築している。令和 6(2024)年 3 月に IR 委員会を設置後、「神戸医療未来大学アセスメント・プラン（実施方針）」を策定し、今後、組織的・体系的なデータの収集・分析・活用を積極的に行い、自己点検・質保証委員会と一体となって、全学的な質保証に取り組むこととしている。

総じて、大学は、開学以来「個性の伸展による人生練磨」という建学の精神のもと、学生一人ひとりに寄り添った教育を展開するとともに、収容定員確保に向けて、役員及び教職員が一体となって経営改善に努めている。今後、自己点検・質保証委員会を核に内部質保証のための PDCA サイクルの機能性をより高め、大学運営及び教育・研究の更なる改善・充実に期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域や社会との連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 地域の資源「妖怪」を包摂した諸活動の展開

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

社会の変化等に応じ、令和 4(2022)年度に大学の名称を「神戸医療未来大学」に変更するとともに、学科構成の見直し等を行い、現在は 2 学部 3 学科の教育研究組織となっている。開学以来、「個性の伸展による人生練磨」という建学の精神は、大学教育の根幹として堅持されており、大学の目的、学科ごとの人材養成の目的は、学則に簡潔かつ明確に定められ、個性・特色が反映されている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

学則等の規則改正は、教務委員会、教授会等の審議を経て理事会で決定し、学科会議等を通じて教職員に周知することで、理解と支持を得ている。建学の精神、教育理念等は、中期計画である経営改善計画及び三つのポリシーに反映されているとともに、ホームページ、学生便覧等各種媒体を通じて学内外に周知している。社会の変化等に対応し教育研究組織を改組し、大学の教育目的等の実現に取り組んでいる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを策定し、ホームページ、学生募集要項等で公開し、周知している。

アドミッション・ポリシーに基づき、入学試験が公正かつ妥当な方法で実施されるよう、適切な体制を整えている。具体的には、試験の実施要領や判定基準、出題、採点などを入学試験委員会が検証し、入学試験後の分析結果に基づいて次年度以降の試験実施方針を検討している。また、留学生をはじめとする多様な学生を受入れるため、さまざまな入学試験を実施するとともに、実施要領や実施業務マニュアルを作成し、試験実施体制を整備している。

学科ごとの収容定員の充足状況に課題はあるが、学生確保に向けた取組みを行っている。

〈改善を要する点〉

○人間社会学部未来社会学科の収容定員充足率が 0.7 倍を大きく下回っている点は改善を要する。

〈参考意見〉

○令和 6(2024)年度に改組した健康スポーツ学部健康スポーツコミュニケーション学科の入学定員充足率が 0.5 倍を下回っていることから、充足率の向上が望まれる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学生への学修支援は、教務委員会で方針・計画・実施体制などについて全学的な調整を図り、教学課と連携して適切に実施している。入学前課題や在学中のガイダンスなどを通じて学生の学びへの動機付けを行うとともに、さまざまな資格取得を促す特別講座を開講して学生のキャリア開拓を支援している。教員の教育活動を支援するために、SA(Student Assistant)制度を整備し、教育的な効果を図る取組みを行っている。全学

的にオフィスアワーを導入し、専任教員については適切な時間を確保し、学生に周知している。障がいのある学生への配慮を行うとともに、今後は合理的配慮に関する規則や教職員向けマニュアルの作成を検討している。中途退学、休学及び留年などへの対応策を行っている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリアサポート委員会を中心に、教学課、学生課や各学科などの連携のもと、就職ガイダンスや各種セミナー等を実施するなど、キャリア支援の体制を整備している。教育課程内にキャリア形成に関する科目を配置して、学生の職業観などの育成・確立を目指している。

就職・進学に対する相談・助言体制として、キャリアサポートセンターが進路指導等を行い、適切に運営している。留学生に対しては、企業コンサルタント会社の協力を得てインターンシップ先の開拓や、卒業後の進路に合わせた在留資格変更許可申請の助言・指導等を学生本人や内定先企業等に対して行っている。また、「資格取得奨励費支給制度」などを設け、自らのキャリアを資格・検定等で切り拓こうとする学生の支援を行っている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のための支援は学生部が統括し、必要に応じて教学部等と連携を図りながら学生の多様なニーズに対応している。留学生に対しては留学生センターなどを設置して、支援を実施している。

学生の心身に関する健康相談、心的支援については、全学生に対して健康診断を実施するとともに、両キャンパスに医務室を設置するなど、学生の健康管理に留意している。加えて、クラス担任やゼミ担当教員が個別に学生対応に当たるなど、生活相談、課外活動への支援をはじめとする学生サービスを適切に行っている。経済的支援に関しては、入学金が免除されるスカラシップ制度や授業料が免除される特待生制度等を設け、適切に行っている。

〈優れた点〉

○対面での学生指導にとどまらず、SNS も積極的に活用することで、学生にとって教職員が身近な存在となり、コミュニケーションや相談がしやすい関係を構築していることは評価できる。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的達成のため、姫路キャンパス、大阪天王寺キャンパスに校地、校舎等を整備し、教職員、学部・学科、各委員会の協働により快適な学修環境を整え、有効活用に努めている。

適切な規模の図書館を有しており、十分な学術情報資料を確保し、開館時間を含めて十分に図書館を利用できる環境を整えている。また、図書・情報センターなどが牽引して、ICT（情報通信技術）環境の整備に努めている。講義室・研究室・事務室等がある建物は、バリアフリーを含め、施設・設備の利便性に配慮している。

授業を行う学生数について、教育効果を上げられるよう適正化に努めている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

授業に関しては、授業改善アンケートを実施して学生の意見をくみ上げている。学生生活については、教職員がきめ細かく対応に当たっており、対面や SNS など多様な方法を用いて学生の意見や要望を把握している。また、学生生活等に関する学生の意見・要望をくみ上げるシステムの整備を進めるため、令和 5(2023)年度に学生生活満足度アンケートを実施している。

学生からの意見をもとに、それぞれのキャンパスにおいて、学修支援や学生生活、施設・設備等の学修環境の改善に取り組むこととしている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

「建学の精神を理解し、自らの能力を伸ばす」という教育目的の観点を全学部・学科共通の要素としてディプロマ・ポリシーに明示するとともに、各学部・学科の特色に基づいたディプロマ・ポリシーを策定している。

学則に単位認定基準、卒業認定基準を定め、学生便覧に掲載し、周知している。各授業のシラバスにおいてディプロマ・ポリシーと当該授業との関連性を明示するとともに、成績評価基準を明記し周知することで、単位認定基準とディプロマ・ポリシーを関連づけている。単位認定基準、卒業認定基準は厳正に適用されている。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを達成するため、カリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページ、学生便覧、新学期ガイダンスで周知している。

カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程及び学部・学科独自の特性に合わせた教養教育を編成している。学生の計画的な学修をサポートするためにシラバスを整備し、単位制度の実質を保つため履修登録単位数の上限を設定している。

アクティブ・ラーニングを取入れた授業を実施するとともに、教授方法の改善を進める

ため、教務委員会・IR 委員会を中核として組織的に対応している。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示している。また、単位修得状況や GPA(Grade Point Average)だけでなく、資格取得状況や就職状況の調査、卒業時の満足度調査など、大学が定めた多様な尺度で学修成果を点検・評価している。それをクラス担任・ゼミ担当教員が把握し、サポートする体制をとっている。

今後のよりよい学修指導のために、教員同士による授業参観での学び合いを実施している。また、学生に対する授業改善アンケート等も実施し、その結果を公開した上で、結果を踏まえた改善策も具体的に検討している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の意思決定を支える組織として教授会及び各委員会を置くとともに、副学長を配置し、学長がリーダーシップを発揮できる体制を整備している。教育研究に関する重要事項は、委員会等から議案が提議され、教授会で意見を聴いた後に学長が決定するなど、教学マネジメント及び意思決定の体制が構築されている。

教学マネジメント遂行に必要な職員の配置、位置付け及び役割を規則等に明確に定めている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に定める必要教員数を満たしており、適切に配置している。また、教育職員資格審査規程により、教育目的及び教育課程に合致した教員の選考及び採用手続きを適切に行っている。FD 活動については、FD 研修会及び教員相互による授業参観などの効果的な研修を組織的に実施している。また、学生による授業改善アンケートを各学期の後半に実施し、アンケート結果を科目の担当教員にフィードバックすることで教育活動の改善を図っている。各学期の前半に学生から改善希望があった場合は、各担当教員が速やかに改善を図っている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上への取組みとして、SD 委員会を設置し、同委員会において SD 研修会の開催及びその見直しを行っている。

職員に対し SD 研修会を実施し、各部署間相互で情報共有すべき事項を伝達・議論することにより、組織全体の資質の底上げを図っている。また、職員を学外研修会等に参加させ、重要な内容については E メールで職員全体に通知し、情報共有している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

パソコンやプリンター、ネットワーク環境等が整備された個人研究室など、教員の適切な研究環境を整えている。

研究の推進に際して倫理的な配慮が適切に担保されているか審査するため「神戸医療未来大学倫理審査委員会規定」を定め、研究者からの申請に基づき倫理審査を運用している。

研究活動への資源の配分については、「神戸医療未来大学研究費規程」「神戸医療未来大学研究旅費規程」を定め、経費、旅費や設備等の面で支援している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為をはじめとする諸規則を整備し、関係法令遵守のもと体制を整え、法人運営及び情報の公表について、法令等に従い適切に行っている。経営改善計画に基づき、年度ごとの事業計画を策定し、これらの計画に基づき業務を執行し、その状況を分析・検討して次年度の事業計画に反映させるなど、使命・目的を実現するための努力をしている。

環境保全については省エネ活動やキャンパス周辺の保全活動を行っている。人権保護のため「学校法人都築学園個人情報保護規程」等の各種規則に基づき適切な対応を行っている。安全への配慮については「学校法人都築学園危機管理規程」に基づき対応している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的を達成するため、寄附行為に基づき理事会を定期的に行い、適切に運営している。理事の選任は寄附行為に基づいて行われており、理事会への出席状況は良好である。理事会欠席時には委任状が提出されている。

学長及び法人事務局長が理事又は評議員となっており、理事会・評議員会の都度、学生

募集及び教学事項を報告することにより、学校運営に関する共通の認識を図り、現状に基づいた意思決定ができる体制を整備している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人の管理運営を円滑に行うため、理事長を長とする「学園運営委員会」を設置している。従来は構成員を各設置校長、設置校の事務長等としていたが、令和 6(2024)年度以降は構成員を法人の理事・評議員の代表、各大学の学長等に限定することで、理事会、評議員会と大学における教学の意思疎通を強固にする体制を構築している。

「学園運営委員会」を活用して、理事会の意思決定をサポートするとともに、理事会の決定事項に関する業務実施状況を確認し、相互チェックの機能性を維持・向上させている。

寄附行為の定めにより、監事、評議員の選任及びその職務遂行が適切に行われている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人は、運用資産の増加と外部負債の減少のために財務基盤の強化が必要であり、経営改善計画及び財務計画を策定し、その計画を着実に実行することで、安定した経営基盤の確立を目指している。

安定した財務基盤を確立するため、適正な収入見積りとともに、経営改善計画及び財務計画に基づいた予算を編成し、収支のバランスを確保している。

外部資金の導入として、科学研究費助成事業の獲得のほか各種機関・団体等から研究助成金や受託研究費の獲得、寄付金等の受入れも積極的に推進し、財務基盤の充実を図っている。

〈参考意見〉

○安定した経営基盤の確立のために重要事項である学生確保に取り組むなど、経営改善計画の着実な実行が望まれる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に準拠して、「学校法人都築学園経理規程」に基づき、適正に会計処理を実施している。予算については、所掌各課などの執行状況を伺書などで把握し、半期・年度の計画との整合に努め、新たに実施しようとする事業については、必要性を精査し、手順を経て補正予算をもって対応している。

監査法人により、私立学校振興助成法に基づく会計監査が適正に行われている。監事による監査は、「学校法人都築学園監事監査規程」に基づき、法人の業務及び財務状況等について、毎年度、監事監査実施計画を作成し、厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

令和 3(2021)年度から、内部質保証体制を構築するために自己点検・評価委員会の名称を自己点検・質保証委員会に変更している。これは、自己点検・評価と内部質保証の機能を一体化し、機動的に対応することを目指している。同委員会は、学長、副学長、学部長、学科長及び事務長等教職協働に基づいた委員構成とし、責任体制を構築している。2 学部 3 学科体制のもとでの全学的な教育の質保証へのより一層の取組みを期待したい。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

令和 5(2023)年度に日本高等教育評価機構の評価基準に準じた形式で自己点検・評価を行い、「令和 5 年度自己点検評価書」を作成し公表している。教育活動の質の向上に資するデータの収集や分析は、従来は主として個々の活動を主管する部署が担っていたが、令和 6(2024)年 3 月に IR 委員会を設置し、「神戸医療未来大学アセスメント・プラン（実施方針）」を策定したところである。今後、組織的・体系的なデータの収集・分析・活用を積極的に行い、自己点検・質保証委員会と一体となって、全学的な質保証がより一層図られることを期待する。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

経営改善計画に基づいた毎年度の事業計画案及び事業報告案は、自己点検・質保証委員会の委員が作成しているが、今後は委員会として組織的に取組むこととしている。また、令和 6(2024)年度に策定した「神戸医療未来大学アセスメント・プラン（実施方針）」に基づいて学修成果や満足度等の点検に着手し、点検項目には建学の精神の趣旨を反映した「みらいコンピテンシー」を加えるなど、内部質保証に取り組んでいる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域や社会との連携

A-1. 地域連携の取り組み

- A-1-① 地域連携の目的の明確化と組織の整備
- A-1-② 地域の要請に応じた活動
- A-1-③ 大学独自に展開する活動

A-2. 高大連携の取り組み

- A-2-① 高大連携の目的の明確化と組織の整備
- A-2-② 高大連携の具体的取り組み

【概評】

地域社会への貢献の活動方針のもと、地域連携推進委員会を発足させ、大学の特性である医療・福祉・心理や健康スポーツの知識・技能と施設を活用した活動を展開している。学生は地域住民とともに社会貢献活動に取り組み、教員は地方自治体や社会福祉法人等から

信頼を得ており、さまざまな活動によって社会貢献をしている。これらの活動の中には、学生の意見が大きく反映されたものもある。また、大学の特色を生かして、地域住民対象の公開講座も開催している。姫路キャンパスは日本民俗学の第一人者である柳田國男の生誕地に立地しているので、学生や地域住民に対して、柳田國男に関する公開講座を開催したり、図書館には著書、関連する図書や資料、主要な関連領域の一つである妖怪に関連するものを整備し、供覧している。

大学の役割として、大学の持つ資源を高等学校の教育に活用し、高大連携を推し進めることを示している。これにより、大学教員による高校への出張講義や大学に在籍する学生を学生コーチとして高校運動部へ派遣するなど積極的に行っている。また、留学生と高校生の異文化交流なども新たに取り入れている。この活動は、高校との連携協定にもつながり、入学者の受入れにも大きく寄与するようになってきている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 地域の資源「妖怪」を包摂した諸活動の展開

本学姫路キャンパスが立地する兵庫県神崎郡福崎町は、日本民俗学の父と仰がれ、『遠野物語』『妖怪談義』『故郷七十年』等の著作で知られる民俗学者柳田國男の生誕地である。これを背景に福崎町では、柳田が研究対象の一つとした「妖怪」や「物の怪」にちなんだ町おこし活動を積極的に展開している。こうした立地の特性を生かし、本学姫路キャンパスでは、妖怪の要素を教育研究や課外活動等に取り入れた諸活動を以下の通り展開している。

〔教養科目「妖怪学」の開講〕

令和4年（2022）度より、姫路キャンパスの2学科（健康スポーツコミュニケーション学科・未来社会学科）において、「妖怪学（地域と妖怪）」及び「妖怪学（妖怪と文化）」を「総合教養」領域の1年次配当科目として新たに開講した。

〔民俗学・妖怪に関する図書資料の収集と展示〕

姫路キャンパス図書・情報センター閲覧室3階に、柳田國男の著作、柳田國男に関する研究書、民俗学関係の図書を多数取り揃えた「柳田國男コーナー」を設置し、閲覧に供している。コーナーには、柳田が研究の対象とした妖怪や妖怪の伝承に関連する書籍を多数収集・展示している。

〔「妖怪ベンチ」の設置〕

福崎町は妖怪による町おこし活動の一環として、町内各所に「妖怪ベンチ」を設置するとともに「妖怪ベンチ探検マップ」を配布しており、福崎町の観光資源の一つとなっている。本学は福崎町との連携の下、姫路キャンパス内に2基の妖怪ベンチ（「フクちゃんサキちゃん」（河童をモチーフとした福崎町のキャラクター）、「タタミタタキ」）を設置しており、妖怪ベンチ巡りを楽しむ観光客が休日を中心に本学のキャンパスを訪れている。

〔「魍魎魍魎祭」の開催〕

本学では開学以来、毎年10月下旬に学園祭を開催し、地域との交流を図ってきた。令和4(2022)年度より姫路キャンパス学園祭の名称を「魍魎魍魎祭(ちみもうりょうさい)」と改め、プログラムの随所に妖怪に関連した活動を取り入れている。令和5(2023)年度の魍魎魍魎祭では、前述の「妖怪学(地域と妖怪)」を担当する木下昌美講師の講演会(「日本と世界の魍魎魍魎」)、妖怪コスプレコンテスト、「妖怪の館」(お化け屋敷)の設置、妖怪ランタンの装飾等の企画を実施した。

〔その他〕

本学の学生寮は、名称を「チミモウ寮」としている。また、大学ホームページに「妖怪の町福崎」バナーを設置し、妖怪にまつわる福崎町の取り組みの一端を紹介している。

Ⅳ 大学の概況(令和6(2024)年5月1日現在)

開設年度	平成12(2000)年度
所在地	兵庫県神崎郡福崎町高岡字塩田1966-5 大阪府大阪市天王寺区烏ヶ辻2-1-4

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
健康スポーツ学部	健康スポーツコミュニケーション学科
人間社会学部	未来社会学科 健康スポーツコミュニケーション学科※ 経営データビジネス学科

※は募集停止

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和6(2024)年 6月末	自己点検評価書を受理
9月6日	第1回評価員会議開催
9月27日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10月11日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11月13日	大阪天王寺キャンパス実地調査の実施
	姫路キャンパス実地調査の実施 11月14日 第2・3回評価員会議開催
～11月15日	11月15日 第4回評価員会議開催
11月29日	第5回評価員会議開催
令和7(2025)年 1月8日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理

23 神戸医療未来大学

2月12日	(意見なし) 大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

24 国際大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

「国際大学大学院のあり方」に建学の理念、設立の趣旨を明示し、学則に修士課程及び博士後期課程の目的を明文化している。各研究科の人材養成の目的及び教育研究上の目的は関連規則を定め、簡潔に文章化している。使命・目的及び教育目的に「国際社会で活躍できる高度な専門的知識を持った職業人の育成を企図する」という大学の個性・特色を反映している。社会情勢に対応し、外部機関から意見・要望を聴取し、教育・研究の見直しを行っている。「将来構想プロジェクト」等の会議体に役員、教職員が関与・参画し、使命・目的及び教育目的の策定と見直しを行い、ウェブサイト等で学内外に周知している。使命・目的及び教育目的を 5 か年の中期計画策定に反映させるとともに三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映させている。使命・目的及び教育目的を達成するため、二つの研究科を置き、関連センター、研究所を設置するなど教育研究を推進する組織を整備している。

〈優れた点〉

○使命・目的及び教育目的の意義や目的を実現するための具体的方策について、大学運営に関わる教職員が各種外部機関を訪問し、意見・要望を聴取して大学運営に取り入れている点は評価できる。

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーを学生募集要項等で周知している。入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに沿って書類審査、面接で多角的に評価し検証を行っている。定員や募集方法を見直し学生数の管理を適切に行っている。学修支援は関連会議体で教職協働の実施体制を整え、オフィスアワー制度を全学的に導入し周知している。TA(Teaching Assistant)を活用し、学修支援に役立てている。成績不振者にきめ細かい指導を行い、中途退学対策を適切に実施している。インターンシップを含むキャリア教育、就職に関する助言体制を整備している。学生サービス・厚生補導は、学生センター事務室を設置し、スクールカウンセラーと校医が連携し、学生の健康相談、心的支援を行っている。留学生の寮生活を含む学生生活全般に役立つ詳細な情報を提供し、大学独自の奨学金で手厚い経済支援を行っている。教育目的を達成するため校舎等を整備し、授業期間中 24 時まで開室している図書館等、快適な学修環境を提供している。バリアフリー化は年度計画に沿って改修を進めている。教育効果を上げるため適正サイズのクラス編成に努めている。アカデミ

ック・カウンスルや各種アンケートを通して学生の意見・要望をくみ上げるシステムを構築し適切に運用している。

〈優れた点〉

- 国際関係学研究科修士課程でのファカルティコンサルタント、国際関係学研究科博士後期課程での主任指導教員と副指導教員 2 人の研究指導体制や国際経営学研究科のメンター制度をはじめとした手厚い教育研究支援体制を整備していることは評価できる。
- 大学独自の奨学金である「国際大学中山素平記念奨学金」により、学生に対して手厚い経済支援を行っていることは高く評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

教育研究上の目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、ウェブサイト等で周知している。単位認定基準、進級、修了認定基準を明確に定め、学生便覧で学生に周知し、個々の科目の成績評価方法はシラバスに明記している。進級及び修了認定基準は GPA(Grade Point Average)とルーブリックを活用し、修了認定は修士論文等に客観的な評価基準を設けて厳正に適用している。カリキュラム・ポリシーを策定し、ウェブサイトを通して学生に周知している。ディプロマ・ポリシーと各授業科目の関連性を示すカリキュラムマップとカリキュラムツリーを作成して体系的な教育課程を編成し可視化している。共通科目を設定することで共通教養教育を展開し、小規模大学院の特色を生かした双方向的な教授方法を展開している。科目、教育課程、機関の三つのレベルで学修成果の点検・評価方法が確立され、教育内容及び学修指導の改善に向けアンケート調査・分析を行い、学修成果を点検している。特に、国際経営学研究科は、ビジネススクールの世界的認証機関 AACSB(Association to Advance Collegiate Schools of Business)の認証を受け、定期的に教育の質保証の点検を行っている。

〈優れた点〉

- 国際経営学研究科が、ビジネススクールの世界的認証機関である AACSB の認証を受け、教育課程の編成、教授方法の改善を継続的に実施している点は評価できる。

「基準 4. 教員・職員」について

学長のもとに副学長、運営委員等を置き、運営委員会等を通して教職員の意見を聴き意思決定を行うなど、学長の適切なリーダーシップのもとで大学運営を行っている。運営組織に関する諸規則を整備し、権限と責任を明確化した教学マネジメント体制を構築している。事務組織に必要な職員を配置し、学長戦略室と教務事務室が連携して教学マネジメントを遂行している。大学院設置基準で定められた研究指導教員等を適切に配置し、教員の採用や昇任は関連規則を整備し適切に運用している。FD(Faculty Development)は、「Faculty Development Activity Plan」と題した年間活動計画書を作成し、教育内容・方法の改善に取り組んでいる。職員の職能開発は「国際大学 SD 方針」を定め組織的に実施している。専任教員に研究室を割当て 24 時間研究活動が行える環境を整備し、研究倫理は関連規則を整備して厳正に運用している。研究活動への資源配分は、物的及び人的支援を

適切に行っている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為に教育基本法等の遵守を明記し、就業規則の服務規律に教職員の規則遵守及び人権尊重を定めている。研究者倫理は、研究者行動規範や不正防止計画を策定している。理事長直轄の内部監査室を設置し組織倫理の徹底を図っている。中期計画を策定し進捗状況等を理事会で審議するなど使命・目的の実現に向け継続的に努力している。LED 化等で省エネルギー活動を推進し、人権啓発活動により人権への配慮を行っている。危機管理に関する規則を定め、危機発生時に迅速な対応が可能な体制を整えている。理事会を寄附行為等に基づき適切に運営し、学長・副学長が理事会及び運営委員会に所属することで法人与大学間の意思疎通と相互チェック体制を確立している。監事は監査報告書を作成し理事会で詳細な監査意見を述べている。中期計画に基づき財務目標を定め、各種財務目標を達成している。学校法人会計基準と経理の諸規則により会計処理を適切に実施している。

〈優れた点〉

○平成 27(2015)年度から地元南魚沼市の協力のもと、同市のふるさと納税メニューに「国際大学応援コース」を設け、集まったふるさと納税寄付を学生支援のための補助金として交付される仕組みを構築したことは高く評価できる。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証の関連規則を定め「内部質保証方針」「内部質保証体制図」を制定し、全学的方針を明示している。学長のもとに「運営委員会」「IR 及び自己点検・評価委員会」を置き、内部質保証の恒常的組織体制を整え、責任体制を明確にしている。「IR 及び自己点検・評価委員会」は、学長が委員長となり各部門長のほか学長の指名する委員で構成され、そのもとにワーキンググループを置き、毎年教職協働体制で自主的・自律的な自己点検・評価を行い、報告書を作成し、学内共有されている。アセスメント・ポリシーを定め、授業評価アンケート、学修目標達成度調査、修了時アンケート等、現状把握のための十分なデータを収集している。ディプロマ・ポリシーを起点に、機関、教育課程、科目の各レベルで実施される内部質保証活動は、最終的に機関レベルに集約され、具体的な改善活動につなげており、PDCA サイクルの仕組みが確立し、機能している。

〈優れた点〉

○修了時アンケート、学修目標達成度調査、授業評価アンケートなど、教育成果を継続的に点検・評価するためのデータが、個人レベル、各教育課程・プログラムレベルで詳細に分析・比較できるようにシステムが構築され、活用されていることは高く評価できる。

総じて、国際大学はその使命・目的に基づき、二つの研究科を置き、人材養成目的、教育研究上の目的、三つのポリシーを教育プログラム及び教育課程に反映させ、社会の変化に応じて柔軟に見直しを行っている。管理運営部門と教学部門が連携して中期計画を策定し、内部質保証のための組織・責任体制を整備し、自主的・自律的な自己点検・評価及び

改善の仕組みを確立している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.国際交流・国際協力」「基準 B.地域連携・社会貢献」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 社会的評価

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的について、「国際大学大学院のあり方」に建学の理念、設立の趣旨及び特色に相当する内容を明示し、学則第 3 条に修士課程及び博士後期課程の目的を簡潔に明文化している。国際関係学研究科及び国際経営学研究科の人材養成の目的、その他の教育研究上の目的について「国際大学大学院の目的に関する規程」を定め、明文化している。使命・目的及び教育目的に、「国際社会で活躍できる高度な専門的知識を持った職業人の育成を企図する」という大学の個性・特色を反映している。社会情勢に対応し、使命・目的及び教育目的の意義と目的を実現するための具体的方策を企業・奨学金財団・JICA（国際協力機構）、IMF（国際通貨基金）、ADB（アジア開発銀行）等の機関から意見・要望を聴取している。外部評価委員会を組織し、意見・提案を受入れる仕組みを構築している。

〈優れた点〉

○使命・目的及び教育目的の意義や目的を実現するための具体的方策について、大学運営に関わる教職員が各種外部機関を訪問し、意見・要望を聴取して大学運営に取り入れている点は評価できる。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の策定及び見直しについて、平成 29(2017)年は「新ビジョン委員会」、令和 3(2021)年は「将来構想プロジェクト」に役員、教職員が関与・参画している。使命・目的及び教育目的は、ウェブサイトやカリキュラムハンドブックを通して学内外に周知している。使命・目的及び教育目的を新ビジョンの策定と 5 か年の中期計画策定につなげている。令和 2(2020)年から令和 5(2023)年にかけて、既存の三つのポリシーの改訂を行い、使命・目的及び教育目的と一貫性のある三つのポリシーを策定している。使命・目的及び教育目的を達成するため、国際関係学研究科及び国際経営学研究科の二つの研究科を置き、「言語教育研究センター」「松下図書・情報センター」「国際大学研究所」「国際大学グローバルコミュニケーションセンター」を設置するなど教育研究を推進する組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づくアドミッション・ポリシーが定められており、アドミッション・ポリシーの英語版と日本語版は学生募集要項に示され、日本語版はウェブサイトにも明記され、周知されている。

入学者選抜については、アドミッション・ポリシー、入学者選抜規則に基づいて、書類審査、英語による面接で多角的に評価することで、適切に行われている。また、アドミッ

ション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの整合性をとるために、教授会、運営委員会等の関係組織での議論を経て改訂されており、検証も適切に行われている。

国内での説明会、オープンキャンパスや海外でのフェア参加、修了生による説明会を実施するなど、学生確保に向けた取組みが行われている。また、国際関係学研究科及び国際経営学研究科では入学定員の見直しを行ったことで、充足率が改善されている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

大学カリキュラム委員会、研究科教授会、研究科カリキュラム委員会など会議体で、教職協働による学修支援に関わる方針・計画・実施体制を適切に整備している。

TA やチューターは規則にのっとって採用され、授業時間内のみならず授業時間外で学修支援を適切に行っている。また、オフィスアワー制度を全学的に実施しており、各教員のオフィスアワーはシラバスやウェブサイトで公開されている。

常勤のスクールカウンセラーと校医が連携し、学生の精神面、健康面での支援を適切に行っている。また、令和 6(2024)年 4 月に「国際大学障害学生支援基本方針」及び対策要領が制定され、合理的配慮のあり方、障がいのある学生を支援する体制が整っている。

成績不振者、進級や修了が危ぶまれる学生に対し、研究科長から発信される「Warning Letter」による注意喚起が行われ、担当教員からは、欠席が続く学生について教務事務室に情報が共有されるなど、中途退学、休学及び留年への対策が組織的に行われている。

〈優れた点〉

○国際関係学研究科修士課程でのファカルティコンサルタント、国際関係学研究科博士後期課程での主任指導教員と副指導教員 2 人の研究指導体制や国際経営学研究科のメンター制度をはじめとした手厚い教育研究支援体制を整備していることは評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

入学・就職支援室に常勤職員 2 人を配置し、インターンシップ、就職活動ガイダンスを

はじめとした就職支援体制が整っている。

留学生の日本国内での就職活動を支援するため、日本語で応募書類を作成するための支援や、就職活動に特化した日本語教育、更に日本文化への理解を促す支援を行っている。また、学生の英文履歴書をまとめた「履歴書ブック」を国内外の企業人事担当者に配付するという独自の就職支援を行っている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス・厚生補導を行う組織として学生センター事務室を設置し、3 人のスタッフを配置しているほか、学生相談室に常勤の臨床心理士 1 人を配置している。また、全学生の約 9 割を占める外国人留学生のために各種ガイドを作成し、必要な支援を適切に行っている。学生の心身に関する健康相談は学生相談室の専門カウンセラーが週 5 日、医療相談は学校医が 2 週に 1 回実施している。原則として全寮制のため、寮生活を含めた学生生活全般の案内については、英語版の各種ガイドブックが二次元バーコードからアクセス可能で、学生が生活全般の情報を容易に入手できる工夫がされている。

大学独自の「国際大学中山素平記念奨学金」のほか、公的機関の奨学金が用意されている。また、奨学金の申請に当たり、日本語で書かれた募集要項等の英訳を学生に提供するなど必要な支援を適切に行っている。

〈優れた点〉

○大学独自の奨学金である「国際大学中山素平記念奨学金」により、学生に対して手厚い経済支援を行っていることは高く評価できる。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

設置基準で定められた面積を超えた広大な敷地に校舎、図書館、体育館、学生寮、教職員住宅の建物、運動施設等を有している。施設間を概ね屋外に出ることなく行き来できる

ように渡り廊下で建物が接続されており、積雪期でも移動に困らないように整備されている。教育研究目的を達成するため、適切な規模の図書館が設置されている。寮で生活する学生が深夜まで学修できるように、授業期間中には図書館が毎日 24 時まで開館している。また、パソコン教室、学生寮にパソコンラウンジが設置されており、授業期間中は 24 時間開室している。

全ての建物は耐震基準を満たしており、平成 28(2016)年に非構造部材の耐震化に関する調査を受けている。バリアフリー化については、年度計画を立てて改修が進められている。履修者の多い科目はクラス分けを行うなど、教育効果を上げるために適切なクラスサイズを維持するよう努めている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

アカデミック・カウンスルを組織し、学修支援のほか学生生活全般について学生の意見・要望をくみ上げるシステムを整備し、適切に運用している。また、常勤カウンセラーやメンタルケア心理士の資格を持つ職員が、心身に関する健康相談について学生の意見を日常的にくみ上げている。

また、原則として全寮制となっていることから、地域の医療機関に関する情報をウェブサイト上に掲示している。また、英語版の診察申込書、問診票を用意するなど、生活面でのサポートも充実している。

学修環境、学生生活環境について、修了時アンケートの結果を総合的に検証し、課題を抽出した上で、計画を立てて改善に役立てている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育研究上の目的を踏まえ、学位ごと及び研究科ごとにディプロマ・ポリシーを策定し、ウェブサイトやオリエンテーションなどを通して学内外に周知している。単位認定基準、進級、修了認定基準を明確に定め、学生便覧に明記することで学生に周知している。各授業科目のシラバスにディプロマ・ポリシーとの関係を明示し、成績評価の方法を明確にしている。成績評価点の平準化を目指し、学長主導で全学的な点検を行っている。進級及び修了認定基準に GPA とルーブリックを利用し、研究科全体での評価の公平性を保ち、単位認定基準を厳正に適用している。修了認定に必要とされる修士論文と研究レポートの審査について、数値化できる客観的な評価基準を設け、各評価基準項目の評価点と合計点を記載するルーブリックを使用することで修了認定基準を厳正に適用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

研究科ごと及び全学的なカリキュラム委員会が、教育研究上の目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定し、ウェブサイトを通じて学生に周知している。カリキュラム・ポリシーは、学位ごとに定められたディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。全授業科目について標準化されたコースシラバスを作成し、ディプロマ・ポリシーに掲げた学位ごとの学修目標と個々の授業科目との関連性を示すカリキュラムマップを作成し、学修目標とカリキュラムの整合性を可視化し、体系的な教育課程を編成している。教養教育として複数の基本的科目を用意し、両研究科の学生による履修を可能としている。各研究科で教学事項に係る学生委員会を組織し、意見聴取することで教育改善につなげている。学際的見地と多角的な視点を養成するため、クロス・レジストレーション制度を取入れるなど人材養成目的に沿った工夫を行っている。

〈優れた点〉

○国際経営学研究科が、ビジネススクールの世界的認証機関である AACSB の認証を受け、教育課程の編成、教授方法の改善を継続的に実施している点は評価できる。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

研究科のカリキュラム委員会でディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性、カリキュラムと学修目標の整合性、関連性をカリキュラムマップ、カリキュラムツリーを用いて確認し、改善計画を策定している。機関レベルで学位ごとに定めた学修目標の達成度について修了時アンケートからデータを収集し、ディプロマ・ポリシーを実践している。入学、進級、修了の3時点で達成度の変化を点検・評価するなど、細かな学修目標達成度のチェック体制を構築し実行している。科目レベル、教育課程レベル、機関レベルで学修成果の点検・評価方法が確立され、教育内容及び学修指導の改善に向けてアンケート調査を複数回行い、きめ細かい分析を加えることで学修指導へのフィードバックを実施している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長を補佐するため、役職として副学長及び各教育研究組織の部門長を配置し、運営組織として運営委員会及び教授会を置いている。学長は運営委員会及び教授会を介して、教職員の意見をくみ上げ、意思決定を行い、適切なリーダーシップを発揮している。事務組織においては、事務局長が職員を指揮監督し、特に、学長戦略室と教務事務室が教学マネジメントの遂行のために連携することで、適切な体制を構築している。

使命・目的の達成に向けて、運営委員会、教授会、事務組織に関する諸規則を整備して

いる。また、学長が教育研究及び大学運営に関する最終意思決定権及び教職員の指揮監督権限を有することについて、学則及び諸規則において明確に定め、教学マネジメントを構築している。教授会の役割について、学則及び教授会規程において明確に定め、意見を聴くことを必要とする重要な事項を周知している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

国際関係学研究科及び国際経営学研究科の専任教員数は、大学院設置基準で定められた研究指導教員数及び研究指導補助教員数を上回り、教授数も必要な基準を超えて適切に配置している。教員の採用や昇任については「国際大学教員採用・昇任・テニユア付与人事手続規程」や「国際大学教員資格評価基準」等を整備し、採用は公募制により適切な手続きのもとに決定している。職員については、「学校法人国際大学職能資格基準規程」により、職能に応じた資格や職務に関する基準を詳細に定めており、それらに基づき、人事評価の結果を処遇に反映している。

FD については、「国際大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」に基づき、FD 委員会及び FD 分科会において FD の内容等を検討している。「Faculty Development Activity Plan」と題した年間活動計画書及び「Faculty Development Report」と題した年間報告書を策定し、教育内容・方法の改善や見直し等に組織的に取り組んでいる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

関係法令の趣旨にのっとり、大学運営に関わる職員の資質・能力向上のため、平成29(2017)年に「国際大学 SD 方針」を定め、総務室を主幹部署として、内外の研修プログラム、オンライン研修、授業科目への聴講参加、OJT、自己啓発支援等により組織的に SD を実施している。

また、令和 6(2024)年度から教職協働を促進するため、FD・SD の共通実施や教職員連携による研修を実施し、大学運営に関わる職員の資質・能力向上に取り組んでいる。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

各専任教員に研究室を割当て、24 時間研究活動を行える環境を整備し、各自の研究スタイルに合わせた活動を可能にしている。

研究倫理の確立に向け、「国際大学における研究費の適正管理に関する規程」「国際大学における研究活動に係る不正防止及び対応に関する規程」「国際大学における人を対象とする研究倫理規程」を整備し、厳正に運用している。

研究活動への資源配分について、「国際大学個人研究費取扱要領」「国際大学個人研究費交付基準」「国際大学学内助成金取扱要領」により規則を整備し、物的支援と RA(Research Assistant)などの人的支援を適切に行っている。

科学研究費助成事業等の外部資金の導入を支援するため「科研費ワークショップ」を開催し、申請支援や情報の共有を行うなど、外部資金導入への努力を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為において、教育基本法及び学校教育法の遵守を明記するとともに、就業規則に定める服務規律においては、教職員の規則遵守及び人権尊重を定め、規程集を教職員用ウェブサイトで周知している。研究者倫理では、研究者行動規範等を策定し、情報公開では、法令で義務付けられた情報を適切に公表している。理事長直轄の内部監査室を設置し、コンプライアンスに関する相談等の窓口として位置付け、組織倫理の適切な運営について徹底を図っている。

中期 5 か年計画を策定し、その進捗状況等を理事会において審議し、使命・目的の実現に向けて継続的な努力を行っている。

環境保全では LED 化等の省エネルギー活動を推進している。倫理委員会を設置し、人権啓発活動を行うなど、教職員及び学生の人権への適切な配慮を行っている。また、規則に基づき、危機発生時における迅速な対応が可能な体制を整えている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、学校法人の意思決定機関として、寄附行為及び「学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項及び権限等に関する規程」に基づき運営している。また、理事会は、理事長、常任理事会などに業務の一部を委任することで効率的な運営を図っている。理事会及び常任理事会の審議事項やその権限等について、規則において明確になっている。令和 5(2023)年度には 6 回の理事会を開催し、理事の出席状況は概ね良好である。

評議員会の運営については、理事会案件により理事会の前後に諮問又は報告を実施するなど適切に行っている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、8 人の理事で構成され、管理部門と教学部門から 2 人ずつ選任し連携を図っている。理事会の常務執行機関である「常任理事会」は原則月 1 回開催され、管理部門、教学部門、監事等が出席し、部門間のコミュニケーションを促進している。また、学長・副学長が理事会と運営委員会の両方に所属することで、法人と大学間の円滑な意思疎通と相互チェックを行う体制を確保している。規則に基づき、理事長が理事会と常任理事会の議長としてリーダーシップを発揮できる環境が整っている。法人会議の内容は、教職員への E メール通知や会議報告を通じて共有され、「法人とキャンパスの意思疎通を図る会」を開催し、法人と大学間の密な意思疎通の機会を確保するよう努めている。

2 人の監事を適切に選定し、監事は監査報告書を作成して理事会で監査意見を述べている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

令和 4(2022)年度から令和 8(2026)年度を計画対象期間とする中期計画に基づき、具体的な財務目標を定め適切な財務運営を行い、令和 4(2022)年度決算において、計画どおり基本金組入前当年度収支差額、当年度収支差額の黒字化を達成し、収入と支出のバランスを保っている。

また、使命・目的及び教育目的の達成のため、外部資金導入の充実に向け、受託研究費の獲得を含めた付随事業収入の増加に努め、平成 27(2015)年度からは補助金の充実に向け、地元南魚沼市の協力のもと、同市のふるさと納税メニューに「国際大学応援コース」を設ける取組みを行い、財務基盤の確立に向け継続した取組みを行っている。

〈優れた点〉

○平成 27(2015)年度から地元南魚沼市の協力のもと、同市のふるさと納税メニューに「国際大学応援コース」を設け、集まったふるさと納税寄付を学生支援のための補助金として交付される仕組みを構築したことは高く評価できる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に基づき、「学校法人国際大学経理規程」及び同施行細則の諸規則を整備し、これらに従い適正に会計処理を行っている。

予算については、学校法人会計における予算の重要性を認識し、予算執行状況を踏まえ、予算額と決算額に著しくかい離の無いよう、必要に応じ補正予算の編成を行っている。

「学校法人国際大学内部監査規程」に基づき、外部監査、監事監査、内部監査を適切に行い、三者の連携を図る三様会議を年 2 回以上実施し、厳正な監査体制を構築している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的方針「国際大学内部質保証方針」を明示している。学則第 1 条の 2 に定める他、「国際大学 IR 及び自己点検・評価規程」「国際大学外部評価委員会規程」など内部質保証に関わる諸規則を定め、運営委員会、IR 及び自己点検・評価委員会など、内部質保証のための恒常的組織体制を整備している。外部評価委員会からの指摘を受けて「内部質保証体制図」を再構築し、学長を各種計画・方針に基づき大学運営を実行する最高責任者と位置付け、内部質保証のための責任体制を明確にしている。「学校法人国際大学経営改善計画」を策定し、理事会で進捗管理を行うなど、中長期的な計画を踏まえた大学全体の内部質保証体制を整えている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のため、令和元(2019)年度から IR 及び自己点検・評価委員会のもとに置かれたワーキンググループが毎年継続してエビデンスに基づく自主的・自律的な自己点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書を作成している。同報告書は、IR 及び自己点検・評価委員会、運営委員会を経て理事会、評議員会に提出し、学内で共有されている。5 年ごとに作成された自己点検・評価報告書は、理事長の承認を得て、ウェブサイト上で公表されている。「国際大学 IR 及び自己点検・評価規程」を制定し、アセスメント・ポリシーを定め、自己点検・評価委員会のもとに置かれるワーキンググループが中心となって、授業評価アンケート、学修目標達成度調査、修了時アンケートなど現状把握のための十分なデータを収集し、調査、分析を行う体制を整備している。

〈優れた点〉

○修了時アンケート、学修目標達成度調査、授業評価アンケートなど、教育成果を継続的に点検・評価するためのデータが、個人レベル、各教育課程・プログラムレベルで詳細に分析・比較できるようにシステムが構築され、活用されていることは高く評価できる。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

全学的な内部質保証方針のもと、三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを起点として、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルで内部質保証を実施し、各階層における点検・評価の結果は上位階層に報告され、機関レベルで実施する自己点検・評価活動に集約している。機関レベルでは、課題の洗出しとそれを改善するための改善計画書の作成に始まり、教職協働で改善活動を実施した結果を、毎年秋に行われる改善活動報告会で報告し、その内容を当該年度の自己点検・評価報告書にまとめることで PDCA サイクルを回している。教育課程レベルと科目レベルでは、成績評価とアンケート調査を活用して学修成果を可視化し、具体的な改善につなげる取組みを行っている。また、毎年実施する自己点検・評価と認証評価の結果を踏まえ、中期計画、事業計画を策定するなど、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが確立され機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 国際交流・国際協力

A-1. 世界を学び、日本を学ぶ大学

A-1-① 世界とともに日本も学べるプログラムの提供

A-2. 世界中の学生が協力し合う大学

A-2-① 世界が協力し合う場の提供

【概評】

大学の将来構想の中で明文化されたミッションに沿って「世界を学び、日本を学ぶ場」という基本コンセプトを定めている。このコンセプトに対応する「世界とともに日本も学べるプログラム」として、JICA 開発大学院連携プログラムを提供している。個別プログラムとして日本・グローバル開発学プログラム、国際社会起業家プログラム、国際公共政策プログラムを設定している。

また、日本理解プログラムと呼ばれる共通プログラムでは、国内で学ぶ JICA 関係の留学生に対して、講義のほか、フィールドトリップ、日本文化体験を盛り込み、日本の近現代の発展を学び、日本の文化を体験できるプログラムを展開している。

大学の将来構想の中で明文化されたミッションに沿って「世界が協力する場」という基本コンセプトを定めている。このコンセプトを推進するため、多様な学生が集う授業のほ

か、学生全体 GSO(Graduate Student Organization)から選ばれた代表学生メンバーGSO-EC(Executive Committee)がさまざまなイベント・行事を主催し、多様な学生が協力し合う場を提供している。

House システム(The House Tournament of Champions)を取入れ、多国籍のグループで大学のイベントや活動を行う研究科、学年、国籍の垣根を越えたグループがスポーツ大会などの行事を通して異文化コミュニケーション力やネットワークを構築している。

また、学生・教職員が協働して「IUJ TAKIBI Night」「IUJ Snow Festival」を開催し、学生同士のコミュニケーションの機会を設け、学生間のつながりを深めるように努めている。

基準B. 地域連携・社会貢献

B-1. 新潟・南魚沼に溶け込んだ大学

B-1-① 新潟県（県内）との連携

B-1-② 南魚沼市との連携

【概評】

大学の将来構想の中で明文化されたミッションに沿って「新潟・南魚沼に溶け込んだ大学」という基本コンセプトを定めている。このコンセプトを推進するため、新潟県、長岡市、南魚沼市と多様な連携活動を行っている。「国際大学スーパーグローバル大学推進・地域連携室」を設置し、特に新潟県内の機関・企業のグローバル化推進を協働して実施していく場を提供している。これらの取組みは同大学の教育研究目的に合致しており、留学生の日本理解、地域理解に資するとともにグローバル人材育成、キャリア支援にもつながっている。

地域連携の一環として、大学独自の私費学生向け奨学金「中山素平記念奨学金」に新潟県内枠 5 人分を新設している。また、南魚沼市との連携として、「IUJ むすびばカレッジ」と呼ばれる市民講座を提供している。CAT(Community Action Team)という学生主体のボランティアグループが市内の小学校に出向き、国際理解教育に貢献している。地域文化イベントにも学生が積極的に参加し、学生と地域住民との交流を行っている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

<社会的評価>

1) 各種人材育成プログラムによる留学生の受入認定校

本学は JICA（独立行政法人国際協力機構）人材育成奨学計画(JDS)事業を始め、JICA が展開する各種人材育成事業によって日本に留学してくる JICA 奨学生を毎年多数受け入れており、令和 6（2024）年 5 月 1 日時点で 200 人を超える JICA 奨学生が本学に在籍している。令和 5（2023）年度から JICA が新たに展開している GX(Green Transformation)人材育成プログラムによる JICA 奨学生についても、本学が受入認定校として採択され、令和 6（2024）年度より国際経営学研究科の MBA プログラムが本格的に学生の受入を

開始する。加えて令和 6（2024）年度から JICA がインドネシア政府との間で開始する高等人材開発研修事業(DXHR：Development of Exhaustive Human Resource Project)と銘打ったダブルディグリー・プログラムによる JICA 奨学生の国内受入認定校 5 校の内の 1 校としても採択され、DX(Digital Transformation)分野で令和 7（2025）年 9 月より 5 人の学生を受け入れることが決まっている。

本学はまた、IMF（国際通貨基金）奨学金プログラム(Japan IMF Scholarship Program for Asia (JISPA))による JISPA 奨学生の国内受入認定校 4 校の中に唯一の私立大学として名を連ね、毎年 5～7 人の留学生を受け入れている。JISPA 奨学生を学位プログラムで受け入れるだけでなく、渡日する全ての JISPA 奨学生に対して IMF・OP(IMF Orientation Program)を提供しており、他大学に入学する学生も含めた全ての JISPA 奨学生は来日後にまず本学で集中的に英語及び経済／数学の授業を受講する。

2) 外部奨学金財団等による私費留学生のための給付奨学金の提供

本学に入学する私費留学生を財政面で支援するため、奨学金の国際大学枠を設けている国際機関、奨学金財団、企業等が複数存在している。上述の JICA、IMF に加えて、国際機関の ADB（アジア開発銀行）やイオン 1%クラブ等国内の奨学金財団、企業等も授業料全額に加えて生活費も支給する給付奨学金枠を設け、財政面から本学で学ぶ私費留学生の就学支援を行っている。更に文部科学省が公募する「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」に、国際関係学研究科・国際関係学プログラムと、国際経営学研究科・MBA プログラムがそれぞれ採択されたことにより、国費留学生も多数在籍している。

3) 国際認証

国際経営学研究科はビジネススクールの国際的認証機関の 1 つである AACSB(The Association to Advance Collegiate Schools of Business)による国際認証を平成 30（2018）年に取得、令和 5（2023）年には 5 年毎の継続審査も受審し、再認証を受けており、世界水準のビジネススクールとして認定されている。

以上の実績は、国際水準の教育内容の提供と国際的な教育環境の形成・維持のために開学当初より弛まぬ努力を継続してきた結果であり、本学が社会的評価を受けている証であると考えている。

IV 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

開設年度 昭和 57(1982)年度
所在地 新潟県南魚沼市国際町 777

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
国際関係学研究科	国際関係学専攻

国際経営学研究科	国際経営学専攻

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 26 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 12 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 26 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 23 日	実地調査の実施
10 月 24 日	第 2・3 回評価員会議開催
10 月 25 日	第 4 回評価員会議開催
11 月 26 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 10 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見あり)
2 月 4 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

25 札幌大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

法人の建学の精神である「生気あふれる開拓者精神」をもとに大学の教育目標を定め、北海道に所在する大学の個性・特色を反映した内容にて簡潔かつ明確に文章化している。中長期構想である「札大みらいフロンティア・プラン」に定める行動計画の評価・検証を行うとともに、教育組織及び教育内容について社会情勢等を踏まえた見直しを行っている。教育目的の策定及び見直しに当たっては、教職員の意見を反映するなど教職員や役員の理解と支持を得ている。大学の使命・目的、教育目的については印刷物などにより、学内外に周知するとともに、「札大みらいフロンティア・プラン」に反映し、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）にも反映している。大学の使命・目的、教育目的をもとに必要となる教育組織を整備している。

「基準 2. 学生」について

大学の教育目的に基づきアドミッション・ポリシーを定め、必要に応じて改定するとともに、これに基づき入学者選抜を公正に実施している。学生支援システムを活用して情報を共有し、教員と職員が協働しつつ、TA(Teaching Assistant)や SA(Student Assistant)を採用し、学生の学修を支援する体制を整備している。キャリアサポートセンターを中心に、初年次からキャリア科目を開講するほか、インターンシップを実施し、学生のキャリア形成を支援している。心身の健康支援を含めた学生生活サポートのために必要な組織を整備し、多様な奨学金制度を提供している。教育研究活動や学生生活に十分な教育環境を整備し、地域社会においても積極的に活用されている。アンケートのほか、学長が学生の意見を直接聴取するなど、学生の意見や要望をくみ上げ改善に資する体制を整備している。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定めている。これに基づき単位認定基準等を学則で定め、学生便覧等に明記し学生に周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた一貫性のあるカリキュラム・ポリシーを定め、学生便覧等に明記し学生に周知している。教養課程も含む教育課程を体系的に編成し、シラバスも整備している。学生による主体的活動の要素を取入れた教育プログラムを提供するなどの教授方法にも取り組んでいる。学生の学修成果・教育成果に関わる情報の把握・可視化を行い、かつ適切に検証・改善するための指標としてアセスメント・プランを決定し、カリキュラムの見直し作業においても活用するなど、三つのポリシーを基点とした教学マネジメントを推進している。

「基準 4. 教員・職員」について

学長が教育研究活動を統括し校務をつかさどるために必要となる補佐体制及び組織体制を整備し、職員が関係する委員会の構成員となるなど、教職協働の教学運営となっている。法令に基づき必要となる教員数が確保され、教員の任用も規則に基づき実施している。FD(Faculty Development)活動及びSD(Staff Development)活動は「FD・SD 委員会」を中心に組織的に実施し、教職員の資質向上を図るとともに、FD 及び SD 活動の質的な向上を図るための改善の取組みも進めている。教員の良好な研究環境のために必要な施設や制度を整備している。研究倫理に関する諸規則を適切に整備し、厳正な運用を行うとともに、監事が積極的に関与する体制も整備している。教員の研究活動に必要な資源の配分も十分に行っている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

法人運営上必要な規則を整備し、組織倫理に従って厳格に運用している。使命・目的の実現への継続的な努力を進め、地域の特性を生かした人権教育・啓発活動を行い、危機管理体制も整備されている。規則に基づき理事、評議員を選任し、理事会、評議員会を適切に運営している。時流に沿い組織を整備し、法人と大学の意味疎通が図られ、使命・目的の達成に向けた迅速な意思決定に寄与している。規則に基づき監事を選任するとともに、監事は法人及び大学と活発な連携をとり、運営に大きく寄与している。中期計画を踏まえ、事業計画や予算を作成するとともに、その執行状況を適切に管理し、厳格な財務運営及び会計処理並びに予算管理の体制を確立している。収支状況に改善が必要な点はあるものの、適正な収支バランスを目指し、中期的な財務計画は必要に応じて見直している。監査法人、監事、法人が連携を密にとり、適切に各々の役割を担い、厳正な会計監査を実施している。

〈優れた点〉

- 地理的な特性を生かし、ハラスメントの防止や障がいのある人への対応、LGBTQ への取組みのみならず、アイヌ民族を題材にした差別、偏見のない社会の実現に向けた教育研究活動、啓発活動を積極的に行っていることは高く評価できる。
- 法人、大学間のコミュニケーションが活発に行われており、監事による充実した監査業務も相まって、法人全体の管理運営の円滑化に大きく寄与していることは評価できる。

「基準 6. 内部質保証」について

大学における内部質保証に関する方針等を定めホームページで公表している。学長を責任者とする内部質保証の体制を整備している。自己点検・評価の実施及び結果の適切性について、学外者からの助言・意見を聴取する体制を整えている。自己点検・評価は、客観性を担保し、自主的・自律的に実施している。IR(Institutional Research)体制を整備し、大学の現状データを収集・分析した上で、PDCA サイクルに生かしている。アセスメント・プランの指標に基づき、三つのポリシーの検証を行い、これを踏まえ改善・向上に生かしている。認証評価における指摘・意見等を踏まえ、改善方策を立案・構築し、これを中長期構想に反映するなど、外部の視点を踏まえた改善・向上のための仕組みが機能している。

〈優れた点〉

- 「自己点検・評価規程」に基づき外部評価委員からの助言・意見を聴取する体制を整え、その意見を大学の自己点検・評価に反映させ改善に生かしていることは評価できる。

総じて、大学は教育目標である「生氣あふれる人間」「知性豊かな人間」「信頼される人間」に基づき、大学の個性・特色を踏まえ、北海道にある大学としての利点を十分に生かしながら教育活動を推進している。今後は大学が進めているより充実した PDCA サイクル体制の構築により、地域に根差した大学としての教育活動を展開して発展することを期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 開学以来 地域文化の向上に貢献してきた札幌大学公開講座
2. 過去 3 年の講座担当講師及び講座テーマ

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

法人の建学の精神である「生氣あふれる開拓者精神」をもとに「生氣あふれる人間」「知性豊かな人間」「信頼される人間」の育成を教育目標とし、北海道に所在する大学の個性・特色を反映した内容にて寄附行為及び学則において簡潔かつ明確に文章化している。「札幌みらいフロンティア・プラン」をもとに「新・中期計画 PDCA 会議」において行動計画の評価・検証を行うとともに、全専攻横断型の「みらい志向プログラム」を新たに設置するほか、学生への教育効果を踏まえ地域共創学群人間社会学域に改組するとともに、専攻数や収容定員を変更するなど、社会情勢等を踏まえた見直しを行っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

学則に定める大学の教育目的に関わる条文の策定及び見直しに当たっては、学内の会議を通じて教職員の意見を求め、これを踏まえ必要に応じ修正し、理事会に諮り決定するなど、教職員や役員の理解と支持を得ている。使命・目的及び教育目標はホームページや各種印刷物にて周知するとともに、校舎内に建学の精神や教育目標を記載した木製パネルを設置している。大学のブランドイメージを正確に伝えることに加えて、ブランド力を強化することを目的に Crest を作成している。中長期構想である「札大みらいフロンティア・プラン」の策定に当たり、大学の使命・目的であるミッション・ビジョンを具体的なテーマや行動計画に反映するとともに、三つのポリシーにも反映している。大学の使命・目的及び教育目標を踏まえ、教育組織として地域共創学群・人間社会学域、大学院地域・文化学研究科文化学専攻を設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の地域共創学群は、学則第 1 条の教育目的に基づき、教育目標と人材育成の目的を反映した三つのポリシーを策定し、入学者選抜要項やホームページで公表している。また、令和 7(2025)年度の入試に向けてアドミッション・ポリシーの改定も進めており、その内容もホームページで確認できる。入学者選抜はアドミッション・ポリシーに基づき、公正

に実施されており、学力の3要素を多角的に評価する仕組みが整備され、入試問題も大学自ら作成している。合否判定は学長を本部長とする入学試験本部が設置され、「教育研究協議会」の審議を経て厳正に決定している。「多様な学び」を促進するため、文理融合カリキュラムや「主専攻・副専攻」制度、「レイトーマッチング」及び「みらい志向プログラム」を導入している。これにより、学生が興味に応じて専攻外の科目を履修できるようにし、入学定員充足率の維持・向上に向けて取組みを進めている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働の支援方針や計画、実施体制は教務委員会で検討され、活動状況は議事録で確認できる。教員のアドバイザー制と職員のサポートにより、学生が計画的に学修を進められるよう支援が提供されている。教員と職員が「総合学生支援システム アイトス」を活用して情報を共有し、学生支援を行っている。また、SD研修として「教職協働研修会」を開催し、教員と職員が協働して支援体制づくりに取り組んでいる。TAやSAの採用により教員の教育活動を支援し、全学的なオフィスアワー制度の実施とシラバスの公開で学修支援体制が充実している。障がいのある学生の支援には、法的義務に基づく「札幌大学特別な教育的ニーズを有する学生の支援に関する規程」を制定し、要望を窓口で受け付け、対応を検討するための組織体制を整備している。中途退学率や留年率の分析を行い、履修相談を通じて計画的な学修進行を支援する体制が整備されている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア教育支援の一環として、「キャリアデザインⅠ」から「キャリアデザインⅧ」などのキャリア科目を開講している。また、キャリアサポートセンターでは、就職ガイダンス、面接練習、書類添削、進路相談などのサポートを提供し、就職講座、インターンシップ、会社説明会も開催している。資格取得講座や公務員試験対策講座も設置し、学生のキャリア形成を支援している。就職委員会は、委員長のもとで定期的に行われ、方針審議や結果報告の共有を行っている。また、職員から就職課長も出席することで、教員と職員による協働体制を構築している。インターンシップへの参加学生数増加に向けて、令和

4(2022)年度には「みらい共創スクエア」を開設し、地域・企業との連携によりインターンシップやフィールドワークの機会を整備している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定を支援するために、学務部学生課が奨学金申請、自動車通学や傷害保険手続き、学生生活の事故やトラブル対応など多岐にわたるサービスを提供している。また、学生総合支援センターでは、心的支援、生活相談、合理的配慮、健康相談などを実施している。医務室とも連携し、適切な人員配置と開室日数・時間を確保し、包括的な支援体制を整え、学生の健康と生活を支援している。課外活動支援も充実しており、学生自治会、体育連合会、文化連合会、ボランティア活動など、幅広いサポート体制を整備している。奨学金制度として、大学独自、日本学生支援機構、行政や民間企業の奨学金を提供している。また、留学生には授業料減免などの経済的支援が国際交流センターで行われ、支援体制が整備されている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

大学は広大なキャンパスと多様な施設を整備し、教育研究活動や学生生活に十分な環境を提供している。基本施設として校舎、図書館、体育館、運動場を備えるだけでなく、地域連携センターや情報メディアセンターといった施設も充実しており、ICT（情報通信技術）環境の整備にも力を入れている。図書館には、和書・洋書ともに幅広く充実した蔵書を取りそろえており、地域住民にも開放され、地域社会においても積極的に活用されている。また、校舎の耐震化は年次計画に基づき整備している。バリアフリー対応については、校舎には多機能トイレやエレベータ、スロープが整備されており、建替え予定の体育館も同様の設備が導入される予定である。教室の管理についても、1号館や3号館の教室数や定員が把握され、クラスの規模に応じて最適な教室が割当てられている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見や要望は、各学期に 2 回の授業改善アンケートの結果を当該学期中に科目担当者へ報告し、授業の改善・向上に活用している。また、学生へのフィードバックとして、アンケート結果はホームページで公開され、授業の進行速度の調整など具体的な改善が行われている。心身の相談は、医務室や学生総合支援センターが対応し、相談内容は「学生相談室運営会議」で協議の上、全学に共有され、個室の増設などの改善につなげている。また、コロナ禍においては、授業料負担者の家計急変に対応する緊急経済支援策が実施され、学生が修学を断念しないよう支援が提供されている。学修環境については、アンケート結果に基づき室内の照明の明るさが改善され、また学生と学長の懇談会「ようこそ、学長室へ！」が定期的で開催され、就職課の移設や学内の空間づくりが学生の意見に基づき実現されている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学全体及び各専攻のディプロマ・ポリシーは教育目的を踏まえたものとなっており、ホームページ、履修のてびき、学生便覧、学内掲示等で周知されている。履修した授業科目に関わる単位認定は、ディプロマ・ポリシーを踏まえて学則及び「札幌大学学位規程」にのっとり行われている。単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準は学則に定め、履

修のてびき、学生便覧に明記され学生たちに周知されている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシー、教育目的を踏まえた全学及び専攻ごとのカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページや履修のてびき、学生便覧に明記し周知している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性については、学士課程においては履修のてびきに各専攻科目とディプロマ・ポリシーの関係性を示すカリキュラム・ツリーやカリキュラムマップがそれぞれ記され、公表されている。教育課程の体系的編成については、シラバス入稿時の科目担当者への依頼事項やシラバス点検時の点検により、各科目とディプロマ・ポリシーとの関連性は担保されている。全ての専攻に共通して学ぶ科目として、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいた基盤教育科目を必修科目や選択科目を設定し開講しており、教養教育は適切に実施されている。また、教授方法の工夫等についても、通常授業にも学生による主体的活動の要素を取入れるほか、アクティブ・ラーニングを重視した教育プログラムを提供している。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを基点とした教学マネジメントを推進するため、大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルそれぞれにおいて、学生の学修成果・教育成果に関わる情報の把握・可視化を行い、かつ適切に検証・改善するための指標として、令和 3(2021)年に「アセスメント・プラン（案）」を決定し、翌年度の試行を踏まえ、令和 5(2023)年から正式に決定し実施している。また、実施結果は、カリキュラムの見直し作業においても活用されている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学則により学長が教育研究を統括するとともに校務をつかさどることが明確化され、教授会に相当する「教育研究協議会」において学長が教学運営に関わる事項について意見具申を行うなど、リーダーシップを発揮する環境が整っている。

分掌別に副学長を置くほか、学長直轄の学長政策室を組織し複数の学長特別補佐を置くなど、必要かつ適切に権限を分散するとともに責任の明確化が図られている。

職員を適切に配置し、各種の関係する委員会において構成員とするなど、教職協働によって教学運営を行っている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の任用に際して、学校法人札幌大学教員選考規程、学校法人札幌大学教員任用規則及び昇任のガイドラインが整備され、業績審査会を中心に効果的に機能していることで、設置基準上の必要数を上回る教員が確保され、審査報告書等のエビデンスも適切に作成されている。

さまざまな観点の FD 研修が組織的に実施されており、アンケートによる実効性の検証や欠席者へのフォローに積極的に取り組み、以降の研修会の運営に生かす努力が行われている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 活動は「FD・SD 委員会」が中心となり、その計画や実施について組織的に取り組んでいる。また、総務部総務人事課による各階層別の職員研修、ハラスメント防止研修及びメンタルヘルス研修も適切に実施している。研修後のアンケートにおいて、受講者の意見や質問に対して、研修担当者が丁寧に回答するなど、SD 研修の質的な向上を十分に図っている。

令和 4(2022)年 10 月には職員を対象とした「札幌大学人材育成方針」を策定し、大学を取巻く変化に対応するために求められる能力を明示し、その方針に基づいて業務面談等を実施しており、職員の資質・能力向上のための取組みを積極的に行っている。

〈参考意見〉

○職員を「FD・SD 委員会」の正式な構成員とするよう規則を整備し、SD 活動へより強く関与できるように配慮されたい。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

教員には個別の研究室割当てや研究時間確保のための授業時間調整等を行っており、良好な研究環境を提供している。札幌大学総合研究所には地域的な特色や学問分野を反映した四つの特徴的な付置組織が置かれ、研究紀要の年 2 回刊行等、教員の研究成果を広く発表する機会が充実している。また、「札幌大学留学研修制度」が設けられており、意欲的な教員の学内外への留学研修を、大学として支援する仕組みが機能している。

研究倫理に関する諸規則を適切に整備し、研究倫理の啓発や審査等について、諸規則に基づき厳正に行うとともに、監事によるチェックも積極的に実施している。

個人研究費のほか、学会発表旅費補助、研究助成や「指定研究（学長政策）」といった研究活動への資源配分制度の運用、TA の配置による業務補助等、教員の研究活動を十分にバックアップしている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

学校法人札幌大学寄附行為をはじめとする運営上に必要な規則が整備され、組織倫理に従って厳格に運用されるとともに、その実績たる情報の公表を法令等に基づきホームページをはじめとする各種の媒体をもって適切に行われている。

令和 3(2021)年に「学校法人札幌大学ガバナンス・コード」を策定し、令和 4(2022)年に自己点検を実施、令和 5(2023)年に改正するほか、重油由来熱源の使用量の削減をはじめとする環境負荷の低減への取組み、ハラスメントの防止や LGBTQ への対応など、高等教育機関としての使命・目的の実現に向けた継続的な努力をハード、ソフトの両面から行っている。

新型コロナウイルス感染症対策としてさまざまな感染防止策を策定するとともに、学生への経済的支援を講じるといった実績のほか、学校法人札幌大学危機管理規程に基づき危機管理委員会を設置し、法人、大学が協調した危機対策本部を設置できるように措置するなど危機管理の体制が整備されている。

〈優れた点〉

○地理的な特性を生かし、ハラスメントの防止や障がいのある人への対応、LGBTQ への取組みのみならず、アイヌ民族を題材にした差別、偏見のない社会の実現に向けた教育研究活動、啓発活動を積極的に行っていることは高く評価できる。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

学校法人札幌大学組織規程の改正に基づき、時流に沿った組織が整備され適切に運営さ

れている。特に、常勤理事会は概ね毎週開催され、法人と大学の意味疎通が図られることで、使命・目的の達成に向けた迅速な意思決定に寄与している。

理事の選任手続きは規則どおりに運用されており、それら理事により構成される理事会においては、常勤理事会における精査を経て上程された案件を議案とするなど、法人・大学の合意形成を礎として、事業計画を確実に執行する体制が備わっていると同時に、理事の出席状況や議事録、意思表示書などの整備状況を含めて適切に運営されている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長、学長、専務理事、常務理事など専任の理事を構成員とし、監事の出席を可能とする常勤理事会を置き、概ね毎週開催することで、法人と大学の意味疎通や連携、相互チェックを図るとともに、理事長がリーダーシップを発揮するなどして法人及び大学における意思決定に大きく寄与する体制がとられている。

教職員からの意見、提案をくみ上げる仕組みについては、規則の改正に関わる場面はもとより、健康診断などのイベント時に合わせて職場環境に関するアンケートを実施するほか、「教育研究協議会」や基幹委員会において学長や副学長に具申できる機会を設けるなど、広く意見を求める体制が整備されている。

監事及び評議員の選任手続きは規則どおりに運用されており、監事の理事会及び評議員会への出席状況、評議員の評議員会への出席状況は良好であり、監事の職務及び評議員会の運営は総じて適切に行われている。特に、監事は積極的に職務を執行しており、そのうち 1 人を常勤とすることにより法人、大学との意味疎通や連携が高次的に成立っている。

〈優れた点〉

○法人、大学間のコミュニケーションが活発に行われており、監事による充実した監査業務も相まって、法人全体の管理運営の円滑化に大きく寄与していることは評価できる。

〈参考意見〉

○監事は理事の業務執行状況について監査を実施しているが、監事監査報告書に記載がないため、実態と合わせて明記することが望まれる。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中長期構想「札大みらいフロンティア・プラン」をもとに、必要に応じて中期的な財務計画の見直しを行っている。各年度の事業計画や予算は、「札大みらいフロンティア・プラン」を踏まえて作成している。予算の策定やその執行状況の管理を適切に実施しており、厳格な財務運営を確立している。

学修環境を良好に維持するため、近年はキャンパス整備等に注力し、加えて学生数の減少という要因もあって、経常収支黒字化の見通しは厳しいものとなっているが、法人独自の指標として減価償却額補正後の経常収支差額を重視しており、持続可能な財務運営を模索している。流動比率は健全な水準を維持しており、特定資産を考慮した現金預金等は法人運営に必要な備えを確保している。資産運用、収益事業、寄付金募集等による外部資金導入の努力も、諸規則に基づいて適切に実施している。

〈参考意見〉

○経常収支差額比率が経年で支出が収入を上回る傾向にあるため、中期的な財務計画を着実に履行することによって、その改善を図ることが望まれる。

5-5. 会計**5-5-① 会計処理の適正な実施****5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施****【評価】**

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人札幌大学経理規程」「学校法人札幌大学経理規程事務取扱要領」といった諸規則に基づいて、常勤の監事 1 人を含む 2 人の監事や会計監査人の指導・助言も受けながら、適正に実施している。また、予算とかい離がある場合には補正予算を編成しており、予算管理は規則どおり行われている。

監査法人、監事及び内部監査室が適切に役割を担って監査を実施しており、年に数回の監査ミーティングを開催して、お互いの監査状況の把握や課題を共有している。特に、監事は積極的にその職務を執行しており、三様監査体制もしっかりと確立され、厳正に会計監査を実施している。

基準 6. 内部質保証**【評価】**

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学における内部質保証の方針や体制を定め、ホームページで公表している。学長を責任者として学系長及び研究科長により構成する「自己点検・評価運営会議」、その下部組織として各専攻長を委員とする「自己点検・評価実施委員会」を設置するとともに、大学の教育目標の実現を具体的な行動計画として示した中期計画に定める行動計画の進捗状況について、学長、副学長に加え、法人理事等が構成員となる「新・中期計画 PDCA 会議」を新たに設けている。「自己点検・評価規程」に基づき「外部評価要領」を定め、自己点検・評価の実施及び結果の適切性について、学外者からの助言・意見を聴取する体制を整えている。

〈優れた点〉

- 「自己点検・評価規程」に基づき外部評価委員からの助言・意見を聴取する体制を整え、その意見を大学の自己点検・評価に反映させ改善に生かしていることは評価できる。

〈参考意見〉

- 「新・中期計画 PDCA 会議」が自己点検・評価活動における重要な結節点としての役割を果たすことを踏まえ、既存の組織との関係やその位置付けを整理するとともに、これらの内容を踏まえた規則を新たに制定することが望まれる。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

学長主導のもと、「自己点検・評価運営会議」及び「自己点検・評価実施委員会」が中心となり、日本高等教育評価機構の基準項目をもとにした「自己点検・評価シート」を用いて、エビデンスに基づき、一般の閲覧者にも理解しやすい、客観性が担保された自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。評価結果はホームページで公表するとともに、学内に報告・回覧し共有している。「札幌大学 IR に関する規程」に基づき、事務局企画部内に「IR 推進室」を設置し、除籍・中途退学に関する大学の現状データを収集・分析し、除退率抑制ワーキンググループの立上げにつなげるなど、運営改善の PDCA のサイクルに

生かすほか、データ分析等の現状の課題からデータ分析・可視化を図るツールの導入を決定するなど、IR 体制の改善に向けた体制整備も進めている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

アセスメント・プランに基づき定められた指標に基づき、「教育研究協議会」「学系会議」「FD・SD 委員会」がそれぞれのレベルにおいて学修状況について分析した上で、三つのポリシーの検証を行い、科目数の削減やカリキュラムマップの改善を行うなど、三つのポリシーを起点とした改善・向上を進めている。前回の認証評価を受けた際の指摘・意見等を踏まえ、専攻数や収容定員の削減、避難訓練の実施、「新・中期計画 PDCA 会議」も含めた内部質保証の仕組みを整備するなど、全学的・組織的に改善方策を立案・構築し、これを「札大みらいフロンティア・プラン」として中長期構想に反映し、併せてその対応結果を速やかに公表するなど、外部の視点を踏まえた改善・向上のための仕組みが機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域貢献

A-1. 地域貢献活動への取り組み

A-1-① 地域貢献活動への取り組み

【概評】

建学の精神の一つである「地域に貢献する人材」の育成を具体化する試みとして、各種の地域貢献活動が行われている。それぞれ、大学の立地する地域の特性を生かし、地域資源を有効に活用して実施している。

学内における施設の配置や活動の幅広い周知に関しては、地域貢献活動の推進母体である地域連携センターがキャリアサポートセンターや学生食堂と同じ大学会館内に位置し、活動内容を報告するニューズレターが学生たちの目に触れやすい場所に掲示されていることや、キャリアデザインラボに所属する学生たちが積極的に参加できる環境を整えていることなどは、特筆すべきである。

地域連携センターが令和 4(2022)年 6 月に創設されたばかりで、まだ在学生への周知も十分に行われていない現状ではあるが、今後の広報活動を通じて、各プログラムへの参加学生が増加することを期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 開学以来 地域文化の向上に貢献してきた札幌大学公開講座

本学の公開講座は、本学開学の昭和 42(1967)年に北海道新聞社、北海道商工会議所連合会、北海道教育委員会、北海道経営者協会の後援を得て開催した「札幌大学特別教養講座」が前身である。当時は北海道新聞社ホールで開催していたが、昭和 55(1980)年からは本学を会場とし、名称を「札幌大学公開講座」とした。以来、地域市民が日常の暮らしを豊かに楽しむためのパソコンやスマートフォンの操作を実践するリテラシーに特化した講座や、北海道の歴史的建造物である札幌時計台を会場に定期開催した「時計台フォーラム」、また北海道の野生生物や自然環境をテーマに北海道森林総合研究所と共催した「合同講座」など、テーマや開催形態が多様かつ地域の特徴を活かしたものとして開催してきた。またいずれも北海道立生涯学習推進センターの事業である「ほっかいどう生涯学習ネットワークカレッジ事業」（以下、道民カレッジ）と連携し、受講者が道民カレッジから単位認定を受けることのできる仕組みは、地域市民の生涯教育の一助となっている。コロナ禍を機に動画による発信手法をとったが、時間や距離の制約を受けず、受講者のライフスタイルにあった視聴が可能であることから、受講者の拡大に繋がった。今後も、本学の研究成果の蓄積を地域社会へ向けて還元し続けたい。

2. 過去 3 年の講座担当講師及び講座テーマ

公開年度	回数	講師	テーマ
令和3(2021)	第一回	時崎 久夫	言語の類型とリズム
	第二回	川上 淳	千島通史の研究
	第三回	アラン・ボゼア	The Labeling system: a unique method to help students write better essays in English (ラベリングシステム：英語でより良いエッセイを書くためのユニークなメソッド)
	第四回	中山 健一郎	「新興国における日系自動車企業の開発知の移転と協創の研究」 海外開発子会社の人材育成と人材開発
	第五回	武田 佑太	-文化・研究遺産としての歴史資料-
令和4(2022)	第一回	後藤 善久	可算名詞と不可算名詞の指導について -小学校、中学校、高校、大学をつなぐ指導-
	第二回	金 誠	帝国日本の朝鮮人メダリスト： 孫基禎（ソン・ギジョン）のライフヒストリーと日本・朝鮮
	第三回	張 偉雄	日中文人の明治期 交友録
	第四回	土肥 崇史	寒冷環境と運動 末梢部の冷えに着目して
令和5(2023)	第一回	今井 康人	英語の発信力を強化するレッスン
	第二回	濱田 英人	日本語の感覚と英語の感覚の違いから見えてくる英語の学習法
	第三回	武者 加苗	北海道における食・観光の研究

Ⅳ 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

開設年度 昭和 42(1967)年度
所在地 北海道札幌市豊平区西岡 3 条 7-3-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
地域共創学群	人間社会学域
地域・文化学研究科	文化学専攻

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 1 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 22 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 5 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
9 月 30 日	実地調査の実施
10 月 1 日	第 2・3 回評価員会議開催
10 月 2 日	第 4 回評価員会議開催
10 月 31 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 8 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2 月 6 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

26 札幌大谷大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

学則第 1 条に目的及び教育研究上の目的を定め、簡潔に文章化し、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部ガバナンス・コード」、大学ホームページ等に掲載している。学則に定める目的及び教育研究上の目的の策定あるいは見直しに際して、学長は教授会では教職員に対して、理事会では役員に対して説明あるいは意見交換を行うことにより理解と支持を得ている。使命・目的が反映された三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を、大学ホームページ及び学長専用掲示板により周知し、教職員は教授会あるいは FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)研修会において理解を深めている。使命・目的の実現のために「札幌大谷学園 グランドデザイン」（以下「グランドデザイン」という。）及び「学校法人札幌大谷学園 経営改善計画等」を策定している。

「基準 2. 学生」について

教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを策定し、学生募集要項、大学ホームページ、オープンキャンパスにおいて周知している。学修支援センターと学務課、学生相談室「ぼらん」と各教員は連携しており、教職員は協働して学修支援体制を整えている。教員による個別の学生面談を年 2 回行い、学生生活安定のための支援を図っている。校舎の維持管理、補強を随時行い、適切に運営・管理することにより学修環境を整備している。音楽・美術の実技教育を行う教室、平日 9 時から 19 時まで開館している図書館、学内各所のバリアフリー化など、施設・設備の利便性及び有効活用が認められる。学修支援センターは、全学を対象にした「ディプロマ・ポリシー達成度・学修行動調査」の結果を分析・精査し、内部質保証会議で必要な検討を行っている。

〈優れた点〉

○新入生全員を対象にして、公認心理師による個人面談を実施しており、早い段階で教学との連携をとりながら、学生のつまずきや困難を把握しようとしている点は評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

学則第 1 条に規定する目的をもとにディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを定めている。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を学生便覧に掲載している。カリキュラム・ポリシーに基づき教育課程を体系的に編成し

ている。カリキュラム・ツリーを大学ホームページに公開することにより、ディプロマ・ポリシー達成に向けた道筋を可視化し、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を確保した上で周知している。教授方法の工夫及び改善を組織的に推進するために FD・SD 委員会を組織している。授業アンケートを実施し、授業内容、学生の授業への取り組み、学修成果について点検・評価し、その結果を FD・SD 研修会において教職員間で共有している。

〈優れた点〉

○卒業生アンケートや就職先アンケートの結果に基づき、大学共通科目「札幌大谷キャリア支援プログラム」にパソコン・IT 技能に関わる資格の講座を組入れ運用するなど、学修成果の点検・評価結果を活用した具体的な施策を実施している点は評価できる。

「基準 4. 教員・職員」について

学長の権限を明確化し、職員を適切に配置し、大学協議会及び内部質保証会議とともに教学マネジメント体制を構築している。学長のリーダーシップを支える調査・企画部門として IR 推進課には専任職員を配置している。FD・SD 委員会が策定した実施計画に基づき、FD 活動を実施し、専任教員のみならず兼任教員も参加している。職員の資質・能力向上のための SD 研修を組織的に行い、大学主催研修会のほか、日本私立大学協会等の外部研修会にも参加している。参加した職員は、研修終了後に報告書を作成し、クラウドに保管し、教職員が閲覧及び共有できる体制を整えている。新規採用の教員及び競争的研究費を担当する職員全員が、規則に従い日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニングコース」を受講している。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為、寄附行為実施規則及び就業規則に経営の規律と誠実性について規定しており、情報公開も適切に行っている。寄附行為実施規則により理事会の業務決定の権限及び権限委任について定めている。理事長がリーダーシップを発揮するための内部統制環境を整備している。長期借入金等外部負債が運用資産を上回る状況が続き、安定した財務基盤の確立が求められる中、グランドデザインにのっとり経営改善改革を断行し、令和 5(2023)年度には経営改善計画等の目標どおり経常収支差額の黒字化を達成した。補助金等外部資金獲得に務め、寄付金募集にも注力している。監事監査、監査法人による外部監査、内部監査室による内部監査の三様監査を厳正に行い、会計監査体制を確立している。

「基準 6. 内部質保証」について

大学は内部質保証の責任を担い、その運営方針を決定し実行する組織として内部質保証会議を置き、自己点検・評価活動の実施に関する基本方針を策定している。自己点検・評価の結果を踏まえて内部質保証及び教学マネジメントに関わる中長期計画を立案している。各部署での取り組みは、自己点検・評価委員会において 3 か月ごとの事業計画進捗状況として報告され、事業計画の確実な実効性を担保している。自己点検・評価委員会と内部質保証会議との役割を明確に分けることにより内部質保証活動の PDCA サイクルを機能させ

ている。

〈優れた点〉

○「三つのポリシーに基づく取組の点検・評価」を大学が所在する札幌市東区に毎年依頼し、外部者により三つのポリシーの教育効果を点検していることは評価できる。

総じて、大学は併設の短期大学とともに、人間の本質に関わる保育、芸術、社会の三つの分野を専門的に学ぶことのできる個性的な教育機関として、さまざまな社会・教育組織と連携し、北海道の発展に独自に貢献することにより高い評価を得ている。アセスメント・プランにのっとり各種調査を実施し、その結果に対する改善策の立案及び着実な履行をもって内部質保証の PDCA サイクルを確立している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献・地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 同窓会「真心会（しんしんかい）」
2. 札幌大谷学園附属音楽教室
3. 国際交流事業

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学則第 1 条に大学の目的及び教育研究上の目的を明確に定め、分かりやすく簡潔に文章化して「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部ガバナンス・コード」、大学ホームページ等に掲載している。併設する札幌大谷大学短期大学部とともに、人間の本質に関わる三つの分野である、人間を育てる「保育」、人生を豊かにする「芸術（音楽・美術）」、

そして人々をつなげる「社会」を専門的に学ぶことのできる個性的な大学として、さまざまな社会・教育組織と連携しながら、北海道の発展に独自に貢献している。大学の目的及び教育研究上の目的の見直しの必要性について、学長は教授会において意見聴取をしている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

学則に定める目的及び教育研究上の目的の策定あるいは見直しに際して学長は、教授会で教職員に対して、理事会では役員に対して説明あるいは意見交換を行うことにより理解と支持を得ている。また、三つのポリシーに反映された使命・目的は、大学ホームページや学長専用掲示板他を通して周知され、教職員は FD・SD 研修会、教授会において理解を深める機会を得ている。新入生に対しては、入学式及び必修科目「初年次教育・情報リテラシー」の授業において、学長自ら使命・目的を説明している。使命・目的の実現のためにグランドデザイン及び「学校法人札幌大谷学園 経営改善計画等」を策定している。芸術学部は音楽学科と美術学科、社会学部は地域社会学科という 2 学部 3 学科で構成され、教育研究組織体制は大学の使命・目的との整合性がとれている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは教育目的を踏まえて明確に策定され、毎年、細部にわたる見直しを行っている。また、学生受入れの方法においては「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 入学者選抜規程」を策定し実施するとともに、学生募集要項、大学ホームページ、オープンキャンパスなどの場において十分に周知している。令和 5(2023)年度からは、新入生を対象にしたアセスメントテストの結果をもとにした分析を行い、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの検証を行うとともに、入学後の学生対応及びポリシーの見直しのために活用している。全学的には収容定員を満たしており、入学定員に沿った適切な学生受入れ数が維持されている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

専任職員、学修支援センターそして学務課が連携しながら、個々の学生の支援を行うとともに、学生相談室「ぼらん」と各教員との密接な連携によって、教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制を整備している。この支援においては、入学時の基礎学力確認テスト及び 1・2 年次生を対象にしたアセスメントテストが十分に活用されている。また、TA・SA(Student Assistant)制度自体は設けられていないが、1 年次必修科目である「初年次教育・情報リテラシー」の中で 2 年次生以上の上級生が運営サポートを行っており、学修支援の充実が図られている。合理的配慮の必要な学生についても、入学前から学生のニーズを聞取るなど個々のニーズを把握している。

〈優れた点〉

○新入生全員を対象にして、公認心理師による個人面談を実施しており、早い段階で教学との連携をとりながら、学生のつまずきや困難を把握しようとしている点は評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

資格を持った職員が常駐するキャリア支援センターが中心となって大学共通科目「札幌大谷キャリア支援プログラム」を開講し、教育課程内外を通じて社会的・職業的自立に関する支援体制の整備を図っている。このプログラムには、各種資格取得、インターンシッ

プ、社会連携・地域貢献などの講座がある。また、課程内には複数のキャリア科目が配置されており、結果として就職希望者のうち 95%以上が就職を実現している。在学時に付与したメールアドレスを卒業後も 3 年間使用できるようにすることで、セカンドキャリア支援及び転職相談に対応できる体制になっている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

看護師の常駐する保健室及び学生相談室「ぽらん」の設置、また、1 年次生に対する 6 月・12 月の年 2 回の教員による個別面談により、学生生活安定のための支援が図られている。この面談は成績不振の学生、休学歴のある学生などに対しては 2 年次以降も行われている。また、各種奨学金、特待生制度、授業料減免制度など多様な経済的支援の方策がとられている。学生自治会が中心となって課外活動を運営し、学生支援委員会、学務課が助言・指導している。ハラスメントに対し「学校法人札幌大谷学園 ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、学生相談総合窓口を学生ポータルサイトに提示している。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校舎の維持管理、補強などを随時図っており、校地、校舎等、学修環境の整備とその適切な運営・管理を行っている。音楽・美術の実技教育を行う教室が整備され、図書館は平日 9 時から 19 時、土曜日や長期休業期間の平日にも開館されており、情報教育設備の管理運営に関しては情報環境委員会を設置して対応している。また、貸出しパソコンを増やすことで、パソコンを占有する施設を減らし、教室の稼働率、授業外学修環境を拡充している。バリアフリー策は点字表示、音声案内、安全防護センサー、多目的トイレの配置などを実施している。また、GPA(Grade Point Average)を活用した履修制限を行うなど、学生数を適切に管理している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

全学を対象にした「ディプロマ・ポリシー達成度・学修行動調査」を実施し、その結果を学修支援センターで分析・精査し、内部質保証会議で必要な検討を行っている。アセスメントテストの結果によって「初年次教育・情報リテラシー」の授業内容の変更を行うなど、学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用を積極的に行っている。合理的配慮の必要な学生の申請に対しては、アクセシビリティ推進委員会で協議・決定している。また、保健室と学生相談室の連携によって、心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の要望の把握と分析の上、検討結果の活用を図っている。加えて、全学を対象とする学生生活実態調査を行い、その結果と要望に対する回答を公表し、学修環境に関する学生の意見のくみ上げと結果の活用を行っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第 1 条に定めた目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを大学全体及び学部・学科ごとに策定している。全学のディプロマ・ポリシーは学長が必修科目「初年次教育・情報リテラシー」で周知し、学部・学科ごとのディプロマ・ポリシーは年度始めに学年次ごとのオリエンテーションで説明している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえて、単位認定基準・進級基準・卒業認定基準を学則及び「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 履修等規程」にて規定し、学生便覧に掲載し

ている。単位認定基準は授業の初回にも教員から説明している。進級基準及び卒業認定基準は、年度始めのオリエンテーションで説明し、担任による個別面談の際にも周知徹底している。各基準は数値化し、厳正に適用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを全学及び学部・学科ごとに定め、カリキュラム・ポリシーに沿った各教育課程を体系的に編成している。カリキュラム・ポリシーは年度始めのオリエンテーションで説明し、大学ホームページ及び大学案内に掲載して周知している。カリキュラム・ポリシーに基づいたカリキュラム・ツリーも大学ホームページに公開することで、ディプロマ・ポリシー達成に向けた道筋を可視化している。これによって、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を確保した上で周知している。

一般教養科目及び外国語科目を開講し、教養教育を適切に実施している。アクティブ・ラーニングを含む授業方法や授業内容の工夫はシラバスに明記している。教授方法の改善を進めるために FD・SD 委員会を組織し、FD 研修会及び授業アンケートを実施している。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

「ディプロマ・ポリシー達成度・学修行動調査」を全学年次対象に実施し、学生自身が大学で得た学びをディプロマ・ポリシーに照らして点検・評価する体制をとっている。また、ディプロマ・ポリシーと GPA の関係を「DP チャート」によって明示し、学部・学科ごとに集計することで分析している。学修成果の点検・評価は、入学時点のアセスメントテスト、学期ごとの授業アンケート、卒業生アンケート、就職先アンケートなど、大学が

定めた多様な尺度・指標に基づき行っている。

学修成果の点検・評価の結果は、FD・SD 研修会で共有する他、キャリア支援センターの取組みの改善などに生かし、適切にフィードバックしている。

〈優れた点〉

○卒業生アンケートや就職先アンケートの結果に基づき、大学共通科目「札幌大谷キャリア支援プログラム」にパソコン・IT 技能に関わる資格の講座を組入れ運用するなど、学修成果の点検・評価結果を活用した具体的な施策を実施している点は評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の権限は明確化され、意思決定や教学マネジメントの体制として、大学協議会、内部質保証会議などを規則に基づき整備している。また、大学の意思決定は学長のリーダーシップのもとに行い、学長のリーダーシップを支える副学長の職務は明確化され、高大連携をはじめとした複数の役割を果たしている。教授会は教学マネジメントの中に位置付けられ、学則に基づき運営されている。職員を適切に配置し、規則によって役割が明確化されている。特に、IR 推進課は学長のリーダーシップを支える調査・企画部門として専任職員が配置され、重要な役割を果たしている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準上、学部に必要な教員数は確保され、適切に配置されている。教員採用は公募により適切に行っている。教員の昇格については規則に基づき要件が明確に規定され、適正に審査が実施されている。FDはFD・SD委員会が策定した実施計画に基づき組織的に実施し、専任教員だけではなく兼任教員も参加している。特に、アセスメント活動と教育改善を演題としたFDを実施し、FDを起点として授業内容の見直しをするなど、FDが教育改善につながっている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のためのSD研修を組織的に行い、生成AIをテーマにするなど時機を得た研修会となっている。また、前年度の反省も踏まえて、毎年見直しを行っている。大学主催の研修会のほか、日本私立大学協会など外部の研修会にも参加している。参加した職員は、研修終了後に報告書等を作成してクラウド内に保管し、教職員が閲覧及び共有できるよう体制を整備し、研修成果を業務等に生かしている。人事育成制度として、令和5(2023)年度から「係長職昇任チャレンジ試験」を若手職員対象に実施し、その結果を踏まえた上で若手層を登用している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員には個室の研究室を用意し、インターネット環境や備品等の研究環境を整備している。研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用している。新規採用の教員及び競争的研究費を担当する職員は、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的研究費等に関する取扱規程」にのっとり、全員が日本学術振興会の「研究倫理eラーニングコース」を受講している。科学研究費助成事業については、獲得推進のためのFD研修を行っているものの、申請件数が少ない状況が継続しており、より一層の工夫が求められる。研究支援については、個人研究費を一律に設定し支援しているほか、学長裁量の「特別加算研究

費」を設けている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為、寄附行為実施規則及び就業規則に経営の規律と誠実性について規定している。これらに基づき大学を運営し、情報公開も適切に実施している。また、使命や目的の実現の継続的な努力として、令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までの法人のグランドデザインを策定し、これを行動目標として教育目標を掲げ運営している。経営改善計画を立案し、経営基盤の安定に向けて取組んでいる。

組織内の危機管理は規則により体制・対応が明確化され、詳細な消防計画に基づき全教職員と全学生による消防訓練が実施されている。また、ハラスメント研修は一般向け、管理職向けに行われ、ポータルサイトでハラスメントや環境保全について周知している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的達成のための意思決定の体制整備として、寄附行為に規定している理事の選任区分・人数に基づき、適切に理事を選任し、各理事の担当業務を定めている。また、寄附行為実施規則により法人の業務決定の権限について定め、意思決定できる体制を整えている。なお、令和 5(2023)年度は全て対面で理事会を開催し、理事の出席状況は適切である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長がリーダーシップを発揮するための内部統制環境を規則に基づき整備し、設置校の所属長を構成員とする常務会が法人の日常業務における必要な事項を決定している。法人と大学との連携のため、常務会構成員に加え、各設置校の管理職が構成員となる「学園連携協議会」が設置され、教育、学生募集、施設の活用などについて審議している。

監事は寄附行為に基づいて選任され、多分野かつ詳細に監査を行い、理事会や評議員会で報告している。寄附行為に評議員会の諮問事項を規定し、評議員を適切に選任している。また、評議員会は適切に開催されている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

長期借入金等の外部負債が運用資産を上回る状況が続いており、安定した財務基盤を確立しているとはいえない。しかしながら、グランドデザインにのっとり経営改善改革を断行し、令和 5(2023)年度には経営改善計画の期中目標どおり経常収支差額の黒字化を達成した。補助金獲得など外部資金導入の努力を行い、寄付金募集にも力を入れている。令和 6(2024)年度の大学及び併設短期大学の入学者数は減少し、かつ、借入金の完済までには長年を要することから、経営改善計画にのっとり財務運営を着実に進め、財務基盤が安定することを期待する。経営改善計画では、入学者数の増加を見込んだ学生生徒等納付金収入の増収により、収支は更に改善し、令和 9(2027)年度には運用資産が外部負債を上回り、財務基盤は安定していく見通しとなっている。

〈参考意見〉

○経営改善計画にのっとり安定した財務基盤が確立できるよう、収支のバランスを保つための方策に期待したい。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、「学校法人札幌大谷学園 経理規程」「学校法人札幌大谷学園 経理規程施行細則」「学校法人札幌大谷学園 予算執行に関する内規」など必要な規則を整備し、財務課が規則どおり適切に行っている。監事監査、監査法人による外部監査、内部監査室による内部監査の三様監査を厳正に行っており、会計監査の体制を整備している。監事の監査報告書は、法人運営、財務、事業計画などについて幅広くチェックし、問題点を洗い出し、改善策を提起する内容となっており、法人は問題点について検討し、改善に努めている。学校法人・監事・監査法人は、監事連絡会を年 2 回開催し、意見交換や情報交換を行い、連携を図っている。補正予算については、必要に応じてきめ細かく編成している。

基準 6. 内部質保証**【評価】**

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制**6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立****【評価】**

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は内部質保証の責任を担い、その運営方針を決定し実行する組織として内部質保証会議を置き、自己点検・評価活動の実施に関する基本方針を策定し、評価結果を踏まえた内部質保証及び教学マネジメントに関わる中長期計画の策定を行っている。自己点検・評価活動を実施する自己点検・評価委員会と、その結果を踏まえて内部質保証に関する中長期計画を立案する内部質保証会議との役割を分けて、内部質保証活動の PDCA サイクルを機能させている。大学と短期大学が合同で設置する自己点検・評価委員会は、委員長は学長であるが、副学長を中心に運営することにより業務を分散させ、各学部長及び短期大学部長、各学科長、各種センター長・委員長及び委員長補佐、学生相談室長、事務局長、IR 推進課長が構成員として加わり、自己点検・評価活動を確実かつ能動的に運営できる体制を構築している。

〈優れた点〉

- 「三つのポリシーに基づく取組の点検・評価」を大学が所在する札幌市東区に毎年依頼し、外部者により三つのポリシーの教育効果を点検していることは評価できる。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

グランドデザインを策定し、毎年度の事業計画に反映している。各部署での取組みは、自己点検・評価委員会において3か月ごとに事業計画進捗状況として報告され、年度始めに示された事業計画の確実な実効性を担保している。年度末には、事業計画の取組み成果を大学協議会及び教授会に提出している。内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は、アセスメント・プランに沿って関係各部署が各種調査を実施することで果たしている。各部署が実施・分析した調査結果は、内部質保証会議での検証を経て、次の施策の策定あるいは現状の改善に活用されている。IR推進課はこれらの調査結果を精査した後に学内で共有し、必要に応じて大学ホームページ他で公表している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーにのっとりた入学者選抜の実施及びポリシーの内容が社会の変化あるいは大学の実情にふさわしいかについて、学長を委員長とする入試委員会で確認している。カリキュラム・ポリシーはアセスメントテスト及び授業アンケートにより、ディプロマ・ポリシーは「ディプロマ・ポリシー達成度・学修行動調査」から現状を把握している。各ポリシーの調査結果を学部・学科、各種センター及び委員会で分析し、その結果に基づき内部質保証会議は改善策を立案し、更に翌年度の事業計画に反映させることにより全学的なPDCAサイクルを機能させている。

大学独自の基準に対する概評

基準A. 社会貢献・地域連携

A-1. 大学の芸術及び知的資源を活用した社会貢献・地域連携活動

A-1-① 札幌市の芸術文化を支える社会貢献活動

A-1-② 大学の知的資源による北海道内小・中・高への教育支援

A-1-③ 地元自治体及び地域企業との連携

A-1-④ 地域における社会人教育の機会の提供(公開講座、各種講習会への講師派遣等)

【概評】

北海道内唯一の芸術学部音楽学科を有する大学として、特に札幌市の芸術文化を支える社会貢献活動を積極的に行っている。令和 5(2023)年度は、音楽や舞台芸術に関わる八つの事業を実施している。札幌地域以外でも、中学校を対象にした演奏指導や合同演奏会を開催している。また、美術学科の学生が主体となり、移動美術館・鑑賞授業・ワークショップなど北海道内の小学校・中学校・特別支援学校を対象にした取組みも実施している。

地域企業や自治体との連携事業として、商品開発、野球チームのユニフォームデザイン、ポスター制作などに取組んでいる。

DX(デジタル・トランスフォーメーション)の基礎講座や公開講座を通じた、地域人材の育成、社会人教育の機会提供も行っている。令和 5(2023)年度は、仏教・音楽・美術に関わる講座を、北海道の生涯学習拠点「道民カレッジ」の連携講座として実施している。

特記事項(自己点検評価書から転載)

1. 同窓会「真心会(しんしんかい)」

札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部(以下「本学」という。)の同窓会は、昭和 38(1963)年、当時の札幌大谷短期大学の同窓会として保育科 1 期生会員 38 人から発足した。昭和 41(1966)年に音楽科同窓会「谷の音会」と美術科同窓会「谷の会」を、昭和 52(1977)年に保育科同窓会「華の会」をそれぞれ結成し、平成 24(2012)年、大学の開学に伴い、それぞれの会を解散し、現在は卒業生 15,000 人を超える「真心会」として統合され活動している。「真心会」という呼称には、「真実の心を持って生きる事を促す」という願いが込められている。「真心会」の目的は、「相互の親睦、資質の向上をはかり、母校の発展に寄与すること」とし、その目的を達成するために昨今の活動として令和 5(2023)年度に同窓会設立 60 周年記念懇親会を開催し、令和 7(2025)年度には第 2 回「ホームカミングディ」を予定している。「真心会」は各支部においても活動しており、令和 4(2022)年度に釧路支部では「釧路支部設立 35 周年記念外山啓介ピアノリサイタル」を開催し、地域社会へ貢献している。

以上のことから、「真心会」の活動は、本学の発展及び北海道の地域貢献に大きく寄与している。

2. 札幌大谷学園附属音楽教室

札幌大谷学園附属音楽教室(以下「音楽教室」という。)は、「学校法人札幌大谷学園 寄附行為」第 4 条の 2 の収益事業(教育、学習支援業)に則り、開室・運営している。音楽教室は、札幌大谷大学芸術学部音楽学科と札幌大谷高等学校音楽科の指導者を含む優秀な指導陣を揃えている。音楽教室は、次の三つの特長がありコースも受講生の年齢等に合わせ、基本コースのほか、幼児リトミックコース、特別個人レッスンクラス、読譜&音感トレーニングコース等多彩に設定し、年度末の 3 月には 1 年間の学びの総決算として「発表

会」を主催している。

音楽教室は、ここ数年安定した在籍者（60人以上）を確保し、毎年度十分な経常利益を達成しており、北海道における音楽教育の発展にも大きく寄与している。

三つの特長

1. 楽器とソルフェージュが同時に学べる！
2. コンサートホールでの発表会がある！
3. 楽しい音楽講座や鑑賞会！

3. 国際交流事業

本学の音楽学科は、長年にわたって海外の芸術系大学等と国際交流事業の実績を積み重ねてきた。短大時代の1980年代から、ハンガリーのリスト・フェレンツ音楽芸術大学との交流を開始し、平成4(2002)年には国際交流協定を結んだ。この協定は日本の大学では第1号であり、本学において特別レッスンや演奏会等が継続的に行われている。平成25(2013)年にはハンガリー国立ペーチ大学とも共同連携協定を締結し、芸術文化の歴史が深いハンガリーの2大学との交流は、本学の芸術活動に大きな影響を与えている。

Ⅳ 大学の概況（令和6(2024)年5月1日現在）

開設年度 平成18(2006)年度
所在地 北海道札幌市東区北16条東9-1-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
芸術学部	音楽学科 美術学科
社会学部	地域社会学科

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和6(2024)年 6月末	自己点検評価書を受理
7月31日	第1回評価員会議開催
8月29日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9月12日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10月15日	10月16日 実地調査の実施 第2・3回評価員会議開催
～10月17日	10月17日 第4回評価員会議開催
11月13日	第5回評価員会議開催
令和7(2025)年 1月9日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理

26 札幌大谷大学

2月10日	(意見なし) 大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

27 札幌国際大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

建学の精神・基本理念である「建学の礎」、そのもとに定めた「教育の基本的考え方」において大学の教育目的を明示し、それを学則、大学案内、キャンパスガイド、大学ホームページ等に具体的かつ簡潔に明記している。大学の使命・目的の実現のために「学校法人札幌国際大学中期目標・計画（2022～2024）」を策定し、学長のリーダーシップのもとに教育の質的転換に関する検討を行うなど、社会情勢の変化に対応した施策を打出している。また、必要に応じて学部・学科の再編、カリキュラムの改編を行っている。教育研究上の目的実現のため、学部・学科、大学院で三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に基づいた教育プログラムを構築している。大学では 3 学部 5 学科体制、大学院では 3 研究科体制とし地域課題の解決を担う教育研究機関として構成し、地域・産学連携センター、生涯学習センター、心理相談研究所を設置している。

「基準 2. 学生」について

建学の精神・基本理念である「建学の礎」に基づき学部・学科のアドミッション・ポリシーを定め、公表・周知している。各学部・学科に対応した入学試験を行い、各学科の収容定員は概ね満たしている。学生の修学支援体制は教務部（教務課）、学生部（学生課）、全学共通教育部（教務課・国際課）、学生サポートセンターにおいて整備・運営されている。アドバイザー制度により相談支援体制も整備されている。教育課程内外を通じた、就職・進学に対するキャリア支援体制を整備し適切に運営している。また、奨学金など学生に対する経済的な支援は、「生活応援奨学金」「学業応援奨学金」「卒業応援奨学金」などの制度が設定され、適切に支援が行われている。「学生アンケート」の学修環境に関する意見・要望を、法人と教学組織で情報共有し、対応検討の上、大学ホームページ上で学生にフィードバックするなど、外部公表を行う体制が整備されている。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを学部・学科ごとに定め、大学ホームページ、シラバスを通して学内外に周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準を、学則、スタディガイド等において適切に定め厳正に実施している。教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを学部・学科ごとに策定し、キャンパスガイド、大学ホームページ等を通じて周知している。また、カリキュラム・ポリシーはディプロマ・

ポリシーとの一貫性を確保し、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成している。「全学共通教育カリキュラム改革」に取り組むなど教養教育の充実を図っており、アクティブ・ラーニングについても積極的に取入れている。三つのポリシーを踏まえた修学点検・評価及び評価の結果のフィードバックも行い、授業改善に役立てている。

「基準 4. 教員・職員」について

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として、副学長の配置、大学運営全般の重要事項を審議する運営委員会の設置、大学運営を支える適切な事務組織・事務職員を配置し、適切な教学マネジメントを行う体制が整備されているが、学生の入学や学生の懲戒に関する学長の決定に対して教授会に意見を求めておらず改善が必要である。大学・大学院とも設置基準で定める必要専任教員数を満たしており、教育課程や教育研究上の目的を達成するための十分な教員を配置している。教職員の資質・能力向上への取り組みでは、FD(Faculty Development)活動についてはFD委員会が中心となって組織的に行い、職員の資質・能力向上のための研修については「札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部職員の人材育成方針」「SD委員会規程」に基づき実施されている。研究環境については、教員個人に十分な広さの研究室が配置されて、教員個人にも研究費が配分されている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

「学校法人札幌国際大学寄附行為」、学則、諸規則に基づく運営に努めるとともに、理事会が重要事項を決定・執行する機関として機能し、継続的努力で経営の規律と誠実性の維持を図っている。学内業務の円滑な運営を図るため、学内の常勤理事で構成する学内理事会を設置している。評議員会は、予算等の重要な事項について審議している。監事は、監査計画書により監査を行うとともに、理事会、評議員会に出席し、予算等の重要な審議にあたり意見を述べている。大学と法人全体についての財務状況改善も含まれた中期計画が策定された上で財務運営がされている。しかし、支出超過の傾向が続いており、中期計画を適宜検討しながら適切な運営を目指すように今後に期待したい。監査については、適切な体制に基づいて行われている。また、監事による業務監査も行われている。

「基準 6. 内部質保証」について

大学の使命・目的に沿った自主的な自己点検・評価を行うため、学長をトップとした「内部質保証推進委員会」「札幌国際大学自己点検・評価委員会」を設置し、責任体制を明確にし、内部質保証への全学的な方針を明示しているが、学則にのっとり教授会の運営など、大学運営の改善・向上を目指した内部質保証の仕組みの更なる構築を期待したい。また、三つのポリシーを踏まえた取り組みの自己点検・評価に関しては「教学マネジメント推進委員会」が行っており、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備し、学長を中心とした責任体制を明確にしている。自己点検・評価の結果は「自己点検・評価報告書」として全学で共有するとともに、大学ホームページで公開している。学内の諸情報の集約・分析、調査の実施、情報の提供などのIR(Institutional Research)業務についてはIR室が担い、教育改善や業務改善に向けた基礎資料を各部門で共有できる体制を整えている。

総じて、大学は、建学の精神である「建学の礎」及びそのもとに定めた「教育の基本的考え方」により、地域に貢献する人材育成を行うとともに、「学校法人札幌国際大学中期目標・計画（2022～2024）」を掲げ、その実現を目指した施策を展開している。また、民間企業との連携や札幌市をはじめとする周辺自治体との連携事業など時代の変化に対応し、質の高い高等教育機関として地域社会に寄与している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域産学官連携による地域貢献と教育水準の向上」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 海外協定校との学生交流
2. 外国人留学生の日本語力向上のための取組み
3. 留学生の受入れ拡大に向けた取組み

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神・基本理念である「建学の礎」、そのもとに定めた「教育の基本的考え方」に基づき、大学の使命・目的及び教育研究上の目的を学則に簡潔かつ明確に定めている。「真の国際人は郷土の文化や歴史を知ることが大切であるという姿勢」を貫く中で、地域生活の創造と国際社会の発展に寄与する社会人の育成を目的とした大学の使命・目的を学則に定め表記している。

大学を取巻く環境に対応し、必要に応じて学部・学科の再編、カリキュラムの改編を行っている。また、「学校法人札幌国際大学中期目標・計画」を策定し、学長のリーダーシップのもとに「教育の質的転換」に関する検討を行うなど、社会情勢の変化に対応した施策を打出している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育研究上の目的は、各会議体での審議過程で、役員、教職員が関与・参画して、理解と支持を得る仕組みとなっており、大学ホームページ、学生ポータルサイト、キャンパスガイドなどを通じて学内外に周知している。「中期目標・計画」を5か年単位で策定し、使命・目的及び教育研究上の目的実現に向けて努力するとともに、三つのポリシーを策定している。

教育研究組織は、大学では人文学部2学科、観光学部1学科、スポーツ人間学部2学科の3学部5学科体制、大学院では心理学研究科、観光学研究科、スポーツ健康指導研究科の3研究科体制とし地域課題の解決を担う教育研究機関として構成し、地域・産学連携センター、生涯学習センター、心理相談研究所を設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学則に定められた教育目的を踏まえアドミッション・ポリシーを策定し、大学案内、入学試験要項、大学ホームページ、オープンキャンパスや入試説明会等で周知している。

アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れは、入試企画室、アドミッションセンター、入試作問委員会が連携運用し、その検証は IR 室も加わり行われている。

入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持については、人文学部、スポーツ人間学部

の各学科は収容定員を概ね満たしている。

入試問題は、入試作問委員会により作成されている。

〈参考意見〉

○観光学部観光ビジネス学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満であるが、改善傾向にあるため、引続き努力されることが望まれる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制として、教務部（教務課）、学生部（学生課）、全学共通教育部（教務課・国際課）、学生サポートセンターなど整備し、運営している。

TA 等の活用をはじめとする学修支援については、学修ポートフォリオの導入、SA(Student Assistant)・TA の採用、アドバイザー制度の導入などの取組みを展開し、全学的にオフィスアワー制度を実施している。

障がいのある学生への配慮は、「学生サポートセンター」において、相談、支援のコーディネートなどの取組みを行っている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援については、インターンシップ制度の導入・実施や就職活動を支援する教育課程内科目の開設、就職活動の支援・相談場所として「キャリア支援センター」の設置などの体制を整備している。

就職・進学に対する相談・助言のため、全教職員共通理解のもと支援を行う体制を整備し、学生と企業が交流する「学内業界研究セミナー」や、学生の資格取得支援の講座開設、就職ガイダンスなどを展開している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための組織として、学生部・学生課、学生サポートルーム、学生相談室、保健室を設置し、学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを実施している。

奨学金など学生に対する経済的な支援は、「生活応援奨学金」「学業応援奨学金」「卒業応援奨学金」などの制度を設け、運用している。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理については、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報処理施設、附属施設を整備し、有効に活用している。

実習施設、図書館等の有効活用については、教育目的の達成のため、快適な学修環境を整備し、有効に活用しており、図書館は、適切な規模で、十分な学術情報資料を有しており、開館時間を含め十分に利用できる環境を整備している。また、コンピュータなどの ICT（情報通信技術）環境を適切に整備している。

バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性の整備対応が進められている。

授業を行う学生数の適切な管理の整備が進められている。

施設・設備の安全性に関しては、計画に基づき耐震・防災対策を実施し、各部署が連携して適切に管理している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用については、全学生を対象に「学生生活アンケート」を実施し、対応策を大学ホームページ上で公表している。

心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用については、学生サポートセンターによる面談実施や、学生情報の共有管理体制を整備し、学生生活の改善に反映している。

学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用については、法人と教学組織で情報を共有し、「学生生活に関するアンケート調査」の結果を分析し、対応を検討の上、大学ホームページ上で学生にフィードバック、外部公表を行う体制を整備している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーが定められており、大学ホームページを通じて周知されている。これをもとに学科ごとにディプロマ・ポリシーが定められており、大学及び大学院学則第 4 章「授業科目、単位数及び履修方法」にのっとり、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などが策定・適用されている。これらの情報は、大学ホームページ、シラバス、学生に配付のスタディガイドによって周知されている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーが定められており、大学ホームページを通じて公開している。カリキュラムツリーから、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの関連性、一貫性が明確になっており、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程が編成されている。履修登録単位数の上限を設定し、事前事後、授業時間の総時間が、学修や日常生活に支障が出ないように配慮している。

「全額共通教育カリキュラム改革」に取り組むなど教養教育の充実を図っており、PBL(Problem Based Learning)やグループワーク、フィールドワーク等のアクティブ・ラーニングについても積極的に導入を図っている。その成果や自己点検・評価の結果を参考に、クォーター制や 105 分授業の導入に関わる工夫や対応の検討を行うなど、教授方法の工夫・開発と効果的な実施を図っている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

IR 室が各種アセスメントテスト等の分析と報告を行い、そのデータを活用して教学マネジメント推進委員会が三つのポリシーの点検や評価・改善の提言を行っている。点検については、各学科が毎年「カリキュラム/3 ポリシー等点検シート」を活用し、運用状況や改善点の有無について検討している。

学修ポートフォリオを活用し学生の学修状況や成果を把握しているだけでなく、カリキュラムと授業実態に関する学生調査、授業評価アンケートなどを実施し、その結果をフィードバックし授業改善に役立てている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の意思決定と教学マネジメントについては、学長を補佐するために副学長を配置し、大学運営全般の重要事項を審議する運営委員会が設置され、学長のリーダーシップを適切に発揮できる組織体制が整備されている。

教授会は学則において、役割や位置付けが明確に定められている。しかし、「学生の入学に関すること」「学生の懲戒に関すること」については、決定する前に教授会に意見を求めているため、学内規則に基づく適切な対応が必要である。

学長、学部長、研究科長、教務部長等で構成される教学マネジメント推進委員会を設置し、教育上の重要事項を審議するとともに、卒業認定・学位授与、教育課程編成・実施、入学者受入れに関する各々の方針を踏まえた取組みについて点検・評価を行っている。大学運営を支える事務組織に職員が適切に配置され、学長のリーダーシップのもとに、教学マネジメントを行う体制が整備されている。

〈改善を要する点〉

- 「入試判定委員会」の構成員に教授会以外の者が含まれているため、教授会で学生の入学について意見を聴くよう改善を要する。
- 学生の懲戒に関することについては、学内規則において教授会の意見を聴くことが必要とされているが、決定した後に教授会において報告しているため改善が必要である。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学・大学院とも設置基準で定める必要専任教員数を充足し、教育課程の運営や教育研究上の目的を達成するため、十分な教員を配置している。

教員の採用・昇任については、「札幌国際大学教員資格審査基準及び資格審査規程」に定められた手続きにより適切に行われている。

教育内容・方法等の改善に向けた FD 活動については、FD 委員会が中心となって組織的に行っており、FD 研修の欠席者に対しても、研修資料の配付など適宜フォローアップを行っている。また、授業改善の取組みとして授業評価アンケートや授業公開を行ってい

る。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

教職員の資質・能力向上のための研修については「札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部職員の人材育成方針」「SD 委員会規程」に基づき積極的に実施されている。具体的な活動テーマは「ハラスメント防止研修」「コンプライアンス研修」「事務職員の階層レベルに応じた研修」など有意義なものが設定されており、欠席者に対しても動画を配信するなど手厚いフォローがされている。

また、学外での研修会等への参加も推奨されており、日本私立大学協会北海道支部主催の初任者研修会・中堅実務者研修会・中堅指導者研修会・課長職相当者研修会に対象者が参加しスキルアップを図り、資質や能力向上に努めている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境については、教員個人に十分な広さの研究室が配置されている。

科学研究費助成事業等の公的研究費については、「札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部公的研究費運営・管理規程」があり、研究倫理の確立、研究費の管理についても適切に運営されている。

また、「学校法人札幌国際大学教育研究費内規」があり、教員個人にも研究費が配分されている。そのほか「奨励教育・研究費助成に関する規程」があり、学内公募により採択された課題に対しても研究費が配分されるという制度により競争原理が働いている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人の使命・目的を実現するため組織体制や諸規則を整備するとともに、「中期目標・計画」を策定し、点検・評価を行うなど継続的な運営努力を行っている。また、社会に対する説明責任を果たすため、私立学校法に定める財務内容等の情報、寄附行為、学校教育法施行規則に定める教育情報等を大学ホームページにおいて公表している。

LED 化や太陽光発電施設の設置等による環境への配慮、「札幌国際大学ハラスメントの防止等に関する規程」の整備や苦情相談への対応等による人権への配慮、日常の施設設備の管理体制の整備や防災訓練等による安全への配慮を適切に行っている。

〈参考意見〉

○危機管理マニュアルについて、できる限り早期に整備されることを期待したい。

5-2. 理事会の機能

- 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法人の管理運営は、寄附行為及び「学校法人札幌国際大学理事会規則」によって理事会が重要事項を決定・執行する機関として機能しており、令和 5(2023)年度の理事会は 7 人の理事により、年 5 回開催している。

また、学内業務の円滑な運営を図るため、学内の常勤理事で構成する学内理事会を設置している。学内理事会は、理事会の委任を受けた事項、理事会に提案する事項や予算執行に関する事項等について審議を行っており、令和 5(2023)年度の学内理事会は年 18 回開催している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

- 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

大学の代表である学長が理事として理事会や学内理事会に出席し、法人の意思決定に参画している。また、評議員会は、寄附行為第 22 条に基づき 18 人が選任されおり、そのうち 5 人が札幌国際大学の教員であり、教学側の意向を反映できる仕組みを整備している。

監事は、寄附行為第 7 条に基づき 2 人選任されている。また、監事は、監査計画書により監査を行うとともに、理事会、評議員会に出席し、予算等の重要な審議に当たり意見を述べている。

評議員会は、令和 5(2023)年度は、年 4 回開催し、予算等の重要な事項について審議している。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

大学や法人全体についての財務状況改善も含まれた中期目標・計画が策定されており、理事会での承認を経た上で財務運営が行われている。運営資金は豊富にあるため現時点では運営に支障は来していない。しかし、支出超過の傾向が続いており、安定的な収支状況を目指すには収容定員の充足と支出の抑制は必要不可欠な要件であるため、中期目標・計画を適宜見直しながら適切な運営をすることに期待したい。

予算編成については寄附行為にのっとり理事会で検討されているが、より適切な予算を作成するように努めることが望ましい。

外部資金の導入については私立大学等経常費補助金の積極的な獲得を目指している。

資産運用については「学校法人札幌国際大学資金運用規程」の定めにより適切に運用されている。

〈参考意見〉

○過去 5 年間の財務状況については、全ての年度において経常収支がマイナスとなっているため、入学者の確保と支出の抑制に努め、収支状況のバランスに配慮されたい。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

予算書作成から決算書作成までの処理については規則にのっとり理事会にて審議され処理されている。また、日常の会計処理については適切に行われている。

監査については、私立学校振興助成法に基づく監査法人による会計監査、私立学校法に基づく監事による監査が実施されており、適切な体制に基づいて監査が行われている。

また、会計監査だけでなく監事による業務監査も行われている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学長をトップとした「内部質保証推進委員会」「札幌国際大学自己点検・評価委員会」を設置し、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備している。「内部質保証推進委員会」は、自己点検・評価の基本方針を定め、自己点検・評価結果の点検と改善の管理を行い、「札幌国際大学自己点検・評価委員会」が自己点検・評価の実施及び報告書の作成を行っている。

また、三つのポリシーを踏まえた取組みの自己点検・評価に関しては学長をトップとした「教学マネジメント推進委員会」が行っており、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備し、学長を中心とした責任体制を明確にしている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

学則において、自己点検・評価の実施とその結果の公表を明記し、「札幌国際大学自己点検・評価委員会」を設置し、「札幌国際大学自己点検・評価委員会規程」に基づき自主的、

自律的な自己点検・評価を行っている。

「札幌国際大学自己点検・評価委員会」では、機関別認証評価の基準項目に沿った、エビデンスに基づく全学的な自己点検・評価を毎年実施し、この結果は「自己点検・評価報告書」として全学で共有するとともに、大学ホームページで公開している。

学内の諸情報の集約・分析、調査の実施、情報の提供などの IR 業務については IR 室が担い、教育改善や業務改善に向けた基礎資料を各部門で共有できる体制を整えている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学の教育の質保証においては「建学の礎」や三つのポリシーを起点とした自己点検・評価を実施し、中期目標・計画の進捗状況を確認するなど内部質保証のための PDCA サイクルを確立している。教授会の役割については内部質保証システムの更なる機能化が望まれる。

自己点検・評価などの結果を踏まえた中期目標・計画に基づき、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能するよう努めている。

自己点検・評価は、「内部質保証推進委員会」及び学長を介して理事会・評議員会と連携をとっており、大学運営や法人経営についての、改善・向上のための内部質保証の仕組みは機能している。

〈参考意見〉

○学生の入学や懲戒に関する教授会の役割について改善事項があり、内部質保証システムが更に機能することが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域産学官連携による地域貢献と教育水準の向上

A-1. 大学リソースの提供による地域課題解決

A-1-① 情報教育リソースの提供による地域教育基盤構築に対する貢献

A-1-② 留学生リソースの提供による地域教育基盤構築に対する貢献

A-1-③ 健康・運動リソースによる地域課題解決に向けた貢献

A-2. 地域産学官連携による地域人材の育成

A-2-① まちづくりへの参画による地域人材の育成

A-2-② 企業連携による産業人材の育成

【概評】

「大学リソース提供による地域課題の解決」については、情報教育リソースを提供し、プログラミング、e-スポーツやドローン操縦体験等を実施するだけでなく、札幌市の後援でプログラミングの出前授業や公開講座を実施している。留学生リソースを提供し、市内の小・中学校の児童・生徒と多文化共生プロジェクトを実施し、互いの交流を促進している。留学生にとっては日本文化を学び、社会貢献を理解するための機会となっている。健康・運動のリソースを提供した事業では、「SIU スポーツクラブ」を通してキャンパスが所在する札幌市清田区と連携し、区民の健康の維持・増進を図っている。脳の活性化につながる研究と連動した活動は、次年度から研究と健康意識の向上を図る活動が本格化する。パラスポーツによるインクルーシブ教育にも取り組み、地域貢献を図っている。どのリソースを提供した事業も学生中心に考えられており、長期的な視点に立ち継続性を重視している。

「地域産学官連携による地域人材の育成」については、まちづくりへの参画による地域人材の育成では、学生の防災教育を目的として地域や避難所における食事提供の観点から、札幌市農協、食事提供事業者等との連携によって、食の提供に関わる事業を実施している。留学生等へのインタビューを通じて、外国人居住のための「やさしい日本語ガイドライン」を作成する等、行政と多文化共生社会の形成に貢献している。企業連携による産業人材の育成では、北海道コカ・コーラボトリング株式会社と地元商品を開発し、地域探求と実践的な商品開発の場を提供している。清田区主催の食や音楽を楽しむイベントに学生がボランティアとして参画し、体験学習の成果を挙げている。プロ野球チームの本拠地・北広島市について、若者目線で地域のまちづくりを提案するため、文献・実地調査を実施している。どの事業も大学の持つ差別化されたリソースを効果的に活用している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 海外協定校との学生交流

国際センターでは連携協定による大学間交流を積極的に行っており、その中でもショートステイプログラムの受入れは北海道の地域性の特色を生かした文化研修を提供し、相互交流を深める貴重な機会となっている。新型コロナウイルス感染症により一時中断していたものの、令和 5(2023)年 6 月には中華民国の協定校から学生 10 人と引率教員 1 人を受入れ、5 日間の文化交流研修を行った。本学学生との交流、日本語クラスの受講、日本や北海道の文化に触れる体験、札幌・小樽観光など様々な体験プログラムを用意し、本学の学生にとっても有意義な交流となった。スキーなどのウィンタースポーツの体験プログラムは大変人気があることから、令和 6(2024)年 1 月には協定校である中華民国の高校から生徒・教職員あわせて 36 人を受入れ、ニセコでのスノーアクティビティ体験を盛り込んだ 5 日間の文化研修プログラムを提供した。

2. 外国人留学生の日本語力向上のための取り組み

外国人留学生の日本語力向上のため、プレースメントテストの結果により留学生の日本語レベルを把握しクラス分けをして日本語クラスの授業を展開し、週 2 コマで展開している。レベルは中級、中上級、上級をそれぞれ複数クラス用意し 10 人程度の少人数制を採用し、選択科目では日本語能力検定 (JLPT) の N2、N1 受験対策クラス、ビジネス日本語クラスも開講し、常時約 10 クラスでの授業展開をしている。また、JLPT 受験対策や模擬試験の実施、ビジネス日本語能力テスト (BJT) 受験対策などの資格取得を全面的にバックアップする体制をとっている。主に中級レベルの留学生を対象に長期休業期間に集中講座を開講し、授業以外での日本語学習機会を多数用意して留学生の日本語力向上を図っている。

3. 留学生の受入れ拡大に向けた取組み

海外協定校からは、編入学制度やダブルディグリー制度を利用した入学者の受入れをしている。オンラインでの大学説明や入学相談を実施し、入学を希望する留学生へ丁寧な説明を行っている。国内の日本語学校からの受入れは北海道内に限らず、首都圏、関東圏、関西圏などからの入学希望者もあり、入学試験の実施においては本学の会場のほかに東京での試験会場も設けている。また、年間 5 会場程度の留学生を対象にした説明会に参加し、大学進学を希望する日本語学校に通う留学生や日本語教師への説明を行っている。入学試験は海外にも会場を設け、令和 5 (2023) 年度は海外協定校での実施のほかに、中華人民共和国 (瀋陽)、ミャンマー連邦共和国 (ヤンゴン)、大韓民国 (釜山) で入学試験を実施した。

Ⅳ 大学の概況 (令和 6 (2024) 年 5 月 1 日現在)

開設年度 平成 5 (1993) 年度
所在地 北海道札幌市清田区清田 4 条 1-4-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
人文学部	現代文化学科※ 国際教養学科 心理学科
観光学部	観光ビジネス学科 国際観光学科※
スポーツ人間学部	スポーツビジネス学科 スポーツ指導学科
観光学研究科	観光学専攻
心理学研究科	臨床心理専攻
スポーツ健康指導研究科	スポーツ健康指導専攻

※は募集停止

Ⅴ 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 5 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 21 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 4 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 2 日	実地調査の実施
10 月 3 日	第 2・3 回評価員会議開催
10 月 4 日	第 4 回評価員会議開催
11 月 7 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 9 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見あり)
2 月 12 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見あり)

28 山陽学園大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

建学の精神である「男女ハ車輪羽翼ノ如シ」に基づき、「愛と奉仕」の教育理念のもとに大学及び大学院の使命・目的及び教育目的を明確に定めている。大学及び大学院の使命・目的及び教育目的は、大学の三つの個性・特色を反映して文章化し、学内外に公表している。「山陽学園大学・山陽学園短期大学教学マネジメント基本方針」（以下「教学マネジメント基本方針」という。）に基づき、教職員の理解と支持を得ながら必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。大学の各学部・学科及び大学院は使命・目的及び教育目的を中長期的な計画や三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映している。

大学の使命・目的及び教育目的の達成のため、大学では 3 学部 4 学科及び 1 専攻科を、大学院では 1 研究科を教育研究組織として設置し、全学的な活動を推進・支援するため、図書館、学修支援センターなどの組織体制を備えている。

〈優れた点〉

○建学の精神に基づき定めた「教学マネジメント基本方針」に従い、各学科が「教学推進会議」と連携し学問分野の進展や社会ニーズの変化に適合しているかを検討している点は評価できる。

「基準 2. 学生」について

教育目的を踏まえて各アドミッション・ポリシーを定め、アドミッション・ポリシーに合致した学生の受入に努めている。総合人間学部言語文化学科及び地域マネジメント学部地域マネジメント学科で収容定員未充足の状況が続いているが、学長をトップとする学生募集戦略会議と関連部署の連携体制により、戦略的な学生募集活動に努めている。学修支援センターが各学科と連携して履修及び学修計画を支援し、学生の自主的な学修を促している。SA(Student Assistant)・TA(Teaching Assistant)の制度を設け、教員の教育活動の支援を行っている。キャリアセンターが各学部・学科と協働してインターンシップや地元の優良企業との提携による PBL(Project Based Learning)型授業の展開、全学生が活用できる就職情報システムの構築など幅広くキャリア支援を行っている。学生サービスの組織として保健室などを設置している。大学の教育目的達成のために適切な学修環境を整備している。バリアフリー化は未整備部分の改修を計画的に進めていくことに期待したい。

〈優れた点〉

○インターンシップに関しては、地元優良企業と綿密に連携し、学生の要望を聞きながら、多様な形態で現場で学ぶ環境を整えていることは評価できる。

「基準3. 教育課程」について

建学の精神と教育理念、大学及び大学院の教育目的、各学部・学科の教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページなどで学内外に周知している。大学は、「山陽学園大学アセスメント・プラン」に基づき、ディプロマ・ポリシーを踏まえた進級基準、卒業認定基準及び単位認定基準を策定し、履修ガイドで周知している。大学院の単位認定、課程修了の審査及び認定は学則に定め、履修ガイドにより周知し厳正に適用している。各学科及び研究科の教育課程は、各カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されている。大学は全科目でアクティブ・ラーニングを積極的に導入し、組織的な教授方法の工夫と改善を図っている。「山陽学園大学アセスメント・プラン」に従い、三つのポリシーに基づき、機関レベル、教育課程レベル、授業科目レベルの各レベルにおいて学修成果の点検・評価方法を定め、多様な尺度や手法を用いて多面的な点検・評価を行い、教育内容・方法及び学修指導の改善に努めている。

「基準4. 教員・職員」について

学長が適切なリーダーシップを発揮するための補佐体制として副学長を任命し、大学・短期大学における重要事項を協議する合同会議及び教学マネジメントのための「教学推進会議」を設置しているほか、教授会等の規則を制定している。また、建学の精神と教育理念に基づく教育目標の実現に向けて策定した「教学マネジメント基本方針」を定めるなど、意思決定の権限と責任を明確にしている。教員の採用・昇任は大学及び大学院ともに複数の規則を整備して適切に運用している。教職員の資質向上と適正な業務体制の確立に向けてのFD・SD研修会を自己評価委員会が開催している。専任教員には個人研究室を割当て、教育研究に適切な施設・設備を整備している。研究倫理に関する規則を定めて運営している。専任教員には教育にかかる費用を用途とする教育経費を支給しているほか、教育研究の一層の充実への寄与を目的とする学内研究補助金を配分している。

「基準5. 経営・管理と財務」について

寄附行為第3条に定める使命・目的のため、諸規則の遵守と法令等に基づく情報公開により適切な法人の運営を行っている。資源リサイクル、太陽光発電設備の設置などによる環境への配慮は適切である。危機管理の体制は整備されている。

急を要する事項として学則変更等を理事長専決で行っているが、重要な事項について理事会の議決を確実に経るよう改善が必要である。経営会議を定期的開催し、法人と大学の各管理運営機関が意思疎通と連携を行っている。監事は理事会、評議員会に毎回出席し法令に基づく職務を遂行している。評議員会は、寄附行為に基づき選任された評議員により適切に運営されている。

「山陽学園中期計画」（以下、中期計画という。）に基づき経営基盤の強化に努め、安定した財務基盤を確立している。学校法人会計基準及び経理規程などに従って適正に会計処

理が行われ、公認会計士による会計監査を実施している。

「基準 6. 内部質保証」について

「教育研究等の自己点検及び自己評価の実施に関する要領」を制定して内部質保証に関する全学的な方針を明示している。大学では、各学科と事務部門や IR 推進室企画部などの各組織との責任と役割分担のもとに自己点検・評価を実施するなど、内部質保証のための組織が整備され、責任体制は明確になっている。自己点検・評価の結果は、全教職員で共有するほか、ホームページに掲載し、社会へ公表している。IR(Institutional Research)については、IR 推進室を設置してエビデンスに基づく点検・評価を実施している。「教学マネジメント基本方針」に基づき、三つのポリシーを起点とした内部質保証を行う仕組みを構築している。中期計画に掲げる項目の達成度の向上を目的とした事業計画及び個別計画に自己点検・評価や認証評価の結果を反映させることに努めている。

総じて、大学及び大学院は地域に密着し、質の高い高等教育を実践する大学として、建学の精神に基づく教育理念である「愛と奉仕」を掲げ、その体現として社会貢献できる人間教育と専門教育を行っている。女学校設立以来の長き伝統の中で築き上げられてきた教育実践を更に発展させ、地域社会に大学ならではの教育研究活動により一層まい進することに期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 総合学園ならではの学园内連携
2. 学部を超えた連携

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院の使命・目的及び教育目的は、建学の精神である「男女ハ車輪羽翼ノ如シ」に基づき、「愛と奉仕」の教育理念のもとに学則第1条に明確に定められている。

大学及び大学院の使命・目的及び教育目的は、①「山陽スタンダード科目」を起点とする人間教育の推進②「教学マネジメント基本方針」に基づく学びの高度化と質保証③大学の特性を生かした地域連携の推進—の三つの個性・特色を反映して文章化し、ホームページ等で学内外に公表している。

「教学マネジメント基本方針」に基づき、教育内容の点検・評価と改善を行う中で、「教学推進会議」の助言のもと、各学科が学問分野の進展や社会のニーズの変化に適合しているかを点検するなど、社会情勢の変化などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。

〈優れた点〉

○建学の精神に基づき定めた「教学マネジメント基本方針」に従い、各学科が「教学推進会議」と連携し学問分野の進展や社会ニーズの変化に適合しているかを検討している点は評価できる。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院の使命・目的及び教育目的の策定及び見直しは、合同会議で審議された後、理事会の決議を経て行われている。審議事項や議事録が学科長や事務部門の長を通じて教職員に周知するなど、役員、教職員の理解と支持を得ている。また、使命・目的及び教育目的は、履修ガイドやホームページにより学内外へ周知している。

各学部・学科及び研究科は使命・目的及び教育目的を中長期的な計画や三つのポリシーに反映している。

大学の使命・目的及び教育目的の達成のため、大学では3学部4学科及び1専攻科を、大学院では1研究科を教育研究組織として設置し、全学的な活動を推進・支援するため、図書館、「共生・グローバル推進センター」、キャリアセンター、学修支援センターなどの組織体制を備えている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを策定し、ホームページや学生募集要項、オープン・キャンパスで周知している。アドミッション・ポリシーに合致した学生を集めるために、願書の志望理由や推薦書の確認、「アカデミック・インターンシップ」の開催などにより、アドミッション・ポリシーとのミスマッチをなくすように努めている。入学者選抜などを公正かつ妥当な方法で行えるよう入試検討委員会が体制や運用について検討している。入試問題の作成は「入試問題作成・評価委員会」を設置し、担当者を秘匿して行っている。入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持については、一部の学科で定員未充足の状況だが、入試部ワーキンググループ、学長をトップとする学生募集戦略会議、入試部・広報室・IR 推進室企画部の連携体制が戦略的に学生募集活動を行って状況改善に努めており、大学全体としては概ね学生を確保している。

〈参考意見〉

○総合人間学部言語文化学科及び地域マネジメント学部地域マネジメント学科の収容定員未充足について、現在取組んでいる各種施策を継続し、学生募集に向けた一層の取り組みが望まれる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教育課程における学修支援として、教務部職員と各学科の教務委員が履修指導を行い学生の履修及び学修計画を支援している。教育課程外の学修支援に関しても、教職協働で「学修支援実施計画」を作成しており、学生の自主的な学修を促している。また、学修支援の一環として、SA・TA の制度を設けており、教員の教育活動を支援している。専任教員は

オフィスアワーを、兼任教員はオフィスアワーの代わりとして質問を受付ける時間帯を公開している。障がいのある学生に対しては、「障がい学生支援のガイドライン」に従って、学科や関連部署、支援コーディネーターと連携しながら、個々の状況に応じた支援を行っている。中途退学、休学及び留年に関しては、アドバイザー教員を中心に支援体制を整え、学生の相談に応じている。また、中途退学者への対応に関しては、アドバイザー教員との個別面談や授業への欠席状況の確認などさまざまな取組みが行われている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学生の就職支援を目的としたキャリアセンターを設置し、各学部・学科が独自に行う支援、各学部とキャリアセンターが協働で行う支援、キャリアセンターが独自に行う支援と多面的に学生のキャリア支援を実施している。キャリア教育の一貫として資格に直結する科目や就活支援科目群として複数のキャリアにつながる科目を設置している。また、インターンシップや地元の優良企業と提携し PBL 型授業を展開するなど、大学のキャンパス外で就職体験を行える科目を複数設置している。また、教育課程外のキャリア支援としては、キャリアセンターで、全学生が活用できる就職情報システムを構築しているほか、学生の家族向けの懇談会や外部講師による講習会、公務員試験対策、面接対策、留学生の就職ガイダンスなど幅広くキャリア支援を行っている。また、就職・進学に対する相談・助言体制としてはキャリアカウンセラーを含む専任職員 4 人で構成されるキャリアセンターやアドバイザー教員が学生の面談や指導を行っている。

〈優れた点〉

○インターンシップに関しては、地元優良企業と綿密に連携し、学生の要望を聞きながら、多様な形態で現場で学ぶ環境を整えていることは評価できる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導の組織として、学生部、学生部ワーキンググループ、「共生・グローバル推進センター」、学生相談室、保健室及び学生寮を設置している。留学生の支援に関しては、「共生・グローバル推進センター」が留学生の在留資格及び資格外活動許可申請、

生活・就学に関する支援を行っている。学生相談室は臨床心理士の資格を有する教員及び外部からの非常勤カウンセラーを中心に週 4 日開室し、保健室は学生部の職員と看護学科の教員が担当し毎日開室している。課外活動を行う団体には教職員が顧問となり活動の助言・指導を行っている。また、地域貢献の一部としてボランティア活動を推進しており、地域と連携しながらボランティア情報を発信し、授業等を通して参加を促している。経済的支援としては、日本学生支援機構をはじめ、大学が提携している民間の教育ローンを紹介しているほか、大学独自にも特待生制度を設け、学生の経済的負担を減らしている。

〈参考意見〉

○保健室の人員について、看護師資格等を有する職員を配置することが望まれる。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的達成のために、キャンパス内には大学・短期大学共用でグラウンド、テニスコート、図書館、体育館、学生会館・ブックセンター、クラブハウス、学生ホール・食堂、学生寮、駐輪場、学生駐車場などを有しており、事務部総務課が施設や設備の整備や点検、更新などを担っている。加えて、講義室、実習室、実験室、コンピュータ室、研究室、会議室など目的・用途に応じた環境を整備しており、無線 LAN 環境も年々強化している。バリアフリーに関しては、車椅子を利用する学生が入れない場所がいくつか存在するが、当該学生の学修に影響がないように配慮を行っている。図書館は適切な規模であり、十分な学術情報資料を確保し、学生が図書館を有効活用する取組みが行われている。授業は学力別にクラス編成を行ったり、複数クラスを開講して授業を行ったりするなど教育効果を上げる工夫を行っている。

〈参考意見〉

○バリアフリー化の推進に関する点は、一部において整備が進められているが、全ての施設には対応されていないため、A 棟・H 棟・E 棟等の改修を引続き計画的に進めていくことが望まれる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意

見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見は「学生による授業評価」等のアンケート調査によって収集し、集計結果は全教員及び全学生が自由に閲覧できるようになっている。この結果は、教員の授業運営の振返りや学生の履修選択の際の参考となっている。また、教員は学生の評価に対する考えや改善策などを記載したコメントカードを作成し、学生に公開している。学生生活に対する学生の意見は「学修行動及びキャンパスライフ調査」にて収集し、近年では食堂改善に関する要望を反映し、学生生活を改善している。施設・設備に対する学生の意見も同様に「学修行動及びキャンパスライフ調査」にて収集し、これを踏まえて無線 LAN 環境を改善している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は建学の精神と教育理念、大学及び大学院の各学則に規定された教育目的、各学部・学科の教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページ、学部と研究科の履修ガイドにより学内外に周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた進級基準と卒業認定基準、単位認定基準を策定し、厳正に適用するとともに、履修ガイドに明記し周知している。成績評価基準に関しては「成績評価及び GPA の運用に関するガイドライン」を定め、その厳格性・公平性に努めている。卒業認定は「教務部ワーキンググループ」で卒業要件等を確認後、各学部の教授会の審議を経て学長が認定している。

大学院の単位認定、課程修了の審査及び認定は、大学院学則にこれを定めて履修ガイド

により周知し、厳正に適用している。課程修了の認定は、論文の審査結果と最終試験の成績に基づき、学長が研究科委員会の意見を参考に認定している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は教育目的を踏まえディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保してカリキュラム・ポリシーを策定し、履修ガイド及びホームページにより学内外に周知している。

カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成のために、シラバスは「シラバス等作成要領」に従い科目担当者が作成し、内容を整備するために教務部が点検している。学部ではキャップ制を採用し、履修ガイドで説明・周知することで単位制度の実質を保つ工夫をしている。教養科目に関しては「一般教育委員会」を設置し、教養教育に関する事項を協議することで適切な実施を図っている。

大学は、教授方法として全科目でアクティブ・ラーニングを積極的に導入している。教授方法を改善するために IR 推進室による FD・SD 研修会、自己評価委員会と「教務部ワーキンググループ」による学生の授業評価、教員相互の授業参観、また、令和 3(2021)年度と令和 5(2023)年度には各教員が「ティーチング・ポートフォリオ」を作成するなど、各種の取組みを実施して、組織的な教授方法の工夫と改善を図っている。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は「山陽学園大学アセスメント・プラン」に従い、三つのポリシーに基づき、機関、教育課程、授業科目の各レベルにおいて学修成果の点検・評価方法を定め、多様な尺度や手法により関連部署や学科、教員等において多面的な点検・評価を実施している。

機関レベルでは、「入学時アンケート」及び「学修行動及びキャンパスライフ調査」を行

い、その結果を FD・SD 研修会での報告等を通して各学科の教育改善に努めている。就職状況はキャリアセンターで調査し、学部教授会にて定期的にその状況と成果の報告を行うことで教育改善を図っている。教育課程レベルでは、各年次の単位修得状況や成績評価等のデータや個別面談時の情報を、学科の教務担当者や「アドバイザー」で共有し、また、卒業年度生の成績評価等を卒業認定の教授会で審議し学長に意見を述べ、その後、全教員に周知しており、これらによって学修成果の点検と教育改善を図っている。授業科目レベルでは、学期末に学生の授業評価と学生自身の授業の取組みに関する自己評価を実施し、その結果を各科目担当者に通知することで授業改善を図っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が適切なリーダーシップを発揮するための補佐体制として、大学・短期大学における重要事項を協議する合同会議及び教学マネジメントのための「教学推進会議」を設置しているほか、教授会及び研究科委員会の規則を制定するなど、意思決定の権限と責任を明確にしている。

教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を「教授会等の審議事項に関する要綱」に定め、周知している。

建学の精神と教育理念に基づく教育目標の実現に向け「教学マネジメント基本方針」を策定し、教学マネジメントを構築している。

また、教学マネジメント遂行に当たり、「教学マネジメント基本方針」において、役割分担を明確にして、必要な職員を適切に配置している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的及び教育課程に即し、大学設置基準及び大学院設置基準で定める必要な教員数を適切に確保し、配置している。

教員の採用・昇任等に関しては、大学及び大学院ともに、複数の規則・内規によって明確に基準が定められている。教員採用は、公募を原則とし、教員の専門分野を十分に考慮している。また、教員採用に当たり教員の年齢バランスも考慮している。

教員の FD 活動については学長のガバナンスのもと、組織として自己評価委員会が企画し、全学的に FD 研修会を実施している。

4-3. 職員の研修**4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み****【評価】**

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、教職員の資質向上と適正な業務体制の確立に向けた研修の一環として、FD・SD 研修会を実施している。FD・SD 研修会は、自己評価委員会において決定する開催計画に基づき、大学の全教職員を対象とする研修を開催するなど組織的な研修体制を整備している。

FD・SD 研修は、令和 3(2021)年度から令和 5(2023)年度にかけて継続的かつ定期的に実施している。研修の開催に当たっては、教職員の意見をくみ上げ、研修テーマの選定や運営改善の参考にしている。

4-4. 研究支援**4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理****4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用****4-4-③ 研究活動への資源の配分****【評価】**

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

大学は、一定の専任教員に対して個人研究室を割当て、教育研究に資する施設・設備を整備し、適切な管理運営を行っている。学術研究に対する信頼及び公正さを確保するため、「山陽学園大学・山陽学園短期大学研究倫理規程」及び「山陽学園大学・山陽学園短期大

学研究倫理審査委員会内規」を制定し、厳正に運用している。研究倫理に関する研修は定期的に実施している。専任教員に対して、教育改革に特化した研究に限定する学内競争的研究費を配分し、大学院生には研究のための費用を配分している。専任教員には教育にかかる費用を用途とする教育経費を支給している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に教育基本法、学校教育法及び私立学校法に基づき学校教育を行うことを規定し、就業規則に諸規則を守り教育の目的達成に努めることを定めて、経営の規律と誠実性の維持を表明している。諸規則の制定・改定、公益通報等に関する規則の整備など、積極的に法令遵守に取り組んでいる。

また、中期計画を作成し、使命・目的の実現のために行うべきことを明確にしている。

資源リサイクルなど基本的な環境配慮に加え、太陽光発電設備の設置など、より積極的な環境への配慮も行っている。人権に配慮するために諸規則を整備し、人権侵害とハラスメントを防止するための方策を推進している。

「山陽学園大学・山陽学園短期大学危機管理規程」と「山陽学園大学・山陽学園短期大学リスクマネジメントガイドライン」により学内外に対する危機管理の体制を整備している。寄附行為、教育情報、財務情報は、ホームページや印刷物により公表している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、私立学校法及び寄附行為に基づき、事業、予算・決算、人事、諸規則等の改廃、役員・評議員の選任をはじめとする法人の重要事項を決議するなど、開催・運営され

ている。急を要する事項として学則変更等を理事長専決で行っている点は改善が必要だが、理事は、寄附行為に基づいて選任され、理事会への出席率は良好であり、書面出席の場合の意思表示に関する手続きも適切に行われている。

このように大学の使命・目的の達成に向けて意思決定のプロセスを円滑に行う体制が整備され適切に機能している。

〈改善を要する点〉

○学則変更等について、急施を要する事項として理事長専決で行っているので、重要な規則の制定・改正・施行に理事会の議決を確実に経るよう改善が必要である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

経営会議を開催し、管理部門と教学部門が意思疎通と連携を行い、法人全体の経営・運営に関する重要事項等を協議している。また、経営会議を開催し、管理部門と教学部門が連携して、法人全体の経営・運営に関する重要事項及び理事会の議案や評議員会への報告事項を協議している。このように、理事長がリーダーシップを発揮する内部統制環境を整備している。

各種委員会などで企画・調整された事案について、合同会議で審査することにより、教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備している。

監事は、寄附行為に基づき選任されており、理事会、評議員会に毎回出席し、法令に基づく職務を遂行している。評議員会は、寄附行為に基づいて選任された評議員により適切に運営されている。

〈参考意見〉

○監事の監査報告書の宛先が、理事長と評議員会議長になっているので、私立学校法第 37 条第 3 項第 4 号を踏まえ、宛先を理事会と評議員会にすることが望まれる。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中期計画に基づき、大学は学生確保による財務体質の強化に努めている。令和元(2019)年度から令和 5(2023)年度までの期間において大学の経常収支差額は収入超過であり、安定した財務基盤を確立している。全教職員の共通認識のもと、外部資金の導入に向けた努力を行っており、私立大学等改革総合支援事業に採択されるなど成果を挙げている。法人は、将来にわたって健全な運営を行うため、中期計画において毎年度の事業活動収支差額比率に係る目標を掲げている。適切な財務運営によりこの目標を達成しており、収入と支出のバランスの確保に努めている。

5-5. 会計**5-5-① 会計処理の適正な実施****5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施****【評価】**

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準に基づき、経理規程、資産運用規程をはじめとする会計に関する諸規則を整備し、適正に処理を行っている。

公認会計士による私立学校振興助成法に基づく監査は、2 人の公認会計士が中間監査及び決算監査を行っている。

監事による監査は、2 人の非常勤監事が法人の業務、決算に関する監査及び財産の状況、理事の業務執行の状況の監査を実施している。

基準 6. 内部質保証**【評価】**

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制**6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立****【評価】**

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第 1 条の 2 第 1 項に基づき、「教育研究等の自己点検及び自己評価の実施に関する要領」を制定するなど、内部質保証に関する全学的な方針を明示している。教育研究等の自己点検・評価は各学科と事務部門が実施し、自己評価委員会等の事務を担当する IR 推進室企画部が全体を取りまとめる役割を担うなど、各組織の責任と役割分担のもとに自己

点検・評価が行われており、内部質保証のための組織は整備されている。

自己評価委員会は、学長、副学長、学部長、短期大学部長、学科長、事務局長、IR 推進室長、企画部長、教務部長、事務部長などで構成し、全学で取組む体制となっており、内部質保証のための責任体制は明確になっている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「教育研究等の自己点検及び自己評価の実施に関する要領」に基づき、法人の中期計画・事業計画・個別計画を策定し体系化した上で、各学科などが個別計画の達成度に基づく自己点検・自己評価を行うなど、内部質保証のための自己点検・評価が実施されている。また、個別計画には原則として数値目標が設定され、数値目標の達成度を基本として自己点検・評価を行っている。

自己点検・評価の結果は、合同会議で審議され、全教職員向けのサイトに掲載して共有しているほか、認証評価の基準に沿った教育研究等の「自己点検評価書」を令和 5(2023)年度版からホームページに掲載し、社会へ公表している。

自己点検・評価に向けて現状を把握するために IR 推進室を設置し、専任職員が調査やデータの収集・分析を行うなど、エビデンスに基づく自己点検・評価が実施されている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

「教学マネジメント基本方針」で三つのポリシーの相互関係を明確にした上で、ディプロマ・ポリシーの達成度を向上させる観点から教育内容の点検・評価及び改善を行うなど、三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育の改善・向上に反映させることに努めている。

自己点検・評価は、「教育研究等の自己点検及び自己評価の実施に関する要領」に基づき、中期計画の項目の達成を目標とする評価体系の構築、数値目標の達成度と定性的評価を組合わせた点検・評価の可視化、点検・評価を通じた PDCA の推進等により行われている。また、中期計画に掲げる項目の達成度の向上を目的とした事業計画及び個別計画に自己点

検・評価や認証評価の結果を反映させることを図っている。

〈参考意見〉

○急施を要する事項として学則変更等を理事長専決で行っており、内部質保証システムの機能性が十分であるとはいえないため、更なる取組みが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携

A-1. 大学の特性を活かした地域連携

- A-1-① 学生に対する地域連携の教育
- A-1-② 大学の地域連携体制の整備
- A-1-③ 地域との連携事業
- A-1-④ 公開講座・公開講演会

【概評】

大学は教育理念「愛と奉仕」に基づき社会に貢献できる人材を育成しており、全学科共通の必修科目「知的生き方概論」にて地域貢献の理解を促しこれを推奨している。各学部・学科では地域連携に関する教育を実施しており、例えば地域マネジメント学部は令和 4(2022)年度にカリキュラムを改変し「産業活性系科目群」及び「社会貢献系科目群」を整備するとともに、翌令和 5(2023)年度には科目「地域実践基礎」と「地域実践応用」が包括連携協定先の自治体と連携する等、大学の特性を生かした教育を展開している。

大学の地域連携体制は、令和 4(2022)年度に「地域連携推進センター」を設置して学生部が総括的役割を果たすこととした。また、実務経験を有する地域マネジメント学部の教員を「産学官連携コーディネーター」として配し、学生と地域との連携事業を推進している。

大学間の連携事業では「大学コンソーシアム岡山」に参加し、社会人向けの講座を教員が実施している。高大連携事業としては地域マネジメント学部及び総合人間学部言語文化学科が各学科の専門性を生かした高校生の学修支援活動を実施し、これが高校生の大学への理解を深め、アドミッション・ポリシーに適合した学生の受入れを可能にしていることから、大学独自の取組みとして高い成果を挙げている。

大学は令和 4(2022)年度に「岡山県生涯学習連携講座」に登録し、地域住民の生涯学習に資する活動を実施している。公開講座では大学教員が専門的知見を提供し、「公開講演会」では地域住民の関心が高い内容について外部講師を招き講演会を開催している。これらの講座及び講演会のテーマや内容は、参加者による事後アンケートの結果をもとに検討・決定しており、地域のニーズに応じて大学の有する専門性を生かした貢献をしていることは、大学の特性を生かした特色のある地域貢献として特筆に値する取組みである。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 総合学園ならではの学园内連携

本学は、幼稚園、中学校、高等学校、短期大学、大学、大学院、そして助産学専攻科を設置する総合学園であり、建学の精神のもと、学园内連携を図っている。

具体的には、高等学校の探究学習の支援や高等学校教員を対象とした研修会の実施、大学祭への高校生の企画参加を行っている。

また、附属幼稚園では、言語文化学科教員による園児への英語遊びの実施や、看護学科学生が作成した手洗い・歯磨き指導の教材を用いた指導などを行っている。

2. 学部を超えた連携

総合人間学部ビジネス心理学科と地域マネジメント学部地域マネジメント学科の連携による「社会調査教育課程」を設け、社会調査士として必要な知識や技術が身につく科目を開設し、社会調査士の資格取得を支援している。

また、令和6(2024)年度からは、総合人間学部言語文化学科と地域マネジメント学部地域マネジメント学科の連携により、観光分野を体系的に学べる「観光専修課程」を設け、所定の単位数を履修した学生には、卒業時に学位と併せて観光専修課程の修了証書を授与することとしている。

Ⅳ 大学の概況（令和6(2024)年5月1日現在）

開設年度 平成6(1994)年度
所在地 岡山県岡山市中区平井 1-14-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
総合人間学部	言語文化学科 ビジネス心理学科
地域マネジメント学部	地域マネジメント学科
看護学部	看護学科
看護学研究科	看護学専攻

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和6(2024)年 6月末	自己点検評価書を受理
8月1日	第1回評価員会議開催
8月29日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付

28 山陽学園大学

9月12日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10月15日	実地調査の実施 10月15日 第2回評価員会議開催
	10月16日 第3回評価員会議開催
～10月17日	10月17日 第4回評価員会議開催
12月3日	第5回評価員会議開催
令和7(2025)年 1月9日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2月10日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

29 四條畷学園大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的、学部教育目的は学則に明確に述べており、両学部の三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミSSION・ポリシー）に反映し、その上で、ホームページや大学案内等を通じて学内外に周知している。その策定・見直しは両学部合同の大学運営協議会で案を作成し、理事会に諮ることで役員、教職員が関与・参画している。最新の知識を有する医療人を育成するために、体験型実習や臨床実習の体験等を重視したカリキュラムを構築するなど、実践者育成のための教育環境機能に注視している。第三次中期計画の中で「全学教育改革～総合学園としての教育ブランドづくり～」として、「学園版『アクティブラーニング』」の構築等を挙げ、建学の精神・教育理念の浸透方策の具体的な展開の方向性を示している。

「基準 2. 学生」について

アドミSSION・ポリシーは、学則等に明示された学部・学科の目的にのっとり明瞭に定められ、建学の精神・教育理念・教育方針と併せてホームページや学生募集要項等に公表されている。両学部教職協働による学修支援方針・計画・体制を整備し、担任及びアドバイザー制度を軸として学生の学修状況の把握や生活上の問題を集約するよう努めている。小規模大学としての利点を生かし、学生生活の安定のための支援として、学生サービス体制を確立した上で細やかなサービスを提供している。授業を行う学生数は、両学部とも講義・演習・実習科目の特徴に応じて適切に調整し、学生に不利益が生じないよう適切な管理を行っている。また、両学部の学生が共に学び合える科目「チーム医療論」を新たに必修化することで、学生交流の機会の提供に努めている。

「基準 3. 教育課程」について

両学部でディプロマ・ポリシーを定め公開しており、各認定基準等は学則に明示し、ガイダンスなどで学生に周知している。教育目的・目標を踏まえたカリキュラム・ポリシーを定め、基礎科目から専門科目へと学修上無理のないように体系的な教育課程を編成している。また、教育・研究の質の向上・改善を図る組織として「FD・SD 委員会」を設置している。各期末に授業評価アンケートを全授業科目に実施し、教授方法の改善等にフィードバックする体制を整えている。ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法として、アセスメント・ポリシーに基づく教育課程レベルや科目レベルの視点ごとの点検・評価を実施している。

「基準 4. 教員・職員」について

学長がリーダーシップを適切に発揮できるよう、教職員の責務・役割を学則に明示するとともに、学長が最終決定をするに際し、意見を述べる機関として大学運営協議会及び学部教授会を設置することで、学長の補佐体制を整備している。大学の使命・目的の達成のため、学則等の規則を整備し、意思決定の権限と責任、役割を明示し、教学マネジメント体制を構築している。「FD・SD 委員会」を中心に組織的な FD(Faculty Development)研修会を継続的に開催しており、職員研修についても計画的に実施されている。各教員別研究室以外に健康科学研究所を設置するなど、保健・医療・福祉領域における研究推進を図り、研究活動の外部資金導入に努めている。研究倫理に関する各種規則を整備し、公的研究費の不正防止に関する責任体制を明確化するほか、研究倫理審査委員会による審査体制が整備されている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為やガバナンス・コードをはじめ「公益通報等に関する規程」など、経営の規律と誠実性を維持するために必要な規則を整備し、適切に運営している。また、法人の使命・目的を実現するために事業計画書、長期ビジョン、中期計画、アクションプランを策定している。意思決定機関として理事会を設置し、校園長会議等による補佐体制が整備されている。寄附行為に基づき学長が理事となり、理事会や常任理事会に出席することで教学部門の意思が理事会に反映されており、加えて、大学・法人本部連携会議開催により教学部門と管理・運営部門の意思疎通・連携を強化できている。令和 5(2023)年度の経常収支差額は法人全体、大学ともに安定した財務基盤が確保されている。監査法人による会計監査及び監事による財産状況の監査等、会計監査を行う体制が整備されている。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針は「四條畷学園大学内部質保証の方針」に明示し、ホームページを通じて周知され、恒常的な組織・責任体制を整備している。「大学自己点検・自己評価委員会」が策定した基本方針に従い、両学部の自己点検・自己評価委員会が、具体的なエビデンスに基づいて自己点検・評価活動を展開している。自己点検・評価の結果は、「自己点検評価書」としてまとめられホームページに公開されている。IR(Institutional Research)室は「IR 定期レポート」や「IR 個別レポート」等により情報共有し、教育の質向上のために状況把握・分析を行っている。中期計画は法人全体の長期ビジョンに基づき、年度ごとに事業計画を作成しており、令和 4(2022)年度からは第三次中期計画がスタートしている。建学の精神にふさわしい学びの場づくりの計画に反映させるよう、「大学自己点検・自己評価委員会」を中心に大学運営の改善・向上に努めている。

総じて、建学の精神の「報恩感謝」に基づき、教育理念「人をつくる」のもと最新の知識を有する医療人を育成するための教育環境を整え、創立 100 周年に向け、持続発展可能な経営基盤確立と組織風土づくりに注力している。学生一人ひとりを法人のシンボル「くすの木」のようにしっかりと「根を持った人材」に育成していくことが期待できる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域・社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

(1)リハビリテーション学部

- ・海外地域リハビリテーション実習
- ・JICA プロジェクトでのアドバイザー派遣
- ・国際交流にかかる講義・講演への講師派遣

(2)看護学部

- ・さくらサイエンスプログラムにおける交流
- ・科学研究費に基づく交流

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び学部の教育目的を学則に定めており、その内容は具体的かつ明確で分かりやすく明文化され、ホームページや大学案内を通じて、周知されている。また、個性・特色として、①演習を含む体験型学習や臨地／臨床実習の重視②多様な病院・施設の協力による充実した実習施設の確保③医療現場で必須となるコミュニケーションスキルを高める授業の充実④人間性豊かな医療人育成のために必要な多彩な教養科目の提供⑤国家試験対策も含めた細やかなサポート体制—の五つを掲げ、教育研究上の目的に、その個性・特色を具体的に明文化し、社会情勢などの変化に対応して見直しが行われている。

最新の知識を有する医療人を育成するために、体験型実習や臨床実習の体験等を重視したカリキュラムを構築するなど、実践者育成のための教育環境機能に注視している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は学則で明確に述べられており、その策定及び見直しは、両学部合同の大学運営協議会で案が作成され、理事会に諮られることで役員、教職員が関与・参画している。また、使命・目的等は、両学部の三つのポリシーに適切に反映されており、ホームページや大学案内を通じて学内外に周知されている。

加えて、使命・目的等の達成のため、長期ビジョンを策定し、これに基づいて立てられた第三次中期計画の中で「全学教育改革～総合学園としての教育ブランドづくり～」として、「学園版『アクティブラーニング』」の構築等を挙げており、建学の精神・教育理念の浸透方策等の具体的な展開の方向性を示している。教育研究組織として、リハビリテーション学部リハビリテーション学科、看護学部看護学科を設置し、保健・医療・福祉に貢献できる体制を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、学則等に明示された学部・学科の目的にのっとり、明確に定められ、建学の精神・教育理念・教育方針と併せて、ホームページや学生募集要項等にて公表されている。

オープンキャンパスでの説明に加え、SNS などを通じて、アドミッション・ポリシーが示す具体的な学生像が閲覧者に伝わるよう周知に取組み、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を実施している。両学部とも一般選抜及び大学入学共通テスト利用選抜合

格者を除く合格者全員を対象に入学前教育の受講を原則義務付け、また、入学試験の面接や入学後のアンケートなどでも確認の機会を確保し、アドミッション・ポリシーの検証を行っている。

大学全体では収容定員に対する在籍者数は、適正な範囲内にあり、学生受入れ数を適切に維持している。

〈参考意見〉

○リハビリテーション学科の収容定員が未充足であるため、入学生確保のための一層の努力が望まれる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

両学部において、教職協働による学修支援方針・計画・体制を整備し、担任及びアドバイザー制度を軸として、学生の学修状況の把握や生活上の問題を集約するよう努めている。また、必要な施策の検討には職員も参画し、教職協働で効率的な学修支援を実施している。

TA 制度に代わるものとして、上級生や卒業生の協力を得ながら講義・演習内容の理解及び技術の修得を支援している。

オフィスアワーは、掲示板などを通じて学生に周知の上、対応している。

両学部とも障がいのある学生及び合理的配慮が必要な学生への学修支援体制を整備し、学生の申出に応じて対応を行っている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

各年次で複数の病院や施設で実施する臨床実習をキャリア教育に位置付けている。また、キャリア関連科目において、卒業後の専門職としての自己研さんや社会的役割の理解などを促す目的で各領域で活躍しているゲストを迎え、キャリア教育につながる授業を展開している。

病院施設からの求人情報は閲覧設備を整え、最新情報を随時提示するよう努めている。また、就職対策講座やキャリア相談員による個別相談に加え、担任やアドバイザー教員に

よる就職・進学に対する相談・助言体制も整え、キャリアセンターと連携して就職支援を行っている。加えて、就職先アンケートや卒業後アンケートなどを通して、臨床現場の期待に応えられる卒業生の育成に必要な体制を整え、ガイダンスの充実を図るよう努めている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のための支援は、小規模大学としての利点を生かし、主として両学部の関連委員会や担任・アドバイザー教員を中心に学生サービス体制を確立の上、展開している。

学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスは、各種規則にのっとり運用している。

学生に対する経済的な支援として、大学独自の奨学金や外部奨学金の情報提供、各種アドバイスを適切に行っている。

〈参考意見〉

○学生相談室及び保健室の運営は、急病の場合のフローチャートや各種病院の一覧を掲示し、非常勤スタッフや学部内スタッフが連携して対応しているが、今後、有資格者のスタッフの配置を含めた健康管理体制を整備することが望まれる。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のため、両学部とも校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報処理施設などの施設・設備は、設置基準を上回って整備され、法令に基づき適宜保守点検を行い、安全性が確保されている。

図書館は両学部とも十分な専有面積を有しており、多数の有料サイトと契約を締結し、学術情報資料も導入している。また、学外からも蔵書検索可能なシステムを導入するなど、

学修環境は整備されている。

障がいのある人の施設利用時に加え、学生の利便性にも配慮した環境を整えている。

授業を行う学生数は、両学部とも講義・演習・実習科目の特徴に応じて適切に調整し、学生に不利益が生じないよう適切な管理を行っている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望は、入学時・卒業時アンケート、学生満足度調査、授業評価アンケートにより把握し、調査結果はホームページに公開の上、担当部署あるいは科目担当者により分析され、改善を図っている。

学生生活に関する学生の意見・要望は、担任やアドバイザー教員に加え、各委員会や幹部教員でも共有し、特に、心身に関する健康相談は、臨床心理研究所を中心とした支援体制を整え、「大学生活支援カード」により、修学上の学力不安・精神的不安・生活不安などを把握し、問題解決に向けて取り組んでいる。

学修環境に関する学生の意見・要望は、「学生の声ボックス」を設置し、両学部の自己点検・自己評価委員会が集約し、内容に応じて関連委員会で対応を検討の上、改善に努め、その結果は掲示板を通じて学生にフィードバックしている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

両学部において教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、ホームページ、学生便覧等で公開、周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえ策定している単位認定基準及び卒業認定基準は、学則において規定し、内容を学生便覧に記載してガイダンスなどで学生に周知している。また、学則にのっとり、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などを厳正に適用している。

実習等の特定科目についての履修にリハビリテーション学部では先修条件、看護学部では履修条件を定めている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的達成のための教育目標を設定し、これらを踏まえたカリキュラム・ポリシーを定め、ホームページ、大学案内及び学生便覧を通じて周知に努めている。

また、カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保し、基礎科目から専門科目へと無理なく進めるようカリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成している。また、教養教育については、学部共通の「教養教育検討会議」における議論を踏まえ、基礎科目群をカテゴライズし、実施している。

教授方法の工夫として、アクティブ・ラーニングに力を入れ、授業方法の改善を図る組織として、「FD・SD 委員会」を設けている。また、各期末に実施する全授業科目の授業評価アンケートを通して、教授内容・方法などの評価を科目担当教員にフィードバックし、授業方法の改善に努めている。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法として、アセスメント・ポリシーに基づく機関レベル、教育課程レベル、科目レベルごとの評価を実施している。また、知識・技能以外のコンピテンシーに関する学修成果の点検・評価として、アセスメント・テストを実施し、入学後の学生のリテラシーレベル及びコンピテンシーレベルの状況把握に努めている。

学生による授業評価アンケートにより、科目担当者は評価項目ごとのスコアや学生の自由記載から具体的な評価を確認できるようになっている。また、評価結果が芳しくない教員には「授業改善プロポーザル」を適用するシステムを構築し、教育内容・方法及び学修指導等の改善にフィードバックする仕組みが整っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮できるよう、学長を補佐する教職員の役割を学則に定めるとともに、学長が最終決定するに際し、意見を述べる機関として大学運営協議会及び学部教授会を設置することで、学長の補佐体制を整備している。

大学の使命・目的の達成のため、学則、大学運営協議会規程、学部教授会規程等の規則が定められ、大学の意思決定の権限と責任、教授会等の位置付けと役割が明確になっており、適切な教学マネジメント体制を構築している。

職員の採用・昇任を規則に定め、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置している。その役割は、「事務組織・事務分掌規程」により明確化されており、教学マネジメントの機能性を確保している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準及び職業資格に関わる指定規則等に定める人数以上の専任教員数及び教授数を確保しており、学部・学科等の教育目的及び教育課程に即して、専門分野ごとに適正な専任教員を配置している。

教員選考に関する規則に基づき、教員の採用・昇任に関わる手続きと教育研究業績の審査を適切に実施している。

「FD・SD 委員会」を中心に組織的な FD 研修を継続的に実施しており、アンケートなどを通して必要に応じて見直しを行っている。教育方法の事例共有、授業評価アンケートの分析及び学生意見の活用を通して、教育内容・方法等の改善に取り組んでいる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長から新規採用の教職員に、建学の精神や新入職員に期待することについて、説明をしている。

職員研修については、「FD・SD 委員会」及び法人本部事務局が中心となり、教職員の資質・能力向上のための職員研修が計画的に実施されている。また、外部の研修会参加や研修会実施記録を学内ネットワーク上の共有フォルダに保管・公開し、研修内容を共有化できる仕組みができている。

大学独自の「自己研鑽奨励手当制度」により、職員が自己啓発に取り組むことが奨励されており、職員も積極的に本制度を利用している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

各教員別に研究室が整備されているほか、保健・医療・福祉領域における研究推進を目

的とした健康科学研究所が設けられ、有効に活用されている。

大学の研究倫理に関する各種規則が整備され、公的研究費の不正防止に関する責任体系が明確化されているほか、研究倫理審査委員会により教員の研究内容が倫理規程に違反していないか慎重に審査が行われている。また、研究費等に関する規則についても整備され、厳正に運用されている。

研究活動のための外部資金の導入について、健康科学研究所の活動や、「FD・SD 委員会」主催の勉強会の開催等により、全学的な支援が行われている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為やガバナンス・コードをはじめ、「公益通報等に関する規程」など経営の規律と誠実性を維持するために必要な規則を整備し、適切な運営を行っている。また、法令で公表が義務付けられている各種情報については、ホームページなどを通して公表されている。

法人の使命・目的を実現するため、単年度ごとの事業計画書のほか、長期ビジョン、中期計画、アクションプランを策定し、今後の経営計画に反映させるなど、継続的な努力を行っている。

節電、省エネルギー対策を含む環境保全に法人全体で取組むとともに、人権教育基本方針・ハラスメント防止ガイドライン・個人情報保護規程を定め、人権研修会の開催等、人権に配慮した取組みを積極的に行っている。危機管理マニュアルを定め、定期的を実施される消防訓練や災害時備蓄品の入替えなど、学内外に対する危機管理体制が整備され、適切に機能している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき、理事会を最終的な意思決定機関として明確に位置付けるとともに、法人の使命・目的の達成に向けて意思決定ができるよう常任理事会や校園長会議等の補佐体制を整備し、適切に機能している。

理事の選任を適切に行い、年 6 回開催する理事会の理事の出席状況は良好である。また、書面での出席の際には委任状を文書で提出するなど適切に運営されている。

理事会は、長期ビジョン、中期計画に基づく事業計画について審議・承認し、事業報告において事業計画の確実な執行を確認するなど、理事会の運営を適切に行っている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック**5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化****5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性****【評価】**

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学長が理事となり、理事会や常任理事会に出席することで、教学部門の意思が理事会に反映されている。加えて、大学・法人本部連携会議を定期的に開催することで、大学の教学部門と法人の管理・運営部門の意思疎通及び連携を強化している。

寄附行為に基づき、監事及び評議員の選任を適切に行っている。評議員会は年 5 回開催され、評議員及び監事の出席状況は良好であり、書面での出席の際には委任状を文書で提出するなど、評議員会の運営を適切に行っている。

監事は理事会及び評議員会に出席し、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務の執行状況について監査し、意見を述べている。

5-4. 財務基盤と収支**5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立****5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保****【評価】**

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人の長期ビジョン、中期計画に基づき各年度の事業計画と年度予算が策定され、適切な財務運営を行っている。令和 5(2023)年度の経常収支差額は法人全体、大学ともに収入超過となっており、安定した財務基盤が確保されている。

外部資金の導入については、私立大学等経常費補助金の増減率のプラス要因となる「教育の質に係る客観的指標調査票」において、令和 5(2023)年度は満点を確保するなど、大学の使命・目的及び教育目的を達成するための外部資金調達の努力を行っている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準及び経理規程をはじめとする法人の財務に関する諸規則に従い、会計処理が適切に実施され、財産目録、貸借対照表、収支計算書等の財務計算に関する書類が作成されている。

また、予算とかい離がある場合には補正予算が編成されている。

監査法人による会計監査及び監事による財産状況の監査が実施されており、会計年度終了後には、監査法人と監事、理事長以下法人本部事務局関係者が出席する監査報告会により、それぞれの意見交換を行っている。このように、会計監査を行う体制が整備され、厳正に実施されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針は「四條畷学園大学内部質保証の方針」に明示され、ホームページを通じて周知するとともに、恒常的な組織・責任体制を整備することにより、法人と大学が連携した内部質保証システムを構築している。長期ビジョン・第三次中期計画の中に「基本理念 7 つの柱」を作り、学内外に体制づくりを明示している。

「大学自己点検・自己評価委員会」及び両学部「学部自己点検・自己評価委員会」を置き、内部質保証のための恒常的な組織体制が整備されている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「大学自己点検・自己評価委員会」が策定した基本方針に従い、両学部の自己点検・自己評価委員会が、具体的なエビデンスに基づいて自己点検・評価活動を実施している。大学全体の自己点検・評価の結果は、「大学自己点検・自己評価委員会」の判断により自己点検評価書としてまとめられ、学長の最終確認のもと、ホームページに公開されている。自己点検・評価結果は、学部会議・学科会議などを通じて学内で共有されている。

IR 室は、学内外のさまざまな情報を収集・分析し、「IR 定期レポート」や「IR 個別レポート」等により、大学や法人に情報提供をしており、教育の質向上のために現状把握・分析に努めている。

6-3. 内部質保証の機能性**6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性****【評価】**

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の教学に関わる内容は、三つのポリシーを起点としたアセスメント・ポリシーを策定し、学修成果を可視化して評価する仕組みを設けており、学修成果を機関レベル、教育課程レベル、科目レベルの3段階にカテゴライズして評価、その結果を教育の改善・向上に反映している。

中期計画は、法人全体の長期ビジョンに基づき、第一次中期計画が立てられ、年度ごとに年度事業計画を作成、令和 4(2022)年度からは、第三次中期計画がスタートしている。建学の精神にふさわしい学びの場づくりの計画に反映させるよう、「大学自己点検・自己評価委員会」を中心に認証評価の結果や毎年度の自己点検・評価結果を改善に生かし、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みづくりが図られている。

大学独自の基準に対する概評**基準 A. 地域・社会貢献****A-1. 地域・社会貢献**

- A-1-① 市民講座や公開講座の開催
- A-1-② 国際大会へのスタッフ派遣
- A-1-③ 実習施設への講師派遣
- A-1-④ 各種委員等による社会貢献

【概評】

地域・社会貢献では、自治体・団体・住民等を対象とした地域と連携した公開講座や講師派遣を行っており、大学の教育研究資源を地域社会に提供している。特に、教員が積極的に社会貢献活動を実施している点が評価できる。

開学当初から、「優れた医療人の育成」を通して両学部共同の市民公開講座「いきいき生きる」を定期的の開講している。

リハビリテーション学部では「臨床実習施設サポートセンター」を設置し、文献取得のサポートや、学会ポスター印刷、勉強会講師などのサポートを実施し、実習施設先と大学間の「顔の見える関係」を築いている。また、地域貢献活動として、「JICA プロジェクト」でのアドバイザー派遣や「JICA 国際協力出前講座」の講義を実施している。

看護学部においては、科学技術振興機構の「さくらサイエンスプログラム」に採択されたベトナムとの交流プログラムや、日本で働くベトナム人看護師、介護福祉士、その候補生に対する、有効な認知症教育の検討について、ベトナムの研究者とともに共同調査を実施した。また、大東市と大東市版子育て支援の一環として、「だいとうパパ・ママ学級」を実施した。

現状では、両学部とも学生主体の地域・社会貢献活動がなく、学生のボランティアについては専任教員が持っている情報を、興味・関心を持つ学生へ提供することにより、学生が活動に参画できている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

本学は社会の保健医療福祉に貢献することを学是としており、国内に限らず国際的な視野の基に特色ある活動を行っている。両学部とも特にベトナムとの交流に重点をおき、様々なプロジェクトをすすめていることは特記に値する。以下、両学部におけるベトナムとの最近の交流状況を記す。

(1) リハビリテーション学部

・海外地域リハビリテーション実習

本学部では、海外地域リハビリテーション実習を単位認定している。令和 5（2023）年度は、学生 15 名と引率教員 2 名がベトナムのツーズー病院平和村・フンブン総合病院・孤児院・障害児施設を訪問した。

・JICA プロジェクトでのアドバイザー派遣

国際協力機構（JICA）中小企業支援型事業に採択されたウエルコンサル株式会社「ベトナム国南部におけるリハビリテーション人材育成プログラム導入に関する案件化調査」のプロジェクトアドバイザーとして本学講師を派遣している。令和 5 年（2023）6 月 1 日～令和 6（2024）年 3 月 31 日の期間に開発課題分析、現地機関（病院・施設・大学機関）との協議検証などを行った。また、ベトナムの大学教員を受け入れ、本学の教育・研究の視察等に協力した。

・国際交流にかかる講義・講演への講師派遣

青年海外協力協会（JOCA）からの依頼により、青年海外協力隊帰国隊員である本学講

師を JICA 国際協力出前講座の講義に派遣している。令和 5（2023）年は中高等学校を含む 13 か所でベトナムにおける協力を中心に講義した。

(2)看護学部

・さくらサイエンスプログラムにおける交流

本学部准教授が提案したベトナムとの交流プログラムが科学技術振興機構（JST）さくらサイエンスプログラムに採択されており、ベトナムの大学生、教員の招聘を含む以下の内容について継続的に活動している。

令和元（2019）年度：グローバル時代に考える災害看護：日越看護学生の交流を通して。

令和 5（2023）年度：ベトナム人学生と共に考える：これからの認知症看護。

・科学研究費に基づく交流

ベトナムホーチミン市にある PHAM NGOC TACH 医科大学の研究者 5 名を招聘し、共同調査をおこなった。すなわち、日本で働くベトナム人看護師、介護福祉士およびその候補生が認知症や認知症者をどのように認識しているのかを調査した。その結果、上記医療人が日本において多くの専門的知識を修得していることが明らかになった。科学研究費のテーマは以下の通りである。

令和元（2019）年—令和 5 年（2023）：日本で働くベトナム人看護師、介護福祉士、その候補生に対する有効な認知症教育の検討。

Ⅳ 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

開設年度 平成 17(2005)年度
所在地 大阪府大東市北条 5-11-10
大阪府大東市学園町 6-45

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
リハビリテーション学部	リハビリテーション学科
看護学部	看護学科

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末 9 月 10 日	自己点検評価書を受理 第 1 回評価員会議開催

29 四條畷学園大学

9 月 26 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 10 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 5 日	実地調査の実施
11 月 6 日	第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 7 日	11 月 7 日 第 4 回評価員会議開催
11 月 29 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 7 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2 月 7 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

30 尚絅大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

「智と徳を兼ね備え社会に貢献し得る女性の育成」を法人の建学の精神とし、「尚絅」を法人の教育理念としている。使命・目的を学則第 1 条に、各学部教育目的を学則第 4 条に規定し、大学及び学部の個性・特色を反映した上で明示している。策定や見直しについては、教授会、「尚絅大学・尚絅大学短期大学部評議会」（以下「評議会」という。）における審議を経て決定し、常勤理事会、理事会、評議員会にて承認され、周知されている。

令和 4(2022)年度には、第一期中長期行動計画の総括を踏まえつつ到達目標を改定する一方、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進等の積残された課題や学部の魅力づくりに加え、新たな改革等の課題を盛り込み、「第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月」（以下「第二期中長期計画」という。）を策定している。

「基準 2. 学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、必要に応じて改定を行い周知に努め、入学者選抜を実施している。一部の学科において定員未充足の状態にあるが、さまざまな取組みによる学生確保に努めている。教務連絡協議会や学科会議、教授会などが中心となり学修支援のための方針・計画・実施体制を適切に整備・運営する仕組みを構築している。学生の学修進度に合わせて段階的なキャリア支援教育プログラムが全学年次に展開されている。就職・進路支援センターは、教職協働により運営している。学生サービス、厚生補導のために学生支援課を設置し、各学部の教員による学生支援委員会を核にさまざまな学生サービスを提供している。校地・校舎は必要な面積を有し、耐震補強工事は完了している。情報処理教室、図書館等は ICT（情報通信技術）環境を整備している。意見箱や学期ごとの授業改善アンケートを実施し、分析と評価及び今後の取組みをまとめて学内ウェブサイトで周知している。

〈優れた点〉

○全学生に対し疲労蓄積度調査を毎年実施し、臨床心理士による分析結果を学生にフィードバックすることで、学生の健康的な生活をサポートしていることは評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

建学の精神、教育理念、教育目的を踏まえディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定している。単位認定基準及び卒業認定基準を学則に、進級基準を各学部の履

修規程に定め学生便覧で成績評価基準とともに周知し、厳正に適用している。カリキュラムマップを整備するとともに、シラバスに到達目標や評価方法、ディプロマ・ポリシーとの関連性を示している。成績評価に GPA(Grade Point Average)制度を取入れ、成績通知書や履修カルテなどを活用し、学修成果を可視化している。また、ディプロマ・サプリメントを学生ごとに作成し学生面談等を通して活用している。アセスメント・チェックリストにより学修成果の点検・評価を実施し、教授方法の改善等を目的として SD・FD 委員会を開催している。

「基準 4. 教員・職員」について

学則にて学長権限を明確化し、学長の補佐体制として副学長と学長補佐を規定し、教学・研究・総務担当の学長補佐を置き、監理業務を補佐する体制をとっている。

教員の採用・昇任は教員採用選考規程、教員昇任選考規程、教員人事評価規程により教育目的及び教育課程に即して適切に運用している。FD(Faculty Development)活動については SD・FD 委員会、FD 推進部会を設置し、全学的な組織体制で取り組んでいる。「尚絅大学・尚絅大学短期大学部 SD・FD 委員会規程」を整備し、委員会主導のもと階層別、業務別のテーマに加え、財務や各種制度の理解など多岐にわたるテーマの研修を学内外で行っている。「尚絅大学・尚絅大学短期大学部個人研究費規程」に基づく支援等を行うことにより、科学研究費助成事業による外部資金獲得総額が増加している。「コンプライアンス教育・啓発活動実施要領」に基づき研修を実施し、受講者の理解度チェックテストも行っている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

使命・目的の実現に向けて、理事会・評議員会はもとより評議会、内部質保証委員会を設け、第二期中長期計画にのっとり継続的に取り組んでいる。

法人の業務上の課題については、常勤理事等で構成する常勤理事会を設け、迅速・機動的に協議を行う体制を構築している。

理事長を議長とする常勤理事会と学長を議長とする評議会の協議を踏まえ、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を図り、理事会と理事長の円滑な意思決定を可能とする内部統制環境を構築している。

第二期中長期計画と同時に中期財務計画を策定し、財務運営の確立に努めている。学校法人会計基準に基づき関係規則を定め会計処理を行っている。

〈優れた点〉

〇情報倫理及び人権配慮の観点から「尚絅学園ソーシャルメディア利用のガイドライン」を策定し、ソーシャルメディアの適切な利用に関する啓発を行っている点は評価できる。

「基準 6. 内部質保証」について

「尚絅大学・尚絅大学短期大学部における内部質保証に関する基本方針」のもと、「尚絅大学・尚絅大学短期大学部内部質保証に関する規程」及び「尚絅大学・尚絅大学短期大学部内部質保証委員会規程」を定め、学長を内部質保証に関する責任者として位置付け、各

種委員会や部会を設置して恒常的な組織体制を整備し、全学的方針を明示している。評価基準項目の責任者及び重点施策の執行責任者による自己点検・評価を実施し、エビデンスに基づく評価項目の分析、改善・向上と継続実施の検討及び翌年度の事業計画への反映等に係る責任体制を構築している。外部評価委員会を毎年度開催し、その結果を自己点検・評価結果と併せて、自己点検・評価委員会、内部質保証委員会、評議会、常勤理事会、評議員会及び理事会に報告し、運営改善及び内部質保証の向上に取り組んでいる。

〈優れた点〉

○毎年度、外部有識者による外部評価委員会を開催して外部評価報告書を作成し、自己点検・評価委員会、内部質保証委員会、評議会、常勤理事会などで共有することで、運営の改善・向上、内部質保証の向上に取り組んでいることは評価できる。

総じて、建学の精神及び教育理念を踏まえ内部質保証に関する基本方針及び関連規則のもと恒常的な組織体制を整備し、自己点検・評価結果等についてはエビデンスに基づく分析により第二期中長期計画と三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）について検討し、運営改善及び内部質保証の向上に取り組んでいる。地域社会への教育的・学術的・文化的貢献を果たす人材養成とともに、地域の進展に合わせて課題解決のためセンター等を整備し、自治体・企業等との連携を推進している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 総合学園としての連携事業
2. 管理栄養士養成施設としての資格取得支援

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

「智と徳を兼ね備え社会に貢献し得る女性の育成」を法人の建学の精神とし、「尚絅」を法人の教育理念としている。使命・目的については学則第 1 条に、各学部教育目的を学則第 4 条に規定し、大学及び学部の個性・特色を反映した上で明示している。

令和 4(2022)年度には、第一期中長期行動計画の総括を踏まえつつ、到達目標を改定する一方、DX 推進等の積残された課題や学部の魅力づくりに加え、新たに発生した改革等の課題を盛り込み、今後 10 年間の第二期中長期計画を策定している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の策定並びに見直しについては、教授会、評議会における審議を経て決定し、常勤理事会、理事会、評議員会にて承認されている。使命・目的及び教育目的は、学生便覧、ウェブサイト、授業、尚絅学園紹介誌等で周知され、また、地元の雑誌、新聞等への掲載周知も図られている。

全学グランドデザインにより法人・設置校の目標・運営指針を明示し、中長期計画・事業計画・三つのポリシーに一貫性と整合性を確保し、反映している。

学科組織の他に、併設の尚絅大学短期大学部とともに尚絅地域連携推進センター、尚絅子育て研究センター、尚絅食育研究センター、尚絅ボランティア支援センター、グローバル化推進センター、学修支援センター、就職・進路支援センターを設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

各学部の教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、必要に応じて改定を行っている。また、各学部で策定されたアドミッション・ポリシーを入試委員会、評議会の審議を経て学生便覧や募集要項、ウェブサイトなどに掲載するとともに、入試説明会や高校訪問でも周知に努めている。アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜規程を定め、入学者選抜を実施している。各入試区分で受入れた学生の1年次及び卒業時の成績や資格の取得状況、退学率などとの関係を調査し、学修支援センターと連携して入学前教育を充実させる努力を続けている。一部の学科において定員未充足の状態にあり、オープンキャンパス、高校訪問、進学ガイダンスなどのイベントに加え、SNSの活用、通信制高校や社会人、留学生にも広報を広げ、入学定員の充足に向けた積極的な取組みに加え、カリキュラムや取得可能な資格の見直し、学科独自の地域イベントの実施など入学定員の確保に努力している。

〈改善を要する点〉

- 現代文化学部文化コミュニケーション学科の収容定員充足率が0.7倍未満である点について、広報活動の多様化やカリキュラム改定などさまざまな対策を講じているが、収容定員充足に向けて更なる改善が必要である。
- 令和5(2023)年度に開設したこども教育学部こども教育学科の在籍学生数が2年間の入学定員合計数の0.5倍未満である点は、広報活動の多様化や学科独自の資格取得の可能性について広報を進めるなど努力しているが、収容定員充足に向けて更なる改善が必要である。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働での学修支援として教務連絡協議会、教養教育部会、各学部の教務委員会、学科会議及び教授会が中心となり、学修支援センターやグローバル化推進センターと連携して、学修支援のための方針・計画・実施体制を適切に整備・運営する仕組みを整備している。クラス担任、アドバイザーによって学生に対するきめ細かい支援が行われるなど日常的な学修支援の充実を図っている。また、中長期計画で中途退学率の目標値を設定し、学生が抱える問題を早期に把握するとともに、関係者との連携や経済的な支援制度により適切に対応し、併せて保護者懇談会などを通し連携にも努めている。

TA や SA(Student Assistant)制度は整備されていないものの、実習助手や教員助手による学修支援体制を整備・構築している。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学生の学修進度に合わせて「キャリアデザイン」「キャリアビジョン」「キャリアトレーニング」「キャリアゴール」と題した段階的なキャリア支援教育プログラムが1年次から4年次まで切れ目なく展開されており、学生が段階を追って成長できるキャリア教育の仕組みが構築されている。この具現化のために教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に関する支援体制を整えるため、熊本市の九品寺と菊池郡の武蔵ヶ丘の各キャンパスに就職・進路支援センターを設置して、各学部の就職支援担当の教職員が協働して運営している。就職・進路支援センター規程にのっとり具体的な就職支援を実施しており、大学コンソーシアム熊本などと連携したインターンシップへの学生の参加と成果報告会の実施、キャリアイベントの開催など幅広くキャリア・就職支援を行い、就職・進路支援センターではキャリアコンサルタントをはじめとする職員が相談や支援を行っている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス及び厚生補導のため各キャンパスに学生支援課を設置し、各学部の教職員で構成する学生支援委員会を核に、学部ごとに学生担当教員を選出し、学生会との意見交換を通して、要望のくみ上げや行事への支援を行うなど体制を整えている。

各キャンパスに保健室、カウンセラー室を設置し、養護教諭・カウンセラー・ソーシャルワーカーが心身の健康に関する支援を行い、新入生を対象とした学生支援講座やニューズレター・保健だよりを定期的に発行し、またウェブサイトに掲載して周知に努めている。全学生を対象とした「学生生活に関する実態調査」を実施し、その結果をもとに学科会議などで課題や改善策を検討している。

大学独自のさまざまな奨学金を設け、学生に寄添った細やかな支援を行っている。

〈優れた点〉

○全学生に対し疲労蓄積度調査を毎年実施し、臨床心理士による分析結果を学生にフィー

ドバックすることで、学生の健康的な生活をサポートしていることは評価できる。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

両キャンパスともに設置基準上、十分な校地・校舎面積を有している。学内の全ての建物は学内 LAN に接続され、無線 LAN も一部可能になっており、情報処理教室をはじめとして図書館や学内学習スペースを中心に ICT 環境を整備している。また、多くの講義室にプロジェクタ・スクリーン・大型モニタなどを導入し、多様な講義形態に対応できるよう設備を整備するとともに、学生が自由に利用できるグループ学習室やラーニング・コモンズを整備している。両キャンパスの主な建物にはエレベータ・スロープ・多目的トイレ・点字サインなどを設置し利便性を確保するとともに、耐震診断に基づいた補強工事を行い安全性も確保している。

少人数クラスの授業を中心に展開し、受講者数の上限が設定されている栄養士・管理栄養士養成科目や実験・実習においては 2 クラス制で授業を実施している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援及び学修環境に関する学生の意見・要望の把握のため、両キャンパスの学生の利用頻度が高い場所に意見箱を設置している。意見箱への投書を定期的に回収し、関連部署で回答を作成して掲示し、学生に周知することで、分析と検討結果の活用を行っている。また、学期ごとに中間期・期末に授業改善アンケートを実施し、担当教員が中間期のアンケートの内容を学期中の授業に反映できる仕組みを構築している。学期末のアンケートに対する教員の分析と評価後の取組みをまとめ、学内ウェブサイトで公表している。

心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望

の把握のため、意見箱、「学生生活に関する実態調査」、卒業時アンケートの調査結果をキャンパス部会や学生支援委員会で検討し、改善につなげることで分析と検討結果が活用できる仕組みを整えている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神、教育理念、各学部の教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを策定し、ウェブサイト等で公表している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準及び卒業認定基準を学則に、進級基準を各学部の履修規程に規定し、学生便覧に明示するとともに学期ごとのオリエンテーションや初年次教育科目で説明することで周知している。ディプロマ・サプリメントも詳細で厳密なものを学生ごとに作成し、学生面談などを通して活用している。

成績評価制度として GPA 制度を採用するとともに、学修成果の把握のため成績通知書や履修カルテなどを活用し、学修成果を可視化している。全ての科目のシラバスに到達目標や評価方法を明示している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学則に規定した各学部の教育目的を踏まえてカリキュラム・ポリシーを策定し、ウェブサイトに掲載するとともに入学時オリエンテーションなどで説明することで、学生にも周知している。カリキュラムマップを作成し、カリキュラム・ポリシーとの関連性を理解しやすいよう工夫がされている。シラバスにディプロマ・ポリシーとの関連性を明示することを厳密に求めることで、教育課程に両ポリシーを反映している。単位制度の実質性を保つため、シラバスに事前・事後学修の内容や時間の目安を記載するとともに、学部ごとに1年間の履修単位上限数を設けている。

全学的な教養教育のため教養教育部会を設置し、自校教育を含む学則に基づいた教養教育を実施している。各学部の教育内容に応じて教授方法の工夫を行うとともに、教授方法の改善などを目的としたSD・FD委員会を設置して定期的に研修会などを実施している。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

全てのシラバスに到達目標、評価方法、ディプロマ・ポリシーとの関連性を明示することで、学修成果の評価方法を確立している。各学部のディプロマ・ポリシーに基づいてアセスメント・ポリシーを定め、学修成果の評価項目や方法等を明示したアセスメント・チェックリストにより、学修成果の点検・評価を実施している。ジェネリックスキル測定テスト、学修ポートフォリオ、学修成果マトリックス、GPAなどの資料を利用して学修成果を多面的に点検している。全教員がアセスメント・チェックリストを利用し、教員間で相互に評価することで、教育内容・方法や学修指導等を総合的に改善している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

各学部の教授会規程に、「学長が決定を行うに当たり、教授会が意見を述べる事項」「学長の求めに応じ、教授会が意見を述べることができる事項」を規定し、学長の意思決定の体制を適切に構築している。具体的には、評議会議長や主要委員会の委員長を学長が務め、学長がリーダーシップを発揮する体制をとっている。

学則にて学長権限を明確化し、学長の補佐体制として副学長と学長補佐を規定している。現在は、教学・研究・総務担当の学長補佐を置き、学長が大学運営と教学マネジメントを強力に進める上での監理業務を補佐する体制をとっている。

「尚絅学園事務組織規程」にて事務分掌及び職務内容を明確化し、大学の運営に必要な組織と職員を配置し機能的な業務執行の体制を構築している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の採用・昇任は教員採用選考規程、教員昇任選考規程、教員人事評価規程により教育目的及び教育課程に即し適切に運用している。専任教員数についても、設置基準上の必要専任教員数及び必要専任教授数を満たし、適切に配置している。

FD 活動については、SD・FD 委員会、FD 推進部会を設置して、全学的な組織体制で取り組み、同部会では授業改善アンケートの内容の見直し・運用方法の検討・分析結果を踏まえた教育内容の改善に取り組んでいる。教員が相互に授業を参観し教授方法を学び合うオープンクラス・ウィーク、各種 FD 研修、IR(Institutional Research)研修、動画コンテンツによる ICT 教育などにより、兼任教員を含めて教育方法の見直しや質向上に取り組んでいる。「学生との意見交換会」を実施し、主として教学に関する意見交換を行い、業務改善へつなげるとともに、学生へフィードバックしている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD の義務化を受け、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営、授業の内容及び方法の改善を図ることに特化した「尚絅大学・尚絅大学短期大学部 SD・FD 委員会規程」を整備し、委員会主導のもと SD の年間計画を立て、階層別、業務別のテーマに加え、全教職員を対象とした財務や各種制度の理解等、大学運営上で必要な多岐にわたるテーマについて学内外において研修を行っている。

SD 活動参加者に対してアンケート調査を行い、理解度の確認や業務改善、研修内容の検討に活用している。研修会内で提案され、業務改善として導入された事例をその後の研修会や委員会等で紹介することにより、研修効果の可視化を図っている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

助教以上の専任教員には、研究室や研究に必要な機器を整備しており、人的支援を実施し実験室や精密機器室を整備、共同実験室には大型機器や高額機器の設置を行っている。また、図書館の学術情報誌を長期利用できる研究資料等長期利用制度を設けるなど、研究のための環境整備を行っている。

「研究倫理教育実施要領」に基づき、研究倫理と適正な研究活動の倫理研修を入職時及び定期的に実施している。「コンプライアンス教育・啓発活動実施要領」に基づき、毎年全構成員へコンプライアンス研修を実施し、受講者の理解度チェックテストも行っている。

「尚絅大学・尚絅大学短期大学部個人研究費規程」に基づき専任教員に個人研究費を支給するとともに、科学研究費助成事業申請者への個人研究費特別加算や申請研修会等の支援を行うことにより、直近 3 年間の科学研究費助成事業による外部資金獲得総額が増加している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

学校教育法や私立学校法等の法令を遵守の上、学内諸規則を整備し、教育情報、財務情報、ガバナンス・コードを公表して経営の規律と誠実性の維持に努めている。

使命・目的の実現に向けて、理事会・評議員会はもとより評議会、内部質保証委員会を設け、大学の運営及び教育・研究の重要事項を協議・点検する体制を構築して第二期中長期計画にのっとり継続的に取り組んでいる。

省エネルギー化や熊本県 SDGs 事業者登録等、持続可能社会の実現に努めるとともに、人権保護に関する諸規則の他に「尚絅学園ソーシャルメディア利用のガイドライン」を定め、ソーシャルメディアの適切な利用を啓発している。また、危機管理に関する諸規則をもとに危機管理体制を構築し、避難訓練や防犯カメラを設置して安全確保に努めている。

〈優れた点〉

○情報倫理及び人権配慮の観点から「尚絅学園ソーシャルメディア利用のガイドライン」を策定し、ソーシャルメディアの適切な利用に関する啓発を行っている点は評価できる。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成のために、寄附行為において理事会を最高意思決定機関として定め、必要に応じて評議員会の意見を踏まえて、法人の管理運営に関する重要案件を審議し、意思決定を行っている。平時の法人の業務上の課題については、常勤理事会を設け、迅速・機動的に協議を行う体制を構築している。

理事の選任及び理事会の運営は寄附行為に基づき適正に行われている。理事の理事会への出席状況は良好であり、欠席時の意思表示の取扱いも適切である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長を議長とする常勤理事会と学長を議長とする評議会の協議を踏まえ、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を図り、理事会と理事長の円滑な意思決定を可能とする内部統制環境を構築している。教職員からの意見具申は「尚絅学園事務職員提案制度に関する規程」を定め、SD 研修会、通常業務や各会議を通じて行っている。

法人運営の監督・諮問を担う監事及び評議員会については、監事及び評議員とも寄附行為に基づき適正に選任し、出席状況は適切である。監事は、理事会に出席して意見を述べ、法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行状況について監査し、監査報告書を作成している。評議員会は理事長の諮問事項について意見を述べ、相互チェックの機能を果たしている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

第二期中長期計画と同時に中期財務計画を策定し、その確実な履行を踏まえた適切な財務運営の確立に努めている。

法人全体及び大学部門の経常収支は過去 5 年間支出超過となっている。支出超過の主な要因としては、設置校の収容定員未充足が継続し、学生生徒等納付金が減少、また、施設の新築・改修工事により減価償却額が増加したことによるものである。現状において、外部負債の償還を可能とする運用資産を確保し、計画的に債務を返済している。収支バランスの均衡と財務基盤の安定化を図るため、新学部の設置、遊休資産の売却や入学者の確保に向けた諸施策を実行し、かつ、科学研究費助成事業や私立大学等改革総合支援事業などの外部資金の継続的獲得に向け積極的に取り組んでいる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に基づき「学校法人尚絅学園経理規程」「学校法人尚絅学園資金運用管理規程」等の規則を定め、適正に会計処理を行っている。年度予算は、理事会決議後速やかに各部署に配分の上執行し、学園事務局総務部経理課が会計伝票や証ひょう類の検証を行い、予算を適正に管理している。不測の事態が生じた際や当初の予算とかい離が生じた

場合には、補正予算を編成し対応している。

会計監査の体制については、監事、監査法人、内部監査室で監査体制を構築し、相互に監査状況の報告及び意見交換を行い、厳正な会計監査を実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「尚絅大学・尚絅大学短期大学部における内部質保証に関する基本方針」を定め、「尚絅大学・尚絅大学短期大学部内部質保証に関する規程」を施行し、学長を内部質保証に関する責任者として位置付け、全学的方針を明示している。

また、内部質保証委員会、自己点検・評価委員会、大学企画委員会及び外部評価委員会を設置し、加えて、より質の高い内部質保証とするための改善方策の策定と実施を目的とした「尚絅大学・尚絅大学短期大学部内部質保証委員会規程」を定め、恒常的な組織体制を整備している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

評価基準項目の責任者及び重点施策の執行責任者による自己点検・評価を毎年実施し、エビデンスに基づく評価項目の分析のもと、改善・向上や継続実施の検討、翌年度の事業計画への反映等に係る責任体制を明確に構築している。

IR 及び各部署の IR 業務の支援・指導に関する業務を大学企画室が担い、入試状況、就職状況、各種アンケート結果に基づく学修状況等に関するデータについて経年及び定点分析を行い、自己点検・評価を実施する上での分析データを自己点検・評価の実施責任者や学部長・学科長等の教職員に提供している。

内部質保証委員会において自己点検・評価の適切性及び有効性を点検・評価し、向上に

取組み、自己点検・評価結果及び外部評価報告書をウェブサイトで公表している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証に関しては、アセスメント・ポリシーに基づき、具体的な学修成果の評価項目や方法等をアセスメント・チェックリストにて明示し、4 階層のレベルに応じた自己点検・評価を行っている。この点検・評価内容は、全学の組織である教務連絡協議会で検証され、自己点検・評価委員会、内部質保証委員会での審議を経ており、妥当性が検証されている。

自己点検・評価結果を常勤理事会に報告することで、必要に応じて助言される体制となっている。また、第二期中長期計画や三つのポリシーへの自己点検・評価結果等の反映を必要に応じて検討している。外部評価委員会を毎年度開催し、その結果を自己点検・評価結果と併せて各種委員会、評議会、常勤理事会、評議員会及び理事会に報告し、運営改善及び内部質保証の向上に取り組んでいる。

〈優れた点〉

○毎年度、外部有識者による外部評価委員会を開催して外部評価報告書を作成し、自己点検・評価委員会、内部質保証委員会、評議会、常勤理事会などで共有することで、運営の改善・向上、内部質保証の向上に取り組んでいることは評価できる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携

A-1. 地域連携に関する方針及び体制の整備

A-1-① 建学の精神、理念、使命・目的を踏まえた地域連携に関する方針の明確化と周知

A-1-② 地域連携を促進するための体制の整備

A-2. 大学の有する知的資源の社会への還元

A-2-① 大学の有する知的資源を社会へ還元するための具体的取組み

【概評】

建学の精神及び教育理念を踏まえた「尚絅大学における教育・研究目標」を設定し第二

期中長期計画の重点施策の一環として「地域連携」を位置付け、地域社会への教育的・学術的・文化的貢献を果たす人材養成とともに、地域課題の課題解決のため、自治体・企業との連携を推進している。

地域連携を促進するため、「尚絅地域連携推進センター」の他、学部・学科の教育研究内容に即した「尚絅子育て研究センター」「尚絅食育研究センター」や「尚絅ボランティア支援センター」の四つのセンターを設置し、「尚絅地域連携推進センター運営委員会規程」や同運営委員会を中心として体制を整備し、大学・短期大学協働で地域連携事業に当たっている。

四つのセンターに加え、「グローバル化推進センター」、各学科の共同研究、出前講座、座談会等の活動により知的資源を社会に還元している。具体的には、熊本県との連携協定による新たな観光の魅力づくりや誇りをもてる地域の創造を目指した「くまモン学プロジェクト」の推進を担い、近隣のホテルである「OMO5 熊本 by 星野リゾート」とも連携協定を締結し更なる展開を進めている。その他、菊陽町の広報誌へのレシピ掲載、ボランティア支援センターでの、フードドライブによる寄付活動など、学生と学科に合った支援を展開している。

コロナが5類に移行後、国際交流プログラムを再開し、交換留学や海外研修旅行を実施している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 総合学園としての連携事業

尚絅学園は、大学の他、短期大学部、高等学校、中学校及び尚絅大学附属こども園を有するとともに、これらの設置校間で様々な連携事業にも積極的に取り組むなど、熊本県唯一の女子総合学園としての強みを十分に発揮できるよう努めている。

本学園は、学園事務局長及び総務部長並びに学長や中学校・高等学校校長をはじめとする大学及び高等学校の幹部教職員が参加する設置校間の連携事業の取組みを中高大連携推進協議会で協議している。具体的な事業内容は、本学教員が高校に出向いて実施する高大連携授業、高校生が本学の授業を聴講する授業体験、本学の研究室訪問、高校生・保護者や高等学校教職員を対象とした学部学科説明会、高校生対象の韓国語講座等が挙げられる。この他、中学生に対する環境教育講話を毎年度実施している。

さらに、国際交流に関しても大学と短期大学部合同でのオンライン留学等、様々な取り組みが拡大してきている。加えて、大学・短期大学部及び尚絅食育研究センターと附属こども園とで連携して、食育に関する研究について取り組んでいる。

2. 管理栄養士養成施設としての資格取得支援

生活科学部のアドミッション・ポリシーにおいては、管理栄養士はもちろんのこと、食や健康に関して強い探求心や生命科学への興味と真理探究の意欲を持つ人を求めている。また、生命科学を学ぶための基礎知識や思考力・判断力を身につけていることが望ましいとする一方で、上述のとおり定める意欲や関心を持っている文系の生徒の受入も積極的に行っている。本学部においては、各学年にクラス担任（2 クラス）を置き、助手も含めた

学部全体で学生一人ひとりの情報共有と学修支援・学生支援を行うことで、基礎知識を学んできていない文系の生徒であっても、卒業後は管理栄養士や栄養士、またはその他の栄養系の資格を活用し、家政系や生命科学系の分野で活躍している。

このような学生の輩出に当たっては、本学部教員一人ひとりの教授能力と実務家教員の登用による実践的能力の提供が大きく影響していると自負している。また、法令等に基づく授業の提供は当然ながら、入学初期に高校の数学・化学のリメディアル科目として「基礎数学」「化学入門」を導入し、「基礎セミナー」で理系科目の実験・実習に必要な基本的実験手法や栄養計算方法などを学ぶことにより、学生はいずれかの資格を取得して、資格を活かした職種に就いている。加えて、リカレント教育の一環として管理栄養士国家試験対策講座を開催し、卒後においても国家資格取得の支援に対して積極的に取り組んでいる。直近3年間（令和3(2021)年度～令和5(2023)年度）の受講者数は新型コロナウイルス感染症の影響により4人と実績は多くないが、外部模試受験支援の受講者は21名と支援実績をあげている。引き続き国家試験合格に向けたノウハウを学内外で広く発揮し、養成施設として存在感を示していく。

Ⅳ 大学の概況（令和6(2024)年5月1日現在）

開設年度	昭和50(1975)年度
所在地	熊本県熊本市中央区九品寺 2-6-78 熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北 2-8-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
現代文化学部	文化コミュニケーション学科
生活科学部	栄養科学科
こども教育学部	こども教育学科

Ⅴ 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和6(2024)年 6月末	自己点検評価書を受理
8月5日	第1回評価員会議開催
9月5日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9月19日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10月15日	九品寺キャンパス実地調査の実施
10月15日	第2回評価員会議開催
10月16日	第3回評価員会議開催

30 尚絅大学

～10月17日	武蔵ヶ丘キャンパス実地調査の実施	10月17日	第4回評価員会議開催
11月29日	第5回評価員会議開催		
令和7(2025)年 1月10日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)		
2月10日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)		

31 尚絅学院大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神にのっとり、教育理念を定め、学則及び大学院学則にそれぞれ教育研究上の目的及び人材養成に関する目的を定めている。

学群・学類体制への移行及び「尚絅学院大学第 4 次中期計画」（以下「中期計画」という。）策定時に「尚絅学院大学ブランドコンセプト」を策定し、教育の個性・特色を明示している。

大学の使命・目的及び教育目的が社会情勢の変化に対応しているかどうかを、自己点検・評価委員会が点検・評価し、社会情勢の変化に対応する体制を構築している。また、使命・目的及び教育目的の策定・見直しの過程で、役員及び教職員の理解と支持を得ている。

教育研究組織については、大学に 3 学群 5 学類、大学院に 1 研究科 4 専攻を設置し、研究組織として 8 部門の学系制を導入している。

「基準 2. 学生」について

学長のガバナンスのもと、アドミッション・ポリシーに基づき、高大接続推進部委員会と入試部委員会を中心に学生募集を行い、概ね入学定員に沿って学生を受入れている。

教学に関する重要事項を審議するために教務部委員会を置いている。

学生ポータルシステム、授業支援システムや学習サポートセンターなどで学修支援を行っている。

キャリア支援の基本的な考え方を示し、学生が人生の中におけるキャリアに対して意識付けができるよう支援を行っている。

学生サービス、厚生補導のための組織として、学生生活部委員会を置いている。

各種アンケートの実施のほか、学生意見交換会、学生意見箱、「学生会要望書」など複数の手段で学生の意見・要望を把握し、大学運営の改善に活用している。

〈優れた点〉

○学生ポータルシステム、学習サポートセンター、オフィスアワー、アドバイザー制度等のシステム整備と適切な人員配置により、多様な学生にきめ細かい学修支援を行っていることは評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを定め、体系的な教育課程を編成して

いる。学生が学群・学類を横断して履修できるようにするため、カリキュラム表、カリキュラム体系図、カリキュラム系統図及びナンバリングを履修ガイドの中で明示している。

単位認定、卒業認定及び修了認定については、学則及び大学院学則に明記し、諸規則及びシラバスに基づき運用している。また、学修成果をより詳細に反映する指標としてファンクショナル GPA(Grade Point Average)を導入している。

学修成果の可視化のために学修成果可視化システムを導入している。

三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を踏まえた学修成果の点検・評価を行うため、アセスメント・ポリシー及びアセスメント・チェックリストを定め、自己点検・評価委員会が点検を行い、内部質保証委員会が改善策の検討を行い、委員長が改善指示として「教学・大学運営活動改善のお願い」を各部署長に出している。

「基準 4. 教員・職員」について

学長が適切なリーダーシップを発揮するために、総括担当及び教学担当の副学長を置いている。また、学長副学長会議や日常的な業務に関わる常任委員会等が、役割に応じて審議、提案、情報共有が行える体制がとられている。大学及び大学院の専任教員については、法令にのっとり、学群や研究科に配置している。

教員については、「教員自己点検・自己評価申告書」のほか、FD(Faculty Development)研修でさまざまな内容を取扱うなど、職能開発や教育内容・方法の向上のための取組みが行われている。

職員については、専任事務職員評価制度、個人目標管理制度、学外派遣研修、大学院派遣研修、資格取得支援に対する補助制度、動画配信による研修など大学運営に関わる職員の資質・能力向上のための取組みが行われている。

研究については、研究環境及び研究に関する規則を整備し運用を行っている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為、学則及び諸規則を定め運用しており、経営の規律と誠実性を維持している。

理事、監事及び評議員の選任、理事会及び評議員会の運営は、規則にのっとり行われている。常任理事会である「常任会」を置き毎週開催することを原則とし、迅速な議論、意思決定を図っている。また、理事、監事及び評議員による「合同懇談会」を開催し、法人及び大学の課題について議論する場を設けている。

内部監査室を設置するとともに、監事及び会計監査人を構成メンバーとする監査協議会を開催している。

会計処理及び会計監査については、学校法人会計基準及び規則にのっとり運用するとともに、令和 5(2023)年度には財務課を財政課と経理課に部署を再編することで、チェック機能とけん制機能を持たせている。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証については、「尚絅学院大学内部質保証に関する基本方針」及び「尚絅学院大学内部質保証規程」を策定し、全学的な方針及び責務を明示している。

内部質保証委員会を設置し委員長を学長としている。内部質保証委員会のもとに自己点検・評価委員会、IR推進専門委員会及び外部評価委員会を設置し、内部質保証に関する一連の活動を行っている。

自己点検・評価を毎年実施し、自己点検評価書をホームページに掲載している。

IR(Institutional Research)について、IR推進専門委員会が「尚絅学院大学教学 IR 運用規程」にのっとり実施し、収集したデータは「FACT BOOK」として学内ポータルサイトに掲載している。

内部質保証に関する一連の活動の結果を内部質保証委員会で検討し、委員長から改善指示である「教学・大学運営改善活動のお願い」により PDCA サイクルを機能させている。

〈優れた点〉

○外部評価委員会が取りまとめた「外部評価報告書」を大学教育水準の向上や組織運営の活性化に生かしている点は評価できる。

総じて、大学は建学の精神、教育理念、学則及び大学院学則にそれぞれ定める教育研究上の目的及び人材養成に関する目的に基づき運営を行っており、「尚絅学院大学ブランドコンセプト」に基づく教育研究活動及び地域に根差した大学として更なる発展が期待される。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域貢献」「基準 B.国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 学群・学系制による横断的な学び
2. SDGs への取り組み
3. 地域実践、地域連携への取り組み

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神「キリスト教精神に基づく教育によって、自己を深め、他者と共に生きる人間を育てる」にのっとり、教育理念を「キリスト教精神と豊かな教養によって内面をはぐくみ、他者への愛と奉仕の心をもって社会に貢献する人間を育成する」と定め、寄附行為に設置の目的、学則及び大学院学則にそれぞれ教育研究上の目的及び人材養成に関する目的を定めている。

学群・学類体制への移行及び中期計画の策定に当たり、「尚絅学院大学ブランドコンセプト」を策定し、教育の個性・特色を明示している。

大学の使命・目的及び教育目的が社会情勢の変化に対応しているかを自己点検・評価委員会において適宜、点検・評価を行い、学群・学類体制への改組など「時代の要求に応える力」を身に付ける事ができるよう社会情勢の変化に対応する体制を構築している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院の使命・目的及び教育目的について、自己点検・評価委員会による点検が行われ、策定及び見直しについては、教職員を構成員とする教学部局、教授会又は研究科委員会及び理事会の審議を経て決定し、その過程で役員及び教職員の理解と支持を得ている。

学内外への周知については、ホームページへの掲載、小冊子「尚絅学院大学とキリスト教」の教職員、学生全員への配付、履修ガイドへの掲載、自校学である「尚絅学」を必修科目として開講するなどの取組みを行っている。

使命・目的及び教育目的は中期計画、三つのポリシーに反映している。

また、教育組織として大学に 3 学群 5 学類、大学院に 1 研究科 4 専攻を設置し、研究組織として 8 部門の学系制を導入するなど、使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成と整合性は保たれている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、毎年度見直しを行っているアドミッション・ポリシーは、入学者選抜区分及び学類別に定め、ホームページ、入学試験要項及びオープンキャンパスで公表し、周知している。

入学者受入れについては、学長のガバナンスのもと入試部委員会が中心となって行っており、入学者選抜における具体的な運営全般の管理は入試管理専門委員会が担当し、適切に運用している。アドミッション・ポリシーと入学者選抜方法との整合性は拡大入試部委員会が検証している。また、入学後の追跡調査として、入学者選抜区分ごとの GPA 平均値の推移や学籍異動状況を分析し、周知方法の検証作業を行っている。

心理・教育学群子ども学類においては収容定員を下回っていることから、子ども学類に特化した学生募集資料を作成するなど努力を行っている。

〈参考意見〉

○心理・教育学群子ども学類について、収容定員未充足のため入学者の確保に向けた効果的な対応が望まれる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学生への学修支援に関する方針や計画を、中期計画にまとめて共有を図り、運用に当たっては教務部委員会を設置し教学に関する重要事項を審議する体制を整備している。

「尚絅学院大学ティーチング・アシスタントに関する規程」を整備し、TA 及び SA(Student Assistant)の制度を活用しており、障がいのある学生への対応や休学及び中途退学の防止対策についても組織的に対応している。

〈優れた点〉

- 学生ポータルシステム、学習サポートセンター、オフィスアワー、アドバイザー制度等のシステム整備と適切な人員配置により、多様な学生にきめ細かい学修支援を行っていることは評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援として、「学生一人ひとりが将来の目標を見つけ、それを実現するために自発的に取り組むことができるようにサポートする」という現実的かつ実践的な考え方を設定している。進路就職課の主導で作成した「進路ガイドブック」を学生に身近な手引きとして活用している。就職ガイダンス、企業の経営者・採用担当者の話を聞く機会の提供、マナー講座やスーツの着こなし講座、集団面接・グループディスカッション練習の実施等、実践的なプログラムを通じて職業観の形成や就職力の向上を図るとともに、資格取得のための講座や公務員模擬試験なども導入している。インターンシップを正規科目として配置し、学生の意識をキャリア構築に向けている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための組織として学生生活部委員会を設置し、学生生活を安定させるために保健室、学生相談室及び学生支援室を置いている。アドバイザー制度により、学生は原則として年間2回の個人面談を受け、学生生活の不安解消の契機とすることができる。課外活動団体は保護者と教職員の会である「尚学会」から課外活動助成費を受けることができ、試合の遠征費や合宿費用の一部負担等に充てている。

学生食堂のランチを半額以下で学生に提供する「食の支援」を定期的の実施しており、継続して学生の経済的な支援に努めている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

施設・設備は、耐震基準に基づいた設計及び施工により安全性を確保している。

教育目的達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等の施設・設備を整備し適切に運営、管理している。

全学共同利用のコンピュータ実習室を管理運営する情報システムセンターには、コンピュータ利用教育支援スタッフを配置し、実習室の環境整備や担当教員の補助、学生の相談対応のほか、全学的な視聴覚備品の貸出しや管理を行っている。車椅子用スロープ、車椅子、オストメイトに対応した多目的トイレを構内に整備し、令和 2(2020)年度に「みんなのトイレ(ジェンダーレスなバリアフリートイレ)」を増設し、利便性の向上に努めている。

授業形態に応じて学内で定めている基準を超える履修希望者がいた場合、クラスを増設するなど、受講者数の管理を適切に行っている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望を把握する方策として、IR 推進専門委員会が、毎年 3 月末から 4 月初めに在学生アンケート及び入学生アンケートを実施している。学生の意見・要望を大学の教育運営や学修環境の整備に反映させるため、「学生意見交換会」を年間 3 回実施している。

学生意見箱で出された意見や要望は、回答案を関係部署で協議・作成し、学長副学長会議で確認後、学生に回答及び掲示を行っている。

学生会において全学生から求めた意見を集約し、「学生会要望書」として提示された内容については関係部署の協力のもと学生生活部長が回答し、大学運営の改善に活用している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、ホームページで公表している。

成績評価基準は、学則及び大学院学則の中で適切に定め、入学時に学生へ配付する履修ガイド、学生オリエンテーション等で周知している。

大学及び大学院における単位認定、進級、卒業認定及び修了認定基準は、ディプロマ・ポリシーを踏まえて策定し、履修ガイドにて学生に周知している。

学生の学修成果をより詳細に反映できる指標としてファンクショナル GPA を導入している。

単位認定、進級、卒業認定、修了認定基準等の適用については、大学は教務部委員会、大学院は研究科委員会が調整を行い、厳正に運用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学群・学類及び大学院各専攻のカリキュラム・ポリシーを定め、履修ガイドにディプロマ・ポリシーとともに記載し周知を図っている。

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシー及び専門的知識の体系については一貫性が保たれており、関連性を示すカリキュラムマップと科目のナンバリングを適切に整備している。

教養教育について、教学推進専門委員会及び外国語教育運営委員会を中心に検討し、適切に実施している。

教授方法の工夫・開発と効果的な実施においてはアクティブ・ラーニングの授業内容をFDで取上げるなど、将来計画における教学マネジメントのPDCAサイクルが組織的に機

能している。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

アセスメント・ポリシーに基づき、自己点検・評価委員会にてアセスメント・チェックリストを策定し、点検を行っている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果については、学修到達度評価やジェネリックスキル測定テスト等の学生アンケートを加味して策定している。

令和 5(2023)年度後期からは、学修成果可視化システムを導入し、学修状況の可視化に努めている。

学修成果の点検・評価の結果に基づき改善が必要な状況については、内部質保証委員会が改善指示として「教学・大学運営活動改善のお願い」をもとに各部署長に出している。また、その状況については内部質保証委員会で確認し教育内容の改善を推進している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が適切なリーダーシップを発揮するために、2 人の副学長を置き、総括担当と教学担当に機能を分けて運営を行っている。また、学長副学長会議を軸として、学群や研究科、日常的な業務に関わる常任委員会等における審議、提案、情報共有等が行える会議体制を組織している。

教学マネジメントの機能を強化するため、令和 4(2022)年度には教学的な委員会の事務の再編・統合を行うことで、カリキュラム改革にとどまらず、教育方法や新たな教育の取り組みの検討が行える体制を整えている。

専任事務職員評価制度を整備し適正な運用を行うことにより、職員の能力向上や意識改革も進んでいる。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

専任教員を、大学及び大学院における教育課程を適切に運営できるように配置している。また、教員の採用・昇任についても規則に定め、プロセスに沿って、適切に運用している。

教員評価では、教員へ「教員自己点検・自己評価申告書」の作成を義務付け、学長自らが目を通し、面談や評価結果を本人に伝えるなどの丁寧な取り組みを行っている。

また、FD の企画や運営については全学 FD・SD 委員会が担い、授業改善、科学研究費助成事業、外部資金獲得、学修・学生支援、学生募集広報等、多岐にわたる研修を企画・運営している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

経営管理部人事課が SD 研修を計画・実施し、事務の業務効率の向上と職員の能力開発を図っている。

平成 27(2015)年度から個人目標管理制度を導入し、継続的な業務改善・改革への意識を高めるとともに、個人の能力向上につなげている。学外派遣研修、大学院派遣研修及び資格取得支援に対する補助制度を設け、個人の資質・能力向上のため必要な知識と技能を習得する機会を提供している。令和 3(2021)年度からは学外の動画コンテンツを利用した研修を導入し、SD や自己研さんに活用している。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境について、教員研究室に空調や ICT（情報通信技術）を備え、実験施設・設備においても適切に整備を行っている。研究活動を活性化するため「研究専念期間制度」を設け、活用している。

研究倫理に関連する規則を整備し、必要な委員会において厳正に運用している。全ての研究者に対して、不正行為の事前防止と公正な研究活動推進のための説明会を実施している。

研究活動に対し、「尚絅学院大学研究費規程」にのっとり研究費を配分している。科学研究費助成事業や受託研究費等の支援体制を整備し、外部資金の導入に努めている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為、学則、「公益通報者保護に関する規程」及び諸規則を定め、学校法人の経営の規律と誠実性を維持している。

令和 5(2023)年度からは法人に内部監査室を設置し、業務、内部会計、情報システム及び公的研究費の監査を行い、会計監査人及び監事と協力・連携し、理事会、「常任会」及び教授会それぞれにおいて、使命・目的の実現に向けた継続的な取り組みを行っている。

環境保全では、施設のバリアフリー化を進めている。また、尚絅学院創立 130 周年記念事業として「里山再生事業」を掲げ、キャンパス内の「尚絅の森」を安全に散策できるよう散策道の整備も行っている。

また、人権及び安全の面でも、諸規則を整備し啓発活動などを実施しており、配慮や体

制整備に努めている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、寄附行為にのっとり適切に選任した理事で構成し、隔月開催することで、中期計画に基づきさまざまな審議を行っている。また、「常任会」を置き、毎週1回開催することを原則とし、迅速な議論や意思決定ができる体制となっている。

その他にも、理事、評議員及び監事による合同懇談会の開催や、「常任会」の構成員に設置校の管理監督職位者等を加えた理事会の課題共有及び意見交換を目的とした研修会も組まれており、実効性のある運営と体制を整備している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為において、設置校長、評議員、卒業生、事務局長等が理事となることが定められており、法人及び設置校との意思疎通と連携が適切に行われる体制が整っている。

また、理事会での決定事項は、学長自らが教授会構成員に説明を行っている。教職員の意見は、教授会及び委員会から学長副学長会議を経て、必要に応じて「常任会」で議論する仕組みが作られており適切な運営となっている。

監事は、寄附行為の定めに基づいて適切に選任し、理事会及び評議員会に出席し意見を述べており、その職責を果たしている。

評議員会においても、寄附行為の定めに基づいて選任された評議員が、運営に携わっている。寄附行為では評議員会は原則年間3回開催と定めているが、理事会同様に隔月で開催している。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

平成 30(2018)年度に策定した「中期財政計画（2019～2024 年）」に基づき、予算編成及び予算執行を行い、適切に財務運営を行っている。

財務比率の目標値を設定し、達成に向け財政の改善に取り組んでおり、財務比率上は総じて良い状況である。大学部門は、過去 5 年間にわたり経常収支差額が収入超過を維持しており、安定した財務基盤を確立している。一方、法人全体では、過去 2 年間にわたり支出超過の状態となっているため、収支均衡に向けた経費削減を図っている。

外部資金獲得専門委員会を設置し、科学研究費助成事業をはじめとする外部資金の獲得について取り組んでいる。また、寄付金募集事業や資金運用等を行い、収入構造の多様化を図っている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準を遵守した上で、経理規程をはじめとする諸規則にのっとり会計処理を適切に行っている。組織面では、財務課を財政課と経理課に分け、チェック機能とけん制機能を果たしている。

予算執行に関して、予算と大きくかい離する場合は、補正予算を編成し理事会の議案としている。

会計監査については、監事及び会計監査人を置き適切に実施している。内部監査室は半期ごとに監査協議会を開催し、その結果を「常任会」及び理事会で報告している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「尚絅学院大学内部質保証に関する基本方針」及び「尚絅学院大学内部質保証規程」を策定し、内部質保証に関する全学的な方針及び内部質保証の責務を明示している。

内部質保証のための組織として、内部質保証委員会を設置し委員長を学長としている。内部質保証委員会のもとに自己点検・評価委員会、IR 推進専門委員会及び学外の有識者を委員とする外部評価委員会を設置し、内部質保証委員会が、自己点検評価書、中期計画の点検結果、アセスメント・チェックリスト、外部評価報告書などの一連の点検・評価、改善・改革等を行っている。

また、自己点検・評価に関する専門的な作業を行うための自己点検・評価専門委員会と教員の個人評価を行う教員個人評価専門委員会を設置しており、全学的に内部質保証を実施するための組織体制を構築している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自主的・自律的な自己点検・評価は、内部質保証委員会のもと、毎年、自己点検・評価委員会を中心に実施している。

自己点検評価書の作成については、日本高等教育評価機構の基準をもとに点検・評価項目を設定し、各組織で一次評価を作成している。それをもとに自己点検・評価専門委員会が自己点検評価書として取りまとめ、自己点検・評価委員会での審議、内部質保証委員会への報告が行われ、エビデンスに基づく自己点検・評価が行われている。

自己点検評価書はホームページに掲載し、学内外へ公表している。

また、IR 推進専門委員会が「尚絅学院大学教学 IR 運用規程」にのっとり IR 分析やデータの活用・運用を行い、収集したデータは学内ポータルサイトに「FACT BOOK」として掲載している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証委員会を中心とした内部質保証体制を構築し、自己点検・評価委員会による

自己点検・評価、アセスメント・チェックリストに基づく三つのポリシーの点検、中期計画の点検及び外部評価委員会による外部評価の結果を内部質保証委員会で検討している。結果については、大学運営会議で共有するとともに、教学推進委員会によるディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーの見直し、内部質保証委員会委員長からの改善指示である「教学・大学運営活動改善のお願い」などにより大学全体に伝達し、各組織が検討・改善方策の実施をしている。

また、自己点検・評価をはじめとする内部質保証活動の結果、認証評価及び設置計画履行状況等調査の結果は、中期計画に反映しており、内部質保証のための PDCA サイクルが機能している。

〈優れた点〉

○外部評価委員会が取りまとめた「外部評価報告書」を大学教育水準の向上や組織運営の活性化に生かしている点は評価できる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域貢献

A-1. 地域の「知識の共通基盤」や交流拠点としての大学

A-1-① 地域にひらかれた大学として、大学施設の開放、教育研究成果の還元を積極的に行う取組み

A-1-② 自治体や他大学、企業等との適切な協力関係

【概評】

大学は、「みやぎ県民大学『学校開放講座』」「名取市民大学」「学都仙台コンソーシアムサテライトキャンパス講座」等、宮城県と大学が所在する名取市双方の地域貢献活動に積極的に取組み、ボランティア活動でも仙台市及び名取市教育委員会と提携している。大学独自の教育成果の還元については、「尚絅オープンユニバーシティ」「尚絅学院大学総合型地域スポーツクラブ『絆・KIZUNA』」及び「ボランティアチーム TASKI」と多様であり、地域住民の具体的な参加が期待できるものになっている。大学における授業科目が地域と連携する例も 60 件近くに上っており、大学は組織全体として地域連携に取組み、教員、学生及び地域住民は密接に関係している点で地域に開かれた大学といえる。

名取市とは「文化・産業事業支援に関する協定」を結び、「とびだせ！ 関上しらすプロジェクト」及び「きくらげ調査研究」を通して名取市及び地元企業とともに産学官の連携を推進している。このほかにも宮城県川崎町・亘理町・大衡村・山元町・塩竈市、青森県との連携もある。また、関東学院大学、宮城教育大学及び仙台大学と連携し、学生の派遣等を行っている。

これらの連携の中で大学と地域が、まちづくり、商品開発と販売促進、教育支援及び災害ボランティアチームの参加等、多様で広がりのある協力関係となっており、継続的に維持されている。

基準B. 国際交流

B-1. 国際交流の適切性

B-1-① 大学の特色を生かした国際交流

B-1-② 海外協定校との適切な協力関係

【概評】

国際交流活動を積極的に行い、建学の精神に基づき「世界を知り『人』を大切にする人材の育成」に資する機会としている。PDCA サイクルを機能させながら、令和 5(2023)年には 13 校の協定大学と交流の機会を設けるなど活動を飛躍的に増大させ、定性的観点からの検討が行われている。

また、スーパーグローバル大学創成支援事業採択大学が中心となって創立した「大学の国際化促進フォーラム」に入会し最新情報が得られる体制を整備するなどして、交換留学生の積極的な受入れをしており、さまざまな活動を通して学生へ多様な経験の機会を提供している。令和 5(2023)年度は日本学生支援機構海外留学支援制度に追加採択されたことにより、学生の経済的な負担の軽減を図りつつ、大学を挙げて海外協力校と相互に協力しながら国際社会で活躍する人材育成を推進している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 学群・学系制による横断的な学び

本学では、学修者本位の教育を実現するために、学生が自分の目標や興味に合わせて、学びたい学問領域を柔軟に選択できる教育システム（学群・学系制）を導入している。資格取得を志す学生には、実績ある養成課程（公認心理師、教員養成、保育士、管理栄養士）で専門的知識と技術修得のための学びの場を、将来の可能性を模索している学生には、幅広い学問分野と現場体験の中から自分の将来を最適化する学びの場を提供している。

分野横断的な学びのシステムとして、他学類開放科目を多く設定しており、学生は自分の所属学類以外の授業科目を、自分の興味・関心にあわせて履修することが可能となっている。また、学系制の教員組織であることを活かし、専門分野が異なる複数の教員が 1 つの授業を担当する科目を開設している。例えば、健康栄養学群の「食品開発論」では、食品化学と経営学の教員が、心理・教育学群の「多世代交流論」では、社会学、心理学、保育学の教員が、それぞれの専門分野の視点を交えて授業を行い、学生は 1 つの科目の中で分野横断的な学びを体感することが出来ている。

2. SDGs への取り組み

本学では、建学の精神「キリスト教の精神に基づき、他者と共に生きる」に通底する「地球上の誰一人として取り残さない」という SDGs の理念に賛同し、グローバルな視点を持ちつつ、SDGs 17 のゴールの中から東北の諸課題の解決に焦点を当てた教育・研究活動に取り組んでいる。その取り組みは、本学の学生・教職員の諸課題の解決に向けた教育・研究活動のみならず、一般市民の方へ SDGs への理解や課題解決に向けた実践を促す働きか

けに繋がっている。

学生の学びでは、本学の学びと SDGs との関連を意識するよう、授業科目に SDGs の 17 のゴールを設定しシラバスに明示している。大学全体の活動では、宮城県内の中心街にある商店街を会場に、毎年「SDGs マルシェ」を開催しており、令和 6（2024）年度で 9 年目を迎える恒例のイベントになっている。この活動は、本学学生・教職員の他、県内の企業・行政、活動団体、高校生等の SDGs 活動紹介の場として活用されており、イベントを見に来た一般市民をも交えて、広く SDGs への理解と実践の場となっている。

3. 地域実践、地域連携への取り組み

本学では、「地域・社会貢献」を「教育活動」「研究活動」に並ぶ本学の第三の柱と位置づけ、地域の人材育成と諸課題の解決に向けて取り組んでいる。令和 5(2023)年度の本学所在地県内での教育・研究・課外活動の回数は 150 回を超えている。その活動内容は、授業でのフィールドワーク、企業等との連携・協力事業、教員による公開講座・生涯学習講座の実施、学生の地域活動など多岐にわたっている。

これらの活動については、「尚絅学院大学 地域連携事業報告書」を作成し、大学ホームページに掲載しており、本学の地域実践、地域連携への取り組みについての理解を促している。

IV 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

開設年度 平成 15(2003)年度
所在地 宮城県名取市ゆりが丘 4-10-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
人文社会学群	人文社会学類
心理・教育学群	心理学類 子ども学類 学校教育学類
健康栄養学群	健康栄養学類
総合人間科学部※	人間心理学科 現代社会学科 環境構想学科 健康栄養学科
総合人間科学研究科	心理学専攻 人間学専攻 公共社会学専攻 健康栄養科学専攻

※は募集停止

V 評価の経過

評価の経過一覧

31 尚絅学院大学

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
7 月 31 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 26 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 9 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
9 月 30 日	実地調査の実施
10 月 1 日	第 2・3 回評価員会議開催
10 月 2 日	第 4 回評価員会議開催
11 月 1 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 10 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2 月 12 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

32 白梅学園大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

建学の精神である「人間尊重・ヒューマニズム」に基づく教育研究・人材育成を行うという個性・特色を反映した使命・目的及び教育目的を学則等において具体的かつ簡潔に明文化し、各種媒体を通じて公表している。しかし、研究科及び学部・学科ごとの教育目的は学則等には定めていない。人材育成に取り組んでいる各種専門職に関する法令改正等に応じ、また人材に関する社会的ニーズの把握に努めながら、社会情勢の変化等に対応した使命・目的及び教育目的の見直しを、役員、教職員が関与・参画して行っている。法人の中期実行計画及び研究科・学部・学科の三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に使命・目的及び教育目的を反映させており、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織を整備している。

「基準 2. 学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、ホームページ等で周知し、同ポリシーに沿って入学者選抜を適切に実施している。入学定員に沿った学生数確保に努めているが、子ども学部家族・地域支援学科の収容定員充足率は低い状態が続いている。教務委員会と教務課を中心とする教職協働の学修支援体制を整備、実施している。インターンシップ制度など教育課程内外でキャリア支援教育を実施しており、キャリアサポート課が中心となって学生のキャリア支援を行っている。健康生活支援センターや大学独自の奨学金制度の運用等により、学生の健康支援・経済支援に取り組んでいる。校地・校舎面積は設置基準を満たしており、各種学修施設を適切に整備している。校舎は全て耐震基準を満たしており、バリアフリー化も進めている。各種アンケート等により学修支援や学修環境等に関する学生の意見・要望の把握と改善に取り組んでいる。

〈優れた点〉

- 学生生活支援室にキャンパスソーシャルワーカーが配置され、進路等に関わる問題を含め、多様な学生相談等を実施している点は評価できる。
- 支援を必要とする学生に食料品や日用品を提供する活動「しらうめフードパントリー」が企画され、教職員と学生ボランティアにより運営されている点について、学生の要望をくみ上げた成果として評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページ等で周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえて、単位認定基準、進級基準、成績評価基準、卒業認定基準、修了認定基準を定め、周知・運用している。教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーとの一貫性に留意したカリキュラム・ポリシーを策定・周知し、これに基づいて教養教育を含む教育課程を体系的に編成・運用している。アクティブ・ラーニングを取入れて授業を行っており、FD・SD 委員会が中心となって授業評価アンケートや FD(Faculty Development)研修会等により教授方法の改善を進めている。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価のためにアセスメントポリシーを策定し、これに基づく種々のデータ収集と分析、点検・評価結果のフィードバックを行い、教育内容・方法及び学修指導の改善に活用している。

〈優れた点〉

- 専任教員が執筆した「アカデミック・スキルテキスト 白梅オリジナルテキスト」を導入し、教養教育段階はもとより3・4年次におけるゼミ、関連科目、大学院教育まで体系的に学修できるようにしている点は評価できる。
- 卒業論文の提出者全員が卒業論文の内容を発表する「子ども学会」を開催し、学内に公開していることは、学修成果の可視化の取組みとして評価できる。

「基準4. 教員・職員」について

学則及び諸規則によって教学マネジメントにおける意思決定の権限と責任を明確にし、学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制を整備している。しかし、教授会の審議事項に関する規則は、学校教育法第93条に則した対応が必要である。事務組織規程、事務分掌規程に基づいて教学マネジメントの遂行に必要な職員を配置し、役割を明確化している。教員数・教授数は大学設置基準・大学院設置基準等に適合しており、教員の採用・昇任は規則に基づいて適切に行われている。FD・SD 委員会を設置し、FD 及び SD(Staff Development)に係る研修会を定期的を開催するなど、教職員の資質・能力向上に取り組んでいる。研究環境を整備して有効に活用しており、研究倫理の確立と厳正な運用に努めている。個人研究費の支給等、研究活動への資源配分は適切であり、外部資金獲得のための支援も実施している。

「基準5. 経営・管理と財務」について

寄附行為等を策定し、関係法令に準拠して経営の規律と誠実性を確保した法人運営を行っている。中期実行計画を策定し、継続的に使命・目的の実現に努めている。情報公表、安全衛生管理も適正であり、環境保全、人権侵害防止と危機管理の体制も整備している。理事会を中心に使命・目的の達成に向けて意思決定できる体制が整備されて適切に機能しており、理事の選任及び理事会の運営も適正である。寄附行為に従って選任された監事が職務を適切に実施しており、監事の理事会、評議員会への出席状況も適切である。評議員の選任及び評議員会の運営は適正である。中長期にわたる資金計画を策定し、収支バランスの安定化による確実な財政基盤の確立に向けて適切な財務運営の確立に努めている。会計処理は学校法人会計基準等に準拠して適正に実施しており、予算・決算の扱いも適正で

ある。会計監査は監事及び公認会計士により行う体制を整備し、厳正に実施している。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針である「内部質保証方針」において自己点検・評価委員会を内部質保証のための恒常的な組織と位置付け、「白梅学園大学自己点検・評価規程」により同委員会の組織及び責任体制を明確化し、大学全体、教育課程、授業科目という三つのレベルごとに PDCA サイクルを確立している。学長はじめ各部門の責任者で構成される自己点検・評価委員会が中心となり、現状把握のための調査・データの収集と分析を集約する教学マネジメント・IR 委員会及び教学 IR 室と協働しながら、エビデンスに基づく自己点検・評価を恒常的かつ自主的・自律的に行っている。自己点検・評価の結果はホームページ掲載などの方法によって学内で共有し、社会へ公表している。自己点検・評価の結果及び大学機関別認証評価の結果を着実に改善に生かしており、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みを確立し、その実質化に努めている。

総じて、建学の精神である「人間尊重・ヒューマニズム」を時代状況の変化等に応じて解釈し直しながら、地域連携・社会貢献を重視して教育・研究活動の充実にさまざまな面で取り組んでいる。保育・教育・福祉の諸領域を中心とする高等教育機関として、今後の更なる発展を期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.子ども学研究所を基盤とした地域社会との連携及び地域社会への貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 『アカデミック・スキルテキスト』
2. 白梅子育て広場

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院の使命・目的及び教育目的を、学則に具体的に明文化している。しかし、研究科及び学部・学科ごとの人材の養成に関する目的や教育上の目的は、学生ハンドブックやホームページ等に掲載しているものの学則には定めておらず、学部・学科規則等としても整備していない。使命・目的及び教育目的を分かりやすく簡潔に文章化しており、各種媒体に一貫した表現で掲載している。建学の精神である「人間尊重・ヒューマニズム」に基づく教育研究・人材育成を行うことが個性・特色であり、使命・目的及び教育目的に反映し、明示している。人材育成を行っている各種専門職に関する法令改正等に応じ、アンケートを活用して人材に関する社会的ニーズの把握に努めるなど、社会情勢の変化などに対応して使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。

〈改善を要する点〉

○研究科及び学部・学科ごとの人材の養成に関する目的や教育上の目的が学生ハンドブックやホームページ等に掲載されているが、学則等に定められていない点は改善を要する。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の策定、見直しについて、学部教授会、大学院教授会、理事会等において審議・報告し、意見聴取を行っており、役員、教職員が関与・参画している。使命・目的及び教育目的は学内向けには学生ハンドブック、履修案内等で示し、学外に対しては大学案内であるガイドブックやホームページ等で周知している。使命・目的及び教育目的を反映した中長期的な計画として、5年ごとの中期実行計画を策定しており、より長期の計画である「白梅学園グランドデザイン」の策定を企図している。使命・目的及び教育目的に基づいて三つのポリシーを策定し、各種媒体によって学内外に周知している。使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科及び研究科を設置し、教授会や各種委員会の他、図書館、教職教育・研究センター、子ども学研究所等の教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定及びその周知を行っている。アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜に関して一般入試問題を自ら作成し、適切に実施している。入学者に対する検証も適宜実施し、学科ごとに求める入学者選抜が実行できているかの確認を行っている。家族・地域支援学科の収容定員充足率が低い状態が続いているものの、その対策として、文部科学省「大学・高専機能強化支援事業」の採択を受けて特定成長分野である「デジタルグリーン」分野への改組転換を計画している。また、新設の教育学科の収容定員充足率の向上については、指定校推薦基準等の改定、3 年次編入学生の募集強化に加えて、高等学校教諭免許状取得課程の整備も計画している。

〈改善を要する点〉

○子ども学部家族・地域支援学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満のため、改善が必要である。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援体制は、教員組織の教務委員会、事務組織の教務課を中心に体制を整えている。オフィスアワー制度を全学的に実施し、適切に周知している。併せて学修支援に関しては教員と職員の協働体制を確保し、適切な個別対応を行っている。TA を活用した学修支援体制を構築し、その活性化を含めた一層の支援機能強化が検討されている。また、障がいのある学生に対する支援については「白梅学園大学・白梅学園短期大学 障害学生等支援規程」を定め、恒常的な支援体制を整えている。中途退学、休学及び留年への対応や支援については、クラス担当教員やゼミナール担当教員、学科長などが学生本人や保証人等との面談などを実施し、その結果を学長に具申する制度を定めるなど適切に対応している。

中途退学等の傾向については、学生課での確認を経て、教学 IR 室により集計・分析を実施している。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

社会人としての教養や職業上の専門知識を養う科目を教育課程に設置し、キャリア支援教育に取り組んでいる。学生に対するキャリア支援を総合的に展開していくキャリアサポート課が設置・運営されている。キャリア支援として近隣の自治体である東京都小平市、国立市、日野市とのインターンシップを実施しており、学部の専門領域に直結した支援が行われている。また、小平市と締結した「学校インターンシップに関する協定書」を前提とした教職専攻学生のインターンシップなども行っている。キャリア支援の一環として学科のオリエンテーションセミナーでは、毎年1年次を対象に実施し、キャリア支援の基礎となっている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスに関する組織として、学生委員会、障害学生等支援委員会が中心的に活動を行っている。なお、学生の課外活動支援は、学生組織である学生会と大学事務組織のキャリアサポート課を通して行っている。また、課外活動のクラブ・同好会には専任教員が顧問として就任している。学生の心身に関する健康相談、心的支援及び学生相談については、健康生活支援センターが設置されており、学生課総合窓口との連携によって対応している。また、同センターは、学生健康支援室、学生相談室、学生生活支援室で構成し、学生の多様なニーズに適切に対応している。特に、キャンパスソーシャルワーカーの配置は学生対応・支援の柔軟性を確保している。学生の経済的支援としては、日本学生支援機構の奨学金以外に、大学独自の奨学金制度である「白梅給付奨学金」と「白梅特待生奨学金」が制度化されている。

〈優れた点〉

○学生生活支援室にキャンパスソーシャルワーカーが配置され、進路等に関わる問題を含め、多様な学生相談等を実施している点は評価できる。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地面積、校舎面積は設置基準を満たし、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報処理施設等の施設設備は十分に授業に活用されている。また、施設・設備の運営と管理は、関係諸法令に基づき点検、修繕、更新等が適切に実施され、一部の教室では改修を行い、オンライン・オンデマンド授業に対応できる ICT（情報通信技術）機器が導入されている。図書館規模は適正であり、幼児教育・保育の専攻学生を支援する絵本を多く所蔵し、それらを十分に利用できる環境を整備している。スロープ、段差ステップの整備や車椅子升降機を設置するなど、学修等の学内活動の利便性に配慮している。演習科目、実習関連科目については、関係法令に則した履修者数を設定している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

授業評価アンケートを実施し、その結果は、FD・SD 委員会で適切に分析し、授業等にフィードバックして活用している。また、多くの授業では「リアクションペーパー」も活用し、学生の意見を常に把握できる環境を整備している。学生の意見をくみ上げるシステムとして学生会や学生委員会が行うアンケート調査等もあり、学修環境に関わる学生の要望や意見等を適切に把握し、校舎・施設等の改修あるいは学修環境支援活動なども企画、実施している。また、学生の生活に関する意見・要望については、学生課が窓口となり専門的な組織への連絡・共有が行われている。例えば、心身の支援が必要な学生の場合には、健康生活支援センターへの連絡等によって個別に対応している。学生の意見・要望に関して、多角的に把握し、適切に対応する制度を構築している。

〈優れた点〉

○支援を必要とする学生に食料品や日用品を提供する活動「しらうめフードパントリー」が企画され、教職員と学生ボランティアにより運営されている点について、学生の要望をくみ上げた成果として評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーについては、学科又は研究科ごとに教育目的を踏まえて定め、ホームページ、ガイドブック、履修案内、学生ハンドブックなどで周知している。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等については、学則をはじめとする学内規則に定められており、履修案内に掲載することで学生に周知している。授業計画及び成績評価基準については、シラバスにおいて、「授業計画と授業内容」及び「成績評価方法と成績評価基準」として示されている。大学院研究科の学位論文に係る評価に当たっての基準を設定し、ホームページで公表している。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等については、教務委員会、教授会、大学院教授会で厳正に運用している。単位を授与するために必要な授業時間については学則に定め、適切に確保している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーについては、学科又は研究科ごとに教育目的を踏まえて定め、ホームページ、ガイドブック、履修案内、学生ハンドブックなどで周知している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性については、学科ごとにカリキュラムマップを策定し、科目群の位置付けや学年ごとの課程を示すことで、確保している。教育課程については、カリキュラム・ポリシーに即して体系的に編成し、実施している。教養教育は大学の使命・目的に照らし、1年次から3年次にかけて年間4単位以上の均等な履修を促すなど適切に実施している。授業内容・方法の工夫については、アクティブ・ラーニングを中心とした授業を実施し、授業の活性化を図っている。教授方法の改善を進めるための組織体制については、授業メンター制度を整備している。

〈優れた点〉

○専任教員が執筆した「アカデミック・スキルテキスト 白梅オリジナルテキスト」を導入し、教養教育段階はもとより3・4年次におけるゼミ、関連科目、大学院教育まで体系的に学修できるようにしている点は評価できる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

アセスメントポリシーに基づき、入学時アンケート、学修行動調査、卒業時アンケート、卒業後アンケートなどのアンケート調査の実施と卒論ルーブリック評価や中間評価で学修成果の点検・評価が行われている。三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果については、その可視化としてカリキュラムマトリクスを導入している。学修成果の明示として卒論ルーブリックを導入し、達成度を測るために卒業論文の最終的な成績・評価とは別に指導過程での到達度評価も行われている。卒論ルーブリックの導入に伴い、中間評価として「学修成果の可視化の取り組み（中間評価）」を実施し、結果を明示している。学修成果の点検・評価はアセスメントポリシーに基づき、主に教学 IR 室が各種アンケート等を実施し、その結果をファクトブックにまとめ、教学マネジメント・IR委員会及び学科長が共有している。

〈優れた点〉

○卒業論文の提出者全員が卒業論文の内容を発表する「子ども学会」を開催し、学内に公開していることは、学修成果の可視化の取り組みとして評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第 5 条に「学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する」と規定し、校務における最終的な決定権が学長にあることを明確にしているが、同第 10 条に定める教授会の審議事項に関する事項は、学校教育法を踏まえ、学長が定め、周知する対応を要する。

学長を補佐する体制として、副学長及び学長補佐を置き、教学マネジメントにおいて適切なリーダーシップを発揮するための組織として執行会議及び部長・学科長会議を組織している。

大学の使命・目的を達成するために、学長のリーダーシップのもとに、教授会や各種委員会等を配置することにより、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメント体制を構築している。

事務組織は、職員を規則により適切に配置し、役割と権限を明確化、教学マネジメントの機能性を確保している。

〈改善を要する点〉

- 学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号を踏まえて、大学学則第 10 条第 1 項第 3 号において学長が定めるべき教育課程の編成や教員審査等の「教育研究に関する重要事項」が、同法第 93 条第 3 項に対応する学則第 10 条第 2 項として定められている点は改善を要する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教育組織は、大学及び大学院設置基準、各免許・資格に関する法令・基準等に沿い必要とされる専任教員数を満たし、適正に配置している。

専任教員の採用手続きは、「白梅学園大学・白梅学園短期大学教員採用細則」及び「白梅学園大学・白梅学園短期大学採用細則の運用に関する申し合わせ」に基づき公募し、昇格については、「白梅学園大学・白梅学園短期大学教員昇格細則」に基づいて、申請手続き及び審査手順を定め、適切に運用している。

専任教員の資格審査については、選考委員会及び人事委員会において審査が行われ、候補者を学長に選考理由とともに答申し、学長が教授会に諮り決定している。

「白梅学園大学・白梅学園短期大学 FD・SD 委員会規程」により、委員会を設置し、教職員が建学の理念、教育目標の実現のため、組織的な取組みを推進するための具体的方策を提案し、FD・SD 活動の積極的な推進を図っている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD に関しては、「白梅学園大学・白梅学園短期大学 FD・SD 委員会規程」を定め、同委員会が新入教職員研修などを実施するほか、学生人権擁護委員会と共催で研修会を実施するなど、組織的に行っている。FD・SD 委員会が全学的に実施する以外にも、専任職員の SD 活動については研修費が支給されており、そのほか職務に関する外部の研修会に参加することによって大学運営に関わる職員の資質・能力向上に取り組んでいる。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員については、全員に基本的な設備が備えられた研究室が用意され、快適な研究環境を整備し、有効に活用している。

研究倫理に関しては、「白梅学園大学・白梅学園短期大学における研究活動に係る行動規範」を定めるほか、研究活動における不正行為及び公的研究費の不正使用防止への対応として、各種規則を整備し、厳正に運用している。

研究費に関しては、個人研究費のほか、学内公募による子ども学研究所の研究助成金、学長裁量費に関する規則を整備しており、研究活動への資源配分は適切である。人的支援としても、研究補助者を採用するといった対応をしている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

学校法人は教育基本法、学校教育法その他の関係法令及び寄附行為に基づき、規律と誠実性の確保を基本とする経営及び管理運営を行っており、「ガバナンス・コード」を制定・公表し、公共性・信頼性及び透明性の確保に努めている。

使命・目的を実現するため、「第 1 期中期実行計画」を、最終年度の令和 5(2023)年度に振り返りを実施し、その進捗結果等を踏まえ、「第 2 次中期実行計画（令和 6(2024)年度～令和 10(2028)年度）」を策定し、令和 5(2023)年度から「白梅学園グランドデザイン」の検討も開始しており、引続き使命・目的の実現を目指している。

学校法人に属する関係者全員の人権を擁護するために、「学校法人白梅学園人権侵害の防止に関する規則」を設け、人権侵害の防止及び排除に努めている。

消防法に基づき、「消防計画」や「自衛防災表」等を作成し、避難訓練を実施する等、安全確保に努めている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事の選任は寄附行為に基づき適切に行われ、理事会への出席状況は、概ね良好であり、欠席時には詳細な意思表示の書面が提出されている。

私立学校法及び寄附行為にのっとり理事会を運営し、法人の重要事項について審議・

決定している。円滑な運営を図るため、常勤理事会を設置し、「理事会から常勤理事会への付託（令和元(2019)年 5 月 20 日理事会承認）」に基づき日常の業務運営における意思決定の他、法人及び大学を含む各部門との事前調整・必要事項の整理等を行っている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

常勤の理事で構成する常勤理事会は大学の学長、学部長も構成員であり、大学・併設の短期大学事務局部長が理事会・常勤理事会・評議員会に陪席するなど、法人と大学との意思疎通と連携を図ることができる体制となっている。寄附行為に、理事長は法人を代表し、業務を総理することを定め、理事会の招集、議長を務めるなど、リーダーシップを発揮できる環境を整備している。理事会・常勤理事会・評議員会の議事録は共有フォルダを通じて教職員に公開されており、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携、教職員の提案などをくみ上げる仕組みが整備されている。

監事は寄附行為の定めに従い、理事会、評議員会に出席し、財産の状況及び業務執行状況の確認を行い、理事会、評議員会にその内容を報告している。評議員会の運営は、寄附行為に基づき適切に行われ、私立学校法第 42 条の事項については、評議員会の諮問事項と規定し、あらかじめ意見を聴いている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

令和元(2019)年 9 月に発表した報告書「白梅学園の充実・発展に向けて」において、法人の資金状態について危機意識を共有の上、過去そして今後中長期にわたる資金状況を分析した資金計画を策定し、実行しており、収支差額は減少傾向にあるが黒字経営が続いている。中期実行計画を具体的に実現するための各年度の事業計画は、資金計画に基づいており、確実な財政基盤の確立、収支バランスの安定化に向け適切な財務運営の確立に努めている。

使命・目的及び教育目的の達成のため、資金計画においては人件費・物件費より ICT・施設も含めた教育研究費に資金シフトを行っており、子ども学研究所においては科学研究

費助成事業の申請支援を実施するなど外部資金の導入努力を行っている。

資産運用は、資金運用規程に基づき、適切に行われている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、会計規程に基づき学校法人会計基準に準拠し、適正に実施している。

会計監査は、監事及び公認会計士により行う体制を整備し、厳正に実施されている。

学生数の大幅な減少などによる当初の事業計画及び予算の大幅な変更が生じた場合には、「補正予算編成方針および予算変更における手続きについて」により補正予算を編成するものとされている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学・大学院学則において自己点検・評価を実施して結果を公表すると定め、内部質保証に関する全学的な方針として内部質保証方針を策定、明示している。内部質保証方針において自己点検・評価委員会を内部質保証のための恒常的な組織と規定し、「白梅学園大学自己点検・評価規程」によって同委員会の組織及び責任体制を明確化している。自己点検・評価委員会は学長はじめ各部門の責任者で構成されており、自己点検・評価の実務を担当する自己評価担当者を設置して全学的な体制で自己点検・評価を行っている。自己点検・評価委員会は、各種データの収集・分析を行う教学マネジメント・IR 委員会及び教学 IR 室と協働することによって、全学の諸活動について網羅的な検証を行うことのできる内部質保証体制を構築している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「白梅学園大学自己点検・評価規程」「白梅学園大学自己点検・評価規程細則」に基づき、自己点検・評価委員会と自己点検・評価運営委員会を組織し、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。日本高等教育評価機構の基準項目に準拠した自己点検・評価票を用い、自己点検・評価委員会が中心となって全学的な教職協働により、エビデンスに基づいた自己点検・評価を行っている。自己点検・評価の結果は概要としてまとめ、自己点検・評価委員会での審議、教授会での報告を経て、ホームページにて公表している。大学機関別認証評価を受ける年には、自己点検評価書を作成し、評価結果公表後にホームページに掲載している。教学マネジメント・IR 委員会及び教学 IR 室を設置し、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証方針に基づき、大学レベル、教育課程レベル、授業レベルの内部質保証システム、PDCA サイクルの仕組み、体制を確立している。三つのポリシーを起点とした教育の質保証のために学修成果評価方針としてアセスメントポリシーを整備し、これに基づくデータの収集と分析、各部署・委員会等へのフィードバックを教学マネジメント・IR 委員会と教学 IR 室が行っている。中期実行計画及び各年度の事業計画における進捗・達成状況を事業報告書において検証し、改善に結びつけている。また、大学機関別認証評価において指摘された事項等の改善に着実に取り組み、その結果を適切に公表している。このように大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みを確立し、その実質化に努めている。

〈参考意見〉

○研究科及び学部・学科ごとの人材の養成に関する目的や教育上の目的が学則等に定められておらず、大学・大学院学則に定める教授会の審議事項が学校教育法第 93 条の趣旨に対応していない点が見られるので、内部質保証の観点から速やかな対応が望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 子ども学研究所を基盤とした地域社会との連携及び地域社会への貢献

A-1. 地域連携事業に関する方針と体制

- A-1-① 子ども学研究所による地域連携事業の方針
- A-1-② 子ども学研究所による地域連携事業の組織・体制
- A-1-③ 地域社会との連携状況

A-2. 地域連携事業の活動内容と成果

- A-2-① 子ども学研究所による多様な分野による具体的な地域活動
- A-2-② その他地域活動、公開講座等による発信活動

【概評】

子ども学研究所は、令和元(2019)年の設立以来、教育・研究成果を地域に還元し、地域社会への貢献を目指して活動している。同研究所の活動は大きく三つに分けられる。一つは、「研究事業」であり、子ども学に関する研究を支援し、その成果を広く発信する。二つ目は、「地域連携事業」であり、地域課題解決のための活動や、大学独自の分野における先端的な研究・活動を支援する。そして三つ目が、「成果発信事業」であり、公開講座や雑誌「子ども学」の発行を通して、研究成果や実践知を地域に還元する。特に、「地域課題解決型活動プロジェクト」の公募や特定課題活動の支援など、地域が抱える諸課題の解決に向けて積極的に取り組んでいる点は特筆すべき点である。また、組織体制の構築においても、外部顧問や相談役との連携、運営会議や連絡会の実施など、着実に取り組んでいる。

同研究所は、地域課題解決に向けた積極的な取り組みや、近隣自治体との連携など、地域貢献に向けて着実に成果を挙げている。多様な地域活動の実施と、公開講座や雑誌「子ども学」による成果発信は、同研究所の大きな特徴といえる。これらの活動を通して、地域活動で得られた知見や実践知を広く地域に還元している。地域連携事業の活動内容と成果は、多様な地域活動の実施、近隣自治体との連携、大学教員と地域住民の交流、公開講座や雑誌「子ども学」による成果発信などに典型的に表れている。同研究所は、多様な地域活動と成果発信を通して、地域貢献に向けて着実に有益な成果を挙げている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 『アカデミック・スキルテキスト』

学部教育における研究倫理教育の実質化が求められ、学修者本位の教育が求められている時代背景を受けて、スタディ・スキルならびに研究倫理教育に関する全学共通テキストを作成した。本学の学位分野、教育課程に対応させた内容とするために、市販のテキストではなくオリジナルのテキストとして作成することが、学術情報委員会より提案された。

本学において、教養教育の在り方を問い直すことにもつながることから、教養教育課程委員会と学術情報委員会、研究倫理審査委員会を中心としたワーキング・グループを立ち上げ、令和5(2023)年度に内容検討を本格化させ、執筆を開始した。その結果、スタディ・スキルと研究倫理に焦点化し、かつ、学年による学びの質の差に対応させるために三部構

成のテキストを完成させた。令和 6(2024)年度より教養教育の卒業必修科目「教養基礎演習」「教養発展演習」では教科書として使用し、さらには専門教育課程での「専門ゼミナール」を始め、研究倫理が必要な科目についての参考テキストとした。本テキストを導入することによって、入学段階から卒業段階までのアカデミック・スキルの獲得を体系的に、共通的に学修できるようになった。また大学院での学修者に必要な研究倫理教育についても発展的な内容を網羅させた。本テキストを使用することで、全学的なアカデミック・スキルの向上、研究倫理教育の充実が可能となった。

2. 白梅子育て広場

平成 17(2005)年にスタートした「白梅子育て広場」(以下、子育て広場)の活動は、平成 16(2006)年度文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」の補助金を得て全学的な活動として教育研究を充実させ、平成 19(2007)年度には「白梅子育て広場 GP 学生委員会」(以下、GP 学生委員会)を組織し、以後全学科 1 年生が履修する授業と、GP 学生委員会の活動を併せて継続している。現在は「地域子育て支援演習」担当教員が運営支援している。

令和 5(2023)年度では、学内で子育て広場を 3 回実施し、4 月開催の際は武蔵野美術大学の学生も準備から参加、8 月オープンキャンパスでは活動紹介の他に高校生の参加があった。また、学園祭(10 月)でも子育て広場を実施した。学外活動としては、ルネこだいら夏休みフェスタ(8 月)、小平市産業祭(11 月)で出前広場を実施。また、新たな地域連携として、令和 4(2022)年にブリヂストンを拠点に立ち上がった「小平共創コミュニティ」にも参加した。これは小平市の福祉団体(障がい児の放課後デイサービス、福祉作業所、地域生活支援センター)や武蔵野美術大学、白梅学園大学の学生有志が、それぞれの取り組みで感じる課題を共有し、コミュニティメンバーの経験や知識、つながりを生かして、地域の社会課題解決を目指すというもので、「つながるまつり」へ参加するとともに、異彩たちのアート展でワークショップを実施した。さらに、地域の高齢者施設の小川ホームにて行われた「おがワンフェスティバル」にも参加した。1 月には第 17 回シンポジウムを開催し、活動総括をするとともに、地域住民とのグループディスカッションも実施した。

GP 学生委員会の学生は、積極的に活動に取り組んでおり、卒業後も子育て広場開催時に参加する者も多い。子育て広場の活動を通して、学生の企画力、実践力、省察力などが伸びるとともに、上級生や地域の人たちと学び合う関係性も着実に広がっている。

Ⅳ 大学の概況(令和 6(2024)年 5 月 1 日現在)

開設年度 平成 17(2005)年度
所在地 東京都小平市小川町 1-830

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
子ども学部	子ども学科 発達臨床学科※ 家族・地域支援学科 子ども心理学科 教育学科

子ども学研究科	子ども学専攻

※は募集停止

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 2 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 23 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 6 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 7 日	実地調査の実施
10 月 8 日	第 2・3 回評価員会議開催
10 月 9 日	第 4 回評価員会議開催
11 月 6 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 10 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見あり)
2 月 10 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

33 星槎大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

建学の精神に基づき、大学の使命・目的を「人と人、そして人と自然が共生する社会の創造に貢献する」として「共生」という理念で結び、これを学則に明示している。学びたい意欲のある全ての人たちに、学修機会と環境を提供するという個々人に合った学修形態を選択できる特色を生かした「共生」という考えを掲げ、簡潔に明文化し、学生等に周知している。

大学の使命・目的及び教育目的は、大学ホームページや学生募集要項、個別相談会等で学外へ周知するとともに、学生には学生ハンドブック等で周知し、全教職員に対しては学長から直接説明している。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）とカリキュラムの改変を行うなど、社会の変化に応じた取組みを行っている。

「基準 2. 学生」について

学部、大学院ともに教育目的を踏まえて学部及び研究科ごとにアドミッション・ポリシーを策定し、大学ホームページや学生募集要項、学生ハンドブック等で周知している。全教職員に学修の具体的な支援を記した「教員ハンドブック」を配付し、学修支援体制を教職協働で整備、実施している。キャリア支援、教育のための組織として「星槎大学附属総合学修・就職支援センター」（以下「総合支援センター」という。）を設置し、相談支援体制を整えている。

校地・校舎等の施設・設備について通信制大学という特殊性を踏まえつつ、教育目的を達成するために必要な整備を行い、バリアフリー化を図っている。

全科目について授業改善アンケートを実施し、その結果をシラバスに反映できるよう実施周期を工夫している。全学 FD 研修会でも結果のフィードバックと授業改善の議論が行われ、アンケートの分析結果を学修支援体制の改善に活用している。

〈優れた点〉

○学修支援の一環として、学生向けの「学修指導書」や、配慮が必要な学生への対応を示した「学生支援のためのスクーリングサポートブック（教職員用）」を作成・配付し、学生への教育を、教員が円滑に行える支援体制を構築していることは評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的に応じたディプロマ・ポリシーを課程単位で定め、これをもとに単位認定基準や卒業認定基準、年間履修登録単位数の上限、他大学等における履修単位及び入学前の既修得単位の認定単位数の上限についても大学ホームページや学生ハンドブック、教員ハンドブック等に掲載し周知している。

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーに沿ってカリキュラム・ポリシーを定め、大学ホームページ、学生ハンドブックに掲載し周知している。カリキュラムマップを作成し、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的な教育課程の編成を行い実施している。学部では「授業改善アンケート」を実施し、ディプロマ・ポリシーの達成度を確認するとともに、その結果を全学 FD 研修会等で教職員にフィードバックしている。

「基準 4. 教員・職員」について

「星槎大学 基本組織規程」において学長の職務を明確に定め、学長を補佐する役割として副学長及び学長補佐を置き、それぞれの役割についても同規程で定めている。大学の使命・目的を達成するため、「星槎大学 事務組織規程」及び「星槎大学 事務分掌規程」を定め事務体制を構築し、適切に職員を配置している。

教育研究に関する重要な事項で、教育学研究科教授会や教育実践研究科教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定める事項を定めておらず、今後、改善が求められる。

大学職員としての育成方針及び星槎グループ職員としての育成方針を定めた上で、研修を実施し、職員の資質・能力向上に努めている。

研究倫理に関しては、研究倫理に関する規則を制定し、研究倫理委員会及び研究倫理審査委員会を設置して厳正に運用し、不正防止に努めている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為に基づき、教育基本法、学校教育法や私立学校法などの関連法令を遵守し、適正に運営している。

理事会を定期的開催し、経営の基本方針や将来計画、予算や事業計画、決算・事業の実績、規則の制定・改廃をはじめとする法人の重要事項について審議・決定するとともに、各設置校の運営・経営状況の把握と経営的安定に向けた予算執行状況の把握・指導、財務基盤の安定・強化に向けた指導・助言等を行っている。法人では「学校法人国際学園 中期経営計画」を策定し、財務上の数値目標を掲げて財務運営を行い、安定した財務基盤の確立を目指している。

会計処理については、学校法人会計基準、「学校法人国際学園 経理規程」や「学校法人国際学園 経理規程補足」等に基づき、適正に行われている。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証に関して、中期経営計画のほか IR 室規程及び組織体制を整備し、全学的な方針を示している。IR 室等が中心となって教育研究活動の点検や見直しを行い、点検・評価の結果を直接大学運営につなげるなど内部質保証のための取り組みと責任体制が確立している。

委員会の活動成果は、「委員会実績報告」にまとめられ、学長が各委員会の PDCA サイクルを点検・評価し、大学運営会議で大学全体の方針を検討している。三つのポリシーを起点とし、外部評価や内部質保証に向けた FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)活動をもとに、内部質保証のための PDCA サイクルを機能する仕組みを整備している。

アセスメント・ポリシーを制定し、令和 6(2024)年度からアセスメント・プランの指標に基づいて運用・教育改善に取り組んでいる。

〈優れた点〉

○IR 室がその機能を十分に発揮し、教育研究情報や学生支援、社会貢献活動等のデータと分析結果を「ファクトブック」に取りまとめて研修会を実施し、教育研究や学生募集活動などの改善に活用している点は高く評価できる。

総じて、大学は、学長のリーダーシップのもと、建学の精神にのっとり、使命・目的及び教育目的と三つのポリシーを定めて、学びたい意欲のある全ての人に学修機会を提供する通信制大学に対応した学修環境を整備しており、経営・管理においても中期経営計画を支える安定した運営基盤のための財政運営に努めている。自己点検・評価体制を構築し、教育研究の取り組みや学生募集活動の改善に努め、教育の質向上に結びつけている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会との連携及び地域社会への貢献」「基準 B.国際協力・国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. インクルーシブな大学教育
2. 多様な教職課程

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

「社会に必要とされることを創造し、常に新たな道を切り開き、それを成し遂げる」という建学の精神に基づき、大学の使命・目的を「人と人、そして人と自然が共生する社会の創造に貢献する」として「共生」という理念で結び、これを学則に明示している。

学びたい意欲のある全ての人たちに、学修機会と環境を提供するという個々人に合った学修形態を選択できる特色を生かした「共生」という考えを簡潔に明文化し、学生ハンドブックや大学ホームページ等で明示している。

社会の変化に応じた教育目的などの検証と見直しを行ったほか、基幹教員制度の導入など新たな制度方針に柔軟に対応している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神や使命・目的に沿った中長期的な計画を役員、教職員が参画する大学運営会議の審議を経て策定している。

大学の使命・目的及び教育目的は、大学ホームページや学生募集要項、個別相談会等で学外へ周知するとともに、学生には学生ハンドブック等で周知し、全教職員に対しては学長から直接説明している。

複数年かけて三つのポリシーとカリキュラムの改変を行い、社会の変化に応じた取り組みを行っている。

大学の使命・目的達成のために 1 学部 1 学科 5 専攻を、大学院に教育学研究科と教育実践研究科を設置している。

基準 2. 学生**【評価】**

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学部、大学院ともに教育目的を踏まえて学部及び研究科ごとにアドミッション・ポリシーを策定し、大学ホームページや学生募集要項、学生ハンドブック等で周知している。アドミッション・ポリシーには建学の精神と教育理念についての記述を含んでいる。

学部の入試では、アドミッション・ポリシーに沿って志望理由書で書類選考を行い、10月入学の枠を設ける等、多様な学生に門戸を開いている。また、アドミッション・オフィサーにより入学者受入れの実施状況の適切性の検証が行われている。大学院では、アドミッション・ポリシーに沿った入学審査を行っている。

学部では、書類選考のみのため作問の必要性はないが、大学院では、星槎大学大学院入試委員会において、一定の基準に基づいて試験問題の作成を行っている。また、入学定員、収容定員に沿って在籍学生を適切に確保している。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

全教職員に学修の具体的な支援を記した「教員ハンドブック」を配付し、学修支援体制を教職協働で整備、実施している。マンツーマン指導員を基幹教員が担い、各種相談や指導を行うほか、科目ごとに「学修指導書」を作成し、スクーリングやパソコン操作等の通信制大学ならではの学修スタイルに対応した仕組みを構築している。

TA等の教育活動体制を整備し運用している。オフィスアワーを設け、一斉 E メール等で学生に周知をしている。

多様な、配慮を要する学生への対応については、規則等を整備しているほか、教職員向けの「学生支援のためのスクーリングサポートブック（教職員用）」を作成・配付し、研修会を実施している。

マンツーマン指導員が、休学・中途退学の手続きを進める前に学生の対応を行い、必要に応じてフォローアップを行っている。

〈優れた点〉

○学修支援の一環として、学生向けの「学修指導書」や、配慮が必要な学生への対応を示した「学生支援のためのスクーリングサポートブック（教職員用）」を作成・配付し、学生への教育を、教員が円滑に行える支援体制を構築していることは評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア教育科目としては「キャリアデザイン入門」「キャリアデザイン基礎」「インターンシップ」等の科目を開講している。これらは、在籍学生の半数以上が、有職者あるいは社会人経験者であること等を踏まえた内容となっている。

キャリア支援、教育のための組織として総合支援センターを設置し、相談支援体制を整えている。寄せられた相談に対しては、ウェブ会議システム等を活用し、丁寧かつ具体的な対応を行っている。総合支援センター内の就職支援室には就職支援コンサルタントを置き、「就職支援ガイダンス」を開催しているほか、進路相談等について、マンツーマン指導員や学生ポータルサイトの質問フォームからいつでも対応できる体制をとっている。大学の特徴として、18歳年齢層と社会人学生が混在する中、キャリアプランを踏まえた就職支援を行う体制を構築している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスの組織として総合支援センターが設置され、相談窓口として機能しており、学生ハンドブック等でその周知が図られている。また、「附属総合学修・就職支援センター運営委員会」において、相談内容等を共有し、検証を行っている。

通信制大学であるが、18歳年齢層入学者の増加に伴い、クラブ活動等の課外活動の取組みを支援し、総務部が管轄している。

学生への経済的な支援としては、「星槎大学 学費の減免に関する規程」を設け、特別な事由により学長が認めた者を対象に支援を行う体制を整えている。また、学費の分納制度も設けている。大学院は、教育訓練給付制度の対象校となっているほか、成績優秀者で職場からの推薦がある学生を対象に、入学金を免除する制度を設けている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地・校舎等の施設・設備については、設置基準上必要とされる要件を満たしており、通信制大学という特殊性を踏まえつつ、教育目的を達成するために必要な整備を行い、バリアフリー化を図っている。耐震化率は 100%となっている。

ICT（情報通信技術）環境は適切に整備されており、ライブ、ハイフレックスによるスクーリングにも対応可能な環境となっている。

通信制大学の特性上、図書館利用者は少ないものの、電子ジャーナルへ切替えを図るほか、宅配便による貸出しを行う等、学生の利便性の向上を図っている。

スクーリングは、教育的効果を意識し、例えば、ウェブ会議システム運用や授業の特性を踏まえて受講者数の上限を設ける等、適切な管理に努めている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

全科目について、継続的に授業改善アンケートを実施し、その結果をシラバスの作成に反映できるよう、実施する周期を工夫している。全学 FD 研修会においてもアンケート結果のフィードバックと授業改善の議論が行われ、アンケートの定量分析結果を学修支援体制の改善に活用している。学生生活に関する現状把握については、入学願書への記載からのくみ上げのほか、個々の学生からの面談時の聞き取りなどで行い、対応をしている。卒業時アンケートの結果をもとに、学修環境を踏まえた授業改善のための研修会や情報機器操作等の説明会を開催している。また、通信制大学として培ったノウハウを生かして学修環境を再構築する等、学修環境の改善に向けて継続的に取り組んでいる。

基準 3. 教育課程**【評価】**

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的に応じたディプロマ・ポリシーを課程単位で定め、大学ホームページ、学生ハンドブック、教員ハンドブック等に掲載し周知している。

ディプロマ・ポリシーをもとにした単位認定基準や卒業認定基準、年間履修登録単位数の上限、他大学等における履修単位及び入学前の既修得単位の認定単位数の上限を定め、大学ホームページ、学生ハンドブック、教員ハンドブック等により周知している。大学院における学位論文の審査においても、審査の観点を明確に示し、厳格に判定を行っている。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーに沿ってカリキュラム・ポリシーを定め、大学ホームページ、学生ハンドブックに掲載し周知している。

カリキュラムマップを作成し、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的な教育課程の編成を行い実施している。履修登録単位数の上限を設け、単位制度の実質化を図っている。

教養科目には、社会人学生が多いことや 18 歳年齢層の入学者が増えていることを踏まえ、幅広い教養を身に付けられるようにさまざまな特徴の科目を配置している。

ウェブ会議システムを活用したアクティブ・ラーニングを実践するなど、授業に工夫を凝らしている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

授業科目とディプロマ・ポリシーとの関係をシラバスに示し、単位認定、卒業認定や修了認定を行っている。

学部では「授業改善アンケート」を実施し、ディプロマ・ポリシーの達成度を確認するとともに、その結果を全学 FD 研修会等で教職員にフィードバックしている。教育学研究科修士課程では、「授業評価アンケート」を実施し、その結果を担当教員にフィードバックしている。教育学研究科博士後期課程では、「学生満足度調査」を行い、その結果を教員にフィードバックしている。教育実践研究科専門職学位課程では、「授業アンケート」を実施し、その結果について「自己評価書」にまとめている。

基準 4. 教員・職員**【評価】**

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するため「星槎大学 基本組織規程」において学長の職務を明確に定め、学長を補佐する役割として副学長及び学長補佐を置き、それぞれの役割についても同規程で定めている。学長が円滑な大学運営を遂行できるように補佐するため企画室を、効率的・効果的な計画立案、戦略策定、評価、意思決定を支援するため IR 室を置いている。

教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定める事項について、大学院においては定めていないものの、学部においては定めて意見を聴取している。

大学の使命・目的を達成するため、「星槎大学 事務組織規程」及び「星槎大学 事務分掌規程」を定め事務体制を構築し、適切に職員を配置している。

〈改善を要する点〉

○教育学研究科教授会及び教育実践研究科教授会において、教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定める事項を定めておらず、周知していないことについて改善を要する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

学部、大学院とも設置基準を満たした教員数を確保して適切に配置している。各教員は自分の専門分野に合った適切な科目を担当し、学生支援や大学運営にも積極的に関わっている。

教員の採用に当たっては、学部・各研究科の教育目的や教育課程における必要性に合わせて募集し、教員選考規程や採用の基本方針に沿って選考している。教員の昇任についても、教員選考規程に定めた資格基準に沿って適切に審査している。

FD 研修については、大学全体での教員の資質向上と組織的な教育の能力向上を目的として、全学 FD 委員会において企画・計画を策定し、各年度共通の取組みと年度ごとのテーマに沿った取組みを行っている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学職員としての育成方針及び星槎グループ職員としての育成方針を定めた上で、法人主催及び大学としての職員研修を実施し、外部主催の研修も活用しつつ職員の資質・能力向上に努めている。全学 FD 委員会所管の FD・SD 研修会については教職員協働で研修を実施しており、研修後にアンケートを集約して結果を教職員に向けて配信する等、改善に努めている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境に関して、学部では分野を同じくする基幹教員に合同の研究室を設置し、大学院では専任教員に研究室を割当てている。また、大学院生の研究スペースとしてラーニング・コモンズの機能を有するラウンジスペースを設置している。

研究倫理に関しては、研究倫理に関する規則を制定し、研究倫理委員会及び研究倫理審査委員会を設置し厳正に運用している。また、全教員に対して個人研究費配分の際に「研究倫理研修」を行い、研究不正の防止に努めている。

研究活動への資源配分に関しては、「星槎大学 教員の個人研究費について（内規）」に基づき個人研究費を配分し、学内公募による「『共生科学』共同研究助成研究プロジェクト」制度を設けている。また、科学研究費助成事業については教務課と附属研究センター委員が研究計画書にアドバイスをを行い、その他外部資金については情報共有を適切に行うことで、その獲得に努めている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき、教育基本法、学校教育法や私立学校法などの関連法令を遵守し適正に運営している。「学校法人国際学園 コンプライアンス行動規範」を定め、法人のコンプライアンスを維持し、経営の規律を保持している。法人として必要な情報については、大学ホームページ等に公開している。理事会を中心とした管理運営体制を構築し、使命・目的の実現に向けて継続的に努力している。

大学施設においては、節電に努めるとともに LED 化を順次進め、LED 照明器具への更新がほぼ完了している。大学においては、会議資料等含めデータファイル化を進め、ペーパーレスにも取り組んでいる。

ハラスメント防止規程や危機管理規程、危機管理ガイドラインを定め、人権や安全に関する配慮に努めている。学生の安全に配慮し、自然災害発生時には速やかに安否確認ができる体制を整えている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為において、理事会を最終的な意思決定機関として明確に定めるとともに、その責務を規定している。理事は寄附行為に沿って適切に選任され、理事会への出席状況も良好である。

理事会を定期的を開催し、経営の基本方針や将来計画、予算や事業計画、決算・事業の実績、規則の制定・改廃をはじめとする法人の重要事項について審議・決定するとともに、各設置校の運営・経営状況の把握と、経営的安定に向けた予算執行状況の把握・指導、財務基盤の安定・強化に向けた指導・助言等を行っている。

理事会における審議題については、経営会議において事前に検証し、理事会において迅速かつ的確に意思決定ができるように配慮している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会は意思決定機関として、法人の業務の決定と理事の職務の執行を監督する役割を担っており、経営会議を毎月開催して、法人と大学とのコミュニケーションと意思疎通の円滑化を図っている。学長が理事に就任しており、理事会において大学の意思を反映する体制となっている。

教員を対象に目標管理制度を導入し、学長等との面談を通じてさまざまな提言や要望をくみ上げている。職員についても事務局長による面談等で意見をくみ上げ大学運営に反映させている。

法人及び大学の各管理運営機関の相互チェック体制については、評議員会及び監事監査がその機能を担っている。評議員及び監事は寄附行為に基づき適切に選任され、会議への出席状況も良好である。監事の職務を「学校法人国際学園 監事監査規程」に定めており、適切に職務を遂行している。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人では「学校法人国際学園 中期経営計画」を策定し、財務上の数値目標を掲げて財務運営を行い、安定した財務基盤の確立を目指している。

法人の収支バランスに関しては、法人分離により法人全体の収支状況が一時的に悪化したものの、法人分離後の令和 5(2023)年度では改善しており、学生生徒等納付金の改定や履修登録率向上等の取組みを通して安定化を図っている。

また、通信制大学においては私立大学等経常費補助金対象となる学生数は登録料納付者に限られるため、納付手続きの簡便化、適切な定員管理や定員充足率の向上に注力することで、補助金の増加に取り組んでいる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準、「学校法人国際学園 経理規程」や「学校法人国際学園 経理規程補足」等に基づき、適正に行われている。

会計監査については、公認会計士による会計監査、監事による監査及び内部監査チームによる内部監査の体制が整備され、厳正に実施されている。

また、補正予算を編成し、決算額と予算額が著しくかい離しないよう努めている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関して、中期経営計画のほか IR 室規程及び組織体制を整備し、全学的な方針を示している。

全学自己点検・評価委員会や IR 室が中心となって教育研究活動の点検や見直しを行っており、点検・評価の結果を直接大学運営につなげるなど内部質保証のための取組みと責任体制が確立している。

自己点検・評価活動の成果について、学長を中心とした教職員全体での教育研究活動に活用するなど、大学を巡る動向や社会的要請の変化に対応している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価を実施するため全学自己点検・評価委員会が組織されている。自己点検・評価を3年サイクルで実施し「自己点検・評価書」にまとめ、内部質保証のための自主的な取組みを行っている。

自己点検・評価の内容及び必要な改善内容は、全学協議会で周知し共有を図るとともに、「自己点検・評価書」として大学ホームページに公開している。

自己点検・評価の結果、抽出された課題について、各種委員会が「委員会運営計画」を作成し、改善に取り組んでいる。

委員会の活動成果は、「委員会実績報告」にまとめられ、学長が各委員会の PDCA サイクルを点検・評価し、大学運営会議で大学全体の方針を検討している。

IR 室を設置し、主に教学に関する各種調査の集計や分析、「ファクトブック」の発行を行い、分析結果を教職員と共有している。

〈優れた点〉

○IR 室がその機能を十分に発揮し、教育研究情報や学生支援、社会貢献活動等のデータと分析結果を「ファクトブック」に取りまとめて研修会を実施し、教育研究や学生募集活動などの改善に活用している点は高く評価できる。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とし、外部評価や内部質保証に向けた FD・SD 活動をもとに、内部質保証のための PDCA サイクルを機能させる仕組みを整備している。

アセスメント・ポリシーを制定し、令和 6(2024)年度からアセスメント・プランの指標に基づいて運用・教育改善に取り組んでいる。

中期経営計画や自己点検・評価の結果を踏まえ、令和 6(2024)年度の全学的カリキュラム改訂や三つのポリシーの見直しを行うなど内部質保証の仕組みが機能している。

学部内の複数専攻間の連携を図るため、学部教育連絡会議を設置している。

大学独自の基準に対する概評**基準 A. 地域社会との連携及び地域社会への貢献****A-1. 地域との連携・協力に関する方針と方策**

A-1-① 地域との連携・地域への貢献の意義及び貢献の継続性

A-1-② 「共生社会」構築への参加・支援

A-1-③ 大学が持っている人的資源の地域社会への提供

【概評】

建学の精神、使命・目的、教育理念に基づく事業として、社会貢献室内に「星槎大学附属エクステンションセンター」（以下「エクステンションセンター」という。）を常設し、社会貢献・地域社会との共生を推進している。

箱根キャンパスがある箱根町、星槎グループ本拠地の大磯町等と包括連携協定を締結し、地域共生社会の実現を目指す取組みを行っている。例えば箱根町では、箱根フェスティバルの開催や、防災拠点として災害支援に関わっている。また、大磯町では、福祉活動計画策定委員会において助言を行う等、地域の課題に共に取り組んでいる。サテライトカレッジを設置している沖永良部島ではインターンシップやボランティア活動を通してリーダー人材を育成する取組みを行っている。

エクステンションセンターでは、公開オンライン講座を開催し、大学の人的資源を地域社会に提供している。講座開設に当たっては、例えば大磯町の「高齢者の孤立が進む現状の打破」という要望や、箱根町の「発達障害などのある児童・生徒・成人への対応の在り方」等の要望を踏まえた開設も行っている。

基準 B. 国際協力・国際交流**B-1. 国際交流**

B-1-① 海外からの学生の受け入れ

B-2. 国際協力・国際交流成果の社会への還元・発信

B-2-① SEISA・ASIA・AFRICA・BRIDGE (SAAB) 知繋プロジェクト

B-2-② 附属国際問題研究所・星槎ジャーナルによる社会への還元 発信

【概評】

「星槎大学附属国際交流センター」を設置し、世界子ども財団、星槎グループとの有機的連携を図り、短期研修や留学生の受入れプログラムを実施している。コロナ禍においても、教員の研究活動を通じた特別セミナーの実施など、研究を通して交流を継続している。

共生社会の実現という理念に基づき、国を超えた大きなテーマでもある国際平和に向けた活動と提案を行っている。具体的には、国際交流フェスティバル「SAAB」を開催し、貧困問題、環境問題等への取組みを発信し、国際交流を拡大している。また、「星槎大学附属国際問題研究所」を設置し、シンポジウム等を通して国際問題に関わる知識や情報等を社会に発信している。ほかにも、ウェブ情報誌として星槎ジャーナルを創設し、国際問題をはじめとする国際的関心事、出来事等を社会に発信している。なお、情報誌の創設には、共生という観点から国際問題等を学生に易しく解説するというねらいもあり、「共生科学国際協力論」の授業で教材として活用し、学生の学びにつなげている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. インクルーシブな大学教育

本学は、「誰でも、いつでも、どこでも学べる」を設置趣旨としており、従来、高等教育を受ける機会に恵まれなかった学生に対しても学びの場を提供している。例えば、地理的な環境においては、通学制大学は、都市部に集中しているのに対し、地方部や離島に在住している場合、居住地域を離れなければ大学教育を受けることができなかった。また従来の通信制大学では、実際に会場に赴き、スクーリングを受講しなければならず、交通費、宿泊費、移動時間などコストがかかったが、本学では、Zoom 等 Web 会議システムを利用して、実習科目、実技科目以外の大多数の科目においては、自宅で受講することが可能になっている。学生の居住地域は、時差の問題はあるが、海外に居住しながら、本学の特徴である教員養成課程を受講している学生もおり、ワーキングホリデーや、日本人学校勤務、海外青年ボランティアで活動中の学生もいることも本学の特徴である。こうしたことは電子メールなどの ICT の発展により、オンラインレポート提出などが可能になったことで実現した。自宅でスクーリング受講が可能になっていることは、令和 2(2020)年からの COVID-19 に対する対応にも生かされた。保育所や学校、福祉施設、医療施設等に勤務している学生らは、自宅で受講をすることによって感染対策を最大限行うことができた。通学制大学においてもリモート講義は広がっていたが、本学においては、コロナ禍前より、WEB 会議システムによる講義を行っていたので、混乱なく対応が可能であった。また、視覚障害や聴覚障害などの身体障害や、限局性発達症、自閉スペクトラム症等の発達障害があるとされる学生においても、通信制大学ならではの合理的配慮を行うことができるのが本学の特徴である。ICT の発展により、視覚障害がある学生には、音声読み上げソフトによって点字を用いずにテキストを読むことができたり、レポート作成が可能になっていたり、音声

文字化字幕ソフトにより聴覚障害がある学生も手話通訳者だけに頼らずにスクーリングを受講できるようになっている。身体が不自由な場合も、自宅で受講できる利点は大きい。これらの支援ツールは、障害がある学生だけではなく、高齢学生においても利点は大きい。以上により、本学では障害の有無にかかわらず、年齢や性別、人種などの違いを乗り越える多様性を受け入れるインクルーシブな大学教育の提供を行っている。今後さらなる ICT の発展により、より多様なニーズに応えていくことを使命としている。

2. 多様な教職課程

本学では、通信制大学として、社会人を積極的に受け入れていることも特徴であり、通信制大学、唯一の中高保健体育、特別支援学校 5 領域（視覚、聴覚、知的、肢体不自由、病弱）の教職課程を有している。また、全 44 校の通信制大学で教職課程を設置しているのは、小学校の教職課程は 13 校、中学校高等学校の英語の教職課程は 9 校、中学校社会の教職課程は 8 校である。教員不足が指摘されている中、本学は通信制を活かし、社会人でも教員免許を取得できる可能性を広げており、我が国の学校教育における社会的役割を果たしていると考えます。令和 4(2022)年に廃止された教員免許状更新講習制度であるが、本学では、通信制大学のノウハウを活かして、平成 20(2008)年の予備講習から積極的に取り組みを行い、多い年では、年間約 13,000 人（延べ人数）が学んだ。このように、教員の現職教育にも力を入れることができ、特別支援教育を含め、我が国の教育に対する支援を行うことができた。

Ⅳ 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

開設年度	平成 16(2004)年度
所在地	神奈川県足柄下郡箱根町仙石原 817-255 神奈川県横浜市中区日本大通り 11 北海道芦別市緑泉町 5-14 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取字向山 3292-2

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
共生科学部	共生科学科（通信教育課程）
教育学研究科	教育学専攻（通信教育課程）
教育実践研究科 （専門職学位課程）	教育実践専攻

Ⅴ 評価の経過

評価の経過一覧

33 星槎大学

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
7 月 31 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 21 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 4 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 2 日	横浜キャンパス実地調査の実施
	10 月 2 日 第 2 回評価員会議開催
	箱根キャンパス実地調査の実施
	10 月 3 日 第 3 回評価員会議開催
～10 月 4 日	10 月 4 日 第 4 回評価員会議開催
10 月 25 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 8 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2 月 12 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

34 聖泉大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

建学の精神に基づき大学の使命・目的を定め、学則に明記するとともに、教育研究上の目的を定めてそれを簡潔明瞭に文章化している。使命・目的及び教育研究上の目的は大学の個性・特色を反映したものであり、ホームページ、大学案内、学生便覧等に掲載し、入学式や学位記授与式での学長式辞等の機会を通じて学生や教職員の理解を求め、学内外に周知を行っている。社会情勢や地域課題に対応すべく教育研究組織の改編やカリキュラム改革を進め、使命・目的及び教育研究上の目的との整合性の検証と三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の見直しを図っている。「学校法人聖泉学園中期目標・中期計画」、三つのポリシーに使命・目的及び教育目的を反映し、達成に必要な学部・学科、研究科、別科、附属施設等の教育研究組織を整備している。

「基準 2. 学生」について

教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを定め、ホームページ等で公表し、適切な体制のもと入学者選抜を実施している。担任制とチューター制を取入れ、学生が相談しやすい体制を整えている。障がいのある学生については支援に関するガイドラインに基づき適切に配慮している。学生サービス、厚生補導のための組織を整備し、全学学生委員会、学部学生委員会、学生課、保健室、カウンセリングセンター等が連携して対応を行っている。大学独自の奨学金制度のほか、ボランティア活動への経済的支援を行っている。学生らが自由に集い共に学びあう空間「Learning Commons（学びあえる空間）」を設置するなど、教育目的達成のための環境を整備している。いち早く学生の意見を聴き、授業改善につなげるため、授業評価アンケートでは中間アンケートを実施している。「一言意見箱」など学生の意見・要望をくみ上げる仕組みがあり、学修環境の改善などに努めている。

〈優れた点〉

- 「学生ボランティア活動への支援に関する規程」を作成し、地域連携交流センターの教職員と学生が一体となり地域貢献活動を積極的に行っている点は評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、一貫性のあるカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページ等で公表している。シラバスではディプロマ・ポリシーと各科

目との関連性と成績評価基準を示しており、単位認定基準とディプロマ・ポリシーを関連付けている。単位認定、進級基準、卒業認定基準等を適切に設定し、履修要項で学生に周知している。教養教育科目を体系的に編成している。授業参観の実施、ティーチング・ポートフォリオの作成・公表により組織的な教授方法の工夫と改善に取り組んでいる。成績評価、授業評価アンケート、ディプロマ・サプリメント、資格取得・就職・進路状況、学生調査・卒業生アンケート等に基づき学修成果の点検・評価を実施している。授業評価アンケートの内容の見直しや評価方法の改善を行い、教員にはアンケート結果をフィードバックし、結果に対する報告書の提出を求めるなど、教育内容・方法の改善に取り組んでいる。

「基準 4. 教員・職員」について

学長が「教育研究評議会」など主要会議体の議長となるなど、学長のリーダーシップが発揮できる体制を整えている。規則等を適切に整備し、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントを構築し、機能させている。教員の採用・昇任等の審査に必要な諸規則を適切に整備・運用し、教員評価のための規則を設け、大学の教育・研究の質的向上に努めている。「FD・SD 委員会」を設置し、全学的な FD(Faculty Development) 研修の実施やティーチング・ポートフォリオの導入・促進等により教育内容・方法の改善、教育の質的向上に取り組むとともに、SD(Staff Development)活動についても組織的に実施している。研究室などの研究環境や研究倫理に関する規則等の整備を行っている。個人研究費については独自の競争的資金の配分を規定し、規則にのっとり研究費の適切な配分を行っている。外部資金獲得のための学習会の開催など、獲得に向けた取り組みを実施している。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

教育基本法、学校教育法の遵守を寄附行為に定めるなど諸規則を整備し、規律と誠実性の維持に努め、適切に経営している。策定した中期目標・中期計画の達成に向け、年度計画の進捗状況管理を行っている。節電・ペーパーレス化の促進やハラスメント防止に関するガイドラインなどの整備を行い、環境保全、人権、安全に配慮した運営を行っている。理事、監事、評議員の選任は適切に行われている。理事会は学校法人及び大学の運営に係る重要事項を審議しており、意思決定体制が機能している。各理事の担務を定め、職員とともに業務遂行に当たっている。理事長による「学長等協議」及び「学部長面談」を定期的に行い意思疎通と連携を図っている。監事の職務執行は適切であり、理事会・評議員会への出席状況も良好である。評議員会は寄附行為に基づき適切に機能している。会計処理、会計監査、監事及び監査法人の監査を適切に実施している。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針を定め、体制を図式化し、内部質保証を推進する組織の権限と役割分担の全体像を分かりやすく明示している。「自己点検・認証評価委員会」を中心とした内部質保証のための組織を構築し、学長が統括責任者となり、教育、研究、管理運営等の状況についての点検・評価と改善が実施できる体制となっている。内部質保証につながる PDCA サイクルの仕組みを構築し、アセスメント・ポリシーにのっとり三つの

ポリシーを起点とした自己点検・評価を毎年度実施し、実施後には「自己点検評価報告書」を作成し、ホームページで情報を公開している。中期目標・中期計画に基づく毎年度の年度計画について年3回進捗管理を行い、自己点検・評価結果を学内で共有している。共有した課題等については次年度の事業計画や次期中期目標・中期計画に反映しており、大学運営の改善・向上に向けた内部質保証の仕組みは機能している。

総じて、大学は、建学の精神「人間理解と地域貢献」に基づき、学長のリーダーシップのもと、人間に対する理解を深め広く社会と地域に貢献できる人材の育成を目指し、多彩な地域貢献活動などを積極的に取入れた教育研究活動に取り組んでいる。

今後も、自主的・自律的な内部質保証に向け、組織的な自己点検活動による地域社会に根差した教育研究活動の推進と、教育研究のより一層の向上に期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準A.地域連携と社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. SDGsを活用した、豊かに働き生活できるびわ湖東北部地域連携
2. 高大連携講座
3. 学内環境改善に向けたガーデニング

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価】

基準1を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目1-1を満たしている。

〈理由〉

学校法人聖泉学園の建学の精神「人間理解と地域貢献」に基づき、学則及び大学院学則に大学と大学院の目的を具体的に明文化し、学部・研究科それぞれの教育研究上の目的を定め、分かりやすく簡潔に文章化している。

使命・目的及び教育研究上の目的は大学の個性・特色を反映し、ホームページ、学生便

覧等に明示している。

社会情勢や地域課題に対応すべく教育研究組織の改編やカリキュラム改革を進めるなど、使命・目的及び教育目的との整合性の検証と三つのポリシーの見直しを行っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的については、学部教授会、研究科教授会、別科運営委員会及び教育研究評議会の議を経て最終的に理事会で承認されることとなっており、具体的なカリキュラム改正等を含め策定時には役員及び教職員が関与・参画し、理解と支持を得ている。

大学の使命・目的及び教育目的をホームページで公表するとともに、大学案内、学生便覧等への掲載、入学式や学位記授与式での学長式辞等の機会を通じて理解を深め、学内外に周知を図っている。

中期目標・中期計画、三つのポリシーに使命・目的及び教育目的を反映し、達成に必要な学部・学科、附属施設等の教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえてアドミSSION・ポリシーが定められ、建学の精神と併せてホームページや大学案内に公表されている。また、アドミSSION・ポリシーに沿って、入学者

選抜などが公正かつ妥当な方法により適切な体制のもと運用されている。多様な人材を受入れるため、複数の入学者選抜区分を採用し、志願者の受験選択の機会を増やし、アドミッション・ポリシーに沿った資質を持つ学生を多く確保できるよう努めている。特に、大学が所在する滋賀県と連携した新たな地域枠入試制度を設け、建学の理念である地域貢献を図るべく人材の輩出に努めている。教育を行う環境確保のため、入学定員及び収容定員に沿って在学学生を適切に確保している。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教務委員会、学生委員会、教務課職員、学生課職員が協働で学修支援に関する運営を担っている。また、担任・チューター制を取入れ、学生が担当教員に学生生活全般に関して相談しやすい体制を整えている。TA 制度が整備されている。オフィスアワー制度を全学的に実施している。オフィスアワー制度以外にも教員は教務システムを通して学生の質問や相談に対応している。障がいのある学生については「障がいのある学生の支援に関するガイドライン」に基づき適切に配慮している。中途退学、休学などの対応及び防止対策として、チューター及び担任が学修支援の必要な学生に対し、学修支援プログラムを作成し個々に支援を行っている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内において、人間学部では学生の社会的・職業的自立のためのキャリア教育の必修科目を配置している。看護学部では社会人として必要な社会人基礎力を修得する科目を各学年に配置している。教育課程外では、キャリア形成の支援、就職活動支援、資格取得支援等を人間学部進路支援委員会と看護学部学生委員会が協議しながら行っている。主なキャリア支援は人間学部では進路面談、「就職支援ハンドブック」の配付、看護学部では就職ガイドブックによる就職面接、ビジネスマナー、履歴書の書き方等の指導を学生課職員と協働で行っている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための組織として、学生課を置き、運営組織として全学学生委員会、学部学生委員会が設置されている。学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談は保健室、カウンセリングセンター、学生委員会、学生課が適切に連携して対応している。カウンセリングセンターを地域の人々が気軽に相談できる施設として開放している。奨学金など学生に対する支援は、大学独自の奨学金、滋賀県看護地域枠奨学金、日本学生支援機構による奨学金を学生募集要項、ホームページ等で紹介しており、経済支援は適切に行われている。課外活動等の支援として地域における学生のボランティア活動を支援している。

〈優れた点〉

○「学生ボランティア活動への支援に関する規程」を作成し、地域連携交流センターの教職員と学生が一体となり地域貢献活動を積極的に行っている点は評価できる。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育館施設、情報センター等が整備され、活用されている。特に、情報センターでは「教育支援システム」の導入により、教員用パソコンの画面をモニターで確認しながら学生が授業に取り組める仕組みになっている。図書館は十分な学術情報資料を確保しており、開館時間は学生が十分に利用できる環境にある。また、学生・教職員が自由に集い、学生が共に学びあう空間である「Learning Commons（学びあえる空間）」を提供している。バリアフリー対策として、自動ドア、建物内外の接続部分のスロープ、エレベータ、点字ブロック、障がい者用トイレや駐車場等を設置している。授業を行う学生数は授業方法や施設、設備等の条件を考慮し、教育効果を十分に担保できるように管理されている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生への学修支援に関する学生の意見・要望をくみ上げる仕組みとして、授業評価アンケートは前期・後期に加え中間アンケートを実施し、より早期に学生の意見を聴き、授業改善につなげている。また、学修支援の必要な学生を洗い出し、学年の担任とチューターが中心となり学修支援を行っている。学生生活に関する学生の意見・要望をくみ上げる仕組みとして、心身に関する問題はカウンセリングセンターや保健室が対応し、経済的支援の必要な学生には教職員が協働して相談に応じている。学修環境に関する学生の意見・要望をくみ上げる仕組みとして、学修管理システム、「一言意見箱」や学生調査があり、収集した要望や意見は関係委員会や部署で検討され、その結果は学生へ公表することにより学修環境の改善に努めている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページ等で公表をしている。また、各授業のシラバスにおいて、ディプロマ・ポリシーと各授業との関連性を明示しており、成績評価の基準を示すことで、単位認定基準とディプロマ・ポリシーを関連付けている。単位認定、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準は適切に設定され各委員会・教授会で厳正に適用されるとともに履修要項で学生に周知されている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、教育目的を反映し定められ、ホームページや履修要項において公表されている。また、シラバスは第三者チェックの実施などにより適切に整備されている。

各学部・学科におけるカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは、それぞれの教育課程においてディプロマ・ポリシーに定めた目標が達成できるように一貫性をもった内容となっている。教養教育科目も設置され教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されている。また、アクティブ・ラーニングを導入し、学生の主体性の獲得や地域の問題解決を目的とした科目もある。授業参観やティーチング・ポートフォリオの作成と公表を実施することで教授方法の工夫と改善に取り組んでいる。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価については、成績評価、授業評価アンケート、ジェネリックスキル測定テスト、ディプロマ・サプリメント、資格取得状況、就職・進路状況、学生調査・卒業生アンケートに基づき実施している。また、FD委員会を中心として授業評価アンケートの評価方法の改善を行うとともに、教務委員会と協働し、ディプロマ・ポリシーを踏まえて評価できるようにアンケート項目の見直しを行っている。教員に対しては授業評価結果を踏まえて、フィードバックし、結果に対しての報告書の提出を求めて教育内容・方法の改善に取り組んでいる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が大学の最高審議機関である「教育研究評議会」など主要な会議体の議長となることで、大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップスタイルを確立し、発揮できる体制を整えている。

教授会の意見を聴く必要がある教学に関する重要事項を学長が定め周知するなど、使命・目的の達成のために必要な規則等を適切に整備・運用することで、大学の意思決定における権限の分散と責任を明確にした教学マネジメントを構築している。

教学マネジメントの遂行に必要な職員は、大学事務局長のもと各種委員会を分担する各部署に適切に配置されており、その役割を明確にした教職協働体制をもって教学マネジメントの機能性を高めている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の採用・昇任等の審査に必要な諸規則が適切に整備・運用され、最終的な決定権が学長に与えられていることで、教育目的及び教育課程に即した教員の確保・配置に教学サイドの意向が十分に反映される体制のもとで運営されている。

併せて、教員評価の仕組みも工夫しており、「教員個人評価に関する規程」を設け、個々の教員が自身の教育・研究活動等を自己点検・評価し、その結果を学長が評価する制度を導入している。これにより教員個々の自己改善・改革を促進し、大学の教育・研究の質的向上に努めている。

また、FD と SD を統合した「FD・SD 委員会」を設置して、全学的な研修の実施やテ

ィーチング・ポートフォリオの導入・促進等による教育の質的向上を進めるなど、組織的かつ積極的に従来の取組みを見直し、教育内容・方法等の改善に取り組んでいる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「SD (スタッフ・ディベロップメント) の実施方針」を教育研究評議会で策定し、目的、求める職員像などを明確にすることで、全学的な方針に基づく SD の実施に努めている。

「FD・SD 委員会」において、SD 研修会の具体的な計画を審議し、SD を組織的に実施している。「FD・SD 委員会」において研修会のアンケート結果をもとに協議を行うなど、見直しも行っている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境の整備について、研究室は十分な広さとなっている。複数の教員で使用する共同研究室は、教員それぞれの席が区分けされており、研究に当たり適切な環境となっている。

「研究倫理規程」等、研究倫理に関する規則を定め厳正に運用している。

研究活動への資源配分に関する規則として「個人研究費取扱要綱」を定めている。「研究推進委員会規程」に独自の競争的資金の配分を規定している。物的支援として、科学研究費助成事業の間接経費を利用して、設備の設置や消耗品の補充を行っている。

外部資金の導入の努力として、科学研究費助成事業の獲得のための学習会を開催している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為において教育基本法及び学校教育法に従うことを規定し、運営している。就業規則で学校法人の諸規則の遵守を規定し、公益通報者保護や情報セキュリティに関する規則、ガバナンス・コードなど組織倫理に関する規則を整備しており、ガバナンス・コードに関してはその遵守及び実施の状況をホームページで報告している。情報の公表も学校教育法施行規則等に基づき行っており、規律と誠実性の維持に努め適切に経営されている。

中期目標・中期計画の達成に向けて、年度計画の進捗状況管理を徹底しながら教職協働で取組んでおり、大学の使命・目的の実現のため全学的に継続した努力を行っている。

また、節電・ペーパーレス化を促進し、ハラスメント防止に関するガイドライン、ストレスチェックの実施方法、危機の内容に応じた緊急連絡先一覧などを具体的かつ実践的に整備しており、環境保全、人権、安全に配慮した運営が行われている。

〈参考意見〉

○危機管理に関わるマニュアルについては未整備のため、早急な整備が望まれる。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事の選任は、寄附行為及び寄附行為施行細則に基づき適切に行われている。理事の理事会への出席状況は良好であり、欠席時にはあらかじめ「理事会書面表決書」を提出するシステムが整っている。

理事会は、役員・評議員の選任等、中期目標・中期計画、予算・決算、事業計画、学則変更など学校法人及び大学運営に係る重要事項を審議しており、その使命・目的を達成するための意思決定体制は、寄附行為及び寄附行為施行細則に基づき適切に整備され機能している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

各理事の担務を定め、事務職員とともに業務を進める仕組みを整備し取組んでいる。また、理事長による「学長等協議」及び「学部長面談」を定期的に開催し、理事長と教学責任者による情報共有や協議が頻繁に行われている。職員の意見等は局長と各課長との定期的な面談を通してくみ上げている。こうした取組みにより学校法人及び大学の意思疎通と連携が図られ、各管理運営機関の意思決定が円滑に行われている。

監事及び評議員の選任は、寄附行為及び寄附行為施行細則に基づき適切に行われている。監事は、理事会及び評議員会に毎回出席し、監査報告では大学運営に係る重要な指摘を行っており適切に職務が執行されている。また、評議員の評議員会への出席状況も良好で、評議員会は寄附行為に基づき運営されており、学校法人及び大学の各管理運営機関は相互チェック機能が適切に働いている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人聖泉学園中期目標・中期計画（第1期 2019～2023）」及び「学校法人聖泉学園中期目標・中期計画（第2期 2024～2028）」を策定しており、各年度の収支の見込みを示す「事業活動収支予測」を策定し、経営判断の材料として活用している。

収入については、入学生の確保や外部資金の増加を計画し、支出については、人件費抑制策や経費節減策を実施することで、財務基盤の確立及び収支バランスの確保に努めている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については「経理規程」「経理規程施行細則」「旅費規程」等を整備し、適正に実施している。会計処理に伴う書類については、総務課において、厳正に処理している。一定金額以上の物品購入については、相見積の取得や契約書を作成するなど、適正な会計処理に努めている。

会計監査については、監査法人が監査契約書に基づき実施している。監事の会計監査は、監査法人と連携して実施されており、監事の監査報告書には財務上の課題が記載されているなど厳正に行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針として「聖泉大学内部質保証の方針」を定めるとともに「聖泉大学の内部質保証に関する体制」を図式化し、内部質保証を推進する組織の権限と役割分担に関する全体像を分かりやすく明示している。

「自己点検・認証評価委員会規程」に基づく「自己点検・認証評価委員会」を中心とした内部質保証のための組織を構築し、学長が統括責任者として大学運営及び評価の責任を担い、教育、研究、管理運営等の状況についての全学的な点検・評価と改善が実施できる体制を整備している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価の実施について学則及び大学院学則に明記するとともに、「自己点検・認証評価委員会」を設置し、毎年度自己点検・評価を実施している。実施後には自己点検評価書を作成の上、ホームページに掲載を行い、学内のみならず学外にも広く情報を公開している。

学内外のさまざまな情報の収集・分析等を通じた教育研究活動等への支援により大学改革に資することを目的とした IR 室を設置している。IR 室は学長の直轄組織として教職員で組織され、「IR 年間計画表」に基づきデータ収集や分析に取り組んでいる。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

「聖泉大学内部質保証の方針」に基づき、内部質保証につながる PDCA サイクルの仕組みを構築し、アセスメント・ポリシーにのっとり三つのポリシーを起点とした自己点検・評価を毎年度実施している。

中期目標・中期計画に基づく毎年度の年度計画について年 3 回進捗管理を行い、自己点検・評価結果を「自己点検・認証評価委員会」、学部、研究科、全学委員会等で共有している。共有された課題等については次年度の事業計画や次期中期目標・中期計画に反映しており、大学運営の改善・向上に向けた内部質保証の仕組みは機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携と社会貢献

A-1. 教育活動における地域連携の推進

A-1-① 地域連携事業推進のための大学間連携と学内体制

A-1-② 地域のニーズに即した社会貢献活動

A-1-③ カリキュラム上の地域貢献活動

【概評】

社会貢献を推進するため、「地域連携交流センター規程」を定めている。特に、近隣大学を中心とした県内の大学と連携し、地域連携事業を推進しており、「産官学・地域連携プラットフォーム」では、地域コミュニティの活性化事業のリーダー校として事業全体を推進すべく活動をしている。

また、学生地域連携交流委員会の活動や、防災サポーターチームの活動、防災士の育成などの防災という視点で、地域のニーズに即した社会貢献活動を行っている。ボランティア活動については、学生が企画・運営等、率先して社会貢献事業に取り組んでおり、地域住民から感謝の言葉をかけられるなど、相互の関係性を構築するだけでなく、学生自身が成長を実感できる機会となっている。

カリキュラム上においても、ハザードマップの作成などを行う「防災論」を配置し、地

域での災害時に活躍できる資質・能力の育成を図っている。加えて、専門必修科目やゼミナールにおいても地域の課題に着目し、教材の作成やさまざまな地域活動、ボランティアへの参画があり、地域密着型のカリキュラムが編成されている。

教育活動における地域連携活動に関して、地域住民に貢献できる持続可能な体制づくりを検討しており、今後の更なる成果に期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. SDGs を活用した、豊かに働き生活できるびわ湖東北部地域連携

令和 2(2020)年から、びわ湖東北部地域内の大学（滋賀大、県立大、長浜バイオ大、聖泉大）・短期大学（滋賀文教短大）・自治体（滋賀県、長浜市、米原市、彦根市）・産業界（長浜、彦根商工会議所）など 11 機関が、SDGs を活用しながら力を合わせ、それぞれ得意の分野で協働して、大学の改革を推進すると共に、地域における知の基盤としての役割を果たし、その特徴や強みを活かした地域貢献はじめ人材の育成や豊かな地域社会の構築に産官学が連携し取り組んでいる。

主な事業は、①産業振興に向けた産官学連携、②地域コミュニティの活性化、③地域を担う次世代人材の育成である。

産官学連携では、大学で行われている研究や教育の説明を専門外の人にもわかりやすく平易な文章で表現した「産官学連携ハンドブック」の発行や産官学共同研究・協働事業の支援などを行っている。

地域コミュニティの活性化では、市民教養講座や子育て応援講座などの開講のほか、地域住民の健康増進と運動習慣の定着を図るため自治体と共同してウォーキングイベントなどを行っている。

次世代人材の育成では、SDGs をテーマとした共同講義の開催など、幼・小・中・高校生の学習支援に取り組んでいる。

2. 高大連携講座

本学では、高校生が大学の授業を受講したり、本学の教員が高校に出向いて授業する「高大連携」を、県教委はじめ包括協定を結んだ高校と連携して実施している。

いずれも、将来、看護職を目指す高校生が対象で、本学の教員や学生に倣って、身体計測やバイタルサイン測定などのシャドーイング体験のほか、看護の基礎となる感染予防や体の向きを変える看護技術などを体験させ、模擬授業では、「赤ちゃんの生活を見てみよう」とか「超高齢社会と老年看護学誕生のお話し」などの講座を開講しており、例年 30 人ほどの参加者がある。

こうした取り組みを通して、看護を楽しく深く学ぶことにより、本学看護学部などへの入学がより確かなものとなるよう引き続き実施したい。

3. 学内環境改善に向けたガーデニング

本学はこれまで、学内の環境整備は、専任の職員が担当してきたが、昨年 6 月、看護学部の一教員が趣味として取り組んでいたガーデニングを学内でも取り組むことになり、呼

びかけた結果、看護学部4年次を中心に「ガーデニング同好会」が立ち上がり、季節ごとに、ナデシコ、ヒマワリ、パンジーなどが咲くようになり、学内の環境美化はもちろん、学生同士の交流の輪が広がるなど大きな成果が出ている。

Ⅳ 大学の概況（令和6(2024)年5月1日現在）

開設年度 平成15(2003)年度
所在地 滋賀県彦根市肥田町720

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
人間学部※	人間心理学科
看護学部	看護学科
看護学研究科	看護学専攻

※は募集停止

Ⅴ 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和6(2024)年 6月末	自己点検評価書を受理
8月22日	第1回評価員会議開催
9月11日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9月25日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10月21日	実地調査の実施
10月22日	第2・3回評価員会議開催
10月23日	第4回評価員会議開催
11月19日	第5回評価員会議開催
令和7(2025)年 1月9日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2月6日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

35 清和大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的を学則第 1 条第 1 項に定め、法人の教育理念である「真心教育」に基づき、地域社会の文化的、社会的発展に寄与する先見性と実践性に富む人材養成と定めている。また、学則第 1 条第 2 項に、「法学基礎教育の充実」「現代社会の情報化・多様化への対応」「実学を重視したリーガルマインドの涵養」「国際化時代への対応」の四つを教育目的として定めている。その意味・内容は具体的かつ明確であり、簡潔に文章化されているとともに、法人の個性・特色を反映したものとなっている。また、社会情勢の変化に対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しに努めている。

「基準 2. 学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、ホームページ等で周知しており、適切な体制で多様な入学者選抜に努め、入学定員に沿った学生受入れ数を維持している。学修管理システムにて講義を欠席しがちな学生を把握し、教員と学務課が連携して指導を行うなど、中途退学につながらないようなサポートを教職協働で実施している。また、「スチューデント・リーダーシップ・プログラム」(以下「SLP」という。)によって、SA(Student Assistant)を養成し学修支援の充実を図っている。キャリア支援については、キャリアサポート委員会、進路指導室が中心となって手厚い体制を敷き、特に警察官等公務員への就職に顕著な実績を残している。

学生の心身の健康管理等や奨学金による経済的支援も適切に実施しており、とりわけ強化指定部所属学生への支援を充実させている。また、学生生活満足度調査によって、学生の意見をくみ上げ、要望の反映にも努めている。

〈優れた点〉

- 「警察官・消防官特進クラス」や「公務員対策講座」「行政書士」「司法書士講座」など法学部の特性を生かしたキャリア支援のための講座が充実しており、とりわけ「公務員対策講座」は多数のプログラムが組まれ、それぞれの志望職種に応じて履修ガイドが作られ、学生の科目選択の便宜を図るなど、きめ細かい受験指導が行われていることは高く評価できる。
- 少人数教育を実施していることに照らして、専門的かつ一元的な相談窓口に絞らず、相談者の必要に応じて、窓口間の連携をとることで、多面的な支援を行っており、どこでも相談できる支援体制を構築していることは評価できる。

- 学生満足度調査の結果を受けて学友会執行部が、一般学生の意見等のレポート収集を行うなど、学生の要望等をくみ上げる過程に学生が主体的に関与できる仕組みができていることは高く評価できる。

「基準3. 教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、履修要覧等を通じて周知しているほか、単位認定基準及び卒業認定基準を適切に定め、履修要覧やガイダンス等を通じて周知を図るとともに厳正に運用している。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーを踏まえたものとなっており、それに沿った教育課程が体系的に編成されている。シラバスに各科目とディプロマ・ポリシーの関係が明記され、その関係性を意識した履修を可能としている。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に基づいたアセスメント・ポリシーを策定し、機関・教育課程・科目の3段階のレベルで学修成果の点検・評価を行うほか、それらを教育内容・方法及び学修指導の改善につなげている。

〈優れた点〉

- 「授業改善のためのアンケート」について、教員が担当科目のアンケート結果を自らクロス集計によって分析できるよう設計するとともに、アンケート結果と各教員によるフィードバックを学生と全教職員間で共有することによって、教育内容・方法などの向上に寄与していることは高く評価できる。

「基準4. 教員・職員」について

学長が学長室会議の議長としてリーダーシップを発揮する体制を規則等に基づき整備しているほか、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置している。大学には法令上必要な専任教員を配置しており、その採用・昇任についても、「清和大学教員任用及び昇任規程」等により、教育目的及び教育課程に沿った運用を行っている。また、ファカルティ・ディベロップメント委員会を中心にFD(Faculty Development)活動が組織的に行われており、職員についても、スタッフ・ディベロップメント委員会を中心に学内のSD(Staff Development)研修等を実施している。教員の研究支援環境も適切に整備しており、研究倫理講習を義務付ける等の取組みによって研究倫理の確立に努めている。加えて、教員研究費、共同研究等経費のほか、在外研修や国際学会派遣にも助成を行うなど、研究に対する適切な資源配分を行っている。

〈優れた点〉

- 教学部門の重要役職者に加え、副理事長及び大学事務局長を含む学長室会議を設置し、大学全体に関わる重要問題を解決するための補佐機関としており、学長がリーダーシップを発揮できる体制を整えていることは評価できる。
- 「ファカルティ・ディベロップメント委員会」には、専任教員だけでなく専任職員も委員として参加しており、教員の立場とは異なる視点からの意見を反映させることが可能な環境を維持し、大学全体としての教育の質的向上を目指して取り組んでいることは評価

できる。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

法人は寄附行為等の法人運営に必要な諸規則を整備し、関係法令を遵守することで、環境保全、人権、安全に配慮しながら経営の規律と誠実性を維持している。理事会は、令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度の中期事業計画を策定し、使命・目的の達成に向けて継続的な努力を行っている。各設置校の代表者から成る「代表者会議」を年 2 回程度開催し、法人と大学との意思疎通と連携を適切に図っており、理事長がリーダーシップを発揮できる体制を整備している。監事による監査は機能している。中期事業計画の実施で、より強じんな財務体質を目指している。会計処理、会計監査ともに適正に実施している。

〈優れた点〉

- 「学校法人君津学園内部監査規程」に基づいて内部監査室を設置し、専従の職員を配置して監査計画に基づいた監査を実施するとともに、内部監査室長が監事及び会計監査人との情報交換を行うなどして、監査体制を強化していることは評価できる。
- 「学校法人君津学園危機管理規則」に基づき「清和大学防災規程」を制定し、「自衛防災隊」を定めるとともに、避難訓練だけでなく消火訓練等を実施し、安全性を確保する体制を構築していることは評価できる。

「基準 6. 内部質保証」について

全学的な内部質保証を担う組織として、副学長を委員長とする自己点検・評価委員会を設置し恒常的な組織体制を整備している。学長も一委員として自己点検・評価委員会の審議に加わっており、責任体制は明確である。自己点検・評価の実施主体である各委員会が年度ごとに「活動報告書」を作成し、それらを自己点検・評価委員会が取りまとめて学内で共有が図られている。IR(Institutional Research)については、各委員会が収集・管理するデータを、各委員長が取りまとめる体制づくりに着手している。単科大学であるため、学部と大学全体の PDCA サイクルが一致するとの考え方のもと、学部の各委員会が、年間計画の立案、それに基づく事業遂行、中間到達度評価、事業遂行方法の改善というサイクルを 1 年ごとに回し、それを「活動報告書」に取りまとめ教育の改善・向上に努めており、大学の全体の内部質保証の機能性は確保されている。

総じて、大学は法人の教育理念である「真心教育」に基づき、大学の使命・目的及び教育目的を明確に定め、三つのポリシーに沿った教育組織を整備し、安定的な入学者確保に努めている。公務員試験に注力した特色あるキャリア教育を充実させるほか、学修成果の点検・評価を行いながら教育の改善に取り組んでいる。単一学部の私立大学としての適正な組織運営を目指し、財政基盤の安定化にも努めている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携」「基準 B.警察官実就職率全国第 2 位の秘訣」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 中華人民共和国 山東省訪問・青少年交流イベントに参加
2. 地方自治における学生の活躍

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的を学則第 1 条第 1 項に定め、法人の教育理念である「真心教育」に基づき、地域社会の文化的、社会的発展に寄与する先見性と実践性に富む人材を養成することと定めている。教育目的を学則第 1 条第 2 項に示し、「法学基礎教育の充実」「現代社会の情報化・多様化への対応」「実学を重視したリーガルマインドの涵養」「国際化時代への対応」の四つを定めている。その意味・内容は具体的かつ明確であり、簡潔に文章化されているとともに、法人の個性・特色を反映したものとなっている。また、社会情勢の変化に対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しに努めている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

学則第1条に規定されている使命・目的及び教育目的は、その審議決定の過程において役

員、教職員の理解と支持を得ており、入学式、卒業式、市民公開講座等の機会を通じて学内外への周知に努めている。使命・目的及び教育目的は、第1次中期計画及び第2次中期計画、更には三つのポリシーに反映されている。また、使命・目的及び教育目的の達成に必要な学部・学科の教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミSSION・ポリシーについては、学則第 1 条第 2 項に定められた法学部法律学科の教育目的を踏まえ、学部全体、コース、入試形態ごとに策定されており、これらをホームページ等に明記し、周知している。

また、「入試広報運営委員会」が毎年開催され、入試結果の集計・分析が行われ、検討結果は必要に応じて学長室会議・教授会に付議され、最終的に学長が決定する手続きによって、その検証が行われている。適切な体制で多様な入学者選抜に努め、入学定員に沿った学生受入れ数は適切に維持されている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

全専任教員についてオフィスアワーが設定・公表されている。オフィスアワーにおける学生からの相談内容が学修管理システムに記録され、プライバシーに関わる問題以外は、教職員間で情報共有が図られており、教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制が整備されている。

また、「SLP」によって SA が育成され、一部授業でプログラム受講者による下級生の学

修支援が具体化しており、その充実を図っている。

令和 3(2021)年度から障がいのある学生に対する支援のための講習等を教職員が継続的に受講している他、学生向けガイダンスで多様なアイデンティティへの理解を促す指導を行っている。

学修管理システムを用いた出欠管理を行っている。欠席学生に対し教員及び学務課職員が連絡をする等、教職協働で中途退学防止を図っている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア関連の組織についてはキャリアセンター内に、1 年次から 3 年次のキャリアデザインプログラムの統括・運営を担う「キャリアサポート委員会」、3・4 年次生に対して実践的な指導及び支援を行う「進路指導室」、公務員志望者に対して、情報提供及び受験指導を行う「公務員試験情報センター」を設けている。キャリアセンター開講科目として「キャリア養成講座キャリアデザイン編」「キャリアサポート講座就職活動編」「キャリアサポート講座インターンシップ編」及び「資格対策講座」を置いて 1 年次より段階的にキャリア教育を行っている他、インターンシップに関する教育及びその支援として「キャリアサポート講座Ⅱ」を開講しており、教育課程内外の社会的・職業的自立に関する支援体制が整備されている。加えて、「警察官・消防官特進クラス」や「公務員対策講座」「行政書士講座」「司法書士講座」などキャリア支援のための講座が充実している。

〈優れた点〉

- 「警察官・消防官特進クラス」や「公務員対策講座」「行政書士」「司法書士講座」など法学部の特性を生かしたキャリア支援のための講座が充実しており、取分け「公務員対策講座」は多数のプログラムが生まれ、それぞれの志望職種に応じて履修ガイドが作られ、学生の科目選択の便宜を図るなど、きめ細かい受験指導が行われていることは高く評価できる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のため、事務組織として学生部を設置し、事務局学務課学生係

が置かれている。会議体としては、学生委員会が置かれ、委員長を専任教員が務め、学務課長が学生委員会の委員を兼務する等教職協働が図られている。また、担任の教員を配置し、きめ細かい学生支援が行われるよう工夫している。

学生の心身に関する健康相談等については、保健室に常勤の養護教諭や、看護師の資格を有する者を配置する他、臨床心理士資格を有する学外のカウンセラーや医療機関と連携し対応している。また、オンラインによる学生相談窓口を設けて相談に応じている。

「清和大学学力特待生」「清和大学特待生」「清和大学スポーツ奨学生」等学生への経済的支援制度があり、「学生等の学びを継続するための緊急給付金」等、時宜ささまざまな学生生活の安定のための支援が行われている。

〈優れた点〉

○少人数教育を実施していることに照らして、専門的かつ一元的な相談窓口に絞らず、相談者の必要に応じて、窓口間の連携をとることで、多面的な支援を行っており、どこでも相談できる支援体制を構築していることは評価できる。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎等については、いずれも設置基準が定める基準を満たし、適切な広さを確保しており、学修環境の整備と運営・管理が適切に行われている。

学内 LAN の利用環境の向上、コンピュータ室の充実、図書館における電子資料の導入等、学修環境の ICT（情報通信技術）化に取り組んでいる。また、「アクティブラーニング教室」を設置し、学生の主体的・能動的な学びに資するよう有効的に活用されている。

障がいのある学生等が、学修ができる環境を構築するため、バリアフリー化を進めており、スロープ、エレベータ、多目的トイレ、障がい者用駐車スペース、階段教室等で車椅子のまま授業を受けることができるスペースの整備などを行っている。

必修科目と選択必修科目については、授業実施時の学生数が適正人数となるような科目定員の基準を設定しており、授業を行う学生数が適切に管理されている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生満足度調査を継続的に実施し、評価の低い項目については、学生にヒアリングを行うなど詳細な検証を行い、学生への学修支援に関する意見などをくみ上げるシステムを整備している。

心身に関する健康相談については、学生相談室と保健室が連携し、学内関連部署及び外部専門機関との連絡・調整に当たっている。

学生満足度調査については、自由記述を設けるなど改善し、学生の要望等を具体的にくみ上げられるようにしている。調査結果に基づいてトイレ等の改修が行われるなど、学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用が適切に行われている。

〈優れた点〉

○学生満足度調査の結果を受けて学友会執行部が、一般学生の意見等のレポート収集を行うなど、学生の要望等をくみ上げる過程に学生が主体的に関与できる仕組みができていることは高く評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的に基づく法学部法律学科の教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、ホームページや履修要覧等を用いて周知している。

ディプロマ・ポリシーに従った単位認定基準及び卒業認定基準を設け学則及び「清和大学試験及び成績評価規程」に定め、履修要覧に記載し、種々のガイダンスにおいて周知するとともに厳格に運用している。大学では、担任制度を通じた定常的な学修状況の把握や

学期ごとの成績不振者への改善指導等を積極的に実施している。

大学以外の教育施設等における学修、入学前既修得単位について、60 単位を上限として認定することを、学則において定めている。

卒業判定に際しては、卒業判定資料に基づいて教学委員会及び教授会が卒業の可否を審議し、卒業を可と判定された学生に対して学長が卒業を認定している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを達成するため、カリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページや大学案内等で周知している。両ポリシーの間に相違はなく一貫性が保たれている。その上でカリキュラム・ポリシーに基づき教育課程を体系的に編成している。シラバスには各科目とディプロマ・ポリシーの関係を明記している。シラバスの作成に際しては、教学委員において事前に全ての科目を点検し、その適切性の担保に努めている。単位制度の実質化を図るため、各学年・学科のキャップ制を適切に設定している。教学委員会が教養教育を所管し、適切な実施に努めている。

教授方法の改善を進めるために、教学委員会と「ファカルティ・ディベロップメント委員会」が教授方法の工夫・開発と実施に従事する組織体制を整備・運用している。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成状況を見究め、ディプロマ・ポリシーに沿った学位授与を担保するため、三つのポリシーに基づいて体系化したアセスメント・ポリシーを策定するとともに、ホームページで公表している。機関、教育課程、科目の三つのレベルで学修成果を点検・評価し、改善に結びつけている。また、各部署の役割と併せてホームページで公開している。

担当教員による授業改善のため GPA(Grade Point Average)分布表や「授業改善のためのアンケート」集計結果を活用しているほか、学生満足度調査の結果の推移を改善に係る中長期的方針策定の資料とするなど、点検・評価結果を教育内容・方法及び学修指導に向けてフィードバックしている。

〈優れた点〉

- 「授業改善のためのアンケート」について、教員が担当科目のアンケート結果を自らクロス集計によって分析できるよう設計するとともに、アンケート結果と各教員によるフィードバックを学生と全教職員間で共有することによって、教育内容・方法などの向上に寄与していることは高く評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長室会議、教授会、各委員会の機関があり、学長が学長室会議の議長としてリーダーシップを適切に発揮するための学長補佐体制を規則に基づき整備している。大学の意思決定も大学の使命・目的及び教育目的に沿って適切に行われ、規則も整備している。教学を含む校務に関する最終的な決定権は学長にあり、教授会は決定権者である学長に対して意見を述べる関係にあることを学則及び教授会規程に明記し、学長と教授会の役割を明確にし、権限の適切な分散と責任の明確化を図っている。

学長は教授会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項をあらかじめ定め、周知している。教学マネジメントの円滑な遂行のため、学内規則に基づいて各部署の役割を明確にし、職員の配置・異動を行い、業務を機能的に行っている。

〈優れた点〉

- 教学部門の重要役職者に加え、副理事長及び大学事務局長を含む学長室会議を設置し、大学全体に関わる重要問題を解決するための補佐機関としており、学長がリーダーシップを発揮できる体制を整えていることは評価できる。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の任用については、教育目的及び教育課程に適した教育研究歴や研究業績を有するか否かを検討し、「清和大学教員任用及び昇任規程」及び「清和大学教員の任用に関する手続規程」に基づいて適切に運用している。教員の昇任については、教育目的及び教育課程に適合した教育実績及び人物であるか否かを検討し、「清和大学教員任用及び昇任規程」及び「清和大学教員の昇任に関する手続規程」に沿って適切に運用している。教員の確保と配置については、設置基準を充足している。

ファカルティ・ディベロップメント委員会を中心に行われている FD 活動は、授業改善のためのアンケート、オープン授業、FD 研修会を中心として日常的に教育内容・方法等の改善の工夫を行い、そのいずれも全学を挙げて組織的に実施している。

〈優れた点〉

○「ファカルティ・ディベロップメント委員会」には、専任教員だけでなく専任職員も委員として参加しており、教員の立場とは異なる視点からの意見を反映させることが可能な環境を維持し、大学全体としての教育の質的向上を目指して取り組んでいることは評価できる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組みは、各部署における日常の職務を遂行する中で積極的に OJT を行っている。スタッフ・ディベロップメント委員会を中心に学内の SD 研修等を実施している。「清和大学スタッフ・ディベロップメント委員会規程」を制定し、各職員の業務の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・技能を向上させるため、全教職員参加の SD 研修等を行っている。各部署における日常業務を遂行する際、学外諸団体が主催する研修会へも参加してその得た知識等を日常業務に反映させている。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員には十分な広さの個人研究室が割当てられており、研究に専念できる環境となっている。研究倫理講習を義務付ける等、研究倫理教育も継続的に実施しており、研究活動への資源の配分についても、「共同研究等経費」「清和大学在外研修（短期）費」「清和大学国際学会派遣費」を研究費関連諸規則に基づき適正に配分されている。研究活動上の不正行為防止に向けては、「不正行為防止規程」において、捏造、改ざん、盗用、不適切なオーサiership、不適切な投稿又は出版、研究費の不正使用及びその他公序良俗に反する行為を「研究活動上の不正行為」と定義し、適宜、その防止等に向けた啓発を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき、理事会を中心として経営の規律と誠実性を維持している。就業規則、「学校法人君津学園教職員行為規範基本規則」「学校法人君津学園教職員倫理規範」等の組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っている。情報の公表については、学校教育法施行規則、私立学校法等に基づきホームページに掲載している。使命・目的を実現するために、大学の中期計画において具体的な目標を設定し、全学を挙げて継続的な努力をしている。

また、環境保全、人権、安全についても配慮しており、「君津学園エコ活動ルール」「学校法人君津学園ハラスメント防止に関する規則」「学校法人君津学園危機管理規則」等を制定して学内外に対する危機管理の体制を整備し、適切に機能している。

〈優れた点〉

- 「学校法人君津学園内部監査規程」に基づいて内部監査室を設置し、専従の職員を配置して監査計画に基づいた監査を実施するとともに、内部監査室長が監事及び会計監査人との情報交換を行うなどして、監査体制を強化していることは評価できる。
- 「学校法人君津学園危機管理規則」に基づき「清和大学防災規程」を制定し、「自衛防災隊」を定めるとともに、避難訓練だけでなく消火訓練等を実施し、安全性を確保する体制を構築していることは評価できる。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会には学長が出席し、大学部門の代表者として大学の意思を反映させる体制を構築している。また、理事長も大学の運営に対して実態を把握し、大学の使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備している。加えて、学長及び大学事務局長は日常的に理事長及び法人事務局との情報交換を密にし、教学部門と管理部門の連携を達成している。

理事については、寄附行為に定められたとおり適切に選任されている。理事会は毎年 3 月及び 5 月に定例理事会を開催しており、必要に応じて理事長が臨時理事会を招集し、事業計画の確実な執行が行える体制をとっており、理事会の運営を適切に行っている。理事の理事会への出席状況は適切である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

各設置校の代表者から成る「代表者会議」が年 2 回程度開催され、大学からは学長、学部長及び事務局長が出席して法人との意思疎通と連携を図っている。また、寄附行為の規定により、理事長が法人の最高位であり、他の理事は法人の業務について法人を代表しないことが明記されており、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。加えて、大学における教職員の提案などをくみ上げる仕組みも整備している。教授会に理事長が陪席し、理事会に学長が理事として出席することで、法人と大学の相互チェックが機能している。

監事は寄附行為の定めるところにより選任され、理事会及び評議員会への出席状況は適

切である。また、監事は各設置校の行事に積極的に参加し、法人全体の運営についてのチェックを行っている。評議員は寄附行為に基づいて選任されている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

経常収支差額は支出超過から脱却できない状態が続いているものの、収容定員は令和2(2020)年度から令和5(2023)年度まで100%を上回っており改善の傾向にある。また、借入金はなく、自己資金及び引当資産等の蓄えにより外部負債は十分返済可能な状態にある。これらのことを踏まえ、「学校法人君津学園中期事業計画（令和2年度～令和6年度）」をもとにして、「入学生の確保」「補助金獲得」「寄付金募集」等に教職員一丸となって取組んでおり、強じんな財務体質を目指している。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準を遵守するとともに、寄附行為、経理規程等に基づき適切に実施している。予算編成に際しては、各部署からの意見を聴取した上で、評議員会及び理事会において審議を行い作成している。期中においては予算の執行状況を確認しながら、適正に予算を執行している。やむを得ない事由により予算超過が発生する場合等については補正予算を編成している。

内部監査人は、監査法人及び監事とも定期的に意見交換の場を設けており、より効率的な監査が実施できる体制を設けている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第 1 条の 3 の自己点検・評価の規定に基づき、全学的な内部質保証推進を担う組織として、副学長を委員長とする自己点検・評価委員会を設置している。また、内部質保証の実質的な実施主体を各委員会とし、令和 3(2021)年度から自己点検・評価委員会のメンバーの多くを各委員会の委員長又は副委員長とすることで、各委員会による内部質保証をチェックする体制としている。自己点検・評価委員会において総括と調整を行った上で、最終的に改善事項の審議をしており、学長も一委員として自己点検・評価委員会の審議に加わることで、責任体制を明確にしている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価については、各委員会がその主体となって実施し、それらを自己点検・評価委員会が取りまとめ、改善に向けた助言を行っている。これらの自己点検・評価の結果は、各委員会が年度末に自己点検・評価委員会に提出する「活動報告書」にまとめられ、学内で共有が図られている。

IR については、令和 4(2022)年に IR 整備の基本方針を示し整備が開始されている。現在のところ、基本方針が目指した「利用可能な学内情報の一元的管理体制」の途上ではあるものの、各委員会が収集・管理するデータを、各委員長が IR オフィサーとして取りまとめる体制は整備されている。

〈参考意見〉

○IR について、各委員会がそれぞれに蓄積するデータを使って改善活動を行っているものの、学内情報を一元的に取りまとめて、従来顕在化しなかった相関を発見し改善につなげるような体制に至っていないので、その早急な整備が望まれる。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

法学部法律学科のみの単科大学であるため、内部質保証のための学部の PDCA サイクルは、大学全体のそれと一致するとの考え方のもとで、各委員会が大学全体の全ての活動を網羅する形で、PDCA サイクルの実施主体となっている。

各委員会は、年間計画を立案し、それに基づく事業の遂行、中間到達度の評価、事業遂行方法の改善という、PDCA サイクルを 1 年ごとに回し、それを「活動報告書」に書込み、積上げていくことで教育の改善・向上に努めている。自己点検・評価委員会が、こうしたサイクルが円滑に動くように、この「活動報告書」制度を運用しており、大学の全体の内部質保証の機能性は確保されている。

大学独自の基準に対する概評**基準 A. 地域連携****A-1. 教学部門を核にした地域連携の推進****A-1-① 教職課程における地域連携****A-1-② 学部授業における地域連携****【概評】**

大学は、近隣地域・機関等との連携による学修プログラムを実施し、地域連携の推進に積極的に取り組んでいる。特に、包括連携協定を結んでいる千葉県木更津市とは、各種審議会・委員会や市民向け公開講座への教員派遣などに加えて教学面での連携にも努めている。

教職課程においては、近隣学校にインターンシップ学生を継続的に派遣している。また、木更津市との連携協定に基づくスクールアクティブサポーター事業、千葉県立天羽高等学校との高大連携事業としての地域連携アクティブスクール事業では、派遣した学生の学修意欲・姿勢を高めることに寄与している。この他、教職実践演習における千葉県教育委員会による講演や小・中学校教員による教育研究会、大学の教員による講演など教職課程における地域連携も活発である。

学部授業においては、1 年次生の必修科目である「フレッシュマン・セミナーⅠ」で「木更津を学ぶ」ことを授業項目に組入れており、新入生が木更津市とその周辺地域に対する知識を得て、地域行事等にも積極的に参加する契機となることが期待される。また、夏期集中科目である「教養演習Ⅰ（野外実習）」では、木更津市観光協会や自衛隊千葉地方協力本部木更津地域事務所などと連携し、フィールドワークを通じて地域理解・近隣交流を促している。演習の一部は、前掲「木更津を学ぶ」の一部に活用されており、両科目による地域理解と地域交流の深化も期待される。

基準 B. 警察官実就職率全国第 2 位の秘訣

B-1. 試験対策の強化

B-1-① 2次（面接）試験対策の強化

B-1-② 学生と警察官団体等との交流

【概評】

大学は、「法曹を目指さない、広く社会で活躍できる法学部生のための教育」を見据えた上で、「一般教養として法学を学んだ学生が当該知識を最大限生かせる職業としての『公務員』に着目」し、キャリアセンター内に「公務員試験情報センター」を設置し、その後も絶えることなく公務員試験の合格者数の増加に取組み、取分け警察官採用試験の合格に向けて注力している。

警察官採用試験に対する指導として、個別学生の状況に応じて強化ポイントが異なる傾向があることを踏まえ、「1次筆記試験対策」と「2次面接試験対策」を実施している。1次筆記試験については、「公務員試験対策講座」を設け、特に知能分野に対しての理解が深まるような科目講座群を基礎問題から総仕上げまで広く設置する一方で、2次面接試験については、警察官・消防官2次面接試験を見据えた「警察官・消防官特進クラス」を設置している。

講座外の支援として、進路指導室が警察機関と情報を共有し、警察官志望の学生に周知するなどの支援に当たっている。また、警察署協議会委員の委嘱や警察関係者・団体との競技を通じた警察との交流も行われている。

このような取組みは、学生同士の自発的な試験準備活動などに見られるように学生の警察官就職への意識の向上に資するとともに、各種大学ランキングにおいて警察官実就職率が高い大学として継続的に紹介されてきたことに結実している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 中華人民共和国 山東省訪問・青少年交流イベントに参加

清和大学国際交流委員会は、英語をはじめとする外国語をより実践的に使える能力を錬磨し、実際に世界を体験し視野を広めてもらうべく、様々な機会を学生に与えている。たとえば短期留学への補助、国内英語研修施設での短期英語集中講座への派遣、オンライン留学などである。国際交流に対しては学生、そして地域からの要望があれば真剣に耳を傾け、前向きに考え、取り組んできた。今回木更津市の強い要望によって実現した「中華人民共和国 山東省訪問・青少年交流イベント」は、本学国際交流委員会のそのような姿勢が実を結んだ機会である。令和5(2023)年6月中旬、木更津市役所を通じ、かねてから同市と友好関係にあった山東省・東営市から清和大学に対し、「青少年山東省訪問交流団」に参加してほしいとの依頼があった。同年8月16日から21日まで、日本の若者を山東省に招待し、観光名所、ビジネス拠点の見学、大学訪問等の機会を与え、もって一層の日中友好を実現する、という趣旨である。本学および国際交流委員会は、これに参加することは大いに学生の将来に資すると判断、本学学生8名と、引率者として野呂一郎教授が参加することになった。一行は青島を中心にバスで大明湖、百花洲、「世界遺産」泰山などを見学し、山東師範大学、曲阜師範大学では中国の学生たちと意義のある交流を行ってきた。山東師

範大学で行われたディナーショーでは、空手道に心得のある学生、現役剣道部部員らが演武を披露して交流に貢献し、中国側から「非常に素晴らしかった」との声を頂いた。学生たちは、中国という世界に大きな影響を与えている存在をその目で、身体全体で経験し、結果、彼らの国際的な視野は大きく広がり、このイベントは大成功に終わった。

2. 地方自治における学生の活躍

本学は、警察官をはじめ、地方公務員を多く輩出しているが、進路・就職指導のみならず、在学中から地方自治における学生の活動・活躍をサポートし、市民的成熟を促している。学生たちによる主な活動を下に掲げる。

(1)木更津市情報公開総合推進審議会委員（委員 15 名中、本学学生 2 名）

令和 6(2024)年 3 月現在、委員学生 2 名が本学における学びを活かし、会議で積極的に発言し、木更津市の情報公開推進に貢献している。

(2)木更津警察署協議会委員（委員 10 名中、本学学生 1 名）

令和 6(2024)年 3 月現在、本学学生が学生の視点から警察のあり方や運営について考察し、木更津市の警察業務に協力している。

(3)木更津市消防団機能別分団学生部

同部定員 20 名のうち、本学学生が常時 15～20 名参加し、また、部長・班長を務め、地域の防災に貢献している。

(4)木更津市放課後こども教室

木更津市生涯学習課が木更津第一小学校運営委員会に事業委託をしている「木一小あそぼん」に本学学生が月 2 回（各回 3～5 名）、ボランティアとして活動している。その他、教職インターンシップによる学校現場の補助、木更津市市制施行 80 周年記念事業への協力など、本学の学生たちは、地方自治の様々な場面で活躍している。

Ⅳ 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

開設年度 平成 6(1994)年度
所在地 千葉県木更津市東太田 3-4-5

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
法学部	法律学科

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理

35 清和大学

7月29日	第1回評価員会議開催
8月22日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9月5日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10月9日	実地調査の実施
10月10日	第2・3回評価員会議開催
10月11日	第4回評価員会議開催
11月7日	第5回評価員会議開催
令和7(2025)年 1月9日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見あり)
2月6日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

36 仙台大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学の建学の精神「実学と創意工夫」と基本理念「スポーツ・フォア・オール」に基づき、大学学則及び大学院学則に使命・目的等を踏まえ人材養成に関する目的や教育研究上の目的を具体的に定めており、大学案内やホームページ等の各種媒体においても統一的な表現で明示し公表されている。

使命・目的等の達成のため「学校法人朴沢学園中期経営計画<2019 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日>」（以下「第Ⅰ期中期経営計画」という。）を作成し、毎年度その進捗状況を管理するとともに、その達成度を踏まえて「学校法人朴沢学園中期経営計画<2024 年 4 月 1 日～2029 年 3 月 31 日>」（以下「第Ⅱ期中期経営計画」という。）を作成し公表を行っている。

三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は建学の精神、基本理念を踏まえた使命・目的及び教育目的を反映しており、教育研究を遂行するための組織を整備し、適正に運営している。

〈優れた点〉

〇令和 5(2023)年度から、若手教職員を中心とした「プロジェクトチーム」を設置し、10 年後のビジョンを見据えた改善・改革すべき点等について議論を開始していることは評価できる。

「基準 2. 学生」について

学部・学科及び研究科ごとに、教育目的に基づきアドミッション・ポリシーが定められ、入学者選抜は、入試区分ごとに選考方法・選考基準を定め、アドミッション・ポリシーに沿って適切な体制のもとで実施されている。

多様な学生に対応するため各センターを設置して教職協働による学生支援体制が整備されている。特に、修学不振、留年及び復学した学生に対する「修学サポート委員会」が設置され支援する体制が整えられている。

キャリア支援は教育課程内外において大学の特性を生かしたキャリア支援を展開しており、就職・進学に対する相談・助言体制が整備され運営されている。

施設設備は体育系大学として整備され、各種グラウンドや体育館など専門施設を備えており、十分な施設・設備を整備している。

〈優れた点〉

- 「大学紹介インターンシップ」の一つとして、仙台市に本拠地を置くプロスポーツ団体とアカデミックパートナーシップ協定を結び、学生の学ぶ機会を提供していることは高く評価できる。
- アスレティックトレーニングルームを設置し、医師の指示のもとでアスレティックトレーナー資格保有者及び学生トレーナーがスポーツ外傷・スポーツ障害のアスレティックリハビリテーション等の指導を行っていることは高く評価できる。
- 「ラーニングコモンズ」を整備し、アクティブ・ラーニングなど学生たちの主体的な活動を支援する環境として提供するとともに、学生と教員とが学び合う場となっていることは高く評価できる。
- 学修支援に関する学生の意見・要望に応じた改善事例として、「公務員採用塾」を発足させていることは評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的を踏まえ学部・学科及び研究科ごとにディプロマ・ポリシーが定められ、単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準はディプロマ・ポリシーを踏まえて策定し、各媒体で学内外に周知している。

学部・学科、研究科は教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定し、ナンバリングを導入しカリキュラムマップ及びカリキュラム・ツリーを策定し、教育課程の順次性・系統性を明確化している。教養教育については教養教育部を独立設置している。

教授方法についてはシラバスにルーブリックを明示し、学生が授業の到達目標に向け学修を進められるようにしている。学部及び各学科の三つのポリシーを踏まえ「機関(大学)」 「教育課程(学科)」 「科目(授業)」の3段階のレベルにおいて教育成果及び学修成果の点検・評価を行っている。点検・評価結果は、IR部が授業改善と教育の質の向上のためにフィードバックを行っている。

〈優れた点〉

- 英語教育においては実用性を重視し、継続的な学修による学力向上を目標としており、そのためのオリジナルテキストを作成し、オープンな教育リソースとしてホームページにも公開している点は評価できる。
- 「学生参加型FD研修会」を開催して学生からの意見をくみ上げ、教員と学生による相互補完的な活動によって教授方法の工夫・改善に取り組んでいる点は評価できる。

「基準 4. 教員・職員」について

大学の意思決定と教学マネジメントは、学長がリーダーシップを発揮するため、各種会議体の役割等を定め、下部組織として各種委員会を置き、権限の分散による組織間の相互けん制と責任の明確化を図り、適切な体制を整えている。

学部・学科及び研究科に必要な専任教員を適切に配置し、教員の採用や再任及び昇任について適切に行っている。

FD(Faculty Development)活動は「SUFD Report」を毎年発行し、教員の資質・能力の

向上と授業改善に努めている。SD(Staff Development)活動は、職員の大学運営能力と資質向上のため各種研修会への参加や「研修員受入制度」への派遣及び若手職員への修士課程修学機会を与えるなど大学として積極的に実施している。

専任教員への研究用設備・装置及び研究費が配分されており、外部資金の獲得への大学独自の研究資金を用意し、研究支援体制も整えている。

〈優れた点〉

- 学校教育法上の助手とは異なる「新助手」という独自の職位を設け、教員と事務職員をつなぐ教育活動を間接的に補助する業務に従事させていることは評価できる。
- 若手職員育成のため、法人が学業経費を一部負担し、計画的に通信制の大学院へ進学させるなど学びの機会を与え、かつ大学院修了者については、積極的に部長・課長等の管理職に登用するなど、知見を現場に生かせるような組織づくりを行っていることは評価できる。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為及び諸規則が整備され、関係法規を遵守して運営しており、経営の規律と誠実性の維持に努め、情報の公開についても適切に行っている。また、最高意思決定機関としての理事会は、理事会と教学組織との意思疎通を図る役割を担う組織として常任理事会を設置して、経営部門と教学部門との情報共有や意見交換等、法人と大学間の緊密な連携・協力が迅速に行われる体制を整えている。また、評議員会の諮問機関としての役割及び監事の監査業務は適切に行われており、三様監査体制を整備して三者合同による情報交換会を定期的実施するなど、厳正な対応を行っている。

会計処理は適正に行われており、情報公開及び開示についても適切に対応している。また、長期財務計画を策定し、財務目標シナリオと財務限界シナリオを定め、その間に財務状況が収まるよう運営を行うなど財務構造の安定化に努めている。

〈優れた点〉

- 「第Ⅱ期中期経営計画」を作成するに当たり、計画進捗の明確化のために KGI（重要目標達成指標）、KPI（重要業績評価指標）を設定するとともに、理事会・評議員会での意見聴取のほか、学外有識者にも意見聴取を実施し計画に反映していることは評価できる。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証のための組織として「自己点検・評価運営委員会」を設置して学長のリーダーシップを発揮する組織が整備されている。

「自己点検・評価運営委員会」は「自己点検・評価規程」に基づき、九つの項目について点検及び評価を企画部 IR 課と連携して行っており、委員会で審議した内容については、速やかに教授会及び部長会議に報告し、全教職員との情報共有と共通理解を図っている。

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施として平成 20(2008)年から毎年度、各教学組織や事務組織の長を対象とした自己点検・評価を実施しており、組織・担当業務の振返り及び業務目標の設定と、全教員による研究活動や教育活動での「目標と

結果」「次年度に向けた課題と目標」の整理を行い、全教職員で共有している。

内部質保証を推進させるため、学部・学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルを「自己点検・評価運営委員会」を中心とした組織を確立して機能させている。

〈優れた点〉

○各教学組織や事務組織の長を対象とした自己点検・評価を行うことにより、教職員の自己成長と組織全体の進化を促し、大学の教育・運営の質を高める重要な仕組みとして機能していることは評価できる。

総じて、東北・北海道地区の体育学を基軸とした人材の育成を担う 1 学部 6 学科の大学として、多様な社会の変化に対応するため、大学の立地条件や地域特性を生かした教育活動や地域貢献活動が展開されており、体育系大学としてふさわしい施設や設備を有している。自己点検・評価を実施して組織及び業務目標を設定し PDCA サイクルを用いて内部質保証の体制を確立しており、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を確立している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献・連携」「基準 B.国際交流と連携」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 仙台市に本拠地を置くプロスポーツ 4 団体とのアカデミックパートナーシップ
2. 附属高校との高大接続教育の深化及び ICT 教育の充実による人材の育成

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神「実学と創意工夫」と基本理念「スポーツ・フォア・オール」を踏まえ、大

学及び大学院の使命・目的は、大学学則第2条第1項及び大学院学則第2条第1項において、それぞれ意味・内容を簡潔に文章化して明確に示している。また、体育系大学ならではの「身体活動」を基軸とする個性・特色を生かして、学部・学科並びに研究科の教育課程及び教育活動等に反映している。

社会情勢の変化や時代の要請に応じた人材養成への対応として、大学学則及び大学院学則に自己点検・評価を行うことを定め、建学の精神、基本理念を踏まえ、使命・目的及び教育目的について、自己点検・評価を行いPDCAサイクルを活用して改善・改革に努めている。

〈優れた点〉

○令和5(2023)年度から、若手教職員を中心とした「プロジェクトチーム」を設置し、10年後のビジョンを見据えた改善・改革すべき点等について議論を開始していることは評価できる。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目1-2を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、役員、教職員の理解と支持を受けて決定されており、学内外への周知も大学案内、学生便覧やホームページ等に掲載及び学内随所にパネルを掲示して周知している。

使命・目的等の達成のため平成31(2019)年に「第Ⅰ期中期経営計画」を作成し、毎年度その進捗状況を管理するとともに、その達成度を踏まえて「第Ⅱ期中期経営計画」を令和6(2024)年に作成し公表を行っている。

三つのポリシーは学校教育法施行規則第165条の2にのっとり、建学の精神、基本理念を踏まえた使命・目的及び教育目的を反映している。使命・目的等を踏まえて学部・学科、研究科、附置機関及びエンロールメント・マネジメントに資する各組織の円滑な運営を図るための委員会を置き、適正に運営している。

基準2. 学生

【評価】

基準2を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科及び研究科ごとに、教育目的に基づきアドミッション・ポリシーが定められ、建学の精神と併せて大学案内やホームページ等にて公表・周知されている。

入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに沿って適切な体制のもとで実施されている。入試問題は問作委員を選出して大学自ら作成しており、それぞれの試験科目の作業部会を設置し、構成員によって相互確認を行っている。また、多様な入試区分を設定し、入試区分ごとに選考方法・選考基準を定め、入学者を受入れている。入試創職部において、4 年間の学業を経た卒業時の成果を検証するための調査が行われている。

定員に沿った学生の受入れ数については、大学全体で収容定員を満たしている。

〈参考意見〉

○体育学部子ども運動教育学科の収容定員未充足について、充足率を高める方策を展開することが望まれる。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援体制については、学生のさまざまなニーズに対応するための、学生支援センター、教職支援センター、キャリアセンター、国際交流センターを設置することで、教職協働による支援が行われている。

「ティーチング・アシスタント規程」に基づき、大学院生が TA として教育補助業務を行い、学部教育におけるきめ細かな指導を実施している。

全ての専任教員がオフィスアワー制度を設けている。日時については各研究室前、学内ポータルサイトに掲出され、シラバスにも明記されている。

障がいのある学生には、学生支援センターの「ラーニングサポート・グループ」が中心となり、授業時のノートテイクや手話通訳などの支援を行っている。

修学不振、留年及び復学した学生への対応は、「修学サポート委員会」が行っている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援については、教育課程内では、「キャリアプランニングⅠ・Ⅱ・Ⅲ」を1年次から3年次までの必修科目として開講している。教育課程外においては、入試創職部及び入試・就職部就職課が担当し、就職セミナー、個別面談、「公務員採用塾」等を通じてキャリア支援を行っている。インターンシップコースを希望した学生を対象に、大学が紹介する実習先で「大学紹介インターンシップ」を実施している。大学院においては、キャリア支援科目として「キャリアマネジメント演習」を設け、選択科目として「スポーツ科学インターンシップ」を実施している。

就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、学生の就職希望分野や傾向を分析し、採用傾向などの情報を反映させた的確な情報を発信するよう適切に運営されている。

〈優れた点〉

- 「大学紹介インターンシップ」の一つとして、仙台市に本拠地を置くプロスポーツ団体とアカデミックパートナーシップ協定を結び、学生の学ぶ機会を提供していることは高く評価できる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生部及び「健康管理センター」が設置され、学生が学修面及び生活面で支障を来すことのないよう、学生サービス、厚生補導が行われている。

学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談については、「健康管理センター」や学生相談室を設置し、専門の有資格者を配置して学生支援を行っている。学生の課外活動への支援に関しては、「仙台大学学友会」が組織され、活動資金の助成が行われている。

奨学金など学生に対する経済的な支援については、学生部等を窓口とし、大学独自の給付型奨学金制度、「スポーツ奨学生制度」「ハイパフォーマンススポーツ奨学生制度」の奨学金制度を設けるなど、学生への経済的支援を適切に行っている。

〈優れた点〉

- アスレティックトレーニングルームを設置し、医師の指示のもとでアスレティックトレ

ーナー資格保有者及び学生トレーナーがスポーツ外傷・スポーツ障害のアスレティックリハビリテーション等の指導を行っていることは高く評価できる。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地面積・校舎面積は設置基準を上回り、各種グラウンドや体育館など多くの専門施設を備え、体育系大学として十分な施設・設備を整備している。教育目的達成のために図書館や教室、実験・実習室、大学院研究棟など、学修環境を整備し、有効に活用している。施設は全て建築基準法に定める耐震基準を満たしている。

図書館は適切な規模を有し、十分な学術情報資料と開館時間を確保し、学生や教職員の学びと研究の環境を提供している。情報処理実習室、「スポーツ情報マスメディア学科 FD ルーム」を設置し、ICT（情報通信技術）教育等に活用している。

バリアフリーについては、エレベータ、自動ドア、車椅子でも利用できる多目的トイレ、スロープ等を整備し、施設・設備の利便性に配慮している。

授業のクラスサイズについては、上限受講者数を定めており、授業規模の適正化に努めている。

〈優れた点〉

- 「ラーニングコモンズ」を整備し、アクティブ・ラーニングなど学生たちの主体的な活動を支援する環境として提供するとともに、学生と教員とが学び合う場となっていることは高く評価できる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

構内 5 か所に学生意見箱を設置し、学修支援や学修環境に対する学生の意見をくみ上げている。学生のニーズなどの把握を目的とした「学修状況及び学生生活に関する調査」を行っている。アンケート調査結果は、自由記述回答の意見を集約し、回答が可能な事項について全学的に周知し、学生ニーズを意識した大学運営の明確化を図っている。

「健康管理センター」が、学生相談室、アスレティックトレーニングルームと連携して、学生が心身ともに落ち着いた状態で学生生活を送れるようにサポートしている。定期健康診断と「健康調査票」の分析結果から、学生の問題解決に取り組んでいる。心身の健康に関する質問・相談に対して、「健康管理センター」の公式 SNS によるチャット形式での対応がなされている。学生相談室では学生相談アンケートを実施し、学生の悩みや心配の内容を確認している。結果は教職員で共有されるほか、学内ポータルサイトに掲出されている。

〈優れた点〉

○学修支援に関する学生の意見・要望に応じた改善事例として、「公務員採用塾」を発足させていることは評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーは、教育目的を踏まえ学部・学科ごとに定められ、建学の精神と併せて学生便覧、大学案内、ホームページ等で公表・周知している。また、大学院においても大学院便覧、大学院ガイドブック及びホームページで公表・周知している。

単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準はディプロマ・ポリシーを踏まえて策定し、学則や学生便覧等を通じて周知している。大学院においても、単位認定基準、成績評価基準、修了認定基準を大学院学則によって定め、大学院便覧及びホームページで周知している。

単位認定基準、卒業認定基準及び修了認定基準は適切に運用されている。成績不振の学生に対しては、「修学サポート委員会」がクラス担当教員やゼミ担当教員と連携して支援している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科、大学院研究科それぞれに教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定し、大学案内やホームページ等で公表・周知している。ディプロマ・ポリシーの実現をカリキュラム・ポリシーの目的として両ポリシーの一貫性を確保している。

教育課程の体系的編成は、ナンバリングを導入するとともにカリキュラムマップ及びカリキュラム・ツリーを策定し、教育課程の順次性・系統性を明確化している。教養教育については教養教育部を独立設置し、教材開発と教育方法の支援及び教員向け研修会を実施している。

教授方法についてはシラバスにルーブリックを明示し、学生が授業の到達目標に向け学修を進められるようにしている。

〈優れた点〉

- 英語教育においては実用性を重視し、継続的な学修による学力向上を目標としており、そのためのオリジナルテキストを作成し、オープンな教育リソースとしてホームページにも公開している点は評価できる。
- 「学生参加型 FD 研修会」を開催して学生からの意見をくみ上げ、教員と学生による相互補完的な活動によって教授方法の工夫・改善に取り組んでいる点は評価できる。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学部及び各学科の三つのポリシーを踏まえ「機関（大学）」「教育課程（学科）」「科目（授業）」の3段階のレベルにおいて教育成果及び学修成果の点検・評価を行っている。

また、卒業時にアンケートを行い、学生の成長度や満足度に加えてディプロマ・ポリシ

ーに設定された着眼点ごとに設問項目を設けるなど、学科ごとに学修成果の分析・検証を行っている。

学修成果の点検・評価結果は、IR 部が全教員に作成を依頼し、授業改善と教育の質の向上のためにフィードバックを行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

教学マネジメントは、「教学組織に関する規程」に基づき、「学内調整会議」等を学長が主宰・統括し、各種会議体の役割等を定め、下部組織として各種委員会を置き、権限の分散による組織間の相互けん制と責任の明確化を図り、適正な教学マネジメントの確保を図っている。

また、学長がリーダーシップを発揮するため、副学長及び学長特別補佐のほか、学事顧問を置くことで補佐体制を強化するとともに、教授会及び研究科会議においては、決定権者である学長に対して意見を述べる関係にあることを教授会運営規程等で定めている。

職員については、「事務組織規程」に基づき、組織・職制及び事務分掌を定め、適切に配置するとともに、各事務部門が果たす役割を明確にすることで、教学マネジメントの機能性を高めている。

〈優れた点〉

○学校教育法上の助手とは異なる「新助手」という独自の職位を設け、教員と事務職員をつなぐ教育活動を間接的に補助する業務に従事させていることは評価できる。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科及び研究科に必要な専任教員数は、いずれも設置基準を満たしており、適切に配置している。また、教員の採用については、公募制を原則とし、ホームページや求人情報サイト等を活用している。教員の再任及び昇任については、「専任教員の職位再任・昇任手続等に関する要綱」によって適切に行われている。

FD 活動については、「教育改善企画運営委員会」が中心となり、授業改善アンケート、FD 研修会、「シラバス・ループリック作成の支援」等を実施しているとともに、FD 研修会の内容については、「SUFD Report」を毎年発行し、教員の資質・能力の向上と授業改善に努めている。

4-3. 職員の研修**4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み****【評価】**

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

毎年度、法人及び大学主催の SD 研修会を実施している。また、大学職員として常に高等教育への関心と問題意識を持ち続け、積極的な改善提案ができる人材を養成するために文部科学省、日本私立大学協会等が主催する各種研修会への参加を推奨し、職員の大学運営能力と資質の向上を図っている。

また、高等教育に係る関係法令や大学運営等に関する理解を深め知識等を修得する機会として、日本高等教育評価機構が募集している「研修員受入制度」も活用している。

〈優れた点〉

○若手職員育成のため、法人が学業経費を一部負担し、計画的に通信制の大学院へ進学させるなど学びの機会を与え、かつ大学院修了者については、積極的に部長・課長等の管理職に登用するなど、知見を現場に生かせるような組織づくりを行っていることは評価できる。

4-4. 研究支援**4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理****4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用****4-4-③ 研究活動への資源の配分****【評価】**

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

全ての専任教員に研究室が用意され、研究用の設備・装置も順次整備するなど快適な研究環境を提供し、適切な運営・管理を行っている。

研究倫理においては「公的研究費の管理・監査に関する実施基準」や「研究活動上の不正行為防止に関する取扱要領」を作成し、「公的研究費管理推進委員会」によるコンプライアンス教育や研究倫理教育に関する研修会を定期的を開催するなど、厳正な運用を行い研究倫理教育の向上を図っている。

研究費は、毎年度全ての専任教員に配分されている。このほか、外部資金の獲得にもつなげるよう大学独自の研究資金を用意し、希望者へは「研究計画に基づく研究費に関する規程」にのっとり厳正な審議の上、研究費を配分するなどの研究支援体制も整えている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為をはじめとする諸規則を整備し、教育基本法等の関係法規を遵守、運営するとともに、情報の公開についても法令等に基づき適切に行っている。

使命・目的の実現に向けては、寄附行為に基づき、最高意思決定機関としての理事会、その諮問機関として評議員会を置くとともに、理事会と教学組織との意思疎通を図る役割を担う組織として常任理事会を設置している。

環境保全への配慮では、省エネルギー化やペーパーレス化への取組みを強化するとともに、安全への配慮としては、「危機管理に関する指針・個別マニュアル」を制定し、安全確保できる体制を整備している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき、理事会を法人の最高意思決定機関として位置付けるとともに、理事の選任についても適切に行われている。理事会への理事の出席数は、全て定足数を満たし、出席率も良好である。また、欠席者には理事会に付議する事項への賛否を書面であらかじめ意思表示すれば出席者とする体制を整えている。

また、寄附行為施行規則に基づき常務理事等で組織する常任理事会を設置し、原則月 2 回開催することで、法人の日常的な業務に関する事項や大学経営に関する諸課題等を審議の上、処理方針等を決定し、迅速に業務を執行している。常任理事会には大学事務局長及び法人職員も陪席し、経営部門と教学部門との情報共有及び意見交換を行っている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会においては、学長が寄附行為に基づき就任と同時に理事に就任するため、法人と大学間の緊密な連携・協力が迅速に行われる体制を整えている。また、日常業務の決定に際しては、寄附行為及び寄附行為施行規則に基づき、理事長が法人の管理運営を行う上で、リーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。

評議員会においては、寄附行為に基づき評議員として学長、副学長を含む教学部門からの役職員が選任され、法人及び大学の各管理運営機関の執行状況等をチェックする体制を整えている。

監事は、理事会及び評議員会に出席し、法人・大学等に関する事業内容、決算及び財産状況、事業計画、予算編成等について監査を実施している。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

過去 5 年間の法人全体の経常収支差額は、コロナ禍への対策や国際情勢等に起因する諸物価高騰により、黒字計上が令和 2(2020)年度と令和 3(2021)年度の 2 期にとどまってい

るが、大学においては過去 5 年間安定的に黒字を計上している。

財務運営の目安として長期財務計画を策定しており、財務目標シナリオと財務限界シナリオを定め、その間に財務状況が収まるよう運営を行うなど財務構造の安定化に努めている。

〈優れた点〉

- 「第Ⅱ期中期経営計画」を作成するに当たり、計画進捗の明確化のために KGI（重要目標達成指標）、KPI（重要業績評価指標）を設定するとともに、理事会・評議員会での意見聴取のほか、学外有識者にも意見聴取を実施し計画に反映していることは評価できる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準を遵守し、経理規程、その他の関連学内規則にのっとり適正に行われており、財務に関する情報公開についても「情報公開及び開示に関する規程」に基づき、決算確定後、法人ホームページで公開するとともに、閲覧請求にも対応している。

予算は、予算編成実施計画に基づき、各部門で予算編成資料を作成し、適正かつ効率的な運用に資するため、理事長出席のもと部門ごとに予算会議を開催し編成している。また、年度の途中における予算の追加や変更を要するときは補正予算を編成している。

会計監査及び他の業務監査も計画的に実施し、公認会計士、監事、監査室による三様監査体制を整備するとともに、三者合同による情報交換会を定期的の実施するなど、厳正な対応を行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証を担保するため学長を責任者とした学内執行部や主要機関の長で構成される「自己点検・評価運営委員会」を設置するとともに「自己点検・評価規程」に基づき、九つの項目について点検及び評価を企画部 IR 課と連携して行っている。また、委員会で審議した内容については、速やかに教授会及び部長会議に報告し、全教職員との情報共有と共通理解を図っている。

令和 3(2021)年度と令和 5(2023)年度に自己点検評価書を作成し、課題、時代や社会のニーズへの対応のため、アセスメント・ポリシーの改定や内部質保証の方針を策定する等、継続して改善に取り組んでいる。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施として平成 20(2008)年から毎年度、各教学組織や事務組織の長を対象とした自己点検・評価を実施しており、組織・担当業務の振返り及び業務目標の設定と、全教員による研究活動や教育活動での「目標と結果」「次年度に向けた課題と目標」の整理を行い、全教職員で共有している。

教学組織の IR 部及び事務組織の企画部 IR 課が連携して十分な調査・データの収集と分析を行っている。

〈優れた点〉

○各教学組織や事務組織の長を対象とした自己点検・評価を行うことにより、教職員の自己成長と組織全体の進化を促し、大学の教育・運営の質を高める重要な仕組みとして機能していることは評価できる。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証を推進させるため、学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルを「自己点検・評価運営委員会」を中心とした組織を確立して機能させている。

教員は、前期末と年度末の年 2 回、学生からの授業改善アンケートの結果を踏まえ、担当授業科目の振返りと課題に向けて取り組むことで授業改善と教育の質の保証につなげている。また、教学組織の長と事務組織の長が、年度始めに業務目標を、年度末に業務目標に対する成果について、その結果を全教職員に報告することで、内部質保証を確立している。

令和元(2019)年度の認証評価結果によって付された指摘事項や毎年度行う自己点検・評価等を通して浮かび上がった課題等について改善を図り、内部質保証の PDCA サイクルの仕組みを確立している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会貢献・連携

A-1. 教育研究活動の成果の提供による社会貢献

A-1-① 地域社会への教育研究成果の提供

A-1-② 体育・スポーツ及び健康科学面での社会貢献活動

【概評】

大学の基本理念である「スポーツ・フォア・オール」に基づいて、体育・スポーツ及び健康分野に係る教育研究活動の成果を地域社会に提供している。「産学共同研究等取扱規程」に基づく地方自治体、企業との共同研究の実施、各種スポーツ協会や関連団体等への大学施設の利用開放、ジュニアスポーツ教室、公開講座などを実施している。

また、近隣市町等からの要請に応じ、高齢者を対象とした「転倒予防教室」を平成 13(2001)年度に開設し健康増進事業を展開している。教育委員会等からの要請に対しても、小学校の児童を対象とした体力・スポーツ力向上プログラム等を実施し、近年では県内外に拡大させている。

令和 3(2021)年度には、「仙南地域におけるスポーツ活性化支援コンソーシアム」を立上げ、大学の教育研究資源を活用し、産学官で地域の活性化に寄与することを目的とした活動を行っている。令和 5(2023)年度には部活動支援として地域の中学校に学生を派遣するとともに、学生の教育の場を創出している。これらの活動について規模の拡大が検討されており、今後の社会貢献の成果が期待される。

基準 B. 国際交流と連携

B-1. 協定校との留学生派遣・受入れプログラムの整備

B-1-① 協定校との留学生派遣・受入れプログラムの整備

B-2. 協定校との交流の推進

B-2-① 協定校の教員による集中講義の開講及び交流事業の推進

【概評】

体育・スポーツ及び健康分野のグローバル化に伴い、国際感覚を有する体育・スポーツ及び健康分野の専門家の養成を目指し、協定校との留学生派遣・受入れプログラムを整備することによって教育研究上の国際交流を進めている。11 か国・地域、18 校・1 機関と協定・提携関係を結び、国際交流協定を締結している大学で留学生の派遣を実施している。

協定校との研修プログラムは、海外研修プログラム及び交換留学生派遣プログラムを整備している。引率教員による現地での実施確認及び参加学生による帰国報告会を通じて成果を共有し、「国際感覚を有するスポーツ健康科学の専門家」としての素養を身に付ける機会を提供している。受入れた交換留学生は国際交流センターが関連部署と連携して対応し、他の在学生と同様に行われる授業や単位修得、あるいは異国での慣れない生活に対してきめ細かく支援している。

協定校との交流の推進に関しては、平成 16(2004)年度にハワイ大学と連携し、ハワイ大学教員による「NATA アスレティックトレーナーの実際Ⅰ・Ⅱ」を同時双方向の遠隔授業方式で開講している。また、現代武道学科の科目を中心に、韓国、中国の教員を招へいし、集中講義を開講しているほか、現地で武術を学ぶ機会を提供している。

令和 5(2023)年度にはニュージーランドのカンタベリー大学と連携し、防災教育の共同研究に取り組んでいる。学生や教職員の交流事業を進め、7 人のインターンシップ生を受入れている。インターンシップ生のプロフィールや希望分野を把握し、多様な受入れ企業とマッチングさせている。支援する教職員及びサポート学生との人間的交流によって互いに理解を深め、国を越えた友情が育まれるなどインターンシップ生のみならず双方に利益をもたらす事業として成果を挙げている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 仙台市に本拠地を置くプロスポーツ 4 団体とのアカデミックパートナーシップ

本学ではプロスポーツが保有する有形無形の資産を活用した人材育成を目的に、仙台市に本拠地を置く株式会社仙台 89ERS、株式会社楽天野球団、株式会社ベガルタ仙台、株式会社マイナビフットボールクラブの 4 つのプロスポーツ団体とアカデミックパートナーシップ協定を締結し、学生がプロスポーツの現場で学ぶ機会を確保している。

具体的には、学生がプロスポーツの現場に赴き、コーチングやトレーニング方法、各試合会場で開催される試合やイベントの運営等について実践的に学んでいる。また、チームスタッフとしてのインターンシップを行うなど、学内での学びを現場で実践する取り組みを行っている。さらに、各チームの運営会社のスタッフが本学を訪れ、現場における体験談や技術指導、栄養指導など、学生の専門性に応じた出前講義も行い、協定を生かしたスポーツを「支える」機能に係る多彩なプログラムを学生に提供している。このような取り組みにより、本学卒業生のチーム運営会社への就職にもつながっている。

今後もこの取り組みを継続し、学生がプロスポーツ団体を舞台とした「生きた学び」を経験することで卒業後の実践力の向上を図り、建学の精神の具現化を目指していく。

2. 附属高校との高大接続教育の深化及び ICT 教育の充実による人材の育成

本学では、法人が設置する附属高校とのスポーツ科学をベースとした高大接続教育を深

化させることで、7 年間の一貫教育という視点に基づく人材育成を図っている。具体的には、附属高校からの進学者・保護者で組織する「明仙育進会」を組織し、大学進学後の修学状況等に関する情報共有と生活や進路の相談体制を整備している。附属高校が所在する仙台市川平地区に新設した大学キャンパスでは、スポーツ科学実践施設（川平 KMCH）を新アリーナに付設整備し、進学希望の高校生等に対し、AI カメラによる動作解析、インボディ等による身体・生理特性分析その他、高校専門学科「体育」の学習指導要領を踏まえた実技授業等において、各種スポーツに関する基礎的な科学的知識の習得等に係る教育を、本学アスレティックトレーナー等の常駐、大学教員の出前授業、教員志望学生の指導実践等を通じ、大学教育研究の一環として実施している。令和 6(2024)年度からは、高校の運動部活動についても教員志望の本学卒の大学職員等による技術指導ができる体制を整備し、高大接続教育を通して、部活動の地域移行など、時代の要請を踏まえた専攻領域に係る人材育成を深化させている。

併せて、社会全体で「デジタル革命(DX)」が加速している中であって、ソフトバンク株式会社と連携し、福島県郡山市など遠隔での中学校の部活動支援事業を実施するとともに、令和 4(2022)年度には文部科学省から「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）」の選定を受け、さらに、令和 5(2023)年度にはスポーツ情報マスメディア学科で高校の教科「情報」教員免許の課程認定を受け、令和 6(2024)年度同学科への入学生においては、その約 65%が、教科「情報」の教員免許取得を希望している状況にある。以上のように、高大接続教育の深化及び ICT 教育の一層の充実によって、スポーツ科学の分野において DX その他、時代の要請に対応できる人材育成に努めている。

Ⅳ 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

開設年度	昭和 42(1967)年度
所在地	宮城県柴田郡柴田町船岡南 2-2-18 宮城県仙台市青葉区川平 2-26-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
体育学部	体育学科 健康福祉学科 スポーツ栄養学科 スポーツ情報マスメディア学科 現代武道学科 子ども運動教育学科
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻

Ⅴ 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理

36 仙台大学

7月25日	第1回評価員会議開催
8月22日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9月5日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
9月25日	実地調査の実施
9月26日	第2・3回評価員会議開催
～9月27日	9月27日 第4回評価員会議開催
11月20日	第5回評価員会議開催
令和7(2025)年 1月10日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2月12日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

37 千里金蘭大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学は、創設者たちの思いを集約した建学の精神「学び、人の役に立つ」を、使命・目的に反映し、それを踏まえた教育目的について、学則等に明文化し、「学生ハンドブック」、ホームページ、学報等で周知している。

社会情勢に対応するため、この数年の間に行われた大学院の設置及び学部の改組の際に、使命・目的及び教育目的とそれらを踏まえた三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の見直しを行っている。大学及び大学院の使命・目的及び教育目的の策定や見直しに当たっては、教授会、大学院研究科委員会、大学協議会における審議を経て、理事会が行う体制となっている。使命・目的を表現したタグライン「私の成長、きっとだれかのために。」をもとに、「学園中期計画（2020 年 4 月～2025 年 3 月）」（以下「中期計画」という。）を策定している。

〈優れた点〉

○新入生に対して、建学の精神等を入学式において映像で紹介するとともに、必修科目「持続可能社会論」において学長自らが伝える機会があるなど、在学生に向けて継続的に周知していることは評価できる。

「基準 2. 学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーが定められており、ホームページ、オープンキャンパス等で周知している。アドミッション・ポリシーに基づいた入学者選抜のために、学長を統括実施責任者とする体制を構築している。

教務委員会、学修・キャリア総合支援センター委員会等が教職協働で学修支援の方針や方策を検討し、それらにのっとり事務組織の教学センターと学部・学科によって学修支援を適切に運営している。学生委員会と教学センターを軸にして、健康管理室、カウンセリング・ルーム、クラス担任やアカデミック・アドバイザーが連携し、組織的な学生支援を行っている。各種アンケート等を通じて、学修支援、学生生活及び学修環境に関する学生の意見をくみ上げており、「内部質保証・IR 推進委員会」等を通じて、関係学部・学科、部署へ結果が共有され改善につなげている。

〈優れた点〉

○看護学部看護学科において、人材確保が難しい中、SP（Simulated Patient：模擬患者）

を導入し、臨地実習に近いリアリティのある演習を行うことで、高い教育効果を挙げている点は高く評価できる。

- 全学的なインターシップとは別に、栄養学部栄養学科に「食物栄養インターシップ」、教育学部教育学科の「子どもインターシップ」「海外インターンシップ」など、学部・学科の特性に沿ったインターンシップが実施されている点は評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーをホームページ等で公表するとともに、「学生ハンドブック」などで学生に周知している。同ポリシーを踏まえた単位認定基準等を、大学院を含め規則化するとともに、「学生ハンドブック」などを通じて学生に明示している。教育目標の実現に向けて、カリキュラム・マップによりディプロマ・ポリシーとの一貫性が担保されたカリキュラム・ポリシーをもとに体系的な教育課程を編成している。授業方法の改善のために、「FD・SD 委員会」と「FD 部会」が連携し、授業アンケートや公開授業を実施している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた資質・能力を明示するとともに、三つのポリシーに則した評価指標を「千里金蘭大学 アセスメント・プラン」に定め、アンケート等を実施することで学修成果を検証し、教育改善に努めている。

〈優れた点〉

- 教養教育科目の「持続可能社会論」では、3 学部合同のクラス編成でアクティブ・ラーニングを用いて学び、SDGs とそれぞれの専門教育を関連付けている点は評価できる。

「基準 4. 教員・職員」について

大学の教学マネジメントについて、学長がリーダーシップを発揮できるよう、組織規程や学則など、各種規則により体制が整備されている。また、教授会、研究科委員会、各種委員会を設け、教学マネジメントを推進している。

教員の採用・昇任は、規則に基準を定め厳正に運用している。FD(Faculty Development)の取組みとして、公開授業等を継続的に実施している。また、職員を対象とした、導入研修、目的別研修等の FD・SD 研修も実施している。研究活動への資源配分については、個人研究費をはじめ、外部資金の獲得を前提とした研究等や、大学院生の研究に対しての研究助成を行っている。

〈優れた点〉

- 科学研究費助成事業などの外部資金の獲得を前提とした大学独自の研究助成や、大学院生に対する研究助成も積極的に行われており、評価できる。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為や組織倫理に関する諸規則を整備し、経営の規律と誠実性を維持している。その上で、中期計画を策定するなど、大学の使命・目的を実現するための継続した取組みを行っている。理事会において、運営方針や事業計画、予算を決定・執行するなど、寄附行

為に沿った運営を行っている。また、監事の選任や職務は適正に行われている。理事会を円滑に進めるために、「学園運営会議」を設置し、管理運営上の課題等について協議を行っている。予算作成等に関して、法人と大学との間でヒアリングを行い、相互チェックできる仕組みがある。

法人は「財務新6ヵ年計画」を策定し計画的な財務運営に努めている。また、会計処理を経理規程等に基づき適正に実施するとともに、補正予算については適正な手続きで決定・執行している。

「基準6. 内部質保証」について

内部質保証の方針として、「千里金蘭大学 内部質保証に関する方針」を定め、「内部質保証・IR推進委員会」等の組織を整備している。内部質保証に当たっては、学長が議長である大学協議会の指示のもと、「内部質保証・IR推進委員会」「大学企画課」等が連携して機能している。

各組織が行った自己点検・評価の結果が「全学評価委員会」にて評価され、その後「内部質保証・IR推進委員会」が全学的観点から教育研究、管理運営等の適切性を検証している。自己点検・評価の結果は全学で共有するとともに、ホームページに掲載し、社会への公表を行っている。

三つのポリシーに沿った「千里金蘭大学 アセスメント・プラン」に従い、大学及び大学院の学修成果を点検・評価し、教育の改善・向上に反映している。

総じて、大学は、創設者たちの意思を集約した建学の精神「学び、人の役に立つ」をもとに、学生に対して細やかで実践的な教育を行っている。また、内部質保証のために実効性のあるアセスメント・プランを定め、関係組織が連携して機能している。使命・目的を反映した中期計画を実行するためにPDCAサイクルの機能性をより高め、教育や大学運営の一層の改善・向上を期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準A.地域貢献・地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 内部進学をはじめとする学園内のさまざまな連携

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価】

基準1を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、金蘭会女学校創設者たちの「学び、そして、社会のために尽くさねば」との思いを集約した、建学の精神「学び、人の役に立つ」を分かりやすく使命・目的に反映し、それを踏まえた教育目的を、学則、大学院学則、大学案内、「学生ハンドブック」及び「大学院ハンドブック」に明示している。

社会情勢などに対応するため令和 4(2022)年の大学院の設置及び令和 5(2023)年の学部の改組を行った際に、使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。使命・目的及び教育目的は、学則や大学案内等の掲載する媒体において同一の表現となっており、その趣旨についても一貫したものとなっている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院の使命・目的及び教育目的の策定や見直しに当たっては、教授会、大学院研究科委員会、大学協議会における審議を経て、理事会が行う体制となっている。使命・目的や教育目的等について広く学内外に向けて大学案内、ホームページ、学報、「学生ハンドブック」「大学院ハンドブック」により周知している。使命・目的を表現したタグライン「私の成長、きっとだれかのために。」をベースに、中期計画を策定している。

使命・目的及び教育目的の達成に向け、3 学部 3 学科、1 研究科 1 専攻の教育研究組織を整備しており、大学院設置や学部の改組を行った際には、使命・目的及び教育目的を踏まえて三つのポリシーの見直しを行っている。

〈優れた点〉

○新入生に対して、建学の精神等を入学式において映像で紹介するとともに、必修科目「持続可能社会論」において学長自らが伝える機会があるなど、在学生に向けて継続的に周

知していることは評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーを明確に定めており、ホームページ、入試ガイド、学生募集要項等で公表している。また、オープンキャンパス、学外進学相談会、高等学校内ガイダンス等のさまざまな機会を通じて周知している。

入学者の受入れについては、アドミSSION・ポリシーに基づいた評価・選考を実施しており、その実施体制についても、学長を統括実施責任者とする体制を構築している。また、入学者選抜の方法について、「アドミSSION委員会」が主体となった検証・見直しを行っている。

大学全体としての収容定員充足率は概ね適切ではあるが、教育学部教育学科における入学定員削減や理事長直轄の「経営改革本部」の設置など、更なる改善に向けた取組みを実施している。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する全学的な方針を企画・立案する機関としての「学修・キャリア総合支援センター」及び同センターの各部門並びに事務部門の教学センターが連携しつつ、教職協働による学修支援を適切に行っている。

「ティーチング・アシスタントに関する規程」「スチューデント・アシスタントに関する規程」に基づく教育補助業務の体制を構築し、適切に利用している。

オフィスアワー制度を全学的に実施しており、「学生ハンドブック」、ポータルサイト等を通じて、学生に周知している。また、「障がい学生支援ガイド」を整備し、教学センターを中心に関係部署との連携に基づいた対応ができています。

各学期のGPA(Grade Point Average)に基づく成績不振者とクラス担任やアカデミック・アドバイザーとの面談に基づく「学生指導報告書」を学部長・学科長が共有しており、学生との相談に関する情報を学科会議で共有するなど、中途退学、休学及び留年に対する組織的な対応ができています。

〈優れた点〉

- 看護学部看護学科において、人材確保が難しい中、SP (Simulated Patient : 模擬患者)を導入し、臨地実習に近いリアリティのある演習を行うことで、高い教育効果を挙げている点は高く評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学生の入学準備段階から卒業までの体系的かつ一貫したキャリア形成、就職支援の質的充実のために「学修・キャリア総合支援センター」を設置し、センターに「キャリア支援部門」「教職支援部門」等の部門を置くとともに、センターの円滑な運営と各部門の連携・協力を審議するために、各学科選出委員を含む「学修・キャリア総合支援センター委員会」を設置しており、キャリア支援に関する体制を整備している。

また、「学修・キャリア総合支援センター」では、就職活動が本格化する時期にキャリア・カウンセラーの資格を有する外部講師を招いて面接指導を実施しており、学生の就職等に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営している。

〈優れた点〉

- 全学的なインターシップとは別に、栄養学部栄養学科に「食物栄養インターシップ」、教育学部教育学科の「子どもインターシップ」「海外インターンシップ」など、学部・学科の特性に沿ったインターンシップが実施されている点は評価できる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のために、委員会としては学生委員会、事務組織としては学生生活や課外活動支援に対応する教学センター、健康診断や健康相談を担う健康管理室、心理面に係る専門的な支援を行うカウンセリング・ルーム等の部署が学生に対する各種サービスを適切に提供している。

学則第 60 条の規定に基づき各種の奨学金規則が整備されるとともに、教学センターを通じて学部奨学金等に対応している。また、学則第 51 条の規定に基づく授業料等納付金の分納・延納を実施している。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を達成するために必要な校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報処理施設等の設置基準を満たして整備している。

学生食堂、購買部、学生ラウンジなど快適な学修環境を整備しており、付属図書館には十分な蔵書があり、利用促進に向けた取組みを行っている。ICT（情報通信技術）環境については、パソコン演習室、自習室に加え、各教室や付属図書館内のラーニング・コモンズにも整備している。バリアフリー化については、各棟の出入口にある段差部分のスロープや多目的トイレ等の設置など、対応を行っている。授業を行う学生数については、受講人数の設定や複数教員の配置等により、適切な管理を行っている。

なお、施設・設備の維持・管理に係る運用方針等は存在しないものの、施設・設備の安全管理やメンテナンスについては、各種法令を遵守し、専門業者等に委託して適切に実施している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「学修習慣実態調査」「学修行動調査」「授業アンケート」「学長直行便（学長意見箱）」を通じて、学修支援、学生生活、施設・設備等の学修環境に関する学生の意見をくみ上げるシステムを整備しており、「内部質保証・IR 推進委員会」「FD・SD 委員会」等を通じて、関係学部・学科、部署へ結果を共有し、改善につなげている。

また、「千里金蘭大学後援会」を通じた学生の意見のくみ上げも行っており、学生に対するバス回数券の発行や購入に対する補助、学生ラウンジスペースの改修などを実現している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを作成しており、学内外へ公表している。ディプロマ・ポリシーの学生への周知は「学生ハンドブック」に明示し、オリエンテーションの際にも周知するとともに、シラバスにも科目ごとにディプロマ・ポリシーとの関連を示している。単位認定基準、進級基準、大学院における学位審査基準や手続き等は、「学生ハンドブック」を通じて学生に明示している。単位認定基準はディプロマ・ポリシーを踏まえて制定しており、大学院を含め、規則化し、厳正に適用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーを策定し、カリキュラム・マップによってディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性を保証し、ホームページ等で学内外に周知している。教育課程は教育目標の実現に向けて、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成し、シラバスで周知している。教養教育課程は、全学共通の科目として、専門教育課程の土台となるように位置付けて運用しており、「教養教育委員会」で検討を行っている。授業は、教養教育と専門教育の特性を踏まえて設置し、学生の主体的な学修を促すためにグループディスカッション、フィールドワーク、ディベートなどを取り入れるなどの工夫を行っている。授業方法の改善のために、「FD・SD委員会」及び「FD部会」が設置されており、公開授業等を実施し、教員の研さんに努めている。

〈優れた点〉

○教養教育科目の「持続可能社会論」では、3学部合同のクラス編成でアクティブ・ラーニングを用いて学び、SDGsとそれぞれの専門教育を関連付けている点は評価できる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえ、学生が身に付けるべき学生の資質・能力の目標を明示し、カリキュラム・マップを通じて可視化している。学生の学修成果は、「内部質保証・IR推進委員会」を通じて調査・報告している。

大学、大学院ともに「千里金蘭大学 アセスメント・プラン」を策定し、三つのポリシーに沿って学生の学修成果と大学の教育成果を機関レベル、学位プログラムレベル、科目レベルの三つのレベルで点検・評価し、教育改善を恒常的に実施している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の意思決定や教学マネジメントについては、大学の校務をつかさどり、教職員を統督する学長が大学の代表として適切なリーダーシップが発揮できるよう、組織規程や学則など、各種規則により体制を整備している。

また、学長を補佐する体制として、教授会、研究科委員会、各種委員会を設け、教学マネジメントを推進している。

加えて、職員は大学協議会及び各種委員会の構成員として教学及び経営組織に参画し、教職協働で大学運営を実施しており、教学マネジメント体制は適切に機能している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院における専任教員は、設置基準で定められている教員数を適切に配置している。

教員の採用・昇任は、「千里金蘭大学 教員人事の手続きに係る細則」「教員の採用及び昇任に関する資格判定基準」等を定め運用している。

FDにおける組織的取組みとして、「FD・SD委員会」における「FD部会」により、授業アンケート、公開授業、FD・SD(Staff Development)研修を継続的に実施している。

特に、各学部・学科におけるFD活動として教員同士が授業参観を実施し、参観後は「公開授業アンケート」に基づいて、教員相互間で評価を行い、授業内容・方法等の相互改善に役立てている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力の向上の取組みについては、教員と職員相互の協働を前提とした FD・SD 研修の一つとして学内外の講師による高等教育をテーマに研修を実施している。また、導入研修、目的別研修、職位別研修、勤続年数別研修等の FD・SD 研修も実施している。

人事評価・育成制度については、「千里金蘭大学 事務 職員人事評価制度実施の手引」を作成し実施している。また、人事評価の結果は翌年度の個別の研修計画にも役立てている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境については、専任教員全員に個人研究室が整備されているとともに、大学院生用の共同研究室が整備されている。

研究倫理に関しては、研究倫理規準を定め、研究倫理教育プログラムとして、日本学術振興会「研究倫理eラーニング」の受講を推進している。また、研究活動における不正行為防止や人を対象とする研究倫理規程等を定め、個人情報の保護、個人の尊厳及び人権の尊重に十分留意の上、研究の推進を図っている。

研究活動への資源配分については、個人研究費をはじめ、科学研究費助成事業などの外部資金の獲得を前提とした研究費、海外出張費補助、大学院生に対して研究助成も行っている。

〈優れた点〉

○科学研究費助成事業などの外部資金の獲得を前提とした大学独自の研究助成や、大学院生に対する研究助成も積極的に行われており、評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務**【評価】**

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為をはじめ組織や公益通報に関する規則など、組織倫理に関して、経営の規律と誠実性を維持するために必要な規則を整備し、大学の運営を行っている。また、大学における各種情報については、ホームページを通して公表している。

その上で、大学の使命・目的を実現するために、中期計画を策定するなど、継続した取り組みが行われている。

加えて、学修環境の整備やハラスメント防止、危機管理に関する規則の策定と体制整備、教職員及び学生参加による防災訓練の実施など、環境保全、人権、安全への配慮にも取り組んでいる。

5-2. 理事会の機能**5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性****【評価】**

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的の達成に向けて意思決定を行う体制として、理事会を法人業務の最終的な意思決定機関として位置付けている。

理事会においては、基本的な運営方針や事業計画、予算について決定し執行するなど、寄附行為に沿って運営が行われている。また、理事会における理事の出席状況は良好である。

加えて、理事会を円滑な運営を行う体制として、「学園運営会議」を設置し、理事会や評議員会における議案や管理運営上の課題などについて協議を行っている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック**5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化****5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性****【評価】**

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為により学長及び学部長のうち1人が理事となり、教学部門の意思を管理部門に反映している。また、大学協議会を通じて管理部門が教学部門の考え方や方向性を常に掌握するとともに、理事長がリーダーシップを発揮できるよう、内部統制環境が整備されている。

教職員の意見・提案などをくみ上げる仕組みとして、教授会、各種委員会、定例事務打合せ会等での意見聴取や協議があり、教職員の意見のボトムアップが機能している。

予算作成などに関して、法人と大学との間でヒアリングを行い、相互にチェックできる仕組みを整備している。

監事の選任や職務については、寄附行為をはじめ監事監査規程等に基づき行われており、理事会及び評議員会への出席状況も良好である。また、評議員会においては、開催状況や評議員の出席状況などは良好である。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

財務計画については、令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までの中期的な計画を策定している。また、令和 5(2023)年度には令和 7(2025)年度からの次期中期計画を見据えながら見直しを行い、「財務新 6 ヶ年計画」を策定し計画的な財務運営に努めている。安定した財務基盤の確立については、令和 6(2024)年 10 月より理事長直轄の「経営改革本部」を立上げ、財務の改善をはじめ学生確保等を含め全学的な検討も始まっている。

外部資金の導入の努力については、学長自ら科学研究費助成事業等の書類の作成方法や申請に向けた助言を教員に行うなど、積極的な応募を奨励し成果を上げている。また、文部科学省の「大学改革推進等補助金（ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業）」の選定も受けている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準や「学校法人金蘭会学園 経理規程」「学校法人金蘭会学園 固定資産管理規程」等に基づき、適正に実施している。

会計監査などを行う体制については、私立学校振興助成法に基づく監査法人による会計監査、私立学校法に基づく監事による監査、「学校法人金蘭会 内部監査規程」に基づく内部監査室による内部監査の体制を整備し、厳正に実施されている。また、監査法人、監事、内部監査室の三者間での意見交換等も行われ、業務改善にも寄与している。

補正予算については、当該年度の学生数等が確定する 5 月に編成し、予算と著しくかい離がある決算額の科目については、3 月に編成している。補正予算の編成は、寄附行為の定めに基づき、評議員会及び理事会の手続きを経て、決定・執行している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針として、「千里金蘭大学 内部質保証に関する方針」を定め、明示している。内部質保証のための恒常的な組織体制を維持するために、内部質保証の推進を担い、学長が委員長である「内部質保証・IR 推進委員会」、各組織の自己点検・評価を集め評価する「全学評価委員会」、内部質保証の推進を支援する事務組織として「大学企画課」を整備している。

内部質保証に当たっては、学長が議長である大学協議会の指示のもと、「内部質保証・IR 推進委員会」「全学評価委員会」「大学企画課」が連携して機能しており、推進の責任体制が明確になっている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

各学部・学科、研究科、委員会、付属機関・事務局等の組織が行った自主的・自律的な自己点検・評価の結果が「全学評価委員会」に集約・評価され、その報告を受けた「内部質保証・IR 推進委員会」が結果について全学的観点から教育研究、管理運営等の適切性を検証している。各組織は、自己点検・評価に当たって、関係資料及びデータを参照し、エビデンスを重視した客観的な点検・評価となるように実施している。自己点検・評価の結果は「自己点検評価書」にまとめられ、全学で共有するとともに、ホームページに掲載し、社会への公表を行っている。

「内部質保証・IR 推進委員会」及び「大学企画課」は、「千里金蘭大学 アセスメント・プラン」に基づき、得られた諸データを含む学内外の情報の集約、分析を行っており、現状把握のための体制が整っている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院は、三つのポリシーに沿った「千里金蘭大学 アセスメント・プラン」に従い、大学及び大学院の学修成果を機関レベル、学位プログラムレベル、科目レベルで点検・評価し、教育の改善・向上に反映している。

大学及び大学院は、認証評価及び設置計画履行状況等調査から指摘された事項を反映させた中期計画に基づいて毎年度の事業計画を策定し、各組織は事業計画の進捗について、中間、期末ごとに確認するとともに、翌年度の計画設定の妥当性を検証している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域貢献・地域連携

A-1. 大学の物的・知的資源の社会への提供

A-1-① 使命・目的に基づいた地域貢献・地域連携活動の適切性

A-1-② 施設等物的資源の社会への提供

A-1-③ 研究・教育資源の社会への提供

【概評】

大阪府吹田市と連携し、吹田市唯一の女子大学であること、栄養学部、教育学部、看護学部という学部構成の強みを生かした地域貢献に取り組んでいる。

吹田市とは年 2 回の連携協議会を開催し、意見交換や情報交換を行っている。大学の地域貢献を推進するための窓口として「研究推進・社会連携センター」を設置し、センターを中心に産業界や自治体と連携をとり、建学の精神・大学の使命・目的に基づいたさまざまな事業を展開し、地域貢献につなげている。

大学内の佐藤記念講堂をはじめとした諸施設は、近隣の小学校・中学校・高等学校及び地域住民に開放され、利用されている。また、施設を利用して、母親とこどもを対象とした「金蘭おやこクラブ」、ネイティブの教員が英語指導を行う「スペシャルプログラム」を企画・運営するなど、複数の特徴的なプログラムを行っている。

大学の研究・教育資源を利用した地域貢献では、栄養学部が特産品「吹田くawaii」の成

分分析や調理方法等の研究・開発、教育学部が親子向けのイベント開催、看護学部が地域住民に対する模擬患者の養成講座の開催を通じた、学部教育への理解の獲得と教育への活用など、各学部で活発な地域貢献活動が行われている。3 学部共通の活動として、「きんらん保健室ひだまり」を発足し、吹田市のイベントを中心に活動している。

これらの活動には、教職員と学生がボランティアとして参加しており、学生にとっては、他世代の住民と触合い、関わり方を学ぶ機会となっており、対人援助、コミュニケーションの実体験を通じて、それぞれの学部の特徴に応じた経験につながっている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 内部進学をはじめとする学園内のさまざまな連携

本学は、保育園、中学校、高等学校、大学、大学院を擁する学園であり、明治 38（1905）年に大阪府立堂島高等女学校の同窓会「金蘭会」が開設した金蘭会女学校を母体としている。本学及び本大学院の校地は、法人本部を含め、吹田市藤白台に位置しており、北区大淀に位置する保育園及び中高とは場所が離れているが、建学の精神のもとで、さまざまな学園内連携を図っている。

教育にかかる連携として、本学教育学部教育学科及び看護学部看護学科による保育実習及び臨地実習の金蘭会保育園での実施、高校こども教育コースによる保育実習の金蘭会保育園での実施、高大連携プログラムの一環としての本学教員による高大連携授業の提供、本学教員による中学校での授業の提供などがあり、それぞれの物的・知的資源の有効活用を図っている。

また、高校からの内部進学者の受入れ促進に向けては、「高大連携連絡会議」を開催し、本学及び高校の教員間の情報交換、在学生の学修状況に関する情報提供、入試情報提供、行事の共同開催についての協議等を行っており、本学の教員にとっては、内部進学者の高校在籍時の学びの状況を知り、修学指導の参考とするとともに、高校の教員にとっては、本学への進学を希望している生徒への進路指導の参考とする機会として活用している。

受入れ促進のための募集広報活動としては、先述の高大連携授業のほか、入試説明会を通じた入学者選抜方法の変更点などの情報提供、本学に入学した高校卒業生による内部進学者交流会等を実施しており、本学への進学を希望している生徒の意思決定に役立てる機会としている。

さらに、学長、中高校長、法人事務局長、大学事務局長、中高事務長等が出席する「学園運営会議」を定期的で開催し、開催場所を本学、中高交互に設定することで、学園全体の諸課題の確認や情報共有を図っている。

このほか、学園内の進学の促進を図るため、保育園を除くいずれかの学校（金蘭会短期大学、金蘭短期大学、千里金蘭大学短期大学部を含む）の卒業（修了）生（見込みの者を含む）で、本学園が設置するいずれかの学校へ入学（編入学を含む）を希望するすべての者に対し、入学試験における入学検定料及び入学金を免除しており、金蘭会女学校設立当時の「学び、そして、社会のために尽くさねば」という気概を継承し、本学園での学びを通じた、信頼される自立した人材の育成に向けて、積極的な受入れに努めている。

Ⅳ 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

開設年度 平成 15(2003)年度
所在地 大阪府吹田市藤白台 5-25-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
生活科学部※	食物栄養学科 児童教育学科
栄養学部	栄養学科
教育学部	教育学科
看護学部	看護学科
看護学研究科	看護学専攻

※は募集停止

Ⅴ 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 3 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 20 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 4 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 30 日	実地調査の実施
10 月 31 日	第 2・3 回評価員会議開催
11 月 1 日	第 4 回評価員会議開催
11 月 21 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 7 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見あり)
2 月 7 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見あり)

38 第一薬科大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

「個性の伸展による人生練磨」という建学の精神に基づき、各学科の教育目標は、患者の苦しみや悲しみに心から同情し、助けようとする「惻隱の情」を持つ医療人を養成するなど個性・特色を有している。建学の精神及び教育目標は、中期計画である経営改善計画及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映している。薬学科、漢方薬学科に加え、看護学科、薬科学科及び大学院薬学研究科を設置し、教育研究組織を整備することで、建学の精神を踏まえた教育目標等の実現に努めている。

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーは、建学の精神と教育目標に基づき適切に定められている。漢方薬学科、学年進行中の薬科学科は、入学者確保に努める必要がある。学修支援体制は、学修支援システムを通じて学生の情報を把握するとともに、留年や中途退学防止に向けて学生委員会及び教学 IR 委員会においてさまざまな要因を分析し、方策を講じている。学生への経済的な支援の充実に向け、さまざまな奨学金制度を設けるとともに、メンタルケア、ハラスメント対応等の事案に対して教職協働で対応している。年次計画に従って耐震化工事を進め、新校舎の建築も予定するなど、適切な学修環境の確保に努めている。学生から収集した意見・要望には、具現化できるものから順次改善に向けて対応している。

〈優れた点〉

- サイエンスアントレプレナー入門セミナーでは、起業家や新事業を展開するためのアントレプレナーシップや起業スタートアップに関する意識付けが図られており、学生への多面的なキャリア形成を促す取組みとして評価できる。
- これまで学期末に実施していた学生授業評価アンケートを学期途中に実施することで、当該期に実施している授業の改善を迅速に図れるようにしている点は評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

学部・学科、研究科ごとの教育目標を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを策定し、学生便覧、ホームページ等に掲載し公表している。新入生には履修ガイダンスで、看護学科では実習関連の場も活用し学外にも周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準は、学部・学科ごとに学則で定め周知している。カリキュ

ラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに対応して策定され、一貫性が確保されている。専門知識の習得に加え、基礎的な素養とともに社会的な課題への理解を深めるため、全学科共通の教養科目を配置している。ディプロマ・ポリシーに基づき、アセスメント・プランを策定し、薬学科及び漢方薬学科の学生が卒業時に求められる能力を設定し、点検・評価を行っている。また、令和 6(2024)年度から全学的なアセスメント・ポリシーを新たに導入している。

「基準 4. 教員・職員」について

学長の意思決定を支える組織として教授会及び各委員会を置くとともに、学長を補佐する体制として副学長、学部長を配置し、学長がリーダーシップを発揮できる体制を整備している。FD(Faculty Development)及びSD(Staff Development)活動については、効果的な研修を組織的に実施し、研究支援については、教育研究費予算委員会が研究活動への資源を配分するとともに、科学研究費助成事業の応募や採択率向上に向けての取組みを工夫するなど研究活動への支援体制が整備されている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為をはじめとする諸規則を整備し、関係法令遵守のもと体制を整え法人運営を行っている。また、情報の公表は法令等に基づき適切に行われている。使命・目的を達成するために理事会を定期的開催するとともに、管理運営の円滑化と相互チェックは、法人及び大学の各機関相互の連携が図られ、監事及び評議員会がそれぞれ機能している。財務基盤に関しては、科学研究費助成事業等の外部資金の獲得に努めているが、安定した財務基盤確立のために最も重要な学生確保に一層取組むなど経営改善計画の着実な実行が望まれる。監査体制を整備し、経理に関する規則に基づき適正な会計処理に努めている。

「基準 6. 内部質保証」について

自己点検・評価委員会は、全学的な内部質保証を担う組織として、学長、副学長、教務部長等の各部長、各委員会委員長等の責任者が委員となり、教育・研究及び大学運営の各領域において緊密な連携が図られる体制を整備している。毎年度自己点検・評価を行い、結果については教員連絡会議等を通じて全教職員に共有するとともに自己点検・評価書を公表している。自己点検・評価委員会は教務委員会とともに学修成果の点検・改善を行い、ディプロマ・ポリシーに対する達成度の可視化に取り組むなど、自己点検・評価委員会と関係の委員会が連携し、PDCA サイクルの仕組みを整え、内部質保証が機能するよう取組んでいる。

〈優れた点〉

○自己点検・評価委員会に外部委員を加え、自己点検・評価のプロセスに新たな視点を導入することで、内部質保証体制の強化、透明性の向上を図っていることは評価できる。

総じて、大学は、開学以来「個性の伸展による人生練磨」という建学の精神のもと、「惻隱の情」を持つ医療人養成を行い、学生一人ひとりに寄り添った教育を展開するとともに、

収容定員確保に向けて役員及び教職員が一体となって経営改善に努めている。自己点検・評価委員会は関係の委員会と連携し、PDCA サイクルの仕組みを整え、内部質保証が機能するよう取組んでおり、大学運営及び教育・研究の更なる改善・充実に期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会連携」「基準 B.国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

「個性の伸展による人生練磨」という建学の精神に基づき、実践的な能力を有する医療人を育成するという使命・目的が学則に明確かつ簡潔に定められている。各学科の教育目標は、患者の苦しみや悲しみに心から同情し、助けようとする「惻隠の情」を持つ医療人を養成するなど個性・特色を有している。複合的な医療ニーズ等に対応できる人材を育成するため、看護学科、薬科学科等の教育研究組織を新たに設置している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

新設学科の設置に伴う使命・目的の見直しに当たっては、教授会で審議後、理事会で決定し、教員連絡会議で周知しており、役員、教職員の理解と支持を得ている。建学の精神、教育目標及び研究目標は新任教員研修やホームページで周知するとともに、中期計画である経営改善計画及び三つのポリシーに反映している。薬学科、漢方薬学科に加え、看護学科、薬科学科及び大学院薬学研究科を設置し、教育研究組織を整備することで、建学の精神を踏まえた教育目標等の実現に努めている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、建学の精神と教育目標に基づき、適切に定められている。また、受験生に向けて学生募集要項やホームページに明記されており、教職員に向けては、教授会、教員連絡会などで周知されている。

アドミッション・ポリシーに基づいて入学者選抜を設定し、さまざまな視点からアドミッション・ポリシーに合致する学生を受入れる体制を整備している。

入学者の選抜に当たっては、入学試験委員会が各入試実施後に作成した合格者報告案を教授会又は大学院研究科委員会で審議し、その意見を聴いて学長が決定している。収容定員充足率の低い学科があり、適正定員の確保に向けて対策を行っている。

〈改善を要する点〉

○薬学部漢方薬学科は、収容定員充足率が 0.7 倍未満であり、入学者確保に向けた改善が必要である。

○薬学部薬科学科は、年次進行中ではあるものの、学科開設当初から定員充足率が 0.5 倍未満の状態であり、入学者確保に向けた改善が必要である。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学務情報システムや学修成果を蓄積することができる e ポートフォリオなどの学修支援システムを整備し、学生の基本情報や履修状況及び成績を一括で管理している。これらのシステムを通じて、教職員が学生の情報を適宜把握できるようにしており、教職協働で学修支援が実施できる体制を整備している。

教室を開放し、学生が時間外学修時間を十分にとれるように配慮している。留年生に対しては補講の時間を別途設け、教職協働で学力の強化を図っている。また、中途退学者抑制に向けて、学生委員会及び教学 IR 委員会において退学の理由を分析し、その方策を教務委員会と協働して立案している。

TA 制度の活用はないものの、学生間のピアサポート活動を強化し、教務委員会や学生委員会と協働して学修支援を行う体制を整備しているところである。

2-3. キャリア支援**2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備****【評価】**

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

厚生委員会やキャリアサポート室及び教員が連携を図りながら、医療人・医療関係従事者としての社会的・職業的自立を積極的に支援している。薬学科などの国家資格取得を目標とする学科では、実務実習に加えてインターンシップの仕組みも整えている。また、それ以外の学科でもキャリア形成に関する科目の配置や進路支援を実施する体制が整備されている。

九州・沖縄地域のプラットフォームである PARKS の活動として、初年次からキャリア形成のためのプログラムを整備しており、各種資格取得支援の制度も導入している。キャリアサポート室には、常勤の専任職員を配置しており、学生のキャリア形成や就職支援業務に尽力している。

〈優れた点〉

○サイエンスアントレプレナー入門セミナーでは、起業家や新事業を展開するためのアントレプレナーシップや起業スタートアップに関する意識付けが図られており、学生への多面的なキャリア形成を促す取組みとして評価できる。

2-4. 学生サービス**2-4-① 学生生活の安定のための支援**

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生への経済的な支援の充実に向け、さまざまな奨学金制度が設けられている。学生のヘルスケア、メンタルケア、ハラスメント対応、障がいのある学生への対応などの事案に対して、教職協働で密に対応すべく、学生委員会、医務室、学生相談室などが中心となって支援する体制が敷かれている。また、それらに対応するための窓口が学内各所に設置されており、学生生活を安定化させるための方策が講じられている。

医務室には看護師の資格を有する職員を配置し、学生の悩みや要望をきめ細かく把握して対処する体制が敷かれており、学生が学内においてよりよい生活を送れる仕組みが構築されている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目標の達成のため、校地、校舎等を整備して有効に活用している。また、年次計画に従って耐震化工事が進んでおり、新校舎の建築も計画されていることから、適切な学修環境の維持・管理が行われている。

各学科の教育に必要な実習施設を備えるほか、適切な規模の図書館を有し、開館時間を配慮しながら有効に活用している。小グループ討議を行うために専用の演習室などを設け、実習や演習などの実践的な授業が円滑に行えるように整備している。バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性も適切に図られている。

授業で使用する教室は、受講者数に合わせて適正な規模を確保し、効果的な教育が行われるよう配慮している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生からの意見・要望の収集は、さまざまな媒体を通じて適切に実施し、反映に努めている。授業に対する意見や要望は、学期の半ばに学生授業評価アンケートを実施するなど、授業開講期中に迅速に改善が図れるよう工夫している。

心身に対する健康相談は、専任の職員を配置するほか、定期的にカウンセラーを配置し、相談者に対して密な対応を図っている。学修環境や生活環境に関する学生からの改善要望については、実現可能なものから順次改善に向けて対応している。

〈優れた点〉

○これまで学期末に実施していた学生授業評価アンケートを学期途中に実施することで、当該期に実施している授業の改善を迅速に図れるようにしている点は評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科、研究科ごとの教育目標を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを策定し、学生便覧、ホームページ、大学案内に掲載し公表している。新入生には履修ガイダンスで周知するとともに、看護学科では実習関連の場も活用し学外にも周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準及び他大学における既修得単位の認定単位数の上限を学部・学科ごとに学則で定め周知している。成績評価基準の周知については、学修支援システムを活用することで、学生が事前に把握できるよう整備している。また、これらの基準等について厳正に適用している。

大学院薬学研究科においては、ホームページで学位論文審査基準を公表している。研究の評価は、複数教員による評価体制により厳正な審査に努めている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、学部・学科、研究科ごとのディプロマ・ポリシーに対応して策定し、学生便覧、ホームページ、大学案内で公表している。薬学部薬学科及び漢方薬学科は、薬学教育モデル・コア・カリキュラムに準拠しつつ、独自の教育内容を加え、薬科学科は、医療データサイエンスや医療ビジネス分野における専門性の育成に焦点を当てている。看護学部看護学科は専門職としての知識・技術・態度を養うための七つの科目区分で編成すると同時に、薬物療法に関する正しい知識を持つ人材育成の観点から特色ある教育課程を編成している。大学院薬学研究科では、高度な専門知識と研究技術の習得を目指した教育課程を編成している。各教育課程は、カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーによって体系的に編成していることを示している。

専門知識の習得に加え、基礎的な素養とともに社会的な課題への理解を深めるため、全学科共通の教養科目を配置している。FD・SD 委員会を中心に授業アンケートを実施し、この結果に基づき科目担当者が教授方法の改善を図っている。

〈参考意見〉

○薬学部薬学科及び漢方薬学科において、各学年次の履修登録可能な上限を 56 単位に設定している点については、履修状況を踏まえた点検・評価による上限単位の適正化が望まれる。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーに基づき、学生が卒業時に達成すべき能力を領域に分け、達成度を測定する評価指針としてアセスメント・プランを平成 29(2017)年度に策定した。このアセスメント・プランに基づき、薬学科及び漢方薬学科の学生が卒業時に求められる能力を

設定し、点検・評価を行ってきた。

令和 5(2023)年 10 月から、自己点検・評価委員会において科目レベル、学部・大学院レベルの卒業時の学修成果を可視化した全学的なアセスメント・ポリシーについて検討を重ね、令和 6(2024)年度から導入している。令和 6(2024)年度入学生の初年度の成績評価をもとに、教務委員会、自己点検・評価委員会及び教学 IR 委員会において、具体的な評価基準について検討を進めている。学修成果の評価項目ごとに担当する委員会を定め、点検・評価の結果を教育内容及び学修指導の改善にフィードバックする体制を整備して進めており、今後の成果に期待したい。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の意思決定を支える組織として教授会及び委員会を置くとともに、学長を補佐する体制として副学長、学部長を配置し、学長がリーダーシップを発揮できる体制を整備している。

教育研究に関する重要事項については、委員会等から教授会に議題が提議され、意見を聴いた後に学長が決定する手続きにより、教学マネジメントが的確に構築されている。その教学マネジメント遂行に必要な職員の配置、位置付け及び役割は、規則等に明確に定めている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に定める必要教員数の確保に努めている。また、「第一薬科大学教育職員選考規程」及び「第一薬科大学教育職員選考委員会規程」により、教育目標、教育課程に合致した教員の選考及び採用を適切に行っている。昇任人事についても同委員会が昇任基準内規に基づき適切に行っている。専任教員の質の向上と教育効果の拡大を図るため、「専任教員の教育および研究活動の業績」を毎年作成している。教員個々の研究成果、教育実績、学内外での貢献活動を評価することで、教員自身の自己反省と目標設定の契機となっており、教育の質の継続的な向上を実現している。また、FD・SD 講演会や研修会などを通じて、教育方法の改善を図っている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上への取組みとして、FD・SD 委員会を設置し、同委員会において当年度の SD に関する実施計画を作成し、FD・SD 研修会を開催するなど、組織的な SD 活動を実施している。具体的な実施項目として、教授会、教員連絡会議での研修会や学外で実施される各種研修会に参加している。研修計画は、年度ごとに FD・SD 委員会で見直しが行われている。また、職員の業務スキル向上のため、資格の受験費用補助を行っている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

各学部棟には、講義室・演習室、実習室、研究室等を整備し、その他、図書館、実験動物飼育施設、薬用植物園、共同利用施設を設け、教育研究活動が十分行える研究環境を整えている。

ヒトを直接対象とする研究について、「第一薬科大学臨床研究倫理審査委員会規程」に則して研究倫理委員会が研究倫理の妥当性を審査しており、厳正に運用している。

研究費予算の配分について、「第一薬科大学教育研究費予算委員会規程」に則して、教育

研究費予算委員会が担当し、研究活動への資源を配分している。科学研究費助成事業申請で不採択になった研究者を対象に、学内の奨励金制度を設け、次年度の採択へつながるように研究の推進を図るなど、研究活動への支援体制が整備されている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為をはじめとする諸規則を整備し、関係法令遵守のもと体制を整え、法人運営を行っている。情報の公表についても法令等に従い適切に行っている。

経営改善計画に基づき、年度ごとの事業計画を策定し、これらの計画に基づき業務執行し、その状況を分析・検討して次年度の事業計画に反映させるなど、使命・目的を実現するための努力をしている。

建築物維持管理計画表に基づき学内の環境保全を行うとともに、キャンパス周辺の保全・美化活動も行っている。人権保護のため「学校法人都築学園個人情報保護規程」等の各種規則により適切な対応を行っている。安全への配慮については「第一薬科大学危機管理規程」に基づき対応している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的を達成するため、寄附行為に基づき理事会を定期的に開催し、適切に運営している。理事の選任は寄附行為どおりに行われており、理事会への出席状況は良好である。理事会欠席者からは委任状が提出されている。

学長及び法人事務局長が理事又は評議員となっており、理事会・評議員会の都度、学生募集及び教学事項を報告することで、学校運営に関する共通の認識を図り、現状に基づい

た意思決定ができる体制を整備している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人の管理運営を円滑に行うため、理事長を長とする「学園運営委員会」を設置している。従来は、構成員を各設置校長、設置校の事務長等としていたが、令和 6(2024)年度からは法人の理事・評議員の代表、各大学の学長等に限定することで、理事会、評議員会と大学の教学の意思疎通を強固にする体制を構築している。

「学園運営委員会」を活用して、理事会の意思決定をサポートするとともに、理事会の決定事項に関する業務実施状況を確認し、相互チェックの機能性を維持・向上させている。監事、評議員の選任は寄附行為の定めにより適切に行われ、職務も適切に行われている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人は、運用資産の増加と外部負債の減少のために財務基盤の強化が必要であり、経営改善計画及び財務計画を策定し、その計画を着実に実行することで、安定した経営基盤の確立を目指している。

安定した財務基盤を確立するため、適正な収入見積りとともに、経営改善計画及び財務計画に基づいて予算を編成し、収支のバランスを確保している。

外部資金の導入として、科学研究費助成事業の獲得のほか、各種機関・団体等からの研究助成金や受託研究費の獲得、寄付金等の受入れも積極的に推進し、財務基盤の充実を図っている。

〈参考意見〉

○安定した経営基盤の確立のために重要事項である学生確保に取り組むなど、経営改善計画の着実な実行が望まれる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に準拠し、「学校法人都築学園経理規程」に基づき、適正に会計処理を実施している。予算については、所掌各課などの執行状況を伺書などで把握し、半期・年度の計画との整合に努め、新たに実施しようとする事業については、必要性を精査し、手順を経て補正予算をもって対応している。

監査法人により、私立学校振興助成法に基づく会計監査が適正に行われている。監事による監査は、「学校法人都築学園監事監査規程」に基づき、法人の業務及び財務状況等について、毎年度、監事監査実施計画書を作成し、厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価委員会は、全学的な内部質保証を担う組織として、学長、副学長、教務部長等の各部長、各委員会委員長等の責任者が委員となり、教育・研究及び大学運営の各領域において緊密な連携が図られる体制を整備している。同委員会は、年度初めに教務委員会等の委員会に年度計画の策定を指示し、その実施状況をモニタリングする体制を構築している。また、医療や教育分野の専門家を外部委員に加え、多角的な観点から自己点検・評価を行っている。

〈優れた点〉

○自己点検・評価委員会に外部委員を加え、自己点検・評価のプロセスに新たな視点を導入することで、内部質保証体制の強化、透明性の向上を図っていることは評価できる。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

日本高等教育評価機構又は薬学教育評価機構の評価基準に準じて、毎年度自己点検・評価を行い、結果については教員連絡会議等を通じて全教職員に共有するとともに自己点検・評価書を公表している。また、自己点検・評価委員会が中心となり、毎年度「委員会活動計画および点検・評価書」を作成し、教員連絡会議で共有している。教学 IR 委員会が各種データの分析を行い、自己点検・評価委員会等に共有するなど自己点検・評価委員会との連携に努めている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価委員会と教学 IR 委員会が連携して収集・分析した「退学・除籍者数の推移」「進級率」「卒業率」等のデータに基づいて、教務委員会が薬学部留年生の学修支援プログラムを策定している。また、自己点検・評価委員会と教務委員会は、学修成果の点検・改善を行い、ディプロマ・ポリシーに対する達成度の可視化に取り組んでいる。このように自己点検・評価委員会は関係の委員会と連携し、PDCA サイクルの仕組みを整え、内部質保証が機能するよう取り組んでいる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携

A-1. 大学が持っている人的・物的資源の地域社会への提供

A-1-① 大学と地域社会が連携活動を実施する体制が整備されているか

A-1-② 大学と地域社会との間で連携協定が結ばれているか

A-1-③ 大学の人的・物的資源を活かした地域貢献活動が行われているか

【概評】

地域連携推進委員会及び副学長を「連携事業担当」とした組織体制で、地域連携活動を展開している。

高等学校 66 校とは高大連携を締結し、「総合的な探究の時間」の探究課題の指導や助言、中間・最終発表会の審査員としての講師派遣、薬学体験実習や看護体験実習を来場型や出前型の形態で行っている。令和 5(2023)年度は、9 校へ講師派遣を行っている。

医療機関とは両者の相互理解を深め、教育・研究・研修等の水準の向上に資することを目的に、「教育・研究・研修等の交流に関する協定」を締結し、交流を図っている。令和 5(2023)年度は、飯塚病院、福岡赤十字病院、九州中央病院の医師や薬剤師を講師に招く等、学生に学ぶ機会を提供している。産業界では、大塚製薬株式会社、木村情報技術株式会社との包括的連携・協力協定を締結し、学生を対象とした講演等を行っている。地方自治体とは、飯塚市、福岡市との協定を締結している。災害ボランティアセンターの設置・運営訓練や看護学部教員による地域住民を対象とした出前講座等を行っている。

このように、大学と地域社会が連携活動を実施する体制を整備し、大学の人的・物的資源を生かしたさまざまな地域貢献活動に取り組んでいる。

基準 B. 国際交流

B-1. 国際交流推進

- B-1-① 国際交流のための体制が整備されているか
- B-1-② 海外の大学等と幅広く交流協定が締結されているか
- B-1-③ 教職員の国際交流が実施されているか
- B-1-④ 教職員の国際交流を支援する仕組みがあるか
- B-1-⑤ 学生の国際交流が実施されているか

【概評】

国内外の大学との交流・共同研究を推進することを目的に、学術交流委員会を設置し、教員及び学生の国際交流に組織的に取り組んでいる。

北南米、ヨーロッパ、台湾、ハワイ、中国などの大学等と 20 件の学術交流協定を締結し、教員が留学する等、薬学部を中心に国際交流を行っている。COVID-19 の影響により交流が難しい状況であったが、令和 5(2023)年度から再開し、現在、米国のデューク大学、ハワイ大学、台湾の台北医学大学薬学部、国立陽明大学薬学部、中国医薬大学、中国の天津中医薬大学、ベルギーのアントワープ大学の 7 校と学術交流を行っている。令和 5(2023)年度には、アントワープ大学との共同研究の成果として学術論文が公表されている。

学生の国際交流は、アドバンスト科目として「海外医療研修」を配置し推進している。令和 5(2023)年度は、19 人の学生が国立陽明交通大学、中国医薬大学、嘉南薬理大学等での医学・薬学の学修・体験、学生間交流等のプログラムに参加した。評価基準を満たした学生には「海外医療研修」の単位として認定される仕組みが構築されている。

現在は、薬学部を中心に実施している国際交流を看護学部にも拡大推進していくことを検討している。

IV 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

38 第一薬科大学

開設年度 昭和 35(1960)年度
所在地 福岡県福岡市南区玉川町 22-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
薬学部	薬学科 漢方薬学科 薬科学科
看護学部	看護学科
薬学研究科	薬学専攻

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 9 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 27 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 11 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 5 日	実地調査の実施
11 月 6 日	第 2・3 回評価員会議開催
11 月 7 日	第 4 回評価員会議開催
12 月 3 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 10 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2 月 12 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

39 太成学院大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

建学の精神に基づき、大学は使命と目的を明確に学則に定めている。大学の教育目的は、学部・学科の特性に応じてそれぞれ明確かつ具体的に示されている。大学では「学生一人ひとりにそれぞれのサクセスを」を大学の基本コンセプトとして、多様な学生に対する個性と多様性を実現するための教育プログラムを策定し変化への対応を行っている。

使命・目的及び教育目的を学則に定め、その改廃等の過程で教授会・理事会等の審議を経ており、役員・教職員の理解と支持を得ている。

大学は三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を学則に定め、使命・目的及び教育目的を反映しており、中長期的な計画は、大学の使命・目的及び教育目的を達成するために「学校法人天満学園 中期ビジョン・事業計画プロジェクト 2030」（以下「中期ビジョン・事業計画プロジェクト 2030」という。）を策定し公表している。

〈優れた点〉

○「学生一人ひとりにそれぞれのサクセスを」を大学の基本コンセプトとして、多様な学生に対する個性と多様性を実現するための教育プログラムである「副専攻制度」「長期履修制度」「早期卒業制度」など特色ある取組みを実施していることは評価できる。

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーについては学部ごとに策定され、ホームページ等で公開されている。学生募集状況については、複数学科の収容定員充足率が未充足となっており、学生確保に向けた今後の取組みが望まれる。

学生に対する支援については、専任教員によるアドバイザー制度を実施し、学修及び学生生活全般の支援を行うとともに、職員による学修支援を含めた大学生活全般の支援体制として、養護教諭常駐の保健室や学生相談室である「フラットホッと～あなたの未来相談室～」を設置している。

校地、運動場、校舎、体育館等は設置基準を上回る面積・規模があり、施設はバリアフリー対応も含め適切に管理運営が行われている。パソコンやプリンタなどの学生用情報機器が学内各所に設置され授業外学修でも活用できるよう適切に整備されている。

「基準 3. 教育課程」について

ディプロマ・ポリシーはホームページに公表され、学生は「学生必携」「学びのトリセツ」でも確認可能なほか、新入生オリエンテーションでも説明されている。

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準に従い、進級判定、卒業判定を大学運営会議及び学部の教授会にて行い厳正に適用しているが、人間学部子ども発達学科の履修登録単位上限数が規定されていないので早急に策定が必要である。

カリキュラム・ポリシーの策定は、学部ごとに教育目的を踏まえディプロマ・ポリシー、と一体的になるよう行われている。シラバスは「学びの道標（みちしるべ）（学修支援計画書）」の中に整備され、ホームページ上に公開されている。

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価として、「太成学院大学アセスメント・ポリシー」が策定され、大学、学部・学科、科目の三つのレベルごとに学修成果の可視化を行い、点検・評価を行っている。

「基準 4. 教員・職員」について

学長は、教授会、「学長・学部長会議」、大学運営会議等の学内会議を招集し、議長として中心的役割を果たしており、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制も整備している。学部の教育研究に関する重要事項は、教授会規程にのっとり審議されている。

大学は全学的に FD(Faculty Development)を推進し、教育研究活動を向上するため全学 FD 会議を設置し、FD 研修会の開催を企画・立案し実施している。SD(Staff Development)研修は、学長室 IR 部門が中心となり企画・実施し、全教職員を対象とした UD (ユニバーサル・ディベロップメント) 研修を年 1 回程度開催している。

研究活動の不正行為の防止及び研究費の不正使用の防止に対する学内規則を設けるとともに、毎年、新任の専任教員を含め該当する教職員を対象としたコンプライアンス教育を実施している。

〈優れた点〉

○「TGU-SSCP（太成学院大学・スチューデント・サクセス・コラボレーション・プロジェクト）」において、職員の有志が、学生の満足度向上、大学生活に対するモチベーションの維持・向上に寄与する各種イベントの企画・立案、運営を積極的に行っていることは評価できる。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

法人経営は、寄附行為及び就業規則に基づいて規律と誠実性を維持しつつ進められ、適切に運営されている。使命・目的を実現するために、大学運営会議、理事会・評議員会を定期的に開催し経営・財務に関する事項等を中心に審議されている。理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境が整備され、管理部門である理事会と教学部門の連携が図られている。監事の選任は適切に行われており、出席状況も良く、監事の職務は適切に行われている。

大学の収支は収入超過が続いている状況にあるが、令和 5(2023)年度における法人全体の経常収支差額、基本金組入前当年度収支差額はマイナスとなっているので、安定的な入

学者の確保が望まれる。

予算は評議員会に諮り、理事会の決議を経て決定・執行されている。

「基準 6. 内部質保証」について

大学は、内部質保証の方針、「内部質保証 体系図・PDCA サイクル図」、三つの方針及びアセスメント・ポリシーを策定しホームページで公表している。

内部質保証のための責任を負う組織としては、学長を議長とする自己点検・評価会議を設置し、内部質保証推進プロジェクトにより、質保証活動を推進している。

大学の内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は、内部質保証の方針及びアセスメント・ポリシーをもとに実施している。大学におけるガバナンスや教育の改善、教育改革につなげるために、学長室 IR 部門を設置し大学運営会議・各学部教授会にて報告・情報提供を行い、大学の質の向上に努めている。

大学では三つのポリシーを起点として、大学、学部・学科、科目などの各レベルで PDCA を回すため各組織が連携し、それらの取組みを自己点検・評価会議で自己点検・評価して大学運営の改善・向上に向けた取組みにつなげている。

総じて、大学は建学の精神、使命・目的及び教育目的を踏まえた三つのポリシーに基づく教育研究体制を構築し、学長のリーダーシップのもと内部質保証の確立に努力している。また、適切な教職協働体制で中長期的な計画をもとに大学運営を行っており、「学生一人ひとりにそれぞれのサクセスを」を大学の基本コンセプトとして、個性と多様性を実現するためのさまざまな特色ある教育プログラムを実施している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.大学の使命・目的に基づいた高等学校との連携の取組み」「基準 B.大学の使命・目的に基づいた教員養成支援の取組み」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命と目的については、建学の精神に基づき、学則において明確かつ具体的に分かりやすい言葉で簡潔に文章化している。大学の教育目的は、学部・学科の特性に応じてそれぞれ明確に定めており、学則第 2 条の 2 に学科ごとに明確かつ具体的に示している。

大学は、使命・目的及び教育目的に沿って各種の教育プログラムを展開し、個性・特色を示している。近年は、学生の多様化が顕著であるので学生個々のニーズを達成するため、大学では多様な学生に対する個性と多様性を実現するための教育プログラムを策定し変化への対応を行っている。

また、「卒業生アンケート」や「卒業生に関する就職先アンケート」を実施し社会情勢や社会ニーズの変化を把握し、中長期的な計画やガバナンス・コードにも反映させ見直しや改善を行っている。

〈優れた点〉

○「学生一人ひとりにそれぞれのサクセスを」を大学の基本コンセプトとして、多様な学生に対する個性と多様性を実現するための教育プログラムである「副専攻制度」「長期履修制度」「早期卒業制度」など特色ある取組みを実施していることは評価できる。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的を学則に定め、その改廃等の過程で教授会・理事会等の審議を経ており、役員・教職員の理解と支持を得ている。

使命・目的及び教育目的は、学内外にホームページやその他の媒体で周知している。学生には学内ホームページや新入生オリエンテーションの中で教育目的を中心に説明しており、教職員には教員連絡用ページを通して周知している。

中長期的な計画は、使命・目的及び教育目的を達成するために「中期ビジョン・事業計画プロジェクト 2030」を策定している。

三つのポリシーは、学則に定めており、使命・目的及び教育目的を反映している。

教育研究に関わる案件は大学運営会議で協議され、その後、学部ごとの教授会で審議され、最終的な意思決定が学長により行われている。各教育研究組織は、それぞれの役割を

担っており、整合性をもって構成されている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーについては学部ごとに策定され、ホームページ等で公開されている。収容定員を満たしていない学科が複数あり、大学全体で学生募集を強化している。

また、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施と検証については、入試課と学長室 IR 部門で分析を行い、「2022TGU グランドデザインプロジェクト」で検討・見直しを行うとともに、入学試験会議で審議の上で入学者選抜を実施しており、適正な体制のもとで実施と検証を行っている。

〈改善を要する点〉

○経営学部現代ビジネス学科、人間学部子ども発達学科及び健康スポーツ学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満となっており、改善を要する。

〈参考意見〉

○人間学部心理カウンセリング学科の収容定員未充足について、学生確保に向けた更なる取組みが望まれる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

新入生オリエンテーションや学部・学科オリエンテーションを実施し、円滑な学生生活

への導入を行っている。また、専任教員によるアドバイザー制度を実施し、学修及び学生生活全般の支援を行うとともに、職員による大学生活全般の支援体制として、学生が気軽に訪れられる「フラッとホッと～あなたの未来相談室～」を設置し、学生からの学修や生活、就職に関すること等、種々の相談に対応している。

大学独自の SA(Student Assistant)制度を設けて運用し、教員の教育活動を支援している。また、オフィスアワーは週 1 時限以上設け、学生の質問や相談に応じる体制を整えている。

中途退学への対応について、アドバイザー教員と面談を行うとともに、退学理由などの分析を行い、退学者数の減少に努めている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

「資格・就職支援センター」を設置し、アドバイザー教員や教育研究組織「学生支援会議」と連携して、学生の社会的・職業的自立に向けたキャリア教育、就職及び進学に対する修学支援を行っている。特に、経営学部と人間学部では学生のキャリア形成と職業選択へ向けた支援のため、教育課程内にキャリア教育科目を配置し、学生の生涯を通じた持続的な就業力の育成を行っている。また、インターンシップについて、説明会やあっせんを行って積極的に参加を促し、所定の基準を満たした場合には卒業要件単位として認定するなど、キャリア教育のための支援体制を整備している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための組織として、教育研究組織「学生支援会議」と事務局「学生サービス課」、養護教諭常駐の保健室や学生相談室である「フラッとホッと～あなたの未来相談室～」などを設置している。また、アドバイザー教員による週 1 回のアセンブリ・アワーを実施し、学生の心的支援や生活相談を行っている。

学生に対する経済的な支援として、保護者を会員とする「教育後援会」を運営し、クラブ活動支援や学生食堂のランチの補助などの支援を行うとともに、独自の奨学金制度や資格取得支援制度等を設けている。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、運動場、校舎は設置基準を上回る面積・規模があり、施設は全て耐震基準に適合し、耐震性が確保されている。また、体育施設は必要な広さや施設・設備を整備し、適切に管理運営が行われている。図書館については十分な学術情報資料を確保するとともに、パソコンやプリンタなどの学生用情報機器を学内の各所に設置し、授業外学修でも活用できるように適切に整備されている。

バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性について、各棟の入口にスロープが設置されており、車椅子対応のトイレも複数か所設置されている。また、授業を行う際の学生数については、全ての学部・学科で人数を限定してユニットを構成しており、教育効果を上げられるよう配慮している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「新入生アンケート」「学修及び満足度アンケート」、授業評価アンケート等を実施し、調査結果を分析するとともに教授会等で共有し、学修支援に関する学生の意見などをくみ上げるシステムを整備している。

学生生活に関する支援については、アドバイザー制度、アセンブリ・アワー制度によって、学生が教員に随時相談できる環境を整備するとともに、「フラッとホッと～あなたの未来相談室～」を設置し、個別相談を受けることで学生の意見や要望をくみ上げ、学生生活の改善に反映している。また、学修環境に関するアンケートとして「学修環境 (ICT) に関する学生向けアンケート」「学修及び満足度アンケート」等を実施し、それらの結果を踏まえ、学生食堂のリニューアル、食堂終了後の開放、コミュニティ広場の人工芝化、無線 LAN 設備を強化するなど、施設・設備の改善に反映している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーはホームページに公表するとともに、学生には「学生必携」「学びのトリセツ」でも確認可能なほか、新入生オリエンテーションで学部長より説明している。成績評価基準については到達度評価として「評価方法」「評価の指標」「評価割合」を設け、具体的な評価の実施方法を記載している。

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準は、ディプロマ・ポリシーを踏まえて学部ごとに、それぞれ学則・履修規程に定め、ホームページ等に明示し、周知している。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準に従い、進級判定、卒業判定を大学運営会議及び学部の教授会にて審議し、厳正に適用している。他大学における既修得単位の認定単位数の上限は適切に設定されている。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーの策定は、学部ごとに教育目的を踏まえディプロマ・ポリシーと一体的になるよう行い、ホームページに公表している。学生には「学生必携」「学びのトリセツ」でも確認可能なほか、新入生オリエンテーションで学部長より説明している。一部の学科の年間履修登録単位数の上限について設定が求められるが、カリキュラム・ポリ

シーに沿って、体系的に教育課程を編成している。シラバスは「学びの道標（みちしるべ）（学修支援計画書）」の中に整備され、ホームページ上に公開されている。全学的な横断科目群として教養教育を位置付けており、「2022TGU グランドデザインプロジェクト」等の各種会議体での検討等を経て、各学科の教育課程に配置し、実施している。

多くの科目でアクティブ・ラーニングを実施するとともに、授業担当教員は授業評価アンケートをもとに「教育改善プラン報告書」を作成し、次年度の授業の運営方法を改善するなど、教授方法の工夫、効果的な実施に努めている。また、「全学 FD 会議」を設置し、組織的に教授方法の工夫・開発を行っている。

〈改善を要する点〉

○子ども発達学科においては年間履修登録単位数の上限が設定されておらず、改善が必要である。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価として「太成学院大学アセスメント・ポリシー」を策定している。アセスメント・ポリシーに基づき「大学」「学部・学科」「科目」の三つのレベルごとに学修成果の可視化を行い、点検・評価を行っている。学修成果の指標として「GPA」「単位修得率」「修得単位数」「学修及び満足度アンケートの結果」「新入生アンケート」、授業評価アンケートを用いている。授業評価アンケートは担当教員にアンケート結果をフィードバックし、教員はアンケート結果を参考に「教育改善プラン報告書」を作成し、教育方法・内容の改善を行っている。ジェネリックスキル測定テストを1年次と3年次に実施し、汎用的能力の醸成を図り、テストの活用について専任教員を対象としたFD研修会を実施し、アドバイザー教員が学生個別の学修指導を行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

教授会、「学長・学部長会議」、大学運営会議等の学内会議は、学長が議長として中心的な役割を果たし、リーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備されている。学長は、大学運営会議、教授会等の学内会議に常時出席し、大学の意思決定の権限と責任が明確になっている。

「副学長選任規程」により副学長が置かれ、組織上の位置付け及び役割が明確になっている。また、教授会規程が整備されており、学部の教育研究に関する重要事項が審議され、適切に管理運営が行われている。

職員は適切に配置され、全学的な教学マネジメントが遂行されている。

〈優れた点〉

○「TGU-SSCP（太成学院大学・スチューデント・サクセス・コラボレーション・プロジェクト）」において、職員の有志が、学生の満足度向上、大学生活に対するモチベーションの維持・向上に寄与する各種イベントの企画・立案、運営を積極的に行っていることは評価できる。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は大学設置基準で定められている必要教員数を満たし、適切に配置している。教員の採用は公募で行われており、応募に際しては、履歴書、教育研究業績書、業績を裏付ける資料、免許資格証明書の写し等の書類の提出を求めている。「太成学院大学 教育職員選考規程」に基づき候補者の選定を行い、審査の公正さを確保し、専門分野に適した人材を得るため「太成学院大学 教育職員資格審査会議規程」を設ける等、適切に運用されている。教員の昇任は、「太成学院大学 専任教育職員昇任規程」に基づき、適切に運用されている。

全学的に FD を推進し、教育研究活動を向上するため「全学 FD 会議」を設置し、FD 研修会の開催を企画・立案し、実施している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学事務職員就業規則第 7 章教育第 70 条に「大学は事務職員に対し、必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るために各種の教育・研修を行う。事務職員は、教育・研修に進んで参加しなければならない」と規定しており、大学関係団体の事務担当研修会や一般企業主催のセミナー等に参加できる環境・機会を用意し、積極的に参加を支援している。SD 研修は、学長室 IR 部門が中心となり企画・実施し、また、SD と FD を統合した UD 研修を全教職員を対象に年 1 回程度開催している。研修は全職員参加を基本としており、欠席者には資料配付等で内容の周知徹底を図っている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員には、研究に必要とされる広さと IT 環境などを備えた研究室などの研究環境を整備し、教育研究費を配分している。研究活動の不正行為の防止及び研究費の不正使用の防止に対する学内規則を設けるとともに、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和 3 年 2 月 1 日改正）」に基づき、毎年、新任の専任教員を含め該当する教職員を対象としたコンプライアンス教育として、不正防止のための体制や研究費使用のルール等の研修の受講、コンプライアンスに関する誓約書の提出を義務付ける等、厳正に運用している。研修に参加できなかった教員には、「TGU e-Learning System」によるオンデマンドの動画配信により視聴と誓約書の提出を義務付けている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人の目的を「学校法人天満学園寄附行為」に定め、寄附行為及び就業規則に基づいて規律と誠実性を維持し適切に運営している。「太成学院大学ガバナンス・コード 2024」や「学校法人天満学園 情報の公開および開示に関する規程」にのっとり、ホームページ上で各種の情報を公開し、学内外に示している。

使命・目的を実現するために、大学運営会議、理事会・評議員会を定期的に開催し経営・財務に関する事項等を中心に審議しており、法人経営に対する継続的な努力が示されている。

環境保全、人権への配慮として、照明器具の LED 化や UD 研修を実施している。防火・防災について、「太成学院大学 消防計画」に防火管理業務について必要な事項を定め、法令に基づき、年 1 回、避難訓練を実施している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的を達成するため、寄附行為により理事会、評議員会を設置し、適切に管理運営している。理事会は年 4 回の定例理事会及び必要に応じて臨時の理事会が開催されている。理事会開催の 7 日前に各理事に対して、付議すべき事項を書面により通知するよう寄附行為で規定しており、理事会欠席時の委任状は事前に送付している議案資料に基づき、議案ごとに承認を得ることとし、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなしている。理事会は、その機能を十分に発揮して、使命及び目的の達成に向けて、意思決定ができる体制を整備しており、理事の選任は適正に行われ、理事、監事の出席状況も良好であり、適切に運営している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人の意思決定において、管理部門である理事会と教学部門が連携を図り、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境が整備されている。また、事務局連絡会議において教職員の提案などをくみ上げる仕組みも整備されている。

監事の職務や権限、評議員会及び評議員の役割等を明確化し、理事会の決定事項等については学長、副学長、事務長を通じて教授会、大学運営会議などの教育研究組織に報告されており、法人及び大学の各管理運営機関の情報共有と相互チェック体制は適切に機能している。監事の選任は適切に行われており、出席状況も適切で、監事の職務は適切に行われている。評議員会の選任は適切に行われており、出席率も 100%で評議員会として適正に運営が行われている。

〈参考意見〉

○監事の監査報告書に「理事の業務執行の監査」に関する記載が欠けており、作成の際に未記載のないよう配慮されたい。

5-4. 財務基盤と収支**5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立****5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保****【評価】**

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

予算編成に当たり、短期、長期的な財政の見直しを立てながらその適正化に努めている。多額の支出を伴う新規事業については、緊急性の有無の判断を的確に行うなど、優先度を明確にして予算額を抑制し、実施時期、金額の妥当性を十分に検討した上で、年度ごとの事業計画を策定している。中長期的な計画は、理事会にて承認され、ホームページ上で公表している。

大学における過去 5 年間の経常収支差額、基本金組入前当年度収支差額、当年度収支差額ともに収入超過し、財務基盤の確立と収支バランスの確保を維持している。令和 5(2023)年度においては、法人全体の経常収支差額、基本金組入前当年度収支差額がマイナスとなり、安定的な入学者の確保が望まれる。財政基盤を安定させるために外部資金の導入の重要性については、全教職員が認識しており、補助金事業の獲得に向け、積極的に取り組んでいる。

5-5. 会計**5-5-① 会計処理の適正な実施**

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準及び経理規程にのっとり、適正に行われている。年度予算は予算編成規程にのっとり編成し、寄附行為に基づき評議員会へ諮り、理事会の決議を経て執行している。また、必要に応じて補正予算を編成している。計算書類は、監査法人と監事の監査を経て、理事会の承認後、評議員会に報告している。

公認会計士による外部監査は、年間十数日にわたり実施し、議事録の閲覧、人事、税務、会計処理等の全般にわたって詳細な確認、検討を行い、適正に会計処理を実施している。また、監事による監査は、法令に基づき大学及び各設置校の業務について適正かつ厳正に実施しており、決算時期には監査法人から総括意見と指摘事項の報告を受けることで会計処理の適正を維持している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、内部質保証の方針、「内部質保証 体系図・PDCA サイクル図」、三つの方針及びアセスメント・ポリシーを策定しホームページで公表している。

教育研究活動、学生支援活動に関する情報収集・分析は学長室 IR 部門を中心に事務局各課や学部・学科、全学組織がそれぞれ行っており、得られた情報は各種会議体へ提供している。

内部質保証のための責任を負う組織としては、学長を議長とする教員と職員の管理職で構成された教職協働の自己点検・評価会議を設置し、内部質保証推進プロジェクトにより、質保証活動を推進している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は、内部質保証の方針及びアセスメント・ポリシーをもとに、「内部質保証 体系図・PDCA サイクル図」にのっとり実施している。大学におけるガバナンスや教育の改善、教育改革につなげるために、学長室 IR 部門を設置し、調査・データの収集と分析を行える体制を整備し、大学運営会議・各学部教授会にて報告・情報提供を行い、大学の質の向上に努めている。

学長室 IR 部門では情報収集・分析されたデータに基づき、「2022TGU グランドデザインプロジェクト」、各会議体、大学運営会議や学部の教授会などで協議、検討、報告等を行い、共有を図りながら自己点検・評価を経て、改善方策を検討している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学では内部質保証の方針、「内部質保証 体系図・PDCA サイクル図」にのっとり、内部質保証のための PDCA サイクルを機能させている。その際、三つのポリシーを起点とし、大学レベル、学部・学科レベル、科目レベルの各レベルで PDCA を回すため、学長室 IR 部門、「2022TGU グランドデザインプロジェクト」、大学運営会議、各学部の教授会、全学組織等の組織体が有機的に連携している。それらの取組みを自己点検・評価会議で自己点検・評価しており、大学運営の改善・向上に向けた取組みにつなげている。

〈参考意見〉

○子ども発達学科の履修登録単位上限数の未設定について改善を要する事項があるため、内部質保証の機能性を高めるよう更なる取組みが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 大学の使命・目的に基づいた高等学校との連携の取組み

A-1. 大学の使命・目的に基づいた高等学校との連携の取組み

A-1-① 大学の使命・目的に基づいた高等学校との連携の具体的方策と自己点検・評価

【概評】

大学の教育研究成果を積極的に高等学校に提供することで、社会貢献に寄与し、高校生が大学の講義に興味を持ち、進学への動機付けにつなげるよう高等学校との連携に取り組んでいる。令和 5(2023)年度は 65 講座にのぼる体験授業を準備し、体験授業一覧として冊子にし、入試説明会や高校訪問に持参し配付するほか、全国の高等学校には郵送し、高校生により広く大学の講義に興味を持ってもらうための取り組みを行っている。令和 5(2023)年度は実際に高大連携出張授業を 25 回実施しており、高等学校との連携協定により相互の教育に係る交流・連携を進めることにより、高校生の視野を広げ、進路に対する意識や学習意欲を高めるとともに、大学の求める学生像及び教育内容への理解を深め、高等教育・大学教育の活性化を図っている。

また、併設高等学校との連携においては高等学校で全学科が 4 日間にわたり模擬授業を実施し延べ 100 人以上が参加、大学でも連携講座として体験授業を行い、学内外における高等教育・大学教育の活性化につなげている。

基準 B. 大学の使命・目的に基づいた教員養成支援の取り組み

B-1. 大学の使命・目的に基づいた教員養成支援の取り組み

B-1-① 大学の使命・目的に基づいた教員養成支援の具体的方策と自己点検・評価

【概評】

教員免許状の取得が円滑に行えるよう学生の教育支援や教育実習の充実のため、「教員養成支援会議」を設置し、学部内の教育研究組織と連携を図り教員養成支援を行っている。

「教職・教育支援センター」は教員免許状を目指す学生に教職課程スケジュールとして独自の「教員免許取得までのロードマップ」を作成し、ホームページ上に掲載している。また、学生が随時利用できる環境や教員採用試験や教職に関する書籍を取りそろえ、ピアノの個人練習を行えるよう、キーボードを設置するなど自由に活用できる環境を整えている。

「教員養成支援会議」のメンバーが中心となり、学生に対し「学びの道標（みちしるべ）（学修支援計画書）」「学びのトリセツ」「学生必携」、大学ポータルサイト「My TGU.net」等に掲載している「教員免許状取得に係る科目一覧」「履修カルテ」等を利用した履修指導や、教育実習に関する支援や情報共有を行っている。また、教員採用試験対策講座として 3 年次生を対象に筆記試験対策、面接試験対策を実施している。

IV 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

開設年度 平成 10(1998)年度
所在地 大阪府堺市美原区平尾 1060-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻

39 太成学院大学

経営学部	現代ビジネス学科
人間学部	子ども発達学科 健康スポーツ学科 心理カウンセリング学科
看護学部	看護学科

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 13 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 2 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 16 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 13 日	実地調査の実施
11 月 14 日	第 2・3 回評価員会議開催
11 月 15 日	第 4 回評価員会議開催
11 月 28 日	第 5 回評価員会議開催
12 月 25 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
令和 7(2025)年 2 月 7 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

40 高崎商科大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

使命・目的及び教育目的は学則等に明記され、それらをより具体的なレベルに落とし込んだ「人材育成の方針」がホームページに明記されている。その概要等が学生便覧等に記載され、学生はじめ学内外に適切に周知されている。

目的及び教育研究上の目的は大学の個性・特色を反映している。第 2 期中期計画において改訂されたミッションとビジョンを踏まえて学修成果を定め、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを改訂している。

これらの作業は社会情勢に対応して進められ、使命・目的及び教育目的の見直しが精力的に行われてきたことを示している。教育目的を達成するために、教育研究組織が設置され活動している。

〈優れた点〉

○社会の変化に対応して建学の精神を捉え直し、ミッションやビジョンを改訂することで、学科の改組の内実を確かなものにし、その結果、着実な定員確保につなげていることは高く評価できる。

「基準 2. 学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーに基づき入試が適切に実施され、学生数は確保されている。入学者増に対応したクラス編成や教室変更、開講科目数の調整を行い教育の質を確保している。

教員の教育改善に努め、教員相互による授業参観などの FD(Faculty Development)に取り組んでいる。成績不良の学生に対し、個別に面談を行い原因の把握、問題解決のための助言を行い、中途退学防止に努めている。キャリア支援では、キャリアコンサルタントの有資格者による相談体制を整えている。卒業時のみならず、1 年経過、3 年経過後にキャリア支援の満足度や要望を確認するアンケート調査を行っている。学生の健康面に関しては保健師が常駐する保健室や心の悩みについての「学生生活支援室」を設置している。

校地、運動場、校舎、図書館をはじめ各種の施設は適切に整備され、加えて、アンケート等により、学生の満足度や意見を知り、設備や体制を改善する取り組みも行っている。

「基準 3. 教育課程」について

大学、大学院ともにそれぞれ教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、周知

を行っている。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、進級、卒業認定、修了認定の各基準についても、新カリキュラムを踏まえ策定と周知を適正に行っている。

カリキュラム・ポリシーの策定と周知についても適正に行われ、ディプロマ・ポリシーとの一貫性も担保されている。教養教育は基礎教育科目が配置され社会人基礎力、問題解決力を構成する三つの能力及び 12 の能力要素を明示的に科目内容に盛り込む工夫をしている。

令和 6(2024)年度から授業時間及び回数が変更され、半期 100 分×14 回授業制が導入されており、アクティブ・ラーニングの実質化に寄与している。年 1 回全員参加の FD 研修会が実施されている。学生の学修状況・意識調査、外部アセスメントテスト、卒業生評価アンケート、学生生活・満足度に関するアンケートなどが実施されている。

「基準 4. 教員・職員」について

大学協議会、大学教授会及び大学院教授会並びに各委員会は各種規則に基づき適切に運営され、それぞれの役割を担い、学長のリーダーシップのもとで教育活動に取り組んでいる。教員数は設置基準を満たしている。教員の採用及び昇任については規則に定められ、教員の職務実績を客観的かつ継続的に把握することで、教員の能力開発、指導育成を行い、公正な人事管理と学校組織の活性化を図っている。

「FD 推進委員会」を中心として大学の FD 活動が組織的・全学的な活動として行われている。各学期終了時に学生による授業アンケートを実施しており、評価結果は各教員にフィードバックされ、授業改善につなげている。

研究環境は適切に準備され、研究倫理についても規則を整備し研究を遂行する上で研究者が遵守すべき倫理行動規準を定めて運用している。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

「高崎商科大学・高崎商科大学短期大学部 ガバナンス・コード」を策定し、建学の精神、使命・目的、各組織のあり方等を明確にするとともに、その適合状況を継続的に測る体制となっている。人権に関わる規則、また、危機管理上必要な諸種の規則・マニュアルを整備し、必要な周知を行っている。

法人の意思決定を円滑に行うため「企画調整会議」を設置しており、その構成メンバーは理事長、法人本部長、大学等各設置校の長となっており、また大学における「大学協議会」には法人本部長が参加しており、法人と大学と緊密な関係が築かれている。監事及び評議員は寄附行為の定めに従い選任され、適切な職務執行がなされている。

事業活動収支における経常収支差額も安定して収入超過を確保するなど、良好な財務基盤を確立している。会計処理に当たって、学校法人会計基準に基づき「経理規程」及び「経理規程施行細則」を定め、適正に処理されている。

〈優れた点〉

○法令で求められる情報に加え、教育関係のデータやアンケート結果などをホームページで積極的に公開していることは評価できる。

「基準 6. 内部質保証」について

「内部質保証の方針」が大学協議会で令和 5(2023)年 6 月に確定されている。内部質保証の責任は大学協議会が担うこととした上で、具体的活動推進は恒常的な組織である自己点検・評価委員会が行うとされている。

教育活動が三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に基づき適切に機能しているか多面的、総合的に点検・評価し、必要な改善につなげることを目的としてアセスメント・ポリシーが定められている。毎年自己点検評価書を作成し、ホームページにおいて情報公開している。IR 推進委員会を設置し、教職員個人レベル、各科目レベル、学部・学科・研究科レベル、全学レベルにおいて多分野にわたる具体的なデータを総合的に収集・活用し、ホームページで公開している。

大学の内部質保証についてはアセスメント・ポリシーにより、三つのポリシーを起点とした自己点検・評価を全学的に実施している。学生の意見、外部有識者の意見を取入れる努力をしており、多角的・積極的に質保証に取り組んでいる。

総じて、中長期計画のもと、三つのポリシーの見直しを進め、周知も行っている。特に、数多くの教育情報までホームページで積極的に分かりやすく公開するなど情報公開に熱心である。また、その前提となる内部質保証も PDCA サイクルを構築し継続的改善を図るように計画され、そのように運営されている。学生受入れについては、学部・学科の改組の成果により定員を確実に確保し、財政基盤も安定している。経理研究所などの機関が整備され、学修支援面で機能し成果を挙げている。特に、大学独自の基準にも触れられているように、経理研究所では学生が熱心に学修し、公認会計士試験等において成果を出している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携」「基準 B.課外プログラム」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 商学部の特性を活かした教職課程の設置・運用

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は学則等に明記された上、それらをより具体的なレベルに落とし込んだ「人材育成の方針」がホームページに明記されている。また、その概要が学生便覧に記載されている。

目的及び教育研究上の目的は大学の個性・特色を反映し、特に、第2期中期計画において改訂されたミッションとビジョンを踏まえて学修成果に反映されている。

これらは社会情勢などに対応しており、使命・目的及び教育目的の見直しが精力的に行われてきたことを示している。地元企業、自治体との企業連携・地域連携を推進する取組みもあり、地域に密着した教育機関として学生募集に成果を挙げている。

〈優れた点〉

○社会の変化に対応して建学の精神を捉え直し、ミッションやビジョンを改訂することで、学科の改組の内実を確かなものにし、その結果、着実な定員確保につなげていることは高く評価できる。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的の策定に当たっては法人役員会、大学協議会、教授会、学内委員会、センター会議等の合議体の複数で協議、報告が行われており、役員及び教職員が関与している。それらは学則、学生便覧、ホームページ等で周知されている。

第2期中期計画の策定においては、社会情勢の変化に応じた分析を行った上で建学の精神を捉え直し、ミッションとビジョンを改訂している。ミッションに基づき教育目的が定められており、中期行動計画の教育に関する目標として反映するとともに、三つのポリシーに反映させている。学則に掲げる目的を達成するために、「学生生活・学習支援センター」、メディアセンター、地域連携センター、経理研究所といった教育研究組織が整備されている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーが策定され入学試験要項やホームページなどで周知されている。

入試制度の詳細及び運用がアドミSSION・ポリシーに即したものとなっているかどうかの検討は入試委員会で随時行われている。IR 推進委員会においても入学者選抜の妥当性についての検証が行われている。入試問題の作成は大学自らが行っており、外部機関による精査を全科目実施し、問題や解答例の適合性と大学の入試問題として適切な水準の確保を図っている。

入学者増に対応したクラス編成や教室変更、開講科目数の調整を行い教育の質を確保している。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援ではオリエンテーション、ゼミナール形式授業、オフィスアワー、「学生生活・学習支援センター」、資格・検定試験対策講座などが教職協働により整備され適切に運用されている。

学修支援の充実では TA 制度とチューター制度、成績不良者対応、学修支援システム、学内情報環境整備、障がいのある学生への配慮、教員相互による授業参観、学生による授業アンケートなどが適切に実施され教職員の協働体制が図られている。オフィスアワー制度は全学的に実施され、時間帯が公表されている。

学年末や年度末に成績不良の学生に対し、学部長、教務担当職員及び「学生生活・学習支援センター」が協力し個別に面談を行い原因の把握、問題解決のための助言を行うとともに、次年度の履修計画、学修計画の支援を行っている。中途退学、休学及び留年などへ

の対応策は適切に行われている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援に関する教育課程として必修科目として 1 年次の「キャリアデザインⅠ」2 年次の「キャリアデザインⅡ」が配置されている。インターンシップも選択科目であるが設置されキャリア教育のための支援体制を整備している。

キャリアサポート室ではキャリアコンサルタントの有資格者を配置し、相談業務に当たっている。就職・進学に対する指導について、3 年次においては専門ゼミの担当教員による個人面談、4 年次においてはキャリアサポート室スタッフによる全員との個人面談を実施している。

また、改善のための現状把握、ニーズ調査のため、毎年卒業時のみならず、1 年経過、3 年経過後にキャリア支援の満足感や要望等を確認するためのアンケート調査を行っている。就職・進学に対する相談・助言体制は整備されており、適切に運営されている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

「学生生活・学習支援センター」が設置され、学生サービスや厚生補導が行われている。健康面に関しては保健室が設置され、1 人の保健師が常駐して対応している。年 1 回、校医による健康相談会が実施されている。心の悩みについては「学生生活支援室」を設置し、カウンセラーを配置している。相談者の増加に伴い公認心理師 2 人体制で週 2 日の相談日を設けている。学生ピアサポーターの企画・運営のもと「自宅外通学者の集い」を実施することで仲間づくりのきっかけとなっている。

課外活動は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて中止していた「体育祭」「七夕祭」「彩霞祭」などのイベントが再開されている。イベントは学生全員が会員となる「学生会」が組織され経済面では後援会を通じて資金援助を行っている。

「ワーク・スタディ奨学金」をはじめとした各種奨学金により学生に対する経済的な支援が行われ学生が安心して勉学を継続できるための仕組みができている。

海外研修プログラムが再開され、五つの海外プログラムとオンライン交流プログラムが実施されている。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報処理施設、付属施設は適切に整備され、かつ地域住民への開放も含め有効に活用している。各教室に情報機器関連設備が整備され必要なアプリケーションソフトがインストールされている。図書館には図書館情報システムが導入されている。図書館は土曜日も開館しており、十分に利用できる環境を整備している。全ての校舎において無線 LAN が設置されネットワークが利用できる環境になっている。

施設・設備の利便性に配慮しており、全ての校舎及び体育館には、緩やかな勾配のスロープがあり、車椅子利用者も移動ができる。大講義室は車椅子に配慮し、左右の通路を広く確保している。

授業を行う学生数は教育効果を十分上げられる人数となっている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見、要望は授業アンケート、学生生活・満足度に関するアンケート、自己点検・評価委員会における学生からの直接意見聴取、意見箱の設置などにより学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援の体制改善に反映している。

心身に関する健康相談は保健室や「学生生活支援室」で対応している。小さな悩みや教職員には相談できないような相談はピアサポーターが対応している。経済的支援としては「TUC 特待生制度」「ワーク・スタディ奨学金」、資格取得奨励金が用意されている。会計学科には「Haul-A 特待生制度」が用意されている。学生生活に対する学生の意見・要望は学生生活・満足度に関するアンケートなどによりくみ上げている。

学修環境に関する学生の意見・要望の把握は同じく、学生生活・満足度に関するアンケートなどによりくみ上げている。改善に向け検討が行われた結果、施設に関する項目では高い満足度を維持している。ネット環境については無線 LAN 環境の整備を進め、大きな改善が行われている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知については、大学、大学院ともにそれぞれ教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、周知を行っている。また、令和 4(2022)年度の新カリキュラムを踏まえた新しいディプロマ・ポリシーに沿って単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知を適正に行っており、これらを基準として厳正な運用を行っている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学、大学院ともカリキュラム・ポリシーを策定し、履修要項やホームページなどを通じて周知されている。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を担保している。カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成が適切に行われている。

教養教育は基礎教育科目が配置され社会人基礎力、問題解決力を構成する三つの能力及び12の能力要素を明示的に科目内容に盛り込んでいる。令和6(2024)年度から授業時間及び回数が変更され、半期100分×14回授業制が導入されており、アクティブ・ラーニングを行う科目も導入・推進されている。教育方法、教育内容の検討など教育の質向上を目的として、年1回全員参加のFD研修会が実施されている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目3-3を満たしている。

〈理由〉

大学、大学院ともに三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用が適切に行われている。特に、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示している。学生の学修状況・意識調査、外部アセスメントテスト、卒業生評価アンケート、学生生活・満足度に関するアンケートなどが実施されている。加えて、教育内容・方法、学修指導等の改善に向けての学修成果の点検・結果のフィードバックが適切に行われている。学生の修学管理用ポータルシステムの導入も進んでおり、今後、それを用いた学生の自己評価入力率の更なる向上への対応も画され工夫している。

基準4. 教員・職員

【評価】

基準4を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目4-1を満たしている。

〈理由〉

学長が議長を務める大学協議会、大学教授会及び大学院教授会並びに大学教授会及び大学院教授会のもとに置かれた委員会等は各種規則に基づき適切に運営され、分散されたそ

それぞれの役割を担っており、学長のリーダーシップのもとで、三つの方針に基づく体系的で組織的な教育の展開、その成果の点検・評価を行い、教育及び学修の質の向上に向け改善に取り組んでいる。大学教授会及び大学院教授会は教育に関する主たる審議機関として、教育研究の基本方針や教育課程、入学・卒業等の重要事項について審議を行い、議長である学長に意見を述べている。また、各センター・委員会は各規則において定められた目的に基づき関連事項を協議し、教授会に報告を行っており、教学マネジメントにおいて、権限の適切な分散と責任の明確化がなされている。事務職員は教学活動を担う全てのセンター・委員会に構成員として参画し、教育職員とともに業務を遂行している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員数は設置基準を満たしており、教育目的及び教育課程に即した専任教員、兼任教員の配置を適正に行っている。教員の採用及び昇任は、「教育職員任用規程」「特別任用教育職員規程」「兼任教育職員規程」に定められている。また、「教育職員人事考課規程」に基づき、教員の職務実績について、客観的かつ継続的に把握することにより、これを教員能力開発、指導育成、昇任選考等に反映し、公正な人事管理を行うとともに学校組織の活性化を図っている。

FD活動は「ファカルティ・ディベロップメント規程」に基づき「FD推進委員会」を中心として組織的・全学的な活動として行われている。また、前期・後期の各学期終了時に学生による授業アンケートを実施しており、評価結果は各教員にフィードバックされ、授業改善につなげている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD活動については「スタッフ・ディベロップメント規程」を定め、「SD推進委員会」を中心に、専任教員・事務職員を対象とし、管理運営や教育・研究等の質の向上のために組織的な活動を実施し、SD実施後にはアンケート調査を行うことで見直しを図っている。

また、近隣大学と合同で SD 研修を開催することで、広い知見の獲得や能力の向上、大学業務の効率化・高度化に努めている。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境については、全ての専任教員に個人研究室を設け、24 時間 365 日、個人研究室を利用できるように整備している。

研究倫理については、「研究倫理規程」「公的研究費等取扱及び不正使用防止規程」を整備し、研究を遂行する上で研究者が遵守すべき倫理行動規準を定めて運用している。

教育研究活動支援のために、「教員研究費」を専任教員全員に配分しているほか、「共同研究費」「教育改革研究費」「地域志向教育研究費」「海外研修旅費」といったさまざまな研究資源配分の制度を設けて運用している。

外部資金の導入に努め、科学研究費助成事業に申請、採択の実績を挙げている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は寄附行為第 3 条において「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」と定めている。また、学則のほか関連諸規則を整備し、適切な運営を行っている。情報公開に関しては、私立学校法などで定められた内容をホームページ上で公表している。

「高崎商科大学・高崎商科大学短期大学部 ガバナンス・コード」を策定し、建学の精神、

使命・目的、各組織のあり方等を明確にするとともに、その適合状況を継続的に測る体制を整備している。環境保全に対しては、省エネ機器の導入等により配慮している。人権に関しては、ハラスメント相談員を置くなど教職員及び学生からの相談及び申立てに対応している。安全面では規則・マニュアルを作成し各種の危機を事前に防止するように努めている。

〈優れた点〉

○法令で求められる情報に加え、教育関係のデータやアンケート結果などをホームページで積極的に公開していることは評価できる。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為第 11 条において、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と定め、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整えている。大学では理事会の運営を円滑に行うため、「法人企画調整会議設置規則」に基づき「企画調整会議」を設置し、理事会の事前調整などを含め学校法人運営に関する重要事項に関する意見交換を行っている。

理事の選任は寄附行為に基づき適切に行っており、理事会における理事の出席状況も良好な水準にある。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は法人の意思決定を円滑に行うため「企画調整会議」を設置しており、その構成メンバーは理事長、法人本部長、大学等各設置校の長となっており、また大学協議会には法人本部長が参加しており、法人と大学との意思の疎通及び相互チェックが適切に行える体制となっている。「企画調整会議」は理事長が主催しており、理事長がリーダーシップを発揮できる体制になっており、同時に学長・法人本部長が理事長を支える体制になっている。大学では教授会をはじめ複数の委員会を設置しており、各分野の事案が協議される過程で各教職員の意見が反映される体制となっている。監事及び評議員は寄附行為の定めに従い

選任されており、適切な職務執行がなされている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

大学では令和 2(2020)年度に「学校法人高崎商科大学第 2 期中期計画（令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度）」を策定し、裏付けとなる中長期的な財務計画に基づいた運営が行われている。学生の定員充足率が良好な水準にあり、収支バランスも安定しており、良好な財務基盤を確立している。外部資金の導入にも努めており、科学研究費助成事業などの競争的資金の申請も積極的に行われている。令和 3(2021)年度から令和 5(2023)年度にかけ、「私立大学等改革総合支援事業」のタイプ 1 に採択されるなどの実績を挙げている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

大学は会計処理に当たって、学校法人会計基準に基づき「経理規程」「経理規程施行細則」を定め、適正に処理されている。会計監査は、公認会計士による監査と監事による監査により行われている。会計監査においては公認会計士、監事及び法人本部長等が連携、情報交換を図っている。当初作成した予算に関し毎年補正予算を編成し、かい離がある決算科目について見直しを実施している。監事は理事会、評議員会に毎回出席し、法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行状況等を監査している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「内部質保証の方針」が大学協議会で令和 5(2023)年 6 月に確定されている。内部質保証の責任は大学協議会が担うこととした上で、具体的活動推進は恒常的な組織である自己点検・評価委員会が行うとされている。

学校法人の運営については、寄附行為に基づき行っている。法人運営をチェックするためのガバナンス・コードが制定されており、ガバナンス・コードの順守状況について点検・評価が行われ、その結果が「ガバナンス・コード適合（順守）状況」としてホームページで公開されている。

ホームページにおける情報公開のページでは、IR に関わる各種の情報が網羅的に公開されている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

教育活動が三つのポリシーに基づき適切に機能しているかどうかについて、多面的、総合的に点検・評価し、必要な改善につなげることを目的とし、アセスメント・ポリシーが定められている。

毎年度自己点検評価書を作成し、ホームページにおいて公開している。IR 推進委員会を設置し、教職員個人レベル、各科目レベル、学部・学科・研究科レベル、全学レベルにおいて多分野にわたる具体的なデータを総合的に収集・活用している。それらのデータやアンケート結果は分かりやすく整理され、ホームページで公開されている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学の内部質保証についてはアセスメント・ポリシーにより、三つのポリシーを起点とした自己点検・評価を全学的に実施している。

学生等の内部の意見を施策に反映させるとともに、中期計画の進捗状況や、年度運営方針を踏まえて、学部・研究科全般の教育研究活動について詳細な議論が行われている。それらから 100 分授業の導入をするなど、適宜必要な改善が実施されている。

そのほか、さまざまな意見を取入れるため、外部の専門家を交えた外部評価委員会が設置されており、中長期計画の進捗状況、年度の運営方針を踏まえた大学・大学院の教育活動について総合的に意見を求めるなど多角的に質保証の試みに積極的に取り組んでいる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携

A-1. 大学が有している物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 地域連携を目的とした部署整備

A-1-② 大学が有している物的資源の社会への提供

A-1-③ 大学が有している人的資源の社会への提供

A-2. 地域社会との連携・協力関係の推進

A-2-① 包括連携事業の推進

【概評】

「商学で地域の人々を豊かにする」という使命を果たすために各自治体と連携して「観光まちづくり」とそれを推進する「人材づくり」というアプローチを用いて、地元企業のみならず、大手製菓メーカーとのプロジェクトや上信電鉄沿線地域との連携を通じた課題解決を行っている。「地域連携センター」を設け、大学・短大が共に活動を推進できるよう整備している。大学が有している物的資源の提供として、公開講座や寄付講座を開講している。大学が有している人的資源は、「SDGs 研修」の提供、「高校や小中学校に対する学習支援」の実施、「コミュニティ・パートナーシップ・センター紀要」の発行などを通じて社会に提供されている。特に、課題発見・解決手法を学び、実際に取組んでいくことを可能とした「新事業創出カリキュラム」を、群馬県と共同で推進し成果を挙げている点は高く評価できる。

包括連携事業は積極的に行われており、地域連携業務の円滑な推進と改善を図るため、地域連携委員会を開催している。上信電鉄沿線の観光協会を中心としつつ、観光まちづくりの推進に向け、さまざまな団体と意見交換を行っている。地元自治体や企業等の連携について、円滑かつ効果的に推進すべく、その方法等を検討する機会として、地域推進会議を設けている。

以上のように、群馬県高崎市・富岡市など上信電鉄沿線地域に大きな貢献を行っていることが、各種プログラムの形となって可視化されている。

基準 B. 課外プログラム

B-1. 経理研究所の活動状況と成果

B-1-① 経理研究所 会計教育プログラム

B-2. 企業連携プロジェクトの活動状況と成果

B-2-① 3.5 本の矢プロジェクト

【概評】

経理研究所において公認会計士をはじめとした資格試験に多数の合格者を輩出している。会計に特化した「Haul-A プロジェクト」を通じて大学と商業科のある高校と協定を結んで提携している。会計教育プログラムの講義は大学の教員が担当している。学生が資格試験勉強に専念できる特別施設が用意されている。

課外プログラムを受講している学生は地域社会に貢献するなど高い志を持った上で資格試験に取り組んでいる。卒業生は高い知識とスキルを有し職業会計人として会計事務所や企業等で活躍している。

企業連携プログラム「3.5 本の矢プロジェクト」は「課題解決型（PBL 型）教育プログラム」を構築し、連携先企業や組織の課題解決に寄与している。また、各プロジェクトのプロセスでは、一人ひとりが主体的に取り組めるよう、学生全員が何かしらのリーダーを担当する「シェアド・リーダーシップ」を取入れている。学生の成長につながる学修効果が、学生のルーブリック評価等から確認できた。

新たな価値を創造できる人材を育成するため、情報を基盤とした社会への変化に合わせてながら、さまざまなプロトタイプを開発し、プログラムの充実を図っている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 商学部の特性を活かした教職課程の設置・運用

本学の教職課程では、教育職員免許法並びに同法施行規則などの法令に基づいたカリキュラムを履修することにより、高等学校教諭 1 種免許状「商業」及び「情報」（経営学科のみ）を取得することができる。本学の建学の精神及び教育理念を踏まえて、次の 3 点を教育目標として掲げ、『教職課程履修の手引き』【資料 特 1-1】や本学ホームページにて情報公開している。

- ①教育に対する深い理解と強い情熱と使命感を持った教員の養成
- ②教育の専門家としての確かな力量と優れた教育技術を持った教員の養成
- ③総合的な人間力を持った教員の養成

商学部として掲げる育成する高校教員像は、下記の 5 点である。

- ①問題解決学習力と高い倫理性を持ち高度なビジネス教育ができる。
- ②教育学・心理学の高度な教職教養と専門性を身につけ、生徒理解につとめ、生徒の学習を支援するだけでなく学びを保証するための専門的知識とスキルを身につける。
- ③高度なデジタルリテラシーと情報処理能力を身につける。
- ④経営学・会計学など商学の高度な専門性すなわち専門的知識とスキルを身につける。
- ⑤予測困難な、VUCA な社会の到来を踏まえて、未来を想像でき、新しい概念や価値を構築

できる教養と専門性を身につける。

なお、本学教職課程の卒業生は、地元小中高校を始め、全国各地で教員として活躍している。

また、本学教職課程の特徴の 1 つは、主に本学出身の現職教員と教職課程履修学生との関係性が強いことがあげられる。これは、正課外での教職課程行事、例えば学園祭時のシンポジウムや研究会の開催、教育実習のための模擬授業合宿など現職教員の招聘を積極的に行い、学生との交流を密に行うことで強い関係性が築けていると考えられる。在学生を対象とした新入生歓迎会、教育実習報告会、卒業生を送る会等による学年を越えての交流も積極的に行われていることも要因の 1 つと考えられる。

特に教職課程を履修する学生は高い学修意欲と、明確なミッションや志を動機とした「学び」のもとに懸命に研究する姿勢を身につけている。模擬授業合宿で先輩教員の指導・助言のもと、実践的指導力の基礎を体得し、その際作成した学習指導案や授業方法の検討及び所見等、成果の一部は「高崎商科大学教職研究年報」【資料 特 1-2】などの刊行物に掲載している。

以上のように、課程の教育目標や育成する高校教員像に向けて、学生は着実に力をつけており、本学教職課程は高い志を持った教師の輩出に寄与していると自己評価できる。

[エビデンス集・資料編]

【資料 特 1-1】教職課程履修の手引き

【資料 特 1-2】高崎商科大学教職研究年報

Ⅳ 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

開設年度 平成 13(2001)年度

所在地 群馬県高崎市根小屋町 741

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
商学部	経営学科 会計学科
商学研究科	商学専攻

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末 7 月 30 日	自己点検評価書を受理 第 1 回評価員会議開催

40 高崎商科大学

8月22日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9月5日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
9月30日	実地調査の実施
10月1日	第2・3回評価員会議開催
10月2日	第4回評価員会議開催
10月28日	第5回評価員会議開催
令和7(2025)年 1月9日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2月6日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

41 高千穂大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

法人の目的は寄附行為において、大学の使命・目的及び教育目的は学則において明文化している。大学の使命・目的等をより明確化するために、それぞれの意味・内容を学部・大学院の三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に具体的に表現し、簡潔に文章化している。大学の個性・特色は、各学部・学科、研究科の教育目的に反映され、その使命・目的を明示している。使命・目的等の達成のために、従来の教学体制を基盤としつつ、大学院の開設、学部の増設や学科内にコースを設置するなど、その時々社会的要請に対応している。使命・目的等については、役員・教職員の理解と支持を得るとともに、ホームページや大学・大学院案内、履修要項に明示した上で、入学式や卒業式、父母の会等を通じ、新入生・在学生及び保護者に周知している。使命・目的は、中期経営計画と連動しており、役員・教職員の参画のもとに、当該年度予算編成方針等にも反映している。使命・目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織を整備している。

〈優れた点〉

○創設以来「家族主義的教育共同体」という学園文化が、学生支援に対する基本的構えとして法人役員・教職員に共有されていることは評価できる。

「基準 2. 学生」について

学生の受入れについては、収容定員を満たしている。アドミッション・ポリシーは、使命・目的、教育目的を踏まえ定められ、社会に周知している。学修支援体制は、障がい等のある学生への配慮も含めて整備され、教職協働により運営している。学修支援として、入学前課題の実施、新入生オリエンテーション、オフィスアワーやアドバイザー制度、成績不良者への対応などとともに、Web ポータルサイトを通して、履修登録や休講情報の提供、シラバスの閲覧等ができる環境を整備している。キャリア支援では、全学必修科目でキャリア意識を醸成し、就職支援行事を通して就職試験等の準備を支援し、学生が自己のキャリアデザインを形成している。学生生活の安定を図るため、経済的支援を行うとともに、健康面での支援として、保健室、学生相談室を整備している。教育目的の達成と教育の充実を図るために学修環境を整備し、クラスサイズも工夫している。学修支援に対する学生の意見をくみ上げて、組織的に検討し、改善・回答するシステムを整えている。

〈優れた点〉

- 保護者が組織する「父母の会」主催による保護者対象の就職ガイダンスを実施し、その結果を踏まえ、個別面談や三者面談を行うなど、学生指導、進路指導に生かしている点は評価できる。

「基準3. 教育課程」について

建学の精神・教育理念、「学風の指針」を具現化するために、三つのポリシーを策定している。単位認定、卒業・修了認定の基準は、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、学則に明示し、厳正に適用するとともに、学生に対して、年度始めに履修要項を配付し、履修ガイダンスを実施して、履修指導を行っている。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは各学部の教育目的及び育成すべき学生像を実現すべく策定され、ホームページ等に掲載し、周知を図っている。少人数教育や初年次教育の継続的見直し、PBL(Project Based Learning)の導入やアクティブ・ラーニングを通して、学修内容の定着・確認を行うとともに、授業評価アンケートを通して教育方法の改善に取り組んでいる。学修成果の点検・評価については、「学修行動・成果アンケート」「卒業時アンケート」、学期ごとの「授業評価アンケート」を学長室で集約し、その妥当性と点検を行い、その結果を教員にもフィードバックしている。

「基準4. 教員・職員」について

大学運営上の重要な事項の決定に際して学長が意見を聴取するために、学部教授会とは別に全学の「連合教授会」を設けるとともに、「研究科委員会」を設置し、大学の意思決定を適切に行っている。また、学長の業務執行が適切に行われるよう規則が整備され、教学領域における責任・権限関係を明確に規定化している。専任の教職員に対する人事権は理事会に帰属し、その配置や役割も規則にのっとり実施している。教員の採用・昇任制度、研究費補助制度、研修会等への参加による教育内容、教育方法等を改善するための資質・能力の向上方策を適切に実施している。学長主催の教員向け SD(Staff Development) ワークショップと理事長主催の理事・監事及び専任事務職員に対するワークショップなどを毎年開催し、大学運営に関わる教職員の資質・能力向上への取組みを適切に実施している。大学は、個人研究費とは別に研究助成金制度を設けるなど、教員が専攻する学問分野の研究を深めることや研究能力の向上のための支援を行っている。また、研究倫理の確立と厳正な運用を行うために、関連諸規則を整備している。

〈優れた点〉

- OFDの一環として、全専任・任期付教員を対象とした、授業公開と相互授業見学が実施され、連合教授会での周知、見学可能な授業一覧表の公表、授業見学報告書の義務化などの工夫により、高い実施率を達成している点は評価できる。
- 個人研究費の一律配分のほかに多様な研究助成金制度を有しており、研究支援に関する事務局体制を整える等、研究支援体制が充実していることは評価できる。

「基準5. 経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性、使命・目的の実現に向けての努力、環境保全、人権、安全への配慮は、関連諸法令に準拠し、学内諸規則を整備の上、遵守、維持に努めている。学生、教職員の安全確保のために防災等管理規程を制定し、学生と教職員による防災訓練を実施している。理事会のもとに常勤理事会を設置の上、中期経営計画に立脚する年度別事業計画の月別執行状況を確認し、教学部門及び法人部門について、業務内容を決定している。組織全体の管理運営及び管理運営機関の相互確認は、関係法令に準拠の上、寄附行為に規定し、理事等の役員は適正に選任され、建学の精神に基づく社会的使命や目的の実現に向け、努力している。財務状況は、収支差額が黒字であり、収支の均衡を確保している。学校法人会計基準や経理に関する規定等に基づく会計処理を適切に実施している。会計監査は、公認会計士による監査、常勤監事による業務監査及び事業計画や資産運用の状況報告も行っており、厳正かつ適切な監査を行っている。

〈優れた点〉

○留学時の危機管理について、対応方針、緊急連絡網、対策本部と班編成など大学側の対応の詳細なマニュアルと、学生がすべき対応内容が「海外留学における緊急事態対応マニュアル」として網羅的に整理されていることは高く評価できる。

「基準 6. 内部質保証」について

理事会のもとに、自己点検運営委員会及び自己点検実施委員会を設け、組織全体としての内部質保証に関する組織体制・責任体制を構築し、「高千穂大学内部質保証に関する方針」を策定の上、その実効性を確実なものとしている。内部質保証のための組織体制は、「高千穂大学自己点検評価委員会規程」に基づき、委員会を組織している。内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果については、毎年 2 月に、理事会主催の「予算ヒアリング」において、理事長、学長及び理事の出席のもと審議が行われている。IR(Institutional Research)機能は、理事会のもとに理事長、理事、専任教職員、事務部門の部長で構成している IR 委員会を設け、入試形態別出席・成績状況、除籍・退学者状況等のデータを分析し、結果を学長に報告することにより、学生指導等の参考にしている。内部質保証の機能性は、「高千穂大学自己点検評価委員会規程」を基本とし、大学全体としての PDCA サイクルにより、法人系及び教学系内部質保証を有機的に関連させ、毎月開催される理事会において月ごとの事案をまとめて審議するなど、適切に行っている。

総じて、大学は自らが掲げる建学の精神や使命・目的、創立者の「学風の指針」及び「家族主義的教育共同体」を旨とする「学園文化」に基づき、適切に教育・研究に取り組んでいる。大学は、「本学は創立者の建学の精神を継承し、人間科学、商学及び経営に関する学術の中心としてともに、深く専門の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させ、国際的視野に立つ有為の人材を育成すること」を学則の目的に、また、大学院の目的を大学院学則に定め、教育・研究活動を展開しており、今後もその一層の成果を期待する。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

法人の目的は、寄附行為において、建学の精神、教育理念、大学の使命・目的及び教育目的は、学則に明文化しているとともに、ホームページで公表している。また、大学の使命・目的及び教育目的をより明確化するために、学部・研究科の三つのポリシーにそれぞれの意味・内容を具体的に表現するとともに、簡潔に文章化している。大学の個性・特色は、各学部・学科、研究科の教育目的に反映され、その使命・目的を明示している。そして、従来の教学体制を基盤としつつ、大学院の開設、学部の増設や学科内にコースを設置するなど、その時々、社会的要請に対応している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的、教育目的及び学風の指針である「常に半歩先立つ進歩性」の趣旨は、役員、教職員により理解・支持されている。また、大学の使命・目的及び教育目的については、ホームページ、大学・大学院案内、履修要項に明示するとともに、入学式、卒業式、父母の会等を通じ、学内外に周知している。大学の使命・目的及び教育目的や三つのポリ

シーは、中期経営計画と密接に連動しており、当該年度予算編成方針にも反映している。そして、大学の使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織を整備している。

〈優れた点〉

○創設以来「家族主義的教育共同体」という学園文化が、学生支援に対する基本的構えとして法人役員・教職員に共有されていることは評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは建学の精神・教育理念、大学の使命・目的及び教育目的に基づき、受入れる学生像として示している。また、大学学則、大学ガイドブック及びホームページに公表するとともに、入学志願者、その保護者、高校の進路指導担当者など、社会への周知が図られている。入学者選抜に係る手続きは、入試区分ごとに、選考方法、選抜区分・選考の実施体制が整備されている。面接、志望理由書により学修目的、学修姿勢及びアドミッション・ポリシーの理解度を確認し、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れを実施し、その検証を行うとともに、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。一般入試の問題作成は、「入学試験問題管理マニュアル」「入試問題作成上の留意事項」に基づき、大学自ら行っている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学修支援では、全教員に「授業運営マニュアル」を配付・周知するとともに、オフィスアワーを全学的に実施している。また、「ゼミⅠ」及び専門ゼミの担当教員によるアドバイザー制度を導入し、支援体制を強化している。障がいのある学生に対しては、「障がい学生支援合同会議」を設け、教職協働で対応するなど積極的に支援を推進している。中途退学、休学、留年などへの対応策については、「T-Navi」「ハイブリッド型サポートシステム」の運用により、学生の学修状況の把握に努め、教職協働で面談を実施し、支援を行っている。学生の主体的な学修意欲を喚起し、資格取得支援やさまざまな課外講座を実施している。また、TA、SA(Student Assistant)を活用し、コンピュータ関連の授業においては、学修支援を行い、授業の空き時間には、利用相談員として、学生への助言を行っている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

1 年次から 4 年次まで多様なキャリア支援のプログラムが用意され、支援体制を整備している。教育課程内の支援体制として、早期から職業選択を意識するように、1 年次生に「学生生活充実ガイド」を配付するとともに、春学期にはキャリアアセスメントの実施、秋学期には 4 年次生の体験談をもとにワークを行うなど、将来のキャリア展望を構築するための機会を提供している。教育課程外の支援体制として、就職委員会・就職支援課による「就職支援行事」や全 3 年次生を対象とした進路相談会を行うとともに、「学内選抜インターンシップ」制度を導入し、積極的に推進している。また、就職支援システムを導入し、求人情報の検索や学生との面談記録を教職員間で把握するとともに、4 年次生による就職活動体験報告の実施により、情報の共有化を図っている。

〈優れた点〉

○保護者が組織する「父母の会」主催による保護者対象の就職ガイダンスを実施し、その結果を踏まえ、個別面談や三者面談を行うなど、学生指導、進路指導に生かしている点は評価できる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導については、学生委員会、学生課、保健室、学生相談室が連携して行っており、体制が整えられている。また、アドバイザー制度を設け、1年次生は「ゼミⅠ」担当教員、2年次生以上は専門ゼミの担当教員が当たり、学生の幅広い相談内容に対応するとともに、入学時には、モラル・マナー、SNSの利用に関する指導なども行っている。外国人留学生を含めた独自の奨学金制度等を整備するなど学生の経済的支援を行っている。課外活動への支援として、教職員が学友会の顧問を務め、毎年研修会を開催して課題を共有し、各団体の活動内容をよりの確に理解するよう努めている。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地・校舎、図書館、体育館、部室、グラウンド等は、設置基準の基準面積を満たしている。図書館は適切な規模を有し、十分な学術情報資料が確保され、運営も適切に行われるとともに、開館日数については、私立大学の年間開館平均日数を上回っている。情報環境支援については、情報メディアセンターが窓口となり、パソコンやプロジェクタ等を貸出している。コンピュータ室には、利用相談員を配置し、授業のない時間帯は開放するなど、サポート体制を整えている。また、校地への入退講、構内路のほか、施設・設備をバリアフリー化し、整備している。建学の精神及び教育理念にのっとり、少人数教育を実践化するために、クラスサイズは適切に設定されており、今後、クラスごとの履修人数の上限を更に引下げることが検討している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生の意見・要望の把握について、学生生活調査アンケートを活用し、学生委員会の分析に基づき、教授会で全学の教員と共有を図り、教授会と理事会が学修支援、学修環境の

改善を検討・実施している。また、学友会との研修会では、学生と教職員が交流を図り、意見・要望を聴取することで学生生活の向上に資するよう努めている。心身に関する健康相談について、保健室や学生相談室と学生課が連携して対応するとともに、アドバイザーと情報共有を図り、支援している。経済的な相談については、主に学生課が窓口になり、奨学金や学費延納の相談に応じている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、「建学の精神」である「常に半歩先立つ進歩性」という「学風の指針」や「教育理念」である「気概ある常識人」「偏らない自由人」「平和的国際人」の三つの「学風の目標」のもと、教育目的に基づき、学則にディプロマ・ポリシーを定め、ホームページ等で周知している。

大学は、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定し、周知している。

単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準は、厳正に運用されている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学では、建学の精神・教育理念を踏まえ、各学部で、ディプロマ・ポリシーと一貫性のあるカリキュラム・ポリシーを策定し、周知している。

大学は、全学共通科目から各学部、各学部のコース・専攻の専門科目へと発展的・段階的・体系的に履修できるよう、教育課程を編成している。全科目でシラバスが整備されていることに加え、学部教授会、教務委員会等で、科目の実施状況の確認と将来の改善に向けた検討を行っている。履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っている。教養教育についても適切に実施している。

また、全授業でアクティブ・ラーニングを導入するなど、授業内容・方法に工夫をしている。これらのカリキュラムについては、教授会、学長室、教務委員会、「ゼミ I 検討会議」や FD(Faculty Development)委員会などの改善のための組織体が整備され、運用されている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、ディプロマ・ポリシーを中心とした三つのポリシーを踏まえたゼミナールの到達目標を学修成果として定めている。学修成果に基づき「学修行動・成果アンケート」「卒業時アンケート」「卒業後アンケート」「授業評価アンケート」、学長室による点検・評価により学修成果を点検・評価している。これらのアンケートの回収率は必ずしも高くないが、回収率を上げるための努力が行われている。

学修成果の点検・評価の結果を受けて、授業担当者が授業改善計画書にまとめて、学長に提出し、次年度に改善状況を確認するなど、フィードバックが適切に行われている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の意思決定の仕組み、教学マネジメントにおける学長の権限について、学則、大学院学則において明確に規定されている。学長による教学上のリーダーシップの補佐体制については学則、大学院学則に副学長、学部長、研究科長について明記され、権限と責任の分散が図られている。

学長による教学マネジメント機能として連合教授会があり、学則及び「高千穂大学連合教授会運営規程」において役割が規定されており、学長が連合教授会に対して意見を聴く重要事項についても明確に定められている。

教学マネジメントの遂行に必要な職員は適切に配置されており、役割と分掌については「高千穂学園事務組織規程」「高千穂学園事務分掌規程」に定められている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

専任教員数は設置基準上の必要数が確保されており、教授数も満たしている。専任教員はホームページで公募され、定められた手続きにのっとり採用されている。教員の昇格審査や大学院における資格要件について、各規則によって明確に定められている。

FDをはじめとする教員の研修については、FD委員会が大学、大学院それぞれに設置されており、授業評価アンケート、FDワークショップ、授業公開の実施など、授業改善に反映するための取組みが組織的に行われている。

〈優れた点〉

○FDの一環として、全専任・任期付教員を対象とした、授業公開と相互授業見学が実施され、連合教授会での周知、見学可能な授業一覧表の公表、授業見学報告書の義務化などの工夫により、高い実施率を達成している点は評価できる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のための組織的な研修として、現代の課題や各種ニーズを的確に捉え、全体、階層別、職能別に区分した SD 研修会を実施している。また、欠席者に対しても適切な対応が行われている。

FD 委員会報告書として 1 年間の活動の取りまとめを集約するとともに、継続的に見直しが行われている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

全ての専任教員に対して個別の研究室を提供し研究に従事できる環境が整備されている。

個人研究費の一律配分に加え、学内の各種研究助成金制度及び教育研究事務課を設置し、研究活動を推進するとともに、外部研究費の獲得に向けて支援体制を構築している。

また、「高千穂大学研究倫理指針」に基づき「高千穂大学研究倫理規則」を策定し、公的研究費の適正管理のため、副学長を統括管理責任者、各学部長をコンプライアンス推進責任者として「高千穂大学研究倫理審査委員会」を組織し、研究不正防止対策の理解・促進と意識向上に努めている。

〈優れた点〉

○個人研究費の一律配分のほかに多様な研究助成金制度を有しており、研究支援に関する事務局体制を整える等、研究支援体制が充実していることは評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為において理事会及び理事長の責任が明確にされており、「学校法人高千穂学園組織倫理規程」をはじめ「学校法人高千穂学園就業規則」や各種会議の諸規則を定めて、規律と誠実性を維持した運営が行われている。法令で指定されている事項については、ホームページ上で適切に情報公開されている。

中期経営計画に基づき、毎年度の事業計画を作成するプロセスを通して、使命・目的の遂行のための継続的な努力が行われている。

ハラスメントの防止、個人情報保護、公益通報者の保護について、それぞれ規則が整備され、人権に対する配慮が適切に行われている。防災時の危機管理についても規則が整備され、消防計画書に基づいて避難訓練が適切に行われている。

〈優れた点〉

○留学時の危機管理について、対応方針、緊急連絡網、対策本部と班編成など大学側の対応の詳細なマニュアルと、学生がすべき対応内容が「海外留学における緊急事態対応マニュアル」として網羅的に整理されていることは高く評価できる。

5-2. 理事会の機能**5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性****【評価】**

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為において法人の意思決定機関としての理事会が規定され、諮問機関としての評議員会が設置されている。理事は寄附行為に基づいて適切に選任されており、理事会の出席状況は良好である。

理事会の審議事項の整理や事前審議を行う機能として、毎週開催される常勤理事会が設置され、運営については「常勤理事会規程」に定められている。

5 年ごとの中期経営計画が策定され、理事長による予算編成方針と重点事項指示を受けて毎年度、各教学系の委員会と事務部門が協力して事業計画と予算書を作成するプロセスが確立されており、その過程を通して理事会と教学部門で課題が共有されている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック**5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化****5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性****【評価】**

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会、常勤理事会、大学の連合教授会・学部教授会・大学院研究科委員会、事務組織の部課長による会議が機能し、理事長のリーダーシップのもと、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携が円滑に行われており、それぞれの会議を通して教職員の意見もくみ上げる仕組みとなっている。

理事会の諮問機関である評議員会が諮問事項に基づき理事会に答申を行っており、法人と大学の各管理運営機関の相互チェックも適切に機能している。評議員は寄附行為に基づいて適切に選任されており、出席状況は良好である。

監事 2 人のうち 1 人が常勤監事として常勤理事会に出席し、中期経営計画に基づく年度の事業計画の執行状況などを監査している。監事の理事会及び評議員会への出席状況も良好である。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「第 8 期中期経営計画（2020 年度～2024 年度）」を策定し、法人の財政は、入学者確保における学生生徒等納付金収入を主たる収入源としている。事業計画及び予算編成では、中期経営計画に基づく予算編成方針のもと、各予算単位・部署から提出された事業計画案及び予算案を理事会主催によるヒアリングを実施している。その結果、バランスを確保した収支計画が立案され、事業活動収支差額比率は法人及び大学単独でもプラスを維持しており、安定した財務基盤を確立している。また、科学研究費助成事業の採択に向けて取り組んでいる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

予算編成、予算執行、経理処理については学校法人会計基準に準拠した「学校法人高千穂学園経理規程」「学校法人高千穂学園固定資産・物品管理規程」「学校法人高千穂学園予

算の執行に関する取扱基準」などの諸規則を整備し、規則にのっとり会計処理が行われている。

監査体制については、監査法人による会計監査と常勤監事による定期的な監査が厳正に行われており、決算監査時には監査法人との意見交換も行われている。

監事は、理事会、評議員会に出席するとともに、監査法人の実施する会計監査に立会い、監査結果の報告を受ける等、法人の業務運営が適正に行われているかを監査している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「高千穂大学内部質保証に関する方針」を定め、常勤理事会のメンバーによる自己点検運営委員会が内部質保証の組織と責任体制を担っている。また、内部質保証のための組織及び責任体制として、自己点検評価委員会を理事会が担い、その下の組織として、常勤理事会が自己点検運営委員会を担い、更に、その下に自己点検実施委員会を設け、それぞれが役割と責任をもって担っている。具体的には、「教学事項」「法人事項」「事務事項」の三つの自己点検実施委員会が三つのポリシーを踏まえて教学 PDCA の機能性を高めるなど、責任体制が明確になっている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証を実現するための大学全体の PDCA サイクルの仕組みは、理事会及び教学に関する会議の計画に基づき、自己点検運営委員会と自己点検実施委員会の点検を受け、各学部・研究科、学務委員会及び事務部局の確認のもと、自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。また、自己点検運営委員会と自己点検実施委員会がそれぞれ役割と責任をもって、各種アンケート結果をもとに課題を集約し、自己点検・評価を行っている。加え

て、理事会のもとに、IR 委員会を設け、教務データ、学生データ、就職データ、入試データを連結させ、授業内容・方法の改善に活用するなど、体制を整えている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証の実現のために、大学全体の PDCA サイクルを、自己点検運営委員会と自己点検実施委員会が連携し、課題等を集約し、各学部・研究科、学務委員会及び事務部局がその課題解決に当たるなど、機能性を高めている。また、中長期的な計画に基づき、毎年 2 月に開催される理事会主催の「予算ヒアリング」で検討を重ね、次年度計画・予算及び当該年度事業報告・決算を審議・決定するという組織全体としての PDCA サイクルを確立している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会貢献

A-1. 社会貢献の推進

A-1-① 公開講座、授業公開、聴講生等

A-1-② 社会交流を目的とした寄付講座

【概評】

大学は、社会貢献を使命の一つと捉え、積極的に活動を行っており、教育研究の成果を社会に提供する主たる方法として、公開講座、授業公開、東京都杉並区と区内高等教育機関との連携協働推進協議会、寄付講座、聴講生制度を実施している。公開講座は、創立 80 周年を契機に開講され、既に 40 年にわたって継続されている。授業公開においては、平成 29(2017)年度から令和 5(2023)年度の平均で年間延べ 500 人超が受講している。また、聴講生制度について、規則を整備し、近隣住民の教養の修得やシニアの学び直しに寄与している。加えて、連携協働に関する包括協定を締結し、地元杉並区と区内高等教育機関との連携協働推進協議会を設置し、定期的な意見交換を行い、毎年度その時々社会課題をテーマとした連携講座、シンポジウムを開催し、大学所属の教員が講師として担当している。大学では、平成 18(2006)年から当時の社団法人日本セルフ・サービス協会による寄付講座を開講しており、同協会が一般社団法人全国スーパーマーケット協会となった現在でも継続している。寄付講座には、平成 24(2012)年度から令和 5(2023)年度の平均で年間延べ 800 人超が受講している。大学は、こうした活動を通じて地域との密接な関係を築いている。

Ⅳ 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

開設年度 昭和 25(1950)年度
所在地 東京都杉並区大宮 2-19-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
商学部	商学科
経営学部	経営学科
人間科学部	人間科学科
経営学研究科	経営学専攻

Ⅴ 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 8 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 27 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 10 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 9 日	実地調査の実施
10 月 10 日	第 2・3 回評価員会議開催
10 月 11 日	第 4 回評価員会議開催
11 月 5 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 8 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見あり)
2 月 4 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

42 宝塚医療大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

使命・目的及び教育目的は、大学全体及び学部・学科それぞれに定められており、教育研究上の特色を示している。これらは「学長企画調整会議」や理事会の承認を経て決定され、大学の多くの媒体で公表されている。

社会の変化への対応については、「外部評価委員会」の意見を取入れながら新たな教育課程の設置を通じて行い、教育課程の中期計画は、大学の使命を達成するための内容を含み、教授会や理事会で協議、決定している。

三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は「教学マネジメント会議」で策定され、建学の精神に基づく大学の使命・目的及び教育目的を反映している。これらの取組みにより、大学は教育研究組織の運営目標を明確にしている。

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーは、大学の建学の精神に基づき全学部で定められ、周知されている。入学者選抜は多様な試験を通じて行われているが、観光学部観光学科は設置初年度とはいえ収容定員充足率が著しく低く改善が必要である。

学生支援については、退学率の減少を目指し、メンター制度や「早期サポート」を導入し、障がいのある学生に対しては合理的配慮を実施している。また、返還不要の減免制度や給付奨学金の提供、健康管理室及びカウンセリング室を設置し、経済面や健康面における支援が適宜行われ、「キャリア開発センター」における進路支援の強化は確実な就職実績を確保している。

施設は地域住民にも開放され、図書館や自習スペースの充実においては学生の要望に基づく改善が行われている。

〈優れた点〉

○学生の学修支援を強化するために独立組織として「学修支援センター」を立上げ、学生スタッフを雇用しながら学生への手厚い指導を行っていることは評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

各教育課程における教育目標は、建学の精神に沿って定められたディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと矛盾なく明確に定義され、単位認定や卒業要件も含めて学

則や学生便覧で周知されている。また、授業科目の成績評価基準はシラバスに示され、透明性が確保されている。

学修成果はアセスメントポリシーに基づき評価が行われ、各授業科目に具体的な評価基準が示されており、授業評価アンケートや学生アンケートを通じて学修成果を点検・評価し、その結果から教育内容・方法を見直すことで教育の質の向上が図られている。

「基準 4. 教員・職員」について

毎月開催される「学長企画調整会議」が設置され、学長が議長となり、副学長や学部長、事務局長が参加して大学全体の重要事項を決定している。この会議を通じて、各学部教授会や学科会議と連携を図ることで、教学マネジメント体制が構築されている。

研究推進のため、研究発表会を実施し、教員からのフィードバックを得ているほか、各教員の研究費の 20%は学長裁量経費として配分され、科学研究費助成事業が採択されるように支援している。また、倫理教育やコンプライアンス教育を行うほか、研究に必要な施設や設備を整備している。

各学部には必要な教員が適切に配置され、採用や昇任は規則に基づいて実施されており、FD(Faculty Development)については「FSD 推進委員会」が中心となり研修を企画、運営している。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

管理運営は寄附行為に基づき適切に行われ、教育情報は法令に従って大学ホームページで公表されている。また、大学ガバナンス・コードを制定し、自己点検・評価を行い、その結果を公表しているほか、中期計画に基づき毎年度の事業計画を策定し、PDCA サイクルを回している。

理事会では予算や中期計画、重要規則の制定などが審議され、学長や教員の意思を反映しつつ、法人と大学の連携が図られている。評議員会は理事長からの諮問事項を審議し、監事は監査計画に基づいて監査を実施、内部監査室は業務監査や会計監査を行っている。

過去 5 年間は収入超過を維持しているものの、借入金が多いため、安定した経営基盤の構築が求められる。

「基準 6. 内部質保証」について

大学は内部質保証のために自己点検・評価委員会を設置し、エビデンスデータの収集と分析を学長企画室主導のもと各学部や事務局と連携して実施している。また、自己点検・評価結果を積極的に公表しているほか、「外部評価委員会」による評価も毎年行われている。

教育関連の課題は各学科と共有され、教務委員会が中心となって協議が行われ、中でも重要案件は学長を議長とする「学長企画調整会議」で審議決定されており、その結果は教授会にて報告共有されている。

総じて、大学は内部質保証を担保するため、「学長企画調整会議」や教学マネジメント会議を中心に、学長のリーダーシップのもと、教授会、各委員会、事務局と連携して自己点検・評価を組織的に実施し、課題を共有することで改善活動につなげる体制を整え、PDCA

サイクルを機能させている。学生募集や財務面における中長期計画の精緻化に課題があるが、この体制のもとで達成されることを期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域貢献及び地域活動」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 附属治療院の運営と発展
2. 附属介護ステーションの運営

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

学則に大学全体の使命・目的及び教育目的を定め、各学部・学科の使命・目的及び教育目的については、別途定める学部規則において定められている。いずれも教育研究上の使命・目的及び教育目的が明確かつ簡潔に示され、特色が分かるようになっている。

「外部評価委員会」を通じて、外部の評価員から意見を聴取しつつ、新たな教育課程の設置を行うことで、社会の変化に対応している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学、各学部・学科の使命・目的及び教育目的は、「学長企画調整会議」で審議された後、評議員会の諮問及び理事会決議を経て決定され、教授会及び事務各課の会議で報告されている。また、大学ホームページ、大学ポर्टレート、「CAMPUS GUIDE」、学生便覧、入学試験要綱などで学内外に公表されている。

中期計画は、使命・目的及び教育目的の達成に向けた内容を「学長企画調整会議」で協議し原案を作成、教授会で意見聴取をした後、理事会で承認を得て運営目標を明確化している。三つのポリシーは建学の精神、使命・目的を反映した原案を「教学マネジメント会議」で協議策定し、適宜見直している。教育研究組織は、建学の精神や使命・目的に沿って 3 学部 7 学科 2 専攻で構成され、令和 6(2024)年度に保健医療学の知見を生かした観光学部を新設した。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、建学の精神に基づき全ての学部・学科で定められており、大学ホームページや「CAMPUS GUIDE」、入学試験要項などで周知されている。入学者選抜については、入学試験委員会によってアドミッション・ポリシーに沿った多様な入学試験の実施が工夫されており、作成された合否判定案は教授会の議を経て決定され、適切な体制のもとで運用されている。入学者選抜の妥当性の検討については、学生個々の入試種別と成績を紐づけしている。入学試験の学力試験問題は、一部外部委託であるが、問題委員が内容を点検し、必要に応じて修正している。

収容定員未充足の学部があるものの、オープンキャンパス、進学ガイダンス、出前授業、教員による高校訪問を積極的に行っており、入学生の確保に努めている。

〈改善を要する点〉

○学年進行中の観光学部観光学科は設置初年度ではあるが収容定員充足率が著しく低いた

め、適切な学生受入れ数の確保について改善を要する。

〈参考意見〉

- 保健医療学部鍼灸学科が収容定員未充足のため、適切な学生受入れ数の確保が望まれる。
- 学年進行中の保健医療学部口腔保健学科の年次ごとの入学定員が著しく低く、既に定員変更に向けた申請を行っているものの、適切な学生受入れ数の確保が望まれる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学年担任及び1年次に重点を置いたメンター制度の導入、学務課、教務委員会、学生委員会及び学修支援センターの支援により、教職協働によるきめ細かい学修支援体制を整備・運営している。従来、成績不振による学修意欲の低下が中途退学に至る原因となってきたことを踏まえ、低成績者の早期抽出とサポートを行うことで中途退学率の減少への対策を実施している。大学院を設置していないためTAの配置はないが、学修及び授業支援は上記に加え、各学科の助手及び若手教員がその役割を担っている。オフィスアワー制度はシラバスへの記載により全学的に実施している。

障がいのある学生への支援に関しては、「宝塚医療大学障がい学生支援に関する基本方針」を定め、オリエンテーションで周知し学生からの申し出による合理的配慮を実施している。

〈優れた点〉

- 学生の学修支援を強化するために独立組織として「学修支援センター」を立上げ、学生スタッフを雇用しながら学生への手厚い指導を行っていることは評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

医療専門職を養成する大学であり、資格の取得を前提としているため、教育課程における実習は臨床実習医療機関等での実施を義務付けている。

また、キャリア開発センターでは、4年次進級時に全学生を対象とした職員による面談

を実施して進路支援を行っており、4 年次生を学内アドバイザーとして雇用することで、相談体制を強化している。また、毎年実施する「医療接遇マナー講座」などを通して医療人育成の取組み、加えて学業成績の向上や国家資格取得支援を実施している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導の組織として学務課、学生委員会、教務委員会、健康管理委員会、附属図書館運営委員会が連携して業務を行っている。課外活動への支援は、学友会と学生委員会の合議により、適切に行われている。学生の心身の健康問題については、健康管理室に常勤の看護師を配置して対応している。また、学内にカウンセリング室を設置し、専門の資格を有するカウンセラーを配置し、学生の相談に対応している。カウンセリングルームでは、カウンセラーの指導のもとで瞑想や座禅ができるスペースを設置し、活用している。

経済的支援としては、大学独自の減免制度、給付奨学金制度を複数設け、学生の修学を支援している。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地・校舎は設置基準を満たしている。グラウンドや図書館等の教育施設を地域住民にも利用できるようにし、有効活用がされている。実習施設である附属治療院、介護ステーションは、学生の教育とともに地域住民の健康の維持・増進、介護施設として貢献している。学生からの要望を受けた図書館の自習スペースを拡充するため、宝塚キャンパスでは自習スペースを組込んだ学生ラウンジの整備を行い、快適な学修環境の整備に努めている。バリアフリー化は一部の校舎を除き、整備されている。

図書館は全てのキャンパスに設置され、計画的に蔵書の増冊を進めている。各図書館において、OPAC(Online Public Access Catalog)の活用環境を整備し、各キャンパス間での相互の貸借りが可能な仕組みを構築している。

コンピュータは学生各自が所有しており、各キャンパスに無線 LAN を整備している。授業を行う学生数は教育効果を上げられるよう、科目に応じて少人数で実施している。

〈参考意見〉

○和歌山西庄校舎及び沖縄県の宮古島校舎においてバリアフリー化が整備されていないため、バリアフリー化への対応が望まれる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

各学科の学年担任及び科目担当教員、学務課職員が学生の相談を受けるとともに、授業評価アンケートや学生アンケートにより学生の意見・要望をくみ上げ、関係する委員会及び「学長企画調整会議」で協議し、学修支援の体制改善を行っている。また、出席状況や履修状況、小テストの状況などを把握して早期に学修支援の必要な学生を抽出し、学修支援センターと連携して適切な学修支援を行っている。学生生活に関する要望は、学生アンケートや「意見 BOX」からくみ上げ、学生委員会で対応を検討している。学生アンケートに基づき、図書館の自習スペースの拡充やスクールバスの増便に対応するなど、施設・整備の改善を行っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目標は、観光学部の開設に伴い、全学共通の教育目標として教育目的を改めたもので、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと有機的に連携している。

この教育目標を踏まえたディプロマ・ポリシーは、大学ホームページや学生便覧を通じて周知されている。また、ディプロマ・ポリシーに基づき、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を学則や学部規則、学生便覧に明記し、学生が確認しやすい体制を整備している。これらの基準はシラバスに成績評価基準として反映され、大学ホームページで公開されている。シラバスには、授業科目ごとの具体的な評価方法、基準を明記しその科目がどのディプロマ・ポリシーと対応するのかわかりやすく、科目の教育課程上の位置付けと、評価基準を明確にしている。また、教務委員会での確認や見直しを通じ、卒業判定が厳正に行われている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育研究上の目的は、学部規則に定められ、建学の精神及び教育目標に基づきカリキュラム・ポリシーを策定し、大学ホームページで公開され、学生には、学生便覧を通じて周知されている。カリキュラム・ポリシーにはディプロマ・ポリシーで示した目標をキーワードとして用いることで一貫性が確保されており、各学年でどの授業科目が対応しているかを明確にしている。シラバスは授業内容や成績評価基準が明記されており、印刷物は附属図書館に配置、電子版は大学ホームページで公開されている。履修登録単位数の上限は、学部規則に基づき設定され、単位制度の実質が担保されている。教養教育については教務委員会において検討し、必要に応じて部会等を設け検討している。教授方法の工夫については、学生の意見を取入れるためにリフレクションペーパーを活用し、教授方法の改善に努めている。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた評価指標がアセスメントポリシーに示されており、国家試験合格率などを含め、科目、学部、大学全体で体系的に学修成果の点検・評価を行っている。また、授業評価アンケートのほか、学生アンケート、卒業生アンケートを実施して、多角的に学修成果の点検・評価も行っている。

授業評価アンケートの結果を受け、教員はリフレクションペーパーを作成し、教員の評価制度に活用することで教育成果のフィードバックを行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するために、最高意思決定機関として「学長企画調整会議」を置き、定例として毎月 1 回開催している。「学長企画調整会議」には副学長、学部長、事務局長などの学内役職者が参加し、大学全体の重要事項に関する意思決定機関として確立している。使命・目的達成のため、「学長企画調整会議」、各学部教授会、学科会議が有機的に連携し、教学マネジメント体制を構築している。

副学長の担当業務は学長から適切に指示されており、関連する校務役職に就くことにより、学内教職員が担当業務を理解している。

教授会に意見を聴く必要がある重要事項は、あらかじめ学長裁定で定めている。事務局各部署の業務分掌は「事務分掌規程」で定められ、複数キャンパスにそれぞれ職員を配置している。キャンパス間の業務連携はオンラインツールを活用して実施されている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

完成年度を迎えた各学部・学科において、設置基準に定められた必要教員数以上の教員を配置している。教員の採用は「教員選考規程」「教員選考基準」に基づき実施し、昇任は「教員業績評価規程」による評価に基づき実施している。

FD 研修は「FSD 推進委員会」が中心となり、実施方針を策定した上で組織的に実施している。授業評価アンケートを学期の中間期に実施し、アンケート結果に対して教員がリフレクションペーパーを作成し、提出している。

4-3. 職員の研修**4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み****【評価】**

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

コロナ禍では、オンライン形式での研修を実施していたが令和 5(2023)年度から、教職員合同研修会を大学運営に関する知見を深めるため実施している。

職員については、各キャンパスで求められている職員のスキルに応じた大学業務に関する基礎的な内容の研修を実施している。新規に開設したキャンパスとの連携を図り、研修実施体制の整備を行っているところであり、今後の更なる充実が期待できる。

4-4. 研究支援**4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理****4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用****4-4-③ 研究活動への資源の配分****【評価】**

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

全学の研究推進を図るため研究推進委員会が学内研究発表会を実施し、参加教員からのアドバイス等を発表者にフィードバックしている。一方、科学研究費助成事業の運営・管理を目的とする倫理教育及びコンプライアンス教育を実施しており、研究に必要な施設・設備が整備され、安全要領等の規則に基づき運営管理されている。また、各教員の個人研究費の 20%を学長裁量経費として科学研究費助成事業不採択課題に対して研究継続のため支援経費として配分し、科学研究費助成事業の採択に向けた努力を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

管理運営は、寄附行為等の諸規則に基づき、適切に行われている。教育情報の公表は、法令に基づき大学ホームページで適切に行われている。大学ガバナンス・コードを制定し、自己点検・評価を行いその結果を公表している。使命・目的を実現するために、中期計画に基づいて毎年度の事業計画を策定し、進捗状況を確認しながら PDCA サイクルを回している。

ハラスメント防止については規則に基づき委員会を組織し、未然防止及び発生した際の適切な対処に努めている。各学部にて危機管理規程を制定し、全学的な危機管理マニュアルに基づいて対応する体制が整備されている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

私立学校法が定める最高意思決定機関である理事会が寄附行為に基づき、予算・決算、中期計画、寄附行為の変更及び諸規則の制定・改廃などの重要事項を審議・決定している。理事は定数に従って適正に選任されており、令和 5(2023)年度の理事会は 12 回開催され、出席率は良好であり、委任状による意思表示も行っている。

理事会には学長を含む教員 3 人が理事として参加し、大学と法人間の連携を強化している。常任理事会は日常業務及び理事会から付託された事項を審議・決定するために設置され、学長を含む教員 2 人を構成員とし、意思決定の迅速化と理事会機能の円滑化に寄与している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会及び常任理事会には学長及び大学教員が理事として出席し、法人と大学の意思疎通・連携が適切に行われている。現在は理事長が学長を兼務し、理事会・評議員会との意思疎通を図りながら、教育研究活動を推進している。「学長企画調整会議」や教授会を通じて教職員からの提案をくみ上げる仕組みも整備されている。

評議員会は寄附行為に基づき理事長から諮問された事項を審議し、令和 5(2023)年度は 11 回開催され、理事会運営のチェック機能を果たしている。監事は評議員会の同意を得て選任され、監査計画に基づき会計・業務監査を実施しており、特に業務監査では、理事会、評議員会、「学長企画調整会議」、教授会及び設置校の各種委員会に出席し、監査結果を半期ごとに報告書として理事長に提出している。また、内部監査室を設置し、業務監査、会計監査、公的研究費監査を実施し、業務改善に寄与している。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

過去 5 年間の事業活動収支差額は、法人全体で収入超過であるものの借入金が多く、設備投資や借入金返済が長期にわたることから、安定した経営基盤を構築するために、学生生徒等納付金収入の増加や外部資金獲得、更には経費削減などの施策を中期計画に基づき実行し、借入金の返済を着実に進めつつ、健全な財務運営を目指している。大学部門においても、中期計画に基づく施策により黒字を維持しており、法人全体の戦略的な広報と学生募集を展開することで、安定的な学生確保と中期計画の実現が期待される。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、「学校法人平成医療学園経理規程」「学校法人平成医療学園固定資産及び物品管理規程」学校法人会計基準により行われており、適切に処理されている。また、会計監査は、「学校法人平成医療学園監事監査規程」のもと、厳正に実施されており、監事は評議員会及び理事会に出席し、大学の業務及び財産状況について意見を述べている。

補正予算編成については、理事会において決議し承認をしており、大学予算については、厳正に運用が行われている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第 2 条及び第 3 条に自己点検・評価とその状況について積極的に公表することを定め、内部質保証のための恒常的な組織として自己点検・評価委員会を設置している。また、「宝塚医療大学外部評価委員会規程」を定め、7 人の委員による外部評価を毎年行っている。

自己点検・評価及びそれに必要なデータ収集に関する各委員会での協議内容は、教授会にて報告されている。その中でも重要な案件は学長を議長とし、副学長、学部長、学科長、統括長、事務局長などで構成される「学長企画調整会議」に付議され、重要事項が審議、決定されている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人平成医療学園宝塚医療大学ガバナンス・コード」を策定し、それに基づく自己点検・評価を実施し、結果を年度ごとに大学ホームページに掲載している。

エビデンスデータの収集、蓄積及び分析は IRなどを所掌する学長企画室が中心となり、

各学部・学科・専攻、事務局各部署と共同で実施するとともに、エビデンス集を作成している。また、事業計画及び報告書は「学長企画調整会議」と事務局が連携し作成している。

自己点検評価書及び大学機関別認証評価報告書を大学ホームページに掲載し、学内及び学外に公表している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価委員会が中心になり、各学科で課題となっている教育関連事項については各学科と共有し対応を図り、学部単位における課題については教務委員会などが中心に協議を行い、協議内容は教授会に報告されている。各協議の結果は必要に応じて「学長企画調整会議」に上程され、具体的な取組みに関する審議、決定が行われている。

内部質保証のための組織的な取組みを行うための、各委員会、各学部教授会、「学長企画調整会議」や教学マネジメント会議など設置され、それぞれの会議体がどのような役割を担い行動をするかを明確にし、PDCA の機能を担っている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域貢献及び地域活動

A-1. 地域の機関・組織との協働と貢献

A-1-① 地域貢献活動を行う組織と運用

A-1-② 地域貢献活動の実践

A-1-③ 地域の機関・組織と連携した活動の実践

【概評】

学長企画室に地域連携推進課を置き、地域連携に係る業務、自治体・各種団体等との協定の締結などを行い、大学の特性や専門性を生かした地域貢献活動を展開している。和歌山保健医療学部では、自治体及び自治会との連携について、廃園となった市立保育園の敷地及び園舎を活用して、地域の健康づくりや地域の課題解決活動など幅広い活動を行い、地域と大学、学生が一体となって活動できる拠点作りを行っている。災害時における一時滞在施設としての協定を和歌山市との間に結び、大規模な災害が発生した際の一時滞在施設として中之島校舎を活用し、災害時の拠点として活用している。宝塚キャンパスでは、川西市から連携協定に基づき災害用トイレの備蓄を受入れている。特定非営利活動法人アムダ（AMDA : Association of Medical Doctors of Asia =旧称・アジア医師連絡協議会）と

の間に、同法人が災害発生時に、医療・保健衛生分野を中心に支援活動を展開する際に連携することを目的とした連携協定を結び、大学の特色と人的、物的資源を有効活用できるように活動している。宮古島キャンパスは、閉館予定であった宮古島市立図書館城辺分館を、宮古島市から大半の蔵書も含めて「無償譲渡」という形で、引続き大学が運営し地域の住民にも広く利用可能とし地域貢献を果たしている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 附属治療院の運営と発展

本学では、開学時から大学構内に附属治療院を設置している。附属治療院は、柔道整復及び鍼灸の治療を行っており、地域住民も利用している。

附属治療院の治療は、原則として本学の専任教員のうち、柔道整復師、はり師及びきゅう師の資格を有する教員が交代制で担当していることから、専任教員の臨床経験の場としても機能している。

臨床実習施設として、学生が将来の柔道整復師または鍼灸師と勤務する際のパイロットケースとしての機能も果たしており、今後全国的に導入が予想される電子カルテシステムや、患者情報の確認システムの導入などにいち早く着手している。

また、附属治療院では、令和 6(2024)年度から、名称を「統合医療臨床センター」と改めて、医師を配置し、クリニックとしての機能を持たせ、我が国の伝統医療と西洋医療の統合医療の実現を目指すと共に、学生へのアントレプレナーシップ教育の推進のための機関として一層の充実を目指すことを決定している。

2. 附属介護ステーションの運営

附属治療院が、学内に設置されている施設である事に対し、「宝塚医療大学附属介護ステーション」は、学外に設置している附属施設である。

平成 29(2017)年 10 月に大阪府大阪市においてを開設した。この介護ステーションの特徴は、開設当初から機能訓練に特化した通所介護施設として地域の高齢者の方に通所型のデイサービス事業を提供していることである。

通所介護施設における機能訓練については、本学で養成している理学療法士、作業療法士、柔道整復師、鍼灸師及び看護師が機能訓練指導員として業務を行うことができることから、本学で養成する医療系人材の将来における職域の拡大を含め、本学の在学生在が、将来介護事業に携わる際のパイロット事業としての役割を担っている。

そのため、「宝塚医療大学附属介護ステーション」では、本学学生の臨床実習の実習先として、学生の受け入れを行うなど、附属施設としての機能を果たしている。

大学が設置する介護施設としての特長を活かしながら、他職種が連携する通所介護施設として、地域の介護、福祉の向上に貢献すると共に、教育へのフィードバックを行えるよう、連携の強化を図る。

Ⅳ 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

42 宝塚医療大学

開設年度 平成 23(2011)年度
 所在地 兵庫県宝塚市花屋敷緑ガ丘 1
 和歌山県和歌山市中之島 2252
 和歌山県和歌山市西庄 1107-26
 大阪府大阪市北区中津 6-9-38
 沖縄県宮古島土城辺福里 619-1
 兵庫県尼崎市道意町 6-6-3

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
保健医療学部	理学療法学科 柔道整復学科 針灸学科 口腔保健学科
和歌山保健医療学部	リハビリテーション学科 看護学科
観光学部	観光学科

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 9 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 26 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 10 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 5 日	和歌山キャンパス実地調査の実施
	宝塚キャンパス実地調査の実施 11 月 6 日 第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 7 日	11 月 7 日 第 4 回評価員会議開催
11 月 29 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 9 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見あり)
2 月 10 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

43 千葉科学大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的は建学の理念「ひとりひとりの若人が持つ能力を最大限に引き出し 技術者として 社会人として 社会に貢献できる人材を養成する」を踏まえ、分かりやすく簡潔に文章化し、教育研究上の目的においては「安全・安心な社会の構築」「社会に貢献できる人材の養成」を個性・特色としている。

教育研究の目的は教育研究に関する基本方針等を踏まえ、改定を含め、具体的な検討を行い、ホームページ等を通じて学内外に周知している。

「10 年後における千葉科学大学のあるべき姿（将来像）」として中期目標・中期計画を含めた「CIS Vision2026」を平成 28(2016)年度に作成している。その後、令和 4(2022)年度に見直しを行い、6 項目を新たな柱とした中期計画に改定し、各年度の事業計画を策定している。

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーは、学部・学科の教育研究の目的に基づき策定され、これに沿って多様な入学者を受入れている。しかしながら全ての学科では収容定員未充足の状況が続いており、更なる努力が求められる。

学生生活の支援組織として教学支援部を設置し、教員によるチューター制度、アカデミック・アドバイザー制度が整備され、教職協働での学修支援が行われている。キャリア支援は、各学部の特性に応じたキャリア教育に関する科目を配置するとともに、就職ガイダンス、合同業界研究会など、多種多様な企画を開催し支援している。

学生の意見をくみ上げるため、「授業改善アンケート」「学修成果に係る自己評価アンケート」「学生生活アンケート」などを実施している。

〈優れた点〉

- 高等学校と大学の教育の橋渡しの場として大学独自の学修支援システム「まなび場」を設置し、学生が能動的に自学自修できるよう支援している点は高く評価できる。
- 深夜帯の学生の安全管理に配慮しつつ図書館ラーニング・コモンズを 24 時間利用可能とし、学生の学修の利便性を図っている点は高く評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

大学は、建学の理念に基づき、各学部・学科で教育研究上の目的を踏まえたディプロマ・

ポリシーを策定し、ホームページ等で学内外に周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を適切に定めている。

カリキュラム・ポリシーは、各学部・学科の特徴を示しており、ディプロマ・ポリシーとの整合性をとり、一般基礎科目から専門科目へと段階的かつ体系的な構成となっている。教養教育は、全学部・学科で共通科目を設定している。授業内容の改善を進めるために、定期的に FD(Faculty Development)及び SD(Staff Development)を実施している。大学全体、学部、学科ごとのアセスメント・ポリシーを策定し、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を踏まえた学修成果の点検・評価を計画的に実施・検証している。

「基準 4. 教員・職員」について

学長がリーダーシップを発揮する補佐体制として、3 人の副学長を選任し、教育研究担当、管理運営担当、大学改革担当としてそれぞれが役割を担っている。教学マネジメントを組織的に機能させるため、教学マネジメント委員会及び自己点検・評価委員会を設置し運営している。

教育目的及び教育課程に基づいた教員の確保と配置を行っており、厳正かつ公正な教員の採用・昇任選考及び承認を行っている。FD・SD 活動については、FD・SD 委員会を中心に活動の立案・実施・評価・改善を実施している。また、授業改善アンケート結果をもとに教員の授業方法の改善を行っている。

教員・学生・大学院生の教育・研究活動を支援する充実した環境が整備されている。研究倫理に関しては、e ラーニングや講演会を通じて教育が行われている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

「加計学園 行動憲章」及び「加計学園 行動規範」を制定し、役員及び教職員が強い責任感と高潔な倫理観をもって職務を遂行することを定め、事業計画に基づき実施した内容を点検・評価し、翌年度の事業の改善につなげている。理事会は、意思決定が適切に行われる体制を整備し運営している。理事は寄附行為に基づき適切に選任され、理事会に出席している。学長、副学長、学部長、事務局長が法人と大学の管理運営に参画し、意思疎通と連携が行われている。監事、評議員は寄附行為に基づき適切に選任され、理事会・評議員会に出席している。

大学の財務状況は経常収支差額が継続してマイナスであり、財務基盤の安定化に課題があるが、改善に向けた取組みが進行中である。「会計規程」等の規則に基づき、適正な会計処理を実施している。

〈優れた点〉

- 「千葉科学大学危機管理室」は、危機管理学部の教員を室長とし、平時より不測の事態への事前警戒や注意喚起、緊急時には「緊急事態対応基本計画」に沿った初動対処活動の実施など、外部機関とも連携し、大学の安全を守る対応をしていることは評価できる。

「基準 6. 内部質保証」について

大学の使命・目的を達成するために、自己点検・評価委員会及び教学マネジメント委員会を設置し、自己点検・評価の実施及び改善・改革の計画案について審議結果を学長に報告している。「千葉科学大学内部質保証に関する方針」に基づいて、建学の理念・目的、教育目標、各種方針及び「CIS Vision2026」実現のため、自己点検・評価を行い、結果についてホームページで公開している。学生生活アンケート、成績評価等の広範なデータの収集と分析は定期的に行われている。各学部及び研究科の教育研究活動、事務部署の諸活動について自己点検・評価を行い、決定した改善・改革計画は学長会議、大学協議会に報告するとともに、翌年度以降の諸活動に反映していることから、内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みが確立し機能している。

総じて、大学の教育研究が使命・目的に基づき適切に実施され、教員と職員との協働をはじめとする学修支援の体制及び学修環境を整備している。また、経営・管理と財務については、概ね適切に運用し、内部質保証のための組織体制が機能しており、自己点検・評価の結果が教育の改善・向上に反映している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

学校法人加計学園建学の理念「ひとりひとりの若人が持つ能力を最大限に引き出し 技術者として 社会人として 社会に貢献できる人材を養成する」を踏まえ、大学の使命・目的及び教育目的は、学則及び大学院学則に具体的に明文化し、分かりやすく簡潔に文章化している。

建学の理念、大学の目標を踏まえ、危機管理を標ぼうする大学として、教育研究上の目

的において「安全・安心な社会の構築」「社会に貢献できる人材の養成」を大学の個性・特色として明示している。

教育研究上の目的については、時代の流れを見据えながら、社会のニーズを先取りし、社会に有為な人材養成を目指し随時見直しを行っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

教育研究の目的は大学の教育研究に関する基本方針等を踏まえ、学部教授会及び大学院研究科委員会において、改定を含め、具体的な検討を行い、大学協議会で審議を行い、理事会において審議・承認を行っていることから、役員、教職員の理解と支持が得られている。また、大学案内、入学試験要項及びホームページを通じて、学内外に周知している。

「10 年後における千葉科学大学のあるべき姿（将来像）」として、中期目標・中期計画を含めた「CIS Vision2026」を平成 28(2016)年度に作成し、令和 4(2022)年度に見直しを行い、6 項目を新たな柱として改訂している。

三つのポリシーは、教育課程の変更、社会のニーズの変化に応じ、定期的に検討・見直しを行っている。教育研究組織として、薬学部、危機管理学部及び看護学部を置き、大学院には薬学研究科、危機管理科学研究科及び看護学研究科を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、建学の理念及び学部・学科の教育研究上の目的に基づき策定し、ホームページ、入学試験要項、学生便覧などを通じて、受験生を含めて広く学内外に周知している。

大学はアドミッション・ポリシーを踏まえ、総合型選抜試験、指定校推薦入試、公募制推薦入試、特待生推薦入試、一般選抜入試、大学入学共通テスト利用入試、私費外国人留学生推薦入試、薬学部特色選抜など多様な選抜試験を実施し、さまざまな能力や適性をもった入学者を国内外から受入れている。入学試験問題は専任教員が作成している。入学試験制度の内容に関しては、入試委員会で検証し学長会議、大学協議会で報告している。

学生の受入れ状況については、全ての学科で定員未充足の状況が続いているが、定員充足を目指して広報対策等の取組みを行っている。

〈改善を要する点〉

○薬学部薬学科、危機管理学部保健医療学科及び動物危機管理学科、看護学部看護学科は収容定員充足率が 0.7 倍未満となっており、改善を要する。

〈参考意見〉

○危機管理学部危機管理学科及び航空技術危機管理学科の収容定員が未充足であるため、定員充足に向けた取組みが望まれる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の支援事務組織として教学支援部を設置しており、教員を教学支援部長、職員を教学支援事務部長として配置し教員と職員の協働による学生支援を推進している。各学部・学科においては、教員によるチューター制度、アカデミック・アドバイザー制度が整備され、学修支援が行われている。

全ての教員は、学生に向けてオフィスアワーに関する情報をシラバスに明記・公開し、学生からの質問等に対応できる体制を整えている。

TA 制度を導入し、大学院生により実験・実習科目の充実と安全性の確保を図っている。

障がいのある学生に対しては、配慮を実施する体制が全学で整えられている。

〈優れた点〉

○高等学校と大学の教育の橋渡しの場として大学独自の学修支援システム「まなび場」を設置し、学生が能動的に自学自修できるよう支援している点は高く評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教学支援部キャリア支援課によるキャリア支援に加え、各学部・学科におけるキャリア指導を教職員が協働して実施する体制が整備されている。各学部の特性に応じてキャリア教育に関する科目を配置するとともに、就職ガイダンス、合同業界研究会など、多種多様な企画が催されている。インターンシップ・プログラムを設けており、終了後には報告会を実施している。

キャリア支援課では個別相談、履歴書・エントリーシート添削、模擬面接などの個別指導を重点的に実施している。

卒業後に就職を希望する卒業生に対しても、在学生と同様に就職支援を行っており、ホームページにおいても、指導を受けることが可能な旨を明記している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

教学支援部は、教務課、学生課、キャリア支援課、健康衛生課、グローバルセンター事務課、図書館事務課、総合学習・日本語支援センター事務課の七つの部署で組織されており、教職員が協働しやすい環境を整備している。

学生の健康面の支援では、毎年、定期健康診断を実施し、教職員が健康状態を把握するとともに、公認心理師や内科医による相談が受けられる体制を整えている。

経済的支援策として、各種入学試験における成績に応じて入学金や学費の一部を減免する等の特待生制度や、大学独自の経済支援制度を設けている。

留学生への支援については、グローバルセンター事務課に中国語で対応できる中国人の職員を配置し、留学生寮での生活指導をはじめ奨学金、在留資格の更新手続き、日本での生活におけるトラブル対応などきめ細かい支援を行っている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎、図書館、実習室などが適切に配置され、校地面積、校舎面積とも設置基準を満たしており、校舎については、耐震基準を満たしている。図書館は、24 時間利用可能なラーニング・コモンズを設置するなど、有効に活用している。2 階建て以上の全ての建物にエレベータ、スロープ等を整備し、障がいのある学生にも配慮したつくりとなっている。

受講生が多くなることが予測される一般基礎科目の教室については、各学部・学科の時間割を調整し受講生数を適切に管理している。

学生生活アンケート、学生意見交換会などを通じて、学生のニーズを踏まえ施設・設備の整備を行っている。

〈優れた点〉

○深夜帯の学生の安全管理に配慮しつつ図書館ラーニング・コモンズを 24 時間利用可能とし、学生の学修の利便性を図っている点は高く評価できる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「授業改善アンケート」「学修成果に係る自己評価アンケート」「学生生活アンケート」などを利用して学生の意見をくみ上げるシステムを整備し、各種アンケートの解析結果を活用することで学修支援体制の改善に反映している。教員によるチューター制度やアカデミック・アドバイザー制度があり、学生との面談の機会を設けており、直接、学生の意見を聴く体制についても整えられている。

学生生活や学修環境に関する意見や要望を直接聞くため、学生参画型の「FD カフェ」やワークショップなどを開催し、学生生活の改善に反映している。

基準 3. 教育課程**【評価】**

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、建学の理念「ひとりひとりの若人が持つ能力を最大限に引き出し 技術者として社会人として 社会に貢献できる人材を養成する」に基づき、各学部・学科で教育研究上の目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページや学生便覧等で学内外に周知している。また、各学部・学科及び大学院において、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を適切に定めており、学則、履修規程及び履修規程に関する細則で規定し、学生便覧に進級・卒業要件を記載し、厳正に適用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、各学部・学科のカリキュラム・ポリシーを建学の理念及び教育目標を踏まえて策定し、学生便覧やホームページに掲載しており、学生、教職員及び入学希望者に周知している。カリキュラム・ポリシーは、各学部・学科の特徴を示しており、ディプロマ・ポリシーとの整合性がとれている。カリキュラムはカリキュラム・ポリシーに基づき、一般基礎科目から専門科目へと段階的かつ体系的な構成となっている。また、年間の履修登録単位数の上限を適切に設定しており、単位制度の実質を保っている。教養教育においては、全学部・学科で共通の科目を設定しており、受動的な講義のみならず、スモールグループディスカッション、ロールプレイなどの能動的な学修方法を取入れ、アクティブ・ラーニング型の授業を実施している。教授内容の改善を更に進めるために、定期的な FD・SD を実施し、学部・学科を超えて議論する組織体制を整備している。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、「大学全体」「学部」「学科」ごとのアセスメント・ポリシーを策定し、アセスメント・ポリシーチェックリストに従って、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を計画的に実施・検証している。アセスメント・ポリシーは、「機関レベル」「教育課程レベル」「授業科目レベル」の三つの観点から、「学生生活アンケート」「授業改善アンケート」「学修成果に係る自己評価アンケート」「卒業後アンケート調査」などの各種アンケートを活用し、三つのポリシーに関する項目を点検できるように整備されている。教育改善には、「学修成果に係る自己評価アンケート」や「授業改善アンケート」の結果を活用しており、記載された評価・コメントを教員に適切にフィードバックすることで、授業改善を図っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを発揮する補佐体制として、大学協議会及び学長会議を設置し運営している。3 人の副学長を選任し、教育研究担当、管理運営担当、大学改革担当としてそれぞれが役割を担っている。大学協議会、学長会議、学部教授会、大学院研究科委員会などを規則に基づき整備し、意思決定の役割を明確にして、機能させている。教学マネジメントを組織的に機能させるため、教学マネジメント委員会及び自己点検・評価委員会を設置し運営している。大学学則第 9 条及び「千葉科学大学学長裁定第 2 号」において、学

長が教授会相当機関において、意見を聴取する事項を定めて、周知している。教学マネジメントの中心は、教学支援部が担っており、職員を適切に配置している。入試広報部及び教学支援部には教学面からの意見を取入れるため、教員が事務次長という形で参画し、教職協働の体制を整えている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学設置基準及び大学院設置基準を遵守し、教育目的及び教育課程に基づいた教員の確保と配置を行っている。「千葉科学大学求める教員像及び教員組織の編成方針」「千葉科学大学教員採用・昇任選考基準」「千葉科学大学人事案件手続き」を制定し、厳正かつ公正な教員の採用・昇任選考及び承認を行っている。FD 活動については、FD・SD 委員会を中心に実施している。効果的な教育及び研究に関する能力開発を行うため、FD 活動を全学共通と学部・学科、研究科・専攻ごとに分けて実施している。講演会、学生による授業改善アンケート、教員相互の授業参観、学生との意見交換会など、さまざまな活動を実施している。授業改善アンケート結果をもとに教員の授業方法の改善も行っている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の研修は、学長を委員長とする FD・SD 委員会が設置され、FD・SD 活動の立案・実施・評価・改善を実施している。また、法人全体で職員の資質・能力向上に取り組んでおり、法人本部研修室が中心となって研修会を実施している。これらの研修会では、最新の教育環境の変化やハラスメントへの対応など、大学職員として必要な知識が提供されている。職員の自己点検・勤務考課が実施されており、これにより職員個々の成長や課題発見が促進されている。この自己点検・勤務考課のプロセスを通じて、継続的なフィードバックと見直しが行われ、職員の能力開発と組織の改善が図られている。このような包括的なアプローチにより、大学は職員の専門性向上と組織全体の効率化を目指している。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

教育・研究活動を支援する充実した環境が整備されている。各教員に個別の研究室が与えられ、学生用ゼミ室や実験施設も適切に配置されている。大学院ゼミ室には給湯設備やロッカーがあり、大学院生の自主的な研究を促進している。研究倫理に関しては、複数の規則が整備され、e ラーニングや講演会を通じて教育が行われている。また、科学研究費助成事業の不正利用防止や不正行為への対応に関する規則も整備され、監査や懲戒処分の仕組みが確立されている。研究支援として、専任教員への個人研究費の配分や外部資金獲得のサポートが行われており、ホームページを通じて研究内容の幅広い周知にも努めている。これらの取組みにより、高度な研究活動と倫理的な研究環境の両立を実現している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「加計学園 行動憲章」及び「加計学園 行動規範」を制定し、役員及び教職員が強い責任感と高潔な倫理観をもって職務・役割を遂行することを定め、ホームページで公開している。「学校法人加計学園コンプライアンス推進規程」及び「学校法人加計学園公益通報者保護規程」を定め運営するとともに、法令で定められた項目についてホームページで情報公開を行っている。「学校法人加計学園特定個人情報取扱規程」を定めて個人情報の取扱いに留意し、「学校法人加計学園苦情措置要綱」に基づき意見・苦情に対応している。事業計画に基づき実施した内容を自己点検・評価し、翌年度の事業計画の改善につなげている。法人本部及び大学の施設・設備等財産を火災や自然災害等から守ることを目的に「加計学

園危機管理室」を設置している。ハラスメント研修や教職員に対する節電の呼び掛けなど、環境保全、人権、安全への配慮を行っている。

〈優れた点〉

- 「千葉科学大学危機管理室」は、危機管理学部の教員を室長とし、平時より不測の事態への事前警戒や注意喚起、緊急時には「緊急事態対応基本計画」に沿った初動対処活動の実施など、外部機関とも連携し、大学の安全を守る対応をしていることは評価できる。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、年度当初に主な審議事項の年間スケジュールの周知、役員の競業や利益相反取引に関する確認及び大学等設置に関する寄附行為の認可後の財政状況や施設整備状況の調査結果の共有を行い、意思決定が適切に行われる体制を整備し運営している。役員研修の実施や役員賠償責任保険への加入によって、役員の資質向上とリスクを考慮しつつ意思決定を行える環境を整えている。「学校法人加計学園ビジョン・中期計画 2022-2026」に基づいて事業計画の進捗を評価し、結果を理事会で共有する体制も確立しており、事業計画の確実な執行が図られている。理事は寄附行為に基づき適切に選任され、理事会に出席している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

大学ガバナンスコードを令和 2(2020)年に制定し、対応状況を毎年確認し、理事会に報告した上でホームページにおいて情報公開している。職員に対して毎年度「意向調査」を実施し、改善提案をくみ上げる仕組みを整えている。学長が法人の理事として、副学長、学部長及び事務局長が評議員として法人の管理運営に参画している。監事は寄附行為に基づき適切に選任され、理事会に出席するとともに、監事監査を通じて大学の運営状況への理解を深めている。監事は、管理運営状況のみならず、会計監査・業務監査を含めて適切に職務を行っている。監査室の設置や監査計画の策定、内部監査、外部機関の監査支援により、相互チェック体制が適切に機能している。評議員は適切に選任され、評議員会では

寄附行為第 22 条に定められた諮問事項について適切に審議が行われている。評議員会の出席率も良好で、欠席者についても意思表示が行われている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人全体及び各設置校は、年 3 回の予算編成プロセスを通じて計画的な財務運営を実施している。また、「CIS Vision2026」に基づく中期目標・中期計画の策定と評価により、中長期的な視点での運営が行われている。現状では入学定員未充足や支出超過により財務基盤の安定化に課題があるが、ガバナンス体制の強化や内部質保証システムの確立など、改善に向けた取組みが進行中である。大学の事業活動収支計算書における経常収支差額は減価償却額を超える金額がマイナスとなっており、収支バランスの改善が必要であるが、入学定員充足や留学生増加のための広報活動強化、人件費抑制のための教員配置の見直しなど、具体的な対策が講じられている。これらの取組みを通じて、中長期的な財務基盤の安定化と収支バランスの改善を目指している。

〈改善を要する点〉

○大学の経常収支差額が継続してマイナスであることについて、改善が必要である。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

「会計規程」及び「千葉科学大学物品購入及び契約等事務要領」に基づき、適正な会計処理を実施しており、複雑な問題については公認会計士の助言を受け、私立学校法及び私立学校振興助成法に基づく外部監査及び法人本部による内部監査が行われている。予算管理は会計システムを通じて厳密に行われ、経理課と各部署が執行状況を確認している。予算と決算のかい離が大きい科目については、補正予算が編成されるなど、計画的かつ柔軟な財務管理が実践されている。これらの多層的なチェック体制と適切な予算管理により、大学の財務の透明性が確保されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則及び大学院学則の使命・目的を達成するために自己点検・評価委員会規程を定め、自己点検・評価委員会では、各学部・研究科、事務部署に対して自己点検・評価報告書の提出を依頼し、提出された自己点検・評価報告書をもとに、大学全体としての点検・評価を毎年実施し、その結果を学長に報告している。各学部教授会・研究委員会のもとに自己点検・評価委員会を設置している。

内部質保証の推進に責任を負う組織として教学マネジメント委員会を設置し、学長の指示を受け改善・改革の計画案について審議を行い、その結果を学長に報告している。

令和 5(2023)年度には、内部質保証体制を確立し PDCA サイクルを意識した改善を図る目的で、「千葉科学大学内部質保証に関する方針」を定め、大学全体の自己点検・評価の体制及び内部質保証の方針を明確にしている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「千葉科学大学内部質保証に関する方針」に基づいて、建学の理念・目的、教育目標及び各種方針の実現及び「CIS Vision2026」実現のための自己点検・評価を行い、その結果は自己点検・評価委員会において取りまとめられている。三つのポリシーを踏まえた学修成果は、各学部及び研究科自己点検・評価委員会において学修成果の点検を行い、自己点検・評価委員会で総括点検・評価を行っている。また、結果についてはホームページで公開している。

学務運営部 IR・企画課や学務委員会を中心に学生生活アンケート、成績評価、資格試験結果、卒業後のアンケート調査など、広範なデータの収集と分析が定期的に行われており、現状把握のための十分な体制が整備されている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学の内部質保証の推進に責任を負う組織として「千葉科学大学教学マネジメント委員会」を、全学の自己点検・評価の推進に責任を負う組織として「千葉科学大学自己点検・評価委員会」を設置している。

学部、研究科及び部局レベルで設置された自己点検・評価委員会は、各学部、研究科の教育研究活動及び事務部署の諸活動について自己点検・評価を行い、結果を自己点検・評価委員会に報告し、自己点検・評価を行いその結果を学長に報告する。学長は全学的改善・改革の検討を「千葉科学大学教学マネジメント委員会」に要請し、改善・改革の計画を策定・審議し決定している。決定した改善・改革計画は学長会議、大学協議会で報告するとともに、翌年度以降の教育研究活動、事務部署の諸活動の計画に反映しており、内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みが確立し機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携・社会貢献

A-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 施設の開放、公開講座、講師派遣等、物的・人的資源の提供

A-1-② 地域の課題解決への取組

A-1-③ 地域と連携した学生ボランティア活動

【概評】

大学は、教育の目標として掲げる『健康で安全・安心な社会の構築』に寄与できる人材の養成を実現するために、「体制整備」「生涯学習」「地域交流」「人材育成」「共同研究」の目標・計画を定めた「千葉科学大学地域連携推進に関する目標・計画」を策定・公表し、全学的にさまざまな地域連携活動に取り組んでいる。地域連携を推進するために産学連携課を配置しており、教職協働の組織として学外連携ボランティア推進委員会を設置し、自治体との連携を図る体制を整えている。生涯学習の場として、市民公開講座を年間 40 講座以上開催し、一般市民を対象とした「防災士養成講座」も開講している。地域交流については、学生サークルに所属する学生を中心に各種ボランティア活動に取り組んでいる。特に、防災を意識した地域への貢献やボランティア活動には特筆するものがあり、地域のみならず全国へ災害ボランティアとして教職員及び学生を数多く派遣し、地域防災力の向上に貢献している。人材育成の面では、卒業生の約三割が地元企業に就職しており、地域の期待

に添えている。

大学の社会貢献の目標である「地域と共生する大学づくり、平和で文化的な地域づくりへ参画」として、地域課題の解決にも取組んでいる。「OSUSOWAKE（おすそわけ）」と称した地元企業との共同による災害に備えたローリングストックの実施、学生による利根川流域の小学校での水防災教育、地元自治体・産業界との分担執筆による大学の必修科目「銚子学」の教科書の発刊などを行い、地域に密着した地域課題の解決に積極的に取組んでいる。

Ⅳ 大学の概況（令和6(2024)年5月1日現在）

開設年度 平成16(2004)年度
所在地 千葉県銚子市潮見町3
千葉県銚子市潮見町15-8

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
薬学部	薬学科
危機管理学部	危機管理学科 保健医療学科 航空技術危機管理学科 動物危機管理学科
看護学部	看護学科
薬学研究科	薬学専攻 薬科学専攻
危機管理学研究科	危機管理学専攻
看護学研究科	看護学専攻

Ⅴ 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和6(2024)年 6月末	自己点検評価書を受理
9月3日	第1回評価員会議開催
9月12日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9月26日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10月15日	実地調査の実施
10月16日	第2・3回評価員会議開催
10月17日	第4回評価員会議開催
10月17日	第5回評価員会議開催
12月2日	第5回評価員会議開催
令和7(2025)年 1月10日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理

43 千葉科学大学

2月12日	(意見あり) 大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

44 帝京平成大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学・大学院の目的及び教育目標と学部・学科、研究科・専攻ごとの教育目的を定めており、学則に明文化している。これらには、大学の個性・特色である実学に基づいた教育の実践と地域社会への貢献を反映し明示している。教育目的は、学部長等と事務局担当者が案を策定し、教授会や理事会に諮られ教職員や役員の理解を得ている。この教育目的は、教員便覧、学生便覧やホームページで公表・周知している。「帝京平成大学 第 2 期中長期計画（2021 年度～2025 年度）」（以下「第 2 期中長期計画」という。）では「実学分野における総合力を育てる教育」を掲げ、これを具現化する計画が策定されている。また、実学の精神をもととした目的が三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映されている。

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーは大学全体、学部、学科、コース、研究科及び専攻単位で策定している。入学者選抜は公正かつ妥当な方法により適切な体制のもとに運用している。収容定員を下回っている学科があるが、適切な学生受入れ数の維持に向けての取組みを行っている。学生への学修支援は学修支援センター等が担い、教員の教育活動を支援するために TA(Teaching Assistant)と SA(Student Assistant)を採用して活用している。就職・進学支援にはキャリアカウンセラーを配置するなど、きめ細かい支援を行っている。健康相談や心的支援、生活相談にも適切に対応し、学修支援、学生生活、施設・設備に関する意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備して、それぞれの改善に反映している。

「基準 3. 教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは大学全体、学部、学科、コース、研究科及び専攻単位で策定している。単位認定基準、進級基準、卒業判定基準、修了認定基準を策定し厳正に適用している。全科目のシラバスに授業計画及び成績評価方法・基準を明確に示している。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保され、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成している。学修成果は、アセスメント・ポリシーを定め、多様な尺度・指標や測定方法に基づいて点検・評価し、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。「ディプロマ・サプリメント」を導入し、学生がディプロマ・ポリシーの達成度を多角的に確認できるようにしている。卒業生の学修成果に関する調査や在学生に対する調査を実施し、学修成果の点検・評価につなげている。

〈優れた点〉

- ディプロマ・ポリシーを達成することで身に付けることができる力を、目標とする六つの力とそれぞれを構成する 25 の具体的な力として分かりやすく説明し学修成果の可視化に取り組んでいることは評価できる。

「基準 4. 教員・職員」について

学長のリーダーシップを支える機関として、総務会、教授会、学科会議、各専門委員会を設置し、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントを構築している。また、業務分野と役割を明確にした副学長を適切に任命し、学長を補佐している。大学及び大学院の教育目標、教育課程及び各設置基準にのっとり専任教員を適切に配置している。

「帝京平成大学における公的研究費を用いた研究活動上の不正行為・不正使用の防止及び対応に関する規程」等を定め、公的研究費の厳正かつ適切な運営・管理を行っている。「帝京平成大学研究奨励助成金」において優れた研究活動を支援し、外部資金獲得につなげている。研究分野に応じた施設・設備を整え、「帝京平成大学リサーチ・アシスタント規程」や「バイアウト制度」を定めるなど、物的・人的両面で研究活動を支援している。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

建学の精神にのっとり、教育基本法等の関連法令の遵守と、教育機関とその教職員に求められる規律と誠実性の実現のための学内規則を定め、法人及び大学の運営を行っている。法人運営は寄附行為などの関連諸規則に基づいて適切に行われている。理事会を適切に開催し、寄附行為が定める議決要件に基づき事業計画等の重要事項について審議し決定している。大学の管理・運営及び教育研究に関する重要事項を審議・調整する総務会を置いており、総務会を通じて大学と法人との意思疎通が円滑なものとなっている。監事は教職員との面談や現場視察を行い、業務内容の報告を受け、必要に応じて助言を行うなど大学の業務監査も積極的に行っている。各財務比率は良好な数値を維持しており、安定した財務基盤を確立しているとともに私立学校法等にのっとり、適正な会計処理を行っている。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証の方針は、自己点検・評価委員会の規則において定めている。内部質保証は、総務会、自己点検・評価委員会、教学マネジメント室が担うとともに、自己点検・評価委員会の委員長を学長とし、内部質保証の責任体制が明確になっている。大学全体レベルの自己点検・評価は短期的な視点では毎年、中期的な視点では 3 年ごとに実施し、「帝京平成大学自己点検評価書」として取りまとめ公表するとともに、評価結果は各部署にフィードバックして、教学運営の改善を促している。学位プログラムレベルの自己点検・評価は 1 年度当たり六つの学科・コースが実施し、5 年間で全ての学科・コースが完了するサイクルとしている。また、直近の認証評価で指摘を受けた点を改善する計画を新たに設け、具体策を講じた結果、年度を追うごとに指摘事項の改善が実施されている。

〈優れた点〉

- 中央教育審議会大学分科会の「教学マネジメント指針」を踏まえた独自の「帝京平成大

学教学マネジメント指針」を策定し、運用しており、学修者本位の教育の実現に真摯に取り組んでいる点は高く評価できる。

総じて、大学の目的及び教育目標を明確に設定し学内外へ周知するとともに、学生が成長するための学修環境を整え、大学の個性・特色のもとに実学教育を展開している。教員・職員の配置は適切で、経営・管理と財務状況も良好である。内部質保証の組織や責任体制も明確で、学修者本位の教育実現に真摯に取り組んでいる。実学分野における総合力を育てる大学として一層の発展を期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 全学的なりべラルアーツ教育プログラム
2. 本学独自のセミナー科目を活用した学修者本位の教育
3. 学修成果の可視化

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学・大学院の目的及び教育目標並びに学部・学科及び研究科・専攻ごとの教育目的を定めており、大学学則第 1 条第 1 項及び第 2 項、大学院学則第 1 条及び第 6 条、大学院通信制規則第 1 条第 2 項において具体的な文章として明文化している。大学・大学院の目的及び学部等の教育目的は、いずれも平易な語を用いて記述し、各種の媒体に掲載する際には条文を引用しておりその趣旨は一貫している。また、大学・大学院の目的及び学部等の教育目的には、大学の個性・特色である実学に基づいた教育の実践と地域社会への貢献を反映し明示している。大学学則、大学院学則の条文として定められている大学・大学院の

目的や学部等の教育目的は、各年度における学則変更の過程の中で点検がされ、社会の変化や大学を取巻く環境の変化に対応した見直しと改定が行われている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学・大学院の目的や学部等の教育目的を変更する際は、学部長等と事務局担当者が案を策定し、教授会等で審議に諮られ、学長が大学としての決定を行った上で理事会に諮り、役員・教職員の理解を得ている。この目的及び教育目的は、教職員には教員便覧で、学生には学生便覧や新入生オリエンテーション等で、学外にはホームページで公表・周知している。第2期中長期計画では「実学分野における総合力を育てる教育」を掲げ、これを具現化する計画が策定されている。また、実学の精神をもととした大学・大学院の目的がディプロマ・ポリシーに反映されており、それと一貫性が保たれるようにカリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが策定されている。大学・大学院の目的を達成するために5学部18学科5研究科、通信教育課程及び別科を設置するとともに、効果的な教育のために「帝京池袋接骨院」等の関連施設を置いている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、ホームページ等で学内外

へ周知している。

アドミッション・ポリシーは大学全体、学部、学科及び学科に設置しているコースごとに策定しており、入学者選抜における面接担当教員にも周知を行っている。入学者選抜は公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用し、その検証を実施している。

学生受入れ数は、一部の学科で収容定員を下回っているが、大学全体としては適切な学生受入れ数の維持に向けて努めている。

〈参考意見〉

- 健康メディカル学部言語聴覚学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満となっているが、改善策を講じて入学定員充足率の向上が見受けられることから、引続き定員充足のための努力が望まれる。
- 人文社会学部児童学科、健康医療スポーツ学部リハビリテーション学科及び健康医療スポーツ学部看護学科の収容定員が未充足なことについて、定員充足のための努力が望まれる。
- 人文社会学部経営学科通信教育課程の収容定員が未充足なことについて、定員充足のための努力が望まれる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教員と職員の協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制は教務委員会、FD 委員会及び学修支援センターを整備し、適切に運営している。また、教務委員会及び事務局教務課で協議する場を設け、教務委員会の活動方針や学修支援などについて検討の場を設置している。

教員の教育活動を支援するために、全学部が TA・SA を採用し、適切に活用している。また、オフィスアワー制度は全学的に実施している。障がいのある学生への配慮が適切な手順に基づいて行われており、大学教員便覧にもガイドラインとして具体的な配慮が記載されている。また、中途退学や留年への対応は、さまざまな取組みからの対応策を実施している。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

大学はインターンシップなどを含め、教育課程内外でキャリア教育の支援体制を整備している。教育課程内では各学部・学科に応じた授業科目を開講し、キャリア教育を主目的とした教育を実施している。教育課程外では初学年次から参加できる就職活動対策講座や説明会を開催し、各学部に適応したキャリア支援の取組みを実施している。

就職・進学に関する個別相談と助言はクラス担当教員と就職支援室職員が中心となって実施している。また、キャリアカウンセラーも配置し、個別相談などきめ細かい支援を行っている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

大学は学生委員会と学生健康管理委員会を置き、各キャンパスの事務局教務課学生係が学生サービス、厚生補導のための業務を行っている。

健康相談、心的支援や生活相談は各キャンパスの保健室や学生係が窓口となり行っており、学校医、看護師、臨床心理士及び公認心理師を配置して適切に支援を行っている。また、学生の課外活動への支援は学生及び教職員により構成される学友会が中心となり、課外活動団体への運営支援を実施している。

大学は学生に対する経済的な支援として、各種奨学金制度を設けた支援を行っている。その支援は多方面での経済的支援の枠組みを設定し、充実化のための取組みを行っている。経済的支援は学生が必要な際に利用できるように、奨学金制度を細分化した設定があり、学生生活が安定するように適切に整備している。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のため、校地・運動場・校舎・図書館・体育施設・情報処理施設・付属施設などの施設・設備を適切に整備し、有効に活用している。また、大学で取得できる国家資格を含む各種資格に関する実習室、実験室などの施設・設備は、指定規則にのっとり、

教育目的の達成のために快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用している。

各キャンパスは適切な規模の図書館を有しており、学生総数から見て十分な蔵書と電子コンテンツを所有している。ICT（情報通信技術）環境はセキュリティ面を考慮した学内のネットワークが整えられている。

建物の耐震化率は100%であり、バリアフリー等の施設・設備の利便性にも配慮している。

授業を行うクラスサイズは、前年度の履修者状況等を勘案し、教育効果が十分得られるよう運営している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生への学修支援に関する意見・要望は授業評価アンケートを実施している。また、授業担当教員によるリフレクション・シートが作成され、学生の意見・要望の把握・分析に活用している。

学生生活に関する学生の意見・要望を把握するための仕組みとして、各キャンパスに意見箱を設置している。意見箱に届いた意見をくみ上げて、学生生活の改善に反映している。

学修環境に対する学生の意見・要望は、「学修行動と学修成果の調査」や意見箱を活用して把握・分析し、施設・設備の改善に反映している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーは、大学の建学の精神や教育目的を踏まえ、大学全体、学部、学科、コース、別科、研究科及び専攻単位で策定され、学修支援ポータルシステムやホームページにて周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業判定基準、修了認定基準を策定しホームページ等で周知し、厳正に適用している。

大学・大学院ともに、全ての科目のシラバスに授業計画及び成績評価方法・基準を明確に示し周知されており厳正に成績を評価している。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーが策定され、学修支援ポータルシステム及びホームページで公表している。ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保され、各学科・コースとも、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程が編成され実施されている。全ての科目においてシラバスを適切に整備している。また、履修登録上限単位数は適切に設定され、単位の実質化に取り組んでいる。教養教育は教学マネジメント室のもとに置かれた「教育開発部門」が検討を行っている。アクティブ・ラーニングや ICT の活用など授業内容・方法を工夫し、授業方法の改善は「ファカルティ・ディベロップメント委員会」が担い、組織体制を整備し運用している。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価の方法としてアセスメント・ポリシーを定め、ホームページで公表している。学生が所属する学科・コースのディプロマ・

ポリシーの達成度を可視化した「ディプロマ・サプリメント」を導入し、学生がディプロマ・ポリシーの達成度を多角的に確認し今後の目標設定に活用できるようにしている。卒業生の学修成果に関する調査として、「卒業生のキャリア（就職等）に関するアンケート調査」「就職先企業等に対する大学教育の成果に関するアンケート調査」を、在学生に対しては、「学修行動と学修成果に関する調査」「学生による授業評価アンケート」を実施し、それぞれ点検・評価につなげている。学修成果については、多様な尺度・指標や測定方法に基づいて点検・評価を行い、その成果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

〈優れた点〉

- ディプロマ・ポリシーを達成することで身に付けることができる力を、目標とする六つの力とそれぞれを構成する 25 の具体的な力として分かりやすく説明し学修成果の可視化に取り組んでいることは評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の意思決定における学長のリーダーシップの確立・発揮を支える審議・諮問機関として、総務会、教授会、学科会議、各専門委員会を設置し、役割分担により権限と責任を明確にし、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントが構築されている。

学長のリーダーシップが適切に発揮されるよう補佐する体制として、総務担当、研究・産学連携担当、教学担当、千葉・スポーツ担当の副学長を適切に任命しており、担当する業務分野と役割を明確にすることによって、十分に機能している。

教学マネジメントの遂行に必要な職員は各キャンパスに適切に配置され、それぞれの役割が明確化されている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目標、教育課程及び設置基準にのっとり専任教員を確保し、配置している。また、教員の採用・昇任については、各規則によって定められており、これらに基づき適切に運用している。

ファカルティ・ディベロップメント委員会を設置し、教員の FD 活動を支援、推進するとともに FD 活動で得られた成果や情報を「FD NEWSLETTER」に掲載して情報共有を行い、教育力向上のための方策や情報の全学的な周知を行っている。

「リフレクション・シート」及び「ティーチング・ポートフォリオ」を学生や教職員が自由に閲覧できるようにし、教育改善に役立てている他、公開研究授業後に「合評会」が開催され、授業を公開した教員と参観した教員とがさまざまな観点から意見交換を行っている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

毎年度の SD 研修実施計画は、事務局各部署からくみ上げられた意見をもとに総務課長及び事務長が計画案を作成し、年度当初の総務会において機関決定している。

学内研修においては、全教職員を対象とした「メンタルタフネスセミナー」「ハラスメント防止セミナー」「情報セキュリティ講習会」等を開催している。加えて、事務職員の経験や職位に応じた研修も実施している。

学外研修においては、文部科学省、日本私立大学協会、公益社団法人私立大学情報教育協会、一般社団法人日本能率協会学校経営支援センターが主催する研修に教職員が毎年度参加しているほか、事務職員の能力開発や自己啓発の促進を目的とした資格取得支援制度を設けるなど、大学運営に関わる職員の資質・能力向上やキャリア支援を行っている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員に対して個別の研究室及び共同研究室を設置し、研究環境を適切に整備・活用している。

「帝京平成大学における公的研究費を用いた研究活動上の不正行為・不正使用の防止及び対応に関する規程」等の諸規則を定め、公的研究費の厳正かつ適切な運営・管理を行っている。研究者には「研究に関する講習会」やeラーニングの受講を課すほか、「人対象研究倫理審査ハンドブック」を配付するなど、研究倫理の確立と厳正な運用を行っている。

「帝京平成大学教員個人研究費規程」に基づく研究活動を推進・助成する個人研究費の配分や「帝京平成大学研究奨励助成金」において優れた研究活動を支援し、科学研究費助成事業等の外部資金獲得につなげている。また、研究分野に応じた専門的な施設・設備を整え、「帝京平成大学リサーチ・アシスタント規程」や専任教員が研究プロジェクトに専念できる時間を拡充することを目的として、担当授業を兼任教員が代行することを認める「バイアウト制度」を定めるなど、物的・人的両面で研究活動の支援を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人運営は寄附行為及び関連諸規則に基づいて適切に行われており、法令遵守、公益通報、教職員の服務における倫理保持など、規律と誠実性の維持に努めるとともに、法人及び大学の目的を実現するために継続的な努力をしている。環境への配慮の一環としてLED照明導入による節電、雨水の利用、ミックスペーパーの使用による可燃ごみの総排出量の削減を行っている。「学校法人帝京平成大学危機管理規程」を定め、学生、教職員等に被害が及ぶ恐れがあるさまざまな危機に対する措置を講じるとともに、危機管理マニュアルや業務継続計画も整備しているほか、各種ハラスメントの防止と発生した場合の対処につい

でも定めている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法人の最高意思決定機関である理事会を適切に開催し、寄附行為に定める議決要件に基づき事業計画、予算の編成・補正、決算、学則等の重要規則の改定、役員選任、評議員選任、大学の重要人事などの重要事項について審議し決定しており、理事会の運営は適切に行われている。理事会の意思決定の仕組みとして副理事長を置いて理事長の補佐体制を整備している。また、理事の理事会への出席状況も良好である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為の定めにより、理事会の構成員には学長が加わることが定められているほか、理事として副学長 1 人が理事会の審議に加わっている。

大学の管理・運営及び教育研究に関する重要事項を審議・調整するため、総務会を置いており、その総務会を通じて大学と法人との間の意思疎通が円滑なものとなっている。

理事長があらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない事項を寄附行為に定めており、理事会での審議に先立ち評議員会へ諮問し意見を聴いた上で意思決定を行っている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

第 2 期中長期計画の「財務基盤の確立」において、将来の資産取得に備えるため、「ちはら台・千葉再整備事業資金」や「池袋キャンパス新棟建設事業資金」等の組入れが計画さ

れ遂行しており、適切な財務運営が行われている。

老朽化した施設の建替え・新棟の建築、奨学制度など、魅力的な教育環境、学生サービスの充実を図る支出があるものの、直近 5 年間の基本金組入前当年度収支差額はいずれも収入超過である。各財務比率は良好な数値を維持している上、借入金等の外部金融負債もなく、安定した財務基盤を確立している。また、少子化に伴う学生生徒等納付金収入の減少を想定し、公的補助金や寄付金などの外部資金獲得にも積極的に取り組んでいる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

私立学校法、私立学校振興助成法、学校法人会計基準及び「学校法人帝京平成大学会計規程」にのっとり、適正な会計処理を行っている。また、予算額に差異が生じると判断した場合は、適切に補正予算を編成している。

会計監査において、監査法人が「監査計画概要書」をもとに厳正に行っている。監事は監査法人から監査計画・監査結果の報告及び内部監査担当者からの監査報告を受けるとともに、会計課との情報交換や重要な決裁書類等の閲覧により、会計処理が適正に行われているかを監査している。監事はこれらの結果を踏まえ監査報告書を作成し、理事会と評議員会に提出の上、監査結果を報告し、意見を述べている。財務情報については、寄附行為第 33 条第 1 項にのっとり、事業報告書、財務諸表を作成の上、監査報告書とともに閲覧に供しているほか、ホームページや広報誌でも公表している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の方針は、内部質保証の点検・評価を担う自己点検・評価委員会の規則において定めている。学修者本位の教育の実現を目的として「帝京平成大学教学マネジメント・

ポリシー」「帝京平成大学教育評価基準」を定めて「帝京平成大学教学マネジメント指針」としてまとめ、大学における教学マネジメントの方針を具体化している。内部質保証の組織体制は、全学的な内部質保証組織の総括を総務会が、内部質保証の点検・評価を自己点検・評価委員会が、点検・評価を行うための基準の策定やデータの収集・分析を教学マネジメント室が担っている。内部質保証の点検・評価を担う自己点検・評価委員会の委員長は学長が務めるものと定めており、内部質保証の責任体制が明確になっている。

〈優れた点〉

- 中央教育審議会大学分科会の「教学マネジメント指針」を踏まえた独自の「帝京平成大学教学マネジメント指針」を策定し、運用しており、学修者本位の教育の実現に真摯に取り組んでいる点は高く評価できる。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

- 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
- 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学全体レベルの自己点検・評価は自己点検・評価委員会が学部や事務局等の全学的な組織からの点検・評価結果の報告を受けて毎年実施している。また、原則として3年ごとに中期的な視点での点検・評価を実施し、その結果は、「帝京平成大学自己点検評価書」として取りまとめ、ホームページに公表の上、各部署に配付して共有するとともに、各キャンパスの図書館等に配架して学生にも公表・共有している。学位プログラムレベルの自己点検・評価は1年度当たり六つの学科・コースが「帝京平成大学教育評価基準」に基づいて行い、5年間で全ての学科・コースが完了するというサイクルで実施し、次年度以降の教育改善につなげている。教学マネジメント室のもとにIR部門を設置し、教学・管理・運営に関する情報を収集・分析している。

6-3. 内部質保証の機能性

- 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価委員会の作業部会である「管理・運営評価部会」と「教学評価部会」が学部・学科・コースや事務局、各種委員会の点検で得られた結果を評価している。加えて、

IR 部門が実施する「学修行動と学修成果の調査」などの分析結果とともに、自己点検・評価委員会と教学マネジメント室で情報共有して、総務会、教授会、各種委員会や学科・コースへフィードバックされ、改善を促す仕組みとなっている。また、直近の認証評価で指摘を受けた点を踏まえ、第2期中長期計画を制定する際、その指摘を改善する計画を新たに設け、具体策を講じた結果、年度を追うごとに指摘事項の改善が実施されている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携・地域貢献

A-1. 自治体との協力・協働体制の構築と実践

A-1-① 自治体との協力・協働体制の構築

A-1-② 自治体との協力・協働の実践

A-2. 地域の生涯教育への貢献

A-2-① 公開講座の実施

A-2-② 公開講座以外のプログラムによる生涯教育の実施

【概評】

自治体との協力・協働体制の構築として、キャンパスが所在・隣接する東京都豊島区・中野区、千葉県市原市・千葉市と連携協定を締結している。加えて、キャンパスが所在・隣接する地域以外の自治体との連携を進め、静岡県沼津市、新潟県南魚沼市とも連携協定を締結している。注目すべきは、豊島区での豊島消防団に学生が消防団員として参加し、地域の防災活動に貢献していることや、中野区の小・中学校での薬学部の学生による「薬育」、千葉県市原市において障がいのある方と健常者がパラスポーツを通じての交流等の活動である。大学は各学部の特徴を生かし、教職員や学生を含む大学の人材を活用して地域社会との交流と貢献に努めている。

各キャンパスでは、その特長を生かして公開講座を実施している。その活動内容は、地域住民の健康的なライフスタイルづくりや生涯学習に寄与すること、地域住民が交流できる機会を提供することなどであり、地域住民の健康増進に寄与している。

生涯教育の実施では、東京都教育庁からの依頼で「東京都教育委員会教育職員免許法認定講習」を行っている。認定理学療法士制度の臨床認定カリキュラム教育機関として認定を受け教育講座の開催や柔道整復師専科教員認定講習会を開催している。中野キャンパスでは、地域の現役薬剤師を対象とした「卒後教育研修会」を開催し、現役薬剤師のスキルアップに貢献している。

大学は各学部の特徴を生かし、地域住民の健康や地域の専門職のスキルアップに貢献している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 全学的なリベラルアーツ教育プログラム

本学の建学の精神は実学を基としている。実学とは社会で役立つ技術や能力を身に付けるだけでなく、現実の社会と自分とはどう関わっているのかを考え、その上で自分が今何をすべきであるかを導けることである。疫病の蔓延、国際紛争の激化、地球温暖化、指数関数的に進展する DX 化など、将来の予測が困難なこの時代において、社会で直面する様々な課題に取組み、社会に貢献できる人材を養成することが本学の実学教育である。本学では、リベラルアーツ教育プログラムとして、「SDGs 実学プログラム」「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」を展開している。「SDGs 実学プログラム」は、SDGs のウェディングケーキモデルに沿ってデザインされた概論 1 科目・各論 3 科目・演習 1 科目の全 5 科目で構成され、1 年次前期から 3 年次前期まで履修する。プログラムの到達目標は、学部・学科の枠を超えて SDGs への理解を深め、それぞれの専門性に基づき SDGs の達成に向けて行動することのできる力を養成することである。「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」は、1 年次の通年科目として配置されている「情報リテラシー・DS 概論」で構成されている。プログラムの到達目標はコンピュータの基本的な機能の理解と操作方法、ネットワーク環境を効果的・安全・適正に使用するための知識・技術を修得し、またデータサイエンスや AI に関するリテラシーレベルの知識・技術を確実に理解・修得し、それを適切に使いこなす能力を身に付けることである。本学の特色とも言える両プログラムの修了者には、学修成果を証明するものとして国際標準規格に基づくデジタル証明書であるオープンバッジを付与する予定である。

2. 本学独自のセミナー科目を活用した学修者本位の教育

本学では建学の精神に則り教育目的及び教育目標を定め、それらを踏まえてディプロマ・ポリシーを策定しているが、学生によりわかりやすいようディプロマ・ポリシーを達成することで身に付けることができる力を本学学生が目指す「6 つの力」として学生に明示し、学修成果の可視化に取り組んでいる。学科・コース及び学年毎に定めた「目標とする力」を、ルーブリックや e ポートフォリオなどを活用して「セミナー科目」で総合的に評価し、学生の「振り返り」に供している。入学から卒業まで繰り返すことによって学修成果を定着させるとともに、自分自身を客観視する「メタ認知力」の養成を図っている。

3. 学修成果の可視化

多角的・多面的に学ぶことによって身に付いた学修成果を検証するため、e ポートフォリオやディプロマサプリメントの導入、また、全学生を対象とした「学修行動と学修成果に関する調査」を実施している。この調査は、全学生共通設問と各学科・コース独自設問の二部構成となっており、全学生共通設問の集計結果は、学生の学修行動及び学生生活の実態の把握及び大学の管理・運営の改善のための検討資料として、学科・コース独自設問の集計結果は、授業改善や教育成果の把握など教育改善にむけた検討資料として活用している。これらの集計結果と分析結果を本学ホームページで公表し、ステークホルダーへ向け透明性のある情報開示を行っている。

Ⅳ 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

44 帝京平成大学

開設年度 昭和 62(1987)年度
 所在地 東京都豊島区東池袋 2-51-4
 東京都中野区中野 4-21-2
 千葉県市原市うるいど南 4-1
 千葉県市原市ちはら台西 6-19

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
人文社会学部	人間文化学科 経営学科 児童学科 観光経営学科 経営学科（通信教育課程）
健康メディカル学部	理学療法学科 作業療法学科 言語聴覚学科 心理学科 健康栄養学科 医療科学科
ヒューマンケア学部	看護学科 柔道整復学科 鍼灸学科
薬学部	薬学科
健康医療スポーツ学部	リハビリテーション学科 理学療法学科※ 作業療法学科※ 柔道整復学科 医療スポーツ学科 看護学科
環境情報学研究科	環境情報学専攻 環境情報学専攻（通信教育課程）
健康科学研究科	理学療法学専攻 作業療法学専攻 言語聴覚学専攻 健康栄養学専攻 病院前救急医療学専攻 柔道整復学専攻 鍼灸学専攻 臨床心理学専攻 健康科学専攻
薬学研究科	薬学専攻
看護学研究科	看護学専攻
臨床心理学研究科 （専門職学位課程）	臨床心理学専攻

※は募集停止

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
7 月 26 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 21 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 4 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
9 月 25 日	中野キャンパス実地調査の実施 千葉キャンパス実地調査の実施

44 帝京平成大学

～9月27日 11月6日 令和7(2025)年 1月10日 2月10日	池袋キャンパス実地調査の実施 9月26日 第2・3回評価員会議開催 9月27日 第4回評価員会議開催 第5回評価員会議開催 大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見あり) 大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

45 帝塚山学院大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

使命・目的及び教育目的を学則に簡潔な文章として示している。平成 29(2017)年度から目指すべき人材像を新たに明示するとともに、「帝塚山学院大学生の 10 のちから」に反映させ学生に周知している。

学部・学科の改組に当たっては、建学の精神や目指すべき人材像を踏まえつつ人材養成目的を明文化しカリキュラムを策定している。

使命・目的及び教育目的を反映し策定した「ビジョン」に沿って第 2 次中期計画を策定し、教育の基本理念に基づく中長期的な計画のもと、大学運営を行っている。

使命・目的及び教育目的は、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映されるとともに「帝塚山学院大学生の 10 のちから」により教育の質保証に努めている。建学の精神及び教育の基本理念にのっとり、必要な教育研究組織を構成している。

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーに基づいて適切な体制のもとに入学選抜を公正かつ妥当な方法で行っており、入学定員及び収容定員に沿った入学者の確保を行っている。

教職協働により学修支援の体制をつくり、履修相談や支援を行うとともに、アドバイザー制度により学生の学修指導を行っている。障がいのある学生に対する対応及び合理的配慮を申請する学生に対しては組織的な対応を適切に行っている。キャリアセンターを中心として就職・進学に対する相談・助言体制を整備している。

授業を行うクラスサイズなどは教育効果を十分上げられるような人数とし、必要に応じてクラス数を増やすなどの対応を行っている。学生の意見をくみ上げる仕組みとして投書箱「Voices 制度」や授業アンケート、学生生活満足度調査を実施し、学修支援の体制改善に反映している。

〈優れた点〉

○入学前教育や入学時のガイダンスなどにおいて、新入生に在学生在が説明を行うガイダンスや相談会を実施しており、日頃も上級生による学修相談窓口をつくり、相談に対応するなど、学生同士が支え合う仕組みを設けている点は評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

全学のディプロマ・ポリシーを具体化した指標として「帝塚山学院大学生の 10 のちから」を策定し、学生自身がディプロマ・ポリシーを意識しながら学修を進められる体制が構築されている。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準は適正に定められ運用されている。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性をもって策定され、学内外で周知されている。学部、大学院ともにカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に教育課程が編成されている。

教授方法には、学科の特徴に合わせたアクティブ・ラーニング、オンデマンド授業等が取り入れられている。「アセスメント・プラン」に基づき学修成果の点検・評価が適切に行われている。ディプロマ・ポリシーに基づく学修成果を 3 年次以降及び卒業時にディプロマ・サプリメントとして可視化する仕組みが整えられ、その活用を促している。

〈優れた点〉

○全学のディプロマ・ポリシーを具体化した指標として策定された「帝塚山学院大学生の 10 のちから」は、学修成果を可視化し、効果的な点検・評価を可能としており、学生にとっても、大学の求めている卒業時達成目標が理解しやすくなっている点は評価できる。

「基準 4. 教員・職員」について

学長が大学の意思決定の権限と責任をもつことを規則に定め、補佐体制として副学長を 2 人置いている。一部の入試合否判定が教授会規程にのっとり運営されていないが、教授会及び研究科委員会の意見を聴くことを必要とする重要な事項は、諸規則に定めている。

職員は、各種会議に参画し教職協働の教学マネジメントに取り組んでいる。専任教員数及び教授数は、設置基準が定める必要な数を確保し、適切に配置している。

FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)については教学委員会及び教学マネジメントワーキンググループを中心に組織的に行っており、階層別研修と全体研修を組織的に実施している。

全ての専任教員に個人研究室、合同研究室を配置し、適切な研究環境を整備している。研究倫理に関する規則は、行動指針・倫理指針とともに整備され、適正に運用している。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為及びガバナンス・コードに基づき適切な運営を行っており、人権面ではハラスメント防止に関する諸規則を整備し、適切に対応している。

理事の選任については、規則に基づき適切に運用し、理事会への理事の出席状況も良好である。「理事会常務委員会」に学長が出席し、また「学院改革会議・大学部会」において理事長が議長となり、法人と教学が連携し理事長がリーダーシップを発揮できる体制を整備している。

第 2 次中期計画のスタートと同時期に大学キャンパスの統合を図り、教育資源の有効活用等による収支改善が進み、安定した財務基盤の確立を実現している。

会計処理は、経理規程等の諸規則に基づき適正に行っている。監査体制は、監査法人による監査及び監事による監査が適切に実施されている。

〈優れた点〉

- 創立 100 周年記念募金で築いたネットワークを活用した寄付金の継続的・組織的獲得に向けて、法人本部事務局に「校友課」を新設し、専任職員を配置する等、安定した財務基盤の一つとなるよう取組んでいる点は評価できる。
- 大学内のキャッシュレス決済を学生食堂や証明書発行等に導入しており、学生の利便性を高めるとともに、取扱う現金の量を半減化する等、経理処理の効率化にも貢献している点は評価できる。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針として「アセスメント・プラン」を制定し、具体的なアセスメント項目に基づき、多面的・総合的に自己点検・評価を実施している。自己点検・評価委員会により実施される自己点検・評価結果を受けて、学長が改善を指示する等、内部質保証のための責任体制が確立されている。

自己点検・評価結果の学内共有は、教職員ポータルサイトで行っており、学外に対しては、認証評価の結果及びその中間年度の自己点検評価書を公表している。

「アセスメント・プラン」に基づいて、学修成果の可視化とアセスメント活動結果を踏まえた教育の質保証を推進しており、三つのポリシーを起点とした内部質保証に取り組んでいる。学長は自己点検・評価の結果を中期計画・事業計画の策定に活用しており、大学運営に内部質保証の仕組みを生かしている。

総じて、使命・目的及び教育目的を「帝塚山学院大学生の 10 のちから」に反映させながら人材養成を行っている。教職協働により、学修支援及びキャリア支援体制を確立している。学修成果を可視化する仕組みが整えられており、内部質保証のための責任体制として学長がリーダーシップを発揮する体制が整備されている。今後も社会に貢献し得る品性高い人材の継続的な育成に期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 各種ツールを用いた学修履歴・学修成果・活動成果の可視化の取り組み

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的を学則に示している。建学の精神と教育の基本理念、使命・目的及び教育目的を、大学学則、大学院学則に簡潔な文章として示している。平成 29(2017)年度から目指すべき人材像として「建学の精神『力の教育』『自学主義』に基づき鍛えられた『社会貢献への意思と力』、そしてレジリエンスと気品をそなえた人物」を新たに明示することに加え、「帝塚山学院大学生の 10 のちから」に反映させ、明示するとともに学生に周知している。

令和 2(2020)年度及び令和 6(2024)年度には、学部・学科の改組を行っており、建学の精神や目指すべき人材像を踏まえつつ新学部・学科の人材養成目的を明文化し、カリキュラムを策定するなど、適宜見直しを行っている。また、従来の 2 キャンパスから全ての学部・学科を集約するワンキャンパス化を実施するなど、ソフト面・ハード面双方の改革を行っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は、理事会において審議・承認されており、役員の理解と支持を得るとともに、見直しにも理事が参画している。また、大学・大学院学則、大学ホームページなどを通じて学内外に周知するとともに、学校法人の全教職員を対象にした「帝塚山学院学校運営方針説明会」において、学長が大学の教育方針を説明し、理解と支持を得ている。

使命・目的及び教育目的を反映し策定した「ビジョン」に沿って、令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度までの第 2 次中期計画を策定し、建学の精神及び教育の基本理念に基づく中長期的な計画のもと、大学運営を行っている。使命・目的及び教育目的は、三つのポリシーに反映されており、全学ディプロマ・ポリシーを具体化した指標として「帝塚山学

院大学生の 10 のちから」を策定し教育の質保証に努めている。建学の精神及び教育の基本理念にのっとり、必要な教育研究組織を構成している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

「力の教育」による人材育成を教育目的としてアドミSSION・ポリシーを定め、大学ホームページや大学案内において周知している。アドミSSION・ポリシーに基づいて適切な体制のもとに入学者選抜を公正かつ妥当な方法で行っている。また、その入試方法の検証も行っている。教育を行う環境の確保のため、入学定員及び収容定員に沿った入学者の確保を行っている。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働により学修支援の体制をつくり、各学期始めに開催される「アドバイジング・デイ」などの個別指導を通して、履修相談や支援を行っている。アドバイザー制度を設け、オフィスアワーを活用し、学生の学修指導を行っている。成績不振者に対する面接などを行い、中途退学、休学及び留年への対応を行い、成果を挙げている。障がいのある学生及び合理的配慮を申請する学生に対しては、組織的な対応を適切に行っている。演習科目や情報処理科目を中心に TA・SA(Student Assistant)を適切に活用している。

〈優れた点〉

○入学前教育や入学時のガイダンスなどにおいて、新入生に在学生在が説明を行うガイダン

スや相談会を実施しており、日頃も上級生による学修相談窓口をつくり、相談に対応するなど、学生同士が支え合う仕組みを設けている点は評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

インターンシップについては、参加した学生に単位認定を行えるよう教育課程内に科目を整備しており、受入れ先についても地元企業を中心に確保している。キャリアセンターを中心として、就職・進学に対する相談・助言体制を整備している。

「帝塚山学院大学サポーターズ企業」制度を設け、当該企業への就職を支援しているだけでなく、学科の教育内容に応じて近隣の自治体と連携した活動を行い、社会的・職業的自立に向けた支援を行っている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための組織として学生相談室、保健室等を設置し、学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などの学生サービスを提供している。学生相談室にはフリースペースを設け、学生が静かに過ごせる空間を確保し、相談しやすい環境づくりに努めている。

大学独自の奨学金制度を整備し、経済的な支援を適切に行っている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報処理施設、情報通信環境などを適切に整備し、かつ、有効に活用している。スロープや多目的トイレの設置による施設のバリアフリー化を行い、施設・設備の利便性に配慮している。

授業を行うクラスサイズなどは教育効果を十分上げられるような人数とし、必要に応じてクラス数を増やすなどの対応を行っている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生の学修支援、学生生活、施設・設備に関する学生の意見をくみ上げる仕組みとして投書箱「Voices 制度」や授業アンケート、学生生活満足度調査を実施し、学修支援の体制改善に反映している。

学生が参加する「TEZUKA OPEN DISCUSSION」において、毎年テーマを決めて議論を行い、学生の意見をくみ上げる仕組みとして機能させている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神及び教育の基本理念を踏まえた全学及び各学科のディプロマ・ポリシーが定められている。また、全学のディプロマ・ポリシーを具体化した指標として「帝塚山学院大学生の 10 のちから」を策定し、各学年での周知及び学年の段階に応じた適切な振返り

が実施され、学生自身がディプロマ・ポリシーを意識しながら学修を進められる体制が構築されている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえて、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準が策定され、入学時及び学期ガイダンスで周知されている。

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準は適正に定められ、運用されている。全学生が履修し、多数のクラスに及ぶ基盤教育必修科目では、全学的な検証が行える体制が整備されている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性をもって策定され、大学便覧及び大学ホームページで周知されている。カリキュラム・ポリシーは、教育内容と教育方法に分け、教育内容はカリキュラム・ツリーに、教育方法はカリキュラム・マップに明示されている。学部、大学院ともにカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に教育課程の編成を行い、カリキュラム・ツリーとして明示の上、シラバス作成時にも効果的に活用されている。

教養教育は、基盤教育として運営され、カリキュラムの特徴として、現代社会の課題や学生の課題に適した内容となっている。教授方法には、学科の特徴に合わせたアクティブ・ラーニング、オンデマンド授業等が取り入れられている。教学マネジメントワーキンググループ等により、継続的に教授方法の改善に取り組む体制が構築され、適切に行われている。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを具体化した「帝塚山学院大学生の 10 のちから」の修得状況につ

いて、学生は「テヅカポートフォリオ」に入力することで、自己評価を行う仕組みが構築されている。

「アセスメント・チェック概念図」の流れに沿って、全学的かつ学科ごとに「アセスメント・プラン」に基づき点検・評価が適切に行われている。学生に対しては、ディプロマ・ポリシーに基づく学修成果を3年次以降及び卒業時にディプロマ・サプリメントとして可視化する仕組みが整えられ、その活用を促している。

〈優れた点〉

- 全学のディプロマ・ポリシーを具体化した指標として策定された「帝塚山学院大学生の10のちから」は、学修成果を可視化し、効果的な点検・評価を可能としており、学生にとっても、大学の求めている卒業時達成目標が理解しやすくなっている点は評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が大学の意思決定の権限と責任をもつことを規則に定め、学長のもとに副学長を2人置き、リーダーシップを発揮するための補佐体制を整備している。

教学マネジメントにおいては、教育課程の実施に係る内部組織を整備し、教育の質保証・向上を図るよう組織体制を構築している。教授会及び研究科委員会の意見を聴くことを必要とする重要な事項は、諸規則に定め、周知しているが、一部の入試合否判定が教授会規程にのっとり運営されていないので整備を要する。

職員の役割は事務分掌に定め、職員が学長会議、大学評議会、大学院評議会等の構成員となり、会議に参画し、教職協働の教学マネジメントに取り組んでいる。

〈改善を要する点〉

- 3月下旬に実施している一部の入試合否判定を決定後、教授会に報告のみしている点について、学長が教授会に意見を聴いているとはいえないため、「帝塚山学院大学教授会規程」の定めのとおり適切に運営するよう改善が必要である。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

専任教員数及び教授数は、設置基準が定める必要な数を確保し、適切に配置している。また、教員の採用及び昇任の基準についても諸規則を定め、適切に運用している。

FD については、教学委員会及び教学マネジメントワーキンググループ、大学院では、大学院 FD・SD 推進委員会にて FD の運営・見直しを組織的に行っている。また、全授業を公開する「授業公開ウィーク」の実施及びティーチング・ポートフォリオを作成し、授業改善につなげている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みは、教学委員会及び教学マネジメントワーキンググループが「SD における人材育成の目標・方針」に基づき運営・見直しを行っている。大学院においては、大学院 FD・SD 推進委員会が教職員合同の SD 研修会を開催している。加えて、法人本部事務局による階層別研修と全体研修を実施する等、工夫を凝らした研修を組織的に実施している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

全ての専任教員が研究活動に取組めるように、個人研究室、合同研究室を備え、適切な

研究環境を整備している。研究倫理に関する規則は、行動指針・倫理指針とともに整備され、適正に運用している。特に、「人を対象とする研究」については、倫理審査委員会において厳正に運用している。研究支援として、個人研究費を支給し、教員全員の研究活動を奨励するとともに、「帝塚山学院大学学長裁量経費に関する規程」に基づき、新たな教育研究プロジェクト等に必要な経費を「学長裁量経費」として支援している。研究活動のための外部資金の導入についても、研修会・勉強会を実施し、申請支援を実施している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為及びガバナンス・コードに基づき、経営と管理・運営に関する基本的なガバナンスを構築し、各種情報の公表も含め、適切な運営を行っている。また、建学の精神を実現するため、中期計画を策定し、各年度末に進捗状況の検証・評価を行い、使命・目的を実現するために継続的な努力をしている。

環境保全への配慮については、クールビズを実施の上、適正冷房と軽装勤務に取組み、二酸化炭素排出量の削減に努めている。人権面では、ハラスメント防止に関する諸規則を整備し、適切に対応している。また、危機管理規則及びマニュアルを制定し、安全管理に努めている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為において、法人の最高意思決定機関は理事会であることを担保し、理事会を補佐する体制として、「理事会常務委員会」で日常的、緊急的な業務について、迅速に意思決定ができる体制を整備している。

理事の選任については、規則に基づき適切に運用し、理事会への理事の出席状況も良好である。また、中長期的な計画の策定・実行に向けて議論しており、理事会運営も適切である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会からの付託事項を審議する「理事会常務委員会」に学長が理事として出席、また経営・教学に関わる重要事項を審議、改革案を立案する「学院改革会議・大学部会」では、理事長が議長となり、改革課題に取組み、法人と教学が連携し、理事長がリーダーシップを発揮できる体制を整備している。教職員の意見や施策提案等については、大学評議会、事務職員管理職会議等でくみ上げる仕組みを構築している。

また、内部監査室を設置し、法人と大学の相互チェックが機能しており、監事は内部監査室との連携を図り、職務を行っている。評議員会も適切に運営し、監事、評議員の出席状況も良好である。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

令和 3(2021)年度から第 2 次中期計画をスタートさせ、その裏付けとなる財務計画に基づき適切な財務運営を確立している。特に、第 2 次中期計画のスタートと同時期に大阪狭山市にあるキャンパスを泉ヶ丘キャンパスに統合し、教育資源の有効活用等による収支改善が進み、安定した財務基盤の確立を実現している。加えて、外部資金の導入にも積極的に取り組んでおり、創立 100 周年記念募金で築いたネットワークを活用し、新たに帝塚山学院教育環境充実募金「まつかさ応援募金」を開始する等、安定した財務基盤の確立に向けた努力を継続している。

〈優れた点〉

○創立 100 周年記念募金で築いたネットワークを活用した寄付金の継続的・組織的獲得に向けて、法人本部事務局に「校友課」を新設し、専任職員を配置する等、安定した財務

基盤の一つとなるよう取組んでいる点は評価できる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人帝塚山学院経理規程」の諸規則にのっとり、適正に行っている。経理処理実務は、法人本部事務局と各設置校事務局とがデータを共有できる会計システムを導入する等、事務の効率化と迅速化に取り組んでいる。監査体制は、監査法人による監査及び監事による監査が適切に実施され、加えて、理事長を含めた意見交換も年2回以上実施されており、体制整備ができています。

〈優れた点〉

○大学内のキャッシュレス決済を学生食堂や証明書発行等に導入しており、学生の利便性を高めるとともに、取扱う現金の量を半減化する等、経理処理の効率化にも貢献している点は評価できる。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針として「アセスメント・プラン」を制定し、具体的なアセスメント項目として「アセスメント・チェックリスト」を定め、多面的・総合的に点検・評価を実施している。内部質保証のための組織体制は、大学評議会が主導し、各組織からのアセスメント結果を受け、学長が報告内容に対するフィードバックを行うなど、内部質保証システムを整備している。

また、自己点検・評価委員会により実施される外部評価項目を用いた自己点検・評価結果を受けて、学長が改善を指示する等、内部質保証のための責任体制が確立されている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価は、学則第3条及び「帝塚山学院大学自己点検・評価委員会規程」に基づいて自己点検・評価委員会を設置し、全学的に取り組む体制を整備している。大学機関別認証評価を受ける中間時点において、自己点検・評価委員会による外部評価機関の点検項目・評価方法を活用した内部評価を実施している。また、「アセスメント・プラン」による三つのポリシーに基づく教育改善活動を定期的に行っている。

自己点検・評価結果は、教職員用ポータルサイトを活用し、学内で共有の上、大学ホームページを通して、認証評価の結果及びその中間年度の自己点検評価書を公表している。

教学 IR 活動については、教学委員会とその下に設置されている教学マネジメントワーキンググループが、「アセスメント・プラン」に基づくアセスメント活動のためのデータ収集・整理・資料作成や「学生のニーズ把握及びそれらの活用推進」などをテーマとして実施している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

「アセスメント・プラン」に基づいて、学修成果の可視化とアセスメント活動結果を踏まえた教育の質保証を推進しており、三つのポリシーを起点とした内部質保証に取り組んでいる。アセスメント結果を大学評議会に報告するとともに、学長は各組織からの報告内容に対するフィードバックを行っている。

平成 29(2017)年度の日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受けた際に、定員未充足の学科への指摘事項の対処として、教育課程再編や定員削減を含む改善策を実行した結果、定員充足を達成している。また、大学院では、令和 3(2021)年度の公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による臨床心理分野専門職大学院認証評価結果の要望事項に関して積極的に取り組み、認証評価結果を活用している。

自己点検・評価の結果は自己点検・評価委員会から学長に報告し、学長はその結果を中期計画・事業計画の策定に活用しており、大学運営に内部質保証の仕組みを生かしている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携

A-1. 地域社会との連携方針と情報共有

A-1-① 地域に根ざした社会貢献活動

A-2. 地域との連携・地域への貢献の具体的取組み

A-2-① 生涯学習への貢献

A-2-② 自治体・諸団体との連携

A-2-③ 教育現場との連携

A-2-④ 附属施設・その他物的資源の提供

【概評】

教育の基本理念を踏まえ、地域に開かれた大学としての役割を果たすため、教育研究の成果を社会に還元し、卒業生及び地域住民の生涯学習への寄与を目的に、地域社会との連携に取り組んでいる。より積極的に地域貢献活動を進めるために平成 29(2017)年度に整備された「社会連携機構」という組織の統括下で、現在、全学の中で約 4 割の教員が直接的に関与し、着実な活動が行われている。

生涯学習への貢献では、コロナ禍においても動画配信を行うなどの工夫をし、継続的に地域社会にさまざまな学びの場を提供している。また、キャンパス所在地である堺市を含む近隣の自治体・諸団体と連携した活動では、学科の教育内容を活用した地元特産品を用いた商品開発を含む活動などにおいて、学生の主体的・積極的な関与が行われている。教育現場との連携では、近隣の小学生の生活習慣形成への支援、不登校の小・中学生への支援に学生ボランティアの参加が行われている。

心理教育相談センターでは、学外からの相談者を広く受入れ、子どもの遊戯治療や成人のカウンセリングが実施され、それらの利用者や面談者の増加の実績から、地域社会に対して確実かつ適切に寄与している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 各種ツールを用いた学修履歴・学修成果・活動成果の可視化の取り組み

本学では以下のツールを用いて学修履歴や学修・活動の成果を可視化するとともに、学生が活用できるよう取り組んでいる。

① 「オープンバッジ」

本学では学修や各種活動の成果を可視化し学生の意欲向上を図ることを目的に「オープンバッジ」を導入し、令和 4(2022)年度より「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」、令和 5(2023)年度よりリベラルアーツ学部における「メジャーコース・マイナーコース」の認定に用いている。

バッジのデザインは本学学生によるもので、認定対象に応じた専用デザインのほか汎用デザインも作成している。汎用デザインは認定対象の種別やレベルにおいて使い分けることとしており、今後さまざまな取り組みの成果の可視化に「オープンバッジ」を用いることができるよう仕組みを整えている。

リベラルアーツ学部 メジャーコース・マイナーコース バッジデザイン	
	
数理・データサイエンス AI 教育プログラム修了証 バッジデザイン	
	

② 「ディプロマ・サプリメント」

令和2(2020)年度入学者より学修成果の可視化を目的とし、3年次以降及び卒業時に「ディプロマ・サプリメント」の発行を行っている。3年次より発行可能となる在学中の様式は学修ポートフォリオ「テヅカポートフォリオ」を通したデータによる配付、卒業時の様式は学長印を押印した証明書類として配付している。

「ディプロマ・サプリメント」は成績状況、ディプロマ・ポリシー及び「帝塚山学院大学生の10のちから」達成状況、カリキュラム目標達成状況からなり、それぞれについて図表を用いてわかりやすく可視化している。

「ディプロマ・サプリメント」は学修成果の可視化による自身の学びの振り返りのほかに、在学中の様式は就職活動、卒業時の様式は自身のスキルや強みの発見に活用されることを想定している。

Ⅳ 大学の概況（令和6(2024)年5月1日現在）

開設年度 昭和41(1966)年度
所在地 大阪府堺市南区晴美台4-2-2

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
リベラルアーツ学部	リベラルアーツ学科

45 帝塚山学院大学

総合心理学部	総合心理学科
食環境学部	食イノベーション学科 管理栄養学科
人間科学部※	情報メディア学科 心理学科 食物栄養学科
人間科学研究科	人間科学専攻
人間科学研究科 (専門職学位課程)	臨床心理学専攻

※は募集停止

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 17 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 3 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 16 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 11 日	実地調査の実施
11 月 12 日	第 2・3 回評価員会議開催
11 月 13 日	第 4 回評価員会議開催
12 月 2 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 10 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見あり)
2 月 12 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

46 東京医療学院大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的及び各学科の教育目的は、寄附行為、学則、パンフレット、大学ホームページにて簡潔な文章で明記し、学内外に周知している。大学の使命・目的及び各学科の教育目的は三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）にも反映されており、内部質保証推進委員会にてワーキンググループを設置し、社会情勢に対応して見直しを行っている。

建学の精神、教育理念は、ロゴマークとして視覚化され、大学の個性・特色を反映し、大学ホームページで公開され、学生には入学式やオリエンテーションを通じて周知することで浸透している。

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーは、学生募集要項やオープンキャンパスで周知され、適切な入学者選抜が実施されている。また、入学試験の実施方法も定期的に見直されている。教職協働による学修支援の方針と体制が整備され、オフィスアワー制度はシラバスに明示されている。特別な配慮を必要とする学生への対応方針も定められている。

キャリア支援は、各学科とキャリアセンターが協力し、1 年次から段階的に実施されており、学生生活の支援は学生委員会や学生生活支援課が担当している。

校地・校舎は大学設置基準を満たし、図書館などの施設やバリアフリー対応も整備されている。校医、看護師、心理カウンセラーが常駐し、学生相談や保健管理を適切に行っている。FD(Faculty Development)委員会は授業アンケートを実施し、学生生活全般に関する意見・要望は、目安箱や学生生活満足度調査で把握し、改善に努めている。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的に基づき、ディプロマ・ポリシーを策定し、大学ホームページなどで周知している。これに基づく単位認定基準や卒業認定基準を学則に定め、厳正に運用している。

カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーに基づき策定され、大学ホームページや動画配信で学生に周知している。ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及び各授業科目との関連性は履修系統図で示され、シラバスには科目の関連性や成績評価基準が記載されている。初年次教育を充実させて専門職に必要な基礎学力を強化し、授業ではPBL(Problem Based Learning)を導入し、教授方法に関する FD 研修会などで授業改善を推進している。ディプロマ・ポリシーの到達度を評価する基準を定め、点検・評価を実施

しており、授業アンケートを通じてフィードバックし、目標管理シートで改善に反映している。

「基準 4. 教員・職員」について

学長がリーダーシップを発揮できるよう、副学長を配置し、事務組織を明確にして責任権限を示し、教学マネジメントを適切に実施している。法令に基づく教員数を確保し、採用や昇任も選考基準に沿って運用している。FD 委員会は授業アンケートの実施及び分析を行い、FD 研修会を企画・実施している。

職員の資質向上には SD(Staff Development)研修を毎年実施し、外部研修への参加も推奨している。また、「目標管理シート」により職員の資質・能力向上を支援している。

教育研究環境は研究室の設置など適切に整備され、研究倫理は規則に基づき厳正に運用されている。研究資源の配分も適正に行われている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性は規則により管理され、危機管理体制は規則やマニュアルを通じて教職員や学生に意識徹底が図られている。大学運営会議を通じ、法人と大学の意思疎通と連携が行われており、教職員の提案をくみ上げる仕組みが整備されている。監事は理事会・評議員会に出席し、業務や財産状況の監査を適切に実施している。また、評議員・監事は適切に選任され、監事による業務監査を実施している。

中長期計画に基づく財務運営は、学生生徒等納付金の増収や外部資金獲得を目標に掲げ、財務基盤の安定と収支バランス確保に努めている。会計処理は関係法令に基づき適正に実施され、公認会計士や監事による業務監査及び会計監査が行われている。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針は、学則及び「東京医療学院大学内部質保証基本方針」に明記している。内部質保証のための組織体制は学長が委員長である内部質保証推進委員会、自己点検・評価委員会で実施され、その結果を大学運営会議、理事会に報告するシステムがあり、大学と法人で連携・協議して改善・改革に努めている。

三つのポリシーを起点とした内部質保証は、PDCA サイクルを大学レベルだけでなく、学科・専攻・課室、教職員の三つの層に分けて構築し、教育研究水準の質向上と改善につなげている。

自己点検・評価報告書は大学ホームページで学内外に公表し、自己点検・評価活動の実質化及び客観性・適切性を確保するため外部評価委員会を設置して評価している。

総じて、内部質保証を効果的に実施していく上で必要な教職協働での教育研究に関する組織体制やその責任体制が整備されている。また、三つのポリシーを起点とする教育の質保証と中期的な計画を踏まえた対応も実施している。財務運営についても中長期計画に基づき財政基盤の安定と収支バランス確保に努めている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献」については、基準の概

評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 医療系防災訓練への参加

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び各学科の教育目的については、寄附行為、学則、パンフレット、大学ホームページにて簡潔な文章で明記している。

建学の精神、教育理念はロゴマークとして視覚化され、大学の個性、特色を反映している。これらは大学ホームページで公開され、学生には入学式やオリエンテーションを通じて周知されている。

社会情勢に応じて、令和 3 年(2021)年に「大学運営に関わる方針」などを策定することで、使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学運営会議を設置し、理事長を議長として使命・目的及び教育目的の確認・見直しを行っている。この会議には学長、副学長、学部長、事務局長などが参加することにより、教職員や外部有識者の意見を反映し、役員と教職員の理解と支持を得ている。また、使命・目的及び教育目的は、大学ホームページや「CAMPUS GUIDE（学生便覧）」での公表に加え、入学式やオープンキャンパス等で周知しており、教職員及び学生にはオンデマンド形式で動画による配信を行っている。

中期計画及び三つのポリシーは、内部質保証推進委員会を中心に使命・目的及び教育目的を反映して策定している。

教育研究組織は学則で定められ、使命・目的及び教育目的に基づき、1 学部 2 学科 2 専攻から成る組織を設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神、教育理念に基づき、アドミッション・ポリシーを募集単位ごとに策定し、「学生募集要項」などの冊子体や大学ホームページに明示することで周知している。オープンキャンパス、個別相談会、進路ガイダンスでも説明が行われ多様な人材を受入れるための選抜区分に基づいた入試を行っている。

入学者の受入れについては、アドミッション・ポリシーに沿った選抜に向けて「面接・プレゼンテーション評価・運営ガイドライン」を作成し、全教員に説明会の中で周知を徹底している。また、入学者の選抜区分及び入学試験成績と GPA(Grade Point Average)の相関関係を分析することで、入学試験方法の見直し及び募集人員の検討につなげている。

大学は入学定員・収容定員を充足しており、令和 6(2024)年度においても、入学者数及び在籍学生数は学修支援を十分に行うことができるよう維持されている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

「学生支援の方針」を定め、学修支援、生活支援、課外活動支援、就職支援の側面から対応している。学修支援では、学修支援委員会、学修支援課が中心となり、入学時の学生交流を目的とした「WaiWai（わいわい）カフェ」や、学生の主体的な学びの促進及び学力不振に対する学力向上支援を目的とした「協同学修ルーム WITH」を運営し、学力向上支援を行っている。

各学科・専攻で教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を整備・運営している。オフィスアワー制度については、シラバスに明示し全学的に取り組んでいる。また、特別な配慮を必要とする学生に対しても方針を定め対応を進めている。

2-3. キャリア支援**2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備****【評価】**

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

各学科・専攻における臨床実習、臨地実習などの学外実習に加え、キャリアセンターがインターンシップの情報提供を行い、キャリア教育のための支援体制を整備している。

キャリア支援に関する科目が各学科・専攻に配置されており、1 年次から段階的に職業理解や職業選択について学ぶ体制を整え、就職・進学の手引となる冊子も整備している。また、進路指導や相談・助言体制を整備し、適切に運営している。

2-4. 学生サービス**2-4-① 学生生活の安定のための支援****【評価】**

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス全般や厚生補導等のための組織として、学生部があり、学生委員会、学生生活支援課が中心となって、学生生活の充実、奨学金、学生表彰、課外活動支援などについて対応している。

学生相談、保健管理等の業務を担う「学生支援センター」が設置されており、保健管理室では常駐の校医、看護師が、学生相談室では常勤の心理カウンセラーが対応している。

日本学生支援機構、地方自治体の奨学金制度や医療機関をはじめとする外部の奨学金についての情報提供をするとともに、大学独自の奨学金制度を設け、経済的に困窮している

学生の支援を行っている。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎は大学設置基準を満たしており、図書館、実習室、ICT（情報通信技術）環境など教育研究に必要な施設・設備を備え、有効に活用している。校舎は、耐震基準に適合し、一部旧耐震基準のものも耐震性の診断により安全性が確認されている。

体育館、屋外運動場は授業や学生のサークル活動等でも利用している。

図書館では、書籍・雑誌のほか、学外からの利用が可能な電子書籍を整備し、館内に自学自習を支援する環境として「個人学習席」及び「グループ学習席」が設けられている。

全建物にエレベータ、階段やトイレには手すりを設置し、車椅子利用者が利用できる多目的トイレを設けている。段差解消のためのスロープ、障害者専用の駐車スペースの設置により、バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性を図っている。

授業を行う学生数の管理は、適正数でクラス分け及び教員配置をしている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望を把握する仕組みとして、「授業アンケート（授業を良くする学生アンケート）」「授業と学修支援に関する意見箱」「学生と教職員の授業を良くする懇談会」を FD 委員会が中心となって実施し、学生の意見を改善に反映している。

学生生活全般に関する意見・要望は、学内に設置した目安箱や学生生活満足度調査、学生相談室のアンケート等によって把握し、対応と改善に努めている。

施設・設備等の学修環境については、これらのアンケートや懇談会等の意見・要望が反映され、無線 LAN の整備や教室の環境改善につなげている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえて、学部、学科及び専攻ごとにディプロマ・ポリシーを策定し、大学ホームページで公表するとともに、「CAMPUS GUIDE（学生便覧）」及びシラバスに掲載し、三つのポリシーとアセスメント・ポリシーの説明を動画配信によって学生へ周知している。

ディプロマ・ポリシーに基づき策定されたカリキュラム・ポリシーに沿って授業科目を配置し、各授業科目の「学位授与方針(DP)との関連」「学修目標」「学修評価の基準」「先修条件」「課題に対するフィードバック方法」等はシラバスに明記するとともに、「CAMPUS GUIDE（学生便覧）」や新入生、在学生ガイダンスで学生に周知している。

単位認定基準及び卒業認定基準は学則及び「東京医療学院大学履修に関する規程」に定め周知し、厳正に運用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神及び教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーに基づき策定したカリキュラム・ポリシーを学部、学科及び専攻ごとで策定し、大学ホームページや動画配信によって学生へ周知している。カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーと各授業科目と

の関連性を体系的に示した履修系統図を作成し、公開している。シラバスには当該授業科目とディプロマ・ポリシーの関連性、アセスメント・ポリシーと連動した成績評価の基準を示している。カリキュラムの改定に伴い、全学的に教養教育の見直しを行い、初年次教育の充実によって専門職に必要な基礎学力の強化を図っている。授業では、PBL、反転授業、ディスカッション・ディベート、グループワーク等のアクティブ・ラーニングを導入するとともに、教授方法に関するFD研修会の開催や、「授業アンケート（授業を良くする学生アンケート）」の結果のフィードバックによって、授業の改善につなげている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学生の学修成果を三つのポリシーに照らして検証を行うために、大学レベル、学部・学科・専攻レベル、科目レベルで学修成績による測定項目を定めた「学修成果アセスメント・ポリシー（学修成果の評価の方針）」を策定している。大学レベルで、ディプロマ・ポリシーの到達度を評価する「観点」を定め、学部・学科・専攻レベルでは、その「観点」に沿って集計し測定を行っている。科目レベルでは、「観点」に含まれるGPAを用いて「学修目標」の到達度を測定している。

学生の学修に対する意識の点検・評価として「三つのポリシーに関する学生アンケート」によって、入学から卒業まで経年的に調査し、個別の学修支援に活用している。「授業アンケート（授業を良くする学生アンケート）」を実施し、授業担当者にフィードバックするとともに、内部質保証の一環である目標管理シートによって授業の改善に反映させている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が適切なリーダーシップを発揮し、かつ権限を適切に分散するため、学長及び教授会の権限・役割を「東京医療学院大学組織規則」及び「東京医療学院大学教授会規程」など各種規則に明確に定めている。また、学長補佐体制として、「東京医療学院大学組織規則」に基づき副学長を配置している。

「学校法人常陽学園事務組織規則」「学校法人常陽学園事務業務分掌規程」「学校法人常陽学園決裁規則」により、組織機構を定め、事務組織と各事務分掌を明確にすることにより、各課及び関係部門の責任権限を示し教学マネジメントを適切に実施している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学設置基準や各職種に関する指定規則などの法令にのっとり、教員数を確保の上、適切に配置している。専任教員の採用は公募によって行われ、教員の採用と昇任についても「東京医療学院大学教育職員選考規程」及び「教員選考基準」にのっとり審議している。

FD 委員会では授業アンケートの実施・分析や FD 研修会の企画・実施がされており、大学全体の FD 研修会に加えて、学科別の FD 研修会を実施している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD をはじめとする大学運営に関わる教職員の資質・能力向上への取組みについては、外部研修への参加に加え、建学の精神にある「人に優しく」を踏まえ、ハラスメント防止対策に係る SD 研修を毎年実施している。また、課長代理以下の事務職員に対し、私立学校法及び大学設置基準の概要説明を行い、職員として必要な知識等の習得を図っている。内部質保証の一環として職員を対象に行っている「目標管理シート」は、職員の資質・能力向上を助ける取組みとして活用している。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境の整備と適切な運営・管理について、准教授以上には独立した研究室、講師以下には共同研究室が用意されるなど教育研究環境を整備している。

研究倫理の確立と厳正な運用について、「公的研究費の管理・監査に関する規程」「公的研究費等の不正防止に関する基本方針」等を定め、また、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に準拠した研究倫理の審査が行われており、研究倫理を確立し厳正に運用している。

研究活動への資源の配分について、「一般研究費及び特定研究費に関する規程」に基づく一般研究費の配分、また、研究の充実や発展を図ることを目的に個人研究、共同研究及び若手研究を対象に特定研究費を配分するなど、研究活動への資源を適正に配分している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為や学則をはじめ、法人及び大学の管理運営に必要な諸規則が整備されており、これらを遵守した管理運営が行われている。中期目標・中期計画をベースに毎年度事業計画及び事業報告を策定しており、使命・目的の実現に向けて継続的な努力を重ねている。

危機管理体制については、「東京医療学院大学危機管理規程」に基づき、「東京医療学院大学危機管理基本マニュアル」が作成されており、教職員及び学生の危機管理に対する意識の徹底が図られている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、寄附行為に基づき法人の最高意思決定機関と位置付けられ、事業計画、予算及び決算等の重要事項の審議、意思決定を行っているほか、理事の職務執行の監督を行っている。理事会は寄附行為に基づき適切に選任された理事により構成されており、議事録は適切に記載及び保存されている。理事会は定例開催のほか機動的に意思決定ができるよう必要に応じ臨時に開催されており、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し適切に運営されている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

大学運営会議、常勤理事懇談会を通じて、法人と大学の意思疎通と連携により意思決定の円滑化が図られている。また、目標管理シートを用い、教職員の提案を上長等にくみ上げる仕組みを整備している。

評議員及び監事は、寄附行為に基づき適切に選任されている。監事は、理事会・評議員会に出席し、法人の業務、財産の状況又は理事の業務執行の監査を適切に行っている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立について、中期計画である「学校法人常陽学園中期目標・中期計画（令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度）」に学生生徒等納付金の増収、外部資金の獲得を目標に掲げ、適切な財務運営の確立に努めている。

安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保について、収入の柱である学生生徒等納

付金の増収に向けた施策の実施に加え、寄付金収入の確保や収益事業の検討など外部資金獲得への取組み、私立大学等経常費補助金等の増額への取組みを行うことで安定した収支バランスの確保に努めている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理の適正な実施について、私立学校振興助成法、学校法人会計基準等の関係法令、「学校法人常陽学園経理規則」「学校法人常陽学園経理規則施行細則」等に基づき適正に実施している。

会計監査の体制整備と厳正な実施について、公認会計士による会計監査、「学校法人常陽学園監事監査規則」に基づく監事による業務監査及び会計監査が行われている。監事監査は、監事、監査法人及び内部監査室が連携を図って行われており、会計監査を行う体制を整備し、かつ、会計監査を厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針は、学則及び「東京医療学院大学内部質保証基本方針」で基本的な考え方、組織体制、内部質保証システムを明記している。

内部質保証のための組織体制は学長が委員長である内部質保証推進委員会、自己点検・評価委員会を実施され、その結果を大学運営会議、理事会に報告するシステムがあり、大学と法人が連携・協議して改善・改革に努めている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は「東京医療学院大学内部質保証基本方針」に定めている。IR・企画室、FD 委員会、学生委員会が三つのポリシーの達成度を測定するさまざまなアンケートを実施し、内部質保証の向上・改善に役立てている。自己点検・評価報告書は大学ホームページにて学内外に公表している。

自己点検・評価活動の実質化及び客観性・適切性を確保するため外部評価委員会を設置して、自己点検・評価の客観性、妥当性、有効性を評価している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

平成 29(2017)年に大学機関別認証評価を受けた際の参考意見を受け、内部質保証の責任体制及び恒常的な組織体制が整備されている。「東京医療学院大学内部質保証基本方針」に基づき、三つのポリシーを起点とした内部質保証は、PDCA サイクルを大学レベルだけでなく学科・専攻・課室、教職員の三つに分けて構築し、教育研究水準の質向上、改善につなげている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会貢献

A-1. 社会連携・社会貢献活動の実施

A-1-① 社会連携・社会貢献に関する取組みの実施と教育研究成果の社会への還元

【概評】

平成 24(2012)年に「多摩市と学校法人常陽学園の連携協力に関する基本協定書」を締結し、多摩市で実施される保健医療や福祉に関する市民講座等の開講、地域交流室等敷地内の一部エリアの開放など地域への貢献を行っている。また、各学科においてボランティア活動を取入れた科目を設置し、社会福祉法人多摩市社会福祉協議会等の協力を得て地域との交流を深めている。

多摩市と日野市の連携事業である「たま学びテラス事業」の一環として行われる「関戸

地球大学院」の市民公開講座へ定期的に講師を派遣している。この市民公開講座は、多摩市と日野市にキャンパスを置く大学が共催し、各大学の特性を生かした専門性の高い講座を行っている。

学生の社会貢献として、「東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた取組に関する連携協定書」の締結によるボランティアへの参加、東京都住宅供給公社との協定による住宅貸出しに伴う自治会活動参加、多摩市の各種イベントでのボランティア活動や多摩市が運営している公式の動画配信チャンネルの取材協力などを行っている。学生ボランティアは学内情報ネットワークシステムや掲示板等で募集している。

以上の活動を通して、建学の精神「人に優しく、社会に貢献できる人材の育成」を目指している。今後もこれらの取組みを積極的に地域に発信し、活動を継続することを期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 医療系防災訓練への参加

令和 5(2023)年 10 月に多摩市医師会が市内医療機関及び関係機関と災害時における医療系防災訓練を実施した。この訓練は、災害時において、多摩市、多摩市医師会、多摩歯科医会、多摩市薬剤師会、東京都柔道整復師会南多摩支部等各関係機関が協力し円滑に緊急医療救護所を設置・運営することを目的とし、日本医科大学多摩永山病院、桜ヶ丘記念病院の協力のもと実施した。

訓練では、最大震度 6 強の大地震による大規模災害を想定し、災害対策本部福祉医療対策部において設置・運営する緊急医療救護所について、その役割や機能・通信連絡手段等の共通認識を関係機関で共有し、災害時において、傷病者に対し迅速にトリアージを行い、最善の救命効果を得ることが出来るよう、各自の役割に応じた訓練を行った。

本学からは、看護学科「災害看護学」の講義の一環として履修学生 12 人と看護学科教員 2 人が参加し、日本医科大学永山病院と桜ヶ丘記念病院の 2 施設に分かれ、緊急医療救護所の円滑な設置・運営、傷病者の搬送と迅速なトリアージを中心に参加した。学生の多摩市医療系防災訓練への参加に対して、令和 5(2023)年度卒業式・学位記授与式で多摩市医師会から学生に感謝状が贈られた。

【図 1 多摩市医療系防災訓練の様子】



【図 2 感謝状授与の様子】



Ⅳ 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

開設年度 平成 24(2012)年度
所在地 東京都多摩市落合 4-11

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
保健医療学部	リハビリテーション学科 看護学科

Ⅴ 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 6 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 28 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 11 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 7 日	実地調査の実施 10 月 8 日 第 2・3 回評価員会議開催

46 東京医療学院大学

～10月9日	10月9日 第4回評価員会議開催
11月12日	第5回評価員会議開催
令和7(2025)年 1月9日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2月12日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

47 東京通信大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学は、インターネットを活用した通信制の大学である。建学の理念「多面的に高度な教育機会を社会に広く開かれた形で提供する」のもと、学則第 1 条に大学の使命・目的を、同第 4 条に人材養成の目的を定め、分かりやすく文章化されている。

使命・目的及び教育目的の策定並びに改定については、教務委員会、教授会、大学評議会において審議し、教職員に共有した上で、理事会に上程し決定する体制を構築している。

大学の使命・目的及び教育目的を記載した学則は、ホームページやポータルサイト「アットキャンパス」(以下「@CAMPUS」という。)に掲載し、学内外に周知されている。

使命・目的及び教育目的は、大学や学部の三つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)や「学校法人日本教育財団 中期計画 2023-2026」(以下「中期計画」という。)に反映されている。

情報マネジメント学部と人間福祉学部の 2 学部から成る教育研究組織を設けている。

〈優れた点〉

○インターネットを活用した学修環境の提供により、時間的制約・空間的制約によって通学が困難な人に対して幅広く勉学の機会を提供していることは評価できる。

「基準 2. 学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを全学及び学部ごとに策定し、ホームページ等に公表している。情報マネジメント学部の収容定員率が 1.3 倍を超えている。

学修環境の整備や学修支援に係る施策等の整備・改善は教職協働により行われている。また、アカデミック・アドバイザー、キャンパス・サポートセンター及び@CAMPUS を組合わせて、全学的に学修支援に取り組む体制が整備されている。就職管理システム「アット・キャリア」(以下「@CAREER」という。)やオンライン学修支援アプリ「アット・ルーム」

(以下「@ROOM」という。)を活用し、職業選択などに役立つコンテンツや企業の求人情報などの各種就職イベントの情報を提供している。学生生活全般については「キャンパス・サポートセンター」を設置し、学生の心身に関する健康相談窓口として「スクール・カウンセリング」を設けている。大学通信教育設置基準や大学設置基準の要件に準拠して、施設を整備している。各種アンケートを実施し、学生の意見や要望を把握し改善する体制を構築している。

〈優れた点〉

- @CAMPUS などを活用し、個々の学生の履修状況を把握した上で履修指導を行うなど、通信制大学ならではの学修支援に取り組んでいる点は評価できる。
- 通信制大学の特長を生かして、@CAREER や@ROOM などのシステムを活用して、24 時間いつでも就職情報を検索できる利便性については高く評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

建学の理念及び教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、ホームページや学生要覧に掲載している。

建学の理念、教育目的及びディプロマ・ポリシーを踏まえたカリキュラム・ポリシーを定め、ホームページ、学生要覧で周知している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性は確保されている。

「ディプロマ・ポリシーアンケート」を実施し、ディプロマ・ポリシーの理解度や達成度の把握、分析を行い、その結果を科目の改善、新規科目の検討に活用している。

授業評価アンケートを実施し、その結果を全教員にフィードバックし、各教員は担当科目の学修成果の達成度の把握や授業改善に活用している。授業評価の高い教員の授業方法の共有を行っている。

〈優れた点〉

- 学生が@ROOM の該当科目の掲示板に投稿した授業に対する質問や意見を速やかに回答するとともに、それらの内容が同じ科目を履修している全ての学生に共有される点は評価できる。

「基準 4. 教員・職員」について

教学マネジメントを適切に機能させるため、学長を議長とする大学評議会を定期的開催し、そのもとに学部教授会、委員会等を設置している。大学運営に関する権限と責任が明確で、学長がリーダーシップを適切に発揮するための体制が整備されている。

教授会に意見を聴くことが必要な教育に関する重要事項を学長が定めた規則等が整備されていないことは改善が必要である。

情報マネジメント学部、人間福祉学部ともに、大学通信教育設置基準に基づき、必要な教員を確保し適切に配置している。教員の任用・昇任は、規則に基づき適切に実施されている。SD(Staff Development)については、「東京通信大学 SD (スタッフ・ディベロップメント) 委員会規程」に基づき委員会を設置し、職員の資質・能力の向上を目的に実施されている。個々の教員の研究スペースや文献等の情報収集ができる環境が整備されている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

私立学校法や寄附行為などの諸規則にのっとり、経営の規律と誠実性の維持に努め、運営されている。

寄附行為に基づき、法人の業務を決し理事の職務の執行を監視する機関として理事会を設置している。理事長のリーダーシップは寄附行為等により担保され、法人及び大学の意

思決定に関する意思疎通についても、大学担当理事を通じて理事会及び評議員会との連携を図るとともに、相互チェック機能の有効性を確保できる体制を整備している。

中期計画のもと、各設置校の計画、進捗等を共有し、翌年度の運営方針を策定するなど、適切な財務運営の継続に努めており、安定的な財務基盤が維持できている。

会計処理は、学校法人会計基準や経理規程に基づき適正に行われている。

「基準 6. 内部質保証」について

学則第 2 条に教育研究活動等について「自ら点検及び評価を行う」と定め、内部質保証を行う実施組織として自己点検・評価委員会を設置している。

各委員会及びセンターは、点検・評価項目に対する実施状況や改善事項について、大学評議会に報告している。全学的な自己点検・評価の結果については、年 1 回大学評議会で対応状況を整理している。

収容定員充足率や学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号への対応について、改善を要する事項があり内部質保証システムの機能性は不十分であるものの、自己点検・評価委員会、大学評議会を中心に各委員会・センターが三つのポリシーを基点とした内部質保証の取組みを行い、その結果を教育の改善・向上につなげている。

総じて、大学は、建学の理念のもと、インターネットを通じて時間的制約・空間的制約を越えた高度な教育機会を提供することで、大学に通うことが困難な人達のニーズに応えている。リカレント教育や若年層学生の増加など社会の情勢や需要の変化にも対応している。情報マネジメント学部と人間福祉学部を有する個性・特色のある通信制大学として更なる発展が期待される。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

「多面的に高度な教育機会を社会に広く開かれた形で提供する」という大学の建学の理念のもと、学則第 1 条に大学の使命・目的である「社会的な需要の高い情報技術分野と福祉分野を中心にした教育機会を提供する」ことを、同第 4 条に人材養成の目的を定めている。その意味、内容は分かりやすく文章化されている。

二つの学部の基礎に教養教育を共有させるために、大学共通の知識基盤を持ち得る科目構成にすることと、インターネットを活用した学修環境の提供により、さまざまな制約によって通学が困難な人に対し勉学の機会を提供することを大学の個性・特色としている。

10 代～20 代年齢層の学生の増加やオンライン教育がニューノーマルになる等の社会の情勢や需要の変化に対して、カリキュラムの内容を整理し対応している。

〈優れた点〉

○インターネットを活用した学修環境の提供により、時間的制約・空間的制約によって通学が困難な人に対して幅広く勉学の機会を提供していることは評価できる。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の策定並びに改定については、教務委員会、カリキュラムワーキング、教授会、大学評議会において審議し、議事録を通じて全教職員に共有した上で、理事会に上程し、決定する体制を構築している。大学の使命・目的及び教育目的を記載した学則は、ホームページや@CAMPUS に掲載し、学内外に周知されている。また、大学や二つの学部の三つのポリシー、中期計画に反映されている。

使命・目的及び教育目的を達成するため、情報マネジメント学部と人間福祉学部の 2 学部から成る教育研究組織を設けている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを全学及び学部ごとに策定し、ホームページ、入学要項、学生要覧に記載して公表している。

アドミッション・ポリシーに基づいて、幅広い志願者の志望理由書に対して、アドミッション・センターにおいて明確な評価基準を策定し、厳正な手続きを経て可否を決定している。

情報マネジメント学部情報マネジメント学科の収容定員充足率が 1.3 倍を超えているが、入学定員や収容定員を拡大するなどの改善に取り組んでいる。

〈改善を要する点〉

○情報マネジメント学部情報マネジメント学科の在籍学生数が収容定員の 1.3 倍を超えているので、早急に改善を要する。

〈参考意見〉

○各学科の出願期間について、定員になり次第募集を締切ることを入学要項やホームページなどで告知しているものの、入学希望者に進路変更などの影響があることから、適切に対応することが望まれる。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教務委員会をはじめ、各委員会には教員のほか職員が配置され、学修環境の制度的な整備や学修支援に係る施策等を立案し、学生支援体制の整備・改善を教職員が協働して行っている。また、教員によるアカデミック・アドバイザー、職員によるキャンパス・サポートセンター及び@CAMPUS を組合わせて、全学的に学修支援に取り組む体制が整備されている。

教員の教育活動を支援するために、各科目に TA を配置し、定期的に研修を行い TA に

よって指導の質に差が生じないように努めている。

LMS(Learning Management System)を活用し、単位修得率の低い学生を把握し、アカデミック・アドバイザーとキャンパス・サポートセンターが中途退学防止等の対応をしている。障がいのある学生の合理的配慮に関し学生支援センターで検討し、全教職員が対応事例を共有している。

〈優れた点〉

○@CAMPUS などを活用し、個々の学生の履修状況を把握した上で履修指導を行うなど、通信制大学ならではの学修支援に取り組んでいる点は評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内の取組みとして、教養教育科目の中に社会的・職業的実践力を伸ばす科目 5 科目を開講しており、キャリア教育の充実に努めている。また、教育課程外の取組みとして、教員と職員で構成されたキャリア・サポートセンターを設け、就職希望学生への情報提供を中心として支援している。

@CAREER や@ROOM を活用し、就職・転職時の職業選択などに役立つコンテンツや企業・団体からの求人情報やインターンシップ、説明会、各種就職イベントの情報を提供している。

令和 4(2022)年度から大手就職サイトと連携し、就職活動を行う学生向けに就職ガイダンスを年に複数回開催している。

〈優れた点〉

○通信制大学の特長を生かして、@CAREER や@ROOM などのシステムを活用して、24 時間いつでも就職情報を検索できる利便性については高く評価できる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活全般についてはキャンパス・サポートセンターを設置し、@CAMPUS の問い合わせフォーム、E メール、電話での問い合わせに対応している。

学生の心身に関する健康相談窓口として「スクール・カウンセリング」を設け、学生の希望に応じてウェブ会議システムや対面での面談を実施している。

ハラスメントに関する学生からの相談は、「東京通信大学 ハラスメント防止に関するガイドライン」に沿って、専用 E メールアドレスで受付けている。

経済的支援については、大学独自の制度として、最終学年次に進級予定の者を対象とした「畠山奨学金」を設けている。また、卒業後の夢をかなえるため、令和 5(2023)年度から「夢を夢で終わらせない支援金制度」を創設し、運用している。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

大学通信教育設置基準第 9 条及び大学設置基準第 36 条第 1 項の校舎等施設の要件に準拠して、大学設置認可時の計画どおり施設を整備している。

新宿駅前キャンパスでは講義室及び演習室を整備し、人間福祉学部人間福祉学科社会福祉コース及び精神保健福祉コースの演習などで活用している。

図書館には紙媒体の蔵書のほか、電子書籍を導入している。また、時間的制約・空間的制約によって来館が困難な学生に対し、図書利用促進のための郵送による貸出しを実施している。

法人の全ての建物が耐震基準を満たし、適切にバリアフリーや防犯対策を講じている。また、授業を行う学生数の管理については、授業評価アンケートの結果に留意して、教育効果が十分上がるように努めている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

授業改善のための「授業評価アンケート」を各授業終了時に、学生生活全般に係る「学

生アンケート」を毎年実施し、学生の意見や要望を把握し計画的に改善する体制を構築している。

「スクール・カウンセリング」の設置によるサポート体制の構築や、障がいのある学生からのヒアリング結果に基づき順次改善に取り組んでいる。

LMS 等の操作に関する質問については@CAMPUS にマニュアルを掲載するとともに、「よくある質問 FAQ」を随時更新している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の理念及び教育目的を踏まえた、大学全体及び各学部のディプロマ・ポリシーを定め、ホームページ、全学生に配付する学生要覧に掲載している。

単位認定基準は、学則第 30 条及び「東京通信大学 科目履修規程」において規定され、学生要覧で学生に周知されている。単位認定は、各科目のシラバスの「成績評価の方法」にのっとり、授業の各回の最後に実施する小テストと学期末に実施する単位認定試験の組合せを基本とし、厳正に実施されている。

卒業認定基準は、学則第 35 条において定められ、「オリエンテーション教材」で周知されている。卒業認定は、卒業判定基準に基づく卒業判定資料を管理部で作成し、各学部の教授会にて卒業判定を行い、学長が最終決定している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の理念、教育目的、ディプロマ・ポリシーを踏まえた、大学全体及び各学部のカリキュラム・ポリシーを定め、ホームページ、学生要覧で周知している。

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性は確保されており、教養教育、専門教育のいずれの教育課程も、カリキュラム・ポリシーに沿った中分類・小分類により整理された分かりやすい科目構成になっている。

教養教育科目として、変容する社会を的確に理解し説明できる人材を育成するための科目を配置し、教養教育を適切に実施している。

令和 6(2024)年度から、情報マネジメント学部、人間福祉学部ともにアクティブ・ラーニングを実践する科目を開講している。

〈優れた点〉

○学生が@ROOM の該当科目の掲示板に投稿した授業に対する質問や意見を速やかに回答するとともに、それらの内容が同じ科目を履修している全ての学生に共有される点は評価できる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学生及びアカデミック・アドバイザーは、大学独自の e ポートフォリオシステムにより、単位修得状況等の確認・共有を行い、この情報を活用して履修登録を行っている。

「ディプロマ・ポリシーアンケート」を実施し、ディプロマ・ポリシーの理解度や達成度の把握、分析を行っている。その結果を科目の改善、新規科目の検討に活用している。

授業評価アンケートを実施し、その結果を全教員にフィードバックするとともに、各教員は担当科目の学修成果の達成度の把握や授業改善に活用している。授業評価の高い教員の授業方法の共有を行っている。

国家資格の受験者数や合否結果について調査し、その結果を全教員が共有することで、次年度の履修指導や資格取得に向けた学生指導に活用している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の教学マネジメントを適切に機能させるため、学長を議長とする大学評議会を定期的に開催し、学部教授会、各委員会のほか、全学的な附置組織・機関を設置し関連規則に基づき管理・運営することで、大学運営に関する権限と責任を明確にし、学長がリーダーシップを適切に発揮するための体制を整備している。

ただし、教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要事項を学長が定めた規則等は整備していないため、改善が必要である。

メディア教育支援センターやアドミッション・センター等の全学的な附置組織・機関及び各委員会に管理部職員を配置することで教職協働を実現するとともに、使命・目的の達成のため、業務の遂行に必要な職員を各部署に配置している。

〈改善を要する点〉

- 学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号に定めている、「教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について、学長が定めておらず、周知していない点は改善が必要である。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学通信教育設置基準に基づき情報マネジメント学部、人間福祉学部ともに、教育目的及び教育課程に即した教員を確保し適切に配置している。

教員の任用・昇任については、「東京通信大学 教員選考・任用及び昇任規程」に職位ごとに求められる資格を定め、規則に基づき実施している。

FD 活動については、「東京通信大学 FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会規程」に基づき、各学部教授会のもとに設置された FD 委員会が、教育改善、教員の授業スキルや教授方法・教授技術の向上を図ることを目的に組織的に研修会を実施している。なお、両学部で共有し、共通の理解・見識が必要な内容に関しては、合同 FD 研修会を実施している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 活動については、「東京通信大学 SD（スタッフ・ディベロップメント）委員会規程」に基づき統轄責任者を委員長とする委員会を設置し、職員の資質・能力の向上を目的に組織的に実施されている。また、専任教員の参加を促すために、事前周知を行った上でオンラインでの研修会を実施している。

職員評価については、定量評価と定性評価を組合わせた目標管理制度を採用し、統轄責任者が職員一人ひとりと面談を通して期待する目標や業務上の課題等を共有するとともに、前年度の業務実績に基づき評価した内容をフィードバックするなど、職員の資質・能力向上に取り組んでいる。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

大学にはインターネット回線などが整備された個別の教員の研究スペースが整備されるとともに、文献等の情報収集ができる環境が整備されている。

研究倫理については、公的研究費を適切に管理・運営するための行動規範や不正防止計画を策定するとともに、各管理者の責任範囲と権限を明確にした各種規則を整備している。研究倫理教育等については、公的研究費に携わる全ての教職員等に研究倫理 e ラーニングの受講を義務付けるとともに、履行状況に関する内部監査を実施するなど厳格に運用している。

専任教員に対して、一律の金額を配分する個人研究費と採択された研究に配分される共

同研究費の2種類を配分している。また、管理部研究費担当では「科学研究費助成事業取扱いハンドブック」の作成や周知を行うほか、研究費申請書類の添削を行うなど研究支援体制を構築している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人は、私立学校法及び寄附行為、その他関連諸規則の定めにとり、経営の規律と誠実性の維持に努め、運営している。

法人は中期計画の中で、使命・目的の達成に必要な項目を明示するとともに、代表的な「Action Plan」を定め、大学評議会を中心に教職一体で使命・目的の実現に向けて、継続的な努力をしている。

環境保全の取組みとしては、会議資料等のペーパーレス化や電気、水道等の消費量を把握し省エネ対策を講じ、人権への配慮は就業規則や各種ガイドラインを整備し対応している。また、危機管理マニュアルの整備やキャンパスの実態に即した避難訓練の実施など危機管理体制は整備されている。なお、法令等で指定している情報については概ねホームページで公開されている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法人は、寄附行為に基づき、法人の業務を決し理事の職務の執行を監視する機関として理事会を設置している。

理事会は年4回以上開催し、法人運営に係る重要な規則の制定・改廃や事業計画の策定、予算編成など、法人の使命・目的の達成に向けて、寄附行為の定めに従い適切に運用して

いる。

法人の理事は私立学校法及び寄附行為に基づき適切に選任され、理事の中から理事長を選任するほか、大学担当理事を置いている。

理事の理事会への出席状況は、書面議決書の提出によるみなし出席を含め良好である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長のリーダーシップは寄附行為等により担保され、法人及び大学の意思決定に関する意思疎通については、大学評議会構成員の大学担当理事を通し、理事会及び評議員会との連携を図るとともに相互チェック機能及び内部牽制の有効性を確保できる体制を整備している。また、法人運営会議については、現状や課題の共有など、設置校と理事会とが意思疎通を図る場としての役割を担っている。

教学に関する教職員の意見は、教授会や学則に定める全学的な附置組織・機関、各委員会、大学評議会を通してくみ上げる仕組みを整備している。

監事及び評議員は寄附行為に基づき適切に選任している。監事は理事会及び評議員会に出席し必要な報告をするなど、監事の職務を適切に実施している。

評議員会は寄附行為に基づき理事会に意見を述べるなど、評議員の出席状況を含め適切に運営している。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

大学の継続性・安定性の観点から、財務基盤の確立のため、中期計画を策定し、法人の各設置校の運営方針・計画、進捗、実績等を共有し、翌年度の運営方針を策定するなど、中長期的な計画に基づき、適切な財務運営の継続に努めており、財務基盤は安定している。

法人は、借入金がなく自己資金のみで運営しており、教育活動収入、教育活動収支差額ともに令和 2(2020)年以降増加している。経常収入に対する学生生徒等納付金の割合は安定的に推移し、補助金に依存することなく教育機関としての財務基盤が確立されている。独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の「大学・高専機能強化支援事業」に情報マネ

ジメント学部が採択されるなど外部資金の獲得に努めている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

法人は、学校の経営に関する会計及び収益事業に関する会計に区分し、寄附行為、経理規程を定め、会計記帳の事務に関わる各種マニュアルと会計処理システムを整備し、定期的に外部の会計監査人による監査及び内部監査を実施しており、適正に会計処理を実施している。

年度予算の編成は、過年度の入学実績、進級実績等を勘案し、各校統轄責任者と協議した上で、統轄本部で精査を行い、評議員会の諮問を経て最終的に理事会で決定されている。

補正予算を組む必要が生じた場合は、寄附行為に基づき評議員会の諮問を経て理事会で決定している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第 2 条に「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的・使命を果たすため、教育研究活動等について自ら点検及び評価を行う」と定め、内部質保証を行うための組織として自己点検・評価委員会を設置している。

自己点検・評価委員会の委員長は学長が務め、自己点検・評価委員会は学部長、統轄責任者、大学担当理事などから構成され、責任体制が構築されている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

各委員会及びセンターは、自己点検・評価委員会から点検・評価項目を割当てられ、その実施状況や改善事項については、大学評議会に報告している。全学的な自己点検・評価の結果については、年 1 回大学評議会で対応状況を整理している。令和 5(2023)年度については、「自己点検・評価報告書」をホームページで公開している。

委員会やセンターが設計したアンケート項目は、管理部が主体となって調査を実施している。アンケートなどの調査は、通信制大学の特性を生かし、オンライン上で行われて、入試状況・入学者属性調査から若年層の増加を、卒業進路届の集計結果から就職や進学する割合の増加を把握し、対応に生かしている。

〈参考意見〉

○自己点検・評価を自己点検・評価委員会でなく、大学評議会にて実施していることは、実施方法と「東京通信大学 自己点検・評価規程」の間での相違があるので、規則との整合性を図ることが望まれる。

6-3. 内部質保証の機能性**6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性****【評価】**

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価委員会、大学評議会を中心に各委員会・センターが三つのポリシーを基点とした内部質保証の取組みを行っている。収容定員充足率や学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号への対応について、改善を要する事項があり内部質保証システムの機能性は不十分であるものの、その取組んだ結果を教育の改善・向上につなげている。

令和 4(2022)年度からは、初年次必修科目「アカデミックリテラシー」の中で、教育目的や三つのポリシーの教授を通じて学生の理解の促進を図り、また令和 5(2023)年度からは、毎年 3 月に同授業内でディプロマ・ポリシー到達度を学生に自己評価で回答させるアンケートを実施し、カリキュラム改定時に各科目のディプロマ・ポリシーの位置付けを明確にさせるなど改善に努めている。

〈改善を要する点〉

○収容定員充足率が 1.3 倍を超えていることや学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号への未対応について、内部質保証システムの機能性に問題があり、改善を要する。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域貢献

A-1. 地域貢献活動の実施

A-1-① 公開講座の実施

A-1-② 履修証明プログラムの実施

【概評】

学則にある「幅広い職業人養成教育、総合的教養教育、地域の生涯学習機会の拠点」を広く一般の方々に提供する場として「東京通信大学 公開講座」を開学以来継続して開催している。開催方法も、対面、ウェビナー、対面とウェビナーのハイブリット方式とその時々状況に応じて適切なものを選択している。

公開講座の参加者の年齢層は幅広く、属性も一般の方以外に卒業生、在学生、入学予定者が含まれ多様である。講座内容もタイムリーなものから時流の影響を受けにくいものまでさまざまである。

令和 5(2023)年度から、地域社会の学びやリカレント教育を提供するため、科目等履修生を対象とした「オンライン履修証明プログラム」を実施し、修了者に履修証明書とオープンバッジを交付している。

「オンライン履修証明プログラム」の修了者は、ほとんどが社会人であり、その受講目的はスキルアップ又は学び直しである。

Ⅳ 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

開設年度 平成 30(2018)年度
所在地 東京都新宿区西新宿 1-7-3

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
情報マネジメント学部	情報マネジメント学科（通信教育課程）
人間福祉学部	人間福祉学科（通信教育課程）

Ⅴ 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理

47 東京通信大学

8月5日	第1回評価員会議開催
8月27日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9月10日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10月9日	実地調査の実施
10月10日	第2・3回評価員会議開催
10月11日	第4回評価員会議開催
11月22日	第5回評価員会議開催
令和7(2025)年 1月10日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2月12日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

48 東京福祉大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合しているとは認められない。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学の使命は、「できなかった子（生徒）をできる子（学生）にする」と簡潔に提示している。

使命・目的及び教育目的に関しては、学部改組時に検討している。社会情勢の変化などに対応して、新たな「中国語学位対応プログラム」などを設けている。中長期的な計画と進行年度中の進捗管理の状況、進捗管理を踏まえての実態に即した年次計画の策定とそのフィードバックや教職員での情報共有は十分ではない。社会情勢の変化や大学の置かれている環境変化に対応して、改善が必要である。

「基準 2. 学生」について

大学は、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、ホームページ等で周知している。しかし、社会福祉学研究科社会福祉学専攻では収容定員を大幅に超過しており、また、一部の学科においては収容定員未充足となっているため、改善が必要である。教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制が整備され、組織的に支援を行っている。アカデミックアドバイザーが支援を重ね学生の生活上、学修上の不安を取除くよう努めている。大学独自の奨学金制度や同窓会による奨学金制度などの経済的支援を行っている。学修支援、学生生活、施設・設備に関する学生の意見等については、担当部署や学生生活満足度調査で収集しているが、分析や改善への活用ができていない。

「基準 3. 教育課程」について

各学部の学科・専攻、各研究科で目的及び教育目標を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、入学案内、履修要項、ホームページ等で学生に周知している。成績評価基準は履修要項に記載して学生に周知している。また、GPA(Grade Point Average)を活用して成績不振学生に対してはアカデミックアドバイザーが面接を行い、学修意欲を取戻せるように指導している。授業内容については学生による授業評価アンケートを実施している。

各学部・学科でカリキュラム・ポリシーを定め、カリキュラム・ポリシーに沿った履修指導等によって、学生の体系的な履修を支援している。

「基準 4. 教員・職員」について

「事務組織規則」に基づき、キャンパスごとに必要な職員を配置し、キャンパス間で連携を図り業務を進めている。FD(Faculty Development)、その他教員研修については、フ

アカルティ・ディベロップメント専門部会が中心となり、研修会、授業見学等の FD 活動を実施している。職員の資質・能力向上のための研修については、教職員を対象とした全体ミーティングを随時実施している。

学長の意思決定の権限と責任及び副学長・学長補佐の組織上の位置付けと役割については、規定しており、体制の整備を進めているものの「学位の授与」について、教授会及び研究科委員会が学長に意見を述べていない。また、大学設置基準に則していない基幹教員が一部おり、大学全体で必要な教授数が不足していることについては改善が必要である。

大学は、これらの改善を要する点の指摘を受けて、令和 7(2025)年 2 月 25 日付けで主要授業科目又は 1 年につき 8 単位以上の授業科目を担当していない教員を基幹教員から除外することを決めた。また、令和 7(2025)年 2 月 10 日付けで教育学部の准教授 1 人、社会福祉学部の准教授 1 人及び保育児童学部の准教授 2 人を教授に昇任させた。これらの結果を令和 7(2025)年 3 月 3 日に開催した日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会においてこの指摘については改善されたことが確認できた。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

法令等に基づく情報公開については、教職課程の自己点検・評価の結果が公表されていないため改善が必要である。法人及び大学の管理運営機関の意思疎通と連携については、「法人・教学連絡会」を設置し、コミュニケーションを図っている。監事の職務については、一部、適切に行われていない。また、監事監査報告書の理事会及び評議員会での取扱いについて改善が必要である。

財務状況について経常収支差額の赤字が続いている。より実態に沿う経営改善計画及び精緻な財務計画を策定の上、安定した財務基盤の確立と収支バランスを確保し、自主再建を図る必要がある。

「基準 6. 内部質保証」について

大学は内部質保証に関する全学的な方針を定めていない。また、内部質保証のための組織として自己点検・評価委員会が設置されているが、内部質保証のための活動を行っていないため、恒常的な組織体制が整備されていない。

自己点検・評価の報告書が作成されているものの、その結果が大学の改革・改善等に活用されておらず、内部質保証のための自己点検・評価ではない。また、事実に基づかない記述やエビデンスの不足があり、書面質問に対する回答等との相違が散見するため、十分な調査・データの収集・分析の上で自己点検・評価を行うことが必要である。

これらにより、内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みが機能しているとはいえない。

総じて、大学は、中長期的な計画の立案に当たり、実態の把握とその実施と管理が不十分であり、また一部の学科、研究科において入学定員・収容定員は超過又は未充足の状況である。特に、大学の管理面において自己点検・評価や内部質保証の組織体制、運用の実際において学内の PDCA サイクルが組織的、体系的に機能しておらず、エビデンスに基づく自主的・自律的な改善が必要である。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・地域貢献の充実」「基準 B.留学生支援と国際交流の充実」「基準 C.社会福祉士・精神保健福祉士資格取得のための支援の充実」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしていない。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は使命を「できなかった子（生徒）をできる子（学生）にする」と簡潔に分かりやすく表記し、意味・内容の具体性と明確性をもって提示している。併せて、例えば教育学部においては地球規模で人の健康を脅かす感染症などについての問題解決に向けた授業科目を用意するなど、個性・特色を明示している。

使命・目的及び教育目的に関しては、過去の学部改組時に検討している。社会情勢の変化などに対応して、新たな「中国語対応学位プログラム」などを設けている。

〈参考意見〉

○大学は、中国語対応学位プログラムを提供しているので、使命・目的、教育目的等を中国語で周知することが望まれる。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしていない。

〈理由〉

使命・目的、教育目的について、大学の開学時、学部改組のときに理事会、教授会などで検討することで役員・教職員の理解と支持を得ている。使命・目的、教育目的については、分かりやすい言葉で周知しているものの、学内で三つのポリシー及び中長期的な計画との関連についての検討、審議は十分に実施されていない。社会情勢の変化によって、大学が受ける影響は明らかであり、その環境変化に応じて中長期的な計画への反映と年度中の進捗管理の実施、途中経過のフィードバックなどの教職員間での情報共有は不十分であり、改善が必要である。

〈改善を要する点〉

- 使命・目的及び教育目的を達成するための事業に関する中長期的な計画について、入学者数等、実現可能性の高い基礎数字を用いるなど、実質を伴った審議・検討が行われておらず、策定された計画も不十分であるため改善を要する。
- 事業の中長期的な計画の基礎となる大学全体の状況把握とそのフィードバックや教職員での情報共有は不十分であり、改善を要する。
- 使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織の構成との整合性については、三つのポリシーには反映されておらず、改善が必要である。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしていない。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、ホームページや募集要項等で周知している。また、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れを実施しているが、その検証が行われていない。

社会福祉学研究科社会福祉学専攻の大幅な収容定員超過や保育児童学部保育児童学科の収容定員未充足については改善が必要ではあるものの、社会福祉学部社会福祉学科や心理学部心理学科においては学生数の維持に努めている。

〈改善を要する点〉

- 社会福祉学研究科社会福祉学専攻の博士課程前期の収容定員充足率は 2.86 倍であり、同博士課程後期については 6 倍となっており、指導に支障を来すため改善が必要である。
- 保育児童学部保育児童学科の収容定員充足率は 0.7 倍未満であり、改善を要する。

〈参考意見〉

- 教育学部教育学科は収容定員未充足のため対応が望まれる。
- 通信教育課程を開設する全ての学科について、収容定員未充足のため対応が望まれる。
- アドミッション・ポリシーに沿った学生が入学しているかについての客観的な検証が行われていないので、対応が望まれる。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教員と職員の協働組織として、全学教務委員会が組織され、全学的な学修支援を進めている。また、TA 等の活用についての規則が策定されている。障がいのある学生等の学修支援については、「障がい者支援を統括するユニバーサル支援委員会」及びその下部組織の「ユニバーサル支援協議会」を設置し、対応を進めている。オフィスアワーも関連規則に基づき設定することとなっている。

単位修得状況等に課題がある学生に対してはアカデミックアドバイザーが指導を行い、当該学生の状況を共有し、学生指導を行っている。

2-3. キャリア支援

- 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制として、キャリア支援室を設置し、学生の進路、就職、資格取得に向けた組織的な支援を行っている。また、インターンシップなどのキャリア支援も実施している。留学生に対するキャリア支援策として、留学生を対象にガイダンスや個別支援、情報の提供を行っており、大学卒業後に日本企業や大学院で活躍できるよう、日本語能力向上支援講座を正課外で週 1 回、日本語能力に応じて 3 段階のクラスを開講している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のための支援として、入学時に「学生生活の手引き」を全員に配付し、オリエンテーションにおいて、その詳細を説明している。留学生に関連する部分については漢字に振り仮名を付すなどの配慮も行っている。学生一人ひとりにアカデミックアドバイザーが支援を重ね、学生の生活上、学修上の不安を取除くよう努めている。また、全学的な学生生活の安定のための支援として、学生支援委員会を設置し、学生指導、学生の厚生補導、学生生活に関する課題の検討を行い、支援策を講じている。加えて、学生の心身の健康相談や学生の課外活動への支援等の学生サービス、奨学金などの経済的支援についても行っている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎等の学修環境の整備については、四つある各キャンパスにおいて、講義棟、研究・研修棟、事務室、図書館、学生の福利厚生関係施設等を設置し、教育と研究に適した環境を整備している。また、各キャンパスの実習施設、ICT（情報通信技術）環境等についても、整備・活用されている。各キャンパスはバリアフリーに配慮されている。授業を行う学生数は、教員の指導が行届くことを考慮し、授業科目・内容に応じて管理している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしていない。

〈理由〉

アカデミックアドバイザー、教務課、キャリア支援室、保健相談室、学生相談室が、学修支援、キャリア支援、心身に関する健康相談や経済的支援をはじめとする学生生活支援を行う中で、学生の意見・要望を調査し、学生生活満足度調査を令和 5(2023)年度から再開している。

しかしながら、これらの調査結果についての把握・分析は行われておらず、また学生へのフィードバックもできていない。

〈改善を要する点〉

○学修支援や施設・設備、学生生活に関する学生の意見等について、担当部署で収集しているが、その結果について情報共有や分析、改善への活用ができていない点について、改善を要する。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

各学部の学科・専攻、各研究科でそれぞれの目的及び教育目標を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、入学案内、履修要項、ホームページ等で学内外に周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業・修了認定基準は学則に規定し、学生に周知し、運用している。

また、GPA の通算が 2.0 以上でなければ卒業を認定することはできないと学則で規定し、単位数だけではなく GPA によっても卒業の基準を定めている。

〈参考意見〉

○大学設置基準第 30 条で定める入学前の既修得単位数等の認定について、大学学則第 14 条第 4 項と第 5 項の合計で 60 単位としなければならないところを、第 5 項を除外しているので対応が望まれる。

○研究科の成績評価基準は定められており、大学院要覧にも記載され、学生に周知されて

いるが、学則に規定されていない点について、対応が望まれる。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

各学部・学科でカリキュラム・ポリシーを定め、履修要項やホームページで学生に周知している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーについては一貫性が保持されている。カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成しており、ナンバリングシステムの導入や履修モデルを示して履修指導を行うことによって、学生の体系的な履修を支援している。

教養教育においては、文章表現能力、対話能力、異文化理解力等のコミュニケーションスキルの向上に力を入れている。

教授法の工夫としては、双方向対話型授業を取入れ、教員と学生の対話、学生同士のグループディスカッションを促進している。また、留学生が多い池袋キャンパスではこうした学生同士の対話によって異なる文化の理解が図られるなどの成果も見られる。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価については、GPA を利用して把握しており、成績不振学生に対してはアカデミックアドバイザーが個別面談を行い指導している。また、カリキュラムマップを用いて履修指導を行うことで、教育課程の目的に沿った履修の進行ができるようにしている。教員採用試験や社会福祉士国家試験、精神保健福祉士国家試験の合格者数により学修成果を確認している。

学生による授業評価アンケートが実施されており、評価が低い教員には学部長・学科長が個別に指導するなど、改善に向けた取組みを行っている。ファカルティ・ディベロップ

メント専門部会の活動として、教員間の授業の相互参観を全教員参加で行い、相互参観後は「授業見学報告書」の提出を課している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の意思決定の権限と責任については、組織運営規則に明確に規定している。また、学長のリーダーシップが適切に発揮できるよう、副学長と学長補佐についても組織上の位置付けと役割を規定し、副学長が配置され、補佐体制の機能を果たすべく整備を進めている。

「学位の授与」について、教授会及び研究科委員会が学長に意見を述べていない点については改善が必要だが、学部教授会規程、研究科委員会規程に組織上の位置付け及び役割を規定し、運営している。

職員については、事務組織規則に役割を示し、4 か所のキャンパスごとに配置するとともに、キャンパス間で連携を図りながら業務を進めることで、教学マネジメントの機能を支える努力をしている。

〈改善を要する点〉

- 学校教育法第 93 条第 2 項第 2 号に規定されている「学位の授与」については、学部教授会及び研究科委員会で学長に意見を述べておらず、学長が最終的な決定を行っていないため、改善が必要である。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の採用・昇任に関しては、諸規則を定め、運用している。FD、その他教員研修については、「教員任用規程」及び「教育方針及び授業方法に関する規程」に規定するとともに、ファカルティ・ディベロップメント専門部会が中心となり、研修会、授業見学等の FD 活動を実施している。

大学の基幹教員・大学院の専任教員については、設置基準で定める必要教員数を確保している。しかしながら、大学設置基準の規定に則していない基幹教員がいること、大学全体で必要な教授数が不足していることについては改善が必要である。

大学は、これらの改善を要する点の指摘を受けて、令和 7(2025)年 2 月 25 日付けで主要授業科目又は 1 年につき 8 単位以上の授業科目を担当していない教員を基幹教員から除外することを決めた。また、令和 7(2025)年 2 月 10 日付けで教育学部の准教授 1 人、社会福祉学部の准教授 1 人及び保育児童学部の准教授 2 人を教授に昇任させた。これらの結果を令和 7(2025)年 3 月 3 日に開催した日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会においてこの指摘については改善されたことが確認できた。

〈改善を要する点〉

- 当該学部の教育課程に係る授業科目のうち、主要授業科目又は 1 年につき 8 単位以上の授業科目を担当していない教員を、基幹教員として社会福祉学部社会福祉学科と心理学部心理学科に 1 人ずつ配置していることについて、改善が必要である。
- 大学設置基準に定める大学全体として必要な教授数について、2 人不足しているため、改善が必要である。

〈参考意見〉

- 全学教務委員会に置くファカルティ・ディベロップメント専門部会について、規則では毎月 1 回開催することとなっているが、年 1 回しか開催されておらず、規定どおりに部会が開催されていないため、FD の実施体制としての機能を果たすことができるよう対応が望まれる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のための研修については、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 スタッフ・ディベロップメント規程」に基づき大学運営に関わる役員を含めた教職員を対象に

新任者研修等を実施している。

また、日本私立大学協会や大学入試センター、日本私立学校振興・共済事業団などの外部機関が主催する研修会に職員等を派遣している。

〈参考意見〉

○スタッフ・ディベロップメント規程に規定されている SD 活動の年間実施計画が未整備であるため、計画を策定し、教職員に周知するとともに、計画に沿った研修実施が望まれる。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境については、全教員に個室の研究室を設置する等、適切に整備し運営・管理を行っている。研究倫理に関する規則等を整備して厳正に運用し、「日本学術振興会提供の研究倫理eラーニングコース」を全ての教員及び大学院生に受講させ、修了証書の提出を義務付ける等、研究倫理の確立を図っている。また、研究活動への資源配分に関する規則を整備し、研究活動のための外部資金を導入するために、「東京福祉大学 全学教務委員会に置く研究奨励専門部会規程」に基づき、研究奨励専門部会が教員の競争的研究資金獲得を支援している。RA(Research Assistant)の導入を検討している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしていない。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為において関係法令を遵守することを明記し、運営を行っている。教職課程の自己点検・評価の結果が公表されていないものの、その他の情報については法令等に基づきホームページで適切に公表されている。

法人は理事会を中心に経営改善計画を作成し、使命・目的を実現するための継続的な努力を進めている。

環境保全については、環境省が推進する放射線の健康影響に関する風評の払拭を目指した事業に寄与している。人権への配慮については、就業規則にハラスメント防止について規定するとともに、ハラスメント防止・対策専門部会を設置している。また、安全への配慮については、危機管理規則及び危機管理対応マニュアルを定めるとともに、防災訓練・避難訓練を実施し、危機管理の体制を整えている。

〈改善を要する点〉

○教育職員免許法施行規則第22条の8で指定している教職課程の自己点検・評価結果が、ホームページ上で公表されていないため、改善が必要である。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき理事会を設置し、理事会運営規程に定めるとおりに開催している。理事会の審議事項についても規定され、寄附行為や諸規則の改廃、予算や事業計画、決算や事業報告など、重要事項の審議を行っている。

理事については、寄附行為に基づき理事会・評議員会において適切に選任を行っている。理事の理事会出席状況は良好であり、委任状出席する場合は、意思表明書を提出している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長のリーダーシップを補佐する体制として副理事長を置いている。また、法人を代表する理事長、副理事長等と、教学を代表する学長、副学長、研究科長、学部長等で組織する「法人・教学連絡会」を設置し、法人及び大学の意思疎通と連携を図るとともに、教職員から選任された内部理事が教職員からの意見を理事会に反映する体制を整えている。

監事の職務については、一部、監査や監事の監査報告書の理事会及び評議員会での取扱いについては改善が必要であるものの、監事及び評議員の選任は寄附行為に基づき行われ、監事の理事会・評議員会への出席状況、評議員の評議員会への出席状況は概ね良好である。現在、法人及び大学に対するチェック体制として、監事、評議員会が機能するよう、体制の整備を進めている。

〈改善を要する点〉

- 法人の管理運営・財務に課題があるにもかかわらず、理事会・評議員会において、監事からの意見等の積極的な発言がなく、監事監査報告書においても特段の指摘をしていないことは、監事の職責を果たしているとはいえないため、改善が必要である。
- 監事の監査報告について、理事会において審議・決定していることは、監事監査の趣旨に照らして適切ではないため、改善が必要である。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしていない。

〈理由〉

財務状況について過去 5 年間経常収支差額の赤字が続いており、安定した経営を行うには十分な資金の確保ができていない状況が続いている。財務比率面においては、教育活動収入の減少による前受金保有率・流動比率の低下により自己資本比率が低下している状況にある。現状では、大学を安定的に運営することが困難なため、より実情に沿った中長期的な経営改善計画及び財務バランスを十分考慮したより精緻な財務計画を策定し、自主再建を図る必要がある。

〈改善を要する点〉

- 教育活動収入の減少に伴う経常収支の赤字が常態化しており、現状では大学を運営することは困難な状況であるため、より実情に沿った経営改善計画及びより精緻な財務計画を策定し、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保を行うよう改善が必要である。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学校法人会計基準や寄附行為、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 経理規程」等の規則に基づき適切に会計処理を実施している。

会計監査については、寄附行為に基づく監事監査、内部監査規程に基づき監査室が実施する内部監査、独立監査人である公認会計士の監査を実施している。公認会計士から監事へ監査状況の説明が行われている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしていない。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしていない。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針がなく、また内部質保証のための組織として自己点検・評価委員会が設置されているが、実際には内部質保証のための活動をしていない。

よって、内部質保証のための恒常的な組織体制が整備されておらず、その責任体制も明確ではない。組織間の日常的な連絡調整や情報共有は全体ミーティングと「法人・教学連絡会」で行われているが、内部質保証のための活動ではない。

〈改善を要する点〉

○内部質保証に関する全学的な方針が定められていない点は改善が必要である。

○内部質保証のための組織として設置されている自己点検・評価委員会が機能していないため、内部質保証のための恒常的な組織体制や責任体制が整備されていない点は改善が必要である。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしていない。

〈理由〉

自己点検・評価の報告書は令和 5(2023)年度と令和 6(2024)年度に作成され、令和 5(2023)

年度の報告書をホームページで公表しているが、自己点検・評価の結果が大学の改革・改善等に活用されておらず内部質保証のための自己点検・評価とはいえない。また、今回の認証評価で提出された自己点検評価書の内容についても、事実に基づかない記述やエビデンスの不足があり、書面質問に対する回答や実地調査における面談での回答と相違する部分が散見するため、十分な調査・データの収集・分析を行い、規則に基づいて全学的な体制で自己点検・評価を実施することを強く求める。

〈改善を要する点〉

- 自己点検・評価については、実施する周期なども含めて規則に基づいて実施されておらず、改善に向けた施策等の検討も行われていないため改善が必要である。
- 自己点検・評価について、事実と相違する記述やエビデンスに基づかない記述が散見するため、十分な調査・データを収集・分析の上、全学的体制で自己点検・評価を実施するよう改善が必要である。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしていない。

〈理由〉

内部質保証の方針がなく、内部質保証を担う組織である自己点検・評価委員会が機能していないため、体制が整備されていない。また、自己点検・評価の報告書についても事実に基づかない記述があり、エビデンスが不足している状況である。

このため、内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みについては機能しているとはいえない。特に、中長期的な計画については認証評価等の結果が反映されたものではなく、その内容も概略的なものであり、大学運営の改善・向上につなげることができないと言わざるを得ない。

〈改善を要する点〉

- 内部質保証の体制が整備されておらず、内部質保証のための自己点検・評価ができていないことから内部質保証システムが機能していないので改善が必要である。
- 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画」については内容が概略的であり、認証評価の結果等が反映されていないことから、精緻な計画を作成し、PDCA サイクルを機能させるよう改善が必要である。
- 事業に関する中長期的な計画が不十分であること、収容定員に基づく適切な学生数の管理、学修支援等に対する学生の意見・要望の分析等、学長のガバナンス、教員の配置、情報の公表、監事の機能性、財務基盤と収支について改善を要する点があるため、内部質保証システムが機能するよう改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携・地域貢献の充実

A-1. 地域連携・地域貢献の有効性

A-1-① 地域連携・地域貢献の有効性

【概評】

地域連携・地域貢献については、伊勢崎・王子・池袋・名古屋キャンパスの4拠点それぞれで取組まれている。公開講座はキャンパスが所在する市の教育委員会や高齢政策課などと連携して実施されている。

市民向け講座は伊勢崎・池袋・名古屋キャンパスで開催されている。その開催形態は、コロナ禍の影響ではあるがオンライン開催としたことでさまざまな参加者を得ることができた。

また、在学生在が地域で行われる各種の活動にボランティアとして参加している。これらは、「子どもの貧困・孤立防止対策ネットワーク事業」「豊島区ふくし健康まつり」などで、学生が地域の活動に力を提供したものである。

地域の小中学校との連携については、伊勢崎キャンパスでは市教育委員会と覚書を交わし、小中学校でのボランティア活動が行われている。池袋キャンパスでは市教育委員会と協定を結び、学生を小中学校へ派遣している。

伊勢崎キャンパスでは近隣高校へ教員を講師派遣しているほか、公立高等学校との連携では学生が高等学校の生徒の研究活動に参加し助言を行うなどの活動を行っている。

こうした地域連携・地域貢献の活動は、コロナ禍で中断しているものがあるが、今後の再開や新たな展開が模索されており、今後一層の地域連携・地域貢献の推進を期待したい。

基準 B. 留学生支援と国際交流の充実

B-1. 留学生支援と国際交流の推進

B-1-① 留学生の受入れと留学生数増加の実績

B-1-② 留学生支援の状況

B-1-③ 国際交流の推進

【概評】

留学生の受入れを積極的に行っており、池袋、名古屋キャンパスでは多くの留学生が学んでいる。

大学組織においては留学生教育センター運営委員会を設置し、カリキュラム、修学・生活支援、キャリア形成支援、日本人学生との交流について支援を行っている。また、カリキュラムには日本語力の向上を図るための授業も用意されている。

留学生支援としては学生便覧に留学生に関する項目が用意されている。留学生支援室も設置されており、進学・授業相談、生活サポートなどを行っている。日本人学生と同様に

留学生に対してもアカデミックアドバイザーを配置し、個別の相談に対応できる体制を整えている。学生の相談場面では、学生の日本語力によっては外国語を話せる職員が同席するなどの配慮も行っている。

中国語課程を設置しており、日本語が苦手な学生であっても中国語で論文を書くことで学位を取得することを目指している。

大学院において、留学生が多数入学している研究科もあるが、指導教員が多くの時間と労力をかけて研究指導にあたっている。

留学生の卒業後の進路については、学部、大学院ともに4割弱が進路未定や帰国となっている点については、今後キャリア支援を更に充実させていくことが期待される。

国際交流についてはアメリカ夏季短期研修を用意しており、参加学生は受入れ大学での寮生活、講義の受講、福祉・医療・教育関連施設の見学などを体験できる。このプログラムは単位として認定される。

基準C. 社会福祉士・精神保健福祉士資格取得のための支援の充実

C-1. 社会福祉士・精神保健福祉士資格取得のための充実した支援

C-1-① 社会福祉士・精神保健福祉士資格取得のための充実した支援

【概評】

社会福祉士・精神保健福祉士資格取得に関しては、以下の2点の工夫がされている。

1点目は法定実習時間に加えて、大学独自の实習プログラムを用意していることである。社会福祉学科社会福祉コースと精神保健福祉専攻については、法定実習に加えて80時間の「ソーシャルワーク基礎実習」を課すことで、実践的能力を高めることを試みている。

2点目は社会福祉士・精神保健福祉士の実習を通年型で行っていることである。一般的には長期休業中に集中型で行う場合が多いが、週に2日の実習日を設けることで、学生は年間を通じて実習先に赴き実習を行っている。この実習経験と並行して大学では実習指導の授業で実習経験の振り返りを行うことができる。

こうした通年実習を可能にするために授業の開講日の調整を行っている。また、実習が講義日と重なった場合の補講の調整など教務課からの実習教育の支援が行われている。

学内の体制としては、キャリア支援室が実習施設・機関と大学、実習指導担当教員、実習巡回担当教員、アカデミックアドバイザーをつなぎ、支援する役割を果たしている。

Ⅳ 大学の概況（令和6(2024)年5月1日現在）

開設年度	平成12(2000)年度
所在地	群馬県伊勢崎市山王町 2020-1
	東京都豊島区東池袋 4-23-1
	東京都北区堀船 2-1-11
	愛知県名古屋市中区丸の内 2-16-29

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
社会福祉学部	社会福祉学科 社会福祉学科（通信教育課程）
教育学部	教育学科 教育学科（通信教育課程）
心理学部	心理学科 心理学科（通信教育課程）
保育児童学部	保育児童学科 保育児童学科（通信教育課程）
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻 児童学専攻 社会福祉学専攻（通信教育課程） 児童学専攻（通信教育課程）
心理学研究科	臨床心理学専攻 臨床心理学専攻（通信教育課程）
教育学研究科	教育学専攻 教育学専攻（通信教育課程）

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 7 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 4 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 18 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 15 日	名古屋キャンパス実地調査の実施 池袋キャンパス実地調査の実施 伊勢崎キャンパス実地調査の実施
～10 月 17 日	10 月 16 日 第 2・3 回評価員会議開催 10 月 17 日 第 4 回評価員会議開催
11 月 1 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 10 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見あり)
2 月 13 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見あり)

49 東北文化学園大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

建学の精神である「輝ける者を育む」をもとに、大学の使命・目的、各学部学科、研究科の教育目的は、大学学則、大学院学則に明確に定められている。

大学の個性・特色を建学の精神に基づく全学共通教育の実施、地域に根差した多職種連携教育の推進とし、学生と地域を結んだ実践的な教育を重視している。

時代の変化に対応して、学部・学科の設置・改編を行い、医療福祉学部、現代社会学部、経営法学部、工学部の 4 学部と健康社会システム研究科を置いている。

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜を適切な体制のもとに実施しているが、一部の学科において収容定員未充足となっており、対応が必要である。

学修支援については「スチューデント・アドバイザー」（以下 SA という。）の教員が中心となり、各学科専攻が指導体制を整備している。基礎教育センター、地域連携センターなどによる学修支援活動も充実させている。学生生活安定のための支援体制を複数実践しており、学生相談室では学生だけでなく、教職員や保護者へのサポートも行っている。

学修支援に関する学生の意見・要望については、「学修状況調査」など各種調査及び学生意見箱・意見交換会といった複数の場で意見を収集し、改善策を講じ、その実施を通じて運営の質向上を図っている。

「基準 3. 教育課程」について

教育理念を踏まえ、全学共通及び各学科のディプロマ・ポリシーを策定し、ウェブサイト及び「TBGU ハンドブック」で周知している。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準については学則で定め、更に細則を定めて厳正に運用している。大学院の学位授与審査については、研究科前期課程・後期課程学位授与審査申合せを定め適用している。

カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成している。教養教育の実施については、全学共通教養教育として「輝ける者 principle」としてまとめられ積極的に取り組んでいる。

アセスメント・ポリシーを定め、「学修状況調査」、授業評価アンケート、卒業後アンケートや就職先事業所アンケートなどを実施して、学修成果について多角的に評価が行われている。

「基準 4. 教員・職員」について

学長の補佐体制として、副学長及び学長補佐を任命するとともに、大学運営に関する重要事項の審議機関として「大学運営会議」を設置している。また、教学マネジメント構築のため、「教学マネジメント委員会」を設置するなど、規則等の整備とともに、意思決定の権限と責任を明確にしている。

教育目的及び教育課程に即した教員として、設置基準で定める人数を確保するとともに、学部及び研究科に適切に配置している。教員及び職員の研修として、毎年度実施している「研修委員会」において「FD・SD 研修会」等の年間スケジュールを策定するとともに、適切なテーマを設定している。

研究倫理及び適正な研究活動についての規則を定め、研修や講習会等を定期的に行っている。研究活動について適切な運営・管理を行っている。

〈優れた点〉

○大学の教育・研究・管理運営の向上に寄与することを目的として、自己研修に専念できる「サバティカル制度」を設けており、「多職種連携教育」を体系的な全学プログラムとして構築するなど、本制度による研修内容を活用し成果を挙げている点は評価できる。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

私立学校法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、寄附行為及び関連諸規則が整備され、適切に運営が行われている。会計処理は、学校法人会計基準、経理規程、予算管理規程等に基づき適正に処理している。使命・目的を実現するため「中期計画」を策定し、中期計画をもとに毎年度策定する事業計画の重点項目について進捗状況の確認を行い、月例報告を行っている。

使命・目的の達成に向けた意思決定の体制として、意思決定を迅速化するために常勤理事会を設置している。「理事長・学長懇談会」を毎月開催し、法人と大学の目標を共有するとともに、意思疎通と連携を円滑に行っている。

監事、公認会計士及び内部監査室による三様監査連絡会を年 3 回開催するなど、会計監査を行う体制を整備し、厳正に実施している。

「基準 6. 内部質保証」について

「学校法人東北文化学園大学自己点検及び自己評価規程」「東北文化学園大学自己点検及び自己評価規程」を定め、「学校法人東北文化学園大学自己点検・自己評価委員会」「自己点検及び自己評価運営委員会」を中心とした内部質保証のための組織を整備している。また、外部有識者による外部評価委員会を置き、学外の意見を大学運営の改善に生かす体制を整備している。

教学面について、教学マネジメント委員会を設置し、三つのポリシーに則した内部質保証を推進し、大学運営会議に提言を行っている。

中期計画は、計画の項目ごとの達成度のほか、学生の満足度評価などの結果も指標として進捗管理を進めており、これに基づく事業計画の策定、必要に応じた中期計画の修正を行っており、内部質保証の向上に努めている。

総じて、大学は建学の精神、使命・目的、教育目的に沿った学部・学科、研究科を設置している。学生の学修支援、生活支援を適切に実施して、地域に貢献する人材の育成を行っている。建学の精神にある「輝ける者」の育成を大学が目指すべき姿として取組んでいる。学生確保について課題があるが、今後も継続して検証を行い、より一層地域社会に貢献できる人材を育成していくことを期待する。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献・連携」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 輝ける者を育む全学共通教育「輝ける者 Principle」
2. スチューデント・アドバイザー制度
3. スポーツ活動強化支援の取り組み

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神である「輝ける者を育む」をもとに、大学の使命・目的、各学部・学科、研究科の教育目的は、「東北文化学園大学学則」「東北文化学園大学大学院学則」に具体的かつ明確に定められ、簡潔に文章化している。

大学の個性・特色を建学の精神に基づく全学共通教育の実施、地域に根差した多職種連携教育の推進とし、学生と地域を結んだ実践的な教育を重視している。

時代の変化に対応して、学部を設置・改編に合わせて教育研究上の目的について見直しを行っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神、教育理念や教育目的の策定・改正に当たっては、学科会議や教授会で意見を聴き、大学運営会議で承認を得て、理事会に諮っており、役員、教職員が関与・参画している。使命・目的及び教育目的は、大学案内、学生・教職員に配付される「TBGU ハンドブック」、ウェブサイトなどで学内外に周知している。

使命・目的は、令和 4(2022)年度開始の中期計画「輝ける者を育むⅢ」の「重点項目Ⅱ：教育及び修学システムの改善」、「Ⅲ：地域連携の強化」を中心に反映されている。

三つのポリシーは、建学の精神、教育理念及び教育目的を反映させて策定している。

使命・目的及び教育目的を達成するための教育研究組織として、医療福祉学部リハビリテーション学科、看護学科、現代社会学部現代社会学科、経営法学部経営法学科、工学部知能情報システム学科、建築環境学科、臨床工学科の 4 学部 7 学科と大学院健康社会システム研究科などを置いている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神や教育理念に基づく全学アドミッション・ポリシーを掲げ、ウェブサイトをはじめとする複数の方法で学内外へ周知を実践している。また各学科でも、特徴的なアドミッション・ポリシーを定め、周知し、毎年周知方法に関する見直しを行っている。入学者受入れの実施と検証については、入試広報戦略会議を設置し、そのもとに委員会を置き、アドミッション・オフィサーによる機能の充実も進めている。IR 室による検証調査や高大

連携協定等の取組みも実施している。入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持については、収容定員充足率の低い学科があるため、今後の対応が求められる。

〈改善を要する点〉

○医療福祉学部リハビリテーション学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満のため、改善を要する。

〈参考意見〉

○医療福祉学部看護学科、現代社会学部現代社会学科が収容定員未充足のため、学生確保に向けた更なる取組みに期待したい。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援については大学運営会議及び教学マネジメント委員会が方針・計画を策定し、教務委員会が実施を担当する体制をとっている。基礎教育センターや地域連携センターを中心に学修支援体制を整備し、実効性のある支援活動を実施している。また大学院生による TA、学生によるピアサポーター、教員による SA 制度も実施し、活用されている。また学修支援に関する学生の意見を反映する仕組みも整えて実践している。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内では全学共通科目「輝ける者」によるキャリア教育のための支援体制を整え、キャリアサポートセンターや地元企業担当者による講義やグループワークを実践している。また、国家資格等の専門職を対象としたキャリア教育も実践し、「専門職連携論」「専門職連携セミナー」という科目により、多職種連携を学ぶ教育も実践している。教育課程外のキャリア教育・就業体験及びインターンシップはキャリアサポートセンターが支援を行っている。これらの取組みは各国家試験の合格率や就職率への結果にも結びついている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

経済的な支援については、公的な奨学金制度のほか、大学独自の卒業年次生を対象とした奨学金制度を設けている。また、学生が空き時間に学内で就学資金を得られるスチューデントジョブ制度を導入している。健康面の支援については、健康管理センターが「保健室」「学生相談室」「特別支援室」を設置し、教職員との連携もとりながら支援している。学生相談室では学生だけでなく、教職員や保護者へのサポートも実践している。課外活動への支援も含め、学生生活安定のための支援体制を複数実践している。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地や校舎は法人事務局管財部により管理運営が行われ、外部委託の警備も 24 時間体制で行われている。AED（自動体外式除細動器）の設置やバリアフリー設備が整備されている。図書館は個人ブース、グループ学習室、パソコンコーナーなどが用意され、期末試験などの時期には日曜日も利用できるようにしている。基礎教育センターでは、教育アドバイザーが常駐する「E サポカウンター」、自由な学修スペースを作る「E スペース」や開放的な雰囲気のもとでグループワークができるグランピングエリア等を設け、ラーニング・コモンズとして機能している。また、研究等に使用する学修スペースも学科ごとに設けられている。授業を行う学生数は教育効果を考慮した適切なクラスサイズを設定している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援及び学修環境に関する学生の意見・要望については、SA 制度による意見収集、「学修状況調査」での意見収集、学生意見箱・意見交換会といった複数の場で収集している。心身に関する健康相談、経済的支援については SA 制度の活用のほか、学生生活実態調査による把握と分析を実施し、健康管理センターとの連携も行っている。調査データについては IR 室により分析され、改善に結びつける取組みが実践されている。また、学生から出された意見や要望については、対応可能な案件について随時、改善策を実行に移している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育理念を踏まえ、全学共通のディプロマ・ポリシーから各学科でより詳細なディプロマ・ポリシーを策定し、ウェブサイト及び「TBGU ハンドブック」で周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準についても学則で定め適用しており、細則を定めて運用し学生にも周知している。大学院の学位授与審査については、研究科で前期課程・後期課程において、学位授与審査申合せを定め適用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育理念を踏まえ、全学共通の三つの柱のカリキュラムを実践するため、各学科・専攻が具体的なカリキュラム・ポリシーを定め、「TBGU ハンドブック」及びウェブサイトに掲載し周知している。カリキュラム・ポリシーは、学科・専攻ごとに詳細に記載され、ディプロマ・ポリシーと一貫性を確保している。また、単位制度の実質を保つための工夫としてキャップ制を導入し、各学科の細則にも明記して取組んでいる。教養教育の実施については、全学共通教養教育「輝ける者 principle」としてまとめられ積極的に取組んでいる。また、上級生・下級生の交流学修を推進するなど教授方法の工夫や開発に取り組んでいる。

〈参考意見〉

○現行のシラバスについては、成績評価方法、成績評価基準、予習復習内容とそれに要する時間等の記載が不十分な科目があるため、チェック体制を含め、整備が望まれる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

アセスメント・ポリシーを定め、学修成果の点検・評価のために「学修状況調査」を実施している。各授業科目に対しては、学生による授業評価アンケートを実施し、成績評価とともに点検を行っている。また、卒業後アンケートや就職先事業所アンケートなども実施しており多角的に評価が行われている。教育内容・方法、学修指導等の改善に向けて学修成果の点検・評価結果は、教学マネジメント委員会が中心となりフィードバックを行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、副学長及び学長補佐を任命するとともに、大学運営に関する重要事項を審議する機関として「大学運営会議」を置いている。教育目標の実現や教育の質向上等を目指して、「教学マネジメント委員会」及び「外部評価委員会」を設置するなど、規則等の整備とともに、意思決定の権限と責任を明確にした上で、教学マネジメント体制を構築し、適切に運用している。

教授会をはじめとする学内会議体の組織上の位置付け及び役割は、学則や関連規則等で規定し、それぞれの役割にのっとり機能している。また、学長が改廃権をもつ「教授会運営規程」によって、学長が教授会の意見を聴くことが必要な教育研究に関する重要事項を定め、周知している。事務組織については「学校法人東北文化学園大学事務組織規程」で組織体制を明確化するとともに、事務分掌に基づき、職員を適正に配置している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的及び教育課程に即した教員として、設置基準で定める人数を確保するとともに、学部及び研究科に適切に配置している。

教員の採用・昇任についての規則を定め、それにのっとり適切に運用している。

教職員の互いの業務を相互理解することを目的とした「FD・SD 研修会」等を、「研修委員会」において年間スケジュールを策定し、適切なテーマを設定の上、毎年度実施している。

また、研修会で出された意見をもとに、他分野の交流学修の可能性を高める教育課程の改正につなげるなど、研修効果や実績が蓄積されている。なお、欠席者には、オンデマンド視聴ができる環境を整えている。

〈優れた点〉

○大学の教育・研究・管理運営の向上に寄与することを目的として、自己研修に専念できる「サバティカル制度」を設けており、「多職種連携教育」を体系的な全学プログラムと

して構築するなど、本制度による研修内容を活用し成果を挙げている点は評価できる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

法人の財務状況に対する共通理解、事業計画及び中期計画に係る理解を深めるためのSD 研修会を、全教職員を対象として毎年度実施している。研修への参加率向上に向けた取り組みが望まれるものの、職員の資質・能力の向上のための研修を、見直しを行いながら組織的に実施している。

また、職員の能力開発及び組織としての目標達成を目指し、職員を対象とした目標管理制度を中心とした人事考課制度を導入している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員には、教育研究活動のために、教員研究室を割当て、快適な研究環境を整備し、有効に活用している。

研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修や講習会等を定期的で開催しており、対象者全員が受講している。また、不正行為防止規程を定め、教員全員から不正行為を行わない旨の誓約書を受入れている。

必要な規則を整備し各教員には個人研究費を配分しているほか、要望があった機器備品の新規購入を行うなど研究活動への資源の配分を行っている。

科学研究費助成事業の獲得実績がある教員で組織するワーキンググループを設置し、申請時の説明会及び申請前の研究計画調書へのアドバイスをを行うなど、外部資金導入努力を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

組織倫理については、寄附行為及び関連諸規則に基づき、適切に運営が行われているとともに、法令で定められている情報公表を適切な内容及び方法で行っている。使命・目的を実現するため、中期計画を策定し、教職員が出席する FD・SD 研修会で担当理事から説明を行うとともに、課題等の共有を行っている。なお、中期計画をもとに毎年度策定する事業計画の重点項目は、毎月、進捗状況の確認を行い、月例報告としてイントラネットで全教職員に共有を図っている。

「ハラスメントの防止等に関する規程」を制定し、ハラスメントの防止措置及び問題が発生した場合の適切な措置を行っている。また、「内部公益通報者保護規程」を定め、実名又は匿名にて通報が行えるようにしている。危機管理や安全衛生体制として、関連規則を定め、体制を整備するとともに、十分な周知や必要な訓練及びチェックを行っている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けた意思決定の体制として、理事会や評議員会のほか、意思決定を迅速化するために常勤理事会を設置している。

「理事の職務分担に関する規程」を制定し、理事が特定の職務を担当することで、事業の推進に当たっている。

理事の選任は寄附行為の定めにとり行われ、適正な人数であるとともに、事業計画等は理事会運営規程に定められた理事会付議事項として審議されている。

寄附行為及び理事会運営規程に基づいて、理事会の運営は適正かつ円滑に行われており、理事の出席状況も良好である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

「理事長・学長懇談会」を毎月開催し、法人と大学の目標を共有するとともに、意思疎通と連携を円滑に行っている。理事会及び評議員会の審議内容は、法人及び大学から選出された理事によって構成される常勤理事会において、議題整理を行っている。

各種委員会から大学運営会議や理事会の最高意思決定機関まで組織的な接続が整備されており、教職員の提案等を反映する仕組みを構築している。また、理事長及び学長と若手教職員が懇談する場を設け、課題の共有や提案をくみ上げる機会としている。

法人及び大学の監査や確認を行う監事は、寄附行為にのっとり独立性を確保し、適正に選任の上、職務を適切に遂行しており、理事会及び評議員会への出席状況は良好である。また、評議員は、寄附行為にのっとり適正に選出しており、評議員会への出席状況は良好であり適切に機能している。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中期計画を策定するとともに、入学者数減少を想定したシミュレーションを実施するなど、中期的な計画に基づく財務運営を行っている。

令和 5(2023)年度までは、純資産構成比率が全国平均を上回るとともに、経常収支差額は収入超過を維持しており、現時点では安定した財務基盤といえる。

一方、ここ数年入学者数の減少が続いており、今後経常収支差額、基本金組入前当年度収支差額の支出超過が予想される状況において、法人全体の財務内容改善に向け専門学校の募集停止を行っている。経費削減への取組みとともに、入学定員充足率向上に向けた対策の奏功を期待したい。

競争的資金獲得ワーキンググループを組織し、外部資金獲得を支援しているほか、寄付金の税額控除対象法人の認可を得るなど、外部資金導入の努力を行っている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準、経理規程、予算管理規程等に基づき適正に処理しており、日常の会計処理の過程で疑義が生じた場合は、法人が契約している公認会計士に適宜相談するなど適正に実施している。また、月次決算を月例報告としてイントラネットに掲載し、教職員に周知している。

監事、公認会計士、内部監査室による三様監査連絡会を年 3 回開催するなど、会計監査を行う体制を整備し、厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人東北文化学園大学自己点検及び自己評価規程」「東北文化学園大学自己点検及び自己評価規程」を定め、内部質保証に関する全学的な方針を明示するとともに、「学校法人東北文化学園大学自己点検・自己評価委員会」「自己点検及び自己評価運営委員会」を中心とした内部質保証のための組織を整備し、責任体制を明確にしている。

内部監査として「学校法人東北文化学園大学内部監査規程」を定め、理事長のもとに内部監査室を設置し、監査機能を整備している。教育目標の実現と教育の質的向上及び発展を目的として「東北文化学園大学教学マネジメント委員会規程」を定め、委員会を設置し、教学に関する点検・評価を行っている。

外部有識者による外部評価委員会を置き、学外の意見を大学運営の改善に生かす体制を整備している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「東北文化学園大学自己点検及び自己評価規程」に基づき、各学部・研究科、大学事務局に「自己点検及び自己評価実施委員会」を置き、自主的・自律的な自己点検・評価を行う体制を構築している。

自己点検・評価を毎年度定期的に実施し、自己点検・自己評価報告書にまとめ、ウェブサイトで社会へ公表している。

現状把握のための調査、データの収集と分析は、学長直轄の IR 室が担当し、分析結果を IR 室会議、入試広報戦略会議、大学運営会議等で検討している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

教学面について、教学マネジメント委員会を設置し、三つのポリシーに則した内部質保証を推進し、大学運営会議に提言を行っている。

中期計画は、法人創立 50 周年に向けた 50 周年ビジョンのもとに策定され、計画の項目ごとの達成度のほか、学生の満足度評価も指標として進捗管理を進めており、これに基づく事業計画の策定、必要に応じた中期計画の修正を行っている。

平成 29(2017)年度、日本高等教育評価機構による認証評価で指摘された収容定員充足率等の事項について、中期計画に対応を盛込み、改善のための努力を継続している。

〈参考意見〉

○内部質保証について、教学マネジメント委員会、自己点検及び自己評価運営委員会等で点検・評価しているが、改善点や実行された改善を明示し、PDCA サイクルへの反映状況について一層明確にすることを期待したい。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会貢献・連携

A-1. 地域・社会との連携基盤の構築

A-1-① 地域・社会との連携協定・事業

A-1-② 地域・社会との協働イベント等の開催

A-1-③ 他大学等との連携協力

A-2. 大学の有する資源の提供

A-2-① 大学の教育研究及び人的資源の開放

A-2-② 大学施設の開放

【概評】

大学と東松島市との包括的連携協定にのっとり、福祉・医療・保健の向上、教育・研究・文化の振興に幅広く連携しており、教員が多部門にわたり委員を委嘱されている。また、多くの学生が関与している。地域連携センターを設置し、地域と連携した各種事業の運営に取り組んでいる。「学都仙台コンソーシアム」に加入し、市民生活の質の向上や地域の発展等を目的にサテライトキャンパス公開講座などに教員を派遣し、他大学と協働し地域に寄与している。オーストラリアや台湾などの大学と協定し、国際的にも連携・協力している。

地域連携センターを窓口として、発達支援教室、公開講座の開講、学生ボランティアの派遣など教育研究資源の提供を含む地域貢献や社会連携などを行っている。災害時には、緊急給水システムの設置や妊産婦福祉避難所としての体制を整備している。また、各種学会などにおいても大学施設の貸与を行っている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 輝ける者を育む全学共通教育「輝ける者 Principle」

令和 2(2020)年度から新たな全学共通教育プログラムとして、教養教育「探求・理解プロジェクト」と初年次教育「育みプロジェクト」とからなる全学共通教育「輝ける者 Principle」を開始した。

「探求・理解プロジェクト」は、選択必修 7 科目からなる教養教育プログラムで、総合大学の特色を活かし、医療、工学、社会学、経営法学の学部専門領域の垣根を超えて、様々な分野の教員たちがチームをつくり、アクティブラーニングを重視した実践的なプログラムを提供している。「育みプロジェクト」は、自ら課題を見出し、自身の考えと他者の考えを擦り合わせながら最善の解を導き出す、能動的な学びを育む教育プログラムとして、全学共通の評価規準「育みループリック」により、基礎力（言語スキル、数量スキル、情報スキル）、思考力（論理的・批判的思考力、問題発見・解決力）、実践力（自律的活動力、人間関係形成力）の 3 観点に基づき「能動的な学びのスタイル」を醸成する。

2. スチューデント・アドバイザー制度

スチューデント・アドバイザー（以下「SA」という。）制度は、各学科専攻の教員がきめ細やかな学生指導を行うため、学生一人ひとりに SA 教員を配置して、学修状況や学生生活全般にわたっての相談に応じ支援する制度である。

全学的に初年次ポートフォリオの運用を行っており、学修支援の基礎資料として積極的に利用するとともに、SA による学生面談等においても指導に活用している。

また、成績不振学生への早期対応により休学、留年、退学等を防ぐことを目的として、各学科専攻で成績不振の判断基準を定め、該当学生に対する修学指導を SA が中心となって実施している。その指導に資するため「修学指導記録システム」を導入している。同システムは、SA が面談等個別指導を行いシステム上の記録内容を更新すると、通知が閲覧

権限者（学科長、学部長等）に届く仕組みであり、迅速な対応策の検討が行われている。

3. スポーツ活動強化支援の取り組み

令和 2(2020)年度からスポーツ強化運営委員会を組織し、剣道部及びフェンシング部を中心にスポーツ活動の強化をスタートさせた。年度の経過とともに、スポーツ強化の支援対象は、剣道・フェンシング以外の種目の個人・団体にも拡大しており、ソーシャルダンス等でも全国レベルの大会に出場を果たしている。令和 5(2023)年度には、フェンシングの他スポーツクライミングの選手が国民体育大会出場を果たした。さらに、フェンシングではU—20 日本代表選手が誕生し、国際大会や海外合同合宿に派遣された。

また、フェンシング部は東北地域のフェンシング選手（小学生から大学生）を対象とした「東北絆練習会・大会」を主催しており、その活動はテレビ等のメディアに取り上げられ、本学の広報にも貢献している。令和 6(2024)年度から、泉中央ライオンズクラブの仙台東北文化学園大学支部として認証され、同大会の支援をいただくことになった。

また、令和 6(2024)年度からは、スポーツ活動に加えて文化芸術活動の支援も行うこととしている。

Ⅳ 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

開設年度 平成 11(1999)年度
所在地 宮城県仙台市青葉区国見 6-45-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
医療福祉学部	リハビリテーション学科 看護学科
現代社会学部	現代社会学科
経営法学部	経営法学科
工学部	知能情報システム学科 建築環境学科 臨床工学科
健康社会システム研究科	健康福祉専攻 生活環境情報専攻

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 2 日	第 1 回評価委員会議開催

49 東北文化学園大学

8月22日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9月5日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10月2日	実地調査の実施
10月3日	第2・3回評価員会議開催
10月4日	第4回評価員会議開催
10月21日	第5回評価員会議開催
令和7(2025)年 1月9日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見あり)
2月12日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

50 徳島文理大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学、大学院及び専攻科の使命・目的及び教育目的は、学則、大学院学則及び専攻科規則に具体的に明文化し、大学ホームページ等で公表している。また、大学は創立時に学祖が唱えた女性の自立を目指す精神が受継がれ「自立協同」の建学の精神につながっており、その建学の精神が大学の個性・特色に反映されている。使命・目的及び教育目的に基づき、「徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部中期目標・中期計画」を策定するとともに、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を作成している。

「基準 2. 学生」について

大学は、教育目的に基づき明確なアドミッション・ポリシーを策定しており、入学試験要項や大学ホームページ等を通じて周知している。大学は、高校生や保護者に対しオープンキャンパスや進学説明会で積極的に情報提供を行うとともに、特に高等学校教員を対象とした説明会を開催し、大学の教育方針や入試制度に関する理解を深める機会を設けているが、一部の学科において定員充足率が低いため、対応が求められる。

学修支援は、全学共通教育センター、学部・学科、学年担任・チューターが連携し、「学習ポートフォリオ」を活用して行っている。また、学修環境は、徳島キャンパス及び香川キャンパスともに、十分な広さの校地と校舎を有し、図書館、体育施設、情報処理施設等の附属施設も整備している。キャリア形成と就職支援は、就職支援委員会とインターンシップ推進委員会を設置し、全学的な支援体制を構築している。

〈優れた点〉

○学年担任とチューター制度が効果的に機能しており、学生一人ひとりが大学での学修と学生生活全般について、気兼ねなく相談できる仕組みを構築している点は評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

大学全体のディプロマ・ポリシーは、大学の教育理念、学則に定めた教育目的に基づき策定しており、学部・学科、研究科のディプロマ・ポリシーは身に付ける資質・能力として策定され、キャンパスガイド等で公開している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準及び GP(Grade Point)の算出方法を学則に定め、キャンパスガイド等により周知している。

大学は、学修成果や教育研究上の目的及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、カリキュラムを策定し、キャンパスガイド等で公開している。カリキュラム・ポリシーでは、教育課程の編成、教育内容・方法及び学修成果の評価を定めることによりディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保するとともに順次性のある体系的な教育課程を編成し、実施している。

〈優れた点〉

○GP の算出方法を令和 6(2024)年度から変更しており、f-GPA(functional-GPA)の設定によってより厳正な成績評価ができるよう工夫し、GP の成績評価割合の設定による成績評価の平準化への取組みを行っていることは評価できる。

○教養教育として「文理学」や「遍路ウォーク」など、大学や地域に特有の科目を配置していることは、建学の精神の理解を促し、学生としてのアイデンティティの確立及び愛校心の醸成、そのほかキャリアガイダンス、学修意欲の向上、地域の活性化などを意図した工夫であり評価できる。

「基準 4. 教員・職員」について

大学は、円滑な運営を図るために部局長会、合同教授会、学部教授会を設置し、教育研究に関する事項を審議するための体制を整備している。また、管理運営を担う副学長のほか、徳島キャンパス及び香川キャンパスにそれぞれ副学長を置くなど、組織的、人的な面から学長のリーダーシップを補佐する体制がとられている。FD(Faculty Development)活動については、FD 研究部会を組織し、FD 研修の組織的な実施とその見直しを行っている。加えて、SD(Staff Development)活動は、SD 推進委員会を設置し、職員の能力及び資質向上のための研修会の年間計画を策定し実施している。

研究倫理の確立は、「徳島文理大学倫理審査委員会」及び「全学研究者倫理教育委員会」を設置し、研究者倫理に関わる全学的な取組みや研究倫理教育に関する e ラーニング受講の推進等を行っている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

建学の精神に「自立協同」を掲げ、建学の精神を踏まえた使命・目的達成のため、継続的に組織運営を行っている。また、理事会は、寄附行為及び「理事会規則」に基づき、評議員会は、寄附行為及び「評議員会規程」に基づいて運営されている。

財務運営は、「徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部中期目標・中期計画」及び「中期財務計画」を策定し、適切に行っている。会計監査については、公認会計士の監査を監査計画書に基づき厳正に実施するとともに、監事は公認会計士の会計監査に立会い、意見交換を行い十分な連携をとっている。

「基準 6. 内部質保証」について

大学は、学長を委員長とする自己点検・評価委員会を設置し、そのもとに自己点検・評価実施委員会を置き、各学部・研究科等で自主的・自律的な教育研究活動の質の向上に向けた取組みを行っている。IR(Institutional Research)機能を充実させるために全学教務委員会の下部組織に教学 IR 部会を設置し、各種アンケート及び調査のデータを分析してい

る。

学生の受入れについては、前回の認証評価以来、継続的な課題となっており諸施策を講じているものの課題解決に至っていないので、内部質保証の機能性の向上が求められる。中期目標・中期計画及び単年度ごとの事業計画に基づき教育研究等の業務を実施しており、その評価はPDCAサイクルの仕組みにより行われている。

総じて、大学、大学院及び専攻科は、使命・目的及び教育目的の達成のために、教育課程を編成し、学修環境及び学修支援体制を整備しているものの、学生の受入れについては、定員充足率が低い学科が複数ある。教学マネジメントは、学長のリーダーシップを支える組織が構築され適切に機能している。また、経営・管理と財務は、経営の規律と誠実性を維持した運営を行っている。学生の受入れについては、内部質保証の機能性を更に向上させることを期待する。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域貢献・地域連携」「基準 B.国際交流」「基準 C.危機管理」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. リカレント教育への取り組み
2. SDGs への取り組み
3. データ・サイエンスへの取り組み

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学、大学院及び専攻科の使命・目的及び教育目的は、学則、大学院学則及び専攻科規則に具体的に明文化するとともに、大学ホームページや大学案内、キャンパスガイド等に簡潔に文章化し、公表している。また、大学は創立時に学祖が唱えた女性の自立を目指す

精神が受継がれ「自立協同」の建学の精神につながっており、その建学の精神が大学の個性・特色に反映されている。

大学は、社会の変化や要請に応えるために香川キャンパスの高松駅前への移転を決め、保健福祉学部口腔保健学科の設置や「糖尿病看護認定看護師養成課程」の開設などの社会的ニーズに対応している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的等の策定は、学部教授会の意見も十分くみ上げ、理事会での審議を受けて決定し、キャンパスガイドや履修ガイド等を通じて全教職員に理解され、支持を得ている。

大学の使命・目的は「文理学」の講義や大学案内、「徳島文理大学通信」、大学ホームページで学内外に周知している。また、大学の使命・目的及び教育目的に基づき、「徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部中期目標・中期計画」を策定するとともに、三つのポリシーを作成している。

教育研究上の目的を達成するために、8 学部 22 学科、6 研究科、3 専攻科と五つの研究所及び臨床心理相談室を設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的に基づき明確なアドミッション・ポリシーを策定しており、入学試験要項や大学ホームページ等を通じて周知している。高校生や保護者に対しては、オープンキャンパスや進学説明会で積極的に情報提供を行うとともに、特に高等学校教員を対象とした説明会を開催し、大学の教育方針や入試制度に関する理解を深める機会を設けている。

学科ごとに収容定員の充足状況に課題があるものの、学科ごとのアドミッション・ポリシーに基づき、学力の3要素を多面的に評価する八つの入試区分を設けている。選抜方法は公正かつ妥当であり、毎年「全学入試委員会」で方針や実施教科の見直しを行い、入試の公正さを確保している。入試事務は教務課が責任を持ち、適切な運営体制のもと、各学部や試験場と連携し、入試を実施している。合格者決定は、各学部教授会での審議を経て学長が最終的に決定している。入試問題は厳格なチェック体制のもと作成・確認され、年度ごとに入試の運用を検証し、必要な見直しを適切に行っている。

〈改善を要する点〉

○人間生活学部人間生活学科、食物栄養学科、児童学科、音楽学部音楽学科、薬学部薬学科、保健福祉学部人間福祉学科、口腔保健学科、臨床工学科、文学部英語英米文化学科、理工学部機械創造工学科、ナノ物質工学科、香川薬学部薬学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満であるため、入学生確保のための改善を要する。

〈参考意見〉

○人間生活学部メディアデザイン学科、心理学科、総合政策学部総合政策学科、保健福祉学部看護学科、文学部文化財学科は収容定員未充足なので、入学生確保のための努力、工夫が望まれる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

全学共通教育センター、学部・学科、学年担任・チューターが連携し、「学習ポートフォリオ」を活用した学修支援を行っている。新入生向けの基礎学力診断テストや教員志望学生への教職履修カルテシステムなど、多様なニーズに応えるための取組みを実施している。全学共通教育研究部会を設置し、教育に関する重要事項を審議し、教育の質向上に努めている。

SA(Student Assistant)、TA、RA(Research Assistant)など多様な人材を育成し、教員の教育活動を支援することで、教員の負担軽減と学生の学修効果向上を図っている。全学的にオフィスアワー制度を周知し、学生が教員に気軽に質問できる環境を整えている。「なんでも相談窓口」を設置し、障がいのある学生への支援を行っている。また、退学者防止対

策検討委員会を設置し、中途退学者の実態調査や防止策に取り組むとともに、保健センターでのカウンセリングや休学中の学生への支援など、学生の多様な困りごとに対応できる体制を整えている。

〈優れた点〉

○学年担任とチューター制度が効果的に機能しており、学生一人ひとりが大学での学修と学生生活全般について、気兼ねなく相談できる仕組みを構築している点は評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア形成と就職支援のために、就職支援委員会及びインターンシップ推進委員会を設置し、全学的な支援体制を構築している。就職支援部は、学部・学科、学生部、学年担任・チューターと連携し、学生一人ひとりのキャリア形成をサポートしている。

キャリア教育科目を教育課程に組み込み、学部・学科が主体となって、就職支援部と協力しながら教育・指導を行っている。初年次教育の「文理学」をキャリアガイダンスと位置付け、1年次から学生のキャリア意識を高めている。また、電子化された「学習ポートフォリオ」を活用し、入学時から長期的なキャリア形成を支援している。就職ガイダンス、学科別説明会、セミナー、公開模試、企業との交流会など、多様な支援策を提供し、学生の就職活動をサポートしている。特に、オンラインでの就職活動に対応するため、必要な機材や環境を提供するなど、学生の円滑な就職活動を支援している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生支援課、保健センター、学生寮を所管する組織を設置し、学生生活全般に対する支援体制を構築している。加えて、「学生指導・支援協議会」「人権教育推進委員会」「ハラスメント防止対策委員会」などの委員会を設置し、学生の安全や人権保護に努めている。

保健センターにおけるカウンセリングや、チューターによるきめ細かい支援など、学生の心身の健康相談や心的支援体制を充実させている。また、学生支援課では、課外活動の支援をしている。

日本学生支援機構奨学金、地方公共団体や民間育英団体などの奨学金に加え、独自の奨

学金制度を複数設けている。特に、「ミライのわたし予約型応援奨学金制度」は、建学の精神に基づき、経済的支援だけでなく、学生の成長を促すことを目的としている。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

徳島キャンパス、香川キャンパスともに、十分な広さの校地と校舎を有し、図書館、体育施設、情報処理施設などの付属施設も整備している。

両キャンパスとも、十分な蔵書数を有する図書館を備え、開館時間も適切に設定されている。また、電子ジャーナルやデータベースへのアクセスも可能であり、学生は最新の学術情報に容易にアクセスできる。

情報処理施設を整備し、学生が学修に必要とするコンピュータやネットワーク環境を提供しており、バリアフリー化についても身体の不自由な学生も利用しやすい環境を整えている。

授業を行う学生数については、時間割編成の際に前年度の受講者数を勘案し、教室規模の変更やクラスの分割などにより適正規模となるよう管理している。また、新型コロナウイルスが5類感染症に移行した以降も、教室の定員を制限するなど、安全な学修環境の確保に努めている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

卒業予定者対象のアンケートを実施し、学生の学修に対する意見を収集している。また、学年担任・チューターが学生との日常的な面談を通して、学生の学びに関する悩みや要望を聞き取り、教職員間で共有し学修支援体制の構築に努めている。

「学生生活に関する学長との懇談会」や「改善意見箱」を設置し、学生生活や大学の施

設・設備に関する意見を収集している。加えて、卒業生へのアンケートを実施し、学生生活全般に対する意見を収集することで、継続的な改善を行っている。収集された意見は、学生部で集約・分析され、改善可能な案件については、迅速に改善が行われ、図書館の開館時間延長や情報処理施設の整備などが行われている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学全体のディプロマ・ポリシーは大学の教育理念、学則に定めた教育目的に基づき策定しており、学部・学科、研究科のディプロマ・ポリシーは身に付ける資質・能力として策定され、キャンパスガイド、大学ホームページ、大学ポートレートなどで公開している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準及び GP の算出方法を学則に定め、キャンパスガイド、大学ホームページにより周知している。単位認定はキャンパスガイドの「履修要綱」に定める基準をもとに、シラバスに明記した方法に沿って行っている。進級基準は、進級基準を定めている学科において厳格に判断して進級を認めており、卒業認定基準、修了認定基準は、学部教授会、研究科委員会における審議を経て、学長が認定し学位を授与している。

〈優れた点〉

○GP の算出方法を令和 6(2024)年度から変更しており、f-GPA(functional-GPA)の設定によってより厳正な成績評価ができるよう工夫し、GP の成績評価割合の設定による成績評価の平準化への取組みを行っていることは評価できる。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学修成果や教育研究上の目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを策定し、キャンパスガイドや大学ホームページ、大学ポートレートで公開している。カリキュラム・ポリシーでは、教育課程の編成、教育内容・方法及び学修成果の評価を定めることによりディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。カリキュラム・ポリシーに沿った、順次性のある体系的な教育課程を編成し、実施している。

教養教育は学則第1章第1条に掲げられている目的に沿って適切に実施されている。教養教育の内容は、学長のもと、各関係組織の長、代表者から成る「全学教務委員会」によって審議検討されている。

授業アンケートや卒業生及び在学生を対象としたアンケートの結果を活用した授業内容・方法の改善を行っており、加えて、教員相互による授業参観や研究授業、その後の意見交換会で授業改善を図っている。

〈優れた点〉

○教養教育として「文理学」や「遍路ウォーク」など、大学や地域に特有の科目を配置していることは、建学の精神の理解を促し、学生としてのアイデンティティの確立及び愛校心の醸成、そのほかキャリアガイダンス、学修意欲の向上、地域の活性化などを意図した工夫であり評価できる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

大学が学生に身に付けさせたい能力を学生が獲得することが学修成果であると捉えており、その内容はディプロマ・ポリシーに明示されている。「学習ポートフォリオ」により学年担任とチューターが入学時の学生の状況の分析とそれを踏まえた入学後の指導でフィードバックを行っている。また、教育の質を保証するため「徳島文理大学アセスメントプラン」を定めており、評価指標項目ごとにアンケート等を用い、学修成果を点検・評価している。

カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検、評価結果

のフィードバックについては、学年担任・チューターと教職員が協働して適切に実施している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の円滑な運営を図るための部局長会、教育研究に関する各学部に通ずる重要事項を審議・決定する合同教授会、学部教授会を設置し、教育研究に関する事項を審議するための体制が整備されている。また、管理運営を担う副学長のほか、徳島キャンパス及び香川キャンパスにそれぞれ副学長を配置するなど、組織的、人的な面から学長のリーダーシップを補佐する体制が適切にとられている。

また、徳島キャンパス及び香川キャンパスに事務組織を置き、教学マネジメントの遂行に必要な事務職員を配置している。事務職員は教務委員会などの委員会に参加するなど教職協働が機能している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学設置基準、大学院設置基準で定める必要教員数を確保している。また、教員の採用・昇任については「徳島文理大学教員等選考規程」「徳島文理大学教員等資格審査に関する基準」に基づき実施している。

「徳島文理大学教育開発機構設置要綱」に基づき FD 研究部会を組織し、FD 研修会・

講演会の開催、学外研修会への派遣など、FDの組織的な実施とその見直しを行っている。

令和5(2023)年度で16回目を迎える『「特色ある教育・研究」全学発表会』は、徳島キャンパス及び香川キャンパスの研究者が、学長を交え、自由に懇談し、教育研究の一層の連携を図る目的で年1回開催されており、研究成果の口頭発表及び要旨集による報告や優秀者の表彰を行っている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「徳島文理大学 SD 推進委員会設置要項」に基づき SD 推進委員会を設置し、職員の能力及び資質向上のための研修会の年間計画を策定し着実に実施している。

学内の SD 研修としては新任・昇任教職員研修会、人権・ハラスメント講演会等を実施しており、学外研修としては、四国地区大学教職員能力開発ネットワークに加盟しており、職員を職能別研修に派遣している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

「全学研究委員会」を設置し、研究に関する全学的な重要事項を審議し、研究大学としてのブランド力の確立、維持に努めている。

基幹教員には研究室を配分し、研究活動に必要な研究機器を設置しており、研究環境を適切に整備している。

「徳島文理大学倫理審査委員会」及び「全学研究者倫理教育委員会」を設置し、研究者倫理に関わる全学的な取り組みや研究倫理教育に関する e ラーニング受講の推進等を行い、研究倫理の確立に努めている。

研究活動への資源の配分としては、学内の競争的資金として「特色ある教育・研究」事業の募集を行い、助成金を支給している。また、研究活動への人的支援として RA 制度を実施している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神に「自立協同」を掲げ、建学の精神を踏まえた使命・目的達成のため、継続的に組織運営を行っている。また、法令に基づき、情報の公表を大学ホームページなどで適切に行っている。

省エネや分煙の徹底、廃棄物の選別徹底等を全学で取組み、徳島キャンパス及び香川キャンパスにおいて太陽光発電システムを設置するなど環境に配慮している。また、人権については、「人権教育推進委員会」を設置し学生指導や教職員の研修会等を実施している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、寄附行為及び「理事会規則」により運営されている。理事のうち、総務担当を 1 人、学務担当を 2 人、財務担当を 3 人配置しており、法人の使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備している。

単年度事業計画や予算などを理事会において審議・決定しており、理事会の運営は適切である。また、理事の出席状況は良好で、意思表示書の取扱いも適切である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学長が招集し議長を務める部局長会は、「部局長会規程」に基づき運営され、理事長、副学長、監事、事務局長のほか法人本部事務局、大学事務局の部長、教学部門の学部長等で組織されている。この「部局長会」には、徳島キャンパス及び香川キャンパスの主要役職者が出席しており、両キャンパスの重要事項の審議・決定及び両キャンパスへの伝達が円滑に行える体制である。

評議員会は、寄附行為及び「評議員会規程」により運営され適切に機能している。また、評議員の出席状況は良好で、意思表示書の取扱いも適切である。監事は、法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況を監査するとともに、理事会、評議員会のみならず、部局長会、合同教授会等の重要な会議に出席し、監査機関としての役割を果たしている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部中期目標・中期計画」及び「中期財務計画」を策定し、適切な財務運営を行っている。

純資産構成比率は高い水準を維持しており、借入金はなく外部負債も少ないことから安定した財務基盤を確立している。当年度収支差額がマイナスの状況が続いているものの、キャンパス移転や学部・学科の改組、入学定員の見直し等によって収支差額を改善するよう計画している。

国庫補助金、地方公共団体補助金、外部研究費を適切に獲得しており、外部資金の確保に努めている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準、「学校法人村崎学園経理規程」等に基づき、適正な会計処理を行っており、会計上不明な点などは随時会計士に相談、質問を行っている。

会計監査については、公認会計士の監査を監査計画書に基づき厳正に実施している。監

事は公認会計士の会計監査に立会い、意見交換を行い十分な連携をとっている。法人本部の職員による物品調達と管理状況についての調査を毎年実施しており、内部監査についても適正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、「徳島文理大学における内部質保証方針」を定めて内部質保証を推進している。そして、学長を委員長とする自己点検・評価委員会を設置し、そのもとに自己点検・評価実施委員会を置き、各事務部局、各学部・研究科、「教育開発機構」等で自主的・自律的な教育研究活動等の質の向上に向けた取組みを行っている。

内部質保証の責任者である学長は、毎年度の自己点検・評価の実施状況を把握し、全学的な視点から自己点検・評価活動を監督しており、リーダーシップを発揮している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学則第 59 条で「教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表すること」を定め、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。そして、令和 3(2021)年度実施の自己点検・評価の結果を自己点検・評価委員会で承認を受け、大学ホームページで公開している。

令和 5(2023)年度から IR 機能を充実させるために全学教務委員会の下部組織に教学 IR 部会を設置し、各種アンケート及び調査のデータを大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルで分析している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、令和 2(2020)年度に「徳島文理大学アセスメントプラン」を制定し、「教学 IR 部会」が収集・分析した評価指標を用いて教育成果及び学修成果の点検・評価を行っており、三つのポリシーを起点とした内部質保証を行うための PDCA サイクルを確立している。

学生の受入れについては、前回の認証評価以来、継続的な課題となっており諸施策を講じているものの課題解決に至っていないので、内部質保証の機能性の向上が求められる。中期目標・中期計画及び単年度ごとの事業計画に基づき教育研究を行っており、その評価は PDCA サイクルの仕組みにより行われている。

〈参考意見〉

○学生の受入れについて改善を要する事項があり、内部質保証システムの機能性が十分とはいえないため、その機能性を向上させることが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域貢献・地域連携

A-1. 徳島文理大学における地域貢献・地域連携

A-1-① 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること

A-1-② 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること

A-1-③ 大学と地域社会との協力関係が構築されていること

【概評】

地域貢献・地域連携促進のため、地域連携センターを設立し、徳島キャンパス及び香川キャンパスそれぞれにセンター長を置き、各キャンパスが独自の活動を行っている。臨床心理相談室や学会、セミナー、スクール等の主催、地域連携型出張講義、大学施設の開放など、積極的に活動を行っている。

企業・自治体、他大学と共同で教育研究に取り組んでおり、社会貢献事業や産官学連携により地域活性化のための支援を行っている。

他大学と協働で教育研究等に取り組んでおり、令和 2(2020)年度に文部科学省より採択された「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業(COC+R)」に参画し、地域を担う質の高い人材の育成と徳島県内企業等の魅力・経営の向上、人材の地域定着を促進するという好循環を目指す教育プログラムを開発している。

学内競争資金として地域活性化・社会貢献事業の枠を設けており、大学全体の取組みと

して地域社会との協力を促進する仕組みが構築されている。

各学部・学科・研究科の専門性を生かしたこれらの多岐にわたる取組みは、地域貢献のみならず、専門分野の教育的効果とともに学生の成長やキャリア教育にも生かされている。

基準B. 国際交流

B-1. 徳島文理大学における国際交流

- B-1-① 計画的な国際交流の推進
- B-1-② 学術交流協定校との連携の強化
- B-1-③ グローバル人材としての知力・感性を付与し得る環境と機会の提供
- B-1-④ 留学生にとって柔軟で魅力的な学内体制の整備

【概評】

学則第1条に定める「世界の発展に貢献することのできる人材を育成する」という大学の目的に基づき、国際交流・国際教育を自らの使命・目的として教育活動を重視している。

令和6(2024)年3月現在、12か国33大学と学術交流協定を結んでおり、海外研修・留学プログラムや相互訪問プログラムなどにより交流を行っている。

コロナ禍による困難な状況がありつつも海外派遣を継続しており、海外派遣実績はコロナ禍前の水準まで回復しつつある。

語学能力向上に取り組む学生のニーズに応えるため、語学センターではさまざまなプログラムを提供している。

新入留学生サポーター制度により、生活環境、学修環境の整備に対する援助やアドバイスなどさまざまな活動を行っており、留学生に対する手厚い支援を行っている。

基準C. 危機管理

C-1. 徳島文理大学における危機管理

- C-1-① 危機管理に関する組織体制の構築
- C-1-② 自然災害への対策
- C-1-③ コロナ禍における対応

【概評】

「学校法人村崎学園危機管理規程」を定め、火災・震災・その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的に、「徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部防災規程」を定め、徳島キャンパス及び香川キャンパスに「防火・防災管理委員会」及び「自営消防隊」を組織している。「大地震・津波対応等ポケットマニュアル」を全学生に配付し防災意識を高めている。徳島キャンパス及び香川キャンパス内の全職員と学生を対象とした防火・防災避難訓練や、防災委員の防災研修会を毎年実施するなど、知識・技能の習得に努めている。避難訓練は必ず災害発生時の安否連絡システムへの登録の練習をするなど危機管理に関する組織体制が構築されている。

徳島キャンパスの体育館は、学生はもとより地域の一次避難所とされており、徳島市の「学生機能別消防団」活動にも積極的に参加している。香川キャンパスの避難訓練は「香川県シェイクアウト」と連携して実施している。また、避難方法や避難の際の支援方法などの授業を開講している。徳島キャンパス及び香川キャンパスにおいて必要相当の備蓄品があり、学生、教職員等の安全確保を図るとともに、社会的な責任を果たしている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. リカレント教育への取り組み

- ・本学ではさまざまな形でリカレント教育に取り組んでおり、「社会人の学び直し」に貢献している。全学部・学科で社会人入試制度があり、さらに学びを深めたい人を専攻科や大学院で積極的に受け入れている。
- ・本学の特性を生かして、特定の職種の人を対象としたスキルアップのための研修会も充実している。薬剤師を対象とした「漢方研修会」、養護教諭を対象とした「養護教諭研修会」、公認心理師・臨床心理士を対象とした「心理臨床研究会」、保育に従事している人や就職・復職を希望する人を対象とした「保育セミナー」、理学療法士を対象とした「認定理学療法士臨床認定カリキュラム研修会」等を実施している。
- ・音楽学部による生涯学習講座(コーラス・キーボード)は 30 年以上の実績があり、人生を豊かにするリカレント教育として定着している。

2. SDGs への取り組み

- ・本学では SDGs に関する研究・開発および教育推進・地域連携を行っており、様々な事業を展開している。研究・開発では、海藻成長因子を用いた海藻栽培技術イノベーション（薬学部）、LED ライトのパルス照射による植物栽培技術（理工学部）などがある。また教育推進・地域連携では、もち麦および阿波晩茶の製造・普及（人間生活学部）、ジビエ料理のレシピ開発と提供（短期大学部）などを行っている。このような取組が評価され、消費者庁令和 6 年度消費者支援功労者表彰「ベスト消費者サポーター賞」を受賞した。
- ・地域連携センターでは、令和 3(2021)年度から「地域と考える SDGs 公開講座」を開講し、これまでに 5 回講座を行っている。各回のテーマは次の通り。第 1 回「食と農」、第 2 回「異文化コミュニケーション（手話）」、第 3 回「サステナブルファッション」、第 4 回「子ども家庭福祉」、第 5 回「家族と地域コミュニティ」となっている。
- ・徳島県および他大学との連携事業として、「とくしま SDGs シンポジウム」、「とくしま国際消費者フォーラム」に毎年参加し、本学の取り組みを紹介するとともに、その年のテーマについて国内・海外大学の学生と意見交換をしている。

3. データ・サイエンスへの取り組み

- ・本学では創立 130 周年に向けたビジョンにおいて「全学的に文理融合を掲げる数理・データサイエンス・AI 教育を実践する。」という方針が示された。この方針のもと、令和 5（2023）年度から、大学・短期大学部の全学部・全学科の 1 年生を対象に全学共通教育科目の「文理学」に「数理・データサイエンス・AI 入門」を新設し、情報処理系科目（1 科目）とあわせて文部科学省の「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リ

テラシーレベル)」の認定を目指す教育プログラムを実施している。さらに、「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（応用基礎レベル）」の教育プログラムとして、理工学部では電子情報工学科の専門科目（3 科目）の内容を見直して、学部のすべての 2 年生が履修可能とし、人間生活学部においてもメディアデザイン学科の専門科目を学部生に開講している。リテラシーレベル、応用基礎レベルともに、令和 6（2024）年度の認定を目指して申請中である。

Ⅳ 大学の概況（令和 6(2024) 年 5 月 1 日現在）

開設年度 昭和 41(1966)年度
 所在地 徳島県徳島市山城町西浜傍示 180
 香川県さぬき市志度 1314-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
人間生活学部	人間生活学科 食物栄養学科 児童学科 メディアデザイン学科 建築デザイン学科 心理学科
音楽学部	音楽学科
薬学部	薬学科
総合政策学部	総合政策学科
保健福祉学部	人間福祉学科 看護学科 理学療法学科 口腔保健学科 診療放射線学科 臨床工学科
文学部	日本文学科 英語英米文化学科 文化財学科
理工学部	機械創造工学科 電子情報工学科 ナノ物質工学科
香川薬学部	薬学科
薬学研究科（4 年課程）	薬学専攻
人間生活学研究科	人間生活学専攻 食物学専攻 生活環境情報学専攻 児童学専攻 心理学専攻
看護学研究科	看護学専攻
総合政策学研究科	総合政策学専攻
文学研究科	地域文化専攻

工学研究科	システム制御工学専攻 ナノ物質工学専攻

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 4 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 18 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 1 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 5 日	香川キャンパス実地調査の実施
	11 月 5 日 第 2 回評価員会議開催
	徳島キャンパス実地調査の実施
	11 月 6 日 第 3 回評価員会議開催
～11 月 7 日	11 月 7 日 第 4 回評価員会議開催
11 月 21 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 10 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見あり)
2 月 12 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

51 富山国際大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

法人の建学の精神「高い知性と広い教養、健全にして豊かな個性」に基づく大学の基本理念、使命・目的などは、学則に明文化するとともに、学生便覧、大学案内、ウェブサイトなどにおいて分かりやすい文章で公表している。大学は、国際化、情報化、少子高齢化、環境共生時代を生き抜く術である「社会につなげる学び」の修得を個性・特色に掲げ、国際社会及び地域社会に貢献できる人間育成を行っている。大学の使命・目的は、ガバナンス・コード、「学校法人富山国際学園中期事業計画（令和 6(2024)～10(2028)年度）」（以下「法人中期事業計画」という。）及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映され、社会情勢の変化に対応した見直しが行われ、大学の使命・目的を達成するための学部・学科、センターなどを整備している。

「基準 2. 学生」について

教育理念、使命・目標を踏まえた学部・学科ごとのアドミッション・ポリシーを定め、学生募集要項などで周知している。入学者選抜は、多様な入学者選抜制度を採用し、適切な体制で実施している。学修支援は、総合学務センターなどを中心に教職協働で行っている。キャリア支援センターでは、「TUINS キャリア・サポートプログラム」を掲げ、学部と連携したキャリア支援を行い、高い就職内定率を維持している。

学生サービスや厚生補導のために、総合学務センター、健康管理センターなどの組織を整備し、正課・正課外活動、経済面、健康面の支援を行っている。校地・校舎などの学修環境を整備し、施設・設備の利便性を確保している。学修支援、学生生活、学修環境に対する学生の意見・要望は、学生と学長との懇談会や各種アンケートなどを通じてくみ上げている。

〈優れた点〉

- 学生が直面するさまざまな問題に対してゼミ担当教員がアドバイスを与えたり、学生に関する情報交換を教員間で定期的に行ったりするなど中途退学防止への取組みにより、低い退学率を維持し続けている点は評価できる。
- 学生の学内外での活動の成果をまとめ、学部長が学部全体を総括して、成績表とともに学生・保護者等へ送付している点は評価できる。
- 「キャリア関連授業の体系化」「就活困難学生への就活支援」など「TUINS キャリア・サ

ポートプログラム」の七つの柱を中心としたキャリア支援体制により、両学部とも高い就職内定率を維持している点は評価できる。

○教員を目指す学生のために、他大学との連合教職開発研究科に加入するほか、教職大学院との連携協定を締結するなど、大学院進学希望者に対するサポートを行っている点は評価できる。

○学長と各学部学友会との懇談会を通じて、カリキュラムや資格、施設・設備の活用方法など学生からの率直な意見や提言を聴き取る機会が設けられている点は評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的及び人材育成に関する目的を踏まえたディプロマ・ポリシーは、ウェブサイトや学生便覧などに明示し、周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえて策定する単位認定、進級・卒業要件は履修規程などに定め、キャップ制や GPA(Grade Point Average) 制度などを活用して厳正に適用している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性は確保され、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程が体系的に編成されている。教養教育は、総合学務センター委員会が中心となり全学的な検討・調整を行っている。FD(Faculty Development)活動を通じて、教授方法の改善・工夫・開発に努めている。三つのポリシーを踏まえたアセスメント・ポリシーを策定し、各種アンケートによる調査の実施・分析等による点検・評価を行い、改善につなげている。

「基準 4. 教員・職員」について

学長のリーダーシップの確立・発揮のために、教授会の位置付けと役割を明確にするとともに、学長の諮問機関として運営会議を、各学部・部門間の調整を行う機関として学長補佐会議を設置し、大学の意思決定を行うための教学マネジメント体制を構築している。職員を適切に配置し、教職協働による大学運営を行っている。設置基準に定める必要教員数を確保し、学部適切に配置している。教員の採用・昇任は規則にのっとり適正に行っている。SD(Staff Development)は、SD 推進委員会において研修計画を立案、実施し、職員の資質能力の向上に努めている。ネットワークやセキュリティ環境を整備した専任教員用の個人研究室を設置している。研究倫理に関する規則を定め、研究倫理教育を実施している。教員に配分する個人研究費に加え、学長裁量経費制度を設け、教育研究活動などに大学の資源を配分している。

〈優れた点〉

○教育の質保証と学生サービスの更なる向上、各部局の業務効率化と意思決定から実行までの時間短縮を目的とした学長主導による教学マネジメント機能向上のための部局横断的な組織改編を行い、成果を挙げている点は評価できる。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

組織倫理は「倫理綱領」、ガバナンス・コードに定め、環境保全・人権・安全に配慮するなど、経営の規律と誠実性の維持に努めている。理事・監事・評議員は寄附行為にのっとり選任し、理事会・評議員会への出席状況は適切である。理事長を議長とする「学園学内

理事評議員会議」を設置し、法人運営に関する重要事項を協議するなど、法人と大学相互の意思疎通・意思決定及び相互チェック機能を整備している。監事は理事会・評議員会に出席し、法令に定める監査及び監査報告を行い、必要に応じて意見を述べている。

法人は「法人中期事業計画」に基づき法人運営を行っている。法人全体の収支差額は、令和 5(2023)年度決算では僅かに支出超過に転じたが、内部留保資産が確保され、安定した財務基盤を確保している。大学単体では収支バランスが保たれている。会計処理は、学校法人会計基準や「経理規程」などに基づき適正に実施され、監査体制も整備している。

「基準 6. 内部質保証」について

学長を委員長とする「自己点検評価委員会」を起点に、「法人中期事業計画」や「富山国際大学第 3 期アクションプラン (2023～2025 年度)」に基づく自主的・自律的な自己点検・評価を毎年度実施し、結果は自己点検評価書としてウェブサイトで公表している。IR センターを整備し、各種調査データや IR(Institutional Research)情報を公表している。三つのポリシーを起点とした内部質保証の点検・評価はアセスメント・ポリシーに基づき全学、教育課程、科目・個人レベルで実施している。アクションプランは運営会議などを中心に改善状況の確認や改善策を決定している。「法人中期事業計画」は、「学園学内理事評議員会議」で総括され、事業報告書として理事会などで報告されている。「法人中期事業計画」及びアクションプランには、自己点検・評価、大学機関別認証評価の結果が反映され、改善向上を図る PDCA サイクルの仕組みを構築している。

総じて、大学の使命・目的が目指す人材育成を行い、教職協働体制のもとで実施している。経営・管理における法人と大学の意思疎通は保たれ、「法人中期事業計画」、アクションプランを支える財務基盤を確保している。自主的・自律的な自己点検・評価を毎年度行い、その結果を大学運営の改善向上に生かしている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会への貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 東黒牧キャンパスの森づくりと自然環境を生かした教育・保育の展開

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

法人の建学の精神に基づき、大学は基本理念を「共存・共生の精神と知性を磨く教育を基本に、時代の潮流に対応できる、健全にして個性豊かな人材を育成して、国際社会及び地域社会の発展に寄与する」と定めている。建学の精神、基本理念、使命・目的及び教育理念・目標は、学則、ガバナンス・コードに明文化するとともに、学生便覧、大学案内、ウェブサイトなどにおいて分かりやすい文章で学内外に公表している。

大学は、国際化、情報化、少子高齢化、環境共生時代を生き抜く術である「社会につながる学び」の修得を個性・特色に掲げ、国際社会及び地域社会に貢献できる人間育成を目指すとともに、使命・目的に掲げる「時代の潮流を受けとめた教育研究や人材育成」に基づき、全学生を対象とする数理・データサイエンス・AI 教育プログラムを推進し、令和4(2022)年度に文部科学省から「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル・応用基礎レベル）」の認定を受けるなど社会情勢の変化に対応している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

法人の建学の精神や大学の基本理念、使命・目的及び教育理念などを反映するガバナンス・コード策定や「法人中期事業計画」の見直しは、その過程において教職員の意見を聴き、理事会などで役員が確認し承認している。

大学の使命・目的及び教育目的は、ガバナンス・コード、学則、学生便覧、大学案内、ウェブサイトを通じて学内外に周知するとともに、学生に対しては新入生オリエンテーションや特別講義などで、教職員に対しては新規採用教職員研修会で説明・周知している。

使命・目的及び教育目的は、「法人中期事業計画」及び三つのポリシーに反映され、使命・目的及び教育目的を達成するために現代社会学部現代社会学科、子ども育成学部子ども育成学科、センターなどの教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、教育理念、使命・目標を踏まえて学部・学科ごとに定められており、ウェブサイトや学生募集要項等に掲載し周知している。また、オープンキャンパスや入試説明会、高校訪問においても説明している。

入学者選抜は、アドミッション・ポリシーを踏まえて多様な入学者選抜制度を採用し、適切な体制のもと、公正かつ妥当な方法により行うとともに、入学者選抜の結果を分析し、必要な見直しを恒常的に行っている。

ウェブサイトや SNS による情報発信を行うとともに、進学説明会、高校教員向け説明会、オープンキャンパス等を開催し、募集活動を強化することで学生確保に努めており、大学全体では収容定員を概ね満たしている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援は、総合学務センター、キャリア支援センター、国際交流センター、図書館において、教員と職員等が協働で適切に行っている。

SA(Student Assistant)が授業準備や運営などの教育補助業務に従事し、学修支援の充実に取り組んでいる。また、両学部でオフィスアワーを設け、ウェブサイトやシラバスで学生に周知されている。

「障がい学生支援規程」を定め、障がい学生支援室が授業や学生生活の支援に関する相談を受け、必要な支援を行っている。

講義担当者とゼミ担当教員が連携して学生指導に当たり、欠席が多い学生には保護者等

の協力も得ながら指導する体制を整備し、中途退学の防止に当たっている。

〈優れた点〉

- 学生が直面するさまざまな問題に対してゼミ担当教員がアドバイスを与えたり、学生に関する情報交換を教員間で定期的に行ったりするなど中途退学防止への取組みにより、低い退学率を維持し続けている点は評価できる。
- 学生の学内外での活動の成果をまとめ、学部長が学部全体を総括して、成績表とともに学生・保護者等へ送付している点は評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援センターでは、「TUINS キャリア・サポートプログラム」を掲げ、就職支援活動を行っている。

現代社会学部では、キャリア科目として「キャリア・デザイン講座 a」「キャリア・デザイン講座 b」「キャリア育成講座」「インターンシップ」「キャリア支援講座 a」「キャリア支援講座 b」が開講され、学年横断的な単位制インターンシップ制度が取入れられている。また、キャリア支援センターでは、月曜日から金曜日まで学生からの相談・質問に対応している。

子ども育成学部では、「キャリア入門講座」「キャリア支援講座Ⅰ」「キャリア支援講座Ⅱ」「キャリア支援講座Ⅲ」が開講され、公務員・教員採用試験対策講座が設けられている。また、キャリア支援担当参事を配置して学生の相談に対応しており、両学部において充実した支援体制を構築している。

〈優れた点〉

- 「キャリア関連授業の体系化」「就活困難学生への就活支援」など「TUINS キャリア・サポートプログラム」の七つの柱を中心としたキャリア支援体制により、両学部とも高い就職内定率を維持している点は評価できる。
- 教員を目指す学生のために、他大学との連合教職開発研究科に加入するほか、教職大学院との連携協定を締結するなど、大学院進学希望者に対するサポートを行っている点は評価できる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定のための支援等、学生サービスに関する業務は、総合学務センターをはじめ、キャリア支援センター、国際交流センター、図書館、健康管理センター及び学務課で行っている。

健康管理センターでは健康相談・定期健康診断等を通し、学生の病気の予防や早期発見につなげており、カウンセリング室ではさまざまな悩みや相談に応じている。

クラブ活動に対して施設・設備面での支援や、経済的・人的支援を行うとともに、特に優秀な成果を収めた学生・団体には「学長賞」「学長功労賞」を授与している。

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度に加え、大学独自の奨学金として学費等の納付が困難である者、海外留学者、外国人留学生、諸活動特待生を対象にした制度を設け、経済的理由により修学の継続が困難な学生に対する支援を行っている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地及び校舎は設置基準を満たす面積を有し、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報処理施設を適切に整備し、有効に活用している。

図書館は教育研究上必要な蔵書を保有し、学生が十分に利用できる環境となっている。情報ネットワークや情報処理教育支援等のサービスを提供する学内組織として大学情報センターがあり、学生・教職員へのサポートを行っている。

両キャンパスともに車椅子利用学生等のために専用駐車場を確保するなどバリアフリー対応を行っている。現代社会学部がある東黒牧キャンパス全棟と呉羽キャンパスの子ども育成学部が使用する建物は耐震基準を満たしており、施設・設備に対する法定点検・保守点検を定期的の実施し、安全の確保に努めている。

実習科目や演習科目で複数クラスや少人数グループに分けて実施するなど学生数の管理の工夫をしている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生による授業アンケートを年2回実施することで授業に対する学生の意見をくみ上げ、教員はその結果から「授業アンケートコメント（改善レポート）」を作成して授業改善につなげている。

学生生活アンケートを毎年実施し、アルバイトの状況、食堂や売店の利用状況・要望事項等について調査して学生サービス改善のための参考としている。また、入学時に提出された健康調査票等で得た修学上の配慮が必要な学生の情報については、本人の希望を確認した上で授業やゼミの担当教員とも共有し、配慮・支援につなげている。

加えて、学修環境を含む学生からの要望に対する対応状況については、学生用特設サイトにおいて掲載し、学友会を通じて学生へのフィードバックも行っている。

〈優れた点〉

○学長と各学部学友会との懇談会を通じて、カリキュラムや資格、施設・設備の活用方法など学生からの率直な意見や提言を聴き取る機会が設けられている点は評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーは、教育目的及び人材の育成に関する目的を踏まえ、学部・学科ごとに策定されており、ウェブサイトや学生便覧に掲載し、周知されている。

単位認定、進級・卒業要件は、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、学則及び履修規程に定め、学生便覧に掲載し、周知している。

履修した授業科目については、試験等により学業成績を認定するとともに、キャップ制

や GPA 制度を活用し、単位認定及び卒業認定を厳正に行っている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、学部・学科ごとに策定されており、ウェブサイトや学生便覧に掲載し、周知している。ディプロマ・ポリシーには卒業までの学修成果として、それぞれ身に付けるべき資質・能力を学部別に明記している。これを踏まえて、カリキュラム・ポリシーでは教育内容を体系的に編成することでカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を確保している。全教員に「シラバス作成要領」を配付している。シラバスには各科目と関連の深いディプロマ・ポリシー、関連の深いカリキュラム・ポリシーなどを記載して公開している。

科目履修においては、キャップ制を設けている。総合学務センター委員会で全学的な教養教育について検討・調整を行っている。また、FD 研修を開催し、教授方法の工夫、改善を図っている。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学生の学修成果を評価するため、三つのポリシーを踏まえたアセスメント・ポリシーを策定している。「入学者アンケート」「自己評価シート」「授業アンケート」等の調査を実施し、IR センターを中心に分析を行って、その内容を教授会や運営会議で報告し評価につなげている。教育内容や学生の学修成果を点検するために外部評価委員会を毎年開催し、学修成果の点検、学部教育の内容や各種資格試験の結果、就職状況などについて意見を聴いている。

アンケート調査や各種データの集計結果は、総合学務センター委員会をはじめ各種委員

会、教授会等で報告して学生や教員にフィードバックし、各種改善につなげている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の意思決定と教学マネジメントにおいて、学長のリーダーシップが発揮・確立できるように学長の諮問機関として運営会議を設置するほか、各学部・部門間の連絡調整等により学長を補佐する「学長補佐会議」を設置するなど教学マネジメント体制を整備している。令和 4(2022)年度に、教学マネジメント機能向上のための組織改編を実施した。

教授会の位置付けと役割は教授会規程等に定め、学長が意見を聴くべき教育研究に関する重要事項については、教授会規程に加えて、学長から合同教授会で説明するなどによって周知され、大学の意思決定の権限と責任が明確になっている。職員の採用・昇任等は規則等に基づき適切に運用され、職員を各所に適切に配置するなど教職協働による教学マネジメント機能を推進している。

〈優れた点〉

- 教育の質保証と学生サービスの更なる向上、各部局の業務効率化と意思決定から実行までの時間短縮を目的とした学長主導による教学マネジメント機能向上のための部局横断的な組織改編を行い、成果を挙げている点は評価できる。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に定める人数以上の専任教員、教授数を学部・学科に確保している。教員の採用については、「教員選考規程」に基づき、教員公募要領を定めて公募し、採用審査委員会及び拡大採用審査委員会において面接等の審査を行い、教授会の意見を踏まえて学長が採用を決定している。また、教員の個人の活動を評価する「教員個人評価実施基準」を定め、研究費の再配分、昇任、無期転換等に反映している。

教学マネジメント指針にのっとり、総合学務センター委員会を中心に、FD の計画が立てられ、学部ごとの特性を生かした FD を企画・運営している。また、アクションプランにより、計画と振返りが進められているとともに、学生が参画した FD の実施や、外部の研修も取入れ、教育内容・方法等の改善に取り組んでいる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 推進委員会において研修計画を立案、実施しており、新任教職員を対象とする研修会を実施するほか、法人主催の研修会、外部研修会への参加など、研修の機会を豊富に設け、職員のスキルアップや能力開発に取り組んでいる。

また、業務内容の見直しと時間外労働時間の削減を主目的とした働き方改革 SD として業務手順マニュアルの整備や、職員個々の時間外削減時間目標を設定するなどの施策を推進し、労働環境の改善につなげている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員にネットワーク環境を備えた個人研究室を割当て、学外からも一定のセキュリティ要件のもと接続できる環境を整え、研究環境を有効活用している。

研究倫理においては「倫理綱領」を定めるとともに「研究活動における不正行為の防止等に関する規程」を整備し、「研究倫理・コンプライアンス研修」を全教職員対象に実施している。また、「倫理委員会規程」を制定し、倫理委員会による審査を行うなど研究倫理の

確立と厳正な運用に努めている。

研究活動への資源として、教員に配分する個人研究費に加え、学長による教員個人評価に基づく再配分を実施している。また、学長裁量経費制度として4領域に分けた教育研究課題を募集し、採択者に研究活動の支援を行うなど、教育研究の活性化や大学の改革推進に取り組んでいる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

組織倫理については、「倫理綱領」を定め、寄附行為や諸規則に基づき組織運営を行っている。令和 6(2024)年 1 月には、新たにガバナンス・コードを策定・公表し、経営の規律と誠実性の維持に努めている。

法令に基づき公開する情報は、ウェブサイト上において適切に公表されている。

使命・目的の実現のため、5 か年の「法人中期事業計画」を策定するとともに、アクションプランは、時代の変化、ニーズに対応すべく3か年計画で作成し、毎年度 PDCA サイクルを実践するなど、継続的な取り組みが行われている。

「富山国際大学 SDGs 宣言」を策定し、環境保全の意識向上に努めている。個人情報保護やハラスメント防止に関する教職員全体の SD 研修などを実施し、人権に配慮している。

「危機管理規程」及び災害時対応マニュアルを定め、毎年度、各キャンパスで防火防災・避難訓練を実施するなど、危機管理の体制を整備している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為第 11 条第 2 項に基づき、理事会を最終的な意思決定機関として明確に定め、

使命・目的の達成に向けて重要な意思決定ができる体制を整備し、機能している。

理事の選任は寄附行為に基づき適切に行われている。年3回前後開催する理事会への理事、監事の出席状況は良好であり、欠席の際は「付議事項についての意思表示」を提出している。

理事会は、事業計画、予算及び「法人中期事業計画」などについては、評議員会にあらかじめ諮り意見を聴き、審議・承認し、事業報告及び決算報告により事業計画の確実な執行を確認するなど、法令、寄附行為等に従い理事会運営を適切に行っている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長が議長となりリーダーシップを発揮し、法人運営に関する重要事項を協議する「学園学内理事評議員会議」と、学長が議長となり大学運営の重要事項を審議する運営会議や教授会等を通じて、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携、相互チェックを図る機能を整備している。

寄附行為に基づき監事及び評議員は選任され、年3回前後開催する評議員会への評議員及び監事の出席状況は良好である。

評議員会において、事業計画、予算、「法人中期事業計画」等については理事会前に諮問が行われ、事業報告と決算については理事会後に報告が行われている。評議員は、欠席の際には「付議事項についての意思表示」を提出するなど、法令及び寄附行為にのっとり評議員会の運営を適切に行っている。監事は、理事会及び評議員会に出席し、意見を述べている。

〈参考意見〉

○監事監査報告書に私立学校法第37条に定める「理事の業務執行の監査」に係る記載がないため、適切に監査報告書を作成することが望まれる。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人は、財務計画を含む 5 か年の「法人中期事業計画」を策定し、毎年度の事業計画に反映するとともに、学生数の実数に応じた予算編成を行い、十分な分析を行いながら年度の施策を実行している。

法人全体の収支差額は、令和 5(2023)年度に僅かに支出超過に転じたが、借入金はなく、自己資金による運営が行われており、翌年度繰越支払資金も安定的に確保している。施設・設備の老朽化に対応するための引当資金を毎年積立てることで内部留保を確保し、安定した財務基盤を確立している。大学単体の財務状況は、入学者数が減少傾向にあるものの、収支バランスが保たれている。令和 6(2024)年度から外部資金等獲得計画を実行し、外部資金導入のための努力を行っている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準、「学校法人富山国際学園経理規程」「学校法人富山国際学園資産運用規程」等に基づいて適切に会計処理を実施している。

会計監査については、監査法人による監査及び監事監査を適正に実施するとともに、監査法人から監事に対し監査計画及び監査結果概要等の説明を行うなど相互に連携をとっている。また、「学校法人富山国際学園内部監査規則」に基づき、法人本部による内部監査を実施しており、適正な監査体制を整備している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学則第 1 条の 3 及び「自己点検評価に関する規程」に基づき自己点検・評価を行っている。大学は、令和 5(2023)年に「内部質保証に関する規程」を制定し、内部質保証に関する全学的な方針として「内部質保証の方針」を明示するとともに、内部質保証のた

めの恒常的な組織体制として「教学マネジメント・内部質保証体制図」を学内外に明示・周知している。

学長を委員長とする「内部質保証委員会」を内部質保証の推進に責任を負う組織と定め、運営会議、「自己点検評価委員会」「教学マネジメント委員会」などの会議体との連携を図り、全学的な内部質保証のための自己点検・評価活動を推進する組織を整備している。加えて、「外部評価委員会規程」に基づき外部評価委員会を設置するなど、多面的な評価体制を整備している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

学長を委員長とする「自己点検評価委員会」を起点に、エビデンスに基づく内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を毎年度実施し、その結果は自己点検評価書としてウェブサイトで公表している。大学の自己点検・評価活動の基軸となるアクションプランは、平成 26(2014)年度から実施し、現在は八つの改革課題を掲げる第 3 期のアクションプランを推進している。アクションプランの年度結果は、教授会や理事会、評議員会で報告され、結果を学内で共有するとともにウェブサイトで公表している。

IR の活用を推進するため、令和 4(2022)年度に戦略企画部の下部組織として IR センターを整備し、現状把握のための各種アンケートや調査に基づくデータの分析を行っている。ウェブサイトには、授業評価アンケート、学生生活アンケート、卒業時アンケートなど各種調査データや IR 情報を公表している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証は、アセスメント・ポリシーに基づき全学、教育課程、科目・個人の各レベルで PDCA サイクルを回している。大学の中期計画であるアクションプランに基づく内部質保証は、担当部局が提出する報告書や課題管理表により進捗状況を管理している。これらの内部質保証のための自己点検・評価の結果は、「内部質保証委員会」で改善方法の検討・指導を行い、運営会議で改善状況の確認、改善策を決定し、

教育の改善・向上に反映している。「法人中期事業計画」の結果は、「学園学内理事評議員会議」を中心に総括し、事業報告書として理事会、評議員会で報告している。教職員は合同教授会や学内サイト等を通じて結果を情報共有している。「法人中期事業計画」及びアクションプランには、自己点検・評価、大学機関別認証評価などの結果を反映し、法人・大学運営の改善向上を図っており、PDCA サイクルの仕組みが確立し機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域社会への貢献

A-1. 地域連携の体制の整備と地域貢献活動の実施

- A-1-① 地域連携計画の策定と推進体制の整備
- A-1-② 大学主催の地域貢献事業の実施
- A-1-③ 地域社会からの要請に応える地域貢献活動の実施
- A-1-④ 教員と学生の専門性を生かした地域貢献活動の推進

【概評】

「地域で学ぶ、地域に学ぶ、地域で育つ」を合言葉に、県内自治体等との連携協定の締結・協議を促進するなど、県内の自治体・企業・団体等との連携を強化している。加えて、地域課題解決型テーマによる卒業研究を積極的に実施するなどの具体的行動計画を定めている。地域社会との交流・連携を推進するため、「地域交流センター」を設置している。また、他大学との連携として、富山県内の 7 高等教育機関で教育研究等の連携を図っている。

大学主催の地域貢献事業として、大学の持つ知的資源を社会に還元するためにエクステンション・カレッジの開設や自治体との協力による公開講座等を開催している。

地域社会からの要請に応える地域貢献活動としては、ウェブサイトの各教員紹介ページに教員の専門性に基づく出講テーマを掲載し、地域社会や高校への出講プログラムを実施している。

教員と学生の専門性を生かした地域連携活動の推進として、北陸新幹線沿線地域のまちづくりに関わる産官学の実務家や研究者らが集って情報や知見を共有し、各地のまちづくりに生かすために「北陸新幹線沿線連絡会議」を令和 4(2022)年 3 月に立上げている。

加えて、学生の主体的な運営による「ちょっこ おいでま こども食堂キャンパス」を原則毎月第 4 土曜日に実施しており、食事提供にとどまらない「プラスα」の活動として学内サークルと共同でレクレーションや学習支援等も実施している。また、「SSW(School Social Worker)・BBS(Big Brothers and Sisters)研究会」は、平成 29(2017)年度から継続して非行防止や非行少年等の立直り活動の一翼を担ってきたことにより、富山保護観察所等、地域の関係機関からの信頼を得ている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

＜東黒牧キャンパスの森づくりと自然環境を生かした教育・保育の展開＞

緑豊かな東黒牧キャンパスに、平成 18(2006)年度に学生と教職員の協働による「環境サークル」が発足し、「とやまの森づくりサポートセンター」「NPO 法人きんたろう倶楽部」の協力を得て里山整備活動を開始した。また、大和ハウス工業株式会社とも森づくりに関する協定を結んでいる。現在、森林整備は毎年春～秋に 3 回程度実施している。

令和 3(2021)年度からは、「持続可能な社会」を探究する教育の推進等を目的に、富山国際学園福祉会（にながわ保育園・西田地方保育園）と連携して「森づくり」プロジェクトを開始した。子どもたちが安心して自然と触れ合える場の提供、保育園児やその保護者、福祉会職員と学生・教職員の協働による森づくり活動を行っている。令和 5(2023)年度は、にながわ保育園が 7 回、西田地方保育園が 6 回活動した。活動内容としては、干し柿づくりや昆虫採集などが挙げられる。様々な動植物や自然とのふれあいの中で、近年幼児教育において重要視されてきている非認知能力を育むよい機会となっている。

一方、大学内の空き地に繁茂する雑草を、手間をかけず二酸化炭素も出さずに除草する方法として、令和 4(2022)年度からヤギによるキャンパス内除草を試みている。学生にも人気で、95%以上の学生が好意的に受けとめている。令和 5(2023)年度には、学生の「SDGs 推進サークル」が主体となり、ヤギの頭数を増やし飼育期間も延長して活動を活発化させている。この活動は、学生の卒業研究にも役立っている。

豊かな自然に囲まれた東黒牧キャンパスならではのこれらの取組みは、本学の基本理念にある「共存・共生の精神」を当に具現化した活動ともなっており、今後も継続して積極的な活動を実施していく。



保育園児が干し柿づくりに挑戦



森で遊ぶ園児たち



Ⅳ 大学の概況（令和6(2024)年5月1日現在）

開設年度 平成2(1990)年度
 所在地 富山県富山市東黒牧65-1
 富山県富山市願海寺水口444

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
現代社会学部	現代社会学科
子ども育成学部	子ども育成学科

Ⅴ 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和6(2024)年 6月末	自己点検評価書を受理
8月5日	第1回評価員会議開催
8月29日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9月17日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10月15日	呉羽キャンパス実地調査の実施
	東黒牧キャンパス実地調査の実施 10月16日 第2・3回評価員会議開催
～10月17日	10月17日 第4回評価員会議開催
11月11日	第5回評価員会議開催
令和7(2025)年 1月8日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2月12日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

52 名古屋芸術大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

建学の精神「至誠奉仕」に基づいて、簡潔かつ具体的に明文化した目的を学則に定め、学部及び研究科ごとの教育理念と目標により個性・特色を明示している。芸術系大学として地域の要望に応えるべく学部再編を行う一方、大学院では「新しい知や価値を生み出す『知のプロフェッショナル』」の育成に向け三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を見直し、社会情勢の変化に対応している。「名古屋芸術大学ガバナンスコード」に教職協働を掲げて役員及び教職員の理解と支持を得ながら、学生便覧、大学ホームページ、メールマガジン等により学内外に周知した使命・目的の達成を図っている。「名古屋自由学院将来ビジョン」を策定して、「名古屋自由学院中期計画」（以下「中期計画」という。）や三つのポリシーに使命・目的及び教育目的を反映させており、2 学部 4 研究科から成る教育研究組織との整合性を保っている。

「基準 2. 学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め周知し、入試区分ごとに入学者受入れを実施している。教育学部子ども学科の収容定員充足率は 0.5 倍未満にとどまっているが、大学全体では概ね収容定員に沿った学生数を確保している。教職協働の体制を整備・運営し、SA(Student Assistant)・TA(Teaching Assistant)制度や「NUA 全方位型学生サポート」を活用して学修支援を実施している。キャリア系及びビジネス系の「正規教育科目」を開講し、キャリアセンターを中心にキャリア支援策を展開している。教務学生生活センター委員会等が学生生活安定のための支援を実施し、学生相談室及び保健室を設置して学生の健康相談等に対応している。バリアフリーに配慮した校地、校舎等は設置基準を満たし、実習施設等の有効活用により、授業を行う学生数を適切に管理している。学生ポータルサイトを利用したアンケート等により、学生の意見・要望を把握し、対策を講じている。

〈優れた点〉

- 「名古屋自由学院奨学基金」を財源として、成績優秀者への奨学金のほかにも「名古屋自由学院緊急奨学金制度」を創設する等、学費の支払いが困難な学生に対しても大学独自の修学支援を行っていることは評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的を踏まえた学部及び研究科ごとのディプロマ・ポリシーを定め周知し、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を厳正に適用しているが、大学院の学位論文に係る評価基準は作成されていない。ディプロマ・ポリシーとの一貫性をもつカリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を編成し、教養教育を「全学総合共通科目」として実施している。「教員評価制度」により FD(Faculty Development)活動を推進し、全科目について教授方法を工夫・開発している。三つのポリシーを踏まえた学修成果を、授業評価アンケート等により点検・評価し、教育課程及び授業科目ごとのアセスメント・ポリシーを定めて、オンライン化した学修ポートフォリオにより学生と全教員がデータの共有と相互確認を行っている。学修成果の点検・評価の結果について、教育内容・方法等の改善に向けてフィードバックしている。

「基準 4. 教員・職員」について

学長の適切なリーダーシップを補佐するために副学長及び学長補佐を置き、学長室会議と全学運営会議の設置により権限の適切な分散と責任の明確化を行って、教職協働の教学マネジメント体制を整備している。教員数は設置基準を満たし、教員の採用・昇任は規則に基づき理事会の議を経て理事長が決定している。FD 推進センター委員会が策定した計画に基づいて、教育力の向上と改善を目的とする FD 研修を実施している。職員の資質・能力の向上を目的に各種の SD(Staff Development)を実施し、人事評価制度を導入して組織の活性化を図っている。個人研究室等の研究環境は適切に運営・管理されており、研究倫理については規則を定めて厳正に運用し、不正防止への取組みに関する基本方針を大学ホームページで公開している。研究活動については個人研究費等の資源を適切に配分している。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

法令に基づいて規則を整備し、事業報告や財務情報等を公表して、経営の規律と誠実性を維持している。中期計画を策定し、毎年度の事業方針及び事業計画により使命・目的の実現に向けて継続的に努力しつつ、環境保全に取組み、人権や安全に配慮している。最高意思決定機関の理事会が重要事項を審議し、常任理事会、経営本部会議、学長室会議及び全学運営会議を設置して機動的な運営体制を整備している。評議員会は諮問機関として機能し、監事は業務状況等を監査して理事会及び評議員会で意見を述べて、管理運営機関の相互チェックは適切である。中期計画等に基づく適切な財務運営を行い、外部資金の獲得等で安定した財務基盤を確立し、収支バランスを確保している。会計処理は規則に基づき適切に実施され、公認会計士や監事による監査も厳正に実施されている。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証のための責任組織は、学長指名の副学長又は学長補佐を委員長とする自己点検・評価委員会で、教学及び管理運営における自己点検・評価を踏まえて問題点とその改善策を報告書にまとめ、学長室会議、理事会及び評議員会に提出している。教育課程諮問委員会等の体制を整備して内部質保証の全学的な方針を明示し、役割分担及び責任を明確にした PDCA サイクルを機能させている。内部質保証のための自主的・自律的な自己点

検・評価と並行して、「教員評価制度」により全教員が教育研究の持続的な質の向上のため PDCA サイクルを実践している。IR センターが教学の情報収集と統合的分析・評価を行い、評価結果を各部署に提供している。大学、学部・学科、科目ごとにアセスメント・ポリシーを定めて PDCA サイクルを機能させている。

総じて、大学は芸術学部と教育学部を有する中部圏で唯一の私立大学として、特色ある科目編成と多彩な教授陣により独自の芸術教育を実践し、芸術の各分野で活躍し得る人材を育成するとともに、独自の地域貢献を果たしてきた。現代において芸術は多様な内容・方法で人々の関心をひきつけており、大学の地域社会における存在感の発揮と、国際的に活躍し得る人材の輩出が期待される。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神「至誠奉仕」に基づいて、簡潔かつ具体的に明文化した目的を学則に定めるとともに、学部及び研究科ごとに「教育理念と目標」を定めて個性・特色を明示している。

芸術学部と教育学部を有する中部圏で唯一の私立大学として地域社会の要望に応えるべく学部再編を行う一方、大学院では「新しい知や価値を生み出す『知のプロフェッショナル』」の育成に向けて三つのポリシーを見直すなど、社会情勢の変化に対応している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知

- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

「名古屋芸術大学ガバナンスコード」に教職協働を掲げて役員及び教職員の理解と支持を得ながら、使命・目的及び教育目的の達成を図っている。使命・目的及び教育目的は、学生便覧、大学ホームページ、「名古屋自由学院報」「学院メールマガジン『理事長通信』」などにより学内外へ周知している。

「名古屋自由学院将来ビジョン」を策定し、中期計画や三つのポリシーに使命・目的及び教育目的を反映させており、2 学部 4 研究科から成る教育研究組織との整合性を保っている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーを定め、入試ガイドや学生募集要項等で周知している。また、入試区分を「総合型選抜」「学校推薦型選抜」「一般選抜」「特別選抜」としアドミSSION・ポリシーに沿った入学者の受入れを実施しており、その検証についても適切な体制のもとで行っている。

学年進行中の教育学部子ども学科の在籍学生数について 0.5 倍未満の状況が続いているが、改善に向けた努力を続けている。一方、芸術学部芸術学科では収容定員充足率を満たし、大学全体で概ね収容定員に沿った学生数を確保している。

〈改善を要する点〉

○学年進行中の教育学部子ども学科の在籍学生数について、年次ごとの入学定員の合計の

0.5 倍未満であることは改善を要する。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教務学生生活センター、キャリアセンター、国際交流センター等の教職協働によるセンターと、それぞれのセンターに設置された委員会を中心に、学修支援体制に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営している。

また、SA・TA 制度の活用や、学生の問題に早期に対応する体制として「NUA 全方位型学生サポート」を実施することにより、学生個別の状況把握や学修支援に努めている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア系正規科目とビジネス系正規科目の 2 分野から構成される「正規教育科目」を開講してキャリア支援を正課教育内で実施しているほか、キャリアセンターを中心に各種の講座・催事等をはじめとするキャリア支援施策を展開している。また、インターンシップなども適切に実施して学生のキャリア支援を行っている。教員を志す学生に対しては教職センター室を設置することで、学部を超えた教員採用試験対策を実施している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

教務チーム及び学生支援チームの職員と教員によって構成される教務学生生活センター委員会を中心に、奨学金、学費減免及び特待生制度を設けて運営しているほか、学生生活安定のためのさまざまな支援を実施している。

学生相談室及び保健室を、東キャンパス及び西キャンパスに設置し、学生の心身の健康

の相談などに対応している。

〈優れた点〉

- 「名古屋自由学院奨学基金」を財源として、成績優秀者への奨学金のほかにも「名古屋自由学院緊急奨学金制度」を創設する等、学費の支払いが困難な学生に対しても大学独自の修学支援を行っていることは評価できる。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

設置基準を満たした校地、校舎等を整備し、各種の実習施設や図書館を有効に活用するなど、学修環境を適切に運営・管理している。特に、専門的な芸術教育の特性上、東キャンパス及び西キャンパスには専用の実習施設が整備されている。

エレベータが設置されている棟を中心として渡り廊下で連結し車椅子で移動できるようにするなど、バリアフリーについて配慮している。

また、専門的な芸術教育のため少人数教育を特長として、授業を行う学生数を適切に管理している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望の把握のために、学生ポータルサイトを利用して授業評価アンケートを実施し、その結果をもとに授業改善に取り組んでいる。学生生活や学修環境に関する学生の意見・要望の把握のために、学生満足度調査を実施している。その他にも教員による日常的な学生との面談やオフィスアワー、教務チームの職員と学生との面談などを実施して学生の意見などをくみ上げる取り組みを行っている。また、「学生意見箱」

の設置や「教育懇談会」の実施等により、学生の意見・要望を把握・分析して、その結果をもとに施設の改善を行うなど対応策を講じている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえて、学部及び研究科ごとにディプロマ・ポリシーを定めており、大学案内、募集要項、学生便覧及び大学ホームページにおいて公表し、周知を図っている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等が定められ、学生便覧や大学ホームページを通じて学生に周知しているが、研究科における学位論文に係る評価に際しての基準の設定及び公表がされていない。

ディプロマ・ポリシーを踏まえて設定した単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等に関しては厳正に適用されている。

〈改善を要する点〉

- 大学院の修士論文の評価に際して、大学院設置基準に定めのある学位論文に係る評価の基準について、設定及び学生に対する公表を行っていない点は改善を要する。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえた、カリキュラム・ポリシーが定められ、学生便覧や年度始めに行われるガイダンス及びオリエンテーションを通じて周知されている。

教育研究上の特性を踏まえて、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを一貫性のあるものとして策定している。

カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程が編成されており、令和 3(2021)年度以降、学修支援システムを導入して、シラバスの閲覧をはじめ学内情報の通知や確認、学修の支援、手続き等を行える体制を整えている。

教養教育を「全学総合共通科目」として実施しているほか、「教員評価制度」を導入し、FD 推進センターを中心に FD 活動を推進するなど、全科目について教授方法の工夫・開発を実施している。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果について、授業評価アンケートや学生満足度調査により点検・評価を行っており、大学、教育課程及び授業科目ごとにアセスメント・ポリシーを策定し、運用している。また、学修ポートフォリオをオンライン化し、個々の学生と学部全教員がデータを共有して相互に確認できる体制を整えている。学修成果に関する点検・評価を行い、その結果を教育内容・方法、学修指導等の改善に向けてフィードバックを行っている。

基準 4. 教員・職員**【評価】**

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、学則に基づき副学長及び学長補佐を置いている。また、「名古屋芸術大学教員組織規程」にのっとり学部長、学科長及びセンター長を置き、学長の補佐体制を整備している。

教育研究に関する重要施策について、学長の業務を助けるための審議機関として学長室会議と全学運営会議を設置し、権限の適切な分散と責任の明確化を行っている。また、「名古屋自由学院事務組織規程」に基づき、教学マネジメントの遂行に必要な事務組織を編成し職員を適切に配置することにより、教職協働による教学マネジメント体制を整備している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院において、設置基準で定める必要教員数を満たし、多岐にわたる芸術領域を網羅するため、多様な教員を配置している。また、教員の採用・昇任は、「名古屋芸術大学教員人事規則」に方針を定め、業績資格審査委員会で審査を行い、理事会の議を経て理事長が決定している。

FD 推進センター委員会が策定する「名古屋芸術大学ファカルティ・ディベロップメント実施計画」に基づき、教育力の向上と改善を目的とした FD 研修を組織的に運営している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力の向上を目的に「名古屋自由学院事務職員研修規程」を定め、SD 活動として、各チームにおいて「人材養成計画」を策定の上職場内研修を行い、全体研修・実務研修・管理職研修・新任職員の区分で行う職場外研修、職員が勤務時間以外に学外機関

において行う自己啓発研修を組織的に実施している。

職員に対して、人事評価制度を導入し、事務組織及び職員の価値を再定義することにより、組織の活性化に努めている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員に対して個人研究室及び ICT（情報通信技術）を整備し研究環境は適切に管理・運営している。また、「施設検討プロジェクト」を設置し、学内の施設をより有効活用できるよう適宜見直しを行っている。

研究倫理については、「名古屋芸術大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」「名古屋芸術大学研究不正防止委員会規程」及び「名古屋芸術大学研究倫理審査規程」を定め厳正に運用し、不正防止への取組みに関する基本方針等は、大学ホームページに掲載し公表している。

研究活動について、学内は「名古屋芸術大学個人研究費規程」及び「名古屋芸術大学特別研究費の取扱いに関する規程」を定め、毎年度の事業計画及び予算に基づき配分し、支援している。学外は、科学研究費助成事業の獲得へ積極的に努力している他、「名古屋芸術大学受託研究取扱規程」を定め、企業等からの受入れも推進している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

関連法令に基づき諸規則を整備するとともに、法令の定めに従い、事業報告、財務情報、

教育研究活動等の状況を大学ホームページに公表し、経営の規律と誠実性の維持に努めている。

使命・目的の実現に向け中期計画を定め、毎年度策定する事業基本方針及び事業計画に基づき、継続的な努力を行っている。

環境保全については、「みんなでやろう CO₂ ダイエット!!」を掲げて組織的に取り組んでいる。人権への配慮については、ハラスメントに関する諸規則に基づき、健全な修学・就労環境を維持するよう努めている。また、危機管理に関する諸規則に基づき防災訓練を行うなど、学生及び教職員の安全への配慮を行っている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき、理事会を最高意思決定機関と位置付け、諸規則の制定・改廃、役員の選任、予算・決算、事業計画・事業実績などの重要事項を審議している。理事は、寄附行為の定めに従って選任し、理事会への理事の出席状況も良好であるほか、欠席時は議案ごとに賛否の意思を表示する委任状の提出を義務付けるなど、理事会を適切に運営している。

また、理事会のもとに常任理事会を設置することに加え、経営本部会議、学長室会議及び全学運営会議を設置することにより、機動的な運営を遂行できる体制を整備している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学長と合わせて教学部門から3人の理事を選任し、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っている。また、教職員の提案をくみ上げる仕組みとして、各種の審議機関からの上程のほか、「働き方改革プロジェクト」を立上げ、時差勤務等の導入を実現している。

評議員は、寄附行為に基づき適切に選任され、評議員会は、寄附行為に定める事項について審議し、諮問機関としての機能を果たしている。

監事は、寄附行為に基づき適切に選任され、法人の業務状況や財務状況等の監査をするとともに、理事会及び評議員会に出席して意見を述べており、法人及び大学の各管理運営

機関の相互チェックは適切に機能している。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

財務運営については、中期計画及び「財務基盤整備 5 ヶ年計画」に基づき、毎年の事業方針及び予算編成方針を策定し、収入予算内での事業予算を確定する手続きにより、適切な運営を確立している。また、中期計画で示された財務戦略に基づき、毎年「財務基盤整備 5 ヶ年計画」の見直しを行っている。

安定した財務基盤の確立と収支バランスを確保するため、補助金や寄付金等の外部資金の獲得及び余裕資金の運用を行っている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準及び「名古屋自由学院経理規則」に基づき、必要に応じて公認会計士及び日本私立学校振興・共済事業団に確認を行うなど適正に実施している。また、決算の内容については、教育情報とともに大学ホームページに公表している。予算と決算に著しくかい離がある科目については、毎年 12 月に理事会の承認を受け補正予算を編成している。

会計監査について、公認会計士による監査は財務・経理チームの職員が、監事による監査は監査室の職員が、各々立会い説明する体制を整備し、監査は厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための責任組織は、学長が指名する副学長又は学長補佐が委員長を務める自己点検・評価委員会であり、「教学自己点検・評価ワーキンググループ」及び「管理運営自己点検・評価ワーキンググループ」による自己点検の結果を踏まえ、問題点及びその改善策を報告書にまとめて、学長室会議、理事会及び評議員会に提出している。

教育等に関する評価の客観性を高めるために教育課程諮問委員会を設置するなど体制を整備するとともに、内部質保証の全学的な方針を明示し、役割分担及び責任を明確にして PDCA サイクルを機能させている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施と並行して、全教員が「教員評価制度」のもとで教育研究の持続的な質の向上を目的に、年度始めに目標を定めて期末にこれを総括し、次年度の目標設定に反映させることで PDCA サイクルを実践している。

教学 IR については、IR センターが教育研究、学生支援、入学者受入れ等に関する情報を収集し、統合的分析・評価を行い、学籍番号をキーとするデータベースを構築するとともに、評価結果を各部署に提供している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

教育の内部質保証を担保するため、大学レベル、学部・学科レベル、科目レベルの各段階で活動を評価するためのアセスメント・ポリシーを定めて、教職員に周知するとともに、三つのレベルで PDCA サイクルを機能させている。

内部質保証のために達成すべき水準の「指標イメージ」として、大学レベルでは中途退

学率、学部・学科レベルでは成績評価の偏りを挙げて、それらの改善に取組み、科目レベルでは人事評価において「教育者としての活動（教育者行動評価）」に教育の方法、成果及び今後の改善目標を記入し、PDCA サイクルに沿った活動を行っている。

〈参考意見〉

○大学院における学位論文の評価基準を作成・公表していないことについて、内部質保証の機能性の観点から一層の充実が望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携・社会貢献

A-1. 地域連携・社会貢献

A-1-① 地域連携・社会貢献専任部署の設置と方針

A-1-② 自治体、企業、地域との連携

A-1-③ 産学官連携事業

A-1-④ 学外評価による外部資金の獲得とそれを原資とする社会貢献へ続く循環サイクルの実現

【概評】

建学の精神である「至誠奉仕」を基本理念とし、地域との連携と社会への貢献を目指して地域・社会連携部を開設し、「ゲイジユツのちから」による大学と地域が一体となった社会イノベーションの基盤構築を長期ビジョンに掲げて内容と規模の拡充を図っている。

自治体、企業及び地域と連携を深めており、子どもコミュニティセンター及び地域交流センターを設置して子育て相談の場として活用している他、地域交流イベントや「生涯学習大学公開講座」を開催している。また、「名古屋芸術大学ジュニアバンド」を結成し、地域の小中学生の活動を支援している。

産学官連携事業は年々増加傾向にあり、メーカーとの連携による新規プロジェクトの開発から地域に根差した草の根的な地域貢献までさまざまな活動を展開し、大学ホームページ等で社会に発信している。

寄附事業については、「大学の発展とその知財を原資とした地域・社会への還元による持続的な循環サイクルの実現」をミッションとして「名古屋芸術大学サポーターズクラブ」を開設するなど、積極的な取組みを通じて地域の芸術文化振興に寄与している。

IV 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

開設年度	昭和 45(1970)年度
所在地	愛知県北名古屋市熊之庄古井 281 愛知県北名古屋市徳重西沼 65

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
芸術学部	芸術学科
教育学部	子ども学科
人間発達学部※	子ども発達学科
美術学部※	美術学科
音楽研究科	声楽専攻 器楽専攻 音楽学専攻
美術研究科	美術専攻
デザイン研究科	デザイン専攻
人間発達学研究科	子ども発達学専攻

※は募集停止

Ⅴ 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 28 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 13 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 27 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 23 日	実地調査の実施
10 月 24 日	第 2・3 回評価員会議開催
10 月 25 日	第 4 回評価員会議開催
11 月 22 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 10 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見あり)
2 月 15 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見あり)

53 奈良学園大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学及び大学院は、使命・目的及び教育目的を達成するため、大学の個性・特色としての建学の精神「高度な専門学術知識に裏付けられた実践力を有する有能な人材を教育・養成し、地域社会及び社会全体の発達・発展に貢献する。」を具現化するための教育課程を展開している。学部及び研究科の教育目的は、簡潔に文章化して学則に定めている。大学は、自らの目的の更なる達成のために平成 26(2014)年 4 月に奈良産業大学を奈良学園大学に名称変更を行い新たな教育研究組織を設置した。令和 3(2021)年度からは、大学の使命・目的及び教育目的を再確認しながら策定した「奈良学園大学中期計画」を開始して各組織の目標達成に向けた活動を行っている。

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーに沿った公正かつ妥当な方法による入学者選抜を行っている。学修支援については、教職協働による「奈良学園大学コミットメント」を表明しており、障がいのある学生への配慮はもとより、全学的オフィスアワーやアドバイザー制度の設定、中途退学・休学・留年への対応策を講じている。キャリアセンターを設置し、学生のキャリア支援を行うとともに、教員採用試験、国家試験、就職試験に対する支援体制を整えている。「学生支援センター」では、課外活動、奨学金制度案内、メンタルヘルス対策などの支援を行っている。学修環境は、ラウンジを設け、学生同士や教職員との交流を容易にしている。全ての校舎は、バリアフリーをはじめ、利便性に配慮した施設・設備を整備している。学生の意見・要望は、授業評価アンケートや「学生の意識及び生活の実態に関する調査」により学生支援の体制改善に努めている。

〈優れた点〉

- 教員への相談を支援する存在としての学生ピア・サポーターを養成し、新入生の履修登録などの支援活動を行っている点は評価できる。
- 学生が「人を支える人になる」という目標を実現できるよう、「奈良学園大学コミットメント」を定め、支援する姿勢を表明している点は評価できる。
- 「本の森」「研究の森」などのテーマ別に図書を配架したコーナーの設置や「図書館学生サポーター制度」を設け、学生目線で親しみやすい図書館づくりを行っていることは高く評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、成績評価基準、卒業認定基準を定め、厳正に運用するとともに学則や履修の手引などで学生に周知し、ホームページで公表している。ディプロマ・ポリシーを達成するため、カリキュラム・ポリシーを定めて、体系的・段階的な学修となるような科目配置を行い、年間履修登録単位数の上限設定など、単位制度の実質化を図るとともにシラバスを整備している。教授方法の改善や工夫に向けた組織体制として FD・SD 委員会を設置している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示し公表しており、国家試験合格状況や卒業生アンケート、就職先へのアンケートなどのエビデンスに基づく点検・評価の結果は、教育内容・方法及び学修指導の改善につなげている。

「基準 4. 教員・職員」について

大学の管理運営については、学長がリーダーシップを適切に発揮できるよう、補佐体制として副学長や学長補佐を置き、学長の意思決定を支える機関として奈良学園大学評議会や奈良学園大学企画運営会議などの会議体を整備している。教授会の働きに係る内部規則等の見直しは必要であるが、全学的な教学マネジメント体制を整えている。教員は、設置基準や資格・免許状の取得に必要な指定規則等で定められた人員を配置しており、採用及び昇任については、学内の関係規則に基づき適切に運用している。

FD(Faculty Development)及び SD(Staff Development)は、FD・SD 委員会により、教員の教育指導・研究指導等の能力向上及び職員の資質・能力向上に資する各種研修を行っている。研究環境は、研究室を整備し、外部資金獲得に向けた支援を行っている。

〈優れた点〉

- 「学び直し助成金」制度を設置・活用し、教職員が、職務における知識やスキルを高め、教育の質や生産性の向上に資するための自己研さんを経済的にサポートしている点は評価できる。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

「学校法人奈良学園寄附行為」に法人の目的を掲げ、教育基本法等の関係法令を遵守することを旨としている。「学校法人奈良学園倫理・行動指針」の基本理念のもと、組織倫理に関する諸規則の整備により適切な運営を行っており、環境への配慮と人権への配慮に取り組んでいる。また、公益通報に関する規則によりコンプライアンス体制の強化を図っている。法人は、理事会を最高意思決定機関、評議員会を諮問機関として、理事長のリーダーシップのもと、適正な運営を行っており、法人本部と大学本部は、円滑な意思疎通と連携及び相互チェックを行っている。財務については、法人全体として安定した財務基盤を有し、学校法人会計基準及び「学校法人奈良学園経理規則」に基づき適正な会計処理を行っており、財務の状況は、事業報告書としてホームページで公表している。

〈優れた点〉

- 中期計画に基づいて策定された各年度の事業計画の取組み結果について、理事会での審

議、評議員会への報告の他、前年度の振返りと次年度に向けた意見交換を行う目的で、理事・評議員合同の懇談会を実施している点は評価できる。

「基準6. 内部質保証」について

「内部質保証基本方針」により、学長を中心に内部質保証の充実に向けて、エビデンスに基づき、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を起点とした自己点検・評価を実施している。自己点検・評価の過程では、年度半ばに「事業中間報告」をもって確認し、必要な修正を加え再実行に取り組み、年度末に総括を行うなど、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みを機能させている。

自己点検・評価は、学外の組織や学生・保証人などで構成する「第三者評価懇談会」の意見を聴き、大学の諸活動の妥当性を担保しながら行っており、結果は、「奈良学園大学白書」として学内に周知し共有するとともに、ホームページで社会に公表している。

〈優れた点〉

○近隣自治体、地域の産業界、学生、学生の保証人等の幅広い視点から大学の内部質保証について意見を徴することを目的とした「第三者評価懇談会」を毎年開催していることは評価できる。

総じて、大学は建学の精神のもとに人材の養成方針を掲げ「人を支える人になる」を実現するための教育研究活動にまい進している。学長を中心とした大学の管理運営に努めており、学生の支援を第一に、使命・目的の達成に向けて自己点検・評価の結果を踏まえた事業計画を策定し遂行するなど、大学は、教育研究の一層の発展に資する質保証に取り組んでおり、堅実な大学運営を行っている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献」「基準 B.国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 奈良学園共同研究事業推進
2. 奈良学園セミナーハウス（志賀直哉旧居）との連携

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価】

基準1を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院は、使命・目的及び教育目的を達成するため、大学の個性・特色としての建学の精神「高度な専門学術知識に裏付けられた実践力を有する有能な人材を教育・養成し、地域社会及び社会全体の発達・発展に貢献する」を具現化するため、教育課程を掲げている。学部及び研究科の教育目的は、明確であり簡潔に文章化して学則に定めている。社会情勢に対応し、平成 26(2014)年 4 月に奈良学園大学に名称変更を行うとともに人間教育学部人間教育学科及び保健医療学部看護学科を、平成 30(2018)年 4 月に大学院看護学研究科を、平成 31(2019)年 4 月に保健医療学部リハビリテーション学科を、令和 5(2023)年 4 月に大学院リハビリテーション学研究科を設置するなど、建学の精神に基づいた使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的に関する重要な事項は、大学の最高意思決定機関である大学評議会が策定し、法人の役員による審議を経て決定しており、学長は学生に対して、入学式や卒業式の式辞で説明し、全教職員に対して「学校経営方針」として周知している。令和 3(2021)年度から「奈良学園大学中期計画」を開始しており、大学の全ての組織が関与する事業推進委員会により、事業の推進と管理及び翌年度の事業計画の策定を行っている。使命・目的及び教育目的を反映した三つのポリシーは「学生生活の手引 Campus Life Guide」や学生募集要項に掲載するとともにホームページで周知している。

大学の使命・目的及び教育目的を達成するために設置する学部及び研究科には、設置基準や資格・免許状の取得に必要な指定規則等を上回る専任教員を配置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を達成するために大学・大学院、学科、研究科ごとにアドミッション・ポリシーを定めており、ホームページ、大学案内、学生募集要項に掲載し周知に努めている。

入学者受入れについては、アドミッション・ポリシーに対応した学生募集要項に基づいて、入学者選抜を行っており、入学試験委員会及び大学院入学試験小委員会において、受入れ状況を検証している。

入学定員が未充足の学科もあるが、教育連携協定校やアカデミック・インターンシップの対象校の拡充、情報発信の強化、オープンキャンパス回数の増加、入学選抜試験終了後の個別親睦会「奈良学カフェ」の実施、合格受験生への直接メッセージ送付など、入学意欲を高めるための取組みも行い改善傾向にある。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

事業推進委員会を中心に中期計画を推進するとともに、学修支援の取組みを支える各種委員会、各課との組織体制を整えて、教職員が一体となって学修支援の強化に取り組んでいる。

学修支援の充実に向けて、障がいのある学生への合理的配慮を考慮した学修支援、オフィスアワーの周知、またアドバイザー教員が中心となり、SA(Student Assistant)を活用して個別に対応している。中途退学防止策として、IR 情報活用推進委員会において成績の推移や中途退学の理由を分析し早期発見に努め支援している。また、休学中の既修得科目の聴講、転学部制度を設けるなど、学びを継続できる体制をとっている。

〈優れた点〉

- 教員への相談を支援する存在としての学生ピア・サポーターを養成し、新入生の履修登録などの支援活動を行っている点は評価できる。
- 学生が「人を支える人になる」という目標を実現できるよう、「奈良学園大学コミットメント」を定め、支援する姿勢を表明している点は評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学生のキャリア教育や就職に必要な学修支援、就職支援を行うためキャリアセンターを設置している。キャリアセンターには就職支援担当職員を配置し、24 時間どこからでも求人票が閲覧できる就職活動支援システムを導入し個別支援体制を整えている。また、人間教育学部では、インターンシップの単位認定制度を実施し、インターンシップへの参加を推奨している。各種就職筆記試験対策講座「パワーアップ Study」、教員採用試験や公務員試験の合格を支援するための「リメディアル学習会」の実施、教員採用試験対策や各種国家試験対策などを実施しており、キャリアセンターと各学部・学科教員での教職連携による社会的・職業的自立を支援する体制が整備されている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスや厚生補導を主管する部署として「学生支援センター」を設置し、課外活動に関して後援会と連携しながら活動資金の助成や施設整備等の支援を行っている。外国人留学生も含めた大学独自の奨学金を複数設定するとともに、各種奨学金の申請等の事務手続きを随時支援する体制を整えている。

また、保健室での健康管理、学生相談室での 2 人の臨床心理士によるメンタルサポートを実施している。学生が気軽に立寄って話しができる「ふらっと cafe」ではメンタルヘルス支援を行っている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎等の面積、施設・設備は設置基準を満たしており、総務部施設設備管理課の職員が設備の維持・管理の任務に当たっている。各学科とも規定された実習室等が整備され、一角にコモンスペースを設け多様な使用を可能としている。図書室は、十分な学術情報資料を確保しており、夜間も図書の貸出しや利用できるシステムを導入し、テーマ別に図書を配架したコーナーを設置するなど、利便性に配慮している。全ての校舎にエレベータ、多目的トイレ、AED（自動体外式除細動器）を設置し、学生食堂、ラウンジなど飲食可能とした十分なスペースを確保するとともに、オンデマンドや双方向授業等に対応できる無線 LAN 環境を整備している。受講人数に応じて開講クラスを調整し、また、共通教育科目は全て前・後期開講とし受講者数の分散を図るなど、学生数を適切に管理している。

〈優れた点〉

○「本の森」「研究の森」などのテーマ別に図書を配架したコーナーの設置や「図書館学生サポーター制度」を設け、学生目線で親しみやすい図書館づくりを行っていることは高く評価できる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

FD・SD 委員会において、前・後期の授業終了時に授業評価アンケートをオンラインで実施しており、授業担当教員から学生に対して改善案やコメントを返している。また、教員はティーチング・ポートフォリオに記載して授業改善に活用している。これらはホームページに公開している。

「学生の意識及び生活の実態に関する調査」の中に、心の健康に焦点を当てた質問項目が含まれており、その把握に努めている。また、施設や設備などへの満足度に関する質問項目を設け、回答された内容を学生委員会で検討し、改善が必要な施設や設備に対しては関係部署と協力して対応している。一部の学科では、対面形式で学生からの意見を収集する提案窓口を設定している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、教育目的を踏まえて学位プログラムごとにディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページや大学案内などで公表している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、成績評価基準、卒業認定基準なども適切に定め、学則や履修の手引などで学生に周知し、ホームページ上でも公表している。また、学修状況の把握のため GPA(Grade Point Average)制度を適切に活用し、アドバイザー教員からの学修支援の資料として利用するほか、奨学金の給付者選考、看護学科の看護師・助産師課程及び看護師・保健師課程の選択者選抜などにも活用している。

大学院は、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、成績評価基準、修了認定基準を適切に定め学則や履修の手引などに記載し、学位論文の審査基準も含めホームページで公表している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は教育目的を踏まえ学位プログラムごとにカリキュラム・ポリシーを定め、履修要項、ホームページ、大学案内、学生募集要項などで周知している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を示すものとしてカリキュラム・マップを作成し履修

の手引に掲載している。また、単位制度の実質を保つため年間履修登録単位数の上限を履修規程に定めるとともに、シラバスを適切に整備する体制を整えている。

教養教育は幅広い科目群から履修選択が可能で、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程が体系的に編成されている。FD・SD 委員会が授業評価アンケートや教授方法の研修を実施するなど、アクティブ・ラーニングや ICT（情報通信技術）教材活用といった教授方法の改善や工夫に向けた組織体制を整備し運営している。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価として、履修科目の GPA、各種資格試験の合格率、就職状況、学生の意識調査、卒業生や就職先へのアンケート調査などに加え、各種ジェネリックスキル測定テストなど多面的な指標を活用し、成果の一部はホームページでも公表している。

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価の結果は、FD・SD 委員会などを通じて各教員へフィードバックされ、各種資格試験の合格率や就職状況などは大学評議会にも報告されている。それらのフィードバックに基づき、ディプロマ・ポリシーの達成に向けた教育内容や方法、学修支援の改善に取り組んでいる。また、個別の授業評価アンケートに対する各教員の改善策が学生にフィードバックされるなどマイクロレベルでの改善の仕組みが機能している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

組織規則第 11 条に「学長は、大学を代表し、校務を掌り、所属職員を統督する」と定め、大学及び大学院の教育研究計画を実現する教学面での最高責任者であることを明記し、そのリーダーシップを適切に発揮できるよう、副学長・学長補佐・学長顧問について職務や任期などの規則を整備し、補佐体制を構築している。

組織全体の運営についても、大学の意思決定における、大学評議会、企画運営会議、教授会等の役割と権限について定め、大学の通常業務の審議を企画運営会議が担うなどの対応を行っている。教授会については、審議事項の取扱いに課題があるものの、規則により組織上の位置付けは明確となっている。事務分掌規程による適切な職員配置が行われ、教学マネジメントの遂行に努めている。この他、「企画懇談会」のように、自由な発言を行うことで学長の意思決定の迅速化につながる取組みも行われている。

〈改善を要する点〉

○学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与の決定に当たり、教授会が学長に意見を述べていない点について改善が必要である。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教育研究上の目的を達成するため、設置基準や資格養成関連の指定規則で定められた教員数を確保し、適切に配置している。教員の採用については、公募を原則とし、採用及び昇任に関する規則・基準を明確に定め、「奈良学園大学教員採用手順申し合わせ」にのっとり、提案・選考・審査等の手続きが行われており、状況に応じて、コンサルタント等の外部機関から意見聴取を行っている。

FD 活動において、その推進を目的に FD・SD 委員会を設置し、授業評価アンケートや FD 研修会を実施、「奈良学園大学コミットメント」を制定した。令和 3(2021)年度から全学的にティーチング・ポートフォリオの作成に取組み、教育改善及び教育業績の可視化に活用するとともに、ホームページにて複数年度分を公開するなど、教員の教育能力向上及び開発のための組織的な取組みを行っている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上に資するため、FD・SD 委員会やハラスメント防止委員会等による各種学内研修会を開催するほか、中期計画に「事務処理の高効率化とシステム化の推進及び ICT 対応力強化」を掲げ、ウェブ会議システムの実践活用や情報セキュリティに関する研修会を全教職員対象に実施している。また、日本私立大学協会等による業務直結型の外部研修会へも積極的に参加している。

〈優れた点〉

○「学び直し助成金」制度を設置・活用し、教職員が、職務における知識やスキルを高め、教育の質や生産性の向上に資するための自己研さんを経済的にサポートしている点は評価できる。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究活動の倫理性に関する調査や審議については、各学部・各研究科に設置する倫理審査委員会により厳正な審査が行われている。また、研究不正防止のための各種規則を整備し適切に運用するとともに、毎年度、内部監査を実施している。

専任教員に対しては研究室を配置し、職位に応じた個人研究費等を支給するとともに、「公的研究資金等に係る間接経費についての申し合わせ」を定め、外部研究資金を獲得した専任教員が間接経費を活用しやすいよう、配慮している。

外部研究資金の獲得に向けた支援として、FD・SD 委員会による学内研修会を開催するほか、科学研究費助成事業への申請書作成に係るレビュー業務を外部委託するなどし、一定の効果を挙げている。

基準 5. 経営・管理と財務**【評価】**

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人の目的について寄附行為第3条に、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことを定め、設置する学校の教育向上のため、「寄附行為実施規則」「理事会業務規則」等を整備し、適切な運営に努めている。また、寄附行為や学則などの諸規則、ガバナンスコード、法令に基づく教育に関する情報はホームページ上で公開され、運営の透明性を確保している。

現在進行中の5か年中期計画では、法人及び各設置校のミッションを定め、当年度事業計画の策定・点検を行いながら、使命・目的の実現への継続に努めている。

法令等の遵守、環境への配慮、基本的人権の尊重、職場の安全管理等、七つの基本理念から成る「学校法人奈良学園倫理・行動指針」を策定するとともに、ハラスメント防止、公益通報、危機管理等の関連諸規則を整備し、規律ある学校経営に努めている。

〈優れた点〉

○中期計画に基づいて策定された各年度の事業計画の取組み結果について、理事会での審議、評議員会への報告の他、前年度の振返りと次年度に向けた意見交換を行う目的で、理事・評議員合同の懇談会を実施している点は評価できる。

5-2. 理事会の機能

- 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為第14条第2項で理事会を最高意思決定機関と定め、「理事会業務規則」を設け、理事会を円滑に運営するとともに、常勤理事会や各設置校長への委任事項を定め、設置校と理事会が有機的につながれるよう体制を整備している。常勤理事会の議案については、常勤理事会終了後、資料とともに非常勤の理事にも送付し、情報共有と意見の聴取が行われることで、迅速な意思決定の体制を補助している。また、役員及び評議員以外の「理事長特別補佐」を任命し、理事長の求めに応じて教育研究、管理運営及び法人経営の助言が行える体制を整えている。

理事の選任は、寄附行為の定めに基づき行われており、適切な理事会運営が行われている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

- 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人本部と大学本部は同一キャンパス内に設置され、円滑な意思疎通と連携が行われている。法人と大学とで「理事長・学長懇談会（校務会議）」を毎月 1 回開催し、重要事項の情報共有や運営方針の調整を行っている。また、学長や研究科長を理事会・常勤理事会の構成員に、大学事務局長を評議員に選任することにより、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と相互チェックが図られている。

監事は理事会・常勤理事会・評議員会等の重要会議に出席するとともに監事監査連絡会を開催し、法人の業務・財産の状況と理事の業務執行状況を監査している。

評議員会は状況に応じてウェブ会議システムを利用するなど、適切に運営されている。

5-4. 財務基盤と収支

- 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

令和 5(2023)年度から 5 か年分の中期財務計画を策定し、学生の確保や人件費の削減に係る学校別・年度別の目標値を設定するなどして、適切な財務運営に努めている。

各年度の経常収支差額はマイナス計上となっているが、キャンパス統合によるコスト削減、効率的かつ堅実な資産運用や遊休資産の賃貸等の外部資金導入により、支払資金は確保されており、法人全体として安定した財務基盤を確立している。今後、収容定員の充足率の向上と経常収支の均衡に期待したい。

5-5. 会計

- 5-5-① 会計処理の適正な実施
- 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準をはじめ、経理規則、経理細則に沿った適正な会計処理が行われている。また、会計処理に当たり判断が困難な事例については、監査法人に随時確認し指導を受けている。

監事、法人監査室長、監査法人との情報共有・意見交換を通して連携が図られ、円滑な会計監査体制が整備されている。

予算額と決算見込額にかい離がある場合等、必要に応じ補正予算を編成し、寄附行為の定めに基づき審議・決定している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則に教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することを定めている。「内部質保証基本方針」により、内部質保証の意義、推進のための組織等を明示し、三つのポリシーを起点とする教育研究活動及び中期計画を踏まえた大学運営全般の質の保証に向けた活動方針を定めている。

内部質保証推進のための恒常的組織を学長のリーダーシップのもとに「企画運営会議」として設置し、学長の意思決定及び業務執行を補佐している。

自己点検・評価の客観性と妥当性を担保するため、毎年度「第三者評価懇談会」を開催し外部の視点を取入れて内部質保証の充実を図っている。

〈優れた点〉

○近隣自治体、地域の産業界、学生、学生の保証人等の幅広い視点から大学の内部質保証について意見を徴することを目的とした「第三者評価懇談会」を毎年開催していることは評価できる。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証を確かなものとするために、「奈良学園大学自己点検・評価委員会規程」に基づく自己点検・評価委員会を置き、大学の教育及び研究、組織及び運営、施設及び設備の状況について、全学的な自己点検・評価を行うとともに、教育研究組織及び事務組織の各部局においてそれぞれが所管する教育研究活動、管理運営等に関わる各検討項目について、自ら点検及び評価を行っている。

現状把握のための調査やデータ収集等を実施する組織として「IR 情報活用推進委員会」を整備しており、入学時から卒業時まで調査を行い、エビデンスに基づき学修成果を可視化して教育改善を行っている。自己点検・評価の結果は、「奈良学園大学白書」として学内に周知するとともにホームページで公表している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、三つのポリシーを起点とした教育の質保証のために自己点検・評価を実施し、教育の改善・向上に努めており、結果は、教職員や学生にフィードバックしている。中期計画に基づく大学の事業計画は、学長による「学校経営方針」のもと、教職員レベル、部局レベル、全学レベルで大学運営に係る PDCA サイクルを循環させており、年度半ばには進捗状況を「事業計画中間報告」をもって確認し、必要な修正を加え再実行に取り組み、年度末に総括を行うなど、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みを確立し、機能させている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会貢献

A-1. 大学が保有している人的・物的資源の社会貢献

A-1-① 大学と地域社会との協力関係の構築

A-1-② 人的・物的資源による社会への提供

【概評】

大学はキャンパスのある奈良市などの近隣行政、登美ヶ丘自治連合会などの自治会、公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構など、地元のステークスホルダーとの協力関係の構築に向け、多くの連携協定を締結している。また、協定の締結だけでなく、「第三者評価懇談会」での登美ヶ丘自治連合会会長との意見交換や、登美ヶ丘地区社会福祉協議会と

のニーズ調査・意見交換など、地域貢献のあり方を定期的に見直しながら取り組んでいることは特筆すべき点である。

大学は、教育、保健医療等の分野において地域社会の発展と人材育成に寄与するため、「登美ヶ丘カレッジ」「けいはんな学研都市 7 大学連携」「市民公開講座」「県立学校等の教職員のための公開講座」等の公開講座や各種講座への講師派遣、行政や外郭団体などからの依頼に基づく委員や講師等の派遣、産官学連携事業や「親と子の相談室ひまわり」といった子育て支援事業など、多数の地域貢献事業を実施している。特に、「親と子の相談室ひまわり」は近隣の医療機関や幼児教育施設、市の児童相談所などと連携し子育て支援に関する事業を展開しており、今後の発展が期待される。また、奈良市の「指定避難所」として災害時のキャンパス開放や、大学施設の各種団体への貸与なども積極的に行っている。これら近隣自治体や地域の産業会等からのニーズに対応するため、社会・国際連携センターが窓口となり、学内各部署と調整しながら大学が保有している人的・物的資源を地域社会へ提供していく組織的体制を整えている。

基準 B. 国際交流

B-1. 国際交流の推進

- B-1-① 海外大学との提携
- B-1-② 海外連携協定校からの学生の受入れ
- B-1-③ 海外連携協定校等への学生の派遣

【概評】

大学は、経営方針に基づき平成 21(2009)年からアジア圏を中心に海外の複数大学と連携協定を結ぶに至っている。

特別聴講生や夏期日本語研修など、海外連携協定校から留学生を受入れるプログラムを展開し、感染症の世界的大流行の時期を除き毎年継続的に多くの学生を受入れている。各プログラムでは、歓迎会や送別会での在学生との交流だけでなく、期間中に開催する文化体験やエクスカッションでのサポートする学生を募集し、在学生の国際交流の機会を設け、学生の国際的な視野を広げることにつなげている。

また、海外連携協定校への学生には、「カンボジア短期研修」や「青島理工大学琴島学院短期語学研修」「奈良学園大学と海外連携大学とのオンライン文化交流」「東アジア文化交流研修」など、その時々社会情勢に応じた国際交流の場が提供されている。これらの取り組みは、社会・国際連携センターが中心となって教員や事務職員が協働して組織的に運営し、「国際交流記録文集」として教育実践の成果を冊子としてまとめ、地域に公表している点は評価できる。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 奈良学園共同研究事業推進

幼稚園から大学院までを有する学校法人奈良学園において、令和 5(2023)年度は、5 件

採択し、奈良学園大学が、研究や教育実践をリードすることで、学園全体の教育力、研究力を高め、ひいては、在籍する子供達のより充実した学園生活に結びつけるよう事業推進を重ねた。令和 5(2023)年度は、別添資料（【資料特記(1)－1】2023 年度学園共同研究一覧表）の研究を進めた。特に、研究テーマ「『いじめ防止・対応等、教職員研修プログラム』の開発に関する研究Ⅱ－『学校法人奈良学園』における『教育相談活動（生徒指導含む）』のネットワーク強化－」では、そこで確認された「いじめ対応研修会や事例研修会等の定期的実施」を奈良学園全体で 3 回実施し（各学校園の生徒指導、教育相談等の担当者各 1 名参加）、毎回(1)生徒指導、教育相談に関する事例報告・検討 (2)最新の「教育相談」テキストを活用した研修を実施し、参加者の研修の振り返りをもとに、カウンセラー有資格者複数名（奈良学園大学教員）が、半構造化面接を実施し、その内容を整理、分析し、「いじめ防止・対応等、教職員研修プログラム」開発に資するものであった。結果として、(1)【事例報告・検討】進行中の事例についての検討会の有効性（専門家：臨床心理学、教育心理学、公衆衛生看護学）、(2)いじめ重大事態への未然防止の検討（危機管理体制の充実による効果）、(3)開発的カウンセリング技法研修会実施（問題行動の未然防止効果）等が確認された。

2. 奈良学園セミナーハウス（志賀直哉旧居）との連携

本学の設置者である学校法人奈良学園はセミナーハウス（志賀直哉旧居）を所有し、そこを会場として講座を企画実施している。志賀直哉旧居は、昭和初期に志賀直哉自身が設計したもので、学校法人奈良学園が昭和 53(1978)年に厚生省（現厚生労働省）より譲り受け、広く一般の方々に公開し、学園が設置する各学校の生徒・学生等が教育・研究活動のために利用できるセミナーハウスとして用いている。平成 12(2000)年には国の登録有形文化財（第 29－34～36 号）として認定され、また、平成 28(2016)年には奈良県指定有形文化財（建造物）に新規指定されている。

本学では、この施設の活用推進に向けた取組みに協力し、教育・研究活動の成果を広く社会に還元し社会の発展に寄与することを目的として、独自基準 A-1-②に示したとおり、学園が主催する講座に講師を派遣して、地域貢献活動を推進している。

【資料 A-1-4】

【資料特記(1)－1】2023 年度学園共同研究一覧表

【資料特記(1)－2】奈良学園大学紀要第 15 集（2023 年 3 月発行）集録

【資料特記(1)－3】奈良学園大学紀要第 16 集（2023 年 12 月発行）集録

【資料特記(2)－1】志賀直哉旧居 奈良学園公開文化講座（2023 年前期）

【資料特記(2)－2】志賀直哉旧居 奈良学園公開文化講座（2023 年後期）

【資料特記(2)－3】志賀直哉旧居 奈良学園公開文化講座（2023 年度アンケート結果）

Ⅳ 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

開設年度	昭和 59(1984)年度
所在地	奈良県奈良市中登美ヶ丘 3-15-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
人間教育学部	人間教育学科
保健医療学部	看護学科 リハビリテーション学科
看護学研究科	看護学専攻
リハビリテーション学研究科	リハビリテーション学専攻

Ⅴ 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 6 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 24 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 8 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 11 日	実地調査の実施
11 月 12 日	第 2・3 回評価員会議開催
11 月 13 日	第 4 回評価員会議開催
11 月 29 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 9 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2 月 10 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

54 新潟食料農業大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神に基づき学則に簡潔な文章で具体かつ明確に規定するなど、役員、教職員の理解と支持を得ている。大学の個性・特色は、食料・農業分野において発展を遂げてきた新潟の地に根差し、食料産業分野の教育研究活動を通じて地域の発展に貢献することにある。特に、地域全体を学びのフィールドに位置付けて社会連携活動を積極的に推進している点は、大学の立地地域ならではの個性・特色ある取り組みである。学内外への周知は、大学案内、ホームページ等に掲載するほか、オープンキャンパス、入学式、オリエンテーションなどの機会を通じて行っている。大学の使命・目的及び教育目的は、中長期的な計画及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映し、教育研究組織との整合性がとれている。

〈優れた点〉

○食料・農業分野における自治体や企業等との社会連携活動を積極的に推進するなど、大学の立地地域ならではの教育研究活動を通じて地域社会の発展に貢献している点は、使命・目的及び教育目的の実現に資する個性・特色ある取り組みであり評価できる。

「基準 2. 学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定めて各種媒体で周知している。大学・大学院ともにアドミッション・ポリシーに沿った多様な入試制度を設け、公正かつ妥当な方法により入学者の確保に努めている。教員と学務部の職員等により構成する「教務委員会」「学生委員会」を設置し、教職協働で学修支援体制を整備している。キャリア支援に関することは、教育課程内の「キャリア系科目」による教育と「キャリアセンター」の設置により、学生の社会的・職業的自立に関する支援体制を整備している。学生生活支援に関することは、「学生課」と「医務室」が、健康相談等は担任の教員と「医務室」が、それぞれ「学生委員会」と連携し担当している。校地、校舎は設置基準を十分に満たしており、必要な施設・設備を適切な運営・管理のもと有効に活用している。学生の意見・要望への対応は、各種アンケートなどを通じて把握し、その分析結果を改善に活用している。

〈優れた点〉

○合同業界研究会である「NAFU JOB 博」は、学生に新潟県内の食品、農業関連企業の情

報を提供することで、県内出身学生だけでなく県外出身者にも県内での雇用機会の確保を図り効果を上げている点は、立地地域の活性化にも貢献する取組みであり評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

学部及び研究科ともに教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、ホームページ及び履修の手引きに掲載することで周知している。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等は、ディプロマ・ポリシーを踏まえており、シラバスに成績評価の基準や方法を明示するほか、GPA(Grade Point Average)を導入するなど、厳正に適用している。教育課程は、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保したカリキュラム・ポリシーに沿った体系的な編成が行われており、「アグリコース」「ビジネスコース」「フードコース」の三つの履修上の区分を設けるとともに、カリキュラムツリー及び履修モデルによって可視化することで、体系的な履修が行えるよう配慮している。シラバス、授業評価アンケート、卒業生アンケートなどの多様な方法により、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法を確立し、教育内容・方法、学修指導等の改善に活用している。

〈優れた点〉

○専門教育担当教員と英語教育担当教員が連携して食・農をテーマにした独自の英語教材を開発することで、学生の英語に対する学修意欲を向上させ、かつ専門教育に効果的につなげている点は評価できる。

「基準 4. 教員・職員」について

学長は校務についての最終決定権を持ってリーダーシップを発揮し、大学の運営を行っている。教授会及び研究科教授会を主体として教学マネジメントを構築している。設置基準に定める必要教員数を満たし、教育研究に適切な配置を行っている。FD・SD 委員会では、各種のアンケート結果等を集約し、教育成果の高い指導法や学生の興味・関心を促す工夫・ノウハウを抽出し、研修内容に反映している。「SD 推進部会」は、職員の資質・能力の向上に資する取組みについて研究・開発し、必要な研修等を企画・運営している。個人研究室若しくは合同研究室を整備するほか、必要な研究・実習施設を整備し適切に運営・管理している。研究の実施に当たっては、研究倫理教育やコンプライアンス教育を定期的実施している。研究活動への資源配分は、個人研究費のほかに学内応募型研究費を設けるなど、積極的に研究支援をしている。

〈優れた点〉

○職員の事業創造大学院大学への入学支援は、実質的に学費を法人側で負担して職員の学位取得を促進する取組みであり、実際に経営管理修士の学位を取得した職員が、その知識を日常業務に生かしている点は高く評価できる。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

大学は、学校教育法や私立学校法等の関係法令を遵守し、寄附行為等の諸規則に基づいて適切に運営されている。理事会は、年 7 回の定例開催を行っているほか、必要に応じて

都度開催するなど、適切に機能している。理事長、副理事長、法人事務局長、学長、副学長、大学事務局長その他の関係者で組織する学内連絡会を毎月開催し、法人経営部門と教学部門で計画の進捗や月次の運営状況、重要課題について情報を共有している。安定的な経営状態の継続を図るべく、中期計画に応じた収支計画を策定している。学校法人会計基準などの関係法令や「学校法人新潟総合学園経理規程」などの諸規則に基づき、適正に会計処理されている。監事は、理事会への出席と監査法人と連携した会計監査を行っている。内部監査室は、会計書類の確認、担当職員への聴取を実施し、理事会にも出席することで、会計・業務の適正性を担保している。

「基準 6. 内部質保証」について

「内部質保証方針」を定め、「自己点検・評価委員会」を中心に自主的・自律的な自己点検・評価を計画的に実施している。加えて、「IR 推進センター」をはじめとする関連組織との連携関係を明確にするなど、内部質保証のための組織と仕組みを整備し、その責任体制を確立している。自己点検・評価は、「将来計画機構」による計画の策定、学部、学科、研究科その他の組織による計画の実行、「自己点検・評価委員会」による点検・評価、「総務会」による改善方策の検討を通じて、学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みを構築している。これらの PDCA サイクルの仕組みは、大学が定めた「内部質保証方針」に基づき、三つのポリシーを起点とした内部質保証を行うことで教育の改善・向上に反映している。

総じて、大学は、使命・目的及び教育目的の達成のために、食料・農業分野において発展を遂げてきた新潟の地に根差し、立地地域ならではの個性・特色ある教育研究活動を実践することで地域貢献を果たしている。また、学生一人ひとりに寄添ったきめ細かい教育を実践している。大学は、設置計画履行期間が終了して間もないものの、「内部質保証方針」に基づく PDCA サイクルの仕組みを構築しており、今後、更なる機能性の向上と実質化に期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.研究活動」「基準 B.地域連携」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 学生が主体となった地域テーマの掘り起こしと卒論研究による商品化
2. 留学生の支援
3. 本学で学んだ専門知識・経験を活かす分野への就職

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神に基づき学則に簡潔な文章で具体かつ明確に規定している。

大学の個性・特色は、食料・農業分野において発展を遂げてきた新潟の地に根差し、食料産業分野の教育研究活動を通じて地域の発展に貢献することで、使命・目的及び教育目的に反映し、明示している。特に、地域全体を学びのフィールドに位置付けて社会連携活動を積極的に推進している点は、大学の立地地域ならではの個性・特色ある取組みである。

「新潟食料農業大学将来計画（2022 年度－2030 年度）」に基づくアクションプランの点検・評価を通じてカリキュラム改革を行うなど、社会情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応している。

〈優れた点〉

- 食料・農業分野における自治体や企業等との社会連携活動を積極的に推進するなど、大学の立地地域ならではの教育研究活動を通じて地域社会の発展に貢献している点は、使命・目的及び教育目的の実現に資する個性・特色ある取組みであり評価できる。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は、学則及び大学院学則に規定するとともに、その策定や見直しに当たっては、関係会議体の議を経るなど、役員、教職員が関与・参画することで理解と支持を得ている。学内外への周知は、大学案内やホームページ等に掲載するほか、オープンキャンパス、入学式、オリエンテーションなどの機会を通じて行っている。

中長期的な計画である「新潟食料農業大学将来計画（2022年度－2030年度）」「第1期中期目標・中期計画（2022年度－2026年度）」及び三つのポリシーは、使命・目的及び教育目的を反映し策定している。

使命・目的及び教育目的を達成するために、食料産業学部食料産業学科及び大学院食料産業学研究科食料産業学専攻の基本組織のほか、食品科学研究所及び持続型農業研究所で構成する新潟食料健康研究機構を置くなど、教育研究組織との整合性がとれている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定めて各種媒体で周知している。大学・大学院ともにアドミッション・ポリシーに沿った多様な入試制度を設け、公正かつ妥当な方法により入学者の確保に努めている。入学後、1 年次前期の学業成績を検証し、アドミッション・ポリシーの妥当性を確認している。

入学定員の充足状況は概ね適正な範囲であり、教育を行う適切な環境を確保している。また、県内、県外、外国人留学生のそれぞれに的を絞った対策を講じることで、学生確保に努めている。

入試問題は、「入試問題検討部会」のもと、適切に作成されている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教員と学務部の職員等により構成する「教務委員会」「学生委員会」を設置し、教職協働で学修支援体制を整備している。

令和 6(2024)年度から TA 制度を設け運用を開始した。全学的にオフィスアワーを設けて学生とのコミュニケーションを図っているほか、学内 SNS など活用することで学修支援の充実を図っている。

障がいのある学生には入学時に支援ニーズの聴取を行い、関係部署と連携して配慮を行っている。中途退学や休学、留年への対応は、「教務委員会」「学生委員会」の教員と職員が連携し、きめ細かい面談と指導を行っている。

留学生に対しては、日本語能力の向上機会を積極的に提供しており一定の効果も出ている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内の「キャリア系科目」による教育と「キャリアセンター」の設置により、学生の社会的・職業的自立に関する支援体制を整備している。

「キャリア系科目」の一つに「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」を開設し、学生のキャリア形成に有効な支援を行っている。

二つのキャンパスに「キャリアセンター」を設置し、学外からも求人情報を閲覧できるなど、学生が利用しやすい環境を整えている。3 年生全員に対して希望進路に関する面談を行い、その後のフォロー体制も整備している。

新潟県内の食品、農業関連業界の企業を集めた合同業界研究会を毎年度開催するなど、業界の情報を積極的に提供することで就職活動を支援している。

〈優れた点〉

○合同業界研究会である「NAFU JOB 博」は、学生に新潟県内の食品、農業関連企業の情報を提供することで、県内出身学生だけでなく県外出身者にも県内での雇用機会の確保を図り効果を上げている点は、立地地域の活性化にも貢献する取組みであり評価できる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスや厚生補導は教員と学務部の職員等によって構成される「学生委員会」が

担当している。

令和 6(2024)年には、「学務課」を「教務課」と「学生課」の二課体制へと組織を再編し、学生支援体制の充実・強化を図った。学生生活支援は主に「学生課」と「医務室」が、健康相談等は担任の教員と「医務室」が、それぞれ「学生委員会」と連携し担当している。二つのキャンパスそれぞれに「医務室」があり精神的な問題を抱える学生には「心の相談ルーム」でカウンセラーが対応している。

学生の課外活動は活発で指定強化部は成果を挙げている。通学支援のスクールバス運行や駐車場の整備、交通安全講習会を実施している。外部の奨学金に加え独自の奨学金制度を設け経済的に支援している。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のため、校地、校舎は設置基準で定める必要な面積を十分に満たしており、講義や実習に不可欠な設備を備えた校地、体育施設、圃場（ほじょう）や各種実験室等を「胎内キャンパス」「新潟キャンパス」の 2 か所に整備し、適切な運営・管理のもと有効に活用している。

校舎は耐震基準を満たし、施設・設備の安全性を確保しており、バリアフリーにも配慮している。

自習スペースや図書館を整備し、学生の利便性に配慮している。ICT（情報通信技術）環境を適切に整備し、オンラインで学内サービスへアクセスできる環境を確保している。

授業を行う学生数は、教育効果を十分上げられるよう適切に管理されている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望は、担任教員との面談や「学生課」の窓口での相談、「授業評価アンケート」、在学生の「学生満足度アンケート」を通じてくみ上げるシステムを整備しており、結果の分析や共有を通じて学修支援体制の改善に反映している。

心身に関する健康相談、経済的支援等の学生生活に関する意見も担任や学務部の職員による面談、「学生満足度アンケート」で把握し、回答の分析を通じて対応している。

学修環境に関する意見や要望も「学生満足度アンケート」「保護者会でのアンケート」や「目安箱」を設置することで、学生の意見・要望を把握し改善に活用している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学部及び研究科ともに教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、ホームページ及び履修の手引きに掲載することで周知している。加えて、シラバスに各授業科目に対するディプロマ・ポリシーとの関連性を明示することで、学生の理解を促進している。

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等は、ディプロマ・ポリシーを踏まえており、学則や学位、履修、論文審査等に係る規則を定めるほか、履修の手引きやキャンパスガイドに掲載するとともに、オリエンテーションにおいて説明することで周知している。シラバスに成績評価の基準や方法を明示するほか、GPA を活用することで厳正に適用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神及び教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保したカリキュラム・ポリシーを定め、履修の手引き、キャンパスガイド及びホームページに掲載するとともに、オリエンテーションで周知している。

教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な編成が行われており、「アグリコース」「ビジネスコース」「フードコース」の三つの履修上の区分を設けるとともに、カリキュラムツリー及び履修モデルによって可視化することで、学生の進路及び興味・関心に応じた体系的な履修が行えるよう配慮している。

教養教育に関することは、適切な授業科目を配置し、学部と一体で適切に運営している。

教授方法の工夫・開発と効果的な実施のため、FD・SD 委員会を設置し、組織的に対応している。

〈優れた点〉

- 専門教育担当教員と英語教育担当教員が連携して食・農をテーマにした独自の英語教材を開発することで、学生の英語に対する学修意欲を向上させ、かつ専門教育に効果的につなげている点は評価できる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

シラバス、授業評価アンケート、卒業生アンケートなどの多様な方法により、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法を確立し、運用している。

学修成果の点検・評価の結果は、関係会議体を通じ、各教員に直接フィードバックすることで、教育内容・方法、学修指導等の改善に活用している。

令和 5(2023)年度には、より多様な尺度・指標を用いた測定方法をアセスメントプランとして策定し、令和 6(2024)年度から順次運用を開始している。今後、当該アセスメントプランに基づき、より多面的、総合的な学修成果の点検・評価を積極的に推進することに期待したい。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長は校務についての最終決定権を持ってリーダーシップを発揮し、大学の運営を行っている。学長を補佐する機関として副学長を置き、新たに事務組織としての学長室を設けて職員を配置している。大学運営全般に関する重要事項の審議・決定をする機関として、学長、副学長、学部長、学科長、コース長、事務局長及び法人を代表する職員をもって組織する「総務会」を置いている。

教授会及び研究科教授会を主体として教学マネジメントを構築しており、教育研究や学位、学生指導等に関する事案を審議する複数の委員会を管轄している。

教学マネジメント推進センターでは職員も委員として関与し、「IR 推進センター」の活動推進に当たっては IR 推進課を事務局内に設置するなど、職員を適切に配置している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

専任教員は設置基準に定める必要教員数を満たし、教育研究に適切な配置を行っている。採用、昇任等は「新潟食料農業大学教育職員選考規程」「新潟食料農業大学教育職員選考の基準に関する規程」に定めて実施している。

教育・研究・管理運営・社会貢献の 4 項目に基づく教員業績評価システムを導入し、昇任・資格審査等の基礎資料のほか、年俸査定の際にも活用している。

FD・SD 委員会では各種のアンケート結果等を集約し、教育成果の高い指導法や学生の興味・関心を促す工夫・ノウハウを抽出、研修内容に反映している。定期的に開催する「ランチョンセミナー」では、教員の多様な研究を紹介しており、高い参加率となっている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD の推進を目的とした部署横断的な編成による「SD 推進部会」を事務局内に設置し、職員の資質・能力の向上に資する取組みについて研究・開発し、必要な研修等を企画・運営している。また、「SD 推進部会」は年間活動計画を策定した上で「ランチョンセミナー」や「春・秋の職員会」などの SD 研修会を実施している。研修後には参加者に対してアンケート調査を実施し、研修計画・研修内容の見直し等の改善に努めている。

SD 研修会以外にも、外部機関による研修会への参加や各種資格取得の奨励制度のほか、同一法人である事業創造大学院大学への入学支援制度など、職員に対して多様な自己研鑽の制度や研修機会が提供されており、大学運営に関わる職員の資質・能力向上への組織的な取組みが行われている。

〈優れた点〉

○職員の事業創造大学院大学への入学支援は、実質的に学費を法人側で負担して職員の学位取得を促進する取組みであり、実際に経営管理修士の学位を取得した職員が、その知識を日常業務に生かしている点は高く評価できる。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

各教員には個人研究室若しくは合同研究室を整備しており、研究・実習施設としては、圃場やビニールハウス等を有するほか、高価な実験機器等も有しているなど、研究環境を整備し適切に運営・管理している。

また、研究事業を担うため学内に「新潟食料健康研究機構」を設置し、その活動を推進する「研究機構運営委員会」「食品科学研究所」「持続型農業研究所」及び事務組織である「経理・研究支援課」を組織し研究体制を構築している。研究の実施に当たっては、研究倫理教育やコンプライアンス教育を定期的の実施し、受講を義務付けるなど研究倫理の確立と厳正な運用を行っている。研究活動への資源配分は、個人研究費のほかに学内応募型

研究費である「学長裁量研究費」及び外部資金を獲得した教員には「学長特別研究費」を支給し積極的に研究支援をしている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学校教育法や私立学校法等の関係法令を遵守し、寄附行為等の諸規則に基づいて適切に運営されており、経営の規律と誠実性を維持している。教育情報及び財務情報は、ホームページで公表している。

将来計画の達成を目指すべく、「第 1 期中期目標・中期計画（2022 年度－2026 年度）」に基づいた年度ごとの事業計画を策定している。この事業計画をもとにして、理事会と法人事務局、大学が密接に連携しながら、使命・目的実現への継続的な努力と単年度ごとの業務を遂行している。

環境保全については、LED 照明の導入等による節電や、ペーパーレス化の推進などにより資源の節約に努めている。人権への配慮として、公益通報や個人情報保護等の諸規則の整備、ハラスメント相談窓口等の設置、ハラスメント防止研修による啓発活動を行っている。安全への取り組みでは、「危機管理規則」等の整備、防災訓練、AED（自動体外式除細動器）の設置、救急蘇生講習会、学内危険箇所の点検等を行っている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法人の最高意思決定機関である理事会は、年 7 回の定例開催を行っているほか、必要に応じて都度開催している。理事会は概ね全員が出席しており、欠席した理事からも書面表決書の提出を受けている。使命・目的を達成するための意思決定体制を整備し、適切に機

能している。

理事会では理事や監事の選任のほか、事業計画、予算、決算、財産管理、寄附行為や重要な規則の改廃、設置している大学、大学院の企画運営等の重要事項についての審議・決定をしており、運営は適切に行われている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

大学の重要事項を審議する機関である「総務会」で審議し、学長が決定した事項を、学長が理事として出席する理事会へ上申することから、法人と大学は緊密な連携と情報の共有をすることで意思決定の円滑化を図っている。また、理事長、副理事長、法人事務局長、学長、副学長、大学事務局長、その他の関係者で組織する学内連絡会を毎月開催し、法人経営部門と教学部門で計画の進捗や月次の運営状況、重要課題について情報を共有している。

理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備するとともに、理事会、評議員会、「総務会」といった各管理運営機関による相互チェックの体制を整備している。評議員の選任及び評議員会の運営は適切に行われており、評議員会への出席状況も良好である。監事は監事監査計画を策定して業務を遂行し、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

安定的な経営状態の継続を図るべく、将来計画として「長期目標（2022年度～2030年度）」「第1期中期目標・中期計画（2022年度～2026年度）」を策定しており、中期計画に応じた収支計画を策定している。

また、大学の使命・目的及び教育目的の達成のため、授業料収入を確保すべく広報活動を強化し入学定員充足に努めている一方で、教育・研究水準を保ちながら各種経費削減も図っている。授業料収入以外では、「新潟食料健康研究機構」を中心として外部研究資金の導入を積極的に推進しており、受託・共同研究費や大型の公的研究費に採択されるなど成

果が上がりつつある。

これらの努力により、過去 5 年間の財務比率の各指標は、良好とまではいえないが毎年度良化しており、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保に向けて改善傾向にある。

〈参考意見〉

○平成 30(2018)年度の開学以来、入学定員の未充足により基本金組入前当年度収支差額のマイナスが続いているため、策定した収支計画に基づきプラスに転じるよう、収支バランスの良化に期待したい。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準などの関係法令及び「学校法人新潟総合学園経理規程」などの諸規則に基づき、法人全体の財務・経理を統括する法人経理部にて適正に会計処理がされている。大学では、法人全体で導入している電子申請システム・会計システムを使用し決裁を行うことで、迅速な会計処理を可能にしている。

私立学校振興助成法に基づく監査法人による会計監査、私立学校法に基づく監事による監査及び内部監査室が実施する内部監査を実施し、監事は理事会へ出席し、監査法人と連携した会計監査を行っている。内部監査室は会計書類の確認、担当職員への聴取を実施し、理事会にも出席することで、会計・業務の適正性を担保している。このほかに、三様監査も定期的に行われ、相互にコミュニケーションを図っており会計監査を行う体制は整備されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の理念・目的、教育目的及び各種方針の実現に向けて、教育、研究及び社会連携活動等の諸活動を恒常的に自己点検・評価し、質の向上に向けた改善・改革を持続的に推進することを目的とする「内部質保証方針」を定めている。

内部質保証の推進に責任を負う組織として「自己点検・評価委員会」を設置し、自主的・自律的な自己点検・評価を計画的に実施している。加えて、「IR 推進センター」をはじめとする関連組織との連携関係を明確にするなど、内部質保証のための組織と仕組みを整備し、その責任体制を確立している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は、大学の設置に係る設置計画履行期間の令和 4(2022)年度以降、毎年度実施している。

自己点検・評価は、中期計画に対するアクションプランのそれぞれの項目につき、エビデンスに基づき 5 段階で評価するなど、改善を促進するための工夫を行っている。これらの結果は、「自己点検評価報告書」「アクションプラン自己点検・評価シート」としてホームページに掲載することで共有している。

IR に関することは、「IR 推進センター」を置き、学生生活、教育、入試、就職等に関する調査、分析を行うなど、教育・研究環境の改善に活用している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

「将来計画機構」による計画の策定、学部、学科、研究科その他の組織による計画の実行、「自己点検・評価委員会」による点検・評価、「総務会」による改善方策の検討を通じて、学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みを構築している。

これらの PDCA サイクルの仕組みは、大学が定めた「内部質保証方針」に基づき、三つのポリシーを起点とした内部質保証を行うことで教育の改善・向上に反映している。

大学は、設置計画履行期間が終了して間もないものの、事業に関する中長期的な計画のアクションプランに重要業績評価指標を設定するとともに、自己点検・評価においては 5

段階評価の評定尺度を定めるなどの工夫を行っている。今後、これらの取組みを充実させることで、内部質保証の更なる機能性の向上と実質化に期待したい。

大学独自の基準に対する概評

基準A. 研究活動

A-1. 食料産業学領域における研究拠点の基盤形成

A-1-① 食料産業学領域における外部資金獲得推進

A-1-② 食料産業学領域における実用化研究の推進

A-1-③ 食料産業学領域における研究を通じた社会貢献の推進

【概評】

「新潟食料健康研究機構」及び研究支援課を配置した教職協働体制にて外部資金獲得の推進を図った結果、科学研究費助成事業のほか、農林水産省・内閣府などの大型研究資金、受託・共同研究費、各種助成金、研究寄附金等の獲得件数及び獲得金額が急激に増加している。

上記の外部資金による研究テーマとしては、ウシルーメン（第一胃）液を用いたセルロース系廃棄物のメタン発酵効率向上、地場農産物の加工、醸造用酵母の開発と日本酒の製造・販売、食品・農業残渣を利用したメタン発酵システムの開発など、食料産業学領域における実用化に向けた研究が推進されている。

マコモタケ、ベトナム野菜、サツマイモ、サトイモ、柿、お茶など多品種にわたる地域農産物の生産・加工・ブランディング・販売等に関するさまざまな研究や堆肥に関する研究等を通して、社会貢献を進めるとともに地域企業への支援が行われている。

増加傾向にある外部資金を適正に管理し、更なる外部資金の獲得につなげるためにも、研究支援体制整備の質的・量的な強化が求められることから、各種学内規則の制定など、研究支援体制の強化に期待したい。

基準B. 地域連携

B-1. 本学の独自性を活かした産官学連携

B-1-① 産官学連携の状況

B-1-② 産官学連携に基づく取り組み

B-1-③ 学生教育活動への還元

【概評】

大学では、地域の課題解決や活力ある豊かな地域社会の形成及び発展を目的に、産官学連携活動を推進している。地域・産業の振興や教育・学術・研究活動を共同して推進する業務を統括する組織として、開学当初から社会連携推進室を設置している。また、社会連携推進室が主導する連携協定締結及び締結先との連携推進、公開セミナーの企画・運営の

ほか、さまざまな自治体、企業・団体等と連携し、学生及び教職員が参加する活動のサポートや企画・運営に関しての審議のために、社会連携推進委員会を置いており、こうした推進体制をサポートする事務局として社会連携推進部を設置している。

連携協定は、自治体ではキャンパスの所在地である胎内市をはじめ複数の市と、企業でも複数社と締結している。特に、胎内市及び地元の JA 北新潟とは、「たいない特産品研究会」を設立し、新たな特産品として、イタリア野菜の栽培を主に地元生産者と学生・教職員が連携し、加工品開発、地元直売所での販売、イベント出店などを行っている。

学生は低学年時から、学生サークルや学生プロジェクトに自主的に参加し、学年が上がるにつれて卒業研究などでも関わっていく。産官学連携活動を通して、学生は地域社会や企業・団体が抱える食や農に関わるさまざまな課題に対して考え、行動する。こうした経験によって、学生は多くの学びを得て成長している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 学生が主体となった地域テーマの掘り起こしと卒論研究による商品化

- 本学では地域に根ざした教育・研究を重視しており、学生に対する柔軟な支援体制を整えている。学生が自らの発想を原点とし、教員の科学的な視点からの指導を得て、商品化・販売を短期間で実現している。
- 学生のグループがサツマイモ品種「べにはるか」のブランディングを地域の農家と市民とともにやり、この品種の栽培特性、加工特性、流通方法などに関して、複数の卒論としてとりまとめるとともに、地域の菓子店等と連携してスイーツ開発を行っている。
- 学生が日本最北端のお茶である村上茶に注目してハーブティーの開発に取り組み、教員の指導のもと、2 期の卒論研究を通して、地域の製茶業者の協力を得てペットボトル化に成功した。地域の航空会社であるトキエアの機内飲料として活用されている。
- ブナの森など地域の自然環境から本学が分離した酵母について、卒論研究で育種、醸造特性解析を行い、地域の酒造メーカーの協力を得て、小規模ロットの日本酒の商品化に成功した。次年度以降は仕込み規模を拡大し、一般販売されると共に胎内市のふるさと納税返礼品に活用されている。

2. 留学生の支援

- 平成 6(2024)年 5 月現在、本学には 9 か国から 44 名の留学生が在籍している。その支援体制として、2 名の職員が配置されており、そのうち 1 名は外国人職員である。また、外国人の教員も 2 名在籍しており、留学生が相談しやすい体制を整えている。レポートなどの課題支援および日本語能力試験（JLPT）N1 取得支援として、日本語教室を開講し、日本語能力向上を主眼とする学びの場を提供している。
- 留学生と日本人学生の交流会を年に 2 回開催し、日本人学生と交流する機会を提供している。また、新潟県国際交流協会からの委託を受けて、毎年「国際理解セミナー」を開催しており、留学生が母国や文化の紹介をすることで、留学生と地域の方々との交流を促進している。

- さらに、早期の段階から日本の就職活動事情や就労ビザ等に関する説明会を実施し、就職活動において個別に対応するなどの支援を行っている。
3. 本学で学んだ専門知識・経験を活かす分野への就職
- 本学ではこれまでに卒業生を 3 カ年にわたって送り出したが、多くが食料産業の広範な分野に就職している。学則第 1 条で大学の目的を「食と農に関する広い知識と技術を総合的に身につける」と定めているが、これに則った教育の成果と考えられる。
 - 令和 5 (2023) 年度を例に挙げると、全就職者の内、食料産業関連企業への就職者率は 82% であり、業種としては、食品製造業 28%、食品小売・卸売業 25%、農業 12% JA 等農業支援・農業機械等関連企業 7% である。このように、卒業生は、食の専門知識・技術を持ったジェネラリストとして広範な分野の企業に就職しており、社会貢献に繋がっていると判断できる。

Ⅳ 大学の概況（令和 6 (2024) 年 5 月 1 日現在）

開設年度 平成 30(2018)年度
 所在地 新潟県新潟市北区島見町 940
 新潟県胎内市平根台 2416

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
食料産業学部	食料産業学科
食料産業学研究科	食料産業学専攻

Ⅴ 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 26 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 11 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 25 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 23 日	実地調査の実施
10 月 24 日	第 2・3 回評価員会議開催
10 月 25 日	第 4 回評価員会議開催
11 月 20 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 10 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

54 新潟食料農業大学

2 月 11 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

55 西九州大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学は、建学の精神・教育理念に基づき、使命・目的及び学部・学科・学環、大学院研究科・専攻の教育目的を平易で簡潔な文章で定め、ホームページ、学生便覧に掲載するとともに教職員には FD(Faculty Development)研修会等で周知を図っている。中長期的な計画及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、建学の精神を反映し、策定している。「世界文化の向上と人類福祉に寄与する人物」の養成を目指し、5 学部 7 学科 1 学環、1 研究科、図書館、幼稚園、保育園等の附属施設を設置し、有用な人材の輩出と地域の活性化に資するため地域社会と連携した教育研究活動を展開している。

「基準 2. 学生」について

教育目的に基づきアドミッション・ポリシーを大学、学部・学科・学環、研究科・専攻単位で定め、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を適正に実施している。収容定員充足率の低い学科があるが、令和 6(2024)年度に「デジタル社会共創学環」の設置によって一部学科の定員を見直し、入学定員の確保に努めている。教職協働による相談・助言する体制及び保健室・学生相談室を整えるほか、TA(Teaching Assistant)・SA(Student Assistant)制度等による学修支援、大学独自の奨学金制度を設け、学生生活全般を支援している。教育課程内外の教育、ボランティア活動、インターンシップ等を継続的に実施し、学生のキャリアへの支援をしている。三つのキャンパスを有し、講義室・演習室・実習室、図書館、食堂等の学修環境を整備し、適切に管理・運用している。

〈優れた点〉

○ダイバーシティセンターを開設し、障がいのある学生、留学生、性的多様性を持つ学生の支援を充実させていることは、評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを大学、学部・学科・学環、研究科・専攻ごとに定め、学生便覧やホームページ等で周知し、体系的な教育課程を編成している。成績評価基準に沿った成績評価方法をシラバスに記載し、それに基づき成績評価を行い、卒業・修了についても基準を定め、厳正に実施している。FD 研修会等の開催により、授業方法の改善を進めるための組織体制を整備し、運用している。授

業評価アンケート、卒業生の就職先へのアンケート、満足度調査等の各種の調査、学生ポートフォリオ等の多様な尺度・指標に基づいて学修成果を点検・評価し、教育内容・方法及び学修指導の改善に生かしている。

「基準 4. 教員・職員」について

学長が適切にリーダーシップを発揮できるよう規則を設け、教学マネジメント体制を構築し、三つのキャンパスにそれぞれ副学長を置くほか、学長を補佐する体制を整備している。教授会は、規則に基づき運営されており、教学マネジメント遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を定めている。学部・研究科に必要な教員を配置し、採用・昇任等は規則にのっとり、適切に実施している。FD・SD(Staff Development)活動は、委員会を中心として企画・運営、研修会の実施、研修後の見直し等を行い、組織的なFD・SD活動を継続的に実施している。研究環境の整備及び研究費を適切に管理・運営し、研究環境の整備と支援を実施している。研究倫理及び研究活動の不正行為防止等に関する規則により、研究倫理の遵守、研究不正の防止を図っている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

法令を遵守し、法人の管理運営、組織倫理及び情報公開に関する諸規則を整備し、経営の規律と誠実性を維持し、情報公開を行っている。中期計画、各年度の事業計画及びアクションプログラムを策定し、実施・総括し、使命・目的の実現への継続的な努力をしている。環境保全に取り組むほか、人権への配慮、危機管理の体制を整備し、実施している。寄附行為に基づき理事会・評議員会を適切に運営し、理事・評議員及び監事の選任についても定めにとり適切に実施している。中期計画をもとに、毎年度の事業計画を策定し、予算編成を行い、適切に予算管理を行うことにより、健全な財政運営を行っている。会計処理は、会計基準及び規則に基づき、適切に処理している。監事は、業務の遂行や財務状況等を適切に監査している。

「基準 6. 内部質保証」について

大学学則・大学院学則に自己点検・評価の実施を定め、規則により点検・評価に関する委員会等を設け、内部質保証の体制を構築している。点検・評価運営委員会は、年度ごとにアクションプログラムの総括と計画を点検・評価し、「自己点検評価報告書」を作成し、ホームページで公表している。IR室は、各部署と連携をしながら、教育研究、財務・経営等に関するデータを収集・分析し、その結果を学科・委員会等に報告している。大学の課題は、学科・委員会、教授会、学部長会議等で審議し、教育研究の改善につなげ、PDCAサイクルを確立している。学生本位、地域社会のニーズに応える大学の実現を目指し、自己点検・評価の効率化や組織改革を図り、内部質保証の一層の充実に向けた改革に取り組んでいる。

総じて、大学は建学の精神に基づき、有用な人材の輩出と地域の活性化に資するため地域社会と連携した教育研究活動を展開している。教職協働で学生を支援する体制を整え、多様な学生への支援体制の充実を図っている。中期計画に基づいた年度のアクションプロ

グラムの総括を行い、多様な調査の実施及び教職協働で学生の意見をくみ上げることによって、教育研究及び学修環境の改善に努めている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域大学としての教育研究活動」「基準 B.デジタル社会共創学環立ち上げ準備」「基準 C.大学院の充実」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 高大接続教育の充実について

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、建学の精神・教育理念に基づき、大学学則・大学院学則に大学の使命・目的及び学部・学科・学環及び大学院研究科・専攻の教育目的を平易で簡潔な文章で定めている。

社会情勢等に対応するため、使命・目的等を適宜見直し、「世界文化の向上と人類福祉に寄与する人物」の養成を目指し、社会に有用な人材の輩出と、地域の活性化に資するために、地域自治体、地域産業界、地域社会と連携した教育研究活動を展開している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、建学の精神及び理念に基づいており、各委員会、教授会、学部長会議及び常任理事会、理事会の審議を経て策定している。ホームページ、学生便覧を通じて使命・目的、教育目的等を周知し、教職員には FD 研修等の機会に周知徹底を図っている。

中長期的な計画及び三つのポリシーは、建学の精神及び教育理念を反映し、策定している。地域社会の要望や社会の変化に応じて改組転換を行い、5 学部 7 学科 1 学環 1 研究科、図書館、幼稚園、保育園、各種センター等の附属施設を設置し、教育研究を展開する体制を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを大学、学部・学科・学環、研究科・専攻単位で定め、ホームページ、学生募集要項及び学生便覧で周知している。入試・広報委員会及び教授会で入試方法や入試内容について検討し、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を行っている。

入試区分ごとの GPA(Grade Point Average)や退学・入学者の状況、入学後の担任との面談等を通して、アドミッション・ポリシーによる入学者受入れの適否を検証している。

収容定員充足率の低い学科があるが、健康栄養学部健康栄養学科と健康福祉学部社会福祉学科の定員の一部を令和 6(2024)年度に設置したデジタル社会共創学環へ移行したことで入学定員充足率は改善している。令和 7(2025)年度にはリハビリテーション学部リハビリテーション学科などの定員減、令和 9(2027)年度にはデジタル社会共創学環を新学部「健康データ科学部（仮称）」に移行する計画があり、継続的な改革により入学定員の確保に努めている。

〈改善を要する点〉

○健康福祉学部社会福祉学科について、収容定員充足率は 0.7 倍未満であるため、更なる改善が必要である。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学修支援の体制を整備し、適切に運営している。新入生オリエンテーションや 2～4 年生対象の年度始めのオリエンテーションは、教務課、学生支援課、各学科が役割分担を明確にして計画的に実施しており、欠席が続く学生の情報共有や指導・支援も事務職員と教員が連携して行っている。

学生の学修支援を目的とした TA、SA、ピアサポーター制度を整備し、適切に運用している。障がいのある学生、留学生、性的多様性を持つ学生への支援にも力を入れている。

オフィスアワー制度を全学的に実施しており、ホームページで公開するとともに研究室のドアに掲示することで、学生に周知している。

〈優れた点〉

○ダイバーシティセンターを開設し、障がいのある学生、留学生、性的多様性を持つ学生の支援を充実させていることは、評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内外を通じてキャリア教育のための支援体制を整備している。教育課程内では、「あすなろう（初年次教育含）」「あすなろうⅡ応用（地域課題）」「あすなろうⅢ地域協働（インターンシップ）」を開講し、ボランティア活動、インターンシップ、「体験型学修（問題解決学修（PBL）」）を継続的に行うことを通して、キャリア形成を支援している。

教育課程外でも、各学科での就職ガイダンスや就職説明会の実施やインターンシップの紹介を行い、学生のキャリア形成を支援している。

学生支援課担当スタッフや学科教員は随時学生の相談に当たっており、学生の就職・進学に対する相談・助言体制を整備して適切に運営している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための組織として、各キャンパスに学生支援課、学生相談室、保健室を置き、学生支援委員会の定例開催、国際交流センターの設置、ハラスメント相談員の配置と合わせて学生生活の安定を支援している。

担任、チューター、ゼミ教員、担当教員などの立場の教員が、少人数単位で学生生活の全般について学生からの相談を受けたり指導を行ったりして、学生生活をきめ細かくサポートしている。

学友会費を適切に活用して課外活動の支援も行っている。日本学生支援機構奨学金に加えて大学独自の奨学金制度を設けており、経済的支援を行っている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

各キャンパスにおいて、教育目的達成のために必要な施設・設備を適切に整備し有効に活用している。各キャンパスに図書館・分館を設置し、開館時間を含め図書館を十分に利用できる環境を整備している。情報処理施設・設備も各キャンパスに設置し、講義時間外には学生が自由に利用できる環境を提供している。演習室や実習室も空き時間に開放するなど有効活用している。

授業を行う学生数については、教育効果を十分に上げられる人数を教授会で検討し適切に管理している。

バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性を図るための整備を計画的に実施している。耐震工事を完了し、三つのキャンパスの全ての建物で耐震基準を満たしている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

全てのキャンパスで学生の目に付きやすい場所に提案箱を置くほか、ポータルサイトのコンテンツとして投書箱を設定している。また、担任やゼミ担当教員が定期的に学生面談を行い、学生生活全般に関する要望や相談を受けている。

心身に関する健康相談は保健管理センター及び学生相談室で受けている。

学生生活実態調査、卒業時満足度調査、学長と卒業予定者との懇談も行っており、学修支援・学修環境に関する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを構築している。

寄せられた提案や意見、調査により抽出された課題は、関連する部署、学生支援委員会、教授会で検討しており、学修支援体制、学生生活、施設・設備の改善に反映している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを 4 要素に分節化し、更にこれらに分節化することにより大学が卒業生に求める資質能力を明示し、学生便覧やホームページ等で周知している。

学則等に定めた成績評価基準に沿った成績評価方法をシラバスに記載している。大学で統一した進級基準は定めていないが、卒業研究等の履修等に関する内規を学科・学環ごとに設けている。卒業・修了については、学則に定める単位数に加え、卒業では GPA 値、修了では論文審査及び最終発表を要件としている。これらの基準は、学生便覧等により周知された上で、厳正に適用されている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえたカリキュラム・ポリシーを作成することにより一貫性を確保した体系的な教育課程を編成し、ホームページや学生便覧等により周知するとともに、学期始めのオリエンテーションにおいて学生に説明している。

全学的なシラバスチェック体制を構築し、適切なシラバス作成に努めている。

教養教育は、建学の精神、教育理念、地域貢献の要素を組込んだ「あすなろう」科目を展開するなどの独自性が見られる。

シラバスに当該授業で採用する学修方法を記載するなどし、授業の狙いに即した多様な方法を採用して教授方法を工夫している。

全学 FD 研修会を開催するなど、授業方法の改善を進めるための組織体制を整備し、運用している。

〈参考意見〉

○子ども学部心理カウンセリング学科を除く全ての学科で1年間に履修登録できる上限が50単位に設定されているため、学修時間確保のための施策が望まれる。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

「学修成果証明書」により、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示している。国家資格などの取得状況、卒業生の就職先へのアンケート、卒業時満足度調査、学長と卒業予定者との懇談会、学生による授業評価アンケート、学生カルテ・ポートフォリオ、学生生活実態調査、学生学修実態調査など、多様な尺度・指標に基づいて学修成果を点検・評価している。

学修成果の点検・評価結果を共有するなどして、教育内容・方法及び学修指導の改善に

フィードバックしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長のリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を「管理運営規則」等に基づき整備している。また、使命・目的の達成のため、教学マネジメント体制を構築し、大学の意思決定の権限と責任を明確にするよう規則等を整備している。権限を適切に分散化させるため、副学長を 3 人置き、三つのキャンパスをそれぞれの副学長が担当するとともに、それぞれの役割を「教員人事・学生支援」「教育・入試・広報」「研究・地域連携・国際交流」として明確にしている。教授会については、学則により位置付け及び役割を明確にし、学長が意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項をあらかじめ定めて運営している。教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、「事務局事務分掌規程」により役割を明確化している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院に設置基準上必要な教員を確保し、適切に配置している。教員の採用・昇任等については、教員人事の方針に基づき、「教員選考規程」「専任教員資格審査基準」、各学部の教員資格審査基準細則などの規則を定め、公募による教員の採用を原則とし、適切に運用している。FD 活動については、FD 委員会を中心として FD 研修会の実施や FD

研修会後のアンケート結果による研修会の見直しをするなど組織的に行っている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 研修会を教職員の業務につながる研修及び必要なスキル養成の研修であることを念頭に置き、さまざまなテーマの中から企画し、定期的に適切な内容にて実施している。SDを通して、大学の現状や全教職員が大学の目指す教育を実現するための方針等の情報を共有し、大学の将来構想と教職員の果たすべき役割などの共通理解を重ねている。産学官連携はじめ、それに基づく活動についても、学内外の講師により研修が行われている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境の整備については、原則、教授、准教授、講師及び助教の教員一人につき一つの研究室を用意し、また学科ごとの総合研究室を整備し、研究に必要な施設・設備等を適切に管理運営している。大学院生には、大学院自習室を整備している。

研究倫理に関しては、「研究活動に係る行動規範」等を定め、厳正に運用している。研究活動の不正行為防止については、「研究活動の不正行為防止等に関する規程」を整備し、不正行為の防止を図っている。また、研究活動に必要な研究費の適切な配分を行うとともに、人的支援として専任職員が外部資金の獲得及び受入れ支援を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

教育基本法、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の法令を遵守し、「管理運営規則」、就業規則等の管理運営及び組織倫理に係る諸規則を整備しているほか、「公益通報等に関する規程」を定め、経営の規律と誠実性を維持している。また、法令で定められている情報公表については、学校教育法施行規則、私立学校法及びガバナンス・コードに基づき、適切に行っている。学校法人の使命・目的等を実現するため、中期計画や各年度の事業計画を定めるとともに、計画を遂行するためのアクションプログラムの作成とその総括を実施し、使命・目的を実現するために継続的な努力をしている。環境保全に取り組むほか、「ハラスメント防止規程」などを整備し、人権への配慮にも努めている。また、「危機管理基本マニュアル」を作成し危機管理の体制を整備し避難・防災訓練などを実施している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的を達成するための意思決定組織として、寄附行為に基づき理事会を設置するとともに、常任理事会を置き「常任理事会規則」に基づき運営している。また、常任理事会のもとに運営協議会を置き「運営協議会規則」により法人全体の将来計画や重要事項についての協議・検討を行うなど、意思決定ができる体制を整備している。寄附行為に基づき、適切に理事の選任を行っている。理事会を定期的に開催し、適切な運営を行うとともに法令等で定める事項及び法人の業務に関する重要な事項について審議しており、円滑な意思決定が行われている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備し、意思決定において法人全体の管理運営機関として、理事会及び評議員会を設置している。また、法人に運営協議会を置き、学部長や学科長、事務局長、教学部門の執行責任者などが出席し、教職員の意見を反映する場として機能するとともに、法人と大学の管理運営機関の間で円滑な意思疎通と連携が図られている。監事及び評議員の選任は、寄附行為に基づき適切に行われている。監事の理事会、評議員会などへの出席状況や業務の遂行については適切に行われ、業務監査において中期計画の進捗状況や教学に関する監査を行うなど、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックは機能している。評議員の評議員会への出席状況は良好であり、評議員会は適切に運営されている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

令和 5(2023)年 5 月に「第 5 次中期目標・中期計画（令和 5 年度～令和 9 年度）」を策定し、学部・学科等の改編・新設により定員充足率の向上に努め、学生生徒等納付金の安定確保を図るとともに、私立大学等経常費補助金や競争的資金などの外部資金獲得に取り組んでいる。また、新学部の設置や老朽化した校舎の建替えなど、キャンパス整備を計画的に推進し、引当特定資産の積増しにより運用益を確保しながら、整備に要する資金を計画的に積立てている。また、「第 5 次中期目標・中期計画」に基づき、種々の外的要因等を踏まえ、毎年度、事業計画を策定し、それに沿った予算編成を行うとともに、適切に予算管理を行うことにより、健全な財政運営に努めている。法人全体の基本金組入前当年度収支差額は常に収入超過を維持し、各種引当特定資産を計画的に積立てて、収入と支出のバランスを保持しながら、安定した財務基盤を確立している。外部資金の獲得のため、会議体での協議や FD・SD 研修会の開催等を通じて必要な対策を講じている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準、経理規程等に基づき行っており、日々の会計処理で疑義が生じた場合には、監査法人等に照会し、指導・助言を仰ぎながら、適切に処理してい

る。また、予算変更が生じる場合は、寄附行為に基づき適正に補正予算を編成している。

監査契約に基づく監査法人による会計監査では、監査計画の立案、内部統制の整備・運用状況、期末残高、当期計上額、計算書類について監査を行い、監査終了後には講評の時間を設け、理事長・学長や幹部教職員とともに会計担当職員も同席し、指摘事項等を聴取している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学学則・大学院学則に自己点検・評価の実施を定め、学長のもとに学部長会議、点検・評価運営委員会及び企画委員会を置き、内部質保証を実施する体制をとっている。点検・評価運営委員会では、年度ごとアクションプログラムの総括と報告書の作成及び「自己点検評価報告書」の作成を担い、企画委員会は、学部・学科・研究科、委員会・図書館・事務局からの自己点検・評価した課題を審議し、最終的に学部長会議で審議する体制で、内部質保証を展開している。今後は、全学的な内部質保証の充実と外部評価委員会の設置を含め、内部質保証の体制強化を図る計画である。

〈参考意見〉

○内部質保証に関する全学的な方針を更に充実させ、委員会や組織の役割を明確にすることが望まれる。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

令和 3(2021)年度から毎年、学部・学科、各委員会、図書館、各種センター、事務局等がアクションプログラムの総括として、24 項目にわたる自己点検・評価を行い、その結果を

「自己点検評価報告書」としてまとめ、ホームページで公開している。

IR 室に係る規則を定め、教育、研究、財務・経営等に関する情報収集、分析、整理を行い、学部・学科、委員会、部署等に報告・審議することによって、教育や学生支援の改善に生かしている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、各種調査及びアクションプログラムの総括を行い次年度の計画に反映する体制で、大学全体で状況及び課題を共有し、教育研究の質の改善に取り組んでいる。教学マネジメントについては、各課及び IR 室の情報収集・分析に加えて、教職員が実施している学生の面談等から得られる情報を学部・学科、委員会、部署で審議し、最終的には企画委員会及び学部長会議で審議することで、三つのポリシーを起点とした内部質保証を展開している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域大学としての教育研究活動

A-1. 地域連携・社会貢献

A-1-① 地域大学宣言と地域連携 連携の実績 自治体数 企業数 学内体制・施設整備

A-1-② 大学間連携と高大連携

【概評】

平成 25(2013)年に発出した「地域大学宣言」に基づき、地域自治体、地域産業界及び地域社会と連携した多様な教育研究活動を展開している。令和 6(2024)年 10 月 1 日までに締結された連携協定は 74、令和 6(2024)年度に入ってから 8 団体と協定を締結するなど、地域からの要望が高いことがうかがえる。

協定締結先の自治体や企業等には、学生のインターンシップやボランティア活動の受入れに加え、就職支援に対しても協力を得ている。

また、佐賀県内の高等学校 8 校との連携では、各学科などによる高大接続科目の提供、大学見学・交流事業の実施など、高校生の進路研究に資する取組みを継続的に行っている。

加えて、「九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム」「大学コンソーシアム佐賀」に加盟し、連携して活動に取り組んでいる。このほかに、長崎国際大学、佐

賀大学とは個別に包括的連携協力の協定を締結しており、周辺大学と連携しながらさまざまな取組みを行っている。

基準B. デジタル社会共創学環立ち上げ準備

B-1. デジタル人材の育成

B-1-① デジタル人材育成への貢献並びに大学の機能強化

【概評】

大学が置かれた競争環境の変化、文部科学省が打出す内容、これまで大学が行ってきた教育研究内容を踏まえながら審議を重ね、また学内の理解を得ることを通して、ITの発達や多様な価値観の存在する予測不可能な社会の出現にあって活躍できる人材、つまり、コミュニケーション能力が高く、優れたIT能力を身に付けた人材を育成する「デジタル社会共創学環」を開設している。

国の「成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援」を活用し、「デジタル社会共創学環」を学部として独立させ、大学が創設以来培ってきた研究分野の教育・研究の財産とITを結び付けた「健康データ科学部（仮称）」の開設を計画することにより、デジタル人材の育成に更なる貢献をしようとしている。

これらの改革は、資格や免許取得中心の教育に対して社会のニーズに呼応する教育の編入、文系中心の学部構成への理系学部の参入、学科中心から大学中心への教員意識の転換、幅広い学びを経た人材育成のための副専攻制度の創設、エフォート意識の拡大による教員の働き方改革となり、大学の機能強化に向けた取組みとなっている。

基準C. 大学院の充実

C-1. 地方の小規模大学における大学院教育の充実

C-1-① 地方の小規模大学における大学院教育の充実と国際貢献

【概評】

「地域大学宣言」に基づき、地方公共団体や企業等との連携による地方活性化、将来に向けた地方人材育成への貢献を推進するために、大学院における研究力の向上及び高度専門職業人育成の強化を図ろうとしている。

狭い専門性を極めた高度専門職業人の育成よりも、近隣の学問分野を融合した知識・技能を身に付けた高度専門職業人の育成が必要になるという認識のもと、大学院の骨組みを修正している。全学科の上に修士課程又は博士課程前期と博士課程後期を置くことにより、高度専門職業人育成機能の強化を図っている。修士課程・博士課程前期と博士課程後期のつながりを明確にすることにより、博士課程後期への進学者の増加を目指している。

加えて、大学院への留学生の受入れを積極的に行い、修得した知識・技能を用いて母国や日本で活躍することを通して国際貢献に寄与しようとしている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

高大接続教育の充実について

近年、高等教育の高まりと広がりを受けて高等学校と大学の教育の接続を円滑にしようという動きが活発である。この動きの一つは大学に入学した直後の教育（一般に初年次教育と呼ばれる教育）の実施である。この教育は、教育理念を初めとして、大学の教育方法や学生支援体制などを具体的に紹介し、学生の大学への愛着心を掻き立てるとともにスムーズにキャンパスライフが展開できるような内容を持った科目やディプロマポリシーの達成に向けた基盤力を養う科目などで構成されている。本学においても初年次教育科目「あすなろう」を、平成 21 年度から開設した。地域でのボランティア活動を核に学生主体の授業は、文部科学省の大学生の就業力育成支援事業に選定され、大学を挙げて推進している。

高大接続の円滑化に関するもう一つの動きは、高校時代に大学の授業やキャンパスライフを体験させようという試みである。高校生に大学を開放したり、高校生を大学の授業に招待したりと様々な形で展開されている。佐賀県で唯一の私立総合大学である本学は、地元の高等学校から高校生に「大学とはどういうものか」を理解させたいとの要望が強く寄せられ、平成 21 年 12 月に佐賀清和高等学校と高大連携に関する協定を結び、土曜日に大学を開放するとともに各学科の授業を受けてもらう試みを始めた。この授業は「ポルタ」と呼ばれ、今年度で 15 年目を迎えている。「ポルタ」の日は、佐賀清和高校の 2 年生の約 200 名が本学の 3 キャンパスに分かれて来られ、大学の説明を受けた後、各学科の学生に引率されて授業を受けるとともに校舎内の施設の見学を行う。そして、教員や在学生と懇談して、大学の雰囲気を感じることになる。

上述の前段の授業の更なる充実を図ろうとしていた矢先にコロナ禍に遭遇し、地域ボランティア活動を休止せざるを得なくなった。そこで、高大接続の他の手立てとして、「生徒に大学の授業を」との高等学校側の要望を生かす方向での検討が、教務部長を中心として始まった。これは、18 歳人口が減少する中で、本学は地域と一体化した学びや研究を行う大学への進化が必要であるとの考え、さらには、そのためにはできるだけ早い段階から本学を知ってもらった方が良いとの考えによるものである。その基本には、平成 25 年に行った「地域大学宣言」がある。また、本学も地域の高校生の育成に一定の役割を果たすべきとの考えも加わり、要望のある地域の高等学校と連携協定を結び、高大接続を充実することにした。年 1 回の協議会を持ち、高等学校との意見を交換するとともに、その高等学校の卒業生の大学での成長ぶりを知ってもらう機会を設けた。この協議会の席上、「高校生が大学の授業を受け、入学後はそれを大学の単位として認める」との案を出したところ、高等学校側は、もろ手を挙げて賛同された。この結果、高等学校在籍中に大学の単位を修得し、本学に入学してからはその単位を大学の共通教育単位とするシステムが出来上がった。大学から提供する科目は、高大接続科目とし、全学科を網羅している。この制度を生かして、令和 5 年度には看護学科が提供した「看護へのとびら」を 26 人が受けられ、そのうちの高校 3 年生の 4 人が令和 6 年度に本学に入学し、共通教育の単位として登録している。このように、高校時代から自分の夢に向かっての歩みが可能となる教育システムを高等学校と一緒に作ることができた。これは、上述の高大接続の円滑化の後段の部分を推進する力強い一歩である。令和 6 年度は、より充実した形で展開される。

【資料 V-1】～【資料 V-8】

Ⅳ 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

開設年度 昭和 43(1968)年度
 所在地 佐賀県神埼市神埼町尾崎 4490-9
 佐賀県佐賀市神園 3-18-15
 佐賀県小城市小城町 176-27

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
健康栄養学部	健康栄養学科
健康福祉学部	社会福祉学科 スポーツ健康福祉学科
リハビリテーション学部	リハビリテーション学科
子ども学部	子ども学科 心理カウンセリング学科
看護学部	看護学科
デジタル社会共創学環（学部等連係課程実施基本組織）	
生活支援科学研究科	栄養学専攻 臨床心理学専攻 リハビリテーション学専攻 子ども学専攻 健康福祉学専攻 看護学専攻 スポーツ科学専攻 保健医療学専攻

Ⅴ 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 9 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 26 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 10 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 5 日	小城キャンパス・佐賀キャンパス実地調査の実施
	神埼キャンパス実地調査の実施 11 月 6 日 第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 7 日	11 月 7 日 第 4 回評価員会議開催
11 月 26 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 9 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2 月 12 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理

	(意見なし)

56 日本ウェルネススポーツ大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合しているとは認められない。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

建学の精神・理念である「物事を科学する人材、グローバルな人材、質実剛健な人材」の養成に基づき、大学の目的、学部・学科の目的を定め、学則をはじめ、大学案内、ホームページ、学生ガイドブックに簡潔かつ具体的に明文化している。日本唯一の学部名称であるスポーツプロモーション学部におけるスポーツコーディネーターの育成を個性・特色とし、大学の目的及び学部・学科の目的の根幹を成す「プロモーション」「コーディネーション」に対応した具体的な三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定め、大学の目的及び学部・学科の目的を達成するために教育研究に関する組織を構成している。

「基準 2. 学生」について

入学者の選抜はアドミッション・ポリシーを踏まえ、入学者選抜規則にのっとり公正に行われ、入学定員に沿った適切な学生数の確保に努めている。学生への学修支援や学生生活への支援は、学生委員会及び教務委員会が中心となり、教員と事務職員が協働して支援する体制を整え、障がいのある学生への配慮や中途退学、休学及び留年についても教職協働により支援を行っている。医務室の整備について一部問題はあるが、教育目的の達成に必要な施設・設備を整備している。学生の意見・要望に対しては、関係課や委員会が連携して把握・分析を行っている。

「基準 3. 教育課程」について

学則に規定する学部・学科の目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを定め、ホームページや学生ガイドブックに掲載し周知している。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保し、ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成している。しかしながら、三つのポリシーを踏まえた学修成果が定められておらず、大学が定める多様な尺度、指標、測定方法に基づく学修成果の点検・評価は実施されていないので、学修成果を定めた上で、点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックできる仕組みの構築が必要である。

「基準 4. 教員・職員」について

教学マネジメントの機能性に関して、学長は教授会の議長となり、教学の各委員会から意見を求めることにより、教学マネジメントの補佐体制を構築している。教授会に意見を

聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め周知しておらず、学生の入学及び卒業の決定を行うに当たり教授会へ意見聴取していないので、教授会の役割について改善が必要である。FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)研修を開催しているが、SD研修の実施に課題があるため、計画的かつ組織的に行うことにより、職員の人事評価及び育成制度の確立に資するよう期待したい。研究委員会を中心に、研究活動の推進、外部研究費の受入れ、研究倫理教育等の一連の取組みを支援しており、研究成果を「教育研究フォーラム」の研究誌で学内外に公開している。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性を維持するため、寄附行為をはじめとする諸規則を整備の上、基本的な運営方針や事業計画などを策定し、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。監事は、法人の業務状況、収支状況及び財産状況に関して監査を実施しているが、理事会で監査報告書を議決していることは改善を要する。評議員会は法令に基づく必要事項について意見を聴く役割を果たしており、評議員の出席状況も良好で適切に運営されている。法人が掲げる 5 か年計画を基礎として事業計画を作成するとともに、予算を編成し理事会の承認を得て事業を進めており、通学課程の設置以降、収支差額は毎年度収入超過を維持しており、安定した財務基盤の確立と収支バランスを保っている。

「基準 6. 内部質保証」について

全学的な内部質保証の方針にのっとり「責任体制及び役割」「推進体制」「検証と改善」が行われていないので、方針にのっとり取組みを行うよう改善が必要である。通学課程設置後の設置計画履行状況報告書において、自己点検・評価報告書を令和 3(2021)年 8 月に公表する旨を記載しているが公表されず、平成 29(2017)年度に機関別認証評価を受けて以来、今回の認証評価を受けるまで大学の質保証のための自己点検・評価は実施されていないので、改善が必要である。三つのポリシーを踏まえた学修成果が定められておらず、IR(Institutional Research)を活用する体制も整備されていないので、内部質保証に関する点検・評価の体制を確立し実行するよう改善が必要である。教学マネジメントにおけるガバナンスや法人の管理運営などにおいて、内部質保証の機能性に大きな課題があるため、早急に改善が必要である。

総じて、大学の目的及び学部・学科の教育目的を達成するための教育研究に関する組織を構成し、安定した財務基盤を確立しているが、三つのポリシーを踏まえた学修成果を明確にした教育の質保証に関する機能の確立、中長期的な計画を踏まえた自主的・自律的な自己点検・評価の体制整備による大学全体の質保証に関する機能を確立するよう改善が必要である。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携と社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 地域運動部活動推進事業への支援活動

2. 国連アカデミック・インパクト加盟と SDGs への取り組み

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神・理念である「物事を科学する人材、グローバルな人材、質実剛健な人材」の養成に基づき、大学の目的、学部・学科の教育目的を定め、学則をはじめ、大学案内、ホームページ、学生ガイドブックに簡潔かつ具体的に明文化している。

日本唯一の学部名称であるスポーツプロモーション学部におけるスポーツコーディネーターの育成を個性・特色として明示している。また、開学時に設置した通信教育課程に加え高校新卒学生を受入れるため、平成 30(2018)年度に通学課程を開設するなど、一貫した教育目的を維持しながら、社会情勢の変化を踏まえた見直しを行っている。

〈参考意見〉

○学則に規定する「大学の目的」「学部学科の目的」のほかに、規則に定めていない独自の「本学の教育目的」を大学案内やホームページに公表しているので、学則の目的との整合性をとることが望まれる。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の目的、学部・学科の教育目的の策定及び見直しに関して、学長及び教員 1 人が理事として理事会に出席し、大学の情報を共有するとともに必要に応じて検討を行っており、役員や教職員の理解と支持を得るよう取組みを行っている。学内外への周知は、大学案内、ホームページ、通学課程と通信教育課程それぞれの学生ガイドブックに掲載するとともに、オープンキャンパスや入学時の式典における学長挨拶、新入生向けの「フレッシュマン WEEK」において周知している。

法人の「5 か年計画（2024～2028 年）」に沿って、大学における事業を進めるための具体的な展開方法の検討を進めている。

大学の目的及び学部・学科の目的の根幹を成す「プロモーション」「コーディネーション」に対応した具体的な三つのポリシーを定め、大学の目的及び学部・学科の教育目的を達成するために必要な教育研究に関する組織を構成している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科の教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、ホームページ及び入学試験要項に掲載し、周知している。入学者の選抜は、アドミッション・ポリシーに沿って、「日本ウェルネススポーツ大学入学者選抜規程」にのっとり、総合型選抜、指定校推薦、学校推薦型選抜、一般選抜の四つの入試区分により公正に行っている。各入試区分において、入試問題の作成は同一法人内で担当者が指名され、作成している。また、複数の試験日程や試験会場の設定、「学校法人タイケン学園グループ内部進学応援制度」を導入し、法人グループ内での内部進学者の獲得にも注力するなど、学生受入れ方法を工夫し、受験しやすい環境づくりに努めており、入学定員に沿った学生数の確保に努めている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学生への学修及び授業支援について、学生委員会及び教務委員会が中心となって対応している。委員構成には事務職員を含め、また教務課・学生課と連携し、教員と事務職員が協働して支援する体制をとっている。主に3・4年生が担当するSA(Student Assistant)や「大学版メンター制度」によって、先輩学生が新入学生の大学生活に関するアドバイスを行っている。各指導教員は、オフィスアワーで学生からのさまざまな相談を受付けている。障がいのある学生への配慮については、教職員のみならず学生間でも必要な情報を共有し、教室の座席確保や荷物の移動等、合理的配慮が図られている。中途退学、休学及び留年については、教員と職員が連携して理由の確認や学修指導が行われている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

正課内でキャリア教育や地域連携による実習を行うとともに、授業外ではキャリア支援委員会が中心になって、キャリアセミナーを開催し、年間を通じて支援を行っている。就職・進学相談は、教職員だけでなく、運動部指導者等が連携して就職先の紹介・面接指導の対応をしている。年間を通して履歴書作成指導、面接指導等を定期的に複数回行い、キャリア教育のための支援体制を整備している。

〈参考意見〉

○インターンシップ制度を導入し、キャリア支援の充実強化を図ることが望まれる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生からのさまざまな悩みに関して、事務局のスタッフや部活動の指導者、臨床心理士の資格を有する教員などが直接対応、あるいは窓口となり適切な相談担当者へつなぐ対応

をしている。学生の相談方法は、担当教員への直接質問だけでなく、郵送や FAX、E メールなど、さまざまな手段で質問票を受付ける仕組みを整備している。運動部の活動を支える監督やコーチ等を一部専任の職員として配置し、学修以外の多面的な学生指導を担うなど学生サービスを行っている。医務室の整備について改善が必要であるが、学生への経済的支援のため、日本学生支援機構の奨学金をはじめ、成績優秀者に対する大学独自の奨励生制度などを設定している。

〈改善を要する点〉

- 医務室に有資格者が配置されておらず、使用に際して定期的な清掃が行われていないこと、ベッドが利用可能な状態ではないなど適切な環境が維持されていない上、用意されている医薬品の使用期限が切れている点は改善が必要である。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

学修環境は、校地・校舎ともに十分な広さを有しており、教育目的の達成のために施設・設備を適切に整備し、有効に活用している。図書館やパソコン室を有し、授業において図書館の利用を促進している。施設・設備の耐震化については計画的に進められているが、校舎出入口のバリアフリー化、エレベータの設置といった一部施設・設備の利便性の確保について今後の計画的な整備が望まれる。学生食堂は、講義室に隣接し利用しやすい場所にあり、学生が利用できる環境にある。教室は授業の履修者数に応じて適切に管理・運用されている。

〈参考意見〉

- バリアフリー化について、2号館、3号館、4号館、体育館は整備されていないため計画的な整備が望まれる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析については、教務課と学生課の職員、部活動の指導者等が、主に教務委員会及び学生委員会に配属された教員と連携し、日常的な業務を通じて意見・要望を把握・分析している。また、学生の心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する意見や要望については学生委員会が中心となり、関係各課や委員会と連携して把握・分析が行われている。学修環境についても学生課をはじめとする事務局などを通じて行っている。

基準 3. 教育課程**【評価】**

基準 3 を満たしていない。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページや学生ガイドブックに掲載し、周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえて単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を適切に定めている。

学則及び毎年配付する学生ガイドブックでこれらを周知し、学位認定審査会、進級審査会を通じて審議するなど厳正に適用している。

〈参考意見〉

○シラバスにおいて授業時間外の学修時間の指示の不備や成績に出席状況を加味する等の記載が散見するため、早急な対応が望まれる。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定め、ホームページで周知している。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しており、またカリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を体系的に編成している。

シラバスは整備され、履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っている。また、教養教育を適切に実施するとともに、教授方法の改善を進めるために組織体制を整備・運用し、授業内容・方法に工夫を凝らしている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしていない。

〈理由〉

大学は GPA(Grade Point Average)を学修成果としているが、三つのポリシーを踏まえた学修成果が定められておらず、多様な尺度・指標や測定方法に基づいた学修成果の点検・評価が行われていない。そのため、学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックできていない。就職先企業アンケートは実施されているが、学修成果という観点からの点検・評価は実施されていない。

〈改善を要する点〉

○三つのポリシーを踏まえた学修成果が定められていないため、学修成果を定め、それに基づく点検・評価及び教育改善へのフィードバックを行うよう改善を要する。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確

立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が教授会の議長となってリーダーシップを発揮し、教学の各委員会から意見を求めることにより、意思決定を行える教学マネジメントの補佐体制を構築している。しかしながら、教学マネジメントにおける教授会の役割に課題があるため、関連規則の改定とともに、大学の意思決定の権限と責任を明確化することが必要である。

職員の業務は、「学校法人タイケン学園事務分掌規程」で規則上の役割を明確化している。主に教務課や学生課では、一体的に学生対応を行っている。

〈改善を要する点〉

○教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、学長があらかじめ定め、周知をしていない点については、改善が必要である。

○学長が学生の入学及び卒業の決定を行うに当たり、あらかじめ教授会に意見を求めておらず、決定後に教授会に報告していることは改善を要する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学設置基準、大学通信教育設置基準で定める必要教員数及び教授数を確保し、適切に配置している。教員の採用・昇任に関しては、規則を定めた上で、人事委員会で審議した結果を教授会へ報告している。

FD 委員会の企画により、教授会終了後に年に 1 回又は 2 回、2 時間程度のワークショップを含んだ実践的な FD 研修会を継続的に開催しており、大学の教員が中心に参加し、活発な議論を行っている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上への取組みとしては、新任者向け研修のほか、日常業務に関連付けた OJT 研修や、法人全体の新任者を対象とした SD 研修を行っている。大学職員としての資質向上のための計画的かつ組織的な SD 研修は行われていないが、日常的に発生する学生対応の課題に対して、職員同士で意見交換を行う機会を設けている。また、教員対象の FD 研修に一部の職員が参加している。

〈改善を要する点〉

○大学職員としての資質向上のための SD 研修の実施方針・計画について、各職員のキャリアパスを見据えて、計画的かつ組織的に策定されていない点は改善を要する。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究委員会を中心に、研究活動の推進、外部研究費の受入れ、研究倫理教育等の一連の取組みを支援しており、研究成果を「教育研究フォーラム」の研究誌で学内外に公開している。

科学研究費助成事業などの外部資金を活用した研究における資金の支出に関しては、「公的研究費の管理・監査体制に関する規程」を整備している。

個人研究費を配分するとともに、各教員には研究室だけでなく、申出によって実験や演習が行える場所や器具、装置などを研究に活用できるようにしている。

基準 5. 経営・管理と財務**【評価】**

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人タイケン学園寄附行為」に、「教育基本法及び学校教育法に従い、学校を設置し、学校教育を行い、有益な人材を育成すること」を定めており、その目的を達成するために、諸規則を整備し、経営の規律と誠実性を維持している。法人の情報公開規則を定め、必要な情報の公表を行っている。

大学の使命・目的及び教育目的を達成するために、法人における 5 か年計画を踏まえて、年度ごとの事業計画を作成するとともに、予算を編成し、評議員会へ事業報告を継続的に行っている。

ハラスメント対策指針や関連諸規則に基づいて人権に配慮するとともに、校内巡視による危険箇所等の点検や、自治体と連携した災害発生時の訓練を行うことなどによって、環境と安全にも配慮している。

5-2. 理事会の機能**5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性****【評価】**

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、法人の基本的な運営方針や事業計画などの策定に関して、使命・目的の達成に向けて意思決定を行える体制を整備している。理事長を補佐する体制として、学長が副理事長を、教員 1 人が理事を兼務し、計 5 人で理事会を構成しており、事業計画の確実な遂行に必要な人員が選任されている。理事会は法人本部の会議室で適切に開催され、理事の出席状況は良好である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック**5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化****5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性****【評価】**

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人と大学に関する管理運営は、理事会において審議し決定しており、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。また、学長が副理事長、教員が理事を兼務することにより、大学の使命・目的及び教育目的は理事会に、管理運営に関する重要事項の報告、提案は教授会に反映される体制が図られている。理事長を中心とした「ウ

イクリーミーティング」を開催することにより、法人全体での意思疎通を図っている。

監事の理事会及び評議員会への出席状況は良好であり、各種会議への出席を通じて、法人の業務計画と実施状況について監査を行い、是正事項等に対して確認を行っている。しかしながら、監査報告書を議決していることは改善を要する。評議員は、寄附行為に基づいて選任されている。評議員会は法令に基づく必要事項について意見を述べる役割を果たしており、評議員の出席状況も良好で、適切に運営されている。

〈改善を要する点〉

○監事の監査報告書について、理事会における決算報告とともに審議し、決定していることは改善を要する。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人が掲げる5か年計画を基礎として、毎年度の事業計画・予算を作成し、理事会の承認を得ながら事業を進めている。平成30(2018)年度から通学課程を設置した後、収支差額は毎年度収入超過を維持しており、安定した財務基盤の確立と収支バランスが保たれている。

学長自らが教授会で教員に指示するなど、科学研究費助成事業への申請数の増加に向けた努力を行っている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準に基づき、「学校法人タイケン学園経理規程」「学校法人タイケン学園固定資産及び物品管理規程」を定め、法人本部が一元的に対応している。

監事は、法人の業務状況、収支状況及び財産状況に関して毎年度監査を実施し、監査報告書を作成している。

また、公認会計士による会計監査も毎年度行っている。

〈参考意見〉

- 内部監査実施細則に基づく内部監査が行われていないため、規則に基づき内部監査を早急に実施することが望まれる。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしていない。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしていない。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針である「内部質保証方針」において、統括責任者である学長のもとに全学的な責任体制を明示すること、学部長及び各委員会の長は関係する他の委員会と連携し取組み状況を自己点検・評価委員会に報告することを規定しているが、実際は委員長会議で確認し、教授会での周知に留まっているので、大学全体として「内部質保証方針」に従った責任体制が構築されているとはいえない。

自己点検・評価委員会は、PDCA サイクルが適切に機能するよう監理し、必要に応じて提言、助言、指示等を行うことを規定しているが、方針にのっとりた内部質保証を推進する活動は実施されていないため、組織体制が整備されているとはいえない。内部質保証の妥当性と信頼性を高めるため「外部評価委員会」を置くことを規定しているが、委員の人选が滞っていることを理由に委員会は組織されていない。

〈改善を要する点〉

- 「内部質保証方針」に定めている「責任体制及び役割」「推進体制」「検証と改善」にある諸施策について、取組みが行われていないので、改善が必要である。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしていない。

〈理由〉

自己点検・評価委員会規程に、自己点検・評価の計画の作成、評価の実施、学長への報

告、年次報告書の作成・公表などの実施を規定しているが、定期的な点検・評価は実施されておらず、エビデンスに基づいた自己点検・評価は行われていない。平成 29(2017)年度に大学機関別認証評価を受けた際の自己点検評価書はホームページに公表されているが、その後は大学の内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は実施されていない。通学課程設置後の設置計画履行状況報告書において、自己点検・評価報告書を公表する期日を記載しているが、作成されておらず公表もされていない。

現状把握のための調査・データの収集と分析を行う IR に関する体制は整備されておらず、IR を活用するための活動は行われていない。

〈改善を要する点〉

- 通学課程設置後の設置計画履行状況報告書に「自己点検・評価報告書は令和 3 年 8 月 31 日公表（予定）」と記載されているが対応していない等、平成 29(2017)年度に機関別認証評価を受けて以来、今回の認証評価を受けるまで大学の質保証のための自己点検・評価が実施されていない点は改善が必要である。
- IR を活用する機能は構築されておらず IR に関する活動は行われていないので、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う部門を設置するなどの体制整備について改善が必要である。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしていない。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とする内部質保証への取組みは不十分である。大学全体の PDCA サイクルの仕組みは確立されておらず、教学マネジメントにおけるガバナンスや法人の管理運営において内部質保証の機能性に関する課題がある。

大学運営の改善・向上のための大学全体の内部質保証の機能性を高める体制は構築されていない。学修成果の点検・評価は十分に行われておらず、内部質保証のための自己点検・評価も実施されていないなど、内部質保証の仕組みは機能しているとはいえない。

〈改善を要する点〉

- 学修成果の点検・評価において、改善を要する事項があり、教育の内部質保証に関する機能性に重大な課題があるため、早急に体制を確立し実行するよう改善が必要である。
- 医務室への対応、教学マネジメントにおける教授会の役割、職員研修及び法人の管理運営などに関して改善を要する事項があり、内部質保証の機能性に大きな課題があるため、早急に改善が必要である。

〈参考意見〉

- 大学の諸規則は、法律等への対応が十分ではなく、規則の未整備、誤記、他の規則との不整合等が多数見受けられるので、法律等を遵守した規則の制定・改正、誤記や不整合の修正を行うなど、内部質保証の機能性に関わるチェック体制の強化が望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携と社会貢献

A-1. 地域スポーツ・健康活動への貢献

- A-1-① 地域におけるスポーツ・健康活動「ウェルネススポーツアカデミー」事業の展開
- A-1-② 地域スポーツ支援ボランティア活動
- A-1-③ 地域行政との協働支援活動

【概評】

平成 24(2012)年の開学とともに、大学の所在地である茨城県利根町との間に、町の活性化と大学教育の向上を図り相互の発展を目指す「利根町と日本ウェルネススポーツ大学との連携に関する協定書」を、また災害時に大学の施設が利用できる「避難所施設利用に関する協定書」を締結しており、地域連携と社会貢献に寄与している。

また、「利根町と日本ウェルネススポーツ大学との連携に関する協定書」に基づき、開学以来立上げ実施してきたジュニアクラブ、サークル教室等を、平成 29(2017)年 4 月に体系化し「ウェルネススポーツアカデミー」として学生の学びの場を大学内に限定せず、地域のイベントに参加することにより、実際の中を通じた企画、立案、運営等のスポーツプロモーションを学ぶとともに、子どもから高齢者に対する処遇や指導法を身に付ける重要な場とし、併せて地域の社会貢献を目指している。

スポーツプロモーションに重点を置いた教育・研究を実施している大学の教職員や学生にとって地域連携・社会貢献活動は、利根町の人・歴史・文化・自然に身をもって触れることで、より深い地域とのつながりを得ている。特に、利根町と大学により共同企画したイベントや観光事業への参加、ボランティア活動及び公開講座の実施は、在籍する学生にとって教室内の知識の獲得以上に実り多き財産となっている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 地域運動部活動推進事業への支援活動

本学では、2022 年 10 月より地元自治体と連携した「地域運動部活動推進事業」に取り組んでいる。本事業は地元中学校部活動の地域移行の取り組みとして「すぽかるとね」の名称で行われており、本学学生は各種目の地域指導者をサポートする役割を担っている。

実施に際して地元自治体において発足した検討委員会には、本学職員 1 名も委員として委嘱され本事業に参画しており、地域支援のための連携事業として継続的に実施している。

尚、年度ごとの活動の状況は以下の通りである。

年度	部活動種目	活動日数 (総数)	派遣学生数 (実数)
2022	野球、バスケットボール、バドミントン、バレーボール	10 日	70 人
2023	野球、バスケットボール、バドミントン、バレーボール、サッカー	28 日	84 人
2024 (予定)	野球、バスケットボール、バドミントン、バレーボール、サッカー	36 日	98 人

2. 国連アカデミック・インパクト加盟とSDGsへの取り組み

本学は、2022 年 2 月より国連アカデミック・インパクトに加盟し活動を行っている。国連アカデミック・インパクト参加が、より多くの学生にとってグローバルで公平な視野を持つきっかけとなるよう、コロナ禍における外国人留学生の受け入れだけでなく、日本においても可能な国際交流活動やSDGsの促進など、グローバルな社会貢献を推進していく。オリンピックの輩出、日本健康・スポーツ教育学会の運営やシンポジウム、子ども食堂へのボランティア活動、スポーツを通じた全世代交流などを社会に貢献する取組みを企画している。

本学の「取り組む原則」

原則 1：国連憲章の原則を推進し、実現する

原則 3：性別、人種、宗教、民族を問わず、全ての人に教育の機会を提供する

原則 4：高等教育に必要とされるスキル、知識を習得する機会を全ての人に提供する

原則 5：世界各国の高等教育制度において、能力を育成する

原則 8：貧困問題に取り組む

原則 9：持続可能性を推進する

直近の活動内容

年月	部活内容	活動内容の詳細
2024 年 4 月	ルクセンブルク大使館訪問	ルクセンブルクと日本の友好交流を実施
2024 年 2 月	映画「カムイのうた」鑑賞	アイヌ文化伝承者をモデルに制作された映画の鑑賞
2023 年 3 月	献血活動	学生等による献血への協力

Ⅳ 大学の概況（令和 6(2024) 年 5 月 1 日現在）

開設年度 平成 24(2012)年度

所在地 茨城県北相馬郡利根町布川 1377

茨城県北相馬郡利根町布川 1649

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
スポーツプロモーション学部	スポーツプロモーション学科 スポーツプロモーション学科（通信教育課程）

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 7 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 26 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 9 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
9 月 30 日	実地調査の実施
10 月 1 日	第 2・3 回評価員会議開催
10 月 2 日	第 4 回評価員会議開催
11 月 15 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 10 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見あり)
2 月 12 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見あり)

57 日本経済大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学は、「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神として掲げ、教育基本法及び学校教育法に従い、広く知識を授け、人格の陶冶に努めるとともに、深く経済に関する専門の学問を教授研究し、教養が豊かで実行力のある有為の人材を育成することを目的とし、学術の深化、文化の向上に貢献することを使命としている。この建学の精神を堅持した上で、社会や時代の要請に対応すべく、新たに経営学部「グローバルビジネス学科」「芸創プロデュース学科」「デジタルビジネス・マネジメント学科」を設置した。

「学校法人都築育英学園 中期計画（令和 5 年度～令和 9 年度）」（以下「中期計画」という。）には「建学の精神・ミッションを踏まえた学校法人の目指す将来像」を明らかにし、使命・目的及び教育目的の実現に向けて取組んでいる。

「基準 2. 学生」について

入学者選抜においては、アドミッション・ポリシーに沿った多様な入試や積極的な募集活動を実施しており、入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持に課題はあるものの、収容定員に沿った在籍学生の確保に向けて努力している。

学修支援体制は、全ての学生に学修状況の助言・相談、学生生活の指導・相談を担う「クラスカウンセラー」制度を設け、積極的に活用することで教員と職員の連携による一貫した支援体制を構築している。

福岡県太宰府市、兵庫県神戸市及び東京都渋谷区にキャンパスを置き、施設・設備を有効に活用している。学生からの要望をくみ上げる仕組みがあり、改善に取り組んでいる。

〈優れた点〉

○全学生の学修状況を把握し、支援する仕組みとして、ゼミの指導教員による「クラスカウンセラー」制度を活用しており、20 人から 40 人未満の規模で初年度から卒業まできめ細かく学生対応している点は評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

ディプロマ・ポリシーをホームページに公開するとともに、入学時及び各年度始めのオリエンテーション等において説明し周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準は、学則及び履修規程に適切に定めている。

カリキュラム・ポリシーを策定し、それに沿った体系的な教育課程を編成し、実施して

いる。全学年において履修登録単位数の上限を設定することで、単位制度の実質を保つ工夫をしている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示している。このディプロマ・ポリシーに定める「知識」「社会適応力」「総合的な学習経験」の獲得については、「学修成果の振り返りアンケート」で学生自身が自己評価し可視化する取組みを行っており、学修成果の測定・評価方法を完成させ、その分析結果を教育改善へフィードバックすることに期待したい。

「基準4. 教員・職員」について

学長を、教学面において主に学部長が補佐しており、そのリーダーシップを支える仕組みを確立している。学部運営に関わる分野に応じて各種委員会を教授会のもとに設置し、使命・目的を達成するための体制を整備している。

FD(Faculty Development)は、「FD 委員会」を設置し、主に授業評価アンケートの結果をもとにした教育内容・方法等の改善の工夫・開発に取り組んでいる。SD(Staff Development)は、各キャンパスの事務長を委員長とした、キャンパスごとの「SD 委員会」の実施計画のもと、研修を定期的に実施している。

全ての教員ごとに研究室を備え、研究に必要な施設・設備等を適切に管理運営している。研究費は適切に配分するとともに、外部資金の獲得を支援している。

「基準5. 経営・管理と財務」について

法人は、教育基本法・学校教育法を遵守し、経営の規律と誠実性の維持について寄附行為に定めるなど、経営規律の保持と誠実な学校運営に努めている。

理事会は、寄附行為に従い経営上の重要事項を審議し、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整えている。理事長は学長を兼務しており、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化のために情報の提供と連携を適切に行い、リーダーシップを発揮している。

財務面では、中期計画をもとに可能な限り支出抑制に努めるとともに、学生募集の成果を受け、安定した財務基盤を確立している。会計処理は、学校法人会計基準及び経理規程に基づき、適正に処理している。

〈優れた点〉

○国際的人道支援としてウクライナ避難民学生について、紛争勃発から迅速に体制を整え、学修環境の提供及び経済的支援を行い、受入れている点について高く評価できる。

「基準6. 内部質保証」について

内部質保証は、自己点検・評価規程に基づき「全学自己点検・評価実施委員会」（以下「全学委員会」という。）と「個別自己点検・評価委員会」（以下「個別委員会」という。）を組織し、大学全体の質保証と三つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）を起点とする教育の質保証を担っている。また、更なる推進に向けて、内部質保証の方針の策定に取り組んでいる。

自己点検・評価は毎年度実施し、自己点検評価書をホームページの情報公開ページに公表している。令和 4(2022)年度に設置した IR 室と各部門は、データの収集を行い部門間で連携・共有しながら運営に活用している。内部質保証システムの機能性については、学部、学科、研究科等に関する教育の質保証には更なる取組みが望まれるが、大学全体の PDCA サイクルについては、認証評価及び設置計画履行状況等調査の指摘事項は改善しており、機能している。

総じて、大学は「個性の伸展による人生練磨」という建学の精神のもと、理事長・学長がリーダーシップを発揮して社会や時代の要請に対応すべく、改組転換や外国人留学生の受入れなどに積極的に取り組んでいる。

今後は、教育の質保証の充実にも注力し、内部質保証の機能性を発揮することで、更なる教育研究等の質の向上に期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.海外提携校の拡大による学修機会の増加」「基準 B.社会貢献」「基準 C.起業家育成」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. デジタルを活用した学修環境の構築
2. 環境保護活動

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学則第 1 条に「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神として掲げ、深く経済に関する専門の学問を教授研究し、教養が豊かで実行力のある有為の人材を育成するという目的と、学術の深化、文化の向上に貢献するという使命を明確に規定し、同第 5 条に

は各学科の教育目的を具体的かつ簡潔に文章化している。

使命・目的及び教育目的には、建学の精神を個性・特色として反映しており、大学の学問領域である経済分野において独自性や専門性を追求する価値をホームページで説明し、明示している。

建学の精神を堅持した上で、社会や時代の要請に対応すべく、新たに経営学部を教育目的を定め、「グローバルビジネス学科」「芸創プロデュース学科」「デジタルビジネス・マネジメント学科」を設置した。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、策定に際し理事会で審議・決定することで、役員、関係教職員が関与・参画している。教授会でも議論し、研修の機会に共有するなど、広く教職員の理解と支持を得ている。また、学則、ホームページ、大学案内、学生便覧などにも掲載し、学内に向けては、式典、新入生オリエンテーション、ゼミで説明し周知を図っている。

中期計画には、「建学の精神・ミッションを踏まえた学校法人の目指す将来像」を明らかにし、使命・目的及び教育目的を反映している。

建学の精神や使命・目的に基づいて三つのポリシーを定めている。使命・目的及び教育目的を達成するために経済学部、経営学部及び大学院経営学研究科を設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、建学の精神を基礎とし、大学における教育目的を踏まえて定め、入学試験要項、ホームページなどで周知している。入学試験委員会において、入試方式、実施内容、実施方法等について審議・決定する体制が整えられている。加えて、入試についての検証をしている。また、アドミッション・ポリシーに沿った多様な入試を実施し、積極的に学生募集活動をしている。広報活動として高校訪問、SNS、ユーザーの位置情報を利用したウェブ広告等を行っている。アドミッション・ポリシーは全学共通で定め、大学院は、博士前期課程と後期課程のそれぞれに個別のアドミッション・ポリシーを定めている。年度によって入学者数に変動があるが、オープンキャンパス等を利用した学科紹介を積極的に行っており、大学全体での収容定員充足率の維持に努めている。

〈参考意見〉

- 経済学部健康スポーツ経営学科、経営学部グローバルビジネス学科において収容定員が未充足である点については適正化が望まれる。
- アドミッション・ポリシーは全学共通で定められているが、募集単位である学部・学科ごとに定めることが望まれる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援体制の整備は、「クラスカウンセラー」制度の積極的な活用により、教員と職員の連携による一貫した支援体制を構築している。学修支援計画を含む協働体制への方針・計画などを全体の課題として認識し、その策定に取り組んでいる。TA 制度及びオフィスアワーは適切に実施している。障がいのある学生については、「障がい者サポート委員会」を設置し、定期的なヒアリングの実施による配慮を行っている。「中途退学予防委員会」の定期的な開催により、中途退学者の推移や原因分析を行っている。留学生の在籍管理についても適切に行っている。

〈優れた点〉

- 全学生の学修状況を把握し、支援する仕組みとして、ゼミの指導教員による「クラスカウンセラー」制度を活用しており、20 人から 40 人未満の規模で初年度から卒業まできめ細かく学生対応している点は評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内では、インターンシップやキャリア教育のための科目を整備している。教育課程外においてもキャリアサポートセンターを設置し、進路に対する相談・助言をしている。就職支援に関する情報共有と支援提案を担当する「キャリアサポート委員会」では、年間事業計画を策定している。キャリアサポートのカウンセリングや相談は各キャンパスともに活発に行っている。資格取得の支援講座は、学年を問わず受講でき、マナー講座なども実施している。「クラスカウンセラー」により進学支援についての個別相談対応も行っている。

2-4. 学生サービス**2-4-① 学生生活の安定のための支援****【評価】**

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

事務組織、学生委員会や厚生委員会等において学生サービスや厚生補導の対応をしている。留学生に対する学生指導、アルバイトに関する指導も実施している。奨学金など学生に対する経済的支援としては、日本学生支援機構などの公的奨学金の説明会の実施や手続き対応などを行っている。キャンパスの特長に応じた大学独自の経済的支援として、後援会及び同窓会による給付型奨学金制度などの支援制度を整備している。また、各種交流行事やスポーツ大会なども積極的に実施している。医務室及び学生相談室の設備を整えている。

2-5. 学修環境の整備**2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理****2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用****2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性****2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理****【評価】**

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎、運動場などの施設・設備を適切に整備し、バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性についても配慮し、学修環境は適切に整備されている。附属図書館には、和書及び洋書の蔵書があり、日本人学生のみならず留学生の利用にも配慮している。読書

や自習のためのスペースが確保されており、図書館を十分に利用できる環境を整えている。授業で必要となるコンピュータが配置された教室の整備や、学生向け無線 LAN の設置をはじめ ICT（情報通信技術）環境の整備も適切に行われている。授業を行う学生数の適切な管理については、クラスの分割などで対応している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望を把握する体制については、学生による授業評価アンケート、「クラスカウンセラー」による面談、オフィスアワーを整備している。

心身に関する健康相談については、全学生対象の健康調査を行い、問題把握をしており、専門の教員が対応策に関する教員研修も行っている。日常的に、「クラスカウンセラー」や教務課、教学課、国際交流センターにおいて経済的支援を含む学生相談を受けており、奨学金の案内や、アルバイトやインターンシップの機会の提供などを行っている。

学修環境に関する学生の意見・要望は、「クラスカウンセラー」への相談をはじめ「意見箱」「授業評価アンケート」「卒業生アンケート」などさまざまな機会でくみ上げ、改善に取り組んでいる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえた全学的なディプロマ・ポリシーを策定し、それをホームページにおいて公開している。また、入学時及び各年度始めのオリエンテーション等においてディプロマ・ポリシーを説明し周知している。大学院においてもディプロマ・ポリシーを策定し、周知している。

学部・研究科において、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準を学則に適切に定め、周知している。進級基準は設けていないが、卒業認定基準は適切に定められている。また、研究科において、学位論文に係る評価の基準を設定し、公表している。学部・研究科において、単位認定・卒業認定・修了認定は厳正に適用されている。

なお、GPA(Grade Point Average)を学修計画の見直しなどの学生指導時や、奨学金の採用時及び継続審査時の判断資料として活用している。

〈参考意見〉

○全学的なディプロマ・ポリシーは定められているが、学科により異なる学位を与えているため、学位プログラムごとにディプロマ・ポリシーを定めることが望まれる。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、学部ごとにカリキュラム・ポリシーが策定され、それらはホームページ等で周知している。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保して定められている。

カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施している。各開講科目のシラバスの作成体制は、担当者による執筆段階から職員によるチェック段階まで適切に整備されている。全学年において履修登録単位数の上限を設定することで、単位制度の実質を保つ工夫をしている。

教養教育については、開講科目数、開講クラス数などにおいて適切に実施している。

FD 委員会が全学的に開催されており、授業方法の工夫や教授方法の改善等に関する議論を行っている。

〈参考意見〉

○カリキュラム・ポリシーが学部ごとに定められているが、学科により異なる学位を与えているため、学位プログラムごとにカリキュラム・ポリシーを定めることが望まれる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーに掲げる三つの観点「知識」「社会適応力」「総合的な学習経験」を踏まえた学修成果を明示し、それぞれの観点からの修得状況を測定・評価している。

学修成果を点検・評価する方法として、「授業評価アンケート」及び「学修成果の振り返りアンケート」の二つがある。このうち前者は以前より実施しており卒業時の学修成果も点検している。また、後者の「学修成果の振り返りアンケート」は、本年5月に試験的に実施し、その結果を分析する指針を検討している。

授業見学による教員間での相互評価を実施していることや、「授業評価アンケート」による学修成果の点検・評価の結果は、施設の改善をはじめ、教育内容・方法など学修指導の改善にフィードバックされている。

〈参考意見〉

○新たに運用を始めた「学修成果の振り返りアンケート」を、学修成果を測定・評価する方法として完成させ、その結果の分析及び教育改善へのフィードバックまで施行することが望まれる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第 42 条により、学長及び副学長の職務が規定されている。また、副学長設置規程に

より副学長の職を置き、学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制が整備されている。また、教育研究の統括について学部長が学長を補佐しており、学長のリーダーシップを支える仕組みが確立している。

学部運営に必要な各種運営委員会を教授会のもとに設置し、大学の使命・目的を達成するための体制を整備している。学則及び教授会規程で教授会の構成及び審議事項が規定され、大学の意思決定組織及び構成員、権限に関する規則は整備されており、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントを構築している。

また、事務職員の採用・昇任について規則が整備され、適正に実施されており、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準及び職業資格関連の指定基準にのっとり教員を適切に配置している。その採用・昇格については「学校法人都築育英学園 初任給・昇格等の基準に関する規程」「学校法人都築育英学園 大学教育職員選考規程」に基づいて運用されている。教員の採用については公募制をとり、教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置が適切に行われている。

また、FD 委員会を設置し、授業評価アンケートを主軸に FD 活動に取組み、教育内容・方法等の改善の工夫を実施している。

〈改善を要する点〉

○特命教授を専任教員としているが、「特命教授・特命准教授に関する規程」では非常勤教員との定めがあるため、速やかに見直すよう改善を要する。

〈参考意見〉

○大学設置基準が定める教授数について、令和 6(2024)年度から不足している期間があったため、綿密な人事計画を立てることが望まれる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD は、各キャンパスの事務職員組織を統括する事務長を委員長としたキャンパスごとの「SD 委員会」の計画のもと、SD 研修を定期的実施している。また、教育職員・事務職員に共通するテーマに関して、全教職員集合型の研修を行っている。

事務職員の部門ごとに必要な能力の計画的な育成を目指し、業務を通じて育成を行う仕組みとして、「目標管理シート」を導入している。

〈参考意見〉

○SD 活動に関する規則等の整備はされているが、大学職員としての資質・能力向上のための SD 活動の実施体制の一層の整備が望まれる。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境の整備としては、個人研究室を設置し、研究に必要な施設・設備等を適切に運営・管理している。

研究倫理遵守においては、「日本経済大学倫理審査規程」を設け、研究倫理に関する体制が整備されている。

研究活動に必要な資源の配分に係る規則を整備し、研究費の適切な配分を行うとともに、科学研究費助成事業の研究費において、獲得実績のある教員や研究支援担当職員による学内説明会を開催し、外部資金獲得の支援を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

教育基本法・学校教育法を遵守し、経営の規律と誠実性の維持について寄附行為に定め、各種関連法令に基づき必要な規則等が整備され、経営の規律を保持しつつ誠実な学校運営を行っている。

中期計画に基づき、年度ごとの事業計画を策定し、事業報告に反映させることでPDCAサイクルを確立し、使命・目的の実現に努めている。

人権に配慮した諸規則が整備され、環境保全に配慮した計画がある。また、危機管理規程、危機管理マニュアル、地震対応マニュアル等が策定され、危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能している。

〈優れた点〉

○国際的人道支援としてウクライナ避難民学生について、紛争勃発から迅速に体制を整え、学修環境の提供及び経済的支援を行い、受入れている点について高く評価できる。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法人は、理事の選任及び理事会の運営は寄附行為に従い適切に行っており、経営上の重要事項を審議し、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制が整えられている。法人は「学園運営委員会」を設置し、各学校等からの経営改善及び管理運営に関する事項等の諮問事項を事前に協議しており、理事会の補佐体制が整備されている。

また、理事の理事会への出席状況は良好で、欠席時の委任状にも問題はなく、理事会の運営を適切に行っている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長は学長を兼務しているため、理事会及び評議員会に出席し、大学側からの意見を述べるとともに、大学の各管理運営機関に必要な情報の提供を行い、意思疎通と連携を図っており、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境が整備されている。

監事の選任、理事会及び評議員会への出席状況も良好で、監事は適切に職務を行ってい

る。また、評議員は寄附行為に従い適切に選任され、評議員会の出席状況も良好で、適切に運営されており、法人及び大学の各管理運営機関との相互チェックは機能している。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中期計画を基盤とした各当該年度の収支を詳細に把握している。支出においては、教職員で節約意識を共有し、個別案件ごとに厳正に審査を行い抑制に努めており、適切な財務運営が行われている。

大学の三つのキャンパスでは、立地及び教育研究環境が適切に整備されており、順調な学生募集状況により、収支バランスも確保され、安定した財務基盤の確立に寄与している。

外部資金の導入については、科学研究費助成事業等の獲得に取り組んでいる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準及び経理規程に基づき、適正に実施され、補正予算においても適切に編成されている。

公認会計士による会計監査は、私立学校振興助成法に基づき、適正な監査が行われている。

また、監事監査においては、公認会計士と日程を調整し、意見交換を行うなど効率的な監査が行われている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針は、学則第 3 条及び自己点検・評価規程第 2 条に規定し、明示している。

内部質保証のための組織は、自己点検・評価規程に基づき、「全学委員会」と「個別委員会」を置き、前者は大学全体の質保証、後者は主に三つのポリシーを起点とする教育の質保証を担う体制を整備している。内部質保証についての責任者は学長であり、両学部長が中心となって推進している。

「全学委員会」は、更なる内部質保証の推進に向けて、包括的な方針等を定める「日本経済大学における内部質保証の方針について」の策定に取り組んでいる。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学則に自ら自己点検・評価を実施すると定めており、毎年度実施する自己点検・評価の結果は、学内の会議等で共有するとともに、自己点検評価書をホームページの情報公開ページに公表している。

令和 4(2022)年度には、IR 室を設置して福岡キャンパスに室長を置き、両学部長の指示を受け報告する指揮系統としている。IR 活動は、大学で独自開発した目標・学修支援アプリ「PEAK」による蓄積データの分析、集計機能を利用して進めている。並行して、窓口となっている各部門でデータを収集し、部門間で連携・共有しながら活用している。また、学修成果の到達度を確認する「学修成果の振り返りアンケート」の分析に取り組んでいる。

〈参考意見〉

○自己点検・評価規程第 5 条第 2 項に定める自己点検・評価項目は、改正を検討中であるが、次年度以降の運用に向けた整備が望まれる。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための学部、学科、研究科等に関する PDCA サイクルについては、「学修成果の振り返りアンケート」等を活用して取組んでおり、今後、アセスメントポリシーを制定し、これに沿った点検・評価を行うことにより、教育の質における内部質保証システムの機能性がより向上することに期待したい。

内部質保証のための大学全体の PDCA サイクルについては、各部門が毎年度の終わりに 1 年間の振り返りを行い、次年度事業計画書において目標を立てるという方法を確立している。

直近の平成 29(2017)年度の認証評価及び令和 3(2021)年度の設置計画履行状況等調査における指摘事項は改善しており、内部質保証システムが機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 海外提携校の拡大による学修機会の増加

A-1. 海外提携を活用した学修機会（留学機会）の増加

- A-1-① 本学の学生の留学機会の増加
- A-1-② 海外の学生の本学への留学機会の増加
- A-1-③ 海外の学生の本学への編入学の増加

【概評】

大学は、在学生に対して豊富な留学の機会を提供するために、また海外提携校の学生には本学への留学の機会を提供するために、積極的に海外の大学等との提携関係を増やしてきている。その数は、令和元(2019)年度の 37 校から令和 5(2023)年度の 94 校と倍増以上になっている。これにより在学生の留学実績も着実に増え、またそれに加えて海外からの交換留学生及び編入学生の増加という効果も生まれている。特に、大学への短期研修生の数は急増している。

大学から海外へ留学していく学生については、国内で得られる学修成果と比較してより優れた語学力、行動力、異文化適応力が身に付くという学修上の効果が生まれている。こうした効果をもたらすこの取組みは、日本国内での学修からでは得られない経験を積むことにより、「個性の伸展による人生練磨」という建学の精神に結びつくものである。

大学は、上記のような海外提携校を毎年度 10 校ずつ増やしていく目標を立て、現時点では 200 校まで増やす計画である。学生の学修成果向上、大学の入学生確保等においてプラスの効果をもたらしているこの取組みの更なる発展に期待したい。

基準 B. 社会貢献

B-1. 国際貢献

- B-1-① 修学が困難な状況の海外学生に対する学修継続機会の提供
- B-1-② 新興国・発展途上国の学生への学修機会の提供

B-2. 地域社会への貢献

B-2-① 学科の特色を活かした地域貢献活動の実施

B-2-② 地域社会への様々な貢献活動の実施

【概評】

令和 4(2022)年 2 月にウクライナとロシアの紛争が勃発する以前から、ウクライナのキエウ国立言語大学と学術交流協定を締結し、信頼関係を築いていた。令和 4(2022)年度にウクライナ人学生への人道的、教育的支援のため、ウクライナ避難民の学生受入れを理事会で決定し、68 人のウクライナ人の授業料と学生寮の寮費を免除し受入れを行った。

また、学修困難な状況となったウクライナ人学生の受入れ体制を短期間に整備し、学修の継続はもとより、学位の取得や就職まで支援を行ったことは、国際貢献活動として特筆すべき点である。

1、2 年生の登録必修科目に、「地域貢献 I」「地域貢献 II」を設置し、学科の特色を生かした地域貢献活動に取り組んでいる。この活動は、地域連携センターが定めた大まかな年間計画に沿い、地域の大きな行事等に対するサポートを行い、学科ごとの地域貢献活動として行われている。

また、「地域貢献 I」「地域貢献 II」の授業を土台として、各学科の特色を生かした教育プログラムを、地域の自治体や団体、企業と連携して実施し、地域社会に貢献するとともに学生の社会的責任意識を育成している。

基準 C. 起業家育成

C-1. 授業や授業外の施策による起業家の輩出

C-1-① 起業家教育による起業家の育成

C-1-② 授業外の施策による起業家の育成

【概評】

大学は、平成 12(2000)年度以降、起業家教育に注力し、令和 5(2023)年度には経営学部経営学科に「アトツギ・起業家コース」を設置した。そのコースにおいて、ベンチャービジネスの経営やビジネスプランの作成を学ぶカリキュラムを整備している。また、「学内ビジネスプランコンテスト」を開催し、直近では 600 件を超える応募があるなど、起業意識の醸成に成功している。特に、このコンテストにおけるプレゼンテーションの動画を、経営学科の学生に視聴させるなど教育面においても活用していることは特筆すべき点である。

卒業生による起業は、「アトツギ・起業家コース」設置以前からあり、平成 11(1999)年度から令和 5(2023)年度までに累積で 92 社という実績がある。1 年当たりの数としては決して多くはないが、25 年前からという全国的に見ても、かなり早期からの起業の実績があるということは評価できる。

こうした起業支援の中心的役割を担っているのが、「インターナショナル・インキュベーション・センター」であり、「起業塾」を開催するなど起業に興味・関心がある学生の意欲を刺激している。本センターを中心にした大学の起業家育成の取組みは、「個性の伸展によ

る人生練磨」という建学の精神を具現化したものであり、今後ますます充実させ、更に多くの実績をもたらしていくことを期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

I デジタルを活用した学修環境の構築

本学はデジタルを活用した学修支援に従来より力を入れている。例えば、データサイエンス教育に力を入れており、令和元（2019）年度には経営学部経営学科の授業科目に「データサイエンス演習」や「ディープラーニング」、「ビッグデータ分析」といった、データサイエンスの知識と実務への応用を実践する科目を追加した。

このようなデータサイエンスに関する素養の学修を、経営学科の学生に限らず全学的に推移するため、文部科学省の「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度」のリテラシー・レベルに申請し、令和 4（2022）年度に認定を受けた。令和 5（2023）年度も、このプログラムを継続している。【資料特-1】【資料特-2】

さらに、文部科学省の「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン」による助成金を活用し、学修目標支援のための独自のアプリ「PEAK」を開発、令和 4（2022）年度に試験的に運用を開始し、令和 5（2023）年度から本格稼働している。

II 環境保護活動：

福岡キャンパスにある英国式庭園「TG Rose Garden（イングリッシュガーデン）」が、環境保全や循環型社会形成の活動を自主的令和 5（2023）年度、福岡県の「環境保全功労者知事表彰」を受賞した。約 10 万 m²の敷地には白鳥が産卵し雛鳥を育てている他、多種多様な生物が生息し、地元の小学生～高校生の環境教育・SDGs 教育のフィールドワークに活用され、環境意識の向上に寄与していることが評価されての受賞である。なお、TG Rose Garden は令和 4（2022）年度には環境省「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰も受賞した。【資料特-3】

なお、本学は、人の健康と動物の健康は密接に繋がり、それを自然環境が支えているというワンヘルスの理念に賛同し、令和 5（2023）年度、福岡県のワンヘルス宣言事業者として登録を行い、ヒトと動物の共生社会の実現を目指している。【資料特-4】 令和 5 年度は、ワンヘルスを推進する福岡県獣医師会の副会長を招聘し、ワンヘルスに関する講演会を行った。【資料特-5】

図. 日本経済大学イングリッシュガーデンの風景



【他の受賞歴】

- 「UNIVAS AWARDS 2023-24」にて、デフサッカーで日本女子代表選手として活躍する学生がパラアスリート・オブ・ザ・イヤー部門で【優秀賞】を受賞。
- 吹奏楽部が吹奏楽部：第 49 回九州アンサンブルコンクールでゴールド金賞を受賞（令和 6（2024）年 2 月 11 日）。

Ⅳ 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

開設年度 昭和 43(1968)年度
 所在地 福岡県太宰府市五条 3-11-25
 東京都渋谷区桜丘町 24-5
 兵庫県神戸市中央区琴ノ緒 4-4-7

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
経済学部	経済学科 商学科 健康スポーツ経営学科
経営学部	経営学科 グローバルビジネス学科 芸創プロデュース学科 デジタルビジネス・マネジメント学科
経営学研究科	経営学専攻

Ⅴ 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 2 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 29 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 12 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 15 日	実地調査の実施 10 月 15 日 第 2 回評価員会議開催
	10 月 16 日 第 3 回評価員会議開催
～10 月 17 日	10 月 17 日 第 4 回評価員会議開催
11 月 27 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 9 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2 月 7 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

58 日本女子体育大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

「教育理念・建学の志」を根底に、建学の精神「体育を中軸に据えた全人教育」が定められ、これを踏まえた、大学の個性、特色が反映された「教育目的」と「スクールモットー」が具体的かつ簡潔に明文化されている。

平成 20(2008)年に将来構想検討ワーキング委員会を設置し、長期的視野に立ち学科構想を練り、令和 2(2020)年に改組転換し、社会情勢に対応した使命・目的及び教育目的を定め、学則、学生便覧、ホームページ、「大学案内 WILL」等に掲載し、学内外への周知に努めるとともに、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）にも反映している。また、有能な女子体育指導者等を養成するために必要な、学部・学科、研究科等の教育研究組織が整備されている。

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーは、教育目的を踏まえて定められ、ホームページ、募集要項に掲載し周知するとともに、ポリシーに沿った入学者選抜が行われている。実施後は IR 推進委員会による試験実施状況分析が行われるとともに、入試本部員による入試方法の検証が行われている。

1 学部 4 学科、1 研究科の他に、附属基礎体力研究所、健康管理センター、スポーツトレーニングセンター、キャリアセンター、「学園創立百周年記念館」など、教育研究を支援する充実した体制を整えている。一例として、健康管理センターにおいては、常駐看護師の他、内科、婦人科及び整形外科の医師を配置し、学生競技者の怪我等に対し、リハビリテーション室・理学療法士及び各競技指導者と密に連携し、競技種目の特性に応じたリハビリ計画と競技者へのサポートを総合的に行うなど、さまざまな学生ニーズに対応している。

〈優れた点〉

- キャリアセンター内の就職相談室にキャリアカウンセラーの資格を持つ学外スタッフの配置や遠隔面談用ブースの設置など、学生の多様なニーズに対応した支援を行い、教育課程内のキャリア教育と合わせて、高い就職率を誇る結果に結びついている点は評価できる。
- 健康管理センターに内科医、婦人科医、整形外科医、看護師を配置し、競技者の故障に対しては整形外科医が主導して競技種目の特性に応じたリハビリテーション計画を立て、

競技指導者とも連携し、学生が競技生活に復帰できるまでサポートするシステムは高く評価できる。

「基準3. 教育課程」について

ディプロマ・ポリシーを「建学の精神」「人材養成の目的」及び「教育研究上の目的」を踏まえて定め、学生便覧、ホームページ等を通じて学内外に周知している。また、単位認定基準及び卒業認定基準は学則に、進級基準は単位履修規程に定め周知され、厳正に適用されている。

カリキュラム・ポリシーは、建学の精神、ディプロマ・ポリシーに基づき定められ、体系的な教育課程を編成するとともに、教養科目は建学の精神及び教育目的並びにカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに基づき三つに区分され、全学年で履修できるよう工夫されている。また、学生による授業改善アンケートは「アクションシート」として報告され、教員や学生は、申請により図書館で閲覧できるシステムになっている。

「基準4. 教員・職員」について

学長は学則の定めに従い、教学マネジメントにおける最高責任者として、副学長、学部長、学科長、大学院研究科長などを任命し、学長のリーダーシップを補佐する体制を整備している。また、教授会は教育研究に関する重要事項を審議するとともに、学長が決定を行う際に意見を聴く項目を定めている。

教員は関連法令にのっとり必要な人数が配置され、同時に教員の採用・昇任に関わる規則も整備されている。また、研究活動においては、定期的なコンプライアンス教育・啓発活動を実施するとともに、研究に専念できる環境を整備し、外部研究資金獲得に向けた支援制度や、定額研究費に加え数種の競争的研究費を設けるなど、積極的に研究活動を支援している。

〈優れた点〉

○定額研究費に加えて、「共同研究費」「二階堂奨励研究費」「挑戦研究費」などの競争的研究費を設け、積極的に研究を支援し、科学研究費助成事業の採択件数増加に結びつけている点は評価できる。

「基準5. 経営・管理と財務」について

寄附行為等、関連法令に基づく学内諸規則を適切に整備し運営されている。また、必要な情報は関連法令に基づき適切に公開している。

理事会は寄附行為に基づき最高議決機関として、意思決定が適切に行われる体制を整備し運営している。

理事長及び学長のリーダーシップのもと、「学園連絡会議」「部課長会議」などを設置し、教職員からの提案等をくみ上げ、意思疎通と連携を適切に行っている。

会計処理は学校法人会計基準等に基づいて整備された「学校法人二階堂学園経理規程」等に基づき適正に行われている。また、会計監査は監事監査と公認会計士による監査を実施し、監事の監査報告は理事会と評議員会に提出されている。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証に関する組織は、学長を委員長とする内部質保証委員会及び自己点検・評価委員会を設置するとともに、内部質保証を推進するための各種方針が制定されている。また、自己点検・評価委員会の下部組織として、学部・大学院に学部自己点検・評価委員会、大学院に大学院自己点検・評価委員会を設置し、各部署の実情を踏まえ、全学的に PDCA サイクルの仕組みを活用し内部質保証の改善・向上を目指すとともに、その責任体制も明確になっている。加えて、外部評価委員会によって教学組織全体を見る評価体制も備えている。

IR 推進委員会が設置され、各部署における情報管理規程が定められ、学内ネットワークの情報セキュリティ管理が行われている。

総じて、創立者が理想とした「体育を基礎におく、総合的で全人的な女子教育」は、建学の精神「体育を中軸に据えた全人教育」及び三つの特色ある教育目的として受継がれ、それらを具現化するために、理事長及び学長をはじめとした幹部教職員が中心となり、教学マネジメント及び内部質保証体制を構築し、充実した教育環境において女子教育に努めている。今後は学内の PDCA サイクルの機能性の更なる向上と発展が期待される。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A. 社会連携・地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 日本女子体育大学×SDGs
2. 学内における情報共有

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的等については大学学則第 1 条及び大学院学則第 1 条に具体的かつ簡潔に明文

化している。また、個性・特色は、建学の精神「体育を中軸に据えた全人教育」、教育理念及び建学の志に反映され、これらを踏まえた三つの特色ある教育目的として明示している。

変化への対応に関しては、平成 20(2008)年に将来構想検討ワーキング委員会を設置し、長期的視野に立ち学科構想を練り、令和 2(2020)年に 1 学部 4 学科へ改組転換し、社会情勢に対応し、必要に応じた使命・目的及び教育目的の見直し等が行われている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は学則に明記しており、制定及び変更に関しては教授会、研究科委員会での意見聴取を経て大学企画会議及び理事会で審議し決定するなど役員・教職員の理解と支持を得ている。また、大学の使命・目的及び教育目的は、三つのポリシーに反映するとともに、教養必修科目「教養演習」でクラス担任による周知や大学案内、学生便覧、ホームページに掲載するなど、学内外の周知に努めている。

「日本女子体育大学中期目標」及び「学校法人二階堂学園中期計画」（以下「中期計画」という。）に「教育目標」「学校運営に関する方針」を定めており、建学の精神に基づく使命・目的を反映する具体的な事項を中長期的な計画に設けている。

1 学部 4 学科、1 研究科のほか、附属基礎体力研究所、健康管理センター、スポーツトレーニングセンター等、教育研究を支援する体制を整えている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学科及び研究科ごとに教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを定め、ホームページや募集要項に掲載し、周知している。

学科及び研究科ともにアドミッション・ポリシーに沿った選抜が実施され、入試本部員によって選抜方法の妥当性が検証されている。

選抜方法の見直しや高大連携を行うなど安定的に入学者を確保するための努力をしている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教員組織の教務委員会と教務・修学支援担当職員の協働により、学生への学修支援が適切に整備・運営されている。

TAは大学院生から募集し、学部生の学修指導補助を行うなど、適切に活用している。全ての教員にオフィスアワーの設定を義務付けており、学生に周知している。障がいのある学生への配慮や支援を適切に行っている。教務委員会、クラス担任、学生生活支援担当が教職協働で、中途退学、休学や留年などへの対応策を行っている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア教育科目は1年次・2年次の必修、選択必修で開講され、「カリキュラムマップ」に掲載されている。企業や自治体のインターンシップのあっせん、教員・公務員採用試験対策など、キャリア教育のためのプログラムを整えている。

キャリアセンターを中心に、社会に対する視野を広げるための講演会や座談会、就職動向に合致したセミナーの開催など、総合的な就職支援活動を展開している。

就職相談室にはキャリアカウンセラーの資格を持つ学外スタッフを配置し支援を行い、毎年多数の利用がある。

〈優れた点〉

○キャリアセンター内の就職相談室にキャリアカウンセラーの資格を持つ学外スタッフの

配置や遠隔面談用ブースの設置など、学生の多様なニーズに対応した支援を行い、教育課程内のキャリア教育と合わせて、高い就職率を誇る結果に結びついている点は評価できる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスや厚生補導のために、教員組織の学生委員会と学生生活支援担当の職員が教職協働で対応し支援している。健康管理センターを開設しており、そこに看護師、医師、臨床心理士や公認心理師などを置き、学生の心身に関する相談・支援の環境を整えている。ハラスメント等の相談窓口があり、啓発のための講演、研修会を行っている。奨学金など学生に対する経済的な支援は、日本学生支援機構奨学金、地方自治体、団体・企業などの奨学金や国のローンだけでなく、「学校法人二階堂学園奨学金給費規程」による支援や同窓会である「松徳会」からの寄付金による奨学制度を紹介している。また、奨学金返還のための説明や相談窓口での個別対応を行っている。

〈優れた点〉

○健康管理センターに内科医、婦人科医、整形外科医、看護師を配置し、競技者の故障に対しては整形外科医が主導して競技種目の特性に応じたりハビリテーション計画を立て、競技指導者とも連携し、学生が競技生活に復帰できるまでサポートするシステムは高く評価できる。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報処理施設、附属施設などの施設・整備を適切に整備し、有効に活用している。

校地の南地区は、東京都の都市計画道路整備方針「第四次事業計画」の影響を受けるため、「中期計画」に沿って整備を進めている。プール、メインアリーナの整った大学総合体

育館や4棟の体育館、柔剣道場・トレーニングセンター・複数の体育室・700人収容の講堂が積層され各研究室も内包されている複合型教育施設「学園創立百周年記念館」など学科の特性に合ったスポーツ関連施設を整えている。適切な規模の図書館を有しており、また、教育目的の達成のためICT（情報通信技術）環境を適切に整備している。

施設・設備のバリアフリー化は、「中期計画」をもとに総務委員会が主導し進めている。教室は設置基準に従い、教育効果を考慮し、受講人数により割当てられている。クラスサイズも基準が定められており、適切に管理されている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生の実態調査、担任制度などを活用した学修支援に対する学生の意見をくみ上げるシステムを適切に整備し、運用している。

「オピニオンボックス」「目安箱」が機能しているほか、寮の運営を含め、学生生活に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学生生活の改善に反映している。

学生による授業改善のためのアンケートの中に学修環境の関連項目を設け、意見要望を把握している。それを反映すべく教務委員会が中心になって運用方法や仕様の見直し、補充を行っている。大学院においては「座談会」を行い、意見については改善できるよう努めている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学科及び研究科ともに、建学の精神、人材養成の目的及び教育研究上の目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、ホームページ、学生便覧、大学院便覧などで学内外に周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえて、単位認定基準、卒業認定基準及び修了認定基準は学則に、進級基準は単位履修規程に定められ、厳正に適用されるとともに、大学・大学院それぞれの学生便覧、大学院便覧に掲載し周知している。

単位認定の詳細を単位履修規程に定め、シラバスで明示した成績評価方法において行われている。進級及び卒業認定について、学部では教務委員会の議を経て教授会で、大学院においては研究科運営委員会を経て研究科委員会で審議・承認され、学長が決定し適用されている。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学科及び研究科において、教育目的に基づくカリキュラム・ポリシーが定められ、学内外に周知されている。それをもとに教育課程が編成されており、ディプロマ・ポリシーとの関連が明示され一貫性が示されている。

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、シラバスが作成されており、到達目標、ルーブリック、卒業認定方針などディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を示している。

教養科目は建学の精神及び教育目的並びにカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに基づき「導入科目」「教養高き社会人養成科目」「キャリア教育科目」の三つに区分され、全学年にわたって履修できるよう整備している。

授業評価アンケート結果の活用や FD 研修会により教授方法の工夫・開発・改善に努めている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果の

フィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学科及び研究科ごとに定めた三つのポリシーの明示とそれに照らし合わせて策定されたアセスメント・プランにより、学修成果を多角的に測定・評価している。具体的には意識調査を含む学修支援調査、新入生調査、資格取得、就職状況、卒業時の満足度調査、企業先アンケート、授業改善アンケートなどに基づいた学修成果の点検・評価を行っている。点検・評価は教授会でのフィードバックや教員必携に掲載されている。授業改善アンケートの科目ごとの結果から、その成果や改善策を「アクションシート」としてまとめ、学長に報告している。また、その結果は教員や学生も申請により図書館で閲覧できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長は、学則で「大学を代表し校務を掌る」と定められ、副学長、学部長、学科長、大学院研究科長などは学長による任命制をとることで、学長のリーダーシップを発揮するための補佐体制を整備している。教授会は、教育研究に関する重要事項を審議しており、また、学長が決定を行う際に意見を聴く項目を定めている。各委員会は、規則に基づき組織的かつ効果的に運営しており、審議結果を大学企画会議や教授会へ報告している。「学校法人二階堂学園事務組織規程」に基づき、事務組織、職制、職務権限及び事務分掌を規定し、必要な人員を配置しており、教学と事務の協働体制を構築している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発

と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の配置については、関連法令に従い、大学及び大学院において必要な教員を確保し、適切に配置している。また、教員の採用・昇任に関わる規則も整備しており、適切に運用している。

教員の職能開発については、FD 委員会の企画による「学部 FD 研修会」、大学院 FD 担当の企画による「大学院 FD 研修会」を実施している。「授業改善アンケート」を年 2 回実施し、全体結果をホームページに公表し、授業ごとの結果を教員にフィードバックするなど、教育内容・方法の改善を図っている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

学則で、職員の知識と技能の習得、能力及び資質の向上を目的とした研修を実施することを定め、「日本女子体育大学職員研修規程」にて「職場内研修」「職場外研修」「外部団体研修」「自主研修」の実施の細目を定めている。SD 研修会については録画した研修動画により全員参加できる工夫をしている。研修会のアンケート、研修の実施報告は次の研修のテーマ設定等に活用している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

全ての専任教員にネットワーク環境や書架などを備えた研究室を付与し、週 1 日の研究日を設定するなど、研究活動に専念できる環境を整備している。

研究倫理については「日本女子体育大学における研究活動に関する行動規範」を掲げ、

同規範に基づく不正防止・管理・監査のガイドライン、諸規則を整備し、不正防止計画推進委員会を設置し、定期的なコンプライアンス教育・啓発活動を実施している。

研究活動のための外部資金獲得に向けて「科研費チャレンジ支援制度（挑戦研究費）」を設け、積極的に研究を支援している。

〈優れた点〉

○定額研究費に加えて、「共同研究費」「二階堂奨励研究費」「挑戦研究費」などの競争的研究費を設け、積極的に研究を支援し、科学研究費助成事業の採択件数増加に結びつけている点は評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為を基本規則とし、教育基本法及び学校教育法はじめ関連法令に基づく学内諸規則を適切に整備して運営を行っている。公表が必要な教育情報等は、ホームページ等を通じて適切に公開している。使命・目的を実現するため三つの特色ある教育目的を定めて、継続的に努力をしている。

環境への配慮として、照明の LED 化、空調機等の省エネタイプへの更新、ペーパーレス化等を推進している。人権への配慮として、ハラスメント防止等のための規則を制定し、啓発活動、周知活動を展開している。安全への配慮として「日本女子体育大学危機対応マニュアル」を制定し、災害時等における世田谷区との協力体制も構築している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき、理事会が最高議決機関として意思決定できる体制を整備し、運営している。理事は、大学の運営に関する課題に対応できる人材を選任しており、ガバナンスも適正に確保している。

理事会は原則年 5 回開催し、欠席する場合には書面により議案ごとに賛否の意思表示を求めている。業務執行の迅速化と円滑化のため、常務理事会を規定し、理事会、評議員会への提出議案や、軽微な業務執行等を審議している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学園連絡会議や部課長会議などを設置し、意思疎通と連携を適切に行っており、理事長及び学長のリーダーシップと教職員からのボトムアップをバランスのとれた形で遂行している。

監事は適切に選任しており、期中監査として、補正予算を含めた財務状況と、各学校の計画の進捗状況を確認している。また、期末監事監査を実施し、理事会及び評議員会に対して監査報告を行っている。評議員は、寄附行為にのっとり選任し、評議員会を適切に運営している。評議員会は理事会に合わせて開催しており、高い出席率を継続している。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

令和 2(2020)年度を起点として策定した「中期計画」に基づき、毎年度の事業計画・予算を策定し、適切な財務運営を行っている。「創立百周年記念体育館建設計画」については専門部会を設置し、学内検討を重ね「中期計画」に反映している。「中期計画」に基づく財務シミュレーションを作成し、中期財務運営の参考としている。

財務は運用財産と外部負債の状況から安定している。なお、令和 5(2023)年度決算、令和 6(2024)年度予算では経常収支差額支出超過となっているが、「創立百周年記念館」竣工による減価償却負担の増加と東京都市計画道路予定地にある施設の解体費の一時的な支出によるものである。

外部資金の導入について積極的に取組んでおり、科学研究費助成事業のほか、各種事業

に採択され、成果も挙がっている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は学校法人会計基準、その他会計諸規則に基づいて整備された「学校法人二階堂学園経理規程」「学校法人二階堂学園経理規程施行細則」等の諸規則に基づき適正に行われている。

会計監査は監事監査と公認会計士による監査を実施し、監事の監査報告は理事会、評議員会に提出されている。監事による監査は期末の決算監査のほかに必要に応じて補正予算や事業計画の進捗状況等を確認するための期中監査も行われている。

監事と会計監査人との情報共有もされ共同で提言をするなど監査業務の実効性を上げている。

予算の執行状況の管理もされており、予算と決算との差異が大きくなるよう補正予算も編成されている。

資産運用の規則は整備され実績報告も適正に行われている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する組織の整備・責任体制は内部質保証委員会を筆頭に自己点検・評価委員会、下部組織として学部自己点検・評価委員会、大学院自己点検・評価委員会を設置し各部署の実情を踏まえ任務を遂行している。加えて、外部評価委員会による教学組織全体を見る評価体制も備え、恒常的な組織体制とともに、その責任体制も明確になっている。

内部質保証を推進するための各種方針が制定されており、全学的な方針も明示され、継続的な自己点検・評価の実施に努めている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する組織として学長が委員長を務める内部質保証委員会及び自己点検・評価委員会を設置し責任体制を部署ごとに定めている。

学内セクションごとに年間活動結果を「教育研究重点課題報告」として取りまとめ自己点検・評価委員会が一元的に評価し、これをもとに内部質保証委員会が外部評価委員会へ報告書を提示するなど自主的・自律的評価の実施と結果の共有に努めている。

「自己点検・評価報告書」は概ね3年ごとに作成され、ホームページに掲載されている。また、「中期計画」と関連付け「事業計画書」が毎年度作成され、結果は事業報告書として公表されている。

IR推進委員会が令和2(2020)年度に設立され、各部署における情報管理規程が定められるとともに、学内ネットワークにおける情報管理が行われ、セキュリティ体制も整備されている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

「日本女子体育大学における内部質保証を推進するための各種方針」における学修成果の評価に関するアセスメント・プランに基づき、大学の三つのポリシーを踏まえた自己点検・評価が行われている。

内部質保証に関する体制として内部質保証委員会が全学を掌握し、自己点検・評価委員会が大学・大学院・事務局を取りまとめ、全学的にPDCAサイクルの仕組みを活用し、内部質保証の改善、向上を目指している。

大学独自の基準に対する概評

基準A. 社会連携・地域貢献

A-1. 大学のもつ物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 大学が行う主催事業による提供

A-1-② 産官学連携による提供

【概評】

歴史ある全国中学校・高等学校ダンスコンクールなど、大学の資源を生かした主催行事の提供や、幼児、小学生を対象とした体づくり運動やスポーツ指導でも地域社会に貢献している。高大連携では附属高等学校との連携に加え、他校との連携協定も進められている。

教員免許更新講習会の継続として独自の夏季研修会が行われており、講習内容や受講料などを工夫し、参加しやすい環境を整えている。このように指導法研修、学術交流、ダンス・スポーツ振興が長きにわたり継続的に行われ大学の持つ教育・研究の領域に関する専門的・人的資源が社会へ提供されている。

産官学連携においては、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会との連携による学生ボランティアをはじめ、区や市などの自治体と運動指導、健康指導、運動習慣定着の連携事業など体育大学の専門性を生かした取り組みが出来ている。産学連携では学内トイレの環境改善の促進のため民間の会社と連携協力も締結しており、学内における新しい取り組みは特筆すべき点である。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 日本女子体育大学×SDGs

- ・本学では持続可能な社会の作り手となる女子学生を育成し送り出すという使命を掲げ、SDGs17 目標のうち健康と福祉、質の高い教育、また、本学の特徴を活かしてジェンダー平等、気候変動への対策、住み続けられる街づくり等に取り組んでいる。

<ジェンダー平等の実現>

- ・全学科を対象として教養科目「ジェンダー論」を配置しているほか、年度初頭に行うオリエンテーション事業に啓発団体から講師を招き、3 年生全員を対象として LGBTQ 理解を深める研修会を行っている。
- ・女性であることや経済的な困難などにより、スポーツ・ダンス活動をはじめとする学生生活への参加が妨げられないよう、オイテル株式会社と連携し、「学園創立百周年記念館」1 階女子トイレに、生理用ナプキンを無料で提供するディスペンサーの設置作業を開始した（令和 6(2024)年 5 月末に 6 台設置）。

<気候変動への対策>

- ・PET ボトル使用量の低減：構内 PET ボトル回収状況を改善すべく、令和 3(2021)年 5 月より株式会社 Kurita との連携で学内の 10 台の冷水機に浄水器を付設してマイボトルの使用を呼びかけている。
- ・学内業務ペーパーレス化の取り組み：個人情報管理、機密情報管理を厳格にしつつ、各種会議における資料の電子化や電子承認システムの導入を推進し、資源節約、業務の効率化を進めている。

＜住み続けられる街づくり：地域と連携した防災＞

- ・世田谷区ならびに世田谷区烏山地区の町会・自治会連合会との間で、震災等の大規模災害発生時の支援協定を結び、区民・町民の安全確保のための一部の施設や備蓄資材の提供などを行うことにしている。具体的な地域避難民への情報提供及び避難場所におけるマネジメントについては、年度ごとに更新され、全学生並びに教職員で防災訓練（役割の確認、備蓄資材の確認を含む）を行う指針としている「日本女子体育大学危機対応マニュアル」で定めている。

2. 学内における情報共有

- ・本学では、入試・広報課から「今日のニチジョ」として、毎日さまざまな情報が教職員全員にメール配信されている。配信内容は、その日の行事や会議予定、各部署からのお知らせ、学生の運動部活動結果の報告などである。「今日のニチジョ」によって大学内外の最新情報が教職員に共有され、円滑な大学運営や学生指導に活かされている。

Ⅳ 大学の概況（令和6(2024)年5月1日現在）

開設年度 昭和40(1965)年度
所在地 東京都世田谷区北烏山 8-19-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
体育学部	スポーツ科学科 ダンス学科 健康スポーツ学科 子ども運動学科 運動科学科※ スポーツ健康学科※
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻

※は募集停止

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和6(2024)年 6月末	自己点検評価書を受理
8月2日	第1回評価員会議開催
8月28日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9月11日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10月9日	実地調査の実施
10月10日	第2・3回評価員会議開催
10月11日	第4回評価員会議開催
11月12日	第5回評価員会議開催(基準1・4・5・6)
11月22日	第5回評価員会議開催(基準2・3)

58 日本女子体育大学

令和 7(2025)年 1 月 9 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見あり)
2 月 12 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

59 羽衣国際大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

使命・目的等を学則に定め、簡潔に文章化し「BE the ONE! “かけがえのない存在” たれ!」を標語として、ホームページ等で学内外に示している。個性・特色を反映するため、実践的職業人の基盤づくりを全学的に推進するとともに、教学内容の見直しや社会情勢に対応して、コース制、人材養成の目的、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）等を見直しを行っている。使命・目的、人材養成の目的は役員・教職員の理解と支持を得ており、キャンパスガイドブックで周知することに加えて「羽衣教養検定」を通じて学内での浸透を図っている。大学や社会の状況に合わせて中期計画を随時見直しており、使命・目的、人材養成の目的を踏まえた教育研究組織を設置している。

「基準 2. 学生」について

建学の精神及び使命・目的を反映したアドミッション・ポリシーを定め募集要項等で周知し、入学者の選抜を行っている。学修支援として、学部生の授業アシスタントの採用や専任教員のオフィスアワーの設定等を行っている。キャリア教育としてキャリア実習など単位化された授業のほか、地元自治体と連携したインターンシップ、地域と連携した実践教育の「プロジェクト演習」等を用意している。保健室は職員と学校医で対応し、学生相談室には臨床心理士を配置しており、カウンセリングも常時受けることができる。学修環境は適切に整備しており、バリアフリー化については施設・設備修繕計画が立てられている。学修環境に関する学生の意見は「HAGO 意見箱」等によって常時表明できる体制を整え、収集した意見は学生支援課で把握・分析し必要に応じて改善策をとっている。

「基準 3. 教育課程」について

大学の使命・目的、人材養成の目的、教育研究上の目的に基づいてディプロマ・ポリシーを策定し、キャンパスガイドブックで周知している。単位認定基準等はディプロマ・ポリシーに基づき定めており、必要単位修得数等の設定やキャップ制度の導入による単位修得の制限を設け、単位認定基準、卒業認定基準を厳正に適用している。カリキュラム・ポリシーに基づき科目を編成し、ディプロマ・ポリシーとの関係性を示した「カリキュラムリスト」を作成している。PBL(Project Based Learning)授業の継続的な実施、全授業を対象としたアクティブ・ラーニングの導入推進、海外研修の実施などを通して教授方法の工夫・開発に努めている。学修成果の評価方法を確立して教育目的の達成状況を関連委員会

で確認し、学修支援につなげている。学生の状況は IR 推進委員会においてアセスメント・ポリシーに基づき分析し、教育目標や学修成果の測定・評価に活用している。

「基準 4. 教員・職員」について

学長が校務全体を統括し、教学マネジメントにおける適切なリーダーシップを発揮するための補佐体制として企画運営本部を設置している。事務組織は規則に基づき役割が明確になっており、教員は設置基準にのっとり適切な人数を配置している。教員採用は原則公募し、能力の有無等を総合的に審査し行っており、昇任は教育研究業績等で判断している。FD 委員会で研修を企画・立案し、教職協働の FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)研修会を年 2 回実施している。また、オンデマンドで FD・SD 研修会の映像が視聴できる環境を整備している。科学研究費助成事業の採択でインセンティブ制度を設けている。研究環境についてはヒアリングの場を設け整備に努めており、研究倫理については教職員や学生に対する確認・教育の場を設けている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為や事務分掌等を規定し、経営の規律と誠実性を維持しており、財務情報等を学内外に公開している。理事会は最高意思決定機関として、重要事項の審議・決定を行い、評議員会は規則にのっとり諮問された事項の審議を行っている。学長や各部門長も出席する常務理事会は理事会の円滑な運営を支援するとともに、大学の会議内容を法人全体で共有する場となっている。常務理事会、理事会を定期的に開催することにより法人及び大学の相互チェックが機能している。監事は、理事会等に出席し、寄附行為に規定する業務を遂行している。財政面では年度ごとの収支のバランスを的確に確保する中で、特定資産の増殖を行い、安定した財務基盤を確立している。会計処理や監事監査等は規則に従い、適正に実施している。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証については、「羽衣国際大学内部質保証規程」により組織の整備、責任体制を確立している。内部質保証のため改善案の検討を行い、質的水準の向上に努め、改善案等は企画運営本部会議で推進している。自己点検・評価は規則に基づいていないが、事業報告を作成する際に実施している。各部署がデータ等を収集、整理し、IR 推進委員がまとめている。現状把握のため「羽衣国際大学インスティテューショナル・リサーチ推進委員会」と各事務部門が協力して各種調査・データ収集等を行い、アセスメント・ポリシーに基づき「機関レベル」等でアセスメントチェックを実施するなど PDCA サイクルの仕組みを確立している。ディプロマ・ポリシーに基づく教育目的の実現に向けた質の向上に努めており、授業アンケートは教育内容等の改善につなげている。また、認証評価の結果を大学運営の改善・向上につなげている。

総じて、大学は使命・目的に基づき実践的職業人の基盤づくりを全学的に推進し、教育目的に沿った学部・学科・コースを設置している。ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定し、体系的な教育課程を編成している。経営・管理は理事会等のもと、

適切に運営し、自己点検・評価を実施することにより内部質保証に取り組んでいる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携」「基準 B.デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的、人材養成の目的及び教育研究上の目的を学則に具体的に明文化し、簡潔に文章化するとともに「BE the ONE! “かけがえのない存在” たれ！」を標語として掲げ、ホームページ、キャンパスガイドブック等を通じて学内外に示している。

個性・特色を反映するため、カリキュラムを中心とする「オンキャンパス＝学内」学修や産官学地連携型授業であるプロジェクト演習等の「オフキャンパス＝学外」学修を連動させ、実践的職業人の基盤づくりを全学的に推進している。

教学内容の見直しや社会情勢に対応して、コース制、人材養成の目的、三つのポリシーの見直しを行っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的、人材養成の目的は、教授会等で審議され、役員・教職員の理解と支持を得ている。

使命・目的、人材養成の目的をホームページに掲載するとともに、学内では毎年度新入生と教職員全員に配付するキャンパスガイドブックで明示するほか、「羽衣教養検定」を通じて浸透を図っている。

使命・目的、人材養成の目的を達成するため、計画期間中においても大学や社会の状況に合わせて中期計画を随時見直している。

使命・目的、人材養成の目的を踏まえて三つのポリシーを定めるとともに、2 学部 4 学科の教育研究組織を設置し、基盤教育の充実を図るために、「共通教育開発センター（CSD）」を設置している。

基準 2. 学生**【評価】**

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神及び使命・目的を反映したアドミSSION・ポリシーを作成し、学生募集要項やホームページ等で周知している。

面接試験でアドミSSION・ポリシーについての理解を問うなど、アドミSSION・ポリシーに基づいた入学者の選抜方式の採用・実施を行っている。また、入試委員会が入学定員充足率、入学者数、オープンキャンパス参加者数を確認するなど、選抜方式の検証を行っている。

入学定員に沿った適切な学生受入れ数も、定員の変更等によって維持されている。オープンキャンパスの追加や指定校の追加、高校訪問のエリア拡大や訪問校数の追加などにより出願者数や入学者数の向上に努めている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

第Ⅱ期中期計画で掲げられた「教育力は教職協働力」という教育モットーのもとに、各種委員会組織と事務局組織が協働する学修支援体制を整備している。

クラスアドバイザーが一人当たりで抱える学生数に偏りがあるが、教員間でサポートする体制が整っている。TA の代わりに学部生を授業アシスタントとして採用する制度を設けており、学修支援が充実している。専任教員についてはオフィスアワーを設けている。

〈参考意見〉

○学修支援の観点から、学生が非常勤の教員と連絡を取るための手段を確保することが望まれる。

2-3. キャリア支援**2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備****【評価】**

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

段階に応じたキャリア実習やインターンシップなど単位化された授業のほか、地元自治体と連携したインターンシップも用意しており、キャリア教育のための支援体制を整備している。また、地域と連携した実践教育の授業である「プロジェクト演習」、課外受講する「夢支援プログラム」など、地元での就職につながるカリキュラムやプログラムを置いている。

キャリア支援課での個人面談や対策講座、就職支援セミナーなどサポート体制を整備している。

2-4. 学生サービス**2-4-① 学生生活の安定のための支援****【評価】**

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生支援課が日常的な学生サービス、奨学金支援、課外活動支援、心身の健康管理、留学生の支援などを行う一方、学生サービスに関する重要事項は学生支援課職員などで構成する教学委員会で審議しており、学生支援の体制が整っている。

大学独自の給付型奨学金を新たに創設したほか、留学生の入学金や授業料の減免制度を

設けるなど、学生に対する経済的支援制度が整っている。また、強化指定クラブに対する経済的支援など、課外活動への支援も行っている。

保健室の運営については、担当職員と学校医の協力体制で対応しており、職員・学校医・教員・学生・学生の家族の間を仲介するコーディネーターの配置を検討中である。また、学生相談室には臨床心理士を配置しており、カウンセリングも常時受けることができ学生への支援が充実している。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的達成のための施設・設備を適切に整備し、マルチメディアスタジオ、映像編集室、コンテンツルーム、調理実習室、給食経営管理実習室など学科特有の施設を有効に活用している。

図書館の利用数は減少傾向にあるものの、設備面や蔵書数は十分な状況である。

バリアフリー化については未着手であった箇所でも令和 5(2023)年度に工事を行っている。また、令和 9(2027)年度までの施設・設備の修繕計画を立てている。

いずれの学科においてもクラスサイズは授業形態に応じて適切な規模に調整している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

授業に関する意見については、授業アンケートをウェブサイト上で実施しており、集計結果を迅速に担当教員と学生にフィードバックする体制が整っている。

学修環境に関する学生の意見はポータルサイトに設置された「HAGO 意見箱」や学友会が設置している「目安箱」によって常時表明できる体制が整っている。「HAGO 意見箱」への投稿内容は学生支援課で把握・分析し、必要に応じて改善策をとっている。学友会と

も懇談会を開催し、学友会からの意見は教授会や職員会議で共有された後、対応の検討を行っている。

心身に関する健康相談については、配慮願の申請や学生相談室の設置など、学生生活に対する意見をくみ上げる体制を整備しており、経済的支援についても支援金の申請制度が整っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学則に大学の使命・目的、人材養成の目的、教育研究上の目的を明記しており、これらに基づいてディプロマ・ポリシーを策定し、キャンパスガイドブック等にまとめており、学内外に周知している。単位認定基準、卒業認定基準をディプロマ・ポリシーに基づいて定め、シラバスに記載し、周知している。進級制度はとっていないが、ゼミなどを履修するための必要単位修得数などの設定やキャップ制度の導入による単位修得の制限を設け、単位認定基準、卒業認定基準を厳正に適用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育研究上の目的に基づき策定されたディプロマ・ポリシーを基盤としてカリキュラム・

ポリシーを策定し、科目編成を行っている。また、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関係性を示した「カリキュラムリスト」を作成し、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性を担保している。カリキュラム・ポリシーはホームページやキャンパスガイドブック等で学内外に公表している。教養教育は、全学共通の基盤教育科目と学科ごとの専門教育科目で構成されている。近隣自治体や企業、NPO、地域団体などとの連携による PBL 授業の継続的な実施、全授業を対象としたアクティブ・ラーニングの導入推進、海外研修の実施などを通して、教授方法の工夫・開発と効果的な実施に努めている。コース制の運用により、学生が将来像をイメージしやすくするとともに、学生募集状況の改善にもつながっている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の評価方法を確立しており、それに紐付いて作成されたカリキュラム・ポリシーに基づいて授業科目を配置し、各授業科目の成績評価の結果により教育目的の達成状況を教員が把握している。達成状況は教学委員会等の関連委員会で確認し、共有することで学修支援につなげている。学生の状況は新たに設置された IR 推進委員会においてアセスメント・ポリシーに基づき分析し、教育目標や学修成果の測定・評価に活用している。学生アンケートについては、ウェブポータルサイトへの変更に伴い、アンケートの回答内容を教員がリアルタイムで確認し、学生に対するフィードバックや授業内容・方法の改善に活用している。また、授業へのアクティブ・ラーニングや DX 技術の導入を積極的に行っており、FD・SD 研修会により、全学的に授業の改善に取り組んでいる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の意思決定体制は学則に規定し、学長の校務決定権を明確化しており校務全体を統括している。また、教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップを発揮するための補佐体制として、学長、副学長、学部長、学科長、共通教育開発センター長、大学事務局長、大学事務局次長を構成員とする企画運営本部を設置し、毎月の企画運営本部会議において重要事項を検討の上、教授会や職員会議で報告・共有を徹底している。副学長の権限も規則により明確化し、適切に権限を分散している。

事務組織は職務分掌規程と職務権限規程に基づき役割を明確にし、情報共有と協力体制の強化を図っている。

各会議体を通じたトップダウンとボトムアップの意思決定体制を推進し、教育研究の改善と大学全体の課題への取組みを進め、機動的な組織運営を行うことに努めている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準にのっとり適切な教員数を配置している。教員採用は原則公募し、大学の使命・目的、人材養成の目的を担うにふさわしい能力の有無、必要な資格、実績や業績などを総合的に審査し行っている。昇任は教育研究業績、貢献度、自己評価と上位職評価で総合的に判断している。

FD・SD 研修会を年 2 回実施し、教職協働で行っている。遠隔授業の導入を契機に、教育 DX や反転授業を推進するとともに、授業相互参観制度を通じて教育方法の改善を図っている。なお、授業相互参観制度については、参観後に提出するレポートの様式から点数評価を削除し、自由記述に重点を置くなどの変更や公開授業科目の拡充を行うことにより、柔軟かつ効果的な取組みとなるよう努めている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員研修については、新任対象研修、全職員研修、全教職員研修を行っている。外部団体が実施している研修にも職員の参加を促しており、参加した職員に対しては「研修報告書」の作成を課している。

FD 委員会を中心とした組織的な研修の企画・立案を行っており、毎年 2 回の FD・SD 研修は職員も参加対象とし、参加を通じて教職員の連携を深める機会となっている。研修を欠席した教職員のフォローとして、オンデマンドで、FD・SD 研修開催当日の映像が視聴できるなど、もれなく研修を受講できる仕組みを整備している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

科学研究費助成事業の採択で個人研究費増額のインセンティブ制度を設けており、科学研究費助成事業の申請件数、採択率の向上に努めている。科学研究費助成事業の間接経費の取扱いは、全学的に公正・公平な使用計画を策定している。研究環境については、大学各部署の責任者からのヒアリングや学生からは学友会の懇談会で必要に応じてヒアリングの場を設けるなど、整備に努めている。教職員や学生に対しても研究倫理に対する確認・教育の場を設けており厳正に対応している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為、事務分掌、経営倫理綱領、公益通報に関する規則等を定めて経営の規律と誠

実性を維持しており、財務や教育研究の情報は、学内外に広く公開している。

「愛真教育」に基づく人材育成を使命・目的とし、それを実現すべく5年ごとに中期計画を策定し、進捗状況を全学で確認しながら中期計画を遂行している。教育研究活動の充実に向け令和5(2023)年度からは第IV期中期計画を策定・遂行している。

環境保全に関しては、電力デマンド監視システムを導入し、環境負荷低減に努めている。

人権に関しては、「羽衣国際大学ハラスメントの防止等に関する規程」を整備し、研修会を実施している。各部署には相談員を配置し、対応体制を確立している。危機管理規程に基づき対応体制を整備するとともに、避難訓練の実施や防災マニュアルを整備し、災害時に備えて備蓄を行うなど、安全への配慮を行っている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事は寄附行為に基づき選任し、最高意思決定機関として学内外の理事で構成する理事会を定期開催し、重要事項の審議・決定を行っている。

常務理事会は理事会の円滑な運営を支援し、評議員会は規則にのっとり諮問された事項の審議を行っている。理事の理事会への出席状況は良好であり、書面出席者についても審議事項の議案ごとに意見を選択できるようになっており、書面出席者の意見等を反映できるよう適切な運営を行っている。

寄附行為等の各規則にのっとり、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。

機動的・戦略的な意思決定ができるよう定期的な企画運営本部会議等で情報や課題の共有を行い、業務執行体制の充実に努めている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

企画運営本部会議に法人事務局長、課長が陪席して法人と大学の情報共有を図っている。常務理事会は学長や各部門長も出席し、大学の会議内容を法人全体で共有する場として機能しており、理事会の審議事項をあらかじめ協議し、意思決定や管理部門と教学部門の連携を図っている。法人と大学間の情報共有を強化するために企画運営本部会議や職員会議

も定期的を開催し、企画運営本部会議、教授会、職制会議、職員会議とそれぞれの会議体で意見をくみ上げるほか、学長や事務局長が教職員の個別相談にも対応しており、全教職員が意見や提案を行う場が与えられている。常務理事会、理事会を定期的を開催することにより法人及び大学の相互チェックが機能している。

監事は、理事会及び評議員会に出席し、寄附行為に規定する業務を遂行している。会計業務監査、財産状況監査では、事務担当者との意見交換を行い、情報収集を図っている。毎年度決算時には、監査報告書が理事会、評議員会に報告されており、相互けん制機能を十分果たしている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

第Ⅳ期中期計画と法人・大学・中学校・高等学校の部門別の年次計画表を策定しており、中期計画の内容が明瞭となっている。

中期計画と合わせた法人全体の財務シミュレーションは、部門別の経理責任者が、各部門の財務シミュレーションを作成し、それを法人が取りまとめ根拠資料の確認を経て作成されている。年度ごとの収支のバランスを的確に確保する中で、特定資産の積増しを行い、安定した財務基盤を確立している。

外部資金については、文部科学省の大学改革推進や施設設備費等の補助金を獲得している。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に基づいた、「学校法人羽衣学園経理規程」「学校法人羽衣学園経理規程施行細則」「学校法人羽衣学園固定資産及び物品管理規程」等の諸規則にのっとり、会計処理を適正に実施している。

会計監査は、監事監査と公認会計士監査の体制で実施し、監事監査は寄附行為第 13 条に基づき、理事会・評議員会での報告や、月次会計報告で内容を確認し、公認会計士監査は私立学校振興助成法第 14 条に基づき、計算書類の書式や書類間の関連性及び帳簿・帳

票の内容確認を行っている。

予算執行に関しては、当初予算額と決算額とのかい離がないよう、毎年度 11 月に検証しており、必要に応じて補正予算を編成している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証については、「羽衣国際大学内部質保証規程」により趣旨及び目的並びに計画の項目を定め、内部質保証のための組織を整備し、責任体制を確立している。

内部質保証のために「羽衣国際大学内部質保証推進委員会」「羽衣国際大学インスティテューショナル・リサーチ推進委員会」を設置し、各学部・学科、各委員会、関連部署から情報収集、分析を行い改善案の検討を行っている。

学長の責任のもと、各委員会を中心とした全学の諸活動を網羅的に検証し、質的水準の向上と保証に努め、改善案の企画立案、実施は企画運営本部会議で全学的に推進しており、内部質保証のための責任体制を確立している。

〈参考意見〉

○内部質保証に関する全学的な方針を明確に定めることが望まれる。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価は機関別認証評価の評価を受けた前年度を除き、体制や評価項目等を「羽衣国際大学自己点検・評価委員会規程」に基づき実施していないが、事業計画に基づく事業報告の作成時に実施し教授会において報告し、ホームページで公表している。

教育内容や履修状況等については教務支援課が、学生支援や休学・中途退学や除籍の動

向、出欠状況等については学生支援課のほか、各部署がそれぞれのデータ及び資料を収集・整理し、IR 推進委員がまとめている。

大学の現状把握のため「羽衣国際大学インスティテューショナル・リサーチ推進委員会」と各事務部門が協力して各種調査、データの収集と分析を行い、関連委員会や教授会、企画運営本部会議等を通じて教職員が共有できる体制を整備している。

〈改善を要する点〉

○自己点検・評価については、大学機関別認証評価の前年度を除き、事業計画に基づく事業報告を作成する際に行っているとしているが、「羽衣国際大学自己点検・評価委員会規程」で規定する体制、評価項目に基づいて実施されていないため、改善が必要である。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

アセスメント・ポリシーに基づき内部質保証推進委員会において学部・学科の教育面で点検・評価と「機関レベル」「教育課程レベル」「科目レベル」でアセスメントチェックを行うなど PDCA サイクルの循環の仕組みを確立している。

「履修ガイドブック」に年次配当表を記載し、ディプロマ・ポリシーに基づく教育目的の実現に向けた質の向上に努めている。

授業アンケートはポートフォリオシステムを使用し、中間アンケートを実施した教員は、その結果を自ら検討した上で、必要に応じて学生に説明しているほか、教育内容・方法の改善につなげている。

認証評価の結果を踏まえ、学生募集状況の改善のためコースの再編を行うなど大学運営の改善・向上に努めている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携

A-1. 「主体的に行動する実践的職業人の育成」のための地域における諸活動

A-1-① プロジェクト演習の展開

A-1-② 夢支援・公務員養成プログラム

A-1-③ 夢支援・教員養成プログラム

A-1-④ 夢支援・エアライン対策プログラム

A-1-⑤ 地元自治体との連携について

A-2. 大学の知的財産の社会への還元活動

A-2-① 生涯学習の機会と場の創出

【概評】

大学の使命・目的として「これからの共生社会において主体的に行動する実践的職業人の育成」を挙げており、それを実現するために以下の取組みを行っている。

PBL 授業としてプロジェクト演習を展開している。地域・社会から広く課題の募集を行い、毎年、さまざまなテーマでプロジェクトが採択され、実行されている。履修する学生にとっても、社会とつながることができる場となっている。成果物の作成と成果報告が義務付けられており、成果を目に見える形で発信するため、学生にとっては学修効果が高く、地域への貢献も果たしている。

「夢支援プログラム」として、公務員や教職等の採用試験の対策を重点的に実施している。本プログラムは、意欲のある学生の希望職種への就職に結びついており、大学の満足度向上につながっている。

大阪府堺市西区、高石市、泉大津市、忠岡町の 4 市区町村との包括連携協定及び和歌山県湯浅町との「大学のふるさと」協定を締結し、自治体との連携・貢献活動を実施している。

教職員の知識や経験などを地元還元する地域連携活動に力を入れており、生涯学習の機会を提供している。これは、学生の専攻の学びを社会で実践する機会となっている。

コースや学科横断のプロジェクトも実施しており、多角的観点からの課題解決力などが評価され、リピート率も高く、地元で支持されている。

基準B. デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進

B-1. 教育イノベーションとしての DX 推進計画

B-1-① DX 推進計画 3 か年計画（2021 年～2023 年）

B-1-② 反転授業、動画レポート

B-1-③ 2024 年度以降の新 DX 推進計画

【概評】

「DX 推進計画 3 か年計画（2021 年～2023 年）」として授業方法の質的転換、反転授業化を確実に実行するための教育環境の整備、学修の進捗状況を管理分析するシステムの構築、「Be the One 動画レポート」の構築を遂行している。

反転授業は、初年度末の DX 研修、以降は FD・SD 研修によって事例共有を行っている。

「Be the One 動画レポート」は、「Be the One シート」のオーラル版として、学修成果の可視化を目的としており、年次進行に従い作成させることで 3 年間の学びの「ショーケース」として、就職面接対策につなげることを想定して取組ませている。なお、動画アップロード率が今後増加することを期待する。

令和 6(2024)年度以降の新 DX 推進計画は、外部委員を含む検証委員会で成果検証を行い授業改善に取り組む予定である。なお、反転化の実施前の平成 31(2019)年度の授業外学修

時間は 4.6 時間であったが、「DX 推進計画 3 か年計画（2021 年～2023 年）」の最終年度である令和 5(2023)年度には 6.6 時間であったことは一定の成果の現れと考えられ、特筆すべき点である。

Ⅳ 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

開設年度 平成 14(2002)年度
所在地 大阪府堺市西区浜寺南町 1-89-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
現代社会学部	現代社会学科 放送・メディア映像学科
人間生活学部	食物栄養学科 人間生活学科

Ⅴ 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 6 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 5 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 18 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 28 日	実地調査の実施
10 月 29 日	第 2・3 回評価員会議開催
10 月 30 日	第 4 回評価員会議開催
11 月 21 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 7 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2 月 7 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

60 浜松学院大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

建学の精神「誠の精神 即ち 誠を興し 誠に行動し 誠を普くする」に即した大学の使命・目的及び教育目的を学則に明記し、ホームページや学生便覧等で公表している。地域をフィールドに社会に貢献できる力を養う「DiCoRes プログラム」と「長期学外学修プログラム」により使命・目的及び教育目的を具現化している。社会情勢の変化に対応した三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）及び令和 6(2024)年度から 5 年間の中期計画「興誠学園地域共創プラン」を策定している。

「浜松学院大学自己点検・評価の実施に関する規程」「浜松学院大学内部質保証の方針」を整備し、自己点検・評価委員会を中心とした内部質保証のための組織を整備している。学長の意思決定を補佐する大学運営会議を設置し、自己点検・評価委員会と連携して、自己点検・評価報告書や認証評価結果に基づき、教育研究の方策を決定し、中期計画の策定や見直しを図っている。

「基準 2. 学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定めて、ホームページや入試要項等で周知している。教員がアドバイザーとなり、学修支援や大学生活全般の支援・相談に対応している。キャリア支援委員会を設置し、教職協働で就職・進学に対する相談・助言体制を整備している。大学独自の奨学金を整備して経済的支援を行っている。「浜松学院大学合理的配慮に関する内規」を定めて障がいのある学生に対応している。ICT（情報通信技術）環境や図書館、少人数教育など学修環境を整備している。各種アンケートや意見交換会により学生の意見・要望をくみ上げて学務委員会等で検討し、教育課程や学修支援等の改善に反映している。大学全体として収容定員充足率に課題があるものの、オープンキャンパス、個別相談会、大学見学会等を頻繁に実施することで学生確保に努めている。

〈優れた点〉

○インターンシップ体制として「長期企業内留学」及び「学校インターンシップ」をキャリア関連科目として教育課程に整備し、「社会人基礎力評価シート」や事後報告会で自己評価させていることは、学生のキャリア意識向上に寄与しており、高く評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的に則した学部・学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを定め

て、ホームページや学生便覧等に掲載して学内外に公表している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、成績評価基準、卒業認定基準を定めて、厳正に適用している。履修モデル、カリキュラムマップ、ナンバリング制度により教育課程を体系的に編成している。大学が独自に開発した「DiCoRes プログラム」と「長期学外学修プログラム」によって、社会貢献を通じた社会人基礎力の養成を図っている。アセスメント・ポリシーを策定して、多様な指標により学修成果の点検・評価を全学的に実施している。学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善に活用している。

〈優れた点〉

○社会人として求められる力を身に付ける「DiCoRes プログラム」とアクティブ・ラーニングの手法を駆使し地域課題に真摯に取り組む機会を提供する「長期学外学修プログラム」は、教育・研究・社会貢献が一体となった取り組みであり、高く評価できる。

「基準 4. 教員・職員」について

学長を補佐する大学運営会議を置き、学長が使命・目的を達成するための教学マネジメント体制を構築している。学長のガバナンスに関わる分掌ごとに教授会や各種委員会の権限を適切に分散し、責任を明確にしている。設置基準及び教職課程認定基準に必要な教員数を配置している。法人及び大学の運営に必要な組織と職員を配置し、機能的な業務執行体制を構築している。教職員育成の目標・方針のもとに計画的に FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)研修会を開催して教職員育成に努めている。研究倫理に関する規則を整備するとともに、対象となる全ての教職員に日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングの受講を義務付け、研究倫理・コンプライアンス教育を適切に実施している。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

法人全体として寄附行為や諸規則に沿って経営の規律と誠実性の維持に努めるとともに、教育情報と財務情報をホームページで公表している。建学の精神と教育理念を反映した令和 6(2024)年度からの中期計画「興誠学園地域共創プラン」を策定して着実に実施している。法人の最高意思決定機関である理事会を定期的開催して、各設置校との意思疎通と評議員会への諮問、監事による業務監査と会計監査に基づいて、事業計画の確実な執行や法人の管理運営に関する基本事項・重要事項を審議している。大学運営の責任者である学長や各部門の所属長等が理事として理事会に出席することで、法人及び大学の意思疎通と連携の円滑化を図っている。安定した財務基盤を確立するために、学生数の確保、地域との連携、競争的研究資金の獲得に向けた取り組みを行っている。ハラスメント防止、防災管理・危機管理に関する規則を整備している。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針を定めてホームページに明示している。自己点検・評価委員会を中心とした内部質保証のための組織を整備している。学長は大学運営会議や自己点検・評価委員会と協議しながら、自己点検・評価報告書や認証評価結果に基づいて教

育研究の方策を決定し、中期計画の策定や見直しを図っている。内部質保証の自主的・自律的な自己点検・評価に向けて、内部質保証の方針とアセスメントプランに沿った手順書を策定し、自己点検・評価委員会において改善が必要な事項を各種委員会等にフィードバックして、各種委員会が改善結果を報告するという一連の活動によって PDCA サイクルに基づいた自己点検・評価を実施している。

総じて、建学の精神に基づく大学の使命・目的及び教育目的を定めて、社会貢献を通じた社会人基礎力の養成を柱にした教育体制を構築している。三つのポリシーを策定し、教育課程、学修環境、学修支援体制を整備している。収容定員の未充足の解消に向けてさまざまな方策を試みている。内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を毎年実施して、教育データの分析、改善事項の洗出し、改善報告という PDCA サイクルを機能させることで、教育の改善・向上に取り組んでいる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・地域貢献活動」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. STEAM 教育に貢献出来る人材育成の取り組み

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神「誠の精神 即ち 誠を興し 誠に行動し 誠を普くする」に基づき定められ、学則に簡潔な文章で明記されている。また、どの媒体においても統一した表現で掲載され、一貫性が保たれている。大学の個性・特色を反映した使命・目的及び教育目的を具現化した教育課程として、地域をフィールドに社会に貢献できる力を養う「DiCoRes プログラム」と「長期学外学修プログラム」を開発し、カリキュ

ラム編成の中核としている。社会情勢の変化に対応して学科を改組・拡充し、教学マネジメントの確立に向けた取組みを通じて、使命・目的及び教育目的が反映された三つのポリシーに係る取組みの適切性の点検・評価を実施し、見直しを図っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の策定や見直しに教職員が関与・参画し、理事会において承認されており、役員、教職員の理解と支持が得られている。大学の使命・目的及び教育目的は、学生便覧やホームページ等により学内外への周知が行われている。使命・目的及び教育目的を反映した三つのポリシー及び令和元(2019)年度から令和 5(2023)年度までの中期計画「興誠未来創造計画」に対する自己点検・評価をもとに、令和 6(2024)年度からの 5 年間の中期計画「興誠学園地域共創プラン」を策定している。使命・目的及び教育目的を達成するための教育研究組織として 1 学部 2 学科、附属機関「地域共創センター」や「教職センター」等を設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは建学の精神と教育理念に基づく教育目的を踏まえて明確に定め、ホームページ、入試要項や大学案内等で周知している。入学者の受入れについては

アドミッション・ポリシーに沿って実施され、受験生が適性に合わせて受験できるよう、幅広い入学者受入れ方法を用意している。アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜の検証は、入試・広報委員会において検証し、適切な体制のもとに運用している。入学試験問題は、厳正な管理のもと、学内で責任をもって作成及び校正されている。大学全体として収容定員充足率に課題があるものの、オープンキャンパス、個別相談会、大学見学会の実施や次年度から学部・学科名称変更を行うなど、学生確保に努めている。

〈改善を要する点〉

- 現代コミュニケーション学部子どもコミュニケーション学科の収容定員充足率は 0.7 倍未満であり、改善を要する。

〈参考意見〉

- 現代コミュニケーション学部地域共創学科の収容定員が未充足であるため、定員の充足が望まれる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学生支援体制の整備については、教員及び学務グループの職員で構成される学務委員会を設置している。アドバイザー制度を導入し、教員が学修支援をはじめ大学生活全般の支援や相談に対応している。教務担当及び学生担当職員が学生の個別相談に応じ、教職協働による学生支援を行っている。また、教職センターを整備し、教職課程を目指す学生たちを支援している。教員の教育活動を支援するため「浜松学院大学外部講師及び授業補助者に関する規程」を定め、SA(Student Assistant)制度を適切に運営している。オフィスアワー制度は全学的に実施している。障がいのある学生への配慮については「浜松学院大学合理的配慮に関する内規」を定め、「浜松学院大学合理的配慮の手順」を示すことにより、適切に運営している。中途退学、休学及び留年については、アドバイザー及び学務グループ職員が協働し、個別指導や「欠席学生対応報告フォーム」等により対応している。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援委員会を設置し、教職協働で就職・進学に対する相談・助言体制を整備している。教育課程内でのキャリア支援体制として「長期企業内留学」「キャリアデザイン」や「学校インターンシップ」等の科目を配置し、両学科ともにキャリア関連科目を整備している。教育課程外における就職・進学に対する相談・助言体制については、キャリア支援グループがキャリア面談、就職ガイダンスや筆記試験対策等を整備し適切に運営している。教職支援センターにおいて、「HGU 教師塾」及び「ハマガク幼保の会」を設置し教職課程及び保育士養成課程を希望する学生の支援をすることで、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、小学校教諭及び特別支援学校教諭の就職率において高い実績を挙げている。

〈優れた点〉

○インターンシップ体制として「長期企業内留学」及び「学校インターンシップ」をキャリア関連科目として教育課程に整備し、「社会人基礎力評価シート」や事後報告会で自己評価させていることは、学生のキャリア意識向上に寄与しており、高く評価できる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための組織として学務委員会及び学務グループを設置し、両組織が連携して学生生活安定のための各種支援を行っている。「多様な学生のためのガイドブック（LGBTQ 学生・障害学生・留学生）」を作成し、学生生活の安定のための支援を実施している。健康管理センターを設置し、学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談を適切に行っている。学生の課外活動については、学友会及びクラブ・サークルに対して経済的支援や活動場所の支援など学生サービスを適切に行っている。浜松学院大学独自の奨学金である「一般奨学金及び特別奨学金」等を整備し、適切に経済的支援を行っている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のため、運動場、校舎、図書館、体育施設等を適切に整備し、かつ有効に活用している。講義室や模擬授業教室等の特別教室を配し、快適な学修環境を整備し適切に運営・管理を行っている。適切な規模の図書館を有し、布橋キャンパス及び住吉キャンパスを合わせた蔵書数において十分な学術資料を確保している。また、全教室からのインターネット接続、学内の通信環境の強化や図書館自習室にコンピュータを設置するなど、ICT環境を整えている。施設・設備の利便性に配慮し、学内の建物は概ねバリアフリー化している。授業を行う学生数に関して、指定保育士養成施設基準を遵守したクラス定員設定や小規模教室等を利用した少人数教育を行うなど、教育効果を十分上げられるような人数になっている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望等をくみ上げるシステムとして「授業評価アンケート」及び「学修時間・学修行動・学修成果アンケート」を整備し、学生からの意見は学務委員会等で検討している。また、「学生との意見交換会」を開催し、学生代表から意見・要望を直接聞く機会を設け、教育課程や学生への学修支援や学生生活等の改善に反映している。心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関して、「学生生活に関するアンケート」を整備し、心身に関するセミナーの企画や経済的支援の検証等、学生生活の改善に活用している。また、前述のアンケートによって施設・設備に関する学生の意見・要望等も把握し、施設・設備の改善に反映している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的に基づき、学部・学科のディプロマ・ポリシーを定め、学生や教職員に配付する学生便覧に掲載し、学内に対し周知を図っている。また、ホームページや大学案内に掲載して学外に広く公表している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、成績評価基準、卒業認定基準を適切に定め、学生便覧で周知するなど、厳正に適用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定し、学内外に周知している。シラバスに「卒業認定・学位授与の方針と当該授業科目の関連」の項目を設け、ディプロマ・ポリシーと授業科目の関連性を明示することにより、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を確保している。

カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成のために、履修モデル、カリキュラムマップを作成し、ナンバリング制度を実施している。履修単位数の上限は、課程の特性に鑑み設定している。

教養教育については、カリキュラム検討委員会で検討し、学科会議の意見を反映し、適切に実施している。教授方法の改善を進めるために「教員相互の授業参観」等を行っている。

〈優れた点〉

○社会人として求められる力を身に付ける「DiCoRes プログラム」とアクティブ・ラーニングの手法を駆使し地域課題に真摯に取り組む機会を提供する「長期学外学修プログラム」は、教育・研究・社会貢献が一体となった取り組みであり、高く評価できる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果の

フィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学生の学修成果については、アセスメント・ポリシーを策定し、「授業評価アンケート」「各科目の成績」「資格取得状況」「外部アセスメントテスト」等の多様な尺度及び指標により学修成果の点検・評価を全学的に実施している。

学修成果の点検・評価の結果は、IR(Institutional Research)担当者が取りまとめ、学科会議、大学運営会議や教授会等で報告され、その結果を教育内容・方法や学修指導等の改善に活用している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するため、副学長を置くことができ、また大学運営会議の設置により補佐体制が整備され、学長が、使命・目的を達成するための教学マネジメント体制を構築している。

教授会の他に校務委員会として学務委員会、入試・広報委員会、キャリア支援委員会、FD・SD 委員会及び DiCoRes 推進委員会を設置し、学長のガバナンスに関わる分掌ごとに権限が適切に分散され、責任が明確になっている。教授会は、学長の諮問により、学則及び教授会規程に定める事項の他、教育研究に関する重要事項について審議し、学長の求めに応じて意見を述べている。

事務組織体系や事務分掌等が「学校法人興誠学園事務組織規程」に規定されている。法人及び大学の運営に必要な組織と職員が配置され、機能的な業務執行体制を構築している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準及び教職課程認定基準に基づき、専任教員数及び教授数を確保し配置している。

「浜松学院大学教員採用及び昇任規程」「浜松学院大学教員の採用及び昇任に関する審査基準（内規）」により、専任教員の採用、昇格の基準を定め、適切に運用している。

FD 活動は、教職員育成の目標・方針を定め、全学的な教育内容・方法等の改善を目的として、FD・SD 委員会のもと研修会を開催し、教職員の育成のための努力をしている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のため、「浜松学院大学 FD・SD 委員会規程」を定め、教職員協働の FD・SD 委員会にて、「浜松学院大学における教職員育成の目標・方針」により SD 研修が実施されている。新規採用職員の育成に当たっては、私立大学の運営上の仕組みやルール等の理解のため冊子を配付し基礎知識の向上を図っている。また、公的機関等が主催する研修会への参加や法人本部主催の研修が実施されている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員には研究環境が整った個別の研究室が用意されている。研究費は、「浜松学院大学及び浜松学院短期大学部教員の研究費等に関する規程」に基づき配分されており、研究に充てる日として週に 1 日の研修日が付与されるなど適切な研究環境が提供されている。

「浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部研究活動の不正行為の防止等に関する規程」「浜松学院大学研究倫理規程」等、研究倫理に関する規則は適切に整備されている。対象となる全ての教職員に日本学術振興会の研究倫理 e ラーニング等の受講を義務付け、理解度テストを行うなど研究倫理・コンプライアンス教育を適切に実施している。

外部資金獲得のための取組みとして研修会などを開催している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為をはじめとして、法人全体として諸規則を整え、経営の規律と誠実性の維持に努めるとともに、教育情報及び財務情報は、法令等に基づき適切にホームページで公表し、教育機関としての経営・運営に関する説明責任を果たしている。

中期計画「興誠学園地域共創プラン」を策定し、着実に実施することで建学の精神と教育理念が守られ、使命・目的を実現するための共通認識が図られ、法人を中心に継続的に努力している。

環境方針を定め、省資源、廃棄物削減を推進し、省エネルギー化に努めている。人権は、「浜松学院大学ハラスメント防止対策規程」を整備して対応している。安全への配慮・管理は、「学校法人興誠学園防災管理規程」「浜松学院大学危機管理計画」を定め、防災訓練を行い防火・防災意識の向上に努めている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的を達成するため、寄附行為に基づき、理事を適切に選任するとともに、理事会は概ね毎月開催され、事業計画の確実な執行や法人の管理運営に関する基本事項及び重

要事項を審議し、法人の最高意思決定機関として学校法人の業務を決している。

理事長が法人の経営における意思決定と業務執行を円滑に遂行するため、理事会は各設置校の財政運営への関与等を通じて意思疎通を図り、法人事業全体の適正な管理運営を担っている。

理事会における理事の出席状況は適切であり、やむを得ず欠席する場合には、意思表示書を提出するなど、適切な法人運営を行っている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

大学運営の責任者である学長や各部門の所属長等が理事として理事会に出席することで法人及び大学の意思疎通と連携の円滑化を図っている。

監事は、寄附行為に基づき適正に選任され、理事会・評議員会に出席して意見を述べ、「学校法人興誠学園監事監査規程」にのっとり、監事監査計画を毎年度策定し、法人の業務、財産の状況や理事の業務執行状況等について監査して監査報告書を作成している。

評議員は寄附行為に基づき適切に選任され、評議員会は理事長からの諮問事項について審議し意見を述べ、諮問機関としての機能を果たしている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

令和元(2019)年度から令和 5(2023)年度までの 5 か年計画「興誠未来創造計画」及び財務計画を策定している。理事会において計画の進捗を確認するとともに必要な見直しを行い適切に運用されている。現在は、令和 6(2024)年度から令和 10(2028)年度までの中期計画「興誠学園地域共創プラン」を策定し運営している。

安定した財務基盤の確立及び収支バランスの確保のため、学生数の確保、地域との連携、競争的研究資金の獲得に向けた取組みを行っている。

〈参考意見〉

○収容定員未充足等により事業活動収支の経常収支差額がマイナスである点について、中

期計画に即した運営を期待したい。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準及び「学校法人興誠学園経理規程」「学校法人興誠学園経理規程施行細則」「学校法人興誠学園調達規程」等に基づき適切に会計処理が実施されている。監事は監査計画に基づき業務監査と会計監査を適切に実施している。会計監査人は年に複数回、会計監査を実施している。また、財務会計システムを活用し、権限設定などにより不正防止の取組みを行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「浜松学院大学自己点検・評価の実施に関する規程」を策定し、内部質保証に関する全学的な方針をホームページに明示している。「浜松学院大学内部質保証の方針」のもと、自己点検・評価委員会を中心とした内部質保証のための組織を整備している。学長の意思決定を補佐する大学運営会議を設置し、自己点検・評価委員会と連携して、自己点検・評価報告書や認証評価結果に基づき、教育研究の方策を決定し、中期計画の策定や見直しを図っている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の自主的・自律的な自己点検・評価に向けた「自己点検評価書作成のワークフロー」を策定し、自己点検・評価委員会が「評価基準と本学のギャップ一覧表」に基づいて各種委員会に「自己点検評価における改善依頼書」を発行して、その部局が改善結果を報告することで、PDCA サイクルに基づいた自己点検・評価を実施している。各種アンケートの結果による現状把握と分析を行い、「浜松学院大学自己点検・評価の実施に関する規程」に基づき、自己点検・評価報告書を作成している。自己点検・評価報告書及び改善依頼を教授会に報告するとともに、教職員には自己点検・評価報告書を E メールで配信し共有している。また、7 年ごとの認証評価に伴い作成した自己点検評価書はホームページに掲載している。IR 担当部署である経営企画室が各種アンケートの結果による現状把握と分析を行う体制を整備している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

教育目的に即した三つのポリシーを起点とした自己点検・評価が行われている。三つのポリシーの点検・評価のために、アセスメント・ポリシーを策定し、その基準に関する点検・評価方法を定めたアセスメントプランに基づき、三つのポリシーを踏まえた教育活動の点検・評価のサイクルを構築している。点検・評価活動から抽出された課題をまとめた「アセスメントプラン検証結果」にのっとり、自己点検・評価委員会が教育の改善・向上の方策を確認し、対応方針を示している。自己点検・評価の結果を踏まえた令和 6(2024)年度から 5 年間の中期計画「興誠学園地域共創プラン」の進捗状況を確認しつつ、大学運営を改善・向上させる方策をとることで大学全体の PDCA サイクルが確立されており、内部質保証が機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携・地域貢献活動

A-1. 地域連携・地域貢献活動

A-1-① 地域連携・地域貢献のための組織体制

A-1-② 地域連携・地域貢献の取組み

【概評】

地域連携・地域貢献のための組織体制として、地域共創センターを設置している。地域共創センターは、大学の専門性や特色を生かしながら、学生の地域貢献活動や学修機会の提供の場及び地域課題解決の場として多様な取り組みを実施している。

「地域社会・地域産業連携プロジェクト」「浜松地域貢献アイデア発掘プロジェクト」「浜松市と大学との連携事業」等、学内外問わず多様な地域貢献活動を展開している。他大学との連携も積極的で「浜松市内大学地域貢献ネットワーク」を組織し、「ふじのくに地域・大学コンソーシアム」や「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業」等の事業にも関わっている。

地域のプロバスケットボールチームの協力により、バスケットボール部が活躍し、地域活性化につながる取り組みが行われるなど、今後の発展が期待される。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. STEAM 教育に貢献出来る人材育成の取り組み

(1) STEAM 教育の必要性

日本においては、平成 30(2018)年に、文部科学省が「Society 5.0 に向けた人材育成 ～社会が変わる、学びが変わる～」を発表し、STEAM 教育を導入している。「Society5.0」という概念はサイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させた社会であり、そこから導き出されるキーワードは、「IoT」、「イノベーション」、「AI」、「ロボット」である。この 4 つのキーワードを、現実社会に落とし込み、日本に世界的な開発競争力をもたらすための教育概念として登場したものの一つに、「プログラミング教育」がある。

(2) 本学の取り組み

本学では、学校教育において貫通されることとなったプログラミング教育、プログラミング的思考の育成がスタートした現在において、就学前の子どもたちは何を準備すべきなのかという観点から、今後求められる保育士像を以下のとおり定義し、「スマート教育スペシャリスト」の育成というブランド戦略を掲げ、特色ある教育プログラムを開設している。

表 V-1-1 スマート教育スペシャリストの定義、求められる能力

①近年改訂された小学校・中学校「学習指導要領」に貫かれているキーコンセプト「プログラミング的思考」について理解
②発達段階に応じた“プログラミング的思考”養成のためのツール（遊具）と方法論（指導法）についての実践的な理解
③ビジュアルプログラミング言語の一つである「Scratch」「Scratch junior」及び「Viscuit」の理解・実践経験
④就学前教育におけるプログラミング的思考養成の探求
⑤スマートデバイス全般（ハード面・ソフト面・インターフェース等）の扱いに慣れ

親しむ(精通する)

⑥上記を基盤に、プログラミング的思考教育の場（教室）を設営・運営

⑦(上級段階として) 生成 AI・画像生成 AI・音声生成 AI などを活用し、デジタル紙芝居やデジタル絵本を制作

そのために、AI や ICT 機器を活用して効果的な保育教材を作成することにとどまらず、以降の ICT 活用能力の育成やプログラミング教育を実践できる保育士の育成を目標とし、令和 6(2024)年度より「子どもと AI・ICT」を正課内授業科目として新設した。

正課外では、園児等への「Scratch」、「Scratch junior」、「Viscuit」等の指導方法を学ぶ模擬授業や、プログラミング親子講座などの運営・指導の実習のために、幼稚園や子ども園などの外部へ赴く実践授業を行っていく。

Ⅳ 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

開設年度 平成 16(2004)年度
所在地 静岡県浜松市中央区布橋 3-2-3

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
現代コミュニケーション学部	地域共創学科 子どもコミュニケーション学科

Ⅴ 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 23 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 11 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 25 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 21 日	実地調査の実施
10 月 22 日	第 2・3 回評価員会議開催
10 月 23 日	第 4 回評価員会議開催
11 月 14 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 10 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2 月 12 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

61 東日本国際大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

法人の目的は寄附行為第 3 条に、大学の使命・目的、教育目的及び学部の人材養成の目的は大学の個性・特色である「人間力の育成」を反映し、学則第 2 条に具体的に明文化し、簡潔に文章化している。

人材養成の目的を具体化するための指針として、全学、経済経営学部、健康福祉学部ごとに、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を設け、学生便覧、ホームページ、大学案内に掲載し学内外に周知している。

建学の精神に基づき地域・社会に貢献し得る人材を養成するため、時代の変化に対応して学部の再編成やコース制の見直しを行っている。

建学の精神、使命・目的及び人材養成に関する目的を踏まえ、2 学部 2 学科を設置し、11 の研究所・センターを有している。

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーは、全学レベル、学部レベルで策定し、学生募集要項、ホームページ、オープンキャンパス等において周知している。

教職協働による学修支援は、教務委員会、学生委員会、「障害学生支援委員会」等を通じて全学的に整備し、キャリア支援は、キャリアセンターとキャリア形成委員会が行い、学生サービス及び厚生補導は、学生部、学生委員会、衛生委員会、「障害学生支援委員会」等が協働して行っている。

校地、校舎、体育施設等を適切に整備し、多様な授業形態に対応できるように、講義室、演習室、実習室、コンピュータ室、アクティブ・ラーニング室等を設置している。

学生生活・学修環境に関する満足度調査、授業改善アンケート、卒業時アンケートを実施し、学生からの意見・要望を聴取した上で改善を図っている。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的を踏まえた全学レベル、学部レベルのディプロマ・ポリシーを策定し、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等を定めている。カリキュラム・ポリシーは、全学レベル、学部レベルで策定され、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成している。教養科目、共通基礎科目、専門科目に分類し体系的編成が分かるように履修系統図を学部ごとに作成・公開している。

一つの学期ごとの学修成果を「Ideas (つかむ)」「Connections (つなぐ)」「Extensions (つかう)」の3段階で評価する「ICE モデル」を採用し、学生自身も学修成果を把握できるようにしており、長期的な学修成果は、ジェネリックスキル測定テスト、学生の意識調査、卒業時アンケート等により把握し、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法を確立し、適切に運用している。

「基準4. 教員・職員」について

学長がリーダーシップを発揮するための仕組みを規則に基づき整備し、補佐体制として副学長を2人配置している。

学部・学科構成に応じた教員を適切に配置し、専任教員数及び教授数は、設置基準で定める各学科及び大学全体に必要な数を充足している。

FD(Faculty Development)については、FD 委員会が企画する FD・SD 研修会のほか、教授会の前の時間帯を活用した「マイクロ FD」を実施している。職員の資質向上を目的として規則に基づき、SD(Staff Development)を実施し、加えて、職員と教員が一体的に対応する教職協働の観点が必要であるとの認識のもと、FD・SD を合同で実施している。

専任教員には個室の研究室を整備し、教員の研究活動に関連する不正等を防止することを担保するため、研究倫理規程等を制定し、運用している。

「基準5. 経営・管理と財務」について

法人は私立学校法等の関連法令に基づき、教育機関としての経営基盤を確立し、組織の管理と運営を適切に行い、寄附行為に基づいて、最高意思決定機関としての理事会と諮問機関である評議員会を設置し、法人の目的達成に向けた管理運営体制を整え、法人部門と教学部門の連携強化のために法人・大学協議会を設けている。

法人全体の過去5年間の経常収支差額、基本金組入前当年度収支差額はプラスで推移し、収支のバランスもとれており、財務状況は概ね安定している。

監事は、監査計画を策定し、業務監査及び会計監査を実施し、理事会及び評議員会に出席し、意見を述べている。

会計監査は、監事による監査、公認会計士による監査を適正、厳正に行い、加えて、内部監査室を設置し、業務活動の改善向上に努めている。

〈優れた点〉

○文部科学省大学教育再生戦略推進費「大学の世界展開力強化事業」、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構「大学・高専機能強化支援事業」等、複数年にわたり外部機関の選定事業・補助金に採択・選定され、外部資金の獲得を積極的に行っていることは評価できる。

「基準6. 内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針として機関レベル・教育課程レベル・科目レベルの3階層において学修成果を検証することを示したアセスメント・ポリシーを策定し、教務委員会、学部の教授会、大学協議会、自己点検・評価委員会及び外部評価委員会によるアセ

メントを行っている。

エビデンスに基づいた自己点検・評価を実施し、その結果を学内で共有するとともに、ホームページにより社会へ公表している。

大学運営としての内部質保証は、法人の中期計画に教育の質保証に関連した GPA(Grade Point Average)や授業外学修時間等の数値目標を設定し、その数値目標を各部署・部局においてブレイクダウンした事業計画書、その成果を検証する実績報告書を作成することにより、エビデンスに基づいた点検・評価と改善のサイクルを構築している。

総じて、大学の使命・目的及び教育目的には、大学の個性・特色である「人間力の育成」を反映しており、それを具体化するための指針として三つのポリシーを策定している。

「ICE モデル」を採用することにより、学生自身の学修成果を可視化しようとしている。内部質保証については、全学的なアセスメント・ポリシーを策定し、エビデンスに基づいた点検・評価と改善のサイクルを構築し運用している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.研究活動」「基準 B.地域貢献」「基準 C.国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 新型コロナウイルス対策への対応
2. SDGs へのアプローチ
3. ウクライナ留学生の受け入れ

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

法人の目的は寄附行為第 3 条に定めている。また、大学の目的は学則第 2 条第 1 項に、経済経営学部及び健康福祉学部の人材養成の目的は学則第 2 条第 2 項、第 3 項に具体的に

明文化している。

大学の使命・目的及び各学部の人材養成に関する目的に大学の個性・特色である「人間力の育成」を反映しており、それらを学則、学生便覧、ホームページ等に簡潔に文章化している。

建学の精神に基づき地域・社会に貢献し得る人材を養成するため、時代の変化に対応して学部の再編成やコース制の見直しを行っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の策定、見直しには、役員、教職員が関与・参画しており、建学の精神、教育理念、教育目的を象徴する大学行事である「孔子祭」に役員、教職員及び学生が参加し、創立者の理念等に対する理解を深めている。

建学の精神、大学の使命・教育目的については、入学式等の行事において理事長、学長が説明し、ホームページ等にも掲載して学内外に周知している。

中期計画は建学の精神、教育目的を踏まえたビジョンを記載し策定している。使命・目的及び教育目的に基づいた三つのポリシーを全学レベル、学部レベルで策定し、建学の精神、使命・目的及び人材養成に関する目的を踏まえ、2 学部 2 学科を設置し、11 の研究所・センターを有している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、全学レベル、学部レベルで策定し、大学案内、学生募集要項、ホームページにより公表し、進学相談会、オープンキャンパス等において積極的に周知している。また、学校推薦型選抜、総合型選抜においても、書類審査、面接に加えて数的思考の要素を含む記述式総合問題を課すことで、アドミッション・ポリシーの理解度や適合性を確認している。

入学者受入れの体制は、学長を委員長とする入試委員会が企画・運営に当たり、入試広報課が事務を担当している。また、入学者受入れの有効性については高等教育開発センターから提供されるデータをもとに教務委員会、大学協議会において検証している。

入学者数には毎年変動があるが、在籍者数は適切な範囲に収まり、少人数教育が実施可能な環境となっている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学修支援は、教務委員会、学生委員会、キャリア形成委員会、「障害者支援委員会」などを通じて、全学的に体制を整備している。合理的な配慮を要する学生に対しては、学生相談室において専門スタッフによる心理面、保健面からきめ細かくアプローチできる支援体制を構築している。修学状況が思わしくない学生に対しては、学生委員会を中心に教務委員会、国際委員会が連携して定期的に個別面談を実施している。また、経済経営学部では、上級生が下級生の指導に当たる SA(Student assistant)制度を導入している。

全専任教員がオフィスアワーの時間を設定し、ホームページや掲示板において公表し、学生に周知している。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア教育の支援として、経済経営学部は1年次に「キャリアガイダンス」、2年次に「ビジネスガイダンス」、3年次に「キャリアデザイン」「インターンシップ」を設けている。健康福祉学部は選択科目として、「キャリアガイダンス」「ビジネスガイダンス」「キャ

リアデザイン」及び「インターンシップ」を設けている。また、就職に関する事務組織としてキャリアセンターがあり、1 年次から学年に応じたキャリア関連情報を発信し、3 年次には個人の進路面談、就職についての心構え、面接指導、履歴書・エントリーシートの書き方などを指導している。コロナ禍の影響を踏まえて、SNS 上にキャリア相談室を開設し、オンライン面接指導やオンラインでの就職・求人情報の提供も行っている。

インターンシップは、春学期に事前教育を行い、夏期休業期間に実施し、秋学期に事後教育と報告会を行っている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス及び厚生補導を担う事務組織として大学事務局内に学生部を置き、学生委員会、衛生委員会、「障害学生支援委員会」等が協働して学生生活の支援を行っている。保健管理センターには、スタッフとして非常勤の学校医、常勤の看護師が学生の健康を管理し、学生相談室では、専任のカウンセラーと精神保健福祉士の資格を有する兼任教員が大学生生活に関する多様な相談に応じている。

学生の課外活動について、適切な支援体制が確立され、奨学金についても日本学生支援機構の奨学金、国の修学支援制度に加え、大学独自の学業奨学金、部活動奨学金、地域貢献リーダー奨学金等を整備している。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

設置基準を満たす校地、校舎、体育施設など適切に整備し、建屋の附属学部にかかわらず教室を有効活用している。また、エレベータ、多目的トイレを設置し、各校舎の廊下には点字ブロックがあり、エレベータ内操作盤も点字表示している。

多様な授業形態に対応できるように、講義室、演習室、実習室、コンピュータ室、アクティブ・ラーニング室等を設置し、固定式・可搬型スクリーン、プロジェクタ、書画カメラなどの AV 機器を備え、学内各所に無線 LAN 環境を整備している。

図書館は学生の利便性に配慮した開館時間となっており、閲覧室には個人学修とグループ学修のための座席、ラーニング・コモンズ、学生用コンピュータが整備されている。

クラスサイズについては、少人数による効率的な授業が展開できるように適切に管理している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

開講する全ての授業科目を対象に年 2 回授業改善アンケートを実施し、結果は科目ごとに集計し、全教員に E メール配信するとともに、学生にも掲示板を使って公開している。

学生生活・学修環境に関する満足度調査、卒業時アンケートを実施し、学生からの意見・要望を聴取し、その要望に基づき、多目的トイレやスロープの設置、身障者用駐車スペースの確保、相談・休養スペースの増設、談話コーナー・個人ロッカーの設置、無線 LAN の全館整備等の改善を図っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学則第 2 条にある人材養成の目的を踏まえた全学レベル及び学部レベルのディプロマ・ポリシーを策定し、大学案内、学生募集要項、学生便覧、ホームページ等で公開している。経済経営学部、健康福祉学部とも履修規則において、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単

位認定基準、進級基準、卒業認定基準等を定めている。これらの諸基準は、学生便覧中の「履修の手引き」にまとめて記載し、各学年次のオリエンテーションや学生部・教務部の窓口及びゼミ教員の指導によって周知徹底している。

履修規則や試験規則に沿った、厳正かつ適切な単位認定等を実施している。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

全学レベル及び学部レベルのカリキュラム・ポリシーを策定し、学生便覧とホームページを通して周知徹底を図っている。

カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーと整合しており、一貫性が確保されている。また、カリキュラム・ポリシーに基づき教育課程が体系的に編成されている。

教育課程については、教養科目、共通基礎科目、専門科目に分類し体系的編成が分かるように履修系統図を学部ごとに作成・公開している。

全ての科目において、シラバスを適切に整備し、カリキュラム・ポリシーに基づいて教養科目群を設置し、単位制度の実質を保つために必修科目、選択必修科目などの履修登録単位数の上限を設定している。

LMS(Learning Management System)を用いたアクティブ・ラーニングなど、教授方法が工夫され、効果的に実施している。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果をシラバスに明記している。一つの学期ごとの学修成果を、「Ideas (つかむ)」「Connections (つなぐ)」「Extensions (つかう)」の3段階で評価する「ICE モデル」を採用することにより、学生が自らの学修成果を把握でき

るようにしている。また、ディプロマ・サプリメントを通じてこれまでの学修成果を可視化している。

授業改善アンケートとティーチングポートフォリオの採用により、学修成果の点検・評価結果をフィードバックするとともに、一つの学期より長い期間における学修成果については、ジェネリックスキル測定テストや学生の意識調査、卒業時アンケート等により把握し、教育内容・方法、学修指導などの改善に利用している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを発揮するための仕組み、補佐体制を規則に基づき整備している。学長は教育研究部門の意思決定の最高責任者として校務をつかさどり、学長の諮問に応じて組織及び運営について協議する「東日本国際大学協議会」を招集し、議長を務めている。

補佐体制として「学校法人昌平賢副学長選考規程」に基づき、副学長を 2 人配置し、教学・地域連携担当と企画・国際・研究所・大学事務担当とに業務分掌している。

学部ごとに設置する教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項を学長裁定により 5 項目定め、運用している。

教学マネジメントの遂行に必要な職員を「学校法人昌平賢事務組織規程」に基づき配置し、教学マネジメントを実施する機関として教職協働の委員会を組織し、所管業務を遂行している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科構成に応じた教員を適切に配置しており、専任教員数及び教授数は、設置基準で定める各学科及び大学全体に必要な数を充足している。

教員の採用・昇任の選考方針については設置基準に準拠して定められた「東日本国際大学教員選考規程」に、教員の資格審査については「東日本国際大学教員資格審査委員会規程」に基づいて行われている。

教員の評価を「東日本国際大学・いわき短期大学教員業務評価規程」に基づき行っており、評価結果は業績賞与に反映している。

FD については、FD 委員会規程を整備し、委員会が企画する FD・SD 研修会を開催しているほか、教授会の前の時間帯を活用した「マイクロ FD」を実施している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質向上を目的として、「東日本国際大学・いわき短期大学 SD 委員会規程」に基づき、SD を実施している。「東日本国際大学・いわき短期大学 SD 委員会」において、職員が事務業務を遂行するに当たり、そのための知識、技術等の向上に資する施策の企画立案、推進、SD の見直しに関する事項を審議している。また、職員と教員が一体的に対応する教職協働の観点が必要であるとの認識のもとで FD・SD を合同で実施している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員には個室の研究室を整備し、必要な備品等も設置している。

教員の研究活動に関連する不正等を防止することを担保するため、研究倫理規則、公的研究費の使用・管理に関する規則、研究活動における不正行為への対応に関する規則、研究活動における不正行為への対応に関する運用細則等を制定し、運用している。

教員の研究に必要な経費等については、「東日本国際大学教員研究費規程」「東日本国際大学共同研究費取扱規程」に基づき配分している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人は、私立学校法等の関連法令に基づき、教育機関としての経営基盤を確立し、組織の管理と運営を適切に行っている。情報の公表はホームページ上で適切に行っている。

寄附行為に基づいて、最高意思決定機関としての理事会と諮問機関である評議員会を設置し、法人の目的達成に向けた管理運営体制を整えている。また、法人部門と教学部門の連携強化のために法人・大学協議会を設けて、年度ごとの計画に基づいた業務を着実に実行し、目標達成に向けて継続的な努力を行っている。

CO₂排出削減と節電対策に取り組んでおり、環境の保全に努めている。人権への配慮として各種ハラスメントの防止及び個人情報保護・尊重のための規則と体制を整備している。

〈参考意見〉

○避難訓練を実施していないので、対応が望まれる。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法人は、寄附行為、理事会会議規則及び理事会業務委任規則に基づき、理事会、理事の役割を明確に定め、運営を行っている。

理事会は最高意思決定機関として、大学の健全な運営に必要な重要事項や入学定員の確保、教育研究活動・地域貢献活動等の必要な取組みについて予算化を図るなど役割と責務を果たしている。

法人の意思決定の円滑化を図るため、学内規則に基づき常任理事会を設置している。常任理事会は理事長、総長、常務理事及び常任理事で構成し、原則月 1 回開催している。

外部評価委員会を設け、教育・研究水準の向上と社会的使命・地域貢献活動に対する意見を聴取した上で活発な議論を展開しており、理事会の補佐体制として機能している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人は、寄附行為に基づき、評議員会、評議員、監事の役割を明確に定め、運営を行っている。

ガバナンス・コードを策定し、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。理事長のリーダーシップは、東日本大震災以降の復興や新型コロナウイルス感染症の対策等、さまざまな場面で発揮されている。

毎年度の予算計画と事業計画について評議員会に諮問し、その後理事会において決議を経て決定している。また、決算と事業の実績については、理事会で承認し、その後、評議員会において報告し意見を求めている。

監事は、監査計画に基づき業務監査及び会計監査を実施し、理事会、評議員会に出席し、意見を述べている。また、年2回、理事長、監事、公認会計士の三者による意見交換、相互チェックを行っている。

〈参考意見〉

○監査報告書の宛先について、理事会又は評議員会となっていないので対応することが望まれる。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人は、5 か年の中期計画及びその裏付けとなる財務計画を策定し、これらを踏まえつつ、毎年度予算を編成し財務運営を行っている。法人全体の過去5年間の経常収支差額、基本金組入前当年度収支差額はプラスで推移し、収支のバランスもとれており、財務状況は概ね安定している。

外部資金については、補助金や助成金、寄付金の獲得に努めており、補助金比率及び寄

付金比率は、全国平均に比して高い実績を挙げている。

〈優れた点〉

○文部科学省大学教育再生戦略推進費「大学の世界展開力強化事業」、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構「大学・高専機能強化支援事業」等、複数年にわたり外部機関の選定事業・補助金に採択・選定され、外部資金の獲得を積極的に行っていることは評価できる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準、「学校法人昌平黉経理規程」「学校法人昌平黉経理規程施行細則」「学校法人昌平黉固定資産及び物品管理規程」等の諸規則に基づき、適切に行われている。また、決算額と予算が著しくかい離することが想定される場合は、その要因を確認した上で補正予算を編成している。

会計監査は、私立学校法、私立学校振興助成法、「学校法人昌平黉寄附行為」「学校法人昌平黉監事監査規程」にのっとり、監事・公認会計士により適正かつ厳正に行われている。また、法人組織として内部監査室を設置し、組織、制度及び業務が経営方針及び諸規則に準拠し、効率的に運用されているかを検証し、評価及び助言することにより、不正、誤びゅうの未然防止、正確な管理情報の提供、財産の保全、業務活動の改善向上に努めている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針として機関レベル・教育課程レベル・科目レベルの 3 レベルにおいて学修成果を検証することを示したアセスメント・ポリシーを策定している。

アセスメント・ポリシーを実質化させるための定期的検証の仕組みとして、教務委員会による科目レベルと教育課程レベルの接続を中心としたアセスメント、教授会による教育課程レベルを中心としたアセスメント、大学協議会による機関レベルを中心としたアセスメント、自己点検・評価委員会による中・長期的アセスメント、外部評価委員会によるアセスメントを行っている。

加えて、アセスメントを行うタイミングを明確にするために年間スケジュール、設問と主なポイントなどを記載したアセスメント・ポリシー及びアセスメントプランの補遺となる表を作成し、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備し、責任体制を明確にしている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

アセスメント・ポリシーに基づき機関レベル・教育課程レベル・科目レベルの三つのレベルを通じた活動において、エビデンスに基づいた自己点検・評価を実施し、その結果を教務委員会、各学部の教授会、大学協議会等の学内組織において共有し、ホームページにより社会へ公表している。

改善サイクルに必要な調査・データについては、関連部署等により入学時、在学時、卒業時において収集・分析し、全学的なデータ収集と分析を行う IR 機能は、高等教育研究開発センターが担っている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした教育の質保証については、平成 30(2018)年にアセスメント・ポリシーを制定し、このポリシーに基づいた活動を行っている。この活動により、カリキュラム上の課題が明らかになり、改善したことで、入学時点での学修準備状況の不足があるとみられる学生が減少した等の成果を挙げている。

大学運営としての内部質保証は、法人の中期計画に教育の質保証に関連した GPA や授業外学修時間等の数値目標を設定し、その数値目標を各部署・部局においてブレイクダウ

ンした事業計画書を策定し、その成果を検証する実績報告書を作成することにより、エビデンスに基づいた点検・評価と改善のサイクルを構築している。

大学独自の基準に対する概評

基準A. 研究活動

A-1. 研究所の活動を通じた研究・教育・地域貢献の統一的展開

A-1-① 研究所の活動を通じた研究・教育・地域貢献の統一的展開

【概評】

東洋思想研究所、福島復興創世研究所、エジプト考古学研究所、地域振興戦略研究所、健康社会戦略研究所、グローバル人財育成研究所の六つの研究所と次世代育成実践・研究センターを有し、それぞれが研究所規則に定めた設置の背景、事業目的に応じた活動を展開し、社会から要請されているさまざまなニーズに沿った事業を実施している。それぞれの研究所には、研究所担当の副学長を置いており、各研究所の活動について必要な調整を行い、人材育成などの地域の課題に迅速に対応している。

地域社会からは、東日本大震災後の復興創生に関する事業の展開と併せて、少子化対策、多文化共生事業、グローバル化対応などの要請があり、各研究所は、これまでの実績を踏まえて、これらの要請に対して柔軟かつ的確な対応を進めていく体制を整備・運営している。

基準B. 地域貢献

B-1. 地域発展のハブとしての活動推進

B-1-① 地域連携研究センターによる地域研究の活性化

B-1-② ボランティアセンターによる教育の一環としての地域貢献活動

【概評】

地域連携研究センターは、大学の有する人的・物的資源を活用し、地域社会との連携推進の中核的役割を担い、地域の課題解決に取組み、地域創生に積極的に参画している。具体的な事業としては「福島浜通り復興創生キャンパスコンソーシアム」「いわき市物産品および観光商品の高度化と体制整備による風評被害克服・地域活性化のための調査・実証実験事業」等を実施している。

ボランティアセンターは、災害時に限らず平常時においても地域からの要請に応えられるよう体制を構築している。「ボランティアコーディネーター」及び「防災士」の資格を有する教職員もいる。

以上、二つのセンターを中核として、地域社会からの幅広いニーズに応える体制づくりを進め、高等教育機関としての役割を果たしている。

基準 C. 国際交流

C-1. 教育・研究を通じた地域の国際化推進

C-1-① 教育・研究を通じた地域の国際化推進

【概評】

海外の 20 の高等教育機関と連携協力協定を締結し、異文化交流、留学制度、交換留学制度、情報交流、語学研修、海外研修などの国際交流プログラムを実施している。

留学生が安心して勉学に励めるように、窓口となる国際部には外国人職員を配置し、留学生の学生生活でのさまざまな場面できめ細かいアドバイスをしている、また、国際交流会、お花見会、日本語弁論大会、地域市民フェスティバル、小中学校訪問などの地域主催のイベントに関する留学生への案内と参加のサポートなど、留学生とのさまざまな交流プログラムやイベントを企画・実施している。

日本人学生の海外留学に対しては、英国、台湾、アメリカへの語学・文化研修やエジプト発掘実習などの現場視察・研修を実施し、一定の経済的支援も行っている。

令和 5(2023)年度に文部科学省の「大学の世界展開力強化事業」に採択される等、国際交流活動をより一層推進しており、活発化している状況である。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 新型コロナウイルス対策への対応

新型コロナウイルス感染症への対策では、令和 2（2020）年 4 月に新型コロナウイルス感染症対策本部拡大幹事会を立ち上げた。理事長、総長、大学・短大学長をはじめ、附属中高校長、附属幼稚園園長、各部局長・責任者等がメンバーとなり、毎月 1 回拡大幹事会を開催し、令和 5（2023）年 2 月まで 39 回開催された。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策では、その予防策の中核となる新型コロナワクチンの「大学拠点接種（職域接種）」について本学を会場に実施した。ワクチン接種については、コロナウイルスの感染防止に関する地域貢献としても位置付け、学生・生徒、法人教職員をはじめ、附属幼稚園保護者、福島高専学生・教職員、市内の専門学校生、地域住民にまで広がった。ワクチンの接種期間は、令和 3（2021）年 7 月から始まり、令和 5（2023）年 1 月まで計 18 回にわたり実施され、接種は延べ 3,292 人にも及んだ。この試みは、文部科学省から「大学拠点接種における地域貢献」として認定された。

2. SDGs へのアプローチ

本学では、平成 27（2015）年 9 月に開催された「国連持続可能な開発のためのサミット」で採択された「持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ SDGs (Sustainable Development Goals)」に対応する活動を実施してきている。令和 3（2021）年 12 月に大阪大学で開催された、サステイナブルキャンパス推進協議会 (CAS-Net JAPAN) の第 9 回年次大会において、東日本国際大学ライオンズクラブの「NPO と連携した福島浜通り地域のサステイナブルキャンパスづくり」が、「サステイナブルキャンパス賞 2021」を受賞した。

また、「復興学」などの授業において、SDGs の 17 の目標について取り上げ、学生とともにその学習を進めるとともに、東京五輪・パラリンピックで使用された水素自動車(燃料電池車)を SDGs 推進の観点から 2 台購入した。

さらに、本学のゴミ拾いサークルは、令和 4 (2022) 年 12 月に三重大学地域イノベーションホールで開催された、一般社団法人サステイナブルキャンパス推進協議会の分科会において、「東日本国際大学ゴミ拾いサークルの実践」と題する発表を行った。

3. ウクライナ留学生の受け入れ

令和 4 (2022) 年 2 月に始まったロシアのウクライナに対する軍事侵攻の影響で、ウクライナの大学生等が学業を継続できない方が数多く出てきていた。こういったウクライナの若い人たちを支援するため、本学では、留学生別科でウクライナの大学生等を受け入れることとした。主に、①留学生別科の授業料免除、②学生寮等の宿泊施設の提供、③国際部を中心とした日常生活面のサポート、④日本財団への支援費申請等の支援を実施している。令和 4 (2022) 年度春学期に 4 人、同秋学期に 7 人の計 11 人のウクライナ人学生の入学を許可した。ウクライナ人留学生は、様々な地域活動に招待され、いわき市をはじめとする地域の方々からも多大の経済的な支援を頂いた。さらに、その活動については、テレビ、新聞等でも積極的に取り上げられた。

IV 大学の概況（令和 6 (2024) 年 5 月 1 日現在）

開設年度 平成 7(1995)年度
所在地 福島県いわき市平鎌田字寿金沢 37

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
経済経営学部	経済経営学科
健康福祉学部	社会福祉学科

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
7 月 26 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 20 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 3 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
9 月 25 日	実地調査の実施 9 月 26 日 第 2・3 回評価員会議開催

61 東日本国際大学

～9月27日	9月27日 第4回評価員会議開催
10月25日	第5回評価員会議開催
令和7(2025)年 1月9日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2月4日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

62 兵庫医科大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

建学の精神に基づき、使命・目的及び教育目的を具体的かつ簡潔に文章化し、大学・大学院の学則に定め、ホームページや大学案内等を通じて学内外に周知している。建学の精神にある「社会の福祉への奉仕」を重視していることが、大学の個性・特色へとつながり、使命・目的等を通じて社会に示しているとともに、「多職種連携教育」をはじめ特徴ある教育の実践へと結びついている。大学統合時に、使命・目的等を役員・教職員が検討し変更を行うなど、役員・教職員の理解と支持を得ており、社会情勢の変化を見据えた見直しも内部質保証会議等が継続的に行っている。使命・目的等の継続的な実現のため中期事業計画を策定しており、毎年度の事業計画に反映し、着実に遂行している。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は使命・目的等を反映しており、各学部の特徴に応じた医学教育センターなどの各種センターの設置も併せて、使命・目的等の実現のための教育研究組織を適切に整備している。

〈優れた点〉

○創立 50 周年や大学統合を契機に、建学の精神を根幹に創業者の理念を受継ぐべく定めたスローガン「EMPOWER THE PEOPLE」をはじめ「ユニバーシティ・アイデンティティ」は、学生・教職員に広く浸透し、大学の将来計画の実現への羅針盤となっている点は評価できる。

「基準 2. 学生」について

教育目的を踏まえ、大学、大学院、学部、研究科においてアドミッション・ポリシーを策定し、ホームページや募集要項等により周知している。ポリシーに従い入試区分ごとに選抜方法を定め、アドミッションセンターや各委員会の連携により、厳正かつ公正に入学試験を実施し、総括や見直しも行っている。学生支援方針に基づき、教職協働で学生一人ひとりの多様性に配慮した学修支援を行っている。学外連携施設の協力等でインターンシップを実施し、キャリアデザインセンターなどが進路選択支援を行っている。学生保健管理センターが、学生相談室、保健室や委員会等と連携し、学生の心身のケアを行っている。大学独自の奨学金制度を整備し、課外活動支援も物心両面で行っている。校地、校舎は設置基準を上回り、図書館や体育館、ICT（情報通信技術）環境も充実している。委員会への学生の参画や各種アンケートの実施等により学生の意見を取入れており、学生生活や学修環境を含む学修支援の改善につながっている。

〈優れた点〉

- 医学部では、ピアサポート制度を通じて上級生が下級生の学修支援や相談に対応することで学生同士が支合い、主体的に学合うシステムを構築している点は評価できる。
- 6 年次生専用の自習室を含む多数の自習室や SGL 室を設置し、更に学生の自主学習のために広いスペースを有効に活用している点は評価できる。
- 「電子カルテトレーニングセンター」には多くの電子カルテ端末を配備し、臨床実習における学生教育を効果的に支援している点は評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的を踏まえ、大学、大学院、学部、研究科においてディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページや教育要項、学生便覧等を通じ周知している。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等をディプロマ・ポリシーに基づき定め、オリエンテーションなどで周知し、厳正な運用も行っている。ディプロマ・ポリシーとの一貫性をもち定めたカリキュラム・ポリシーに沿い、教育課程を体系的に編成している。TBL(Team Based Learning)などのアクティブ・ラーニングや 4 学部合同の演習や臨床実習の実施等の先進的な授業を実施し、科目改善アンケートなどの活用により、授業方法の改善も行っている。三つのポリシーを踏まえたアセスメント・ポリシーに基づき、試験成績、資格取得状況等の評価指標や各種アンケートを学修成果として IR 室が取りまとめ、分析結果を関連の委員会で検証し、教員へのフィードバックも行い、教育プログラムや学修指導等の改善に結びついている。

〈優れた点〉

- 学修成果の検証として、ディプロマ・ポリシーの達成度を図表化したディプロマサブリメントを全学部で作成し、学生へ明示している点は高く評価できる。

「基準 4. 教員・職員」について

学長の職務や権限を学則に定め、担当ごとの副学長を置き、大学運営会議や内部質保証を統括する内部質保証会議を設置するなど学長を補佐する体制を整えている。教授会や研究科委員会の役割についても学則等に定め、大学運営会議との連携を緊密に図ることで、学長のリーダーシップのもと大学の意思決定を行っており、構築した教学マネジメント体制の権限や責任が明確となっている。適切に職員を配置し、主要な委員会等にも参画することで教職協働での教学マネジメント体制ともなっている。大学及び大学院設置基準上の必要数を超える教員を配置し、規則に従い採用や昇格を行っている。FD・SD 推進室が FD(Faculty Development)や SD(Staff Development)の基本方針を策定し、研修の企画・実施、その見直しを組織的に行っている。社会学連携・研究推進センターを設置し、研究環境の充実を図っており、研究公正推進室等が研究倫理の教育や推進を行っている。

〈優れた点〉

- 学長が、医学部では主任教授等数人、薬学部、看護学部、リハビリテーション学部では各学部教授会メンバーに対して個別にヒアリングを行い、教育活動や社会的活動の状況、

科学研究費助成事業への申請状況、大学に対する要望等を把握し、大学運営に活用している点は評価できる。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

コンプライアンス規程等を定め、ガバナンス・コードによる運営状況の点検の公表等、経営の規律と誠実性の維持に努めている。理事会と大学運営会議や教授会との緊密な連携等により法人と大学の意思疎通を図り、中期事業計画の策定を含め、使命・目的等の実現を継続的に目指している。危機管理規則の制定や地域、行政等の協力も得て、危機発生時に備える体制を整備している。理事会は寄附行為に基づき運営し、評議員会も含め法人の戦略的な意思決定を適切に行っている。理事、評議員には教職員を含んでおり、意思決定の円滑化に加え相互チェックにもつながっている。監事は寄附行為に基づき選任され、理事会、評議員会へ出席し適切に役割を果たしている。収支バランスの改善にも努力しており、10 年間の収支財務シミュレーションを策定している。会計処理は、学校法人会計基準や経理規則にのっとり行われ、三様監査を含め厳正な会計監査を実施している。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針のもと、学長を統括責任者に、全学的な質保証を担う内部質保証会議を置き、その下に各学部、研究科の自己点検・評価委員会を設置している。教育研究に関する各委員会とも連携して自己点検・評価活動を実施する体制であり、内部質保証のための組織体制と責任体制を確立している。アセスメント・ポリシーをもとにエビデンスを IR 室が取りまとめ、自主的・自律的に自己点検・評価を毎年度実施しており、その結果を年次報告書として学内外で共有している。三つのポリシーを起点とした自己点検・評価の結果は、入試改革、短期留学制度の導入、薬学教育センターの設置や研究科におけるカリキュラムの見直しなど教育の改善改革、教育環境の充実等につながっている。機関別認証評価等の結果も併せて中期事業計画や毎年度の事業計画に反映し、大学運営の改善向上を着実に実行しており、内部質保証は高い機能性を有している。

〈優れた点〉

○学外の有識者が、大学の内部質保証を評価する内部質保証評価会議を行っていることは評価できる。

総じて、建学の精神の実現のため、「EMPOWER THE PEOPLE」をスローガンとして、学長のリーダーシップのもと、恒常的に自己点検・評価活動を実践し、教育改革や施設設備の充実等に取り組んでいる。新病棟開設など医療機能も充実・発展を続けている。理念を大切にしながら、未来の医学を切り拓く気概をもって全学的に、教育、研究、診療に取り組んでいる姿勢は、私立医科大学運営の範を示しているといえる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.現場で活躍できる医療人の育成をめざした新たな教育施策」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 医学部：研究医コース
2. 看護師特定行為研修課程、認定看護師教育課程

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神に基づき、使命・目的、教育目的を大学、大学院、学部、研究科ごとに具体的かつ明確に定め、簡潔な文章として学則に記載している。教育目的を達成するため、学部、研究科ごとに教育目標も定めている。建学の精神の最初にうたっており、創設者の思いが最も込められた「社会の福祉への奉仕」を個性・特色として、使命・目的等に反映しており、大学の大きな特徴でもある「多職種連携教育」の充実へとつながっている。社会情勢等の変化を見据え、内部質保証会議や自己点検・評価委員会が中心となり、使命・目的等の見直しを継続的に行っている。

〈優れた点〉

○創立 50 周年や大学統合を契機に、建学の精神を根幹に創業者の理念を受継ぐべく定めたスローガン「EMPOWER THE PEOPLE」をはじめ「ユニバーシティ・アイデンティティ」は、学生・教職員に広く浸透し、大学の将来計画の実現への羅針盤となっている点は評価できる。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

兵庫医療大学と統合の際に、役員・教職員で構成した大学統合準備委員会が使命・目的等を策定し、見直しを行っている。統合後の使命・目的等の見直しは、自己点検・評価委員会、内部質保証会議等での審議を経て最終的に理事会が策定するプロセスとなっている。役員、教職員が使命・目的等の策定や見直しに加わることで理解と支持につながっている。使命・目的等は、ホームページや大学案内等に掲載し、理事長、学長が各種式典において示すなど学内外に周知している。使命・目的等の実現のため中期事業計画を策定し、毎年度の事業計画に内容を反映して着実に遂行している。大学、大学院、各学部、各研究科において使命・目的等を踏まえ、三つのポリシーを策定しており、大学統合時にも見直しを行っている。使命・目的等の実現のため学部、研究科ごとに教育研究組織を整備し、各キャンパスの特色に応じたセンターなども設置している。

基準 2. 学生**【評価】**

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、各学部や研究科が教育目的に基づき策定し、ホームページ、募集要項、入試説明会等を通じて周知している。

入学者選抜はアドミッション・ポリシーにのっとり実施され、各入試区分における「学力の3要素」との関連性や判定方法を明確に提示している。全学部にアドミッションセンターを設置し、各学部の入試検討委員会が入学者選抜要領を策定している。入試は入試運営委員会が入学者選抜要領に基づき公正かつ厳正に実施している。

研究科ではアドミッション・ポリシーに基づき、公正で厳正な入試を実施しており、各研究科の入試委員会が実施内容を検証している。

各学部や研究科は、適正な収容定員を確保するため、入学定員に基づいた学生の受入れに取り組んでいる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

「兵庫医科大学学生支援方針」に基づき、学生部委員会等が教職協働で学修支援を行い、担任制やアドバイザー制を通じて、きめ細かい支援体制を構築している。研究科では、研究科教授会や医学研究科運営委員会を中心に、学修や研究を支援している。医学部ではGPA(Grade Point Average)を活用し、成績の把握や学生・保護者との面談によって留年や中途退学を防止している。

「兵庫医科大学ティーチング・アシスタントに関する規程」に基づき、TA 制度を運用し、上級生による教育サポート体制を整備している。特に、医学部ではピアサポート制度を導入し、医学教育センターの教職員と連携して学修支援を強化している。

障がいのある学生には、障がい学生支援委員会を設置し、「兵庫医科大学障がい学生支援方針」に基づき、必要な支援を提供している。

〈優れた点〉

○医学部では、ピアサポート制度を通じて上級生が下級生の学修支援や相談に対応することで学生同士が支合い、主体的に学合うシステムを構築している点は評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリアデザインセンターを設置し、教員と学生支援課職員で構成されるキャリアデザイン委員会がキャリア形成の支援と就職支援に取り組んでいる。キャリア形成支援では、インターンシップや先輩社会人による「仕事研究セミナー」、職業体験に関する講演等を通じ、低学年次から継続的な支援を実施している。就職支援では、「学校法人兵庫医科大学連携病院の会」が関西広域の 125 医療機関と連携し、合同説明会を毎年開催している。

医学部では、自由選択型の診療参加型臨床実習を通じ、マッチングを考慮した学外病院や海外施設での臨床実習、ボランティア活動及び研究活動を支援している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスや厚生補導を目的に、各キャンパスに学生部及び学生部委員会を設置し、学生保健管理センターのもと学生相談室や学生保健室を整備し、学生の心身をケアしている。

学年担任制度やアドバイザー教員制度を活用し、学生生活や学修を支援するとともに、欠席状況等の課題を早期に把握する仕組みを構築している。クラブ活動への経済的支援や課外活動の推進も行い、優れた功績を収めた学生には「学生部長賞」「学生会活動功労賞」「課外活動功労賞」を授与している。

学部ごとの独自の奨学金制度や、研究科における授業料減免制度を通じて、学生の経済的負担の軽減に取り組んでいる。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地や校舎は設置基準を上回る規模を有し、図書館や体育施設等の附属施設も適切に整備・活用している。各キャンパスには実習・演習施設が充実しており、自習や OSCE(Objective Structured Clinical Examination)に対応した SGL(Small Group Learning)室や小カンファレンスルームを多数備え、快適な学修環境を提供している。

図書館は各キャンパスに設置され、蔵書や電子ジャーナルが充実している。無線 LAN を含む ICT 環境を整備し、西宮キャンパスには情報教育室、神戸キャンパスには情報処理演習室を設置している。

全ての出入り口はバリアフリー設計で、誰もが利用しやすい環境を確保している。建物の耐震対策も計画的に進めている。講義室や実習室の数は十分であり、適切なクラスサイズが維持されている。

〈優れた点〉

○6 年次生専用の自習室を含む多数の自習室や SGL 室を設置し、更に学生の自主学習のために広いスペースを有効に活用している点は評価できる。

○「電子カルテトレーニングセンター」には多くの電子カルテ端末を配備し、臨床実習における学生教育を効果的に支援している点は評価できる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

医学部では、教務委員会などカリキュラムや学修成果を審議する委員会に学生が参画しており、全学的には「学生教育懇話会」の開催や、「修学実態調査」を通じて学生の意見を積極的にくみ上げている。これらの意見は、講義内容の見直しや試験方法の改善に反映されている。研究科においてもアンケート調査を実施し、授業や研究体制の改善に活用している。学生の心身の健康については、学生保健室と学生相談室が連携して対応している。

医学部では、学生部委員会に学生が参画し、神戸キャンパスでは「学生教育懇話会」や学生会、卒業時アンケートを通じて学生の意見を収集している。これらの意見や要望は学生部委員会等で審議され、学修環境の向上に役立てられている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

各学部とも、教育目的に沿ったディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページ及び医学部では学生ハンドブックアプリ、その他の学部は学生便覧で周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を適切に定めており、周知の上で運用している。他大学における既修得単位数は 60 単位を超えないものと設定している。シラバスでは、全ての科目で授業計画及び成績評価基準を明記し、単位の認定を適切に行っている。

研究科においても教育目的及びそれに沿ったディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページ、大学院便覧、大学院医学研究科教育要項で周知している。学位論文に係る評価は基準を設定し、ホームページで公開するとともに適切に評価を行い、学長が学位を授与している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

各学部、研究科ともに、教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定しており、ホームページ、学生ハンドブックアプリ、学生便覧、大学院便覧、大学院医学研究科教育要項に掲載するとともに、新入生オリエンテーションにて周知を行っている。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性について、関連図・カリキュラムマップを策定して明確にしている。ディプロマ・ポリシーを達成するため、段階的・横断的なカリキュラムを構築している。教養教育に関しては、人文社会、自然科学、情報リテラシーなど幅広い教育を行っているほか、協定大学での受講を単位認定している。また、TBL、PBL (Problem Based Learning) などのアクティブ・ラーニングを取入れ、臨床実習では多職種連携総合実習を導入している。研究倫理教育は適切に行われており、ICT の活用、TBL の導入を進めている。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

各学部ではアセスメント・ポリシーを策定し、三つのポリシーに基づいて機関レベル、教育課程レベル、科目レベルの三段階で学修成果の測定・評価を行う指標を設けている。学修成果はアセスメント・ポリシーに基づいて、GPA、各種アンケート、共用試験や国家試験の結果等から点検・評価している。その結果は、各委員会を通じて教員にフィードバ

ックされ、授業内容・方法及び学修指導の改善に生かしている。

研究科では、アセスメント・ポリシーは策定されていないものの、研究科教授会構成員により学修状況を点検・評価している。また、研究科ごとにアンケート調査を実施し、教育内容・方法及び学修指導の改善を行っている。

〈優れた点〉

○学修成果の検証として、ディプロマ・ポリシーの達成度を図表化したディプロマサプレメントを全学部で作成し、学生へ明示している点は高く評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長を補佐するため、「兵庫医科大学副学長選考規程」に基づき役割に応じた 5 人の副学長を配置しているほか、重要事項について審議する機関として学長、副学長、学部長で構成する「大学運営会議」が設置されており、学長がリーダーシップを発揮するための体制が構築されている。教授会や研究科委員会の役割についても学則等に定め、大学運営会議との連携を緊密に図ることで、学長のリーダーシップのもと大学の意思決定を行っており、構築した教学マネジメント体制の権限や責任が明確となっている。教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に編成・配置し、事務分掌も事務組織規程に定めている。また、職員が各種教学系委員会に参画するなど教職協働での教学マネジメントとなっている。

〈優れた点〉

○学長が、医学部では主任教授等数人、薬学部、看護学部、リハビリテーション学部では各学部教授会メンバーに対して個別にヒアリングを行い、教育活動や社会的活動の状況、科学研究費助成事業への申請状況、大学に対する要望等を把握し、大学運営に活用している点は評価できる。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学が求める教員像を「兵庫医科大学が求める教員像」として明確化し規則により各学部の教員の定員を定め、大学及び大学院に必要な教員を確保し、適切に配置している。教員の採用・昇任は、設置基準を遵守しながら適切に運用しているほか、医師や研究者の指導的地位における女性比率を目標値として定めて取組んでいる。FD・SD 推進室を設置し、FD・SD 基本方針の策定やそれに基づく企画・実施、更に実施後の見直しを行い、全学的FD・SD、学部・研究科ごとのFD・SDや、講師以上の専任教員を対象とした「幹部教員FD」も2日間の日程で毎年開催するなど、広範な項目でFD・SDを推進している。

4-3. 職員の研修

- 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

FD・SD 推進室のリーダーシップのもと、職員の資質・能力向上に向けたSD研修を各部署が組織的に実施しており、eラーニングシステムなどを活用しつつ、継続的に取組んでいる。SD研修は、職種・職位に関わらず全教職員がその対象となっており、病院を併設していることから、医療安全や感染防止講習会といった診療に係る研修も行っている。研修内容は、FD・SD推進室が一元的に管理するとともに、当該研修への高い出席率を維持すべく、必要な見直しや検討を行っている。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

社会学連携・研究推進センターやダイバーシティ推進本部を設置し、快適な研究環境の整備に向けて、施設・制度の両面の充実に努めるとともに、女性研究者等の支援に向けた数々の取組みを行っている。各研究施設は、関係規則に基づき円滑に運営され、その有効活用が図られている。高い倫理感をもって研究にまい進することを目的に、「兵庫医科大学研究者等行動規範」を定め、学長直轄組織である研究公正推進室が、公的研究費を厳正に運用するための計画を立案し、モニタリング、監査等も実施しており、研究倫理教育計画の策定や、研究倫理に係る規則も整備し、厳正な運用を担っている。また、ポストドクターやRA(Research Assistant)の配置、若手研究者の研究推進に向けた「研究推進助成規程」に基づく資源配分を適切に行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に従い、コンプライアンス規程等を定めガバナンス・コードによる運営状況の点検を毎年度実施し、結果をホームページに公表するなど、経営の規律と誠実性の維持に努めている。理事会・評議員会を定期的を開催し、教育研究の重要事項を審議する大学運営会議等を通じ法人と大学の意思疎通を図り、第4次にわたる中期事業計画を策定するなど、使命・目的の実現に継続的に努力している。環境や人権に関する配慮も各種規則を整備して対応している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会を寄附行為、理事会規則に基づき運営している。理事会での審議事項については、常務会、経営常務会を設けて十分に審議した上で付議しており、使命・目的の実現に向け

た意思決定を行っている。理事の選任は、寄附行為に基づき適切に行っている。また、常勤理事には各々に業務分担を定め、教学組織との連携も密に図っており、理事会の適切な運営により事業計画の着実な執行を行っている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会と大学運営会議の構成員となる学長が、理事会では大学運営会議での重要事項を報告し、大学運営会議では理事会等における大学関係の議事内容を報告することで、法人と大学の連携を図り意思疎通を行っている。また、理事長直通の「教職員ご意見メール」の設置等、教職員の提案をくみ上げる仕組みを整備している。監事及び評議員の選任は適切に行われており、監査業務については、監事と会計監査人、内部監査室等が協議する三様監査連絡会を設けて定期的に開催するなど充実を図っている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「第4次中期事業計画（令和5(2023)年度～令和9(2027)年度）」にて財務基盤の強化を掲げ、10年間の将来収支計画を継続的に作成、その具体的な実現に向けて積極的に取組むことで、基本金組入前当年度収支差額を毎年度確保し、総じて安定した財務基盤を確立している。収入の75%を占める病院収入の増加や支出削減の努力等、使命・目的等の達成のため収支バランス改善に努めるとともに、予算変更時は補正予算の審議を適時適切に行っている。記念事業に向けた募金活動、各産業との連携や、クラウドファンディングの実施等、外部資金導入のため積極的に努力している。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準や経理規則等にとっとり、会計処理を適正に行っている。勘定科目選択、収支計上のタイミングなどの会計上の取扱い、計算書類の作成に関する疑義が生じた場合は、監査法人から適宜指導、助言を受けて対応している。インボイス制度や電子帳簿保存法に対する対応や、税金面の判断、収益事業に係る税務上の取扱いに関する疑義が生じた場合等は、顧問税理士から適宜指導、助言を受けている。監査法人、監事による監査は適時適切に実施され、監事は、監事監査規程や監事監査計画等に基づき、監査法人、内部監査室とも連携しながら監査を実施の上、監事監査報告書を作成し理事会、評議員会で報告している。監査法人、監事、内部監査室は、三様監査連絡会等で定期的に情報共有を行い、監査効率の向上に努めている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価活動について学則に定め、「兵庫医科大学内部質保証の方針及び手続」も策定しており、内部質保証に関する全学的な方針を明示している。全学的な内部質保証を担う内部質保証会議を設置し、各学部、研究科に設置している自己点検・評価委員会や各部門や委員会と連携し、自己点検・評価活動を実施しており、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備している。内部質保証会議の議長を務めている学長を内部質保証の統括責任者として定め、内部質保証担当副学長も配置し、そのもとに学部長、研究科長を自己点検・評価委員会の委員長とするなど、内部質保証の責任体制は明確となっている。

〈優れた点〉

○学外の有識者が、大学の内部質保証を評価する内部質保証評価会議を行っていることは評価できる。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

各学部、研究科に設置した自己点検・評価委員会が、各部門と連携して教育研究を中心とした自己点検・評価を実施し、内部質保証会議が全学的観点に基づき最終的に自己点検・評価を行っており、大学全体で自主的・自律的な自己点検・評価活動を行っている。アセスメント・ポリシーに定めた各種指標や修学実態調査、科目改善アンケートなどの活用によりエビデンスに基づく自己点検・評価を毎年度実施している。自己点検・評価の結果は、年次報告書としてまとめ、ホームページで公表するなど学内外で共有している。IR 室を設置し、アセスメント・ポリシーに基づいた学修成果に関する各種指標の調査やデータの収集・分析を行う体制を整備している。

6-3. 内部質保証の機能性**6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性****【評価】**

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした各種エビデンスに基づく自己点検・評価の取組みにより、入試制度改革、短期留学制度の導入、多職種連携教育の充実、薬学教育センターの設置、研究科でのカリキュラムの見直しなど、教育の改善・充実や教育環境の整備につなげている。機関別認証評価及び医学教育分野別評価の結果についても、学内の自己点検・評価と合わせて中期事業計画や毎年度の事業計画に反映し、内部質保証体制の充実や FD・SD 推進室の設置等、大学運営に改善・向上をもたらしている。内部質保証の機能性を高めるべく、PDCA サイクルの仕組みを大学全体で確立している。

大学独自の基準に対する概評**基準 A. 現場で活躍できる医療人の育成をめざした新たな教育施策****A-1. 4 学部・大学病院のボーダーレスな教育****A-1-① 医療現場の連携を学ぶ実践的な IPE（多職種連携教育）・多職種連携総合臨床実習の展開****A-1-② 学生の進路選択支援****【概評】**

令和 4(2022)年度の大学統合前から兵庫医科大学、兵庫医療大学がそれぞれ展開してい

た IPE(Interprofessional Education)科目を生かし、大学病院も含め全学的な取組みが進められている。IPE については、多職種連携総合臨床実習推進会議により PDCA サイクルが機能している。令和 7(2025)年度からは「早期臨床実習体験」「他職種連携演習(仮称)」

「他職種連携総合臨床実習」を開講予定であり、そのための課題や対応策について検討を進めている。各学部学生間における知識と各専門職ならではの視点を共有することで学修成果の向上が図られていることは特筆すべき点である。

進路支援を充実させるため、公務員受験コース、フィジカルアセスメント達人コース、解剖生理・病態生理学修コースを設定している。公務員受験コースでは、行政職としての採用は多くはないものの、医療系公務員については各学科とも成果を挙げている。その他については開講して 2 年しか経過していないことから十分な検証が行えていないものの、就職して数年経った時点で受講生へアンケート調査を実施して検討をしていく予定であり、今後の成果に期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 医学部：研究医コース

科学技術立国として、量と質の高い論文数を誇っていた日本だが、2000 年代前半より研究力が低下し、令和 5 (2023) 年時点での論文数は世界 5 位、質の高い論文である TOP10% については 10 位以下となっている。医学研究論文の数も減少傾向にあり、最近の報告では新型コロナウイルスの研究論文が G7 諸国の中で最も少ないことが明らかにされた。これらの結果は日本の医学や生命科学研究の未来について深刻な懸念を示唆している。

医学や生命科学研究の発展には、研究者としての素養を身につけた医師、すなわち研究医が求められる。本学では平成 26 (2014) 年度から研究医枠による定員 2 名の増員が文部科学省から認可され、さらに平成 25 (2015) 年度には神戸大学、関西医科大学とコンソーシアムを結成し、平成 28 (2016) 年度より本学独自の研究医コースを開設した。

令和 5 (2023) 年度 3 月末で研究医コースの卒業生は 19 人である。卒業後、医師として臨床の医局に所属しながら研究活動をしている者や、本学の基礎講座の教員として研究活動をする者もあり、本学の研究医コースの目的である基礎医学や臨床医学の研究に従事する医師の養成という目的を達成している。現在、20 人の学生が研究医コースに在籍しており、近年では学術論文の作成や学術雑誌へ投稿・受理されるケースも増えてきている。これにより、本学の研究活動のみならず、日本の医学研究を支える若手研究医の育成に貢献していると考えている。研究医コースの今後の発展に向けて、さらなる充実と拡充を図っていく計画である。

2. 看護師特定行為研修課程、認定看護師教育課程

本学では特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護を実践できる認定看護師を社会に送り出し看護現場における看護ケアの広がりや質の向上を図ることを目的に、平成 25 (2013) 年より手術看護分野の認定看護師教育課程を開講している。実務経験が 5 年以上の看護師が対象で、臨床経験が豊富で指導的立場の手術室看護師を受け入れている。全国で教育機関が 2 か所しかないことから北海道から沖縄までの全

国から多くの研修生が受講している。修了生の概要は、平均年齢 35.8 歳、男女比は男性 40%、女性 60%となっている。これまでに 258 名が修了（令和 6（2024）年 5 月）し、様々な地域で看護の質と手術医療の発展に成果を残している。平成 29（2017）年からは看護師特定行為研修課程を開講し、手順書により一定の診療の補助を行うといった高度かつ専門的な知識と技術をもち、チーム医療のキーパーソンとなる看護師を養成している。令和 3（2021）年からは実施頻度の高い特定行為について領域ごとにパッケージ化した領域別パッケージ研修を開講し、現在は「在宅・慢性期領域」「術中麻酔管理領域」「救急領域」「外科系基本領域」「集中治療領域」の 5 領域のパッケージ研修を開始している。これまでに 47 名が修了（令和 6（2024）年 5 月）し、内部受講者 23%、外部受講者 77%と外部からの受講者が多く医療系大学の使命である地域医療の発展に貢献している。領域別では慢性期の病院及び訪問看護ステーションに所属している看護師が 48%を占めており、地域医療を担う看護師の受講が多い傾向となっている。修了生の活躍により、急性期医療のみならず慢性・在宅医療など様々な施設でチーム医療の推進と医療職の働き方改革を進めるためのタスクシフト／タスクシェアに貢献している。

Ⅳ 大学の概況（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）

開設年度	昭和 47(1972)年度
所在地	兵庫県西宮市武庫川町 1-1 兵庫県神戸市中央区港島 1-3-6 兵庫県丹波篠山市黒岡 5 大阪府大阪市北区梅田 1-13-1 大阪梅田ツインタワーズ・サウス 13 階

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
医学部	医学科
薬学部	医療薬学科
看護学部	看護学科
リハビリテーション学部	理学療法学科 作業療法学科
医学研究科	医科学専攻 先端医学専攻※
薬学研究科	医療薬学専攻
看護学研究科	看護学専攻
リハビリテーション科学研究科	リハビリテーション科学専攻

※は募集停止

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 29 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 20 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 4 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 5 日	神戸キャンパス実地調査の実施
	西宮キャンパス実地調査の実施 11 月 6 日 第 2・3 回評価員会議開催
～11 月 7 日	11 月 7 日 第 4 回評価員会議開催
11 月 15 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 10 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見あり)
2 月 5 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

63 福岡国際医療福祉大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学の目的・教育目標等については、学則第 1 条、ホームページ、キャンパスガイド、履修要項等に具体的かつ簡潔に明文化されている。令和 5(2023)年度に医療学部言語聴覚学科を、また、令和 6(2024)年度には医療学部診療放射線学科を各々開設するなど、社会のニーズに応じた対応を行い、かつ自己点検・評価委員会で適正性を検証し、あるいは理事会に諮るなど、必要に応じて見直し等が行われているとともに、それらに役員、教職員も参画している。また、さまざまな機会で使命・目的及び教育目標は、学内外に周知され、「福岡国際医療福祉大学中期目標・中期計画「Dream and Hope Challenge 2020-」(以下「中期目標・中期計画」という。))及び三つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)にも建学の精神、大学の目的等を反映し、かつそれらを達成するために必要な教育研究組織を整備している。

「基準 2. 学生」について

教育目標を踏まえたアドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜を公正かつ妥当な方法で実施し、適切な体制のもとで運用の上、検証が行われており、定員管理に努めている。教職協働による学生への学修支援に関する方針・実施体制等を適切に整備・運営し、オフィスアワー制度を全学的に導入している。障がいのある学生への適切な配慮・支援、中途退学、休学等への対策も適切に行っている。キャリア教育のための支援体制及び就職・進学に関する相談・助言体制を整備し、適切に運用している。学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、学生の心身に関する健康相談、心的支援のほか、学生への経済的支援等を適切に行っている。校地、運動場、校舎等の施設・設備を適切に整備し、有効活用している。適切な規模の図書館には、十分な学術情報資料を備え、ICT(情報通信技術)環境も適切に整備している。バリアフリー等の利便性にも配慮し、学生生活等に対する学生の意見等をくみ上げるシステムも適切に整備し、改善に努めている。

〈優れた点〉

○学長が主体的に各学科の代表学生との意見交換の場を設け、学修環境の改善を計画的かつ着実に進めていることは評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

教育目標を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、履修要項、ホームページ等で周知し

ている。また、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の適用について、学則、授業科目履修規程及び教務内規で明確に示している。カリキュラム・ポリシーは履修要項、ホームページ等で周知され、ディプロマ・ポリシーとの一貫性も確保し、教育課程を体系的に編成・実施している。シラバスを適切に整備し、単位制度の実質を保つための工夫を行っている。教養教育を適切に実施し、授業内容・方法も工夫している。FD・SD推進委員会の設置など、教授方法の改善を進めるための組織を整備し、運用している。授業評価アンケートや学修行動調査等を実施し、IR推進室での収集・分析後、学生にフィードバックするなど、多様な尺度・測定方法等に基づき学修成果は点検・評価され、その結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

「基準4. 教員・職員」について

関係規則等に基づき副学長を配置するなど、学長のリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を整備し、使命・目的達成のための教学マネジメントも構築している。また、学長自らが重点項目7か条を定め、各種方針と中期目標・中期計画を点検しながら職務を執行し、教育研究上の重要事項の判断では、教授会の意見と各種委員会で審議された内容に基づき判断していることから、教授会等の組織上の位置付け及び役割は明確になっており、かつ機能している。設置基準に基づく必要教員は確保され、採用・昇任に関する規則等を定め、適切に運営している。FD(Faculty Development)、SD(Staff Development)、その他教員研修は、ガイドラインに基づき組織的に実施し、大学教職員として必要な資質・能力の向上に努めるとともに、見直しも行っている。機器備品類の整備、学会活動支援など快適な研究環境を整備し、研究倫理についても行動規範等を定め、厳正に運用している。研究活動への資源配分に関する規則を整備し、物的及び人的支援を行い、外部資金獲得にも積極的に努めている。

「基準5. 経営・管理と財務」について

寄附行為及び諸規則を定め、組織倫理の確立と法令遵守を図り、経営の規律と誠実性を維持している。人権保護、ハラスメント防止、危機管理についても、必要な規則を適切に整備した上で、教職員及び学生への啓発活動を積極的に取り組んでいる。

理事会は、関係規則に基づき常任理事会との役割・権限を明確にし、適切に運用しており、意思決定においても法人及び大学の各管理運営機関の円滑化を図り、経営課題への迅速かつ柔軟な対応を可能とする体制を確立し、機能させている。理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境及び教職員の意見をくみ上げるシステムを整備している。外部資金獲得にも積極的に努め、財務基盤の安定に寄与している。会計処理は、学校法人会計基準等にのっとり、適正に実施し、かつ公認会計士による会計監査を厳正に実施している。

「基準6. 内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針を明示し、恒常的な組織体制も整備され、かつ責任体制も明確になっている。エビデンスに基づいた内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価、あるいは第三者評価機関による分野別の自己点検・評価等を継続的に実施し、その結果をホームページ等にて学内外に公表している。また、三つのポリシーを起点とし

た内部質保証が行われ、その結果を教育の改善・向上に反映している。併せて、中期目標・中期計画の達成度に関する自己点検・評価を毎年度実施するなど、大学運営の改善・向上に向けた内部質保証のための PDCA サイクルの機能強化に努めている。

総じて、大学は、理事長、学長、副学長をはじめとした幹部教員が中心となり、教学マネジメント及び経営管理を含めた内部質保証体制を構築している。また、大学の使命・目的を具現化するため、関連組織である国際医療福祉大学・高邦会グループの関連施設と連携を図りながら、スケールメリットを生かした教育研究等を展開している。

学則に掲げる国際社会の保健医療福祉に貢献する有能な人材を養成するため、海外研修を必修科目として取入れ、グローバルな視野で新しい時代の変化に対応するなど、質の高い高等教育機関として広く地域社会に寄与している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.国際性」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 新型コロナウイルス感染症に対する取組

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の目的は、学則に定め、更に教育目標等を設定し、ホームページ、キャンパスガイド、履修要項等に具体的かつ簡潔に明文化している。教育目標のキーワードとして「チームワーク」「専門性」「国際性」「人格形成」「実践力」の五つを掲げ、それらを三つのポリシーに連動させた形で特色ある教育を展開している。令和 5(2023)年度に医療学部言語聴覚学科を、また、令和 6(2024)年度には医療学部診療放射線学科の開設など、社会情勢等に応じた対応を行い、また、自己点検・評価委員会での適正性の検証、あるいは理事会に

て議題として諮るなど、必要に応じた使命・目的及び教育目標の見直し等を行っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

新任役員及び教職員に対して「着任オリエンテーション」を実施し、使命・目的と教育目標等を説明するとともに、教職員に対して定期的に「学長メッセージ」を学内配信するなど、役員、教職員の理解と支持を得るための取組みが行われている。

使命・目的及び教育目標は、ホームページやキャンパスガイド等で学内外に周知されている。

中期目標・中期計画に基づき学内組織で役割を分担し、取組みを進めていることから、使命・目的及び教育目標は中長期的な計画に反映され、三つのポリシーにも反映している。

使命・目的及び教育目標を達成するために必要な教育研究組織は整備されており、かつ管理運営委員会で学則・組織・施設・学生の身分等に関する重要事項を審議している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目標を踏まえ、アドミSSION・ポリシーを策定し、学生や社会に向けてホームページ、学生募集要項等に掲載の上、オープンキャンパスなどの行事等において、適切に周知している。また、アドミSSION・ポリシーに基づき、入学者選抜を公正かつ妥当な方

法で実施し、適切な体制のもとで運用及び検証を行っている。入学定員及び収容定員に基づき、在籍学生数を適切に維持している。加えて、入学者選抜プロセスの透明性を確保し、入学者の多様性を考慮した受入れを実現している。これらの取組みにより、教育目標を反映した学生受入れ体制を整備している。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学生への学修支援について、方針・計画・実施体制が適切に整備・運営されており、オフィスアワー制度が全学的に導入されている。また、障がいのある学生に対しても配慮し、必要な支援を提供している。中途退学、休学、留年への対策は、IR 推進室が入試成績や入学後の成績を分析することで講じられている。加えて、委員会構成においては、基本的に事務職員 1 人以上を配置する方針で運営している。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

インターンシップをはじめとするキャリア教育のための支援体制を整備している。学生が社会的・職業的自立を目指せるよう、体系的なキャリア教育プログラムを提供している。また、就職や進学に関する相談・助言体制を整備し、個別対応を実施している。加えて、関連機関との連携のもと、学生が現場を体験できる機会を積極的に提供している。これらの取組みにより、学生の社会的・職業的自立を支援する環境を適切に運営している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス及び厚生補導のための組織を設置し、学生の心身の健康相談や心的支援、

生活相談、課外活動支援など、多岐にわたるサービスを組織的かつ適切に提供している。また、奨学金をはじめとする経済的な支援も充実させている。教育後援会は、課外活動支援に加え、貸与型奨学金の原資確保や関連病院での医療費補助を実施しており、この医療費補助は、入院費や外来費も対象としている。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報処理施設、附属施設などの施設・設備を適切に整備し、これらを有効に活用している。施設・設備は、バリアフリー化されており、障がいのある学生にとっても利便性が高いものとなっている。また、快適な学修環境を整えとともに、ICT 環境も整備し、コンピュータなどの利用が可能な環境を提供している。図書館は、十分な学術情報資料を備え、適切な規模を有しており、開館時間を含め、学生が快適に利用できる体制が整っている。クラスサイズは、教育効果を十分に発揮できる人数に設定されている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援、学生生活、施設・設備に関する学生の意見や要望を把握するためのシステムを適切に整備している。これにより、定期的にアンケートやヒアリングを実施し、多様な学生の声を集めて分析している。その結果をもとに、学修支援体制の改善や学生生活における具体的なサポート施策の立案・実行を行っている。心身の健康相談や経済的支援が充実しており、学生が安心して学べる環境を構築している。また、学修環境の充実に向けて施設や設備の改修・整備を適切に進めている。これらの取組みにより、学生が満足できる学修支援と生活環境の提供に努めている。

〈優れた点〉

- 学長が主体的に各学科の代表学生との意見交換の場を設け、学修環境の改善を計画的かつ着実に進めていることは評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

五つの教育目標に「チームワーク」「専門性」「国際性」「人格形成」「実践力」を掲げ、それらを踏まえたディプロマ・ポリシーが大学及び学科ごとに策定され、履修要項、ホームページで周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等については、学則、授業科目履修規程及び教務内規で定め、履修要項で学生に周知している。また、成績評価基準を明示の上、GPA(Grade Point Average)を活用した成績評価を行い、学位を授与する過程を周知している。

単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等は、厳正かつ適切に運用されている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び学科ごとにカリキュラム・ポリシーが策定され、履修要項、ホームページで周知している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性は確保されており、自己点検・評価委員会により、その点検を行っている。

「シラバス作成のガイドライン」に基づき、全学的に統一したシラバスが作成されており、その中でカリキュラム・ポリシーとの関連性を示す項目もあり、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成が成されている。全学科共通で「総合教育科目」を設け、教養教育として六つの系統を設置している。

授業内容・方法にアクティブ・ラーニング等を取り入れるなどの工夫を全学的に行うとともに、各科目のシラバスにおいて授業形態を明示している。また、FD・SD推進委員会により、教授方法の工夫・開発と効果的な実施のため、教員研修会が開催されている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果は、アセスメント・ポリシーに定める各評価指標に基づき、点検・評価し、各種委員会、IR推進室、自己点検・評価委員会等において定期的に確認している。また、学生の技能達成状況確認のため、CBT・OSCE(Objective Structured Clinical Examination)を実施している。

全科目を対象とした授業評価アンケートは、その結果を科目担当教員にフィードバックした上で、各学部長、学科長にもアンケート結果を共有し、分析・レビューするとともに、必要に応じて科目担当教員に指導するなど、授業科目における教育内容・方法及び学修指導の改善等に活用している。また、令和 5(2023)年度の卒業生から、学修成果の可視化を目的としたディプロマ・サプリメントの発行・配付をしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の適切なリーダーシップの確立・発揮のための体制として副学長を配置するとともに、管理運営委員会、学部長・学科長会議、教育研究戦略会議を設け、それぞれの役割を明確にし、その体制を整備している。また、学長自らが重点項目 7 か条を定め、各種方針と中期目標・中期計画を点検しながら職務を執行している。加えて、教育研究上の重要事項については、教授会又は代表者会議の意見聴取と各種委員会において、審議された内容に基づいて学長が決定している。これらの運営には、適切な権限の分散を図るとともに、責任の明確化に努め、適正な教職員の配置によって教職協働のもと実施されている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目標及び教育課程に即した教員の確保が成され、採用・昇任基準においては、「福岡国際医療福祉大学教育職員の職制及び任免に関する規程」を定め「福岡国際医療福祉大学人事委員会規程」にのっとり、適切に採用・昇任、配置が行われている。また、教員は、「教育研究活動報告書」「授業評価結果」などを活用した自己評価とともに、それらを活用した組織的な人事評価が実施されている。FD、その他教員研修においても「福岡国際医療福祉大学における FD の推進に関する基本方針」を定め、全学的な取組みが行われている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の研修体制として、「福岡国際医療福祉大学教職員の人材育成の目標・方針」に沿って、学内研修のみならず学外の研修への積極的な参加を促すなど、大学職員として必要な資質・能力の向上に努めている。事務職員においては、大学独自の「事務試験」を定期的

に行い、基本的な知識の確認も実施されている。特に、新人研修では、医療従事者を育成する教育機関として、関連するグループ施設の医療機関、福祉施設等を活用した研修やグループの他の法人職員を含めた研修を実施するなど工夫をしている。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究支援においては、快適な研究環境を整備するように努めており、研究スペースの確保、機器備品類の整備、学会活動支援等も適切に実施されている。研究倫理においても「福岡国際医療福祉大学研究活動に関する行動規範」を定めるとともに利益相反管理、倫理委員会による研究計画の審査も実施されている。研究活動への資源の配分では、学内研究費をはじめ、学科予算等により適切な配分が行われている。また、学外研究費獲得のため、教職員等の研究の立案・実施に関する相談の窓口として、グラントアドバイザーを設けるなど積極的な外部資金の獲得にも努めている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為をはじめとする法人の諸規則にのっとり、明確なビジョン・方針に基づく誠実性のある運営が行われている。使命・目的を実現するため、中期目標・中期計画を策定し、当該計画に基づき毎年度、予算を編成・執行し、その達成に向けて継続的な努力をしている。公益通報、危機管理等組織倫理に関する必要な規則を定め、新型コロナウイルス感染症拡大時に危機管理規程に基づき、迅速に対策本部を設置するなど適切な運営が行われて

いる。人権への配慮に当たり、ハラスメント対応として、教職員・学生への研修等による発生防止対策の啓発活動が積極的に取組まれている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法人における最高意思決定機関として、理事会が明確に位置付けられており、構成員である理事の選任、理事長の選任等においても規則に基づく適正な運用が行われている。理事会で決議することが規定されている予算、決算、事業計画等については、理事の良好な出席状況のもと適宜適切に審議が行われ、決議されている。また、理事長、副理事長、専務理事等を構成員とする常任理事会を設け、その役割、権限を明確に示すことにより、機動的な意思決定が可能な体制を整備し、運用している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

大学の管理運営機関である管理運営委員会を設置し、その構成員として常任理事会メンバーである法人役員を複数含むことにより、大学・法人間の意思疎通の円滑化を図り、経営課題への迅速かつ柔軟な対応を可能とする体制を確立し、機能させている。学長が自ら教職員からの提案等を適宜ヒアリングする機会も設けられている。監事は、理事会、評議員会のみならず、大学の管理運営の重要事項を審議する管理運営委員会にもオブザーバーとして出席するなど、大学運営に関するチェックも行っている。加えて、毎会計年度、理事会、評議員会において会計監査報告を適正に行っているほか、年度の計画に基づいた業務監査を実施している。評議員会については、諮問等が必要な事項について適切に付議されており、評議員の出席状況も含めて適切に運営されている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

平成 31(2019)年の大学開学以来、安定的に学生を確保しており、完成年度を迎えた令和 4(2022)年度以降も収容定員を充足している。これによる学生生徒等納付金収入及びこの間継続して受入れてきた寄付金収入が寄与することにより、安定した財務状況を維持している。

公的機関からの補助金等の外部資金も積極的に獲得を図っており、財務基盤の安定に寄与している。また、中期目標・中期計画に基づく新学科設置後の学年進行による収入増加に伴い、人件費比率等が大幅に改善している。金融資産の運用については、預金等による安全かつ確実な方法で運用されている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準にのっとった適正な会計処理を実施するための必要な経理に関する規則は適正に整備されている。また、予算執行は、厳格な手続きのもとに行われており、加えて、期中の予算と実績とのかい離を踏まえ、例年、補正予算を作成し、理事会、評議員会に諮るなど、コスト管理面でも堅実な運営を行っている。決算時の会計監査は、公認会計士の監査、監事による会計監査が適正に実施されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「福岡国際医療福祉大学における内部質保証の推進に関する基本方針」にて内部質保証に関する全学的な方針は、明示されている。

「福岡国際医療福祉大学における内部質保証の推進に関する基本方針」を基軸とし、自己点検・評価を基盤とする内部質保証の推進体制を構築し、全学的な質の向上を目指している。

内部質保証の推進に責任を負う組織として大学質保証推進委員会を、また、自己点検・評価の実施を担う組織として自己点検・評価委員会を学長のもとに各々設置しているなど、内部質保証のための恒常的な組織体制は整備され、かつ責任体制も明確になっている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

エビデンスに基づいた内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価、あるいは一般社団法人リハビリテーション教育評価機構による適合認定のほか、第三者評価機関による分野別の自己点検・評価等を実施していることから、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は行われている。

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価結果は、ホームページ等を活用し、学内及び社会へ公表している。

IR 推進室にて学生の入学時の成績から在学中の学業成績、留年、退学者の成績推移等の分析を行い、加えて、学部・学科、教務委員会等、各種委員会及び事務局組織が連携していることから、現状把握のための十分な調査・データの収集・分析を行う体制は整備されている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証の実現に向け、アセスメント・ポリシーを定め、適切に運用が成されているかを確認するため、各種委員会、IR 推進室、自己点検・評価委員会等において、評価指標を用いた定期的な確認が行われている。また、その検証の結果を教育改善・向上に反映している。

令和 2(2020)年に策定した中期目標・中期計画の達成度に関する自己点検・評価を毎年度実施するなど、大学運営の改善・向上に向けた内部質保証のための PDCA サイクルの更

なる機能強化に努めている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 国際性

A-1. 特色ある国際交流

- A-1-① 海外研修プログラムの更なる充実
- A-1-② 協定校からの短期研修受入プログラムの充実
- A-1-③ 国際セミナー等の国際交流

【概評】

海外研修を全学生の必修科目に位置付けていることは、高い成果を挙げている。「講義・演習・実習」の構成で、海外の医療福祉を体験できるプログラムとなっており、大学の設置学科に対応した工夫が行われている。受講や見学にとどまらず、学生が主体的に関われるプログラムの検討を期待したい。今後、学生の経済的負担の軽減のために、学内外の奨学金制度の導入なども検討されたい。

新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行後、韓国の協定校からの研修の受入れを実現させ、今後も継続的な交流を計画しており、国際性をより高める意欲が認められる。

開学時に国際セミナーを開催し、学生を参加させるなど、学生が国際性を身に付ける機会を設けている。それ以降の開催はないものの、今後開催に向けての検討を行い、継続的に実施していくことを期待する。

令和 5(2023)・6(2024)年において、5 学科の教員がそれぞれ複数回、海外での国際学会や学術大会に参加しており、教員の国際的な活躍が目覚ましい。若手教員においては、国内での国際学会に参加する機会を各学科で設け、いずれ海外での国際学会で発表するための支援を行っている。全学的に教員の国際性を高める志向にあって、特に看護学科では、海外での実践活動が豊富な教員を多く採用している。それらの取組みが学生の国際性を豊かにする教育に反映されることが期待できる。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 新型コロナウイルス感染症に対する取組

新型コロナウイルス感染症が発生した直後、本学では、福岡国際医療福祉大学危機管理規程に基づき、福岡国際医療福祉大学危機対策本部に学長を統括者とした「新型コロナウイルス感染症対策チーム」を設置し、令和 2（2020）年 2 月 28 日を第 1 回とし、延べ約 80 回の会議開催を重ねた。本会議において「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動指針」を定め、同指針のもと感染状況の把握及び緊急事態宣言の発出等に伴う対応について検討実施してきた。

本チームが中心となって、学内や地域における感染拡大の防止と学生の学修機会の確保の両立に取り組むべく、遠隔授業、遠隔授業と対面授業のハイブリッド、対面授業の 3 つ

の形態を実施し、全学を挙げて授業に必要な時間数を確保し教育の質の低下を防ぐことに尽力した。遠隔授業の実施にあたっては、全教員が対応できるよう ICT 環境の整備と充実を図り、教務委員会と情報教育委員会（現在の情報委員会）が協同してシステムマニュアルの作成や講習会を実施し、教員間のサポート体制の構築を行った。国家資格等の取得に係る臨地実習においても、文部科学省及び厚生労働省をはじめとする関係機関の指導及び通知に基づき、教務委員会と臨床教育実習委員会（現在の臨地実習委員会）が実施期間の短縮や代替措置等に係る検討実施を行い、また国際医療福祉大学・高邦会グループの医療福祉施設における実習受入れ等の協力により、学びの環境を確保することができた。

併せて、本学は医療従事者を育成する大学として新型コロナワクチン接種にいち早く取り組み、本学教職員が一丸となって大学拠点接種を実施した。本学学生・教職員のみならず、その家族や地域住民、近隣の企業や教育機関の学生及び教職員等を対象として令和 3（2021）年 7 月 7 日から令和 4（2022）年 8 月 9 日の期間において総計 5,566 人へのワクチン接種を行い、新型コロナワクチン接種率向上に貢献した。

Ⅳ 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

開設年度	平成 31(2019)年度
所在地	福岡県福岡市早良区百道浜 3-6-40 福岡県福岡市早良区百道浜 1-7-4 福岡県福岡市早良区百道浜 2-4-16

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
医療学部	理学療法学科 作業療法学科 視能訓練学科 言語聴覚学科 診療放射線学科
看護学部	看護学科

Ⅴ 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 11 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 2 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 16 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 18 日	実地調査の実施
11 月 19 日	第 2・3 回評価員会議開催
11 月 20 日	第 4 回評価員会議開催
12 月 4 日	第 5 回評価員会議開催

63 福岡国際医療福祉大学

令和 7(2025)年 1 月 9 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2 月 7 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

64 福山大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

「心情と愛の教育」「人間と自然を尊ぶ教育」「知行合一の教育」により、豊かな人間性を基盤に調和のとれた人格陶冶を目指す「全人教育」を教育理念として、この教育理念を実践するために教育目的を明確に定め、具体的かつ簡潔に文章化して、ホームページ等に明示している。

大学の使命・目的の策定及び見直しについて、学長が統括して、各部署の職員が出席する「福山大学長期ビジョン委員会」と、理事長などの役員が出席する「改革推進委員会」において確認を行い、社会情勢の変化などに対応して検証を行い、その結果を中長期的な計画にも反映している。

使命・目的及び教育目的は、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映されており、自己点検・評価において確認している。

「基準 2. 学生」について

大学は、各学部及び学科単位でアドミッション・ポリシーを定め、周知している。アドミッション・ポリシーに沿って適切な入学者選抜を行っているものの、複数の学科において収容定員の未充足が見られ、今後の改善に期待する。

教職協働による学修支援、進路支援、生活支援等について「学生支援ポリシー」を定め、学修支援部門を整備して、適切に運営している。また、「福山大学クラス担任細則」を定めて学生への各種支援を行い、留年や休学、中途退学等の防止にも努めている。

教育目的達成のため、大学の施設・設備を適切に整備し、かつ有効に活用している。学生ポータルシステムとして「Zelkova」を、学修支援システムとして「Cerezo」を運用するなど ICT（情報通信技術）を積極的に活用している。学生が学長に意見や要望を直接伝える機会を設けて、学生からの改善提案を具現化しており、学生の意見・要望に対して適切に対応している。

〈優れた点〉

- 「新しい共通教育について語り合う会『フクトーク』」を設け、学生が提案した改善案を実際の教育に反映させていることは、高く評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

ディプロマ・ポリシーに基づき単位認定基準、進級認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定し、学生便覧やオリエンテーションを通じて周知をし、厳正に適用している。

教育目的を踏まえてカリキュラム・ポリシーを策定し、学生便覧やホームページで周知している。カリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程を可視化するカリキュラムマップを策定し、ディプロマ・ポリシーで求める資質を明示することで両者の一貫性を確保している。カリキュラムマップと科目ナンバーを用いて教育課程を体系化し、シラバス整備や履修登録単位数上限の設定により単位制度の実質を確保している。

アセスメント・ポリシーを定めて、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示し、学生レベル、学科レベル、大学レベルの三つの観点で成果を評価している。学修成果の点検・評価に、アンケート調査を中心に多様な尺度を用いて教育の質を検証している。

「基準 4. 教員・職員」について

学長がリーダーシップを適切に発揮できるように学長室を設置し、副学長及び学長補佐を置くとともに、それぞれの役割を明確化した教学マネジメントを構築している。事務組織については、「法人及び大学の組織運営に関する規程」に基づき組織編制を行い、業務遂行に必要な人員を適切に配置している。

大学設置基準、大学院設置基準、教職課程認定基準等に基づき、必要な専任教員数及び教授数を確保し、適切に配置している。

教職員の参加する全学 SD(Staff Development)研修の開催に加えて、職員を外部機関が主催する各種研修会へ参加させ、また研修員として外部機関に一定期間の派遣等を行っている。

教育・研究に必要な研究機器等は、長期計画を立案して研究環境を整備して、適切な研究支援を行っている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

関係法令を遵守し、法令の趣旨に従って法人の諸規則を制定し、適切な運営を行っている。大学の使命・目的の実現に向けて継続的に努力し、環境や人権への配慮も行っている。

法人は、寄附行為に基づき理事会を意思決定機関として位置付け、体制を整備している。法人の管理運営に関する基本事項及び重要事項の審議、事業計画の確実な執行など、理事会は適切に運営されている。法人及び大学全体に対するチェック機能を担う監事と評議員会は適切に機能している。

中期計画及び 5 か年の財務計画に基づき単年度の事業計画及び収支予算を策定している。事業活動収支計算書上、教育活動収支、経常収支、基本金組入前当年度収支の各収支差額は近年、支出超過が続いているものの、安定した財政基盤を確立している。会計処理は、学校法人会計基準及び法人並びに大学の諸規則に基づき適正に実施している。

「基準 6. 内部質保証」について

教育水準の向上と社会的使命の達成を目指して、教育・研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、全学的な内部質保証に関する方針を定め、明示している。学長は、内部質保証を担う組織として「全学自己点検評価委員会」を

組織し、学長補佐を委員長に任命して責任体制を明確にしている。

「全学自己点検評価委員会」は定期的に自己点検・評価を実施している。自己点検・評価すべき項目を七つに区分し、点検項目を自主的に策定して、評価結果を学内外に共有している。

三つのポリシーを踏まえた自己点検・評価を行い、更にアセスメント・ポリシーを策定して、それに基づいて教育プログラムを自己点検・評価する仕組みを確立しつつある。各学部等では PDCA サイクルを確立し、自己点検・評価の結果を「学部等自己点検評価書」としてまとめている。自己点検評価実施小委員会はこちらの結果を数値化して集約している。

〈優れた点〉

○80 項目に及ぶ大学独自の点検項目を設けて、定期的に自己点検・評価を実施し、評価結果を数値化して課題を明確にして改善に取り組んでいることは評価できる。

総じて、5 学部 14 学科、大学院 4 研究科 11 専攻を擁し、「学問にのみ偏重するのではなく、真理を愛し、道理を实践する知行合一の教育によって、人間性を尊重し、調和的な人格陶冶を目指す全人教育を行う」という建学の精神に立脚し、更には地域とともにある「未来創造人」を育成することで、社会の幅広い分野で活躍し、豊かな地域づくりに貢献し得る人材の輩出に努める姿勢は高く評価され、他の私立大学の模範となっている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.福山大学ブランドの確立」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 教職員・学生と学長のコミュニケーション
2. グローバル社会で中核人材として活躍できる学生の育成（国際交流と留学生受入）

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的については、教育理念・教育目的として明確に定められており、具体的かつ簡潔に文章化している。学科及び研究科ごとの人材の養成に関する目的や教育目的を学部規則等に定めている。

「心情と愛の教育」「人間と自然を尊ぶ教育」「知行合一の教育」により、豊かな人間性を基盤に調和のとれた人格陶冶を目指す「全人教育」を教育理念とし、この教育理念を実践するために教育目的を定めており、大学の個性・特色を反映して、ホームページ等に明示している。

大学の使命・目的について、全学的組織を通じて社会情勢などの適切性を検証している。学部・学科の使命・目的及び研究科の教育目的についても、必要に応じて見直しを行っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の策定並びに見直しについて、学長が統括して各部署の職員が出席する「福山大学長期ビジョン委員会」と、理事長などの役員が出席する「改革推進委員会」において確認を行い、役員、教職員が参画している。大学の使命・目的及び教育目的について、学生便覧及びホームページにて掲載し、学内外に周知している。

使命・目的及び教育目的は、「福山大学長期ビジョン委員会」において点検を行い、その結果を中長期的な計画に反映している。また、使命・目的及び教育目的は三つのポリシーに反映されており、自己点検・評価において、それらの適切性や関係性を確認している。

大学は、使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性を、大学の自己点検・評価の項目に挙げて検証している。加えて、「福山大学長期ビジョン委員会」で見直しを行うことで、教育研究組織と使命・目的及び教育目的との整合性を確認している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、各学部及び学科単位で教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定めており、入試のしおり、学生便覧、大学案内などに明記するとともに、ホームページで公開し、周知している。

入学者の受入れについては、総合型選抜、公募推薦型選抜など多様な方法で、アドミッション・ポリシーに対応した入学者選抜を行っている。また、学生の入学後の学修成果と入学試験種別との関係を IR 室が統計的に分析している。

複数の学科において収容定員充足率の低下が見られ、その改善に向けて定員の見直しを行うとともに、令和 6(2024)年には三つの学科の学科名を変更した。また、令和 4(2022)年度から事務局に広報部を設置し、ホームページのリニューアルを行っている。

入試問題作成委員により、全入試科目の入試問題を作成している。

〈改善を要する点〉

- 経済学部国際経済学科、工学部電気電子工学科及び機械システム工学科、生命工学部生物科学科及び健康栄養科学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満である点は改善が必要である。

〈参考意見〉

- 経済学部税務会計学科の収容定員が未充足の点について、今後、更なる努力により収容定員充足率の向上に期待したい。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

「学生支援ポリシー」として、教職協働による学生への学修支援、進路支援、生活支援等についての方針を定め、学修支援部門を整備し、適切な運営を行っている。「福山大学クラス担任細則」を定め、学生への各種支援を行っている。

全授業科目のオフィスアワーをシラバスに記載し、学生が教員に学修内容に関する質問や相談ができる体制を構築している。「福山大学ティーチング・アシスタントに関する規程」を定め、大学院生を TA に採用している。「福山大学障害のある学生支援に関するガイドライン」にのっとり、障がいのある学生に対して合理的配慮を行っている。欠席回数によって授業担当教員が当該学生のクラス担任に連絡し、個々の学生の情報を学科教員間で共有して学修指導に活用している。また、教育懇談会で学生の保証人とも情報を共有することで、留年、休学、中途退学等の防止に努めている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア教育と就業支援の二つの視点から、教職協働で学生の社会的・職業的自立の支援を行っている。キャリア教育は、大学教育センター、キャリア形成支援委員会及び教務課で実施され、就職支援は就職委員会及び就職課が担い、「福山大学教育システム」に基づき「自立」「対話」「社会参加」「自己実現」のステップごとの目標を学生の就業力につなげるように支援している。

インターンシップに関して「自分未来創造室」を設置して、協力企業・団体との交渉や調整、学生の相談窓口の開設、インターンシップの事前・事後研修や合同成果発表会等の関連行事を実施している。就職指導において、学生ポータルサイトを開設し、学修支援システムを通じて就職ガイダンスや企業説明会開催を学生に周知するとともに、総合適性検査のトレーニング等を実施している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスや厚生補導のため、学生委員会を設置し、学生課にて学生生活支援を行っている。

保健管理センターを設置し、身体的健康管理や健康診断等に関する専門業務を行う保健室、メンタルヘルスやカウンセリング等に関する専門業務を行う学生相談室を運営している。学生の課外活動への支援は、学生組織である「福山大学学友会」が学生課の指導のもとで行っている。学友会サークルには、その活動実績に応じて学友会及び後援会から助成金を支給している。

日本学生支援機構の奨学金、地域・企業による奨学金、また、西日本豪雨災害や新型コロナウイルス感染拡大の際の授業料減免や奨学支援金の給付など大学独自の奨学金制度等により、学生を経済的に支援している。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的達成のため、大学の施設・設備を適切に整備し、かつ有効に活用している。

また、学部・学科の特性に合わせた実験・実習室など、適切な学修環境を整備し、有効に活用している。適切な規模の図書館を有し、学術情報資料を確保しており、開館時間を含め利用しやすい環境を整備している。ICT を積極的に活用し、学生ポータルシステムとして「Zelkova」、学修支援システムとして「Cerezo」を運用している。学生の学修環境の充実のために「未来創造館」を新たに設け、オープン・ラボや全学共同利用空間として利用している。

広大なキャンパスにおいて、スクールバス乗り場や学生駐車場から大学会館までエスカレータを設置するなど利便性に配慮している。

授業を行う学生数は、教育効果を十分上げられるような人数となっている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「学生による授業評価アンケート」を実施して、学生から該当授業の評価のみならず、学生自身の学修態度についても自己点検・評価を行っている。教員が、学生からの評価に真摯に向き合い、評価結果及び改善計画を各学期末に受講生にフィードバックしている。

1 年次生に対しては、「共通教育アンケート」、卒業年次生へは「学修を振り返るアンケート」を実施し、大学の教育改善の参考としている。

学生委員会は学生生活アンケートを隔年で実施し、生活実態の把握に努めている。学生生活に対する学生の意見をくみ上げるシステムとして、「学生支援ポリシー」を定めて、心身の健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活の支援を行っている。

学修環境に関する学生の意見や要望に応えるに当たり、学生が学長に意見や要望を直接伝える「学長室訪問」を開催している。

〈優れた点〉

- 「新しい共通教育について語り合う会『フクトーク』」を設け、学生が提案した改善案を実際の教育に反映させていることは、高く評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的に基づき、ディプロマ・ポリシーを策定し、教授会や研究科委員会、更に評議会において審議し、学長が決定している。また、学生便覧やホームページを通じて周知している。

ディプロマ・ポリシーに基づき、単位認定基準、進級認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定し、学生便覧やオリエンテーションを通じて学内外に周知している。

単位認定基準は、授業担当教員がシラバスに明示した方法で評価し、厳正に適用している。進級認定基準と卒業認定基準は、教授会で審議した後に学長が決定することで、厳格に適用している。修了認定基準は、学位論文と口頭試問をルーブリック表に基づいて審査し、厳正に適用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを策定し、学生便覧やホームページで周知している。

カリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程を可視化するカリキュラムマップを策定し、ディプロマ・ポリシーで求める資質を明示することで両者の一貫性を確保している。

カリキュラムマップと科目ナンバーを用いて教育課程を体系化し、シラバス整備や履修単位数上限の設定により単位制度の実質を確保している。

初年次教育、共通基礎教育、教養教育、キャリア教育の4群を体系的に編成し、全学共通教育として実施している。

アクティブ・ラーニングの一環としてSGD(Small Group Discussion)やPBL(Problem Based Learning)を導入し、専用教室を整備するとともに、教育改革シンポジウムやFD(Faculty Development)研修会を通じて教授方法の改善を推進している。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

アセスメント・ポリシーに基づき、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示し、学生レベル、学科レベル、大学レベルの三つの観点で成果を評価している。学修成果の点検・評価には、学生や企業へのアンケート調査を活用し、授業評価、学修成果の意識調査、卒業時満足度、採用企業の評価など、多様な尺度や指標を用いて教育の質を検証している。

学生の授業評価アンケート、共通教育アンケート、採用企業アンケートなどを通じて学修成果を点検・評価し、その結果を教育内容や方法、学修指導の改善に反映している。授業評価アンケートの結果は各教員が改善計画を策定し、学生へフィードバックしている。共通教育アンケートの結果は、大学教育センターが報告書をまとめ、共通教育改善の資料として活用している。また、採用企業アンケートで指摘された語学力向上の要望に応じて、全学的な英語教育の改革を実施している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮できるように学長室を設置し、副学長及び学長補佐を置いている。副学長は「福山大学副学長に関する内規」を定め、役割を明確にしている。学則等の規則に基づき評議会、全学教授会、学部教授会、学部長等協議会、研究科長等協議会を設置し、学長はこれらの会議体を通して全学組織を掌握すると同時に、学長の意思を周知している。

教育研究に関する重要な事項で、教授会及び研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについては「福山大学学部教授会細則」及び各研究科委員会細則に定め、周知している。事務組織については、「法人及び大学の組織運営に関する規程」に基づき組織編制を行い、教学マネジメントの業務遂行に必要な人員を適切に配置している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学設置基準及び大学院設置基準、教職課程認定基準等に基づき、必要な専任教員数及び教授数を確保し、適切に配置している。教員の採用・昇任については「福山大学教員選考基準」「福山大学教員選考基準内規」「教員選考に関する教授会運営細則」「教員の採用等、人事関係の手続き要領」に基づき、大学全体の人事計画のもと、実施されている。教員の採用は、原則として公募制で行っている。

FD については、大学教育センターの教育開発部門が実施する全学 FD 研修会と、「授業研究」に加え、学部、学科、研究科がそれぞれの特色やニーズに合わせた FD 活動を実施

している。「学生による授業評価アンケート」「福山大学での学修を振り返る卒業生アンケート」など、教育の質向上に向けた調査の企画、実施及び公表を行っている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

教育研究活動等を適切かつ効果的に運営するために、職員に必要な知識及び技能を習得すること、更にその能力及び資質を向上させることを目的として「学校法人福山大学スタッフ・デベロップメント実施規程」を制定し、これに基づきスタッフ・デベロップメント推進委員会を置き、関係委員会等の協力を得て研修会を開催するなど、組織的に職能開発の取組みを行っている。

教職員が参加する全学 SD 研修に加えて、職員の資質・能力等の向上を目的として、「職員 SD 研修」や職員が講師を務める研修会を開催している。職員を外部機関が主催する各種研修会へ参加させ、また研修員として外部機関に一定期間の派遣等を行っている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

教育・研究に必要な研究機器等は、長期計画を立案し研究環境を適切に整備している。また、高額であるが汎用性が高い研究機器を「共同利用センター」に設置し、教員及び学生が共同利用することで教職員及び学生の研究環境の向上に努めている。

学術研究の適正な実施、倫理的、科学的妥当性や安全性の確保などを目的として、「福山大学研究安全倫理委員会」を設置し、研究及び実験計画を厳正に審査している。

研究活動への資源配分は、「学校法人福山大学研究費に関する規則」及び「学校法人福山大学旅費規程」に基づき、研究費及び学会出張旅費を決定し支給している。

研究推進委員会による外部研究資金獲得に向けた FD 研修の実施、研究計画の策定、外部資金の申請書作成の要点指導や、社会連携センターによる企業等のニーズと教員のシーズのマッチングなど、研究活動の活性化及び推進に向け努力している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

関係法令を遵守し、法令の趣旨に従った法人の諸規則を制定し、諸規則に基づく適切な運営を行っている。大学の透明性と公正さを維持するために「学校法人福山大学公益通報等に関する規程」を定め、受付窓口を設置している。

私立学校法第 47 条及び 63 条の 2 で指定している事項、学校教育法施行規則 172 条の 2 で指定している教育情報、教育職員免許法施行規則第 22 条 6 で指定されている項目は法人及び大学のホームページで公表している。

「学校法人福山大学中期計画」を基本的な方針とした年度計画によって運営し、大学使命・目的の実現に向けて継続的に努力し、環境や人権への配慮も行っている。

危機管理は「福山大学危機管理規程」や「福山大学防火・防災管理規程」等に基づき避難訓練・消防訓練を適切に実施している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法人は、寄附行為に基づき理事会を意思決定機関として明確に位置付け、使命・目的の達成に向けて体制を整備している。

法人の管理運営に関する基本事項及び重要事項の審議、事業計画の確実な執行など、理事会を適切に運営している。

理事は寄附行為にのっとり適切に審議して選任されている。理事会は定期的に行われ、理事の出席状況は良好である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会、評議員会は大学関係者が構成員となっており、法人と大学の円滑な連携を図っている。理事長は、法人の理事会及び常任理事会を招集して議長を務めており、法人の重要事項の審議・決定においてリーダーシップを発揮している。また、「学校法人福山大学内部監査規則」にのっとり内部監査を実施し、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。教職員は全学的な委員会活動において教職協働を実施しており、円滑な大学運営を図っている。

法人及び大学全体に対するチェック機能を担う監事と評議員会は適切に機能している。監事及び評議員は寄附行為にのっとり、適切に選任されている。監事は職務を適切に執行し、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。監事の理事会及び評議員会への出席状況、評議員の評議員会への出席状況は適切である。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人は、安定した経営を行うため、令和 5(2023)年度に中期計画及び 5 か年の財務計画を策定し、この計画に基づき単年度の事業計画及び収支予算を策定している。

事業活動収支計算書の教育活動収支、経常収支、基本金組入前当年度収支の各収支差額では、令和元(2019)年度からの 5 年間に於いて、大学部門では令和 3(2021)年度以降、法人全体では令和元(2019)年度以降で支出超過の状況が継続している。一方、財務比率では、貸借対照表関係比率の純資産構成比率及び運用資産余裕比率は全国平均よりも高い比率を維持し、安定した財政基盤を確立している。

専任教員の研究意欲及び研究力の向上を図るため、「学校法人福山大学研究費等に関する規則」を改正し、科学研究費助成事業の交付額に応じた個人研究費の加算や、民間財団等が募集する研究助成への応募の奨励など、外部資金獲得の多様化も進めている。

〈参考意見〉

○事業活動収支計算書の収支差額において、支出超過が継続かつ増加傾向にあり、法人全体の財務状況に影響を及ぼしていることから、法人運営の長期安定化を確立するため、

収支バランスの均衡に向けた方策の更なる展開が望まれる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人福山大学経理規程」「固定資産及び物品調達規則」「資産管理規程」などの諸規則に基づき実施している。

予算編成は、各学部・学科等の予算要求書をもとに、学長ヒアリングを経て予算原案が作成された後、法人と大学の総括審議を経て予算案が作成され、評議員会及び理事会で審議し承認している。

法人は、常勤監事 2 人を置くとともに、監事の職務機能強化を図るため、「学校法人福山大学監事監査規則」を定めている。監事はこの規則に基づき、各部署や学科単位の個別監査や諸会議への出席など定期的に業務監査及び会計監査等を行い、理事会及び評議員会において監査報告を行っている。また、監事及び監査法人は、会計監査を適正に行うため監査機能の強化に向け、意見交換などを通して学校法人の状況の共有に努めている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

教育水準の向上と社会的使命の達成を目指し、大学学則第 1 条の 2 に基づいて教育・研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、全学的な内部質保証に関する方針を定め、明示している。

自己点検・評価結果を改革推進委員会に諮り、改善を要すると判断された課題の問題解決に努めている。改革推進委員会では、理事長をはじめとする法人が大学側の意見を聴取するとともに、法人の考え方を大学側に説明することで円滑に改善策を策定している。

学長は、内部質保証を担う組織として「全学自己点検評価委員会」を組織し、自己点検・

評価担当の学長補佐を委員長に任命して責任体制を明確にしている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「全学自己点検評価委員会」は令和 2(2020)年度まで毎年、以後は規則を改正し、隔年で自己点検・評価を実施して、「全学自己点検・評価書」を作成している。自己点検・評価すべき項目を七つに区分し、それぞれの項目に細点検項目を設定して、全部で 80 項目に及ぶ点検項目を自主的に策定し、学部等ごとに項目を指定している。

「全学自己点検評価委員会」が作成した「全学自己点検・評価書」は、大学ホームページで公開し、教職員と共有している。

「福山大学 IR 室規則」を定め、教育、研究、社会連携、入試、大学運営に関わるさまざまなデータと情報の収集・管理・分析を行い、学長の戦略的意思決定や改善を支援するための IR 室を設置している。

〈優れた点〉

○80 項目に及ぶ大学独自の点検項目を設けて、定期的に自己点検・評価を実施し、評価結果を数値化して課題を明確にして改善に取り組んでいることは評価できる。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた自己点検・評価を行い、更にアセスメント・ポリシーを策定し、それに基づいて教育プログラムを自己点検・評価する仕組みを確立しつつある。

学部等では、PDCA サイクルを確立し、自己点検・評価の結果を「学部等自己点検評価書」としてまとめている。自己点検評価実施小委員会は、これらの結果を数値化して集約している。

平成 29(2017)年度に受けた大学機関別認証評価において、改善を要する点として指摘された事項について、改善報告書を作成し、評価機関に提出するなど、継続的に改善に努めている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 福山大学ブランドの確立

A-1. 福山大学ブランド確立の目的

- A-1-① 大学ブランディング活動の目的の明確化
- A-1-② 大学の使命・目的と大学ブランディング活動の整合性

A-2. 大学ブランディング活動を推進する組織とその機能

- A-2-① 大学の広報を担う組織とその機能
- A-2-② 大学の地域活動・社会貢献を担う組織とその機能
- A-2-③ 大学の研究を担う組織とその機能

A-3. 大学ブランディング活動の取組と成果

- A-3-① 大学ブランディングの広報活動の取組とその成果
- A-3-② 大学ブランディングの地域活動・社会貢献の取組とその成果
- A-3-③ 大学ブランディングと研究活動の取組とその成果

A-4. 大学ブランディング活動の検証

- A-4-① 大学ブランディング活動の検証

【概評】

「福山大学ブランド」確立の目的は、地域にとって必要不可欠な大学として認知されることである。ブランディング活動は、大学の強みを明確化し、備後地域の知の拠点としてその社会的魅力を発信する取組みである。大学の使命・目的は、全人教育に基づき地域の中核となる職業人を育成し、持続可能な地域創生に貢献することであり、この使命はブランディング活動と整合性を有している。

広報委員会は、各会議体の長や事務局の長を中心に構成され、若者の感性を広報活動に反映するため、学生を委員に加える仕組みを導入している。新設の広報部と連携し、広報活動を効果的に推進している。地域で活躍する人を地域とともに育てる方針のもと、社会連携センター、国際センター、カーボンニュートラル推進委員会を設置し、地域活動や社会貢献を推進している。また、研究推進委員会を中心に、優先研究課題の設定、進捗管理、成果評価を行い、ブランディングに資する研究活動を積極的に推進している。

大学案内やホームページ、独自 CM 制作を通じて福山大学ブランディング戦略を広報し、地域や国際社会に向けてその魅力を発信することで、大学ブランドの認知度向上に成果を挙げている。教職員と学生が地域活動や社会貢献に取組み、地域文化や経済の発展に寄与することで、大学ブランドの確立に努めている。また、瀬戸内の里山・里海学などの研究課題を推進し、独自の学術ブランドを確立する成果も挙げている。

ブランディング活動の進捗を検証するため、各組織が自己点検・評価を実施し、PDCA サイクルを運用している。社会連携センター、広報委員会、研究推進委員会などがそれぞ

れの役割に基づいて評価を行い、「全学自己点検評価委員会」が結果を集約して長期ビジョン委員会に共有している。これにより、年度目標の達成状況を確認し、改善に反映させている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

■教職員・学生と学長のコミュニケーション

いかなる組織にも妥当するであろうが、構成員間の意思疎通、特に管理的立場にある者と所属メンバーとの緊密な相互理解が当該組織の円滑な運営に欠かせないことは言うまでもない。福山大学では、次の幾つかの機会を設けて、その実現に努めている。

まず、毎月上旬の月曜日、教職員が繰り合わせるのが比較的容易な夕刻に学長のオフィスアワーを設け、来室する教職員との懇談や運営万般に関する率直な意見を聴く機会としている。教員の来室が多数を占めるが、職員や稀に学生も来室し、日頃見落としていた事柄に気づかされることも少なくない。オフィスアワー以外にも、学長としてほかの用務で塞がっていない時間帯には、随時来室を歓迎する旨を事あるごとに伝え、実践している。

第二に、対象を学生に絞った活動として、毎年の12月に参加者の人数に合わせて数日にわたり、学生からの意見を聴く会を別に設けている。茶話会形式のくつろいだ雰囲気の同会には、時間の調整が可能な限り副学長、事務局長等も同席し、特に施設・設備の改善要望や教学・課外活動に関する要望を聴取している。要望内容は正式の記録として残し、即刻対処可能な事柄はもとより、具体的かつ適時に対応措置を講じている。

第三に、毎月1日に「学長短信」と称するメッセージを全専任教職員にメール発信している。教育に対する自身の考えばかりでなく、本学内外で起こる種々の事象についての時評、各分野の専門家の見解の紹介とそれへのコメント等、諸々の話題を取上げているが、「学長短信」は大学ホームページにも掲載している。このほか、「日替わり」状態で各部局から投稿され、学内の出来事を知る最適なツールと言っても過言でない「FUKUDAI Mag」の末尾に載せる「学長から一言」も、構成員との往還の貴重な機能を果たしている。

■グローバル社会で中核人材として活躍できる学生の育成（国際交流と留学生受入）

本学では外国人留学生の受入れとして、大学間交流協定に基づく交換留学と日本国内及び日本大学連合学力試験(JPUE)を利用した海外での留学生選抜を実施している。外国人留学生は本学卒業後、本学や国立大学の修士課程等へも進学している。近年、日本での就職を希望する留学生が増加しており、昨年10月に本学が提案した「備後・安芸圏域留学生就職・定着促進教育プログラム」が文部科学省から留学生就職促進教育プログラムとして認定され、令和7(2025)年度から実施予定である。日本人学生の海外派遣支援として、協定大学への交換留学、短期語学研修、学科主催の海外研修に対して奨学金を支給している。このような日本人学生の海外留学機運を醸成し、国際社会で活躍するために、共通教育に「国際化と地域創生」を提供している。この授業では海外で活躍する卒業生・専門家によるZOOMでの講義を実施している。海外の32大学と学術・学生交流協定を締結している。令和4(2022)年度と令和5(2023)年度に科学技術振興機構のさくらサイエンスプログラム(SSP)に採択され、タイの2大学とインドの1大学から合計25名を招へいした。本学の国際化の目標は、①外国人留学生を全学生の5%程度にまで増やす。②日本での就職を希望

する留学生に対して就職支援を行う。③協定校を今以上に増やす努力を続けるとともに、SSP を毎年 1～2 プログラム程度運用して、教育・研究の国際化を推進する。このような組織的な活動を通して日本人学生の海外渡航意識の醸成を図り、④今以上に多くの学生が長期・短期の海外留学に赴くようにすることで、本学の日本人学生の国際展開を促進する。

Ⅳ 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

開設年度 昭和 50(1975)年度
所在地 広島県福山市東村町字三蔵 985-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
経済学部	経済学科 国際経済学科 税務会計学科
人間文化学部	人間文化学科 心理学科 メディア・映像学科
工学部	電気電子工学科 建築学科 情報工学科 機械システム工学科
生命工学部	生物科学科 健康栄養科学科 海洋生物科学科
薬学部	薬学科
経済学研究科	経済学専攻
人間科学研究科	心理臨床学専攻
工学研究科	電子・電気工学専攻 建築学専攻 情報処理工学専攻 機械工学専攻 生命工学専攻 電子情報工学専攻 地域空間工学専攻 設計生産工学専攻
薬学研究科	医療薬学専攻

Ⅴ 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
9 月 19 日	第 1 回評価員会議開催
10 月 9 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 23 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11 月 18 日	実地調査の実施
11 月 19 日	第 2・3 回評価員会議開催
11 月 20 日	第 4 回評価員会議開催

64 福山大学

12月2日	第5回評価員会議開催
12月26日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
令和7(2025)年 2月12日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

65 文化学園大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

建学の精神「新しい美と文化の創造」を踏まえ、使命・目的等を明確に学則で定め、大学内で共有するとともに、大学ホームページ等で周知している。ファッション業界と密接な関係をもちながら、使命・目的等を適切に見直し、使命・目的及び教育目的を踏まえて作成した三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を中期計画に反映している。変化が速いファッション業界との関係に留意しつつ、使命・目的等を達成するための三つのポリシーを見直し、教育研究組織を整備している。

「基準 2. 学生」について

教育目的等を踏まえたアドミッション・ポリシーを明示し、多様な入学者選抜を実施し概ね学生を確保している。クラス担任・副担任制度に加え、必要に応じて教務課、学生課、学生生活支援室等が連携して学生を支援している。オフィスアワー制度に代わり学生との個別相談を実施している。

学内ウェブサイト掲示板等を活用し効果的に就職情報を発信している。クラス担任・副担任制度に学生支援委員会、学生生活支援室が連携して学生生活を支援している。学生相談は「学生相談室」「学生交流支援室」「障害学生支援室」が丁寧に対応し、経済的支援は大学独自の奨学金制度に加え同窓会による制度もある。

服飾関係分野において、学外研究者等も使用できる、大学図書館、「文化学園服飾博物館」「文化学園ファッションリソースセンター」を設置している。

〈優れた点〉

○服飾関連資料が充実する図書館、歴史的価値のある衣装を収蔵する「文化学園服飾博物館」や「文化学園ファッションリソースセンター」が設置され、在学生、教職員、学外研究者等が授業や研究で活用している点は高く評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的等を踏まえたディプロマ・ポリシーを明示し、大学ホームページなどを通じて学内外に周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等も明確に定め、厳正に運用している。

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの一貫性にも配慮し、履修要項に「カ

リキュラム体系図」を示している。アクティブ・ラーニング等も積極的に導入している。

ファッション業界との関係から学内で実施するファッションショーと卒業イベントを学修成果の点検・評価に活用し、「学生によるカリキュラム・授業改善アンケート」、ラーニングポートフォリオを学修成果の向上のために活用している。

「基準 4. 教員・職員」について

副学長、学部長、研究科長等が学長を補佐しながら、大学の意思決定に向けて、大学運営会議、将来構想委員会、学部長会がそれぞれの役割に応じて、長い伝統の中で確立した方法により教学マネジメントが機能している。

大学及び大学院は必要な教員を確保し、ファッションを意識した個性・特色ある教育研究を行っている。実習授業の多い学科には助手を配置している。FD(Faculty Development)活動は、大学運営会議、将来構想委員会に直属する「全学ファカルティ・ディベロップメント委員会」が、教育内容・方法の改善に取り組んでいる。大学運営に関わる職員の資質向上のため、「全学スタッフ・ディベロップメント委員会」が各種研修会を実施し、教員と職員が合同で問題を共有している。研究活動を支えるために、四つの附属研究所があり、また服飾研究に重点を置いた図書館等の三つの附属機関がある。

〈優れた点〉

○「全学 FD・SD 研修会 分科会」では教員と事務職員が合同で 10 人程度のグループで討議した後、報告書によって全教職員がその内容を共有する取組みにより、教職員が立場を超えた意見交換を行い、その結果を共有して資質向上に励んでいる点は高く評価できる。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

法人全体として中期計画を策定している。毎月開催する「学園運営会議」の前に開催している理事懇談会において、経営上の問題に関する情報を共有し、理事会の意思決定が円滑にできる体制が機能している。理事会・評議員会での決定事項等は、「学園運営会議」で確認・調整の上、「学園・学校部長会」と連携し、相互に確認しながら意思疎通を図っている。

中期計画に基づいて単年度事業計画を立案している。併せて、中長期財務計画を作成し、これに沿った財務運営を行っている。財務上の問題を解決しながら、収益事業を充実させ、資金運用を行い、安定した経営基盤を維持している。学校法人会計基準に基づき学内規則等を整備し、監査室及び監事による監査も適時実施し、厳正に会計を処理している。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証の全学的方針は将来構想委員会が定めており、学長が委員長である将来構想委員会及び全学自己点検・評価委員会が中心となり内部質保証の組織を整備し、学長を中心とした責任体制が確立している。

大学は日本高等教育評価機構の評価基準に準拠して、「自己点検・評価検討機関」が自己点検・評価を行っている。また、自己点検・評価に必要なデータの収集・分析は法人本部

総務部企画課等が行っている。この結果を学内で共有し、外部評価委員会に毎年報告し、検証している。

「自己点検・評価報告書」に「次年度への課題」を明示し、これを次年度の事業計画に反映させ、PDCA サイクルが組織的に機能する仕組みが確立している。

〈優れた点〉

○大学独自の「自己点検・評価報告書」について、検討機関ごとに「本年度の課題」「取組の結果と点検・評価」「次年度への課題」の三つを明示することで、自己点検・評価活動を補完するものとして有効に活用され、PDCA サイクルが継続的に機能している点は評価できる。

総じて、大学は建学の精神「新しい美と文化の創造」を踏まえ、我が国のファッション業界へ多くの人材を送り出し、同業界に多大な貢献をし続けている。教員と学生との距離が近く、恵まれた教育研究環境のもと懇切丁寧に指導が行われている。伝統に立脚しながら、経営基盤も安定し学長・理事長を支援する体制が整備され、自己点検・評価に基づき内部質保証体制は機能している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.学外連携教育」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 大学の人的・物的資源の社会への還元
2. 国際交流

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、開学当時から家政学系を起点とし服飾文化の普及と発展に寄与するために「新しい美と文化の創造」を建学の精神と定め、大学学則及び大学院学則に使命・目的を明示し、各種印刷物及び大学ホームページにおいて明示している。

大学と密接な関係にあるファッション業界の速い変化に対応するため、学部・学科、大学院研究科専攻ごとに教育の目的を具体的かつ簡潔に記載し、適時見直している。

ファッション業界に軸足を置きながら、時代の変化に対応できる人材を育成するという個性・特色が明確であり、同業界の動きにも迅速に対応することが求められるため、社会の変化への対応も積極的に行っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的、教育目的の策定や見直しプロセスは、学部長会での協議、各種委員会への意見聴取、大学運営会議と将来構想委員会での審議、学園運営会議への報告といったプロセスを経て、役員や教職員の理解を得ている。

学内外の周知は、在学生にはオリエンテーション及びガイダンスで伝え、卒業生、産業界、社会に対してホームカミングデー、大学ホームページ、求人案内などを通じて周知している。

中期計画において、大学の使命・目的及び教育目的を反映している。また、三つのポリシーは使命・目的及び教育目的が反映されており、大学運営会議と将来構想委員会において点検・評価を毎年度実施している。使命・目的及び教育目的を達成するために 3 学部 6 学科及び 2 研究科 4 専攻を設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーが設定され、建学の精神「新しい美と文化の創造」のもと、学部・学科ごとに明確に示され、大学ホームページやオープンキャンパス、入試情報冊子にて一般に周知されている。アドミッション・ポリシーに沿った多様な入学者選抜を行っており、入学者選考判定委員会及び入学者選抜委員会にて入学者選抜を公正かつ妥当な方法により審議・検証している。入学定員の充足について、大学及び大学院全体として概ね定員を満たしている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援全般や中途退学、休学、留年等の対応について、クラス担任・副担任が必要に応じて教務課・学生課・学生生活支援室と連携する学修支援体制が整備されている。

学修支援の充実について、TA や SA(Student Assistant)を配置し、業務の違いを明確にしつつ教育に活用している。

学科ごとの方法で個別相談を実施しており、学生のニーズに合わせた学修支援を実施している。

障がいのある学生への支援体制については、学生生活支援室が学生からの教育的ニーズと意思を聴取し、「文化学園大学障害学生支援委員会」と連携して、学修支援を行っている。

〈参考意見〉

○オフィスアワーに代わる個別相談を実施しているが、オフィスアワー制度を整備し、全学的に実施することが望まれる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内にインターンシップを含む「キャリア形成教育科目」が設置され、1 年次生

からキャリア教育を実施している。加えて、3 年次生を対象とした就職講座を教育課程外にて実施し、学生の就職に役立てている。

就職委員会及び「学園就職支援室就職支援一課」が連携し、十分な就職支援体制を整備している。学内システムを活用し効果的に情報発信を行っている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

「文化学園大学障害学生支援委員会」及び「学校法人文化学園 障害学生支援委員会」を設置し、障がいのある学生への支援体制が整備されている。事務局に学生課を置き、クラス担任・副担任や学生支援委員会、学生生活支援室が連携し、学生生活を支援する体制をとっている。また、学生の相談内容により「学生相談室」「学生交流支援室」「障害学生支援室」が連携して対応に当たっている。

学生に対する経済的な支援は、大学独自の奨学金や特待生制度、同窓会組織による奨学金、外部の奨学金等により対応し、学部生、大学院生、留学生に対する奨学金制度が実施されている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

設置基準にのっとり校地、校舎、図書館等の施設・設備が整備され、有効に活用されている。

図書館及び服飾関連施設が充実しており、ICT（情報通信技術）環境が適切に整備されている。図書館は、学生の教育・研究に必要な蔵書・資料を十分に備え、授業終了後も利用できるよう対応している。

施設・整備の利便性については、ユニバーサルデザインに配慮した施設づくりの推進により、バリアフリーマップを作成し、周知されている。

授業を行う学生数は、学部・学科の専門性や科目の特性に応じて、適切に管理されている。

〈優れた点〉

- 服飾関連資料が充実する図書館、歴史的価値のある衣装を収蔵する「文化学園服飾博物館」や「文化学園ファッションリソースセンター」が設置され、在学生、教職員、学外研究者等が授業や研究で活用している点は高く評価できる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生からの意見や要望を収集し、学修支援や学生生活、学修環境を改善できる体制が整えられている。学修支援に関する学生の意見・要望の把握のために「学生によるカリキュラム・授業改善アンケート」を実施し、その結果について事実確認を行う必要があると判断したものを抽出し、全学ファカルティ・ディベロップメント委員会で検討や対応が行われている。学生生活・学修環境・課外活動・留学生のニーズに対応するため、学生生活調査、学生会サミット、留学生懇談会、クラブ部長との会議を行い、対応している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学・学部・学科のディプロマ・ポリシーは、大学の教育目的等を踏まえ、大学運営会議、学部長会等の全学の会議で審議、決定され、大学ホームページなどで周知されている。また、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等は、ディプロマ・ポリシ

一を踏まえて、「文化学園大学学則」「文化学園大学大学院学則」「文化学園大学学位規程」や関連する細則等により定められており、大学ホームページ等で周知の上、厳正な運用が行われている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、大学の教育目的、ディプロマ・ポリシー等との一貫性に配慮して定められ、大学ホームページ等で周知されている。各授業科目はカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されており、各科目とこれらのポリシーとの関係は履修要項で「カリキュラム体系図」として示されている。シラバスは適切に整備され、学生の閲覧に供している。また、教養教育としては、総合教養科目が設定され、学部ごとに卒業に必要な単位数が定められている。アクティブ・ラーニング等についても、ディスカッション、プレゼンテーション、フィールドワークなどが積極的に導入されており、これらの有無はシラバスを通じて事前に学生に示されている。また、教授方法の検討・改善は、「全学ファカルティ・ディベロップメント委員会」が開催する「全学 FD・SD 研修会」や、「学生によるカリキュラム・授業改善アンケート」を通じて行われている。

〈参考意見〉

- 過去の学生の履修登録状況等の検討に基づく判断ではあるが、1・2 年次生の履修登録単位数の上限が 50 単位である点については単位制度の実質を保つための見直しが望まれる。
- 過去の学生の履修登録状況等の検討に基づく判断ではあるが、3・4 年次生の履修単位数の上限が定められていない点については、単位制度の実質を保つための見直しが望まれる。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果は、学部・学科ごとに定められているディプロマ・ポリシーにおいて、身に付けるべき資質、能力として定められている。学修成果の点検・評価は、全学的な取組みとしては「全学ファカルティ・ディベロップメント委員会」が実施する「学生によるカリキュラム・授業改善アンケート」をもとに行われている。また、学部・学科単位では学生が特定の授業について自ら記入するラーニングポートフォリオなどを通じて、学修成果の評価が教育の質向上のために活用されている。その他にも、服装学部ファッションショー、卒業研究発表会、造形学部の卒業研究展、国際文化学部のファッションショー、卒業イベントが活用されている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学運営に関する基本事項を大学運営会議、将来的な中長期の課題や自己点検・評価は将来構想委員会、全学的な教育研究に関する重要な事項を学部長会で諮っている。それぞれの会議体は大学の意思決定のために役割に応じた機能を果たしている。学長を補佐するために副学長、学部長、研究科長を選任し、各種会議体との連携により学長のリーダーシップを発揮できるようにしている。教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項についても代議員会となる委員会を活用する等で対応しており、教学マネジメントが構築されている。

教学マネジメントを含む目的を遂行するための事務組織を整備し必要な職員を配置している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発

と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院に必要な教員を配置し、研究・教育分野の特長もあり、実習授業の多い学科には原則として助手を配置している。教員の採用・昇任に関しては、「教員の任用に関する規程」に定められており、規則どおりに行われている。

FD 活動は前年度の活動を踏まえて次年度の方針を大学の方針に沿った形で「全学ファカルティ・ディベロップメント委員会」で検討し、職能開発を適切に実施している。具体的には教職員が議論をするプログラムや授業改善アンケート等を実施し、教育内容・方法等の改善に取り組んでいる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みとして、「全学スタッフ・ディベロップメント委員会」を組織し、「全学 SD 研修会」「全学 FD・SD 研修会」「全学 FD・SD 研修会 分科会」等の多様な研修会を開催して職員の能力開発に努めており、日本私立大学協会等の外部機関による研修会も適宜活用している。また、「学校法人文化学園人事考課規則」により、職務遂行能力、性格、適性を考課し、昇格、昇任、配置転換、教育訓練等、適正な人事管理をしている。

〈優れた点〉

○「全学 FD・SD 研修会 分科会」では教員と事務職員が合同で 10 人程度のグループで討議した後、報告書によって全教職員がその内容を共有する取組みにより、教職員が立場を超えた意見交換を行い、その結果を共有して資質向上に励んでいる点は高く評価できる。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究活動を推進するために四つの附属研究所を設置し、それぞれの専門分野において研究活動を展開できる環境を整え、研究活動の資料や情報を支援するために大学図書館等の三つの附属機関を備えて有効に活用している。また、研究活動を行う全ての研究者及びこれを支援する者が遵守すべき事項を「文化学園大学研究活動行動規範」として定め、研究活動の不正行為を防止するとともに公正性を確保するために「文化学園大学研究活動の不正防止及び公正性の確保に関する規程」に基づき不正防止対策の基本方針及び不正防止計画を策定し、研究倫理の確立と厳正な運用を実現している。研究活動への資源配分としては、学内規則に基づいた教員研究費の他、助成金制度として学長判断により予算配分される各研究所の研究費等が設けられている。

基準 5. 経営・管理と財務**【評価】**

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人の運営について寄附行為で定め、組織運営に資するよう「学校法人文化学園文化学園大学ガバナンス・コード」を制定し、中期計画及び事業計画に基づき運営を行っている。大学及び法人として教育基本法、学校教育法等の法令を遵守し、学内諸規則を定め、大学、大学院それぞれの使命・目的を実現するための継続的努力をしている。法令で定める教育情報及び財務情報の公開も実施し、必要な書類は閲覧に供している。「公益通報等に関する規程」及び「ハラスメント防止等に関する規程」を定め適切に運用し、環境や人権にも配慮している。防災対策については、防災委員会を設置して毎年総合消防訓練を実施し、学内外に対する危機管理の体制を整備し、機能させている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けて、寄附行為の定めにより理事会を設置し、規則にのっとり理事の選任も含めて適正に運営している。日常の業務は、事案により各設置校による決定や「学園運営会議」での調整が行われ、理事長が決裁している。「学園運営会議」の前に常勤の役員で構成される理事懇談会を開催し、法人の経営上の課題について情報共有や解決に向けた意見交換を実施し、それをもとに対応を進め対処できるようにしている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック**5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化****5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性****【評価】**

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会・評議員会の決定事項や大学の重要事項の報告・方針等を確認するために「学園運営会議」を毎月開催しており、「学園・学校部長会」とも連携しながら、法人と大学との意思疎通を行っている。学長が理事長を兼ね、副学長のうち一人が理事を兼務しており、教学と経営の連携を図り理事長がリーダーシップを発揮できるようにしている。教職員からの提案をくみ上げる仕組みを整え、具体的な政策実施や業務の改善につなげている。監事、評議員は寄附行為に基づき選任している。評議員会は理事長の諮問事項について審議の上、意見を述べ、相互チェック機能が働いている。監事は公認会計士と連携して監査を行い、結果について理事会・評議員会に報告している。

5-4. 財務基盤と収支**5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立****5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保****【評価】**

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中期計画に基づいて単年度の事業計画を立てており、財政に関しても中長期財務計画を作成し、それに基づいて財務運営を行っている。また、安定した財務基盤と収支バランスを確保する上で、課題としている人件費抑制のために退職者数と新規採用者数のバランス調整に加え、勤怠システムを導入して法人全体で超過勤務時間削減に取り組んでいる。加えて、不動産賃貸収入を主とした収益事業を充実させるとともに、資金運用規程を整備して

資金運用による運用益収入の増加に取り組んでいる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準や経理規程等に基づき、適正に会計処理を実施している。インボイス制度、改正電子帳簿保存法等、会計・税務に関する法令・制度の改正があった際は、スムーズに対応できるように各部署に情報提供し、会計処理の精度向上に努めている。また、私立学校振興助成法に基づき、監事立会いのもと監査法人による会計監査を適切に実施し、監査室及び監事による内部監査も適宜行っており、会計監査の体制が整備され、厳正に実施されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針は、将来構想委員会が定めている。また、内部質保証のための自己点検・評価活動を行うために、学長が委員長である将来構想委員会が司令塔となっている。将来構想委員会が作成した基本方針及び実施方法に基づき、全学自己点検・評価委員会が自己点検・評価報告書をまとめている。この報告書の結果に基づき、教育の質に関する問題を解決するために、大学では教授会が中心となり、大学院では大学院研究科委員会が中心となり取り組んでいる。教育の質に関する問題以外の改善事項に対して、学内の担当部署が改善に努め、全学的な内部質保証の体制を整備している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自主的・自律的な自己点検・評価を行う委員会や部署等を「自己点検・評価検討機関」として、日本高等教育評価機構の評価基準に従いそれぞれ点検・評価を行っている。この結果を学内で共有し、大学ホームページで公表している。また、学外の学識経験者による外部評価委員会がこの結果を毎年検証している。

自己点検・評価のエビデンスは、各検討機関が収集した調査・データに加え、「学生生活調査」「学生によるカリキュラム・授業改善アンケート」などを活用している。これらの調査、データの収集・分析は法人本部総務部企画課が支援している。

〈優れた点〉

○大学独自の「自己点検・評価報告書」について、検討機関ごとに「本年度の課題」「取組の結果と点検・評価」「次年度への課題」の三つを明示することで、自己点検・評価活動を補完するものとして有効に活用され、PDCA サイクルが継続的に機能している点は評価できる。

6-3. 内部質保証の機能性**6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性****【評価】**

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

日本高等教育評価機構の評価基準に従い、従前から学内で自己点検・評価を実施している。この実務を継続し、学内の各「自己点検・評価検討機関」が行った自己点検・評価の報告書に記載する「次年度への課題」を踏まえ、次年度の事業計画を作成している。また、中期計画の振返りを毎年行う際に、自己点検・評価報告書にある「次年度への課題」を参考にしている。

このように、学内の各「自己点検・評価検討機関」単位でそれぞれが PDCA サイクルを機能させており、大学全体として、大学運営の改善・向上及び教育の改善・向上を進める内部質保証の仕組みが機能している。

大学独自の基準に対する概評**基準 A. 学外連携教育****A-1. 産学連携・地域連携教育**

A-1-① 文化学園大学 USR 推進室の取り組み

A-1-② 服装学部・造形学部・国際文化学部の取り組み

【概評】

社会との連携を推進し教育に取入れるために、全学的な試みとして「USR 推進室」が設置され、教職協働の体制のもと、産学連携・地域連携に取り組んでいる。同推進室では、学外との連携をテーマとしたコラボレーション科目の実施や、大学が採択された文部科学省の「大学教育再生加速プログラム(AP)」に関連したプログラム、学外企業と共同でのセミナーの開催などを積極的に行っており、年間 100 人を超える学生がこれらの機会を活用している。

また、「USR 推進室」の事業とは別に、各学部も学外連携を積極的に行っている。その内容は、服装学部のボランティア活動、造形学部の地方自治体との地域連携型教育から、企業等との産学連携型教育、国際文化学部の地域・企業との連携をテーマとした授業科目「プロジェクトセミナーI」「プロジェクトセミナーII」などに至るまで、内容、連携先とも多岐に渡っている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 大学の人的・物的資源の社会への還元

本学及び社会・産業界の教育・研究活動を支える情報資料を提供する機関として、学園は「文化学園服飾博物館」と「文化学園ファッションリソースセンター」を有している。

「文化学園服飾博物館」は日本及び世界の優れた服飾資料を約 20,000 点収集し、年 4 回の企画展を行って公開している。また、研究目的で所蔵資料を特別に観覧することも可能にしており、服飾及び関連分野の研究に利用され、服飾文化の理解と発展に貢献している。

「文化学園ファッションリソースセンター」は、コスチューム、映像、テキスタイルの資料を収集し、繊維素材から最新のトレンド情報まで、デザイン発想を豊かにする情報を提供する機能を備え、服飾の教育研究に貢献している。

2. 国際交流

＜大学院グローバルファッション専修に関する交流＞

大学院生活環境学研究科被服学専攻（博士前期課程）グローバルファッション専修（以下「GFC」）は、平成 24(2012)年度より、英語を使用言語として、アートとデザインの観点からファッション研究を行い、修士の学位が取得できるプログラムを行っている。令和 6(2024)年 5 月 1 日現在、外国籍 64 人、日本国籍 4 人が入学しており、留学生の国籍は令和 4(2022)～令和 6(2024)年度において、アメリカ合衆国、欧州（伊、英、仏、スイス）、アジア（中、韓、印、シンガポール、フィリピン等）その他パラグアイ、北マケドニア等となっており、文化の多様性に富んだ研究教育の場となっている。

このプログラムにより修士の学位が取得できる特徴を生かし、海外 2 校と相互の学位が取得できるダブルディグリー協定を締結して、学生交流を行っている。

一校は、フランスの国立高等装飾美術学校（以下「ENSAD」）で、平成 27(2015)年度から実施している。ENSAD は 5 年制の課程において、4 年次の 1 年間を本学の GFC で学

修し、所定の単位を取得したのち、ENSAD で5年次の修了作品を制作して、本学と ENSAD の両校で評価し双方の学位を取得できる。同じように、本学大学院の学生は、2 年次の 1 年間を ENSAD で学修して双方の学位を取得できる。もう一校は、中国の浙江理工大学で、同様のダブルディグリー協定を平成 26(2014)年に締結して実施している。これまで ENSAD から 11 人を受入れ、本学から 6 人を派遣している。浙江理工大学からは 10 人を受入れているが、本学からの派遣はこれまでのところない。

<IFFTI に関する交流>

23 カ国 55 のファッション関連の高等教育機関が参加している国際組織 IFFTI「国際ファッション工科大学連盟 International Foundation of Fashion Technology Institute」に、設立会員校として本学は日本で唯一の正会員校として加盟（平成 11(1999)年度）しており、加盟と同時に現在に至るまで理事校として活動し、平成 21(2009)年度から平成 25(2013)年度の間は会長校を務めた。このように、本学はファッション教育界の国際ネットワークの中で重要な役割を果たしている。毎年開催される IFFTI の年次大会では、ファッション教育界と関連業界の現状と課題等について研究者や業界関係者がグローバルな視点から情報交換を行い、本学の教員も研究発表を行う等、国際的交流と共通理解のために力を注いでいる。

Ⅳ 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

開設年度 昭和 39(1964)年度
所在地 東京都渋谷区代々木 3-22-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
服装学部	ファッションクリエイション学科 ファッション社会学科
造形学部	デザイン・造形学科 建築・インテリア学科
国際文化学部	国際文化・観光学科 国際ファッション文化学科
生活環境学研究科	被服環境学専攻 被服学専攻 生活環境学専攻
国際文化研究科	国際文化専攻

Ⅴ 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理

65 文化学園大学

8月22日	第1回評価員会議開催
9月19日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10月3日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
11月18日	実地調査の実施
11月19日	第2・3回評価員会議開催
11月20日	第4回評価員会議開催
12月3日	第5回評価員会議開催
令和7(2025)年 1月10日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2月12日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

66 平安女学院大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

キリスト教の精神に基づく建学の精神「知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、そして神を知らせる」を踏まえた大学の使命・目的及び学部・学科の教育目的を学則において明文化し、学内外に広く知らせている。

大学の個性・特色であるキリスト教育に基づく教育のもと、地域社会や国際社会に積極的に貢献する人材の養成という大学の使命・目的を実現するために、学問分野の特性に応じた実践的教育と地域連携活動に積極的に取り組んでいる。

使命・目的及び教育目的を反映した中期計画「学校法人平安女学院第 3 次中期経営計画（2020～2024 年度）～学院創立 150 周年に向けて～」(以下「中期経営計画」という。)を策定し、推進している。

大学の使命・目的、学部の教育目的、教育目標、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、毎年度、全学的な視点から見直しを実施することで、社会情勢の変化に対応している。

「基準 2. 学生」について

建学の精神、教育目的等にとつて定められたアドミッション・ポリシーに対応した入学者選抜を、妥当な方法により、適切な体制のもとに実施し、その検証を行っている。学生の受入れ数については、子ども教育学部の定員充足率に課題があるものの、今後、更なる努力により、定員を満たすよう期待したい。

教職協働による学修支援体制を整備し、適切に運営している。教育課程にキャリア教育科目を整備し、キャリアサポートセンターを中心にキャリア支援を実施している。学生サービスのための組織も設置され、適切に運営している。また、独自の授業料減免制度を設け、手厚い経済的支援を行っている。教育目的達成のために必要な学修環境を整備し、有効に活用している。授業内容に応じてクラスを編制し、適切に管理している。

学生の意見・要望は多様な方法で把握され、学生生活の改善に反映されている。

〈優れた点〉

○学修面で困難を抱える学生を支えるためにラーニングサポートセンターを設置し、特に子ども教育学部においては、学生有志がピアチューターとして授業課題の支援や学生生活の相談に応じている点は評価できる。

○卒業を条件として返還を免除される海外留学奨学金によって、毎年多くの学生の異文化

体験の機会を実現していることは評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

学部・学科の教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、ホームページや学生便覧等に掲載して学内外に公表している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準を学則で定め、適切に運用している。

各学部・学科のカリキュラム・ポリシーは各学部のディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。カリキュラム・ポリシーに基づいて授業科目を配置し、授業科目ごとに詳細なシラバスを作成している。「授業評価アンケート」を毎学期実施し、ホームページで結果を公開するとともに、授業及び教授方法の工夫・開発・改善に役立てている。

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価のためのアセスメント・ポリシーを定め、ホームページで学内外に公開している。学修成果・教育成果の検証のための具体的指標を定め、分析結果をフィードバックして教育内容・方法の改善を図っている。

「基準 4. 教員・職員」について

学長を大学運営における最高責任者として位置付け、大学の意思決定の権限と責任を明確にしている。学長がリーダーシップを適切に発揮するため、副学長を任命し、執行部会を設置するなど補佐体制を整備し、教学マネジメントを構築している。

教員の採用・昇任についての規則を定め、人事委員会を設置し、人事計画を策定するなど適切に運用している。教員の採用では、キリスト教教育への理解も重視している。

FD 委員会を設置し、教員研修の組織的な実施とその見直しを行っている。学長を委員長とする SD 委員会では、教職員の育成目標及び方針を明確化し、SD 委員会主催の研修会を実施し、SD(Staff Development)活動の改善や見直しにも努めている。

研究活動においては、学長を最高管理責任者とした責任体制を明確にしている。個人研究費の配分をはじめ共同研究費の運用に努めており、外部資金の獲得にも努めている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為、寄附行為施行細則、組織規程などの組織倫理に関する規則に基づき、理事会、評議員会を定期的に開催し、適切な運営を行っている。大学において、執行部会、教授会を毎月開催し、審議の場を設け、使命・目的を実現するための継続的な努力を行っている。

使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。理事会、常務会、専務理事、常務理事などを設置することにより、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。

中期経営計画を策定し、年度別の事業内容と収支目標を定めた上で、毎年度、改善・見直しを行いながら財務基盤の確立に努めている。

監査については、定期的に内部監査、監事、監査法人の三者間において意見交換が行われており、会計監査の体制は整備され、厳正に実施されている。

「基準 6. 内部質保証」について

「自己点検・評価規程」を定め、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。「内

部質保証の方針」を定め、ホームページで公開している。内部質保証の推進に責任を負う組織として学長を委員長とする自己点検・評価委員会を設置し、教員及び事務組織の責任者、法人事務局長を構成員とする組織体制を整備している。

三つのポリシーを起点としたアセスメント・ポリシーを設け、IR(Institutional Research)実施計画に基づいて各レベルでアンケート調査を実施し、客観的なエビデンスとして積極的に活用している。「自己点検・評価報告書」は学内で共有され、ホームページで学外にも公開している。IR 活動は学長直属の調査企画室が担当しており、IR 機能を果たす体制を整備している。

自己点検・評価、認証評価による第三者評価などの結果を踏まえた中期経営計画に基づき、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能している。

総じて、大学の個性・特色であるキリスト教教育に基づく教職協働体制によって、一人ひとりの学生に寄添う丁寧な学修支援を実践しており、学問分野の特性に応じた実践的教育と地域連携活動にも積極的に取り組んでいる。内部質保証の方針や責任体制を整備し、自己点検・評価を中心とした内部質保証の仕組みを確立しており、今後は、内部質保証の仕組みを機能させることによって、安定的な学生の確保につなげることを期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会との連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

キリスト教の精神に基づく建学の精神「知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、そして神を知らせる」を踏まえた大学の使命・目的及び学部・学科の教育目的を学則第 1 条に明文化している。大学の個性・特色であるキリスト教の精神に基づく教育、各学部

における地域社会及び国際社会に積極的に貢献する人材の養成を学則第1条に明示し、学問分野の特性に応じた実践的教育と地域連携活動に取り組んでいる。

大学の使命・目的、学部教育目的、教育目標、三つのポリシーについては、毎年度、学部教授会、入試・募集委員会、教務委員会での点検を経て、執行部で全学的な視点から見直しを実施することで、社会情勢の変化等に対応している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員・教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

役員・教職員はキリスト教の精神を踏まえた建学の精神や大学の使命・目的等への賛同を前提として就任・入職し、入職時の各種資料、礼拝への参加や会議前後の祈とうなどにより理解を深めている。使命・目的、教育目的が定められている学則の改定は、学部教授会の議を経て、理事会及び評議員会にて審議しており、役員・教職員の関与・参画による理解と支持を得ている。使命・目的、教育目的、教育目標は、ホームページ、大学案内、学生便覧を通じて学内外に周知されている。

使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映した国際観光学部と子ども教育学部を設置し、各センター等の教育研究組織を整備している。

使命・目的及び教育目的を反映した中期経営計画を策定し、推進している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、建学の精神、教育目的等にとつて明確に定められ、ホームページや入試募集要項などで公表されている。また、オープンキャンパスや進学説明会で受験生や高校教員などに直接説明を行い周知している。

学生の受入数については、一部の学科において収容定員に対し未充足の状況にあるため、今後更なる努力により定員を充足することが求められる。

学部別に定めたアドミッション・ポリシーに対応した入学者選抜を妥当な方法により適切な体制のもとに実施し、またその検証を行っている。

〈改善を要する点〉

○子ども教育学部子ども教育学科の収容定員の充足率が 0.7 倍未満となっているので、収容定員充足に向けた改善が必要である。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教務委員会、教務チーム、各事務部署職員が連携して、教職協働による学修支援体制は適切に整備され運営されている。

教員の教育活動を支援するための TA 制度は設けていないが、ラーニングサポートセンターを設置し、学生有志の協力を得て学修面で困難を抱える学生の学修支援を実施している。オフィスアワー制度も全学的に実施している。また、配慮を要する学生についても組織体制を整備し、適切に対応している。中途退学、休学及び留年などへの対応も適切に行っている。

〈優れた点〉

○学修面で困難を抱える学生を支えるためにラーニングサポートセンターを設置し、特に子ども教育学部においては、学生有志がピアチューターとして授業課題の支援や学生生活の相談に応じている点は評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア教育のための支援体制として、国際観光学部においては、キャリアデザイン科目を複数設けている。また、金融関連資格取得対策講座を金融系の企業を志望する学生に対し提供し、支援している。子ども教育学部では、教育実習に加えて実習科目を配置しキャリア教育を行っている。また、採用試験に向けた対策として「アグネス塾」を開催している。対象資格取得時に奨学金を給付する「資格チャレンジ制度」も設けている。

就職に対する支援体制については、キャリアサポートセンターを設置している。このセンターが中心となって、就職講座、就職ガイダンスを開催し、学生への個別面談、カウンセリング、相談に対応しており、更に保護者への支援・対応も実施するなど、就職支援体制を適切に実施・運営している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、福利厚生のための組織として、学生部、学生サービス委員会が設置され、適切に運用されている。

独自の授業料減免制度を設け学生に対し経済的支援を適切に行っている。外国人留学生への支援は、教職協働による留学生支援委員会を設け対応している。学生の海外留学については手厚い経済的支援に加え、事前指導、留学中のサポートが十分に行われている。

学生の健康管理については保健室及び学生相談室を設置し運用している。学生の課外活動への支援も適切に実施している。

〈優れた点〉

○卒業を条件として返還を免除される海外留学奨学金によって、毎年多くの学生の異文化体験の機会を実現していることは評価できる。

〈参考意見〉

○学生相談室の設置場所について、プライバシーの保護への配慮など一層の充実が望まれる。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎、図書館、情報処理施設などの施設・設備を適切に整備し管理している。

学修環境についても、教育目的達成のために必要な環境を整備し、かつ有効に活用している。図書館も適切な規模であり、十分な学術情報資料を確保している。開館時間も含め図書館を十分に利用できる環境を整備している。ICT（情報通信技術）環境についても適切に整備している。

施設には、エレベータ、スロープ、多目的トイレを設置しており、施設・設備の利便性は概ね確保されている。

授業のクラスサイズは、適切に管理されている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「授業評価アンケート」や「学生生活・学修行動に関するアンケート」など、学修に関する学生の意見・要望を把握するシステムを適切に整備している。把握されたデータを分析しフィードバックを行うことで、学修支援の体制を改善する仕組みも整備・運用されている。

学生生活や施設・設備等の学修環境に関しても、「学生生活・学修行動に関するアンケート」の実施、「リクエストボックス」の設置、「リーダーズセミナー」での意見聴取により、学生の意見・要望を把握・分析し、学生生活の改善に反映している。

基準 3. 教育課程**【評価】**

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、ホームページや学生便覧などに掲載して学内外に公表している。ディプロマ・ポリシーと各科目との関連性については、カリキュラムマップを作成し、学生便覧に掲載するとともに、各科目のシラバスにおいても当該科目と関連のあるディプロマ・ポリシーを示している。

単位認定に当たっては、当該科目のシラバスに示されている到達目標に対しての到達度を測ることで成績を評価している。他大学等で修得した単位の認定について、学則で規定し教務委員会と教授会の審議を経て認定している。卒業要件を学則で定め、教務委員会で修業年限及び修得単位数を精査し、学長が教授会の意見を聴き、最終的に卒業を決定している。

〈参考意見〉

○シラバスについて、一部の科目で授業計画及び予習・復習を含めた授業外学修の内容や単位数に対応する時間数が明示されていないため、適切に示すことが望まれる。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定め、ホームページや学生便覧などに掲載して学内外に公表している。各学部のカリキュラム・ポリシーは、各学部のディプロマ・ポリシーに定める修得すべき資質・能力の達成に必要な教育課程や教育内容等を示しており、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。カリキュラム・ポリシーに基づき授業科目を配置し、授業科目ごとに詳細なシラバスを作成している。

教養教育の実施体制は、教務委員会が担っており、同委員会のもとに設置した教養教育担当者会議が、各学部における教養教育について検討している。

「授業評価アンケート」を毎学期実施し、その結果をホームページで公開するとともに、科目別の結果を当該科目担当者にフィードバックし、授業及び教授方法の工夫・開発・改

善に役立てている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法として、アセスメント・ポリシーを定め、ホームページで学内外に公開している。アセスメント・ポリシーでは、機関レベル、学部レベル、科目レベルの各レベルにおいて学修成果・教育成果を検証・改善するための具体的な指標を定めている。学修成果の点検・評価は、各レベルの指標をもとに各委員会や教授会で実施している。アセスメント・ポリシーに定める指標の状況について、科目レベルの学修成果の確認や授業の改善・向上で重要な指標となる「授業評価アンケート」は自己点検・評価委員会が担当しており、授業担当者や学部の結果をフィードバックして改善に取り組んでいる。また、機関レベル・学部レベルについては、「卒業時アンケート調査」の分析結果をフィードバックして教育内容・方法の改善を行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学則において「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と定め、学長を大学運営における最高責任者として位置付け、大学の意思決定の権限と責任が明確になっている。学長がリーダーシップを適切に発揮するため、副学長を任命し、執行部会を設置するなど補佐体制を整備し、使命・目的の達成のための教学マネジメントを構築している。

学則及び組織規程で教授会の組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能している。教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項については、学長があらかじめ定めて周知している。

組織規程に基づいて、調査企画室、大学事務室、入学センターなどを設置し、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確にしている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準上、必要な教員数を確保し、主要授業科目は専任の教員を中心に配当するなど、適切な運用を行っている。教員の採用・昇任の方針に基づく規則については、「平安女学院大学専任教員選考規程」「平安女学院大学教員の昇任審査内規」を定め、人事委員会を設置し、人事計画を策定するなど適切に運用している。教員の採用については、原則として公募制を採用しており、キリスト教の精神に基づく建学の精神への理解も重視している。

学内組織として FD 委員会を設置し、FD の組織的な実施とその見直しを行っている。FD 研修は、原則として全教員に参加を促しており、欠席者へは録画映像の視聴などで対応している。「授業評価アンケート」を年 2 回実施しており、その結果をホームページで公表している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の知識・能力等の向上を図ることを目的として、学内研修をはじめ外部の研修を有効に活用しながら職員の資質向上に努めている。職員として必要な知識・技能の習得を図るために、学長を委員長とする SD 委員会を設置し、職員の育成目標及び方針を明確化した上で、SD 委員会主催の研修会を実施している。研修当日に業務等で欠席した職員に向けて録画視聴の対応も行っている。また、SD 委員長及び調査企画室を中心に SD 活動の改善や見直しについても努めている。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員及び特別任用教員には、個人研究室が準備され、机、椅子、書架、ミーティングテーブル等の備品を配置しており、加えてパソコン及びプリンタを貸与している。研究活動に関しては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、「公的研究費の不正使用防止及び公正な研究活動の推進等に関する基本方針」を定め、ホームページにて不正防止計画なども公表しており、学長を最高管理責任者とした責任体制を明確にしている。また、研究活動への資源配分としては、個人研究費の配分をはじめ共同研究費の運用に努めており、教育研究に関する人的支援としては、科学研究費助成事業の申請などの学内説明会を実施し外部資金の獲得にも努めている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為、寄附行為施行細則、組織規程などの組織倫理に関する規則に基づき、理事会、評議員会を定期的に開催し、適切な運営を行っている。大学において、執行部会、教授会を毎月開催し、審議の場を設け、使命・目的を実現するための継続的な努力を行っている。私立学校法第 47 条及び私立学校法第 63 条の 2 などで指定している事項について、規則を整備するなどして、閲覧に供し、情報の公表を適切に行っている。

「公益通報等に関する規程」「個人情報保護規程」「ハラスメント防止規程」等を定め、人権について配慮している。「危機管理規程」「危機管理委員会規程」を制定し、学内外に

対する危機管理体制を整備するとともに、危機管理に関わるマニュアルを整備し、計画的に避難訓練を実施している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為第 11 条に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」、寄附行為第 15 条第 2 項において「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と定め、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。寄附行為第 13 条に「理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、またはその職務を行う」と定め、補佐体制を整備している。理事は寄附行為第 6 条に基づいて、適切に選任している。理事会は、寄附行為第 15 条第 3 項に「理事会は、理事長が招集する」と定め、原則として、月に 1 回開催している。理事、監事の出席状況に問題はなく適切に運営している。理事会の欠席時に意思表示を行う委任状も適切である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会、常務会、専務理事、常務理事などを設置することにより、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。理事長は、大学の教授であり、副学長を兼務し、大学の管理運営や教学について、現状を把握している。学長は、評議員会等法人の重要な会議の構成員であり、法人全体の動向を理解した上で、大学を統括している。大学の各学部・学科・センター等から審議提案された案件は、執行部会を経て、学長が決定しており、教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備している。

監事は寄附行為第 7 条により適切に選任しており、理事会、評議員会などへの出席状況も良好で、職務を適切に行っている。評議員は寄附行為第 23 条により適切に選任しており、評議員会への出席状況も良好で、評議員会の運営も適切に行っている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

5 か年の中期経営計画を策定し、年度別の事業内容及び収支目標を定めた上で、毎年度、改善・見直しを行いながら財務基盤の確立に努めている。具体的には、学生の確保が厳しさを増す中、人件費をはじめ経常費等の圧縮により収支均衡に努めている。

また、これまでの大規模改修などの設備投資による有利子負債の返済計画において、京都キャンパスの一部の土地建物を売却するなど、財務基盤の改善及び安定化に努めている。

外部資金の獲得においては、科学研究費助成事業等の外部資金の獲得を目的に、教員への説明会の開催など積極的に取組んでおり、令和 5(2023)年度は、複数の教員が科学研究費助成事業の補助金を獲得している。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に基づき、「学校法人平安女学院経理規程」「学校法人平安女学院予算執行規程」等の規則を整備している。実務的に対応の難しい財務案件については、日本私立学校振興・共済事業団及び公認会計士に適宜助言を求めており、適切に会計処理を行っている。また、当初予算で想定されていない収入・支出については補正予算を編成し、理事会での承認を得ている。監査については、定期的に内部監査、監事、監査法人の三者間において意見交換が行われており、会計監査の体制は整備され、厳正に実施されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証で重要な役割を担っている自己点検・評価について、全学的な方針を学則第2条で規定し、「自己点検・評価規程」を定め、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。内部質保証の実施体制等については、学長を委員長とする自己点検・評価委員会を設置し、学長を中心に教員及び事務組織の責任者、法人事務局長を構成員とする組織体制を整備している。令和4(2022)年9月の自己点検・評価委員会において「内部質保証の方針」を定め、ホームページで公開している。同方針において、内部質保証の推進に責任を負う組織は自己点検・評価委員会であることを明確化している。また、自己点検・評価結果を踏まえ、改善のための施策を実行することも明記し、運用している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

入学から卒業までの学修成果や学修行動等を継続的に測定するために、三つのポリシーを起点としたアセスメント・ポリシーを設け、機関レベル、学部レベル、科目レベルのそれぞれに指標を設定している。具体的指標となる各種アンケートは、年度ごとの IR 実施計画に基づいて実施され、可視化されたデータは自己点検・評価において客観的なエビデンスとして積極的に活用されている。調査の結果概要、自己点検・評価委員会において取りまとめられた自己点検・評価報告書は学内で共有され、ホームページで学外にも公開している。学内外の情報収集や分析、IR 活動の計画立案等は学長直属の調査企画室が担当しており、IR 機能を果たす体制を整備している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

中期経営計画を踏まえた毎年度の事業計画に基づき、大学運営を行っている。自己点検・評価、認証評価による第三者評価などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能している。

各年度の自己点検・評価について、学部や委員会等では、自己点検・評価報告書の作成等を通じて行われ、三つのポリシーを起点とした内部質保証の中核となる自己点検・評価

委員会では、学長を中心に全学的な観点からの自己点検・評価を実施している。これらの過程において、学修成果を可視化したデータで把握するために、アセスメント・ポリシーに定める指標の状況についても注視している。取りまとめた自己点検・評価報告書については、全学教職員で共有し、教育研究活動や管理運営の改革・改善に活用している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域社会との連携

A-1. 地域社会との連携・協力

A-1-① 学部の特徴を生かした取り組み

A-1-② 地域社会との連携による取り組み

【概評】

大学の使命・目的である「地域社会ならびに国際社会に積極的に貢献する人材を養成すること」に関して積極的に各種の取り組みを行っている。

各学部の特徴を生かした取り組みとして、国際観光学部では、観光都市・京都にキャンパスがあるという立地を生かし、実習科目である「京都観光案内実習Ⅰ」「京都観光案内実習Ⅱ」において修学旅行案内などのボランティアガイドを通じ、ニーズに合わせた観光ガイドのあり方について実践的に学修する取り組みを行っている。子ども教育学部では、キャンパスのある大阪府高槻市において、学生たちが地域の「高槻まつり」で子ども向けに企画・運営した出展や、子どもの居場所づくりのためのボランティア活動「おかえりひろば」などを行っている。各学部とも、立地だけでなく学びの特徴を生かした活動を学生たちが主体的に行っている。

地域との連携協定に基づく取り組みとして、国際観光学部では、京都市動物園の夜間開園イベントの企画を上級生が行い、下級生がイベント実施に関わるなど動物園の活性化のために学年を超えた取り組みを行っている。また、奈良県五條市名産の柿について学生たちが五條市職員の出張授業を受け、柿をピーアールする活動など地域の魅力を発信する取り組みも行っている。子ども教育学部では、高槻市や高槻市教育委員会との協定に基づく高槻市の幼稚園や小学校の教育現場の体験活動や、キャンパスに併設されている高槻市地域子育て支援拠点事業一般型施設「どんぐりの森」でのボランティアなどに参加し、地域と連携した学部の学びに寄与する取り組みを行っている。

Ⅳ 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

開設年度 平成 12(2000)年度

所在地 京都府京都市上京区室町通樺木町上る武衛陣町 221
大阪府高槻市南平台 5-81-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
国際観光学部	国際観光学科
子ども教育学部	子ども教育学科

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 8 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 28 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 11 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 15 日	高槻キャンパス実地調査の実施
	京都キャンパス実地調査の実施 10 月 16 日 第 2・3 回評価員会議開催
～10 月 17 日	10 月 17 日 第 4 回評価員会議開催
11 月 5 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 9 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見あり)
2 月 12 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

67 北翔大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目的は学則に具体的かつ簡潔に明文化され、ガバナンス・コードにも定めている。教育理念である「愛と和と英知」を土台とし、国際的な視野と幅広い教養を身に付けた創造性豊かな人材を育成することを大学の個性・特色としている。社会情勢の変化及び大学の変遷の中で、建学の精神の今日的定義を定め、教育目的の見直しに努めており、さまざまな媒体で統一性を保ちながら周知している。使命・目的及び教育目的の策定や見直しについては役員、教職員が関与し、十分な理解と支持を得ている。学内外への周知のため、学則をはじめ、学生便覧、ウェブサイト等に掲載し、兼任教員の懇談会を開くなど丁寧に対応している。「第 4 期中期計画」を策定し、使命・目的、教育目的を達成するための具体的な項目や行動計画を反映させている。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）にもこれらを反映させている。学部・学科については 2 学部 5 学科体制、大学院については 3 研究科 3 専攻の体制で使命や目的に準じた教育組織を整備している。

〈優れた点〉

○大学の使命・目的等を兼任教員に対し「非常勤講師懇談会」で説明していることは独自性の高い取り組みであり評価できる。

「基準 2. 学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、大学案内、学生便覧、ウェブサイト等で周知している。入学者選抜は学長を委員長とする入試総務委員会が統括し、アドミッションセンター運営委員会を中心に適切な体制で運営され、公正かつ妥当な方法で入学者選抜を行い、適切な学生数を確保している。教職協働による学生支援体制が整えられており、TA(Teaching Assistant)、GT(Guidance Teacher)、ゼミ担任、オフィスアワー等の各制度により教育支援を充実させている。障がい学生支援室を設置し合理的配慮を行っている。中途退学、休学、留年等は各学科で対応している。キャリア支援センターを中心にインターンシップ、就職、進学に関する総合的な支援を行っている。学生生活支援委員会や保健センターを設置し、学生サービスを充実させている。7 種の奨学金制度を設け経済的な支援を行っている。校地・校舎等の環境整備は適切に行われており、実習施設や図書館も充実している。スロープの設置や自動ドアの導入等によりバリアフリー化されている。クラスサイズも適切である。学生生活調査やジェネリックスキル測定テスト等を活用

し学生の意見や要望をくみ上げ、改善に反映させる体制を整えている。

〈優れた点〉

- 3 学科に設置された教職課程において、課程内のみならず教職センターによる採用試験対策講座の開講、面接・実技指導など、教員・職員が一体となって教職志望学生の支援を行い、教員採用試験で多数の合格者を出し成果を挙げている点は高く評価できる。
- 保健センター、学生相談室、障がい学生支援室などが設置され、学生用の多目的スペースや休息場所も充実しており、非常に手厚い学生サービス、学生サポートにより学生生活を総合的に支援している点は高く評価できる。
- 札幌円山キャンパスの「北方圏学術情報センター」は多目的ホールやギャラリーを備え、学生の舞台パフォーマンスやプレゼンテーション、美術作品の発表・展示の貴重な場を提供しており、とりわけ芸術学科の学生にとって有効な実習施設となっている点は評価できる。
- 学生FD団体である「北翔アンビエント」の活動を展開しており、他大学の学生FD団体との交流、学内での学生FDイベントなどを行い、今後の活動にも大いに期待でき、学生を主体とした意見を取入れる仕組みを設けている点は高く評価できる。

「基準3. 教育課程」について

学則に教育目的を定め、各学科や研究科においてディプロマ・ポリシーを策定し、各種媒体を通して周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえ、成績評価、単位認定、卒業・修了要件等の基準を学則に定め、周知している。これらを厳正に適用し、卒業認定は教授会の審議を経て学長が認定している。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーを達成するための教育課程編成・実施方針として一貫性を確保しており、体系的に編成、実施されている。学則において全学共通科目を設定し、教養科目を含む全学的な教育を実施している。FD(Faculty Development)を通して授業や教授方法の改善を図っている。カリキュラムマップを活用し、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検と評価を行っている。アセスメント・ポリシーも策定し、各種アンケートを通して学修や資格取得、就職等の状況把握を行っている。授業改善アンケートを学修指導の改善に活用している。精神保健福祉士養成のための実習について実習先も含めた実習報告会を実施していることは評価できる。

〈優れた点〉

- 精神保健福祉士養成のための実習における学生の取り組み状況や学びの成果を共有するため、学生、教員、実習先等が参加して行う「実習報告会」を実施していることは高く評価できる。

「基準4. 教員・職員」について

学長がリーダーシップを発揮するに当たり、副学長をはじめとする補佐体制を整え、それぞれの役割を明確に規定している。運営企画会議において学長が議長となり、大学全体の意思決定に関わる事項を協議している。学部や学科の会議を通して教育の質保証の検証

や改善に取組み、「点検評価委員会」を通して学長をトップとした教学マネジメントの体制を確立している。教育目的及び教育課程に即した教員を確保し、適切に配置している。教員の採用や昇任に関しては、諸規則等に基づき手続きが行われている。FD 規程を定め、教育改善のための研修を実施している。また、SD 規程を定め、SD 会議を組織し、研修会も定期的に実施されている。充実した研究環境が整備されており、研究活動の資源の適切な配分や研究倫理確立のための規則が整備され、厳正に運用されている。外部資金獲得に対する支援も行っている。

〈優れた点〉

○若手職員のキャリア形成支援の一つとして学内インターンシップを行うとともに、若手職員を主対象とした勉強会を開催しており、参加者からも好評である点については高く評価できる。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為に基づき法令を遵守し、法人及び設置校を堅実に運営している。情報も法令に基づき適切に公開している。改革・改善を進めながら使命・目的の実現のため継続的に努力しており、環境面の整備、危機管理の対策、人権への配慮のため、規則を整備し、体制を整えている。寄附行為及び常勤理事会規程に基づき常勤理事会を設置し、理事会からの委任を受けた事項を審議・決定し、迅速・円滑な法人運営に努めている。運営企画会議を設置し、教学や研究に関して協議し、各部門からの提案等を経営に反映させる仕組みを整えている。監事は理事会及び評議員会に出席し適切に職務を遂行している。評議員会も適切に運営し、相互のチェック機能を働かせている。安定した財務基盤と収支バランスを確立できており、中期計画に基づいた事業計画と予算編成を実現している。外部資金の確保も積極的に行っている。会計処理は学校法人会計基準を遵守し適正に行っており、監事、監査法人及び内部監査室により三様監査体制を構築し、厳正な監査を行っている。

「基準 6. 内部質保証」について

学則を通して内部質保証を明確に定義し全学的な方針を明示している。恒常的な組織として「点検評価委員会」を設置し、委員会には学長、副学長、学部長、事務局長等の教職員を置き責任体制を明確にしている。実際の評価については各学部・学科、各部署において毎年の事業報告書を作成し、自己点検と自己評価を行っている。データ収集と分析については、入学者選抜、学修支援、学生生活支援、キャリア支援等、部署ごとにエビデンスの収集と評価を行い、結果については所轄委員会や運営企画会議の議を通して組織内の共有を図っている。自己点検・評価報告は3年ごとに行っており、結果を学内に配付し共有するとともにウェブサイトにおいて公表している。三つのポリシーを起点とした評価を行い、結果を改善、向上に反映するために年度ごとの取組み課題を定めている。中期計画においても重点項目が定められており内部質保証の仕組みが機能している。

総じて、建学の精神に基づく大学の使命・目的及び教育目的のもと、社会の変化や地域からの大学への期待等に応じて、三つのポリシーを見直しつつ、年度ごとの事業計画と複

数年の中期計画を策定し、資格の取得を含む特色ある教育を展開していることは高く評価できる。学生ファーストの信念のもと、内部質保証のための体制を整え、法人と大学が一体となって質の高い教育に取り組んでいる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.学術フロンティア推進拠点としての研究推進と地域貢献」「基準 B.大学教育改善、教育の質の向上を支援する実践的取り組み」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び学部・学科並びに研究科の教育目的は、学則に規定し、ガバナンス・コードにも定め、長文を避けた簡易な文章で明文化している。学生便覧に掲載して学生に周知しているほか、ウェブサイトで公表している。教育理念である「愛と和と英知」はキリスト教的愛の精神、聖徳太子の説く和の心、そして国際的な視野を含む英知を融合させた大学の教育上の特色であり、幅広い教養を身に付けた創造性豊かな人材を育成することを目指している。社会情勢の変化、大学の変遷の中で、建学の精神を土台としつつも今日的定義を固めながら使命・目的及び教育目的の見直しに努めており、学内外に周知している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的や建学の精神及び教育理念について、自己点検・評価の活動の際に確認を行っている。「点検評価規程」第 5 条に基づき、役員、教職員が委員として関与しており、十分な理解と支持を得ている。学生に対しては、学則をはじめ、学生便覧、ウェブサイトに掲載し周知している。「第 4 期中期計画」は「北翔大学未来プロジェクト」と題し、使命・目的等を達成するため、スローガンとステートメントのもと、七つの目指すビジョンを明確にし、四つの重点項目に 10 の計画と 35 の計画テーマを明記している。ディプロマ・ポリシーについては、大学の目的及び教育目的を反映し、教育内容及び教育方法並びに教育評価をカリキュラム・ポリシーに定めている。教育目的を達成するために入学時に必要な基礎的学力をアドミッション・ポリシーに定めている。学部・学科等の教育研究組織の整備について、目的を踏まえ、2 学部 5 学科体制とし、大学院は各学科を基礎として 3 研究科 3 専攻の体制としている。各分野においては今日的目的に沿った特色ある教育組織となっている。

〈優れた点〉

○大学の使命・目的等を兼任教員に対し「非常勤講師懇談会」で説明していることは独自性の高い取組みであり評価できる。

基準 2. 学生**【評価】**

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、大学案内の各学部・学科のページ、学生募集要項、学生便覧、ウェブサイトにもその内容を明示している。大学案内、学生募集要項とも、オープンキャンパス、進学相談会、高校訪問等さまざまな機会に配布しており十分な周知をしている。

入学者選抜はアドミッション・ポリシーに沿って行われている。学長を委員長とする入

試総務委員会が統括し、アドミッションセンター運営委員会が実務面での企画・立案を行うといった適切な体制で運営されている。毎年の入試後には学科ごとに総括を行い翌年度への課題を明らかにしている。令和 4(2022)～6(2024)年度の 3 か年においては、概ね適正な学生受入れ数を維持している。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教育支援総合センター、保健センター、教職センターを設置し、教員と職員が協働して学生の学修、健康維持、教職課程学生を支援する体制が整えられている。TA 制度により、大学院生の中から選出された優秀かつ人格的にも優れた学生が TA として、学部学生の実験、実習、演習、実技科目の教育補助業務に当たっている。1、2 年次対象の GT 制度と 3、4 年次対象のゼミ担任制を設け、学生の履修指導、学修支援を行っている。休学・中途退学の予防として、GT、ゼミ担任による定期的な学生面談に加え、学科ごとにも休学・中途退学に関する継続的な実態調査や保護者を交えた面談などきめ細かい対策を行っている。障がいのある学生には、保健センター内に「障がい学生支援室（特別サポートルーム）」を設置して対応している。受講における合理的配慮も実施されている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

就職支援を担当するキャリア支援センターと、センターの運営方針等を検討するキャリア支援センター運営委員会を中心に、教職員が連携して学生の就職・進路の支援を行っている。教育課程内では全学共通科目の中に必修を含むキャリア科目を配置し、履修させている。「インターンシップ」は 3 年次学生対象の選択科目として設置している。教育課程外においては、就職ガイダンス、学内企業研究会、学内単独企業説明会、インターンシップ及び就職活動対策セミナー等、学生の就職支援方策が充実している。就職活動時の自己分析に活用できるよう、ジェネリックスキル測定テストを 1 年次、3 年次に実施、就職活動での実践面における支援として、模擬面接、公務員採用試験及び SPI 試験対策講座を実施している。教員志望学生に対しては教職センターが学科教員と連携して支援を行っている。

〈優れた点〉

- 3 学科に設置された教職課程において、課程内のみならず教職センターによる採用試験対策講座の開講、面接・実技指導など、教員・職員が一体となって教職志望学生の支援を行い、教員採用試験で多数の合格者を出し成果を挙げている点は高く評価できる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活を支援する組織として学生生活支援委員会を設置するとともに、学生のさまざまな活動を支援し、学生生活支援委員会で決定した事項を円滑に実施するために学生への周知、教員への連絡などを行う事務組織として学生生活支援オフィスが設置されている。学生の学業及び生活を心身の健康面からサポートするための部署として、保健センター、学生相談室、障がい学生支援室の 3 部門から構成される保健センターが設置されている。課外活動については、学生生活支援委員会と学生生活支援オフィスが 56 の学生団体を、顧問と協力して支援している。奨学制度は、入学時成績優秀特待奨学生、成績優秀奨学生、成績優秀特別奨学生、修学支援奨学生、浅井淑子記念特別奨学生、福祉・介護人材養成奨学生、やる気チャレンジ奨学生の 7 種の他に、同窓会による淑萃会奨学金があり充実している。

〈優れた点〉

- 保健センター、学生相談室、障がい学生支援室などが設置され、学生用の多目的スペースや休息場所も充実しており、非常に手厚い学生サービス、学生サポートにより学生生活を総合的に支援している点は高く評価できる。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎面積とも設置基準上の必要面積を上回り、教室数、用途に応じた教室の種類も十分である。体育施設、図書館、情報関連教室、厚生施設も整備され、教育目的達成の

ために有効に活用されている。学内の一部を除き無線 LAN 利用が可能で、国際学術無線 LAN ローミング基盤にも参加している。校舎にはスロープ、引き戸、多目的トイレが設置され、主要な出入り口は全て自動ドアで、各棟間の車椅子での通行が可能であり全学のバリアフリー化に努めている。また、校舎施設の耐震対策も完了している。総務部総務課が施設・設備の維持管理を業務とし、経年劣化による施設・設備の年次計画に基づく整備の他、施設設備委員会を設置し、学部・学科、研究科、学生の要望を取りまとめ、予算管理委員会に提案し施設・設備の維持整備を行っている。授業のクラスサイズは、講義科目、演習科目、実技科目、実習科目の各授業形態に応じて適切な人数になるよう管理されている。

〈優れた点〉

○札幌円山キャンパスの「北方圏学術情報センター」は多目的ホールやギャラリーを備え、学生の舞台パフォーマンスやプレゼンテーション、美術作品の発表・展示の貴重な場を提供しており、とりわけ芸術学科の学生にとって有効な実習施設となっている点は評価できる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「学生生活調査」「授業改善アンケート」「大学院授業評価アンケート」、学生健康調査、ジェネリックスキル測定テストなど複数の調査やテストを実施するとともに、GT やゼミ担当教員による定期的な個人面談を行い、多面的に学生の要望・意見を把握し、分析結果を学修支援や授業改善に活用している。GT や担任による面談は、経済面、心身の健康面をはじめとする学生生活全般の学生の状況や学修環境に関する意見・要望の把握にも有効に機能している。また、学生生活支援オフィスによる奨学金を含む経済的支援が行われている。学生相談室では心身に関する健康相談を受付け全学生にリーフレットを配付するなどし、学生が相談に来やすいよう配慮している。ハラスメント防止に関して学生、教員対象の啓発や研修会の実施、パソコンや情報機器利用に関する問合わせへの対応など、学生にとって快適な学修環境や意見・要望を把握する体制が整備されている。

〈優れた点〉

○学生 FD 団体である「北翔アンビエント」の活動を展開しており、他大学の学生 FD 団体との交流、校内での学生 FD イベントなどを行い、今後の活動にも大いに期待でき、

学生を主体とした意見を取入れる仕組みを設けている点は高く評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学学則、大学院学則において大学及び大学院の教育目的を定め、これを踏まえて各学部・学科、各研究科・専攻のディプロマ・ポリシーが策定されている。ディプロマ・ポリシーは、大学案内、学生便覧、ウェブサイトで公表されるなど、在学生、新入生及び社会に向けて複数の方法で周知されている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえて、学則に卒業・修了に必要な単位数を規定するとともに、単位授与の基準、成績評価基準、成績評価、成績判定、卒業・修了認定基準が規定され、学生便覧やウェブサイト等を通じて周知されている。

卒業・修了の認定は、学則にて、教授会ないし研究科委員会の議を経て学長がこれを認定すると定められている。卒業・修了認定に向けては、各学科や学習支援オフィス等にて複数回の確認を経た上で教授会にて審議されるなど、卒業・修了認定は規定に従って厳正に行われている。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の教育目的を踏まえて、ディプロマ・ポリシーに示す資質・能力育成のための教育課程編成・実施方針としてのカリキュラム・ポリシーを学部等で策定し、大学案内、学生便覧、ウェブサイト等を通じて公表している。

カリキュラム・ポリシーにのっとり全学共通科目、発展科目、学部共通科目及び学科専門科目に区分したカリキュラムを体系的に編成するとともに、全学共通科目は、導入科目、基礎科目、外国語科目、教養科目、就業力養成科目で編成し、教育支援総合センターと学習支援委員会が連携してカリキュラム運営を進めている。

教授方法の工夫・開発と効果的な実施に関しては、シラバスの整備、アクティブ・ラーニングの活用等を行っている。教授方法の改善を進めるための組織体制整備・運用として、全学的な FD の取組みを推進するとともに、FD 支援オフィスが情報システムの運用・管理を行うなど、ICT（情報通信技術）を活用した教授方法の情報提供を行っている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえたカリキュラムマップを学科ごとに作成し、毎年見直しを行い、学修成果と学びのプロセスの可視化を図っている。ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を点検・評価するための資料として、外部アセスメントテストの実施、資格取得状況の把握、就職状況等の把握、学生への意識調査を実施し、その結果をもとに学修成果の点検・評価が行われている。また、学生の学修成果の多面的把握を目的にしたアセスメント・ポリシーを策定し、運用を進めている。

教育支援総合センターFD 支援オフィスでは、学生に対して学期ごとに授業改善アンケートを実施するとともに、大学院では学期ごとに自由記述を中心とした授業評価アンケートを実施している。いずれも結果を授業担当者へフィードバックして、学修指導等の改善に活用している。

〈優れた点〉

○精神保健福祉士養成のための実習における学生の取組み状況や学びの成果を共有するため、学生、教員、実習先等が参加して行う「実習報告会」を実施していることは高く評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

運営企画会議において、学長が教学運営に関して複数の組織・機関等の連携・調整等が必要とする事項について協議している。また、学長を補佐する副学長、学部長、研究科長の役割が明確に規定され、学長がリーダーシップを発揮できる体制が整っている。

学部会議、学科会議を通じて、三つのポリシーに基づいた教育の質保証の検証及び改善の取組みを行っている。この取組み結果は事業報告書として学長が委員長となっている点検評価委員会へ提出されており、学長をトップとした教学マネジメント体制が確立できている。

事務及び技術職員も委員会等での役割を担い、教職協働の体制が機能している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

「北翔大学 FD 規程」を定めて、大学、大学院の授業内容及び方法の改善を図るため、全学的な研修を実施している。また、全教員の共通理解を図ることを目的として、障がいのある学生への支援などについては FD・SD 合同の研修会として行っている。

ICT 相談会なども開催され、授業方法等の改善に関する取組みが行われている。

教員の採用・昇任に関しては、諸規則に基づき、適切に手続きが行われている。

4-3. 職員の研修

- 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上の取組みのために、「北翔大学 SD 規程」を定め、組織的に SD 活動を推進しており、SD に関する研修会も定期的に実施されている。また、職員は学内の研修会のみならず、学外の研修会にも積極的に参加している。また、学内インターンシップ制度や学内事務職員勉強会を開催するなど、職員のキャリア形成支援にも注力している。

〈優れた点〉

○若手職員のキャリア形成支援の一つとして学内インターンシップを行うとともに、若手職員を主対象とした勉強会を開催しており、参加者からも好評である点については高く評価できる。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

北方圏学術情報センター及び北方圏生涯スポーツ研究所の二つの研究施設を有するなど、研究環境は十分に整備されており、規則に基づきそれらの運営・管理は適切に実施されている。研究活動への資源の配分では、助手を含む教員全員に個人研究費を支給し、また、研究費に関する規則も整備され、適切に研究費を配分している。大学付設の研究機関にも研究費を配分し、外部資金獲得も視野に入れた研究活動を推奨・促進している。また、個人研究室の他に共同研究室も用意され、研究活動等に対して支援体制が充実している。

研究倫理の確立のため、「研究倫理規程」及び「公的研究資金等取扱規程」が整備され、それらが厳正に運用されており、研究倫理に関する研修や内部監査室による監査なども適切に実施されている。

基準 5. 経営・管理と財務**【評価】**

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為で定めている法人の目的にのっとり、法人の経営は教育基本法及び学校教育法を遵守して、これら法令の趣旨に沿って堅実に運営している。また、法令にて公表することが義務付けられている情報をウェブサイトで公開している。

環境面については、校舎内外の照明の段階的 LED 化、冷房設備の設置などの取組みを継続している。

危機管理基本マニュアルが策定され、防災対策も講じられている。

人権への配慮の面では、「キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」及び「キャンパス・ハラスメントの防止等のための指針」を制定し、役員、全教職員を対象とした研修も行っている。

5-2. 理事会の機能

- 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為及び「常勤理事会規程」に基づき常勤理事会を設置し、理事会から委任を受けた事項を審議・決定し迅速・円滑な法人運営に努めている。

管理運営規程にのっとり、理事会及び評議員会を開催している。なお、役員と評議員については、寄附行為に定めるとおり選出しており、それぞれ幅広い分野の識者から選任している。

教学及び運営に係る役職者の権限も明確にしており、戦略的に意思決定できる体制が整備されている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

- 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為、「理事会規程」及び「常勤理事会規程」の定めに基づき、重要事項は理事会で審議決定しているが、「理事会規程」第9条に定める委任事項について「常勤理事会」を原則月1回開催して審議決定し、円滑な運営に努めている。

運営企画会議は、教育研究と教学に関する重要事項の協議や各部門の長からの報告を通して教学の方向性を全学的視野から確認・調整し学長の教学運営上の意思決定を補佐する機関として重要な役割を果たしている。

理事長は、私立学校法第42条の規定に従い、寄附行為に定める10項目の事項についてあらかじめ評議員会に十分な情報開示と説明を行い、意見を求めている。

監事は適切に選任され、理事会等への出席状況も良好である。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

大学は、入学定員を充足していることもあり、法人全体における基本金組入前当年度収支差額については、北海道ドレスメーカー学院の法人分離によりマイナスを示した令和元(2019)年度を除き、平成27(2015)年度以降はプラスとなっており、安定した経営状況を保っている。令和5(2023)年度の経常収支差額比率も大学部門では11.1%と収支のバランスが確保されている。また、内部留保資産比率も順調に推移しており、安定した財務基盤を確立できている。

中期計画に基づいた事業方針及び予算編成方針を毎年度提示しており、それらの方針は各部門に周知されている。各部門はそれらの方針に基づき事業計画や予算の策定に当たっており、適切な財務運営に努めている。

自治体・各種団体からの資金獲得やふるさと納税を活用した寄付金受入れ、科学研究費助成事業などによる外部資金の確保にも積極的に取り組んでいる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、「経理規程」「予算管理規程」「固定資産及び物品管理規程」、その他の関連

学内規則に基づき、学校法人会計基準を遵守し適正に実施されている。資産及び資金は適切な会計処理により安全かつ適正に管理している。

会計監査に関しても、監事、監査法人及び内部監査室による三様監査の体制を構築し厳正に実施されている。

予算の執行に当たっては、予算管理委員会による状況調査が実施されるなど厳正に管理されており、補正予算も適切に編成されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

全学的な方針については、学則第 3 条及び大学院学則第 3 条において、内部質保証としての点検・評価について規定し、その方針を明らかにしている。恒常的な組織体制については、「北翔大学点検評価規程」第 4 条において、「点検評価委員会」を設置することを規定している。内部質保証の責任体制については、点検評価規程第 5 条第 1 項において、委員会には学長をはじめ、副学長、学部長、事務局長等の教職員を置くと規定するとともに、委員長は学長をもって充てると同条第 2 項で規定しており、責任の所在を明らかにしている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自主的かつ自律的な自己点検・評価については、各学部・学科及び各部署において毎年度事業報告書を作成して自己点検・評価を行っている。報告書は理事会承認の後に点検評価委員会が評価し、年次報告書としてウェブサイト公表している。また、日本高等教育評価機構の定める評価基準及び評価項目に準じて 3 年ごとに自己点検・評価報告書を作成している。総務課が事務局として各種取りまとめを行い、点検評価委員会が内容を検証し、

結果を理事長に報告している。当該報告書は学内配付するとともにウェブサイトに掲載している。入学者選抜、学修支援、学生生活支援、キャリア支援等のデータ収集や分析等は各部署が行い、所管委員会等を通じて全学や学科等に提供し、重要事項は運営企画会議の議を経るなどして、複数の組織等の連携・調整等を図っている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーに基づく教育研究活動や学生支援等の取組みについては、学部・学科や研究科等において、年度の取組み課題を記載し、取組み課題に対する取組み結果と点検・評価及び次年度への取組み課題を含めて、自己点検・評価を行っている。各部門の自己点検・評価は、点検評価委員会に提出され、点検評価委員会による評価を受けている。第4期中期計画では、大学の目指すビジョンと、四つの重点項目を明示しており、学内各組織・機関では、理事会が示す運営方針・中期計画に基づいて個別に事業計画を策定している。自己点検・評価報告書で得た改善提案は、学長が理事長に対して行い、それを受けた理事長が人的・物的・財政的な措置を講じることに努める体制を整備している。

大学独自の基準に対する概評

基準A. 学術フロンティア推進拠点としての研究推進と地域貢献

A-1. 北方圏学術情報センターにおける研究推進と地域貢献

A-1-① 北方圏学術情報センターにおける「北方圏住民における QOL(Quality of Life)の向上に関する総合的研究」の推進

A-2. 北方圏生涯スポーツ研究所における研究推進と地域貢献

A-2-① 北方圏生涯スポーツ研究所における総合的・学際的研究による生涯スポーツ文化の創造への貢献

【概評】

平成 14(2002)年に設立した「北方圏学術情報センター」において、「北方圏住民における QOL(Quality of Life)の向上に関する総合的研究」という研究課題のもと、生活環境や地域福祉、心身の健康、生涯学習としての芸術などについて、総合的かつ学際的な視点から積極的な研究活動を進めている。その研究成果を研究誌にて公表するとともに、「市民講座」と「成果発表会」を継続実施することで大学として地域住民に還元している。

しかし、施設・設備の老朽化や施設利活用の制限による財源確保等の課題が認められることから、これらの課題を解決して、本センターにおける活動の更なる発展が望まれる。

平成 16(2004)年度に文部科学省学術フロンティア推進事業の選定を受けて設立された「北方圏生涯スポーツ研究所」において、北方圏における総合型地域スポーツクラブ、寒冷地スポーツ推進、競技者育成、体力向上、体験活動、食育推進についての総合的・学際的研究が展開されている。現在は、主に高齢者の健康寿命延伸研究、こどもの体力向上研究及びアスリートサイエンス研究の3分野を中心に研究事業が展開され、地域の高齢者と運動・健康、こどもと運動・体力・健康、スポーツの普及と競技力向上の各分野への貢献を果たしている。

基準B. 大学教育改善、教育の質の向上を支援する実践的取り組み

B-1. 北翔アンビエントによる学生視点での教育改善支援

B-1-① 北翔アンビエントによる学生視点での教育改善支援

B-2. 教職員の ICT スキルの向上を支援する取り組み

B-2-① 教職員の ICT スキルの向上を支援する取り組み

【概評】

学生 FD 活動団体「北翔アンビエント」を設けて学生 FD 活動を展開し、平成 21(2009)年度からは「北翔大学学生 FD 会議」とこれを改め、「学生 FD」活動の一層の充実を図ろうとしている。これまでの活動では、グループワークを通して学生や教職員が話合う場を提供したり、他大学学生と連携して活動するネットワークで活動したりするなど、積極的な取り組みが行われてきた。このような学生の視点に重点を置いた FD 活動は、大学独自の取り組みとして非常に高く評価できる。

しかし、コロナ禍以降、全国の学生 FD 活動が停止し、それに伴って北翔アンビエントに参加する学生が減少していること、この活動を大学運営上の組織と連携させるという点で、今後の課題が認められる。

令和 2(2020)年から、教員が ICT を利用する上での問題点や困りごとを解決し、教職員の IT スキルの向上を目的にした ICT 相談会を、年間を通して実施している。ICT 活用について不安を感じる教職員は少なくないと思われることから、大変意義ある取り組みとして高く評価できる。教育方法の発展・変革が予想される中、これまでの取り組みを踏まえて、この相談会が今後も教育活動の質向上に貢献することとともに、このような意味ある取り組みが持続的に行われることが期待される。

IV 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

開設年度	平成 9(1997)年度
所在地	北海道江別市文京台 23
	北海道札幌市中央区南 1 条西 22-1-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
生涯スポーツ学部	スポーツ教育学科 健康福祉学科
教育文化学部	教育学科 芸術学科 心理カウンセリング学科
臨床心理学研究科	臨床心理学専攻
生涯学習学研究科	生涯学習学専攻
生涯スポーツ学研究科	生涯スポーツ学専攻

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
7 月 24 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 21 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 4 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
9 月 25 日	実地調査の実施
9 月 26 日	第 2・3 回評価員会議開催
～9 月 27 日	9 月 27 日 第 4 回評価員会議開催
11 月 27 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 10 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見あり)
2 月 12 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

68 北洋大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合しているとは認められない。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学は、建学の精神「明德・格物致知の実践」を明文化し、学部・学科の人材育成に関する目的として、学則第 1 条に「幅広い教養を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、もって我が国及び国際社会の発展と人類の福祉に寄与しうる人材の育成」と明示している。社会情勢に柔軟に対応して使命・目的及び教育目的、学則・各種規則の見直しをしている。使命・目的等の改定には、役員や関係委員会の構成員である教職員に周知し情報共有と理解・支持を深めている。建学の精神、大学の理念・教育目標は、大学ホームページで周知している。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の見直しを通して、使命・目的及び教育目的に反映している。各教員が、国際基準 CEFR に基づき教育・実習を行い、語学教育の充実を図っている。

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーを定め、大学ホームページやオープンキャンパスなどにおいて周知している。教職協働をはじめとする学修支援体制を整備している。TA(Teaching Assistant)制度はないが、学生による授業補助制度の整備を検討している。学生への就職支援は、就業力養成の科目を配置し、教員とキャリアコンサルタントの資格を持つ職員でサポートをしている。学生生活については、保健室の体制について改善が必要であるが、学生相談室の設置や独自の奨学金などの支援体制が機能している。学修環境は、校地・校舎・施設設備などが法令等に基づき適切に整備されている。学生の意見・要望については、授業改善アンケートを実施し、調査結果をもとに学修環境の改善に活用している。学生確保に努めているものの、定員未充足の状況であり、早急な改善が必要である。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定めている。ディプロマ・ポリシーは、大学ホームページ、大学案内、「Campus Guide」で周知している。5 項目に分けられたディプロマ・ポリシーはカリキュラム上の科目分類に対応し、単位認定基準及び卒業認定基準に反映され、運用されている。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保して定め周知している。シラバスが作成されていない科目がある点と、教養教育の実施方法・体制については、早急な対応が求められる。一般教育科目群に 6 区分 21 科目を配置し、幅広い知識と教養の修得を目指している。学生が修得する知識、技術、態度などの学修成果はシラバスに明示され、教務管理システムによって学生及び教職員は学修

成果を確認している。一方で、学修成果の点検・評価を組織的にチェックする体制が不十分であり、体制強化が望まれる。授業改善ワーキンググループが中心となり、教育・学修指導の改善にフィードバックしている。

「基準 4. 教員・職員」について

学長がリーダーシップを発揮できるよう規則等を定め、学長を補佐する副学長は設けていないが、全教職員を集めてコミュニケーションを図るなど、学長の教学マネジメント確立に努めている。各委員会を組織して教学マネジメントの遂行に必要な体制を整備し、規則で業務区分と役割を明確化した上で人員を配置している。教育改善を図るため、FD・SD推進委員会を設置しFD(Faculty Development)活動に取り組んでいるが、効果的なFDの実現に向け組織的な研修が求められる。SD(Staff Development)活動は、職員の資質・能力向上を図る研修会を実施している。教員の研究環境は適切に整備し確保している。研究倫理に関する規則を定め運用している。研究活動の資金は、規則を整備し個人研究費を配分するほかに、外部資金獲得に向けた情報提供をしている。教員の採用・昇任は規則に基づき行われている一方、法令で定める教員数を充足できておらず、教育・研究活動及び大学運営に向けて早急な対応を求める。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

大学経営に必要な規則を整備し、規律と誠実性の維持に努めている。入学定員の確保が難しく経営が厳しい状態の中で、中長期計画を策定し社会情勢に対応した継続的な運営をしている。環境保全・人権・安全については規則を定め、保護・保全・危機管理に配慮し適切に機能している。使命・目的の達成に向けて、理事会は寄附行為に基づき意思決定機関として機能しているが、中長期計画の実現に向けては、財務基盤の安定や全学体制での課題解決に期待したい。理事長は、法人・教学の責任者と定期的に会議を開催し、経営に必要な情報共有や意見交換を行い、リーダーシップが発揮できる内部統制と相互チェック体制が整備され機能している。監事及び評議員の選任は寄附行為にのっとり行われ、監事は監査結果を理事会等に報告している。会計処理は、法令に基づいた運営をしている。中長期計画に向けた財務基盤は安定的な状況になく、中長期の資金計画を早急に策定し実行することが必要である。

「基準 6. 内部質保証」について

使命・目的の達成に向けて、内部質保証の全学的方針は、学則第 2 条に定め明示している。内部質保証の恒常的な組織としては、自己点検・内部質保証委員会が、「総務・庶務」「募集・広報・入試」「教務・学生」「研究・図書・情報」などの各委員会と連携した自己点検・評価の実施と責任体制を確立している。毎年度、教員・科目レベル、学部・教育課程レベル、大学・機関レベルに分け、各委員会が総括した課題に沿って自主的・自律的な自己点検・評価を行い、改善策の対応状況を情報共有する体制を整備している。IR(Institutional Research)活動は「IR 委員会」を設置し現状把握・分析に努めている。内部質保証の機能状況については、入学者の確保・教員人事計画・財政基盤強化などの重要課題に対する実施状況が十分とはいえず、現在計画中の改善施策の達成に期待したい。

総じて、建学の精神「明德・格物致知の実践」に基づき、使命・目的の実現に向けて、教育の質保証・学生支援の強化・大学ガバナンスの視点で、現況の把握と改善を検証するPDCAサイクルの仕組みを構築して内部質保証を推進している。また、グローバル・ローカル人材育成を明示して全学体制で取組んで、「言語運用能力」の修得を目指し、世界や地域とつながる教育支援体制及び環境整備の改善を継続的に行っている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.国際貢献・国際交流」「基準 B.地域貢献」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的は、建学の精神の「明德・格物致知の実践」に基づき、学則第 1 条で目的を「幅広い教養を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、我が国及び国際社会の発展と人類の福祉に寄与しうる人材の育成」と具体的に明文化している。

大学の使命・目的は、大学案内・大学ホームページ・学生便覧において、建学の精神を踏まえ、学部・学科の人材育成に関する目的として簡潔に文章化している。

個性・特色は、建学の精神に基づき、比較文化研究を中心にした教養教育と語学教育に加え、自己の可能性発見・キャリア創造の機会提供による育成と明示している。平成 30(2018)年に学校法人の経営移管を行い、令和 3(2021)年には大学名を変更した。以降、日本社会の急激なグローバル化に対応できる人材養成に舵切りし、語学教育に力を注ぎ社会が期待するグローバルマインドを身に付けた人材の育成に取り組んでいる。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知

- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神「明德・格物致知の实践」に基づいたグローバル化時代に対応できる人材育成であることを、教授会構成メンバー全員が理解し教育現場で実行・実現している。使命・目的及び教育目的は、大学案内や大学ホームページ、オープンキャンパスなどで国内外へ周知し、「学校法人京都市英館中長期計画」に反映している。学生の確保においては、大学の留学生別科との連携が計画されているので、その実行に期待したい。

建学の精神がディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つのポリシーに反映されている。教育研究組織として国際文化学部キャリア創造学科を設置し、各教員が言語学及び第二言語教育を専門とし、国際基準 CEFR に基づき教育・実習を行い、語学教育の充実を図っている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしていない。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしていない。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、大学ホームページやオープンキャンパス等において周知している。これらのアドミッション・ポリシーに沿って、合否判定会議により各入試区分による試験の判定が行われている。

募集・広報・入試委員会を定期的に開催し、募集広報や入試に対して検討を重ねるとともに、入学試験の出題は大学が作成し、同委員会との連携が図られている。

入学者数を確保すべく、出張授業、市民講座、高大連携協定の締結などを講じているほか、学長から教職員に対しての勉強会を開催している。

今後は留学生別科から一定数の内部進学者数が見込まれるほか、SNS 広報の活性化、学部紹介動画制作チームの立上げなど、大学の発信力を強化する計画がある。

しかしながら、学生数が収容定員を大きく下回っている状態が続いており、早急な改善が必要である。

〈改善を要する点〉

○収容定員に対する在籍学生数比率が大学全体で 0.5 倍を下回っているため、改善が必要である。

〈参考意見〉

○入学者数が著しく少ない現状を踏まえ全学で課題を分析し、入試募集広報の中期的な戦略の立案が望まれる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学期開始時に教職協働によりオリエンテーションを実施し、学生が意見を提出しやすい環境を構築している。同時に、教職員と学生との間の連絡ツールを導入し、個別にきめ細かく学生指導や面談が行える体制が整備されている。TA 制度はないが、「学生による授業補助制度(SA)」の整備を検討している。

学生が教員へ自由に相談できるオフィスアワーの制度を設けているほか、ゼミ担当教員が学生と個別の面談を行っている。

障がいのある学生への配慮、中途退学や休学等への対応については、担任のほか、カウンセラーや事務室の教務・学生担当が窓口になり、教務・学生委員会で共有される体制が作られている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内においては、「キャリアデザイン入門」など学年次段階別に科目が設定されているほか、「実践型インターンシップ I」「実践型インターンシップ II」の科目を設置して

いる。

地元の北海道苫小牧市と連携したマッチングサポート専門業者により、マッチング面談を行いながら実践的な職業観を身に付ける仕組みが構築され、地元企業等へのインターンシップを展開している。

教育課程外においては、キャリアコンサルタントの資格を持つ職員や教員が学生への個別相談に応じている。また、学生へのキャリア面談に対しては、課題等の現状を分析し、1年次からの面談のスケジュール・面談目的の体系化等の設計に取り組んでいる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

教務管理システムを導入し学生情報の一括管理をしているほか、アルバイト情報の周知なども行っている。

また、学生相談等の受付窓口を一つに限定せず、学生の要望を聞きやすい仕組みを構築しているとともに、担当部署の間で情報の共有が図られている。

学生相談室を設置し、カウンセラーによるカウンセリングが行われており、毎年4月には新入生全員に対してカウンセリングを実施している。留学生に対するサポートは国際交流委員会が対応し、情報共有のためのツールも導入している。保健室については、体制の早急な整備が求められる。

学生のクラブ活動については、学生自治会が組織され、複数のクラブ・同好会が活動している。

経済的支援については、大学独自の奨学金制度が設けられている。

〈改善を要する点〉

○保健室について、設備が不十分で、有資格者の配置もされていないので、改善が必要である。

〈参考意見〉

○学生相談室のカウンセラーへの相談が原則月1回及び必要に応じて行われているが、運営や人員体制の充実に期待したい。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地や校舎の面積については設置基準を十分満たしているとともに、学内はバリアフリー化されており、屋外に出ることなく各棟の移動が可能である。

講義室のうち一部についてはハイフレックス型授業の展開が可能であるほか、校舎内ほぼ全てにおいて無線 LAN サービスを展開している。新入生全員に対しては無線 LAN 講習会が行われている。

図書館は授業や講座等において利活用されているほか、電子書籍の導入が図られている。

学内の教育設備については、研究・図書・情報委員会における検討のもと、学生用パソコンの入替えや LL 教室の環境整備が図られている。

また、語学教育は習熟度別クラス編成とし、教育成果を上げられるよう工夫している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

授業改善アンケートを実施し、学生の意見・要望を把握するとともに、各教員は「教育活動報告」の作成時に次年度の授業改善内容を報告し、実践につなげている。

学生による学修支援・学生生活・学修環境に対する意見については、事務室、各教員への個別の申出のほか、学生相談室、オフィスアワーの活用といった複数の窓口によって教職員へ届けられている。

就職ワーキングチームが全学年次の進路面談のあり方や方向性を検討するなど、学生からの意見・要望や学内の検討課題に対して各委員会で継続審議が必要な場合は、個別にワーキングチームを立上げて検討・対応している。

コロナ禍においては、自宅に十分な環境が整っていない学生に対し、オンライン授業を受講できる環境を支援・提供した。

基準 3. 教育課程**【評価】**

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神を基盤とした「学生に対し多くの知識とかけがえのない経験を授けることにより、自身を磨き、更なる高みへと到達させ、世界中で貢献できる人材を育成すること」という教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、大学ホームページ、大学案内、「Campus Guide」で周知している。5 項目に分けられたディプロマ・ポリシーはカリキュラム上の科目分類に対応し、単位認定基準及び卒業認定基準に反映され、シラバス公開によって周知され、厳正に適用されている。

〈参考意見〉

○シラバスで、一部の科目の授業計画や単位認定の具体的内容の記載が不十分な点について、対応が望まれる。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

語学及び国際文化への理解促進から、多角的なキャリア形成を目指す上で必要な知識と基本的なビジネススキルを養成することを目的とし、その目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを定め、大学ホームページ及び「Campus Guide」において周知している。カリキュラム・ポリシーは、5 項目のディプロマ・ポリシーと一貫性を持つものとなっている。各言語教育において CEFR に沿ったクラス編成を行うことで、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程の編成、実施がなされている。他方で、一部シラバスに不備がある点については、今後の改善が必要である。一般教育科目群に 6 区分 21 科目を配置し、幅広い知識と教養の修得を目指しているが、より組織的な検討体制の整備が求められる。

授業内でのディスカッションを多く取り入れるなどアクティブ・ラーニングを導入し教授方法に工夫を行っている。

〈改善を要する点〉

- 「卒業研究」の科目でシラバスが作成されていないので、改善を要する。
- 教養教育の実施方法や体制について、担当する教務・学生委員会において審議が行われていないなど、実際的な対応が図られていない点について改善を要する。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学生が獲得し得る知識、技術、態度などの成果としての学修成果はシラバスに目的として明記され、単位修得によって学修成果が明示されている。教務管理システムによって、学生及び教職員は、学修成果を確認できる。授業改善ワーキンググループが中心となり、教育・学修指導のための FD 活動を展開している。科目単位では学修成果の点検・評価が実施されているが、点検・評価担当の組織がより実効的に運営されることが期待される。特に、卒業時の満足度調査や就職先の企業アンケートが未実施であり、学位授与段階での学修成果を点検・評価する体制の今後の充実が望まれる。

〈参考意見〉

- 学修成果の点検・評価をより組織的に実施する体制の整備が望まれる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしていない。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の規模、学部・学科の構成が大きくない中で副学長など学長の補佐体制を担う役職は設置していないが、全教職員を集めての説明など全学的なコミュニケーションを図ることで、教学マネジメントにおける学長のリーダーシップの確立に努めている。

また、教授会は組織上の位置付けと役割が明確になっており、教授会に意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項を規定している。

各種委員会を組織して教学マネジメントの遂行に必要な体制を整備し、「組織及び校務分掌規程」で組織の業務区分を明確にした上で必要な人員を配置している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしていない。

〈理由〉

教員の採用・昇任の決定については、適宜、人事委員会を開催し、昇進の基準に関する細則を制定し、学長の責任において適正に実施されている。

FD・SD 推進委員会を設置しているが開催されておらず、FD 研修会を市民公開講座で代替するなど、組織的に実施されているとはいえない状況である。

設置基準で定める教員数及び教授数を充足できていないため、早急な対応が求められる。

〈改善を要する点〉

○設置基準で定める必要教員数を 1 人、教授数では 2 人下回っている点について改善を要する。

○効果的な FD の実現のため、教員研修を組織的に行うよう、改善を要する。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

FD・SD 推進委員会規程を定め研修実施に向け体制を整備している。

具体的な SD 活動については、法人本部職員が実施する OJT 型研修や、外部機関が主催する研修プログラムへの職員派遣など、大学運営に関わる職員の資質・能力向上に向けた取り組みが行われている。また、大学が課題としている学生募集に関しては、外部講師を招へいして実施した研修会の内容を踏まえ、今後の活動に向けた課題分析が行われている。

〈参考意見〉

○職員の資質・能力向上に向け、研修プログラムの企画・実施・見直し・改善を循環させるために FD・SD 推進委員会を開催するなど、実行性ある活動が望まれる。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境の整備については、専任教員に対して独立した研究室を整備するなど充実を図っている。

「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」「科学研究費助成事業の不正使用防止に関する規程」を定め研究倫理の確立と厳正な運用に努めている。

研究活動への資源の配分については、専任教員に対して研究費を支給しているほか、科学研究費助成事業等の競争的資金獲得に向けた説明会を実施するなど、更なる外部研究費獲得に向け支援を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしていない。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為、就業規則等の諸規則を整備し、教育基本法及び学校教育法に則した経営の規律と誠実性の維持に努めている。また、定員確保が難しく経営が厳しい状態の中で、中長期計画を教職員で共有し、改善に向けた継続的な努力を行っている。また、寄附行為及び倫理規程に従って、組織的にコンプライアンス推進に努めている。

全ての校舎を耐震化する一方で、緊急事態時の対応マニュアルを整備し避難訓練を定期的に行うなど、危機管理体制を整備している。また、「ハラスメント行為の防止等に関する規程」を整備しており、学生及び教職員の人権と安全に対する配慮を行っている。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

私立学校法にのっとり理事会を設置し、役員の選任は適切に行われている。また、理事会を定期的に行い、予算、補正予算、決算、事業計画、事業報告、法人及び大学規則の改定、学則変更、役員の変更等、理事会において決定すべき事項について適切に審議しており、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制が整備されている。

また、理事会への理事の出席状況は良好で、やむを得ず欠席する理事についても委任状により、議案に対し事前に意思表示ができる運用を行っている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長及び法人と、学長及び大学の管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っている。理事長は、適宜、京都の法人本部から大学を訪れ、学長、事務長との協議を重ねることで、法人と大学相互の意向を確認している。理事長のリーダーシップが発揮できるよう内部統制環境を整備しており、相互チェック体制が機能している。

監事は寄附行為に基づき適切に選任されており、監査規程に基づき定められた監査項目に対して監査し、理事会等に監査報告書を提出するとともに、理事会・評議員会にも出席しており、職務を果たしている。

また、評議員についても寄附行為に基づき適切に選任されており、評議員会の出席状況も良好で、寄附行為に基づく諮問事項、役員に対する意見具申等が行われ、その役割を果たしている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしていない。

〈理由〉

大学の財務状況については、入学定員未充足の影響により厳しい状況が続いており、過去 5 年間の事業活動収支差額は支出超過で推移している。留学生別科では、中国人留学生に加え東南アジアからの留学生の受入に注力するなど対象地域を拡大し学生募集を行っているが、現状では受入に要する経費が増加傾向にあり、財務状況の改善までには至っていない。また、経営移管後に大学が財務基盤を確立するまでの支援策として理事会が定めた 6 年間の「経営企画引当特定資産」の組入れ期間は終了している。

法人全体の財政状況についても過去 5 年間の事業活動収支差額は令和 5(2023)年度を除き支出超過で推移しており、中長期的な財務計画の策定が行われていないことから、安定した財務基盤を確立しているとはいえない。

〈改善を要する点〉

○大学及び法人全体の事業活動収支差額は支出超過であり、中長期計画に基づく財務計画も策定されていないため、安定的な入学者の確保による財務安定化に向けた抜本的な改善が必要である。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人京都市英館 経理規程」を整備し、学校法人会計基準に基づき会計処理が行われている。

監査法人による会計監査は、私立学校振興助成法第 14 条に基づき実施され、独立監査人の監査報告書が確認されている。

また、「学校法人京都市英館 監査規程」を定め、私立学校法第 37 条及び寄附行為に基づき会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に監査報告書が提出されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制**6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立****【評価】**

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的方針は、学則第 2 条「教育水準の向上を図り、及び前条の目的を達成するため、大学における教育・研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」と定め明示している。内部質保証の恒常的な組織としては、令和 4(2022)年 8 月からワーキンググループを発足させ、自己点検・内部質保証の体制整備やロードマップを議論して、令和 5(2023)年 1 月 12 日に自己点検・内部質保証委員会を設置している。令和 5(2023)年 3 月から大学ホームページにて自己点検・評価の結果を公表し、教育・研究活動の向上を図っている。内部質保証の実現のため、自己点検・内部質保証委員会は、学部長を委員長として、「危機管理」「総務・庶務」「募集・広報・入試」「教務・学生」「研究・図書・情報」などの委員会活動の点検・評価・改善策の情報と事務局からの点検・評価情報を一元化して、学長へ報告・協議する役割を担っている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価**6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有****6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析****【評価】**

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「内部質保証に関する方針」に基づき、自己点検・評価を教員・科目レベル、学部・教育課程レベル、大学・機関レベルに分けて実施している。教員・科目レベルでは、授業評価アンケートより学生の意見を踏まえて改善点をまとめ学長に提出して、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。毎年度、各委員会が活動を総括し、報告書を教授会に定期的に提出している。自己点検・評価の結果は、各委員会からの改善点などの報告をして、自己点検・内部質保証委員会が対応策を協議し、結果を踏まえ学長が是正措置を指示している。大学全体に関する改善の場合は、学長は理事会と協議して改善策を講じている。自己点検・評価報告書は、大学ホームページにおいて学内外に公表しているが、教学・経営面の具体的な改善策や達成状況の検証に関して、教職員への情報共有に期待したい。自己点検・評価等に必要なデータの把握・収集及び分析は「IR 委員会」を設置し現状把握・分析に努めている。

〈参考意見〉

- 法令遵守・入試体制・カリキュラムの充実・学修成果・学生支援・研究活動・留学生支援・施設整備・法人管理・財務計画など、自己点検・評価を踏まえた重要課題に関して、全教職員が共有し、具体的課題や検証結果の理解を深めるよう対応が望まれる。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に向けて、三つのポリシーを起点とした自己点検・評価を「内部質保証に関する方針」に沿って実施し、令和 5(2023)年に自己点検・評価報告書を公表している。使命・目的及び教育目的は、達成状況と課題の分析結果を踏まえ改善方策を検討して、教育の改善・向上を図る PDCA サイクル体制を構築している。自己点検・評価は、教員・科目レベル、学部・教育課程レベル、大学・機関レベルの三つに分けて、次年度の授業改善などを図っているが、今後は計画中の学修成果の可視化や数値化を推進して、教学面の課題解決の体制強化が求められる。また、大学運営管理の改善に向けての内部質保証の機能性については、重要課題に対する実施状況が十分とはいえず、現在計画中の改善施策の達成に期待したい。

外部評価委員会を設置して客観的な評価を取入れ、大学全体の改善計画を策定する自主的・自律な点検・評価を実施している。

〈改善を要する点〉

- 入学者の確保・保健室の整備・シラバスや教養教育体制・教員人事計画や教員研修・財政基盤強化など、内部質保証の起点となる教学面・経営管理面の重要事項において内部質保証の機能性が不十分であるため、改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 国際貢献・国際交流

A-1. 国際貢献・国際交流を目的とした取り組みの実践

- A-1-① 海外大学との提携ならびに交換留学制度
- A-1-② 語学教育
- A-1-③ 日本語教師養成講座の開講
- A-1-④ 留学生自治会による活動
- A-1-⑤ 地域との交流

【概評】

中国、韓国、台湾、インドネシア、モンゴルにおける 11 の大学との連携協定を締結し、交換留学生の派遣及び受入れ体制を構築している。受入れた留学生との交流を通じて異文化理解を深め、語学及びコミュニケーション能力を身に付ける苫小牧留学「トマリ」という枠組みを設置している。また、CEFR に基づく言語運用能力別クラスで、英語、日本語、中国語のコースを設置している。

日本語教師養成講座を開講している中で、令和 5(2023)年 12 月に学生が初めて模擬授業ではなく実際の日本語授業の教壇実習を留学生別科で行った。

地域交流については、大学祭に町内会所属市民が屋台を出店したり、苫小牧市内のイベントに大学が参加したりといった、相互の事業参加・協働の取組みを行っている。また、苫小牧工業高等専門学校が企画するイベントの実行委員会への参加、更には日本語学校の行事への参加が見込まれ、地域における学生活動の展開が図られている。

基準 B. 地域貢献

B-1. 地域再生への大学の協力

B-1-① 地域再生、活性化のための連携教育、実践

B-1-② まちづくりへの貢献

B-1-③ 地域の人を対象にした教育への支援

【概評】

地域の活性化に向けた実習科目を開講し、教育面において自治体等地域との連携が行われている。学生のゼミ活動では、学生が地元 FM 局の番組を企画し、進行役として出演もしている。

また、増加する外国人との関わりに対応するために、主に地域住民を対象とした「日本語ボランティア入門」の無料公開講座を開講し、地域の教育支援に貢献するとともに、図書館を地域住民に開放することで、大学が有する知的資産を地域に還元している。

大学の教員は苫小牧市からの依頼を受けて、政策決定のための審議会や委員会などに委嘱されている。「苫小牧市総合計画第 7 次基本計画策定市民検討委員会」では、学識経験者の委員として、苫小牧駅前再開発についての意見を述べている。

地域が抱える課題の取組みなどを通して、地域再生と活性化に大学として貢献しており、今後の成果に期待したい。

IV 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

開設年度	平成 10(1998)年度
所在地	北海道苫小牧市錦西町 3-2-1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
国際文化学部	キャリア創造学科

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
7 月 30 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 23 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 6 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 2 日	実地調査の実施
10 月 3 日	第 2・3 回評価員会議開催
10 月 4 日	第 4 回評価員会議開催
11 月 14 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 10 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見あり)
2 月 12 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

69 八洲学園大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

建学の精神に基づき、学則において大学の使命・目的を定めるとともに、学部の人材の養成に関する目的を定めている。これらは大学の個性・特色を反映し、分かりやすく簡潔にまとめられており、大学ホームページや募集要項などで学内外に周知している。また、使命・目的及び教育目的の改廃は、教職員や役員が関与する教授会及び理事会の審議を経て行っている。建学の精神、教育の理念、使命・目的を普遍的指針として、中長期計画を策定し、更に「八洲学園大学 教育研究上の目的に基づく三つのポリシーの策定・実施に関する方針」を定め、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を策定している。使命・目的及び教育目的を達成するため、通信教育のみの学部を設置し、必要な教育研究組織を整備するとともに、入学者の動向を踏まえ、より多様な社会の要請に対応できるよう、教育課程の見直しを行っている。

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーは、使命・目的及び教育目的や三つのポリシーとの整合性を踏まえて定められており、募集要項や大学ホームページで周知している。学生数は収容定員を下回っているが、新規プログラムの開講や通信制大学の特性に合わせたオンライン入学案内の強化により、編入生を含む収容定員充足率は改善がみられる。学修支援・教育相談は学生支援センターが担当しており、オンラインでの「学生支援センター説明・交流会」を開催するなど積極的な学修支援を行うとともに、キャリアコーディネート室を設置し、就職・転職支援も行っている。学費は履修する科目に応じて決定される単位従量制授業料を採用しており、「シニア割引制度」など大学独自の割引制度も設けている。通信制大学であるため、運動場や体育施設は設置していないが、校舎面積は設置基準を上回っており、玄関前スロープやバリアフリースイレも完備している。

〈優れた点〉

○「学生支援センター説明・交流会」を定期的に行い、課題レポート対策等をテーマにチャット機能を用いて他の学生との交流機会を設けている点は評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、大学ホームページで公表するとともに、学生が日常的に使用する e ラーニング・システム「SOBA マナベル」の学生支援セ

ンターのページ内に設置された「学修のてびき」にも掲載して周知している。また、ディプロマ・ポリシーに掲げた素養に対応するかたちでカリキュラム・ポリシーの「専門科目」を編成し、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性を保持している。

「SOBA マナベル」には学生の学修成果が蓄積されており、この成果を活用することで、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法を確立する体制を整えている。学生には無記名式の「科目評価アンケート」を実施し、その結果を各教員に配付することで、教育内容・方法や学修指導などの改善につなげている。令和 5(2023)年にはアセスメント・ポリシーを策定し、学生の学修成果を包括的かつ多面的に分析する体制を整えている。

「基準 4. 教員・職員」について

「八洲学園大学 内部質保証に関する基本方針」を定め、学長がリーダーシップを適切に発揮できるよう推進体制を構築している。学長の補佐体制として、副学長を置くことに加え、学長と各委員会の長が参加する「学長ミーティング」を実施している。また、学長のもとに教授会、総務委員会、教務委員会、各部会などを設置し、それぞれが連携して学長を支えている。設置基準で定められた必要教員数を確保するとともに、実務経験のある教員を含む兼任教員も積極的に採用している。専任教員には個別に研究活動を行えるよう研究室を整備し、兼任教員には共同の講師控室を設置することで、研究環境を整えている。また、研究活動への資源配分として、「八洲学園大学教員の個人研究費及び研究旅費に関する規程」を定め、適切かつ有効に活用している。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為第 3 条に法人の目的を定め、その上でミッションステートメントを掲げ、関連諸規則と併せて法人ホームページで公表し、適切な運営と透明性を確保している。寄附行為に基づき理事会を設置し、重要事項を審議している。法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を図るため、E メール及び「八洲学園ポータル」を活用し、学長が評議員会の審議状況を必要に応じて教職員に情報共有している。寄附行為に基づき評議員会を設置し、諮問事項及び意見具申事項を定め、これを適切に運用している。財務比率は、固定資産構成比率が低く流動資産構成比率が高い一方、純資産構成比率は全国平均と比較しても問題のない水準であり、教育活動収支差額比率及び経常収支差額比率は全国平均より高く安定した収支バランスを保っている。

「基準 6. 内部質保証」について

学則及び「八洲学園大学 自己点検・評価に関する規程」に加えて、「八洲学園大学 内部質保証に関する基本方針」を定め、内部質保証に関する全学的な方針を明示している。また、大学運営に必要な総務委員会及び教務委員会に加えて、学長を統括責任者とする「内部質保証推進部会」を設置し、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備している。各種アンケートの実施や FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)研修会を通じて、三つのポリシーとの関連から学修成果の達成状況を検証し、教育活動の改善・向上につなげている。自己点検・評価や認証評価の結果を踏まえて中長期計画を策定し、その計画で掲げた行動目標については毎年度評価を行っている。平成 29(2017)年度の認証評価に

において指摘を受けた事項は改善が図られ、大学運営の改善・向上に努めている。

総じて、eラーニングによる学位取得や国家資格取得を可能とした大学として、「学びたい」という人間の本来的な欲求を満たすことに注力し、国内外から年齢や職業を問わず多くの学生を受入れ、生涯どこでも学習できるという生涯学習の理念を実践している。また、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備し、自主的・自律的な自己点検・評価を行い、その結果を大学運営に反映させている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.「人間性豊かな eラーニング」による生涯学習社会の実現」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 小規模大学ならではの機動力ある体制
2. 社会人学生に合わせた支援体制
3. シニア学生の受入れと就職支援

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神に基づき、学則において大学の使命・目的を定めるとともに、学部の人材の養成に関する目的を定めている。また、大学の使命・目的及び教育目的は、大学の個性・特色を反映させつつ、分かりやすく簡潔にまとめ、大学ホームページや募集要項、「学修のてびき」などにおいて明示している。

入学者の動向などを踏まえ、より多様な社会の要請に対応できるよう、必要に応じて教育課程の見直しを行っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的を学則に定め、その改廃は、教職員及び役員が関与・参画する教授会及び理事会の審議を経て行っている。また、使命・目的及び教育目的は、大学ホームページや「学修のてびき」などに掲載して、学内外に周知している。

建学の精神、教育の理念、使命・目的を普遍的指針とし、従来、毎年 10 年計画で中長期計画を策定するとともに、使命・目的及び教育目的に基づき「八洲学園大学 教育研究上の目的に基づく三つのポリシーの策定・実施に関する方針」を定め、三つのポリシーを策定している。

使命・目的及び教育目的を達成するため、通信教育のみの学部を設置し、必要な教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、使命・目的及び教育目的や三つのポリシーとの整合性を踏まえて定められており、募集要項や大学ホームページに掲載し周知している。入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに基づいて評価をしており、適切な体制のもと、公正かつ妥当な方法により行うとともに、点検・見直しの体制も整えている。入試問題は大学自らが作成しており、入学志願者を多面的に評価することで、幅広い層に受験・入学の機会を提供している。

学生受入れ数は収容定員を下回っているが、新規プログラムの開講や通信制大学の特性に合わせたオンラインの入学案内の強化により、編入生を含めた収容定員充足率の向上がみられる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

独自の e ラーニング・システム「SOBA マナベル」を基幹に、「八洲学園大学教員情報ページ」や「【八洲学園大学】教職員向けメールマガジン」も活用して情報共有を行い、教員と職員が協働する学修支援体制を構築している。TA や SA(Student Assistant)を置いてはいるが、スクーリング授業では職員が学修支援を行っている。通信制のためオフィスアワー制度は実施していないが、「SOBA マナベル」を利用していつでも質問ができる仕組みを整えている。

障がいのある学生に対しては、入学検討段階から支援内容の相談を受付ける体制を整えている。授業外の学修支援・教育相談については学生支援センターが担当し、オンラインの「学生支援センター説明・交流会」を開催するなど、積極的な学修支援を行っている。中途退学希望者へは、「SOBA マナベル」の「学生支援センターページ」に案内を掲載して学生支援センターへの相談を促し、中途退学防止に努めている。

〈優れた点〉

○「学生支援センター説明・交流会」を定期的で開催し、課題レポート対策等をテーマにチャット機能を用いて他の学生との交流機会を設けている点は評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア教育担当の専任教員を中心に、ビジネス・スキルやキャリア・ディベロップメントに関するキャリア教育科目を配置してキャリア支援を行っている。

キャリアコーディネート室を設置して、就活セミナーや会社説明会などの情報提供、司書や学芸員希望者向けのメールマガジンを配信している。就職・転職に対する相談や支援体制を整備し、適切に運営している。

インターンシップ制度に対しても、規則を整備して対応している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための組織として学生支援センターを設置している。

健康相談、生活相談等については学生支援センターが相談窓口となり、ハラスメントに関する相談・申立てについてはハラスメント相談係が対応している。

学費は履修する科目に応じて学費が決まる単位従量制授業料を採用し、独立行政法人日本学生支援機構奨学金の奨学金制度や株式会社オリエントコーポレーションの学費提携教育ローンに加え、「シニア割引制度」などの大学独自の割引制度を設け、経済的な支援を適切に行っている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

通信制大学のため、運動場・体育施設などは有していないが、校舎面積は設置基準を上回っている。講義室・演習室を十分に設置している。

附属図書館は、教育研究上必要な図書を保有している。閲覧室に学修スペースを確保するとともに、無線 LAN も完備している。スクーリング授業の開講に合わせ、開館時間も柔軟に設定している。

施設・設備の利便性に配慮し、玄関前スロープやバリアフリースイレを設置している。

履修形態ごとに 1 科目当たりの人数制限を設け、教育効果を十分上げられるような受講人数にしている。施設・設備については修繕計画を立て、適切に管理している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関しては、学生アンケートを実施して意見をくみ上げ、その結果を教職員で共有するとともに、IR(Institutional Research)情報として大学ホームページでも公開している。「学生支援センター説明・交流会」で把握した意見や要望も学内で共有し、「SOBA マナベル」の「学生支援センターページ」や「学修のてびき」に掲載している。

学生生活に関しても、学生支援センターが「SOBA マナベル」の質問機能によって意見・要望を把握し、改善を行っている。

学修環境に関しては、「SOBA マナベル」への意見・要望を学生アンケート等で把握し、管理保守会社とのオンライン定例会などを通じて機能の改善を行っている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーとして「生涯学習についての幅広い識見」「生涯学習社会の実現に貢献しうる課題発見・解決能力、実践力」「これらの基盤となる豊かな人間性」のような素養を身に付けることと掲げ、大学ホームページで公表するほか、学生が日常的に使用する e ラーニング・システム「SOBA マナベル」の学生支援センターのページに設置した「学修のてびき」に掲載し、周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を学則で定めており、「学修のてびき」で周知するとともに各種規則に基づき厳正に適用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーを策定し、募集要項や大学ホームページで公表するほか、「SOBA マナベル」の学生支援センターのページに設置した「学修のてびき」に掲載し、周知している。ディプロマ・ポリシーに掲げた素養に対応する形でカリキュラム・ポリシーの「専門科目」を編成しており、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性を保持している。また、シラバス作成要領を作成してシラバスを適切に整備している。カリキュラム・ポリシーの人間力創造系を教養教育と位置付けて、多様な年齢層や目的を持った学生に教養教育を提供している。教務委員会が主導して FD 研修会を実施することで授業内容や方法を工夫する機会を設けている。

〈参考意見〉

○1 年間に履修登録できる単位の上限が高く設定されているので、単位の実質化を図るための検討が望まれる。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

「SOBA マナベル」に学生の学修成果が蓄積されており、この学修成果を活用することで三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立を実現する体制を整えている。学生に無記名式の「科目評価アンケート」を実施するとともに各教員にアンケート結果を配付することで、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けた学修成果の点検・評価結果をフィードバックする体制を整えている。令和 5(2023)年にアセスメント・ポリシーを策定し、学生の学修成果を包括的・多面的に分析する体制を整えている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

「八洲学園大学 内部質保証に関する基本方針」を定め、学長がリーダーシップを適切に発揮するための推進体制を構築し、副学長を置くことと併せて、学長と各委員会の長との会議として「学長ミーティング」を実施し、学長の方針や重要事項の伝達、各組織からの意見の収集等を実施して学長の補佐体制を確立している。

「八洲学園大学 大学運営に関する基本方針」を定め、学長のもとに教授会、総務委員会及び教務委員会並びに各部会を置き、規則に基づきそれぞれの役割を明確にしながら連携協力して学長を支えている。

事務局長は教授会の庶務を務めるなど学長の補佐体制を担い、「八洲学園大学 目指す職員像および大学職員育成ビジョン」を定め、職員各自が大学の目指すマネジメントを遂行するための役割を明確にしている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準で定める必要教員数を確保し、実務経験のある教員を含む兼任教員も積極的に採用している。教員の採用・昇任は「八洲学園大学 教員選考規程」に基づき、総務委員会、教員人事準備会、教授会での審議を経て適切に運用している。

教務委員会で策定した活動計画に基づき、FD 講演会、FD 研修会、FD 懇談会、授業参観などオンラインを活用しながら組織的に実施している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

教職員が一体となって能力及び資質を向上させるための SD を実施している。なお、職員が互いの取り組みを理解し合うことを視点とした SD・FD 協働企画を実施し、教員と事務職員の双方からの事例報告を行っている。

新規採用教員に対して、SD 研修会を実施し、望ましい教員のあり方「八洲学園大学 大学が求める教員像及び教員組織の編成に関する方針」、望ましい職員のあり方「八洲学園大学 目指す職員像および大学職員育成ビジョン」を紹介し、教員と職員が意識を共有するよう図っている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員には、個別の研究活動が行えるよう研究室を整備し、兼任教員にも共同の講師控室を設置し研究環境を整えている。研究倫理に関する規則も整備し、大学ホームページ上にて公表し、研究の維持・向上を図っている。

研究活動への資源配分に関しては、「八洲学園大学教員の個人研究費及び研究旅費に関する規程」を定め、適切かつ有効に活用しており、毎年度、総務委員会にて「個人研究費及び個人研究旅費交付申請書」と前年度の「個別報告書」にて審議している。

外部資金の獲得支援のため外部研究費等に関する情報を事務局より専任教員へ提供している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為第 3 条において法人の目的を定め、その上でミッションステートメントとして「平和で安全な地球のための貢献する日本を支える人材を育成しよう」「次代を切り開くことができる自己を確立した人間を育む新しい教育制度への変革の能動者となろう」を掲げ、関連諸規則と併せて法人ホームページで公表し、適切な運営と透明性を確保している。理事会及び評議員会により、法人の使命・目的に即した継続的な運営を行っている。

法人として環境保全に取組み、就業規程の他にハラスメント防止ガイドライン、危機管理マニュアルを策定の上で消防訓練及び安否確認の E メール報告訓練を実施し、継続的に事務局危機対応マニュアルの見直しを行い、令和 5(2023)年度からは BCP(事業継続計画)の作成に着手して危機管理体制を構築している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向け、寄附行為第 6 条に基づき、令和 6(2024)年 5 月 1 日現在で、理事会を理事 5 人と監事 2 人の 7 人で構成している。

法人や設置学校の管理運営に関する基本方針、役員・理事長・評議員の選任、予算、重要な資産の処分に関すること、決算、事業計画・事業報告、寄附行為、諸規則の改廃などの重要事項を審議している。理事会を委任状により出席する場合は寄附行為第 11 条第 7 項により、あらかじめ意思表示を行って議決に加わっており、理事の理事会への出席状況も良好である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学の各管理運営機関では、Eメールや「八洲学園ポータル」を活用し、意思疎通と連携を図り、学長が評議員会の審議状況について必要に応じて教職員に情報共有している。また、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境、理事長への臨時提案や相談を行う仕組みも整備され、管理部門と教学部門のコミュニケーションが図られている。

監事の選任については寄附行為に基づき適切に選任し、公認会計士による監査に同席して意見交換を行っている。また、毎月の教授会の議題と資料を共有して教学監査を実施しており、理事会への出席状況も適切である。

評議員会について、寄附行為に基づき選任された評議員で構成し、評議員会に対する諮問事項及び意見具申事項を定めて、適切に運用している。

〈参考意見〉

○監事の監査報告書の宛先が理事会又は評議員会となっていない点は見直しが望まれる。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人が設置する各校が中長期的な財務計画を含む年次事業計画を立案している。

固定資産構成比率が低く流動資産構成比率が高いが、純資産構成比率は全国平均と比べ問題ない比率である。教育活動収支差額比率及び経常収支差額比率は全国平均より高く安定した収支バランスを保っている。私立大学等経常費補助金の特別補助の増収に積極的に取組み、外部資金の導入へ努力している。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

法人の会計処理は、学校法人会計基準に準拠し、会計処理規程にのっとり適正に処理している。また、必要に応じて補正予算を編成している。

会計監査は、監事による監査と公認会計士による外部会計監査により厳正に行われている。監事は理事会及び評議員会に出席し、経営について意見を述べている。なお、公認会

計士との連携は、決算についての意見交換を毎年行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則及び「八洲学園大学 自己点検・評価に関する規程」に加えて、「八洲学園大学 内部質保証に関する基本方針」を定め、内部質保証に関する全学的な方針を明示している。また、大学を運営するために必要な総務委員会及び教務委員会に加えて、学長を統括責任者とする「内部質保証推進部会」を設置し、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備している。

「八洲学園大学 内部質保証に関する基本方針」「八洲学園大学 内部質保証推進規程」及び「八洲学園大学 内部質保証実施要領」を定め、内部質保証のための責任体制を明確にしている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証を推進するため、「八洲学園大学 内部質保証推進規程」において取組む事項と実施体制を定め、自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。

自己点検・評価は、学生数をはじめとする各種基礎データや各種アンケート結果などのエビデンスに基づき、継続的かつ周期的に実施し、作成段階から学内で共有するとともに、結果については大学ホームページで社会へ公開している。

総務委員会と教務委員会に IR 担当者を配置するとともに、両委員会の担当で構成する「IR 推進部会」を設置し、現状把握のための情報の収集と分析を行っている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

教員に対する「自己点検評価アンケート」や学生に対する「科目評価アンケート」など、各種アンケートの実施や FD・SD 研修会を通じて、三つのポリシーとの関連から学修成果の達成状況を検証し、教育活動の改善・向上につなげている。

また、自己点検・評価や認証評価の結果を踏まえて中長期計画を策定し、その計画で掲げた行動目標については毎年度評価を行っている。平成 29(2017)年度の認証評価において指摘を受けた事項は改善が図られ、大学運営の改善・向上に努めている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 「人間性豊かな e ラーニング」による生涯学習社会の実現

A-1. 教員・学生間の人間的交流

A-1-① 双方向の e ラーニング (SOBA LMS 配信システム) の実践

A-1-② e ラーニング・システムの仕様改善

A-2. 生涯にわたる学びの場の提供

A-2-① 年齢を問わずに学べる場の提供

A-2-② 場所の制約を受けずに学べる場の提供

A-3. 社会に開かれた学び・研究の場の提供

A-3-① 公開講座の実施

A-3-② 八洲学園大学リカレント研究センターによる研究活動

【概評】

e ラーニング・システム「SOBA マナベル」を活用して学生の学修環境及び教員・学生間の双方向の交流を推進することで教育の理念にある「人間性豊かな e ラーニング」の推進を実現している。「SOBA マナベル」の仕様改善は、学生や教職員から得た意見・要望をもとに、職員が随時システム管理会社と連絡を取り、実施している。

建学の精神に掲げられた「生涯学習社会の実現」を達成するために「年齢を問わずに学べる場の提供」と「場所の制約を受けずに学べる場の提供」を挙げ、幅広い年齢層と多様な地域の学生を受入れている。

「SOBA e-college」を用いた公開講座を実施している。「防災士養成講座」や「〃こころのサポーター〃ゲートキーパー養成講座」といった来校受講のみの講座も人気があり、地域

貢献に役立っている。研究活動については専任教員・兼任教員が研究活動の成果を発表する「八洲論叢」や「八洲学園大学紀要」だけではなく、リカレント研究センターの研究員と担当教員が研究活動の成果を発表する「リカレント研究論集」を刊行して研究成果を広く公開している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 小規模大学ならではの機動力ある体制

本学は、生涯学習学部生涯学習学科の1学部1学科であり、収容定員4,000名の小規模な通信制大学である。教職員は出勤日程が様々であり顔を合わせる機会は多くないが、あらゆる業務においてメーリングリスト（全職員、全教員、委員会など）を活用することで、スムーズな情報共有や対応を可能としている。そしてそのメーリングリストには学長と理事長も入っており、常に現場の状況を把握することができている。

また、学内の主な委員会を総務委員会と教務委員会の2つに集約し、会議をほぼ100%オンライン化している。さらに、各種稟議、休暇申請、出張申請などもオンライン化していて、紙媒体でのやり取りは必要最低限に留めている。

こうした小規模大学ならではの機動力ある体制により、迅速な判断が可能となっている。

2. 社会人学生に合わせた支援体制

本学には、10代～80代の幅広い年代の学生が在籍しており、社会人学生が多数を占めている。そのため、学生支援においても社会人学生を想定した体制を採っている。

学生支援センターは、5月の大型連休の一部と年末年始休業を除き、土日祝日も開いている。受付時間は平日9:00～18:00、土日祝日9:00～17:00としているが、授業時間に合わせて延長しており、急なパソコントラブル等の問合せにも対応している。eラーニング・システム「SOBA マナベル」には質問機能を備えているものの、電話での問合せも多く、社会人学生が相手であることを意識した丁寧な対応に力を入れている。その他、「学生支援センター説明・交流会」も毎月1回、土日のどちらかに開催している。

また、「理事長ホットライン」という、メールで理事長に直接連絡できる珍しい窓口があり、「SOBA マナベル」内にリンク先を設けている。

3. シニア学生の受入れと就職支援

本学では、学費のシニア割引（50代以上の学生を対象とした学費定額プラン）を設けており、全体の約30%という高い割合で50代以上の学生が在籍している。夢だった大学卒業を目指す学生、生涯学習を求める学生など様々だが、中には本学で資格を取得し、再就職を希望する学生もいる。特に司書は人気が高く、キャリアコーディネート室では、「就活対策（司書×50代～向け）」の就活セミナーを開催して中高年のセカンドキャリアを支援している。大学ホームページの「【就職・進学支援】キャリアコーディネート室 利用者の声」ではその一例を紹介しているが、社会人学生が多い本学の特性に応じた就職支援に力を入れている。

Ⅳ 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

開設年度 平成 16(2004)年度
 所在地 神奈川県横浜市西区桜木町 7-42
 東京都新宿区新宿 2-12-13

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
生涯学習学部	生涯学習学科（通信教育課程）

Ⅴ 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 28 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 10 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 24 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 28 日	実地調査の実施
10 月 29 日	第 2・3 回評価員会議開催
10 月 30 日	第 4 回評価員会議開催
11 月 26 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 8 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2 月 10 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見あり)

70 横浜商科大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

建学の精神を寄附行為第 3 条に法人の目的として具体的に反映し、学則第 1 条に大学の目的を具体的かつ明確に定めている。教育目的を達成するための教育方針を、学則第 1 条第 2 項に四つのポイントとして簡潔に定めている。建学の精神を大学の目的、教育方針及び学科の教育目標に反映させ、個性特色を明示している。社会情勢の変化や大学の現況を踏まえ、平成 29(2017)年度に建学の精神の定義を改め、その後も大学像を見直すなど、変化への対応をしている。理事長、学長、常務理事をはじめ、学部長や事務局長などの教職員で構成される自己点検・評価会議にて中長期計画の策定を行い、教職員から意見を聴取し反映させている。建学の精神、使命・目的は大学ウェブサイトに掲載され、教職員には全学集会で説明を行っているほか、学生には学生便覧に明示し、学内外への周知を行っている。使命・目的を達成するために 1 学部 3 学科のほか、総合教養センター等の教育研究に関わる機関を組織している。

「基準 2. 学生」について

教育目的及び教育方針を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め大学ウェブサイトなどで公表している。公正かつ妥当な方法により入試を実施している。学生の学修状況が学関係システムを通じて教職員間で共有されることによって、教職協働による学生への学修支援体制が整備されている。正課内外において包括的なキャリア教育と就職・進学に対する支援が行われている。学生の健康面や精神面での包括的支援を保健室・学生相談室が行っている。校地、校舎等の学修環境が整備されており、アクティブ・ラーニング教室やラーニング・コモンズの設置など、学生の自由な学修と活動エリアの充実が図られ、快適な学修環境を整備している。学生生活に関する学生の意見・要望については、「学生教育懇談会議」を通じて、直接くみ上げるシステムが適切に整備されており、改善に反映させている。

〈優れた点〉

○初年次科目に上級学生による SA を配置することによって、初年次学生の学修支援及び学修意欲の向上に寄与している点は評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは、建学の精神である「安んじて事を托さるる人となれ」を理解

し、所定の卒業要件を満たした学生に、学位を授与することとしているが、学科ごとに定めることが望まれる。成績評価の基準が学則にて設定されており、学生便覧にも掲載されている。シラバスなどにおいて、授業計画や成績評価基準を全ての科目で示し、厳正に適用している。カリキュラム・ポリシーは、教育目的を踏まえ策定し、学生便覧や大学ウェブサイト等で周知している。実効型ビジネス教育を実践するため、アクティブ・ラーニングの導入を積極的に推進している。また、教授方法の改善を進めるために、常任理事会のもとに FD・SD 委員会を設置し、運用している。教育内容・方法及び学修指導の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックが機能している。

〈優れた点〉

- シラバスにおいて、授業計画及び成績評価基準並びにディプロマ・ポリシーとの関連が全ての科目で示され、運用している点は評価できる。
- カリキュラムがディプロマ・ポリシーを達成する目的で作成されていることが明白に理解できる構造となっている点は評価できる。

「基準 4. 教員・職員」について

学長のリーダーシップを確立する体制を、「学校法人横浜商科大学組織及び職制に関する規則」等の諸規則に基づき整備し、それぞれの役割についても関係規則にて適切に示している。学長のもとに各専門部会長などを配し、諸規則により権限を適切に規定することで教学マネジメントを機能させている。大学運営会議には、教学系事務部門の各事務部長が出席するなど、大学運営及び法人運営を円滑に遂行する事務体制を整えている。常任理事会のもとで教育内容・方法等の改善の工夫に応じた FD(Faculty Development)研修のテーマ設定などを行う体制が整備されており、教育効果の向上に資するよう配慮している。全ての専任教員に個人研究室を配し、必要な設備を整えることで、適切な研究環境を整備している。研究倫理の確立のため、各種規則を整備するとともに、講習会などを実施している。専任教員に個人研究費を配当するとともに、採択型の「研究助成金」「出版助成金」を配当するなど、研究活動への資源の配分を行っている。

設置基準に基づく専任教員数が不足しているため、早急に体制を整備するよう改善を要する。

大学は、この改善を要する点の指摘を受けて、令和 7(2025)年 1 月 25 日に開催された第 9 回理事会において授業を担当させる特任教育職員 1 人を採用し、任期を令和 8(2026)年 3 月 31 日までと決定した。これらの結果を 3 月 3 日に開催した日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会においてこの指摘については改善されたことが確認できた。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

各種規則において、教職員に責任ある行動を求めることを規定し、法令遵守に取り組んでいる。法人の意思決定機関である理事会のほか、理事長、常勤の理事等で構成される常任理事会を原則隔週で開催し、理事会に諮る議案の整理や法人の諸問題を協議しており、迅速かつ適切な意思決定を行っている。しかしながら、理事会及び評議員会の意思決定・意

見聴取の手順について、私立学校法や寄附行為にのっとりた手続きをするよう改善が必要である。監事は理事会及び評議員会に出席し、学校法人の業務及び財産並びに理事の業務執行状況について確認しているが、監査方針及び監査計画を毎年作成するとともに、監事の職務の支援体制の強化が望まれる。

中長期計画をもとに単年度の予算編成方針を策定し、中長期計画の重要指標である基本金組入前当年度収支差額がプラスになるよう予算編成を行うなど、計画的な財務運営を行っている。会計処理担当者の各種研修への参加を義務付けるとともに、学内で会計基準に関する勉強会を実施する等により、学校法人会計基準及び会計諸規則にのっとりて会計処理を適正に実施している。監査法人による会計監査は、監査実施計画に基づき実施され、必要に応じて監事が立会って意見を述べるなど、厳正に実施している。

「基準 6. 内部質保証」について

自己点検・評価委員会を組織し、委員会内に「中長期計画検証運営部会」「経営検証運営部会」「教学検証運営部会（内部質保証推進委員会）」を設置し、自己点検・評価を実施している。内部質保証の基本方針を明示し、学長のもとに教学に関する内部質保証を推進する体制を整備している。IR 委員会を設置し、現状把握のため「入学時アンケート調査」「卒業時アンケート」などの各種調査・データの収集を行っている。

中長期計画に基づいて策定される各年度の事業計画に対応する事業報告を、自己点検・評価委員会で点検・評価し、次年度の改善事項に反映させている。内部質保証の機能性に関しては、教育課程レベル、授業科目レベルにおいてその機能性の向上に取り組んでいる。

一方で専任教員数が設置基準を下回っていること、理事会及び評議員会の意思決定・意見聴取のプロセスが寄附行為にのっとりていないことなど、法人運営に係る内部質保証の機能性を向上させることが求められる。

総じて、大学は小規模大学の特性を生かし、学生と建学の精神を共有するとともに、地域に根差した教育研究活動を展開しながら、学部収容定員増や大学院修士課程設置などに取り組んでいる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A. 地域貢献への参加を通じ教育に役立つ活動」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 学内禁煙などによる健康経営の推進
2. 高大連携事業（横浜学園高等学校、栃木県立那須高等学校）
3. 松本記念文庫

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神を寄附行為第 3 条に法人の目的として具体的に反映し、学則第 1 条に大学の目的を具体的に明確に定めている。教育目的を達成するための教育方針を、学則第 1 条第 2 項に四つのポイントとして簡潔に定めている。建学の精神を大学の目的、教育方針、学科の教育目標に反映させ、個性・特色を明示している。社会情勢の変化や大学の現況を踏まえ、平成 29(2017)年には建学の精神の定義を改めるなど、その後も大学像を見直すなど、変化への対応をしている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

理事長、学長、常務理事をはじめ、学部長や事務局長などの教職員で構成される自己点検・評価会議にて中長期計画の策定を行い、教職員から意見を聴取し反映させている。

建学の精神、使命・目的は大学ウェブサイトに掲載され、教職員には全学集会で説明を行っているほか、学生には学生便覧に明示し、学生オリエンテーションで周知するなど、学内外への周知を行っている。5 年ごとの中長期計画の策定時に、建学の精神の定義の改定や、目指すべき大学像を見直している。建学の精神、教育目的等をディプロマ・ポリシーに反映させ、身に付けるべき資質・能力を定めている。

使命・目的を達成するために 1 学部 3 学科のほか、総合教養センター等の教育研究に関わる機関を組織している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的及び教育方針を踏まえたアドミSSION・ポリシーを定め、大学案内をはじめ大学ウェブサイトや学生募集要項で公表しているほか、オープンキャンパスや進学説明会などにおいて、受験生やその保護者、高校の進路担当者などに周知している。

アドミSSION・ポリシーに対応した入学者選抜を行っており、入試問題の作成は、教員による「作問委員会」によってアドミSSION・ポリシーを踏まえた問題作成を行っているほか、面接試験においては、各入試に合わせたルーブリック評価を用いるなど、公正かつ妥当な方法により入試を実施している。

入学定員が未充足となっている学科があるものの、大学全体では収容定員に沿って適切に在籍学生を確保している。

〈参考意見〉

○学則で学科ごとに教育目標を定めていることから、学科ごとのアドミSSION・ポリシーを定めることが望まれる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

「商大 web 情報システム」という教学関係システムを通じて学生の学修状況を教職員間で共有するなど、教職協働による学生への学修支援体制を整備している。

初年次教育において、上級学生による SA(Student Assistant)を各授業に配置することによって、教員の教育活動の支援を適切に行っている。オフィスアワー制度を全学的に実

施し、複数の手段で学生が確認できるよう周知されている。障がいのある学生に対しては、「障害学生支援室」に専任教員と専門のコーディネーターを配置し、合理的配慮に努めている。

中途退学、休学、留年などに対する対応策としては、SA の存在が初年次の中退防止対策として一定の役割を果たしているほか、上級学生に対しては「修学相談会」を実施し、学生及び保証人への参加呼びかけによる中途退学・留年対策を実施している。

〈優れた点〉

○初年次科目に上級学生による SA を配置することによって、初年次学生の学修支援及び学修意欲の向上に寄与している点は評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

正課内外において包括的なキャリア教育と就職・進学に対する教育・支援が行われており、正課内におけるキャリア教育は、「キャリアデザイン 1」から「キャリアデザイン 4」を必修科目として設置し、卒業後の進路選択の準備から実際の進路選択に向けた活動に及ぶ教育実践が行われている。正課外においてはキャリアセンターが実施する「キャリアガイダンス」や個別相談会により、学生の自己理解や企業理解を深めているほか、インターンシップや学内合同企業研究会、各種就職対策講座、資格取得支援など、授業との関連性をもたせた支援体制及び相談・助言体制が整備され、適切に運営されている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生支援専門部会及び学生総合支援部学生支援課を設置して、課外活動・奨学金・保健指導の支援のほか、厚生補導に関する業務を適切に実施している。

学生の健康面や精神面での包括的支援を保健室と学生相談室に設置している健康支援部が行っている。学生相談室には、非常勤カウンセラーが常駐しているほか、「障害学生支援室」を設置し、精神健康福祉士を配置するなど、学生サービスを適切に行っている。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のため、管理本部総務部管財課の管理・運営のもとで校地、校舎等の学修環境が整備されており、アクティブ・ラーニング教室やラーニング・コモンズの設置など、学生の自由な学修と活動エリアの充実が図られ、快適な学修環境を整備している。

図書館については、商学系の専門資料を中心として十分な学術情報資料を確保しており、利用者アンケートに基づいて開館時間を適切に設定しているほか、無線 LAN 環境の整った閲覧室やグループ学習室が整備されている。ICT（情報通信技術）環境については、学内ネットワークシステムが導入され無線 LAN 環境が整っている。

授業を行う学生数は、教育効果を十分に上げられるように適切な人数が維持されており、履修者数が多い場合の対応策も整備されている。

〈参考意見〉

○バリアフリー対応は 3 号館のみであり、車椅子利用者など、多様な学生の受入れや学びの保証につながるよう全ての施設・設備の利便性の向上が望まれる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「授業評価アンケート」「全学悉皆調査」「教育懇談会議」などを利用して、学修支援と学生生活について学生から意見や要望をくみ上げるシステムが適切に整備されている。

学生生活に関する学生の意見・要望については、教員が学生との面談を通じて把握し、面談記録を教職員が共有できるシステムが整備されている。学生の心身面については、各学期に実施する「学生悉皆調査」を通じて広く情報を収集し、学生の状況により保健室や学生相談室が対応している。

学修環境に関しては、令和 5(2023)年度より実施している「学生教育懇談会議」を通じ

て、施設・設備等に対する学生の意見を直接くみ上げるシステムが適切に整備されており、施設・設備の改善に反映させている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーは、教育基本法及び学校教育法に基づき、建学の精神である「安んじて事を托さるる人となれ」を理解し、所定の卒業要件を満たした学生に、学位を授与することを定め、基本方針としている。学生に対しては学生便覧などへの掲載により周知するとともに、大学ウェブサイトで公表して学内外に周知している。

成績評価基準が学則にて規定されており、学生便覧でも周知されている。「横浜商科大学履修規程」にて、単位認定、成績評価の公平性のための工夫として GPA(Grade Point Average)の活用を規定している。また、他大学における既修得単位の認定単位数の上限を設定している。シラバスなどにおいて、授業計画及び成績評価基準が全ての科目で示されており、周知の上、厳正に適用している。

〈優れた点〉

- シラバスにおいて、授業計画及び成績評価基準並びにディプロマ・ポリシーとの関連が全ての科目で示され、運用している点は評価できる。

〈参考意見〉

- 学則で学科ごとの教育目標を定めていることから、学科ごとにディプロマ・ポリシーを定めることが望まれる。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえ、カリキュラム・ポリシーを策定し、学生便覧や大学ウェブサイト等で周知している。カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施している。シラバスは、「シラバス作成の手引き」「シラバス作成チェックリスト」に沿って策定し、記載項目は定期的に「教務専門部会」で見直しを行っている。また、履修登録可能な単位数の上限を設定するなど、単位制度の実質化を保つための工夫を行っている。教養教育を「総合教養教育」と位置付け、多様な教養系の科目を用意し、基幹組織として「総合教養センター」が設置されており、効果的に展開している。実効型ビジネス教育を実践するため、アクティブ・ラーニングの導入を積極的に推進している。また、教授方法の改善を進めるために、常任理事会のもとに「FD・SD 委員会」を設置し、運用している。

〈優れた点〉

○カリキュラムがディプロマ・ポリシーを達成する目的で作成されていることが明白に理解できる構造となっている点は評価できる。

〈参考意見〉

○学則で学科ごとの教育目標を定めていることから、学科ごとにカリキュラム・ポリシーを定めることが望まれる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果については、ディプロマ・ポリシーの達成度を学生へのアンケート調査によって点検・評価している。また、授業評価アンケートのほかに、入学時・卒業時アンケート、就職先企業へのアンケートなどを通じて、点検・評価している。

教育内容・方法及び学修指導の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックが機能している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを確立する体制を、「学校法人横浜商科大学組織及び職制に関する規則」等の諸規則に基づき整備し、それぞれの役割についても関係規則にて適切に示している。

学長のもとに各専門部会長などを配し、諸規則により権限を適切に規定することで教学マネジメントを機能させている。

大学運営会議には、教学系事務部門の各事務部長が出席するとともに、事務局においては教学部門の長である学務本部長と管理系部門の長である管理本部長を事務局長が統括するなど、大学運営及び法人運営を円滑に遂行する事務体制を整えている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

常任理事会のもとで、教育内容・方法等の改善の工夫に応じた FD 研修のテーマ設定などを行う体制を整備しており、教育効果の向上に資するよう配慮している。教員採用に関して、カリキュラム改訂や教育課程の変更を見据えた採用・確保の検討が進められている。

しかしながら、設置基準で定める大学全体の必要教員数が不足しており適正な教員の確保・配置が行われていないため、早急な対応の必要がある。

大学は、以下の改善を要する点の指摘を受けて、令和 7(2025)年 1 月 25 日に開催された第 9 回理事会において授業を担当させる特任教育職員 1 人を採用し、任期を令和 8(2026)

年 3 月 31 日までと決定した。これらの結果を 3 月 3 日に開催した日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会においてこの指摘については改善されたことが確認できたが、以下の改善を要する点については、3 年以内に改善報告書の提出を求める。

〈改善を要する点〉

○設置基準に基づく専任教員数が大学全体で 1 人不足しているため、早急に充足するよう改善を要する。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「横浜商科大学事務職員研修に関する規則」「学校法人横浜商科大学事務職員研修規程」を定め、「職場内研修」「職場外研修」「外部団体研修」「自己啓発研修」と研修を区分して実施し、職員の資質・能力向上に取り組んでいる。

オンデマンド型の研修システムの導入により、職員がさまざまな研修を受講できるよう配慮している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

全ての専任教員に個人研究室を配し、必要な設備を整えることで、適切な研究環境を整備している。

「横浜商科大学における研究者の倫理綱領」「横浜商科大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」を整備するとともに、講習会などを実施し、研究倫理の確立に努めている。

専任教員に個人研究費を配当するとともに、採択型の「研究助成金」「出版助成金」を配当するなど、研究活動への資源の配分を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人横浜商科大学就業規則」「学校法人横浜商科大学公益通報などに関する規則」「学校法人横浜商科大学個人情報保護規程」「学校法人横浜商科大学キャンパス・ハラスメント防止規程」などを定め、教職員に責任ある行動を求め、法令遵守に取り組んでいる。

使命・目的を達成するために、平成 29(2017)年度から平成 38(2026)年度の 10 年計画を策定し、それに基づき 5 か年の前期計画を策定し、その振返りをもとに次期 5 か年の後期計画を策定するなど、その達成のために努力している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

法人の意思決定機関である理事会を年 10 回ほど開催しているものの、法人の中長期計画については、理事会の決議を得ていないため対応が必要である。理事長、常勤の理事等で構成される常任理事会を原則隔週で開催し、理事会に諮る議案の整理や法人の諸問題を協議しており、迅速な意思決定を行っている。

理事は寄附行為の定めに従って選任しており、理事の理事会への出席率は高い。

〈改善を要する点〉

○法人に関する中長期計画について、評議員会で審議後に理事会を開催しているものの決議を得ていないことは改善を要する。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長、常任理事、学長を構成員とする常任理事会を開催し、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境及び教職員の提案をくみ上げる仕組みを整備している。

評議員の選任方法は、寄附行為に基づき適切に行っているものの、評議員会への諮問事項及び報告すべき事項については一部対応が必要な点がある。

監事は理事会、評議員会に出席し、学校法人の業務、財産及び理事の業務執行状況について確認するとともに、監査計画に基づく監査を行い監査報告書を理事会、評議員会に提出している。

〈改善を要する点〉

○私立学校法第 46 条、寄附行為第 34 条第 2 項に定められた事項について、理事会で議決した決算及び事業の実績の報告について、評議員会に報告し、意見を求めていることは改善を要する。

〈参考意見〉

○監査方針及び監査計画を毎年度作成するとともに、監事の職務の支援体制の強化が望まれる。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中長期計画をもとに単年度の予算編成方針を策定し、中長期計画の重要指標である基本金組入前当年度収支差額がプラスになるよう予算編成を行うなど、計画的な財務運営を行っている。

中長期計画にのっとり、経年で基本金組入前当年度収支差額のプラスを維持するとともに、将来計画で必要とされる資金を積立てるなど、収支バランスの確保に努めている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理担当者の各種研修への参加を義務付けるとともに、学内で会計基準に関する勉強会を実施するなど、学校法人会計基準及び「学校法人横浜商科大学経理規程」の会計諸規則にのっとり会計処理を適正に実施している。

監査法人による会計監査は、監査実施計画に基づき実施され、必要に応じて監事が立会って意見を述べるなど、厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証**【評価】**

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制**6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立****【評価】**

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人横浜商科大学自己点検・評価に関する規程」を定め、自己点検・評価委員会を組織し、委員会内に「中長期計画検証運営部会」「経営検証運営部会」「教学検証運営部会（内部質保証推進委員会）」を設置し、自己点検・評価を実施している。

「横浜商科大学教学マネジメントに関する基本方針及び実施体制」を整備し、内部質保証の基本方針を明示し、学長のもとに教学に関する内部質保証を推進する体制を整備している。

〈参考意見〉

○法人運営における内部質保証のための恒常的な組織体制を整備することが望まれる。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価**6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有****6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析****【評価】**

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

理事長、常務理事、大学運営会議の構成員などで構成される自己点検・評価委員会が 4 年以内ごとに自己点検・評価を実施し、その結果を大学ウェブサイトにて学内外に公表している。

「横浜商科大学 IR 活動の推進に関する要領」を定め、IR 委員会を設置し、現状把握のため「入学時アンケート調査」「卒業時アンケート」などの各種調査・データの収集を行っている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーに基づき実施された教育研究活動を、毎年度自己点検・評価を実施している。5 か年の中長期計画に基づいて策定される各年度の事業計画に対応する事業報告を、自己点検・評価委員会で点検・評価し、次年度の改善事項に反映させている。内部質保証の機能性に関しては、一部に改善が必要な事項はあるものの、教育課程レベル、授業科目レベルにおいて、令和 5(2023)年度春学期より教員、学生が共に科目ごとの学修成果を確認できるシステムを導入し、PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性を向上させる取組みをしている。

〈改善を要する点〉

○教員数が設置基準を下回っていること、また、その改善に向けた取組みが十分に行われていないことから、内部質保証の機能性が十分とはいえないため改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域貢献への参加を通じ教育に役立つ活動

A-1. 地域貢献への参加を通じ教育に役立つ活動

- A-1-① 建学の精神、大学の使命・目的に基づく地域社会への貢献
- A-1-② 教育活動の一環としての貢献活動

A-2. 地域の発展に資する地域貢献活動

- A-2-① 大学が持っている物的・人的資源を活用した多様な取り組み
- A-2-② 地域貢献への体制整備

【概評】

大学の建学の精神及び教育方針に基づき、平成 6(1994)年に産官学の連携を図る目的で「地域産業研究所」を設立し、「人や知識情報の集積や交流を創出する MICE ビジネスに従事する中核人材」の地域社会への貢献を目的として教材を作成し、令和 4(2022)年 9 月 30 日までオンラインで配信した。また、『ちむどんどん』横浜鶴見プロジェクト実行委員会」と協力し、官民学の協働によって鶴見区の地域活性化を推進するための諸事業を企画・展開している。横浜市鶴見区と「包括連携協定」、株式会社横浜フリースポーツクラブと「スポーツ関連産業人材育成における連携に関する協定」、湘南信用金庫と「産学連携に関する協定」や、大口通商街協同組合と「商店街活性化と地域振興における連携協定」を締結するなど、地域社会への貢献に寄与している。教育活動の一環としての貢献活動としては、「野毛まちなかキャンパス」「中華街まちなかキャンパス」や、県内にキャンパスがある 8 大学と NPO 法人アクションポート横浜が連携している協働プログラム「NPO インターンシップ」を単位が修得できる授業として実施している。

横浜市鶴見区との包括連携協定締結により、(1)まちづくり・観光ピーアール等(2)子供・青少年育成支援(3)防災関連事業(4)学外者への図書館資料貸出サービスを実施している。また、大口通商店街との連携、株式会社横浜フリースポーツクラブとの連携、産学連携による官公庁が実施している観光産業の中核人材育成・強化事業、大学公開講座、学術・地域連携部主催講演会、飯山幼稚園との防災避難協定、生麦中学校ブロック罹災者支援ネットワーク、地域貢献協働事業助成制度、小学生児童の大学見学、神奈川産学チャレンジプログラムへの参加、野毛大道芸など、多数の大学が持っている物的・人的資源を活用した多様な取組みを行っている。今後の更なる成果に期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 学内禁煙などによる健康経営の推進

本学では改正健康増進法の全面施行に合わせ、令和 2（2020）年 4 月に学長より学内禁煙の宣言のもと卒煙プロジェクト委員会が設置され、啓蒙キャンペーンを実施するなど段階的な禁煙強化に取り組んだ。具体的には従来の喫煙所を廃止し、代わりに屋外に卒煙スペースを設けて対応した。[資料 V-1 卒煙に向けた提案書]

さらに、令和 3（2021）年 4 月からは敷地内の全面禁煙を宣言し、卒煙スペースも廃止し、完全な禁煙に踏み込んだ。同時に、喫煙者がキャンパス（敷地）外で喫煙する機会が増え、ポイ捨て等のマナー違反等を避けるため、周辺地域での卒煙指導を行い、鶴見区役所とも共同で卒煙キャンペーンを展開した。喫煙の害を繰り返し説明することで、一定の効果は確認できたものの、喫煙学生数は一進一退の状況にあるため、今後に向けた検討を進めている。[資料 V2 卒煙パンフレット]

健康診断結果に基づく運動習慣の奨励、ストレスチェックの実施などにより教職員の健康増進に積極的に取り組んだ。その結果、令和 3（2021）年 9 月には「健康経営宣言」を制定するに至った。また、令和 4（2022）年には横浜市より 3 年間の「健康経営認証クラス AA」を取得、令和 6（2024）年 2 月にはさらに 3 年間のクラス AA 認証を取得している。認証取得の際には横浜市から「高血圧、高血糖、脂質異常の生活習慣病の割合を健康課題ととらえ、健康に配慮した食事への金銭補助」などが評価された。禁煙導入時には学生・

教職員の喫煙者比率は 10%強であったが、急速に低下していると推計される。[資料 V-3 横浜健康経営認証 認証通知書]

2. 高大連携事業（横浜学園高等学校、栃木県立那須高等学校）

本学では、令和 2（2020）年度から横浜学園高等学校、令和 5（2023）年度から栃木県立那須高等学校と高大連携協定を結び、本学教員による出前授業を実施している。この事業では、高校における専門的な学びの機会を提供するとともに、生徒が本学への志願者や出願者につながることを目的に、継続して実施していくことを考えている。

横浜学園では、SDGs をテーマに横浜市や企業の取り組みを紹介し、生徒はグループワークをとおして意見を交わし、考えをまとめ発表し、自分ごととして考える機会として 2 日間の授業を実施している。那須高校では、講義とグループワークを組み合わせ全 4 回、観光ビジネスをテーマに授業を実施している。第 1 回目の講義で観光についての基礎知識を説明し、第 2 回は観光資源を出し合うグループワーク、第 3 回は実際に観光資源を調べるフィールドワーク、4 回目に那須の魅力を紹介する発表会という構成で実施している。

3. 松本記念文庫

昭和 62（1987）年 9 月に開設した「松本記念文庫」とは、国内外の社史、経営史を中心に収集したコレクションである。発足当初は洋書のみを収集対象としていたが、現在は更なる充実を目指して国内の社史まで対象を広げて収集を続けている。令和 5（2023）年度時点での収録数は 7,568 冊。内訳は、和書 4,142 冊、洋書 3,392 冊、視聴覚資料 34 点となっている。これらの資料は、商学の発展のため、学内外の研究者の利用に供している。

Ⅳ 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

開設年度	昭和 43(1968)年度
所在地	神奈川県横浜市鶴見区東寺尾 4-11-1 神奈川県横浜市緑区西八朔町 761 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上 742

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
商学部	商学科 観光マネジメント学科 経営情報学科

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理

70 横浜商科大学

8月28日	第1回評価員会議開催
9月10日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9月24日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10月23日	実地調査の実施
10月24日	第2・3回評価員会議開催
10月25日	第4回評価員会議開催
11月15日	第5回評価員会議開催
令和7(2025)年 1月10日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見あり)
2月12日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見あり)

71 横浜創英大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

建学の精神に基づき教育理念を定め、大学及び大学院の目的並びに人材養成に関する目的、その他教育研究上の目的を学則に規定し、分かりやすく簡潔に明文化するとともに、式典での理事長挨拶や学長式辞、オリエンテーション、授業科目「大学で学ぶとは（含建学の精神）」、刊行物やホームページなどで学内外へ周知している。令和 3(2021)～7(2025)年度の「横浜創英大学第 2 期中期計画」において、「建学の精神である『考えて行動のできる人』の育成を根幹に据えた特色のある教育を実現すること」と明記し、教育目的・目標と三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の実現に向け取組むなど、使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映させている。大学は、2 学部 2 学科と大学院 1 研究科を有し、地元横浜市をはじめとした幅広い連携協定の締結により、社会的要請や地域貢献に寄与している。

「基準 2. 学生」について

教育目的を踏まえ、学部及び研究科のアドミッション・ポリシーを定め、ホームページで公表・周知し、ポリシーに沿った多様な入学者の受入れを実施するとともに、その検証を組織的に行うことで学生数維持に努めている。教務委員会、教務分科会における教職協働での学修環境の向上の検討、アドバイザーや担任の配置、保護者との連携を通して学修支援を行い、障がいのある学生には、「障害のある学生への支援に関するガイドライン」を定め、配慮している。教育課程内外を通じた社会的・職業的自立に関するキャリア支援や奨学金など学生生活安定のための支援を適切に行い、設置基準を満たした施設・設備のもと、図書館、情報サービス施設など教育目的達成のための学修環境を整備している。学生の意見をくみ上げるため、学生生活満足度調査や授業評価アンケートを実施し、学修・授業支援の体制改善に役立てている。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的を踏まえた学部及び研究科のディプロマ・ポリシーを定めるとともに、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保した、カリキュラム・ポリシーを定め、ホームページで公表・周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定・卒業認定・修了認定基準は厳正に適用している。教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って編成し、教養教育は教養教育教務分科会により点検・評価を行い、適切に運営している。

学修成果の点検・評価について、科目の成績はカリキュラムマップを通してディプロマ・

ポリシーと照合し、学修成果の達成度を判断できるようにしている。

アセスメント・ポリシーに基づいた組織的な学修成果の点検・評価の具体的方法の早期確立と実施は求められるが、各種アンケート・調査による、学修成果の点検・評価結果に基づく教育改善は、科目レベルで実施している。

〈優れた点〉

○毎年度発行の「考えて行動のできる人を育成する教授方法集録集」は、建学の精神体现の観点からも、教授方法の工夫、開発及び共有の観点からも評価できる。

○こども教育学部の「特修プログラム」は、学生の関心や特技を追求していくことを通してその領域の学びを深め、学びに向かう主体的な力を形成し、自己肯定感を高めていくことを目指したものであり、高く評価できる。

「基準 4. 教員・職員」について

大学の使命・目的達成のため規則を整備し、教学マネジメント体制を構築している。学則に基づき、運営会議、教授会を設置し、各種委員会が学長の任務遂行の補佐機関となり、学長がリーダーシップを発揮できる環境を整えている。ただし、教授会の審議事項に関して、学校教育法第 93 条にのっとり対応が求められる。教職協働による教学マネジメント体制確立のため、FD(Faculty Development)及びSD(Staff Development)研修会を行っている。専任教員に対する研究環境及び研究活動資源の整備とともに、コンプライアンス及び研究倫理に対する諸規則を整備して、厳正に運用している。

教員の採用・昇任は、諸規則に基づき、大学の教育目的及び教育課程に即して行っているが、大学全体では教授数が大きく不足し、看護学研究科では研究指導教員数及び教授数ともに不足しており、早急な改善が必要である。

大学は、これらの改善を要する点の指摘を受けて、令和 7(2025)年 2 月 17 日付で看護学部の准教授 4 人及びこども教育学部の准教授 2 人を教授に昇任させた。また、看護学研究科の准教授 7 人を教授に昇任させるとともに、研究指導教員を 3 人から 8 人に増員した。これらの結果を令和 7(2025)年 3 月 3 日に開催した日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会においてこれらの指摘については改善されたことが確認できた。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為、諸規則に基づき運営するとともに、環境保全、人権、安全に配慮し、経営の規律と誠実性の維持を図るとともに、「学校法人堀井学園第Ⅱ期中期計画書 2021～2025（令和 3～7）年度」（以下「第Ⅱ期中期計画」という。）を策定し、建学の精神に基づく使命・目的達成のため、継続的に努力している。役員には、法人の使命と目的の達成に向けて意思決定ができる理事・監事を選任し、体制を整備するとともに、大学の運営会議には理事長、法人事務局長を構成員とするなど、法人と大学との意思決定の円滑化を図っている。中長期的な計画に基づく財務運営を確立し、財務基盤は安定している。科学研究費助成事業の積極的な獲得をはじめ、外部資金獲得など収入確保に努めている。会計処理は、学校法人会計基準や「学校法人堀井学園経理規程」など法人の諸規則に基づき適正に実施

している。監査法人と監事による監査を含め会計監査の体制を整え、適正に行っている。

「基準 6. 内部質保証」について

大学の使命・目的に沿った自主的・自律的な自己点検・評価のため設置した自己点検・評価委員会に、規則を制定や改定せずに内部質保証の推進役割を担わせたため、内部質保証のための恒常的な組織体制及び責任体制は明確であるとはいえないが、実態としては、学長を中心とした体制で運営している。自己点検評価書を適宜発行し、全学で共有するとともにホームページで公表している。三つのポリシーに基づく内部質保証は、アセスメント・ポリシーにより学生の学修成果を検証し、教育成果の可視化に役立てていく方針である。大学は、自己点検・評価、認証評価や設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえ中期計画を策定し、内部質保証の仕組みを機能させるべく努めているが、教授数などの設置基準への抵触、他の基準項目において改善を要する点としての指摘事項があることなど、大学全体の PDCA サイクルの仕組みは確立されておらず、機能しているとはいえない。

大学は、教員の配置に対する改善を要する点の指摘を受けて、令和 7(2025)年 2 月 17 日付で設置基準上の教授数等を充足させた。これらの結果を令和 7(2025)年 3 月 3 日に開催した日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会においてこの指摘については改善されたことが確認できた。

総じて、大学は、建学の精神及び教育理念に基づいた、使命・目的及び教育研究上の目的により、地域に貢献する人材育成を行うとともに、「横浜創英大学第 2 期中期計画」において、建学の精神である「考えて行動のできる人」の育成を根幹に据えた教育プログラムを展開している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域貢献」「基準 B.入学前教育」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神である『『考えて行動のできる人』の育成』に基づき教育理念を定め、大学及び大学院の目的を各々の学則第 1 条に規定するとともに、別条にて、学部・学科の人材養成に関する目的、その他教育研究上の目的や研究科の目的を定めるなど、使命・目的及び教育目的を分かりやすく簡潔に文章化している。大学は、「人を対象とした教育・研究を行う看護学部とこども教育学部、両学部による高度な専門職養成と教育・研究」「入学前教育」「地域社会への貢献」の三つを個性・特色とし、使命・目的及び教育目的に反映し、明示するとともに、ホームページや大学案内などで周知している。大学は、2 学部 2 学科と大学院 1 研究科を有する中で、社会情勢などに対応して、適宜、教育理念、教育目的・目標、三つのポリシーを見直しながら、地元横浜市をはじめとした幅広い連携協定の締結により、社会的要請や地域貢献に寄与している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は、役員・評議員には理事会・評議員会を通じ、また教職員には、教授会・研究科委員会や全教職員参加の「全体会議」を通じて理解と支持を得ている。学生には式典の理事長挨拶や学長式辞、オリエンテーション、授業科目「大学で学ぶとは（含建学の精神）」、学生便覧を通じ、また学外者にはホームページなどを通じて周知している。

令和 3(2021)～7(2025)年度の「横浜創英大学第 2 期中期計画」に、「建学の精神である『『考えて行動のできる人』の育成を根幹に据えた特色のある教育を実現すること」と明記し、学部の教育目的・目標と三つのポリシーの実現に向け、使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映させている。学部ごとに教授会、研究科に研究科委員会を置き、教務委員会とその下部組織の四つの教務分科会で教育方針などを審議し、教育研究組織の円滑な運営に努めている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、学則第 1 条に定められた教育目的に則して、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく育成を目指す人材像及び教育内容を踏まえ、学部・研究科ごとに策定し、大学案内、ホームページ、募集要項等に掲載して周知している。アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証は組織的に行っている。

こども教育学部幼児教育学科では、高校訪問で教員が直接大学の魅力を伝えるなど学生募集は工夫されており、オープンキャンパスの動員数も増えてきている状況にある。

入学者選抜試験の問題作成は、他機関に委託のものも含め、チェックは大学で実施しており、適切な体制、管理のもとで行われている。

〈参考意見〉

○こども教育学部幼児教育学科の在籍学生数について、収容定員が未充足であるため、学生確保に向けた更なる取組みを行い、学生を適切に確保できるよう一層の努力が望まれる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教務委員会を通じ教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営している。看護学部ではアドバイザー制を設けるとともに、国家試験対策などを学生の国家試験委員と協働で行っている。こども教育学部では担任制とアドバイザー制を設け、きめ細かい支援を行っている。また、両学部において保護者との連携を重視するため「保護者会」「保護者との交流会」を開催している。

オフィスアワー制度は全学的に実施している。「障害のある学生への支援に関するガイ

ドライン」などを定め、障がいのある学生への配慮を行っている。

看護学部、こども教育学部ともに、中途退学、休学、留年者への原因分析や改善策の検討を行い、適切に対応している。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学生委員会とキャリア支援室が中心となり、就職ガイダンスにおいて積極的にインターンシップ、ボランティア活動等へ参加するよう奨励している。また、令和 5(2023)年度は卒業生の主な就職先に対してアンケート調査を行い、令和 6(2024)年度は卒業生に対してアンケートを実施予定であるなど、就職先の実態調査に取組み、キャリア教育のための支援体制の整備に努めている。

就職・進学に対する相談・助言体制は整備されており、適切に運営している。

看護学部、こども教育学部ともに、学外実習関連科目以外に、教育課程内において社会的・職業的自立に関する授業を取入れ、キャリア教育を行っている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生委員会と学生支援課が中心となり、学生サービスや厚生補導を組織的に行っている。保健室には看護師、学生相談室にはカウンセラーを配置し、学生の心身に関する健康相談、心的支援などを行っている。

課外活動に関しては、学生委員会や学生支援課が支援を行っている。また、各サークルは学友会予算から活動補助金を受け、活動を行っている。

大学独自の奨学金制度として「横浜創英大学奨学金」があり、また各種奨学金についての申請や更新等について学生の状況に応じた経済的支援を適切に行っている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎及び施設・設備については、設置基準及び耐震基準を満たしており、教育目的達成のための学修環境を整備し、適切な運営・管理を行っている。適切な規模の図書館を有し、かつ、十分な学術情報資料を確保している。貸出用のノートパソコンも配備し、開館時間を含め学生が十分に図書館を利用できる環境が整備されている。教育目的達成のため、講義室に無線 LAN を設置し、コンピュータなどの ICT（情報通信技術）環境を適切に整備している。バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性として、エレベータの設置、本館と 3 号館の連絡通路にはバリアフリーの廊下を設け、車椅子での通行を可能にするなど、配慮されている。

授業科目に応じて、クラス人数の上限を設定し、対応教員数を増員するなど、授業を行う学生数の適切な管理を行っている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生生活満足度調査や授業評価アンケートを実施して、学修支援に関する学生の意見をくみ上げるシステムを整備し、これらの結果に基づき学修支援の体制改善に努めている。

学生生活満足度調査により、心身に関する健康相談、経済的支援や学修環境に関する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを整備し、調査結果に基づき、学生生活及び施設・設備の改善に努めている。

基準 3. 教育課程**【評価】**

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを学部・研究科ごとに定めており、大学案内やホームページを通じて学内外に公表している。

学部の単位認定については学則第 36 条に、大学院は大学院学則の第 31 条に定めている。成績評価基準については各学部及び研究科の「成績の評価及び試験に関する規程」に記載し周知している。他大学における既修得単位の上限は 60 単位と学則第 38 条に定めている。

大学院看護学研究科における学位論文に対する評価の基準は、大学院学生便覧に記載し周知するとともに、ホームページを通じて学内外に公表している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を適切に定め、周知の上、厳正に適用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを学部・研究科ごとに定めており、ホームページを通じて学内外に公表している。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しており、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程が編成されている。教養教育に関しては、教務委員会の下部組織である教養教育教務分科会によって点検・評価が行われ、適切に運営されている。

FD 委員会が中心となり、授業方法の改善を進めるための組織体制が整備されている。シラバスに関しては作成ガイドに基づき、適切に整備されている。1 年間に履修登録できる単位数についてはキャップ制が導入されており、上限を 48 単位と設定している。

〈優れた点〉

○毎年度発行の「考えて行動のできる人を育成する教授方法集録集」は、建学の精神体现の観点からも、教授方法の工夫、開発及び共有の観点からも評価できる。

○こども教育学部の「特修プログラム」は、学生の関心や特技を追求していくことを通してその領域の学びを深め、学びに向かう主体的な力を形成し、自己肯定感を高めていくことを目指したものであり、高く評価できる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学部、研究科ともにディプロマ・ポリシーを起点とし、学修成果を点検・評価している。各科目の成績はカリキュラムマップを通してディプロマ・ポリシーと照合し、学修成果の達成度を判断できるようにしている。在学中に身に付いた総合的な力に関する評価は卒業時アンケートによって実施しており、他にも卒業生調査や就職先アンケートを実施している。

令和 5(2023)年度にはアセスメント・ポリシーを策定し、現在、これに基づき学修成果を定め、組織的な点検・評価の実施に着手しはじめているところではあるが、具体的な方法の早期確立と実施が求められる。学修成果の点検・評価結果に基づく教育改善に関しては、科目レベルで実施している。

〈改善を要する点〉

○学修成果の点検・評価の結果に基づく教育改善は、科目レベルでの実施にとどまっているため、令和 5(2023)年度に策定されたアセスメント・ポリシーに基づき、学修成果の点検・評価方法を整備し、学位プログラムレベルで機能させるよう改善を要する。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長は、大学の最高責任者として教育研究をはじめ教学マネジメントの遂行に当たり意思決定を行っている。学長が適切なリーダーシップを発揮するため、運営会議、教授会、研究科委員会及び各種委員会を設置し、機能的に運営しているが、教授会の運営に一部問題がある。大学の使命・目的の達成のため、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮し、「横浜創英大学運営組織規程」をはじめ、関係する諸規則に基づき、教学マネジメント体制を構築している。教学マネジメントの遂行に必要な職員を配置し、役割を明確化している。

〈改善を要する点〉

○学則及び教授会規程で定める「教育研究に関する重要な事項で、教授会に意見を聴くことが必要なもの」を学長が定めておらず、周知していないので、改善を要する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の採用・昇任については、「横浜創英大学教育職員の採用及び昇任に関する選考規程」「横浜創英大学教育職員の採用及び昇任に関する選考基準」により明文化され運用している。

FD 活動については、FD 委員会を中心に教職協働で組織的に実施し、講演会や学外研修会への参加などの活動を継続的に実施している。教育評価に生かすティーチング・ポートフォリオの導入に向け、令和 5(2023)年度から検討を行い、令和 6(2024)年度中には運用を開始することとしている。

しかし、大学においては大学設置基準上の必要教授数は令和 5 年度と令和 6 年度の 2 年間にわたって充足していない点、大学院設置基準に基づく研究指導教員と教授数が令和 6 年度に充足していない点については改善が必要である。

大学は、これらの改善を要する点の指摘を受けて、令和 7(2025)年 2 月 17 日付で看護学部の准教授 4 人及びこども教育学部の准教授 2 人を教授に昇任させた。また、看護学研究科の准教授 7 人を教授に昇任させるとともに、研究指導教員を 3 人から 8 人に増員した。これらの結果を令和 7(2025)年 3 月 3 日に開催した日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会においてこれらの指摘については改善されたことが確認できたが、以下の改善を要する点については、3 年以内に改善報告書の提出を求める。

〈改善を要する点〉

- 大学設置基準に定める教授数が、大学全体で6人不足している点について改善を要する。
- 大学院設置基準に定める研究指導教員数が3人、教授数が1人不足している点について改善を要する。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

研修については、個々の職員が自らの業務に役立つ研修を選択できるオンライン研修を実施し、職員全員が参加できる環境づくりをしている。大学運営に関わる職員の資質・能力向上については、SD 研修会を総務企画部企画入試課が主体となり実施している。学内研修会だけでなく、日本私立大学協会、日本高等教育評価機構等の団体が実施する研修会に参加しており、職員間の情報の共有と資質・能力向上に努めている。

〈参考意見〉

- SD の実施について、規則及び組織的な実施体制の整備が望まれる。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

講師以上の専任教員には独立した個別の研究室、助教についても共有の研究室を整備し研究環境の充実を図っている。

研究倫理については、研究活動上の不正行為の防止及び研究倫理に関し必要な事項を審議するため研究倫理委員会を設置し、e ラーニング等の受講やコンプライアンス教育の受講を義務付け適正に運用している。

研究活動の資源については、「横浜創英大学個人研究費規程」の定めるところにより支給している。また、「横浜創英大学学内特別研究費取扱規程」に定められた申請手続きに基づき、学内特別研究費を支給し適切な支援をしている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき、教育基本法、学校教育法などの関係法令を遵守するとともに経営の規律と誠実性の維持に努めている。組織の倫理については、「学校法人堀井学園コンプライアンス行動規範」「学校法人堀井学園コンプライアンス推進規程」をはじめ関係規則等をきめ細かく制定し、教職員及び学生に遵守させている。私立学校法第 63 条の 2、学校教育法施行規則第 172 条の 2、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づき、適切な情報をホームページにおいて公表している。大学の使命・目的の実現に向けて、「第Ⅱ期中期計画」を策定し、これに基づき各年度の事業計画を策定している。環境保全の取組みとして、横浜市の「横浜みどりアップ計画」の一環として、大学敷地内の樹林地を保全する事業に協力している。人権、安全への配慮に関することについても各種委員会で整備している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けて意思決定ができるよう寄附行為に基づき、理事会を設置している。役員は、寄附行為に基づき選任された理事と監事によって構成され、事業計画の確実な執行など、理事長が議長となって適切に運営している。理事には外部役員として弁護士、前職が地方公務員であった者等を、監事には企業経営者を選任し、高い見識と幅広い経験により法人の使命と目的の達成のため適切な運営体制を整えている。理事会には法人の運営の実務に当たる法人事務局の役職者が事案に応じて陪席し、施策の実行を適切に行っている。理事会は令和 5(2023)年度において年 4 回開催され、理事の出席率は 100%であり、適切な理事会運営が行われている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人の意思決定機関である理事会は、経営・管理運営及び業務執行に関する重要事項を審議・決定するため定期的に開催し、学長は理事として開催する全ての理事会に出席している。

大学の教育研究と管理運営に関する重要事項を審議する「運営会議」に、理事長と法人事務局長が構成員として出席しており、法人と大学の意思疎通が適切に行われており、理事長のリーダーシップを発揮できる体制を備えている。

監事は、寄附行為に基づき適切に選任され、理事会及び評議員会に毎回出席し、法人の業務、財産及び理事の業務執行状況について監査報告書を作成している。

評議員は、寄附行為に基づき適切に選任され、諮問機関としての機能を果たしており、評議員会への出席状況は良好である。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

理事会で承認された「第Ⅱ期中期計画」に基づき、毎年度の事業計画及び予算を編成し適切な財務運営を行っている。

法人及び大学の収支状況は、令和元(2019)年度以降、教育活動収支差額、経常収支差額及び基本金組入前当年度収支差額は安定的に推移し、収支のバランスがとれ安定した財務基盤を確立している。近年入学定員を満たしていない状況であることを認識し、学生確保を緊急の課題と捉え入試制度等を見直し、学生生徒等納付金収入の確保に努めている。また、科学研究費助成事業をはじめとする外部資金の獲得など、収入確保に努めている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準や「学校法人堀井学園経理規程」等に基づき適正に実施している。予算と著しくかい離がある決算額の科目については補正予算を編成している。また、予算については評議員会の意見を聴いた後に理事会で承認しており、適正な予算編成を行っている。

監事による会計監査については、私立学校法及び寄附行為に基づき、毎会計年度、財産目録及び計算書類について監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。監査法人と監事による監査を含め会計監査の体制を整え、適正に監査を行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則に、「教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と明記し、「横浜創英大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、自己点検・評価委員会を設置している。大学は、当該委員会を内部質保証のための恒常的な組織と位置付けておらず、内部質保証を推進するための規則もない。したがって、今後は、大学が策定した見直しの方針どおり、実態に即した規則の整備及び体制の再構築により、確立した組織として、自己点検・評価の PDCA を活用した内部質保証に努めることが求められる。

なお、自己点検・評価委員会は、学長直轄の各種委員会の一つとして、委員長からの報告に基づき、必要に応じて運営会議で指示する体制をとっている。

〈改善を要する点〉

○自主性・自律性の裏付けを伴う継続的な自己点検・評価を通じて行う内部質保証の位置付けを明確にするため、内部質保証のための組織の整備及び責任体制の確立を行うよう改善が必要である。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検評価書で改善・向上方策として取上げた、学部・学科や研究科による三つのポリシーを起点とする教育の質保証の実現に向けた到達度の評価と、中期計画に基づく大学全体の PDCA を活用した質保証の評価により、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を実施し、結果をホームページで公表するとともに、教職員で共有することで、内部質保証の実効性を高めるよう努めている。

GPA(Grade Point Average)、単位修得率、就職率の学務データや、授業評価、卒業時、卒業生アンケートなど、収集したデータは、令和 5(2023)年度に定めたアセスメント・ポリシーに基づき三つのポリシーの達成状況や学修成果、教育成果の検証に活用するとともに、外部アセスメントテスト、就職先アンケートを加え、全学的に統一した取組みとなるよう、データの収集・分析の強化に努めている。

6-3. 内部質保証の機能性**6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性****【評価】**

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価委員会、学部・学科及び研究科は、教育目的や三つのポリシーを起点とする点検・評価作業を実施し、教務分科会での議論や実習機関からの聞取りなどをもとに、その結果を教育の改善・向上に反映している。自己点検・評価は、5 年ごとの中期計画、7 年を 1 クールとする認証評価に基づいて実施し、自己点検評価書は適宜作成し、全学で共有するとともに、ホームページで公表している。

大学は、自己点検・評価、認証評価や設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえ中期計画を策定し、内部質保証の仕組みを機能させるべく努めている。

しかしながら、教員の配置については、設置基準に抵触し、教授数及び研究指導教員数の未充足が続いていることから、設置基準の順守はもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。また、他の基準項目において改善を要する点としての指摘事項もあることなど、大学全体の PDCA サイクルの仕組みは確立されておらず、内部質保証は機能しているとはいえない。

大学は、教員の配置に対する改善を要する点の指摘を受けて、令和 7(2025)年 2 月 17 日付で設置基準上の教授数等を充足させた。これらの結果を令和 7(2025)年 3 月 3 日に開催した日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会においてこの指摘については改善されたことが確認できたが、以下の改善を要する点については、3 年以内に改善報告書の提出を求める。

〈改善を要する点〉

- 教員の配置についての設置基準への抵触は、教育の質保証の低下を招くことから、早急な改善が必要である。
- 学修成果への取組み状況、学校教育法第 93 条第 2 項関連事項などにおいて、改善を要する事項があり、内部質保証に関して機能性が不十分であることから早急な改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域貢献

A-1. 地域貢献活動

A-1-① 地域貢献活動の実施

【概評】

大学では、教育研究活動における成果を広く地域社会に提供することを使命として、開学以来、積極的に地域貢献活動を展開している。

地元横浜市、横浜市緑区、神奈川県教育委員会などの行政と幅広い連携協定を締結し、横浜市とは「横浜みどりアップ計画」の一環として進めている「よこはま森の楽校」、横浜市緑区とは図書館との読書推進、地域振興課とのフードドライブ、みどりサンタプロジェクトなどの連携事業を実施している。また、横浜市の各地域での福祉・保健の拠点となる施設である「地域ケアプラザ」との連携事業、学校法人や社会福祉法人との連携協定による幼稚園、保育所との連携事業、社会福祉法人との連携による子育て・高齢者支援事業、NPO 法人との障がい者就労支援事業などを行っている。

大学独自の活動としては、看護学部では「看護の日」のイベント、こども教育学部では「子育て研究所」による市民講座を毎年度実施するとともに、学生のサークル活動などによる地域貢献活動も行っている。

このように、各学部の学問特性を基盤とした数多くの地域貢献活動が実施されている。今後は、個々の取組みに対する点検・評価の方法を確立し、更なる拡充を期待したい。

基準 B. 入学前教育

B-1. 大学教育への導入としての、入学前教育の実施

B-1-① 本学の独自企画による入学前教育の実施

【概評】

基礎的な知識に関する理解度の確認や授業の模擬的体験などを通じて、入学予定者が大学での学びの準備を行い、学部を超えた友人関係を構築することによって、これから始まる大学生活に対する不安を払拭し、スムーズにスタートすることができることを目指した大学独自の入学前教育を行っている。目的は、「1）横浜創英大学の学生となるにあたり、

学園の建学の精神である『考えて行動のできる人』の意識をもつ機会とする」「2) 入学後に備え、学習意欲や学習姿勢を維持するための動機づけとする」「3) 入学後の教養科目に無理なく入れるように、今まで培った基礎学力を改めて学びなおす機会とする」「4) 大学の1時限(90分)授業に慣れる機会とする」「5) 入学予定者が相互にコミュニケーションを図れる場とする」の五つである。そのため、成績評価は行わないことにしている。

入学前教育は対面授業、専任教員が作成した動画教材をオンラインで視聴、自宅教材を使った自学自習の三つを併用して行っている。オンライン授業はコロナ禍で対面授業が実施できなかった時に代替授業として実施したが、現在も対面授業と併用する形で活用している。自宅課題については毎年度、学部別に独自の工夫を行い、受講生には、教材やテキストの配付などによる自学自習を求め、その成果を、作成レポートや記入テキストの提出により確認している。

入学試験の方式が多様化することによって、入学予定者の入学までの期間が異なったり、学修機会が異なったりと、さまざまな課題が生じていることに着目し、入学予定者の声を大事にしたプログラムを実施していることは評価でき、更なる理想の「入学前教育」の発展に期待したい。

Ⅳ 大学の概況（令和6(2024)年5月1日現在）

開設年度 平成24(2012)年度
所在地 神奈川県横浜市緑区三保町1

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
看護学部	看護学科
こども教育学部	幼児教育学科
看護学研究科	看護学専攻

Ⅴ 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和6(2024)年 6月末	自己点検評価書を受理
8月22日	第1回評価員会議開催
9月10日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9月24日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10月21日	実地調査の実施
10月22日	第2・3回評価員会議開催
10月23日	第4回評価員会議開催

71 横浜創英大学

11 月 27 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 10 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見あり)
2 月 12 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見あり)

72 四日市大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的及び教育目的は簡潔に示され、学則に定められているほか、建学の精神「人間たれ」の理念に基づき地域貢献型大学としての個性や特色を「Act4U」のキャッチコピーで表している。社会変化への対応としてカリキュラムの改善に合わせ新たな教育研究上の目的を設けるなど、必要に応じて見直している。使命・目的及び教育目的は教職員の関与・参画の上、理事会に諮り策定し、役員と教職員の理解と支持を得ている。これらを実現させるため、学校法人暁学園「第 8 次中期経営計画（2023 年度-2027 年度）」に基づく四日市大学 5 か年計画及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映させている。また、総合政策学部・環境情報学部の 2 学部に加え研究支援を行う研究機構と情報センターを設置するなど教育研究組織を適切に整備している。

「基準 2. 学生」について

大学全体及び各学部・学科のアドミッション・ポリシーを策定し周知している。これにのっとり入学者を選抜し、入学後は成績、出席率、中途退学率等を追跡調査することでアドミッション・ポリシーに沿った学生受入れであったかを検証している。近年は入学定員の未充足が続くが、大学全体としては在籍学生数を概ね確保している。担当教員制度の導入や「成長スケール」を利用した面談や指導などの学修支援、健康相談や心的支援、独自の奨学金制度や授業料減免制度による経済的支援などは、教職協働組織である「教育開発推進センター」と連携をとりながら適切に実施している。校地、校舎等は設置基準を満たしており、教育環境は適切に整備されている。学生の意見や要望は「授業改善アンケート」「学生生活実態調査」などを通じてくみ上げ、学修支援や学生生活及び施設・設備の改善に反映させている。

「基準 3. 教育課程」について

建学の精神「人間たれ」及び開学以来、使命・目的を表すスローガン「世界を見つめ地域を考える」に基づいたディプロマ・ポリシーを学部ごとに策定し周知している。成績評価を 100%とする評価基準において、シラバスに全科目のディプロマ・ポリシーとの関係性を明示することでディプロマ・ポリシーとの結びつきを担保している。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーに合わせて学部ごとに策定し、これに沿った科目を配置した教育課程が体系的に編成されている。全学 FD 委員会を設置し、FD(Faculty

Development)研修や教員間での授業参観を導入するなど教授方法の工夫を行っている。大学独自の「成長スケール」を用いて学修成果の可視化に取組み、測定結果を学生個々にフィードバックしている。

「基準 4. 教員・職員」について

大学の意思決定機関「大学協議会」を設置し、副学長、学部長、法人理事、事務局長等の補佐のもと、学長がリーダーシップを発揮できる体制を整備している。教学マネジメント組織に教育・学生支援部を置き、教育担当である副学長が教育・学生支援部長を兼務し管理するとともに、各課に必要な職員を配置している。専任教員数は設置基準を満たしている。教員の採用・昇任の方針を「四日市大学専任教員選考規程」に定め、「四日市大学専任教員資格基準」に基づき、適宜、公募している。職員の資質・能力向上は「四日市大学教職員研修規程」に定められ、FD、SD(Staff Development)研修を行っている。研究活動への資源の配分は科学研究費助成事業の採択状況に応じ研究費を上乗せする傾斜配分方式を導入するとともに、地域が抱える課題解決に取り組む特定プロジェクト研究を毎年公募し財政的な支援を行っている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為や諸規則にのっとり理事会及び評議員会を適切に運営し、経営の規律と誠実性を維持している。学長が理事会、評議員会、常任理事会に出席する一方、大学協議会には理事長が指名する理事らが出席することで、法人及び大学の意思疎通と連携を図るとともに相互チェック体制が機能している。監事は適切に選任され、理事会及び評議員会へ出席して学校法人の業務や財産等について意見を述べている。安定的な財務基盤の確立に向け学生生徒等の定員確保を目指すとともに、科学研究費助成事業、また自治体を中心とする受託事業など外部資金の獲得に取り組んでいる。会計監査は監査法人と監事によって適切に行われ、監事による業務監査においても財務状況をヒアリングするなど厳正に実施している。

「基準 6. 内部質保証」について

「四日市大学内部質保証に関する方針」を策定し、大学協議会が内部質保証推進の責任を負うことを明示している。自己点検・評価委員会において4年ごとの総合的な自己点検・評価と2年ごとの中間評価を行い、これらの結果は大学協議会に報告され必要に応じ改善を図っている。IR推進委員会は収集したIR(Institutional Research)情報を整理・分析し、教育・研究・社会貢献活動の目標設定や戦略の立案等に活用するなど、IR機能の構築と実施体制を整備している。「四日市大学アセスメントポリシー」を定め、三つのポリシーに即した独自の評価指標に基づき、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルで多面的に学修成果を可視化したものをカリキュラム評価資料集としてまとめ、教員FDに活用するなど教育の改善・向上に努めている。学校法人暁学園「第8次中期経営計画(2023年度-2027年度)」で策定した「5つの強化プラン」に対し「四日市大学地域連携プラットフォーム」からの評価を取入れたPDCAサイクルを確立・運用するなど内部質保証の仕組みが機能している。

総じて、建学の精神「人間たれ」の理念に基づき、地域貢献型大学として地域から求められる人材育成に注力しており、独自に開発した「成長スケール」を学修支援に活用するなど、学生の継続的な成長をサポートしている。4年ごとの総合的な自己点検・評価と2年ごとの中間評価の実施により積極的に課題を見つけ改善に努めるほか、学校法人暁学園「第8次中期経営計画(2023年度～2027年度)」で策定した「5つの強化プラン」に対し、外部組織からの評価を取入れたPDCAサイクルを確立し運用するなど、内部質保証の仕組みが機能している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価】

基準1を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目1-1を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は具体的で簡潔に示され、学則に定められている。建学の精神「人間たれ」の理念に基づき地域貢献型大学としての個性や特色を「Act4U」のキャッチコピーで表し、ホームページ等で学内外に明示している。また、使命・目的及び教育目的の見直しについてはカリキュラムの改善に合わせ、新たな教育研究上の目的を設けるなど、必要に応じた見直しを行っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的は教職員の関与・参画の上、理事会に諮り策定され、学則や学生便覧、ホームページを通じ学内外に周知している。また、使命・目的及び教育目的を実現させるため、学校法人暁学園「第 8 次中期経営計画（2023 年度・2027 年度）」に基づく四日市大学 5 か年計画及び三つのポリシーに反映させている。これを達成するための教育研究組織を適切に整備している。

基準 2. 学生**【評価】**

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神「人間たれ」を根幹とした教育目的を踏まえて、大学全体及び各学部・学科のアドミッション・ポリシーを策定し、入試ガイドや入学試験要項に明記し、ホームページ等で周知を図っている。アドミッション・ポリシーにのっとり入学者の選抜・受入れは適切に行われている。一般選抜を除く選抜方式において面接試験を課して、志願者のアドミッション・ポリシー理解度を確認し、可否判定の参考にしている。また、入学者選抜方式ごとの入学後の追跡調査を実施し、アドミッション・ポリシーに沿った学生が入学しているかについての検証に取り組んでおり、入学定員及び収容定員に沿った在籍学生を適切に確保している。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

全学及び各学部には教学委員会が設置されており、全学の教学委員会には各学部の教学委員長とともに事務局から教育・学生支援部次長と教学課長が参加することで、学修支援に関する学内方針の一貫性を確保している。教職協働の組織として「教育開発推進センター」を設置し、「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」や「生成 AI 学修利用に関するガイドライン」等の全学的な取組みを進めている。1 年次から 4 年次まで担当教員制度を設けており、大学独自に設定した学生の成長指標である「成長スケール」を利用した面談を実施し、退学・休学を申出てきた学生には担当教員との面談を必須とするなど学修支援に取り組んでいる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

令和 5(2023)年度からの現行カリキュラムでは、全学共通科目として「キャリアスキル科目」を設け、必修科目 6 単位と選択科目 14 単位の計 20 単位を卒業要件とするとともに、単位認定されるインターンシップ科目を 4 単位設定している。教員組織であるキャリアサポート委員会と事務組織であるキャリアサポート課が連携して、教職協働でキャリア教育支援に取り組んでおり、学生は教員及び職員の双方とキャリア相談を受けることができる。キャリアサポート課では、3 年生全員を対象として個別面談を実施している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

留学生、障がいのある学生、運動部所属学生、女子学生など、学生個々の特性や属性に合わせた学生サービスが提供されている。教職協働で学生の心身に関する健康相談、心的支援、学生相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを適切に行っている。一般財団法人日本語教育振興協会が主催する「日本留学 AWARDS」において、部門賞を 3 回、ノミネートを 6 回果たすなど、留学生の支援に取り組んでいる。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎、設備、実習施設、図書館、コンピュータ教室等の教育環境は、十分な規模があり、教育目的達成のための学修環境の整備を適切に行っている。また、校舎は、各教室棟及び実習棟ともにバリアフリー化している。施設・設備の安全管理、メンテナンスは、庶務課が建物、施設、機器などの日常管理、定期点検、修理に対応しており、業務委託契約を結んだ外部業者の常駐担当者とともに、適切に管理している。教育組織において、授業を行う学生数の適切な管理をしている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「授業改善アンケート」を通じて、学修支援に関する学生の意見などを教員や事務組織がくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援の体制改善に反映している。「学生生活実態調査」を隔年実施して、学生生活の実態を把握し、学生生活の改善に反映している。「学友会アンケート」を通じて、施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、施設・設備の改善に反映している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神及び開学以来のスローガンである「世界を見つめ地域を考える」に基づいたディプロマ・ポリシーを策定し、周知している。シラバスには当該授業科目とディプロマ・ポリシーの対応が示され、学生は、担当教員による履修指導を経て履修登録をしている。成績評価の公平性を担保するため、全学 FD 委員会が「四日市大学成績評価基準ガイドライン」をもとに点検・検証している。卒業認定は、卒業見込判定と卒業判定の 2 段階で、それぞれ学部の教学委員会で一次審査をした後に学部教授会で最終判定している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神「人間たれ」と、使命・目的を表すスローガン「世界を見つめ地域を考える」に基づいて学部ごとにディプロマ・ポリシーを策定し、それに合わせてカリキュラム・ポリシーを策定している。1 年次から少人数による演習を設けて担当教員によるきめ細かい指導を行っている。なお、新カリキュラムでは「入門演習」を「学部専門科目」に設定したほか、4 年次の演習科目を「卒業研究 a」「卒業研究 b」とし、4 年間の学びの集大成としての位置付けを明確にしている。教授方法の改善を進めるために「全学 FD 委員会」などの組織体制を整備し、全学 FD 研修等を実施している。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

令和 5(2023)年度からの新カリキュラムでは、学部のディプロマ・ポリシーに加えて全

学共通のディプロマ・ポリシーを設定し、大学独自の「成長スケール」を用いて学修成果の可視化に取組み、卒業式に返却するなど工夫している。学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価している。

「授業改善アンケート」等の活用によって、学修成果の点検、評価の結果を教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の意思決定は、「大学協議会」の協議に基づいて、学長によって行われるとともに、経営サイド・教員のトップ・職員のトップが学長を補佐する体制をとり、毎月定例的に開催することで、学長がリーダーシップを発揮できる体制を整備している。

学長は学則及び「四日市大学学長に関する規程」にのっとり、学長を補佐する副学長を置き、権限の分散を行っている。

教学マネジメントを担う組織として教育・学生支援部を置き、学長を補佐する教育・学生支援部長が管理するとともに、教学課、留学生支援課、キャリアサポート課を置き、適切に職員を配置し、役割を明確化することで、教職協働の体制を構築している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

令和 5(2023)年度における専任教員数は、各学部及び全学で設置基準に定める専任教員数及び教授数を確保し適切に配置するとともに、「四日市大学専任教員資格基準」に定められた基準に沿った教員を、適宜公募により採用している。

教員の採用・昇任の方針は、全学的な規則として「四日市大学専任教員選考規程」に定めており、採用を検討する学部又は「教育開発推進センター」が教員配置計画を立案し、大学協議会において方針を決定している。

FD 研修については「四日市大学全学 FD 委員会」が主催して実施している。研修後には参加者にアンケートを実施し、結果を全学 FD 委員会に報告・検討することで、研修内容等の見直しを行っている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

全職員を対象に SD の年間計画を立案し、SD 活動を行っている。また、新規採用職員に対して、大学が加盟する一般社団法人私立大学連盟のオンデマンド形式の新任研修を受講させている。

職員の資質・能力向上は、「四日市大学就業規則」第 42 条及び「四日市大学教職員研修規程」に定めており、FD や SD 等、教職員の資質・能力向上のための研修を奨励している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員に対する研究室・研究費の割当てを教員間で平等に行うとともに、「四日市大学研究機構」の研究所の代表と各学部からの選出委員により、「研究機構運営委員会」が設置され、研究支援を行っている。

教員や教育・研究に関する管理的立場にある職員、研究所研究員に対してはインターネットによる研究倫理教育に関するプログラムの受講を義務付け、学生に対してもゼミの担当教員を通じて、大学が独自に作成したビデオ教材を用いて研究倫理教育を徹底している。

個人研究費から科学研究費助成事業申請の有無に応じた控除を行い、科学研究費助成事業の採択状況に応じて研究費に上乗せ配分方式を導入するとともに、地域の抱える課題解決に取り組む特定プロジェクト研究を毎年公募し、財政的支援を行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

学校教育法、私立学校法、設置基準等の法令に基づき整備された寄附行為や諸規則にのっとり、理事会及び評議員会を適切に運営するとともに、法令を遵守した運営が行われている。

理事長の総理のもと、学長のリーダーシップによる大学運営は適切に行われており、使命・目的の達成における経営の規律と誠実性は維持されている。

法人及び大学は、使命・目的を実現するための組織体制が整備され、適切に運営されており、継続的に努力している。

また、環境保全、人権、安全・健康について配慮し、危機管理の体制を整備するなど適切に機能している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為及び寄附行為施行規則に理事会について定めており、これに従って適切に理事会を開催し、使命・目的の達成に向けて戦略的な意思決定ができる体制を構築している。

理事会は定例での開催のほか、法人運営の円滑化を目的として将来計画や財政状況の検討等を行う常任理事会や必要に応じて臨時理事会を開催するなど、円滑かつ適切に機能している。

また、理事の選任を適切に行い、理事会の構成員には、民間企業の現役の経営者が含まれていることから、学校運営に関する協議に対し、企業経営的な意見や考え方等を取入れることができる体制にある。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人には最高意思決定機関である理事会と諮問機関である評議員会及び常任理事会が、大学には学長を議長とする大学協議会が最高意思決定機関として設置されている。

大学協議会は理事長が指名する理事、副学長、学部長、事務局長のほかに議長が必要と認める者として、各事務部門のトップ及び会計課長が出席し、学長のリーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営の仕組みを整備している。

監事は適切に選任され、理事会及び評議員会へ出席して学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況について意見を述べている。

法人と大学の管理運営機関との意思疎通がよくとれており、それら相互のチェックも行われ、意思決定の円滑化及びガバナンスの機能性が図られている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

財務運営は、5 か年ごとに策定される「暁学園中期経営計画」及び 5 か年予算を基礎としながら年度進行の変化に対応した各年度予算を再編成して行われている。現在、学校法人暁学園「第 8 次中期経営計画（2023 年度-2027 年度）」が進行しており、中期経営計画に基づく財政運営が適切に行われている。

中期経営計画の一つの目標である財政基盤の強化については、学生数の減少等を要因とする学生生徒等納付金の減少に対して、大学を含む設置校の定員確保を目指すとともに「四日市大学研究機構」が教員に対して継続的な研究支援を行うことで積極的な外部資金の獲得を進めるなど、安定的な財務基盤の確立に取り組んでいる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、学校法人会計基準を遵守し、「学校法人暁学園経理規程」「学校法人資金運用規程」等に沿って適切に行っており、課題等が生じた場合には、直ちに監査法人等に相談するなど、適正な会計処理に努めている。

日常的な会計業務は、各部署からの請求を会計担当者と会計課長がチェックし、事務局長決済で執行する流れを会計システムにおいて実行している。また、予算執行の状況を会計課だけでなく、各部署においても個別に確認できるシステムとなっているため、より適切な執行管理を可能にしている。

会計監査は、監査法人と監事によって行われており、監事の監査は、私立学校法第 37 条第 3 項及び寄附行為第 18 条の定めに基づき監査を行っている。監査については内部監査室と監事の密な連携により円滑で厳正に行われている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「四日市大学内部質保証に関する方針」において内部質保証の責任の所在、組織体制を明示し、ホームページで学内外に周知している。自己点検・評価委員会で取りまとめた自己点検・評価結果は大学協議会に報告し、必要に応じ改善を図るなど大学協議会が内部質保証推進の任を負っている。自己点検・評価活動の客観性と公平性を担保するため「四日市大学地域連携プラットフォーム」及び「四日市大学運営協議会」から意見を聴取するなど、内部質保証のための組織体制を整備している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価として、4 年ごとの総合的な自己点検・評価のほか、2 年ごとにも中間評価を実施しホームページ等で学内外に公表している。自己点検・評価のために収集した IR 情報を整理・分析し、IR 推進委員会において教育・研究・社会貢献活動の目標設定や戦略の立案などに活用するなど、IR 機能の構築と実施体制を整備している。

6-3. 内部質保証の機能性**6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性****【評価】**

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

「四日市大学アセスメントポリシー」を定め、三つのポリシーに即した独自の評価指標に基づき、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルで多面的に教育成果を可視化したものをカリキュラム評価資料集としてまとめ、教員 FD に活用し、教育の改善・向上に努めている。学校法人暁学園「第 8 次中期経営計画（2023 年度-2027 年度）」で策定した「5 つの強化プラン」に対し「四日市大学地域連携プラットフォーム」からの評価を取入れた PDCA サイクルを確立・運用するなど大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能している。

大学独自の基準に対する概評**基準 A. 社会連携****A-1. 社会連携に関する方針が明確化され、推進体制が構築されていること。**

- A-1-① 社会連携に関する全学的な方針が明確化されていること。
- A-1-② 社会連携に関する全学的な推進組織が設置されていること。
- A-1-③ 大学と地域（自治体・企業・市民団体等）との協力関係が構築されていること。

A-2. 地域と連携した教育・研究・社会活動を推進されていること。

- A-2-① 地域と連携した教育が推進されていること。
- A-2-② 地域と連携した研究が推進されていること。
- A-2-③ 地域と連携した社会活動が推進されていること。

A-3. 大学と地域との協力関係を構築していること。

A-3-① 大学施設を地域に開放していること。

A-3-② 地域の人々の学習支援を行っていること。

A-3-③ 地域の要請に基づき、学生を派遣していること。

A-3-④ 地域の要請に基づき、教職員を派遣していること。

【概評】

「四日市大学地域連携プラットフォーム」を構築して、自治体、企業、市民団体、高校、マスメディアなどと意見交換を行っている。三重県とは「高等教育コンソーシアムみえ」を通して連携し、四日市市とは「四日市大学運営協議会」を通して大学運営についての意見交換を行っている。四日市市、いなべ市、桑名市、木曽岬町、東員町、川越町、朝日町、菰野町と包括連携協定を締結している。学生の地域参加を促すため、株式会社良品計画の支援を受けて市営住宅の4階以上の部屋を改修して学生に格安で提供するなど、特徴的な取り組みをしている。

ゼミ活動を地域志向としたり、高等教育コンソーシアムみえが提唱する「三重創生ファクタリスタ資格」を中核科目として位置付けたりすることによって、地域と連携した教育を推進している。平成28(2016)年度から、大学独自の研究事業として「特定プロジェクト研究（「産業支援」「環境」「人材育成」をテーマ）」に取組み、学部を超えた教職協働の研究に対して財政的な支援を行っている。

一般教室のほか、第1グラウンド、体育館及び武道館を、地域住民のために有償で一般開放している。図書館は、登録制による書籍の一般貸出しを実施している。社会連携の取組みとして、学内に「四日市北ロータリークラブ」の事務所などがある。三重県や四日市市をはじめとする近隣自治体からの各種審議会委員等の就任依頼を教職員は可能な限り受諾するなど、地域社会との協力関係を築いている。

IV 大学の概況（令和6(2024)年5月1日現在）

開設年度 昭和63(1988)年度

所在地 三重県四日市市萱生町1200

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
総合政策学部	総合政策学科
環境情報学部	環境情報学科

V 評価の経過

評価の経過一覧

72 四日市大学

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 27 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 17 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
10 月 2 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 28 日	実地調査の実施
10 月 29 日	第 2・3 回評価員会議開催
10 月 30 日	第 4 回評価員会議開催
11 月 22 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 9 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2 月 6 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

73 LEC 東京リーガルマインド大学院大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学は、高度専門職研究科会計専門職専攻を開設し、理論と実践の融合した「質の高い会計専門職業人を養成する」ことを使命としている。また、人材養成の目的は「経済社会の発展に貢献する」ことである。これらは学則において具体的かつ明確に定めている。実務家教員と研究者教員によるチーム制による指導や ICT（情報通信技術）を活用した学修を個性・特色とし、現職社会人のリカレント教育機関として機能を果たしており、社会情勢の変遷に対応している。大学の使命、人材養成の目的及び教育目標は、研究科委員会と学校法人の理事会に相当する「学校経営委員会」で審議・決定しており、役員及び教職員の理解と支持を得ている。大学の使命等は、ホームページで学内外へ周知しており、中期事業計画及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に適切に反映して教育研究組織の構成との整合性を図っている。

「基準 2. 学生」について

大学は、人材養成の目的を踏まえアドミッション・ポリシーを策定、公表して入学者を適切に受入れている。教職協働による学修支援体制が整備され、授業は全てオンラインで行っている。主査教員、副査教員、ライティング指導教員がチームとなり論文指導を行っている。ほとんどの学生が社会人であるため、実績としては少数ではあるものの、就職活動をする学生向けにキャリアカウンセラーによる対面、オンラインでの相談窓口を設置している。学生生活の安定のため健康相談、心的支援、生活相談などの学生サービスを適切に行っている。大学は、教育・研究上必要な設備・施設を整備している。図書館には修士論文の作成に必要な蔵書を備えている。授業は、オンラインで完結するためクラウド型学修支援システム、ウェブ会議システムを活用した履修体制を整えている。学生の意見・要望に対応するため、学修支援、健康相談、経済的支援等のアンケート・調査を実施し、対応している。

〈優れた点〉

○正課授業以外に FP&A (Financial Planning & Analysis) 対応オンライン講座、U.S. CMA（米国公認管理会計士）勉強会などの公開講座を開講し、学生の質の向上を目指していることは評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

大学は、人材養成の目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページや大学案内等で公表している。単位認定基準、修了認定基準は、学則等にとり厳正に適用している。「会計大学院コア・カリキュラム」に準拠した枠組みを採用し、カリキュラム・ポリシーに基づき体系的な教育課程を編成している。学生の多くが現職の社会人であることから、授業は平日の夜間、土曜日、日曜日にウェブ会議システムを用いたオンラインライブ形式で実施しており、双方向性を確保した学修方法を実践している。学修成果の点検・評価は、授業評価アンケート等の各種アンケート・調査を実施し、結果は次年度への授業運営やカリキュラム改善の視点から活用している。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価は、自己点検・評価委員会の小委員会である IR 委員会を中心に行っている。

〈優れた点〉

○論文指導に関して、作成過程を複数の段階に分け、各段階の達成目標を設定の上、進捗を管理するマイルストーン管理とチーム制による指導を行っている点は高く評価できる。

「基準 4. 教員・職員」について

学長がリーダーシップを適切に発揮するため権限の適切な分散と責任体制を明確にし、教学マネジメントを構築している。学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制を規則等に基づき整備している。教員は、教育目的及び教育課程に即して適切に配置されており、採用・昇任を適切に運営している。FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善・開発は、FD 委員会が実施し、見直しを行っている。SD(Staff Development)については、設置会社が実施する研修や外部機関が開催する研修に職員を参加させている。専任教員に研究室を割当て、学内規則に基づき個人研究費を配分するなど研究支援が行われている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

大学は、組織倫理に関する規則に基づき適切な運営を行い、経営の規律と誠実性を図っている。情報公開は、法令に基づき適切に行い、使命・目的の実現、達成への継続的な努力を行っている。環境保全、人権、安全に配慮するとともに、危機管理の体制を整備している。学校経営委員会は、中期事業計画などの経営に関わる重要事項を審議・決定しており、使命・目的の達成に向けた意思決定体制が整備され、機能している。監査役は大学部門の監査を行っているが、今後更なる充実が望まれる。大学は、入学者数及び在籍学生数の増加により収支は黒字で推移している。

「基準 6. 内部質保証」について

大学は、「LEC 東京リーガルマインド大学院大学自己点検・評価に関する規則」に基づき、自己点検・評価委員会を組織して責任体制を明確にしている。機関別と分野別の認証評価に合わせて自己点検・評価を実施しており、報告書をホームページで公表している。IR(Institutional Research)活動や内部質保証の機能性について課題はあるものの、内閣府及び文部科学省の特区事業評価や認証評価で受けた指摘事項に対する改善に取り組んでおり、一定の成果を確認できる。

総じて、大学は、現職社会人のリカレント教育に重点を置いており、株式会社設立の会計専門職大学院としての特長を生かしている。理論と実践の融合した実務家教員と研究者教員によるチーム制による指導、ICTを活用したオンライン学修などきめ細かい独創的な指導体制を構築して成果を挙げている。学生の多くは、現職又は一時離職の社会人が目的意識をもって自立している。授業は、平日の夜間、土曜日、日曜日に双方向性のオンラインライブ形式で実践している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.教育目的『質の高い会計専門職業人養成』のための教育活動」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命は、理論と実践の融合した良質な教育を提供することなどをもって、「経済社会の発展に貢献する」ことであり、人材養成の目的は「質の高い会計専門職業人を養成する」ことである。これらは学則第 1 条及び第 4 条に具体的かつ明確に定められている。人材養成の目的を達成するための具体的方策として 6 項目の教育目標を簡潔な文章で定めており、ホームページなどで学内外へ公表している。実務家教員と研究者教員によるチーム制による指導や ICT を活用しながらの学修を大学の個性・特色とし、現職社会人のリカレント教育機関として機能を果たすことに重点を置いており、社会情勢の変遷に適切に対応している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命、人材養成の目的及び教育目標は、研究科委員会と学校法人の理事会に相当する学校経営委員会で審議・決定しており、役員・教職員の理解と支持を得ている。大学の使命、人材養成の目的及び教育目標は、学生便覧、シラバス、ホームページ、パンフレットなどで公表し学内外へ周知している。

大学の使命等は、三つのポリシーや中期事業計画に反映されており、教育研究組織の構成との整合性についても図られている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

人材養成の目的及び教育目標を踏まえて、求める人物像をアドミッション・ポリシーで明確化し公表している。また、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施のために、大学案内や入学者選抜要項への掲載のほかに SNS を活用し、入学者選抜や相談会の案内のほか、修了生の税理士試験科目免除認定報告、懇親会、式典報告、教員紹介、書籍出版やセミナー登壇等の教員の活動報告、授業の一コマ紹介などを発信している。

入学者選抜はアドミッション・ポリシーに沿って適切な体制のもとに行われており、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持し、教育を行う環境が保たれている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援については、教務部及び学生部を中心とした事務局職員と教員相互の協働・連携による体制が整備されている。まず、オリエンテーション時には、教務部職員が、繰返し視聴できるオンライン動画で履修指導を行い、履修に関する疑問や相談について学生と個別面談を実施する制度があり、授業開講期間中には、学生の出席状況を教務部が把握し必要に応じて学生部や教員と情報共有した上で学生への指導・支援を行っている。

また、TA 制度は、学生のほとんどが社会人であるため採用していないが、主査となる教員、副査教員、ライティング指導教員の計 3 人がチームとなって論文指導をするなど、教育支援体制を強化している。個別学生への学修支援としては、オンラインによるオフィスアワー制度を設けており、専任教員が学生との直接的なコミュニケーションを通じた学修相談に対応している。

2-3. キャリア支援**2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備****【評価】**

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学生は 9 割以上が現職に就く社会人や一時離職して資格試験勉強を含めて学修に専念している社会人、定年退職者等であり、既に社会的に、あるいは職業的に自立している学生がほとんどである。このため、実績は少数であるが、就職活動をする学生向けに、キャリアカウンセラーに対面又はオンラインの面談形式で相談ができる窓口を設置するとともに、学生の専用自習室内における就職関連の説明会、セミナー、求人情報等の掲示や、学生の希望に応じて求人情報の提供を行っている。

〈優れた点〉

○正課授業以外に FP&A(Financial Planning & Analysis)対応オンライン講座、U.S.CMA (米国公認管理会計士) 勉強会などの公開講座を開講し、学生の質の向上を目指していることは評価できる。

2-4. 学生サービス**2-4-① 学生生活の安定のための支援****【評価】**

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスや厚生補導のための組織として学生部が設置され、学生生活に関する各種相談・支援を行っている。学生部では、健康相談、心的支援、生活相談、課外活動への支援、奨学金をはじめとする経済的な支援などの学生サービスを適切に行っている。

学生部への相談内容により、組織的な検討・対応が必要となる場合は、学生支援委員会及び研究科委員会が、学生生活に係る各種対応の審議や検討を行っている。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

大学は教育研究上の必要性に応じた施設を整備している。教職員や学生が主に利用する校舎には、2 基のエレベータ、バリアフリースイレが設置され、障がいのある学生や年配者に対するバリアフリーへの配慮が行われている。また、図書館を設置し、修士論文作成のために必要な資料を有しており、継続的に充実を図っている。

また、教育研究上の必要に応じた情報ツールを適切に整備し、かつ有効に活用している。授業全体がオンラインで完結するため、学修環境の整備として、情報共有に関しては主にクラウド型学修支援システム、授業の配信に関してはウェブ会議システムを活用している。

講義形式の科目においては履修者数が 60 人程度になるよう管理を行っている。また、参加型授業の履修者数は 15 人を超えないように管理している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見や要望を把握するために、授業評価アンケート、「入学時学生意識調査」及び「修了時学修成果調査」をそれぞれ年 2 回ずつ実施しており、学修指導を含む支援体制の整備に活用されている。

学生部が、心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望を把握し、必要に応じて学生支援委員会及び研究科委員会と連携して分析と検討結果の活用を行っている。

学修環境に関する意見・要望の把握についても、「入学時学生意識調査」及び「修了時学修成果調査」で把握しており、支援体制に反映されている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

人材養成の目的及び教育目標を踏まえてディプロマ・ポリシーを定め、ホームページや大学案内等で周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた上で、単位認定基準、修了認定基準を学則等で明確に定め、毎学期の履修登録時期に学生へ配付する履修指導要項や学生便覧に掲載し、周知を図っており、厳正に適用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

人材養成の目的及び教育目標を踏まえたカリキュラム・ポリシーを定め、大学案内、ホームページ等で周知している。

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーで定めている能力の修得を達成するための教育課程編成の方針を示すものとして、一貫性を保持している。

「会計大学院コア・カリキュラム」に準拠した枠組みを採用し、カリキュラム・ポリシーに基づいた体系的な教育課程を編成し実施している。教育課程に「全体領域」の区分を設定し、一般教養領域に対応する科目を設置している。

社会人が学生の多数を占める点に配慮し、授業の開講を平日夜間と土日に限定した上で、ウェブ会議システムを用いたオンラインライブ形式で授業を実施しており、双方向性を確保した授業方法を実践している。

〈優れた点〉

○論文指導に関して、作成過程を複数の段階に分け、各段階の達成目標を設定の上、進捗を管理するマイルストーン管理とチーム制による指導を行っている点は高く評価できる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシー、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示している。学修成果の点検・評価については、教育課程の質を保証するため、自己点検・評価委員会の小委員会として設置されている IR 委員会や教務部を中心に、各種調査を実施し、結果の分析に取り組んでいる。

入学時学生意識調査、修了時学修成果調査等の学修成果に関する各種調査を行っており、年 2 回の授業評価アンケートで組織的な取り組みが必要と判断された場合には、FD 委員会等で、次年度からの授業運営やカリキュラム改善の視点として活用している。

進路調査、税理士、公認会計士試験の科目合格や免除認定状況を含む会計分野の資格取得状況については、修了後も定期的に調査している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長は教学部門の責任者として校務をつかさどり、学校経営委員会や自己点検・評価委員会の議長となるなどリーダーシップを発揮している。また、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を規則等に基づき整備している。

学長の諮問機関である研究科委員会の組織上の位置付け及び役割は明確であり、機能している。また、研究科委員会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項は学長においてあらかじめ定め、周知され、教学マネジメントの構築に関しては、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮されている。教学マネジメントの遂行に必要な職員を配置し、役割を明確化して運営を行っている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

専門職大学院設置基準上必要な専任教員は研究者教員・実務家教員とも確保され、人材養成の目的や教育目標、教育課程に即して適切に配置されている。教員の採用・昇任については、教員任用・昇任規則、業績審査委員会規則等に基づき適切に運用されている。

FDをはじめとする教育内容・方法等の改善・開発と効果的な実施に関して、FD 委員会で検討や見直しが行われており、運営されている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD の一環として、学校設置会社の人事部が実施する法令遵守、ハラスメント防止、情報

セキュリティ、個人情報保護等に関する研修に職員を参加させている。個々の職員の担当業務に関する専門知識の修得や技能向上のため、外部機関で実施されている研修にも参加させている。また、学内のFD研修について、職員も参加している。

職員の人事考課については、学校設置会社の人事制度に基づき半期ごとに個人目標を設定し、実施している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

教員が研究に集中できるように個室型の研究室を整備して、専任教員全員に研究室を割当てている。研究倫理に関しては「研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」を策定し、運用している。また、令和 6(2024)年 4 月に教員が研究活動に専念できるようにサバティカル制度（特別研究休暇制度）を導入している。

専任教員の個人研究費については、「個人研究費支給規程」及び「個人研究費支給規程運用細則」に基づき運用されている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っており、経営の規律と誠実性が維持されている。学校教育法施行規則に基づき教育情報をホームページに掲載し、情報の公表を適切に行っている。中期事業計画や行動憲章に基づき運営を行うなど、使命・目的の実現・達成への継続的な努力が行われている。

環境保全、人権、安全への配慮が行われている。学内外に対する危機管理の体制が整備されており、かつ適切に機能している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

学校法人の理事会に当たる学校経営の最高意思決定機関として学校経営委員会を置き、学校経営委員会規則第3条に定める大学の経営等に関わる重要事項を審議・決定しており、使命・目的の達成に向けての意思決定ができる体制が整備され、機能している。

学校経営委員会の委員の選任については学校経営委員会規則第7条に基づき行われている。また、開催形式については学校経営委員会規則第4条に基づき対面又はオンラインで行われている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

株式会社立大学であることから評議員会は設置されていないものの、学校設置会社の監査役が教学部門の監査を実施している。なお、監査方法等については充実することが望まれる。

学校経営委員会の構成員として学長や研究科長、副研究科長、事務局長が参画するなど、経営側と教学側の各管理運営機関の意思決定の円滑化が図られており、適切な運営が行われている。

〈参考意見〉

○設置会社の監査役が大学部門の監査を年度ごとにテーマを限定して実施していることから、大学全体の状況についてより積極的に監査を実施し、充実を図ることが望まれる。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

学校経営委員会で審議の上、決議された3年ごとの中期事業計画に基づき適切な財務運営が行われている。近年は志願者数や在籍学生数の増加により授業料収入が増加しており、損益計算書における大学事業部門の収支は概ね黒字で推移している。令和3(2021)年度開講のFP&A 対応オンライン講座や令和5(2023)年度開講のU.S.CMA 勉強会等、大学事業に付随した課外教育プログラムやコンテンツの提供に取り組んでおり、授業料収入以外の収入源の確保に努めている。

〈参考意見〉

○外部資金の獲得に向けた一層の努力を期待したい。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、会社法、企業会計の原則及び「株式会社東京リーガルマインド 経理規程」に基づき適正に実施されている。

会計監査については、学校設置会社の監査役が会社法に基づき実施している。また、平成18(2006)年に締結した構造改革特別区域法に基づく東京都千代田区との協定に基づき、独立監査人による会計監査等が行われている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、教育の質保証のための常設機関として自己点検・評価委員会を設置している。委員会は、学長や研究科長などの 9 人の学内役職者と外部有識者 1 人の計 10 人によって構成され、責任体制を明確にしている。

自己点検・評価委員会には、課題ごとに小委員会を設け、内部質保証のための組織体制を整備している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、自己点検・評価の一環として、令和 5(2023)年度から過年度に受けた大学機関別認証評価及び分野別認証評価において改善が必要であると指摘された事項に対する進捗管理を行っている。

大学独自の自己点検・評価の報告書については、認証評価を受ける周期に合わせて作成されており、ホームページで公表されている。

大学運営に関する各種調査の結果は、IR 委員会や事務局の各担当部署が取りまとめ、自己点検・評価委員会、研究科委員会等への報告を通じて学内に共有している。

〈参考意見〉

○IR 委員会では各種調査の実施や結果の分析に取り組んでいるものの、質保証に向けた活用等については検討段階であり今後の充実が望まれる。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

学長が委員長を務める自己点検・評価委員会が中心となって、内閣府及び文部科学省による特区事業評価、認証評価等の外部機関の評価で受けた指摘に対する改善に取り組んでおり、一部に課題は残されているものの一定の成果を確認することができるなど、内部質保証に努めている。過年度の認証評価における指摘事項に対する改善状況についてはホームページで公開している。

〈参考意見〉

○大学の内部質保証に関する取組みは、認証評価結果への対応が中心となっていることから更なる充実が望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 教育目的「質の高い会計専門職業人養成」のための教育活動

A-1. 理論と実践を融合した実務家養成教育

A-1-① 理論と実践の融合に資する教員組織の編成

A-1-② 理論と実践の融合を実現する教育課程の実践

A-2. 社会情勢の変化に応じたりカレント教育

A-2-① 社会人の学びやすさを追求したオンライン教育の実施

A-2-② 社会のニーズに応えた教育プログラムの提供

【概評】

理論と実践の融合に資する教員組織の編成として、研究者と第一線で活躍する実務家により構成される教員組織により、それぞれの教員が学生に専門知識を教授するだけではなく、理論と実践を有機的に結びつけた指導を志向することで、専門的職業人としての高度な思考力・判断力・実践力の養成に資する教育を展開している。

理論と実践の融合を実現する教育課程の実践として、租税法の論文指導の場合は、租税法の専門家である主査指導教員のほかに、論理的構成を指導する構成指導教員、表記法や文章表現法を指導する文章指導教員が加わり、3人の教員が1班となって各学生の論文指導を行う体制を採っている。また、会計学の論文指導の場合は、研究者教員が構成を含め指導する主査指導教員となり、図表設定等の体裁面を指導する副査指導教員を加えた2人の教員が1班で各学生を指導している。

社会人の学びやすさを追求したオンライン教育の実施として、就業中の社会人が時間と場所の制約を受けずに学修できる環境を追求し、授業を全面的にオンラインライブ形式で開講している。双方向性を確保しつつも通学を不要とした学修スタイルを構築したことにより、これまで時間的・地理的な制約により会計大学院への進学を逸してきた社会人や海外在住者に対しても、リカレント教育の機会を提供している。

社会のニーズに応えた教育プログラムの提供として、企業の財務活動に関する予測・分析を通して経営の意思決定を支援する職種である FP&A に関する教育コンテンツを開発・提供している。また、U.S.CMA 取得のフォローアップとして、課外講座「U.S.CMA 勉強会」を開講し、実践的な会計スキル獲得のための教育プログラムを展開している。

IV 大学の概況（令和 6(2024)年 5 月 1 日現在）

開設年度 平成 16(2004)年度

73LEC 東京リーガルマインド大学院大学

所在地 東京都千代田区神田三崎町 2-2-15
東京都千代田区神田三崎町 2-2-12

学部・研究科

学部・研究科	学科・研究科専攻
高度専門職研究科 (専門職学位課程)	会計専門職専攻

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
令和 6(2024)年 6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 19 日	第 1 回評価員会議開催
9 月 5 日	「書面質問及び依頼事項」を大学へ送付
9 月 19 日	大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 21 日	実地調査の実施
10 月 22 日	第 2・3 回評価員会議開催
10 月 23 日	第 4 回評価員会議開催
11 月 8 日	第 5 回評価員会議開催
令和 7(2025)年 1 月 10 日	大学から「評価チーム評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)
2 月 12 日	大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理 (意見なし)

令和 6 年度 大学機関別認証評価

評価結果報告書

令和 7 年 3 月

発行 公益財団法人日本高等教育評価機構

〒102-0073

東京都千代田区九段北 4-2-11 第 2 星光ビル 2 階

TEL 03-5211-5131 FAX 03-5211-5132

URL <https://www.jiheer.or.jp/top/>

